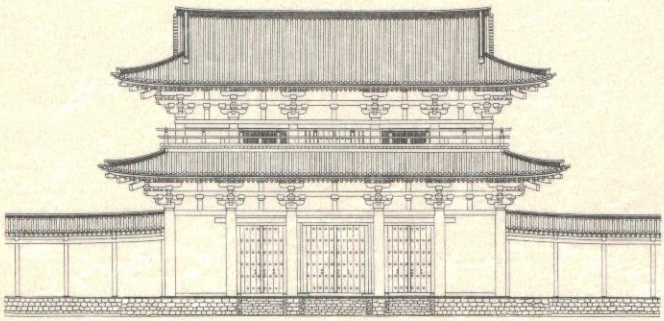
大宰府政庁跡



2002

九州歴史資料館

大宰府政庁跡

2002

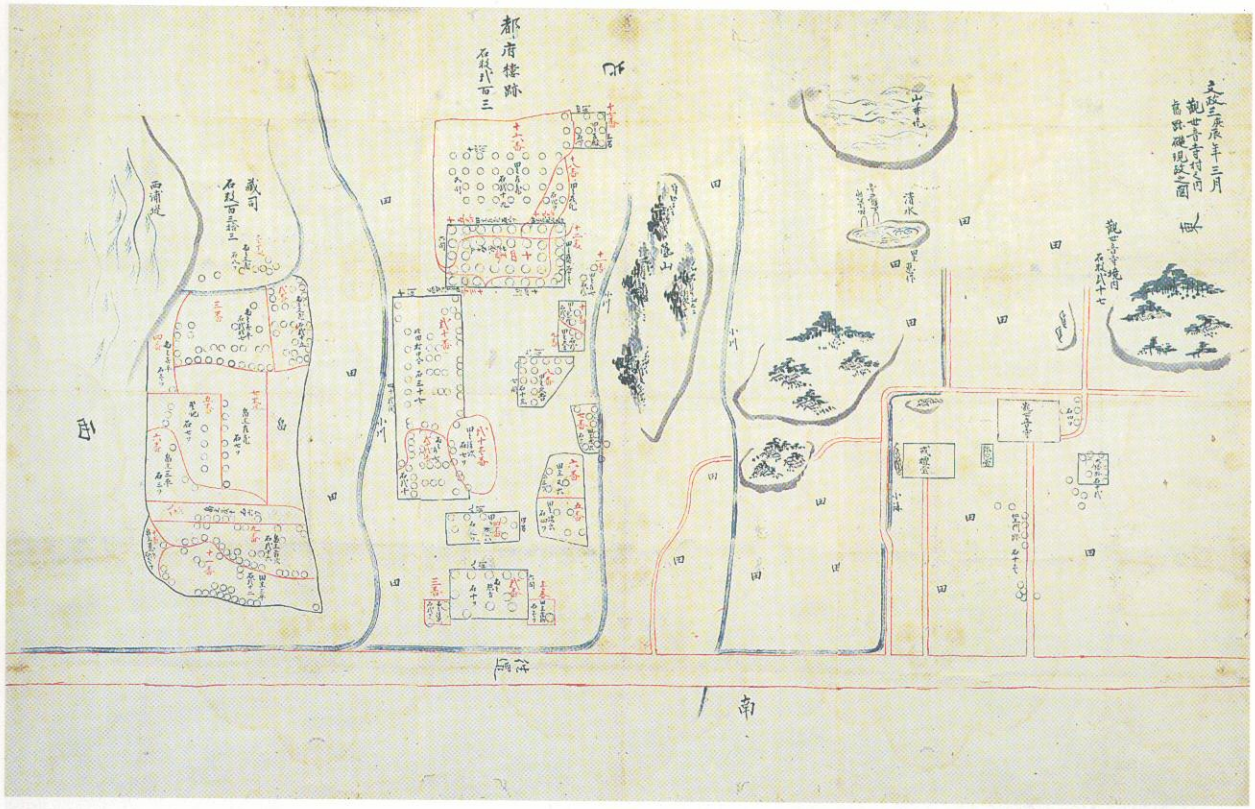
九州歴史資料館



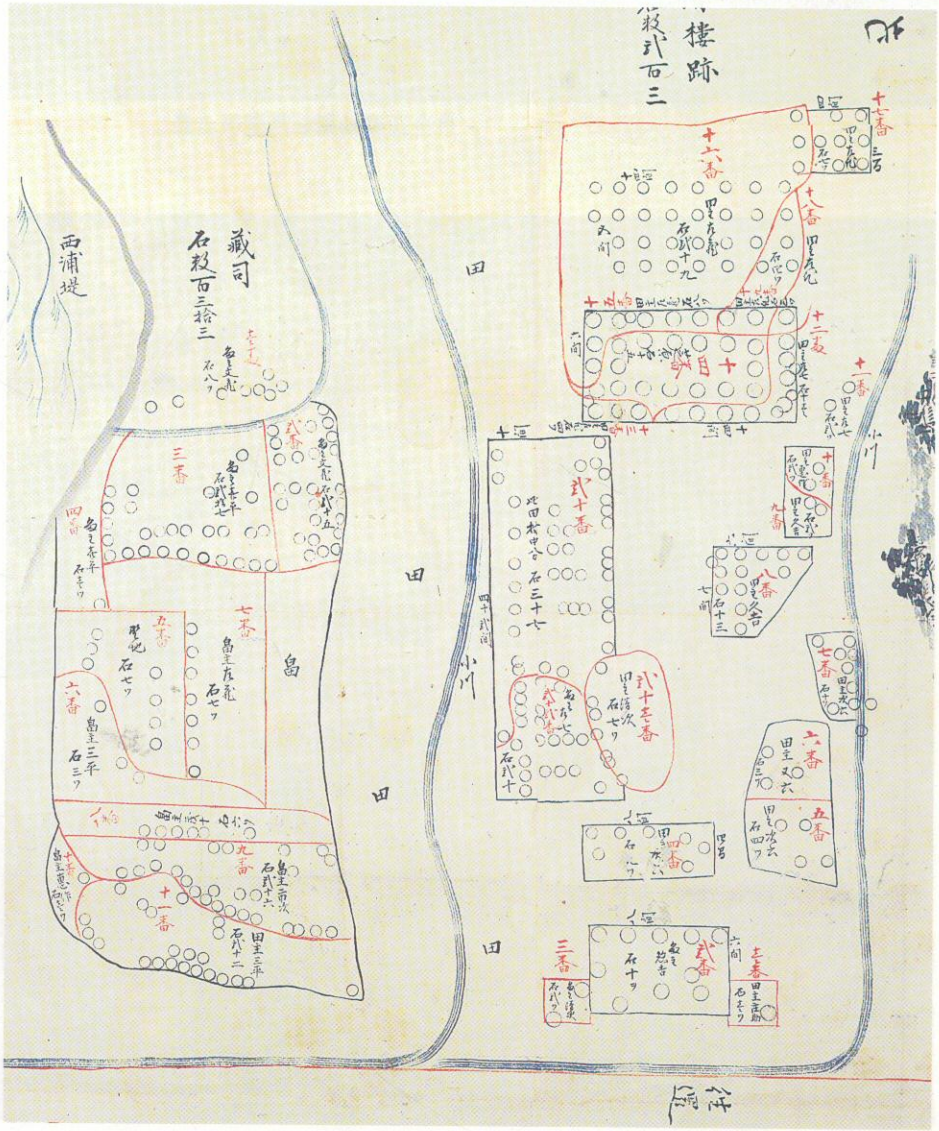
政庁全景航空写真



太宰府旧跡全図（北）



(1) 全景

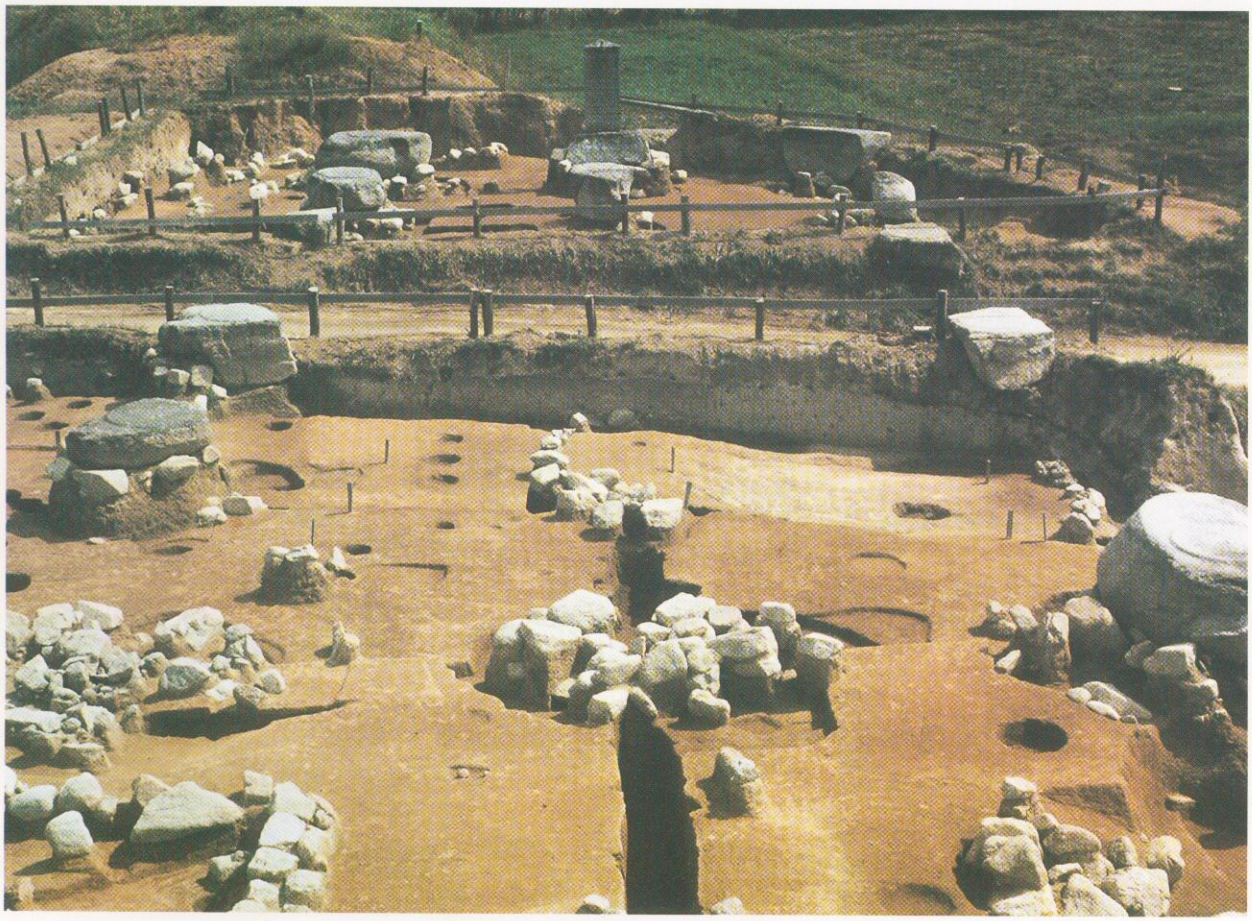


(2) 部分

観世音寺村之内旧跡礎現改之図



（1）正殿跡発掘調査区全景



（2）南門跡発掘調査区全景



（1）中門跡発掘調査区全景



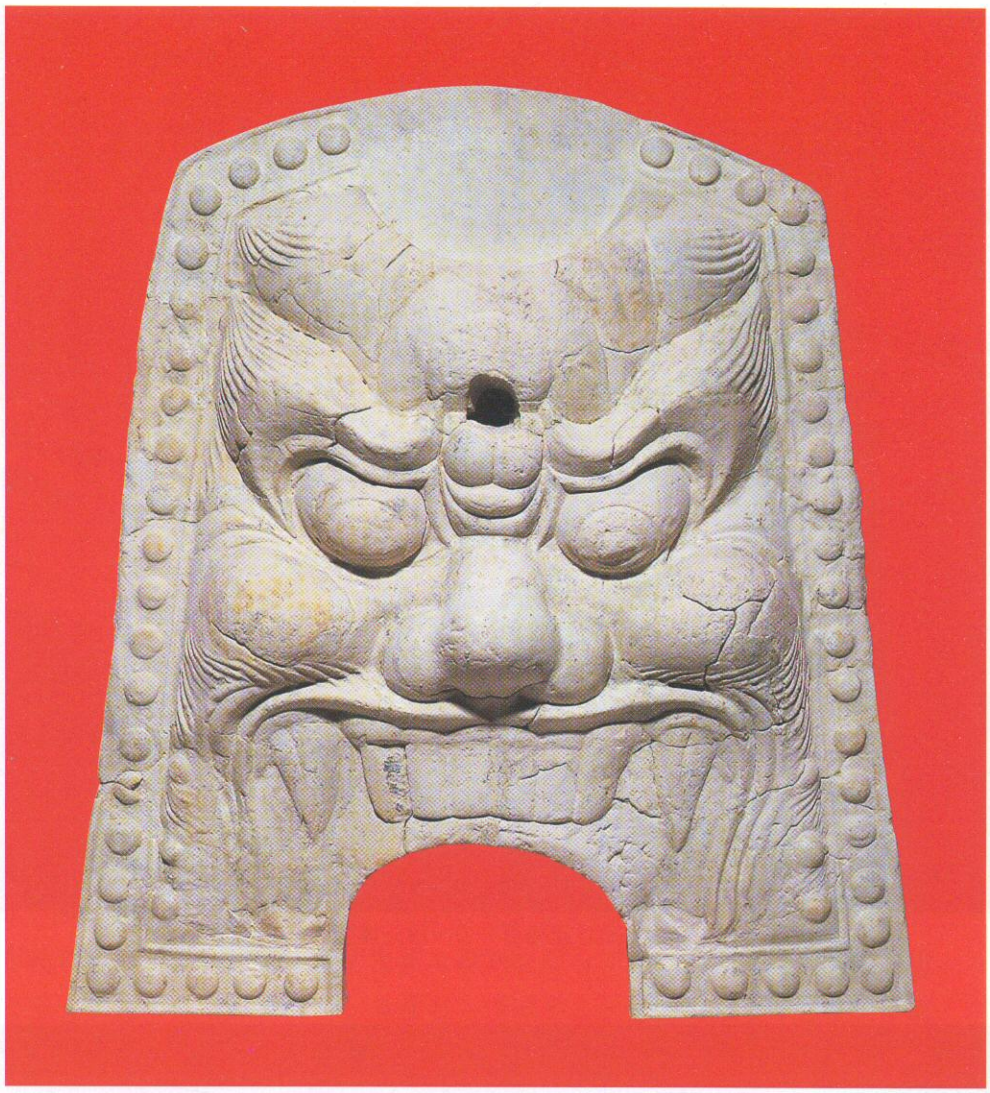
（2）回廊跡発掘調査区全景



（1）西脇殿跡全景



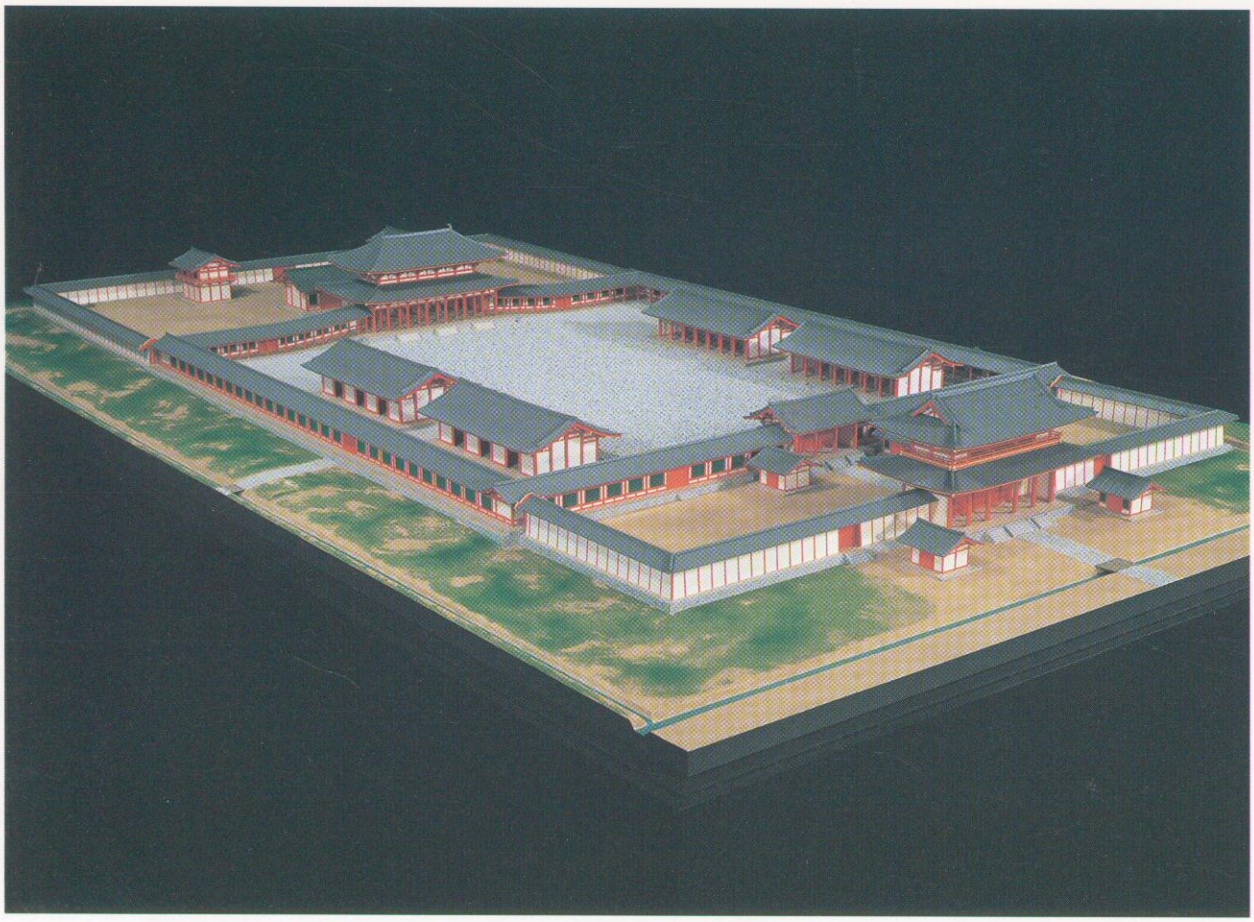
（2）後面築地跡全景



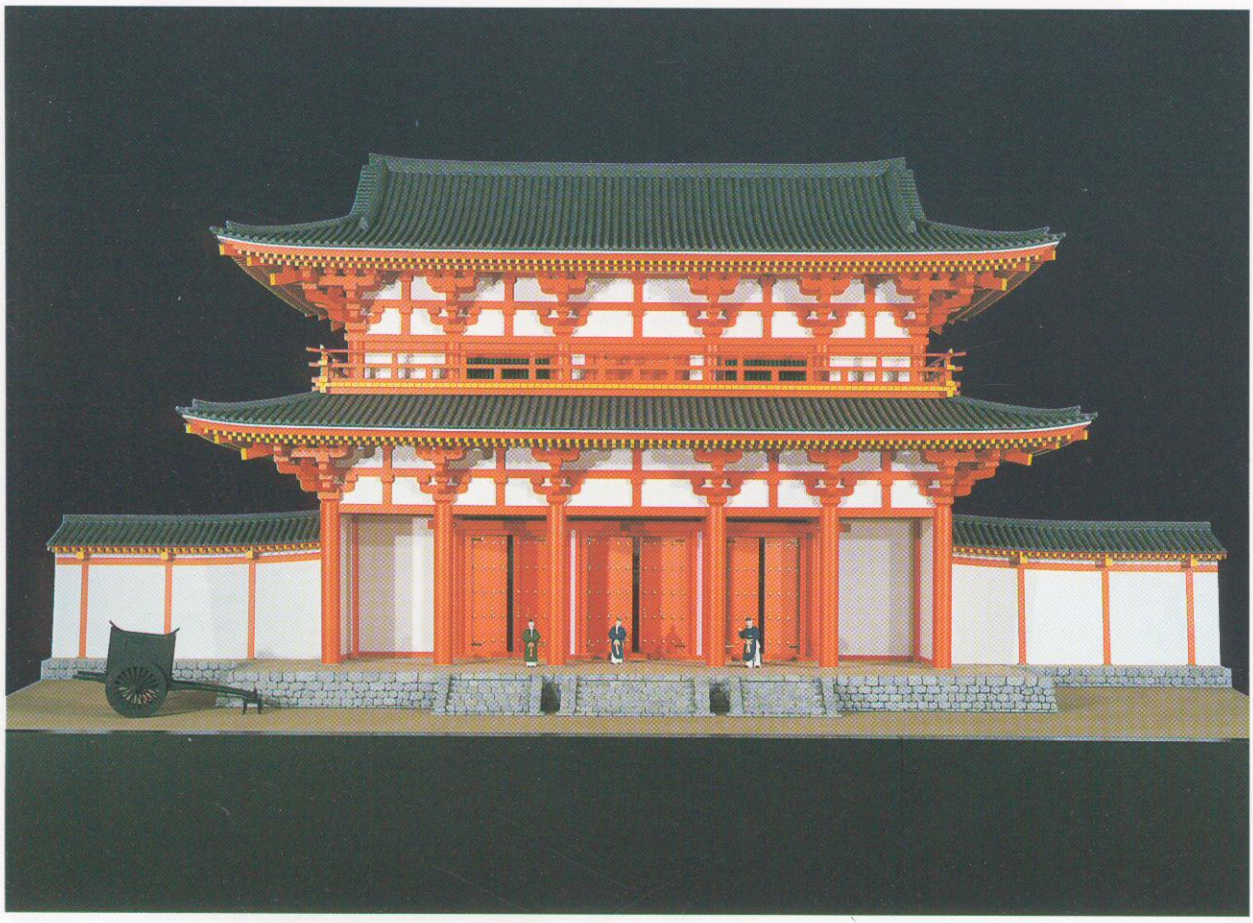
（1）第30次調査出土鬼瓦



（2）第1次調査出土地鎮具・鎮壇具



（1）政庁建物百分の一復元模型



（2）南門十分の一復元模型

序

大宰府は古代において，我が国の外交・軍事・内政の面で重要な位置を占め，律令期には名実ともに西海道諸国を統括する中枢としての役割を果たしてきました。

大宰府史跡の発掘調査が開始された経緯は，1950年代の後半から始まった都市周辺部への開発の進行によるもので，全国的な文化財に対する危機であり，大宰府も例外ではありませんでした。

これまで，政庁跡・水城跡・大野城跡など，部分的には史跡・特別史跡として指定されていましたが，必ずしも十分とは言えず，面的な指定拡大が望まれました。

大宰府史跡の発掘調査は，1968（昭和43）年に福岡県教育委員会によって開始され，1972（昭和47）年に九州歴史資料館が設置されると同時に発掘調査を担当し，以後，大宰府史跡調査研究指導委員会の指導に基づき，年次計画によって実施してまいりました。開始当初から，政庁地区の調査は優先的に計画の中に盛り込んできましたが，緊急調査を優先して対応せざるを得ない状況下にあり，大宰府政庁全体の規模を把握するだけでも10年の歳月を要しました。

また，調査着手から正式報告書の刊行に至るまでかなりの年月を要したのも，約4世紀に亘って日本古代史上で重要な役割を担ってきた大宰府の複雑な歴史展開と全く無縁ではありません。今後も，当館がこれまで実施してきた大宰府史跡の調査成果を各遺跡ごとにまとめていく作業が必要であります。その手始めとして，「大宰府政庁跡」発掘調査報告書をここに上梓し得たことは，誠に望外の喜びであります。

本報告書の刊行にあたり，適切なるご指導とご配慮を頂いた大宰府史跡調査研究指導委員の諸先生，特に諸事繁忙の中，玉稿を賜った澤村仁・八木充の両先生には特段の謝意を申しあげます。また，文化庁，太宰府市，地元の関係各位，直接に調査を推進してこられ故人となられた初期の職員諸氏，さらには酷暑・寒風の中で発掘調査・遺物整理に従事して頂いた作業員の皆様に衷心より感謝申し上げる次第であります。

平成14年3月31日

九州歴史資料館長　光安　常喜

『大宰府政庁跡』の刊行にあたって

大宰府史跡に関わる発掘調査報告書として，このたび政庁跡の報告書が刊行されることになった。

大宰府史跡に関する本格的な発掘調査が開始されたのは，1968（昭和43）年のことであった。当時，高度経済成長の中で土地の開発が進み，史跡をとりまく環境が急速に悪化する中，それに対処するため，文化庁は1966（昭和41）年，特別史跡大宰府跡の指定地の大幅な拡張の方針を打ち出した。権益が損なわれることを危ぶむ住民の方々に史跡の重要性を認識していただくためにも，本格的な発掘調査を推進することが必要とされたのである。

こうして開始されたのが，史跡大宰府を代表とする遺跡としての都府楼跡，すなわち政庁地区の発掘である。発掘は幸いに多くの成果をあげ，都の朝堂院の建物配置に似た，「遠の朝廷」としての大宰府の性格を如実に示す遺構が発見され，その時期的変遷も跡づけられた。史跡の重要性が発掘によって明らかにされたことは，その保全について住民・研究者を含めて共通の認識を生むことになった。そのことの意義は大きい。

大宰府史跡の発掘は，その後，九州歴史資料館を中心に進められ，観世音寺とその子院，大野城，筑前国分寺，不丁官衙域，水城などの各所に及び，それぞれ貴重な成果を挙げている。限りある人員及び予算の中でそれらの調査の推進に当たったことが，正式な発掘調査報告書の刊行が遅れた理由の一つではあるが，これらの調査によって，大宰府史跡の全体像やその中での政庁地区の位置が明らかになったことも，また確かである。

近年に至り，九州国立博物館の開館が目前に迫り，大宰府史跡の発掘の主体となって活躍してきた九州歴史資料館にも何らかの変化の及ぶことが予測されるに至った。さらに，政庁地区の発掘当時，調査の最前線にあった方々の多くが第一線を退きつつある。この機会を逃すと，本格的な調査報告書が永久に日の目を見なくなる恐れも感じられた。そこで，1997（平成9）年度から政庁正殿とその周辺についてあらためて発掘調査を実施し，その成果を踏まえた上で本報告書を刊行することになった次第である。

九州歴史資料館では，今後も引き続き観世音寺地区などに関する報告書を逐次刊行する予定である。この刊行によって，大宰府史跡の歴史的意義が正確に認識され，今後の研究の進展に寄与することを期待したい。

平成14年３月31日

大宰府史跡調査研究指導委員会委員長　笹山　晴生

例　　言

1．本書は，昭和43年度から福岡県が国庫補助を受け，九州歴史資料館が発掘調査を実施した大宰府政庁跡の正式報告書である。

2．本書には，大宰府政庁の解明を目的として発掘調査を実施した大宰府史跡第1次・1次補足・2次・6次・15次・26次・30次・30次補足・41次・49次・180次調査の成果を掲載した。

3．本書掲載の遺構実測図は，国土調査法第Ⅱ座標系をもとに基準点を設け作成した。

4．発掘調査は，大宰府史跡調査研究指導委員会の指導と承認のもとに実施した。検出遺構及び出土遺物については，各指導委員の御指導と御教示を得た。

なお，澤村仁委員と八木充委員の両氏には，特論として執筆をお願いし，玉稿を頂戴した。

5．第26次調査出土のSB500a柱根の樹種鑑定は，京都大学木材研究所（当時）の伊東隆夫氏に依頼し，鑑定結果を掲載した。

6．第26次調査出土種子類の鑑定は，九州大学農学部須崎民雄教授（当時）に依頼し，鑑定結果を掲載した。

7．第180次調査出土炭化材の年代測定と樹種同定は，（株）古環境研究所に委託し，同定結果を掲載した。

8．第180次調査出土の鉄塊系遺物の金属学的調査は，（株）九州テクノリサーチ・TACセンター大澤正己氏に委託し，分析結果を掲載した。

9．本書掲載の写真は，当館参事石丸洋及び各次調査担当職員の撮影による。

10．金属製品の保存修復作業は，元当館参事横田義章氏による。

11．出土遺物の実測は，主として各次調査担当職員及び調査課職員がおこなった。

12．遺物の整理・実測及び図面作成には，多くの方々の協力があった。なお，平成13年度の報告書作成に係る関係者は下記のとおりである。

遺物整理：大田千賀子・中田千枝子・市川千香枝

製図作業：橋之口雅子・高橋佑佳・高田雅子・井上弘子

13．本書の執筆分担は，以下のとおりである。

Ⅰ章　石松好雄

Ⅱ章　赤司善彦

Ⅲ章（1）高倉洋彰
（2）栗原和彦

Ⅳ章（1）横田賢次郎
（2）岡寺　良

Ⅴ章（1）～（5）横田
（6）山本輝雄

Ⅵ章（1）栗原
（2）小田和利
（3）中間研志
（4）1松川博一・酒井芳司
2・3小田
（5）1～3小田
4～7中間
8　杉原敏之

Ⅶ章（1）古環境研究所
（2）古環境研究所
（3）伊東隆夫
（4）須崎民雄
（5）大澤正己

Ⅷ章（1）横田
（2）1栗原
2小田
3松川

Ⅸ章（1）1八木　充
2澤村　仁

14．巻末には，『大宰府政庁出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』を再録し，「政庁跡出土木簡釈文」を掲載した。

15．本書の編集は，調査課員でおこなった。

本 文 目 次

第Ⅰ章　緒　言 …… 1

第Ⅱ章　位置と歴史的環境 …… 9

第Ⅲ章　大宰府史跡の研究史 …… 20
（1）大宰府政庁の研究前史 …… 20
（2）遺物の研究史 …… 30

第Ⅳ章　調査の記録方法と概要 …… 46
（1）調査の記録方法 …… 46
（2）調査の概要 …… 48
1）第1次・1次補足調査 …… 48
2）第2次調査 …… 50
3）第6次調査 …… 50
4）第15次調査 …… 51
5）第26次調査 …… 51
6）第30次・30次補足調査 …… 52
7）第41次調査 …… 53
8）第49次調査 …… 54
9）第180次調査 …… 54

第Ⅴ章　検出遺構 …… 55
（1）基本層序 …… 55
（2）遺構の概要 …… 57
（3）Ⅰ期以前遺構 …… 58
1）竪穴遺構 …… 58
2）土　壙 …… 58
3）溝 …… 58
（4）Ⅰ期遺構 …… 58
1）掘立柱建物 …… 60
2）柵 …… 65
3）溝 …… 68
4）土　壙 …… 69
（5）Ⅱ・Ⅲ期遺構 …… 69
1）正　殿 …… 69
2）後　殿 …… 77
3）脇　殿 …… 84
4）南　門 …… 91
5）中　門 …… 93
6）北　門 …… 97
7）回　廊 …… 101
8）築　地 …… 110
9）内　庭 …… 116
10）外　濠 …… 118
11）その他の遺構 …… 120
（6）大宰府政庁正殿跡の礎石間距離についての実測調査 …… 126

第Ⅵ章　出土遺物 …… 131

（1）瓦塼類 ……131
1）軒瓦等の出土状況 ……131
2）文字瓦 ……174
3）丸瓦・平瓦 ……181
4）道具瓦 ……208
（2）土器類 ……233
1）正殿(180次)出土土器 ……233
2）後殿(49次)出土土器 ……242
3）西脇殿(30次)出土土器 ……243
4）南門(1次)出土土器 ……247
5）中門(1次)出土土器 ……252
6）北門(41次)出土土器 ……264
7）回廊西南隅(6次)出土土器…270
8）回廊東北隅(15次)出土土器…287
9）築地東北隅(26次)出土土器…293
10）内庭(30次補足)出土土器……301
11）外濠(2次)出土土器 ……303
（3）木　器 ……307
（4）文字資料 ……309
1）木　簡 ……309
2）墨書土器 ……313
3）刻書土器 ……318
（5）特殊遺物 ……319
1）陶　硯 ……319
2）漆付着土器 ……330
3）製塩土器 ……331
4）鋳造関連遺物 ……333
5）土製品等 ……337
6）石製品 ……339
7）挂　甲 ……344
8）金属製品 ……349

第Ⅶ章　自然科学分析 ……353
（1）大宰府政庁正殿跡における放射性炭素年代測定 ……353
（2）大宰府政庁正殿跡から検出された炭化材の樹種同定 ……355
（3）大宰府史跡出土柱根の樹種鑑定結果 ……358
（4）大宰府史跡出土種子等の鑑定結果 ……361
（5）大宰府史跡(政庁跡・来木地区)出土鉄塊と鋳造関連遺物の金属学的調査……363

第Ⅷ章　考　察 ……379
（1）遺　構 ……379
1）遺構の期別設定 ……379
2）各期遺構の変遷 ……383
（2）遺　物 ……390
1）瓦塼類 ……390
2）土　器 ……410
3）木　簡 ……415

第Ⅸ章　特　論 ……423
（1）筑紫における大宰府の成立 ……423
（2）大宰府政庁中心域（都府楼）の建築……439

挿 図 目 次

Fig. 1　大宰府史跡指定地域図(1/10,000) …… 3
Fig. 2　政庁跡発掘調査地域図(1/2,000) …… 5
Fig. 3　大宰府関連遺跡分布図(1/200,000) ……11
Fig. 4　大宰府政庁周辺主要遺跡分布図(1/62,500) ……13
Fig. 5　大宰府政庁周辺官衙配置図(1/6,000) ……16
Fig. 6　大宰府政庁周辺地形図(明治33年大日本帝国陸地測量部測量図　1/60,000) ……18
Fig. 7　寛政５年図の礎石配置 ……23
Fig. 8　旧跡全図に描かれた正殿と南門の礎石 ……24
Fig. 9　文政３年図にみえる政庁の礎石群 ……25
Fig.10　文政３年図の脇殿・回廊礎石と建物の関係(●は現存する礎石) ……25
Fig.11　文政３年図に描かれた礎石の推定位置 ……27
Fig.12　『太宰府志』に描かれた大宰府政庁の礎石 ……27
Fig.13　「博多・太宰府図屏風」の大宰府付近 ……28
Fig.14　二つの政庁建物配置復原案 ……30
Fig.15　「警固」銘文字瓦(1/5)……31
Fig.16　「水」と読める文字瓦(1/4)……34
Fig.17　家紋様のある瓦(約1/8・1/10) ……36
Fig.18　文字並びに記号を追加したる文字瓦(約1/8・1/10)……37
Fig.19　大宰府条坊地区割番号図 ……46
Fig.20　政庁域地区割図(1/4,000) ……47
Fig.21　大宰府政庁発掘調査地域図(1/800)……折込
Fig.22　第１次調査南門発掘区(1/600)……49
Fig.23　第１次調査中門発掘区(1/600)……49
Fig.24　第２次調査発掘区(1/600)……50
Fig.25　第６次調査発掘区(1/600)……50
Fig.26　第15次調査発掘区(1/600)……51
Fig.27　第26次調査発掘区(1/600)……51
Fig.28　第30次調査発掘区(1/600)……52
Fig.29　第30次補足調査発掘区(1/600)……53
Fig.30　第41次調査発掘区(1/600)……53
Fig.31　第49次調査発掘区(1/600)……54
Fig.32　第180次調査発掘区(1/600) ……54
Fig.33　土層模式図(1/30) ……55
Fig.34　竪穴SX018・135実測図(1/40・1/80) ……59
Fig.35　掘立柱建物SB040・042実測図(1/100) ……折込
Fig.36　柵SA110，掘立柱建物SB120，溝SD125実測図(1/150) ……折込
Fig.37　掘立柱建物SB121実測図(1/100) ……61

Fig.38　掘立柱建物SB122実測図(1/100) ……62
Fig.39　掘立柱建物SB123実測図(1/100) ……63
Fig.40　掘立柱建物SB360実測図(1/100) ……64
Fig.41　柵SA016・017・044・045実測図(1/100) ……65
Fig.42　柵SA111・112・113実測図(1/100) ……66
Fig.43　柵SA1064・1065柱掘形断面図(1/60) ……68
Fig.44　正殿地区遺構配置図(1/300)……折込
Fig.45　正殿地区トレンチ土層図(1/60) ……折込
Fig.46　基壇下層土器出土状況実測図(1/20) ……71
Fig.47　暗渠SX133実測図(1/60，1/30) ……72
Fig.48　正殿SB010B実測図(1/150) ……73
Fig.49　正殿SB010B礎石実測図(1/60) ……74
Fig.50　正殿SB010B地覆実測図(1/60) ……75
Fig.51　瓦敷遺構SX131実測図(1/60) ……76
Fig.52　後殿地区遺構配置図(1/200)……77
Fig.53　後殿地区東壁土層図(1/60) ……77
Fig.54　後殿SB1370基壇化粧実測図(1/60) ……78
Fig.55　掘立柱建物SB500a実測図(1/150) ……79
Fig.56　掘立柱建物SB500a柱掘形実測図(1/60) ……80
Fig.57　SB500a基壇化粧実測図(1/60) ……81
Fig.58　後面築地地区南北土層図(1/60) ……82
Fig.59　礎石建物SB510礎石実測図(1/60) ……82
Fig.60　礎石建物SB510実測図(1/100) ……83
Fig.61　脇殿SB545実測図(1/200) ……84
Fig.62　脇殿SB550実測図(1/200) ……折込
Fig.63　脇殿SB550，階段SX552①実測図(1/60)……86
Fig.64　脇殿SB550・085礎石実測図(1/60) ……88
Fig.65　南門地区遺構配置図(1/200)……89
Fig.66　南門地区西半部土層図(1/60) ……90
Fig.67　南門SB001A・B掘形重複状況図(1/60) ……91
Fig.68　南門SB001B礎石実測図(1/60)……92
Fig.69　南門・築地基壇化粧実測図(1/100)……93
Fig.70　中門地区遺構配置図(1/200)……94
Fig.71　中門地区中央部南北土層図(1/60) ……95
Fig.72　中門SB005礎石実測図(1/60) ……96
Fig.73　中門SB005階段SX027実測図(1/150) ……97
Fig.74　掘立柱建物SB023・024・043実測図(1/100) ……98
Fig.75　北門地区遺構配置図(1/200)……99
Fig.76　後面築地SA505基壇化粧実測図(1/60) ……100

Fig.77　後面築地SA505北側土層断面図(1/60) ……101
Fig.78　回廊SC022・060，建物SB065基壇化粧実測図(1/60)……102
Fig.79　回廊西南地区遺構配置図(1/200)……折込
Fig.80　西面回廊SC060A・B断面図(1/60) ……103
Fig.81　西面回廊SC060基壇化粧実測図(1/60) ……103
Fig.82　暗渠SX064a実測図(1/60) ……104
Fig.83　回廊北東地区遺構配置図(1/200) ……105
Fig.84　東面回廊SC350A・B東側柱及び北面回廊SC340A・B北側柱礎石実測図(1/60) …106
Fig.85　北面回廊SC340A，後面築地SA335基壇化粧実測図(1/60) ……107
Fig.86　北面回廊SC340B礎石実測図(1/60) ……108
Fig.87　東面回廊SC350B礎石実測図(1/60) ……109
Fig.88　暗渠SX356実測図(1/60) ……110
Fig.89　前面築地SA002基壇化粧実測図(1/60) ……111
Fig.90　前面築地SA002土層図(1/60) ……112
Fig.91　前面築地SA004側面図(1/60) ……112
Fig.92　後面築地地区遺構配置図(1/200) ……113
Fig.93　後面築地SA335，南北溝SD345，石敷遺構SX346実測図(1/60) ……114
Fig.94　後面築地SA335・SA505基壇化粧実測図(1/60) ……115
Fig.95　石敷遺構SX081実測図(1/200) ……折込
Fig.96　石敷遺構SX083・084実測図(1/200) ……117
Fig.97　外湟地区中央部南北土層図(1/60)……118
Fig.98　外湟地区遺構配置図(1/200)……折込
Fig.99　しがらみSX051・056実測図(1/40) ……119
Fig.100　土壙SK011・012・013実測図(1/80) ……120
Fig.101　土壙SK105実測図(1/10) ……121
Fig.102　土壙SK108実測図(1/40) ……121
Fig.103　土壙SK514実測図(1/60) ……122
Fig.104　鎮壇遺構SX008実測図(1/40) ……122
Fig.105　鎮壇遺構SX020，地鎮遺構SX015実測図(1/10) ……123
Fig.106　鋳造遺構SX070実測図(1/60) ……124
Fig.107　保土穴SX070・353実測図(1/20) ……124
Fig.108　正殿跡の実測基準線と身舎柱間寸法の実測値 ……129
Fig.109　単弁軒丸瓦(1/8) ……132
Fig.110　平縁軒丸瓦(1/8) ……132
Fig.111　軒瓦の組み合わせ(1/8) ……132
Fig.112　第３段階の軒丸瓦(1/8) ……133
Fig.113　一枚作り軒平瓦（８世紀）(1/8) ……133
Fig.114　一枚作り軒平瓦（９世紀）(1/8) ……133
Fig.115　第４段階の軒丸瓦(1/8) ……134

Fig.116　円筒桶製軒平瓦(1/8) ……134
Fig.117　第4段階の軒平瓦(1/8) ……134
Fig.118　文字瓦(1/8) ……135
Fig.119　第5段階の軒丸瓦(1/8) ……135
Fig.120　第5段階の軒平瓦(1/8) ……135
Fig.121　回廊東北隅部（第15次）地区軒瓦・文字瓦出土状況(1/300) ……149
Fig.122　築地東北隅部（第26次）地区軒瓦出土状況(1/300) ……151
Fig.123　篦書文字瓦拓影・実測図(1/2) ……175
Fig.124　丸瓦の部分名称 ……181
Fig.125　縄目文丸瓦拓影・実測図(1/6) ……183
Fig.126　斜格子文丸瓦拓影・実測図（1）(1/6，文字銘部分は1/3) ……185
Fig.127　斜格子文丸瓦拓影・実測図（2）(1/6) ……188
Fig.128　丸瓦の長さによる度数分布 ……190
Fig.129　平瓦の部分名称 ……191
Fig.130　縄目文平瓦拓影・実測図（1）－模骨桶作り平瓦－(1/6) ……192
Fig.131　縄目文平瓦拓影・実測図（2）－模骨桶作り平瓦－(1/6) ……194
Fig.132　縄目文平瓦拓影・実測図（3）－一枚作り平瓦－(1/6) ……196
Fig.133　縄目文平瓦拓影・実測図（4）－一枚作り平瓦－(1/6) ……198
Fig.134　斜格子文平瓦拓影・実測図（1）－円筒桶製平瓦・文字瓦－(1/6) ……200
Fig.135　斜格子文平瓦拓影・実測図（2）－円筒桶製平瓦(5･6は文字瓦)－(1/6) ……202
Fig.136　斜格子文平瓦拓影・実測図（3）－円筒桶製平瓦－(1/6) ……204
Fig.137　斜格子文平瓦拓影・実測図（4）－円筒桶製平瓦－(1/6) ……206
Fig.138　平瓦の長さと幅による比較 ……207
Fig.139　鴟尾の部分名称 ……208
Fig.140　鴟尾実測図(1/4) ……210
Fig.141　鬼瓦Ａ類（1）(1/4) ……214
Fig.142　鬼瓦Ａ類（2）(1/4) ……216
Fig.143　鬼瓦Ｂ類他(1/4) ……218
Fig.144　大分廃寺瓦溜りSK025出土軒瓦・鬼瓦拓影・実測図(1/5) ……219
Fig.145　大宰府出土の文様塼拓影・実測図(1/4) ……222
Fig.146　長方形塼覗花文の合成 ……223
Fig.147　文様塼3種の敷き方についての一案 ……225
Fig.148　面戸瓦拓影・実測図(1/4) ……227
Fig.149　熨斗瓦拓影・実測図（1）(1/4) ……229
Fig.150　熨斗瓦拓影・実測図（2）(1/4) ……231
Fig.151　正殿地区遺構出土土器実測図（1）(1/3) ……234
Fig.152　正殿地区遺構出土土器実測図（2）(1/3) ……235
Fig.153　正殿地区遺構出土土器実測図（3）(1/3) ……236
Fig.154　正殿地区遺構出土土器実測図（4）(1/3) ……238

Fig.155　正殿地区整地層出土土器実測図（1）(1/3) ……239
Fig.156　正殿地区整地層出土土器実測図（2）(1/3) ……240
Fig.157　正殿地区その他土層出土土器実測図(1/3) ……241
Fig.158　後殿地区出土土器実測図(1/3) ……242
Fig.159　西脇殿地区遺構出土土器実測図(1/3) ……243
Fig.160　西脇殿地区土層出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……244
Fig.161　西脇殿地区土層出土土器陶器実測図(1/3) ……246
Fig.162　南門地区遺構出土土器実測図(1/3) ……248
Fig.163　南門地区遺構出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……249
Fig.164　南門地区整地層出土土器実測図(1/3) ……250
Fig.165　南門地区その他土層出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……251
Fig.166　中門地区遺構出土土器実測図（1）(1/3) ……253
Fig.167　中門地区遺構出土土器実測図（2）(1/3) ……255
Fig.168　中門地区遺構出土土器実測図（3）(1/3) ……256
Fig.169　中門地区遺構出土土器実測図（4）(1/3) ……257
Fig.170　中門地区整地層出土土器実測図(1/3) ……259
Fig.171　中門地区整地層出土土器・陶器実測図(1/3) ……260
Fig.172　中門地区灰層出土土器実測図(1/3) ……261
Fig.173　中門地区その他土層出土土器実測図(1/3) ……262
Fig.174　中門地区柱穴他出土土器実測図(1/3) ……263
Fig.175　北門地区遺構出土土器実測図(1/3) ……265
Fig.176　北門地区整地層出土土器実測図（1）(1/3) ……267
Fig.177　北門地区整地層出土土器実測図（2）(1/4) ……268
Fig.178　北門地区土層出土土器・陶器実測図(1/3) ……269
Fig.179　北門地区土層出土土器実測図(1/3) ……270
Fig.180　回廊西南隅地区遺構出土土器実測図（1）(1/3) ……271
Fig.181　回廊西南隅地区遺構出土土器実測図（2）(1/3) ……272
Fig.182　回廊西南隅地区遺構出土土器・陶磁器実測図（1）(1/3) ……273
Fig.183　回廊西南隅地区遺構出土土器・陶磁器実測図（2）(1/3) ……275
Fig.184　回廊西南隅地区第1整地層出土土器・陶磁器実測図（1）(1/3) ……276
Fig.185　回廊西南隅地区第1整地層出土土器・陶磁器実測図（2）(1/3) ……277
Fig.186　回廊西南隅地区第1整地第3層出土土器実測図（1）(1/3) ……279
Fig.187　回廊西南隅地区第1整地第3層出土土器実測図（2）(1/3) ……280
Fig.188　回廊西南隅地区第2整地層出土土器実測図(1/3) ……281
Fig.189　回廊西南隅地区第3・4整地層出土土器実測図(1/3) ……283
Fig.190　回廊西南隅地区瓦溜出土土器実測図(1/3) ……284
Fig.191　回廊西南隅地区瓦溜出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……285
Fig.192　回廊西南隅地区その他土層出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……286
Fig.193　回廊東北隅地区遺構出土土器実測図(1/3) ……287

Fig.194　回廊東北隅地区整地層出土土器・陶磁器実測図（1）(1/3) ……288
Fig.195　回廊東北隅地区整地層出土土器・陶磁器実測図（2）(1/3) ……289
Fig.196　回廊東北隅地区整地層出土土器実測図(1/4) ……290
Fig.197　回廊東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（1）(1/3) ……291
Fig.198　回廊東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（2）(1/3) ……292
Fig.199　築地東北隅地区遺構出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……294
Fig.200　築地東北隅地区溝SD501上層出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……295
Fig.201　築地東北隅地区溝SD501出土土器実測図(1/3) ……296
Fig.202　築地東北隅地区腐植土層出土土器実測図(1/3) ……297
Fig.203　築地東北隅地区腐植土層出土土器・陶器実測図(1/3) ……298
Fig.204　築地東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（1）(1/3) ……299
Fig.205　築地東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（2）(1/3) ……300
Fig.206　内庭地区出土土器実測図(1/3，25・26は1/4) ……302
Fig.207　外溝地区出土土器実測図（1）(1/3) ……303
Fig.208　外溝地区出土土器実測図（2）(1/3) ……304
Fig.209　外溝地区出土土器実測図（3）(1/3) ……305
Fig.210　外溝地区出土土器・陶磁器実測図(1/3) ……306
Fig.211　木器等実測図(1/3，6のみ1/6) ……308
Fig.212　墨書・刻書土器実測図（1）(1/3) ……314
Fig.213　墨書・刻書土器実測図（2）(1/3) ……316
Fig.214　墨書・刻書土器実測図（3）(1/3) ……317
Fig.215　硯実測図(1/3) ……320
Fig.216　転用硯実測図（1）(1/3) ……323
Fig.217　転用硯実測図（2）(1/3) ……324
Fig.218　転用硯実測図（3）(1/3) ……325
Fig.219　転用硯実測図（4）(1/3) ……326
Fig.220　漆付着土器実測図（1/3） ……330
Fig.221　製塩土器実測図（1/3） ……332
Fig.222　鋳型実測図(1/3) ……334
Fig.223　鋳型・坩堝・取瓶・鞴羽口実測図(1/3) ……336
Fig.224　土製品・ガラス小玉等実測図(1/2) ……338
Fig.225　石器・石製品実測図（1）(2/3) ……340
Fig.226　石器・石製品実測図（2）(2/3) ……341
Fig.227　石器・石製品実測図（3）(2/3) ……342
Fig.228　石器・石製品実測図（4）(1/3) ……343
Fig.229　挂甲鉄札実測図（1）(1/2) ……346
Fig.230　挂甲鉄札実測図（2）(1/2) ……347
Fig.231　鉄札参考資料（蔵司採集品）(1/2) ……349
Fig.232　銅製品（1～6）・鉄製品等実測図(1/2，24のみ1/3) ……351

Fig.233　鉄釘実測図(1/2) ……352
Fig.234　C^{14}・樹種分析試料採取地点（正殿北東隅）(1/300) ……354
Fig.235　炭化材試料採取状況（C^{14}No.2)……354
Fig.236　炭化材試料採取状況（樹種No.2) ……354
Fig.237　大宰府政庁正殿跡出土炭化材の顕微鏡写真 ……357
Fig.238　築地東北隅地区ＳＢ500a柱根の顕微鏡写真（1)……359
Fig.239　築地東北隅地区ＳＢ500a柱根の顕微鏡写真（2)……360
Fig.240　供試材実測図及び試料採取部位（1/3) ……368
Fig.241　鉄塊系遺物の顕微鏡組織（1) ……370
Fig.242　鉄塊系遺物の顕微鏡組織（2) ……371
Fig.243　滓・椀形鍛冶滓の顕微鏡組織 ……372
Fig.244　銅滓の顕微鏡組織 ……373
Fig.245　坩堝片（銅塊付着）の顕微鏡組織 ……374
Fig.246　坩堝片？（銅塊付着）の顕微鏡組織 ……375
Fig.247　鉄塊系遺物（DZI-1）のマクロ組織（上段×5，下段×10)……376
Fig.248　上段：鉄塊系遺物(DZI-1)・下段：滓(DZI-2)の反射電子像と定量分析値……377
Fig.249　上段：鉄塊系遺物(DZI-4)・下段：坩堝片？(DZI-2)の反射電子像と定量分析値……378
Fig.250　正殿地区Ⅰ期遺構変遷図（1/1,200) ……384
Fig.251　大宰府政庁建物期別変遷図 ……389
Fig.252　大宰府政庁出土軒瓦の組合せ（1）(1/8) ……391
Fig.253　大宰府政庁出土軒瓦の組合せ（2）(1/8) ……400
Fig.254　観世音寺出土軒瓦の組合せ(1/8)……400
Fig.255　筑前国分寺創建期軒瓦の組合せ(1/8)……401
Fig.256　不丁官衙地区ＳＸ2480出土平瓦片(1/4) ……402
Fig.257　縄目文・斜格子文のある平瓦片(1/2)……406
Fig.258　斜格子文瓦の凸面に残る文字銘・記号・文様など(1/3)……408
Fig.259　政庁跡主要遺構出土土器 ……411
Fig.260　大宰府政庁出土土器編年図 ……414
Fig.261　大宰府政庁南門復原模型設計図（南正面　1/300）……441
Fig.262　朝堂院等配置変遷図 ……449
Fig.263　大宰府政庁と諸国衙（『近江国府』滋賀県より）……450
Fig.264　多賀城政庁配置変遷図（『多賀城跡』政庁編　宮城県1982より）……451

表　目　次

Tab. 1　大宰府史跡指定名称と面積 …… 3
Tab. 2　政庁跡発掘調査地域一覧 …… 5
Tab. 3　大宰府史跡調査研究指導委員会委員 …… 8
Tab. 4　遺物研究史関係文献一覧 ……44
Tab. 5　第５段階後半の軒瓦 ……136
Tab. 6　第１次調査SK011・012出土軒丸瓦点数表（1）・（2） ……139・140
Tab. 7　第１次調査SK011・012出土軒平瓦点数表（1）・（2） ……141・142
Tab. 8　第１次調査SK011・012出土文字瓦点数表 ……142
Tab. 9　第６次調査各遺構出土軒瓦点数表 ……144
Tab.10　第６次調査各遺構出土文字瓦点数表 ……145
Tab.11　第15次調査主要遺構出土瓦点数表 ……148
Tab.12　軒丸瓦の型式分類と調査次数別点数表（1）～（4） ……158～165
Tab.13　軒平瓦の型式分類と調査次数別点数表（1）～（5） ……166～175
Tab.14　叩打痕文字瓦調査次数別点数表（1）～（3） ……179～181
Tab.15　文様　の呼称例 ……224
Tab.16　墨書塼刻書土器出土遺構一覧 ……318
Tab.17　転用硯一覧 ……327～329
Tab.18　石器・石製品観察表 ……344
Tab.19　挂甲鉄札出土量一覧 ……348
Tab.20　炭化材の樹種同定結果 ……355
Tab.21　供試材の履歴と調査項目 ……369
Tab.22　供試材の組成 ……369
Tab.23　出土遺物の調査結果のまとめ ……369
Tab.24　遺構の期別設定 ……383
Tab.25　軒瓦の５段階 ……394
Tab.26　官衙地区老司Ⅱ式軒瓦出土点数一覧 ……395
Tab.27　筑前国分寺創建期軒瓦組合せ（石松1993一部改変） ……402

図　版　目　次

巻頭PL. 1　　政庁全景航空写真
2　　太宰府旧跡全図（北）
3 (1)　観世音村之内旧跡礎現改之図全景
(2)　同　部分
4 (1)　正殿跡発掘調査区全景
(2)　南門跡発掘調査区全景
5 (1)　中門跡発掘調査区全景
(2)　回廊跡発掘調査区全景

6 (1) 西脇殿跡全景
(2) 後面築地跡全景
7 (1) 第30次調査出土鬼瓦
(2) 第1次調査出土地鎮具・鎮壇具
8 (1) 政庁建物百分の一復元模型
(2) 南門十分の一復元模型

PL. 1 大宰府史跡
PL. 2 (1) 政庁全景（調査前，東から）
(2) 政庁全景（調査前，南から）
PL. 3 政庁全景（現況）
PL. 4 (1) 中門全景（東から）
(2) Ⅰ期建物SB040・042，柵SA16・044・045（北から）
PL. 5 (1) 柵SA044（西から）
(2) 柵SA045（東から）
(3) 掘立柱建物SB040柱根
(4) 掘立柱建物SB040柱根
PL. 6 (1) Ⅰ期建物SB360（北から）
(2) Ⅰ期建物SB360（南から）
(3) 築地SA505，北門SX061，柵SA1064・1065，SX1062（東から）
PL. 7 (1) 正殿全景（空中写真）
(2) 正殿SB010（東から）
PL. 8 (1) Ⅰ期建物SB122，柵SA112（南から）
(2) Ⅰ期建物SB121・122，柵SA112・113（東から）
(3) Ⅰ期建物SB121（東から）
PL. 9 (1) 掘立柱建物SB120柱掘形
(2) 掘立柱建物SB121柱掘形
(3) 掘立柱建物SB122柱掘形
(4) 掘立柱建物SB123柱掘形
(5) Ⅰ期溝SD125（東から）
PL.10 (1) 正殿SB010全景（空中写真）
(2) 正殿SB010現況（東から）
PL.11 (1) 正殿SB010B全景（東北から）
(2) 正殿SB010B全景（東南から）
PL.12 (1) 正殿SB010B東辺部（東から）
(2) 正殿SB010B東北隅部（北から）
(3) 正殿SB010B北面階段SX191①（北から）
PL.13 (1) 正殿SB010B基壇北面，地覆根石と階段SX191①（東から）
(2) 正殿SB010B西北隅部（西から）
(3) 正殿SB010B西北隅部（南から）

PL.14　正殿SB010B礎石
PL.15 (1) 後殿南面基壇化粧全景（西から）
(2) 後殿根石（南から）
(3) 後殿南面瓦積基壇化粧
(4) 後殿北面瓦積基壇化粧
PL.16 (1) 後殿地区及び後面築地SA335・505（東北から）
(2) 後殿地区及び後面築地SA335・505（北から）
(3) 後殿地区建物SB500と後面築地SA505間の下層（木簡出土層）
PL.17 (1) 後殿地区掘立柱建物SB500a，礎石建物SB510（西から）
(2) 後殿地区礎石建物SB500b（西から）
(3) 後殿地区礎石建物SB510（北から）
PL.18　後殿地区掘立柱建物SB500a柱掘形・柱根
PL.19 (1) 西脇殿SB550（北から）
(2) 西脇殿SB550（南から）
(3) 西脇殿SB550（西から）
PL.20 (1) 西脇殿SB550北面基壇化粧（西北から）
(2) 北面基壇化粧細部（北から）
(3) 西脇殿SB550，階段SX552①（西から）
(4) 西脇殿SB550，階段SX552①細部（西から）
PL.21 (1) 西脇殿SB550，階段SX546①（東から）
(2) 西脇殿SB550，階段SX546②（東から）
(3) 西脇殿SB550，階段SX546③（東から）
PL.22 (1) 南門SB001全景（南から）
(2) 南門SB001西半分（南東から）
(3) 南門SB001東半分（北から）
PL.23 (1) 南門SB001東半分（北から）
(2) 南門SB001西半分（北から）
(3) 南門SB001西半分（北西から）
PL.24 (1) 南門SB001B礎石
(2) 南門SB001A鎮壇具出土状況
PL.25 (1) 中門SB005B全景（西南から）
(2) 中門SB005西半分（北から）
(3) 中門SB005全景（西から）
PL.26 (1) 衛門舎SB023（西から）
(2) 衛門舎SB023（東から）
(3) 衛門舎SB024（東から）
(4) 衛門舎SB024（西から）
PL.27 (1) Ⅱ期中門SB005A礎石１・４
(2) Ⅲ期中門SB005B礎石２・６・８・９

PL.28 (1) 中門階段SX020全景（南から）
(2) 中門階段SX020全景（東から）
(3) 中門階段SX020①（南から）
PL.29 (1) 中門SB005A鎮壇具出土状況（北から）
(2) 中門SB005A鎮壇具出土状況
(3) 中門SB005A東北部地鎮具出土状況
PL.30 (1) 後面北築地SA505と北門SX1061（東から）
(2) 後面北築地SA505と北門SX1061（西から）
(3) 北門SX1061全景（南から）
PL.31 (1) 北門SX1061全景（南から）
(2) 北門SX1061全景（北から）
(3) 北門SX1061西半部（北から）
PL.32 (1) 南面回廊SC022B西南隅部全景（東から）
(2) 西面回廊SC060A・B西南隅部全景（西から）
(3) 西面回廊SC022・060西南隅部全景，遠くにSA002を望む（北から）
PL.33 (1) 西面回廊の西側溝SD061A瓦出土状況（北から）
(2) 南面回廊SC022A，西面回廊SC060A西南隅部全景（北から）
(3) 西面回廊SC060A，南面回廊SC022A西南隅部全景（西から）
PL.34 (1) 南面回廊SC022西南隅部の暗渠施設SX064A全景と雨落溝SD062A·063A(北から)
(2) 暗渠SX064A（北から）
(3) 暗渠SX064Aa・b・c全景（南から）
(4) 西面回廊SC060内側基壇化粧（東南から）
PL.35 (1) 北面回廊SC340B，東面回廊SC350B東北隅部全景（東から）
(2) 北面回廊SC340B全景（西から）
(3) 北面回廊SC340A，東面回廊SC350A東北隅部全景（東から）
PL.36 (1) 北面回廊SC340A・B，東面回廊SC350A・B東北隅（西から）
(2) 北面回廊SC340A・B（東から）
(3) 北面回廊SC340A北側根石と壁持ち，SC340B礎石部分（東から）
(4) 北面回廊SC340A壁持ち（東から）
PL.37 (1) 東面回廊SC350A・B東北隅部（北から）
(2) 北面回廊SC340A・B東北隅部（東から）
(3) 北面回廊SC340A東北隅部礎石（北から）
PL.38 北面回廊SC340A・B礎石及び根石
PL.39 (1) 北面回廊SC340A，東北隅部暗渠SX356（北から）
(2) 北面回廊SC340A，東北隅部暗渠SX356（東から）
(3) 東面回廊SC350，後面築地SA335基壇化粧，石積み（東北から）
PL.40 (1) 前面南築地SA002と南門西側の接続部（西から）
(2) 前面南築地SA002と南門東側の接続部（北から）
PL.41 (1) 前面南築地SA002B西南隅部付近（西から）

(2) 前面南築地SA002A西南隅部付近基壇化粧石積み
(3) 前面南築地SA002A西南隅部付近，上方に南門跡を望む（西から）
PL.42 (1) 前面西築地SA004Bと南面回廊SC022Bの接続部（南から）
(2) 前面西築地SA004Aと南面回廊SC022Aの接続部（東から）
(3) 前面西築地SA004Aと南面回廊SC022Aの接続部（東から）
PL.43 (1) 後殿地区と後面築地SA335・505（北東から）
(2) 後面北築地SA505（北から）
(3) 後面北築地SA505（西から）
PL.44 (1) 内庭SX088の石敷遺構SX081（南東から）
(2) 内庭SX088の石敷遺構SX081（南から）
(3) 石敷遺構SX081と東脇殿SB085基壇（南から）
PL.45 (1) 外溝SD050（南から）
(2) しがらみ遺構SX051（南東から）
(3) しがらみ遺構SX051（南西から）
PL.46 (1) 鋳造遺構SX070（西から）
(2) 鋳造遺構SX070保土穴
(3) 鋳造遺構SX070保土穴
PL.47 (1) 東面回廊SC350（北から）
(2) 東面回廊上保土穴SX353
(3) 東面回廊東側の石敷遺構SX346（東から）
(4) 東面回廊東側の石敷遺構SX346（南から）
PL.48 軒瓦の組合せ(1)
PL.49 軒瓦の組合せ(2)
PL.50 軒丸瓦(1)
PL.51 軒丸瓦(2)
PL.52 軒丸瓦(3)
PL.53 軒丸瓦(4)
PL.54 軒平瓦(1)
PL.55 軒平瓦(2)
PL.56 軒平瓦(3)
PL.57 軒平瓦(4)
PL.58 軒平瓦(5)
PL.59 (1) 軒平瓦(6)
(2) 軒平瓦691Ab瓦当と平瓦部叩打痕
(3) 縄目文・斜格子文のある平瓦片
(4) 斜格子の一部に渦巻文のある平瓦片
PL.60 丸瓦(1) 縄目文丸瓦・斜格子文丸瓦
PL.61 丸瓦(2) 斜格子文丸瓦（S形）
PL.62 (1) 丸瓦(3) 斜格子文丸瓦

(2) 軒瓦第1段階以前の平瓦
PL.63 平瓦(1) 縄目文平瓦（模骨桶作り平瓦）
PL.64 平瓦(2) 縄目文平瓦（一枚作り平瓦）
PL.65 平瓦(3) 斜格子文平瓦（円筒桶製平瓦）
PL.66 平瓦(4) 斜格子文平瓦（円筒桶製平瓦）
PL.67 篦書文字瓦と叩打痕文字瓦(1)
PL.68 叩打痕文字瓦(2)
PL.69 叩打痕文字瓦(3)
PL.70 叩打痕文字瓦(4)
PL.71 叩打痕文字瓦(5)
PL.72 叩打痕文字瓦(6)
PL.73 鴟尾
PL.74 鬼瓦(1)
PL.75 鬼瓦(2)
PL.76 鬼瓦(3)
PL.77 文様塼
PL.78 面戸瓦B
PL.79 面戸瓦Aと熨斗瓦（3枚割）
PL.80 熨斗瓦（2枚割）
PL.81 正殿地区出土土器(1)
PL.82 正殿地区出土土器(2)
PL.83 正殿地区出土土器(3)
PL.84 西脇殿地区出土土器
PL.85 (1) 南門地区出土土器
(2) 南門鎮壇具（短頸壺と内容物）
PL.86 (1) 中門地区出土土器(1)
(2) 中門鎮壇具（長頸壺）
(3) 中門鎮壇具（短頸壺と内容物）
PL.87 中門地区出土土器(2)
PL.88 (1) 中門地区出土土器(3)
(2) 外溝地区出土土器
PL.89 北門地区出土土器(1)
PL.90 北門地区出土土器(2)
PL.91 北門地区出土土器(3)
PL.92 回廊西南隅地区出土土器(1)
PL.93 回廊西南隅地区出土土器(2)
PL.94 回廊西南隅地区出土土器(3)
PL.95 回廊西南隅地区出土土器(4)
PL.96 回廊西南隅地区出土土器(5)

PL.97　回廊西南隅地区出土土器(6)
PL.98　回廊西南隅地区出土陶磁器
PL.99　回廊東北隅地区出土土器(1)
PL.100　回廊東北隅地区出土土器(2)
PL.101　築地東北隅地区出土土器・陶磁器(1)
PL.102　築地東北隅地区出土土器・陶磁器(2)
PL.103　築地東北隅地区出土土器・陶磁器(3)
PL.104　築地東北隅地区出土土器・陶磁器(4)
PL.105　第26次調査出土木器等
PL.106　木簡(1)
PL.107　木簡(2)
PL.108　木簡(3)
PL.109　木簡(4)
PL.110　木簡(5)
PL.111　木簡(6)
PL.112　墨書土器・刻書土器(1)
PL.113　墨書土器・刻書土器(2)
PL.114　墨書土器・刻書土器(3)
PL.115　墨書土器・刻書土器(4)
PL.116　定形硯
PL.117　転用硯(1)
PL.118 (1)　転用硯(2)
PL.119 (1)　漆付着土器
(2)　製塩土器(1)
PL.120　製塩土器(2)
PL.121　土製鋳型
PL.122　坩堝・鞴羽口・土錘・ミニチュア土器
PL.123　土製紡錘車・土製円盤・紐状製品・剥片尖頭器・掻器・彫器・打製石鏃
PL.124　打製石鏃・石匙・掻器・石核・滑石製石鍋
PL.125　滑石製品各種・他石製品・条溝砥石
PL.126　石製鋳型・砥石・ガラス丸玉・耳環・銅製刀装具等
PL.127　挂甲鉄札
PL.128　鉄製刀装具・鉄製飾板・鉄鎌・鉄製石突・鉄製工具等・鉄滓
PL.129　鉄刀子・鉄斧・鉄工具・鉄釘各種

付　図

付　図1　大宰府政庁遺構配置図（1/400）

第Ⅰ章　緒　　言

遠の朝廷

わが国古代の律令体制下において，西海道諸国島に対する内政総管の府として，また外交・交易の拠点として重要な役割を果たした大宰府は，『万葉集』に「大君の遠の朝廷」とうたわれ，また８世紀末に，自ら「天下の一都会」と称したように古代においては京につぐ規模を誇った最大の地方都市であった。その遺跡は福岡県太宰府市を中心に広範囲にわたって残されているとともに，その内容も多岐にわたっているが，その中心となるのが，これまでも「都府楼跡」の名称で親しまれてきた，いわゆる「大宰府政庁跡」である。この「都府楼跡」なる名称は菅原道真が「不出門」と題する七言律詩において詠じた「都府の楼にはわずかに瓦の色を看る観音寺にはただ鐘の声をのみ聴く」に由来するものである。現在それは「大宰府跡」として国の特別史跡に指定され，多数の礎石が保存されている。

調査前の政庁跡

この政庁跡の遺跡については，江戸時代から注目されており，元禄年間に執筆された貝原益軒の『筑前國続風土記』の「太宰府旧址」の項に「國府村の東，観世音寺の西に，つき山と云小山あり。其西の田の中に，大なる礎石多く残れり。是則太宰府の址なり。此里を御笠の里と云。貞享年中，観世音寺の観音堂を再興せし時，多く其礎の石を取用たり。され共猶餘石多し。南に大門の址，北に都府楼の跡ありて，其間に大厦のありし跡，礎甚多して，其旧跡さだかに見えたり。其礎は皆方六尺餘有て，柱を立し所は平かにして，わたり二尺一寸，或は二尺五寸あり。（後略）」と当時の遺跡の状況を記している。その後，寛政５年（1793）に福岡藩主黒田斉隆の観世音寺・都府楼跡巡視に際して礎石配置図が作成され，更に文政３年（1820）には「観世音寺村之内旧跡礎現改之図」が作成され，前者には156個，後者には203個の礎石が描かれている。また，筑前の国学者であった青柳種信の編になる『筑前國続風土記拾遺』には各建物跡の礎石の状況を詳細に記したのち「近代までも田圃の妨なりとて礎石を多く割取ける。先君（黒田斉隆）の御時より固く是を禁し給へり。」と，当時の福岡藩では都府楼跡の礎石を取り去ることを禁じ，遺跡の保護につとめていることが知られる。

しかしながら，幕末から明治にかけて遺跡保護に対する認識がゆるんだためか，明治23年（1890）の調査では105個にまで減少している。さらに昭和43年，福岡県教育委員会による本格的な発掘調査が開始された段階では正殿跡の礎石を中心に73個が残っていたに過ぎない。このような礎石の減少をもたらしたのは近代以降，農作業の妨げになるためとして除去されたり，土木工事に転用されたり，あるいは他所に持ちさられるなどしたことによるためと考えられる。このように遺跡保護という概念が希薄となっていった過程で，遺跡保護の手段がまったく講じられなかったわけではない。

大正10年の史跡指定

大正８年「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定されたのに基づいて大正10年にいたり政庁跡は水城跡，大野城跡，筑前国分寺跡とともに「大宰府跡」として国の史跡として指定され保護の手が打たれた。しかしながら，この時の指定のあり方は遺構主義ともいうべきもので，礎石が遺存している南門跡・中門跡・正殿跡・脇殿跡などを対象に面積にして約12haほどが指定されたのみであり，これらを取りまく周囲の自然地形などは指定の対象とはされなかった。昭和25年，新たに「文化財保護法」が制定され，それにともなって史跡「大宰府跡」は大野城跡，水城跡とともに特別史跡に格上げされたが，それまでの指定範囲以上に拡大追加指定されるこ

特別史跡昇格

とはなかった。このような過去における指定のあり方，また史跡は現状のまま保存すべきであるという考え方が，その後の史跡保存に大きな影響を与えたことは否定できない。

国土開発と遺跡保存

戦後，昭和30年代も後半にはいると高度経済成長政策にともない全国的に道路建設，宅地造成，農業構造改善事業など国土開発が盛んとなり，これにともなう各種土木工事によって各地の史跡や埋蔵文化財包蔵地が調査もされないまま破壊されたり，あるいは破壊の危機に瀕するという憂慮すべき事態が惹起された。奈良県の平城宮跡，飛鳥・藤原京跡，宮城県多賀城跡，福井県一乗谷の越前朝倉氏関係遺跡など巨大遺跡の保存問題が続出し，国会でも取り上げられるなど，大きな社会問題となった。このような状況のもと文化財保護委員会では，それまでの遺構主義による指定の方法では大規模な遺跡の保存には対処し得ないとの判断から広域指定についての問題が検討され始めていた。

追加指定に至る契機と保存

大宰府の遺跡もこのような背景のもとに拡大指定が検討され始めたが，その過程で昭和38年，福岡の大手不動産会社による観世音寺から政庁跡背後にかけての宅地造成計画が出され，その一部は造成工事が実施され，大宰府の遺跡は一挙に破壊の危機に瀕した。この状況を憂慮した福岡県と文化財保護委員会は，大宰府学校院跡と観世音寺境内および同子院跡を新たに指定するとともに政庁跡についても追加指定することについて検討を行い，昭和41年10月，福岡県教育委員会は追加指定の申請を行い，これを受けて文化財保護委員会は同年11月，特別史跡大宰府跡の追加指定とそれまで未指定であった観世音寺境内および同子院跡，学校院跡を新たに指定することとし，面積にして約110haに拡大することを決定し，地元に提案した。この広範囲にわたる追加指定は地元住民の不安をかきたてる事態を招き，追加指定反対の住民運動へと発展した。その背景には過去における指定地が何ら整備・活用されることもなく，いわば放置された状態であったことや新たな追加指定によって家屋の増改築や道路の新設など，いわゆる現状変更となるものが規制されたり，あるいは土地の売却に不利益を被るのではないかと危惧されたことなどが存在した。このことについては，昭和42年３月に地元の観世・坂本・国分三地区の関係者により「都府楼跡観世音寺跡学業院跡等の史蹟拡張指定問題について」と題して作成・配布されたパンフレットに明確に記されている。これより以後，追加指定問題解決に向けて行政側と地元住民との間で精力的な話し合いが展開されていった。

行政側と地元住民との協議

昭和42年６月，福岡県，太宰府町，地元住民代表および学識経験者からなる「太宰府地区史跡等保護整備協議会」が結成され，さらに昭和43年７月には太宰府町議会に「史跡対策特別委員会」が設置され，追加指定によって派生する諸々の問題点についてたびかさなる協議が重ねられていった。しかしながら，地元の合意は得られないまま時間が経過していった。このように行政側と地元住民との協議が交わされている間にも連続して宅地造成計画が表面化し，事態は一層深刻な状況を呈していった。このような状態が，このまま続いていくと現状を維持することさえ困難となる事態を招きかねないと判断した文化庁[1)]は，指定告示を急ぐ必要があるとの判断から地元との話し合いを早急にまとめたいとの意向を表明した。昭和45年６月，文化庁において太宰府町議会史跡対策特別委員会代表および地元地権者代表との協議，同年７月，太宰府町において説明会が開催され，長時間にわたる質疑応答が行われた。さらに９月には，再度文化庁において史跡対策特別委員会代表，太宰府町教育長，地権者代表と史跡指定地に対する



（1：特別史跡大宰府跡，2：史跡学校院跡，3：史跡観世音寺及び子院跡，4：特別史跡大野城跡）

Fig. 1　大宰府史跡指定地域図（1/10,000）

Tab. 1　大宰府史跡指定名称と面積

No.	区　分	名　　称	面　積(㎡)	備　　考
1	特別史跡	大宰府跡	253,916	昭和49年追加指定含む
2	史　跡	大宰府学校院跡	49,450	
3	史　跡	観世音寺境内及び同子院跡	864,462	
	計		1,167,828	

長期整備計画，保存管理計画，土地買い上げ計画等の基本的諸問題について協議が行われ，文化庁の方針が基本的に了解されるにいたった。このように長期にわたる国，福岡県，太宰府町と地元住民との協議を経てようやく昭和45年９月に特別史跡大宰府跡の追加指定ならびに大宰府学校院跡，観世音寺及び同子院跡の新たな史跡指定が官報告示されたのである。なお，各指定地の範囲および指定面積は，Fig.１・Tab.１のとおりである。

官報告示

一方このような大宰府史跡の保存をめぐって行政側と地元住民との話し合いが未だ決着せず協議が続けられていた昭和43年，文化庁は「大宰府史跡発掘調査指導委員会」を組織し，その指導のもとに発掘調査を行い，もっとも遅れていた遺構の解明に着手することとした。史跡の保存を行うには，ただその重要性を強調するだけでは一般住民の理解は得られにくく，発掘調査によって遺跡の状況を具体的に示し，その価値を明示することもきわめて重要であり，かつ必要なことである。このことは，また今後遺跡を整備し，保存・活用をはかっていく上において，その基礎資料を得るという意味においても必要なことであった。指導委員会は国史学・考古学・建築史学の研究者10名によって構成され，委員長に竹内理三氏を副委員長に鏡山猛氏が推薦された。昭和43年７月，第１回目の会議が地元福岡で開催され，発掘調査の基本計画，当面の発掘調査地点などについて協議が行われた。このうち当面の発掘調査地点については遺構がまったく確認されていない学校院跡についても調査し，遺構の存在を地元住民に知ってもらうことが必要ではないかとの意見も出されたが，この段階では拡張追加指定について了解が得られていたわけではなく，地元の意向もあって実現せず，結局土地が公有化されていた政庁跡について第１回目の発掘調査を実施する事となった。政庁跡には南門跡・中門跡・正殿跡・脇殿跡にそれぞれ礎石が残っている。このうち正殿跡はほぼ完全な形でならんでおり，しかもほぼ原位置をたもっているとみられる。このような状況を踏まえ調査箇所については南門跡と中門跡が選ばれた。これについては二つの大きなねらいがあった。一つは遺構の残存状況を把握することであり，もう一つは今後長期にわたるであろう発掘調査の基準とするために南門跡・中門跡と正殿跡の遺構を通してその軸線を確認する事であった。

発掘調査指導委員会の設置

昭和43年10月19日，政庁中門跡において鍬入れ式が行われ，大宰府史跡に対する本格的な調査・研究が開始されることとなった。実質的な発掘調査の開始は諸般の事情により少々遅れ12月に入ってからであったが，幸い地元観世区，坂本区住民の協力が得られることとなり，９月に奈良国立文化財研究所から福岡県教育委員会社会教育課に着任していた藤井功氏の指導のもとに開始された。この南門跡・中門跡における発掘調査（第１次調査）は，地下遺構については何ら明らかにされていない大宰府史跡に初めて発掘調査の手が入る画期的な出来事であり，したがってゆっくりと時間をかけて慎重に進められ，調査が終了したのは翌年の12月も終わり近くになってからであった。調査の結果，３期（第Ⅰ期～第Ⅲ期）にわたる遺構が確認されるとともに最終期（第Ⅲ期）の遺構は第Ⅱ期の建物が天慶４年（941）の藤原純友の乱で焼失した後，10世紀後半に再建された時のものと推定された。また，南門跡・中門跡と正殿跡の遺構を通した軸線は，わずかに20分ほど東へ振れているのみでほぼ真南北方向であることが判明し，これらの成果は以後の発掘調査を方向づける結果となった。以後，政庁跡における調査は,Tab.２およびFig.２に示すように回廊・築地跡西南隅，同東北隅，後殿地区築地東北隅，西脇殿跡，後殿地区北面築地跡へと進められていった。

第1次調査開始

調査の成果

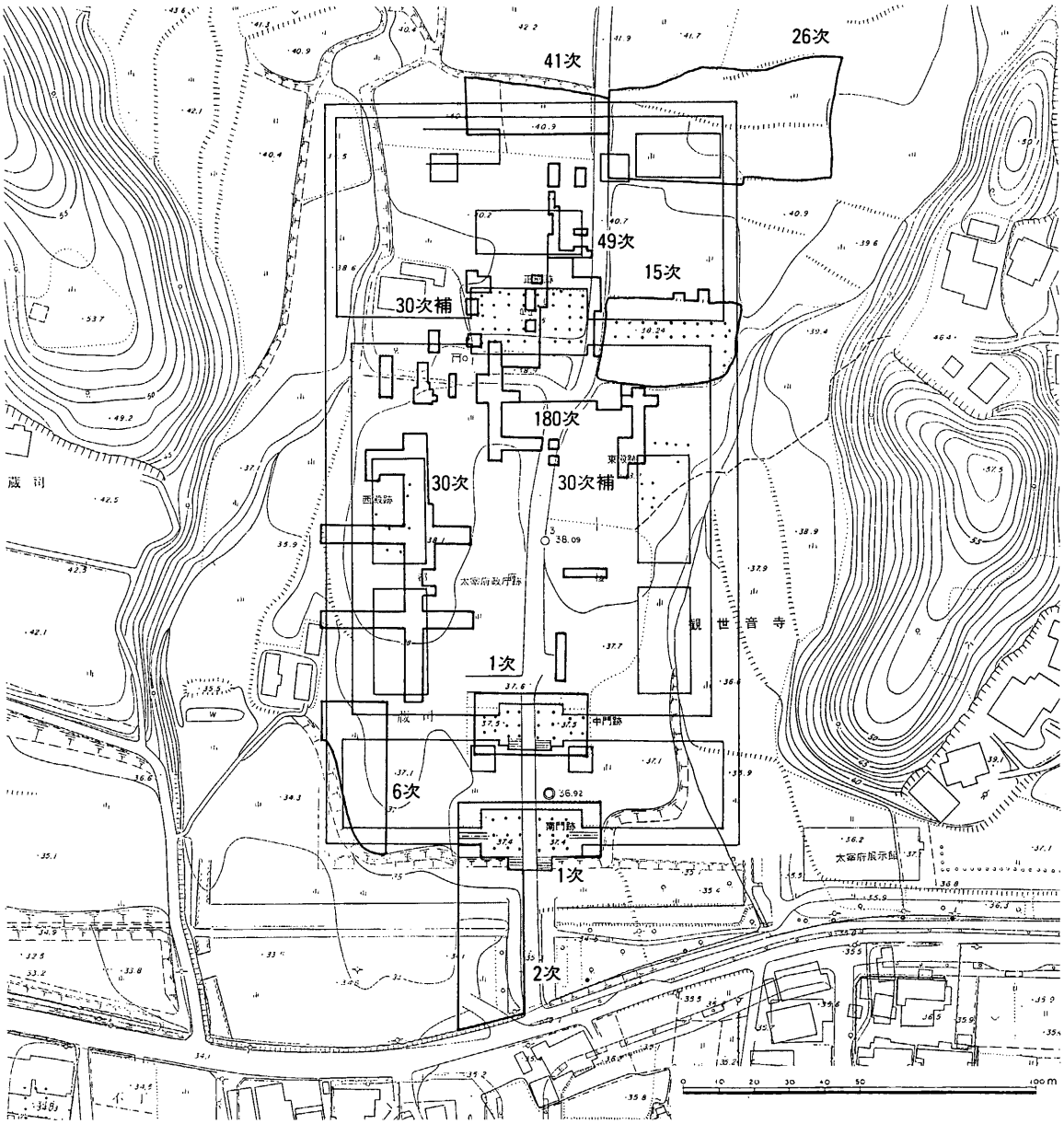


Fig. 2　政庁跡発掘調査地域図（1/2,000）

Tab. 2　政庁跡発掘調査地域一覧

調査次数	調査箇所	調査面積(㎡)	調査期間
第1次調査	南門・中門	1,400	681203 ～ 691227
第1次調査補足	中門	80	751022 ～ 751105
第2次調査	南門前面	1,265	690806 ～ 700815
第6次調査	回廊西南隅	550	700817 ～ 701227
第15次調査	回廊東北隅	1,000	710917 ～ 720904
第26次調査	築地東北隅	1,800	730401 ～ 731119
第30次調査	西脇殿	850	731119 ～ 740402
第30次調査補足	東脇殿・内庭	540	740909 ～ 741216
第41次調査	後面築地	350	760427 ～ 760810
第49次調査	正殿・後殿	75	770511 ～ 770530
第180次調査	正殿	1,800	971203 ～ 000204

昭和53年には，大宰府史跡発掘調査10周年を迎えたのを機会に，それまでの成果をもとに政庁跡建物の1/100の復原模型を製作する事となり，それまで未調査であった正殿跡および後殿跡についてトレンチによる調査が行われ，これによって政庁跡における建物の全貌が，ほぼ明らかとなった。なお正殿跡については，平成10年度に大宰府史跡発掘調査開始30周年を迎えたのを機会に，これを記念して本格的な発掘調査を行うこととなり，平成９年12月３日に関係者約50名が出席して鍬入れ式が行われた。その後，平成11年12月にかけて調査が行われ，南門・中門跡と同様に３期にわたる遺構が確認された。しかしながら，この正殿跡の調査における主な課題であった第Ⅰ期の掘立柱建物の遺構解明については上層遺構の礎石が残っていることから調査はかなりの制約を受け，その全体像を明らかにするまでにはいたっていない。このように昭和43年に南門・中門跡において政庁跡に対する発掘調査を開始して以来，正殿跡の調査を行うまでに30年が経過したことになる。この間，発掘調査の対象も学校院跡，観世音寺，大野城跡，水城跡と拡大し，数々の事実が明らかとなっていった。特に昭和54年から始まった政庁跡前面域における「観世音寺地区土地区画整理事業」にともなう事前の発掘調査によって，鏡山猛が推測していたように官衙域が政庁跡前面にまで及んでいたことが確認されたことは大きな成果であった。

発掘調査体制の充実

また，政庁跡における遺構解明およびその他の関連遺跡の発掘調査が進められていく過程で発掘調査体制の充実がはかられるとともに指導体制も再編成された。まず，昭和44年，福岡県教育委員会は機構改革を行い，新たに「文化課」を発足させ，大宰府史跡の発掘調査については担当技師２名を増員した。さらに昭和47年４月には，福岡県が太宰府市内に建設を進めていた九州歴史資料館が完成し開館の運びとなった。これにともない大宰府史跡の発掘調査は同館に移管され，調査課が担当することとなり，担当技師も５名に増員され，継続的に発掘調査を進めていくこととなった。昭和59年には，それまでの「大宰府史跡発掘調査指導委員会」を「大宰府史跡調査研究指導委員会」と改称し，メンバーも国史学・考古学・建築史学のほかに造園学・都市工学の専門家を加え，新たに13名の委員に発掘調査のみならず遺跡整備事業についても指導をお願いしていくこととなり，今日に至っている。なお，発掘調査開始以来今日にいたるまでに指導委員をお願いした方々はTab.３に示すとおりである。

また，これまで述べた政庁跡における各次発掘調査関係者及び本年度の報告書作成に関わる九州歴史資料館の関係者は下記のとおりである。

第１次調査

［考　古］藤井　功　亀井明徳　横田義章　横田賢次郎　石丸　洋

［国　史］倉住靖彦

［建築史］山本輝雄

第２次調査

［考　古］藤井　功　亀井明徳　横田義章　横田賢次郎　石丸　洋

［国　史］倉住靖彦

［建築史］山本輝雄

第６次調査

［考　古］藤井　功　亀井明徳　横田義章　横田賢次郎　森田　勉

［国　史］倉住靖彦

［建築史］山本輝雄

第15次調査

［考　古］石松好雄　亀井明徳　横田賢次郎　森田　勉　高橋　章　児玉真一

［国　史］渡辺正気　倉住靖彦

［写　真］石丸　洋

第26次調査

［考　古］石松好雄　横田賢次郎　森田　勉　高橋　章　児玉真一　山本信夫

［国　史］渡辺正気　倉住靖彦

［写　真］石丸　洋

第30次調査

［考　古］石松好雄　横田賢次郎　森田　勉　高橋　章　児玉真一　山本信夫

［国　史］渡辺正気　倉住靖彦

［写　真］石丸　洋

第41次調査

［考　古］石松好雄　横田賢次郎　森田　勉　高橋　章　高倉洋彰　山本信夫　澤田康夫

［国　史］倉住靖彦

［写　真］石丸　洋

第49次調査

［考　古］石松好雄　横田賢次郎　森田　勉　高橋　章　高倉洋彰　澤田康夫

［国　史］倉住靖彦

［写　真］石丸　洋

第180次調査

［考　古］石松好雄　栗原和彦　横田賢次郎　赤司善彦　齋部麻矢　杉原敏之

［国　史］倉住靖彦

［写　真］石丸　洋

九州歴史資料館

〈総　括〉	館　長	光安常喜				
	副館長	柳田康雄				
	参　事	石山　勲	石丸　洋			
〈庶　務〉	総務課	丸山弘子	坂梨友春	田嶋朋子		
〈報告書作成〉	調査課	横田賢次郎	中間研志	小田和利	岡寺　良	
〈整理作業〉		栗原和彦	大田千賀子	市川千香枝	中田千枝子	髙橋佑佳
		髙田雅子	井上弘子			

Tab. 3 大宰府史跡調査研究指導委員会委員

氏　名	職（就任時）	専門分野	在任期間
◎竹内理三	早稲田大学教授	国　史	昭和43～昭和58
鏡山　猛	九州大学教授	考　古	昭和43～昭和46
浅野　清	大阪市立大学教授	建築史	昭和43～昭和62
井上辰雄	熊本大学教授	国　史	昭和43～昭和58
井上光貞	東京大学教授	国　史	昭和43～昭和56
太田静六	九州大学教授	建築史	昭和43～昭和58
◎岡崎　敬	九州大学助教授	考　古	昭和43～平成2
岸　俊男	京都大学教授	国　史	昭和43～昭和61
坂本太郎	國學院大学教授	国　史	昭和43～昭和55
坪井清足	奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部長	考　古	昭和43～平成4
	奈良国立文化財研究所長		昭和52～平成7
小田富士雄	北九州市立歴史博物館主幹	考　古	昭和52～
◎平野邦雄	東京女子大学教授	国　史	昭和59～平成7
狩野　久	奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長	国　史	昭和59～
◎笹山晴生	東京大学助教授	国　史	昭和59～
澤村　仁	九州芸術工科大学教授	建築史	昭和59～
杉本正美	九州芸術工科大学教授	造　園	昭和59～
中村　一	京都大学教授	造　園	昭和59～
◎横山浩一	九州大学教授	考　古	昭和59～平成11
渡辺定男	東京大学教授	都市工学	昭和59～
八木　充	山口大学教授	国　史	昭和63～
川添昭二	九州大学教授	国　史	昭和63～
鈴木嘉吉	奈良国立文化財研究所長	建築史	昭和63～
西谷　正	九州大学教授	考　古	平成4～
佐藤　信	東京大学教授	国　史	平成6～
坂上康俊	九州大学教授	国　史	平成8～
田中　琢	奈良国立文化財研究所長	考　古	平成8～平成10
町田　章	奈良国立文化財研究所長	考　古	平成11～
山中　章	三重大学教授	考　古	平成12～

名前左側にある◎印は，委員長経験者を表す。

註1）昭和43年6月，文化財保護委員会が廃止され，「文化庁」が独任行政機関として発足。

第Ⅱ章　位置と歴史的環境

特別史跡『大宰府跡』は，北部九州の内陸部にあって，北緯33°31′，東経131°付近に位置し，太宰府市観世音寺に所在する。福岡市から南東に約12㎞，太宰府市の市街地からやや西に離れた四王寺山の南麓に位置する。この南麓一帯には学校院跡や観世音寺等の大宰府の関連史跡が広がっており，大野城跡まで含めると約900haの広大な面積が保存されている。

現在，太宰府市を東西に走る県道筑紫野太宰府線の北側に一歩足を踏み入れると，鬱蒼と茂った森と木々に囲まれたのどかな田園風景が眼前に広がっている。往時の繁栄を誇った大宰府政庁も菅原道真が詠んだ「不出門」の一節にちなんだ「都府楼跡」の名で親しまれ，青い芝で覆われた広場は，観光だけでなく憩いの場として市民に活用されている。もちろん，一歩史跡地を離れれば，コンクリート剥きだしの河川や道路の高架によって景観は分断されてしまっている。こうした昭和40年代から本格化した都市化の波は，周囲の自然景観を大きく変化させ，かつての自然地形を留める場所はほんの僅かが残されている状況である。幸い史跡指定により保存措置が講じられた地域は，近世以来の農地としての利用形態が大半を占める。大規模開発とは違って，地表を僅かに開墾あるいは盛土するにとどまっているため，自然地形を大きく変えることなく現在に至っている。このことは，古代の大宰府の自然景観を知る上だけでなく，歴史的景観復原の基礎となる遺構についても良好な保存状態を保つ結果となった。

大宰府の自然景観

さて，いつ頃どのような事情で現在の地に大宰府が成立したのかを探ることは，大宰府研究の大きな課題の一つである。当時の朝鮮半島での緊張した国際情勢と，これに影響を受けた国内的な要因がその歴史的背景にあることは，これまでに指摘されてきたところである。このことについて，ここで触れることは避けるが，位置選択の要因として，当時の立地条件や歴史的な土地利用をまず押さえておく必要があろう。

地理的環境

一口に大宰府といってもその使われる地理的な範囲は様々である。大宰府の管轄が及んだ西海道諸国島を意味する場合を除いても，大宰府政庁とその周辺を指す場合，または，後の条坊制が施行された郭内を中心とした範囲と捉える場合，さらには鴻臚館や主船司等の大宰府の所司が置かれた博多湾沿岸までを含む場合とがある。今回は，大宰府政庁が置かれた周辺の平野と大野城・基肄城が築かれた範囲，現在の行政区分では太宰府市・筑紫野市と大野城市・宇美町の一部を含む範囲について地理的環境を記すことにする。

この地域の全体を俯瞰すると，南は筑後平野へと開けてはいるが，平地を山並みが囲む盆地状を呈した地形特性をもっている。主な地形を大規模な開発以前にもどしてみると次のとおりとなる。平地部分は，太宰府市を貫流し博多湾まで流れ下る御笠川水系と，南の筑後川に注ぎ込む宝満川水系によって形成された二日市低地帯と呼ぶ沖積低地や低平な台地からなる。

地形的特性

二日市低地帯は，福岡平野と筑後平野を北西－南東に結んだ幅1.2～1.5㎞の狭長な低地である。この二日市低地帯を中心に現在の太宰府市や筑紫野市の市街地が形成され，また，福岡方面と筑後平野を通過して九州各地を結ぶ回廊となっており，今日，主要な鉄道・道路が集中していることからも分かるように，古代から南北交通の要衝として重要視されていた。

二日市低地帯

二日市低地帯には沖積低地だけでなく，阿蘇火山の噴火に伴う火砕流台地の地形が残されている。主に御笠川上流の両岸と宝満側右岸に見ることができ，標高50～70ｍの平坦な地形をなす独特の景観をつくりだしている。火砕流台地の後に形成された河成段丘面も河川沿いや山麓付近に断続的に分布し，特に低位段丘面は沖積低地との比高差がごく僅かなために低地との見分けがつかないほどである。また，二日市低地帯に形成された沖積段丘面も同じく，比高差が１～２ｍであるため低地の一部をなしている。その多くの最終離水時期は，古墳時代以降と考えられている。

宝満山

平地を取り囲む山地の地形は，比較的変わらない景観を残している。大宰府政庁の北東方向には筑紫山地を構成する三郡山地が連なり，この南端に標高830ｍの宝満山が位置する。政庁跡から東北を遠望すると，御笠山とも別称されたように笠形の秀麗な山容を仰ぐことができる。山中のいたる所から奈良時代以降の祭祀遺物が発見され，大宰府と深く関わった祭祀が執り行われていたと考えられる。また，この南方には高雄山を含む高雄丘陵（標高100～150ｍ）が南に伸びている。このさらに東側には原川（宝満川水系）を挟んで三郡山から連なる笹尾山や宮地岳が雁行形に並ぶ。近年，この宮地岳の西側山腹で古代山城が発見されている。

宮地岳

政庁の背後にあたる北側には，標高410ｍの大城山を最高峰とする四王寺山が控える。四王寺山は三郡山地とは一旦低地によって離されているため独立した山塊をなす。南側の大宰府側は急峻な斜面が形成されているが，北側は谷によって大きく開析され，周囲が馬蹄形の丘陵として残されている。この周囲の丘陵に大野城の土塁線が巡り，中央の谷に向かう小谷によって浸食された痩せ尾根には，建物群が分散配置されている。また，南側へは多数の丘陵が放射状に派生し，一部では小規模な扇状地を発達させている。

脊振山地

一方，二日市低地帯を挟んだ西側には，標高1,055ｍの脊振山を主峰とする脊振山地が聳えている。この脊振山から北東には牛頸山・黒金山・天拝山等の牛頸低山地が連なり，山口川を挟んで脊振山地の主稜線をなすように権現山から基山が東へと連なっている。基山から東には三国丘陵が広がり，東端は筑紫平野に接している。これらの山麓には小さな谷が入り組んだ丘陵が形成されている。北側の牛頸山から伸びた支脈一帯には，牛頸古窯跡群として知られる一大須恵器生産地が形成され，さらに四王寺山との狭小な低地を塞ぐようにして水城が築造されている。この他，基山には大野城と同時期に築かれた基肄城がある。

このように大宰府を取り囲む山地にも数多くの関連遺跡が認められている。詳細は後述するが，古代の軍事的拠点が周辺の自然地形を利用しながら配置されており，マスタープランに依る建設であったことは間違いない。

政庁周辺の地形

次に，大宰府政庁周辺の地形について見てみよう。大野城の南麓はほぼ直線的な谷によって開析され，八つ手状に丘陵が伸びている。谷の出口にあたる部分は小規模な扇状地を形成し，さらに下方では丘陵間の小河川によって狭長な河成段丘や沖積段丘面が発達している。大宰府政庁は東を月山丘陵，西は蔵司丘陵によって挟まれた沖積段丘面に造営され，学校院や観世音寺もこうした谷の前面に形成された低位段丘や沖積段丘面を造成して配置される。

また，正殿と回廊部分の調査によって，政庁跡の下部には安定した地盤と砂質土の谷状地形となる不安定地盤が存在することを確認している。正殿の下部は安定した地盤であったことから，建物配置計画にあたっては地盤の状態も考慮されていたことが分かる。政庁部分は現況で，

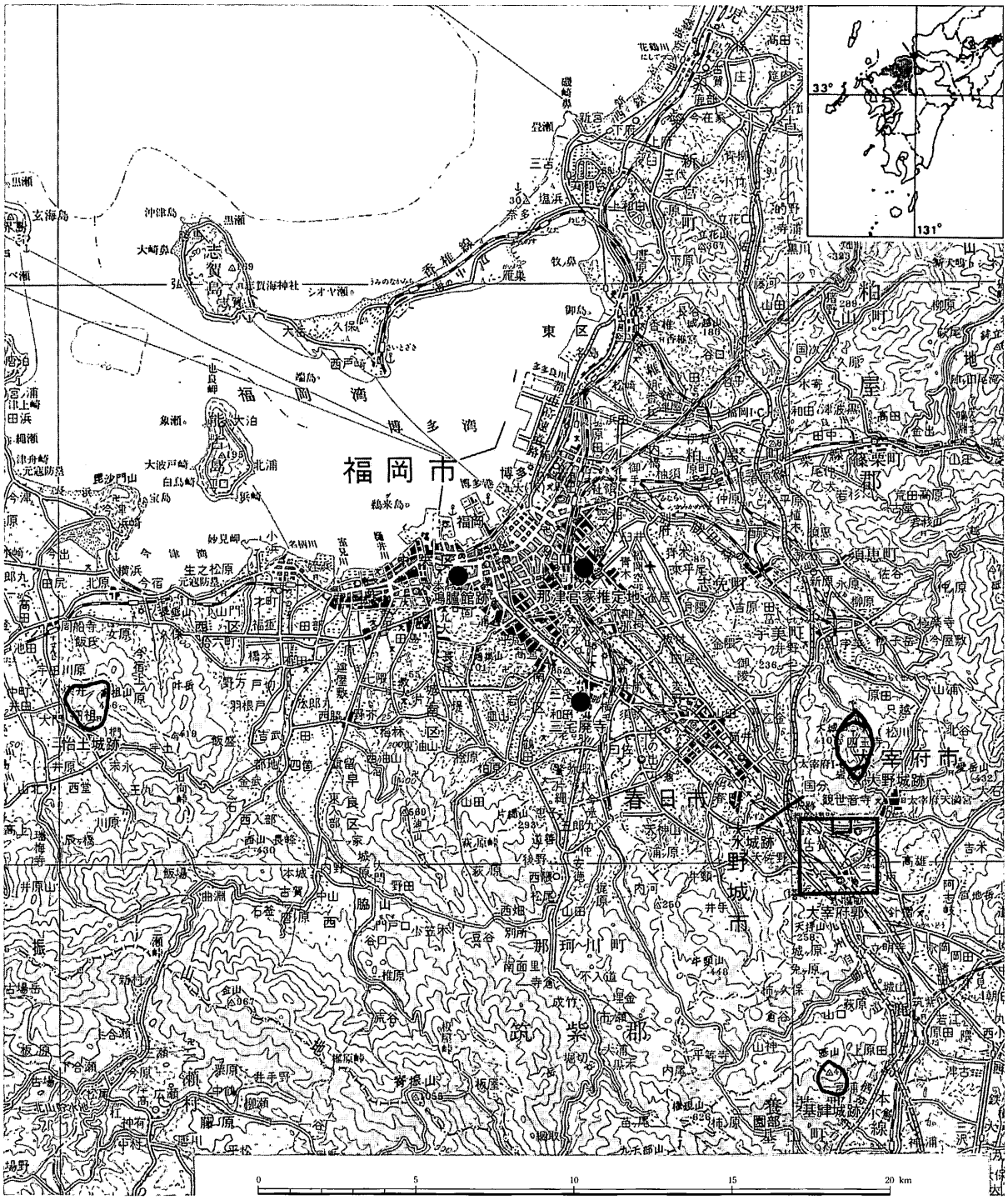


Fig. 3　大宰府関連遺跡分布図（1/200,000）

南北350m，東西160m規模の平坦地である。造成に際しては，丘陵の一部や段丘面を削って大規模な整地が行われたものと考えられる。

政庁の南側一帯には，御笠川による沖積段丘面や沖積低地が広がっている。政庁前面の調査区では，粘質土層が広範囲にわたって検出できている。おそらく，湿地がゆるやかに土壌化した結果を示すものと考えられる。政庁周辺の諸官衙の造営にあたっては，その上部に盛土して整地されている。

現在の政庁跡は史跡公園として整備が終了している。遺構面にさらに盛土して建物跡や回廊等を平面復原している。正殿基壇のみは本来の状態のままである。周囲と比べてさほど高く感じられないのはそのためである。また，東西の丘陵に沿って２本の水路を整備している。現在でもこの政庁跡の広場に立つと，背後の四王寺山や木々に覆われた東西の丘陵によって周辺の景観とは断絶した自然景観を形作っている。

歴史的環境

古墳時代の様相

旧御笠郡の大宰府周辺を中心とした地域の歴史的環境については，これまでに『太宰府市史』や『筑紫野市史』によって詳細に考察されているので，ここでは大宰府成立と関わる古墳時代の様相から記述する。

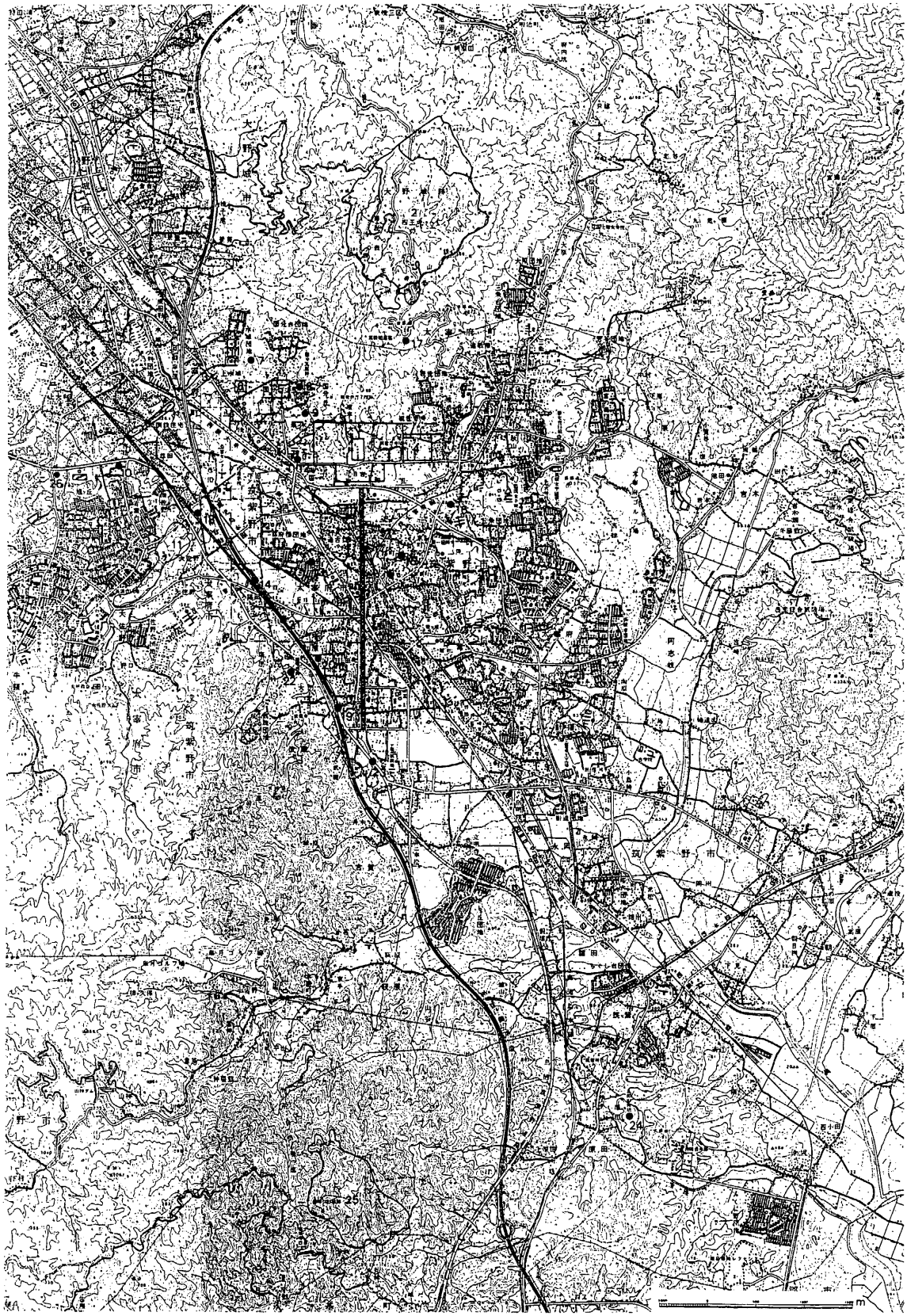
旧御笠郡域でこれまでに発見された古墳は約600基である。そのほとんどは後期に爆発的に造営された後期群集墳で，周囲の山地から派生した丘陵上，段丘上，或いは火砕流台地等に広く見られ，その分布には小平野を控えた各水系によって地域的なまとまりが認められる。これらのまとまりは，弥生時代中期後半に奴国の周辺領域として形成された地域的なまとまりを，基本的にはそのまま継承したものである。遡って，弥生時代後期から古墳時代前期にはそうした小地域をエリアとした身分的秩序の中で特定有力者層の墳墓が造営され，一部は前方後円墳の造営時期にも継続されている。御笠川水系では月山丘陵の御陵古墳群，向佐野の丘陵にある宮ノ本古墳群，天拝山周辺では古剣塚古墳群があり，宝満川水系では宮地岳西麓の阿志岐古墳群，対岸の菖蒲浦古墳群やその南方の峠山遺跡が知られている。これらの低墳丘墓は，墳丘形態や埋葬主体部・副葬品において前代とは隔絶した内容を有している。一部に割竹形木棺を採用する等の例もあるが，畿内色と在地色を色濃く残している。天拝山東麓の唐人塚古墳は箱式石棺墓・石蓋土壙墓・木棺墓からなり，副葬品等の内容において明確な格差のない伝統的な集団墓も一方で営まれている。これらの墳墓群のそれぞれの内容は異なるが，有力首長層の造墓から強大な首長層の個人墓へと収斂していく様子が表れている。

原口古墳

こうした小地域を基盤とする首長墳の造営の中で，原口古墳という全長約80ｍの前方後円墳の出現は，その墳丘形態や三角縁神獣鏡３面を含む副葬品において，他とは隔絶した内容を有している。前方部が撥形に短く開くいわゆる「纏向型」の初期畿内型古墳の成立は，ヤマト政権との政治的諸関係を背景にした統轄者の出現を象徴するものであり，二日市低地帯のほぼ中央に位置して周辺を望む立地から，博多湾と筑紫平野を結ぶ重要な戦略拠点を確保しようとした表出と考えられる。ただし，当地域では原口古墳に続く前方後円墳の築造はなされず，旧御笠郡域では北側の四王寺山西麓に５世紀後半になって全長32ｍの成屋形古墳が築造されている。御笠川中流域の小地域の中で伸長してきた首長墓の系譜に捉えることができ，５世紀前半の径約30ｍの円墳である笹原古墳も直接ではないが，同じ首長墓系列におかれる。その後は６世紀後半になって天拝山東麓の低台地に全長42ｍの前方後円墳である剣塚１号墳が築造され，墓前祭祀は７世紀代まで継続される。周辺の群集墳の上位に位置付けられる地域の首長墳で，これ以降は他地域と同様に前方後円墳の築造は停止されている。

五郎山古墳

また，南方の原田地区に五郎山古墳があり，これも同時期の首長墳として位置づけられている。独立丘陵の頂部に築かれた径30ｍ前後の円墳で，複室の横穴式石室である。玄室や玄門に



1 大宰府政庁跡　2 大野城跡　3 水城跡　4 観世音寺　5 筑前国分寺　6 国分尼寺跡　7 陣ノ尾遺跡
8 辻遺跡　9 御笠団印出土地　10 神ノ前窯跡　11 宮ノ本遺跡　12 遠賀団印出土地　13 市の上遺跡
14 剣塚遺跡　15 般若寺跡　16 君畑遺跡　17 岩屋城跡　18 前田遺跡　19 道場山遺跡　20 桶田山遺跡
21 唐人塚遺跡　22 塔原廃寺　23 原口古墳　24 五郎山古墳　25 基肄城跡　26 上大利小水城

Fig. 4　大宰府政庁周辺主要遺跡分布図（1/62,500）

県内でも代表的な装飾壁画が描かれている。五郎山古墳は現在の小郡市に含まれる三国丘陵もその領域におさめた首長墳である。この二つが大宰府周辺地域での最後の首長墳となっている。

大宰府政庁周辺に目を転じると，周辺首長墓クラスの古墳は四王寺山南麓にはほとんど見られない。後期の群集墳も蔵司地区の西辺で4基の小円墳が確認されているだけである。大宰府政庁及び関連遺跡の造成で消滅したとしても，各地点の出土遺物からすると希薄な傾向にあることは否めない。

大宰府の成立

さて，大宰府の成立については，ヤマト政権から派遣され筑紫の那津（現在の博多湾沿岸）に常駐した筑紫大宰とその属僚組織にまでその起源が遡るとする見方は古代史では一般的である。筑紫大宰の史料上の初見は推古17年（609）であるが，これより以前の宣化元年（536）に

那津官家

は，那津口に修造された官家すなわち那津官家に集めた穀物が凶作への備えと外国使節の饗応に充てられていたと『日本書紀』は伝える。去来の関門である筑紫に出兵基地を設置し，饗応が律令制下の大宰府の役割に通じることから，この那津官家に7世紀初頭以降には筑紫大宰が常駐し，これらが現在の地に移転したと考えられているのである。磐井の乱以後の北部九州の平定や，隋の成立を受けて外交政策に積極的に乗り出したことから，筑紫において軍事・外交とこれを支える内政の役割が重要視されたことがその背景にあると思われる。那津官家は実在したとしても，那津官家と大宰府とを関連づけて考えるためには，那津官家の官司としての機構が定かでないため検討の余地は残されていると思われる。

この那津官家の所在地については，博多湾沿岸のいくつかの地点が候補とされてきた。近年，

比恵遺跡

博多駅南側一帯に広がる比恵遺跡が那津官家に関連する遺跡として注目されている。福岡市教育委員会の精力的な調査の結果，柵に囲まれた60ｍの方形区画内で柵に沿って整然と配置された倉庫群や中央の広場が確認されている。その規模や構造は後の官衙正倉と類似する。6世紀中頃から7世紀にかけての土器が出土し，当時の入り江近くに立地することからも，那津官家に伴う倉庫群の可能性が高い。また，古賀市田淵遺跡では比恵遺跡と構造的に類似する柵と建物が検出されている。時期はまだ特定できないが，遺跡が旧粕屋郡から磐井討伐の後に置かれ，また，那津官家とは緊密に関係する粕屋屯倉に関連する可能性もある。

百済滅亡

660年の百済滅亡とその後の出来事もまた大宰府の成立過程を考える上で重要である。661年に百済救援のため筑紫へ下向した斉明天皇は娜大津に到着し，磐瀬宮に入った。引き続いて朝倉橘広庭宮に遷ったが，ここで斉明天皇は崩じた。この朝倉宮は現在の朝倉郡朝倉町付近に比定するのが通説になっている。なぜ，前進基地が置かれた博多湾から遠く離れた内陸が選ばれたのは定かでないが，近年，横断自動車道の建設で杷木町志波地区の遺跡群が調査され，7世紀後半代の掘立柱建物群が発見され，朝倉宮関連の施設とも考えられている。斉明天皇の死後，今度は長津宮（娜大津を長津と改称）に遷移し，中大兄皇子の弟の大海人皇子（天武天皇）が軍政の指揮を執ったとされる。この那津に置かれた磐瀬宮や長津宮の所在地は不明だが，那津官家の近くと考えられる。

白村江の敗戦

663年の白村江での敗戦後，倭は唐・新羅連合軍の侵攻を想定し，ただちに辺境防備とその伝達システムを整備するために防人や烽を対馬・壱岐・筑紫に置くとともに，水城を築き，翌年には長門国に城を，筑紫国には大野城・基肄城を築いたと『日本書紀』は記す。

水城は福岡平野から筑紫平野へと抜ける二日市低地帯の北端に位置する。幅80ｍ，高さ10ｍ

以上，長さ1.2㎞の長大な人工土塁が築かれ，東は大野城のある四王寺山丘陵へと接続する。これまでに土塁前面（博多湾側）で幅60ｍの濠が確認され，木樋と呼ぶ導水管も調査されている。東西２箇所に門が付設され，平成５年から実施した調査では３時期に変遷する門遺構や，土塁の構造が明らかにできた。この水城大堤のさらに西側にも小規模な土塁が５箇所で知られている。小水城と呼んで区別するが，その構造は基本的には同じである。

水　　城

水城とともに一連の防衛ラインを形成しているのが大野城で，政庁の背後にある四王寺山に築かれている。四王寺山は北側の大きな谷を囲むように尾根筋が巡り，この尾根に沿って城壁が築かれている。城壁は総延長6.5㎞，土塁と谷部の石塁からなる。この内側では谷に向かって延びる丘陵や谷筋の段丘等を整地し，倉庫を中心とした約70棟の建物が８箇所のエリアに分散して配置される。建物は５つのタイプに分類され，立地や建物構造により築造年代が異なることが判明している。城壁には４箇所に城門が設置されている。近年，太宰府口城門が調査され，３時期の変遷が明らかとなった。また，創設期の門に使われたコウヤマキは年輪年代測定によると外側の年輪が648年に形成されたものであり，『日本書紀』に記された築城年代に近似している点が注目される。

大 野 城

この大野城が大宰府の北の備えであるならば，基肄城が南の備えとなろう。基肄城は大宰府政庁のほぼ真南およそ７㎞離れた位置にあって，基山を中心とした２峰の丘陵に土塁を巡らせる。南に開析する筒川の谷を取り込み，これを石塁で塞ぐ。石塁には人が通れるほどの水門が設けられている。城内からこれまでに40棟前後の建物が確認されているが，本格的な発掘がなされていないために詳細は不明である。大野城と基肄城は奈良時代以降になると非常時に備えた稲穀の備蓄基地へと性格が変わっていった可能性が考えられている。

基 肄 城

水城土塁本体や小水城，さらには大野城・基肄城の位置関係は偶然の結果ではなく，入念に計画された大宰府の防衛ラインの設定である。これ以外に周囲の険しい山地も防御ラインに組み込み，自然地形を巧みに取り入れた一種の羅城とみなす考え方も検討課題である。北端の水城からさらに西へは小水城によって間道を塞ぎ，脊振山地の自然地形を利用して基肄城へと至り，東は大野城から三郡山あるいは高雄丘陵の山稜線とを結ぶことで北方から東西にかけて通路を遮断した事になる。南の筑紫平野への開口部にはこれまでのところ明確な防衛施設の形跡は明らかではない。有明海側からの侵攻は想定されていなかった可能性もある。これは今後の課題となる。いずれにせよ大宰府政庁を中心にこれらの軍事拠点を配置し，全体として本土防衛の中核拠点と位置づけられたと見ることができよう。ところで，大宰府を囲む周辺山地の一つである宮地岳西側の山腹で，1999年に宮地岳古代山城跡が発見された。これまでに城壁が断続的に確認され，その構造は土塁の外側下端に列石が据えられたものである。列石は場所によって異なるが，１段もしくは数段積まれ，その下部に突出する基底石を据える例が多い。いわゆる神籠石の列石に特徴的な上端の切欠きを施した箇所もある。土塁線もまだ明確でなく，築城年代等の課題も解決されておらず，一連の羅城を形成する拠点とは今のところ断定できない。

羅　　城

宮地岳古代山城

さて，大宰府の組織が本格的に整備され，その役割が明確化したのは大宝律令施行以後と理解されている。養老令の職員令から官人組織の構成を窺うと，主神および帥以下50人の官人によって構成されており，地方官司としては最大の職員を擁し，四等官の定数も中央官司の八省を上回っている。官衙についても平安時代には学校院・蔵司等20程度の所司が考えられている。

大宰府官人組織

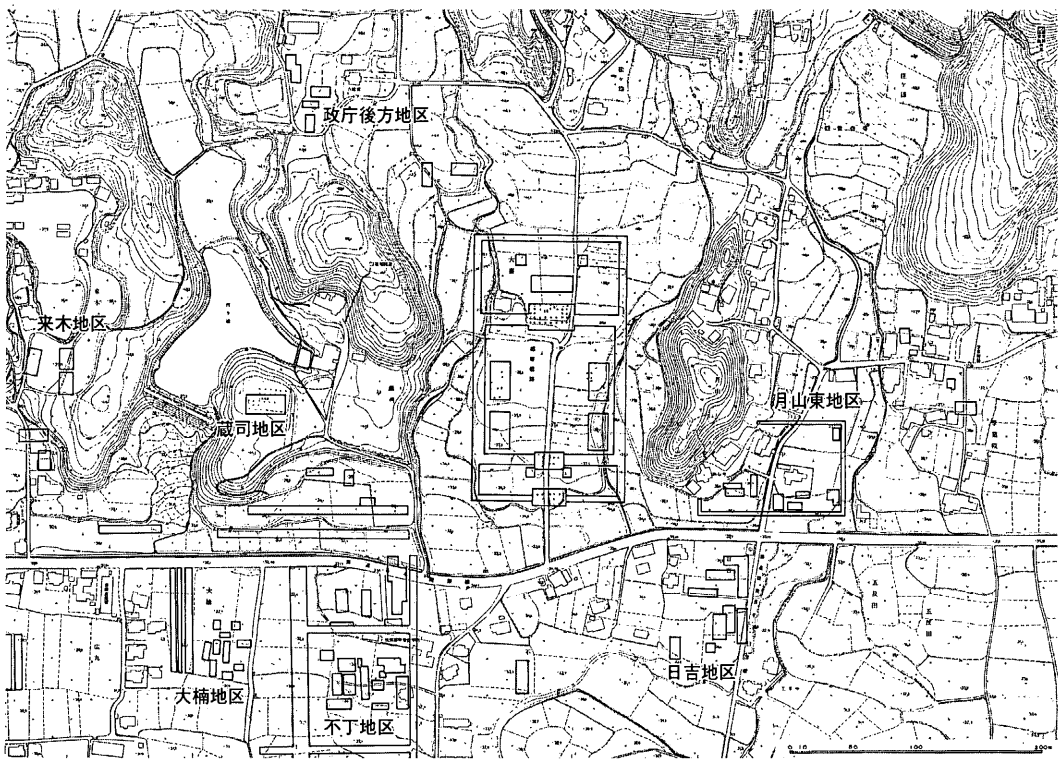


Fig. 5　大宰府政庁周辺官衙配置図（1/6,000）

これまでの調査で，これら官衙施設と都市的景観の広がりを，政庁Ⅰ～Ⅲ期の変遷に即して簡単にトレースすると，7世紀後半以降のⅠ期には政庁とその周辺の限られた地域に官衙的な建物が集中している。政庁の西側で軍団印が出土するなど，軍団に関連する施設が集中していた可能性も考えられる。東側では観世音寺も谷筋を埋めて整地され，その造営が始まっている。この他，御笠川南の丘陵頂部でも般若寺下層からこの時期の掘立柱建物を検出している。

第Ⅱ期政庁　政庁が朝堂院様式の整然とした建物配置となる8世紀前半以降のⅡ期になると，政庁前面域には中央の広場を挟んで両側に南北溝が開削され建物も造営される。政庁とともに計画的な街区の整備が始まる。

また，朱雀門から南に延びる中央路の周辺にも大型の建物を中心とした居館が出現する。特に8世紀後半になると前面域には南北の溝を中心に地割が施行され，官衙域や井戸を伴う官舎等が計画的に配置されるようになる。御笠川以南でも近年南北の溝や道路，東西方向の道路も検出され，区割りの存在が確実となってきている。遺構は広範囲にわたるが，特に中央路の周辺で密度が高い。さらに府庁域を形成する諸官衙施設は政庁の東西や後背地にまで広い範囲にわたって分散した配置がなされ，政庁を中心に東西8町を超えて分布する。これらは施設の性格によって外郭施設を有す例や，丘陵あるいは段丘上に配置された場合は自然地形によって周辺と区画される。ところで，大宰府が直轄するとされた筑前国の国府については，近接した位置に想定されているが，その所在地は確定をみていない。

第Ⅲ期政庁　10世紀後半以降のⅢ期になると官衙施設は前面域でも縮小され，衰退する傾向にある。しかし，生活域となる都市的景観はさらに拡大し，区画道路が整備されるなど条坊呼称によって大宰府は郭内と郭外に区分される。11世紀後半代に政庁の機能が失われると，市街地の中心は観

世音寺周辺に移り，手工業生産が盛んに行われている。また，安楽寺の建立など現在の太宰府天満宮の位置する北東方面へも拡大する。

こうした都市的景観の在り方は，主に大宰府官人の墳墓の立地にも反映されている。これまでに確認されているのは30数遺跡で，奈良時代に造営された墳墓は平野部から遠く離れた丘陵に分布が見られる。大宰府西方の丘陵には篠振遺跡・宮ノ本遺跡が，北東では花見ヶ丘火葬墓，南側では結ヶ浦火葬墓等火葬墓を主体とする。立地の傾向は平安時代になってもほぼ同様であるが，木棺墓を主体に群集するようになる。宮ノ本遺跡では鉛製の買地券が出土し，政庁から見て東南部の君畑遺跡では約30基の墳墓が調査され，肥後や日向と関わる土器が供献されていた。11世紀中頃以降になると都市の内部にあっても墳墓が徐々に造営され始め，12世紀に入ると宅地の周辺にまで及ぶようになっている。大宰府の機能とこれを支えた都市基盤の発展から衰退に至る過程と同一歩調をとっているのである。

宮ノ本遺跡

買地券

大宰府の都市的景観を特徴づけたのは，政庁とその周辺の官衙施設だけでなく，寺院の塔や甍の並びも視角的な効果が高かったことと思われる。大宰府政庁の東には学校院を挟んで方3町四方の寺域を占地した観世音寺がある。観世音寺は天智天皇の発願による建立で，本尊の造立を含めて寺としての完成は天平18年（746）と伝えられる。天平宝字5年（761）の戒壇院の設置は，名実ともに府の大寺として西海道の諸寺を掌握したことの証である。観世音寺の発掘調査は，『延喜五年観世音寺資財帳』や大永6年（1526）の『観世音寺絵図』を参考にしながら実施している。主要伽藍については金堂を除いてほぼ終了し，法起寺式に類似する伽藍配置，講堂の基壇拡張や建替など建物の変遷も明らかとなった。

観世音寺

筑前国分寺は四王寺山西南麓の台地上にあり，大宰府政庁から北西に約1㎞離れて位置する。四王寺山や丘陵によって囲まれ，西側のみ眺望の良い地となっている。これまで主要伽藍や寺域の調査が実施され，外郭施設や建物の配置とその規模がほぼ明らかとなってきている。また，国分尼寺も国分寺の西側約400ｍの位置でその遺構が確認されている。こうした政庁周辺だけでなく，般若寺や塔原廃寺など初期古代寺院を含めて約10の古代寺院が大宰府条坊の郭内や郭外に造営されており，西海道における仏教文化の中心地でもあったことが裏付けられる。また，宝満山はそれまでの山神信仰や竈信仰だけでなく，大宰府設置に際しての鬼門よけを契機に大宰府鎮護のための律令的祭祀という役割を担った竈門神へと習合されたと考えられ，山中では8世紀以降の祭祀遺跡が数多く発見されている。

筑前国分寺

宝満山

大宰府の成立と立地

7世紀の東アジアの緊張した国際関係の中で，対外交渉と防衛さらにその基盤強化のための九州統轄を目的として，地理的にも半島に近く，また，歴史的にも兵站基地としての官家があった筑紫に大宰府が設置されたと一般に理解されている。発掘調査でも政庁第Ⅰ期のうち計画的な建物配置となるのは，7世紀後半頃の時期と考えており，その点では一致している。『上宮聖徳法王帝説』裏書の一節を根拠にそれ以前の孝徳朝期には筑紫大宰が現在地付近にすでに所在していたとの説もあるが，これについては定かでない。政庁Ⅰ期とする建物群のなかには軸線が真北方位を採用しないのも存在する。これらは7世紀後半以前のいつの時期に造営されたのか，また，その性格については今後の課題である。ここでは白村江での敗戦前後に水城・

マスタープラン

大野城とともに一連のマスタープランの中に位置づけられ現在地へ移設されたとする観点に立ち，大宰府がなぜ博多湾沿岸ではなく内陸に入り込んだ後方の現在地に置かれる必要があったのか。そこには当然，造営の好適な条件を備えていたからこそ，現在地が選択されたとみることができる。大宰府前代の地理的環境と歴史的変遷を整理し，いくつかの要因を整理してこの項のまとめとしたい。

地理的要因

大宰府移設の要因としてまず，地理的に格好の地であることが優先されたのは当然である。大宰府周辺の自然地形は中央の広い平坦部が山や嶺の稜線で3方を囲まれている。まさしく天然の要害であり，軍事戦略的に防衛拠点として理想的であったと思われる。大野城を築いた四王寺山からは博多湾が見通せ，南の基肄城を設置した基山からは有明海や筑紫平野を一望することができる。また，御笠川と鷺田川周辺の平野から南北に伸びる狭隘な二日市低地帯の存在も重要である。この地域は博多湾沿岸の福岡平野と筑後川によって形成された筑紫平野を繋ぐ重要な交通路となっている。現在も博多から筑紫平野を十字路にして陸路で東・西・南九州へと伸びる高速道路や鉄道等が全てこの低地帯に集中していることからも充分に実感することができる。陸路や河川を通じて各地との交通に適していることは，大宰府の諸施設造営に際しての労働力や物資の調達に適地であったと考えられる。この狭隘な通路を塞ぐことによって敵の侵入をくい止めるという戦略は，後世の元寇の役において元軍を水際で防ぐために防塁が延々と築かれたことに比べて，極めて短期間での造営を可能にしている。左右の嶺とこれに挟まれた水城の土塁本体や小水城は，これを博多湾側から眺める者にとっては，大規模かつ一体的な山城の城壁と映ったのではないだろうか。

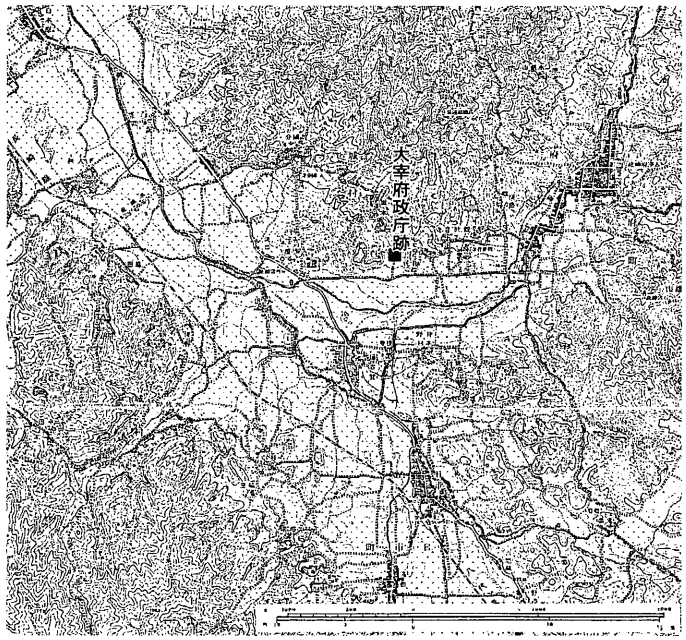


Fig. 6　大宰府政庁周辺地形図（明治33年大日本帝国陸地測量部測量図）（1／60,000）

また，四王寺山南麓の段丘面だけでなく，御笠川以南の広大な平野も重要である。対外交渉や軍事さらには西海道を統括するために整備すべき官衙施設だけでなく，これを支える各種の工房あるいは多数の官人や末端組織の要員等の宅地を含めると相当の面積を確保する必要がある。国府ですら方8町が必要面積であったことを考慮すると，大宰府の機能を実現するにはさらに広大な面積の確保が要請されたと考えられる。この平野部が大宰府設置以前にどのような利用形態にあったのか不明な点が多いが，沖積段丘面の最終離水時期が古墳時代までと勘案すると，当時まだ湿地かそれに近い恒常的な水害に晒された地域であり，前代の遺跡分布から見ても生産基盤として有効に活用されていなかったのではないかと推測される。

歴史的要因

次に，歴史的要因を大宰府設置以前から，古墳時代には大宰府地域を基盤に置いた首長墓で

は剣塚１号墳が最後である。６世紀後半以降にはこの古墳が唯一で，しかも全長50ｍを越えない規模からすると旧御笠郡をその支配領域に置いた豪族層ではなく，さらに下位のクラスとみられる。後の郡司層に繋がる在地の有力豪族層が少なくとも７世紀以降には育っていないことは，この地域が早い段階から，則ち，那津官家の設置以来，倭の国家戦略に組み込まれ，その重要性が増したと同時に，様々な負担が重くのしかかったことが大きな要因として考えられる。ヤマト政権の在地勢力に対する関与は，他地域へのそれとは比べものにならないほど強力なものだったことが想像される。

寺院造営

また，ウトグチ瓦窯は鴟尾や鬼板を焼成した本格的な寺院建立のための瓦窯で，出土瓦から畿内山田寺との強い関連性が認められる。塔原廃寺を含めて，大宰府周辺の初期寺院の造営には，大宰帥蘇我日向の関わりも指摘されているように，寺院造営を行う在地豪族の存在は皆無である。これは，『続日本紀』和銅２年（709）条に，御笠郡大領に宗形部堅牛の名があり，在地の豪族ではなく宗像を本貫とする豪族層が任命されていることからも窺うことができる。この様に，大宰府設置に当たっては，在地豪族層をさほど考慮することなく造営が可能であり，場合によっては御笠郡の設置すらも大宰府の設置と深く関わる可能性も考えられる。

最後に，地理的歴史的要因だけでなく，信仰の面からの位置選定について簡単に触れておきたい。

四禽図

大宰府の中枢である政庁の北には四王寺山を控え，南となる前面には平野が広がっている。宮都における天子南面思想を実現した自然地形となっている。『続日本紀』には「平城の地，四禽図に叶い，三山鎮をなす。亀筮並びに従う」と，平城遷都にあたって四神に適う位置を選定している。当時の為政者の間に相当深く浸透し，意識されていたと考えられる。大宰府にも陰陽師が奈良時代には置かれていたが，遡って大宰府政庁の位置選定を四神思想との関連性を具体的に証明し，その根拠を客観的に説明することは困難である。四神の空間的な位置付けが観念的・象徴的なものであるため，主観的な解釈やいまだ推測の域を出ないことが多く，場合によっては都合の良いこじつけと受け取られかねないのである。従って，その実証は容易ではない。

しかしながら，具註歴をあげるまでもなく，古代の人々の精神生活に陰陽五行思想は強い影響を与えていたのは事実であろう。合理的な解釈を尊ぶ現代ですら家屋の建築に際して，除災招福のための祈願が根強く執り行われているほどである。大宰府政庁の位置選定にあたって，信仰や宗教観に基づく形而上的な，あるいは東洋的な地理観という側面からの究明は決して排除できない重要な課題であろう。

複合的要因

以上，記した要因は，大宰府が現在地に整備されたという歴史的事実から出発したいわば結果論である。このように施設の位置選定の要因には，自然地形や政治的あるいは生産性や交通等の面での適地という複合的な要因があったことは間違いない。当時の位置選定がどのような様子で行われたかは定かでないが，宮都の造営と同じ選地の思想があったと見るべきであろう。仮に軍略や土木技術，あるいは亀筮に通じた大宰府政庁の造営に際して決定権を有した識者が派遣されてきたとしよう。彼らがいくつかの高台に登って適地を踏査した時，現在の地は魅力的な場所に写ったことは間違いなかろう。

第Ⅲ章　大宰府史跡の研究史

（1）大宰府政庁の研究前史

記録された大宰府

昭和43年（1968）に始まった大宰府の発掘調査は，九州の歴史考古学の研究を本格化させた。九州の各地で国衙や郡衙などの遺跡が発掘調査されるようになったが，大宰府の遺跡の広がりや検出された遺構の配置・構造は，他の官衙を圧する規模をもつことを視覚的に示し，出土木簡に記された地名から大宰府の南島におよぶ実効的支配が証明されるなど，西海道（九州）の総轄府と記録されたその実態が明らかにされている。

とりわけ，10年におよぶ発掘調査の結果，政庁は遺構の重複から3期に区分できるようになった。発掘調査の開始以前から都府楼跡として市民に親しまれていた，そして，現在発掘にもとづいて整備されている最上層の遺構は，天慶4年(941）の藤原純友の焼打ち後に再建された第Ⅲ期（10世紀中ごろ～12世紀前半）の建物であることが明らかになり，それは日本史における律令体制の衰退期の認識を大きく変える画期的な成果となっている。

その大宰府政庁には，1968年以前には一度も発掘調査の鍬がはいっていない。後述するように，発掘調査の指針となった鏡山猛の労作も，現地に残る礎石と地誌・古絵図を拠りどころとして，考察されている。そこで政庁の発掘調査の成果を報告するにあたって，まず，発掘以前の認識を古記録・古絵図のなかからさぐってみることにする。

1）忘却からの復活

発掘調査の成果は，第Ⅲ期政庁が12世紀前半にその役割を終えた後に，少なくとも都府楼跡とよばれている一画に政庁の建物がその威容を誇ることは無かったことを教えてくれる。壮大

飯尾宗祇

華麗な殿舎を喪失した政庁は，しだいに人びとの意識から遠ざかっていく。中世末から近世のはじめにかけての忘却は，文明12年（1480）に筑紫に遊んだ連歌師飯尾宗祇が，

> 天智天皇の皇居木の丸どのゝ跡に馬をとゞむ。境内皆秋の野らにて，大きなる礎の数を知らず。都府楼の月古へを思ふに，昨日の観音寺の鐘又聞くが如し。

とその著『筑紫道記』に紹介していることにうかがえる。天智天皇の母帝斉明天皇の終焉の場となった福岡県朝倉郡朝倉町に所在の推定されている「木の丸どの」と宗祇が誤って理解している点に，そして3世紀余の時を隔てて訪れた宗祇の目に政庁はただ礎石をさらすのみだった点に，廃絶後の記憶の風化をうかがわせている。この紀行文は遺跡としての大宰府の最も古い記録だから，記憶の風化がいつから生じたのかはわからないが，政庁の所在地が「だざいふ」ではなく，創建以来の法灯を伝える府大寺観世音寺の名を冠する観世音寺村に属することが，人びとの脳裏からの忘却を如実にものがたっている。

中世末から近世のはじめにかけて大宰府は忘れられていた。当時の人びとにとって「だざいふ」は天満宮の門前町太宰府であって，いにしえの遠の朝廷大宰府ではなかった。宗祇の約1

是斎重鑑

世紀後の慶長3年（1598）に，石田三成に従って大宰府を訪れた是斎重鑑は『九州下向記』に

都府楼の瓦の色，観音寺の鐘のきゝ，いづれも菅丞相の名句にありとか，其所を尋ぬれば，都府楼は跡かたもなし，瓦の色はもとの土とや成にけん

と書くが，重鎮が都府楼を何の遺構とみていたかはわからない。

ところが，忘却されていた大宰府への関心が18世紀にはいると高まり，貝原益軒の『筑前国続風土記』や安見有定の『筑陽記』にみられるように，政庁への意識が復活する。しかも，大宰府および政庁にたいする認識は，現地調査を踏まえた正確な記録にもとづいている。ことに著名な儒者であった益軒の『筑前国続風土記』（元禄16年〔1703〕）の記録は詳細で，「太宰府旧址」の項のもとに，

『筑前国続風土記』

国府村の東，観世音寺の西に，つき山と云小山あり。其西の田の中に，大なる礎石多く残れり。是則太宰府の址なり。此里を御笠の里と云。貞享年中，観世音寺の観音堂を再興せし時，多く其礎の石を取用たり。され共猶余石多し。南に大門の址，北に都府楼の跡ありて，其間に大廈のありし跡，礎甚多して，其旧跡さだかに見えたり。其礎は皆方六尺余有て，柱を立し所は平かにして，わたり二尺一寸，或二尺五寸あり。

云々と遺構の現状を述べている。益軒は大宰府の遺構を南から大門・大廈・都府楼と細分するとともに，別に「都府楼址」の項を設け，正殿の遺構を，

太宰府官舎のありし跡の北にあり。都督府の楼なれは，都府楼とはいへる也。天智天皇の御時，始て立させらるといふ。其地東西十四間，南北六間，大なる礎三十あり。其礎石何れも方六尺余有。其内柱の立し所は，径二尺一寸許也。其辺に古瓦の残れる多し。都府楼の瓦は，異国より渡りしと云伝へ侍る。

と説明している。遺跡の全体を大宰府の官舎（大廈）とし，正殿を都府楼としていて，都府楼（正殿）の規模を東西14間（約25.2ｍ），南北６間（約10.8ｍ）とし，そこに30の大きな礎石が残っていることを記録している。この正殿＝都府楼とする益軒案にたいし，安見有定は「御笠郡坂本村南方ノ地往昔太宰府官府之跡，而都府楼・学校・大門等其外殿舎之礎今猶有之」として遺跡の全体を大宰府とみ，いわば政庁＝都府楼案を紹介している。この広狭の都府楼案は現代におよんでいるが，ともあれ益軒の詳細な観察は，宗祇の「大きなる礎の数を知らず」と述べた廃墟と化した大宰府に残る多くの礎石，散乱する古瓦のありさまをほうふつとさせてくれるばかりでなく，以後の遺構論の基礎となっている。

18世紀後半から19世紀前半にかけて人士の大宰府への関心はさらに盛り上がる。天明３年（1783）に大宰府を訪ねた備中国の医師古河古松軒の『西遊雑記』は，宗祇同様に政庁跡を木の丸殿と間違えているが，

古河古松軒

礎数百，図のごとくに残りて有り。土人の言ひを聞しに，むかしは山の谷々にてもかぎりなき礎なりしを，田畑の邪魔となる故に小石なるは年々に土中へほり埋て，大石のいかんともうごかしがたき礎ばかり残り有りて今のごとしと云。それにてもおびたゞしき礎なり。古瓦の破れは田の底谷の底にはかぎりもなき事にて，時代の違ひも有りと見えて古瓦の紋にかはりも有り。色にも品々見ゆる事にて，赤色を以至ての古瓦と称す。是らの地こそ紛敷もなき古地旧跡ともいうべし。

と述べている。古松軒は，まず礎石の減少とその原因にふれている。同様の記事は5年後に訪れた司馬江漢の『江漢西遊日記』にもみえる。付近の水田化もあって，農作業のさまたげとなる礎石を村人は取り除いていったらしく，福岡藩主は天明年間（1781～1788）にその除去を厳禁している。観世音寺の再興に大宰府の礎石を用いたことはすでに貝原益軒が記録しているが，古松軒のこの記事は次第に失われていく礎石の様子をよく伝えている。にもかかわらず，「礎数百」，「それにてもおびたゞしき礎なり」と表現されるように，広大な土地に遺構はまだよく残っていた。多量に散乱する古瓦のありさまもみてとれるが，「時代の違ひも有りと見えて古瓦の紋にかはりも有り」，「赤色を以至ての古瓦と称す」の語に，熱心に瓦の型式差や時期差を観察する古松軒の姿を想わせるものがある。

その13年後の寛政8年（1796）に著わされた石見国津和野住の某（氏名不詳）の『太宰府紀行』にも詳細な紹介がある。

『太宰府紀行』

> 此所（観世音寺をさす）より西へ四五丁程行ハ天智天皇の宮居し為ひし都府楼の跡あり。古へは此辺都て内裏の境地と聞へぬれとも，今は田野と変しきたらむ。礎石三四十はかり其形を残せり。何れも真石にて亘三四尺斗，石面か柱下二尺斗の円形二三寸程も高く有りと見ゆ。石毎に如此にして誠に其跡ハいちじるしき物也。（中略）田間に今礎石の残りし所は御寝殿共云りとそ。此辺に布目有て色々模様つきし瓦の欠なと有。誠に旧物と見ユ。

この紹介は政庁正殿に限定されているが，礎石の観察には柱座の径ばかりでなく，その高さにまでふれる細かさがある。さらに某は，正殿が「御寝殿」とよばれていたことを書きとめている。これは2年後に編集された『筑前国続風土記附録』に「田の字に内裏跡或ハ紫宸殿といふ所あり」と記されていることと符合する。正殿をふくむ政庁一帯の字名は現在でも大裏であるが，紫宸殿の地名は伝えられていない。平安京の内裏正殿を意味するこの地名が古来からのものならば，政庁正殿の機能・性格をうかがわせる貴重な記録となろう。

2）福岡藩による顕彰

①寛政5年図の作成

福岡藩の保存策

筑前国の住人でない古河古松軒や津和野住某が大宰府および政庁に多大な関心を払うようになった背景には，いわば当時における歴史ブームがある。さらに，貝原益軒に『筑前国続風土記』の編纂を命じ，以後も補足訂正を重ねさせるなど，地誌の作成に積極的だった福岡藩は，天明年間（1781～1788）の礎石除去の禁止にみられるように，大宰府の遺構保存策をとっている。斉隆は天明2年（1782）に5歳で藩主となった幼君だから，この大宰府の保護策もまた藩の方針と思われ，それが大宰府顕彰への動きを生じさせ加速させる。古松軒が訪れた6年後の寛政元年（1789）には顕彰碑建立の気運が生じ，藩の儒者亀井南冥が命をうけて碑文をつくるが，これは学敵との抗争もあって実現しなかった。

礎石の総数156個

しかし，4年後の寛政5年（1793）に観世音寺・都府楼跡などを巡視した藩主黒田斉隆は，その際に礎石の配置図を作成させた。この礎石配置図（以下，寛政図とする）は，その後御納戸におさめられ一般の目にふれることはなかったが，政庁の遺構を明示した最も古い絵図[1]で，Fig. 7のように，礎石の位置とおよその間隔が簡単な地形とともに描かれている。

寛政図には総数156個（図上の実数は150個）の礎石がある。まず，政庁正殿跡には，益軒の30個よりも2個多い32個の礎石が描かれている。正殿は7間×4間の東西棟建物で，36個の礎石はすべて現存している。都府楼跡の文字を囲むように礎石列を二重にめぐらせ，その間に長方形状の実線を配している。内側の礎石列は身舎の，外側のそれは廂の柱に相当するから，実線はその間をめぐることになる。これを現状でみると，基壇の東・南面端部ではその積み土が流れ，廂の礎石を外方に低く傾斜させている。つまり，この実線は地形の変換をあらわしている。とすれば西側の実線も傾斜を示すことになるが，それはない。

正殿の礎石

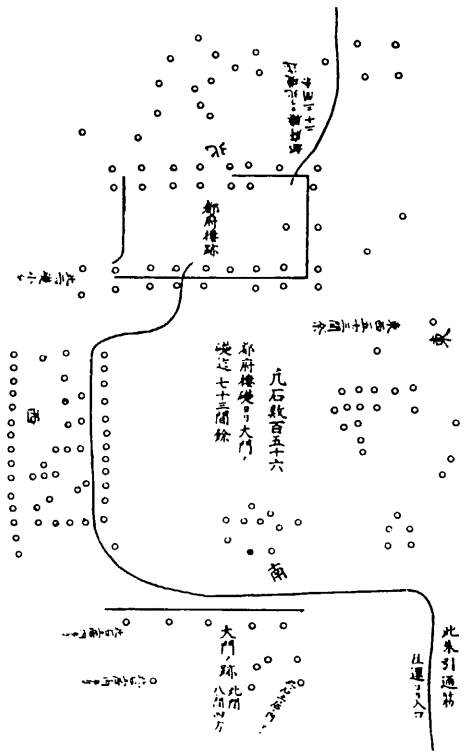


Fig. 7　寛政5年図の礎石配置

ところで，正殿の規模は東西14間×南北6間とした益軒の数値が諸書に踏襲される。この場合の間は柱間ではなく長さの単位だから，84尺（約25.2m）×36尺（約10.8m）ほどの規模になるが，現存する礎石の間隔でみると身舎は正面（桁行）14.5尺×奥行（梁行）10.5尺等間につくられ，それぞれに11尺の廂がつく。従って，身舎は72.5尺×21尺，建物の全体では94.5尺×43尺となる。これを益軒の数値にあわせると身舎の外側で，廂のやや内側にあたる。つまり，益軒は正殿基壇上面部の数値を示したと推定できる。

正殿の礎石は，本来必要な柱数からみれば4個不足している。しかし，身舎で不足する2個は隣接の礎石と同高で整然と据えられているし，廂の2個も傾いてはいるが，他にくらべて低い位置にあるわけではない。他から持ってきたとは考え難いので，5年後の『筑前国続風土記附録』に「礎石三十七八残れり」とある点を考えれば，総数と図上の実数の誤差を生んだ記載漏れと思われる。なお，西南隅に接するように描かれ「此二ツ礎小シ」とされた2個は北面回廊の正殿への取りつき部のもので，現存している。

図の下方に8間四方に散在する南門の礎石11個が描かれている。発掘された南門は桁行5間×梁行2間で，正面中央が19尺と広いが，他は13尺等間になる。礎石12個が現存する。長辺北側の1列は西端を欠くのみで残りがよく，この図にもそれはよく反映している。長辺南側列も5個残るが，両端の2個は本来の位置から移動していた。こうした乱れや「土居ノ内ニアリ」という半埋没状態が図の南門の配置をわかりにくくしている。

南門の礎石

正殿と南門の間の，益軒が「大廈のありし跡」，「太宰府官舎のありし跡」とした部分には西に50個，中央の南門寄りに10個，東に24個の礎石がみえ，それぞれ西脇殿・中門・東脇殿に相当する。また，正殿の北方に散在する礎石は，発掘調査の結果に照らせば，後殿14個と東楼5個に分けることができる。南門と中門を比較すると，この図はいかにも不正確のようであるが，意外な正確さをもっている。たとえば，「都府楼礎ヨリ北礎迄二十三間余」，すなわち正殿と東

脇殿などの礎石

楼北端の礎石の間隔を約41.8ｍとするが，これは実長の42.4ｍとほぼ一致している。「都府楼礎ヨリ大門礎迄七十三間余」とする間隔も実長よりやや短いがそれに近い。つまり，この図は単なる見取り図ではなく，実測にもとづいている。従って，正殿・南門以外の各建物の礎石位置もある程度の実状を踏まえているとみてよかろう。これらの建物については文政図とともに検討することにする。

②文化３年図の作成

太宰府旧跡全図

貝原益軒にはじまり寛政図作成にいたる大宰府の研究は，その後も着実に進んでいた。それを文化３年（1806）の「太宰府旧跡全図」がうかがわせる。旧跡全図は，中央に大野城をおきその南麓に大宰府政庁跡や観世音寺の一帯を描く「大野城太宰府旧跡全図北」と，基肄（椽）城を中央の西南寄りに描く「椽之城太宰府旧跡全図南」の２図からなる。北図は南北長140cm，東西幅127cmにつくられ，南図もほぼ同大である。旧跡全図と題されるように主要部については約1/5,000の大きさの遺跡地図で，図中に地名や寺院・中世山城などの名所旧跡，それらについての詳しい解説がつけられている（高倉1979a・b，太宰府市2001）。

旧跡全図には，大野城の北端から水城の土塁をへて西側の山ぞいに南下し，基肄城の南端をめぐって東側の山ぞいに北上してふたたび大野城にいたる鉄道線路状の界線がみえる。大野城・水城と基肄城を自然の山なみを介して結んで一巡するこの界線は，大宰府の防衛ラインを意味しており，ひいては大宰府の範囲を示している。それは鏡山猛によって提唱された大宰府都城論と構想を等しくしているといえる。こうした地図が市井の個人によって発想され，しかも藩域を越えて正確な図が作成されていたことは，驚くばかりである。この文化図は，今後の大宰府研究にとって大きく寄与する絵図である。

正殿と南門

肝心の政庁については，おそらく別図が用意されていたのであろうか，簡単にしか表現されておらず，正殿と南門がみえるに過ぎない。正殿の部分には基壇の高まりと礎石10個が表現され，「トフロウアト石カス三十六」と記されている。ただ，正面（桁行）に「九ツナラビ」，奥行（梁行）に「四ツナラビ」とする点は誤っている。南門には「門ノ石スエ」として７個の礎石が描かれ，「何モ丸ククリ上亘リ弐尺六寸」と円形に刻出された柱座の大きさを記している。

また，二つの遺構の間に「イジリ」の文字がみえる。地名と思われるが，この付近の字名は大裏なので，ホノケかもしれない。

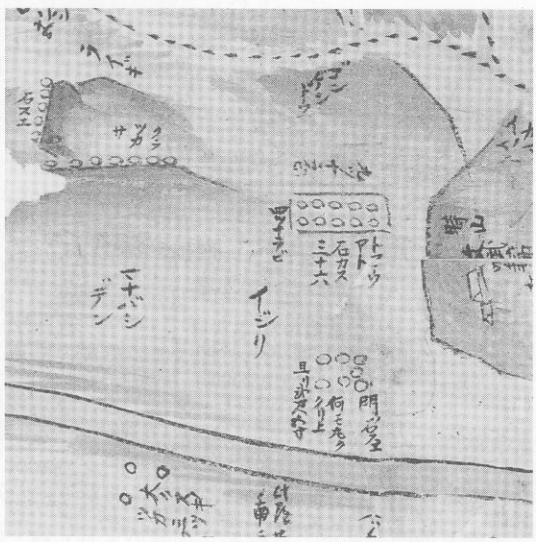


Fig. 8　旧跡全図に描かれた正殿と南門の礎石

③文政３年図の作成

寛政図以後の知見を盛り込み，大宰府の遺構について簡略だった文化図の欠を補うのが，文政３年（1820）の礎石改め図（以下，文政図とする）である。寛政図の作成以降に埋もれた礎

石を簡単ながら発掘したのか，文政図はかえって礎石の数を増していて，政庁に古図中最も多い203（実数202）個の礎石が描かれる。これには，構図の相違する次の３種がある。

3種類の文政3年図

Ａ：「文政三庚辰年観世音寺村之内旧跡礎現之図」と題される。東の原山寺・崇福寺から西の国分寺まで観世音寺村とその周辺の広範な地域を対象とし，観世音寺・政庁・蔵司の礎石を載せている。

Ｂ：「文政三庚辰年三月観世音寺村之内旧跡礎現改之図」と題されるもので，Ａよりも範囲をせばめ，実際に礎石が残っている観世音寺・政庁・蔵司の部分に焦点をあてている。

Ｃ：「文政三庚辰年太宰府阯礎石現改之図」はさらに範囲がせばまり，政庁と蔵司の礎石のみを載せている。

これら３種の図は対象とする範囲はもちろん，礎石の数や位置，建物・地主ごとの礎石のまとめ方や番号のつけ方など，細部においても異なっている。こうした異同を検討すると，３種のなかではＢが発掘された大宰府の遺構と正確に対応している（高倉1983a）。Ｃは藩命をうけて御笠郡司が作成し，郡の官庫におさめられていた図を写したとある。Ｂも同様に作成されたのであろうが，この図は福岡市博物館の青柳種信資料にふくまれ，しかもその解説といえる文章が種信の編纂した『筑前国続風土記拾遺』にみえる。発掘された第Ⅲ期政庁の礎石の配置と文政図Ｂの政庁部分を拡大したFig. 9とはよく一致している。結論を先にいえば，Fig. 9にみられる礎石を第Ⅲ期政庁の復原図に落とせばFig.10のようになる。これらの図を対照させつつ，種信の解説の順に各建物の礎石をみておこう。

遺構に対応するB図

政庁の前面と往還と記された現在の県道筑紫野―太宰府線の間には，小川がみえるように，

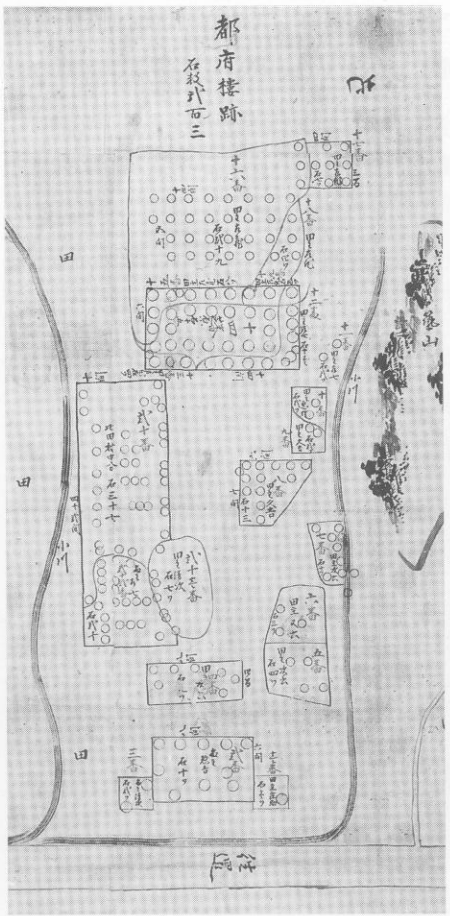


Fig. 9　文政３年図にみえる政庁の礎石群

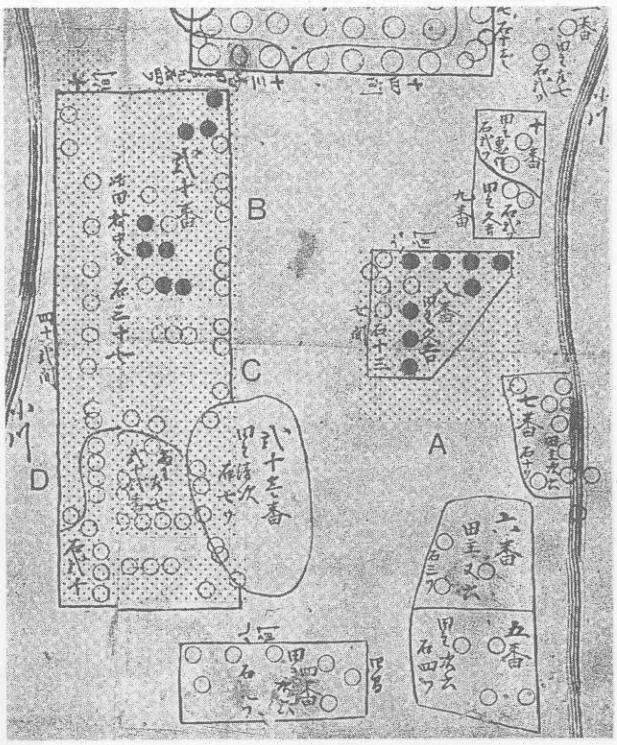


Fig.10　文政３年図の脇殿・回廊礎石と建物の関係
（●は現存する礎石）

かつて低かった。種信は「道より一段低くして東西に長し，是いにしへの池湟の址也」と解しているが，そのとおりに堀が検出され，北岸を旧位置のままに修景されている。

南門の礎石　その北が一段高くなって南門がある。長方形の区画に10個，左右の小区画に３個の礎石が描かれる。前述のように，南門は５間×２間で，12個の礎石が現存する。それと比較すると長方形区画は短辺の西端列を欠くことになる。小区画の礎石は前列の両端が移動したもので，西側の１つは現在失われている。この状況は「其北の岸上東西八間南北六間斗所に礎石十箇有り，其左右にも礎石有，其径五六尺，中に柱を立し穴有，其南大門の址と云」と記述されている。礎石上面に刻出された柱座を穴と表現することに疑問があるが，文政図のとおりである。

中門の礎石　南門の北には中門がある。発掘の結果，桁行３間（柱間15尺等間）×梁行２間（12尺等間）の八脚門であることが知られているから12個の礎石を用いることになるが，５個が現存している。文政図の南門のすぐ北にある長方形区画の中に８個の礎石がみえる。東端の１個が発掘以前には中門礎とみられたのだが，発掘してみると門と柱筋をずらした回廊の礎石だった。従って，図の位置関係はかなり正確といえる。なお，「石九ツ」と書きこまれ，種信も「其少し北に東西八間南北四間斗の所礎九ツ有」としているから，ここで実数との１個の差が生じている。

中門の北側には東西の脇殿がある。「夫より北の方，東に三十余間，西に横十間長四十二間許の所に礎六十余有，此所左右相対して大廈の址有」とあるが，東側に36個，西側に64個の礎石がみえる。発掘された脇殿は東西とも南北各２棟の計４棟からなる。各棟はまったく同じ規模で，桁行７間×梁行４間の建物に切妻造りの屋根をもつ。つまり，桁行に８本，梁行に５本の柱が立つ。これを前提に９個の礎石が現存する東脇殿をみると，Fig.10にＡとした礎石群の配置とよく一致する。黒く塗った礎石が現存のものである。つまり，Ａの礎石群は東脇殿北棟の北半ということになる。その北東にみえる礎石は回廊，東・南のそれは南棟および回廊のものになろう。

脇殿の礎石　西脇殿には７個の礎石が残っていたが，新たに３個が発掘されている。この部分には64個もの礎石が描かれる。１棟の必要礎石数は34個だから，２棟分のほとんどが残っていたことになるが，実際にはそうではない。脇殿の両棟をあわせると桁行（長辺）に16本の柱が立つ。Fig.10では東辺の残りがよいが，南北に19個の礎石が並ぶ。その北から16個目は東西に５個接するように並んだ礎石の角になる。脇殿の建物は梁行（短辺）だけに５個の柱が必要である。改めて寛政図の西脇殿の礎石群をみると，その南端に５個が並んでいる。それは先の５個，Fig.10にＣとした部分の南端にあたる。また，Ｂの南端は４個であるが，東から２つ目が欠けているようで，本来は５個とみることができる。その南，Ｃの北端も５個並んでいたようにあらわされている。これらの一部は黒く塗った現存の礎石と対照でき，東辺で１個余分だが，Ｂの18個が北棟，Ｃの20個が南棟の礎石になる。

こうしてみると，Ｄにある残りの28個のほとんどは西面・南面回廊の礎石になる。発掘された回廊は礎石が２列に並ぶが，外側のそれは多く欠けていて，図にもそう表現されている。南面回廊は中門に取りつくが，文政図ではそうなっていない。それは，両脇殿の北棟の北端に大きなズレがあり，西脇殿を下げてあわせれば中門に取りつくようになるので，編集上の単純な誤りと思われる。

回廊の礎石

正殿の礎石　正殿はすでに寛政図で述べたが，「其北一段高地に蒿原あり，東西十四間南北六間礎石四十

一有，これを都府楼の址と云，南大門の址より正中に位して其構鴻大也，官舎の正庁なるべし」と記述されるように41個の礎石がみえる。このうち本来の位置にあり現存する36個はすべてみられ，回廊との取りつきの小礎石４個のうちの３個も本来の位置に小さく描かれている。残りの２個は余分で，どのような役割をもつものかわからない。

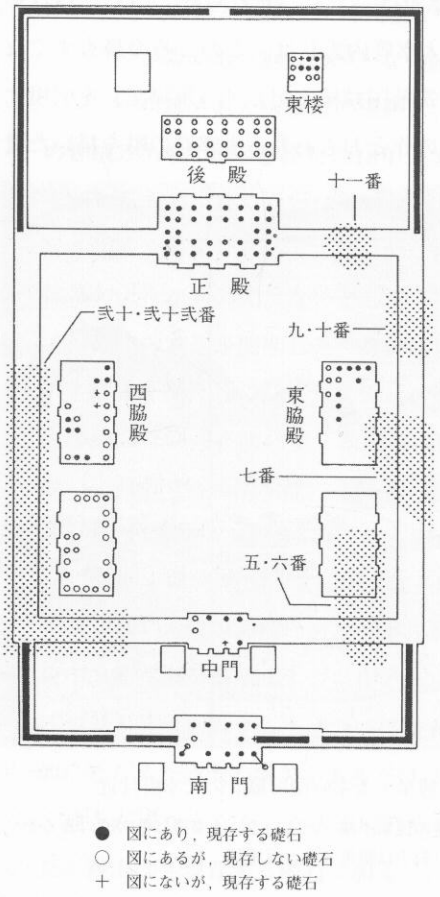


Fig.11　文政３年図に描かれた礎石の推定位置

後殿の礎石

後殿の礎石は発掘調査部では抜き取られていたが，根石の配置から桁行７間×梁行３間の総柱の東西棟建物で，正殿と正しく柱筋をあわせていることが知られている。ここについて種信は，「其北にも大廈の址有，礎石あまた有」と素っ気ないが，文政図には西南の２個を欠く30個の礎石が正殿に柱筋をあわせて描かれている。

東楼の礎石

その東北方の３個×３間の東楼は地表に残っておらず，発掘調査によってはじめて確認された遺構で，６個の礎石がある。これもまた「其北小川を越て礎石有」と簡単だが，礎石10個がきちんと描かれている。

以上，検討してきたこと，そして文政図の編集上のズレを正してまとめると，Fig.11のようになる。正殿・後殿・東楼の表現は，全体に正確さのみられるこの図のなかでもことに正確で，遺構配置の復原に大きく寄与している。

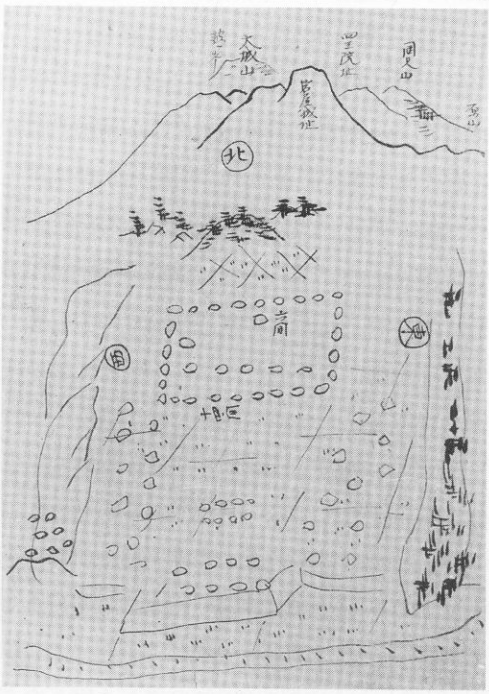


Fig.12　『太宰府志』に描かれた大宰府政庁の礎石

3）再び忘却の時期へ

文政図作成の翌年の，文政４年に著された奥村玉蘭の『筑前名所図会』の「西都図第三」や，1831年（天保２）の青柳種信『太宰府志』の絵（Fig.12）が，それに立体感をもたらしてくれている。こうして大宰府は，一般にもひろく知られるようになっていった。1829年（文政11）に太宰府神社（天満宮）の参詣を終えて一旦宿舎で旅装を解いた高木善助は，「直さま酒飯を携へ近辺の旧跡巡覧に行」き，南館・天智帝月見の亭旧跡・都府楼・孔子聖廟・観世音寺を見物している。都府楼については，「礎石数十ありて，門楼殿閣の跡，千載の昔も歴然として見つべし」（『薩陽往返記事』）と感想を述べてい

史跡観光のコース

る。弁当を持って史跡を巡覧する姿は現在の史跡観光と変わらず，礎石見物をふくむ太宰府観光のコースが設定されていて，それが観光客にかなり知られていた様子をうかがわせている。

再び忘れられた大宰府

しかし，19世紀の中頃から後半，幕末になると大宰府はふたたび忘れられていく。1841年（天保12）に筑前国鞍手郡の神職伊藤常足の著した『太宰管内志』は，このころの最もすぐれた地誌として知られるが，大宰府の遺構については『筑前国続風土記』・『筑陽記』を引用するのみで，その記述に新鮮さを欠いている。同年ごろの作とおもわれる太宰府の町を描いた貴重な資料である斉藤秋圃の『博多・太宰府図屏風』には，大宰府の姿がまったく認められない（Fig.13）。こうした忘却の進行は著しく，備中松山に遊学中の1860年（万延元）に長崎に旅した越後長岡藩士河井継之助が，その途中に足をのばして福岡から太宰府に向かう途中で都府楼の位置を尋ねたところ，「都府楼は此道端故，寺へ入りて聞に不分明の答。瓦を尋るに無しと云。前に小高所見ゆ。大手なる由。ハッキリとしたるにはあらず」（『塵壺』）という状態だった。

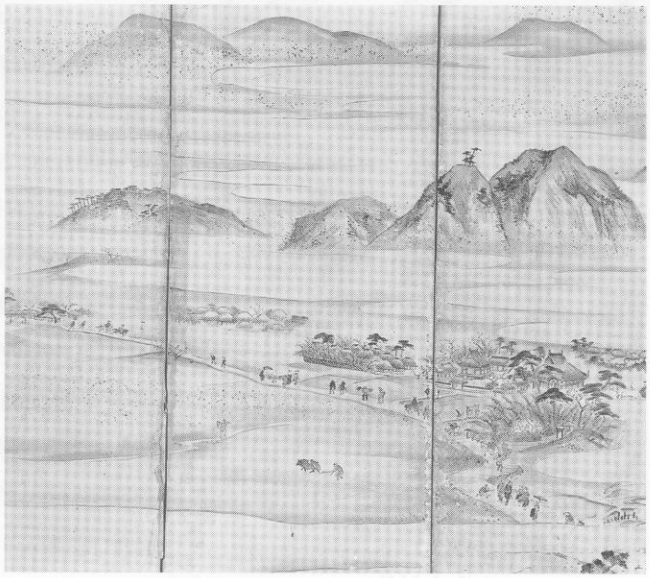


Fig.13　「博多・太宰府図屏風」の大宰府付近

左手に関屋，中央に学業の民家が描かれている。大宰府はその間にあるが，何も表現されていない。右手は観世音寺と戒壇院。

つまり，当時の知識人であった僧侶に聞いてもわからないといったありさまで，土地の人びとにも大宰府はもはや忘れられている。ふたたび大宰府の遺構が認識されるには，明治も後半をまたねばならなかったのである。

破壊の進行

そして残念なことに，その価値の忘却から遺構は次第に破壊されていく。文政３年に203個を数えた礎石は，この図が官庫におさめられたこともあって移動されることがなくなったという。ところが，1890年（明治23）の『靖方溯源』のチェックによって，この段階ではすでに105個にまで減少していることが知られる。実際には，幕末から明治にかけての多端な社会情勢のもとでの福岡藩や県による大宰府保護のゆるみがおそらく大宰府にたいする世間の認識を弱め，農作業のさまたげになるとして除去されたり，庭石などに持ち出されるなどして，礎石の減少をもたらしたのであろう。

４）近代的研究の開始

先に記したように，人びとの間にあった歴史ブームとその移ろいが，大宰府の遺跡を保護し，破壊していく。福岡藩の遺跡保護の姿勢や下火になったとはいえ，人びとの大宰府への関心に水をさしたのが，こともあろうに明治新政府だった。政府は福岡藩の保護政策（他の藩でも事情は似たりよったり）を継承しなかった。当然，遺跡は荒れるにまかせ，廃仏毀釈がそれに油を注ぎ，文化財は失われていった。福岡藩が大切に保護した大宰府の203個の礎石も庭石など

明治政府の不手際

に勝手に持ち去られ，1890年（明治23）には105個，計画的な発掘調査が開始された1968年（昭和43）にはわずかに73個まで減少していた。奈良・平安時代に栄華を誇った大宰府は，以後も史跡・旧跡として江戸時代まで大切に保護されてきたのだが，このわずか100年ほど前の政策の不手際が取り返しのつかない結果をもたらしてしまっている。

池上年の実測調査

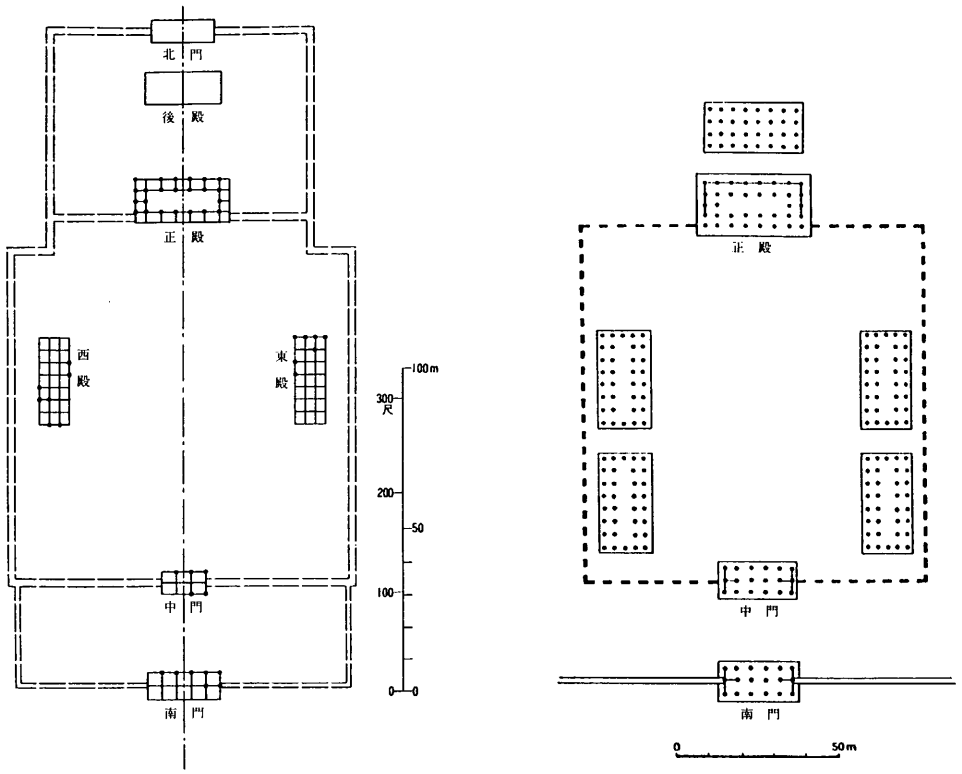
忘却され埋もれた大宰府の遺跡に，近代的考古学的方法で，最初の光を与えたのは，文政図の作成から約100年を経た1918年（大正７）の池上年の仕事だった。池上は政庁跡（都府楼）を訪れる人が少なくないにもかかわらず，『日本百科大辞典』の「太宰府址」の項に「今は原形を知るを得ず」とあって，いかにも調査が不可能な廃墟のような紹介をされているが，実際はそのようなものではないとして，「現状の詳報と正確なる実測図とを提供する」目的をもって，政庁の実測を開始した。具体的には，当時勤務していた修猷館（現福岡県立修猷館高校）の生徒らを動員して，トランシットやポールを用いた遺構測量を行ない，大宰府史跡の地形図を作成している。次いで，総門（南門）12個・中門６個・東殿（東脇殿北棟）９個（２個移動）・西殿（西脇殿北棟）８個（１個移動）・本殿（正殿）36個および付属する小礎石２個からなる残存礎石73個のそれぞれを実測し，1890年（明治23）調査の礎石数を付加して載せた『靖方溯源』の配置図（文政図Ｃ修正版）と比較しながら，各殿舎の配置を復原している（池上1918a・b）。本殿の両端にある小礎石から回廊の存在を推測するなど，池上は，この作業を経て政庁の配置に論を及ぼすつもりであったろうと思われる。それは論題の上・中からも推測されるが，本論に相当する下はついに発表されることはなかった。大宰府政庁の遺構配置を考古学的にとらえた研究の嚆矢であるだけに，惜しまれてならない。

鏡山猛の政庁復原案

池上が果たさなかった大宰府政庁の遺構配置の復原をはじめて行なったのは鏡山猛であった。鏡山は，現存する礎石に加えて，本稿で先に紹介した貝原益軒『筑前国続風土記』や青柳種信『筑前国続風土記拾遺』などの記述および寛政５年・文政３年の礎石配置図を資料として活用し，九州帝国大学の卒業論文「西都条坊考」（1932年）で復原を試みた。それを５年後の1937年（昭和12）に論文として公刊したが（鏡山1937a・b），以後も含めて池上年の仕事には触れていない。ともあれ，まず各殿舎の規模と配置を復原する。地上に遺構の残らない後殿や東西脇殿南棟について池上は触れるところが無かったが，記録から後殿および南棟の存在を認め，大門（南門）・中門・東西両殿おのおの２宇・正殿・後殿の総計８宇からなる殿舎および殿舎を連結する歩廊の存在を推定している。その上で，当時はまだ時期的に近いと考えられていた平城宮の配置が不明だったところから平安宮の朝堂院・豊楽院と比較し，それぞれが応天門・会昌門・左右十二堂・大極殿・小安殿に該当するとし，Fig.14の１のような配置を提示された。これが大宰府研究史上はじめての政庁の配置図ということになる。

工藤圭章の政庁復原案

この鏡山配置案が以後広く知られて研究に活用されたが，これとは別に工藤圭章による配置復原案がある（工藤1961）。工藤の案は短文でその論拠が詳しくは提示されていないが，礎石の配置から，南門・中門・東西両脇殿・正殿・後殿の８宇の殿舎を推定するところは鏡山と同様だが，後殿を正殿のすぐ背後に配されている点から，文政図を重視されているように思われる。鏡山案との最大の相違は，殿舎を画する施設とみられる回廊もしくは築垣のうち，南門の東西の囲繞施設を中門のそれと結ばず，Fig.14の２のように大垣風に想定されている点にある。しかし，この工藤案は，1968年に開始された政庁の発掘調査にあたって使用されることはなかった。



1　鏡山猛の1937年案　　2　工藤圭章の1961年案

Fig.14　二つの政庁建物配置復原案

『大宰府都城の研究』

1968年に開始された政庁の発掘調査の直接指針として活用されたのは，同年に公刊された鏡山猛の『大宰府都城の研究』だった（鏡山1968）。この著書でも鏡山は，従来と同じ遺構配置案を示している。以後の政庁の発掘調査によって鏡山の配置復原案は細部がさまざまに修正されることになるが，しかし，調査を先導したその価値には少しの陰りもない。そこで以下に，鏡山の学恩に報いるためにも，発掘され甦った大宰府政庁の姿を報告することにする。

註１）これ以前にも礎石図はあったらしく，1783年の古河古松軒の『西遊雑記』に「礎数百，図のごとくに残りて有り」と記されていて，古松軒が何らかの礎石図をみながら現地を歩いたことをうかがいうる。しかし，その図は伝わっていない。

（２）遺物の研究史

昭和43年（1968）に大宰府史跡の発掘調査が開始されるまでに限定して，管見を通してであるが，大宰府史跡出土の遺物類を通して大宰府研究を振り返ってみよう。

研究史という題を設定するには，単なる出土品紹介記事まで含んでいるので些か問題を残すものと思うが，大宰府史跡出土遺物について記された資料一覧をTab. 4 に掲げた。表中には，40余の文献を収録できたが，網羅しつくしたとしても60編程であろう。

出土遺物からみた大宰府研究という視点からすれば，第二次大戦前では中山平次郎氏の研究，戦後では小田富士雄氏の研究が，質・量ともに群を抜いたものと言って良い。ここでは，全体

を通観する意味から以下の3期区分をしてみた。

遺物研究史の3期区分

Ⅰ期（黎明期）－江戸後期～明治時代一杯。研究というよりも，大宰府史跡出土品に目が向けられ出した時期。

Ⅱ期（基礎的研究の時期）－大正時代～昭和15年頃。大宰府史跡および周辺地区でも，遺物採集が盛行し，採集品の比較研究が始まった時期。

Ⅲ期（研究の進展した時期）－戦中・戦後の混乱期を越え，Ⅱ期での研究成果を土台として，遺物の分類から系統だてた考古学的理論が展開された時期。

以下，この3時期区分に従って様々な研究論考を紹介する[1)]。

Ⅰ期（黎明期）　江戸時代後期の考証学者藤原貞幹は，No.1『古瓦譜』と題した日本最古の古瓦拓本集を作成した。貞幹『古瓦譜』は，20種以上が現存しているという（上原2000）。

『古瓦譜』

上原氏の教示によれば，数ある『古瓦譜』のなかで国会図書館本・宮城県立図書館本に「太宰府廃址」と記された瓦片が掲載されているという。恐らく，大宰府史跡出土遺物を記録したものとしては最も古いものであろう。なお，同書には，福岡市西区下山門の斜ヶ浦瓦窯産と思われる警固銘文字瓦が掲載されている。警固銘文字瓦は『平安京古瓦図録』（平安博物館 1977）にも広隆寺などからの出土例が記されている。九州から平安京に運ばれた瓦である。山田安栄編纂による『靖方溯源　伏敵編附録』（明治24年〔1891〕）にも貞幹『古瓦譜』掲載の警固銘文字瓦を引き，「太宰府警固所ノ遺物ニハアラザルベシ」と記している。



（平安博1977から）
Fig.15「警固」銘文字瓦(1/5)

『古瓦譜』は，古代研究資料集を意図したものではない。江戸時代文人の間で古瓦を硯（研）に加工し愛蔵することが流行した。貞幹晩年の著作No.2『好古小録』には，「古屋瓦ノ研トナスベキ者」として滋賀宮・平安大学寮廃址瓦と並んで「太宰府廃址瓦，〔割注〕紫褐色者佳」と記されている。瓦硯愛好家のための目録的な役割を果たしたものであろう。『古瓦譜』は，およそ上記のようなものと考えられる。研究史という視点からは，問題があるが，大宰府出土遺物についての古い記録という意味で取り上げた。

なお，平成13年4月に福岡市博物館で開催された『平戸・松浦家名宝展』には，松浦家第34代頭主静山（第9代平戸藩主）が書かれた『新古瓦譜』が列品として陳列されていた。著作中の拓図とならんで，「太宰府廃址瓦」として，2～3の丸・平瓦片がならんでいた。これは，静山が天明年間から寛政年間にかけて収集されたものであるという。著作の意図までは不明であるが，静山も，また，江戸時代後期の文人である。題名の『新古瓦譜』は，貞幹『古瓦譜』があっての命名されたものではないかとも想像される。その詳細については知ることはできない。このため，Tab.4には掲載していない[2)]。

『新古瓦譜』

明治時代に大宰府史跡の遺物について記されたものは少ない。管見では，No.3野中完一，No.4佐々豊水両氏の二文を『考古界』に見出したにすぎない。両氏とも県外の人で，二日市温泉に宿泊し，天満宮参詣をする。帰途，大宰府跡で人力車夫と穴を掘り瓦を採集したことが記されている。No.3では，軒丸瓦061，平井銘文字瓦901Eが，No.4では，平井銘文字瓦901Fが挿図として掲載されている。明治時代の大宰府史跡に関する出土遺物の記録である。

ただ，ここで注意しておく必要があるのは，関野貞氏の研究である。関野氏は「古瓦模様沿

関野貞氏の研究

革考」(『考古界』第1篇6・7・8，第2篇6・10，第3篇1　明治34～36年〔1901～03〕)，「飛鳥奈良両朝の古瓦模様に就きて」(『考古界』第6篇2　明治39年〔1906〕)を発表された。[3)]

高橋健自氏の研究

これらの論考は，大正4年に発表された高橋健自氏の論考№9とともに，大正期に中山平次郎氏が大宰府瓦について多くの論考を著される足掛かりになったと思われる。関野氏の研究は，昭和5年に№30「瓦」として雄山閣の『考古学講座』に結実するが，同論の挿図や論考には，中山氏論考の拓本図や成果が収録されている。

Ⅱ期（基礎的研究の時期）　大宰府史跡出土遺物の研究は，大正時代初期，中山平次郎氏によって開始される。『考古学雑誌』4巻9・10号（大正3年〔1914〕）に「三野城址と推定すべき一遺蹟(上)(下)」，「三野城址推定に関し谷井学士の示教に答ふ」4巻11号，「三日月山城址と基肄城址」4巻12号などの論考を著されたのに始まる。

中山平次郎氏の研究

ここでは，「博多津及荒津」・「警固所」・「博多方面の旧官道」などについて文献資料の記載と実地踏査をもとに考証し，三野城跡推定地を想定されたものであって，出土遺物そのものについて論究はされていない。中山氏が最初に大宰府史跡関連遺物に関する書を著されたのは№5「太宰府蔵司の遺物」である。大宰府跡は，昭和40年代後半から50年代前半にかけて全面的な環境整備事業を実施し，園路の付け替えなどが行われた。文中に「蔵司とは太宰府政庁址と少許の田園を隔てて，その西方近き所に位置する今畑となりたる小丘」と説明がある。このことから出土地を現在残る蔵司丘陵の上と限定できる。採集された遺物は，「鉄滓・銅滓・有孔小鉄板及鉄製小円柱形状物破片の4種」と「布目瓦」である。有孔小鉄板とは挂甲の小札であり，小円柱形状物とは鉄鏃である。これ等の遺物は火災により非腐蝕性鉄質に変化し，残存していた。大宰府史跡第6次調査（政庁回廊西南隅）で金属工房跡が調査され，小札が出土しているが，これと中山氏発見の小札とは同質のものと推定されることや，同第19次調査（来木地区）で発見された金属工房跡に伴ったものとみられる銅滓などとの関連で注意を引く。

蔵司の出土遺物

なお，中山氏は，この後，№18「大宰府蔵司の遺物追補」を書かれている。これには，「鋲留鉄片」と紹介されるものが採集された。馬具の辻金具状のものに見える。上記の金属遺物の発見は，「古陶器片採集を挙行したり…」時のことであったとされるが，大宰府跡及びその周辺で採集した土器・陶器片を材料に以下の論考が書かれている。

中山氏による土器・陶器片の研究

1　№6「齋瓮内面の異形打痕」
2　№7「瓷器に就て」
3　№8「上世の疊表様敷物」
4　№15「口兀を有せる一種の白磁」
5　№16「福岡附近より拾集したる象嵌陶片」

である。

№6では，宗像郡赤間近傍の須恵・稲元・山田古窯跡採集の須恵器内面に残る当具痕跡を中心にした紹介記事である。この中に「水城大堤深土中より発掘せられたる陶片」の拓影が挿図となっている。№8も，須恵器の叩打痕・当具痕の痕跡を拓影図によって紹介したものであるが，この中には，榎社他2遺跡からの採集資料が掲っている。

№7は，№8と同巻同号に発表されている。中山氏は，三宅米吉氏の「陶器概説」(『考古学雑誌』3巻4号　大正2年〔1913〕)に影響を受け，施釉陶器（『延喜式』記載「瓷器」）片の採集

を思い立たれたのが一つの発端となった。これと重なって，この時九州医科大学構内で給水用の大井戸の掘削が実施される。掘削工事に立会されたとみえ，多くの土器・陶器片を採集されている。大井戸の掘削による土層は砂の堆積した状態のもので，現在の博多湾の汀線と元寇防塁の位置から，大井戸掘削の位置を奈良・平安時代の汀線と推定されたことや，出土遺物に見出した白磁片を輸入品と考えられるなど，すでに今日の考古学的考察を行っておられる。論中，「瓷器の疑のある有釉破片拾得地」として大宰府周辺では，榎社近傍・同四本松・笠寺などの地名をあげられている。

№15は，医科大学大井戸掘削時に見出された白磁片が端緒となったものである。口冗の用語を「釉薬を塗り残したる口冗に非ずして，器物縁辺の釉薬を削り去りたる痕跡」と説明する。この論考には陶片の実測挿図も掲載されている。挿図によって見る限りにおいては，大宰府の時代のものは極く少数であると思われるが，器形の分類・製作法に関しての轆轤回転の方向，口冗を削り出す理由を伏焼のためとされるなど細かい観察にもとづく論考が展開されている。この論考中には，「口冗白磁片発見地」として，現太宰府市内の採集地が16ヶ所記されているが，観世音寺・御所ノ内・学業院・都府楼・蔵司などがあげられている。

№16では，象嵌陶片を紹介する。採集品ではあるが，多くの青白磁に混じて決して少なくない量が見られるものであること，朝鮮からの輸入品であることが論じられている。採集地には，大宰府跡南方の田・観世音寺の東・片野・御所ノ内などがあがっている。

以上が須恵器や輸入陶磁器について中山氏が記されたものである。中山氏の論考は，『考古学雑誌』に限られたものではなく，『歴史地理』やその他の雑誌類にも及んでいる。本来，これらにも目を通した上でなければ研究史の紹介とするには不足であるが，大正時代における土器類・陶磁器類の研究段階をこれらの論考は示しているものと思われる。

高橋氏の文字銘研究

『考古学雑誌』５巻12号には，高橋健自氏の№９「古瓦に現れたる文字」が発表される。高橋氏は東京帝室博物館学芸委員をしておられたことから，上記の論考は全国的な視野から著されたものであった。高橋氏の研究は，文字銘が所在する部分によって，甲類－瓦当文，乙類－銘文の二つに大別する。甲類－瓦当文とは，巴瓦及び唐草瓦の瓦当面の文字である。乙類－銘文とは，平瓦・丸瓦・鳥衾・鬼瓦・鴟尾などに見られる文字銘である。このうち，大宰府出土瓦に関係のあるのは，乙類－銘文の瓦である。従って，ここでは高橋論考乙類に限って紹介する。大宰府においても観世音寺及観世音寺戒壇院出土瓦のなかに甲類の軒瓦があるが，この論考では紹介されていない。

乙類は，記載された銘文の内容により，所属名・地名・人名・造営文などに分けられている。さらに，乙類の銘文には，型押によるもの，篦書されたものがあること。型押のものでは，いわゆる型押と刻印のものとに区分されている。

大宰府出土瓦では，以下のものが分類・掲載されている。

１　所属名　（Ⅰ）型押

安楽寺〔文字瓦904B〕及び安楽之寺（筑前）数種あり。〔文字瓦904Aa・Ab〕

観世音寺（第18図）左文の類。〔文字瓦905B〕

水（筑前）水城の略なるべし。

また，大宰府出土瓦ではないが，

警固（筑前）中山医学博士は，筑前早良郡壹岐村学與納にて「警」字あるを発見せられたり。

貞幹の古瓦譜に『警固』の二字あるを擧げて『大宿直疑寮廃址瓦』と題せり。

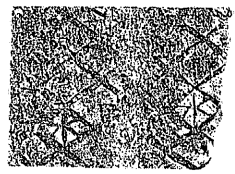
予未だその原品を見ずと雖，拓本より見るも偽作せるものなること疑ひなし。

2　地名　（Ⅰ）型押

賀茂瓦（筑前太宰府址）太宰管内志筑前鞍手郡に加茂明神社あり，蓋この地か。〔文字瓦903C〕

平井（同上）平井瓦（同上）数種あり。同書那珂郡の條に飛来権現社あり，金平村の田字に平井田ある由記せり。この地なるべし。〔文字瓦901Ga〕

以上を掲げられた。このうち，水とされたものは，Fig.16のものがそれにあたる可能性がある。平井銘瓦は，3種あり特定はできない。



（第15次調査出土例）

Fig.16　「水」と読める文字瓦(1/4)

高橋氏は，各種文字瓦を分類された後，「沿革」の項を設定され，奈良時代以前～室町時代以降の各時代別に文字瓦の年代観を示されている。それによると『賀茂瓦』〔文字瓦903C〕，『平井瓦』のあるものは奈良時代に判定され，『安楽寺』〔文字瓦904B〕，『安楽之寺』〔文字瓦904Aa or Ab〕，『警固』を平安時代の例に掲げておられる。

ここで注目されるのは，警固銘瓦の割注（前掲）の部分と第18図とする観世音寺銘瓦拓図の添書に中山氏の名前が見られることである。中山氏は，高橋論考が掲載された同巻同号にNo.10「警の一字を有せる古瓦片」論考を著しておられる。この論考以後，中山氏の諸論考のなかに文字瓦関係の論考が激増する。関野氏の瓦当文様についての論考とともに高橋氏の文字瓦の論考が大きな影響を与えたものと思われる。

中山氏による大宰府瓦の研究

中山氏が瓦の拓図を掲載して種々の所見を記されたものでは，前掲No.7論考が初見である。以後，No.11～17・19～24まで大宰府出土瓦を中心とする瓦の拓図とそれについての所見が記されている。しかも時間的な経過を見ると大正4年9月から大正5年12月にかけての極めて短時間に発表されたものである。これ等の論考の多くは，今日の大宰府出土瓦研究の基礎となっていることも事実である。以下，中山氏論考を軒瓦と文字瓦に分け，軒瓦論考から紹介しよう。

鴻臚館出土の軒瓦

まず，No.11「鴻臚館の所在に就て再たび藤井学士の示教に答ふ」では，『三代実録』や『万葉集』から福岡城付近に鴻臚館の所在を推定されたが，その根拠の補強として福岡城本丸東側の歩兵第24連隊の営所から軒丸瓦223，軒平瓦635をはじめ縄目瓦，斜格子目瓦片を採集し報告された。中山氏が採集した瓦資料の年代観の根拠とされたものは関野氏論考である。中山氏はこれ等の軒瓦を「奈良時代前期（孝徳天皇の朝より聖武天皇即位に至る期間）」とされた。さらに細かく，大宰府跡御所内で採集された軒丸瓦215の拓図を掲げて軒丸瓦223に類似していること，軒平瓦635の瓦当断面形状が大官大寺古瓦に類似すること，水城の築堤記事（664年）と水城西門で採集した軒平瓦当文が歩兵24連隊営所で採集した軒平瓦635に酷似することなどを，鴻臚館（筑紫館）に関する文献記事の補強資料とされた。

瓦当文様の比較と年代観

No.12「畸形的小葉を有せる蔬瓦當蓮華紋」は，複弁八弁蓮華文軒丸瓦の一弁が単弁である軒丸瓦235・326の2種を紹介された論考である。軒丸瓦326は，太宰府天満宮東回廊の修理（明治44年）時に出土したもの。関野論文資料との比較から奈良時代前期と考えられた。このことから中山氏は，菅公御廟である太宰府天満宮以前に佛寺があった可能性を考えられている。し

かし，今日，この軒瓦のもつ年代観からは，この推定には無理がある。

軒丸瓦235は，怡土城跡（高祖神社付近出土）例と筑前国分寺出土例を示された。論中二者の特徴である「畸形的菱小弁と全然同等なり」と記されているから，同笵瓦を意識されたものである。怡土城は神護景雲二年（768）に完成したこと，および鴻臚館出土瓦との比較から相対年代の比定をされている。

同笵軒瓦

この論考のあと中山氏は，大宰府出土瓦を中心とした古瓦の紹介論考を「古瓦類雑考」（1）～(9)に発表された。論考の小項目は32に及んでいる。

「古瓦類雑考」

No.13「福岡城内発見物と同型式の華瓦」，No.17－6「福岡城内発見物と同式異文の華瓦」，No.22－13「観世音寺境内発見の古瓦」，No.22－14「本稿第一項所載のものと同紋の華瓦」，No.23－21「本稿第四項のものと同紋の華瓦」では，同系統2型式の軒平瓦の出土遺跡例の増加を示されている。

No.13では，福岡城発見の軒平瓦635の同文瓦が，都府楼跡・水城西門跡・筑前国分寺跡・般若寺跡からも採集されていること，軒平瓦637は軒平瓦635と同じ瓦笵ではないが，同文のものであることを紹介する。

軒瓦の同文関係

No.17－6では，前記筑前国分寺出土軒平瓦637の拓図を再び掲げ，同紋瓦が観世音寺および笠寺で出土していることを紹介する。No.22－13では，軒平瓦635が観世音寺でも出土していること。No.22－14では，軒平瓦635がさらに筑紫郡住吉村蓑島の那珂川川底採集例を加えたことを記す。この時点で中山氏は，瓦当文様の均整唐草文の巻込の頂部と上帯蓮珠文の位置が瓦によって相違したものがあることを見い出された。「同紋なれど同型にあらざるは確実なり」は，軒平瓦635には，複数の瓦笵が存在することを示されたことになる。現在では軒平瓦635については，少なくとも3種の瓦笵があることを認定している（『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』，以後『型式一覧』と略す）。

軒瓦の同文異笵関係

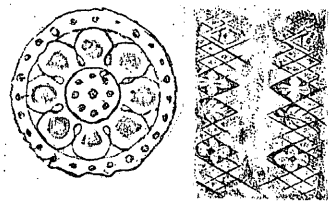
No.23－21では，軒平瓦637の出土例が筑前国分寺の他に観世音寺および笠寺（字名か）からも採集されたことを紹介している。なお，この瓦にも同文異笵の可能性を論じておられるが，今日まで軒平瓦637には複数の瓦笵の存在は見出し得ていない。

No.17－5「一種の畸形的蔬瓦當蓮華紋」とNo.24－26「筑前国分寺竝に高祖山発見の畸形的蓮華紋を有せる疏瓦」は，No.12論考に続くものである。No.17－5では，都府楼跡付近の田から出土した軒丸瓦278を紹介する。この軒丸瓦は，複弁六弁蓮華文の蓮弁に大小あること，間弁が1箇所2枚となっていることを特徴とする。この標題は軒丸瓦の特徴から設定されたものと思われる。奈良時代後期のものとしている。

また，No.24－26では，No.12論考で示された軒丸瓦235について，筑前国分寺に瓦当文様の全体がわかる資料があったことから，怡土城出土瓦とを比較し，「元来同一原型によりて作成せられたもの」との結論を示された。これらの軒瓦に関しては，今後瓦笵や工人の移動の可能性や大宰府の造瓦組織のあり方について追求されなければならないことを示唆している。

No.20－9「古瓦に現はれたる家紋様型押」は，観世音寺境内から出土した軒丸瓦048をとり上げられた。この資料は，丸瓦部まで残る完形資料であったようだ。中山氏が家紋とされたのは，この丸瓦部に残る斜格子紋の中に花菱状・木葉状・剣形花菱状・子持菱状の文様が嵌め込まれているものを家紋様と表現されたものである。注目されるのは，「瓦工の標章にあらざるや」

とされていることである。この瓦の出土例が観世音寺周辺に限られていること，同寺延喜５年資財帳に見える「瓦屋」の存在と併せて考えるとき興味深い。また，家紋様とされた文様を平瓦部に残す軒平瓦562の存在は，同一の瓦工房で生産された可能性が生じたことを示している（『型式一覧』）。



（中山論考20-9から）
Fig.17　家紋様のある瓦
（約1/8・1/10）

№21－12「一種の珍崎なる蔬瓦當蓮華紋」は，軒丸瓦208Cを紹介する。観世音寺大門跡・水城西門跡・都府楼跡出土例が示される。中山氏がこの軒瓦を珍奇とされたのは，蓮華文の弁が丸味をおびていて，蓮弁とは判断しにくいまでに便化された文様となっていることによるだろう。中山氏は「多数の瓦當に於けるより一層著しく紋様化されたるを感じる」と記されている。

№22－13「観世音寺境内発見の古瓦」は，文字通りのものである。軒丸瓦049・275Aと軒平瓦515A・560A・635，剣頭文文字銘瓦当が紹介されている。中山氏は，種々の文献資料によって観世音寺の沿革を紹介された後，関野論考を参考として福岡城跡出土例・水城西門跡出土例と同文であるとして軒平瓦635を天智朝に，軒平瓦560Aを藤原宮・本薬師寺・薬師寺・栗原寺と同式であるから奈良時代前期に比定できるものとされている。

№22－15「安養院址発見の華瓦」では，軒平瓦584Bを紹介する。中山氏は，軒瓦の年代を奈良時代前期と考え，少弐氏の安養院以前に遡る遺構の存在を想定されている。今日では，軒平瓦584Bは，観世音寺周辺に限って出土する軒瓦で，平安時代の観世音寺瓦工房の所産と考えられるようになった。

№23－18「善正寺址発見の古瓦」は，坂本から大野城跡（四王寺山）に登る途中に四王寺座主坊善正寺址と言い伝えられている場所から出土した剣頭巴文軒瓦をセットで紹介する。中世の軒瓦であるが，大宰府出土遺物の一端を示す資料である。

№23－23「般若寺址発見の古瓦」では，片野村落の丘上の畑地に密柑畑を開くおりに出土した軒瓦が紹介されている。軒丸瓦223，275A，239，290A・B，291と軒平瓦560A・Ba，704がそれにあたる。これ等の年代観について，平安時代のものも混じるが，奈良時代前期のものが多いとされた。なお，般若寺跡については，昭和54・61年に住宅建設に伴って事前の発掘調査が実施され，ほぼ同種類の軒瓦が出土している（九歴1980・1988）。

蔵司出土の軒瓦

№24－24「蔵司発見の華瓦」は，軒平瓦704Aを紹介する。

№24－25「太宰府址田字大楠の古瓦」は，軒丸瓦275Bと軒平瓦560Bを紹介したものである。大楠は，大宰府政庁跡の南西部にあたり，現在は区画整理が実施され住宅地となっている場所である。この場所を含んで大宰府政庁の南側は，大宰府の諸官衙が所在した場所であることが発掘調査で確認されている。軒丸・軒平瓦ともに，№23－23「般若寺址発見の古瓦」と同文とされている。№22－13の観世音寺出土軒丸瓦275A，軒平瓦560Aを比較資料として取り上げておられないこと，軒丸瓦275Bの蓮子に小圏が付いていることを指摘されているから，観世音寺例とは，同文異笵の関係にあることに気付いておられたものと思われる。

大野城・基肄城出土の軒瓦

№24－30「大野城四王寺発見の疏瓦」と№24－31「基肄城址発見の古瓦」では，軒丸瓦020A及び同系統の軒丸瓦を紹介する。この軒丸瓦の年代観を考えるにあたって大野城跡では,665年の築城記事と宝亀５年（774）の四天王寺建立記事があること，基肄城跡では「俗に千坊あり」

とする言い伝えと『三代実録』貞観8年の「四王院」の記事を大野・基肄城のどちらに所在したものとするか判断できないことをあげられた。結論としては，2種の瓦当文様が百済様式であり，2城の築城に百済遺臣がかかわったという『日本書紀』の記事からこの軒瓦は築城期のものと考えられた。

No.24－32「塔原竝に武蔵寺発見の古瓦」では，塔原廃寺出土の山田寺式系軒丸瓦と武蔵寺の巴文軒丸瓦・剣頭巴文軒平瓦が紹介されている。また，この他に，軒丸瓦291・170B・105の3点の拓図が紹介されている。軒丸瓦291は，太宰府天満宮所蔵品とされ，その裏書からは杉塚廃寺出土軒瓦と考えられるものである。なお，軒丸瓦170B・105は，塔原村落西南の密柑畑から採集されたという。以上が中山氏の「古瓦類雑考」に紹介された軒瓦類である。

文字瓦

文字瓦については，No.10「警の一字を有せる古瓦片」の後，No.19－5「安楽寺文字瓦」，No.19－7「平井瓦賀茂瓦」，No.19－8「文字竝に記号を追加したる瓦文様」，No.22－16「太宰府附近より発見したる諸種の文字瓦」，No.23－17「紋線追加を示せる文字瓦」，No.23－20「平井瓦追加」，No.24－27「観世音寺文字瓦」，No.24－28「文字瓦追加」，No.24－29「紋線追加を示せる平井瓦の一種（附）般若寺址と平井瓦」の9編の論考を著された。

『安楽之寺』銘文字瓦

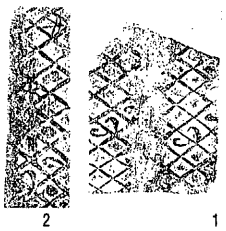
No.19－5は，文字瓦904Aa・Ab・Bと型式番号未設定の904型式のもの一種を紹介された。このうち安楽之寺〔904Aa〕・安楽寺〔904B〕は境内から出土したもので，文字銘から安楽寺所用瓦と認定できる。

叩打具への紋線追刻

中山氏は，文字瓦904Aaの文字銘部分に限って型に縦線を追刻し，文字銘を消したもの（文字瓦904Ab）があることを指摘される。さらに文字瓦904Abが，太宰府天満宮以外の場所で採集されていることに注目された（文中に紹介されている文字瓦904Abの出土場所は，大宰府政庁正殿の北側と安養院）。この事実から「安楽之寺の文字ある原型を利用して作成したれども，実は同寺其物用瓦にあらざるを示せる表章」と解釈された。この発見は，安楽寺廟の建立が道真の死後，延喜5～19年（905～919）と推定されていること（小田1969）。天慶4年（941）に大宰府が藤原純友の兵火で消亡したとする二つの文献記事と大宰府史跡第1次調査（政庁南門・中門跡）でのこの瓦の出土状況とから，この時検出された焼土層が941年の兵火によるものと考える大きな根拠となった。

No.19－7は，文字瓦901型式と903型式とを紹介している。文字瓦901型式では,B・C・E・Fa・Ga・Gb・Ia・Lが，文字瓦903型式では，A・B・C・D・Hなどが紹介されている。[4] 中山氏は，この論考中でも前例の安楽之寺銘文字瓦904Aa・Abの間に追刻を認定されたことと同様に，平井銘文字瓦901Ga・Gbの間にも，その斜格子文部分に追刻があることを発見されている。

No.19－8は，政庁正殿北側出土瓦と観世音寺付近出土瓦との比較をされたもので，この瓦については九州歴史資料館では，未だ文字瓦としての型式認定ができていない資料である。前者は，斜格子文のなかに鉤の手状の記号だけが認められる資料であり，後者では前者に文字状の記号が加えられている。No.22－16には，佐銘瓦902型式のA・B・C・Db・I・H，筑銘瓦906C（筑前もしくは筑紫の筑とされている），前銘瓦906F（筑前の前と読まれている），介銘瓦912，未解読文字瓦920（国の略字と解されている）と文字瓦として未認定のもの数点が紹介されている。



（中山論考19-8から）

Fig.18 文字並びに記号を追加したる文字瓦(約1/8・1/10)

文字銘は何を表したか

№23－17でも，佐銘瓦902Da・Dbの間で文字銘の上部にある斜行する平行線文に追刻文を加え斜格子文に変化させていることを指摘されている。

№23－20は，平井瓦・平井銘瓦901型式の紹介で，B・C・D・Hc・Lが示されている。№24-27では，観世音寺銘文字瓦905Bを紹介する。№24－28では，まず平井瓦屋銘文字瓦901Aをあげられて「瓦工名にあらざるや」とされる。平井銘901E，安銘904D・佐銘902Bb・F，観世音寺銘905B，門司銘908，未解読文字銘911などを紹介している。

№24－28では，平井銘瓦901E・Hb・Hc・Iaが紹介されている。Hb・Hcの間にも斜格子部分に追刻があり目の大きな斜格子紋が細かい斜格子に変化したことを指摘された。なお，中山氏は平井銘瓦が般若寺址のある場所で多量に出土することを報ぜられている。平井銘瓦の生産窯は今日まで不明であるが，般若寺址近くでは般若寺瓦窯と名づけられた窯跡３～４基（実体不明）があったと記録されている（九歴1981）。平井銘文字瓦の生産瓦窯であった可能性は考えられまいか。

文字銘瓦については，中山氏は，№26－10「天承２年年号瓦」を『考古学雑誌』11巻６号に「考古雑録」の一項目として紹介されている。これは，太宰府天満宮から出土したもので，安楽寺銘文字瓦904Cにあたる。「安楽寺天承二年歳次任子」と記銘されたものである。なお，天承２年は1132年にあたる。中山氏が文字銘瓦について記された論考は，以上で総てであろうか。氏の文字瓦についての業績は，石松好雄・高橋章氏によって分類整理された(石松・高橋1976)。これを引き継いだのが，巻末の文字瓦の型式分類である。

この他に，文字瓦ではないが筑前国分寺では，平瓦に軒丸・軒平瓦の瓦笵を叩打具の替わりに用いた例がある。中山氏№23－22「華瓦紋の型押を示せる平瓦」は，軒平瓦686Aの瓦笵が平瓦凸面に押されたものを紹介している。これは破片資料であるため，軒平瓦686Bを瓦当文様の形状を推定する一資料として掲載している。

文　様　塼

大宰府史跡では，学校院跡を中心に長方形・方形・三角形の文様塼が出土する。中山氏は，№20－11「太宰府神社所蔵竝に学業院址発見の塼」，№26－11「観世音寺境内出土の有紋塼」，№26－12「学業院址出土の有紋塼」の三つの紹介論考を著された。№20－11は長方形塼で，学校院からの出土とされているもの，№26－11も長方形塼，№26－12は方形塼である。

中山氏関係の大宰府史跡出土遺物についての論考は以上である。中山氏が『考古学雑誌』に投稿された研究論文は150篇に近い。その多くは，弥生時代文化の追求にあてられているから，ここに紹介したものは，弥生時代文化の追求の間の余技であったと思われる。「古瓦類雑考」「考古雑録」と名付けられたことからもそのことは窺われる。中山氏にとっては余技であったと思われた仕事であるが，大宰府史跡出土の遺物に関する研究，考古学的基礎は中山氏によって掘り起こされたとも言えよう。

関野貞氏「瓦」

関野貞氏論文№30「瓦」は，明治時代末期から手がけられてきたもので，昭和５年に雄山閣から出版された。中山氏が『考古学雑誌』で紹介された大宰府出土の軒瓦類は，所蔵者の名前入りで同書中に掲載されている（「日本古瓦文様史」『日本の建築と芸術』（上）復刻本　太田博太郎編　岩波書店　1999）。

「軍団印」

川上市太郎氏№32「御笠団印と遠賀団印」は，両印が発見された場所，発見にいたる経緯，発見者などを記した後，軍団印のもつ歴史的価値を記された。この論考で明らかにされた両印

の出土場所は，大宰府政庁の北西から西にかけての場所であり，筑前国分寺から見れば，東南および南にあたる。言わば，水城跡と政庁との間で大野城跡の山麓部である。軍防令に記された筑紫四軍団のおかれた場所を想わせる発見地である。また，附近の地名に「小正府」・「大正府」というのがあることも注意される。

鏡山猛氏の研究

昭和11年（1936）には，軒丸瓦275A・軒平瓦560A（観世音寺所用瓦）の生産窯である老司瓦窯が発掘された。このことを鏡山猛氏が『考古学雑誌』にNo.33「北九州近況－福岡市郊外老司瓦窯の発掘」として紹介されている。軒丸瓦275Aの瓦当完形品の写真が掲載されている。

老司瓦窯

怡土城址の調査

鏡山氏は，No.34「怡土城址の調査」報告を日本古文化研究所報告として発表されている。このなかで，「古瓦類の調査」を実施されていて，軒丸瓦・丸瓦・平瓦・半瓦・鬼瓦・塼が報告されている。軒丸瓦は，中山氏がNo.12，No.24 - 26で紹介されている軒丸瓦235そのものである。丸瓦は一点だけで，目の粗い斜格子文が凸面に見られる。平瓦は怡土城独特の厚手一枚作り平瓦で，凸面は縄目，凹面には布目が残るものである。半瓦（熨斗瓦）は，平瓦を二分割したものである。鬼瓦は大宰府式鬼瓦で，Fig.141-1のものと同じものである。出土地は怡土城内ではなく，怡土村字末永区小字松ヶ浦の一丘陵とされ，瓦窯跡があったと推定されている。塼は長方形無紋塼である。また，県道改修工事に伴って，高来寺字風音寺で土塁を含む区割りで土砂採集されたが，土塁前面の隍跡から，瓦類・土器類・石鍋破片と6点の下駄が採集されている。中世の所産であろうか。

「筑前国分寺」

鏡山氏は，この翌年には，角田文衛氏編『国分寺の研究』にNo.36「筑前国分寺」を分担執筆されている。出土遺物は，そのほとんどが瓦資料である。これ等の瓦資料については，巻末の『型式一覧』に収録しているので重複することはさけるが，国分瓦窯跡の実測図が掲載されていること，国分寺出土瓦と国分瓦窯跡出土瓦が区別されている点で重要である。

国分瓦窯跡

国分瓦窯跡は国分寺東方新池の南斜面にある登窯で，発掘調査された1基を含め7基が現在保存された状態にある。調査された1基からは，軒丸瓦275B（観世音寺蔵）が丸瓦とともに出土していること[5]，軒丸瓦285Bには「瓦窯内発見」の札が貼ってあったとされることである。一方，国分寺出土軒瓦では，軒丸瓦11型式，軒平瓦12型式が紹介されている。

国分寺出土軒瓦では，275B型式は極少ない出土量であり，285B型式はまったく出土していない。また，この二つの軒瓦は，大宰府政庁不丁官衙の南北溝から出土していて，同溝の木簡の年代（天平6・8年〔734・736〕）から，国分寺の創建以前として考えて良いこと，この軒瓦の出土例の範囲も政庁周辺であることを合わせて考えると，国分寺瓦窯で生産された瓦の供給先が筑前国分寺ではなく，大宰府政庁域であったと思われる。

筑前国分寺の瓦としては軒瓦の他では，文字瓦11型式と大宰府式鬼瓦が紹介されている。なお，文字瓦では，天延三年銘921型式が紹介されているが，これは，筑前国分寺からの出土ではなく坂本瓦窯からの出土である（高橋章1995）。これ等が，鏡山氏が第2次大戦前に著された大宰府史跡出土遺物に関する報告例である。

『天平地宝』

No.35『天平地宝』は，東京帝室博物館が，昭和11年4月に開催した「奈良時代出土品展覧会」の列品解説の図録である。図録には，第41図に観世音寺塑像断片，第84図に軍団印，第87図に般若寺跡出土瓦製獣脚，第107図に大宰府政庁跡・筑前国分寺跡・般若寺跡から出土した大宰府式鬼瓦，第115図に唐花文塼2点と草花文塼1点が掲載されている。図録の解説は石田茂作氏

による。塑像は，邪鬼足断片，天部像の怒髪・鼻，武装天部の臂の残欠，耳などの残欠破片である。解説では詳述されていないが，観世音寺延喜５年（905）資財帳によれば，当時９体の仏像があったことが記されている。観世音寺は康平７年（1064），康治２年（1143）の大火等を経て今日に至っているが，この塑像断片は草創期のものと考えられている（渡辺雄二1992）。

御笠団印・遠賀団印は，№32に出土地等の紹介記事があったそのものであるが，「印面方形にして撰形の鈕をつけ，正面に丄の章をつける」とされ，法隆寺の印とともに奈良時代の印の代表的なものと解説されている。さらに，個別解説では，印面一辺の寸法が4.1㎝（天平尺１寸５分），国印が２寸であるよりも小さく，郡印の大きさに等しいことを記している。第87図には，太宰府般若寺跡出土の二つの瓦製獣脚がある。火舎の脚と推定できるもので，獣面・獣脚は型によって作られたものと思われる。図録解説でも「本品を奈良時代遺物とする積極的証拠はない」とされていて，平安時代以降のものである可能性が高い。

大宰府式鬼瓦は，大宰府政庁出土例〔毛利光俊彦氏分類のＩＡ・ＩＢ，（毛利光1980）〕が２点，筑前国分寺出土例（同前Ⅲ類），般若寺出土例（大宰府では，未だ同笵出土例がない）１点と朝倉宮推定地出土例（同前Ⅱ類）が２点掲載されている。第115図の文様塼は，中山氏が紹介した大宰府神社・観世音寺所蔵の長方形塼２点と，観世音寺所蔵の三角形塼１点が掲載されている。

Ⅱ期では，この他に島田寅次郎・川上市太郎氏によって，四王寺山経塚関係（№29・31）が報告されている。経塚については，水城西門跡の調査（水城跡第26次調査）例があるものの，ここでは掲載文献の紹介に留めておく。

以上，Ⅱ期を基礎研究の時期と位置づけて記述したが，大きな発掘調査が実施されているわけではなく，個人的に実施された資料採集が基となった時期と言えるだろう。

Ⅲ期（研究の進展した時期）第２次大戦後から昭和43年の大宰府史跡の発掘調査までをその時期として設定した。

なお，九州歴史資料館には，田中幸夫氏，高野弧六氏等によって寄贈された資料の中に大宰府史跡関連資料も多く含まれているが，管見にしてこの資料をもとに記述された論考を知らない。

小田富士雄氏の研究

戦後の大宰府史跡に関する諸研究では，小田富士雄氏の著作が最も多い。小田氏論考では瓦に関してのものがそのなかでも多数を占める。これらは，前記の中山氏の資料が足掛かりになったと思われる。小田氏はこれ等の素材を基本とし，視野を西海道全域に広げられ，整理・分類・系統化した論考を著された。この意味で第Ⅲ期を研究の進展した時期ととらえた。大宰府史跡に関する小田論考は，以下のものであるが，これ等はすべて『九州考古学研究』歴史時代篇（学生社　昭和52年〔1977〕）に収録されている。小田氏論考に関する記述は，同書によるものである。

1　№37「大宰府系古瓦の展開」
2　№38「古代における筑前竈門山寺の活動」
3　№39「百済系単弁軒丸瓦考」
4　№40「九州発見の陶製経筒」
5　№41「観世音寺古代史」

6　No.42「古代の大宰府四王院」

などである。

No.37「大宰府系古瓦の展開」は，1鴻臚館式古瓦，2老司式古瓦，3都府楼式鬼瓦の3項目にわたって記述され，それぞれの分類をもとに大宰府瓦が祖形となり西海道各地へ拡散していった状況から，大宰府と西海道諸国の関係を明らかにしようとされた論考である。まず，1では軒丸瓦223・軒平瓦635をとりあげ，福岡市平和台から最も多く発見されること，この地が中山氏論考によって鴻臚館（筑紫館）に比定できることから，この軒瓦を鴻臚館式古瓦と命名された。鴻臚館式軒平瓦635は，大和地方の大官大寺・興福寺・大安寺出土の軒平瓦の類に属するものであること，その相異点として下外区が大和では線鋸歯文であるのに対して九州では凸鋸歯文であると特徴を示される。九州発見古瓦に見る鴻臚館系統の瓦当文様の軒平瓦は，筑前13，肥前2，肥後2，豊前1の遺跡で出土する。小田氏は，軒平瓦635を祖形（一式）とされ，この系統に属する軒平瓦を八式に分類された。大宰府史跡出土軒平瓦では，635が一式に，637が五式にあたる。

「大宰府系古瓦の展開」

鴻臚館式古瓦

鴻臚館式軒丸瓦223および同文系統の軒丸瓦については，筑前10，筑後2，肥前5，肥後2，豊前3，豊後1の遺跡出土瓦がある。これを四式に分類された。大宰府史跡出土瓦では，223が祖形（一式）とされ，224あるいは235が二式にあたるであろう。

2では軒丸瓦275A・軒平瓦560Aをとりあげ，福岡市老司瓦窯と三宅廃寺から出土する一群で他形式を含まないことから，この軒瓦の組合せを老司式軒瓦と命名された。

老司式軒瓦

軒平瓦560Aは，九州地方では最も秀逸な古瓦の一つとされ，大和の藤原宮跡・本薬師寺の類例であることを記される。この軒平瓦の系統の古瓦は筑前11，筑後1，肥前2，豊前4，豊後1，薩摩の1遺跡で出土している。老司系軒平瓦は560Aを祖形（一式）とし，九式に分類された。大宰府史跡出土瓦では，560Aが一式，560Bが二式に分類されている。

軒丸瓦は，275Aを祖形（一式）とし，この系統のものが，筑前12，肥前1，肥後2遺跡から出土するとされた。これらの軒丸瓦は，四式に分類されている。大宰府史跡出土瓦では，560Aが一式，560Bが二式にあたる。

3都府楼式鬼瓦[6]は鬼面文鬼瓦で，朝鮮半島新羅の鬼瓦に祖形を求めておられる。この鬼面文鬼瓦は，その後九州各地の寺院，その他の造営に当たって受けつがれた。類例は，筑前10，肥前2，豊前3，肥後1の遺跡で出土している。

都府楼式鬼瓦

No.38「古代における筑前竈門山寺の活動」では，宝満山に鎮座する竈門山寺の古代における活動の状況について諸文献をもとに論じられた。ここでは，その詳細については紹介できない。この論考の中では挿図として軒丸瓦223・軒平瓦635を紹介する。この軒瓦の採集地が，下宮東側の平地に8列に4列の配置を示す礎石群付近とされ，採集時は昭和32年頃とされている。

No.39「百済系単弁軒丸瓦考」は，1百済系単弁軒丸瓦の出土遺跡，2単弁軒丸瓦に関する諸説，3単弁軒丸瓦私考の3つに分けて論考を展開されている。1では，豊前8，筑前4，肥前5，筑後4，豊後1の22遺跡から百済系単弁瓦が出土することを遺跡ごとに解説される。このうち，大宰府史跡関連では，四王寺山例軒丸瓦020A（中山氏No.24-30関連），観世音寺例020Ba（講堂跡東南隅基壇のもの），杉塚廃寺例020Ba・Bb，基肄城例が紹介されている。2では，百済系単弁瓦の特徴について論じられるとともに，中山平次郎氏・七田忠志氏・森貞次郎氏・松

百済系単弁軒丸瓦

尾禎作氏等のみる系統論・年代観について記述された。3では，22遺跡出土の百済系単弁瓦を蓮弁の特徴によって3分類，外縁の特徴によって4分類され，その組合せを整理された。この結果をもとに全体の年代観を想定されたが，基肄城跡築城記事（天智4年〔665〕）を上限に置かれ，観世音寺例を天平9～18年（737～765）の間に，四王寺山例の上限を宝亀5年（774）とされた。四王寺山例は，四王寺建立に伴ったものと考えられたことによる。

No.40「九州発見の陶製経筒」で論考資料となった経筒の埋納された時代は，大宰府が機能した時代と年代的に重なる部分は少ない。ただ，大宰府が西海道において文化の中心地であったからこそ大宰府周辺においても経埋納の風習が高かったと言えよう。ここでは，論考中に紹介された大宰府周辺の出土例を列記するに留めたい。

大宰府出土の経筒

1　筑紫郡太宰府町四王寺山出土例〔柳澤義幸氏所蔵〕　天永元年（1110）の墨書銘有り
（景山春樹「四王寺山出土の一経筒」『史跡と美術』296号　1959）

2　筑紫郡太宰府町四王寺山例〔太宰府天満宮蔵〕　底部に「荘綱」の墨書銘有り

3　糟屋郡宇美町四王寺山例—No.29島田氏文献（B・二経塚）〔宇美八幡宮，筑紫丘高校蔵〕

4　糟屋郡四王寺山例—同前文献（D・二経塚）　〔宇美八幡宮蔵〕

5　糟屋郡宇美町四王寺字村上104番地—No.31川上氏文献　〔宇美八幡宮蔵〕

6　伝筑紫郡太宰府町四王寺山例　〔田中丸善八氏蔵〕

7　伝筑紫郡太宰府町四王寺山例　〔宮小路賀雄氏蔵〕

No.41「観世音寺古代史」では，牧建二氏，竹内理三氏，福山敏男氏，服部勝吉氏，鏡山猛氏等の業績を踏まえ，古代の観世音寺について，草創期・発展期・衰退期等についての論考を展開された。草創期の伽藍についての論考の中で，「本寺創建にもっとも多く使用されているのは，老司系古瓦と鴻臚館系古瓦である」とされ，出土古瓦を紹介されている。出土した老司系古瓦のうち軒丸瓦では，一（275A）・二（275B）・四式が，軒平瓦では，一（560A）・二式（560B）がある。このうち，軒丸・軒平一式がセットであり，出土量の多いことから，白鳳～奈良期にある程度の造営が進んでいたとされた。

観世音寺

鴻臚館式古瓦では，軒丸瓦一式（223），軒平瓦一（635）・五式（637）が出土している。軒丸・軒平一式はセットであり，奈良中期～後期の盛行したものと考えられた。この他に，軒丸瓦020Baを百済の影響下にあるもの，軒平瓦541Aを新羅系に，軒丸瓦235を怡土城系軒丸瓦として紹介されている。

No.42「古代の大宰府四王院」では，大野城跡については，665年築城の記事があり，その中に建立された四王寺については宝亀5年（774）四天王捻像が安置された記事（『類聚三代格』太政官符）が四王寺の創建時期を伝えるものと紹介される。このなかで中山氏論考No.24－30に掲載された軒丸瓦020Aを掲げ，小田氏論考No.39に基づき，この軒瓦が四王寺建立に関係するものとの考えを示された。さらに，川上氏No.32論考で紹介されている経塚出土文字瓦918Aを紹介されている。

大宰府四王院

小田氏は，次に「毘沙門天堂付近を中心に多くの経塚が営造された」ことを紹介される。長治3年（1106）・天永元年（1110）・永久2年（1114）・元永元年（1118）・元永2年（1119）・元永4年（1123）・仁平2年（1152）の七つの紀年銘のある経筒（銅製経筒）の出土があることや，無銘の経筒で数えれば四王寺山における経筒の発見は，全国でも屈指の量を

誇っていることを論述される。さらにこの現象を千々和実氏の論（「初期経塚鎮西密集考」『日本歴史考古学論叢』1966）を引かれ，説明された。千々和氏論は，大宰府四王院の性格から「鎮西四王院における全国最大数多の埋経は，末法致来を実感させる大陸仏教の危機に対応してなされた仏国土防護の修善，儀礼であったと解すべきであろう」とされたものと言う。

以上が，昭和43年以前に小田氏が著された諸論考と思われる。小田氏の研究は，これらの論考発表以降にも多々あり，そのなかの論旨まで含まなければ氏の意図したものとならない部分もあるものと思われるが，ここまでを一応の区切りとした。

『大宰府都城の研究』

鏡山氏№43『大宰府都城の研究』は，大宰府条坊制，大宰府史跡の各遺跡についての論考である。論考の各所に，それぞれの遺跡出土遺物も紹介されている。が，大多数は，瓦資料であり，中山氏・小田氏の論考に言いつくされているかの感がある。鏡山氏論考は，遺跡の解説に重点が置かれていることも考えあわせ，著作の紹介に留めておきたい。

『飛鳥・白鳳の古瓦』

№44『飛鳥・白鳳の古瓦』は，昭和43年（1968）4月，奈良国立博物館が開催した同展覧会の図録である。このなかに，軒丸瓦では，275A（老司瓦窯），軒平瓦では，三重弧文（基肄城跡）・560A（老司瓦窯），鬼瓦では，大宰府式鬼瓦（大宰府政庁跡大・小2例）が掲載されている。大宰府式鬼瓦は，獣面文と稲垣善也氏によって解説されているのが注目される。

Ⅲ期には，Ⅱ期に中山氏が発表された大宰府史跡遺物（主体は瓦類であった）を考古学的分類に基づく系統論的な論考が発表された時期としてとらえ，研究が発展した時期と考えた。Ⅱ期においては，発掘調査も極限られた状況[7]であったのに対し，小規模ではあっても観世音寺境内や榎寺境内で学術的・計画的な発掘調査が開始された時期としてもとらえられるだろう。

大宰府史跡の昭和43年の発掘調査の開始は，日本経済の発展する中で，九州にも大型開発事業が導入された状況下で始まった。九州縦貫自動車道や新幹線の博多乗入計画と期を同じにしていた。

註1）本文中では，論考の掲載誌や出版年月等の記載を省くため，Tab.4の論文一覧の頭に付した番号を各論考の頭につける記述法をとった。このうち，中山平次郎氏論考「古瓦類雑考」(1)～(9)・「考古雑録」(5)においては，小項目が設定されている。小項目それぞれが独立した論考となっているため№23－20「平井瓦追加」のような記述法をとった。また，以下に紹介する論考のなかでは，瓦資料に関する論考が最も多い。これについては，平成12年（2000）九州歴史資料館が刊行した『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』で，各瓦に付与した型式番号をそれと認定できるものに限って，本文の説明に用いている。なお，『型式一覧』については，巻末に収録しているので参照されたい。

2）福岡市博物館学芸員又野誠氏の教示による。

3）関野氏の論考には，『建築雑誌』159の他にも同様の論考があると言う。筆者未見。

4）採集地は，大宰府史跡地内およびその周辺に限られている。以下で紹介する文字瓦は，いずれも大宰府跡出土のものであるから，出土遺跡名は省略する。

5）大正12年2月の史跡指定調査の際に出土。

6）本書では大宰府式鬼瓦と呼ぶ。

7）怡土城跡や老司瓦窯跡のように不時発見による発掘調査。

Tab.4　遺物研究史関係文献一覧

No.	著者名	著作名	和暦	西暦	内容	備考
1	藤原貞幹	『古瓦譜』	安政５年	1776	国会図書館本及び宮城県立図書館本に太宰府廃址の平瓦片が掲載	上原真人氏の教示による
2	藤原貞幹	『好古小録』	寛政７年	1795	硯用の瓦として「太宰府廃址瓦」がある	『日本随筆大成』22 1976　吉川弘文館
3	野中完一	太宰府都府楼廃跡の文字瓦に就て	明治35年２月	1902	軒丸瓦061　文字瓦901E	『考古界』１篇９号
4	佐々豊水	都府楼廃跡の文字瓦に就て	明治35年７月	1902	文字瓦901F	『考古界』２篇２号
5	中山平次郎	太宰府蔵司の遺物	大正３年12月	1914	鉄滓・銅滓・小札（有孔小鉄板）・鉄鏃（鉄製小円柱形状物破片）	『考古学雑誌』５巻４号
6	中山平次郎	齋瓮内面の異形打痕	大正４年５月	1915	須恵器片（水城大堤）	『考古学雑誌』５巻９号
7	中山平次郎	瓷器に就て	大正４年７月	〃	有釉破片，採集地（榎社・府址等）	『考古学雑誌』５巻11号
8	中山平次郎	上世の畳表様敷物	〃	〃	須恵器片，採集地（榎社・六反田）	『考古学雑誌』５巻11号
9	高橋健自	古瓦に現れたる文字	大正４年８月	〃	文字瓦905B「警固」・「水」	『考古学雑誌』５巻12号
10	中山平次郎	警の一字を有せる古瓦片	〃	〃	文字瓦「警固」	『考古学雑誌』５巻12号
11	中山平次郎	鴻臚館の所在に就て再たび藤井学士の示教に答ふ	大正４年９月	〃	軒丸瓦223，215　軒平瓦635	『考古学雑誌』６巻１号
12	中山平次郎	畸形的小葉を有せる疏瓦當蓮華紋	大正４年11月	〃	軒丸瓦235，326	『考古学雑誌』６巻３号
13	中山平次郎	古瓦類雑考（１）	大正４年12月	〃		『考古学雑誌』６巻４号
		1.福岡城内発見物と同式異文の華瓦			軒平瓦635，637	
14	中山平次郎	古瓦類雑考（２）	大正５年１月	1916	宇佐神宮境内弥勒寺址の古瓦	『考古学雑誌』６巻５号
15	中山平次郎	口兀を有せる一種の白磁	大正５年４月	〃	白磁類採集地（都府楼他14遺跡）	『考古学雑誌』６巻８号
16	中山平次郎	福岡附近より拾集したる象嵌陶片	〃	〃	高麗青磁採集地（笠寺・御所ノ内・片野四本松他）	『考古学雑誌』６巻８号
17	中山平次郎	古瓦類雑考（4）	大正５年５月	〃		『考古学雑誌』６巻９号
		5.一種の畸形的蹉瓦當蓮華紋			軒丸瓦278	
		6.福岡城内発見物と同式異紋の華瓦			軒平瓦637	
18	中山平次郎	大宰府蔵司の遺物追補	大正５年６月	〃	鋲留鉄片	『考古学雑誌』６巻10号
19	中山平次郎	古瓦類雑考（４）	〃	〃		『考古学雑誌』６巻10号
		5.安楽寺文字瓦			文字瓦904Aa・Ab・B	
		6.福岡港底発見の瓦片及塼				
		7.平井瓦賀茂瓦			文字瓦901C・Fa・Ga・Gb・E・L，903A・B・C・D・Hc	
		8.文字竝に記号を追加したる瓦文様				
20	中山平次郎	古瓦類雑考（５）	大正５年７月	〃		『考古学雑誌』６巻11号
		9.古瓦に現はれたる家紋様押型			軒丸瓦048A	
		10.糸島郡高祖山の厚瓦				
		11.太宰府神社所蔵竝に学業院址発見の塼			長方形塼（釘穴ナシ）	
21	中山平次郎	古瓦類雑考（６）	大正５年８月	〃		『考古学雑誌』６巻12号
		12.一種の珍畸なる蹉瓦當蓮華紋			軒丸瓦208C	
22	中山平次郎	古瓦類雑考（７）	大正５年９月	〃		『考古学雑誌』７巻１号
		13.観世音寺境内発見の古瓦			軒丸瓦275A，049　軒平瓦515A，560A，635	
		14.本稿第一項所載のものと同紋の華瓦			軒平瓦635	
		15.安養院址発見の華瓦			軒平瓦584B	
		16.太宰府附近より発見したる諸種の文字瓦			文字瓦906C・F，902A・B・C・E・Db・I・H・Ga，912，920	
23	中山平次郎	古瓦類雑考（８）	大正５年10月	〃		『考古学雑誌』７巻２号
		17.紋線追加を示せる文字瓦			文字瓦902Da・Db	
		18.善正寺址発見の古瓦			剣頭巴文軒瓦	
		19.豊前国分寺の古瓦				
		20.平井瓦追加			文字瓦901B・C・D・Hc・L，917	
		21.本稿第四項のものと同紋の華瓦			軒平瓦637	
		22.華瓦紋の型押を示せる平瓦			平瓦に軒平瓦686Aを押したもの 軒平瓦686B	
		23.般若寺址発見の古瓦			軒丸瓦239，223，290A・B，275A，291 軒平瓦560A・Ba，704AorB	

No.	著者名	著作名	和暦	西暦	内容	備考
24	中山平次郎	古瓦類雑考（9　完）	大正5年12月	1916		『考古学雑誌』7巻4号
		24.蔵司発見の華瓦			軒平瓦704A	
		25.太宰府址田字大楠の古瓦			軒丸瓦275B　軒平瓦560B	
		26.筑前国分寺竝に高祖山発見の畸形的蓮華紋を有せる疏瓦			軒丸瓦235	
		27.観世音寺文字瓦			文字瓦905B	
		28.文字瓦追加			文字瓦901A·Hb·Hc·I·E,904D,908,902F·Bb,911,905b	
		29.紋線追加を示せる平井瓦の一種（附）般若寺址と平井瓦			文字瓦901E・Hb・Hc・Ia	
		30.大野城四王寺発見の疏瓦			軒丸瓦020A	
		31.基肄城址発見の古瓦			百済系単弁八弁軒丸瓦	
		32.塔原竝に武蔵寺発見の古瓦			軒丸瓦291，170Bc，105	
25	中山平次郎	観世音寺の梵鐘	大正6年1月	1917		『考古学雑誌』7巻5号
26	中山平次郎	考古雑録（5）	大正10年2月	1921		『考古学雑誌』11巻6号
		10.天承2年年号瓦			文字瓦904C	
		11.観世音寺境内出土の有紋塼			長方形塼	
		12.学業院址出土の有紋塼			方形塼	
27	中山平次郎	古代の博多（1）	大正15年6月	1926	軒丸瓦020Bb	『考古学雑誌』16巻6号
28	中山平次郎	古代の博多（2）	大正15年7月	〃		『考古学雑誌』16巻7号
		5.鴻臚館の所在			軒丸瓦223，224，082A　軒平瓦635	
29	鳥田寅次郎	四王寺の来歴と遺物の発見	昭和2年	1927		『史蹟名勝天然記念物』第2集第11号
30	関野貞	瓦	昭和5年	1930	軒丸瓦290，275A・B，291B 軒平瓦560A・B，637，686B	『考古学講座』　雄山閣
31	川上市太郎	昭和7年発見四王寺経筒写経と四王瓦	昭和8年	1933		『福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書』第8輯
32	川上市太郎	御笠団印と遠賀団印	昭和10年	1935		『福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書』第10輯
33	鏡山猛	北九州近況－福岡市郊外老司瓦窯の発掘	昭和11年11月	1936	老司瓦窯　軒丸瓦275A	『考古学雑誌』26巻12号
34	鏡山猛	怡土城址の調査	昭和12年11月	1937	大宰府式鬼瓦・軒丸瓦237 下駄・足駄	日本古文化研究所 昭和44年2月 吉川弘文館　復刊本
35	帝室博物館（石田茂作）	『天平地宝』 41図 塑像断片（観世音寺） 84図 御笠団印・遠賀団印 87図 瓦製獣脚（般若寺跡） 107図 鬼面文鬼瓦（大宰府政庁跡・筑前国分寺跡・般若寺跡） 115図 唐花文塼・草花文塼	昭和12年12月	1937		
36	鏡山猛	筑前国分寺	昭和13年	1938	筑前国分寺出土瓦・国分瓦窯出土瓦	『国分寺の研究』　下巻
37	小田富士雄	大宰府系古瓦の展開	昭和32～33年	1957～58	635（鴻臚館Ⅰ式軒平瓦）637（五式） 223（鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦） 560A（老司Ⅰ式軒平瓦） 560B（老司Ⅱ式軒平瓦） 275A（老司Ⅰ式軒丸瓦） 275B（老司Ⅱ式軒丸瓦） 鬼面文鬼瓦（都府楼式鬼瓦）	『九州考古学』　1～6・13
38	小田富士雄	古代における筑前竈門山寺の活動	昭和36年	1961	軒丸瓦223　軒平瓦635	『史跡と美術』31巻10号
39	小田富士雄	百済系単弁軒丸瓦考	昭和41年	1966	軒丸瓦020A・Ba・Bb 基肄城出土単弁軒丸瓦	『史淵』95
40	小田富士雄	九州発見の陶製経筒	〃	〃	四王寺山出土経筒	日本歴史考古学論叢
41	小田富士雄	観世音寺古代史	昭和42年	1967	軒丸瓦020Ba・275A　軒平瓦541，560A，637	『史学論叢』2
42	小田富士雄	古代の大宰府四王院	昭和43年	1968	軒丸瓦020A	『九州史研究』
43	鏡山猛	『大宰府都城の研究』	昭和43年6月	〃		風間書房
44	奈良国立博物館	『飛鳥・白鳳の古瓦』	昭和43年4月	〃	鬼面文鬼瓦　軒丸瓦275A　軒平瓦560A	

第Ⅳ章　調査の記録方法と概要

（1）調査の記録方法

大宰府史跡は，政庁を中心に観世音寺・学校院・国分寺・水城・大野城など広範な面積に及ぶ。これらの遺跡の実態を解明するとともに，史跡を保護・整備してゆく資料を得るため５箇年計画で目標を設定し，各年次計画に従って調査を行い，その成果を積み上げる方法で調査にあたっている。また，遺跡が広大であるので，長期間にわたる調査を円滑に，しかも一貫して高精度に遂行するためには，遺構・遺物の調査と記録の方法を統一しておく必要がある。当館調査課では，遺構・遺物の調査及び記録化に際しては，以下の方法をとっている。

遺跡の表示方法

大宰府史跡の発掘調査及び記録類の整理にあたっては，奈良国立文化財研究所が作成した遺跡の分類記号（奈文研1962）を準用し，それぞれの遺跡ごとに略号を付して対処している。遺跡を示す略号は，算用数字とアルファベットの大文字とを組み合わせた４字からなり，先頭の算用数字が時代を示し，２字目のアルファベットが遺跡の種別を示し，最後の２字には遺跡の略名称を付ける表記法である。

政庁略号

例えば，大宰府政庁を示す６ＡＹＴの略号は，先頭の数字６が奈良時代で，２字目のＡは遺跡の種別が官衙であることを示し，ＹＴが大宰府政庁（都府楼）を表す。なお，下２字については，奈良国立文化財研究所が全国の遺跡を分類し，大宰府政庁跡を表記するために付した略記号である。

地区割

大地区割

先の４字の略号は，遺跡名・種別を示すとともに遺跡の範囲（大地区）も表しており，この大地区を細分することにより遺跡・遺構の場所を的確に示すことが可能となる。

政庁域については，これまでの研究による政庁の範囲（鏡山案）を現地形から検討し，地形に応じて西からＡ・Ｂ・Ｃの３地区に分け，遺跡略号の下に続けて６ＡＹＴ－Ａ，６ＡＹＴ－Ｂ，６ＡＹＴ－Ｃといったように地区（中地区割）を設定している。つまり，６ＡＹＴ－Ｂが政庁全体を表す遺跡略号である。

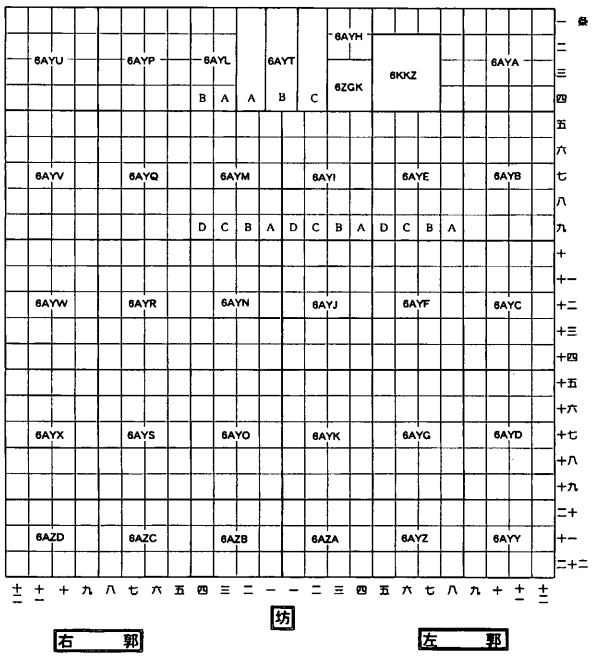


Fig.19　大宰府条坊地区割番号図

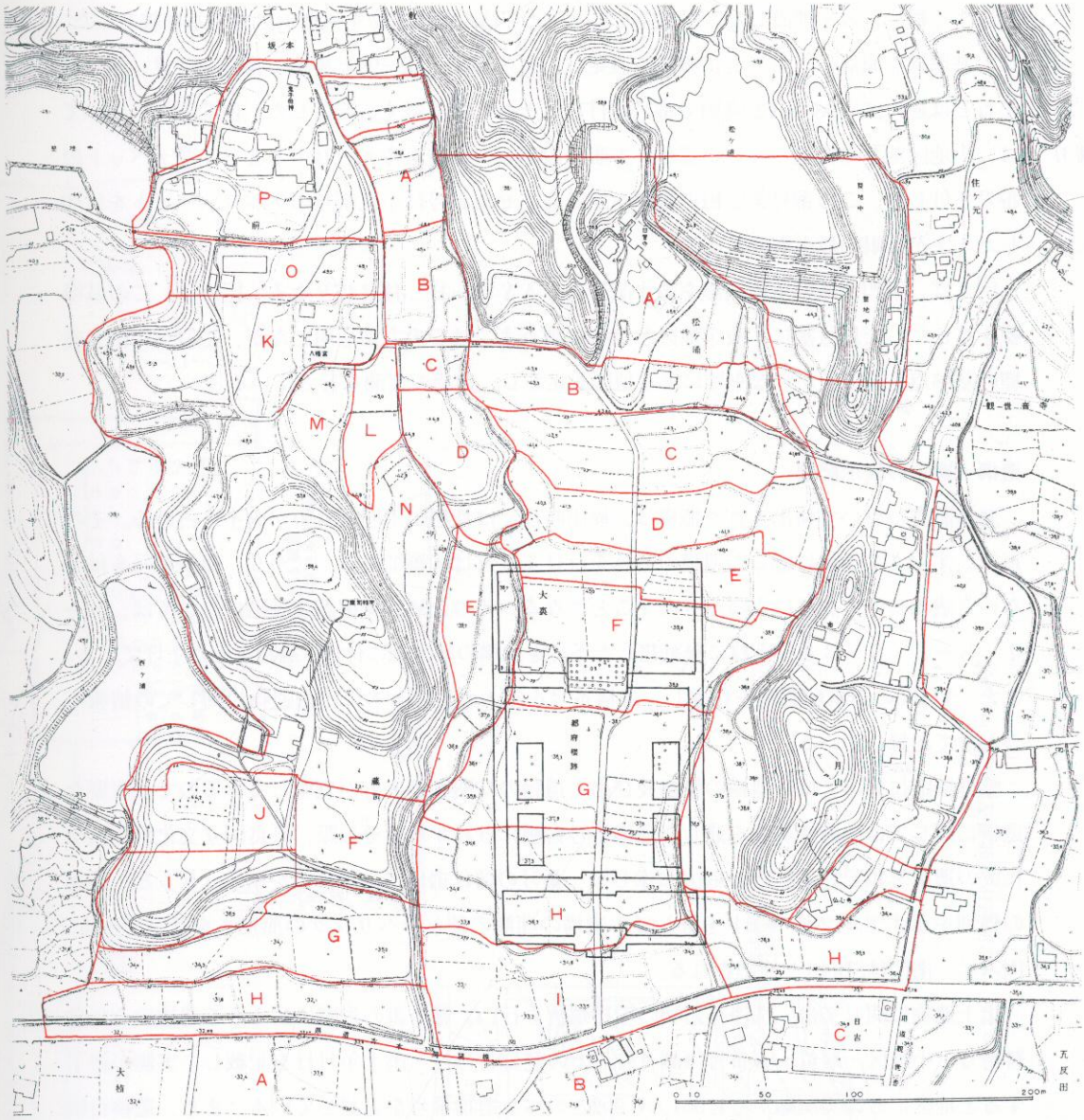


Fig.20　政庁域地区割図（1/4,000）

政庁跡の調査では，さらに細分した地区設定（小地区割）を行っている。小地区割は，田畑の畦畔をもとに上方からＡ・Ｂ・Ｃとアルファベットを付している。例えば，南門・中門・南面回廊・前面築地等の場合は，６ＡＹＴ－Ｂ－Ｈという略記号で表示される。また，大宰府史跡の発掘調査にあたっては，大宰府史跡全体を対象とする基準線の設定が必要であり，地区割はこの基準線に則って統一的に行う必要がある。

小地区割

大宰府政庁跡では，そのほぼ中央部に政庁正殿（SB010）の礎石が露出している。また，南方には南門（SB001）・中門（SB005）の礎石が残存しており，この南門・中門の中心と正殿の中心とを結んだ線を推定中軸線として設定した。しかし，調査開始時点では，この中軸線上に町道が存在していたため中軸線を東側へ６ｍ平行移動させ仮の中軸線を設定し，コンクリート杭を南門－中門間に１箇所（杭Ａ），正殿に１箇所（杭Ｂ）埋設した。ところが，政庁中軸線は座標北から東へ34分24秒振れており，座標北を基準とする方眼を組むためには中軸線の振れを戻しておく必要があった。そこで，杭Ａから杭Ｂを視準し，角度を西へ17分12秒戻し，杭

政庁中軸線

Bのすぐ横に杭Cを埋設した。その杭Aと杭Cとを結んだ南北線を東西地区割の基準線とした。この基準線を原点に3mごとに方眼を設定し，[1]東へは01・02…99と昇順で番号を付け，西へはそれとは逆に99・98…01と降順で番号を付け，それを繰り返すこととした。南北方向については，小地区割りの南端から3mごとに方眼を設定し，下方からA・B…Yとアルファベットの番号を付した。この番号と2桁の数字を組み合わせた記号に小区割りのアルファベットを付加した4字が方眼の最小単位となる。

小区画り

例えば，中門地区の東南隅部を表す記号は6ＡＹＴ－Ｂ　ＨＭ45となる。因みに，この基準線をもとにした地区割は，政庁地区と第42次調査まではこの方法を用いたが，1971年に国土座標の基準点を設けてからは座標による地区設定をし，遺構の実測を行っている。[2]

遺構・遺物の表示記録

発掘調査において検出された遺構は，検出時点では性格が不明なものが大半を占める。そのため，すぐさま性格に応じた遺構の名称を付けることは困難である。しかし，遺構番号を付けないと遺物の取り上げに支障をきたすことになる。そのため，発掘調査段階においては，Ｓ－１・Ｓ－２・Ｓ－３という様に単純化した番号を遺構の検出順に付け，遺物を取り上げている。また，1/100の遺構配置図を作成し，遺構番号を記入するとともに出土遺物に関しての情報も合わせて記録している。

整理段階においては，遺構の性格及び出土遺物の時期など大方が判明しているので，主要な遺構に関しては全調査次数を通した遺構番号台帳に登録する。その際，奈良国立文化財研究所作成の遺構分類記号（奈文研1962）に準じて，番号の前に遺構であることを示す「Ｓ」と，遺構の種別を示すアルファベットを付して，遺構の理解の便とラベリングの簡便さを計っている。因みに，南門はSB001と標記される。

出土遺物に関しては，洗浄後遺物の取捨選択を行い，報告書の掲載に耐えうる遺物のみに遺跡略号・小地区・層位・Ｓ番号（調査時点での登録番号）・出土年月日を記載し，実測が終了すると地区ごとに実測順からＲ001・Ｒ002といった遺物番号を追記している。また，遺物台帳に遺物番号を登録し，合わせて実測した遺物の内容を記載し，遺物の照合や番号の重複を避けるため用いている。

註1）3m毎に方眼を設定したのは，3mが古代の10尺にほぼ相当するため。

2）第49次調査についても旧基準線を用いている。今回の報告は，国土座標に変換した数値である。

（2）調査の概要

1）第1次・1次補足調査

調査箇所　南門及び中門

調査期間　1次調査：1968年12月3日～1969年12月27日

補足調査：1975年10月22日～11月5日

調査面積　1,480㎡（うち補足調査面積は80㎡）

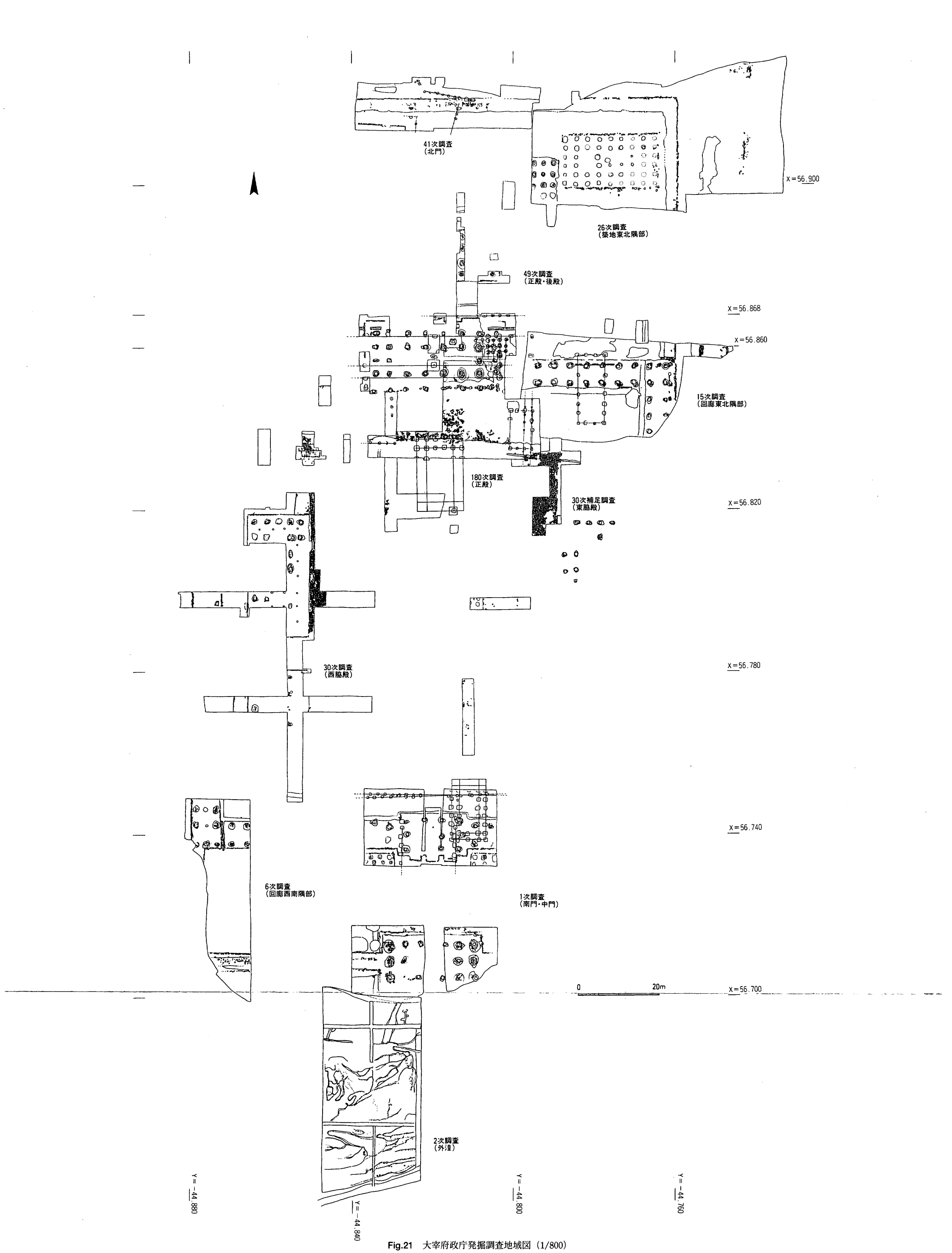


Fig.21　大宰府政庁発掘調査地域図（1/800）

概　　要　第1次調査の目的は，南門・中門と正殿を通して政庁の軸線を確認し，今後の調査の基準線を定めることにあった。

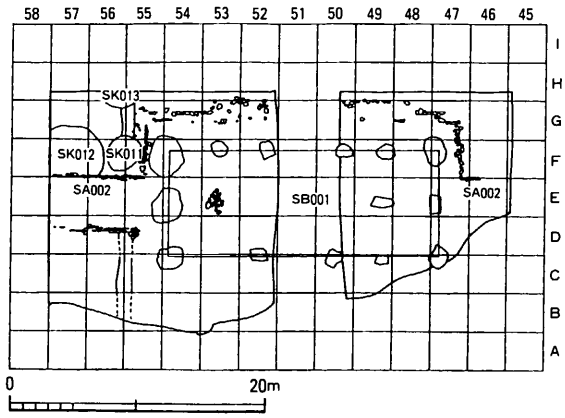


Fig.22 第1次調査南門発掘区（1/600）

南　　門

調査の結果，南門SB001は建物焼失後に当初（政庁Ⅱ期）の基壇を拡幅する形でⅢ期の基壇が築造されていることが判明したが，門については，両時期を通じてほぼ同じ規模であった。そして，南門には基壇幅4.4mの築地SA002が取付くことが確認された。また，Ⅲ期建物の礎石は原位置を留めているものが6個あり，Ⅱ期の礎石を再利用した可能性が考えられた。

3時期にわたる遺構

中門では大きく3時期にわたる遺構が検出され，以後の大宰府史跡の調査の方向性を決定した重要な調査となった。Ⅰ期の建物は掘立柱建物で，Ⅱ・Ⅲ期の礎石建物とは一線を画す。Ⅰ期の検出遺構は，掘立柱建物（SB040・SB042・SB043）3棟と柵（SA016・SA017・SA044・SA045）4条で，SB040はⅡ期の門の基壇の下層から検出されたことから，その建物はⅡ期以前で，構造的にも後者と異なることが判明した。また，Ⅰ期の建物や柵はその切り合い関係から，少なくとも3期の変遷が認められた。一方，中門は南門と同じく1回の建替（Ⅲ期）が認められた。

鎮　壇　具

その他には，中門の南側両脇で衛門舎と思われる建物（SB023・SB024）が2棟左右対称に検出された。また，両方の門の基壇積土中からは，Ⅱ期の造営に伴うと考えられる鎮壇具（南門－SX008，中門－SX020）の埋納が認められた。

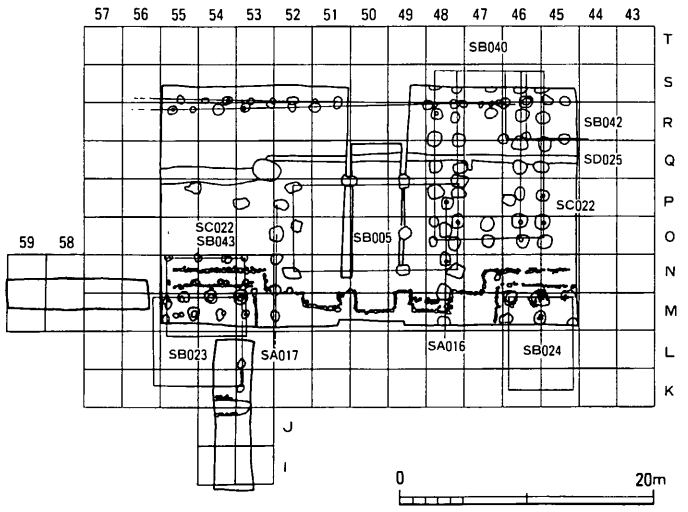


Fig.23 第1次調査中門発掘区（1/600）

なお，中門前面の階段部分については，第1次調査時点では階段の一部を検出するに留まっていたが，昭和50年にこの部分の補足調査を行い，その結果，柱間のそれぞれに階段が存在することを確認した。

藤原純友の乱

出土遺物には，瓦類・土器類（須恵器・土師器・施釉陶器・青磁）・鉄器などがある。特筆すべきこととして，焼土・灰が詰まったSK011瓦溜からは「安楽之寺」銘に縦線を追刻して消去した文字瓦が出土しており，焼土層は天慶4年（941）の藤原純友の乱の兵火によるものと考えられた。また，柱穴からは「乞」の文字を記した墨書土器も出土している。

2）第2次調査

調査箇所　政庁前面外濠地区

調査期間　1969年8月6日～1970年8月15日

調査面積　1,265㎡

概　　要　南門の南側前面について調査を行った。当初，南門前面には政庁と前面官衙とを区画する外濠の存在を想定していた。調査の結果，南門の東端部を破壊して西側に流れる幾筋もの大きな自然流路としがらみを検出したが，外濠についてはその存在を確認し得なかった。また，自然流路は幾度か流れを変えており，しがらみで護岸を行っていたが，それが何時の時期の造作であるかは判然としない。

外濠の想定

しがらみで護岸

出土遺物としては，瓦類・土器類（須恵器・土師器・施釉陶器・青磁）などがあり，特殊遺物として円面硯・転用硯・漆付着土器などが出土している。

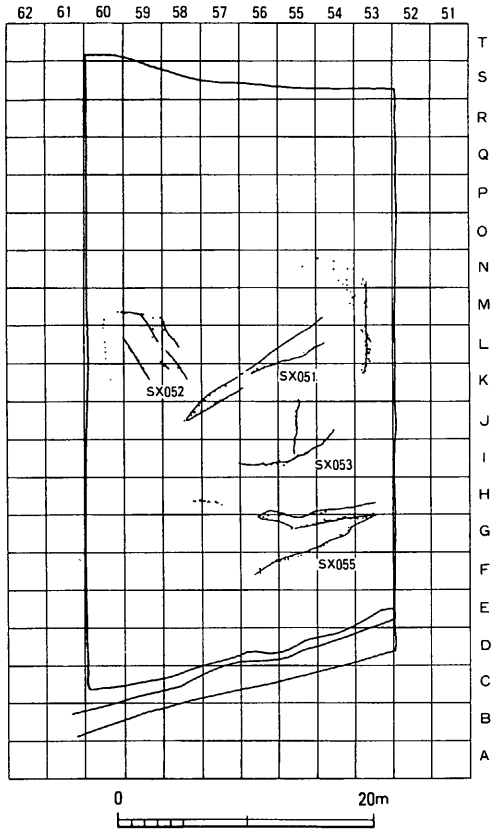


Fig.24 第2次調査発掘区（1/600）

3）第6次調査

調査箇所　回廊西南隅部

調査期間　1970年8月17日～1970年12月27日

調査面積　550㎡

概　　要　政庁南西側の回廊南面築地及びその接続部付近について調査を行った。その結果，南面回廊SC022は政庁中軸線から西へ約55m付近で北へ折れること，3時期の回廊遺構が存在することなどが確認され，築地SA004と回廊との接続は西側面を揃えて接続していることが判明した。

南面回廊

また，回廊上には鋳造遺構SX070があり，そこから銅滓等が出土し，回廊南面の整地層中からは坩堝・鞴羽口・鋳型などが出土しており，この場所において鋳銅製品の生産が行われていたことが明らかとなった。

鋳銅製品の生産

特殊遺物としては，先ほどの鋳造関係遺物の他に墨書土器，硯（円面硯・二面硯），転用硯，製塩土器，青銅製鐸，挂甲，土製品（土錘・紡錘車）など多くのものが出土している。

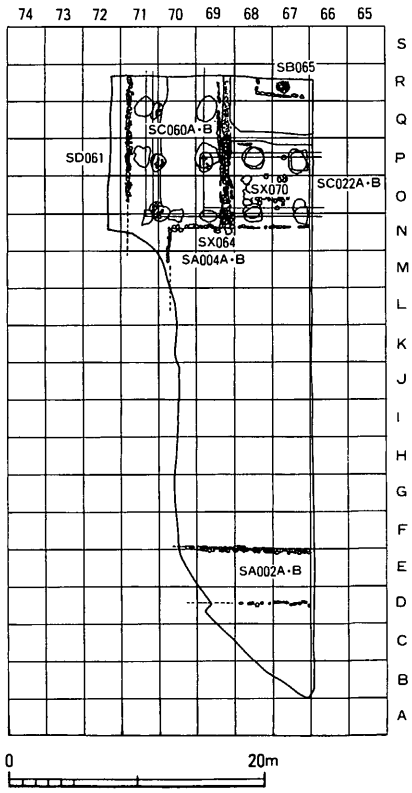


Fig.25 第6次調査発掘区（1/600）

4）第15次調査

調査箇所　回廊東北隅部

調査期間　1971年9月17日～1972年9月4日

調査面積　1,000㎡

概　　要　第15次調査は，正殿建物SB010と北面回廊SC340との接続状況の確認及び政庁の東側の範囲を確定するために行った。検出した回廊遺構は，正殿に接続する北面回廊及びこれに直交して南へ延びる東面回廊SC350で，北面回廊に接続して北側へ伸びる東面築地SA335も検出した。これらの回廊は2時期（Ⅱ・Ⅲ期）にわたり，Ⅲ期の礎石がほとんど残存していたのに対し，Ⅱ期の礎石は1個以外は全て取り去られており，根石を残すのみであった。出土遺物には，大量の瓦類の他に須恵器・土師器・黒色土器・青磁・白磁及び中世の陶器などがある。

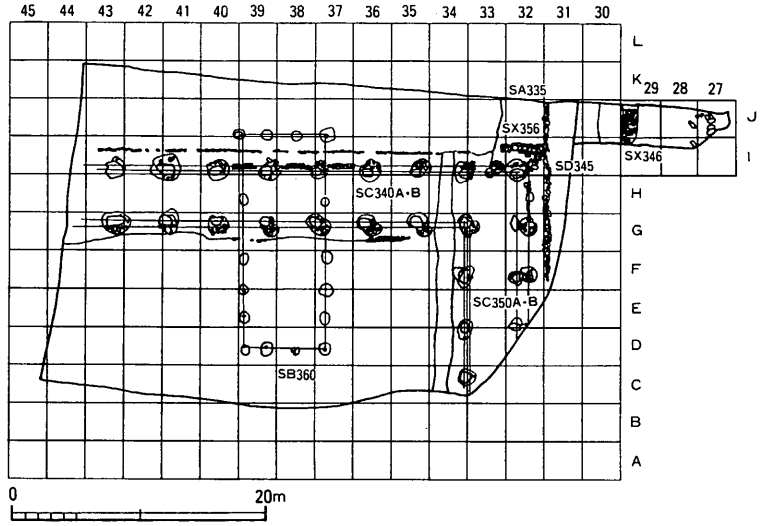


Fig.26 第15次調査発掘区（1/600）

北面回廊

東面築地

5）第26次調査

調査箇所　後面築地東北隅部

調査期間　1973年4月1日～11月19日

調査面積　1,800㎡

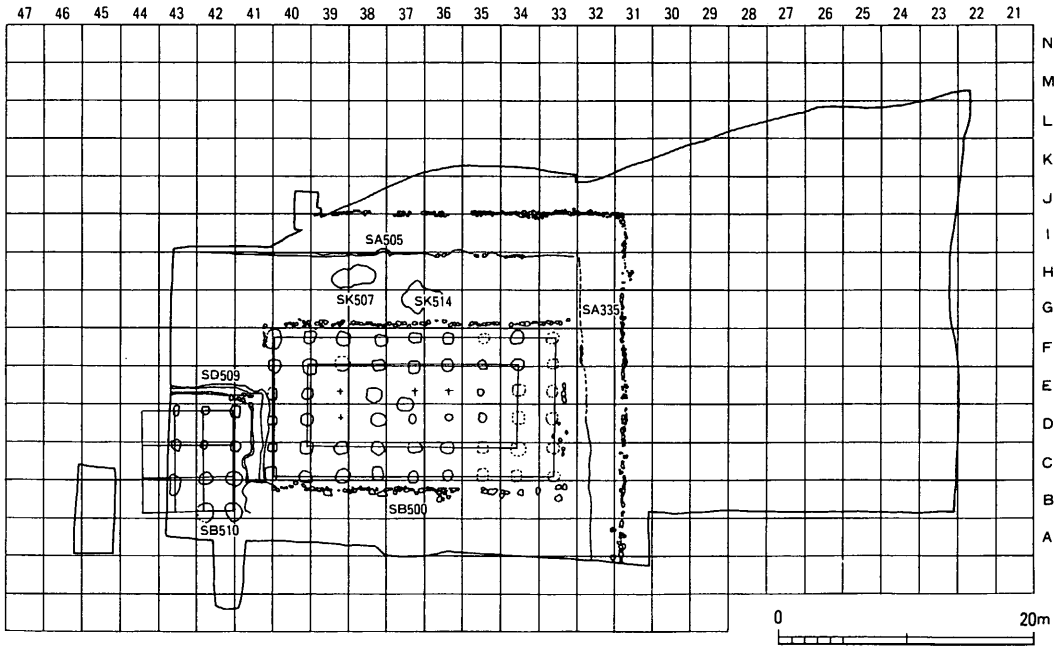


Fig.27 第26次調査発掘区（1/600）

概　　要　第15次調査において，正殿後方を取り囲む築地の存在が明らかとなったが，正殿後方における諸施設について，より明確な情報を得るため行った。調査の結果，第15次調査で検出された築地SA335の延長が北面回廊SC340の心から約68ｍのところで西側に折れることを確認し，後面の範囲をほぼ確定することができた。

政庁後方の諸施設　また，東面築地に近接する箇所で，建替の認められる礎石建物SB500を検出し，その建物の西南側でそれよりも新しいⅢ期の礎石建物SB510を検出した。さらに，SB500と北面築地に挟まれた個所に位置する土壙SK514からは，930点もの木簡及び木簡の削り屑が出土し，政庁内から検出された唯一の木簡出土地点として非常に重要な発見となった。

木簡の出土

6）第30次・30次補足調査

調査箇所　東西両脇殿及び前庭部

調査期間　30次調査：1973年11月19日～1974年４月２日

補足調査：1974年９月９日～12月16日

調査面積　1,390㎡（補足調査面積は540㎡）

概　　要　第30次調査は脇殿の規模・配置等を明確にすることを目的とし，西脇殿について行った。

西脇殿

その結果，南北に並ぶ塼積基壇建物（SB545・SB550）２棟を検出し，脇殿の規模・配置が明確になった。それに，建物の東側に接して玉石敷遺構SX551が検出された他，第６次調査で検出した西面回廊の延長部にあたる回廊SC060も検出した。

玉石敷遺構

また，SB550北側の茶褐色土瓦層からは破砕した状態であったが，ほぼ完形に復原できる鬼瓦が出土した。この鬼瓦は，重要文化財に指定されている伝都府楼跡出土の鬼瓦と同種のもので，重要な発見となった。

鬼　　瓦

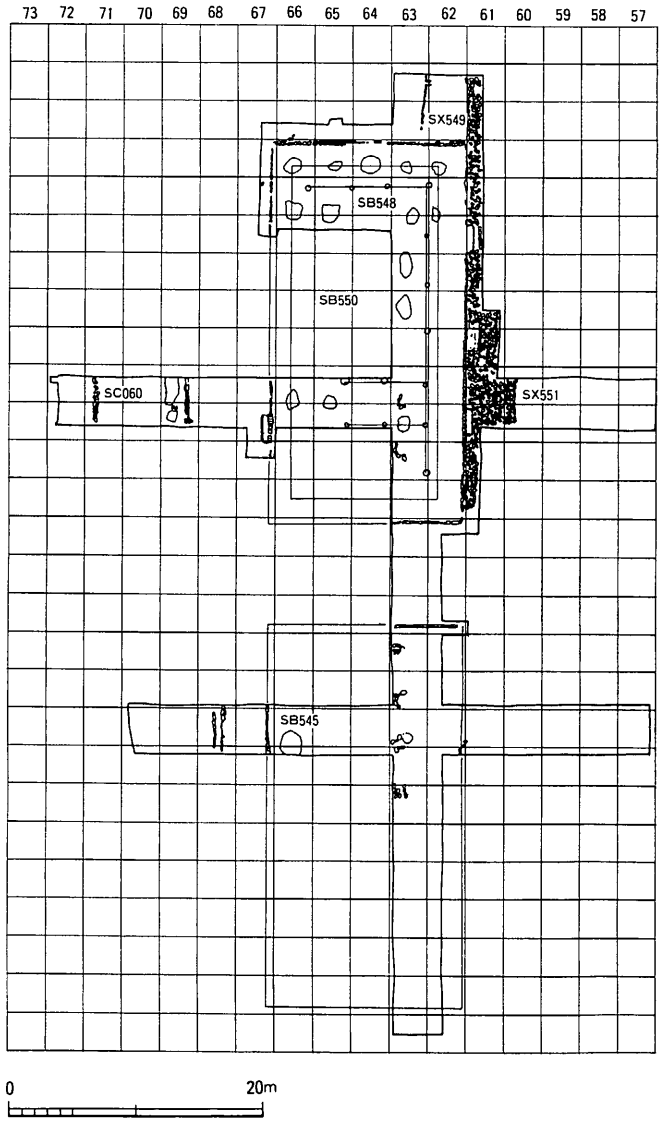


Fig.28　第30次調査発掘区（1/600）

第30次補足調査は，第30次調査において検出された西脇殿東側の玉石敷遺構の広がりを確認するために行われた。その結果，東脇殿SB085の西側に接する形で玉石敷遺構SX081が検出され，東西両脇殿及び正殿・中門に囲まれた回廊内中央部には，ほぼ全面にわたって玉石が敷かれていたことが判明した。

東脇殿

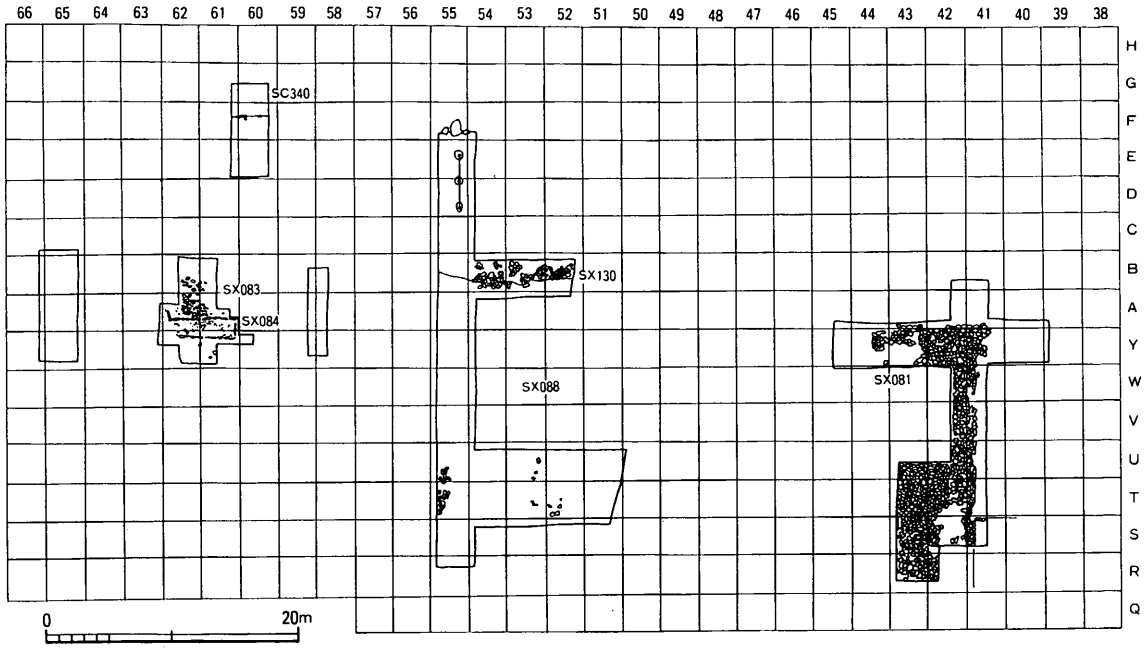


Fig.29 第30次補足調査発掘区（1/600）

7）第41次調査

調査箇所　北門

調査期間　1976年4月27日～8月10日

調査面積　350㎡

概　　要　第41次調査は，正殿後方の北門遺構の検出を主な目的として行った。その結果，北面築地SF505を検出したものの，門と確定できる遺構は検出されなかった。しかし，門の推定位置に6mの間隔をおいて南北に並ぶ石列SX1061があり，さらに基壇化粧の側石の積み方がこの部分で変化していた。この事実から，基壇の張り出しを持たない脇門的な門が存在したと考えられる。また，検出された築地の基壇には2つの時期を認めることができ，建替えにより基壇幅が拡張されたことが判明した。

北門遺構

その他に，瓦積基壇建物SB1060，Ⅰ期にあたると考えられる柵列(SA1064・SA1065)2条と建物の一部と考えられる遺構SX1062を検出した。

Ⅰ期の柵列

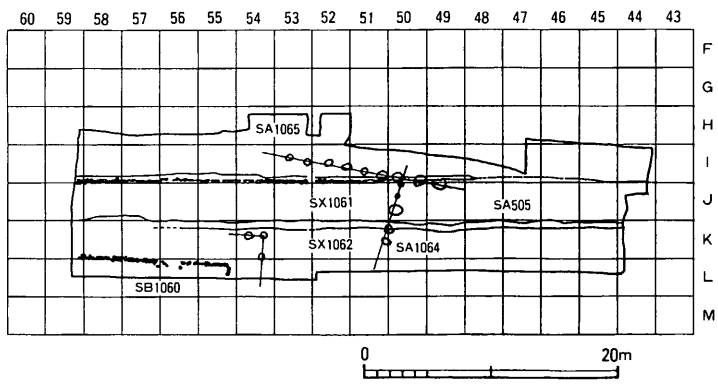


Fig.30 第41次調査発掘区（1/600）

なお，特殊遺物として，刻書土器・硯・転用硯・製塩土器などが出土している。

8）第49次調査

調査箇所　正殿及び後殿

調査期間　1977年５月11日～30日

調査面積　75㎡

概　　要　第49次調査では，後殿の位置及び規模を把握し，さらに正殿の基壇化粧を明らかにすることを目的に行われた。その結果，正殿北側の基壇の高さは約0.9ｍを測り，基壇化粧は地覆石が残存していた。また，３基の階段のうち中央と東側の２基を検出した。

後　　殿

一方，正殿の北側にあたるところに後殿と考えられる７間×３間の礎石建物SB1370を検出した。一方，後殿側の発掘区では，階段は検出されなかったため，後殿の階段は南側中央に１基のみが付設されていたと考えられる。

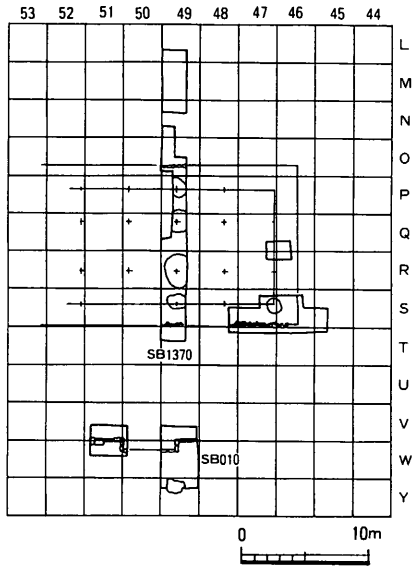


Fig.31　第49次調査発掘区（1/600）

9）第180次調査

調査箇所　正殿

調査期間　1997年12月３日～2000年２月４日

調査面積　1,800㎡

概　　要　第180次調査は正殿跡SB010の規模や構造及び変遷を明らかにすることのほか，過去の調査の検証作業を行うことにより，政庁における現段階での一定の結論的見解を提示することを目的に行った。調査の結果，南側と東側の廂部の礎石は原位置を保つものではないことがわかった。また，正殿における建替の痕跡を確認し，正殿が２時期（Ⅱ・Ⅲ期）に及ぶことを確定することができ，政庁内の他の建物と同様の変遷をたどることが判明した。さらに，その下層からは掘立柱建物４棟，柵４条，溝状遺構３条，暗渠遺構，竪穴状遺構などが検出された。これらの遺構の詳細な変遷については第Ⅴ章に委ねることにするが，少なくともⅠ期の中でも幾つかの時期を設定することが可能で，さらにⅡ期の直前までⅠ期の建物が存続したことと，中にはⅡ期の建物の造営段階の仮設的建物と考えられる建物も存在することが判明した。

正殿の建替
下層遺構

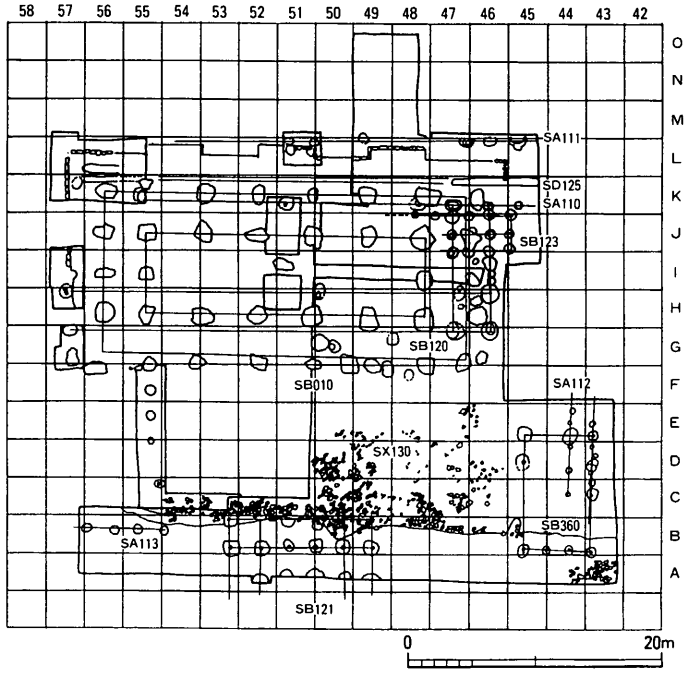


Fig.32　第180次調査発掘区（1/600）

第Ⅴ章　検出遺構

（1）基本層序

政庁調査区は北から南に向かってなだらかに傾斜しており，正殿礎石と南門礎石との高低差は約3.2ｍを測る。現在，政庁の周辺には四王寺山から派生した小丘陵が三つあり，その中心の小丘陵の延長線上に政庁の遺構が存在する。その小丘陵は政庁の後方で終息しているが，当時はその先端がかなり南方まで伸びていたとみられ，政庁の造営に際して削平されたものと考えられる。これまでの発掘調査の結果を勘案すると，地山面は現地形同様，正殿付近が高く，南門に向かって下がっている。このことは，北側に四王寺山を控え，北から南に流れ下り，政庁前面で西流する御笠川の流路から判断しても理解できる。なお，政庁の造営にあたっては，最も地盤が安定している場所を選定したものと考えられる。

四王寺山の小丘陵

この様に，地形的には南側に傾斜しているため堆積層の厚さも南側に向かって厚みを増してゆくが，堆積層の状況には大きな違いはみられない。政庁全体にわたって普遍的にみられる堆積層は，上層から耕作土・床土・黄褐色土層（瓦層）で，その下層の政庁造営に伴う盛土整地層を下から第１整地層・第２整地層・第３整地層と呼ぶことにする。なお，地山は暗灰色砂質土や暗紫色の粘土である。

以下，政庁の変遷を考える上で重要な位置を占める整地層を中心に層位の概要を述べる。

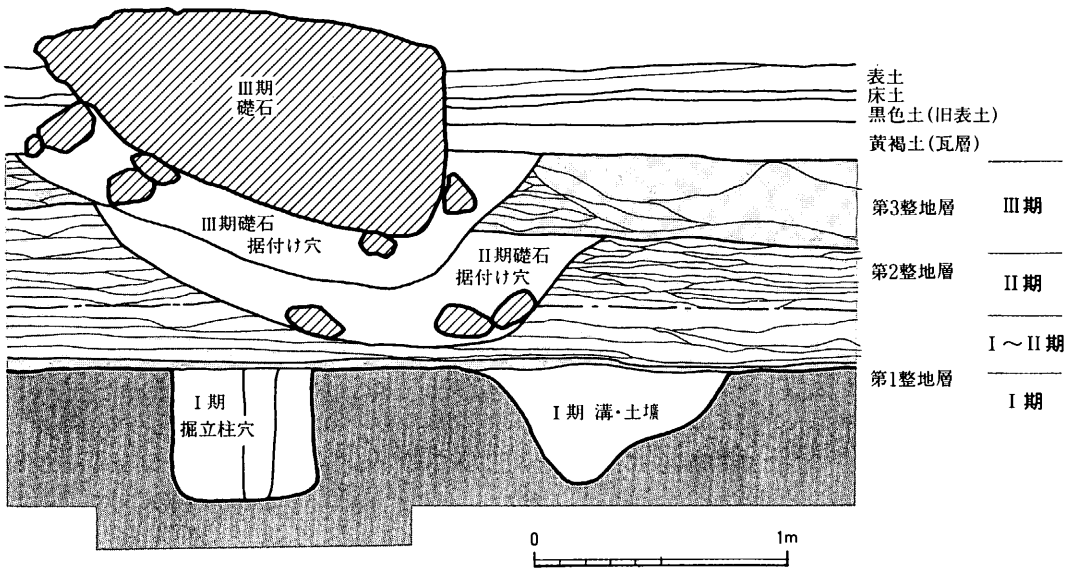


Fig.33　土層模式図（1/30）

第１整地層

第１整地層は政庁創設期（Ⅰ期）の建物を築造するために土盛り・整地された土層で，層の厚さは場所により異なるものの，政庁の各調査区でほぼ普遍的にみられる土層である。正殿付近ではⅠ期の遺構を構築する際に暗茶灰色土による簡単な整地が行われている。この土層は比

政庁創設期の整地層

較的単一な層であること，古墳時代の遺物を多く包含することなどからⅠ期遺構築造当初の整地層の一つと考えられ，この土層の下が淡灰色砂層や暗灰色粘土などの自然堆積層となる。この暗茶灰色土層は，中門付近では暗褐色土や暗褐色砂質土と名付けた土層と同じであり，両者は色調・土質とも酷似している。Ⅰ期遺構造営のために全面的に整地が行われたのであろう。また，この土層から出土する遺物も政庁周辺部と同様な傾向を示している。

地山層　正殿の基壇周辺で確認される暗紫色粘土の地山層は，南門の南側や外湟SX050の底面で検出される。断片的ではあるが，北門から南門・外湟を通した地山のレベルを復原すると，最高所と最も低い外湟底面との高低差は約6.3ｍである。当時の旧地表面は層位的にはつかみ得ないが，ほぼこの地山線にそった地形が想定できよう。また，現状の地形も当時からさほど改変されていないものと考えられる。このことは，現存する礎石（Ⅲ期遺構）の高さの比較や，中門の下層から検出されたⅠ期建物の柱穴検出面と正殿周辺のⅠ期遺構面との高低差の比較からも窺い知ることができる。

第２整地層

大宰府政庁の建物は，Ⅰ期の掘立柱建物からⅡ期の礎石建物に建て替えられるが，その際，第１整地層の上に黄褐色ないし赤褐色（橙褐色）の粘質土を土盛りし，整地を行っている。この整地層は第１整地層と同じく政庁域で普遍的に認められるもので，正殿の調査では基壇積土の直下やⅡ期正殿に伴う石敷き遺構SX130が敷設される面である。また，Ⅰ期最終段階の掘立柱建物の柱穴にはこの整地土が落ち込んでおり，掘立柱建物の廃絶後に整地されたことが明らかである。時期的には，整地層出土土器から８世紀の前半代（第１四半紀）に土盛り・整地されたものと考えられる。

Ⅱ期整地

第３整地層

第３整地層は部分的に焼土を含む土層である。橙褐色・明黄褐色のやや粘性のある土質で，政庁の最終期（Ⅲ期）の建物が造営される整地面にあたる。この第３整地層は正殿付近でみられたように，第２整地層の遺存状況が良好であったためさほど大規模な整地は行っていないようであり，この状況は他の調査区でも共通している。

注目されるのが，この整地層に含まれる焼土・炭で，この焼土は各調査区のなかで普遍的にみられるが，その濃淡はまちまちである。特に焼土・炭が顕著であったのは，第１次・６次・26次調査区である。第１次調査南門調査区では，土壙SK011・012・013の埋土中に大量の焼土・炭が入っており，整地時に埋められたものと思われる。また，正殿地区の土壙SK108の埋土中には，焼土・炭とともにⅡ期に使用された瓦が埋められ，整地されていた。これらの土壙や焼土層から出土する土器・瓦類には，10世紀中頃の年代を示すものがあり，焼土層の形成は藤原純友の乱（941年）の兵火によるものと考えられ，前述した土壙は焼け落ちた建物の廃材を処分するために掘削した廃棄土壙とみられ，火災後の処理作業には多くの労力が費やされたものと想像される。

藤原純友の乱

黄褐色土層（瓦層）

第３整地層の上に乗り，政庁の最終期の遺構を覆う土層である。瓦が多量に含まれ，中世以

降のある時期に整地されたとみられる。その時期は明らかではないが，政庁の全域にみられる。下層の第3整地層と色調的に類似しており，判別が困難な箇所も多々みられた。特に，最初に着手した第1次調査の中門・南門調査区では遺物の取り上げに際して，何れの土層か明確に判別できていないものもある。また，第3整地層と黄褐色土層との間には，厚さ2～3㎝の粘性を有する淡黄色を帯びた褐色土の間層があるが，上下両土層に近似しており，その分層が困難な場合もみられた。

Ⅲ期整地

黒色土層

黄褐色土層の上に乗る近代以降の旧表土であり，耕作土と床土からなる。大宰府政庁の発掘調査着手以前は，正殿の後背地や西側の宅地，それに中心部分を南北に走る町道以外は，その殆どが史跡地として買収されており，盛土整地がなされていた。また，後殿地区（第49次調査）や築地東北隅部（第26次調査）及び北門地区（第41次調査）を除いて，最上層は仮整備の真砂土による客土があり，その下層が旧表土面の黒色土である。

旧表土

（2）遺構の概要

政庁の調査で検出した遺構は，Ⅰ～Ⅲ期の3時期に大別される。Ⅰ期は大宰府の創設期で，掘立柱建物で構成される。次の，Ⅱ・Ⅲ期の建物は礎石建物であり，整然とした配置・構成をなしており，Ⅰ期とⅡ・Ⅲ期とは建物の配列や構造に大きな違いがみられる。また，Ⅰ期の遺構に関しては，上層のⅡ・Ⅲ期遺構の残存状況が良好であるため調査範囲が限定され，断片的な調査とならざるを得ず，ために全体的な遺構の把握ができていない。以上のような理由から，ここでは配置・構造が大きく異なるⅠ期遺構とⅡ・Ⅲ期の遺構とを分けて記述する。

3時期の遺構

検出したⅠ～Ⅲ期の主な遺構は，掘立柱建物・礎石建物・柵・回廊・築地塀・溝・土壙・鋳造遺構などである。Ⅱ・Ⅲ期の建物遺構に関しては，官衙遺跡で一般的に使用され，現在では固有名詞化している正殿・後殿・脇殿などの名称を用い，各建物ごとに記述することとした。また，政庁中軸線（発掘基準線）に対し，東西対称の位置に配置されていることが確認できる建物の場合は，遺構内容が明らかとなった方を優先して記述し，同一性格を有する遺構については遺構番号の後に新旧を示すA（古）・B（新）を付して記述している。

遺構の種類

また，回廊については面する方向で東面回廊のように東西南北の名称を用いた。築地については，南門から東西に伸びて南面回廊に取り付く築地を前面築地，北門から北面回廊に取り付く築地を後面築地と呼ぶ。さらに，各遺構の説明については，基本的に検出状況，規模，柱間，柱穴（礎石）の重複状況，関連出土遺物の順に記述し，建物遺構に関しては，1/400の平面模式図を付している。

なお，模式図の各記号は理解の便を考慮して以下のとおりとした。柱筋については，平面が明確に把握できるものを実線で示し，不明瞭なものを破線で示した。

柱掘形：○　柱痕跡：●　礎石：■　礎石痕跡(根石など)：□　柱推定位置：+

（3）Ⅰ期以前の遺構

政庁造営以前

大宰府政庁造営以前の遺構として，中門調査区（第１次調査）検出の竪穴・土壙と正殿調査区（第180次調査）検出の竪穴・溝がある。また，政庁各期の整地層中には，政庁造営以前の古い時代の遺物が包含されており，政庁造営の整地作業に伴う土取りにより，古い時代の遺跡が破壊されたことが知られる。

１）竪　穴

SX018（Fig.34）

中門調査区の基壇下層で検出した。平面形は不整方形を呈し，長軸6.12ｍ，短軸5.04ｍを測る。削平が著しく，壁高は東壁側で16㎝残る程度。棟持ちの柱穴は判然としないが，北西壁側に１ｍ大の焼土面があることから竪穴住居の可能性が考えられる。遺物は埋土中から古式土師器の小片が出土した程度である。

焼土面

SX135（Fig.34）

正殿調査区の東南部に位置し，掘立柱建物SB122に切られる。平面形は横長の隅丸方形を呈し，長軸2.78ｍ，短軸2.08ｍ，残高0.25ｍを測る。貼床を施しているが，それ程硬化はしていない。また，床面にはカマド・主柱穴は存在せず，住居ではないようだ。埋土中から鉄滓が，北壁側のピット２から古式土師器の小型丸底壺が出土している。

鉄滓

２）土　壙

SX030

中門調査区の東北部で検出した小土壙で，四面廂の掘立柱建物SB040に西半部を切られるため規模など詳細は不明。楕円形を呈するようであり，南北長0.66ｍで，深さは0.2ｍを測る。土壙内からは古式土師器の甕・鉢などが出土している。

古式土師器

３）溝

SD4470

正殿調査区の西南部で検出した南北溝で，掘立柱建物SB122に切られる。他の遺構との制約上，長さ５ｍ程しか検出できていない。幅約30㎝を測り，埋土中から古式土師器の小型丸底壺が出土している。溝の方位は座標北から11°30′東に振っている。

小型丸底壺

（4）Ⅰ期遺構

Ⅰ期遺構検出地区

Ⅰ期遺構は南門・中門地区（第１次調査），回廊東北隅部（第15次調査），北門地区（第41次調査），正殿地区（第180次調査）で検出した。政庁創設期の遺構であり，内容的には掘立柱建物・柵・溝・土壙などがある。以下，遺構の種別ごとに記述するが，順番は遺構番号の若い方から行う。

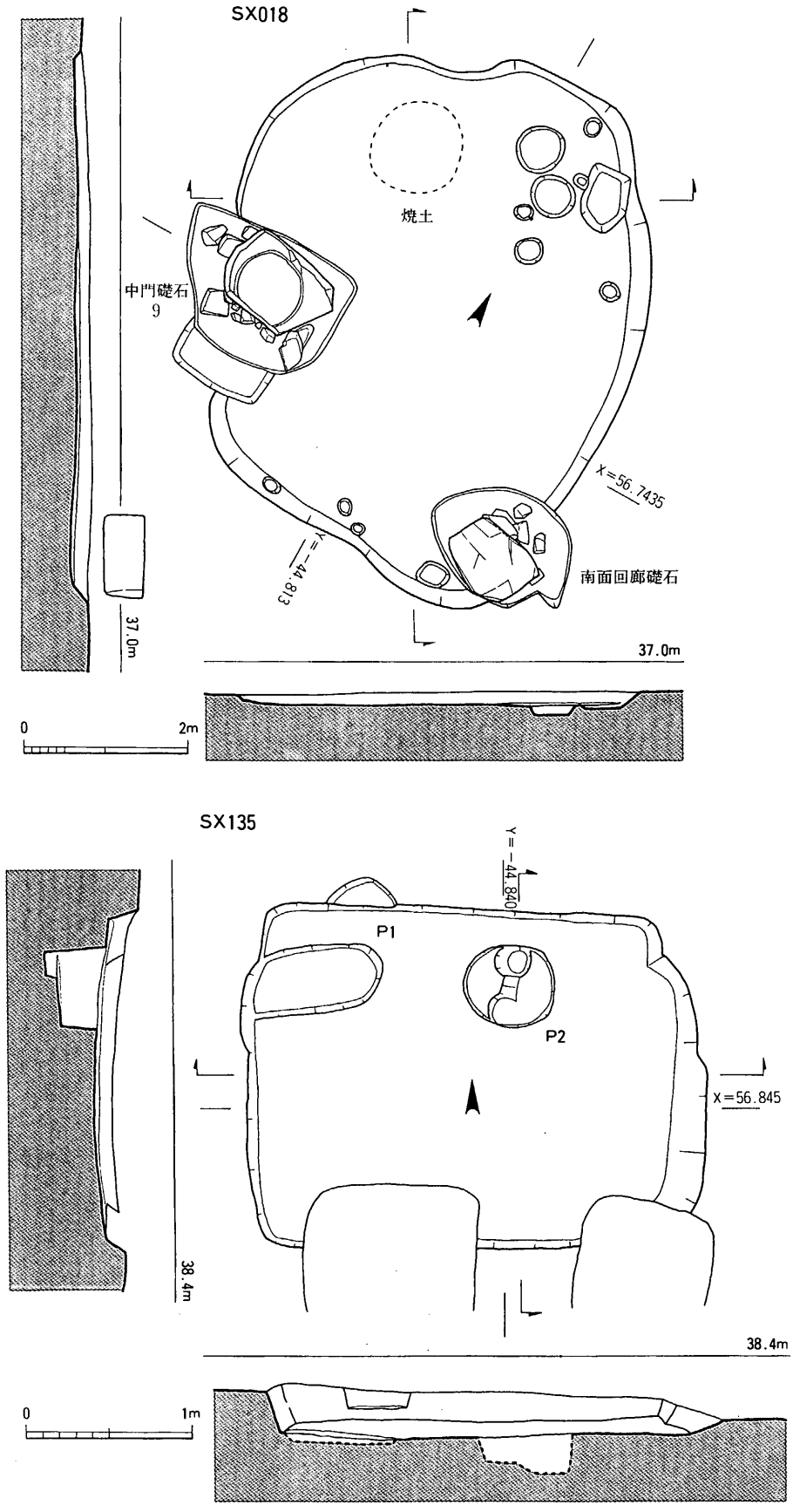
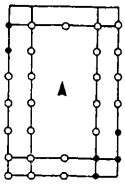


Fig.34　竪穴SX018・135実測図（1/40・1/80）

1）掘立柱建物

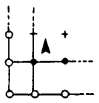
SB040（Fig.35，PL.4-2・5-3・5-4）



四面廂建物

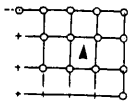
Ⅱ期中門の基壇下層から検出した掘立柱建物で，SB042及び柵SA044・045と重複している。北側の柱掘形については確認していないが，東・西・南の3面に廂を有することから四面廂の南北棟建物として復原した。廂部は桁行7間（13.34m）×梁行4間（8.58m）規模で，身舎は桁行5間（10.38m）×梁行2間（5.02m）で，身舎部分の床面積は51.9㎡を有する。柱間は身舎の桁側が2.08m等間で，梁側は2.51mであるが，廂は桁側の隅部が1.48mで，梁側は1.78mとなっている。柱掘形は一辺1m前後の隅丸方形を呈し，深さは0.70m前後の遺存状況である。柱根が2箇所に残っており，柱の大きさは径20cm程であった。

SB042（Fig.35，PL.4-2）



中門調査区の北東隅部で検出した掘立柱建物である。SB040と重複しており，図面上ではSB040に切られていると表現しているが，調査段階においては前後関係を把握しておらず，両者の前後関係は明らかではない。また，四面廂の建物と考えているが，大半が発掘区外にあるため全体の規模についても不明。検出した範囲は西南の入隅部分であり，廂部の柱間間隔及びSB040の例からすると東西棟になる可能性が高い。柱間は身舎部が2.25mで，廂部は南北が2.10m，東西は2.25mである。

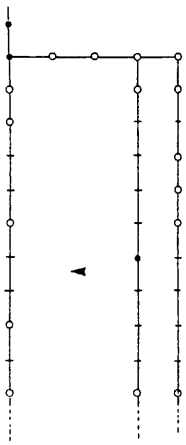
SB043（Fig.74）



総柱建物

中門調査区の西南部で，南面回廊SC022との接続部付近で検出した。掘立柱建物で，3間×3間の総柱建物として復原したが，発掘区外の西側へもう1間分伸びる可能性もある。東西総長は約6.20mで，柱間は2.10m等間である。南北総長は約6.50mで，柱間は中央間が2.40m，両脇間が2.10mを測る。柱の掘形は径0.40m前後の隅丸方形を呈し，深さは残りの良いもので0.30m前後である。

SB120（Fig.36，PL.9-1）



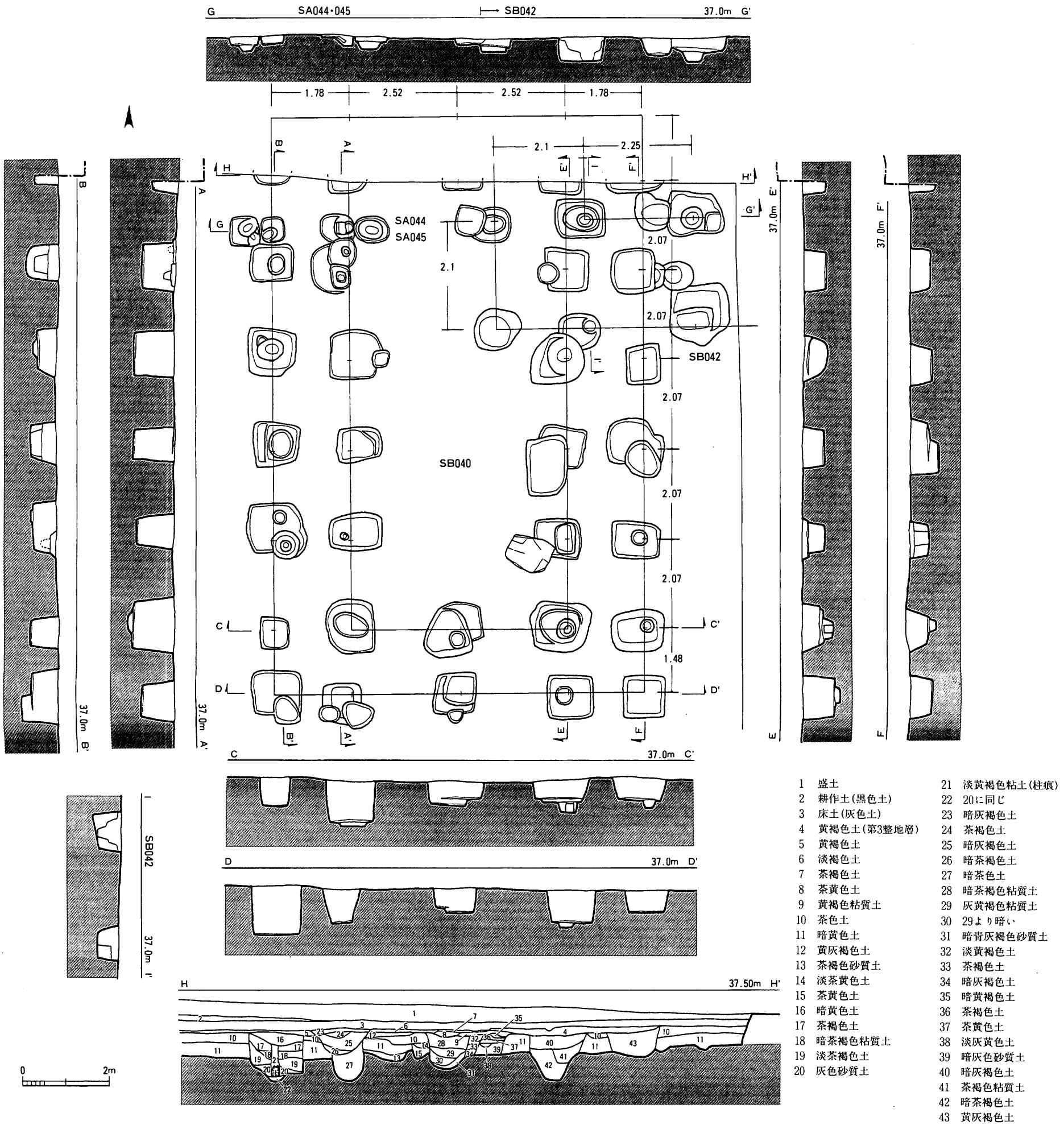
Ⅱ期基壇造営

正殿SB010の基壇下層で検出した掘立柱建物である。建物の全体がSB010とほぼ重なっているため調査に制約があり，建物の規模や配置を確定することができなかった。柱掘形の配列状況をみると東西棟になる可能性もあり,その場合，建物の北側を東西に走る柱列を柵SA110として報告しているが，建物の北側柱列となる可能性も一案として考える必要があろう。

前述した如く，規模については確定できないが，桁行の柱間は2.70m等間である。南面に廂が取り付く建物として復原した場合，SA110の東から2番目の掘形が長軸を南北に向けていることから，これを身舎の東北隅柱と考えると身舎の梁行は4間となる。柱間は身舎の梁行3間が約2.40m等間で，廂部の1間は3.03mと前者より長く，やや変則的な建物となる。柱掘形は1.0～1.2mの方形を呈し，深さは残りの良い所で約1.0mを測る。柱は基壇中央部で検出した1個を除いて，いずれも抜き取られていた。なお，柱を抜取った後には，第Ⅱ期正殿の基壇積み土と同じ橙褐色粘土で埋めていた。これは，上層に築かれる基壇積土の沈下を防ぐための配慮と考えられ，すでに，この時点で第Ⅱ期正殿の基壇造営が決定していたとみてよかろう。

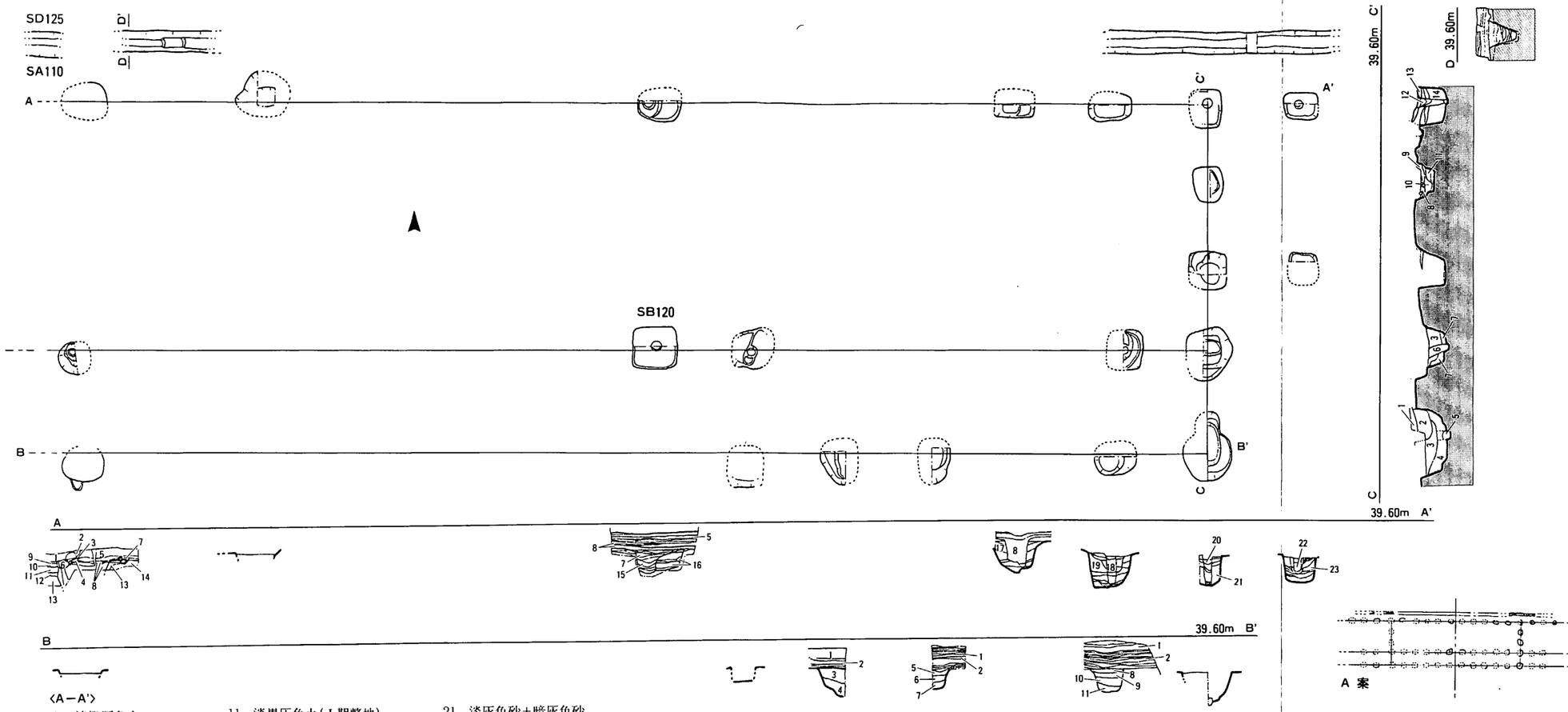
SB121（Fig.37，PL.8-2・8-3・9-2）

正殿の南側中央に位置し，石敷遺構SX130の下層で検出した掘立柱建物である。桁行2間分から南側は発掘区外であったため，建物の規模はトレンチを設けて確認した。桁行5間×梁行



1 盛土
2 耕作土(黒色土)
3 床土(灰色土)
4 黄褐色土(第3整地層)
5 黄褐色土
6 淡褐色土
7 茶褐色土
8 茶黄色土
9 黄褐色粘質土
10 茶色土
11 暗黄色土
12 黄灰褐色土
13 茶褐色砂質土
14 淡茶黄色土
15 茶黄色土
16 暗黄色土
17 茶褐色土
18 暗茶褐色粘質土
19 淡茶褐色土
20 灰色砂質土
21 淡黄褐色粘土(柱痕)
22 20に同じ
23 暗灰褐色土
24 茶褐色土
25 暗灰褐色土
26 暗茶褐色土
27 暗茶色土
28 暗茶褐色粘質土
29 灰黄褐色粘質土
30 29より暗い
31 暗青灰褐色砂質土
32 淡黄褐色土
33 茶褐色土
34 暗灰褐色土
35 暗黄褐色土
36 茶褐色土
37 茶黄色土
38 淡灰黄色土
39 暗灰色砂質土
40 暗灰褐色土
41 茶褐色粘質土
42 暗茶褐色土
43 黄灰褐色土

Fig.35 掘立柱建物SB040・042実測図（1/100）



〈A－A'〉

1 淡橙灰色土
2 黄褐色土
3 暗橙色土
4 暗橙褐色土
5 橙茶灰色土(II期積土)
6 暗橙色土
7 淡黄茶灰色土
8 橙褐色土
9 橙灰色土(II期整地)
10 灰色砂
11 淡黒灰色土(I期整地)
12 黒灰色土(地山)
13 淡黒灰色土
14 黄色土
15 灰色砂(暗橙茶灰色土)
16 茶灰色砂(掘形埋積土)
17 灰色土＋黄色粘土＋黄橙色土(掘形埋積土)
18 橙褐色土(＋灰色砂,柱痕)
19 灰色砂(＋黒色粘土ブロック混)(掘形埋積土)
20 橙褐色粘土＋灰色砂(柱痕)
21 淡灰色砂＋暗灰色砂(掘形埋積土)
22 橙褐色粘土(柱痕)
23 灰色砂(＋黒色ブロック混灰色砂)(掘形埋積土)

〈B－B'〉

1 橙茶灰色土(＋灰色土, II期)
2 橙褐色土(＋橙茶灰色土, I期廃絶)
3 暗灰色砂
4 暗灰色粘砂
5 暗灰色砂
6 淡灰色砂
7 灰色砂
8 白灰色砂
9 暗灰色砂
10 灰色砂
11 淡灰色砂＋黒色土ブロック

〈C－C'〉

1 黄褐色土(II期整地)
2 暗灰色砂(橙褐色粘土混)
3 灰色砂(黒色＋黄色粘土ブロック)
4 暗灰色砂
5 黒色粘質土(柱痕)
6 橙褐色粘質土
7 黄灰色砂(黄色粘土混)
8 暗灰色土
9 暗黄灰色粘土
10 淡灰色砂
11 暗灰色粘土
12 橙褐色粘土＋灰色砂
13 淡灰色砂(黒色粘土ブロック)
14 暗灰色砂

Fig.36 柵SA110，掘立柱建物SB120，溝SD125実測図（1/150）

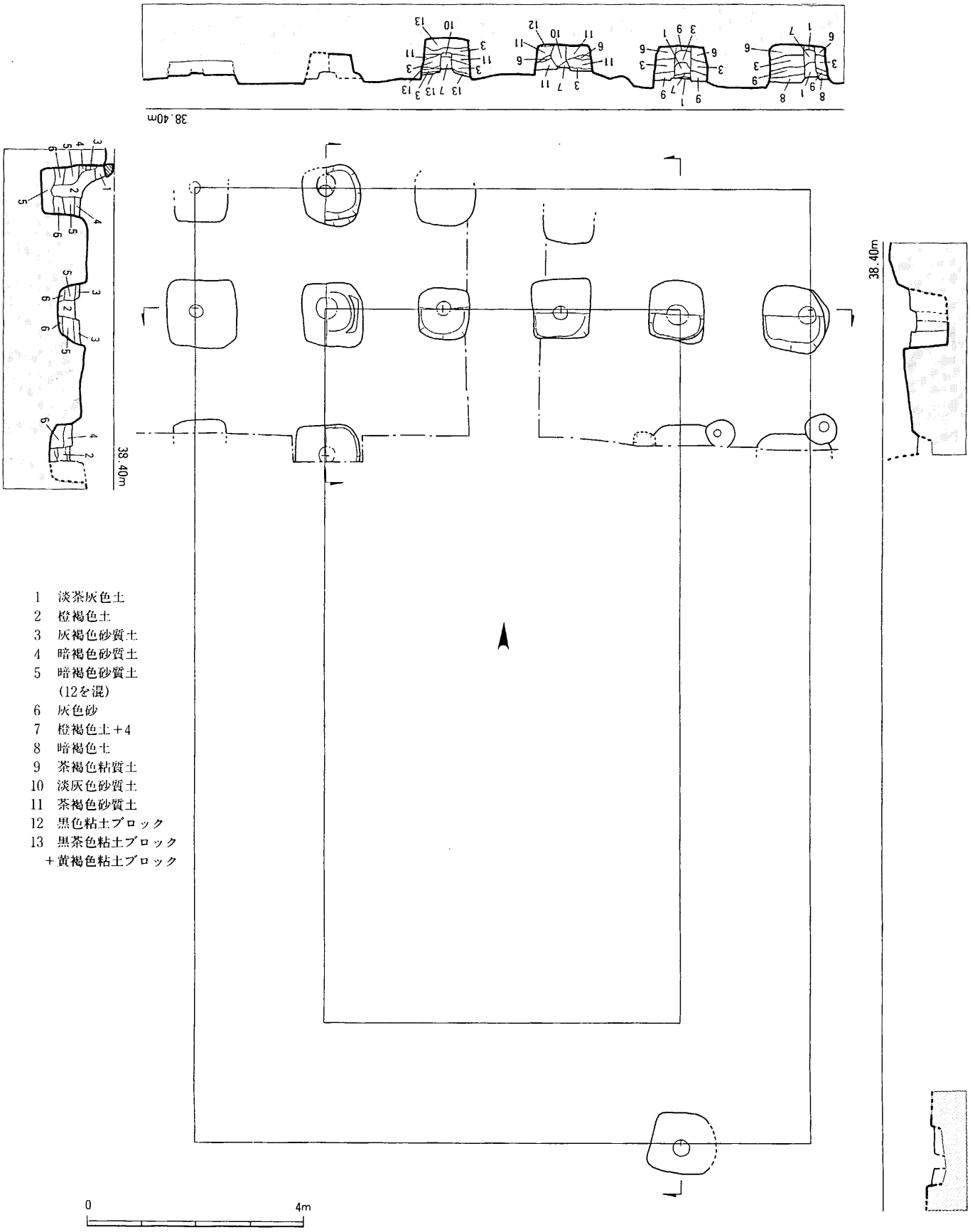
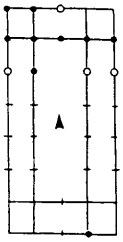


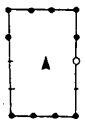
Fig.37 掘立柱建物SB121実測図（1/100）



四面廂建物

3間の身舎の4面に廂を取り付けた7間×5間の南北棟建物である。身舎部の桁行総長は13.30mで，柱間は2.66m等間，廂部の柱間は2.20mである。梁行は総長が6.56mで，柱間は両脇間が2.20m，中央間が2.16m，廂部は東西とも2.40mである。柱掘形は隅丸方形を呈し，1.0～1.2mの規模である。深さは残りの良いところで約1.0mを測る。柱痕跡は径約0.2～0.3mである。注目されるのは，この建物の軸線が第Ⅱ・Ⅲ期の政庁の中軸線より約1.5m東にずれるだけで，ほぼ中軸線上に位置することである。また，柱抜取り後の埋め戻し方などが先述のSB120と共通することから，両者は同時期に建てられた建物と考えられる。

SB122（Fig.38，PL.8-1・8-2・9-3）



第15次調査で柱掘形4個を検出していたが，その時点では全体の規模等は不明であったが，一応，掘立柱建物SB355として報告していた。その後に実施した第180次調査により建物全体の規模が判明したので，遺構番号を整理し，SB355からSB122へと変更した。

正殿の東南部で検出した4間×3間の南北棟建物である。桁行総長9.20mで，柱間は2.22mを測る（1間分のみ確認）。梁行は北側と南側で違いがみられ，北側は総長5.43m，南側は総長

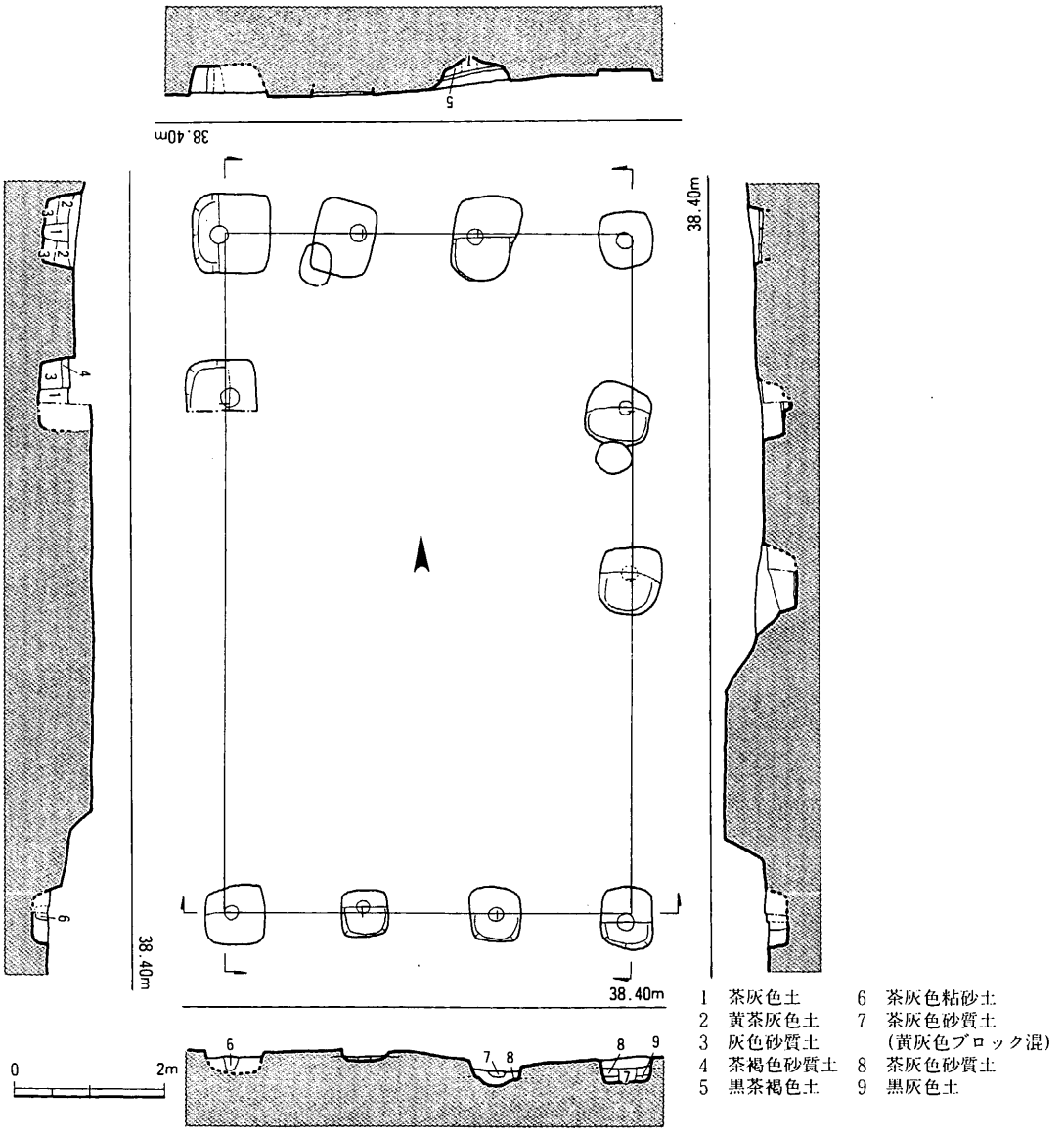


Fig.38　掘立柱建物SB122実測図（1/100）

5.25ｍである。梁行の柱間は南側で1.75ｍの等間となるが，北側では西から1.86ｍ，1.56ｍ，2.01ｍとなり，等間とはならない。柱掘形は隅丸方形を呈するが，一辺0.5～1.0ｍとばらつきが大きく，均一的ではない。また，建物の方位は，座標北から1°8′東に振っている。

SB355からSB122への変更

ＳＢ123（Fig.39，PL.9-4）

正殿基壇の東側下層で検出した掘立柱建物である。５間×３間の東西棟の総柱建物として図示したが，建物の西半部は基壇下にあり，正殿遺構の保存上，敢えて追求しなかったものの，桁行は５間以上である可能性を残す。北側桁行の総長は7.36ｍで，柱間は東から1.52ｍ，1.60ｍ，1.14ｍ，1.50ｍ，1.60ｍを測り，中央間だけが極端に狭くなっている。東から２列目の梁行総長は4.7ｍで，柱間寸法は北から1.55ｍ，1.30ｍ，1.85ｍとばらつきがある。柱掘形は１ｍ前後の円形を呈し，深さは残りの良いところで0.5ｍ程である。いずれも地山である暗灰色粘土層上面で掘形を終えている。掘形が段掘りされている点が注目され，特異な建物であったとみられる。なお，柱掘形は柵SA110を切っており，SA110をSB120の柱掘形と仮定した場合，SB120の廃絶後に建てられたことがわかる。また，この建物の方位は他の建物に比較して振れがやや大きく，座標北から1°2′東に振っており，その値はSB122の主軸に近い。



総柱建物

段掘りされた掘形

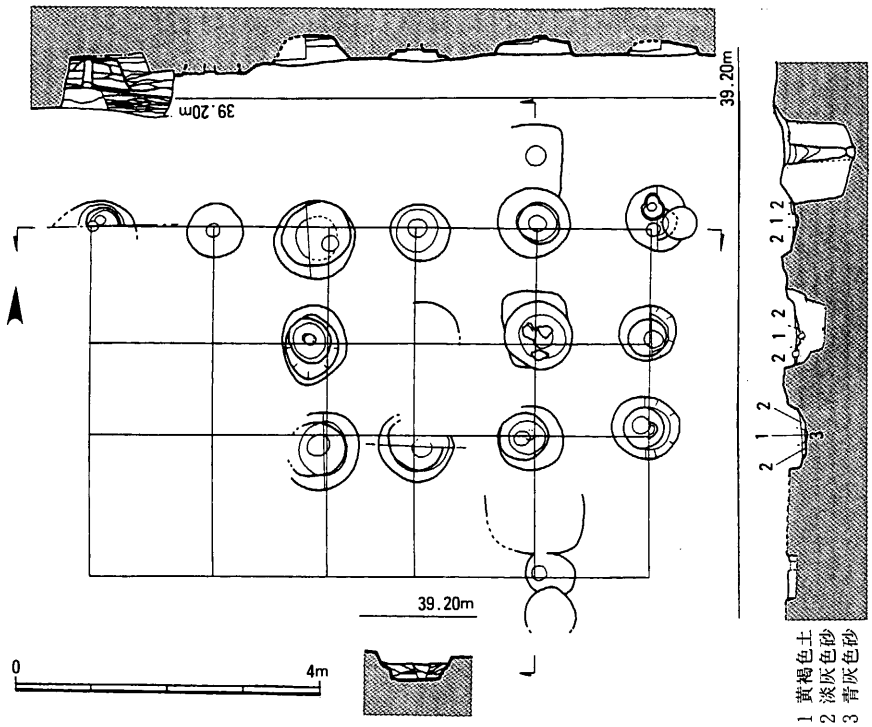
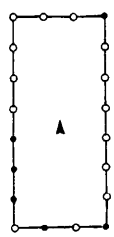


Fig.39　掘立柱建物ＳＢ123実測図（1/100）

SB360（Fig.40，PL.6-1・6-2）

回廊東北隅部の調査において，北面回廊SC340の基壇下層から検出した掘立柱建物である。建物の北半分が回廊基壇の下に位置するため，柱穴の一部は検出できなかった。７間×３間の南北棟の建物である。桁行総長16.80ｍで，柱間は2.40ｍ等間である。梁行総長は6.50ｍで，柱間は東から２間は2.40ｍであるが，西側１間の柱間は1.70ｍである。柱掘形は平面形が不整形で，深さも一定していない。また，柱痕跡を残すものも少ない。



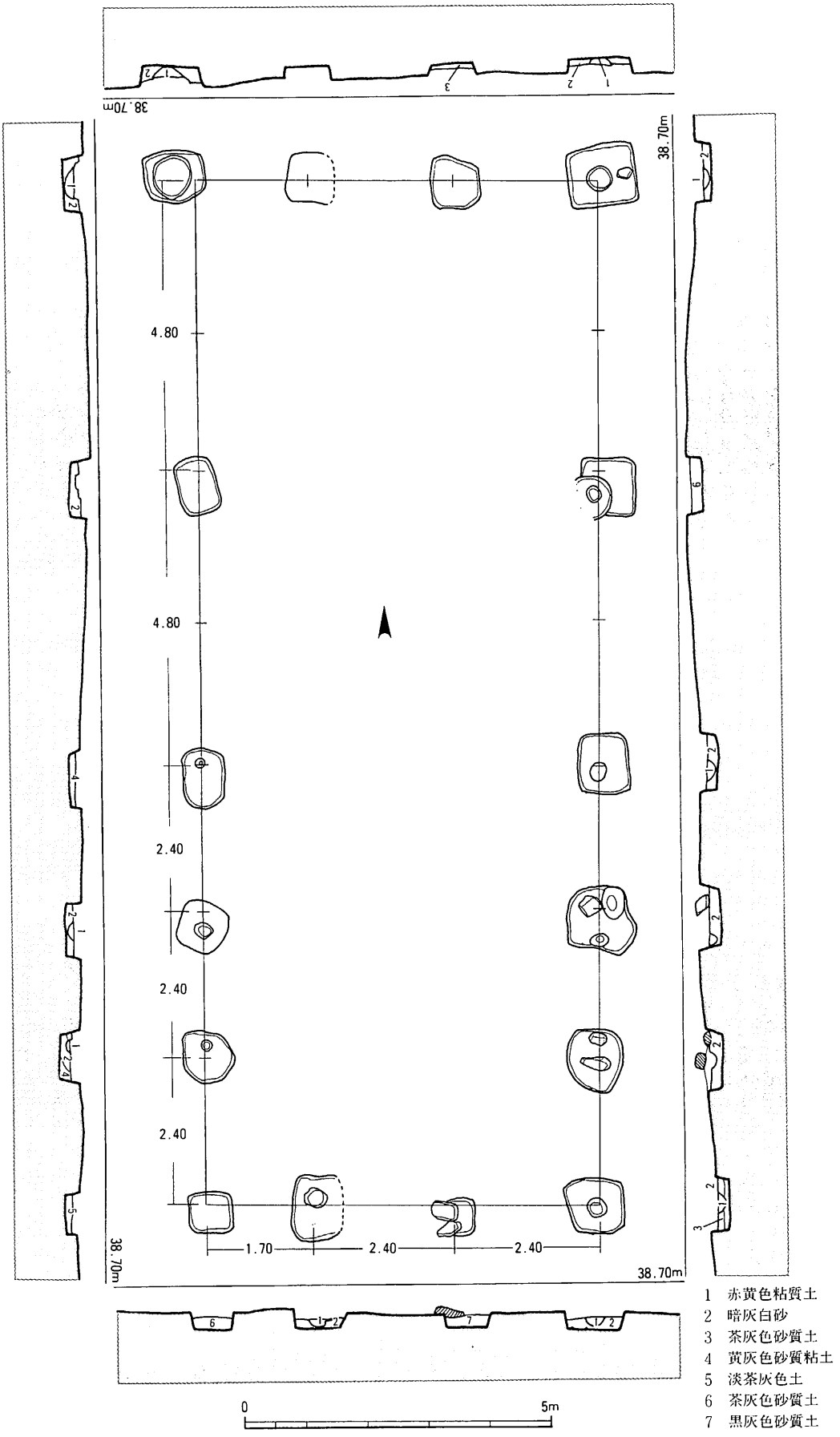


Fig.40　掘立柱建物SB360実測図（1/100）

2）柵

SA016（Fig.41，PL.4-2）

Ⅱ期中門の基壇下層東半部で検出した掘立柱の南北方向の柵である。SB040と重複するが，前後関係は判然としない。後述の柵SA017とはⅡ・Ⅲ期建物の中軸線を挟んで，ほぼ東西対称の位置にある。各柱間は北から心々距離にして2.30m，2.30m，2.63mである。柱掘形は何れも不整形で，深さも一定していない。 **東西対称**

SA017（Fig.41）

Ⅱ期中門の基壇下層西半部で検出した掘立柱の南北方向の柵である。先述のSA016と対応する位置関係にある。柱間は北から2.09m，2.12m，2.17m，2.34mで，柱の掘形も不整形である点酷似しており，SA016と並行する等の状況をみると両者は同時期に存在していた可能性が大きい。また，この2列の柵はⅡ・Ⅲ期の建物群の方位とほぼ同じであり，両柵間の中心線もⅡ・Ⅲ期の中軸線にほぼ合致している。 **中軸線**

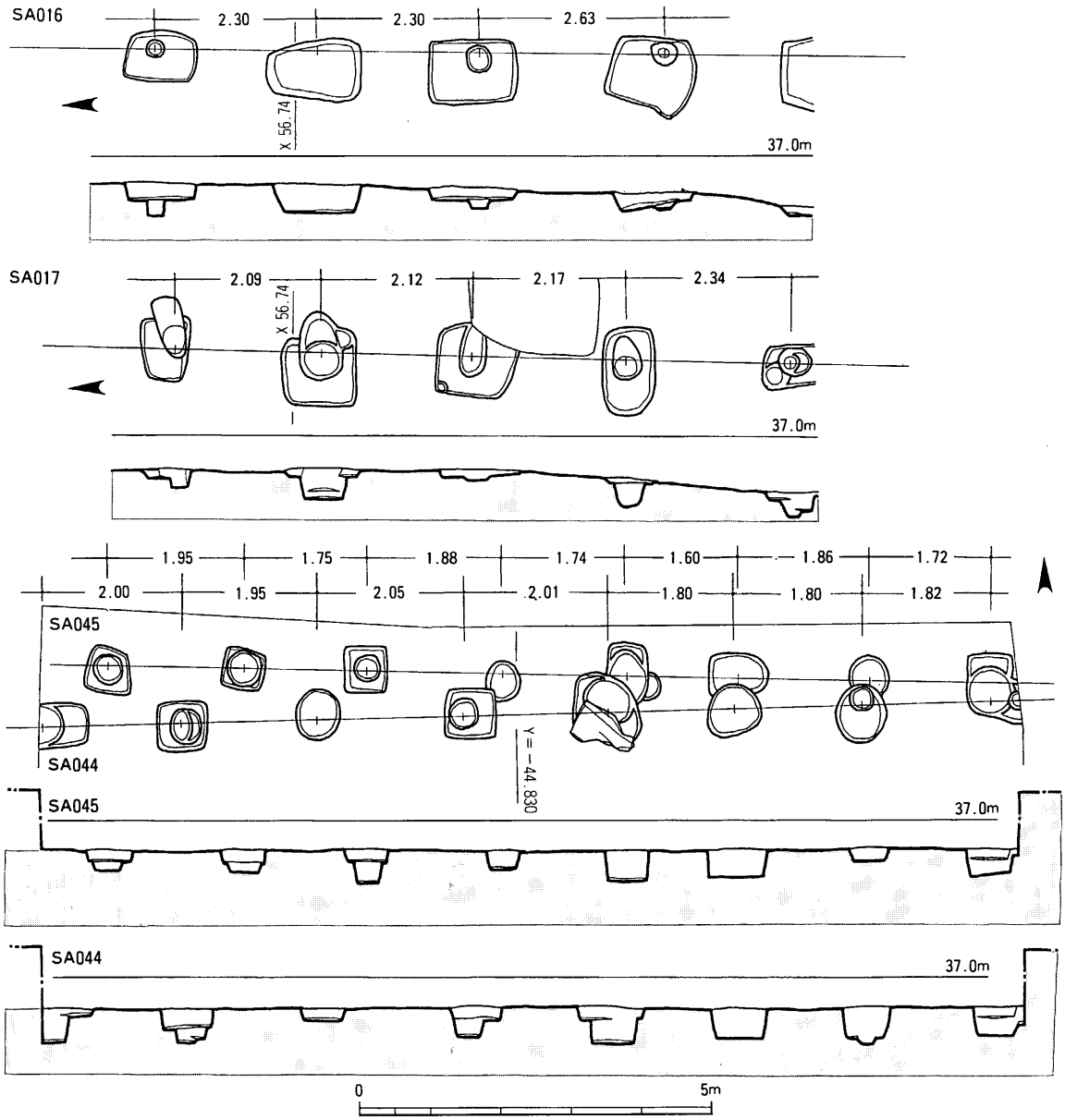


Fig.41 柵SA016・017・044・045実測図（1/100）

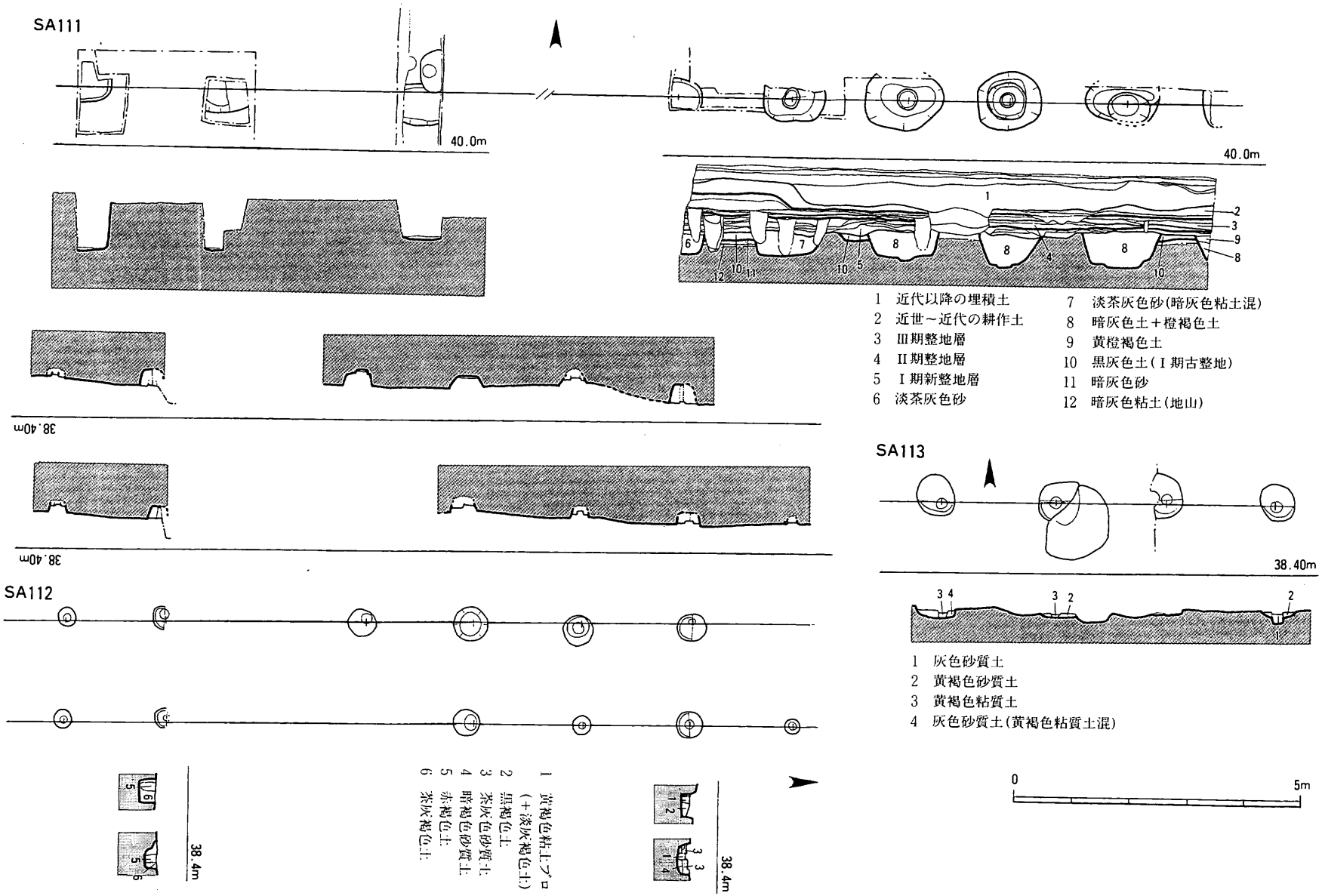


Fig.42　柵SA111・112・113実測図（1/100）

SA044（Fig.41，PL.4-2・5-1）

東　西　柵

中門調査区の西北端で検出した掘立柱の柵で，調査区を東西方向に走る。また，土手を挟んで東半部にも柵らしき柱掘形が存在するが，当柵の延長になるか，後述するSA045のものなのか判然としないので，一応7間以上としておく。SA045と重複し，位置的にはこの柵の南側にある。柱穴の切り合いから時期的にはSA045より後出する。柱掘形は一辺0.7m程の方形を呈する。柱間は一定しておらず，西側から心々距離で2.00m，1.95m，2.05m，2.01m，1.80m，1.80m，1.82mで，方位は東西軸の東側で約1°30′北に振っている。

SA045（Fig.41，PL.4-2・5-2）

中門調査区の西北端で検出した掘立柱の柵で，SA044の北側を東西方向に走る。SA044に切られ，時期的にはこれより先行する。また，先述した如く，調査区の東半部に伸びる可能性があり，東半部検出の柱掘形を当柵のものとすると12間以上の規模となり，SB040と重複することになるが，両者の前後関係はつかめていない。柱掘形は一辺0.7m程の方形を呈し，西半部の柱間は心々距離で西から1.95m，1.75m，1.88m，1.74m，1.60m，1.86m，1.72mを測る。方位はSA044より振れは少なく，ほぼ東西方向を向いている。なお，両柵は同じ様な性格を有するものとみられるが，如何なる性格を有するか明らかではない。

SA044と同性格

SA110（Fig.36）

正殿の基壇下層で検出した東西方向の柵である。東・西いずれも調査区外に伸びている。基壇下に位置する柱は抜き取られ，抜取り後には第Ⅱ期整地層の橙褐色粘土を埋め込んでいた。このことからSB120・121と同時期に配されたと考えられる。この柱列は同時期の溝SD125と並走し，SB121を囲繞する形になっている。また，先述した如く，SB120の柱筋に乗ることから，一部SB120と併せて一つの建物になる可能性もある。柱掘形は長軸が約1mの長方形を呈し，深さは残りの良いもので0.9mを測る。柱間は柱痕が残っている東端1間が2.66mで，東西軸の東側で0°32′南に振っている。

柱の抜取り

SA111（Fig.42）

東　西　柵

正殿の基壇北側で検出した東西方向の柵である。一応，10間分を確認したが，東側の5間分を除いては不確定要素が強い。柱掘形は1.2m程の隅丸方形を呈し，深さは残りの良いもので約0.6mを測る。柱が抜き取られているため正確な柱間は不明であるが，1.8～2mの間隔を有するものと思われる。

SA112（Fig.42，PL.8-1・8-2）

正殿の東南側に位置し，第15次調査でも柱穴を確認していたが，今回，SA112として報告する。南北方向に2条併走して伸びる柵で，調査区内で8間分を検出した。掘立柱建物SB122と重複し，当柵がSB122を切っている。東柱列と西柱列は1.80mの間隔をおいて柱穴が対応し，両者の柱間はほぼ1.90mの等間で並ぶ。柱掘形は約0.3～0.4mの円形で，深さは残りの良いもので0.3m程度である。柱痕は10～15cmであった。柱列は座標北から1°45′東に振っている。

SA113（Fig.42，PL.8-2）

正殿前面の調査区西端部で検出した東西方向の柵である。西側は発掘区域外へ伸びるが，東側はSB121の約5m手前で終わっている。柱穴3間分を確認したが，柱間は西側が2.00mで，他は1.92mである。柱掘形は隅丸方形や円形を呈し，径は約0.60mであった。柱列は東西軸の

東側で1°38′南に振っており，SA112とほぼ直交する関係にある。

SA1064（Fig.43，PL.6-3）

南北方向の柵

第41次調査の後面築地下層で検出した南北方向の柵である。4間分を検出したが，最北端の柱穴を末端として南へ伸びるものと考えられる。柱間は北から1.30m，1.20m，1.15m，1.15mで，柱間の平均は1.20mである。柱根が4箇所で遺存しており，径12cmほどであった。また，柱列は座標北から約15°東に振っており，Ⅰ期の中でも特異である。

SA1065（Fig.43，PL.6-3）

SA1064と同じく，後面築地下層で検出した東西方向の柵である。8間分を検出したが，最東端の柱穴を末端として西へ伸びるものと考えられる。柱根が4箇所で遺存しており，柱間は西側から1.20m，1.35m，1.25m，1.15m，1.25mで，柱間の平均は1.24mである。また，柱列は東西軸の東側で10°30′南に振っており，SA1064同様，特異な存在である。

SX1062（PL.6-3）

第41次調査区の南側下層で検出したL字形に屈曲する柱穴群である。建物になる可能性もあり，ここでは敢えて柵としなかった。柱穴の3個に柱根が遺存しており，柱間は東西1.36m，南北1.79mを測る。

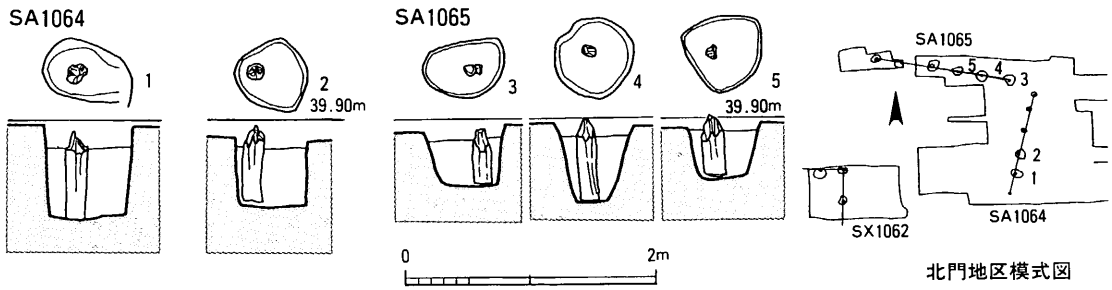


Fig.43　柵SA1064・1065柱掘形断面図（1/60）

3）溝

SD006

南北溝

南門基壇のすぐ西側で検出した南北方向の溝である。北半部は土壙SK011・013に切られ，南半部は前面築地SA002の基壇下に潜り込む。南端は後世の攪乱によって削平されているため何処まで伸びていたか不明。また，調査区の北側に伸びるものの，中門の調査区では検出できなかったので，その手前で終焉するものと考えられる。幅1.35m，深さ0.6mを測る。

SD125（Fig.36，PL.9-5）

正殿の基壇下層で検出した東西溝である。柵SA111とSA110との間で，SA110寄りに位置し，西側で暗渠遺構SX133を切っている。また，第180次調査Dトレンチで西側に延長する事を確認しているが，東側のHトレンチでは検出できなかったので，途中で屈曲するものと思われ，現状で45m程の長さを確認している。溝の断面形状は逆台形を呈し，上端幅0.80m，下端幅0.20m，深さ0.80mを測る。溝の埋土上位は正殿基壇積土の橙褐色土で埋められているが，埋土そのものは自然堆積を示し，下層には灰色砂が堆積し，最下層には黒灰色粘土の沈殿層がみられることから流水機能をもった溝と考えられる。方位は東西軸の東側で0°31′南に振っており，柵SA110と併せて掘立柱建物SB121を囲繞する施設とみられる。

SD126

第180次調査区の西南端で検出した南北溝である。長さ２ｍ程を確認したが，柵SA113以北には伸びない。溝の断面形は逆台形を呈し，上面幅0.5ｍ，深さ0.1ｍを測る。埋土は自然堆積ではなく，明橙褐色土の単層で，人為的に埋め戻されたと考えられる。溝の全体と性格については不明な点が多い。

SD127

第180次調査のGトレンチで検出した南北溝である。位置的には北面回廊SC340東端部の北側で，SD352の北側延長線上にあたる。長さ７ｍ程を確認したが，調査区外の南北に伸びている。溝の断面形は逆台形を呈し，上面幅約0.6ｍ，深さ約0.3ｍを測る。埋土上層には黄橙褐色の整地層が堆積しているが，下層は灰色砂と橙褐色の互層となっていた。

４）土　壙

SK029

Ⅱ期中門基壇の西北隅部で検出した方形土壙で，SD025・026に切られる。長軸を東西に取り，長さ1.72ｍ，幅1.34ｍ，深さ0.20～0.25ｍを測る。埋土中から８世紀初頭の須恵器坏身が出土しているが，性格は判然としない。 **方形土壙**

(5) Ⅱ・Ⅲ期遺構

Ⅱ期政庁は，大宰府の組織が本格的に整備され，それに伴い建物もⅠ期の掘立柱建物から礎石建物へ建て替えられ，宮殿における大極殿・朝堂院を模した建物配置がなされる。Ⅲ期政庁は藤原純友の乱（941年）後に再建されたもので，基本的にⅡ期の建物配置を踏襲している。 **第Ⅲ期政庁**

以下，正殿・後殿・脇殿・南門・中門・北門・回廊・築地・内庭・外湟の順で記述するが，それらに直接関連する遺構はそのつどふれることとし，溝・土壙・鋳造遺構・地鎮遺構などは，その他の遺構として一括して報告する。

１）正　殿

政庁の北寄りに位置する。同位置で，建て替えが行われており，２時期（SB010Ａ－Ⅱ期，SB010Ｂ－Ⅲ期）の重複が認められる。いずれも礎石建物である。なお，建物の説明に入る前に基壇周辺の土層と瓦敷遺構との関係及び基壇積土についてふれておきたい。

基壇周辺の土層　現在，正殿跡には整備・保存のための真砂土が盛られている。真砂土を除去すると旧地表の黒色土が露出する。黒色土には明治～昭和時代の硬貨や陶磁器が含まれている。その下層には，摩滅して端部が丸くなった瓦片を敷き詰めた層（瓦層）があり，その下には水田の耕作土（明灰色土）や粘土を埋めた土層があり，18～19世紀の陶磁器が出土している。その下位が基壇積土面で，旧表土から基壇積土面までの土層の厚さは約60㎝である。

また，基壇地覆石前面には，中世以降の整地土である黄褐色土層が広がっている。それを除去するとⅢ期以降に面的に敷設された瓦敷遺構SX131があり，その下層にⅢ期当初の整地層である淡橙灰色土があり，地覆石はこの整地層を掘り込んで設置される。さらに下層には，Ⅱ期 **瓦敷遺構**

整地層を切り込んで多量の瓦を埋め込んだ土壙SX132がある。

基壇後面部と後殿との間では，Ⅲ期の整地層を一部確認できるが，Ⅱ期の整地層が厚く残っている。そのためか，Ⅲ期における大規模な整地は為されていないようである。

地覆石の付近では，瓦敷遺構SX131などの下位に僅かではあるが焼土が残っており，整地層を挟んでⅠ期の柱穴などが確認できる。なお，Ⅰ期の遺構を構築する際には，暗茶灰色土による簡単な整地が行われている。この暗茶灰色土は谷部堆積土と考えられ，比較的単一層であることや古墳時代の遺物が含まれていることなどからⅠ期造営当初の整地層の一つと考えられる。この下層で淡灰色砂層や暗灰色粘土層などの自然堆積層となる。

基壇前面においては，後世の削平により，基壇地覆石は残っていない。その前面に広がる石敷遺構SX130の敷石が抜かれた箇所では，Ⅲ期整地層の淡黄橙色土は部分的にしか確認できないが，敷石の下層にはⅡ期整地層である淡茶灰色土がみられる。その下層には基壇後面でみられたⅠ期整地層はほとんどなく，自然堆積の淡灰色砂層や暗灰色粘土層となっている。このことは，Ⅱ期基壇造営に際して，前面部の中央付近が大きく削平され，地形が大きく改変されたことを示している。また，基壇基底部付近に残る自然堆積層を観察すると，正殿付近の旧地形は北から南に向かって下がっており，北側から細長く派生し，東西に谷部を有する丘陵の先端部であったことが判る。

石敷遺構

基壇積土（Fig.45）　基壇中央部の断ち割りから，積土は大きく三つに分けられる。上層から積土Ａ・積土Ｂ・積土Ｃとして説明を加える。積土Ａは，明黄灰色土・灰色砂質土・橙褐色粘土などで構成される。積土の単位は３～５㎝で，それほど締まりはなく，ややパサパサとした感じである。地表面に見えている礎石の据付け穴が切り込まれていることから，上層（Ⅲ期）基壇の積土と考えられる。焼土の混入などは見られない。

積土Ｂは，橙茶灰色土・灰色砂・黄茶灰色土などで構成される。積土の単位は３～５㎝程度で，基本的には橙茶灰色土と灰色砂を互層に積んでいる。各層とも良く締まっている。この積土に掘り込まれた礎石の据付け穴は，積土Ａ（Ⅲ期基壇積土）によって埋められており，積土Ｂは下層基壇（Ⅱ期）の積土と考えられる。

最下の積土Ｃは，橙褐色粘土を粗く積み上げている。積土の単位は５～８㎝で，積土Ｃ全体の厚さは20㎝程度である。この橙褐色粘土は，Ⅰ期遺構である掘立柱建物SB120・121の柱を抜取った後に埋め込まれており，また，溝SD125の埋土上層にも認められた。このことから，積土ＣはⅡ期建物の築造に伴う整地土であり，Ⅱ期基壇の下層積土にあたる，なお，積土Ｃによる整地の直前に造られた遺構として掘立柱建物SB123及び暗渠SX133がある（Fig.33参照）。

SB010Ａ

Ⅱ期正殿

Ⅲ期正殿SB010Bの下部で検出したⅡ期正殿の建物である。遺構の保存上，部分的なトレンチ調査に留まったため，基壇及び建物の規模や礎石など詳細は不明。また，SB010Bと同位置に存在し，Ⅲ期の正殿造営に際して基壇の積み直しと礎石の据え直しが行われており，礎石の位置に関しても明らかではない。Ⅱ期とⅢ期の遺構の時期差は，２箇所に設けた土層観察用のトレンチにより，断面の土層と東北隅に残る基壇化粧の地覆据え付けの根石から確実である。つまり，Ⅲ期据え付け穴の位置がⅡ期のそれより約0.3ｍ南にずれている。

基壇積土は３～５㎝の厚さを一単位とし，粘性のある橙茶灰色土を交互に突き固めている。

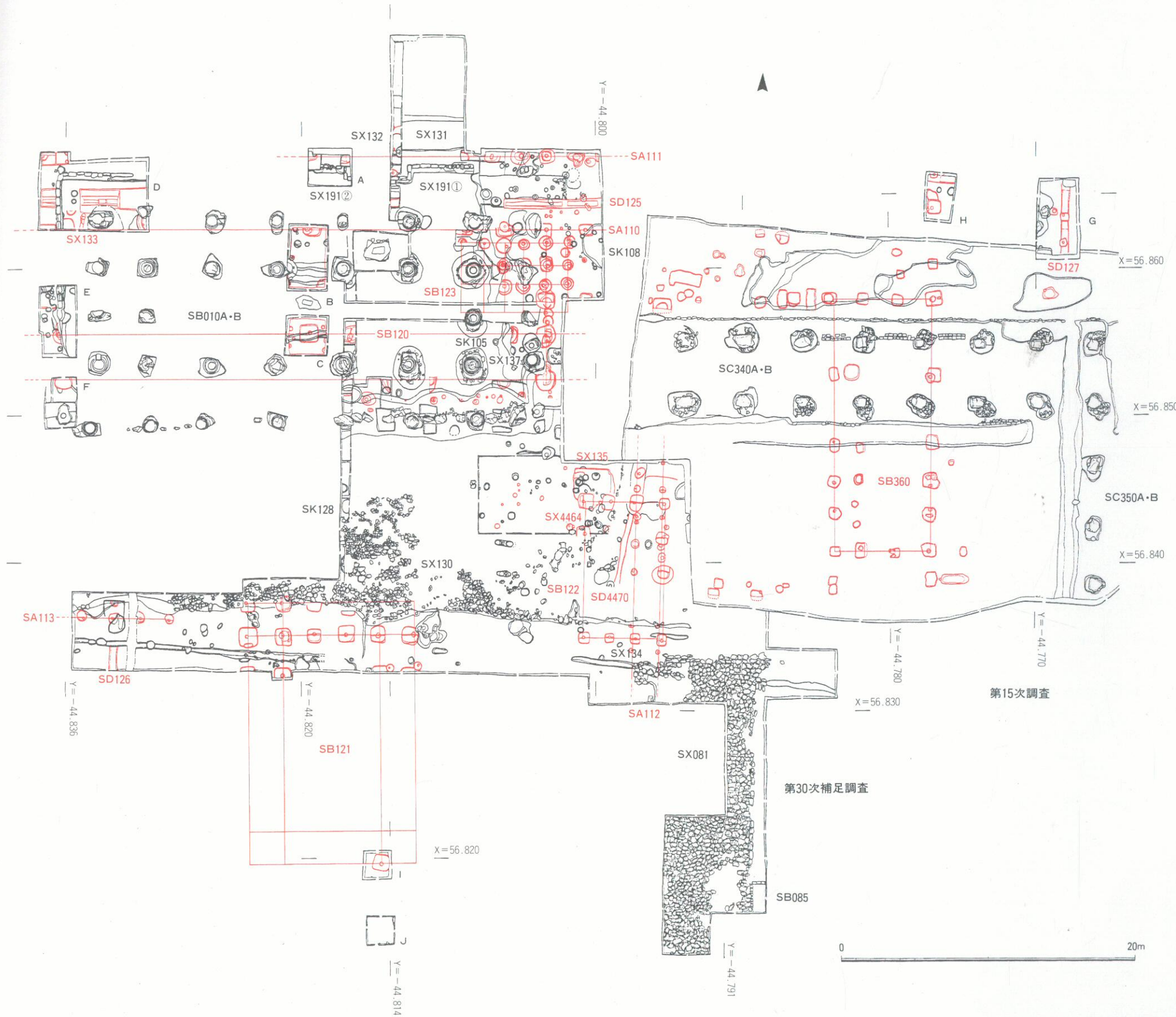
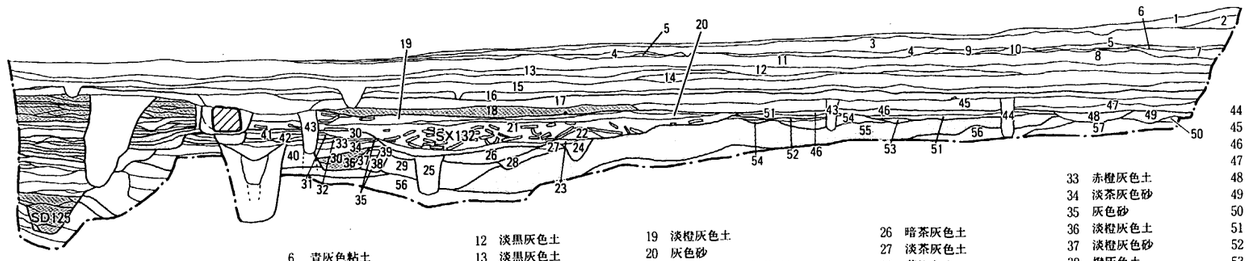


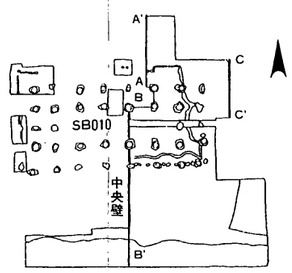
Fig.44　正殿地区遺構配置図（1/300）

A 後面部 〈中央壁〉



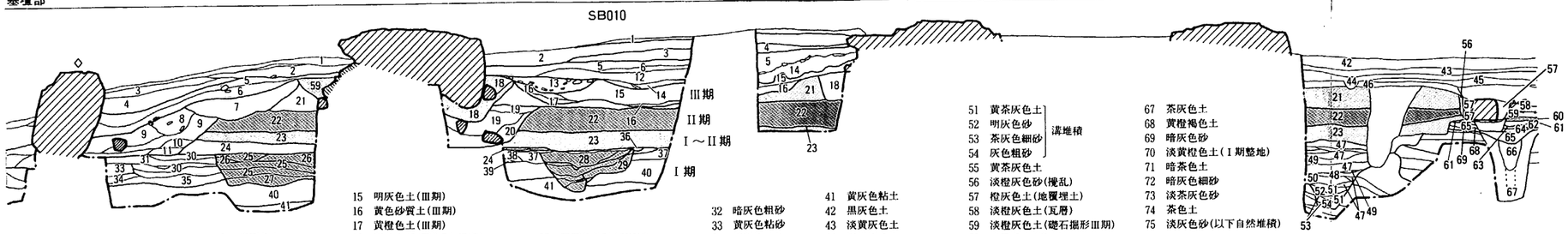
40.20m A'

1 黒灰色土(表土)
2 淡橙灰色土(整地真砂土)
3 淡橙灰色土(整地真砂土)
4 淡明灰色土
5 淡橙灰色土(整備真砂土)
6 青灰色粘土
7 淡灰色土(整備真砂土)
8 淡橙灰色土
9 暗灰色粘土
10 淡灰色土
11 黒灰色土
12 淡黒灰色土
13 淡黒灰色土
14 淡黄灰色土
15 黄灰色土
16 淡暗灰色土
17 黄褐色土
18 明灰色(瓦敷き)
19 淡橙灰色土
20 灰色砂
21 淡橙灰色土(III期整地)
22 暗茶色土
23 明灰色砂
24 淡茶灰色土
25 淡茶灰色土(橙色ブロック混)
26 暗茶灰色土
27 淡茶灰色土
28 黄橙色土
29 暗茶灰色土
30 赤橙灰色土
31 橙茶灰色土(II期中)
32 明黄灰色土(II期初)
33 赤橙灰色土
34 淡茶灰色砂
35 灰色砂
36 淡橙灰色土
37 淡橙灰色砂
38 橙灰色土
40 淡橙灰色土
41 淡灰色砂
42 淡橙灰色土
43 淡橙灰色土
44 明灰色砂(橙褐色土+暗灰色粘土)
45 明黄灰色砂
46 黄橙褐色土
47 灰色砂
48 暗黄橙灰色粘土
49 橙色粘土
50 暗茶灰色粘土
51 淡灰色土
52 橙褐色土
53 橙茶灰色土
54 橙茶灰色土
55 灰色砂
56 黄茶灰色粘質土
57 暗灰色粘土



正殿地区土層作図位置

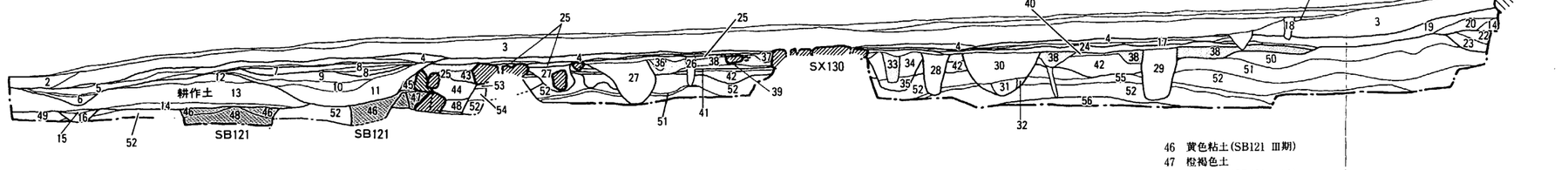
基壇部



40.20m B

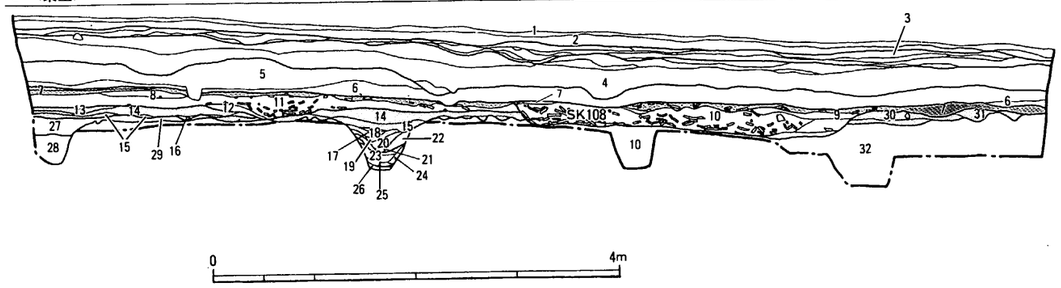
1 黒色土
2 橙灰色土(真砂土)
3 黒灰色土
4 橙褐色土(真砂土)
5 黒色土(旧表土)
6 黒灰色土(近世)
7 淡黄灰色土
8 淡灰色土
9 灰色土
10 明灰色土
11 淡橙灰色土
12 明灰色土
13 淡黒灰色土(瓦層)
14 黄灰色土
15 明灰色土(III期)
16 黄色砂質土(III期)
17 黄橙色土(III期)
18 黄色土(礫石掘形 III期)
19 橙茶色土(礫石掘形 III期)
20 暗橙茶色土(礫石掘形 III期)
21 積土A(III期)
22 積土B(II期)
23 積土C(I～II期)
24 積土D(I期)
25 明灰色粘砂(SB120)
26 茶灰色砂(SB120)
27 淡茶灰色粘砂(SB120)
28 I期柱抜き取り(SB120)
29 I期柱掘形埋土(SB120)
30 茶灰色砂
31 淡灰色砂
32 暗灰色粗砂
33 黄灰色粘砂
34 淡茶灰色砂
35 暗灰色粗砂
36 黄灰色粘砂
37 明灰色細砂
38 暗灰色細砂
39 灰色細砂
40 灰色砂
41 黄灰色粘土
42 黒灰色土
43 淡黄灰色土
44 淡黒灰色土
45 淡黄灰色土
46 黄褐色土
47 黄橙灰色土
48 淡茶灰色土
49 灰色砂
50 橙褐色土
51 黄茶灰色土
52 明灰色砂
53 茶灰色細砂
54 灰色粗砂
55 黄茶灰色土
56 淡橙灰色土(地覆埋土)
57 橙灰色土(地覆埋土)
58 淡橙灰色土(瓦層)
59 淡橙灰色土(礫石掘形III期)
60 赤灰色土(焼土)
61 淡灰色砂
62 淡橙灰色土
63 橙茶色土
64 淡橙茶色粘土
65 淡灰色砂
66 黄橙褐色土
67 茶灰色土
68 黄橙褐色土
69 暗灰色砂
70 淡黄橙色土(I期整地)
71 暗茶色土
72 暗灰色細砂
73 淡茶灰色砂
74 茶色土
75 淡灰色砂(以下自然堆積)

B' 前面部



1 黒色土(表土)
2 バラス
3 橙褐色土(真砂土)
4 淡灰色土(バラス)
5 暗灰色粘土
6 黒灰色粘土
7 暗灰色粘土
8 淡灰色土(下部に炭化物)
9 暗青灰色粘土(攪乱)
10 黄灰色土(床土) 攪乱
11 灰色土
12 暗青灰色粘土
13 灰色土(耕作土)
14 淡黄灰色土(整地床土状)
15 暗灰色粘土
16 青灰色粗砂
17 暗灰色土
18 黒灰色土(SX131)
19 黒色土(旧表土)
20 黄色土
21 黄灰色粘質土(SX132)
22 暗灰色粗砂
23 淡灰色粗砂
24 淡黄灰色土
25 暗灰色土
26 淡橙灰色土
27 暗灰色土
28 淡茶色土
29 明茶灰色砂
30 淡黄灰色土
31 灰色土
32 淡茶灰色土
33 淡黄色土
34 黄褐色土
35 淡茶灰色土
36 暗灰色土(SA111 I期)
37 暗黄茶色土(SA111 I期)
38 淡黄橙色土(III期整地)
39 淡黄灰色土(III期整地)
40 黄橙褐色土(III期整地)
41 黄褐色土(II期)
42 淡茶灰色砂(I～II期)
43 暗灰色土
44 暗茶灰色土
45 黄橙色土(III期)
46 黄色粘土(SB121 III期)
47 橙褐色土
48 暗灰色土(SB121 III期)
49 灰色砂
50 暗茶色砂
51 淡灰色粗砂 自然堆積
52 淡灰色砂
53 黄褐色土(III期)
54 暗灰色土(I期)
55 暗灰色粘土 自然堆積
56 暗色粘土

C 〈東壁〉



39.80m C'

1 黒色土
2 黄灰色土(真砂土)
3 路面整地層
4 橙褐色土(真砂土・大正期)
5 灰色土(近世耕作土)
6 黄灰色土(床土)

III期
7 黄褐色土(III期整地)
8 淡灰色土(III期整地)
9 淡赤灰色土(炭化物混)
10 暗赤色土(炭化物・炭・灰・瓦含む SK108)
11 赤灰色土(焼土整地)
12 淡赤灰色土(焼土整地)

II期
13 淡灰色土
14 橙茶色土
15 淡茶灰色土
16 暗灰色砂
17 淡橙茶灰色土
18 淡茶色細砂
19 淡灰色砂
20 淡橙灰色土

I期
22 灰色砂
23 暗灰色粘土(SD125)
24 暗灰色砂(SD125)
25 暗灰色粘砂(SD125)
26 暗灰色シルト(SD125)
27 黄橙褐色土(あずき粘)
28 暗灰色土
29 暗灰色砂
30 淡橙灰色土
31 明橙茶色土
32 自然堆積

Fig.45 正殿地区トレンチ土層図 (1/60)

礎　石

断定はできないものの，礎石についてはⅢ期正殿造営時に全て抜き取られ，その大半がⅢ期正殿SB010B建物に際して再使用された可能性が高い。これは，壁持ちの地覆座にやり直しの痕跡がみられる礎石（№10・14・36）が存在することから窺える。

基壇化粧

基壇化粧については，SB010Bと同じく凝灰岩製切石の化粧であったとみられる。それは，中央トレンチや基壇西側において地覆の抜き痕が確認でき，SB010Aの地覆石がSB010Bに転用された可能性が高いことからもいえよう。当初，Ⅱ期基壇地覆石と想定した東北隅部の花崗岩の自然石は，A期からB期にかけて使用された地覆の根石と考えられる。

なお，Ⅱ期基壇の築成にあたっては，基壇の下層に存在するⅠ期建物の廃絶後，柱を切り取るのではなく，柱を完全に抜き取っている。さらに，抜き取り後には柱穴に橙褐色粘土を埋め込んでいた。これは，後世，柱が腐って空洞化すると基壇積土が空洞化した穴に落ち込み，基壇が沈下する恐れがあり，それを防止するための措置とみられる。このことは，Ⅱ期正殿の基壇造営に伴い，Ⅰ期の掘立柱建物が意図的に廃されたか，廃絶時に既にⅡ期正殿の築造構想があったことを窺い知ることができる。その後，この基底部に本格的な積土を行い基壇を築成する。この造営は，出土土器などから8世紀の第1四半期の中で行われたと考えられる。

Ⅱ期造営年代

作業穴

建物の建築や土盛りに際しては，一般的に作業を行うための足場が組まれるようで，時々その足場穴を検出することがある。正殿基壇の東側崩壊部で，径約0.5m前後の柱穴を検出した。検出面はⅡ期基壇積土B層中で，柱穴埋土も基壇積土と同様であることから，Ⅱ期基壇築成に伴う作業穴（SX137）とみられる。なお，柱痕跡は確認できなかった。

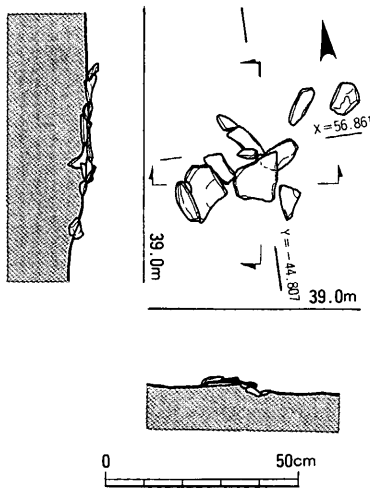


Fig.46　基壇下層土器出土状況実測図（1/20）

また，正殿建物基壇下層の東北隅部で検出したⅠ期東西溝SD125を埋めた基壇積土最下層から須恵器の皿が出土しており（Fig.46），これは東西溝SD125の下限を示すとともにⅡ期基壇造成時期を知る上で貴重な遺物と言える。

暗渠SX133（Fig.47）

湿気抜き

正殿建物基壇の西北隅部下位で検出した（第180次調査）。丸・平瓦を利用した暗渠遺構であるが，基壇保護のため調査範囲が限られ，そのために全容は知り得ない。この暗渠は積土の下位に設けられたもので，基壇の上から染み込んだ水を地下で処理する機能（一種の湿気抜き）があったものとみられる。暗渠の構造は，幅0.2mの溝状の掘形に丸瓦と平瓦を組み合わせて排水管状にしたもので，掘形は東西3.7m，南北3.3mを検出したが，両先端部は発掘区域外の東・西に伸びている。また，掘形は東一西から北一南に屈曲するもので，南壁際にかかる瓦は西南に向くため再度屈曲するものと思われる。瓦の組み合わせに際しては，丸・平瓦の区別は特に行っていないが，瓦の周囲には黄灰色粘土で目張りを行っている個所もみられた。

この暗渠遺構の上面には，Ⅱ期基壇最下層の積土である橙褐色粘土が積まれていることから，Ⅱ期基壇築成と同時期の施工の可能性が強い。また，排水方向は瓦のレベルと重ね方から東→西→南に，そして西南方に排水しているようである。

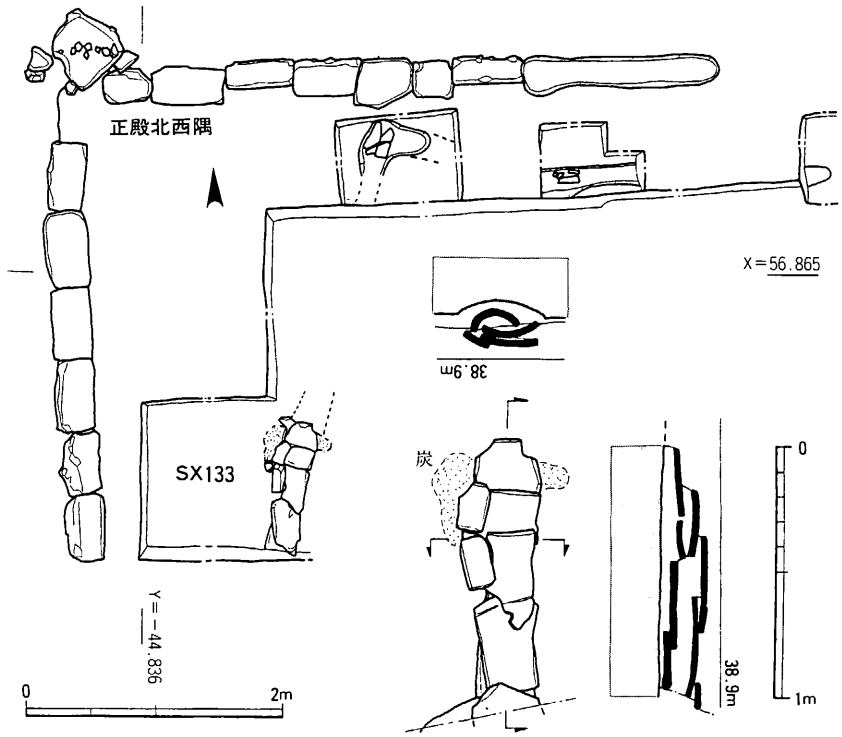
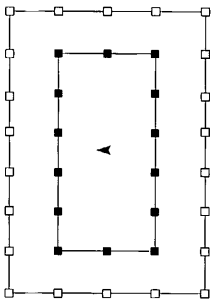


Fig.47 暗渠SX133実測図（1/60，1/30）

SB010B（Fig.48～50，PL.10～14）



柱間計測値

現地表面に礎石を残すⅢ期正殿跡で，7間×4間の四面廂建物である。SB010Aとほぼ同じ規模で建て替えられたと考えられる。遺構の残存状況は比較的良好で，礎石も完存している。しかしながら，廂部の礎石，特に前面部は崩壊し，後面部は江戸期に据え直されている。発掘調査は建物の東半部について実施したのであるが，その結果では身舎部の礎石は原位置を保っていた。未発掘の西半部についても礎石の現況をみると原位置を保っているものとみられる。礎石のほぼ中心に柱位置を求めると，身舎部の桁行総長は約22ｍで，柱間は4.40ｍ等間である。梁行総長は東側と西側では若干異なるが，約6.50ｍで，柱間は3.25ｍ前後である。なお，この柱間計測値については，山本氏が後述されているのでそれを参照願いたい。

先記したように，南側と東側の廂部の礎石は，基壇からずり落ちた状況であり，原位置を移動していることは明らかである。そして，ほぼ水平に座っている北側と西側についても後世に据え直されている（東から3個目の礎石№14と西北入り隅の礎石№36）。

正殿の礎石は政庁に残存する他の建物の礎石の中でも一際立派であり，大宰府を象徴するものの一つとして，常に掲げられている。柱座は3～4段の造り出しを有しており，その丁寧な加工と流麗さは他に例を見ない。礎石は一部割られているものもあるが，完存している。身舎部14個，廂部22個で，合計36個の礎石が現存する。これらの礎石は全て花崗岩を用いているが，

二種の礎石

石質に違いがみられる。大きくは，きめの細かい純白に近いものと，粗く黒ずんだものの2種類に分けられる。白色味の強く緻密な礎石は共通して柱座の造り出しも丁寧かつ繊細であるのに対し，後者はやや雑である。推定の域を出ないが，前者の礎石はⅡ期に使用されたものであり，Ⅲ期に再使用された可能性が強い。そして，注意されるのは，これらの礎石の殆どが，最

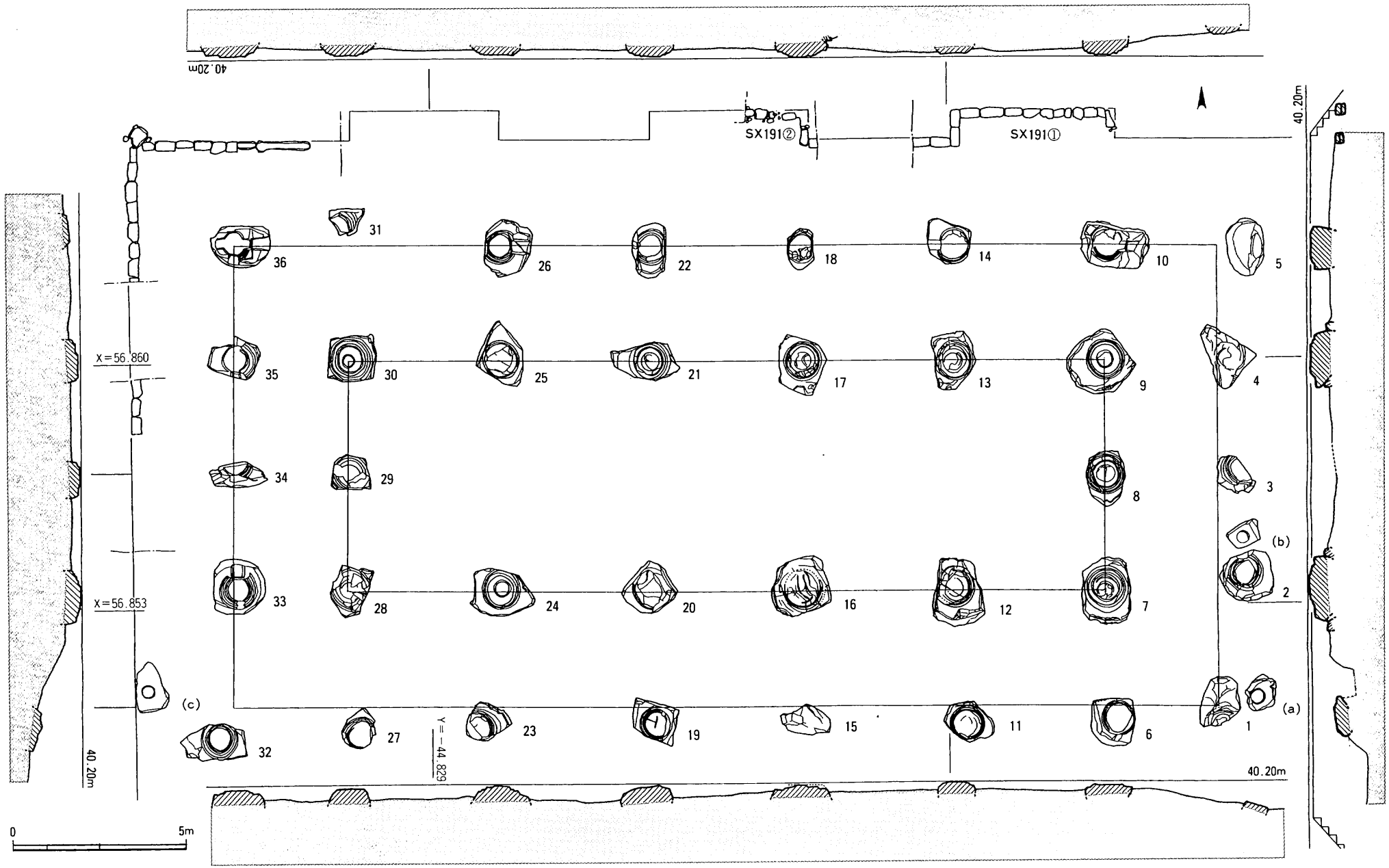


Fig.48 正殿ＳＢ010Ｂ実測図（1/150）

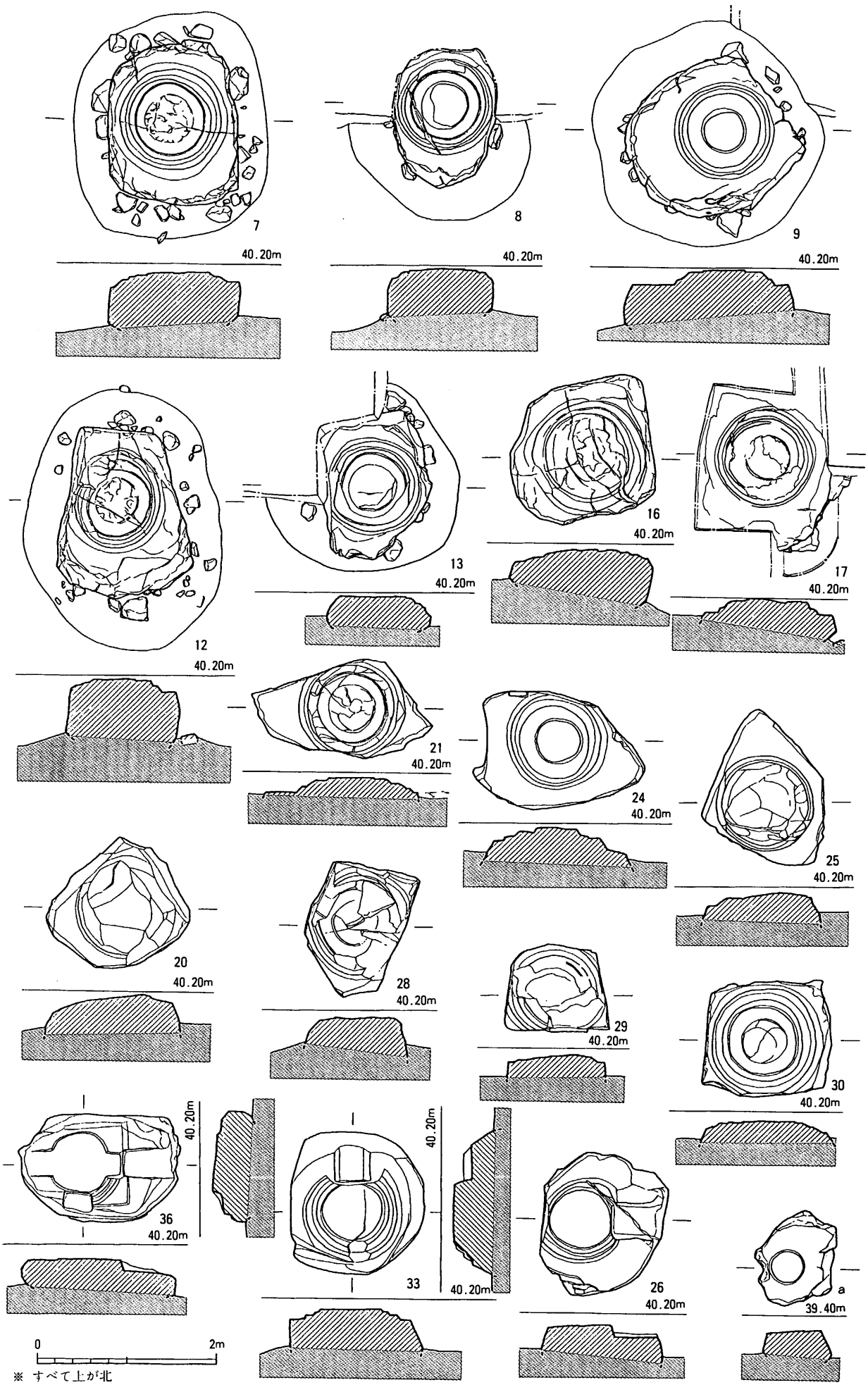


Fig.49 正殿SB010B礎石実測図（1/60）

上段の造り出しを意図的に削り落しているようにみえることである。最上段の造り出しは残存する痕跡から径約50cmで，高さ約2cmのもので，柱を固定する為の出臍とする見方もあり，Ⅲ期への再使用にあたって削り落したものと推定される。

この建物の基壇はⅡ期基壇の上に３～５ｃｍ程度を単位として積土を施して嵩上げしている。基底には石英粒子が混入した淡黄灰色粘土を敷いて突き固め，この時，下層にあるⅡ期正殿の礎石の据えつけ穴も埋めている。基壇の積土と地覆石の設置の順序については，積土が地覆石掘形に切られることから，基壇にある程度の積土を積んだ後，地覆石を設置したとみられる。一方，基壇周辺の整地と積土との関係については，地覆石掘形で両者の関係が分断されており，確定し得ないが，上部が削平されたⅡ期基壇と整地層のレベルが近いことから，周辺の整地後に基壇の築成を開始したと考えられる。地覆石には縦50～60cm×横25cm大の凝灰岩切石を使用している。当初の調査所見では，東北隅で花崗岩製の地覆石を確認したことから，凝灰岩製切石の採用はⅢ期建物SB010Bとみていた。しかし，その後の調査の進展により，新たに西北隅部の地覆石を検出し，検討を行った結果，凝灰岩製切石の形に規格性はなく，寄せ集めたような状況であった。さらに，一部地覆石の断ち割りを行ったところ，その基底に花崗岩の根石を置いているのが確認された。この西北隅部の状況を考慮すると，東北隅で検出した花崗岩製地覆石も上にのる凝灰岩切石の基壇化粧の地覆根石であるとの結論に至った。そして，この根石はⅢ期にも続けて再使用されたと考えられる。基壇の両隅部が判明したことにより，基壇の規模は東西長34.7ｍとなる。東西については前面部の地覆石が失われており，正確な数値を求めることができないが，前面部にある石敷遺構SX130が面的に揃う箇所があり，基壇前面部とすることが可能であり，また後面での礎石と基壇端との距離による復原の位置とも合致することから，南北長は19.7ｍとすることができる。

凝灰岩切石

地覆根石

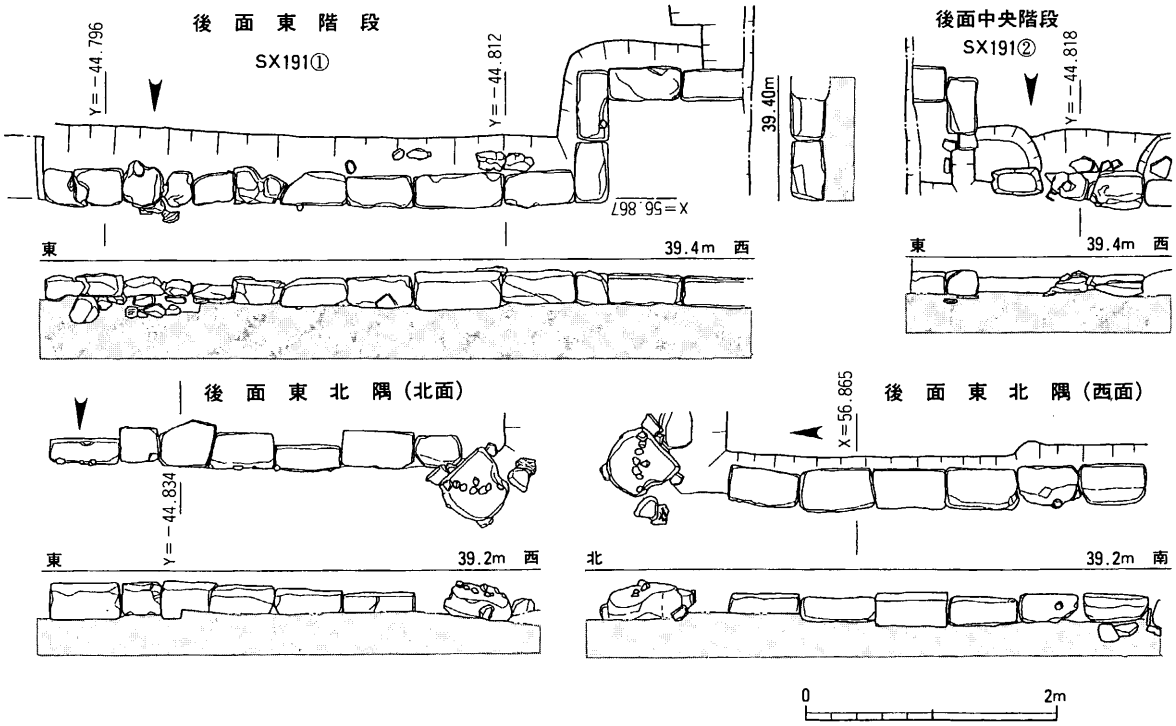


Fig.50　正殿SB010Ｂ地覆実測図（1/60）

基壇復原高　次に，基壇高の復原について検討すると，先記したように前面部では地覆は抜かれて残っていないが，Ⅲ期整地層の基底より礎石柱座までの高さは約1.7ｍを測る。一方，後面階段付近の地覆基底より礎石柱座の高さは約1.1ｍで，前面との高低差は約0.6ｍである。地覆石の高さについては，少なくとも後面部から回廊北の側石を境に壇上積の構造が変わると考えられる。すなわち，後面から回廊付近までは，約0.5ｍ程度の羽目石を立てた壇上積み風の基壇を復原できるが，回廊から前面部では羽目石は２倍の約１ｍとなっている。

階段SX191①（PL.12-3・13-1）　階段については後面の２箇所で確認したが，検出した位置から推定して，３箇所（中央と東・西の第２柱間）に敷設されていたと思われる。階段部の全体の形状と規模がわかるのは，身舎部の東側から第１柱間の部分である。階段SX191①は最下段が残存しており，その規模は幅4.80ｍで，出が約0.8ｍである。蹴上げは基壇化粧と同じく凝灰岩の切石を使用している。その下端と後述する基壇の復原高とのレベル差は約0.9ｍである。このことから，蹴上げの高さを0.18ｍとすると後面の階段は５段に復原できる。

蹴上げ

瓦敷遺構SX131（Fig.51）

基壇の後面で検出した瓦敷で，完形や約1/2程度の大きな破片が目立つ平瓦が幅約2.8ｍに及んで敷かれている。Ⅲ期のある時期に再整備をする際の軟弱な地盤に対する配慮であろうか。状況から意図的な面が窺われる。使用された瓦は，Ⅲ期正殿の建設から間もない時期に建物に葺かれたものと考えられる。

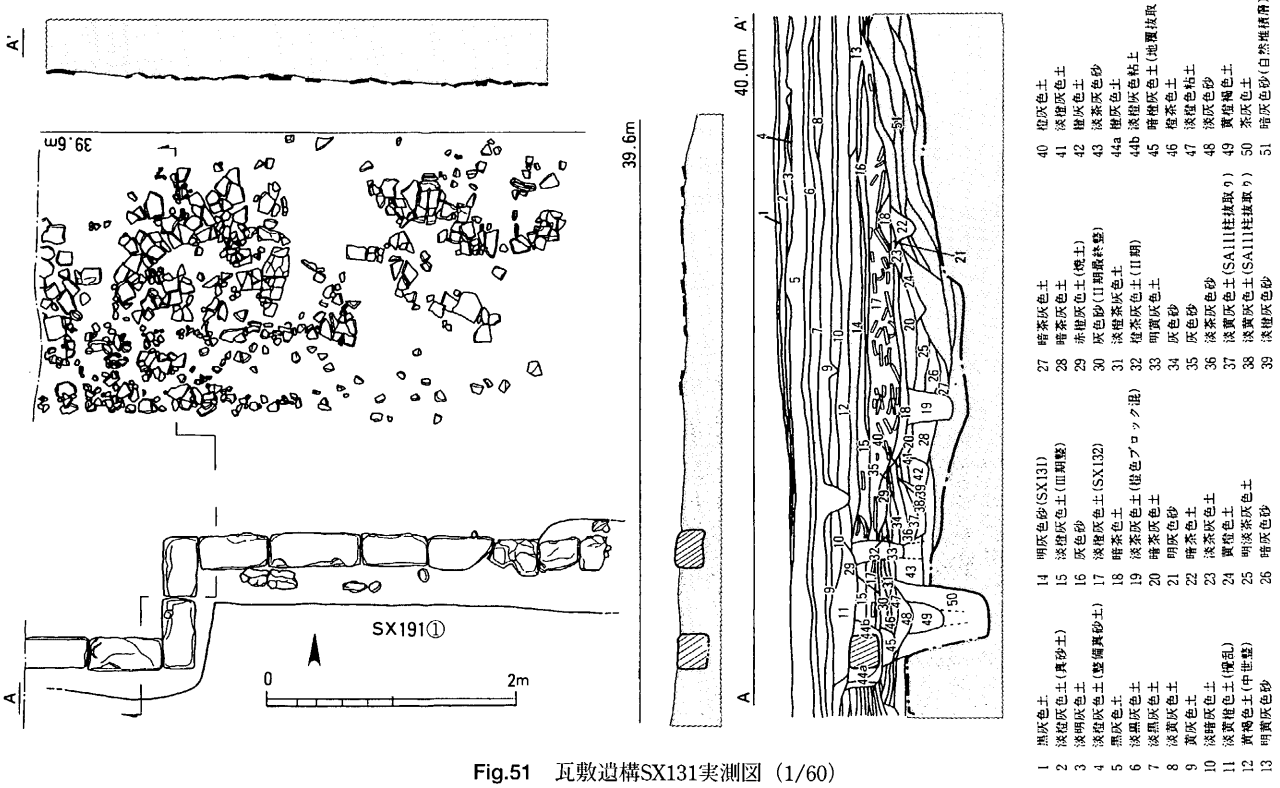


Fig.51　瓦敷遺構SX131実測図（1/60）

土壙SX132

SX131の下層で検出した。土壙としたが，実際にはⅡ期整地層を掘り抜いて瓦片を埋め込んだものである。東西長は不明であるが，南北幅は約４ｍを測る。掘形断面は緩やかなレンズ状を呈し，底の部分に瓦が集中する。瓦片はⅢ期基壇構築の際，地盤補強のために埋め込まれた可能性を有する。

地盤補強

2）後　殿

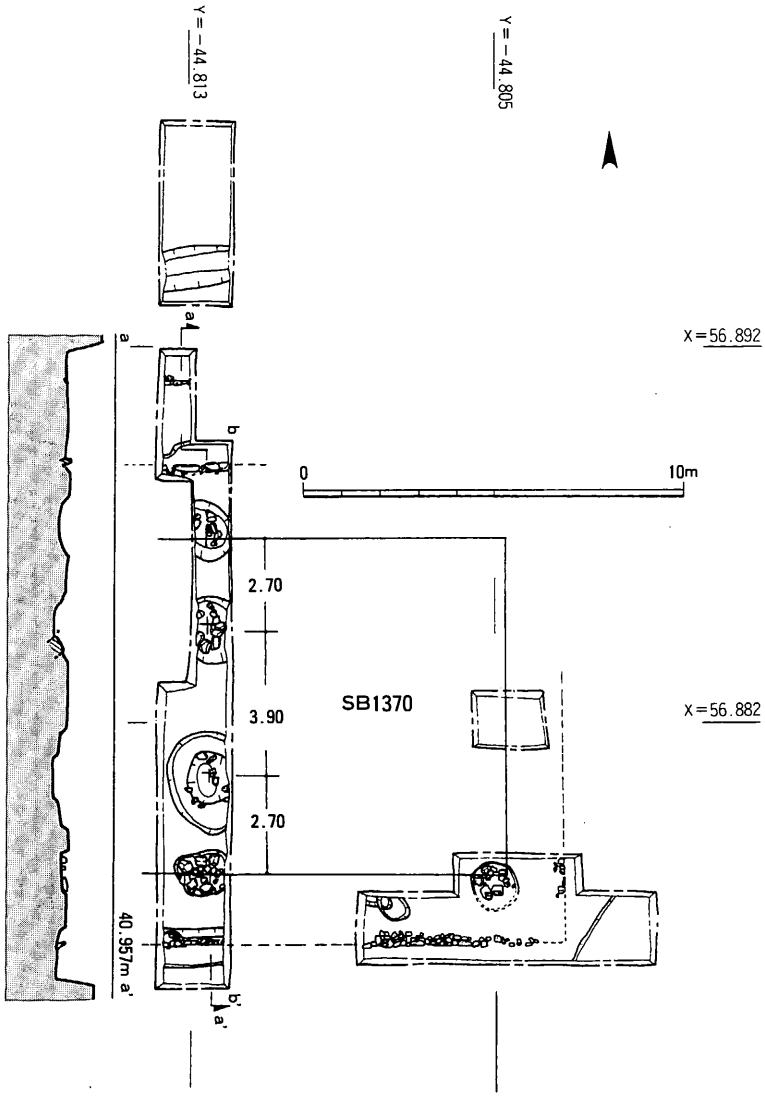
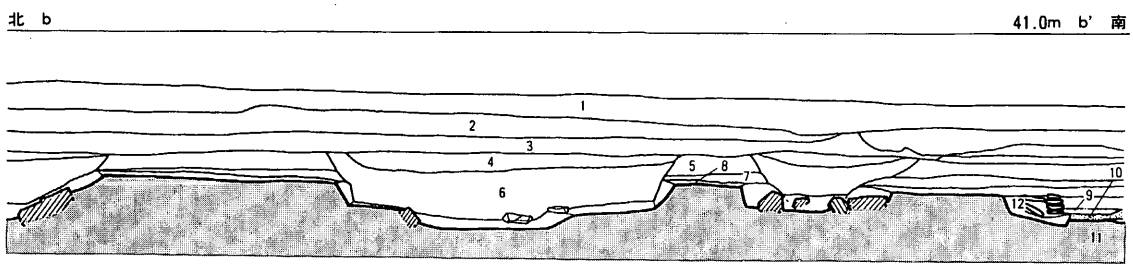


Fig.52　後殿地区遺構配置図（1/200）

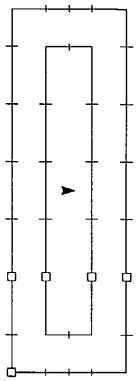


1　盛土（真砂土 S50年）
2　盛土（真砂土混入）
3　耕作土
4　茶灰土
5　黄灰土（黄が濃い）
6　暗灰色（黄色斑点あり 抜取穴）
7　焦げ茶色
8　茶黄色（瓦混）
9　茶色混入細砂（ピンク砂 雨落ち跡か？）
10　焼土混暗茶色土（正殿での明赤茶色焼土層）
11　灰砂
12　黄灰粘質土（縄目瓦混 旧掘形埋土）

Fig.53　後殿地区東壁土層図（1/60）

後　殿

SB1370（Fig.52・54，PL.15）



基壇化粧

正殿の後方に位置する建物で，正殿と並行になる建物である。正殿後方の建物の位置とその規模を確認するためのトレンチ調査（第49次）であったため，建物の詳細については必ずしも明らかではない。南北と東西に設定した３箇所の発掘区から，基壇の東南隅部・南辺部・東辺部・北辺部を確認し，さらに，礎石の据え付け穴とそこに置かれた根石を５箇所で確認した。このことから，建物を復原すると，７間×３間の礎石使用の東西棟で，桁行については柱間が4.4ｍ強あり，南北については正殿礎石と柱筋を合わせている。東側の基壇線は正殿の南北基壇線と一致する。梁行については中央間が3.9ｍと広く，両脇間は2.7ｍと狭くなっている。基壇幅については南北長12.9ｍで，正殿より短い。

基壇化粧は瓦と花崗岩の自然石が混在しており，部分的に幾度かの補修がなされたようである。この建物については，全面的な発掘調査を行っていないので分からないが，礎石は残存していないようで，地表面で観察できるものは調査前にはなかった。文政３年に描かれた「観世音寺村之内旧跡礎現改之図」では，この位置に多くの礎石が描かれており，後殿の存在が確認された点，この絵図の正確さにおいても信頼性においても一定の評価が得られた。

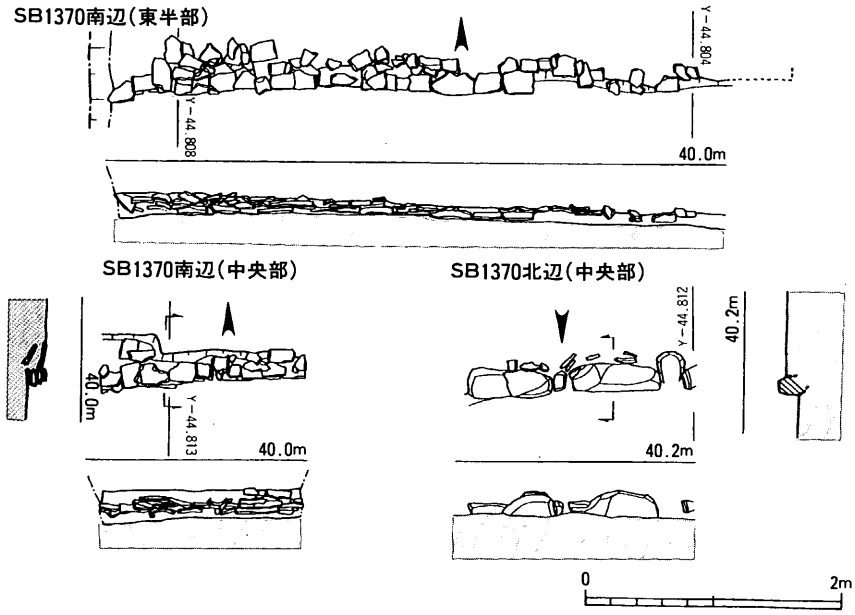
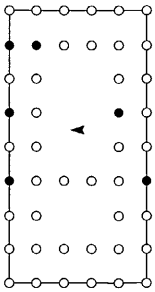


Fig.54　後殿SB1370基壇化粧実測図（1/60）

後殿地区建物



後殿の東北側で，後方築地SA505とSA335が交わる東北コーナー部に近接して建てられた東西棟の建物SB500と西隣のSB510の２棟を調査した（第26次）。

SB500a（Fig.55・56，PL.17-1・17-2・18）

SB500は後方築地SA505・335が交わる東北隅部に近接して建てられた東西棟の建物である。この建物は，当初掘立柱建物（SB500a）であったが，その後，礎石建物（SB500b）に建て替えられる。大宰府政庁においては，Ⅱ期の建物は基本的に礎石式であるが，当建物は掘立式であった。梁行５間×桁行８間の東西棟建物である。身舎部は３間×６間で，東から第５柱間位

置に間仕切りがある。柱掘形は径約90～100cm，深さ60～70cmである。柱根が6箇所に残存するが，柱の径は35cm前後を測る。

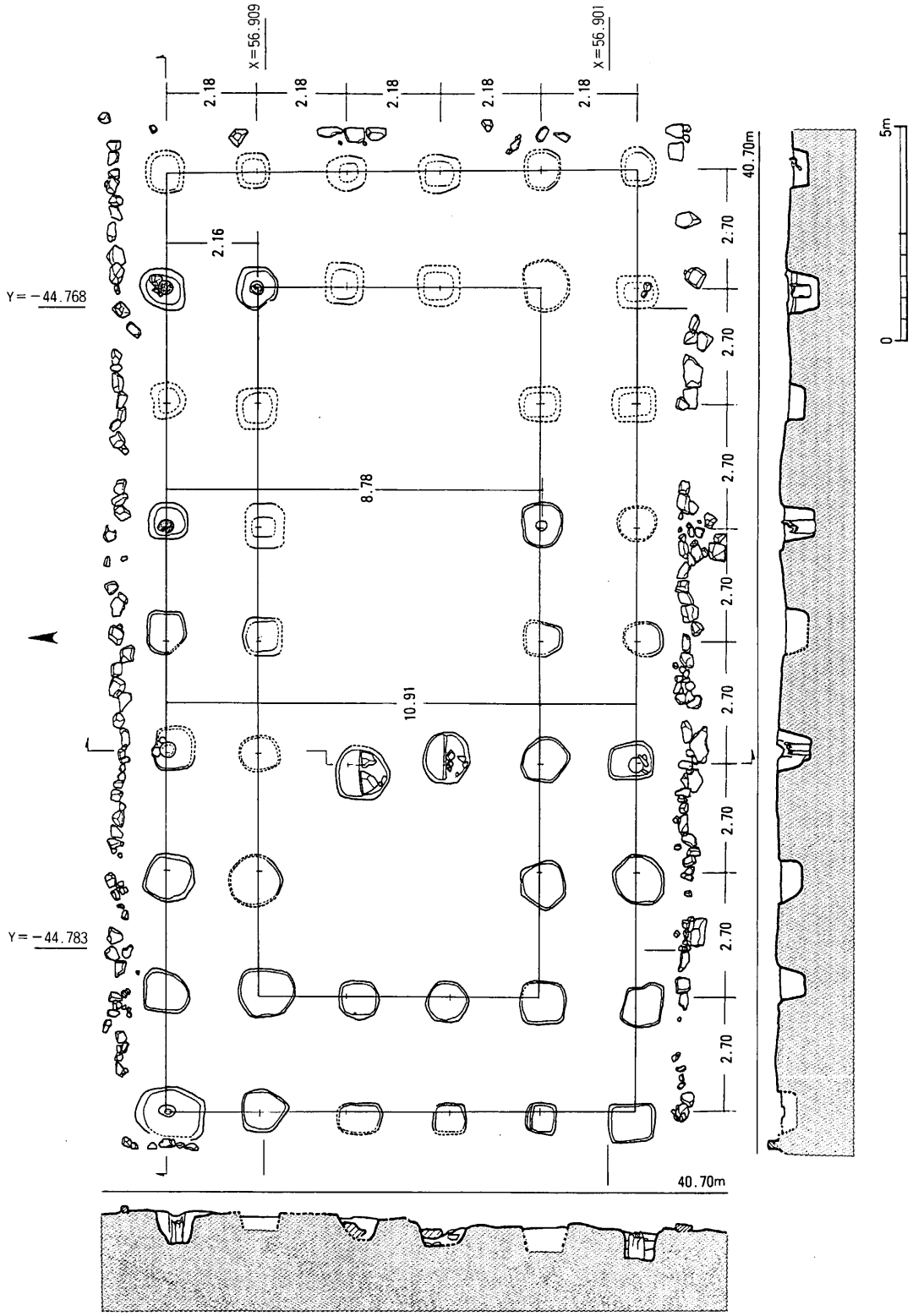


Fig.55 掘立柱建物SB500a実測図（1/150）

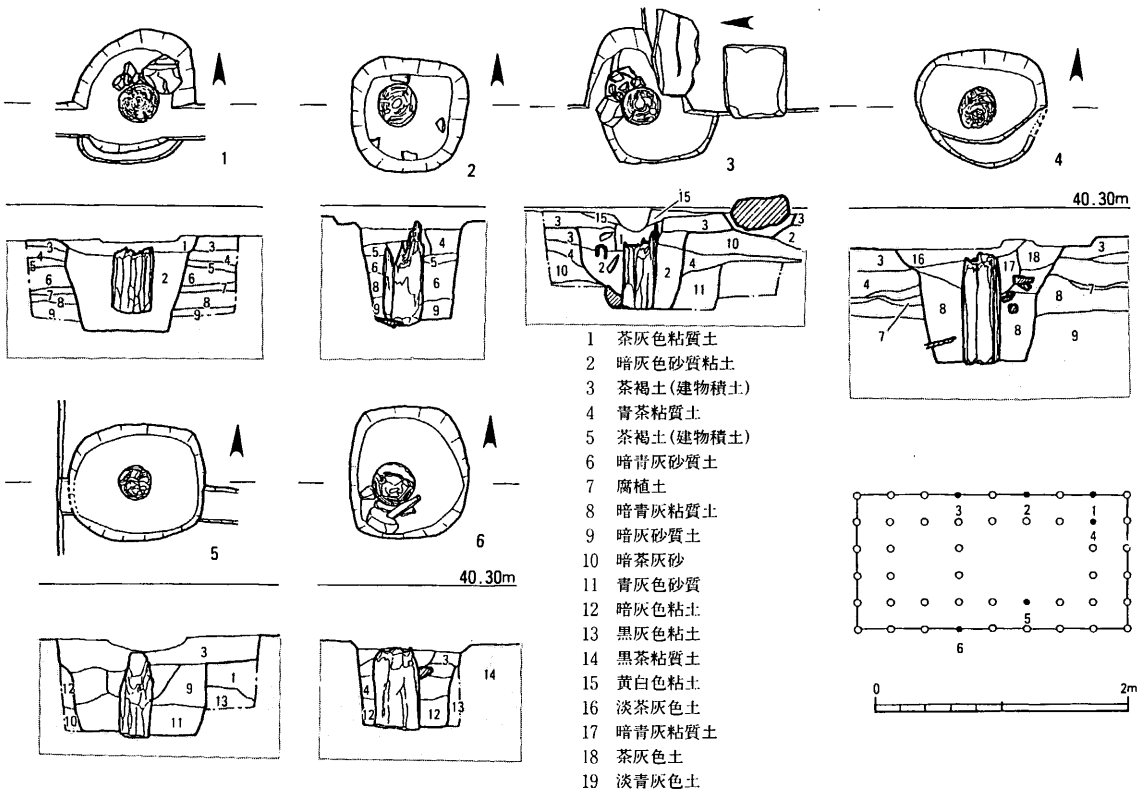
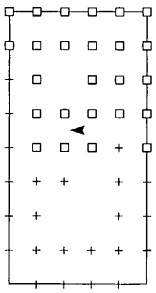


Fig.56　掘立柱建物SB500a柱掘形実測図（1/60）

SB500b（Fig.57，PL.17-1・17-2・18）



削平が著しく，東半部において僅かに根石を検出したのみである。柱位置を全て確認できていないが，先行するSB500aの柱位置と根石がほぼ同位置で重複していることから全体の規模はほぼ同じであったとみられる。ただ，総柱様に根石がみられる（束柱か）ことから，床張りを有した建物であったと考えられる。

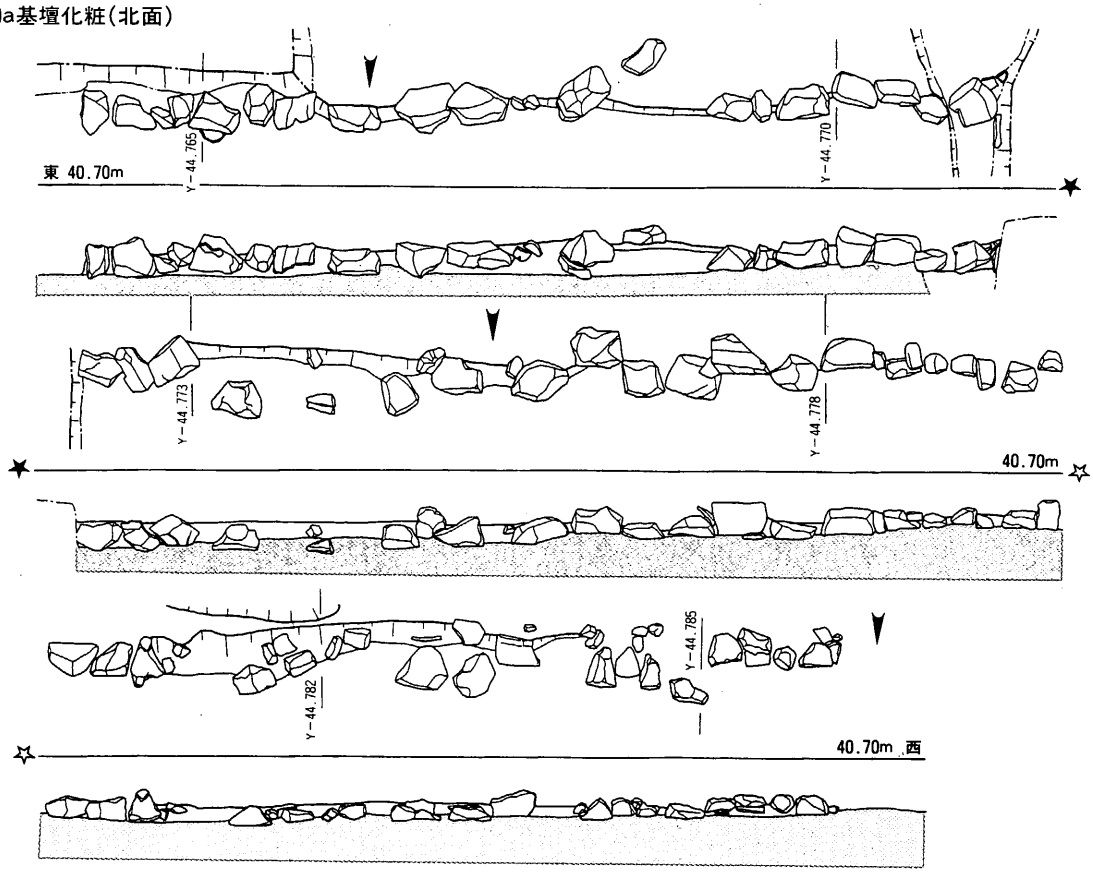
なお，礎石建物SB510の説明の前に，SB500下層出土の木簡とその層位についてふれておきたい（Fig.58）。

木簡の出土

掘立柱建物SB500と後方築地SA505の間に位置する土壙SK514と下層の腐植土層からは，合計930点もの木簡（多くは削り屑），それに植物遺体が出土している。腐植土ⅠはSB500bの屋根に葺かれたとみられる檜皮が廃絶（倒壊）したのに伴って廃棄・堆積したものと推定される。その下層の灰色砂層は青灰色土層と同層位であり，SB500aとSA505を建てる際の整地と考えられる。その下層には腐植土Ⅱと部分的に砂層を挟んで腐植土Ⅲがある。両腐植土層は砂をブロック状に含み，多量の植物遺体とともに木器を検出した。出土木簡の中でも特に注目される贄の木簡は，腐植土Ⅲから出土した。

上記した層位の関係をまとめると，腐植土Ⅱ・Ⅲはほぼ同時期の堆積で，第26次の堆積層としては最も古く，この上層にSB500とSA505を築造するための整地が行なわれる。すなわち，腐植土Ⅱ・ⅢはⅡ期遺構であるSB500a・SA505より時期的に先行する。そしてこの腐植土層は築地SA505より北方へ伸びている。この様な状況から，政庁北側の後背地区には，投棄された木簡と関連する建物の存在が推定される。そして，SB500とSA505との空間にSK514が掘られているが，ここからは桃・栗・松などの種子や木製品として算木，また極めて貴重な遺物として髄

SB500a基壇化粧(北面)



SB500a基壇化粧(南面)

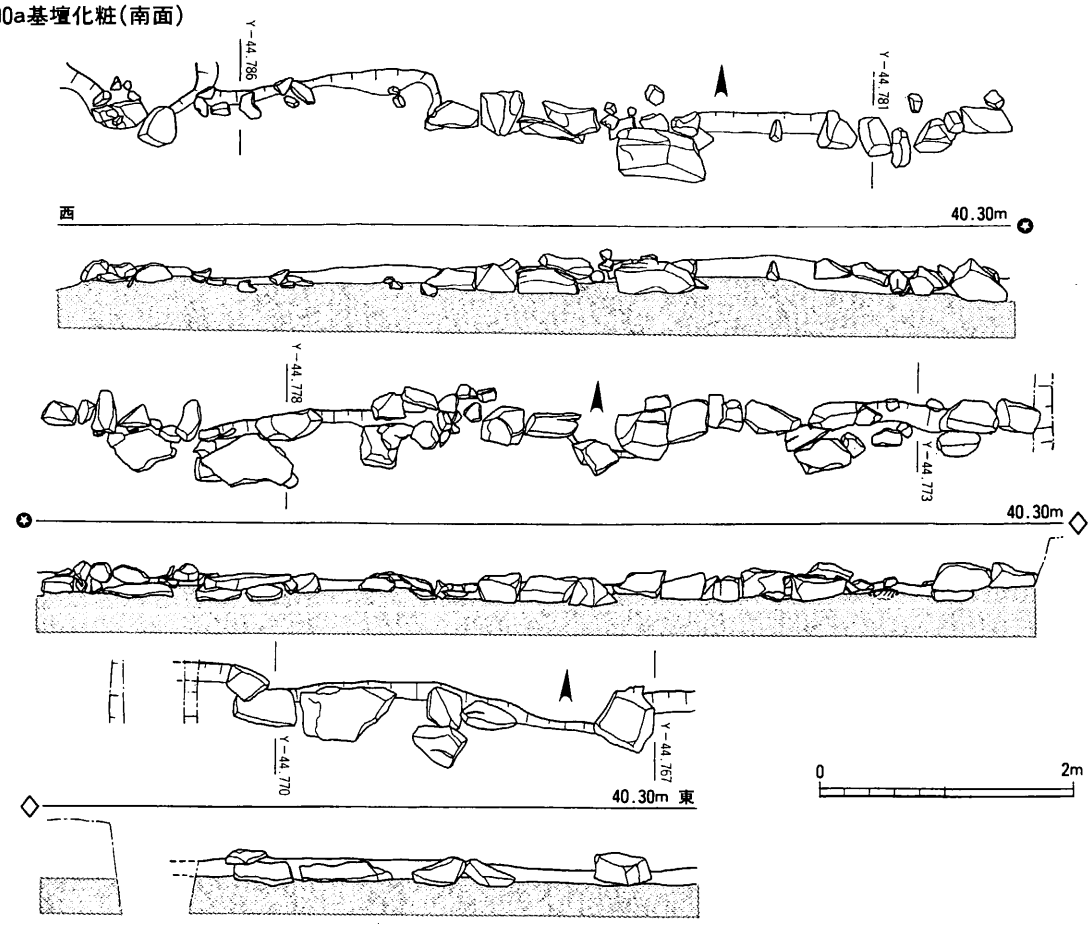
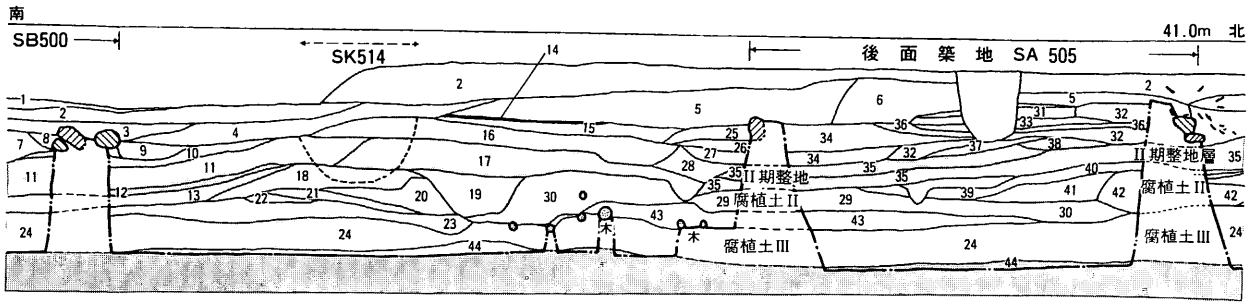


Fig.57 SB500a基壇化粧実測図 (1/60)

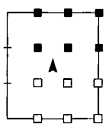
鐓甲細工　甲を細工した簪状のものが出土している。これらの出土品からは特異な性格を有する官衙の存在が認められるのである。いずれにしても，この地区の調査は，政庁のⅠ期遺構とⅡ期遺構との年代や構造の変遷を考える上で重要である。



1 床土
2 黄褐土
3 明灰褐砂質
4 暗褐土
5 茶褐砂質土
6 茶灰砂質土
7 SB500A整地層
8 灰砂
9 腐植土・粘質・木の皮・種子・土器
10 暗青灰砂質
11 黒灰砂質(やや褐色混)
12 黒色砂
13 腐植土Ⅱ(粘質強)
14 腐植土Ⅰ(桧皮堆積)
15 淡褐色砂質土
16 青灰色砂質土
17 灰色荒砂(やや淡茶)
18 腐植土Ⅱ(やや粘質暗灰砂)
19 腐植土Ⅱ(砂質粘土)
20 灰色砂(やや青っぽい)
21 木片多く含む暗灰砂質土
22 灰砂
23 腐植土Ⅲ
24 腐植土Ⅲ(砂質・やや黒い)
25 茶褐砂質土(密)
26 灰砂(炭・瓦含む)
27 黄灰荒砂(灰が強い)
28 青灰砂(やや暗い)
29 腐植土Ⅱ(暗青灰砂)
30 腐植土Ⅱ(粘質・ブロック状に砂)
31 明黄砂質土(真砂土)
32 淡黄灰荒砂
33 灰砂(やや暗い)
34 淡黄灰荒砂(やや軟い)
35 暗青灰粘質土
36 茶灰粘質土(やや黄色)
37 灰褐砂質土
38 黄灰砂質土(やや暗い)
39 腐植土Ⅱ(黒灰粘質砂土)
40 黒色腐色粘土(やや灰色)
41 腐色土Ⅱ(暗灰砂質)
42 腐色土Ⅱ(こげ茶粘質)
43 暗青灰荒砂
44 茶灰砂礫層

Fig.58　後面築地地区南北土層図（1/60）

SB510（Fig.59・60，PL.17-1・17-3）



発掘区の西南隅部で検出した礎石式の建物である。東西では東側２間分と南北では北側３間分を検出している。建物の西側に道路（当時は町道）が存在したため詳細な調査ができず，西側（２間目）と南側にトレンチを設定して確認調査をした結果，３間×３間の楼あるいは倉ではないかと推測される建物となった。柱間は心々で東西2.35ｍ等間，南北2.85ｍである。この建物の基壇化粧については，一部東北隅部に残る花崗岩の自然石から窺い知るだけである。礎

焼　　土　石の周囲は瓦片を含む焼土で整地されており，また雨落ち溝SD509がSB500の基壇を切っていることから先後関係が明らかである。SB500a→SB500b→SB510の順序となり，SB510の基壇整地には焼土が混入していることから，SB510はⅢ期遺構とみることができる。

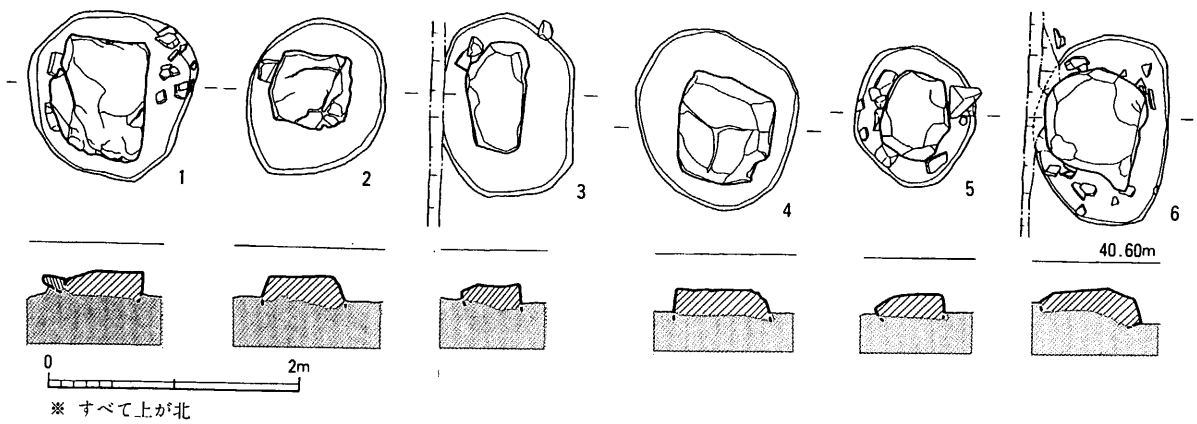


Fig.59　礎石建物SB510礎石実測図（1/60）

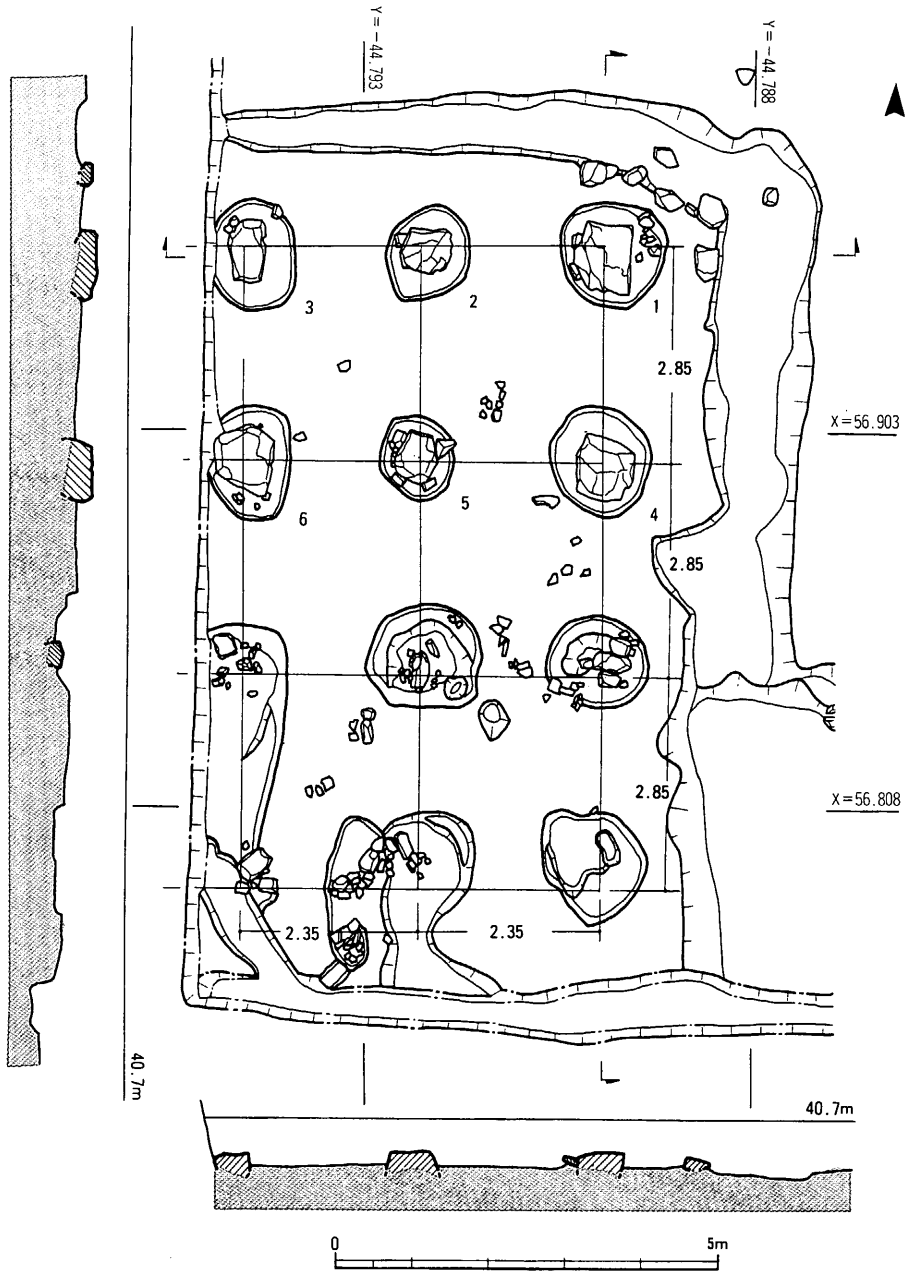


Fig.60　礎石建物SB510実測図（1/100）

SB1061

後面築地SA505の西半部で，北門の西南方向にあたる。築地と近接した地域で検出した建物基壇である（第41次調査）。瓦積基壇化粧の北東隅部を検出しただけで，建物の規模や年代などについては不明である。北面の基壇線はⅡ・Ⅲ期の遺構の方位に合わず，やや東偏している。この方位の建物として，南面回廊SC022の西南隅部の北側で検出した建物基壇SB065がある（第６次調査）。

瓦積基壇化粧

3）脇　殿

東西対称に位置

・正殿の南前方で，各２棟が南北に並び，東・西対称に位置する。通常用いられる名称で，西側に位置するものを西脇殿，東側に位置するものを東脇殿とここでは呼ぶことにする。４棟とも同じ規模で，礎石建物SB080・085は東脇殿，SB545・SB550が西脇殿である。東脇殿については未調査で，西脇殿についても全面発掘ではなく，トレンチ調査によるものである。

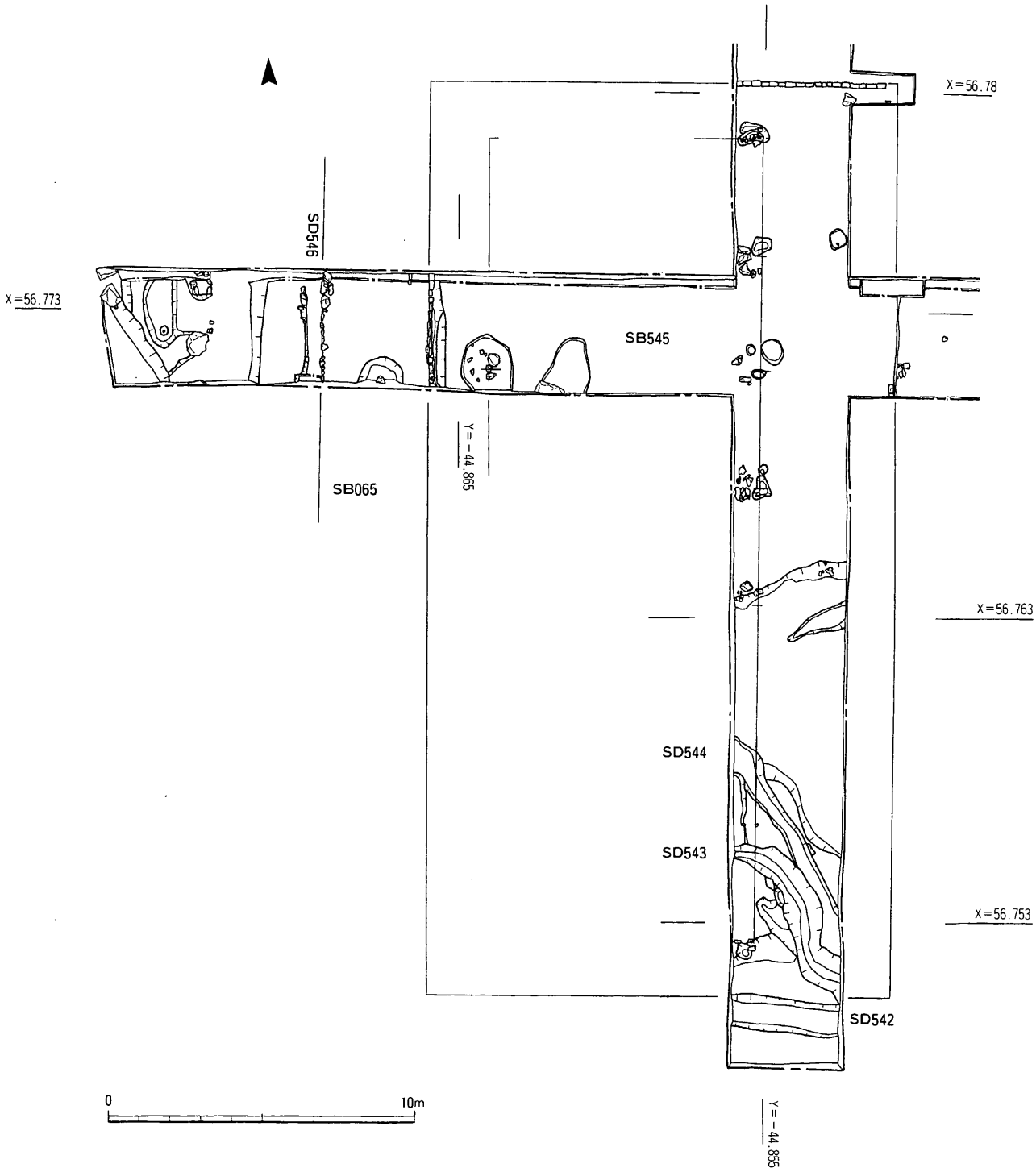


Fig.61　脇殿SB545実測図（1/200）

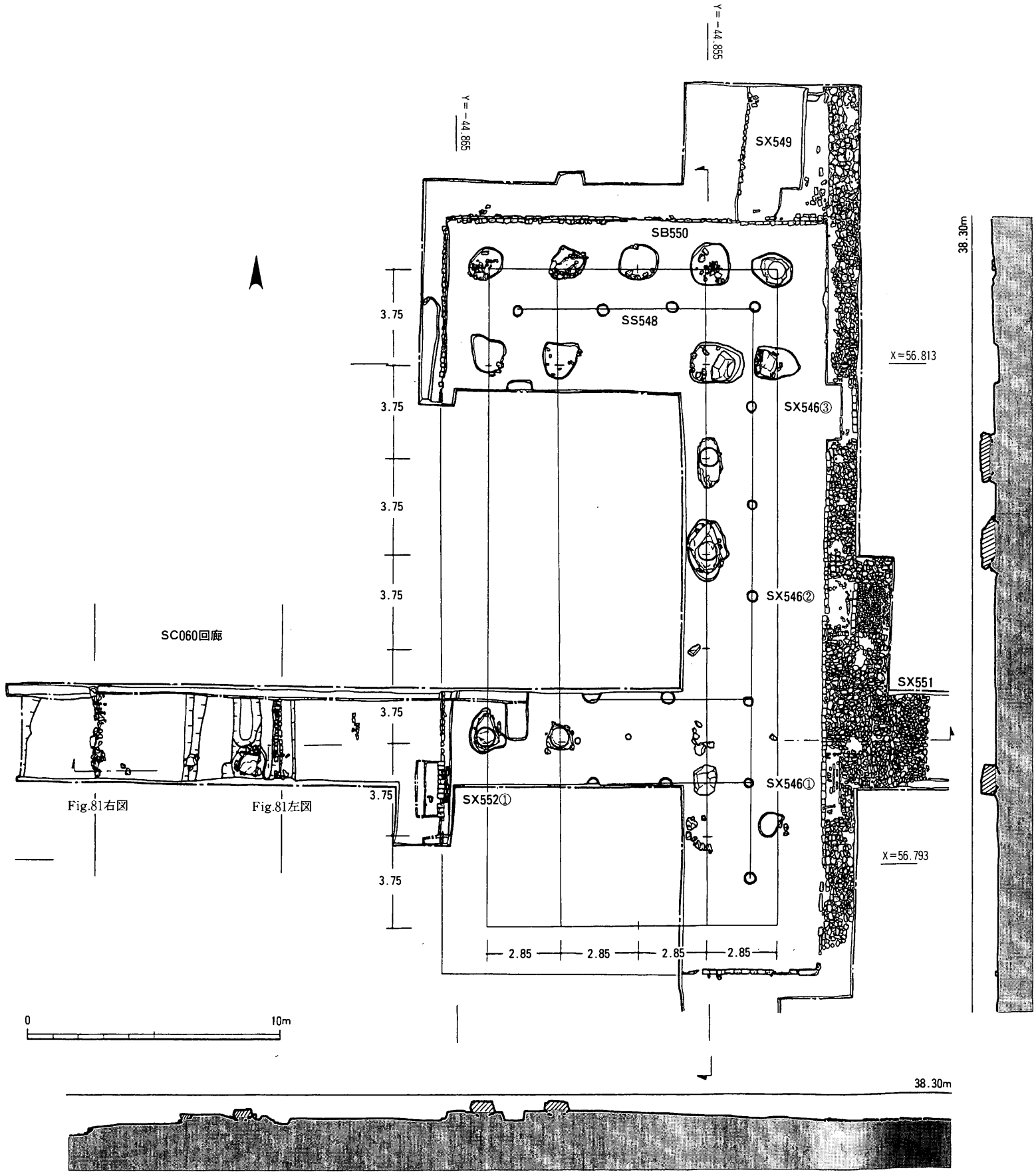


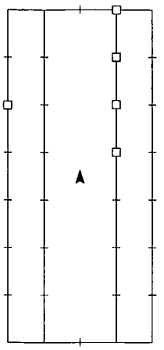
Fig.62　脇殿SB550実測図（1/200）

しかし，SB550については，基壇規模，基壇化粧，礎石位置などを確認している。そして，この建物を基準に，未調査分を含め他の3棟も復原している。

西脇殿

SB545（Fig.61，PL.19-1）

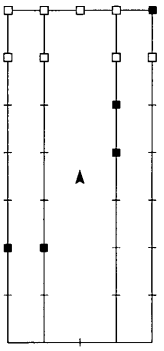
礎石については残存しておらず，僅かに残る根石から柱位置を確認できるだけである。後世の攪乱によるため基壇化粧の塼積列は，北面と西面で検出したのみである。北面の塼積列は平積みの最下段を残すのみである。西面の塼積列は平積みと一部立った塼を検出し，その構築状況はSB550と同じである。礎石はすでになく，掘形と根石が僅かに残存するのみで，柱間寸法は正確には測れないが，建物規模はSB550と同じく梁行2.85m，桁行3.75mで，7間×4間の建物であると推測される。基壇規模については，南側は攪乱を受けて痕跡を残しておらず，南北幅については確定できないが，東西幅については，後述するSB550と同じ15.6mである。



階段は西面で，塼を2個検出している。基壇の西方は後世の攪乱が著しく，階段の原形を検出するのは困難であった。

SB550（Fig.62～64，PL.19～21）

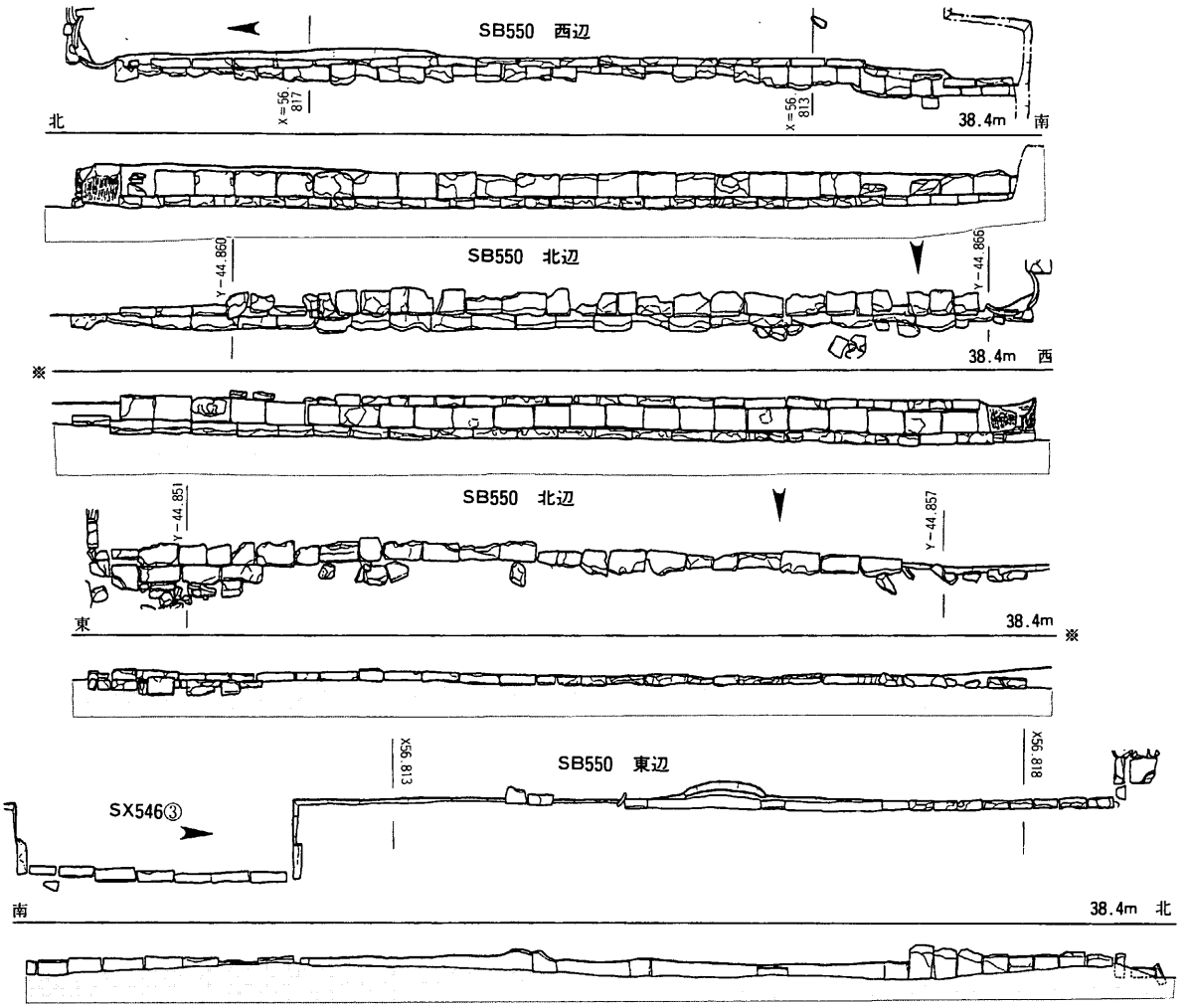
ＳＢ545に比べて保存状況は良好である。この建物も全面発掘をしていないが，現地表に見える礎石は5個で，保存状態も良好であった。そのことから，この部分を重点的に調査することによって脇殿の全体（他3棟）の規模を明らかにすることができるとの予測から，計画の段階で広く調査区を設定し，調査することにした。調査の結果，地表面にみえる礎石は原位置を動いていないことが判明した，さらに，転倒した礎石4個を追加確認し，礎石が失しなわれた所では根石が残存しており，建物規模（南北26.25m，東西11.4m）を復原することが可能となった。



塼積み基壇化粧

建物の規模は7間×4間で，柱間は桁行3.75mで，梁行2.85mである。ここに用いられている礎石のうち3個は玄武岩製で注目される。礎石柱座の造り出しは，径73～75cm，高さ2～3cmである。政庁内の礎石の殆どが花崗岩を使用しているのに対して，この建物にのみ異種な礎石が使用されていることについては明らかでない。また，基壇化粧の最下部は比較的良好な状況で残存しており，基壇規模については東西長15.3m，南北長30.3mである。基壇化粧の塼積みの組み方は，最も残りの良い北側の状況をみると，最下段（地覆）は長辺小口側を外に向けて並べ，その上に長辺小口側を下にして立て，さらにその上に長辺小口側を外にして乗せている。それを交互に繰り返すやり方のようである。当時の基壇高を復原すると，残存している最も良好な部分の高さが0.3mあり，礎石柱座上面との高低差が約0.4mで，このことから，現在残っている基壇化粧の塼積みをもう一組この上に重ねるとほぼ当時の基壇高に近くなる。因みに，基壇下底と礎石柱座の上面の高さは約0.75mで，塼積み2組の高さも0.75mである。

この建物の東側（内側）には3箇所に階段SX546が敷設される。西側（東側）については，南端1箇所のみの確認であるが，内側と対称の位置にあることから，他の2箇所についても対称の位置に在ったとみられ，両面の3箇所にそれぞれ敷設されていたと考えられる。階段の幅は一定していないが，幅2.10～2.50m，階段の出0.60mである。敷設された位置も基壇を南北にほぼ3分割した位置に設けられている。基壇の北端から心々距離で7.60m，15.6m，30.1mである。すなわち北から第3・5・7の柱間の所に設けられている。西側で検出した唯一の階段



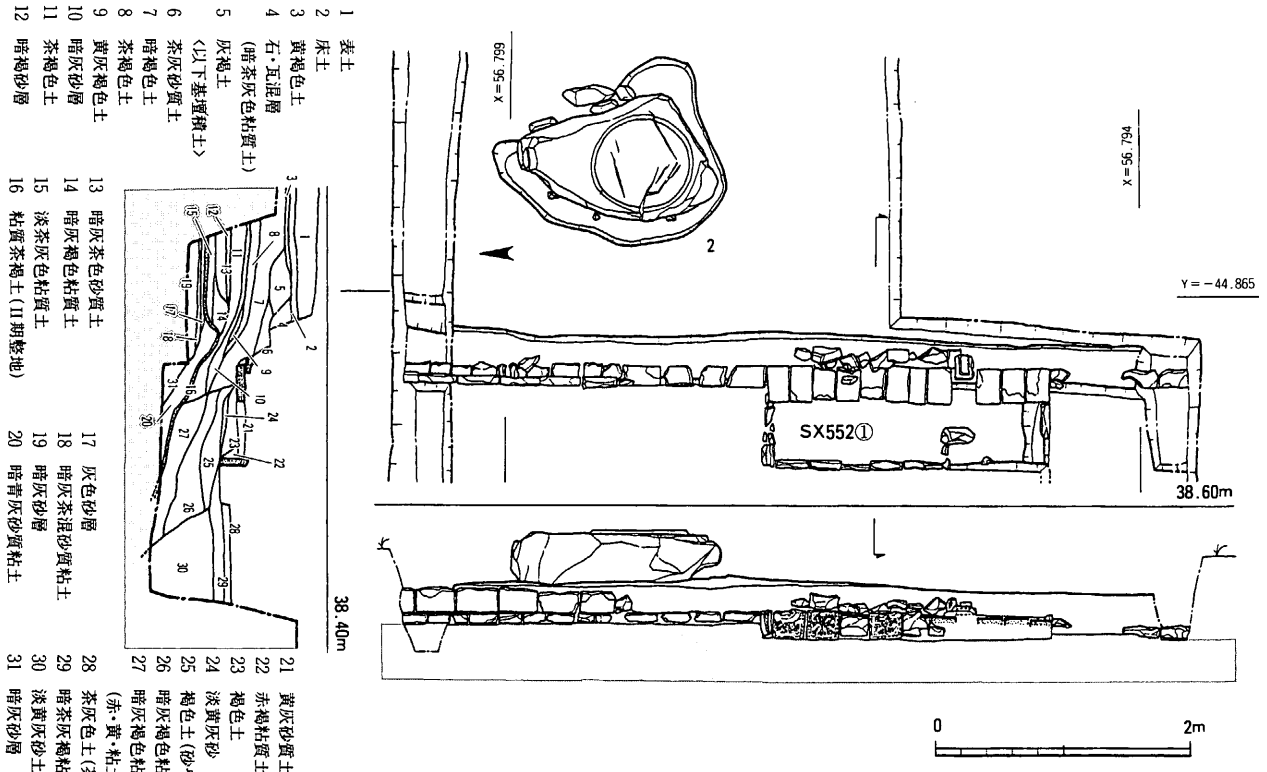


Fig.63　脇殿SB550，階段SX552①実測図（1/60）

SX552②は東側のSX546②と対称に位置する。蹴上げには文様塼3個が使用されていたが，その使用目的を知る上で貴重な資料の一つとなった。幅2.30m，出は0.60mである。また，SX546③の対称の位置では，それに対応する階段らしきものは残っていない。しかしながら，その部分にあたる位置の基壇化粧の塼積みの組み方が北側とは異なっており，この位置に階段が設けられていたことは間違いないようである。 文様塼

また，この建物に重なるように礎石間を東西・南北に通る柱穴列を検出した。東西・南北ともに筋を揃えて並ぶ。柱穴の径は0.4～0.5mで，深さが0.4mのものである。南北に6間と東西に3間分の14個を検出した。各柱間の寸法は1.5～2.1mで，一定しておらず，建物状の柱配置にはなっているが，SB550の建設に伴う作業穴（SX548）と考えられる。

SB065（Fig.79）

南面回廊SC022の西南隅の北側で検出した。基底部に花崗岩の割石を並べて基壇化粧としたもので，西南隅部を確認した。この西面の基壇線を北方へ延長すると，西脇殿SB545の西側で検出した南北方向の石組み遺構SD546（溝状になっている）とほぼ一致する。南面回廊SC022の基壇化粧が花崗岩の自然石を用いており，SD546に近似している。調査で確認していないので，推定の域をでないが，SB545とほぼ同規模で，やや東に振る重複した南北棟建物を推定復原することができる。しかしながら，調査範囲のなかではこれに関連する遺構を検出していないので，規模や年代等を含め大きな疑問として残る。今後の課題としたい。 石組み遺構

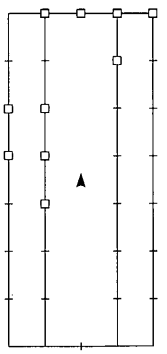
東脇殿

SB080

東脇殿の南棟になる。ここでは，礎石は地表面では1個も確認できないので，西脇殿の南棟と同じく全て抜き取られたとみられる。この建物については全く調査していないが，西脇殿と同規模の建物が南北に柱筋を合わせて存在していたとみて間違いなかろう。

SB085（Fig.64）

東脇殿の北棟の建物である。これについては，西北隅部の基壇を確認しただけであるが（第30次補足調査），基壇北側面を西脇殿SB550の基壇北側面と面を合わせており，隅部の交点が中軸線を挟んで対称の位置にあることからSB550と同一規模とみられ，左右対称の位置に各々2棟ずつ，計4棟の建物が復原可能である。ここには，径75cm前後，高さ1～2cmの柱座を有する10個の礎石が残存しており，地表面での観察によれば4棟の建物のなかでは礎石の残存が最も良好である。しかしながら，礎石そのものが原位置を保っているかについては，礎石部分の発掘調査を行っていないので明らかではない。



建物基壇の西北隅の西側に設定した調査区により，東脇殿の前面も西脇殿と同じく玉石敷（SX081）であることが明らかとなった。西脇殿ではその幅を東西4mと考えたが，玉石敷の北辺部では東西幅9mの石敷きであることを確認し，この東脇殿の状況をみると脇殿前面の玉石敷の幅は必ずしも一定していないようである。また，この玉石敷SX081の最北端の2列の石敷は，石の面を揃えて一直線に並べており，一種の見切りとみられる。この線は正殿前面の石敷SX130が龍尾壇状に一段高くなっている線とは一致せず，連続しないで一定の距離が設けられていたようである。すなわち，正殿前面の石敷SX130は独立したもので，特定の性格を有していたようである。 玉石敷

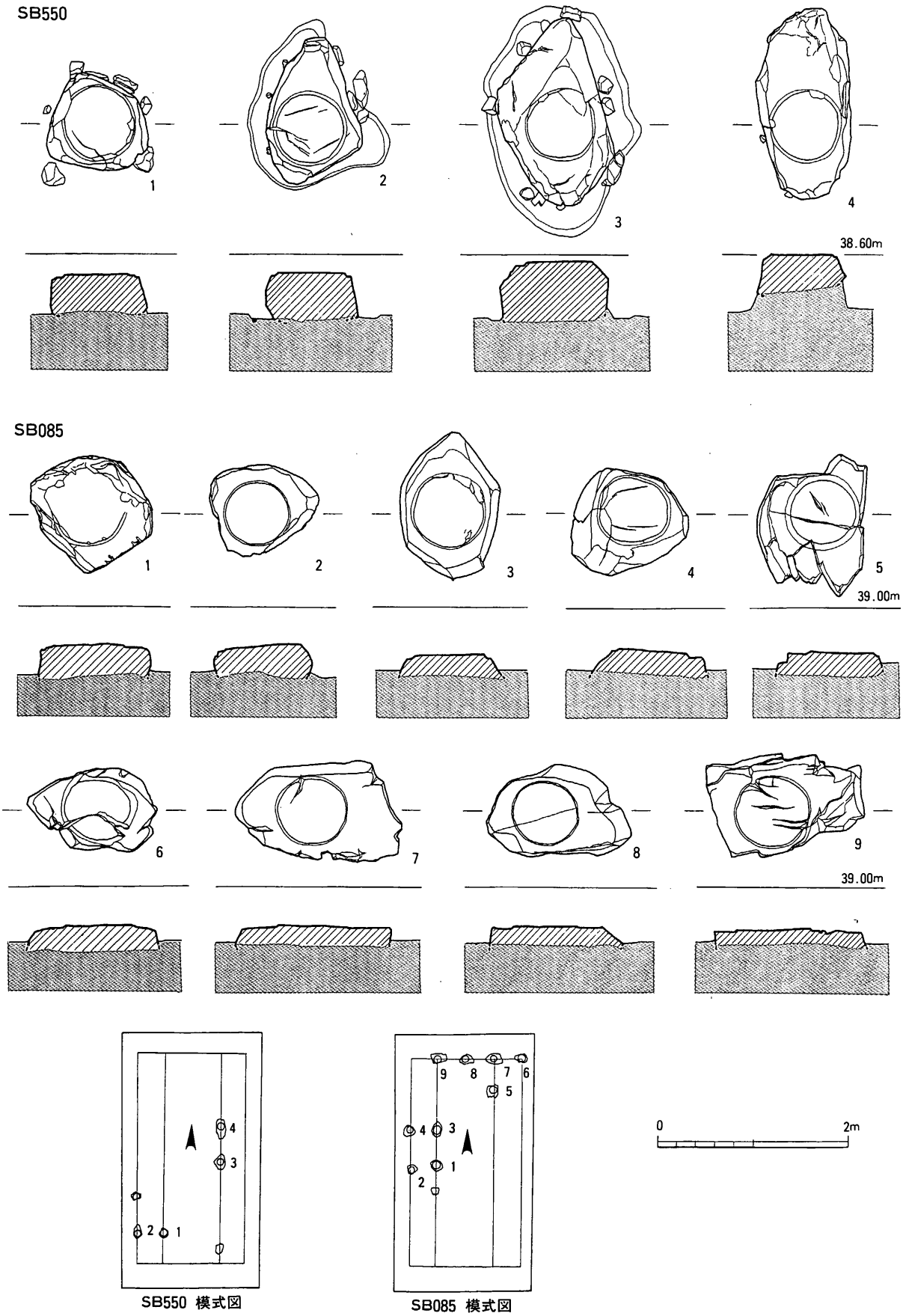


Fig.64　脇殿ＳＢ550・085礎石実測図（1/60）

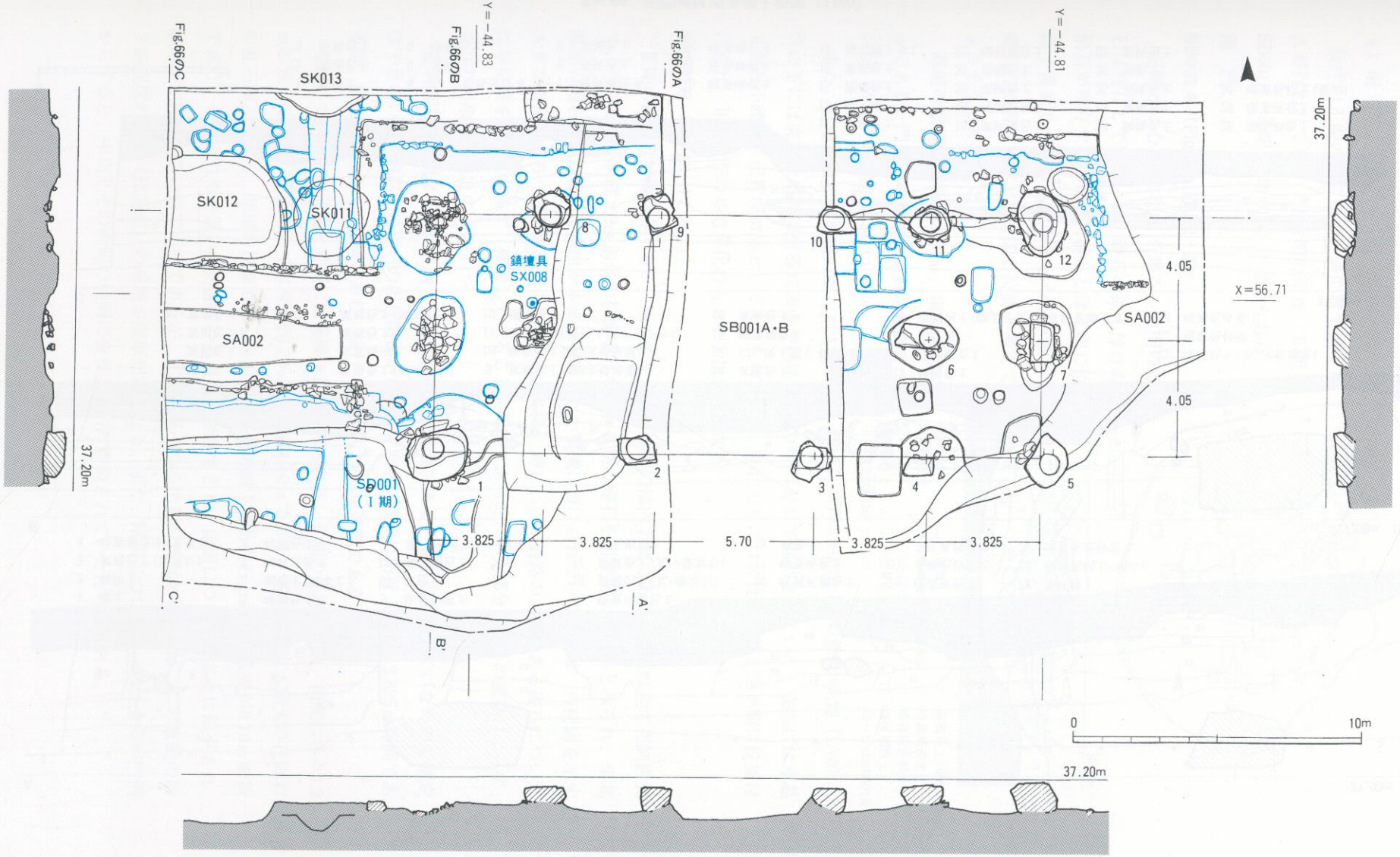


Fig.65　南門地区遺構配置図（1/200）

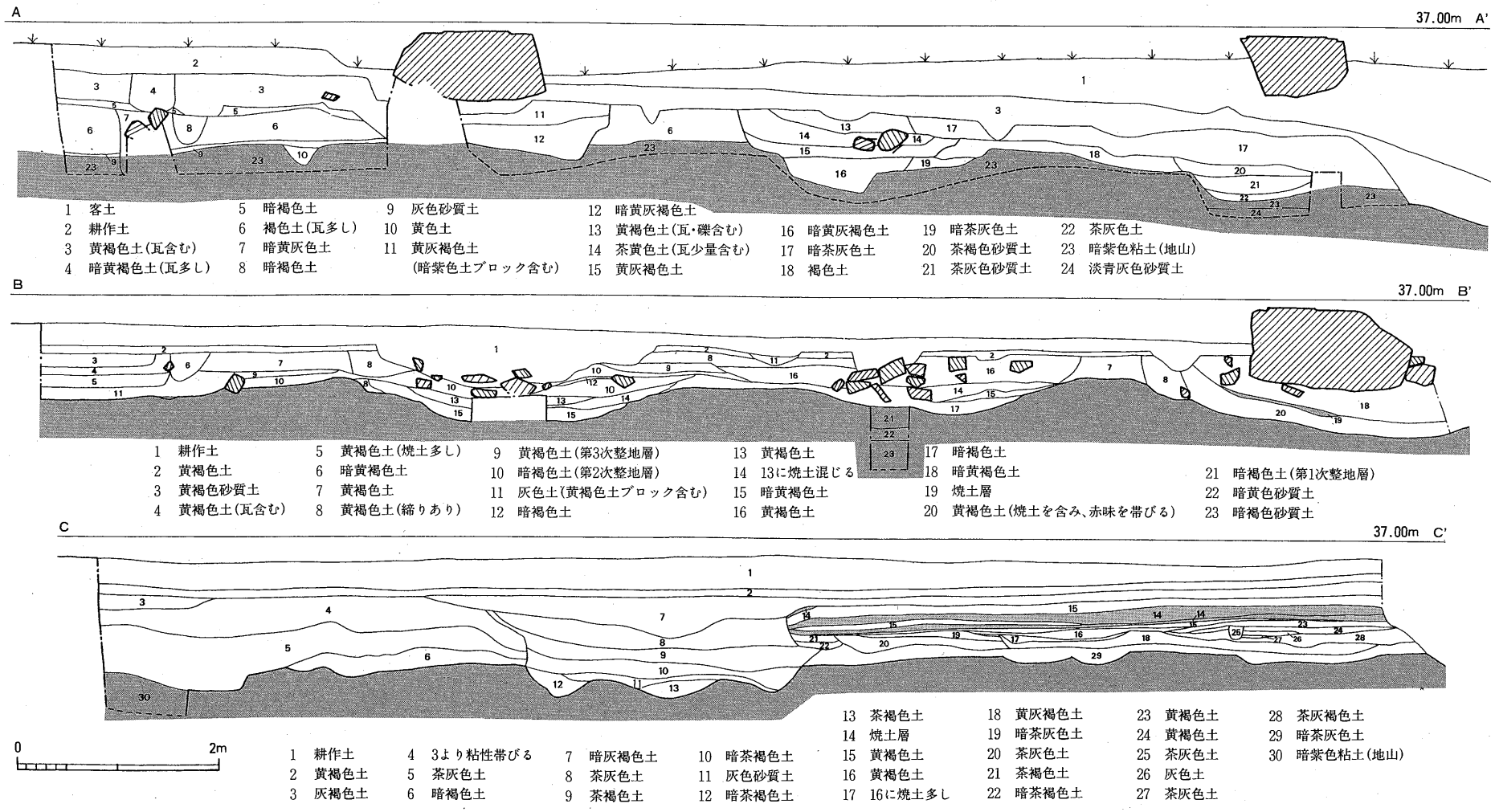


Fig.66　南門地区西半部土層図（1/60）

4）南　門

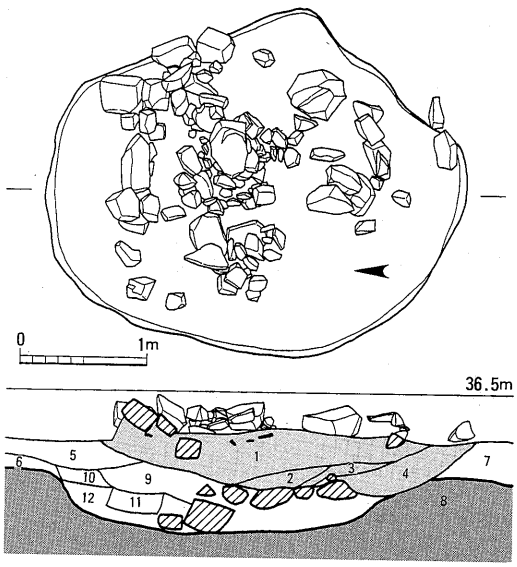
政庁の正面の門である。同位置で建て替えが行われており，2時期の重複（Ⅱ期－SB001A，Ⅲ期－SB001B）が認められる。

南　門

SB001 A（Fig.67，PL.22・23）

正殿とは心々で151ｍを測る。Ⅱ期の礎石は残存していないが，礎石の据え付けの根石が残存する。Ⅲ期の根石とほぼ同じ位置で重複しており，このことからみると，礎石の位置もⅢ期とほぼ同じ位置と考えてよさそうである。

基壇の規模は東西長25.0ｍ，南北長13.2ｍである。門建物の規模は礎石が残存していないので，明らかではない。



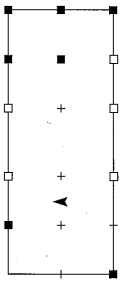
1　茶黄色土　　5　黄褐土　　9　茶褐色土(炭化物含む)
2　淡黄褐色土　　6　暗褐色土(第2整地)　　10　暗黄褐色土
3　暗茶黄色土　　7　6と同じ　　11　暗青灰色粘土
4　暗灰褐色土　　8　淡黄色土(地山)　　12　暗灰褐色土
(1～4はSB001B)　　(9～12はSB001A)

Fig.67　南門ＳＢ001A･B掘形重複状況図（1/60）

また，基壇中央より西側の礎石据え付け穴の下には完全な形の須恵器短頸壺が鎮壇具（SX008）として埋納されていた。壺内には水晶８個と小礫が９点程埋納品として入れられていた。年代としては８世紀の第１四半期に位置付けられ，Ⅱ期政庁の築造年代の有力な手掛かりとなる。　**鎮　壇　具**

SB001 B（Fig.68，PL.24-1）

Ⅲ期の礎石は12個残存するが，原位置を保っているのは内７個である。礎石は全て花崗岩製で，径70㎝前後，高さ2㎝前後の柱座を有する。Ⅱ期の礎石を再使用しているとみられ，東北隅部の礎石に施された地覆座が本来は必要でない東側に設けられていることは，再使用を示す大きな根拠であろう。発掘前は中央に町道があり，特に，この道路の両側にある礎石については原位置を保っておらず，移動していることが明瞭であった。中央部分は，この道路によって，かなりの削平を受けていた。



Ⅲ期南門の規模は５間×２間で，東西棟の礎石建物である。礎石が完存していないので確定はできないが，残存する礎石の相互関係から計測すると，柱間は桁行（正面）3.825ｍ等間であるが，中央間のみ広く5.70ｍであり，梁行（奥行）は4.05ｍ等間である。

基壇については，Ⅱ期とⅢ期には規模に違いがみられる。Ⅱ期の基壇を東西・南北に各々1.2ｍ拡張しており，規模としては東西26.20ｍ，南北14.40ｍである。基壇化粧は人頭大の花崗岩の乱石積みである。基壇の復原高は，後面では基壇の最下底と礎石上面の高低差が0.70ｍ前後であり，それよりやや低い0.65ｍ程の基壇高が想定できる。前面については完全に削平され，痕跡を止めていないので不明であるが，北側が高くなる地形の状況からすれば，この数値の約２倍程度の高さ（比高差）の基壇が復原想定される。また，階段については，後述する中門例からすると，中央とその両脇の柱間に合う３箇所に敷設されていたと考えられる。　**基壇化粧**

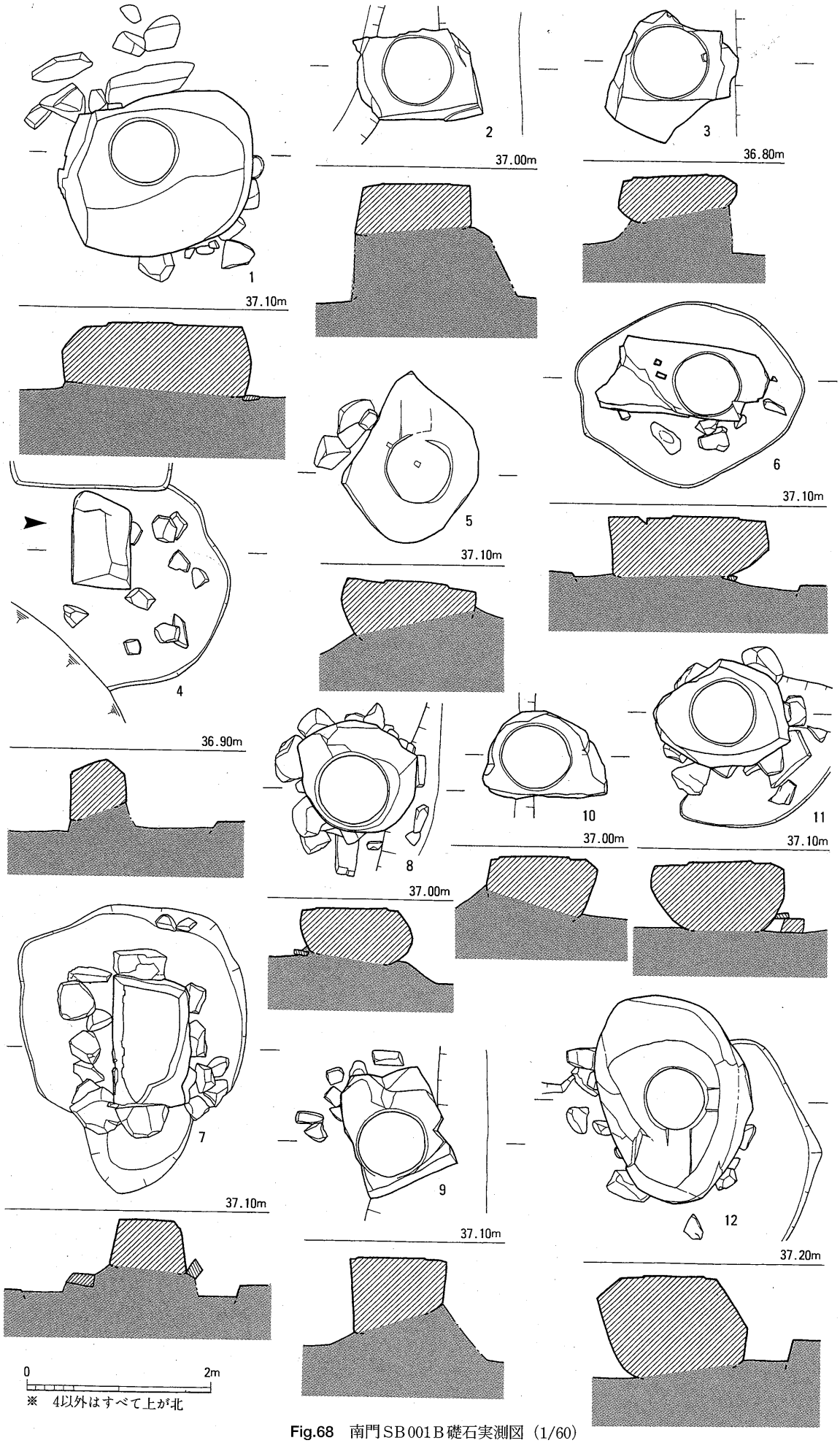


Fig.68 南門SB001B礎石実測図（1/60）

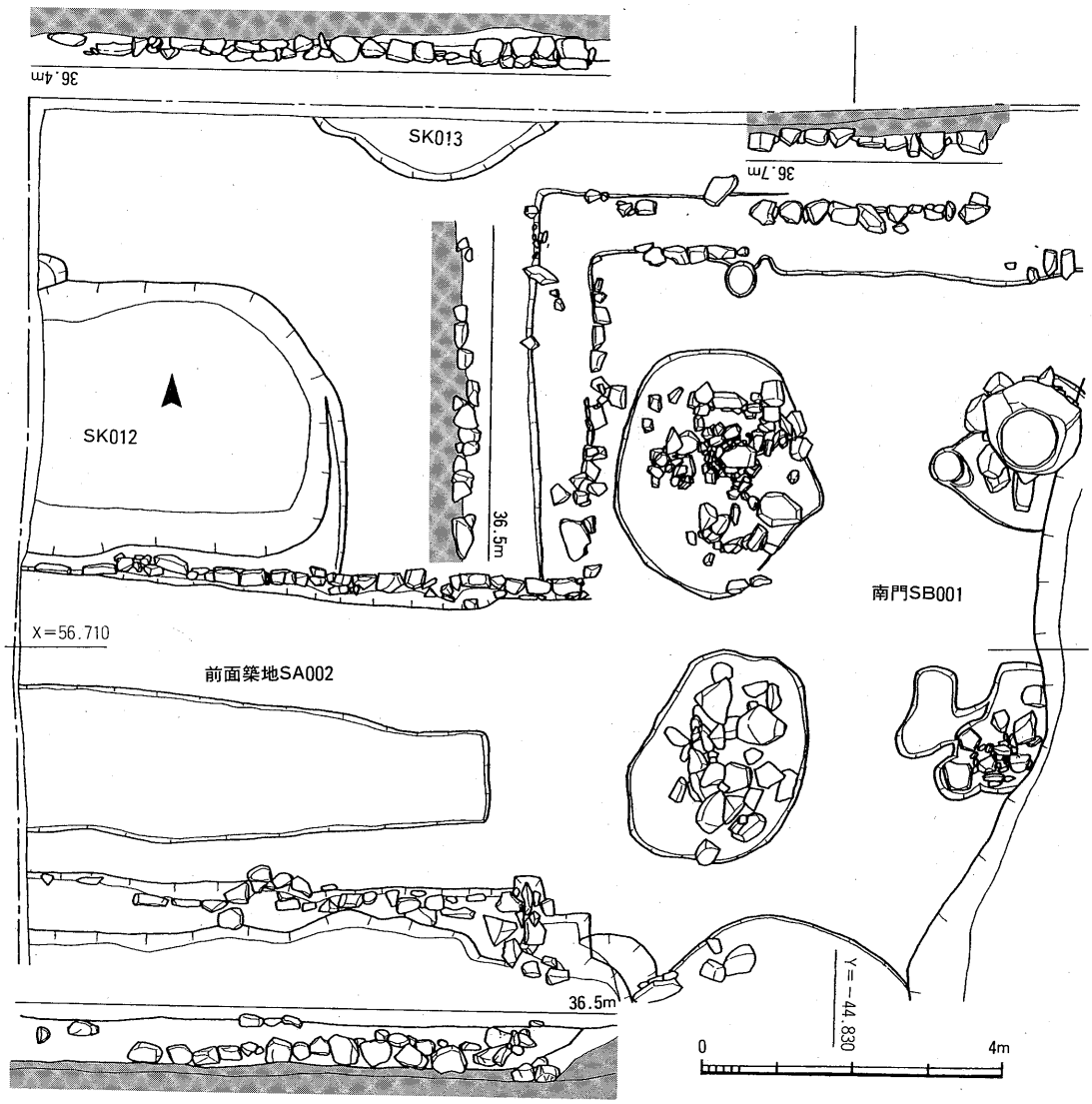


Fig.69　南門・築地基壇化粧実測図（1/100）

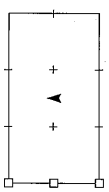
5）中　門

南門から北方へ，約30ｍの所に位置する。南門同様，同位置で建て替えが行われており，2時期の重複（Ⅱ期−SB005A，Ⅲ期−SB005B）が認められる。

中　門

SB005A（Fig.73，PL.25・27-1）

南門同様，Ⅲ期には同位置に建て替えられているため，その峻別に困難さを伴う。現在，ここには礎石9個が残存している（内6個が地表面に露出）が，その内の3個（西側柱列の礎石）は今回の調査で新たに検出したものである。これは先の6個の礎石より低い位置にあり，Ⅱ期の礎石とした。この分はⅢ期礎石を据え付ける為の根石として使用されており，その際，少し沈められたようで若干の移動があるが，ほぼ原位置に近いとみられる。Ⅲ期南門SB005Bの礎石と柱筋を比較するとほぼ同一線上にあることから，今回検出したⅡ期礎石3個の位置は後述するⅢ期建物SB005Bの柱位置とほぼ同じとみて間違いなかろう。このことは，南門の状況とも一致する。しかしながら，南門の場合は，礎石据え付け穴と根石に高低差があり，その重複関係が明瞭であったが，中門の場合はそのような状況はみられず，ほぼ同位置・同レベルでの



Ⅱ期礎石

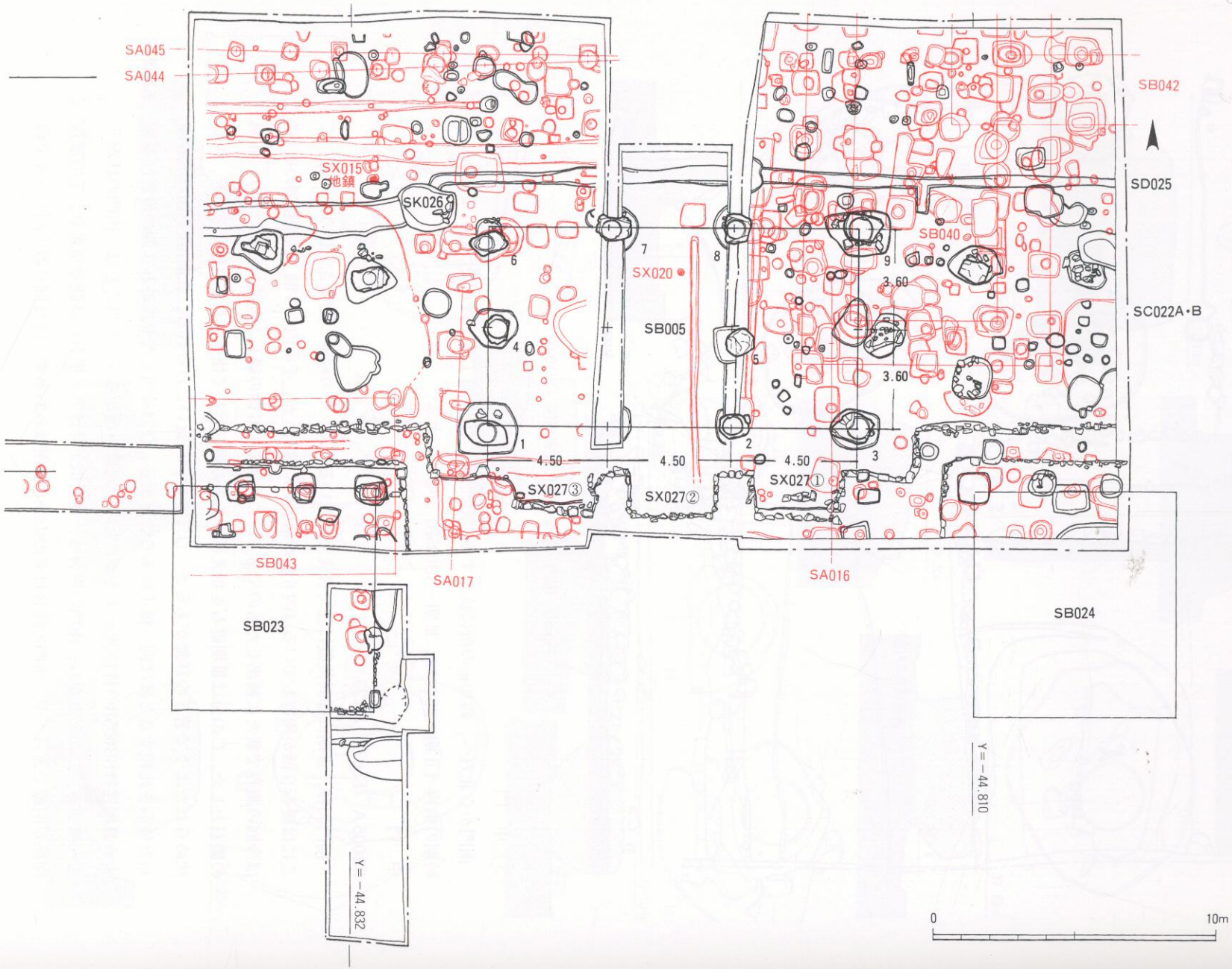


Fig.70　中門地区遺構配置図（1/200）

建て替えであったと判断される。基壇については，Ⅲ期の基壇化粧が前面にしか残存していないが，南門と同じく花崗岩の自然石を使用していたとみてよかろう。

また，中門の建築に際して基壇を築造するが，南門と同じく須恵器の短頸壺が鎮壇具として埋納されていた（SX020）。これは，やや焼き歪みがあり，南門出土品とは若干形態が異なるが，時期的にはほぼ同時期とみてさしつかえなかろう。埋納品は7個の水晶と琥珀かと思われる原石が9個，それに小石9個であった。この鎮壇具の埋納位置がほぼ政庁建物の中軸線上に乗っており，このことは単なる偶然ではないようであるが，意図的であったかについては定かではない。また，基壇西北隅の外側のⅡ期整地層中で，須恵器の長頸壺を検出した。完形品で正位にあり，Ⅱ期造営にあたっての地鎮具と考えられる（SX015）。寺院等の建物の基壇中からは鎮壇具が発見されることが多いが，宮殿跡や地方の官衙跡等で出土した例は，極めて少ないようである。なお，地鎮遺構については後述する。

鎮壇具

地鎮具

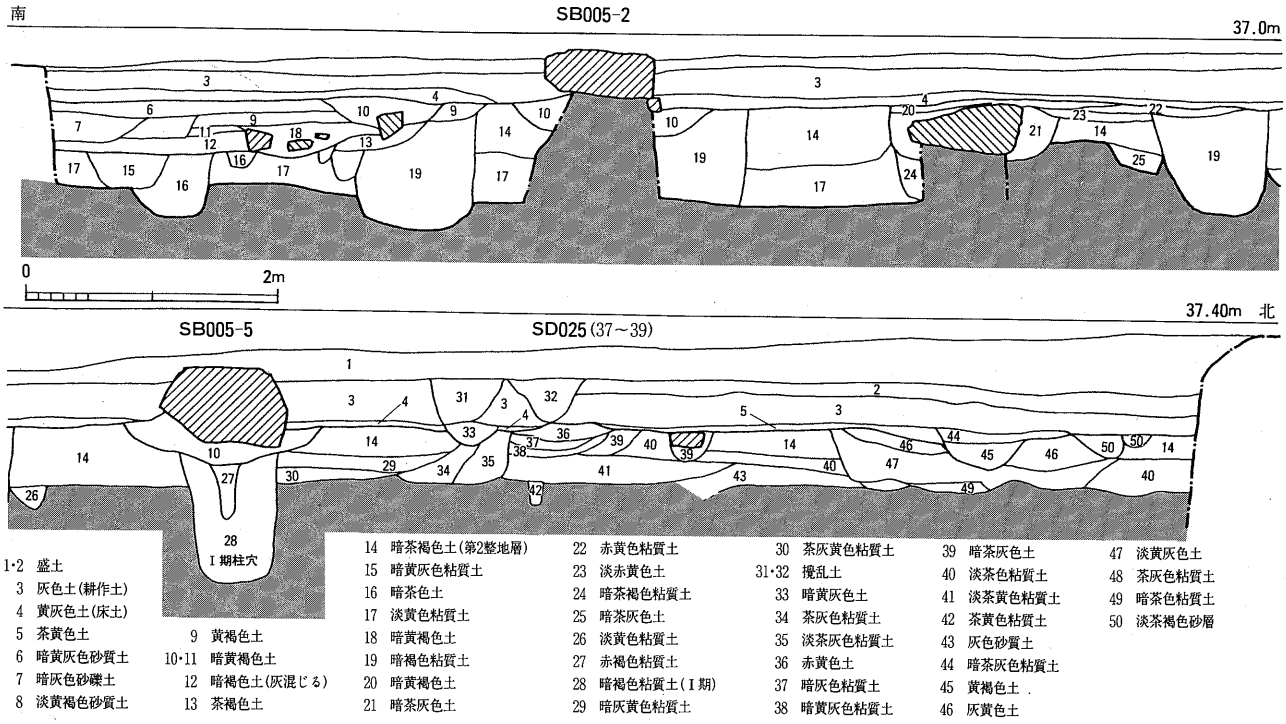
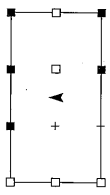


Fig.71 中門地区中央部南北土層図（1/60）

SB005B（Fig.72・73，PL.25・27-2）



Ⅱ期と同位置に建て替えられている。基壇の上面の大部分は削平され，礎石の据え付け穴の上面まで達している。残存する礎石は6個で，1個を除いて他の5個は原位置を保っている。礎石は径70cm，高さ2cmの柱座を有する。建物規模は3間×2間の東西棟礎石建物である。南門同様，礎石が完存していないので正確な数値は求められないが，残存する礎石の相互関係より計測すると，柱間は桁行（正面）4.50m等間で，梁行（奥行）3.60m等間である。

基壇については花崗岩の自然石を用いて化粧しており，残存するのは前面の最下部の石積みのみである。正面には階段SX027の張り出しが3箇所（①・②・③）みられる。このことから階段は中央と両脇間の柱間に合わせる形で設けられていたとみてほぼ間違いなかろう。3箇所の階段の規模はほぼ同じで，幅3.3～3.40m，出1.50mである。東側の階段SX027①には，踏み面の石敷の一部が残存している。基壇高の復原を試みると，基壇下底と礎石の柱座上面の高低

3箇所の階段

復原基壇高　差は約0.75ｍである。このことから前面においては，0.70ｍ程度の基壇高（比高）が復元可能で，これは南門基壇の後面における高さとほぼ合致する。基壇の後面については，基壇化粧は残存せず，詳細については不明であるが，東・西に接続する回廊から中門基壇へ連続する幅0.60ｍ，深さ0.10ｍ前後の雨落ち溝ＳＤ025が残っている。南門の場合と同じく地形的なことを考慮すると，後面では前面の1/2程度の基壇高（0.20ｍ）が復原可能である。そして，基壇規模については，東西長17.5ｍ，南北長10.5ｍに復原できる。

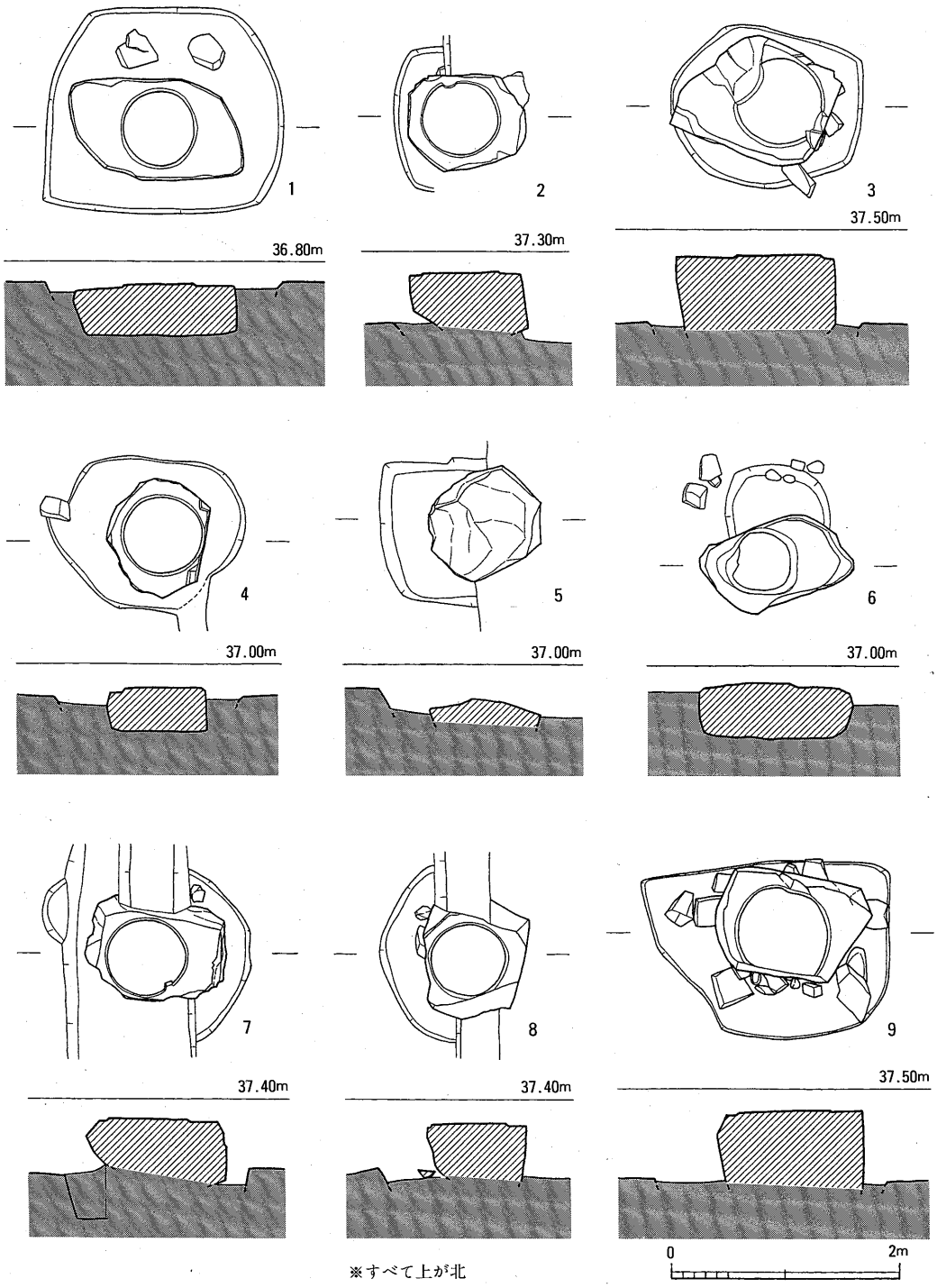


Fig.72　中門ＳＢ005礎石実測図（1/60）

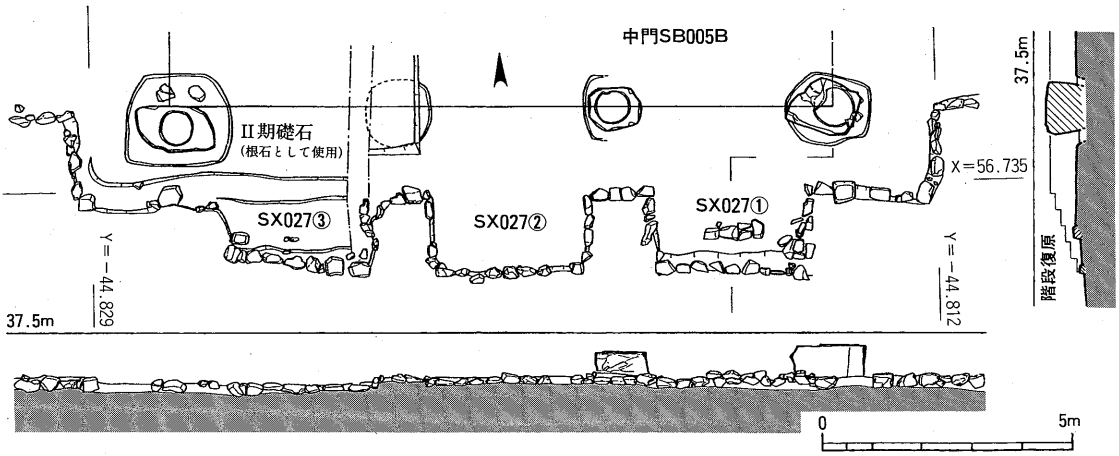
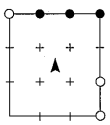


Fig.73　中門SB005階段SX027実測図（1/150）

衛門舎

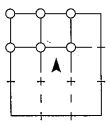
中門の東南隅部と西南隅部に位置し，対になる建物（SB023・024）である。

SB023（Fig.74，PL.26-1・26-2）



中門SB005の西側の前面に位置する。これまでは，2間×3間の建物として復原していたが，改めて図面を検討した結果，3間×3間の掘立柱建物になる可能性が高い。花崗岩の自然石の基壇化粧を有する。第1次調査では北側の基壇化粧と北側柱列を検出しただけであるが，その後に実施した補足調査により建物の規模を確認することができた。柱間は東西2.4m等間で，南北総長は8.1mで，柱間は2.7mである。後述するSB024と対称の位置にあり，対になる建物である。門に付属する建物とみられ，「衛門舎」的性格の建物であろう。明瞭でないが，柱の掘形に一部重複がみられるので，Ⅱ・Ⅲ期に亘って同位置・同規模で存在したと考えられる。

SB024（Fig.74，PL.26-3・26-4）



中門SB005の東側の前面に位置し，先述のSB023と対称の位置にある。建物の規模は，基壇化粧の状況や柱穴からSB023と同規模のものと考えられる。花崗岩の自然石の基壇化粧を有するなどほとんど同じである。東西2間と南北1間分を検出した。柱間は東西2.4m等間で，南北2.7mである。SB023同様，Ⅱ・Ⅲ期に亘って同位置・同規模で存在したと考えられる。

6）北　門

政庁の後方部にあり，裏門ともいえるもので，前方部の南門と相対する門である。正殿と後殿それに後方建物を取り囲む築地（後面築地）SA505の中軸線上に推定される。しかしながら，その推定位置及び周辺部では直接的にその遺構と考えられるものは確認できなかった。通常，門の建物が存在する所では，基壇等が設けられており，仮に礎石等の建物の痕跡が失われていても，基壇等からある程度の復原が可能な場合が多い。それに，掘立柱建物であれば，柱の掘形は必ず残存するはずであり，その場合は容易に復原することが可能である。しかし，ここではその痕跡は残っておらず，このことから門建物は礎石を使用していた可能性が強いと言える。その場合，後世の削平により礎石や根石が除去されていれば，その存在を認めるのはかなり困難である。

北門の可能性

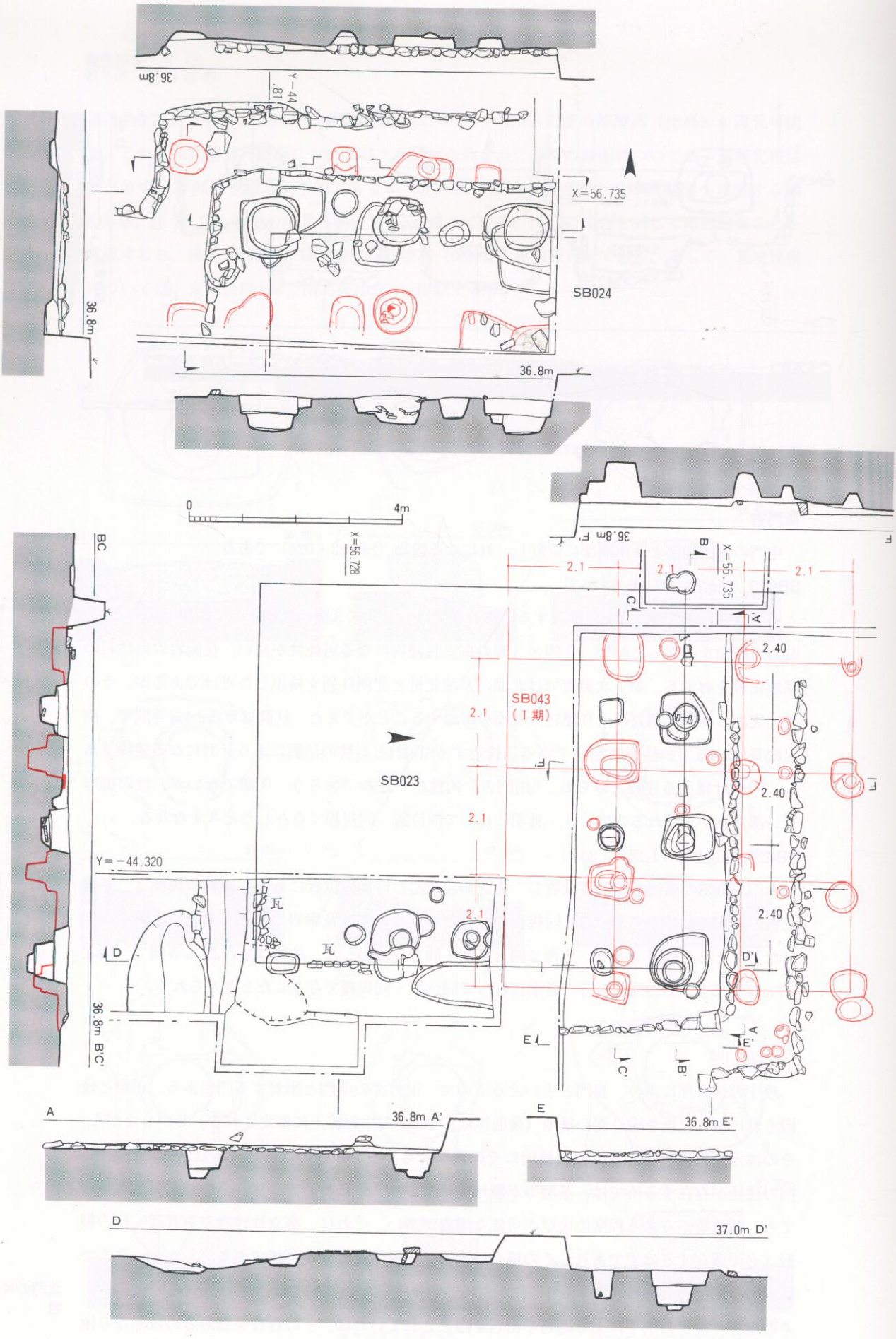


Fig.74　掘立柱建物SB023・024・043実測図（1/100）

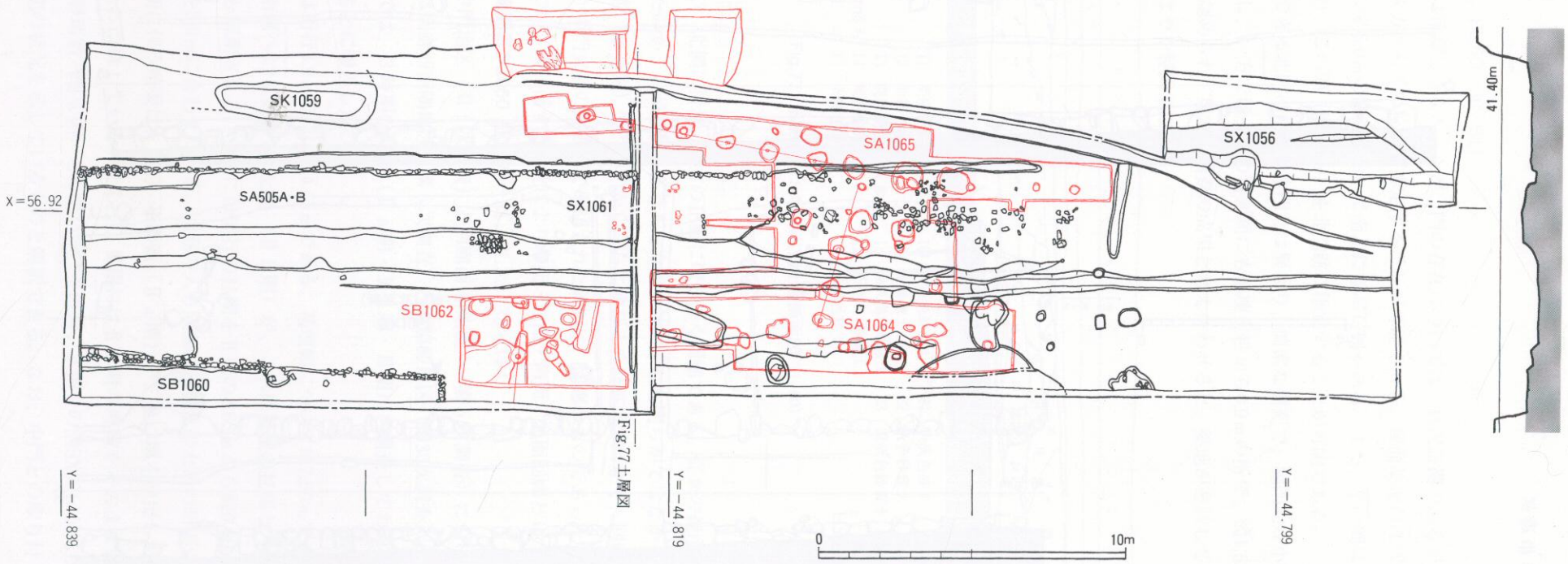


Fig.75　北門地区遺構配置図（1/200）

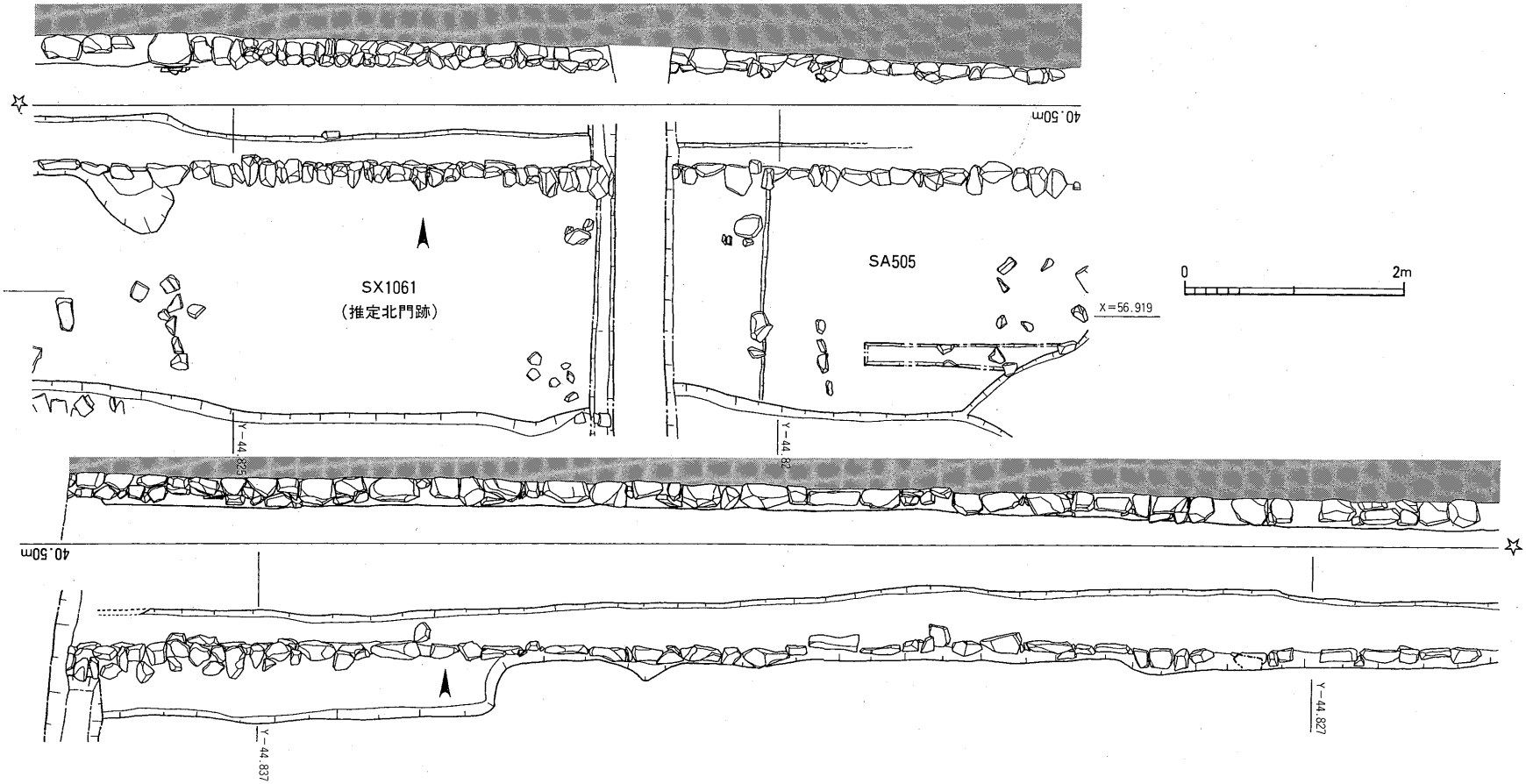


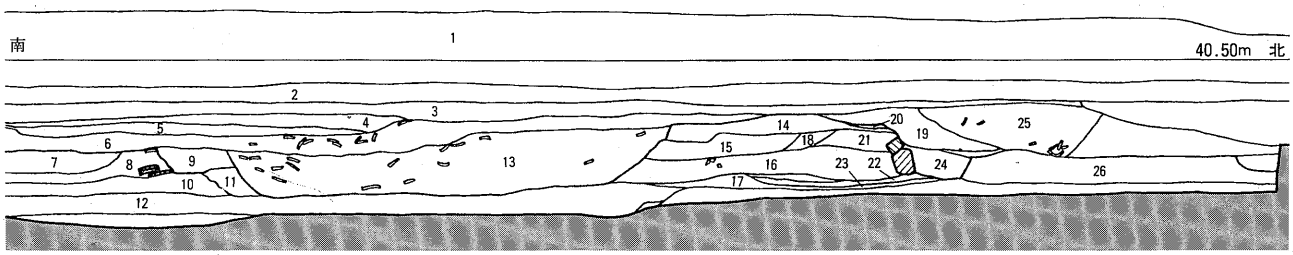
Fig.76　後面築地SA505基壇化粧実測図（1/60）

北門SX1061（Fig.76，PL.6-3・30・31）

門の推定

門の建物については確認できなかったが，門の存在については，状況証拠であるが，後面築地SA505の側石の積み方からその位置を推定することが可能である。後面築地のほぼ中心の位置では，築地基壇上で約6.0ｍの間隔をおいて南北に並ぶ石列がある。また，その間は基壇化粧の石積が変わっており，この間（幅6.0ｍ）を北門跡に推定することが可能である。

この状況から想定できる北門は南門や中門とは異なり，簡素な構造で，脇門的な小規模の門が想定される。しかし，一方では，この石列間にも基壇化粧から0.9ｍの所で，幅1.5ｍ，厚さ1.0ｍの丁寧な版築が認められ，第26次調査の成果と考え合わせると，築地が連続している状況も窺え，北門の存在はやや疑問ではある。



1 新期盛土(真砂土)　6 茶褐色土　11 茶灰色粘質土　16 茶灰色砂質土　21 茶灰色砂土　24 雨落溝
2 旧表土　7 赤褐色粘土　12 赤褐色粘土　17 赤褐色土　22 灰色砂質土　25 茶灰褐色土(瓦・土器混)
3 黄褐土　8 褐色土　13 淡灰褐色土(瓦多し)　18 茶灰褐色砂質土　23 濃灰色砂質土　26 暗灰色粘質土(粘土)土器混
4 淡茶色細砂　9 瓦積基壇建物雨落ち　14 褐色砂質土　19 茶色土(砂質土)
5 灰褐色砂質土　10 暗茶灰色粘質土　15 灰褐色砂質土　20 赤褐色粘土

0　2m

Fig.77　後面築地ＳＡ505北側土層断面図（1/60）

7）回　廊

東西と伸びる回廊

中門から東西に伸び，北側に折れ，北方の正殿に取り付く回廊である。従来の鏡山案等では，これが築地塀であったのか，人が通れる廊であったのかは必ずしも明らかではなかった。先に実施した中門跡の調査（第１次）で，中門から左右に伸びるのは築地ではなく，回廊であることが判明した。また，中門東側の地表面で確認された礎石は，回廊のものであったことが明らかとなった。回廊については，面する方位により東面・西面・南面・北面回廊とした。

南面回廊SC022・西面回廊SC060（Fig.79～81，PL.32・33・34-4）

南面回廊SC022は中門地区（第１次調査）と回廊西南隅地区（第６次調査）において確認した。また，西面回廊は回廊西南隅地区（第６次調査）と西脇殿地区（第30次調査）において確認した。第６次調査では，３時期の回廊（Ⅱａ期・Ⅱｂ期・Ⅲ期）を調査しており，以下は，第６次調査の成果をもとに報告したい。

重複する暗渠

Ⅱａ期回廊の柱間は桁行3.9ｍで，梁行4.65ｍである。基壇幅については7.50ｍである。その後，南面回廊基壇を南側へ0.2ｍ拡幅している（Ⅱｂ期）が，これは基壇の拡幅と考えるより，むしろ補修的なものと解釈される。Ⅲ期には梁行の柱間をⅡ期の4.65ｍから約0.60ｍ縮小し，桁行・梁行とも柱間を3.9ｍに合わせている。回廊の入り隅部には排水のための暗渠SX064が設けられているが，Ⅱ期に伴う暗渠は，当初，小礫敷（Ⅱａ期）で，後に塼を使用した塼敷暗渠（下層塼敷－Ⅱｂ期）に改修している。そして，Ⅲ期にはⅡｂ期の塼敷をそのまま基礎とし，塼敷暗渠SX064c（上層塼敷－Ⅲａ期）としている。その後，素掘りの溝SX064dが見られるが，これは廃絶に近い時期の状況を示しているものと解釈できる。なお，中門との取り付きは，回

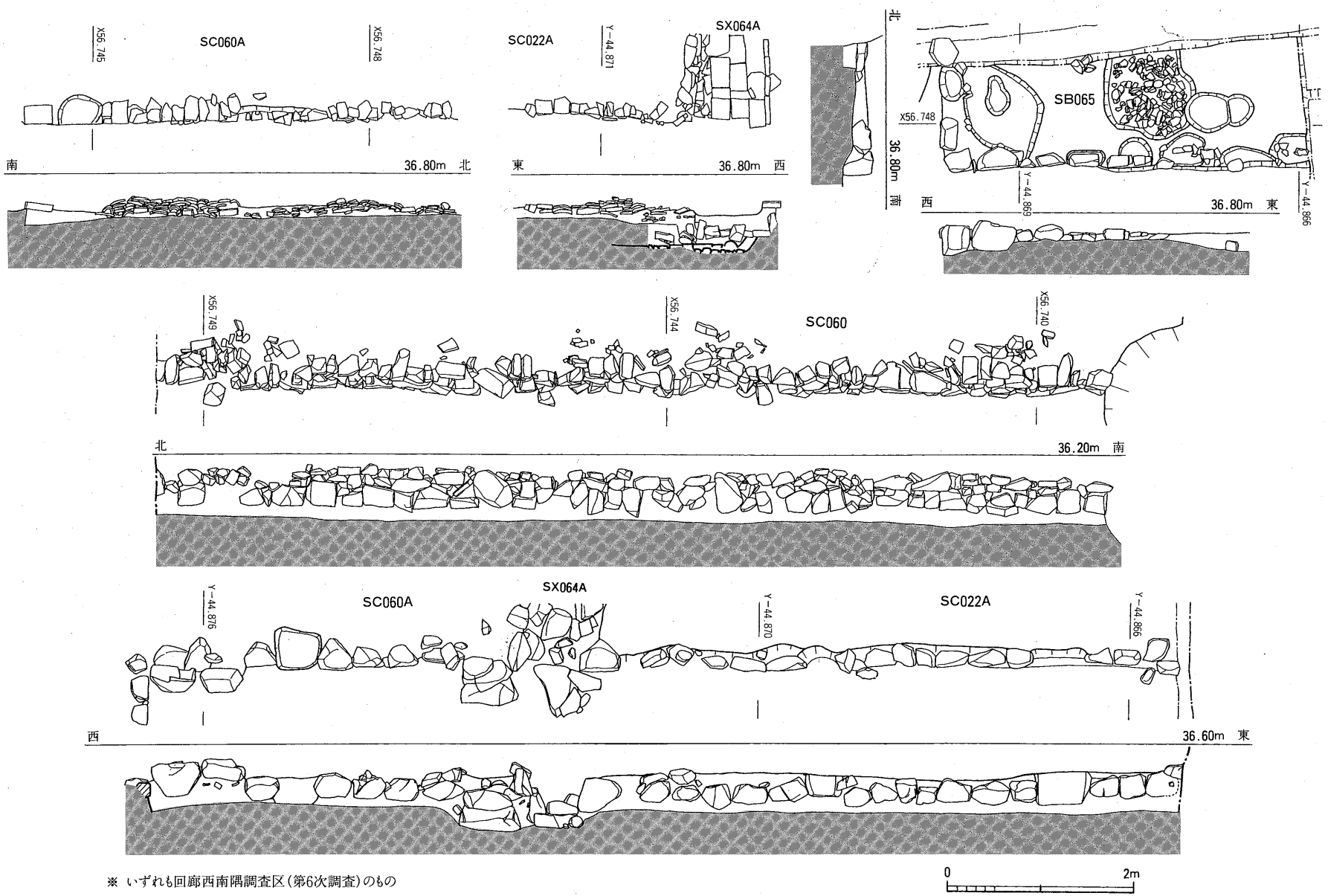


Fig.78 回廊SC022・060，建物SB065基壇化粧実測図（1/60）

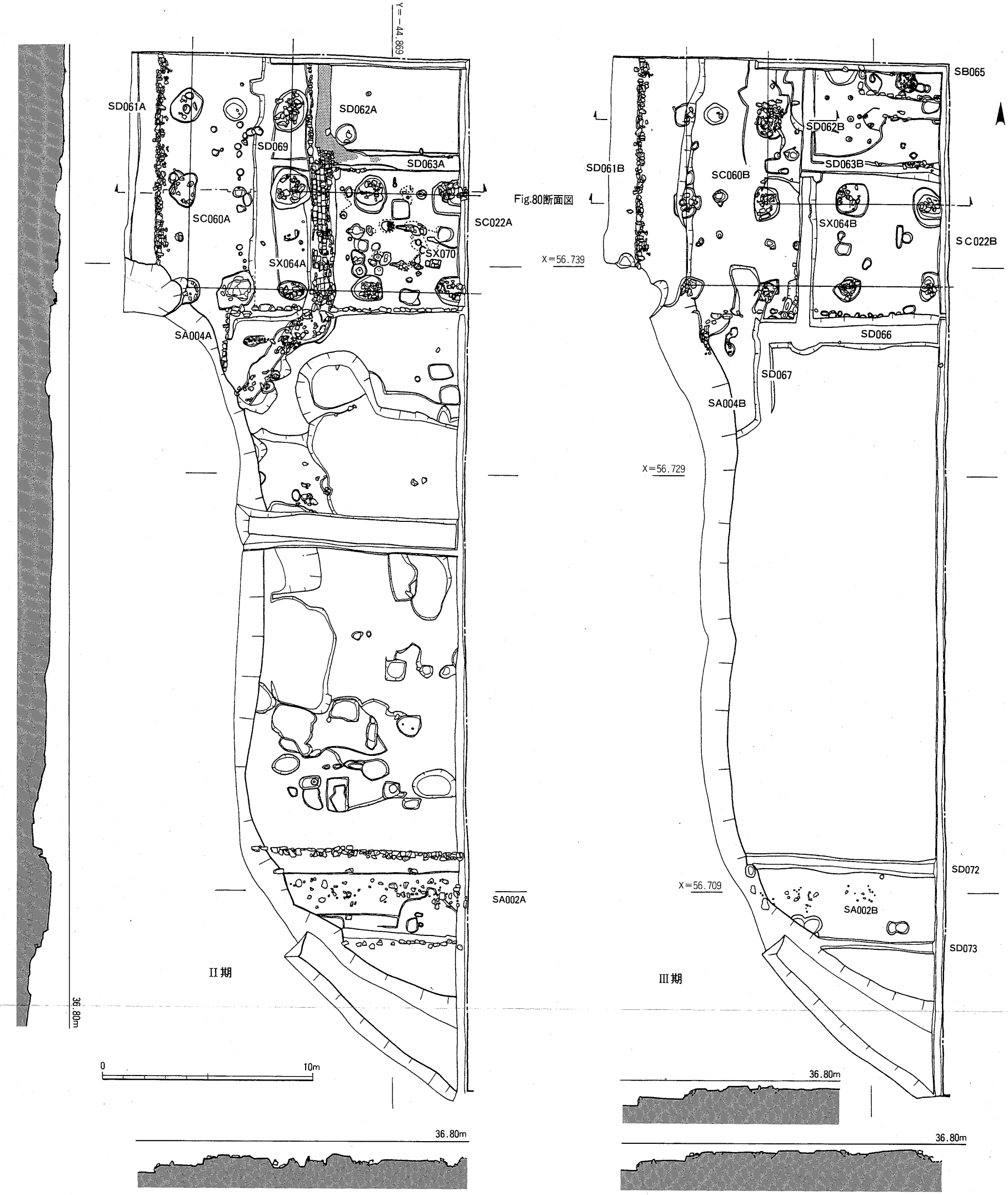


Fig.79　回廊西南地区遺構配置図（1/200）

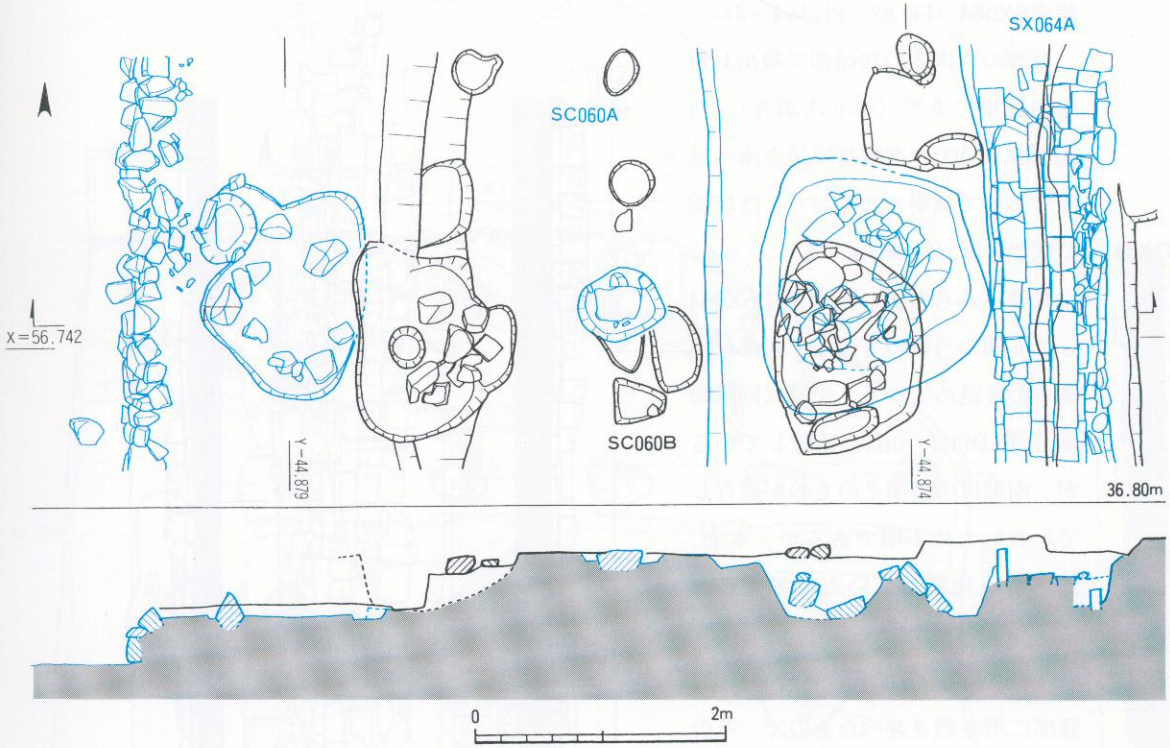
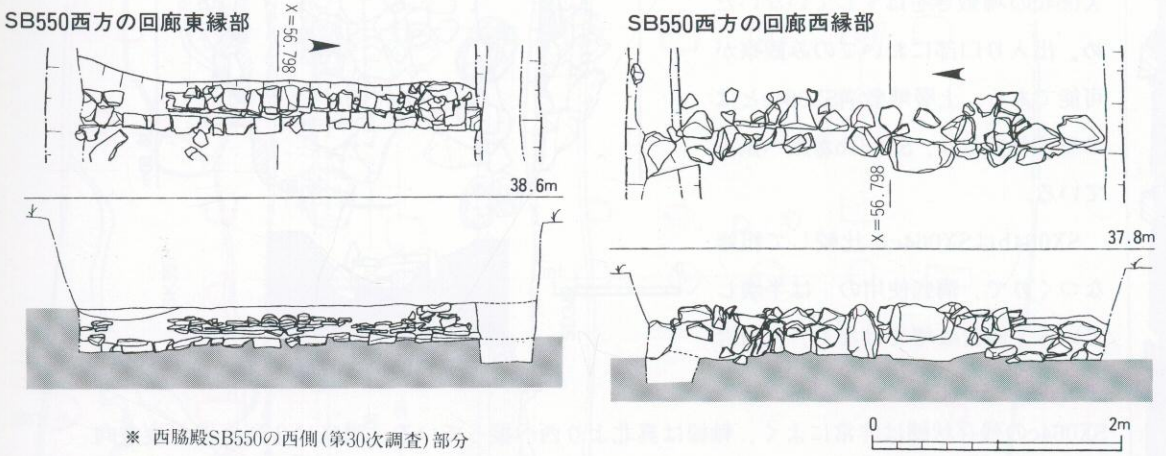


Fig.80　西面回廊SC060Ａ・Ｂ断面図（1/60）



※ 西脇殿SB550の西側（第30次調査）部分

Fig.81　西面回廊SC060基壇化粧実測図（1/60）

廊の心を中門の心に合わせている。

雨落溝SD061・062・063・066（PL.34-1）

SD061は西面回廊SC060の西側雨落溝で，ＳＤ062が東側雨落溝。SD063は南面回廊SC022の北側雨落溝で，SD066が南側雨落溝である。北から南に下がる現地形同様，SD061・062の排水も北から南側に流る。SD063・066の排水は東から西に流れ，暗渠SX064を通ってさらに前面築地東側雨落溝SD067へ流れ込む。築地外への排水は，回廊同様，コーナー部に暗渠を設け排水していたものと思われる。また，SD061の西側の立上りは不明瞭であったが，溝内には夥しい量の瓦が堆積していた。

溝内に多量の瓦

暗渠SX064（Fig.82，PL.34-1～3）

回廊の西南隅の接続部で検出した暗渠遺構である（第６次調査）。西面回廊SC060の東側基壇端を南へ延長する形で構築されており，ほぼ同位置で４回（SX064ａ・ｂ・ｃ・ｄ）の改修がみられる。最下部のSX064ａはⅡ期の当初のもので，底部に小礫を敷き詰めている。先端は回廊雨落ち溝SD062・063に連続しているが，南端は雨落溝そのものが遺存していないため不明であるが，本来，雨落溝に接続していたと考えられる。

4回の改修

次の，SX064b（下層塼敷溝）は，底部に塼を敷き並べたもので，その上層もSX064b同様，塼敷き（SX064ｃ－上層塼敷溝）である。上部のＳＸ064cの塼敷きをはずしていないため，出入り口部においてのみ観察が可能である。上層塼敷溝SX064cとはややずれており，SX064bが東へ振っている。

SX064bはSX064cに比較して粗雑なつくりで，溝底使用の　は半壊している。側壁は塼ではなく，花崗岩の石積みになっている。しかし，SX064cの残存状態は非常によく，軸線は真北より西へ振っている。溝底は３列の塼が縦方向に並列する。長さは回廊基壇幅と同じ6.90ｍで，幅0.75～0.80ｍ，深さ0.30ｍである。また，SX064b・cの先端は西南方向に屈曲している。

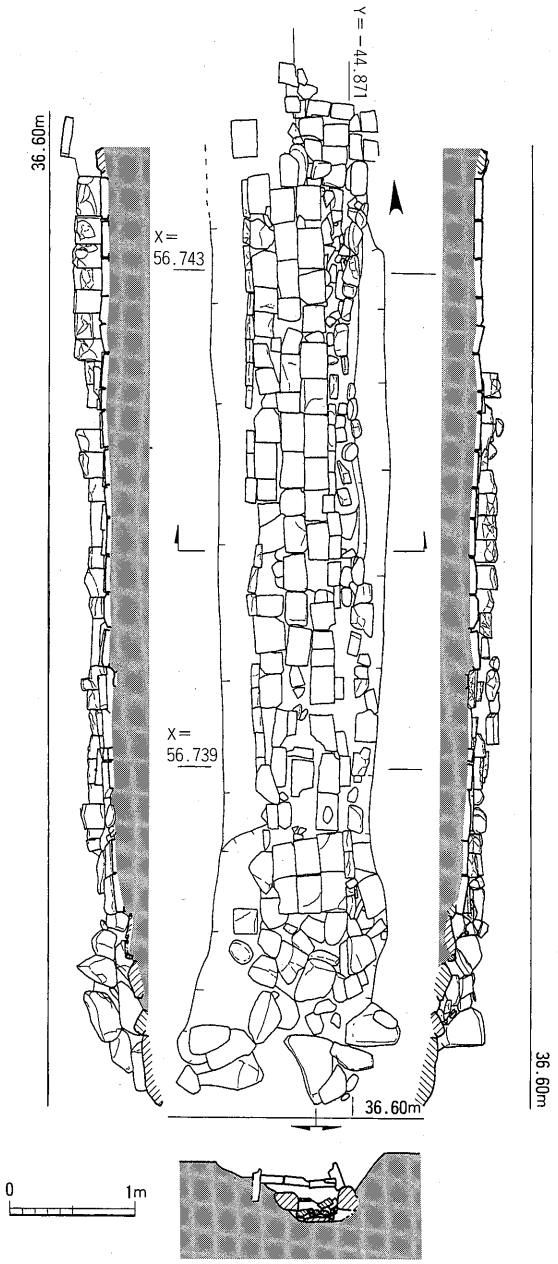


Fig.82　暗渠SX064ａ実測図（1/60）

最終段階の排水溝であるSX064dは素掘りの溝で，幅0.80ｍ，深さ0.25ｍを測る。溝の先端はⅢ期回廊雨落ち溝SD066に接続している。また，何れの時期も溝の上部には木蓋などを被せて蓋をしていたものと思われる。

北面回廊SC340・東面回廊SC350（Fig.84～87，PL.35～39）

2時期の回廊

北面回廊SC340と東面回廊SC350は，東北隅部の調査（第15次調査）で各２時期の回廊を確認できた。Ⅱ期の礎石はⅢ期礎石として再使用されたためか，根石が残存するだけである。Ⅲ期礎石が残存するので変遷が明瞭である。Ⅱ期の柱間は西南隅回廊SC060と同じく，桁行3.9ｍ，梁行4.65ｍである。北側柱列の中央３間分には塼を２列に敷き並べた壁持ちの地覆が残ってい

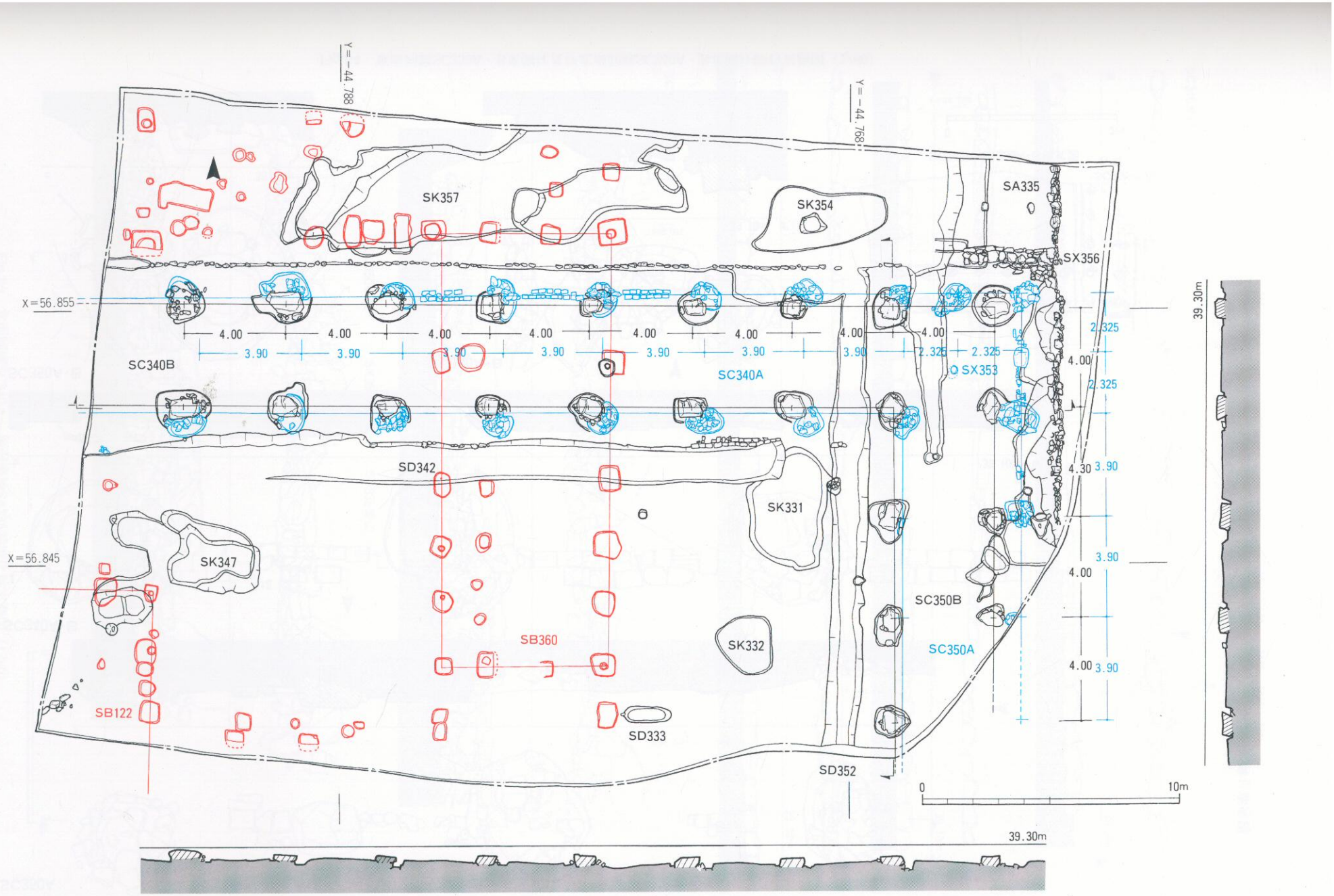


Fig.83　回廊北東地区遺構配置図（1/200）

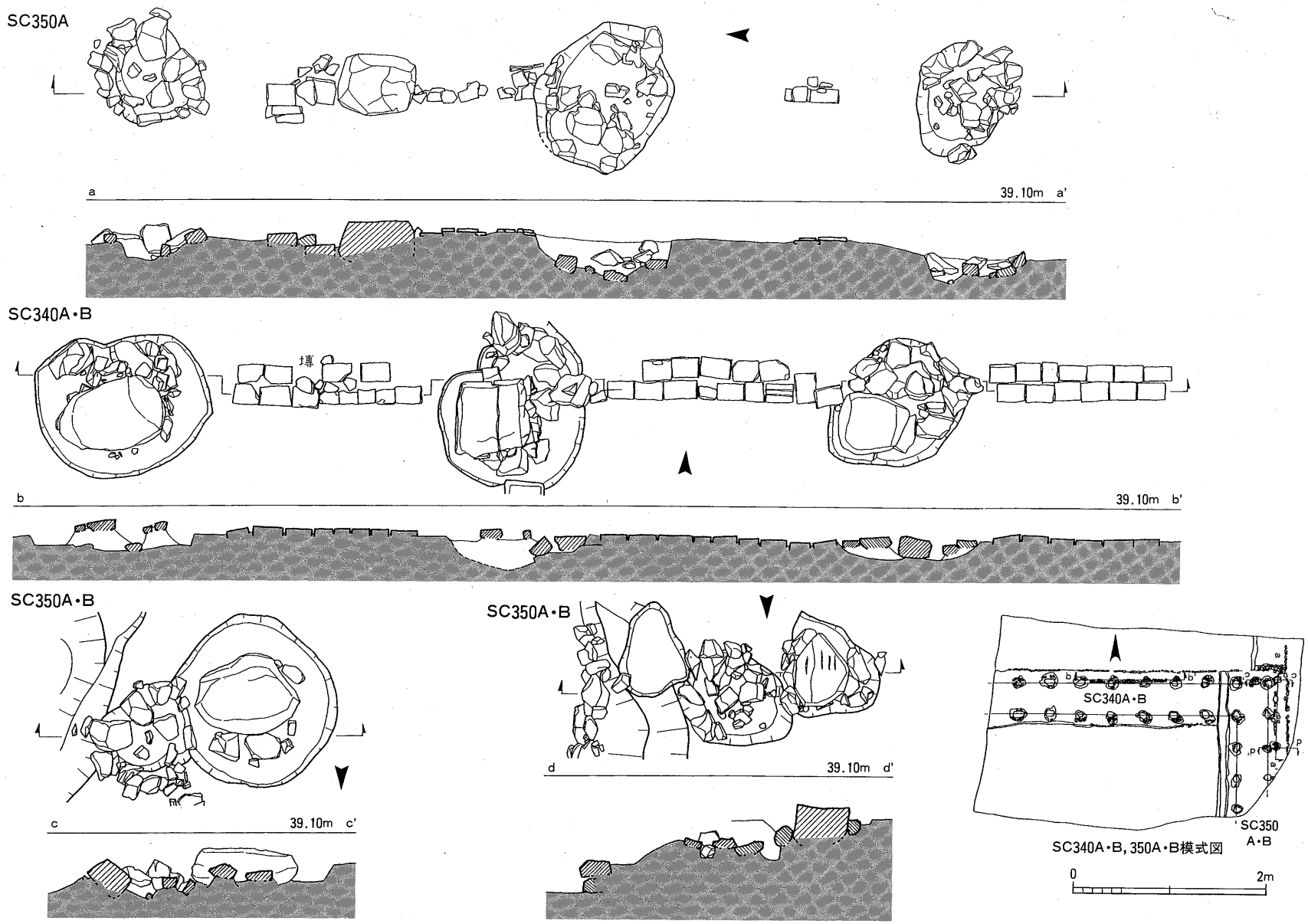


Fig.84　東面回廊SC350A・B東側柱及び北面回廊SC340A・B北側柱礎石実測図（1/60）

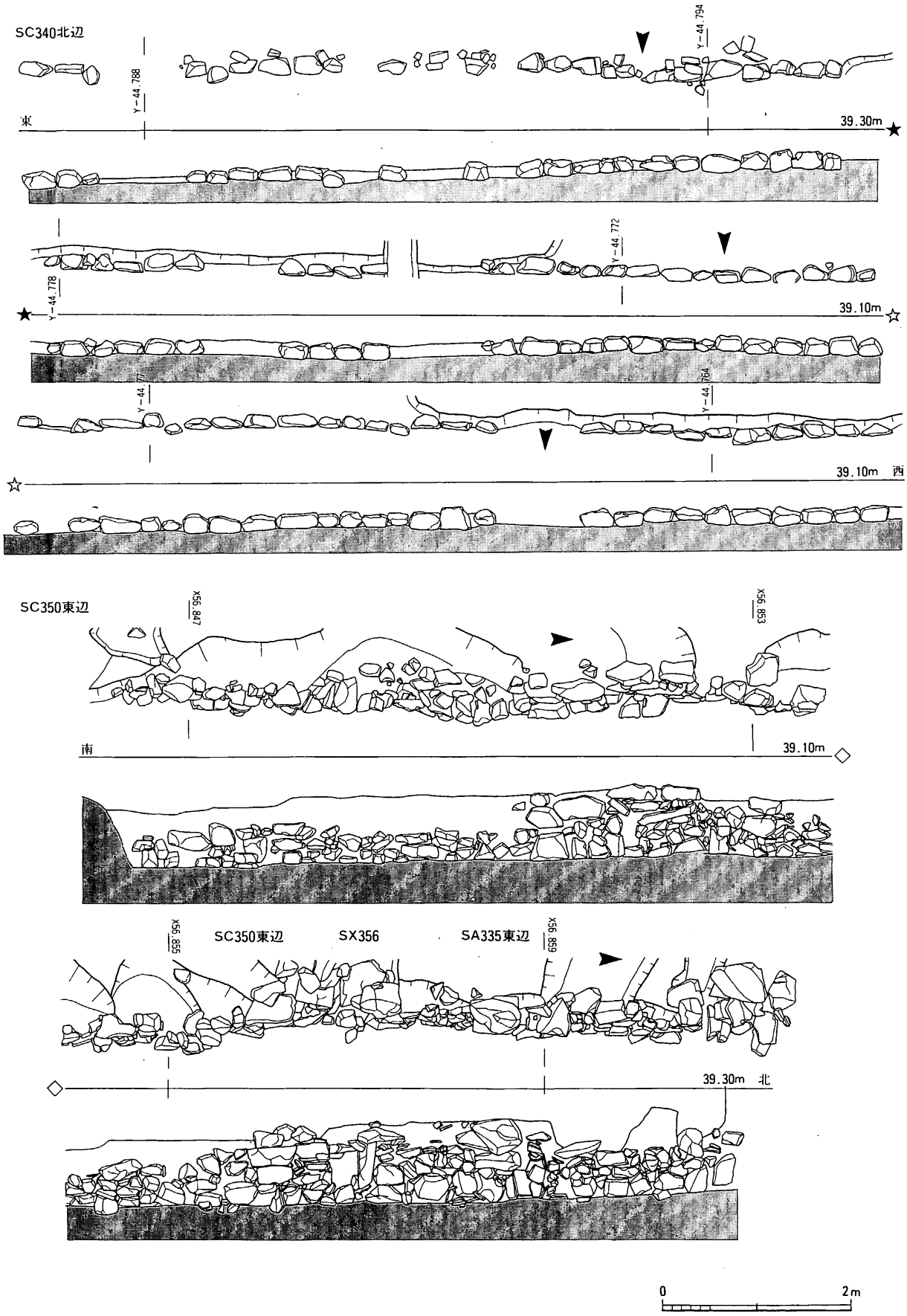
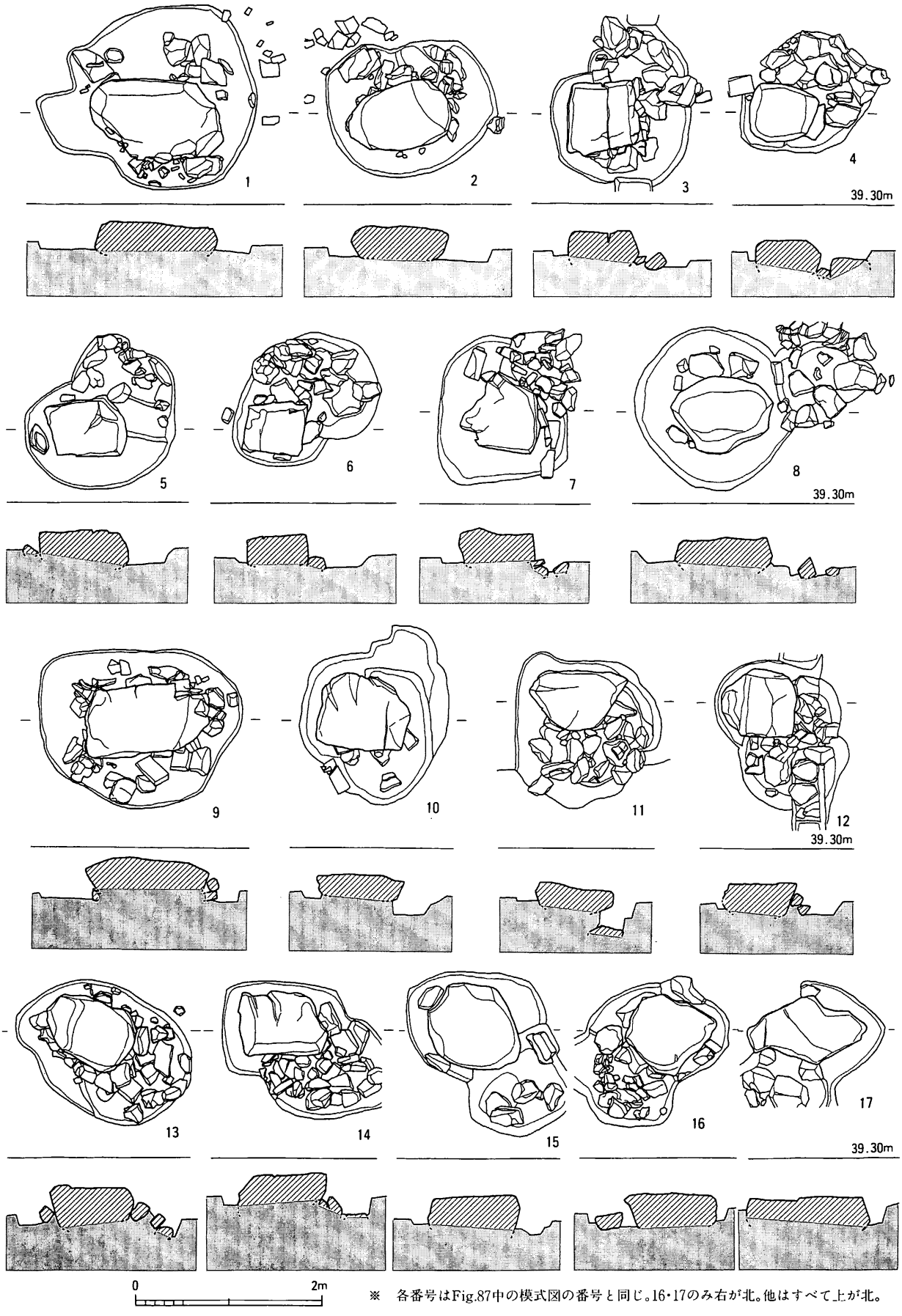


Fig.85 北面回廊SC340A，後面築地SA335基壇化粧実測図（1/60）



※　各番号はFig.87中の模式図の番号と同じ。16・17のみ右が北。他はすべて上が北。

Fig.86　北面回廊SC340Ｂ礎石実測図（1/60）

る。また，北面回廊SC340東端及び東面回廊SC350北端の梁間の中心位置には，前者が礎石，後者には根石が残存していた。当初，築地取り付き部の補強のためかと考えたが，築地との接続がない北面回廊の東端にも礎石が存在することから，取り付き部の補強と考えるのはやや困難である。

Ⅲ期礎石

Ⅲ期回廊SC340B・350Bの殆どの礎石は残存する。礎石は他の建物と同様，花崗岩で風化の著しいものも存在するが，いずれも柱座の造り出しはみられない。柱間は梁行・桁行とも3.90mである。東面回廊が北面回廊に取り付く1間分のみは，桁行が4.2mと広くなっている。これは，当初梁行が15.5尺であったものを後に，桁行に合わせる際，SC340の南側柱列を北へずらしたために生じた結果と考えている。そして，SC350においては，東側柱列を約1.0m，西側柱列を約0.3m西へ移動している。そのため，東側柱列の礎石心と基壇の側石との間隔が約2.7mと広くなっている。基壇そのものはⅡ期のそれを依然使用したため，東側部分は雨落ちによる傷みが激しい。また，北面回廊の東端礎石の上面と西端のそれには約0.3mのレベル差がみられ，正殿に接近するに従って，徐々に高くなる。正殿との取り付きは，正殿身舎の南側柱列と北面回廊の中心線とを合わせた形で接続する。

回廊全体の規模は基壇外縁で東西幅119.20m，南北幅120.75mであるが，内縁の距離は東西・南北とも106.10mである。また，北面回廊と南面回廊との柱間は，桁行・梁行とも規模に違いがみられる。これは，正殿・中門との取り付き状況の違いによるものであろうか。

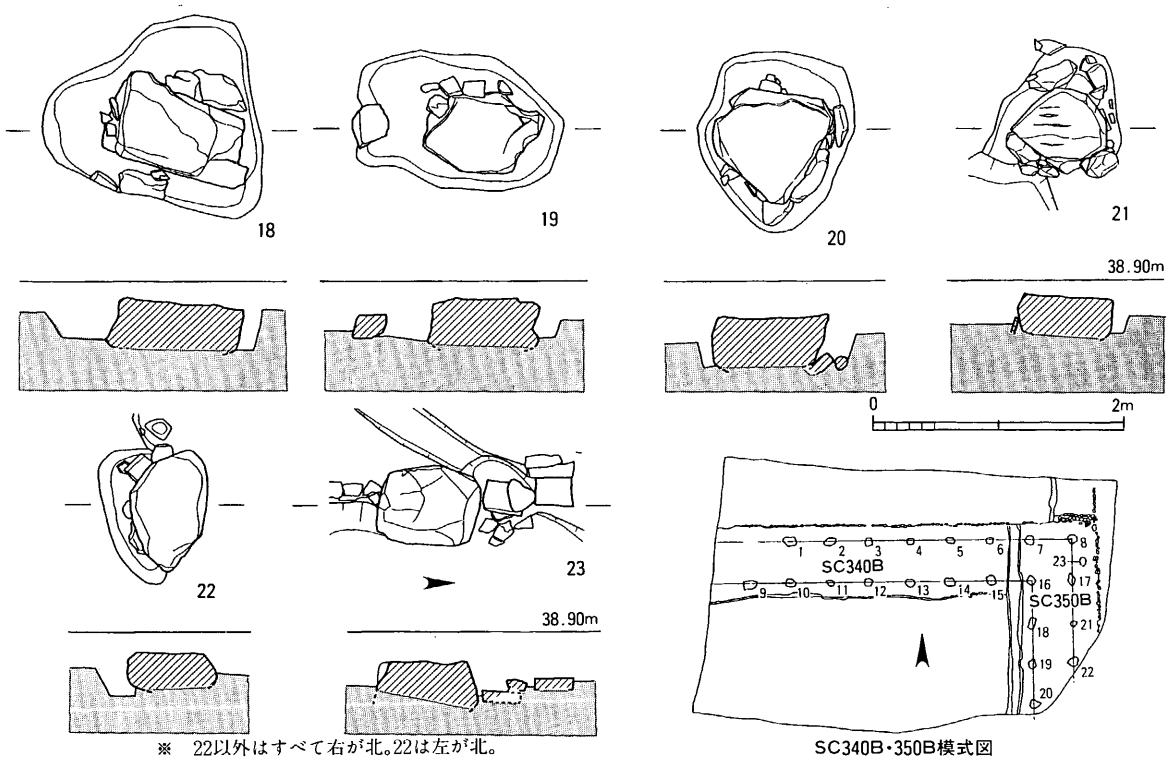


Fig.87 東面回廊SC350B礎石実測図（1/60）

雨落溝SD345（Fig.93）

SD345は後面築地SA335及び東面回廊SC350の東側雨落溝である。東面回廊の雨落溝と北方からの排水の役目を兼ねていたと考えられる。第15次調査では溝幅約3.5mを確認しているが，北側の東北築地隅部（第26次調査）では溝の痕跡は確認できなかった。

排水機能

暗渠SX356（Fig.88，PL.39-1・39-2）

東面回廊SC350と後面築地SA335との接続部で検出した。後面築地内の降水を築地外に排水するために設けられた暗渠で，塼敷暗渠SX064b・cとはやや構造的に異なる。底部には人頭大の上面が平坦な花崗岩を敷き並べ，側壁もそれと同じ大きさの石を立て並べている。長さ2.6m，幅1.20m，深さ0.20～0.40mである。西側の取水口に1枚；東側の排水口に2枚蓋石が残存しており，それからすると内径0.40mの断面正方形を呈する。

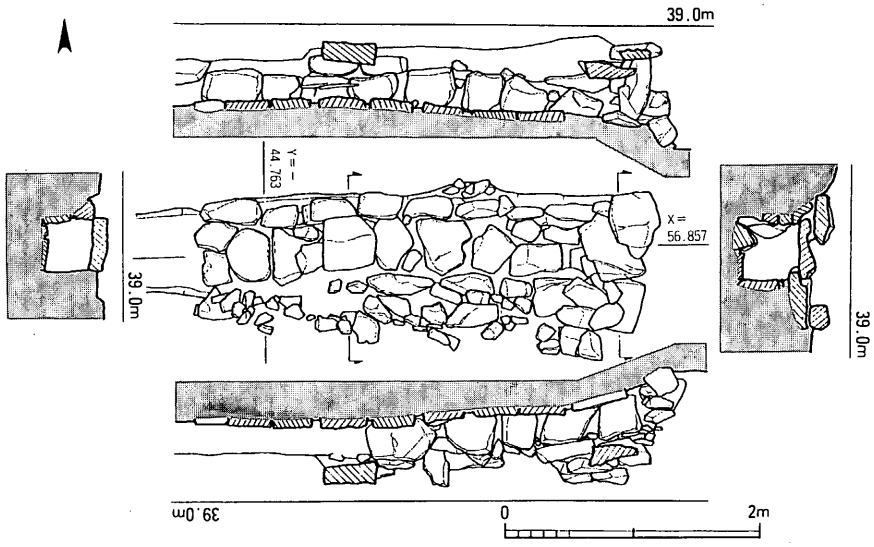


Fig.88　暗渠SX356実測図（1/60）

8）築　地

築地には南門から左右に伸びて南面回廊SC022に取り付く前面の築地と北門から左右に伸びて北面回廊SC340に取り付く後面の築地がある。前面の築地は，面する方位により南面築地（SA002）・東面築地（SA003）・西面築地（SA004）があり，後面の築地も同様に，北面築地（SA505）・東面築地（SA335）・西面築地（SA336）の番号を付した。

前面築地SA002・003・004（Fig.89～91，PL.40～42）

前面の築地は南門の梁の中心から東西に伸びる。南門地区の調査時（第1次）にSA002と南門との取り付き部を，回廊西南隅地区の調査（第6次）でSA002の延長部及び西面回廊と西面築地SA004の取り付き部を確認した。Ⅱ期の築地は基底部幅4.40m，築地本体幅2.20mで，その

版　築　箇所は0.25mの深さで掘り込み，拳大～人頭大の石を詰め込み版築を行っている。

西南隅部付近では，寄柱礎石4個が遺存しており，その柱間は桁行3.08m，梁行2.20mである。これらのことから，幅4.40mの築地基壇に基底部幅2.20mの寄柱を持つ築地本体を乗せ，両側に1.10mの犬走りを有する築地が復原できる。南門との取り付きは，築地の心と南門の心とを合わせている。回廊との接続には，基壇外縁の線を一致させている。

Ⅲ期の築地は残存状態が悪く，両軒側の雨落溝（SD072・073）を検出したのみであるが，それから復原すると基壇幅は2.90～3.20mが考えられる。また，前面築地の規模は，築地の心と南面回廊の心で南北長32.65m，東西幅116.50mを測る。

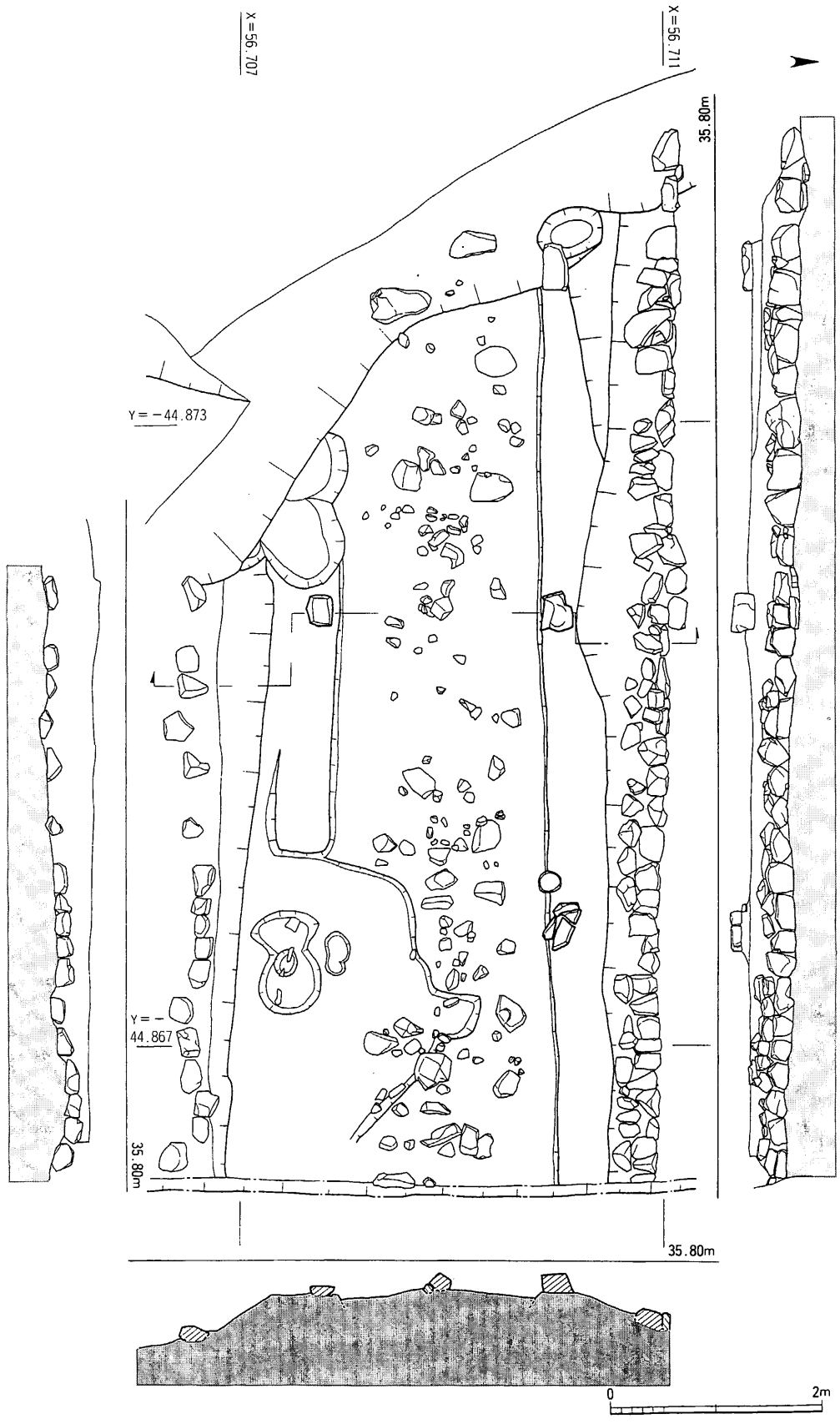
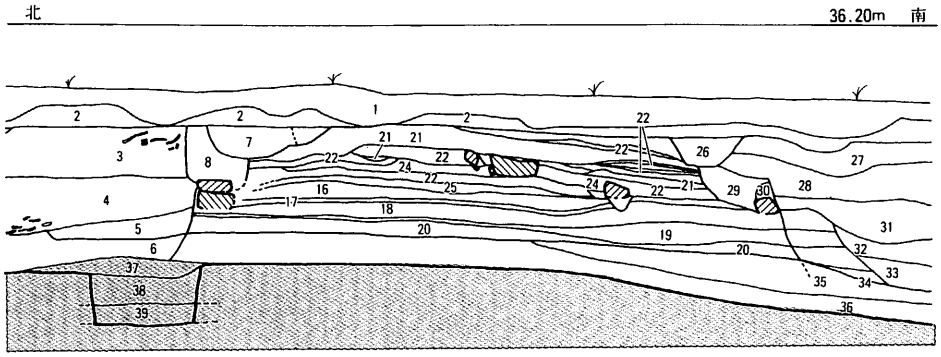


Fig.89　前面築地SA002基壇化粧実測図（1/60）



1　埋土
2　表土(耕土)
3　暗茶色土に類似しているが"やや暗い"(瓦・土器を含む)
4　暗茶褐粘質土(第Ⅱ期以降の瓦溜り、瓦、土器多し)
5　暗褐灰色土、赤褐土が部分的に混入、粘土質砂質土(瓦小片が少量)
　第Ⅰ・Ⅱ期築地雨落溝下底部であろう。上面は4の瓦溜りでカット。
6　淡茶黄色砂質土
7　黄褐色土(瓦多し、第Ⅲ期築地雨落溝)
8　暗褐色土(炭化物少量、遺物少量。第Ⅰ・Ⅱ期築地側石抜取穴)
16　茶灰砂(粗砂)
17　黄灰色土(土器)
18　16と同じ
19　淡茶褐色砂質土
20　灰黄色土
21　暗黄色土(遺物少量。赤褐色土を部分的に混入、第Ⅲ期築地積土、やや軟質土)
22　赤褐色粘質土(遺物なし。築地中央(本体部)に石を入れる)
24　暗褐砂質土(遺物少量)
25　暗茶褐砂質土(遺物なし)
26　7と同じ
27　軟質
28　4と同じ
29　下層築地側石・抜取穴21に類似する土
30　赤黄褐色粘質土(瓦含む、下層側石埋土)
31　5と同じ
32　茶黄色土(砂質土、土器、少量含)
33　6と同じ
34　暗灰色細砂層
35　暗茶灰色砂質土(細砂、古式厚手瓦)
36　暗灰色土(粘質土、遺物あり)
37　灰白色砂層(細砂、遺物なし)
38　37に類似
39　荒砂　遺物なし

Fig.90　前面築地SA002土層図（1/60）

雨落溝SD072・073

SD072はⅢ期前面築地SA002Bの北側雨落溝で，SD073はSA002の南側雨落溝である。幅はSD072が0.60m，SD073は0.30mで，築地内のSD072の方が幅広である。また，雨落溝内には瓦が大量に堆積しているが，堆積状況は屋根から滑り落ちたままの状態にあり，築地が崩壊したまま放置された状況を示している。

雨落溝SD067

SD067はⅢ期西面築地SA004の東側雨落溝で，暗渠SX064dに接続し，南側に排水する。

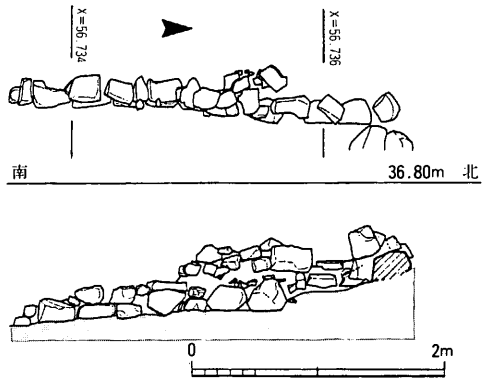


Fig.91　前面築地SA004側面図（1/60）

後面築地SA335・336・505（Fig.92～94，PL.6-3・16-1・16-2・30-1・30-2・43）

後面の築地は回廊東北隅地区の調査（第15次）で北面回廊と東面築地SA335の取り付き部を，築地東北隅部の調査（第26次）で東面築地SA335と後面築地SA505を，北門地区の調査（第41次）で後面築地SA505を確認した。

Ⅱ期築地　Ⅱ期は基底幅3.30mで，中央に版築の部分があり，この範囲が築地本体とみられ，その幅（基底部）は1.50mである。

Ⅲ期築地　Ⅲ期の築地基壇幅は3.60mとⅡ期よりやや広くなっているが，築地本体については不明である。築地の基壇化粧はⅡ期・Ⅲ期とも花崗岩の自然石を用いた乱石積みである。Ⅲ期の築地は第26・41次の調査結果では明瞭でなかったが，北面回廊との取り付き部の暗渠SX356の長さから築地基壇幅を3.60mに復原可能である。また，第41次調査では基壇中央に幅1.50mで，版築が認められる。これを築地本体と考えると築地本体の外側に0.90m，内側に1.20mの犬走りを復原できる。また，後面築地の規模は，築地の心と北面回廊の心で南北長60.75m，東西幅116.50mを測る。

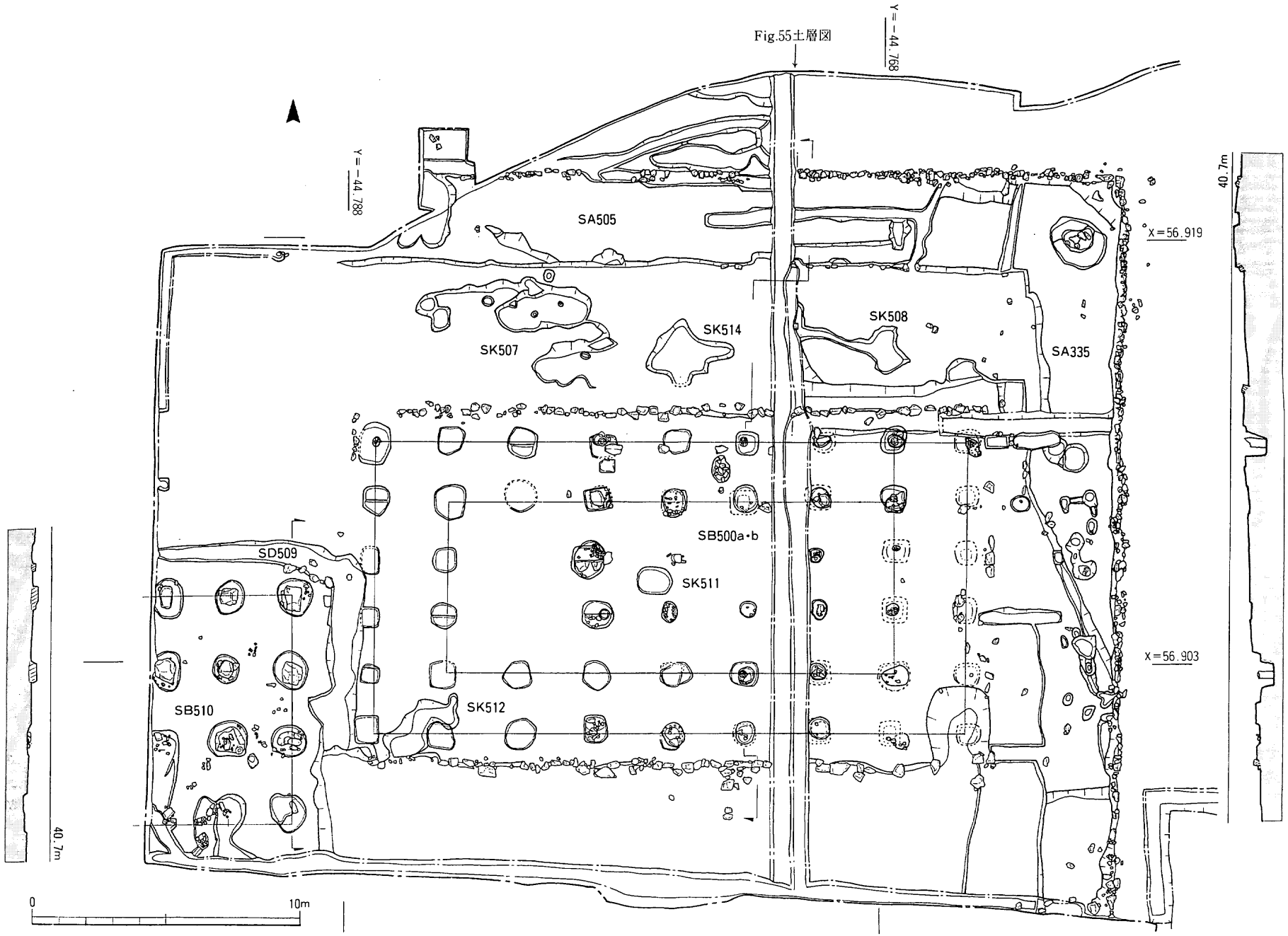


Fig.92　後面築地地区遺構配置図（1/200）

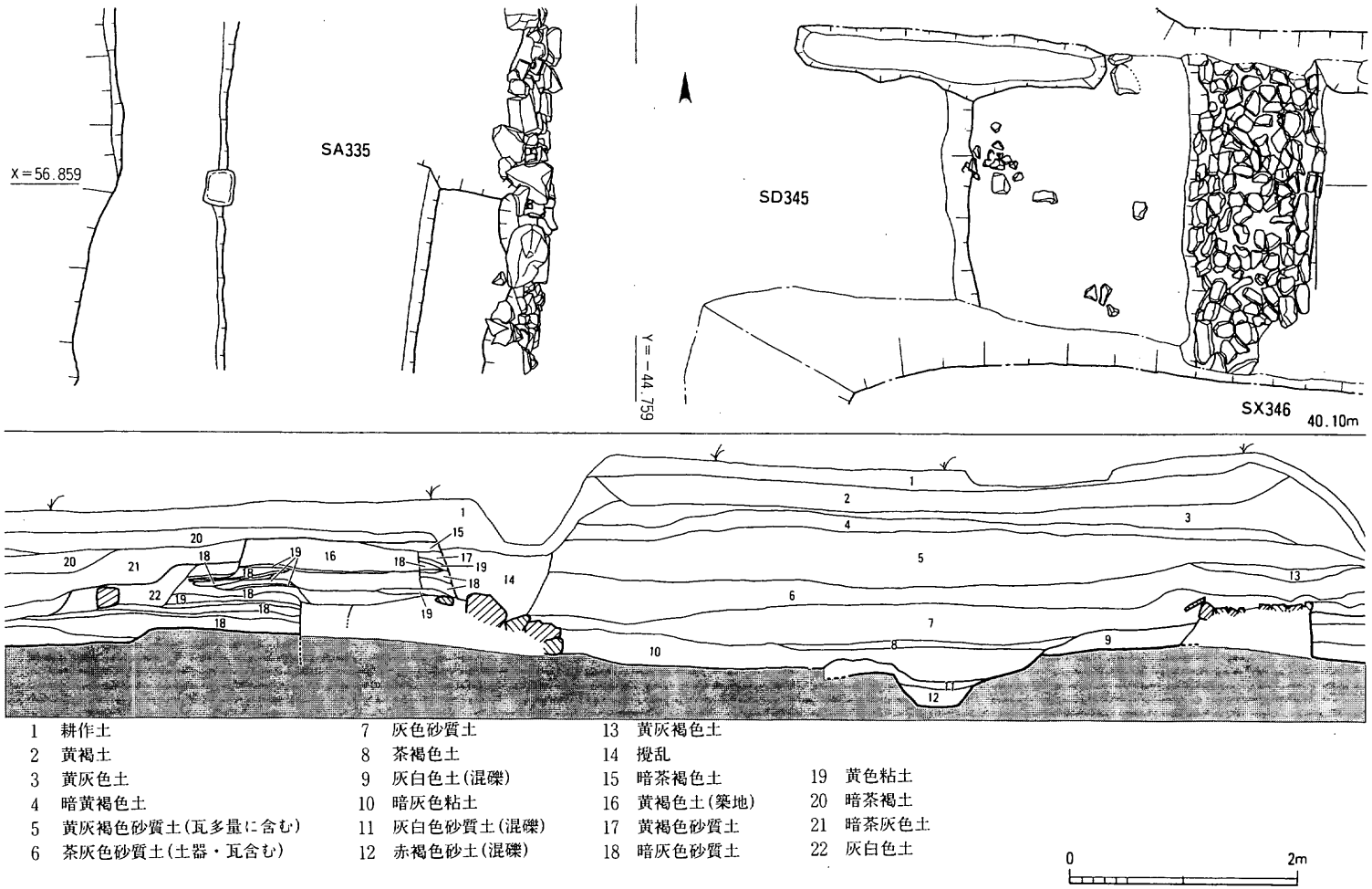


Fig.93　後面東築地SA335，南北溝SD345，石敷遺構SX346実測図（1/60）

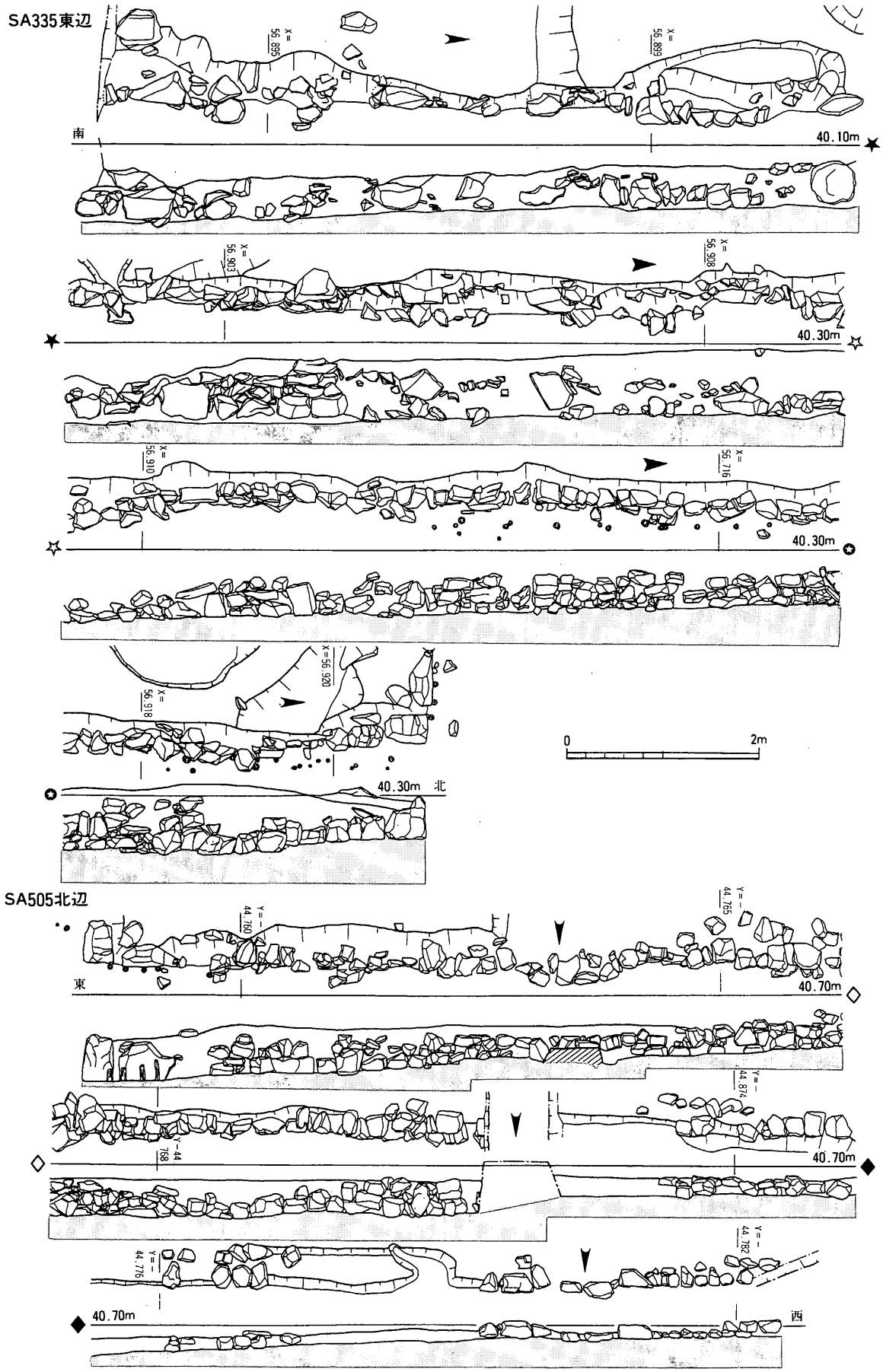


Fig.94　後面築地SA335・505基壇化粧実測図（1/60）

9）内　庭

回廊で囲まれた内部は111ｍ×117ｍのほぼ正方形の空間となっている。この空間には東西に各２棟の脇殿が存在する。脇殿はいずれも，回廊寄りに建てられており，その建物間の距離は約60ｍである。この距離は回廊の心々距離111.60ｍの約1/2にあたり，その分については空閑地となっている。正殿と南前方に位置する中門との距離は約117ｍであり，約60ｍ×117ｍ（7,020㎡）が内庭ということになる。

儀式の場

この内庭については，宮殿のそれと同じ性格と考えることが可能ならば，単なる空間ではなく，儀式を執り行うための重要な場であったとみられる。都宮では即位や朝賀の重要な儀式がここで行われた。脇殿が回廊寄りに近接して建てられているのも，空閑地をできるだけ確保するための配置とみてよかろう。内庭については，部分的にトレンチを設定して調査しただけで，必ずしも十分に行っていないが，その結果から得られた知見では，正殿や脇殿の周辺部は表面が比較的平らな玉石を敷いているが，中央部分は砂利敷きであったようである。以下，検出した石敷遺構・瓦敷遺構について記す。

石敷遺構

SX081（Fig.95，PL.44）

東脇殿SB085前面で検出した（第30次調査）。SB085基壇の西北隅と北側に設定した調査区により東脇殿の前面も西脇殿と同じく玉石敷きであることが確認された。玉石敷きの北辺部では，東西幅８ｍの石敷きであることが確認されている。西脇殿SB550内側の石敷SX551は東西幅約５ｍで，必ずしも一定していない。SX081の北端の２列は北に面を揃えて直線に並べられており，一種の見切り状になっている。この線を西に延長した場合，正殿前面の石敷SX130の線とは約2.5～4.0ｍの間隔があり，一致していない。SX130とは連続しないで，意図的に一定の距離が設けられていたとも考えられる。すなわち，正殿前面の石敷SX130は独立したもので，特定の性格を有していたとみられる。それは，平城宮第１次朝堂院の大極殿の前面にみられる「龍尾壇」様のものとすることはできないであろうか。

「龍尾壇」様の石敷

SX130

正殿前面の石敷遺構である。全体的には残存状況はあまり良好とは言えず，中央付近では比較的残りが良いが，東・西では後世の攪乱を受け，かなり抜き取られている。そのため，正殿に対して長方形に石敷きされるのかは不明である。土層の観察からⅡ期当初の整地面に配されるものと，再整地された面に配されたものとがある。これは，一部修復が行われたことを示している。この時期についてはⅢ期とみられる。概観すると正殿の建物近くは石が小さく南に下るにつれて大きくなるようで，正殿との接続箇所から南に５ｍほどは水平であるが，さらに南にいくに従って徐々に低くなっていく。

約30cm段差

1999年の調査では，この石敷きの南端で約30㎝の段差がみられたので，この石敷きは内庭の部分でも一段高く位置し，特別の性格をもった場所であるとの認識で，平城宮の類例から「龍尾壇」と想定していた。今回の調査では，近世の耕作地となっており，攪乱により層位的に明確な結論を得ることはできなかった。しかしながら，石敷きの配置状況や斜面際に石が貼り付く状況，後述する脇殿の石敷SX551とのレベル差などを考慮すれば，SX130の南の際で段差があったことは否定できない。

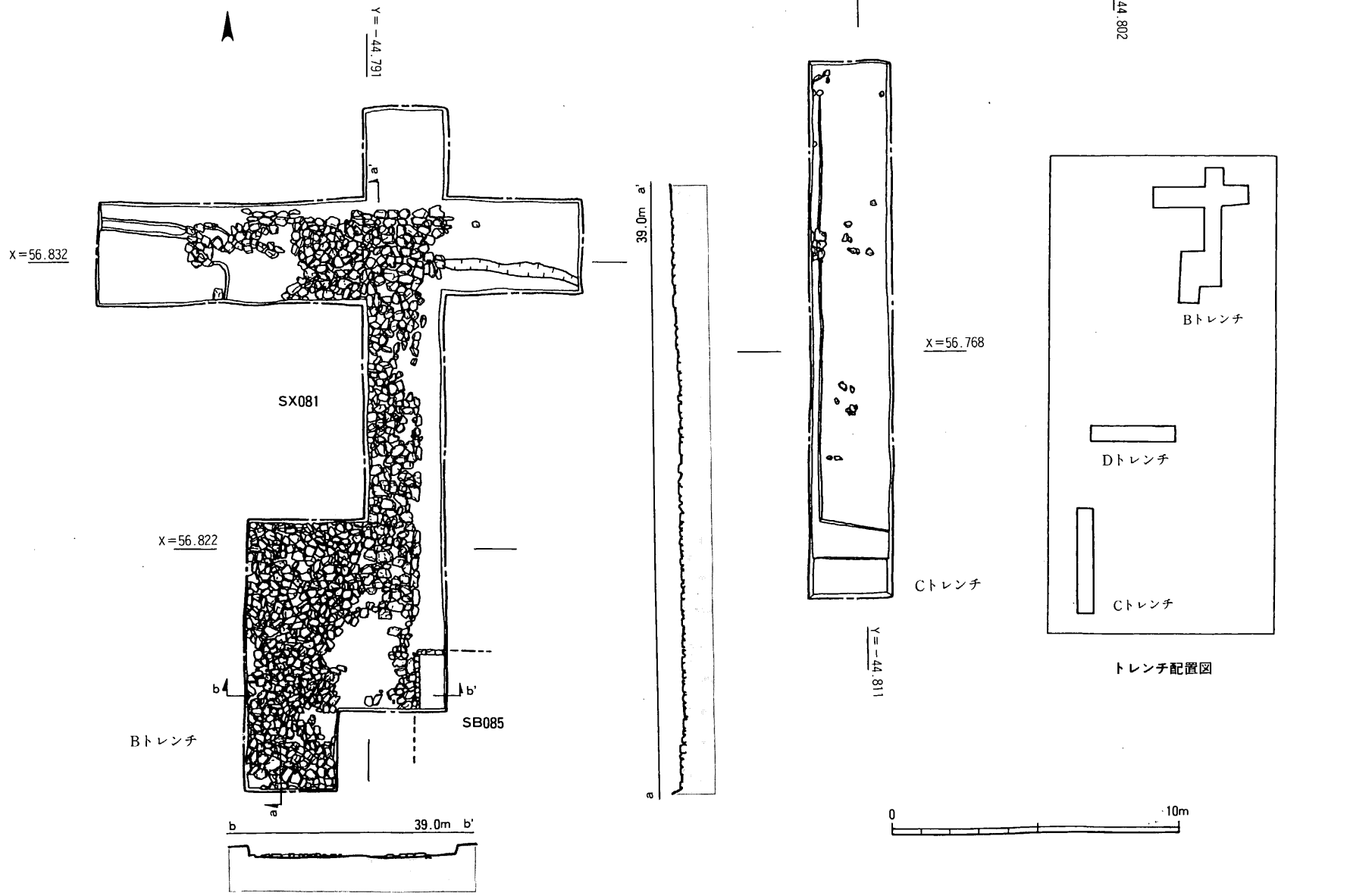


Fig.95　石敷遺構SX081実測図（1/200）

SX551（Fig.62，PL.19）

西脇殿SB550の内側にある玉石敷きである。石の大きさは20㎝前後で，正殿前面の石敷SX130や東脇殿の石敷SX081に比較して，やや小さい。幅は５ｍで，東脇殿のSX081と比べて狭い。本来，左右対称であれば，幅等も合わせるはずであるが，必ずしも一定していない。建物の周囲にあるのではなく，前面にのみに設けられている施設で，しかも南側の中門付近ではそれらしきものはみられない。そして，中央部の一帯は玉石敷きではなく，西脇殿の状況では砂利敷きが想定される。

砂利敷

SX083・084（Fig.96）

SX083・084は，西脇殿北側の第30次補足調査Eトレンチで検出した。位置的には内庭部の西北隅部付近にあたる。SX084は長さ約５ｍのＬ形の玉石列を２列南北に繋げたもので，この石

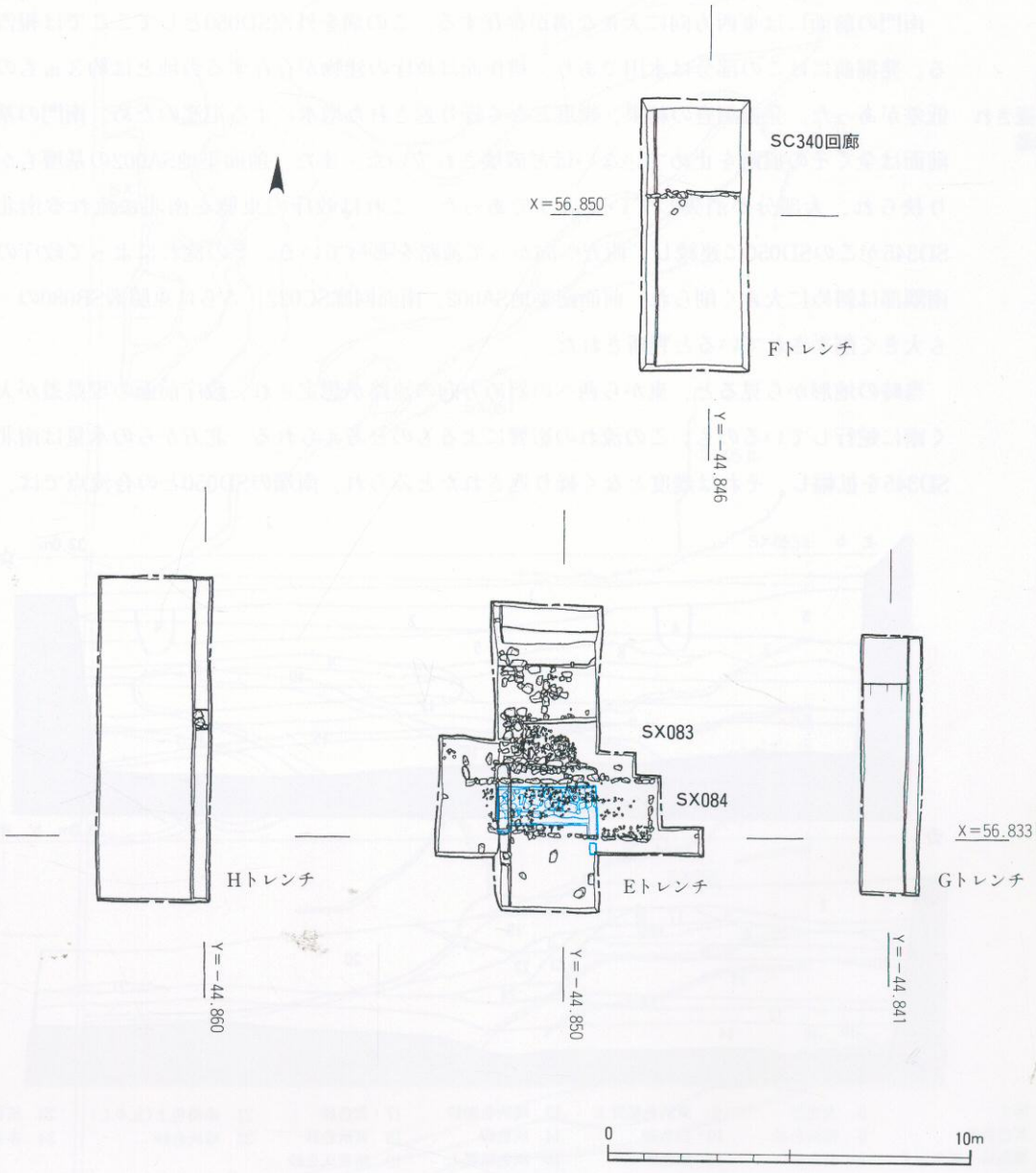


Fig.96　石敷遺構SX083・084実測図（1/200）

列に囲まれた内部には小さな礫が敷かれている。SX083はその0.45ｍ下で検出した石敷で，上・下２層ある。下層のものは最南列の玉石が溝の側石状に一段高く積まれており，東西に伸びる玉石溝状を呈する。上層のものは，玉石がかなり抜かれているものの広範囲に広がるものと予測される。これらの石敷きに関しては，調査範囲も狭小であるため詳細は不明。

瓦敷遺構

SX134（Fig.44）

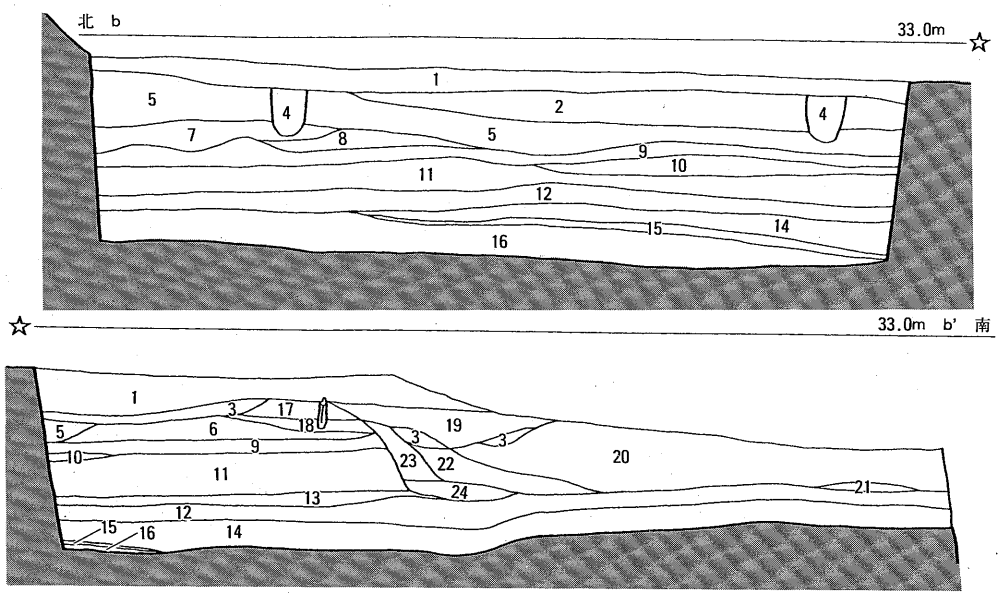
正殿地区前面東端部で検出した瓦敷きで，10～15㎝ほどの大きさの瓦片を敷き詰めている。石敷SX130から一段下がっているが，南側の石敷SX081とのレベル差はほとんどなく，平面的にも揃っていることから面的には，ここまで連続するものとみなせる。

10）外　湟（Fig.97・98，PL.45-1）

南門の前面には東西方向に大きな溝が存在する。この溝を外湟SD050としてここでは報告する。発掘前にはこの部分は水田であり，耕作面は政庁の建物が存在する台地とは約３ｍもの高低差があった。発掘調査の結果，幾度となく繰り返された増水による氾濫のため，南門の基壇前面は全くその痕跡を止めていないほど破壊されていた。また，前面築地SA002の基壇もかなり抉られ，大部分が消失しているようであった。これは政庁の東側を南北に流れる南北溝SD345がこのSD050に連続し，西方へ向かって流路をとっている。その流れによって政庁の東南隅部は斜めに大きく削られ，前面南築地SA002，南面回廊SC022，さらに東脇殿SB080の一部も大きく削平されていると判断された。

繰り返された氾濫

当時の地形から見ると，東から西への斜め方向の流路が想定され，政庁前面の現県道が大きく南に蛇行しているのも，この流れの影響によるものと考えられる。北方からの水量は南北溝SD345を拡幅し，それは幾度となく繰り返されたとみられ，南端のSD050との合流点では，か



1　床土
2　黄色粗砂
3　黒色粘土ブロック
4　暗渠
5　黄色砂
6　暗灰色砂
7　黄色砂
8　黄灰色砂
9　黄灰色粘質土
10　白色砂
11　灰色砂
12　黒色粘土
13　暗灰色細砂
14　灰色砂
15　灰色粘質土
16　暗灰色砂
17　黄色砂
18　黄灰色砂
19　暗黄灰色砂
20　暗青灰色砂
21　赤褐色土（瓦多し）
22　暗灰色砂
23　灰青色砂
24　赤黄褐色土（瓦多し）

0　2m

Fig.97　外湟地区中央部南北土層図（1/60）

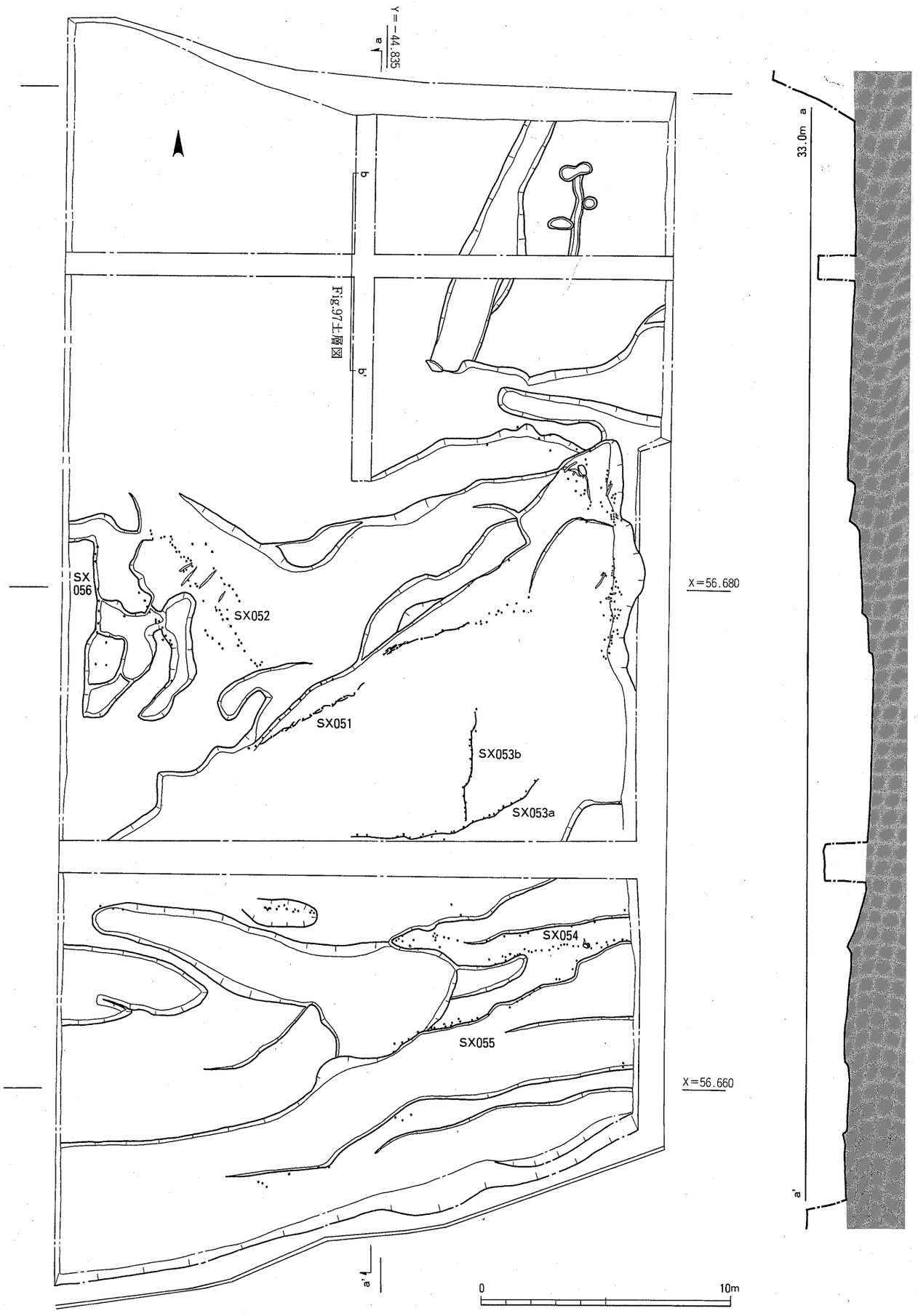


Fig.98　外湟地区遺構配置図（1/200）

なりの勢いで南下していたと想定される。現代にまで及ぶ度重なる増水は，政庁の建物が存在する台地東南部を削り取っていったようである。

発掘調査の状況では，湟全体が近世までこの流れによって攪乱を受けており，当初の外湟の平面形を想起できないものであった。辛うじて残る数条の並んだ杭列と，おそらく護岸としてなされた「しがらみ」SX051～056の状況から，ある時期の溝なり，流れを想定することはある程度可能ではあろう。しかしながら，層位や出土遺物から杭列や「しがらみ」の時期を特定できない。地形的には南門の前から南に向かって緩やかな傾斜で下がっているが，流れの抉りによって発掘区の中央部分が最も深くなっており，南門近くとの高低差は1.5mにもなる。

しがらみSX051・052・053・054（Fig.98・99，PL.45-2・45-3）

「しがらみ」は杭列の方向から東北－西南方向のSX051・053a・055，西北－東南方向のSX052，東西方向のSX054，南北方向のSX053b・056の4組に大別できる。これらの「しがらみ」の中で，溝条の窪みと合致するのはSX051・053a・055である。特に，SX051とSX053a間は溝状になっており，同一時期の相対する護岸であった可能性が考えられる。また，SX055も先のSX051・053aと同一方向を取っており，一連のものとする事ができる。先記したが，政庁の台地東南隅部は大きく斜め方向に抉られており，その方向とSX051・053a・055がほぼ同じ方向であることが注目される。つまり，ある時期にはこのような流路があったとみられる。

同一方向性をもつ

しかし，この斜めの流路は当初のものではなく，後世の可能性が強い。なぜならば，当初の溝なり湟は政庁の軸線に沿って設定されるはずである。そのことからみると，軸線に直交する南門近くの段差は，当初の溝の肩の痕跡である可能性が考えられる。そして，その方向に合う南側の肩部をSX054が示しているともみることができる。

以上，述べてきたことを勘案しながら，あえて「しがらみ」の時期的な先後関係を求めるならば，SX054→SX051・053a・055となろう。また，SX052やSX056は，東から西への流路を考え

先後関係

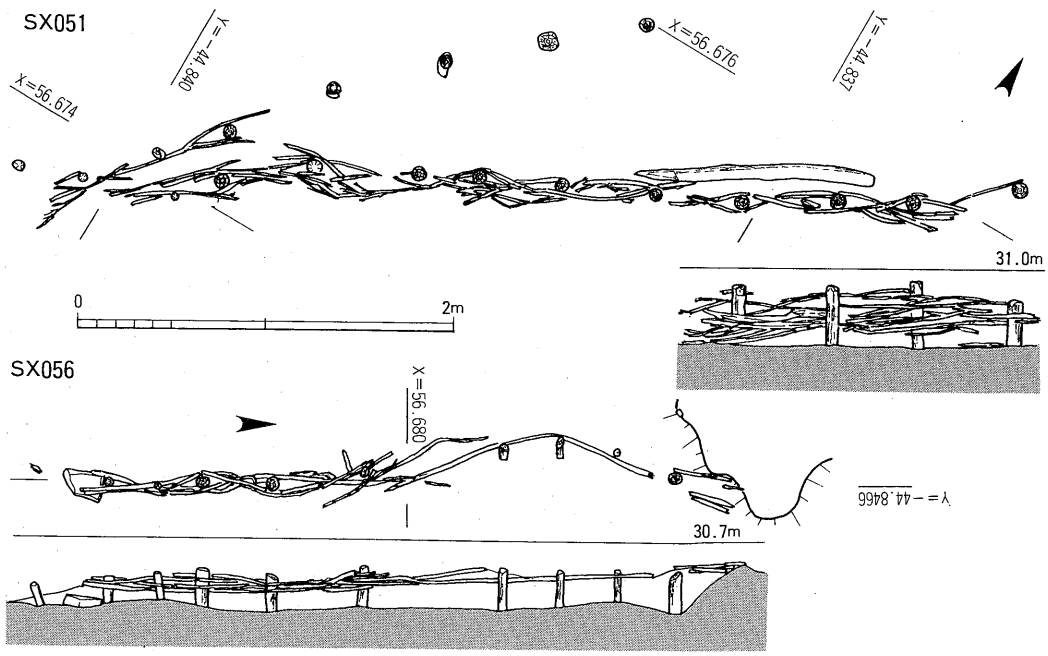


Fig.99　しがらみSX051・056実測図（1/40）

ると逆行するので，部分的なものと考えられる。いずれにしても，当初の形を窺うことができないほど，その流水は激しく，氾濫が重なったことを物語っている。

11）その他の遺構

1　土　壙

SK011（Fig.100）

瓦廃棄土壙

南門基壇のすぐ西側で検出した（第１次調査）。南門のⅢ期造営に伴う瓦の廃棄土坑（瓦溜）である。平面形は円形を呈し，径2.70ｍ，深さ0.60ｍ前後である。ここから「安楽之寺」銘を追刻線で消した叩きの瓦（904Ab形式）が出土している。安楽寺は延喜３年（903）配所で没した菅原道真の霊を祀るべく創建された寺である。この904Ab文字瓦は，その下限年代として10世紀前半を下らないもので，Ⅲ期造営年代を10世紀中頃に位置付けることが可能である。

「安楽之寺」銘

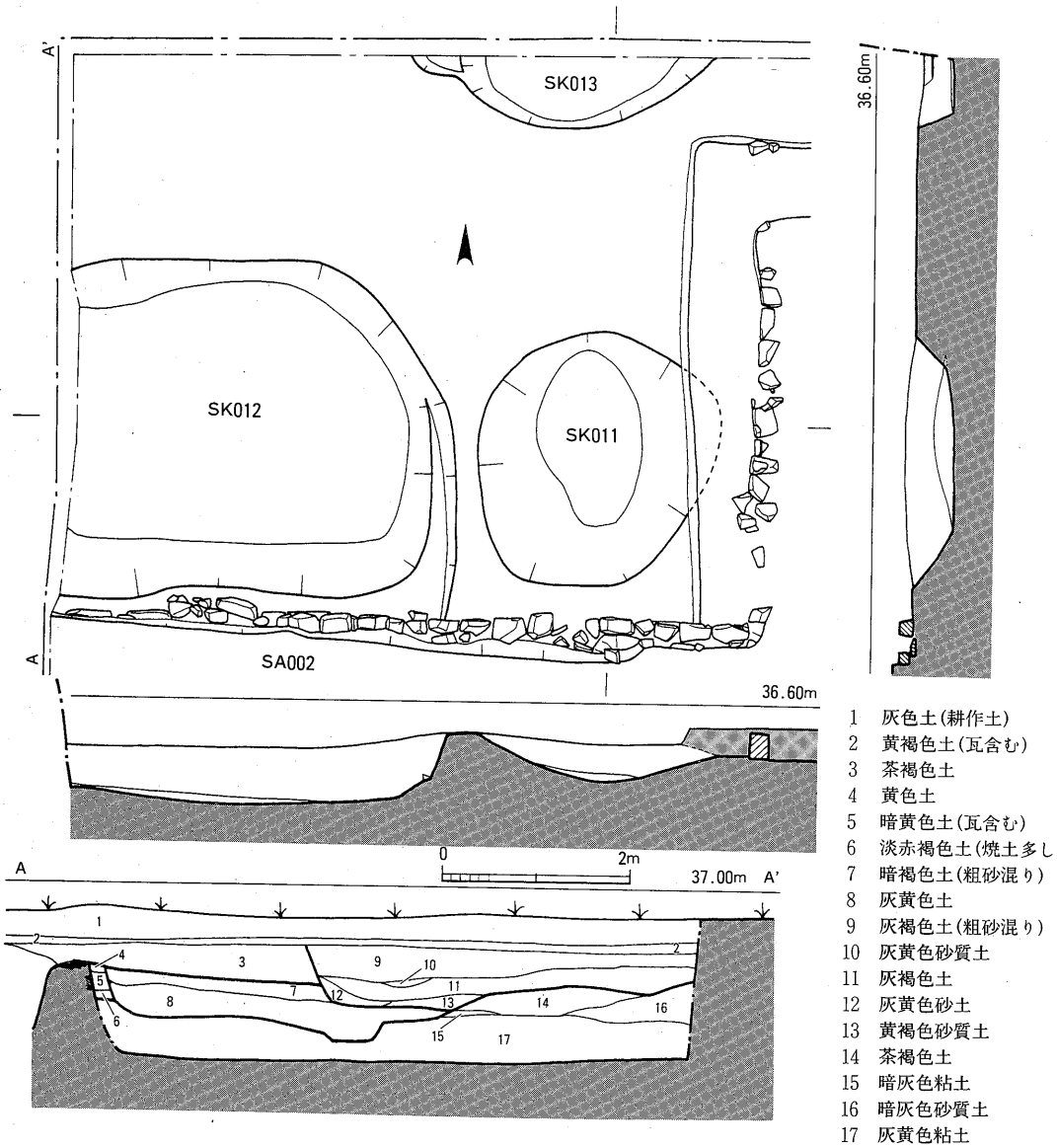


Fig.100　土壙ＳＫ011・012・013実測図（1/80）

SK012（Fig.100）

SK011の西側に接して掘られた瓦の廃棄土壙である。長円形を呈し，西側へは更に広がる。南北は3.70ｍ，東西４ｍ分を検出した。深さ0.55～0.66ｍである。SK011に切られているが，地業の差であり，同時期に造られたものであろう。

SK013（Fig.100）

SK011の北側に位置する土壙である。約半分を検出したが，大部分は発掘区の北側に広がる。検出範囲では，径2.6ｍ，深さ0.25～0.3ｍである。先記したSK011・012と時期的には同じと考えられる。

SK105（Fig.101）

正殿SB010Ｂ基壇の東南隅で検出した不整円形の土壙である（第180次調査）。南北0.37ｍ，東西0.41ｍを測る。内部からは土師器皿２枚，平瓦片４点，直径４㎝ほどの石英塊，炭の塊などが出土した。皿はやや傾い

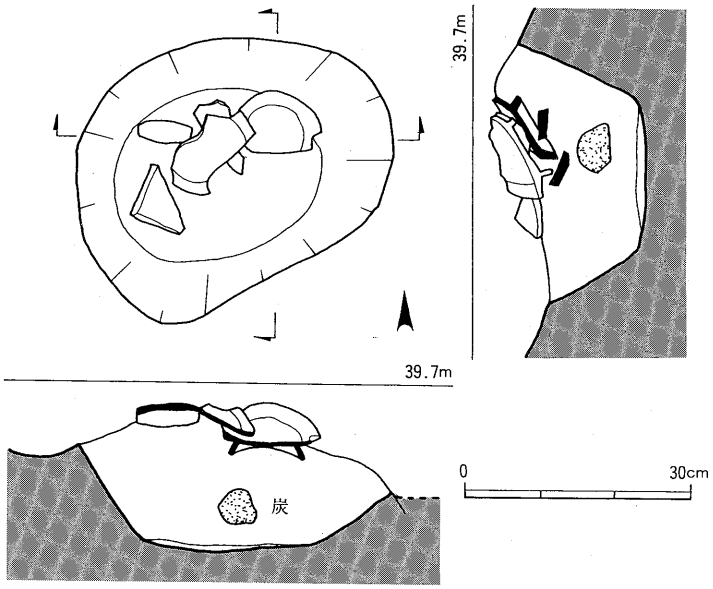
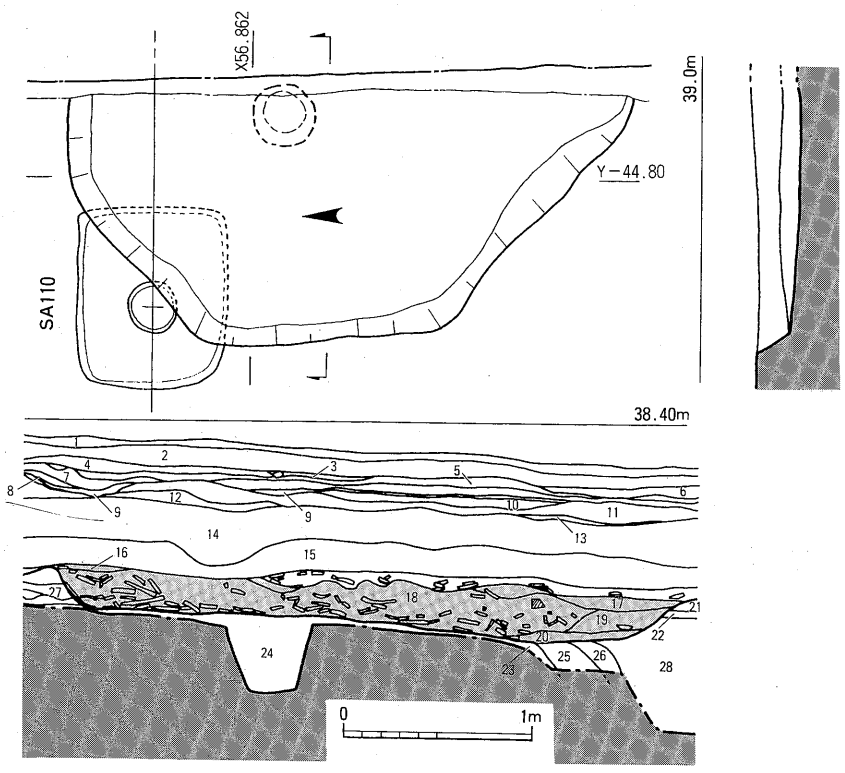


Fig.101　土壙SK105実測図（1/10）



1　黒色土
2　黄灰色土(真砂土)
3　炭化物層,路面にひかれたもの
4　淡青灰色礫(バラス)上面は路面
5　黄褐色土(斑点)
6　4と同じ
7　淡灰色土
8　黄褐色土(真砂土)
9　暗灰色土
10　灰褐色土
11　橙褐灰色土(真砂土)
12　橙褐色粘土(真砂土)
13　灰色土
14　橙褐色土(真砂土)
15　黄灰色土
16　黄褐色土
17　淡赤灰色土(炭,灰を含む)
18　暗赤色土(炭,灰含む)下層は瓦層
19　暗赤灰色土…瓦層
20　暗赤褐色土
21　淡橙灰色土
22　暗灰色土
23　あずき色粘土
24　23と同じ
25　淡灰色砂
26　淡黄色砂
27　橙茶色土
28　黄色土

Fig.102　土壙SK108実測図（1/40）

ていたが，意図的に埋められた状況がみられた。石英は地鎮の埋納品として用いられることがあり。何らかの祭祀に関連する可能性も考えられる。類例として平城宮大極殿基壇の土壙SK9153[1]がある。

SK108（Fig.102）

正殿の東北部で検出した不整形の土壙である（第180次調査）。半分は調査区外に拡がり，全体については不明である。現状での長軸は約2.50ｍで，深さ0.30ｍを測る。Ⅱ期整地層を掘り込んだ土壙である。瓦の廃棄土壙とみられ，焼土や灰，炭火物が混入していた。火災後の処理土壙であろう。

火災後の処理

SK128

正殿基壇前面で検出した（第180次調査）。Ⅲ期整地層や石敷SX130を掘り抜いて礫や瓦片を埋め込んでいることからⅢ期廃絶後の廃棄土壙と考えられる。長軸約0.9ｍ，短軸約0.6ｍ，深さ0.5ｍを測る。上層には中世遺物の包含層である暗灰色土が落ち込んでいた。

SK514（Fig.103）

後面北築地SA505と掘立柱建物SB500aのほぼ中間で検出した（第26次調査）。規模は東西3.0ｍ，南北2.5ｍ，深さ0.5ｍの不整形の土壙である。

Ⅲ期遺構の整地層のすぐ下層に腐植土Ⅱがあり，木簡が出土している。SK514はこの腐植土層に切り込まれたものであり，掘立柱建物SB500aと同時期とみられ，後面北築地SA505とも同時期である。なお，特に注目されるのは，多量の木簡（大半は削り屑であるが，約930点出土）が検出された。そして，多量の自然遺体とともに，櫛・杓文字等の木製品，さらに特記される遺物として鼈甲製かとみられる簪が出土している。また，算木がみられ，遺構の性格を示すものとして注意される。

木簡出土土壙

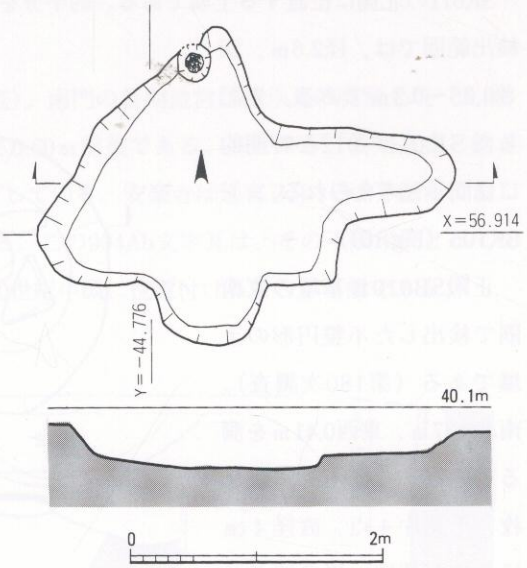
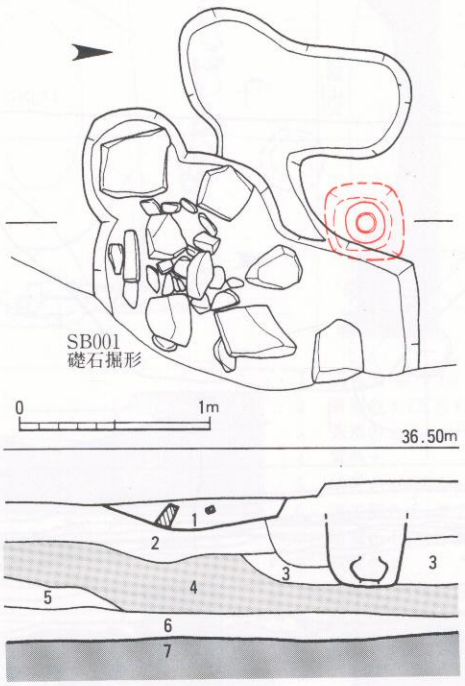


Fig.103　土壙SK514実測図（1/60）



1　暗褐色土（SB001掘形）
2　黄褐色土
3　茶褐色土
4　暗黄褐色土（第2整地層）
5　暗黄灰色土
6　暗灰色砂質土
7　暗紫色粘土（地山）

Fig.104　鎮壇遺構SX008実測図（1/40）

2　地鎮・鎮壇遺構

SX008（Fig.104，PL.24-2）

須恵器短頸壺

Ⅱ期南門SB001Aの基壇積土中に埋納された須恵器の短頸壺である。中軸線の西側，東西方向の中心線上に位置する礎石の据え付け穴の下層から出土した。Ⅱ期基壇築成の過程で置かれたようで，直立の状態で検出され，明瞭な掘形は確認できなかった。埋納されていた付近は後世の攪乱が著しく，その攪乱土を除去中に検出した。出土時には肩部に朱が鮮やかに残っており，祭祀に用いられたことは歴然としていた。壺内には水晶が納められていた。

SX015（Fig.105，PL.29-3）

須恵器長頸壺

Ⅱ期中門SB005Aの基壇の東北部に接した位置に埋納された須恵器の長頸壺である。Ⅱ期造営に際して全面的な整地がなされているが，その際に地鎮具として埋納されたとみられる。

検出した時は，第2整地層中にほぼ直立の状況であり，明瞭な掘形はみられなかった。Ⅱ期整地の過程で置かれたと考えられる。中門SB005Aの基壇外であることから，地鎮具として報告した。壺内には納められたものは何もなかったが，酒等の液体が入れられていた可能性は否定できない。

SX020（Fig.105，PL.29-1・29-2）

須恵器短頸壺

Ⅱ期中門SB005A基壇中に埋納されていた須恵器短頸壺である。埋納の場所は基壇北辺のほぼ中軸線上に位置している。前2者と同じく，埋納の状況はほぼ同じであり，肩部に朱が認められるのも南門例と類似している。断面を断ち割り掘形を確認したが，明瞭な掘形は確認できなかった。基壇築成過程での祭祀と埋納が行われたのであろう。壺内には水晶と琥珀が納められていた。

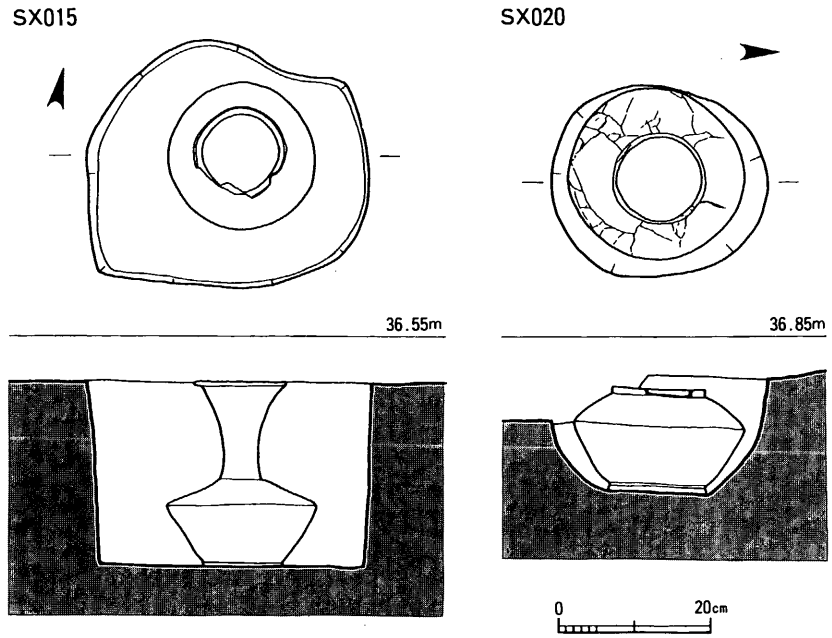


Fig.105　鎮壇遺構SX020，地鎮遺構SX015実測図（1/10）

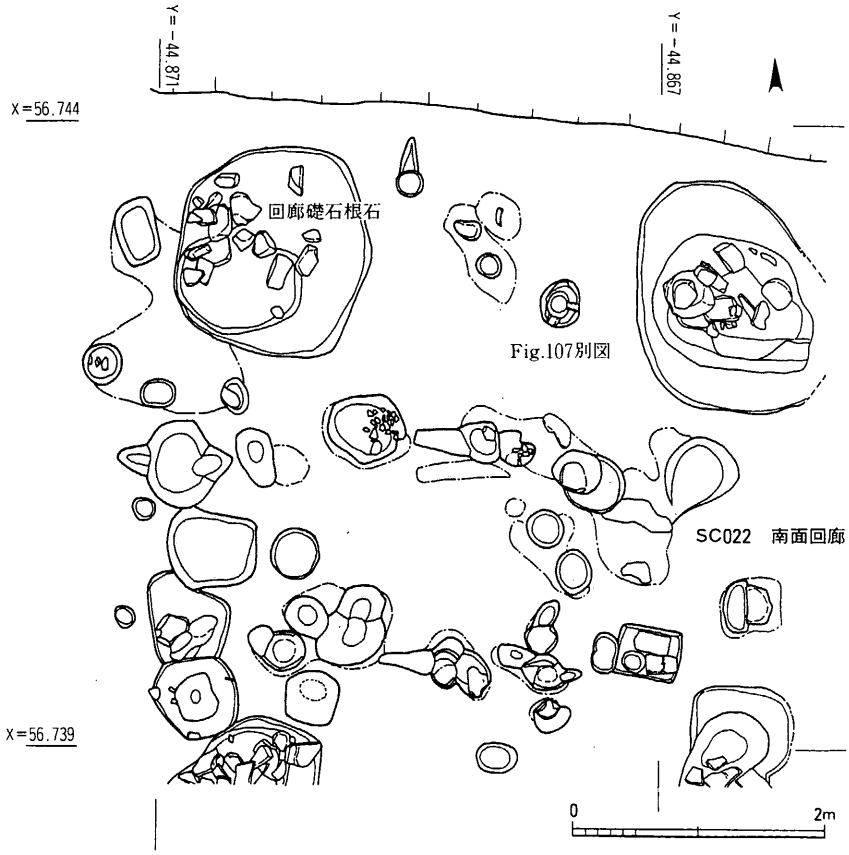


Fig.106 鋳造遺構SX070実測図（1/60）

3　鋳造遺構

SX070（Fig.106・107，PL.46）

Ⅱ期南面回廊SC022Aの西端部で，北面回廊SC060Aとの接続部の床面にある鋳造関連遺構である（第６次調査）。回廊の柱間の中央部分に保土穴が環状に配されている。その範囲は概ね3.5ｍ×2.0ｍである。中央部分には一定の空間があり，各保土穴は近接して連続するように配置される。保土穴の形状には若干の違いはあるが，径30㎝の円形を呈し，深さ15㎝前後のものである。内壁は坩堝状を呈し，壁面及び保土穴堆積土中に灰とともに青銅滓がみられる。保土穴群の内残存状況が良好なものは，壁面の２方向に鞴羽口の挿入痕と考えられる径10～15㎝の断面半円形の抉りが認められるものもある。周辺からガラス片が出土していることから，ガラス製品も鋳造していた可能性もある。

環状に配された保土穴

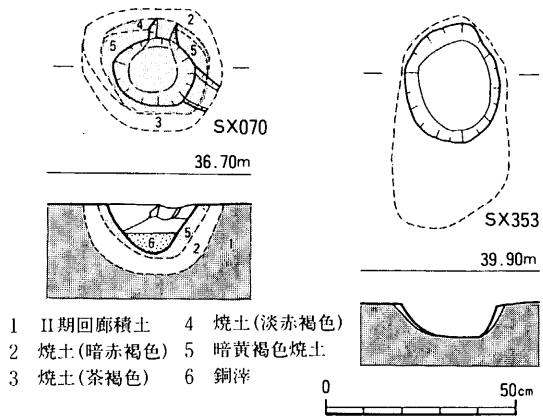


Fig.107 保土穴SX070・353実測図（1/20）

SX353（Fig.107，PL.47-2）

Ⅱ期東面回廊SC350Aと北面回廊SC340Aの接続部で検出した鋳造遺構である（第15次調査）。SX070のように大規模なものではなく，検出したのは保土穴１個のみである。この保土穴は径30㎝で，壁面は赤く焼けており，この中から木炭・銅滓を検出した。　　銅　　滓

註１）平城宮大極殿基壇南斜面で検出された土壙SK9153は，径0.5ｍの円形を呈する。埋土中に炭化物を含み，底面から土師器Ⅲ４点と鉄製紡錘車が出土している。土師器の出土状況は，Ⅲを２枚重ね，その上に蓋をするように１枚を置き，その上に鉄製紡錘車が置かれていた。10世紀後葉のもので，祭祀土壙と考えられている。

『平城宮発掘調査報告ⅩⅣ　第２次大極殿院の調査』　1993　奈良国立文化財研究所

《補　稿》

正殿跡の基壇修復

正殿の基壇上面には，人為的に埋められた瓦層がみられ，耕作土や摩耗した瓦で崩壊部分を埋めた状況が各所で見られた。埋土は互層になっており，基壇上や廂部崩壊箇所においても同一の埋土が埋められている状況から，大がかりであるが短期間の工事であったようである。この修復工事の時期は，出土遺物から19世紀の前半であったとみられる。

現存する資料としては，黒田藩が政庁及びその周辺の礎石調査を行った際の記録として描かれた「文政三庚辰年三月観世音寺村之内旧跡礎現改之図」（1820年）が残っている。この図によれば，大宰府政庁には礎石203個が記録されており，現存する礎石の数に比べるとはるかに多い。おそらく，この記録以後に多くの礎石が抜き取られ，現在の数になったとみられる。しかし，正殿跡の礎石の数と配置状況は，現状と変わらない。この礎石の数に移動が見られない点は注意され，絵図の作成時期には正殿の修復がすでになされており，基壇と礎石は現状に近い状態にあった可能性が高い。そして，この礎石調査が正殿の修復と重要な関わりをもっていたと考えられる。

(6) 大宰府政庁正殿跡の礎石間距離についての実測調査

福岡国際大学　山本輝雄

1　はじめに

筆者は，大宰府政庁について，初期の数年度の発掘調査に日本建築史学研究の立場から加わった関係上，今回の調査報告書をまとめられるにあたり，これまでに行われていない表題の調査についての協力を依頼された。

そこで，以下のような調査計画を九州歴史資料館調査課の調査員の人達と平成13年（2001）9月12・13両日に行ったので，筆者が代表して，今回の調査方法及び結果などについての報告をここに記録として留めることにした。

木造建築が建ち上がるためには各部材を組み上げていくことになるが，古代における木造建築においても，特に礎石上に柱を据えるこの大宰府政庁正殿のような建物にあっては，各部材は組み立てる前に，前もって建物の規模に応じた計画に従って長さや太さを切り揃え，かつ組合せ位置には枘と枘穴を作成したであろうことは，世界最古の木造建築を有する日本においては当然のこととして考えられてきている。しかも，そうした枘と枘穴による各部材の組合せは，現代の日本の木造建築にも引き継がれ，一般に採用されている木造の建築技術である。

そうすれば，枘と枘穴の位置は寸法については僅かな違いもないように作成されて，組み上げられて建て上げられていることになる。

しかも，今日の木造建築の大半は，特に机上でそれらの木造建築が設計され，計画される時点においては，幾何図形上では直交軸線を基準として計画されている。簡単に言えば，多くの柱は垂直に，梁は水平に考えられている。場合によっては，同様な構造上の機能を持つ部位については，柱も梁も同一の太さに考えて，計画が進むことが殆どであろう。

しかし，私達の今日調査している古代における礎石の上に建っていた木造建築の場合は，建築技術の体系が現代と異なっていたことから，かつては様々なことが考えられていることが判明してきた。

例えば，柱の太さが一つの建物の前面では，中央と隅のそれぞれの位置では違っていること。或いは，柱の長さにしても，隅の位置の方が長くなっていること。それらのことから，柱を繋ぐための貫も水平ではあり得ないこと等々。

上記のようなことを今後考えるためにも，より綿密でかつ緻密な基礎資料についての調査研究が必要であろうと考え，現地において，建築史的な視点での礎石間の実測調査を行ったものである。

2　調査の目的

現在は正殿の建物はない。柱が乗っていたと考えられる礎石があるのみである。

これらの礎石の位置も最初の礎石の時期から次の建て替え時期における位置を保っているものが多いらしいことが，これまでの発掘調査で判明した。

建て替え時期においては，動いていないだろうと推測されていた北側の廂部分の側柱礎石も

江戸時代において動かされていることが，発掘調査で判明した。

そうした発掘調査の結果から，建て替え時期において据えられたままと考えられる礎石群は正殿中央部の身舎部分だろう，ということになる。すなわち，桁行５間梁間２間部分の合計14個の礎石群である。

そこで，これらの柱間距離を測ることになった。

それらの礎石群は，上面に径約50cmくらいの最も小さい柱座及びさらに大きな径約75cm以上の平らな面を全て持っていたと考えられるが，現状で上面がほぼ水平を保っている。かつ従来からの実測調査でも礎石上面それぞれの中心点が直交軸の方形線上に殆どのるように実測製図されている。

そこで，現地において，直交軸の方眼を水糸を使って作成して，この直交軸を建築設計上の基準線とした場合における実際の礎石中心位置との寸法上の違いについて考えることが，研究の目標である。

3　調査方法

そこで，次のようにして，この直交軸の方眼を作成した。

先ず，方形に水平な水糸を４本張れるように，４隅に８箇所の水貫を設置した。

①全ての礎石上面に柱座の中心点のマークをチョークで付ける。

次に，仮に４隅の中心点を水糸で結んでみて，全ての礎石の中心点から水糸は極端には離れないことを確認した。

②４隅の中心点にそれぞれ測量機器を据えて，先ず桁行上の隅の中心点を覗いた後に90度角度を振って，梁間方向の隅の中心点との隔たりを記録する。

③その結果，北東隅での場合が一番隔たりが少ないことを確認したので，この位置における測量機器によっての方眼作成を行った。

④すなわち，北東隅で測量機器を使って，90度振って，東辺を決める。

⑤この東辺の水糸に対して，南東隅の中心点から直角に落として水糸の点をもって，南辺の基準として，方眼の南辺を決定した。

⑥西辺については，北西隅の中心点は決定を見ているので，この点に測量機器を移して，四辺を設定した。

以上が，現地において作成した建築設計上の基準方眼線である。

4　柱間の距離についての実測

故に，水糸で現地に作成された基準方眼線に各礎石の中心点を直角に落として，これらを各点間をスチールテープで実測した値をもって，各柱間の距離の実測とした。繰り返すが，実測は身舎のみの桁行５間梁間２間の部分のみである。

なお，距離の実測には，光波による測定も併用している。結果は次の通り。

桁行全長－21.999ｍ

梁間全長－6.485ｍ

各柱間　－北辺（西から）4.402ｍ，4.370ｍ，4.438ｍ，4.391ｍ，4.388ｍ

南辺（西から）4.443m，4.358m，4.405m，4.432m，4.355m

東辺（南から）3.215m，3.265m

西辺（南から）3.209m，3.274m

なお，水糸の方形基準線に対して，各礎石中心点の隔たりに規則性があるかどうか（例えば，糸巻き状の平面計画など）についても検討したが，そうした規則性は見いだされない。各々の隔たりは，下記の各礎石の高さの所に併記する。

実測の数値を眺めてみて，平均値を計算しておこう。桁行方向の各柱間は，北辺と南辺の10柱間については，ほぼ同じ数値であるので，全てで平均すると各柱間の距離は4.398mとなる。最大値と最小値の差は88㎜である。

梁行方位に関しては，東西両辺ともに北側の柱間の方が僅かに広い数値を示してはいるが，通常，身舎の梁間を2柱間に分割する際は同じ柱間距離であることから考えて，4柱間の平均をとると3.241mとなる。最大値と最小値の差は65㎜である。

〔礎石上面の高さと礎石中心点の基準線からの隔たりの実測〕

既に水平に水糸が張られているので，この水糸の基準高からの高さも測量した。礎石の上面については，現状に形状の違いがある。そこで，最も高い位置について測定した。

以下，実測値を身舎の北東隅の礎石から時計回り順に記す。

なお，各礎石の最後の（ ）内は，礎石中心点の基準線からの隔たりである。

9　－48㎜（最小の柱座径約50㎝あり）（0㎜）

8　－23㎜（最小の柱座あり）（東へ30㎜）

7　－11㎜（最小の柱座あるが，上面欠ける）（東へ6㎜）

12　－35㎜（最小の柱座あり）（北へ20㎜）

16　－50㎜（最小の柱座も形が不明）（南へ50㎜）

20　－15㎜（最小の柱座も形が不明）（南へ15㎜）

24　－65㎜（最小の柱座あり）（南へ40㎜）

28　－105㎜（最小の柱座あるが，上面欠ける）（南へ45㎜，西へ10㎜）

29　－105㎜（最小の柱座は一部残るが，上面欠ける）（東へ3㎜）

30　－130㎜（最小の柱座あり）（0㎜）

25　－110㎜（最小の柱座も形が不明）（0㎜）

21　－65㎜（最小の柱座あるが，上面欠ける）（南へ35㎜）

17　－25㎜（最小の柱座あるが，上面欠ける）（南へ30㎜）

13　－7㎜（最小の柱座も削られる）（南へ25㎜）

結果は14個の礎石において，現状ではあるが，上面の高低差が123㎜もあることが判明した。特に，西辺の礎石群の上面が低い傾向にあることも判明した。

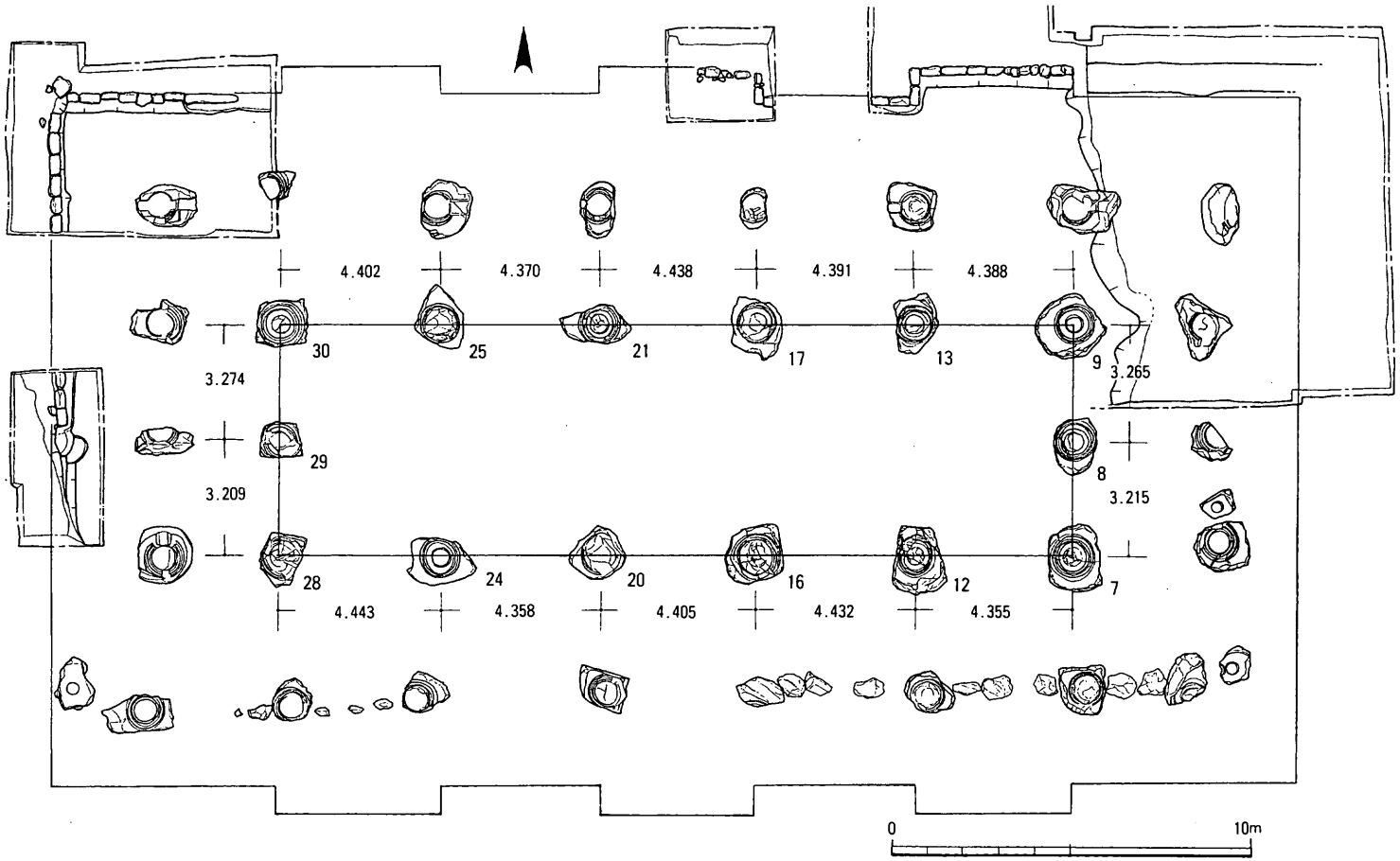


Fig.108 正殿跡の実測基準線と身舎柱間寸法の実測値（1/200）

5　終わりに

以上が新しい実測方法を用いて行った礎石中心間の実測距離である。

筆者がこれまでにも同様にして行ってきた律令期より前の時代における九州地域の掘立柱建物柱建物において行った結果[1)]と比べると，この大宰府政庁正殿跡の礎石は素晴らしく，直交軸に沿った結果を示している。

ただし，それにしても，僅かにずれているが，こうした「ずれ」をどの様に考えるかが，古代における木造建築のあり方を考える上での今後の研究課題となってくるのではなかろうか。

註１）次のような拙稿がある。

山本輝雄「直交軸採用建築の成立－所謂掘立柱建物の一研究」(『大宰府古文化論叢』下巻　1983　吉川弘文館)

〃　「日本原始家屋と復元に関する一考察」(『福岡考古』第12号　1985)

〃　「弥生時代後期における大型建物の建築技法－福岡市雀居（ささい）遺跡50号掘立柱建物に関して」(『雀居遺跡２』　1995　福岡市教委)

第Ⅵ章　出土遺物

（1）瓦塼類

1）軒瓦等の出土状況

大宰府政庁跡の発掘調査の成果として，政庁の変遷についての3時期区分がある（横田賢1983b）。その第Ⅱ期政庁は大宝令の施行下にあり，藤原宮朝堂を小型化した朝堂院形式を採用している。藤原宮式軒瓦の系統下にある老司式軒瓦と興福寺式軒瓦の系統下にある鴻臚館式軒瓦は，中央政府の意志として下賜され（栗原1995），大宰府に官営工房が誕生したのはこの時期のことであろう。この軒瓦は大宰府政庁ばかりでなく，大宰府の諸機構や郭内の多くの遺跡からも出土している。7世紀後半～11世紀のある時期まで，約400年の間大宰府は存続した。それ故に，発掘調査で出土した瓦塼類は，膨大な量がある。

大宰府政庁跡の発掘調査は，わが国の経済成長期に保存・公開すべき重要遺跡の一つとして指定拡張計画が文化財保護委員会から示され，着手された。この時期，発掘調査の着手に踏み切った福岡県教育委員会にとっては，埋蔵文化財保護事業の黎明期であり，大宰府跡の発掘調査を担当された諸先学も，保存・公開のための計画調査よりも史跡の指定地・未指定地を問わない緊急調査に追われた中での細々とした計画調査であった。[1] 平成10～12年（1998～2000）に行われた政庁正殿の調査を除けば，すでに30年に近い年月の経過がある。発掘調査概要報告・調査日誌・実測図等の記録類を総合しても疑問として残る部分がある。従って，これ等記録を総合的に見ながら重点となる遺構からの軒瓦を中心に再検討した報告となる。

遺構から出土する瓦塼類を概説する前提として，発掘調査開始以来30余年を経過した今日では，諸先学によって築かれた出土瓦の年代観や製作方法の変遷に対する一定の成果がある。報文は，これらの成果を踏まえたものとすることは言うまでもないが，報告者の力量不足から充分に咀嚼し切れていない部分もある。

なお，巻末には『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』（九歴2000）を掲載している。一覧には，軒丸瓦56型式88種，軒平瓦59型式97種，文字瓦21型式76種に型式番号を付与し登録した。以下に記す出土軒瓦の年代観や製作方法の変遷については，幾つかの過程を経て確立したものではあるが，極めて大まかな目安であるばかりでなく未解決部分を含んでいる。報告にあたっては，前書で用いた軒瓦型式番号に従った記述方法を用いている。

a．大宰府出土軒瓦の変遷（軒瓦の5段階）[2]

軒瓦第1段階

単弁軒丸瓦で6・8弁の蓮華文を内区文様とする。外区は一段高く，素文縁と重圏文縁とがある。現在まで5型式の軒丸瓦がある。蓮弁の形状からかえり弁（020A・B）と鏑弁（030・032・033）とに分類できる。かえり弁軒丸瓦の外区は重圏文縁であり，鏑弁軒丸瓦は素文縁である。かえり弁軒丸瓦は，百済系単弁瓦と呼ばれている。

単弁蓮華文軒丸瓦

政庁域の発掘調査では，030が第1次調査で，032が第26次調査で出土している。大宰府では，鏑弁軒丸瓦が政庁・政庁前面官衙地区・大野城跡などで出土しているのに対し，かえり弁軒丸

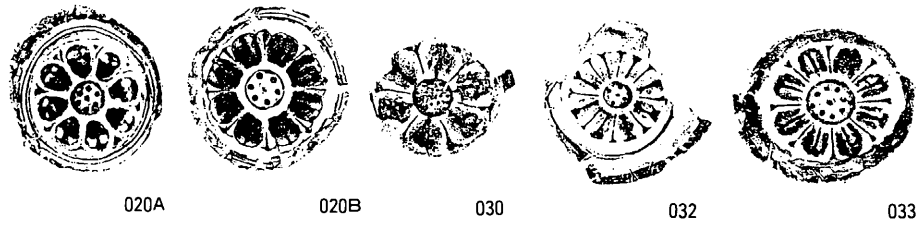


Fig.109　単弁軒丸瓦（1/8）

政庁第Ⅰ期の軒瓦

瓦は，観世音寺・大野城跡で出土する。これに伴った軒平瓦はない。大宰府政庁第Ⅰ期（7世紀後半～8世紀第1四半期）の軒瓦と考えている。

軒瓦第2段階

老司式（275-560）と鴻臚館式（223-635）に代表される軒瓦である。軒丸瓦の瓦当文様は，

複弁蓮華文軒丸瓦

原則的に一段高い中房を持ち，内区には複弁蓮華文が配置される。外区は二重である。外区のうち，内外区は内区文様と同じ高さで，外外区が傾斜縁となる例が多い。例外的に外区が内区文様より高い平縁となるもの（285・315）もある。瓦笵は星野猶二氏の言うa'型（星野1953）が多く，枷枠痕の残る例（275B）があることから一

枷枠を使用

般的に枷枠は使用されたであろう。接合式軒丸瓦で，丸瓦部は原則，縄目叩打痕をスリ消した玉縁式である。

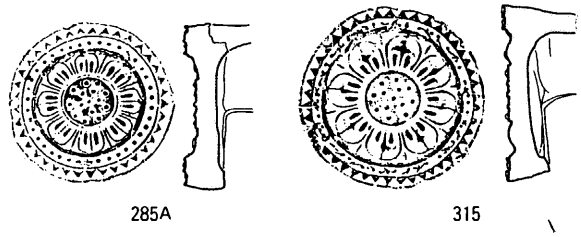


Fig.110　平縁軒丸瓦（1/8）

縄目丸瓦

模骨桶製軒平瓦

軒平瓦は模骨桶製軒平瓦で，560では粘土紐製と粘土板製があり，635は粘土板製である。平瓦部凹面に模骨痕跡の残る軒平瓦8型式がある。瓦当文様は，偏行忍冬唐草文・偏行唐草文・

縄目平瓦

中心飾のある均整唐草文がある。平瓦部は凸面に原則的に縄目打捺痕をそのまま残す。観世音寺出土541・560Aの平瓦部には，「叩き締めの円弧」の痕を残す斜格子文がある。また，635の平瓦部には，縄目叩打の後に正格子・平行線・斜格子文が打捺されている例がある。これ等は，例外的存在である。

政庁第Ⅰ期～第Ⅱ期の軒瓦

この軒瓦は，大宰府政庁第Ⅰ期終末～第Ⅱ期（朝堂院形式が大宰府に採用された時期－8世紀第1四半期）に出現した。筑前国分寺跡出土軒瓦にも見られることから8世紀後半まで使用された。なかでも，老司式（275-560）・鴻臚館式（223-635）は大宰府跡ばかりでなく，観世音寺・大野城跡・筑前国分寺跡・般若寺跡・杉塚廃寺・条坊遺跡・鴻臚館跡・三宅廃寺などの遺跡でも出土量の上位を占めている。大宰府では，軒瓦第1段階の瓦出土量とは比較にならないほど爆発的な出土量を示している。藤原宮式軒瓦・興福寺式軒瓦の系統下の瓦当文様である。

官営工房の成立

大宝律令施行後，大宰府の諸機構が徐々に整備されたなかで大宰府の造瓦組織も整備され，官営工房として成立した（栗原1998・2000）。鬼瓦を始めとする道具瓦類もそろって出現しているのはこの時だけである。老司

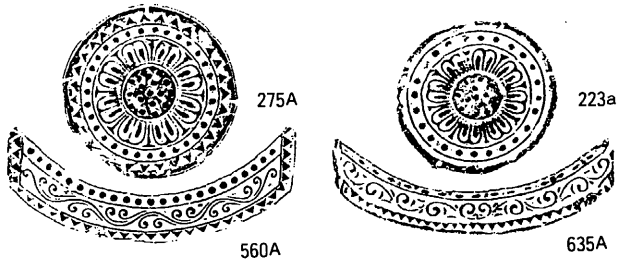


Fig.111　軒瓦の組み合わせ（1/8）

式(275-560)・鴻臚館式(223-635)・鬼瓦等々が，西海道諸国の官衙や寺院の建立・整備に大きな影響を与えた状況は，小田富士雄氏の研究（小田1957～58）によって明らかにされている。

軒瓦第3段階

軒丸瓦は，多弁・細弁蓮華文と複弁蓮華文を瓦当文様とする。中房は内区とほぼ同じ高さを示す例が多い。外区は一重と二重とがある。一重の例（077）では内区より一段高い素文縁，二重の例（143）では，内外区は連珠文が内区文様と同じ高さに置かれ，外外区は素文で傾斜縁である。077・143には星野氏の言うa型瓦笵の痕跡が付く例（星野1953）があるから，枷枠も用いられた。接合式軒丸瓦（稲垣1970）で，丸瓦部には縄目スリ消しされた玉縁式丸瓦が用いられている。

多弁細弁蓮華文軒丸瓦

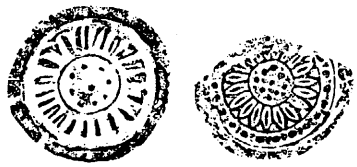


Fig.112 第3段階の軒丸瓦（1/8）

軒平瓦の瓦当文様は，偏行唐草文・中心飾のある均整唐草文・中心飾のない均整唐草文・変形唐草文・その他の文様と多様である。軒平瓦は凸型台を使用して製作された一枚作り軒平瓦である。平瓦部凹面は平滑な曲面で，模骨痕はない。幾つかの例に糸切り痕跡が強く残る。凸面は縄目痕をそのまま残す。顎部は総て段顎に作られる。顎部の作り方には，ケズリ出して作ったものと粘土を顎部だけに継ぎ足して作ったものとがある。

一枚作り軒平瓦

縄目打捺痕

大宰府の瓦工房に一枚作り軒平瓦と平瓦一枚作りの瓦製作法が採用されたのは，730年代の後半頃であろうと不丁官衙地区南北溝SD2340出土瓦から想定している（栗原1999a）。この溝の存続期間は，和銅末年頃から天平末年頃までと出土土器と木簡の紀年銘から考えられている。また，第98次調査で出土した木簡と共伴している一枚作り平瓦があり，この溝出土軒平瓦にも一枚作りされた軒平瓦を見い出していることによる。軒平瓦瓦当文様に見られる多様性は，唐草文と呼べない状況のものまでを含んでいる。[3] この瓦当文様からは，一枚作り軒平瓦は9世紀後半にも及んでいるものと思う。ただ，この製作法の盛期は8世紀後半であったと考えている。



Fig.113 一枚作り軒平瓦（8世紀）(1/8)



Fig.114 一枚作り軒平瓦（9世紀）(1/8)

軒瓦第4段階

軒瓦第4段階では，朝鮮半島統一新羅の造瓦技術が将来される。外見上の最大の特徴は，軒丸瓦・軒平瓦ともに，その丸瓦部・平瓦部に連続的に木製長手叩打具（長さ25.0cm以上，幅7.0cm前後）によって叩打された斜格子文をそのまま残していることである。[4]

斜格子文

軒丸瓦の瓦当文様は，10弁以上の素弁・重弁の蓮華文が多い。中房は内区より一段高いもの，平坦なもの，半球状に盛り上がったものなど多様である。外区は原則，二重である。内外区の連珠文は小粒で密に配置されている。外外区は幅の狭い平坦縁のものが多い。朝鮮半島統一新羅の瓦当文様に共通する文様構成のものが多く認められる。瓦笵は木村氏の言うB型と思われ，枷枠は使用されない。代表例として，第6次調査西面回廊西側で出土している170Aとこれに類似する170B・144・145・090・105などをあげ得る。接合式軒丸瓦で，丸瓦部は玉縁式である。

枷枠は使用しない

また，丸瓦部側面には，粘土円筒分割時の破面・截面をそのまま残す例が多い。

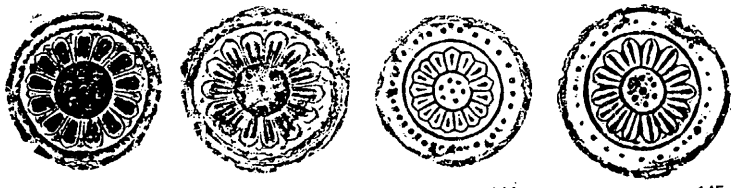


Fig.115　第４段階の軒丸瓦（1/8）

軒平瓦の瓦当文様は，偏行唐草文と中心飾のある均整唐草文が主流である。外区は内区文様より一段高く作られるものと同一平面に作られているものとがある。外区を高く作る例には新羅の軒平瓦に見られるように細かく密に連珠文等が置かれている例がある（662など）。代表例として，軒丸瓦と同一場所から出土している578・601A・662などをあげ得る。

新羅瓦当文様の影響

軒平瓦製作法は特徴的である。木村捷三郎氏の言われる包込式接合法（木村1980）を採っている。顎部は段顎に近い形状のものが多い。ただ段顎の端は，丸味がつくものがある。瓦当と平瓦の接合にあたっては，瓦当に詰められた余土ばかりでなく，平瓦の凹凸両面に支持土が付加される。接合部には簡単な工具痕と指頭によるオサエ痕・ナデ痕跡が付く。平瓦の包み込みにあたっては，瓦当側面に布をあてて接合している例もある。この方法で作られた軒平瓦を包込式軒平瓦と呼ぶこととした。軒平瓦の平瓦部に用いられた平瓦は，粘土板円筒桶巻き四枚作り平瓦と呼ぶべきものである。この製作法は朝鮮半島三国時代新羅に始まり，統一新羅時代には朝鮮半島全域に拡がった。軒瓦第４・５段階平瓦の製作法である。なお，この製作法については，第Ⅷ章（２）１項で解説する。大宰府出土平瓦に見る円筒桶製平瓦の特徴は，そのまま第４・５段階の包込式軒平瓦の平瓦部の特徴とも言える。

包込式軒平瓦

粘土板円筒桶巻き四枚作り平瓦



Fig.116　円筒桶製軒平瓦（1/8）

大宰府における軒瓦第４段階が開始された時期については，一つは170Aの後続型である170B型式の瓦笵のくずれたもの（170Bc）が，第35次調査月山東官衙地区の土壙SK678から９世紀後半の土器とともに出土した（九歴1975）ことから，高橋章氏は，170Aはそれ以前のものと考えた（高橋1983a）。二つは，大分廃寺の調査で検出された土壙025の出土土器（９世紀前半）と包込式軒平瓦の存在である（筑穂町1997）。大宰府から搬入された包込式軒瓦170Ba・601Aの存在との関係から，軒瓦第４段階の開始された時期を８世紀末頃と考えている（栗原2000）。

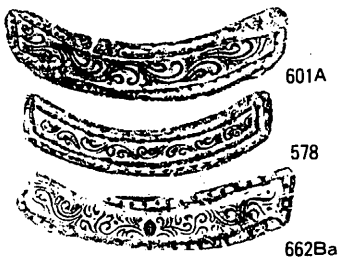


Fig.117　第４段階の軒平瓦（1/8）

８世紀末以降の軒平瓦

軒瓦第５段階

軒瓦の製作法に見られる特徴は，第４段階の技法を継承したものである。ただ，瓦当文様は単純化され，軒瓦そのものとしても粗悪化する。軒瓦第４・５段階の分離は，第１次調査南門基壇西辺の土壙SK011・SK012出土軒瓦のうち，軒瓦第４段階以前の軒瓦を排除し，残ったものをもってあてた（栗原2001）。大宰府政庁は，天慶３年（940）に藤原純友の兵火によって焼

純友の乱による政庁の焼亡

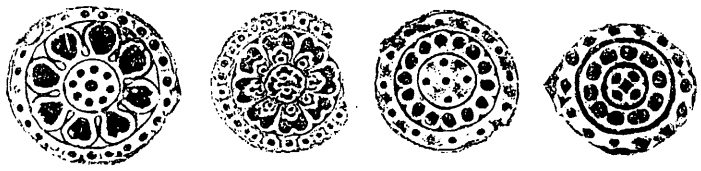
亡した（『扶桑略記』）。土壙SK011には，南門最終基壇政庁第Ⅲ期再建時の築土がかぶっていた。この土壙中から焼土と文字瓦904Ab（「安楽之寺」銘を刻線で消去ししたもの）の発見があった。文字瓦の年代的な位置付けから焼土を藤原純友の兵火によるものと理解した（九歴1969）。また，土壙SK012はSK011に先行するが，出土瓦から見るかぎり差はみられない。



904Ab

Fig.118 文字瓦（1/8）

軒丸瓦の瓦当文様は，平坦なものが多い。単弁・複弁蓮華文が主である。中房は半球状をなすものもあるが，平坦で１＋４の蓮子を配置したものが多い。外区は一重で，比較的大粒の連珠文がある例が多く，瓦当文様の割付が正確に行われていない例も見られる。瓦笵は木村氏の言うＣ型（木村1976）で，外区連珠文帯の外側は瓦笵からはみ出した粘土が瓦当面にそのまま残る例と判断できる。枷枠が使用されない接合式軒丸瓦で，玉縁式丸瓦が用いられている。この点，前段階と変化はないが，瓦当と丸瓦の接合にあたって，高く支持土を盛りつけるため接合部が瘤状に盛りあがった断面を示すものや瓦当面の横幅が縦の長さより長くなり楕円状を示す例がある。軒平瓦の内区文様は，偏行唐草文・中心飾のない均整唐草文が中心から外へ展開するものなどの他，連続する二重斜格子文・変形唐草文・並列唐草文などが見られる。外区は一重で，大粒の連珠文や様々な鋸歯文が置かれている。

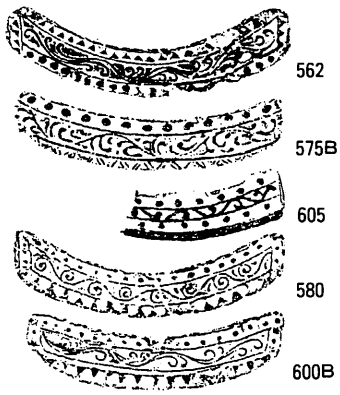


048A　197Aa　208Ca　049

Fig.119　第５段階の軒丸瓦（1/8）

製品の粗悪化

軒平瓦は包込式軒平瓦であることは，前段階と同じであるが，瓦当裏に当てられる平瓦の位置がまちまちであること，軒瓦上部（平瓦部凹面）に支持土の量を多くする例が増加している。この状況は，同じ瓦笵から作られた軒平瓦の間にも生じている。言い換えれば，規画性が喪失している。その状況は，顎部の作り方にも現われている。段顎状・曲線顎状とも呼ぶべきもので，断面の形状が撥形となっているものも珍しくない。



562　575B　605　580　600B

Fig.120　第５段階の軒平瓦(1/8)

なお，政庁域での出土例にはないが，円筒桶に粘土板を巻きつけた状況のまま（この時，粘土円筒ができ上がっている）で，さらにその頂部に顎部となる粘土板を付加し，瓦笵を打捺した後，４分割してできる軒平瓦（観世音寺・学校院地区で出土する584A・B）の製作法もこの時期であろう。これを円筒桶製軒平瓦（Fig.116）と呼ぶこととした。

円筒桶製軒平瓦

軒瓦第５段階は，南門基壇西辺の土壙SK011・012出土軒瓦を一つの目安とした。土壙出土軒瓦は，大宰府政庁第Ⅱ期南門の最終段階に葺かれていた瓦と考えられる。従って，940年以前から葺瓦として用いられていた。ここで問題として考えなければならないのは，10～11世紀の大宰府所用瓦についてである。この瓦群をどのように把握するかが問題である。政庁地区の調査では，明らかにこの瓦群を思わせる遺瓦の存在はない。言い換えれば，政庁第Ⅲ期の再建に

第Ⅱ期最終段階の軒瓦

第Ⅲ期再建軒瓦

用いられた軒瓦がどのようなものであったか。また，それ以後，政庁域で用いられた軒瓦がどの型式のものであったかが問題となる。

これを探る手掛かりとして，まず観世音寺の調査結果を調べてみた。観世音寺では南門前面の参道両脇で調査された２本の南北溝がある。一つは，参道の西側の溝SD3200である（九歴1989）。この溝からは「嘉元二年」(1304年)銘の墨書木札が出土している。この溝出土軒瓦の中から軒瓦第１～３段階の軒瓦を排除して残った軒瓦に軒平瓦584Bが存在した。また，参道の東側の溝SD3840（九歴1993）では，「元亨三年」(1332年)銘の墨書木札が出土している。この溝出土軒瓦にも同様の検討を加えた結果，軒丸瓦では048A・197A・208Cが，軒平瓦では562・575B・605が残った。軒瓦第４段階の軒瓦が混入している可能性は充分にあるが，軒瓦第５段階のものである可能性は高いであろう。

太宰府天満宮の調査

さらに，この結果と対比したい二つの調査がある。一つは，太宰府天満宮境内での調査結果であり，もう一つは香椎Ｂ遺跡の調査結果である。太宰府天満宮境内第１次調査（太宰府天満宮1988）では，基壇状遺構1SX010と整地層から出土した瓦が問題となる。1SX010と呼ぶ遺構は，建物基壇である可能性が高い遺構である。遅くとも12世紀中頃には，築土地業は終っていたと考えられている。また，整地層とされるものは，1SX010の築土完了後，築土によせかけて行われた整地とされている。この二つの遺構から出土している瓦群は，共伴の土器から11世紀中頃～12世紀前半のものであると考えられている。ここから出土している軒瓦は，多分に中世初頭の軒瓦を含んでいるが，軒丸瓦では197・208Ca・208Cb・324・326があり，軒平瓦では575B・576・580・600Bなどが見られた。太宰府天満宮の創建が延喜５～19年（905～919）と考えられているから，これらの瓦群は，それ以降の葺瓦として用いられたと考えられよう。

香椎B遺跡の調査

それと，香椎Ｂ遺跡寺熊地区からの出土軒瓦がある（福岡市2000）。遺跡は，香椎宮の東北700mほどに位置する。この遺跡ではⅡ期（12世紀前半～後半）とされた時期の遺構と遺物が当面する問題の対象となる。出土した墨書陶磁器等から香椎宮を中心とした日宋交易の基地的性格が推定されている。報告では調査された13棟の建物を「宋商人もしくは交易に直接関係する屋敷の可能性を示している。（中略）また，軒丸瓦・軒先瓦の出土状況から禅宗の寺院が存在したことは明らかである」とされている。禅宗寺院とは，宋西が帰朝後，香椎の地に建立したとされる建久報恩寺（建久３年〔1192〕）である。この遺跡から出土した軒瓦で，大宰府から出土している軒先瓦を拾い上げれば，軒丸瓦では049・208Bbが，軒平瓦では605がある。

これ等を一表にすれば次のようになる。

Tab. 5　第５段階後半の軒瓦

	観世音寺 SD3200·SD3840	太宰府天満宮 1SX010・整地層	香椎B遺跡 寺熊地区Ⅱ期
丸瓦	048A 197A 208Cb	107Aa·b·c 208Ca 208Cb	049 208Bb
平瓦	584B 562 575B 605	575B 576 580 600B	605

３遺跡の出土軒瓦を見ると，軒丸瓦では208型式が共通し，197Ａが観世音寺と太宰府天満宮に共通する。軒平瓦では575Ｂが観世音寺と太宰府天満宮に共通し，605が観世音寺と香椎Ｂ遺跡に共通する。

政庁南門跡SK011・SK012の出土瓦では，208・580が見られる。この事実から，SK011・012の出土瓦から軒瓦第４段階以前の軒瓦を排除したものを軒瓦第５段階のものと考えたが，この軒瓦は政庁第Ⅲ期再建期にも用いられたらしい。また，この軒瓦群は少なくとも11

世紀段階までは生産され，使用されたと考えられよう。同時にこのことは，11世紀段階では新たな瓦当文様の瓦笵は作られることが極めて少なかったことを示唆していることになる。大宰府政庁の終焉後にも一部の瓦屋が存在し，太宰府天満宮や香椎宮（香椎宮所蔵資料に軒丸瓦208Cb・軒平瓦691Acがある），香椎B遺跡などに軒瓦を供給していたものと思われる。

註1）大宰府政庁跡の調査は，政庁域の整備事業を主眼にして着手された。第180次調査（正殿跡）を除けば，1968～77年まで補足調査を含めて10次にわたる調査が実施された。この間の発掘調査は，49次に及んでいる。中には，政庁域以外の調査でも史跡地整備に向けての調査を含むものの3/5は緊急調査に追われる状況があった。

2）ここで言う「軒瓦の5段階」とは，主として栗原が九歴論集15（1991）・23（1998）・24（1999）・25（2000）・26（2001）などを踏まえて，再構成した独善的なものである。

3）例えば704・771・775など。

4）軒瓦第5段階にもこの特徴は共通する。

b．発掘調査の記録から

発掘調査概報・調査日誌・実測図等の記録を総合した報告を念頭におきながらも，結果的には，調査概報の記す範囲に留まっているケースが多い報告となる。以下，発掘調査の古い順に従って重点となる記録を振り返ってみることとする。なお，型式分類に従って認定した軒瓦の出土点数については，Tab.12・13のとおりである。軒瓦の出土点数表では，型式認定の不可能な軒瓦については百分比には加算せず点数のみを示している。さらに，叩打痕文字瓦については，型式認定されたものだけを数え上げたものである。

なお，発掘調査の記録という性格からは，本来，丸・平瓦，道具瓦，塼などの出土状況にも言及する必要があるものと思われるが，これらについては特別の例を除いては，後段でまとめて概要を記すこととしたい。

南門跡・中門跡出土の軒瓦（九歴1969・1976）

発掘調査開始当初，南門跡・中門跡の中央に通路があり，この部分の補足調査を昭和45年（1970）に実施している。この部分の調査でも若干の軒瓦類の出土があった。両者を合わせて出土軒瓦の報告とした。概報段階では整理途中であったため，今回の報告では軒瓦・道具瓦ともに出土点数は増加している。型式認定できた軒丸瓦300点，軒平瓦357点，叩打痕文字瓦956点ほどがある。

軒瓦の出土概況

軒瓦の出土量から全体の傾向を見ると，軒丸瓦では223（鴻臚館式）が88点(30.2%)と最も多く，143が56点(18.8%)，144が27点(8.9%)，132・208C・290Bがそれぞれ15点(5.0%)で，186が12点(4.0%)と続く。軒平瓦では635（鴻臚館式）が121点(33.8%)で最も多く，688A・B・Cは51点(14.3%)，691Aが27点(7.6%)，506B（老司Ⅱ式）が25点(6.9%)，580が24点(6.7%)で，これらが出土量の多い例である。

二組の軒瓦の組合せ

出土した軒瓦の量的な傾向を見ると，223-635（鴻臚館式軒瓦の組合せ，軒瓦第2段階〔以後，文中では第○段階と略す〕），143-688A・B・C（第3段階の組合せ）が想定できる。軒丸瓦144は第4段階，132・186・208Cは第5段階の瓦である。軒平瓦では，691Aが第5段階，560Bが第2段階の軒平瓦である。580は第4段階の軒瓦と考えたい。軒丸瓦132・186・208Cの出土量と対比したい軒平瓦の一つは691Aであるが，515A・C・Dを合計すると20点(5.6%)出土しているのが注意を引く。また，軒丸瓦275（老司式）が4点(1.3%)と少ないのに対し，軒平瓦560B

は26点(6.9%)とやや多い出土量である。223-635の補完的な存在であったことによるものか。

叩打痕文字瓦　「佐」銘902Eが114点(11.9%)，「佐?」銘902 Iが113点(11.8%)が10%を越す例で，「平井」銘901Eが67点(7.0%)，901Gが63点(6.7%)，901Hが57点(5.9%)で，この3例が5%を越す出土点数の多い例である。これに次いで「佐」銘902Aが32点(3.4%)，902Cが29点(3.0%)，902Dが37点(3.9%)，「佐?」銘902 Jが39点(4.1%)，「賀茂瓦」銘903Bが39点(4.1%)，903Cが29点(3.0%)などがこれに続く。なお，902 IとJでは，文字銘や斜格子文・文字枠の形など類似点が多く，同一の造瓦工房で製作された可能性が高い（902 Jは来木北瓦窯に出土例がある）もので，両者を合わせると152点(15.9%)となり，最も多い出土量となる。

軒瓦に用いられた文字瓦

これらの文字銘のある丸・平瓦のうち，軒平瓦685Aには文字銘902Aの平瓦，685Bには902Cの平瓦，軒丸瓦133と軒平瓦625には902Gの丸・平瓦，軒平瓦515A・Cには903Cの平瓦が用いられている例がある。ここに示した軒瓦は，すべて第5段階の軒瓦である。こう考えると叩打痕文字瓦の多くの例が第5段階の丸・平瓦であったと思われる。

南門・中門所用瓦の変遷　以上の結果から，軒瓦と叩打痕文字瓦の種類と出土量は，大宰府政庁第Ⅱ・Ⅲ期の南門と中門の所用瓦の変遷を反映しているものと考えねばならない。大宰府政庁第Ⅱ期は，8世紀第1四半期から10世紀前半という長期間に渡る。出土軒瓦から見れば，

223-635

まず，223-635(鴻臚館Ⅰ式)の組合せが，創建時の組合せであったろう。第2段階の軒丸瓦では，224・275・278・290などが出土しているが，量的には少ない（出土点数合計で32点〔10.6%〕）。これらは，223の軒瓦の補完的なものであったろう。このなかでは290が半数の出土量を占めているのが目につく。軒平瓦では，560だけが第2段階である。

143-688

143-688の第3段階の軒瓦の組合せは，奈良時代後半での南門・中門の再建ないしは改修工事の主要な所用軒瓦であったろう。この時期には，軒丸瓦では，077A・B，085，108，215（合計12点〔4.0%〕）と，軒平瓦では，582，657（各6点〔1.6%〕）が見られる程度である。

144-580は第4段階の組合せと考えたいが，軒平瓦580については疑問が残る。軒丸瓦066，145，170A・B（合計13点〔4.3%〕）と，軒平瓦575A，578，600A，601A，642（合計18点〔5.0%〕）などが第4段階の軒瓦であろう。主要となる軒瓦が10%以下である。概報は「遺物から見て9世紀と10世紀頃に大規模な改修が行われている」と記している。縄目瓦から斜格子目瓦への変換点が9世紀にあることから考えれば，概報はこの点を指摘したものかと考えるが，この場合，第4段階の144-580の組合せを認める必要がある（軒瓦580は，太宰府天満宮境内の調査で12世紀の遺構から出土している例があり，第5段階の軒瓦にも考えられる）。軒丸瓦132，186，208Cと軒平瓦515，691などは10世紀前半以降の瓦で，純友の乱(941年)を挟んで，大宰府政庁第Ⅱ期の最終段階および第Ⅲ期再建の所用瓦であったろう。軒丸瓦061，124，133，135A，186，208A・B，209，322，326と軒平瓦554，576，581，583，600B，625，685A，703など多型式の軒瓦が出土しているが，出土量の点でどの軒瓦も大宰府政庁第Ⅲ期再建時の主要な所用瓦とは考えにくい。第Ⅲ期南門・中門の再建期には，出土量の点で代表となるような軒瓦が見られないから多型式の軒瓦が使われたと考えられようか。これら軒瓦のうち，軒丸瓦061，124，209，322と軒平瓦576，581，583，600Bなどの軒平瓦は，第5段階のなかでも新しい要素を持つ軒瓦である。今後の検討課題と考える。

ここまで，大宰府政庁第Ⅰ期建物の所用瓦については全くふれないできた。軒丸瓦030が南

門北雨落溝の外から1点出土しただけである。030は月山東・蔵司・日吉地区など政庁跡に隣接する官衙推定地区で出土している。このことから考えれば政庁地区で調査されている掘立柱建物との関連を考えたい資料であるが絶対量が少なすぎる。なお，記録では中門跡の掘立柱建物の柱穴掘形中から平瓦片が出土したとあるが，出土瓦の特定はできていない(高橋1983)。

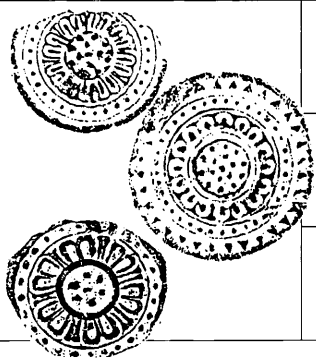
SK011・SK012からの出土瓦（Tab. 6～8）　大宰府出土瓦に関連して概報（1969）は，HF55（SK011）・HF56（SK012）の二つの瓦廃棄土壙の存在を記録している。SK011・SK012は，南門基壇と基壇に接続して西に延びる南面築地SC022の接点北側に存在した。南門基壇は，最終段階の基壇と下層遺構の基壇の二つが調査されている。概報は基壇築土とHF55（SK011）の関係を以下のように記している。

「HF55は，最終段階の基壇が築造される直前に埋められたもので基壇の西端は，この瓦溜りの上にかぶっているのである。この瓦溜りは大量の瓦と焼土，かなりの量の灰が認められた。ここから出土した瓦の中に「安楽之寺」在銘の瓦があった。（中略）HF56はHF55より，また先行するものである」とし，更に「現在地表に見える少なくとも南門・中門位置の礎石群は，大きな火災のあとに再建されたもので，遺物からすれば，ほ

Tab. 6　第1次調査SK011・012出土軒丸瓦点数表（1）

型式番号		SK011	SK012
077A		0	1
085		0	1
132		2	4
133		0	1
135A		1	0
144a		2	2
144b		0	5
170A		1	0
170Bc		0	1
186		2	7
208A		0	1
208Ca		3	1
209		0	2
223a		0	5

Tab. 6　第１次調査ＳＫ011・012出土軒丸瓦点数表（2）

型式番号		SK011	SK012
244a		1	0
290B		1	0
322		2	2

ぼ10世紀頃に置くのが妥当である。更にHF55の瓦溜りから「安楽之寺」在銘の瓦が数点出土していることも，一つの手がかりになり得るだろう。安楽寺の創建については諸説あるが，延喜５年から始まり，延喜19年あたりまでの造営の記事を信用するとすれば，少なくとも，HF55の瓦溜りが埋められるのは10世紀初頭を遡ることはないのである。この（南門基壇）最終の改修は，HF55瓦溜りの遺物よりも更に後出のものであるから，改修前の火災を941年，藤原純友の兵火に求めてみても大きな不都合はなさそうである」と記されている。大宰府政庁第Ⅲ期の南門再建の時期とＳＫ011（HF55）出土遺物の年代的な位置付けが示されている。概報は「遺物の面では，ここでは在銘瓦の多いのが一つの特色であるが，瓦の製作技術の面からみると，先ず指摘できるのは，ここの平瓦は，今までのところ例外なく桶巻作りである」と報告する。円筒桶製の平瓦群である。

「安楽之寺」銘文字瓦

941年純友の兵火

この記録を前提にして土壙SK011（HF55）出土瓦類を検討する必要があるが，SK012（HF56）出土瓦の内容もSK011出土の瓦の内容と大きな違いはない。二つの土壙は，純友の兵火によって焼け落ちた瓦を廃棄するために前後して掘られ埋め戻されたと考えられる。二つの土壙出土瓦はTab. 6 ～ 8 に示したとおりである。この瓦群は，一つには大宰府政庁第Ⅱ期の最終段階の南門所用瓦の様相を反映しているものと考えられる。従って当然のことながら，古い瓦類もこの時，10世紀前半の瓦と一緒に用いれられていた。二つには，この10世紀以前の瓦群を排除できれば，10世紀代の瓦群を知ることができよう。

軒瓦第5段階の資料

この作業に当たっては，前項－ａ.大宰府出土軒瓦の変遷－で記した視点を基準とする。先ず，第２・第３段階の軒瓦は胴部に縄目痕を残すものであるが，大宰府では遅くとも９世紀段階までの瓦と考えている。このことから，軒丸瓦では077，085，223（鴻臚館式），224，290Bが，軒平瓦では635，688A・C，700が排除できる。残る軒瓦群は，胴部に斜格子文をそのまま残す瓦群で，8世紀末頃，朝鮮半島統一新羅から直接大宰府に導入された造瓦技術によって製作されたものである。これを前項では，軒瓦第４・５段階とした。ここから，軒丸瓦では，外区が二重である144，170A・Bが排除できる。軒丸瓦132については，文字瓦903Aが丸瓦部に残る例があり，903AはSK011から出土している。133には文字銘901Gが丸瓦胴部に残る例があるが，901GはSK012から出土している。186は松倉瓦窯に出土例があり，ここでは軒平瓦554，685Aと文字瓦902A・B・C・D・F，914の丸・平瓦が出土している（軒平瓦554，685A，文字瓦902A・B・C・D・F，914は土壙SK011・012出土瓦にも見られる)。軒丸瓦132，133，186は，土壙出土文字銘瓦が10世紀前半のものであるという前提条件があるが，10世紀前半の軒丸瓦と認めて良いだろう。三つの軒丸瓦の特徴として，瓦当文様では外区が一重であること，その瓦笵は木村氏の言うＣ型(木村1976)であることが指摘できる。土壙出土の軒丸瓦では，135，208A・C，

209，322Aがこの条件を備えている。10世紀前半の軒瓦と考えたい。

軒平瓦では，691Aが来木瓦窯で「安楽之寺」銘904A b文字瓦とともに生産された可能性が第169-2次調査の結果により高いと考えられる(九歴1998)。691Aも10世紀前半のものと考えたい。515の内区文様は二重格子である。軒平瓦の内区文様として伝統的に唐草文が使われてきたことからすれば新出の文様である。さらに515Aには，胴部に文字銘903Cの平瓦が用いられた例があり，903Cを残す平瓦片が土壙からも出土している。515全体を10世紀の軒平瓦と考えたい。同様の理由で，文字銘902Eを胴部平瓦に残した例がある軒平瓦554，902Aの文字銘を胴部平瓦に残す685Aも，902E・902Aの文字瓦が土壙出土瓦に認められるから10世紀の軒平瓦であろう。902Gを胴部にもつ軒平瓦625も（902Gは土壙出土瓦にはないが）その可能性は高いと考えられる。三者とも便化の進んだ瓦当文様の軒瓦である。軒平瓦580は，瓦当文様が比較的整っているから，10世紀以前からの軒瓦である可能性を考えたい。ただ，この軒瓦は600Bとともに太宰府天満宮では11世紀にも使われていた。581は580が便化されたものだろう。10世紀の瓦としたい。600Bは，恐らく老司系の軒平瓦で，562，564，600Aの系統下のものでもっとも新しい瓦当文様と考える。10世紀の軒瓦と考

Tab. 7　第1次調査SK011・012出土軒平瓦点数表（1）

型式番号		SK011	SK012
515Aa		5	1
515Ab		1	0
515D		1	2
554		3	2
580		2	5
581		1	2
600B		1	0
625		0	1
635B		2	2
642B		2	1
685A		0	2
688Aa		1	2
688C		0	2
691Aa		2	0

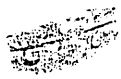
えたい。

以上のように土壙出土軒瓦を見てきたが，土壙出土文字瓦との関連性と瓦当文様の状況から，

10世紀の軒瓦

軒丸瓦では132，133，135，186，208A・C，209，322などが，軒平瓦では515，554，625，685A，691A・Bなどは10世紀の軒瓦の可能性が高いと言える。

Tab. 7　第1次調査SK011・012出土軒平瓦点数表（2）

型式番号		SK011	SK012
691Ab		2	0
691Ba		0	1
700		0	1

軒平瓦580，581，600Bについては，10世紀前半の土壙から出土しているという条件以上の証拠を見い出していないが，10世紀の軒平瓦と考えておきたい。

また，二つの土壙から出土している叩打痕文字瓦はTab. 8のとおりである。このなかには，「大国」銘907のように，明らかに10世紀以前の軒平瓦662Bに文字銘が伴った瓦片も含んでいるが，大勢として10世紀の丸・平瓦群と考えておきたい。

なお，前述のとおり，これらの瓦群は10世紀後半の大宰府政庁第Ⅲ期の南門再建期の所用瓦としても用いられた。10世紀後半の軒瓦は，10世紀前半のものが引き続き用いられたと軒瓦の出土状況からは考えざるを得ない様相である。

政庁第Ⅲ期南門・中門の軒瓦

南門前面外湟出土の軒瓦

調査されている遺構は，北東から西南へかけての流水の跡であった。瓦類も遺構との関係から報告できる状況のものはない。

軒丸瓦で147点，軒平瓦で173点，叩打痕文字瓦で791点の出土があった。この他では，丸瓦・平瓦はもちろんのこと，鴟尾・鬼瓦・面戸瓦・熨斗瓦・文様塼などの出土もあった。ここでは，軒瓦と叩打痕文字瓦の出土状況の概略を記すに留めたい。

軒丸瓦では，223（鴻臚館式）28点(15.1%)，144が15点(10.2%)，061が12点(8.1%)，186が11点(7.5%)，208Bが10点(6.8%)などが出土量の多い例である。

軒平瓦では，635（鴻臚館式）が26点(15.1%)，560B(老司Ⅱ式)が26点(15.1%)，688A・Cが16点(9.3%)，515A・C・Dが14点(8.0%)，642Bが14点(8.0%)などが多く出土した例である。

この調査でも，223-635（鴻臚館式）の組合せが認められた。

出土軒瓦段階別百分比

ここでは，大胆ではあるが第2・3・4・5段階に出土軒瓦を分けて，その百分比をとってみた。軒丸瓦では，第2段階47点(31.0%)，第3段階12点(8.0%)，第4段階31点(21.0%)，第5段階

Tab. 8　第1次調査SK011・012出土文字瓦点数表

文字銘瓦型式	SK011	SK012
901E	2	11
Ga	2	9
Gb		2
H		2
Hc	2	8
Ib	1	
J	2	5
K		1
L		3
N		2
902A	4	6
B	1	6
C		18
Da		1
Db	1	5
E	13	23
F		1
G		8
H	1	4
I	2	21
J	3	10
903A	1	
Ba	2	11
Bb		1
C	1	11
D	2	4
E		2
F		5
G		15
Ha		2
904Ab	1	
D	2	2
906C	1	1
D		3
F		2
907		1
908		2
911		1
914		2
915A	1	1
D		1
918B		1
919	1	

59点(40.0%)，となった。軒平瓦では，第2段階54点(31.2%)，第3段階18点(10.4%)，第4段階46点(26.5%)，第5段階55点(31.8%)となった。第5段階の軒瓦が最も多い出土量であることは，この地区遺構の終末の形成時期を示すものであろう。また，第2段階の軒瓦の出土量が多いことは，第2段階で作られた軒瓦の多さと，製品として良質であったことを示すものであろう。

叩打痕文字瓦では，「平井」銘901Hが130点(16.4%)，901Gが81点(10.2%)，「佐」銘902Eが57点(7.2%)，「平井」銘901Iが52点(6.6%)，「佐」銘902Aが44点(5.6%)，902Bが42点(5.3%)が出土量の5％以上を占め，出土量の多かった例である。

政庁西南隅（回廊跡・築地跡）地区の軒瓦（概報1971）

調査中に概報が刊行されているため出土瓦の全体的な傾向は未報告である。第6次調査の瓦の出土状況として，①前面築地SA002の雨落溝SD072・073出土瓦が2層に検出された築地遺構の上層（SA002Bb）に伴うと考えられ，大宰府政庁の終末期に近いものであろうこと。②前面築地SA002と南面回廊SC022の間に瓦類の出土量が多かったこと。③西面回廊SC060の西側基壇化粧の外雨落溝SD061で出土した瓦群が火災で焼けた回廊（SC060A）の所用瓦で，火災を941年の藤原純友の兵火とすれば，10世紀前半までの瓦群であろうことの三つを瓦出土状況の概況としている。

出土瓦類の概況

ここでは，軒瓦・叩打痕文字瓦などの出土状況を概観することから始め，建築遺構(雨落溝)に伴った瓦群の説明を行う。なお，②として指摘されている前面築地SA002と南面回廊SC022の間から出土している瓦群には，10箇所を越す瓦溜り出土として取り上げられた瓦，整地層・瓦整地として取り上げられた瓦がある。個々の瓦溜り出土瓦を比較しても，特別に注意される状況が生じないこと(土器は古くても瓦は新しいといった状況)から一括して整地土中の瓦群と考えることとした。この判断は，鬼瓦片，面戸瓦片などがこの地区に限って多量に出土している状況があって，政庁地区の不用となった瓦群がまとめて取り片づけられた場所が，政庁西南隅地区であったであろうことを思わせたことによる。従って，ここでは，遺構記号は付与されていないが，整地層出土瓦として報告する。

出土軒瓦　軒丸瓦454点，軒平瓦389点，叩打痕文字瓦で1,094点が出土している。軒丸瓦では，223（鴻臚館式）が238点(53.8%)と最も多く，143が48点(10.7%)，208Bが24点(5.3%)，224が22点(4.6%)，290Bが20点(4.4%)，170Aが19点(4.2%)，208Cが15点(3.3%)，275B(老司Ⅱ式)が13点(2.9%)などが出土量の上位を占めた。

軒平瓦では，635（鴻臚館式）が188点(48.3%)と最も多く出土し，688A・B・Cが合計で55点(14.2%)，560B（老司Ⅱ式）が50点(12.8%)，601Aが18点(4.6%)などが比較的出土量の多い軒平瓦である。概報では，223-635（鴻臚館式組合せ一第2段階），143-688（第3段階），170A-662B・170A-578（第4段階の2組)の4組の組合せが提示されている。軒瓦の出土点数に占める百分比から見て，さらに，第1次調査出土軒瓦の出土点数(百分比)から見た組合せから考えて，第2段階223-635（鴻臚館式）・第3段階143-688の組合せは，政庁域での奈良時代前半・後半を代表する組合せと考えて誤りはない。問題として残るのは，170A-662B・170A-578の2組のセット関係である。このことは，単純に考えて，軒瓦の外区を二重にしている軒瓦が選ばれたとも考えられるが，前項に示した軒瓦第4段階の設定とも関係する。この点については，以下の各遺構出土瓦を解説する中で検討することとし，関係する軒平瓦の出土量を示しておこう。662B

軒瓦4組の組合せ

が９点(2.3%)，578が６点(1.6%)，601Aが18点(4.6%)，656が７点(1.8%)などがあった。また，第５段階の軒平瓦である691Aが８点(2.0%)，691Bが７点(1.8%)出土していることは別の意味で注目される。

各遺構からの出土

各遺構出土瓦　Tab.９は，各遺構出土軒瓦の出土点数を示したものである。西面回廊SC060の西側基壇化粧の周辺では，概報の言うⅢ期（大宰府政庁第Ⅲ期）の回廊SC060Bを再建するための整地が行われた（これをSX061Ｂbという)とし，概報の言うⅡ期(大宰府政庁第Ⅱ期最終段階)には，西面回廊SC060の雨落溝SD061Ｂが掘られている。SX061Bbの整地土中からの出土瓦は，黄褐土・第１整地・第２整地などのラベルを付けて取り上げられている。第２整地土には，焼土や灰も混じえていた。この段階では，西面回廊の西雨落溝は存在しない。下層雨落溝SD061Aは，この整地土を除いて調査された。すべての出土瓦が基壇化粧の西側（残存基壇の高さで40㎝と報告されている）からの出土で，多量の焼土・灰を伴っていた。

南面回廊SC022Ａ・Ｂ，雨落溝SD061Ａ・Ｂの軒瓦　上記に従えば，SX061Bb・SD061BとSD061Aの出土瓦とは分離されなければならない。

SX061Ｂb・SD061Ｂ出土軒瓦　軒丸瓦の出土はない。軒平瓦では，515A（第５段階）が２点，657b（第４段階）が１点出土した。

SD061Ａ出土軒瓦　軒丸瓦では170Aが16点，223（鴻臚館式）が５点出土している。軒平瓦では560B(老司Ⅱ式)が６点，578が２点，601Aが１点，635（鴻臚館式）が11点，662Baが４点，688が２点出土した。出土瓦は完形や，完形に近いものが多く，軒から落下したものがそのまま整地土によって埋められた感じであったようだ。

軒から落下した状況の軒瓦

軒瓦第４段階の資料

出土軒瓦のうち，胴部に縄目叩きを残す223，560B，688（第２・３段階）を除いた軒瓦では，170A，578，601A，662Bが残る。これらの軒瓦の瓦当文様の特徴として，内区文様より外区が高く設定され，662Bを除けば外区が二重となっている。明らかに，第１次調査の土壙SK011・012出土軒瓦とは異なった軒瓦群である。

Tab.10には，叩打痕文字瓦の遺構別の出土状況と出土点数を一覧とした。SD061B出土文字瓦では「平井

Tab.９　第６次調査各遺構出土軒瓦点数表

軒丸瓦型式	SD061B SX061Bb	SD061A	SD062	SD063	SD066	F～M整地
132				1		
143a						2
b						1
c						1
144						1
170A		16				
186					1	
208A			1			
208Ba						1
Bb						1
Ca						2
223		2	2		2	11
223a		3			6	11
L						2
224a						1
b						1
軒平瓦型式						
510					1	
515A	2			1		
560B		6				6
578		2				
601A		1				
635		7	1		21	12
A						1
B		4				3
657b	1					
662Ba		4				
685A					1	
688A					1	
Aa		1				
Bb		1				
C					2	2
691B					1	
703					1	

瓦屋」銘901A，「平井瓦」銘901C・901D，「平井」銘901Gb，901Ha・Hc・I，「大国」銘907，「未」銘914，「未読解」銘924などが出土している。文字瓦をSK011・012出土文字瓦と比較すると，901A，901C，901D，924などが新たに出土した文字瓦であり，901G・H・I，907，914などはどちらからも出土している文字瓦である。このことからすれば，SD061A出土瓦とSK011・012出土瓦とでは，単に10世紀前半以前の瓦類であるとの認定しかできないこととなる。しかし，前項－a.大宰府出土軒瓦の変遷－のうち軒瓦の第４段階を設定する中で，170A・170Ba・601Aが９世紀初頭を前後する時期の軒瓦であることを説明した。このことから，SD061A出土瓦のうち，内区文様より外区が１段高い軒瓦，外区が２段となる軒瓦，内区文様がこれらに準じて細かい文様で構成され，胴部平瓦凸面の斜格子が細い軒瓦群を９世紀の軒瓦（第４段階）として設定したいと思う。

概報で設定された170A-662B，170A-578の２組の組合せは，SD061Aの軒瓦の出土状況（西面回廊屋根から落下した状況）から設定された。軒瓦の出土点数（百分比）からはやや疑問がないわけではないが，発掘現場での判断の妥当性は高いものと考える。なお，軒平瓦601Aは，大分廃寺では170Bと組合せ関係にあったが，第６次調査全体の出土点数18点(4.6%)と比較的多い出土量である。170Aが19点(4.2%)であることから見て，この組合せも考えられよう。

西面回廊東雨落溝SD062A・B出土瓦類

軒丸瓦では，223（鴻臚館式）と208Cが出土

Tab.10　第６次調査各遺構出土文字瓦点数表

叩打痕文字瓦型式	SD061B SX061Bb	SD061A	SD062	SD063	SD066	SD067	SD072 A	SD072 B	SD073 A	SD073 B	F～M整地
901A		4									
C		5				1					
D		2									
E					10			1		1	1
Fb					2						
Ga					11	1		1			1
Gb	1	1			2						1
H					3			1			1
Ha	1	1				1					
Hb					12						
Hc	1	1	3		8						
Ia		1			2						1
Ib					2						
L					1		1	4			
M					1						
902A			1		9			3			
Bb				1	4	1		2			
C	4				15	1				1	1
Da					5			1			
Db					3		1	4		2	
E										1	
G	2				7	1			1		
H					5	1					
I					1				1	2	
903A										3	
Ba					1			1		1	
C					1			3			
E			2			1				1	
F			2		2						
G			1								
Ha					1						
904Ab	1								1		1
D					1						
906B	1			1							
C								1			
907		3			1						
914		1							1		
915A											1
B					2						
D	1							3			
E											1
919					2						
924		2	1					17		9	

し，軒平瓦では635（鴻臚館式）が出土している。文字瓦では901H，902A，903E・F・G，924が出土している。A・Bの2時期の分離は困難である。

南面回廊北雨落溝SD063A・B出土瓦類　軒丸瓦では132，軒平瓦では515Aが出土している。文字瓦では902Bb，「竹前」銘906Bが出土している。2時期の分離はできない。

南面回廊南雨落溝SD066A・B出土瓦類　軒丸瓦では186と223（鴻臚館式）が出土した。223は7点とやや多い出土量である。軒平瓦では510，635（鴻臚館式），685A，688A・C，691B，703などの多型式が出土しているが，635が21点と最も多かった。文字瓦も型式・量ともに多い出土量があり，901F・G・H・I・L・M，902A・B・C・D・G・H・I，903B・C・F・H，907，915B，919などが出土している。

ここまで西面回廊SC060A・Bと南面回廊SC022A・Bに付属する雨落溝から出土した軒瓦を見てきた。これらの出土瓦が回廊に葺き上げられた瓦であると考えられよう。政庁第Ⅱ・Ⅲ期の出土瓦の分離は，SX061Bb・SD061BとSD061Aとの間でできただけである。恐らく，軒平瓦515A・657bは政庁第Ⅲ期回廊の葺瓦であったと思われ，雨落溝SD061A出土瓦は政庁第Ⅱ期回廊の終末までの葺瓦であった。

回廊葺瓦の変遷　出土瓦全体から見た回廊所用瓦からすれば，政庁第Ⅱ期の回廊創建期の軒瓦は223-635（鴻臚館式）であり，奈良時代後半の改修期の軒瓦が143-688であったろう。

政庁第Ⅲ期再建期の軒瓦を推定すれば，軒丸瓦では208B・Cが合計で39点(3.8%)であり，軒平瓦では691A・Bの合計15点(3.8%)であるのが注目される。恐らく，再建期の中心的な軒瓦であったろう。量的に見れば少ないと考えられよう。従って，軒丸瓦では,049，124，132，133，135A，186，322，324などが，軒平瓦では，515，554，575B，576，581，600B，605，625，672，685，703など多型式の瓦が用いられた可能性がある。なお，SD061A出土の軒丸瓦170A，軒平瓦578，601A，662Bなどは出土量の点でも一定の量を占めているから，平安時代改修期の軒瓦であったと考えたい。

築地の葺瓦

前面西築地SA004A・Bの瓦類　僅かに残る築地東側の南北溝SD067の出土瓦から想定する必要があるが，回廊南雨落溝SD066と連続することもあって，その分離は難しかった。軒瓦の出土はない。文字瓦901C・G・H，902B・C・G・H，903Eなどが出土している。

前面築地SA002A・Bの瓦類　概報は明確に上・下に重なった2時期の築地が検出されたことを報告している。さらに，上層の築地の素掘りの雨落溝SD072A・B，073A・Bから軒瓦を混じえない丸瓦・平瓦群が調査された。出土状況は，築地葺瓦がそのまま落下した状況と理解したい様相であった。概報は,「恐らく大宰府政庁の終末期に近く使用されたものであろう」と報告している。特に粗い斜格子目に「風」の字風の文字，又は記号（文字瓦924）が重なる打捺痕のある丸・平瓦の完形資料の出土が目立った[1)]。SD072B・073Bの雨落溝から出土した文字瓦は，924を始めとし，901E・G・H・L，902A・B・C・D・E・I，903A・B・E，915Dなどである。

下層築地SA004Aの雨落部分（特に南面では溝状遺構として形をなしていない）からは，901L，902D・G・I，903E，904Ab，914などが出土している。下層から，「安楽之寺」銘904Abの出土があったことは，下層築地（SA004A）の最終期が政庁第Ⅱ期の終末であったことを示すものであろう。

前面築地SA002と南面回廊SC022間の整地層出土瓦　この二つの遺構の間からの出土瓦のラベル記号を見ると，瓦溜りとしてＨＫ69・70（鴟尾片出土），ＨＭ69（長方形文様塼出土），ＨＦ67，ＨＦ70，ＨＧ67，ＨＧ68，ＨＧ70，ＨＬ69などがあり，整地層も黄褐土，第１整地土などがある。一応は，土壙および整地土別に出土瓦を分けてみたものの，それぞれの土壙と層位からの出土瓦に大きく時間的な相異があるとは思えない。この状況は，恐らく政庁第Ⅲ期再建にあたって，焼け落ちた瓦類をこの場所に集め，集中して廃棄した結果ではないかと思われる。ここでは，一括して整地土中から出土した瓦と考え報告しておきたい。

整地層の出土瓦

軒丸瓦では，143，144，208Ｂ・Ｃ，223，223Ｌ，224などが出土している。この中では，223が22点と目立った出土量であった。

軒平瓦では，560Ｂ，635，688が出土した。この中では，635が15点と目立った出土量であった。

文字瓦では，901Ｅ・Ｇ・Ｈ・Ｉ，902Ｃ，904Ab，915Ａ・Ｅが出土している。

第６次調査出土瓦では，前項，－a.大宰府出土軒瓦の変遷－ 軒瓦第４段階の設定資料として西面回廊西雨落溝ＳＤ061Ａ出土軒瓦を持ってこれにあてた。このことと合わせて，この溝からは，第１次調査の土壙ＳＫ011・012出土文字瓦とは異なった文字瓦(901Ａ・Ｃ・Ｄ，924)などが出土している。924は前面築地ＳＡ002Ｂの葺瓦で，文字瓦の位置付けとしても最も新しい瓦と考えられるものである。さらには，ＳＫ011・012と共通して出土している文字瓦もある。また，ＳＤ062・063・066・067・072・073出土瓦と比較してみても，901Ａ・Ｃ・Ｄは，これらの溝からは出土していないように見えるが，901ＣはＳＤ067出土瓦中にある。しかし，ＳＤ061Ａ出土の「大国」銘文字瓦（軒平瓦662Ｂに伴った例がある）を含め，901Ａ・Ｃ・Ｄの斜格子目打捺は，細かく整った格子目を持つ共通性がある。第４段階の丸・平瓦の叩打具の特徴と考えたい。

正殿東（北面回廊跡・東面回廊跡）出土の軒瓦（九歴1973）

整理作業の進捗と見直し作業により，概報製作時より軒瓦・叩打痕文字瓦ともに大幅に点数増があった。軒瓦では，型式不明を除き軒丸瓦346点，軒平瓦356点が出土した。文字瓦では，型式設定をしたものだけの点数であるが3,489点を数えている。軒瓦・文字瓦それぞれの型式別の出土点数の多かったものは，次のようになる。

軒丸瓦では，223（鴻臚館式）が133点(38.4%)と最も多い。次いで143が48点(13.8%)，077Ａが28点(8.1%)，208Ｂが26点(7.5%)，186が17点(4.9%)，108が15点(4.3%)，132が14点(4.0%)，224が9点(2.6%)などが出土量の多い例である。

出土軒瓦等の概況

軒平瓦では，635（鴻臚館式）が135点(38.0%)と最も多い。次いで688Ａ・Ｂ・Ｃが69点(19.3%)，510が22点(6.2%)，515Ａと691Ａがそれぞれ18点(5.0%)，662Ｂが13点(3.6%)，580が11点(3.1%)，554と653がそれぞれ10点(2.8%)などが出土量の多い例である。

出土点数の上では，少ないながらも第２段階の224や290Ａが，第３段階で077Ｂ，108，215が，第４段階で058，082Ａ，105，144，145，170Ａ・Ｂなど，軒平瓦では，第２段階560Ｂ，637，673Ａ，第３段階では，510，564，657，第４段階では，575Ａ，601Ａ，659などの多種類の軒瓦の出土例があったのも一つの特徴であろう。

文字瓦では，「安楽之寺」銘904Abが，767点(21.98%)と最も多い出土量を占めた。出土点数が10%を越える例は904Abだけであるが，100点以上の出土点数があった例を拾えば，「平井」銘901Ｈが332点(9.52%，このうち901Ｈcが174点で，901Ｈの50%以上)，Ｇが199点(5.70%)，Ｉが162点

(4.64%)，「佐」銘902Aが176点(5.04%)，Bが240点(6.88%)，Cが104点(2.98%)，「佐瓦?」銘902Iが178点(5.10%)などがある。さらに，「平井」銘901E，「佐」銘902D，「筑」銘906C，「前」銘906E・F，「安」銘904Dなども出土点数の多い例としてあげられる。

軒瓦の出土点数から見た組合せ関係は，223-635（鴻臚館式組合せ）がそれぞれ38%で最も多く，143-688A・B・Cの組合せがこれに次ぐ。軒丸瓦208BとCを合わせれば33点(9.5%)となり，515Aと691Aとを合わせれば38点(10.0%)となるから，この組合せも想定できる可能性が高い。さらに，出土点数だけの根拠であるが，軒丸瓦077Aが28点(8.1%)であることから，軒平瓦510の22点(6.2%)という組合せも成立する可能性はある。

回廊所用瓦

ここでは，回廊所用瓦として，まず創建期には223-635（鴻臚館式組合せ）が用いられる。奈良時代後半の改修用軒瓦として143-688の組合せが用いられたろう。さらに政庁第Ⅲ期の回廊再建時は，複数の軒丸瓦・軒平瓦が用いられたと考えたい。その中心的軒瓦として，軒丸瓦では208B・Cと軒平瓦では554・691Aなどが用いられた。

ここで注目されるのは，「安楽之寺」銘904Abの出土量である。文字瓦の中で22%を占めている状況は，単に10世紀前半に用いられた丸・平瓦と言うことはできないものと思う。政庁第Ⅲ期回廊再建期の丸・平瓦であった可能性は非常に高いものと思われる。試みに，第15次調査出土の軒瓦を223-635，143-688，その他の軒瓦に3分し，遺構図に載せてみた。Fig.121の上半である。さらに，「安楽之寺」銘904Abの出土状況を示したのがFig.121の下半である。また，それぞれの遺構別の出土点数をTab.11に示した。

土壙SK357　北面回廊SC340北側の不整形で大きな土壙である。土壙が大きくて不整形であること，遺物取り上げラベルの表示が「瓦群」・「瓦層」となっていることから，最初から瓦廃棄用土壙として掘られたものではなく，何かの理由で凹地となっていた部分に瓦を棄て，埋土をのせて整地したものであろう。軒丸瓦68点，軒平瓦88点が出土した。軒丸瓦では223と143で出土量の50%に近く，軒平瓦では635と688で出土量の65%近くを占めている。ここから出土している土器は，回廊廃絶後のものと考えられている。軒瓦は，軒瓦第2・3段階の古い軒瓦群である。単純に考えれば，政庁第Ⅲ期回廊廃絶時にこれらの軒瓦が使用されていたことになろう。土壙は，これ等を取り片づけたものであった。

土壙SK354　土壙SK357の東にある不整形な土壙である。軒瓦の出土は比較的少ない。恐らく，土壙SK357と性格的には同一のものであろう。

土壙SK331　北面回廊SC340と東面回廊SC350の入隅部で調査された。土壙の位置から考えて，回廊の廃絶期の軒瓦が直接廃棄された土壙である可能性が高いと考えられる。軒丸瓦の223・143以外では，077A・124・132・133・186・208B・322・324Aなどが見られた。軒平瓦の635・688以外では，510・

Tab.11　第15次調査主要遺構出土瓦点数表

遺構＼軒瓦等	223 635	146 688	その他 軒丸軒平	合計 軒丸軒平	文字瓦 904Ab
SK357	24 (35.3)	9 (13.2)	35 (51.5)	68	
	38 (43.2)	19 (21.6)	31 (35.2)	88	8
SK354	1 (12.5)	0	7 (87.5)	8	
	4 (44.4)	2 (22.2)	3 (33.3)	9	0
SK331	6 (25.0)	3 (12.5)	15 (62.5)	24	
	11 (36.6)	2 (6.6)	17 (56.8)	30	31
SD342	22 (41.5)	8 (15.1)	23 (43.4)	53	
	7 (20.0)	11 (31.4)	17 (48.6)	35	3
SC350	4 (33.3)	3 (25.0)	5 (41.7)	12	
の東側	3 (20.0)	2 (13.3)	10 (66.6)	15	48
Ⅱ期	0	0	1	1	
礎石掘形	0	1	0	1	0
Ⅲ期	0	1	2	3	
礎石掘形	1	0	3	4	1

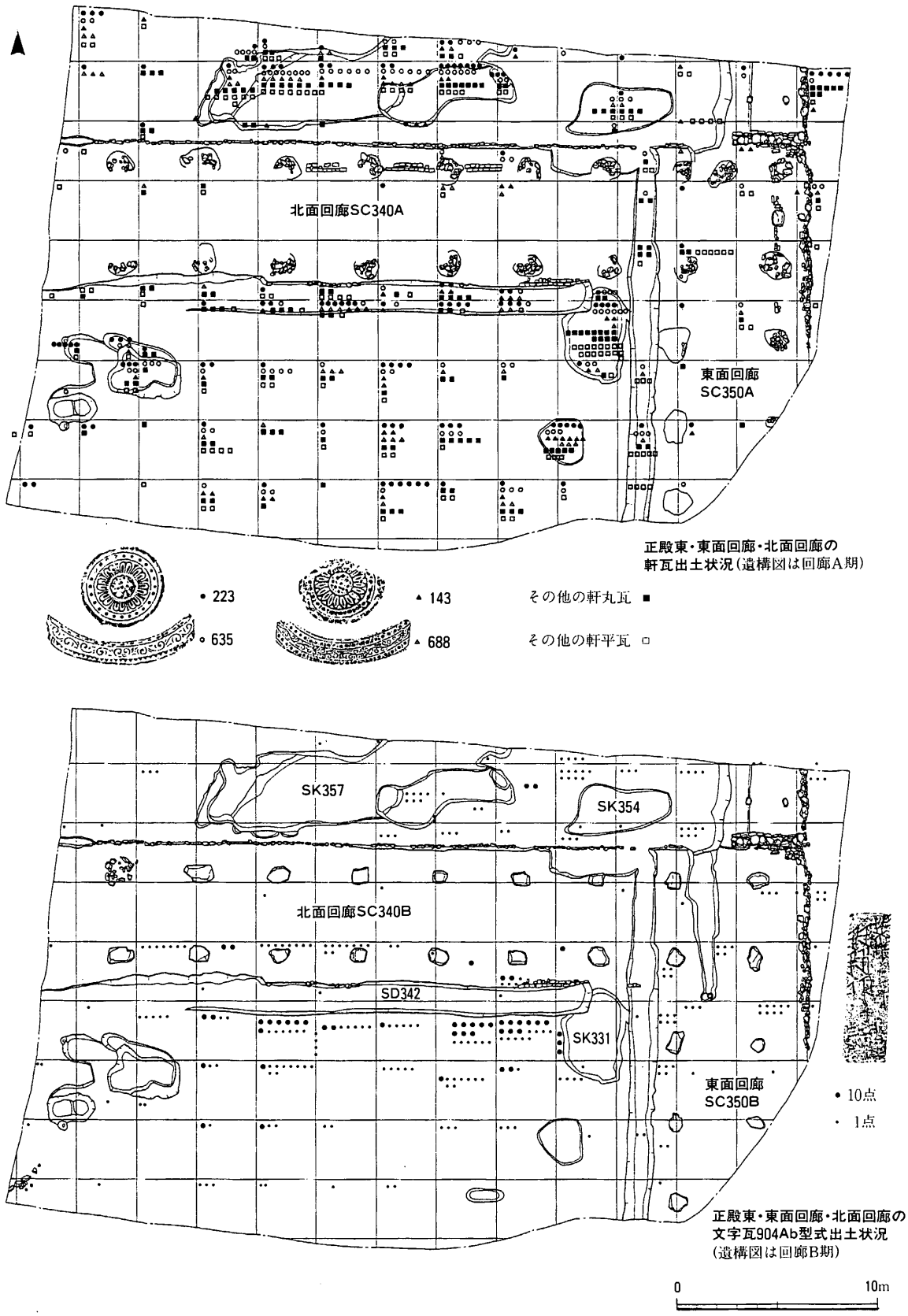


Fig.121 回廊東北隅部（第15次）地区軒瓦・文字瓦出土状況（1/300）

515A・600B・653・675b・704Bなどが見られた。軒丸瓦・軒平瓦ともに軒瓦第5段階のものが目立つ。恐らく，使える瓦はすべて使った状況が回廊廃絶期の軒瓦の状況であったと思われる。

また，文字瓦904Abが31点と比較的多く見られたことは，政庁第Ⅲ期回廊再建以降にもこの文字瓦が使われたことを示しているだろう。

北面回廊南雨落溝SD342　政庁第Ⅱ期回廊では自然石を側石とした東西溝であった。この東西溝は，政庁第Ⅲ期回廊再建後も使われていた。この溝から出土した軒丸瓦の223・143は56.6%，軒平瓦の635・688は51.4%を占めている。この2組を除いた軒瓦は,軒丸瓦では108・132・208などが出土し，軒平瓦では515A・554・575A・580・653・691A・781などである。軒瓦の出土傾向としては，土壙SK331の軒瓦に近い状況である[2)]。

文字瓦904Abのうち，明らかに東西溝SD342から出土したとラベル表示されているものは，3点にすぎない。しかし，3m方眼の地区表示では，雨落溝SD342は35～44区のGライン上で検出されている。Fig.121の下半には，出土遺物のラベル表示「瓦群」・「瓦層」とある記述に従って，雨落溝SD342をはずして出土点数の表示を行った。この結果，雨落溝SD342の南側（Fライン35～42区）では，339点（文字瓦904Abの総出土量の44.2%）がここからの出土であった。このうち，90%以上が「瓦群」・「瓦層」と表示されたものである。調査日誌から見ると，雨落溝SD342の側石が検出される以前のものばかりである。「瓦群」・「瓦層」とあるこの一群の瓦は，雨落溝を被う状況であったと思われる。軒瓦・文字瓦ともに北面回廊廃絶期の状況を示していると考える。

政庁第Ⅲ期回廊再建期から廃絶期までの時間はかなり長いものがあるが，再建期と廃絶期の瓦の相違を見出し得ていない。「安楽之寺」銘904Abの文字銘を持つ丸・平瓦は，10世紀半ば以降においても回廊に葺かれた丸・平瓦の中心的な存在であったであろう。

東面回廊SC350の基壇東側出土瓦　軒丸瓦12点，軒平瓦15点と文字瓦の出土があった。内容的には，北面回廊南雨落溝SD342の軒瓦・文字瓦の状況に近い。

礎石掘形出土軒瓦　政庁第Ⅱ期東面回廊SC350Aの東側柱列南端の礎石掘形から軒丸瓦077B，北端の礎石掘形から軒平瓦688Aaが出土している。政庁第Ⅲ期回廊SC340B・350Bは，第Ⅱ期回廊基壇を利用して，やや縮小した形で再建されていた。礎石も多くが残っていた状況であった。この礎石掘形からも数点の軒瓦が出土している。

軒丸瓦は，北面回廊SC340Bの南側柱列の西から5番目の礎石掘形で290Aa，西から4番目の礎石掘形から208Ba，北側柱列の西から2番目の礎石掘形から143aが出土した。軒平瓦は，東面回廊SC350Bの西側柱列の最も南の礎石掘形から600B，北面回廊SC340Bの南側柱列の西から6番目の礎石掘形から635，西から5番目の礎石掘形から691A，最西端の礎石掘形から580が出土している。回廊SC340・350のA・B期と出土軒瓦の時期的な関係については，特に問題はない。

ここまで，回廊（SC340･350）の屋根に用いられた軒瓦，文字銘を持つ丸・平瓦という視点でこの調査の出土瓦を見てきた。調査区内回廊の葺瓦の総量からという点から考えれば，それなりの量として納得できるが，正殿の調査（第180次調査）での軒瓦出土量が少なかったことを考えると，土壙SK357出土瓦などは正殿に葺かれていたものである可能性を考える意見もある。注意すべき意見と思う。なお，この調査区でも政庁第Ⅰ期の掘立柱建物SB360，SB122(概報ではSB355)が調査されているが，明らかにこの時期の瓦と考えられるものはない。

正殿東北部(後面築地跡・後面東築地跡)地区出土の軒瓦（概報1974）

概報時点で記された出土瓦の点数と今回の報告との間では，若干の異同がある。ここでは，

型式認定のできた軒丸瓦157点，軒平瓦108点，文字瓦2055点を対象資料とする。軒丸瓦では，ここでも223（鴻臚館式）が最も多く，83点(53.9%)が出土した。次いで224が18点(11.4%),143が11点(7.0%)，208B・322・324が各5点(3.1%)などである。軒平瓦でも，635（鴻臚館式）が48点(44.6%)で最も多い。次いで515A・Cの合計で8点(7.4%)，560Bが7点(6.4%)，575A，688A・B，691Aが各6点(5.6%)，653が5点(4.6%)などとなる。

軒瓦等の出土状況

文字瓦では「平井」銘901Fが608点(29.6%)，901Eが134点(6.5%)，901Gが100点(4.9%)，「佐」銘902Dが130点(6.5%)，「佐瓦？」銘902Iが152点(6.3%)，「安楽之寺」銘904Abが118点(5.7%)などが100点以上出土した例である。次いで「平井」銘901H・L，「佐」銘902A・Eなどが出土量の多い例である。

この調査では，正殿北側で東面築地SA335，後面築地SA505が確かめられ，その中に東西棟の建物SB500と櫓風の建物SB510が検出された。ここでは，それぞれの建物の所用瓦の検討をまず試みよう。

後面東築地SA335と後面築地SA505　両者とも遺構の残存状況は極めて悪い。後世の撹乱により寄柱などが検出されなかったこと，版築・暗渠の規模から想定される築地の基底幅が南門左側の築地SA004より狭いこと，さらには，前面築地SA002の雨落溝SD072・073に見られた屋根から落下したような瓦の堆積が見られないこと，瓦の出土地点を落とし込んだ遺構図（Fig.122）の検討においても築地に使われたと思われる瓦群は浮かび上がってこないことなど

築地は瓦葺ではなかった

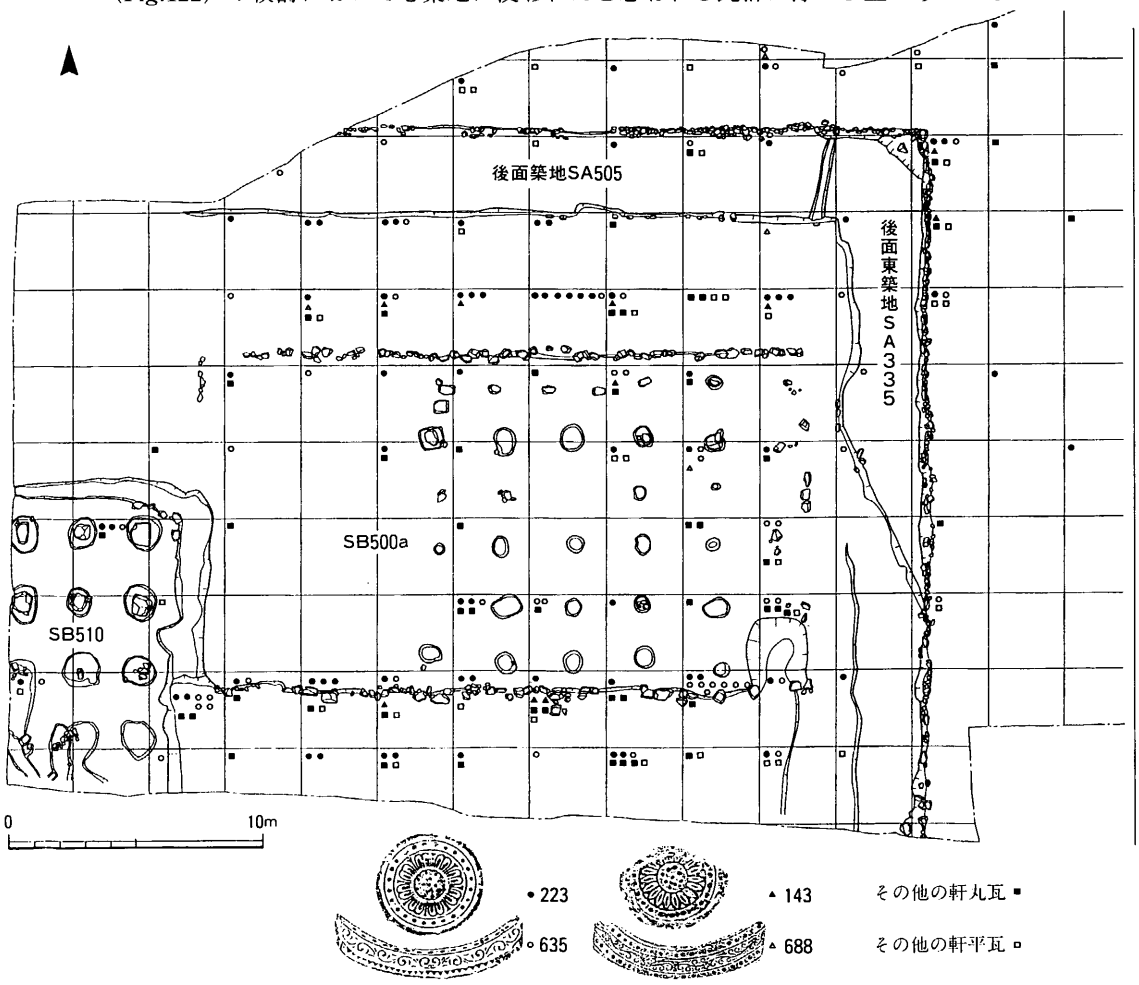


Fig.122　築地東北隅部(第26次)地区軒瓦出土状況（1/300）

から，概報が指摘するように板葺上土風の築地であったと考える方が現時点では可能性が高いものと思われる。

東西棟建物SB500a・b　東面築地SA335に寄った位置で調査された５×８間の四面廂の建物である。この建物は，２時期分が重なって調査された。古い掘立柱建物をSB500aとし，新しい礎石建物をSB500bと呼ぶ。発掘日誌によれば，この建物南側一帯で「瓦群」・「瓦層」と名付けられた瓦堆積を調査している。この部分からの出土瓦が軒瓦・丸平瓦とも最も多い。建物関連の瓦群であろう。ここから出土している軒瓦は，60点を越す。軒瓦は建物遺構の全域に広がりを見せていることも一つの証拠となろう。

SB500aの軒瓦

概報では，掘立柱建物SB500aの柱穴掘形から鴻臚館式軒瓦の特徴を持つ瓦片が出土していることからSB500aの上限を鴻臚館式軒瓦（223-635）に推定している。軒平瓦635も掘立柱穴から２点が出土している。瓦堆積出土軒瓦の中でも，223-635の出土量が最も多かったことを考えれば，SB500aは創建時に鴻臚館式軒瓦（223-635）で葺かれたものであろう。

礎石建物SB500bについては，概報では檜皮が建物の北側から出土していることから檜皮葺であったと想定されている。発掘調査担当者の見解として尊重されなければならないが，現時点では，檜皮の出土量が不明であること，出土場所が後面築地SA505に近い位置であること，概報断面図（第５図）によって見る檜皮堆積層（腐植土Ⅰ）は，後面築地SA505に使用された可能性をも保持している。発掘担当者が概報で示された見解ではあるが，SB500bについては瓦葺であった可能性も考えておきたい。とすれば，建物跡周辺から出土している軒瓦の範囲で建物SB500b使用瓦を考えるべきであろう。この場合には，複数の種類の軒瓦が用いられたであろう。政庁第Ⅱ期後半以後の建物である。

SB500bの屋根

礎石建物SB510　発掘調査区の西南隅で調査された３×３間の総柱建物である。この建物の雨落溝SD509が，SB500建物の基壇側石を壊して掘られていることから，SB500bよりも新しい建物であると判断されている。この建物は，文政３年（1820）に黒田藩によって作られた「観世音寺村之内旧跡礎石改之図」の正殿・後殿と並ぶ北東の礎石群がこの建物に当たるものと思われる。この建物の基壇上や雨落溝SD509からの出土瓦を見ると，軒丸瓦では223・278・208B・324Aなどが出土しており，軒平瓦では635・600B・560などが出土している。出土瓦は，軒瓦第２段階（８世紀）と第５段階（10世紀）の軒瓦である。「旧跡礎石改之図」が，政庁第Ⅲ期の最終期の建物位置を示すものであるから，この建物の軒瓦の中心的な使用瓦は，軒瓦第５段階のものであったと考えられよう。以上が出土軒瓦から見た建築遺構との関係である。

概報では，軒瓦の組合せ関係について，これ以前の調査を含めて次のように整理している。

軒瓦の４組

①軒丸瓦275Bと軒平瓦560B（老司Ⅱ式）

②軒丸瓦223と軒平瓦635（鴻臚館式）

③軒丸瓦143と軒平瓦688

④軒丸瓦170Aと軒平瓦662B（回廊西南隅での組合せ）

文字銘のある軒瓦

さらに，文字瓦の出土状況を記した後，軒瓦の胴部に認められた文字銘叩打痕，文字瓦の関係で明らかになった部分を紹介している。ここでは，軒平瓦662Bと文字瓦907，軒平瓦515Aと文字瓦902E，軒平瓦653と文字瓦901B，軒平瓦515Aと文字瓦906E，軒平瓦685Bと文字瓦902Cとが組み合わさることが判明した。軒瓦の組合せ関係については，考察編で再度考えたい。ま

た，軒瓦と文字瓦の関係については，「型式一覧」を参照されたい。

この調査では，腐植土Ⅱを掘り込んでいる土壙SK514やその下層の腐植土Ⅲなどから930点程の木簡，木製品・土器類の出土があった。木簡には紀年銘を記したものはなかったが，8世紀初頭頃と推定されている贄の木簡の出土もあった。出土土器類には，8世紀のものが多い。軒瓦の出土はなかったと思われるが，丸・平瓦片の出土はあったものと思われる。報告書のための整理時点において，これらの瓦片を見出すことができなかったことが悔やまれる。

脇殿地区出土の軒瓦(概報1974・1975)

脇殿の調査は，西脇殿SB550・545が1973年に調査され，東脇殿SB085及び正殿前面部分のトレンチ調査が補足調査として1974年に実施された。それぞれの調査概要は，既に概要報告がされている。補足調査で出土した瓦類の点数は多くない。ここでは，二つの調査出土瓦を合算して報告する。補足調査では，正殿基壇前面にもトレンチが設定されているが，脇殿地区の調査出土瓦と意味は変わらないだろう。

出土軒瓦等の概況

概報1974では，軒丸瓦127点，軒平瓦149点，文字瓦279点と方形文様塼・鬼瓦などが出土したと記している。これに補足調査出土の軒丸瓦13点，軒平瓦13点，文字瓦26点とその後の整理作業によって見い出した瓦類を合計すると，軒丸瓦190点，軒平瓦186点，文字瓦369点という数字になる。軒丸瓦では，223（鴻臚館式）が67点(35.2%)で最も多く出土し，145が20点(10.6%)，208Bが19点(9.9%)，143が17点(9.0%)，208Cが12点(6.3%)，105・108が各7点(3.7%)などが出土点数の多かった例である。

軒平瓦では，635（鴻臚館式）が62点(33.4%)で最多出土量を示し，656が36点(19.4%)，576が18点(9.7%)，602が15点(8.1%)などが上位の出土量を示す。この調査でも，223-635（鴻臚館式組合せ）がまず考えられる。次いで軒丸瓦145と軒平瓦656が多い出土量を示した。この軒瓦の出土場所は，脇殿SB550の北側から集中して出土しているから，組合せ関係にあるものと思われる。さらに，軒丸瓦208B・Cを合算すれば31点(16.2%)，軒平瓦576の出土点数18点と691Aの出土点数12点を合わせれば30点(16.2%)ほどとなるのが注意を引く。この調査では，軒丸瓦143の出土量に対し，軒平瓦688が4点(2.1%)と少なかった。全体がトレンチ調査であったことによるものであろうか。

叩打痕文字瓦では，901Cが14点(3.8%)，901Eが21点(5.7%)，901Gが33点(8.9%)，901Hが26点(7.1%)，901Iが13点(3.5%)，901Lが19点(5.1%)，902Aが15点(4.1%)，902Bが41点(11.1%)902Cが14点(3.8%)，902Dが20点(5.4%)，902Gが28点(7.6%)，902Iが13点(3.5%)，903Cが14点(3.8%)，902Eが18点(4.9%)などが出土量の上位を占めた。軒平瓦685Aに文字瓦902Aの打捺痕例，685Bに文字瓦902Cの打捺痕例，軒丸瓦133・軒平瓦625に902Gの打捺痕例，軒平瓦515A・Cに903Cの打捺痕例などがあることから，第5段階の文字瓦が多かったと判断される。

トレンチ調査であるという条件と西面回廊雨落溝SD546，補足調査での正殿前面の出土瓦をも含むという条件からは，脇殿SB550・545の所用軒瓦を推定することには，多少の不満は残るが，以下のように推定しておきたい。

脇殿所用軒瓦

脇殿の創建軒瓦は，223-635（鴻臚館式 第2段階）であった。145-656の組合せ(第4段階）で9世紀の改修がなされ，政庁第Ⅲ期再建の時期には，軒丸瓦208B・C，軒平瓦576・691Aなどが主流となって使用されたであろう（第5段階)。なお，政庁内の他の調査を見る限り，143-

688の軒瓦の組合せ（第３段階）も政庁第Ⅱ期を８世紀第１四半紀から10世紀前半までという長い期間を考えるとき，奈良時代後半の脇殿葺瓦の有力な候補として考えておきたい。

方形文様塼

この調査では，脇殿ＳＢ550の塼積基壇西側の南階段ＳＸ552①の第１段の蹴上げ部分の構造材として方形文様塼が３点使われ，立った状況で発見された。階段の構築面と整地層との関係について概報は次のように記している。「文様塼は，ＳＢ550と西面回廊の間の整地層面に階段が構築され，その蹴上げ部に使用されていたものである。先に記したように西面回廊東側の雨落溝はⅠ・Ⅱ期，Ⅲ期の２時期に分かれ，これに関連して整地面を分けることができた。よってⅠ・Ⅱ期における整地面をたどれば，最下段の蹴上げ部を検出できるが，Ⅲ期の整地面をたどると蹴上げ部は検出できない」と説明され，この整地層については「ＳＢ550と西面回廊基壇との間は6.5ｍ（21.5尺）あり，瓦を含んだ整地層である。この整地層では，層位的に瓦を検出することができた。下層においては，約98％が縄目文叩き瓦で，２％は格子目の叩き瓦であった。反対に上層においては，そのほとんどが格子目の叩き瓦であった」とする。

概報では，このことを持って「文様塼は平安時代にまで下らない時期に（階段の蹴上げとして）構築されたものと考えられる」と記す。下層から検出された斜格子叩きの丸・平瓦がどのようなものであったかは追認していないし，これが混入である可能性も考えられるが，所謂，円筒桶製平瓦にみられる斜格子文であるならば，筆者の立場からすれば最大限遡らせても整地層は平安時代に考えなければならないが，同時に方形文様塼の初現が奈良時代後半であろうとする意見も否定はできない。ここで重要なことは，下層整地層には多くの縄目瓦が多量に含まれていた事実である。発掘調査では，第３段階の軒瓦の出土量は比較的少なかったが，この時期脇殿の葺瓦に縄目瓦が用いられたであろうことを思わせる。

鬼　　瓦

今回，鬼瓦（ＡⅠ類－ⅠＡ式)が脇殿ＳＢ550の北側（茶褐色土層）で出土している。脇殿所用瓦であったろう。また脇殿は，塼積基壇の上に建てられていたが，基壇構築材として使用された無文塼は，長さ29.0㎝，幅18.0㎝，厚さ6.0㎝前後のものである。規格品であるから，型枠によって作られた製品と考えて良いだろう。なお，方形文様塼，鬼瓦の文様等については道具瓦の各説を参照願いたい。

正殿北（推定北門跡）地区出土の軒瓦（概報1977）

軒瓦出土概況

軒瓦・叩打痕文字瓦の出土量は多くない。概報では，軒丸瓦42点，軒平瓦38点，文字瓦174点が出土したと報告されている。このうち，型式判定ができなかった軒丸瓦２点，軒平瓦３点，文字瓦４点を除いた瓦が対象資料となる。軒丸瓦では，223（鴻臚館式）が18点(45.0%)，143が４点(10.0%)，170Aが３点(7.5%)などで，他型式は１～２点ずつの出土であった。

軒平瓦では，635（鴻臚館式）が26点(74.7%)，560B（老司Ⅱ式）が３点(8.5%)出土し，他型式のものは１～２点の出土である。文字瓦では，「平井瓦屋」銘901Aが5点(2.9%)，「平井瓦」銘901Cが5点(2.9%)，「平井」銘901Eが18点(10.6%)，901Fが22点(12.9%)，901Gが８点(4.6%)，901Hが12点(7.1%)，「佐」銘902Fが11点(5.5%)，「佐瓦？」銘902Iが10点(5.9%)，「安楽之寺」銘904Abが20点(11.8%)などが出土量の多い例である。

瓦積基壇SB1060

発掘調査区では，瓦積基壇建物ＳＢ1060の北辺基壇の一部が調査区南辺，西寄りで調査されている。この建物が瓦葺であったかどうかも特定できない。ただ，基壇築成に用いられている丸・平瓦片には斜格子目の瓦が含まれていた。このことから推察すれば，建物は平安時代のも

のであろう。この地区出土軒瓦のうちでは，軒丸瓦の223・143，軒平瓦の635・560B等古い軒瓦の出土が多く見られたことは一つの特徴である。また，出土量の点では少量とは言え，第4・5段階の軒瓦が出土していることも見逃せない。正殿北側で築地SA335・505に囲まれたこの一郭が，政庁第Ⅱ期の創建期から政庁の一部として使われ，政庁第Ⅲ期においても利用されていたことの状況を示すものであろう。

後殿地区出土の軒瓦(概報1978)

正殿の南北柱列（東から3列目）に合わせて，後殿SB1370の柱位置を確かめるトレンチ調査が行われた。さらに，SB1370は瓦積基壇を伴ったものであることが確かめられたことから基壇の東南隅を調査した。調査面積が狭く，軒瓦・文字瓦の出土量はごく僅かである。

瓦積基壇建物SB1370

軒瓦では，143，145，208B・C，223（鴻臚館式），326など7点が出土した。軒平瓦では，515A，554，625の各1点が出土した。文字瓦では，「平井瓦」銘901Bが3点，「平井」銘901Fが3点，「佐」銘902Cが5点，「賀茂瓦」銘903Aが3点，「安楽之寺」銘904Abが8点などが出土点数の多かった例である。これら出土瓦の多数が後殿SB1370の瓦積基壇南側からの出土であった。出土点数が少なく，単なる推定にすぎないが，軒丸瓦の半数以上，軒平瓦のすべてが第5段階の軒瓦であり，後殿所用の葺瓦であったことを思わせる。

概報は，瓦積基壇が改修されたことを記している。基壇南端では，当初の基壇化粧の掘形から黒色・軟質の縄目瓦（鴻臚館式に伴った丸・平瓦であろうか）が出土し，改修時には格子目瓦を使用していて，6種の文字瓦[3)]を見い出している。基壇北側では，花崗岩自然石の基壇化粧が見つかっているが，列石裏込には瓦が入っていた。裏込に入っていた瓦片は斜格子目のもので，基壇南側の状況と合わせ，この部分も改修されたと判断されている。この基壇化粧の改修と出土軒瓦の種類とからは，後殿の改修も予想できる。

瓦積基壇の改修

なお，瓦積基壇を伴った建物は，第41次調査で後面築地SA505に沿った建物SB1060に次いで2例目であり，正殿北側で築地に囲まれた範囲に限って見つかっている。正殿・脇殿・回廊等それぞれの基壇の構造材と異なって瓦積基壇建物が存在することは，正殿北側のこの一部の建物の性格を反映しているように思える。

正殿地区出土の軒瓦(概報1999・2000)

概報終了後の整理の進捗により，軒瓦出土点数が各1点増加し，文字瓦は150点ほど増加した。なお，型式不明の軒瓦・型式未設定の文字瓦を排除して百分比を作成したため概報記述の百分比とは異なった値となっている。ここでは，軒丸瓦92点・軒平瓦81点，文字瓦628点が対象資料となる。軒瓦のうち型式不明の数を加えても軒丸瓦113点，軒平瓦110点という出土総点数は正殿の軒瓦の出土量にしては少ない。東半部の発掘調査だけという状況を考慮に入れても，この感じは強い。

軒丸瓦では，223（鴻臚館式）が25点(27.2%)，208Bが13点(14.1%)，143が12点(13.0%)，208Cが8点(8.7%)，322と324Aが各6点(6.4%)，144・145が各4点(4.4%)などが出土量の上位である。軒平瓦では，635（鴻臚館式）が24点(29.6%)，691Aが13点(16.0%)，554が9点(11.1%)，575Aが7点(8.6%)，576が5点(6.2%)，560Bと515が各4点(5.0%)などが出土量の多かった例である。叩打痕文字瓦では，「安楽之寺」銘904Abが143点(22.8%)と飛び抜けての出土量を示し，「平井」銘901Fが66点(10.6%)，901Eが51点(8.1%)，901Gが34点(5.4%)，901Hが23点(3.6%)，「佐」銘

出土軒瓦の概況

902Dが25点(3.9%)，902Fが20点(3.2%)，902A・C・Eが各18点(2.9%)，「賀茂」銘903Dが20点(3.2%)などが出土量の多かった例である。

正殿所用軒瓦

正殿に葺かれた瓦を想定するには，第15次調査の北面回廊北側の土壙SK357・354出土瓦など今後，検討材料として考慮される必要があるものと思うが，一応は正殿の調査出土瓦についての検討をしておこう。正殿の軒瓦も，政庁第Ⅱ期の正殿SB010A創建にあたっては，223-635（鴻臚館式組合せ）が想定として成立するだろう（軒瓦第2段階）。さらに，軒丸瓦208B・Cの出土点数を合計すれば21点(22.8%)となる。軒平瓦691Aが13点(16.0%)出土していること。[4] 文字瓦904Abが143点(22.8%)と多量に出土していたことなどを合わせて考えれば，政庁第Ⅲ期正殿SB010Bの再建には，これらの瓦が中心的に用いられたと考えられよう（第5段階）。文字瓦904Abが政庁第Ⅲ期再建期の丸・平瓦であることは第15次調査の結果から明らかである。

政庁第Ⅱ期正殿SB010Aから第Ⅲ期正殿SB010Bが再建される間の改修は，当然考慮される。軒丸瓦の085・143（第3段階），058・066・144・145（第4段階）と軒平瓦の688A・B（第3段階），575A・601A・662B（第4段階）などがこの間の軒瓦である。223-635（鴻臚館式）の出土量も少ないことから，政庁第Ⅲ期正殿の再建にあたって不用となった軒瓦を一括してどこか別の場所へ取り片づけたものと思われる。正殿跡の調査では，正殿SB010A・Bに隣接した幾つかの遺構から，軒瓦などの出土があった。

土壙SK108　正殿東側柱列の東側で調査した円形土壙である。基壇の外で発掘区の東壁部分で見つかったため，西側半分の調査に終わっている。この土壙から，軒丸瓦では223が4点，143が2点，066・085が各1点，軒平瓦では635が3点出土している。同時に文字瓦では，901B・C・D，917などの古い型式と903A・Bなどの新しい型式のものが出土した。

試みに，同時に出土した丸瓦片・平瓦片について，縄目瓦・斜格子目瓦に分けてみた。丸瓦片189点についてみると，凸面の縄目をスリ消した破片162点(85.7%)に対し，斜格子目のもの27点(14.3%)であった。また，平瓦片613点では，縄目547点(89.3%)に対し，斜格子目のもの66点(10.7%)となった（このうち縄目平瓦の凹面に模骨痕のあるもの4点)。さらに，縄目平瓦の1点，凸面スリ消し丸瓦の2点は，二次的な火を受けて橙灰色に変色した瓦も認められた。

小土壙ではあるが，比較的多量の瓦が出土したことから，瓦廃棄土壙と考えた。廃棄された軒瓦は，第2・3・4段階の瓦である。文字瓦は第4・5段階のものと考えられる。二次的な火の痕が残る瓦の存在と文字瓦903A・Bの出土から考えて，藤原純友の乱で正殿SB010Aが焼け落ち，落下した瓦を取り片づけた瓦廃棄土壙の一つと考えたい。さらに，このことが正しいとすれば，正殿SB010Aの最終段階には，創建時の軒瓦を含む多種類の軒瓦が使用されていたことを思わせる結果となった。

瓦敷遺構SX131　正殿後背部の東階段の北側で調査された。階段の地覆石1mほど北側で，2.8mほどの幅の範囲に瓦敷面が見つかっている。この部分はトレンチ調査であるから，東と西に未調査部分が残っている。ここでは，平瓦が凹面を上にして並べられた感じの状況で敷かれていた。上面からの加重で割れてはいたが，一枚ずつが識別できる状況であった。[5] この遺構の性格をどのように考えるかは問題である。正殿北側の舗道的なもの，再利用のための瓦置き場なども想定してみたが，いずれの想定にも難がある。後事の調査を待ちたい。ここからは，軒丸瓦では223が1点と軒平瓦では576が3点，691Aが1点出土している。576の平瓦凸面には

「大」銘915Bが伴った例があった。斜格子目の平瓦が圧倒的に多かった。この瓦敷が仮に舗道的なものであるとすれば，正殿SB010Bの最終期のものであるかもしれない。

瓦層SX132　瓦敷遺構SX131の下で調査された。SX131のように整然と瓦を並べたものではないから瓦の廃棄土壙の可能性もあるが，平面形は調査できていない。軒丸瓦では208Cが1点，322が3点，324Aが1点，軒平瓦では600Bが1点，575Aが1点，554が1点出土した。文字瓦では901C・D・E・F・G，902D・E・F，903C・D，904Ab，916などが出土している。正殿横断土層図作成のために設けた幅50cmほどのトレンチからの出土である。出土瓦の組合せが正殿SB010Bの中でも新しい一群と推定される点疑問として残る。

正殿以前の遺構と出土瓦

正殿基壇の下では，政庁第Ⅰ期に遡る建築遺構が調査されている。掘立柱の遺構群である。これらの遺構に明らかに伴うと認めることのできる瓦は出土していない。ただ，基壇西北部で創建期基壇築成直前の遺構，瓦築成暗渠SX133が発見されている。

暗渠遺構SX133の丸・平瓦　暗渠排水は，瓦の置かれ方から考えれば，政庁の地形が北に高く南に低いことから，北方向から南方向への排水であった。平瓦を下に丸瓦を上に被せる状況が基本のようである。用いられた丸瓦は，4点を取り上げた。すべて長さ37.0cm前後の行基式丸瓦であると思われる。一木模骨粘土板作りである。凸面は縄目スリ消しである。分割突帯があり，分割面には截面と破面が残る。胎土には砂を多量に含む。灰色～黒灰色で硬く焼き上がるものと軟らかいものとがある（Fig.125-1）。

平瓦は8点を取り上げた。完形に近い1点で測れば，長さ39.0cm程，中央幅27.5cm前後のものである。凸面は縄目スリ消し。凹面には模骨痕を残すものがあり，粘土板の合わせ目の見られるものもある。側面は分割突帯部分で割られ，截面と破面を残す。丸瓦と同様，砂粒を多量に含んでいる。焼きは軟質のものが多い(Fig.130-1・2)。

この丸・平瓦は，縄目瓦であるが，明らかに老司式・鴻臚館式に伴う丸・平瓦とは異なった一回り小さい瓦である。大宰府では，第98次不丁官衙地区で天平期の南北溝（SD2340）以前の遺構SX2480から出土している瓦片数点がある。SX2480出土瓦は，出土土器などから7世紀後半と考えて良いものである。橙灰色で須恵器の器面に見る平行線の叩打痕を残すもので，SX133出土瓦とは明らかに異なっている。大宰府政庁第Ⅰ期の軒瓦は,政庁地区では030・032の2種類の軒瓦が見られる。032が緻密な胎土の瓦であることから考えれば，SX133の丸・平瓦の質は，軒丸瓦030に最も近いとの感じを持っている。

大宰府政庁第Ⅰ期の瓦は，軒瓦，丸・平瓦を含めて出土量の点で少なく，今後に残される問題である。それだけに，大宰府政庁第Ⅱ期の老司式・鴻臚館式軒瓦の出現とその出土量は，非常に目立った存在となっている。

註1）この打捺痕を持つ丸・平瓦は，「型式一覧」には未登録であったが，第6次調査で出土点数的に多かったことから暫定的に型式番号924を付与した。

2）SD342出土軒瓦の遺物取り上げラベル表示に「瓦群」としたものを含む。

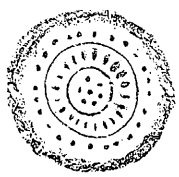
3）「平井」銘901E・G，「賀茂瓦」銘903A，「竹前」銘906B，「前」銘906E，「未」銘914の6種である。

4）208B・C，691A，904Abは，来木瓦窯産と考えられる。来木瓦窯は，政庁の西側で蔵司丘陵・西ノ浦を挟んで400mほどの来木丘陵に所在する瓦窯跡群で，9～10基が分布している。政庁第Ⅲ期正殿再建期の瓦を焼いた主要な窯跡群であった可能性が高い。

5）落下し，割れた瓦や破片となった瓦片を投棄した状況ではない。

Tab. 12　軒丸瓦の型式分類と調査次数別点数表（1）

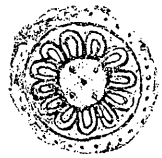
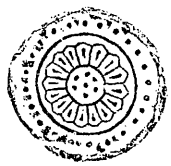
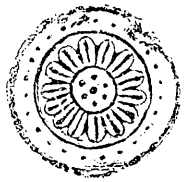
（単位mm）

型式・種		直径	内区					外区広	外区					全長	外縁形態
			中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数		内縁		外縁				
									幅	文様	幅	高	文様		
030		116	42	1+7+12	116	43	T6	-	-	-	-	-	-	-	直立縁（上半部）
032		154	30	1+4	94	25	T8	30	30	-	-	-	-	-	直立縁
049		136	51	1+GS4	102	-	T10	17	17	GS14	-	-	-	-	-
058															
058a		162	31	-	116	34	T8	23	10	S28	13	3	-	-	傾斜縁
058b		158	32	-	118	34	T8	20	12	S28	8	9	-	-	傾斜縁
061		160	50	1+5	102	22	T8	29	20	S7以上	9	2	-	-	-
066		163	50	1+7	121	26	T12	21	10	S36	11	8	-	-	直立縁
077A		164	65	1+8	132	7～14	T20	16	-	-	16	11	-	-	直立縁
077B		156	60	1+8	128	13	T18	14	-	-	13	10	-	-	直立縁
082A		148	47	17	118	21	T14	15	-	-	15	11	連珠文	-	直立縁
085		162	62	1+5?	124	16	T20以上	19	13	S5以上	6	5	-	-	直立縁
105		178	64	1+4+7	138	17	T17	20	10	S17以上	10	6	-	-	直立縁
108		162	52	1+6	92	8	T21	35	21	S24	14	18	-	-	傾斜縁
124		150	51	1+4	122	32	T9	14	10	S19	4	8	-	355	-

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊東北隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
030	1 (0.3)									1	(0.05)
032					1 (0.6)					1	(0.05)
049			1 (0.2)			3 (1.6)				4	(0.23)
058				2 (0.6)			1 (2.5)			3	(0.17)
058a				3 (0.9) 9 (2.6)			2 (5.0)		1 (1.1)	4	(0.23) 13 (0.75)
058b				4 (1.1)	1 (0.6)		1 (2.5)			6	(0.34)
061	1 (0.3)	12 (8.1)							1 (1.1)	14	(0.80)
066	2 (0.7)					2 (1.0)			1 (1.1)	5	(0.28)
077A	1 (0.3)	3 (2.0)	2 (0.4)	28 (8.1)	1 (0.6)	2 (1.0)	1 (2.5)			38	(2.19)
077B	4 (1.3)		1 (0.2)	1 (0.3)						6	(0.34)
082A				1 (0.3)						1	(0.05)
085	2 (0.7)								2 (2.2)	4	(0.23)
105				1 (0.3)		7 (3.7)				8	(0.46)
108	3 (1.0)		2 (0.4)	15 (4.3)	1 (0.6)	7 (3.7)				28	(1.61)
124	1 (0.3)	2 (1.4)	1 (0.2)	1 (0.3)		1 (0.6)				6	(0.34)

Tab. 12　軒丸瓦の型式分類と調査次数別点数表（2）

（単位mm）

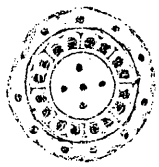
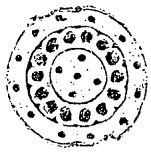
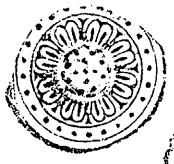
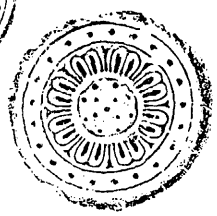
型式・種		直径	内区					外区広	外区					全長	外縁形態
			中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数		内縁		外縁				
									幅	文様	幅	高	文様		
132		162	54	1+4	136	32	T8	13	13	S32	-	-	-	-	-
133		157	53	1+4	123	23	T12	17	12	S31	5	5	-	-	-
135A ・ 143		164	47	1+4	126	24	T10	19	19	S26?	-	-	-	-	-
143a		162	52	1+8	102	15	T19	30	18	S21	12	11	-	-	傾斜縁
143b		167	50	1+8	107	13	T22	30	16	S21	14	16	-	-	傾斜縁
143c		162	47	1+8	102	12	-	30	19	S21	11	8	-	-	傾斜縁
144															
144a		156	43	1+6	106	19	T16	50	17	S23	8	7	-	-	直立縁
144b		160	44	1+6	106	17	T16	27	20	S23	7	6	-	-	直立縁
145															
145a		172	47	1+6	122	18	T14	25	16	S25	9	7	-	-	直立縁
145b		169	50	1+6	123	22	T14	23	15	S25	8	3	-	-	直立縁
170A		157	61	1+6	129	21	T13	14	7	S33	7	7	-	383	傾斜縁
170B															
170Ba		175	58	1+5	137	25	T14	19	10	S24	9	5	-	-	傾斜縁

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊東北隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合　計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
132	15 (5.0)	6 (4.1)	4 (0.9)	14 (4.0)	3 (1.9)	1 (0.6)			1 (1.1)	44	(2.58)
133	2 (0.7)	4 (2.7)	4 (0.9)	4 (1.1)	1 (0.6)	7 (3.7)				22	(1.26)
135A	3 (1.0)		1 (0.2)	1 (0.3)	1 (0.6)		1 (2.5)			7	(0.40)
143				5 (1.4)					6 (6.4)	11	(0.63)
143a			4 (0.9)	11 (3.2)	2 (1.2)	4 (2.1)	1 (2.5)		3 (3.3)	25	(1.44)
143b	32 (10.7)	7 (4.7)	17 (3.8)	23 (6.6)	9 (5.8)	4 (2.1)	3 (7.5)	1 (14.3)	2 (2.2)	98	(5.65)
143c	24 (8.1)		27 (6.0)	9 (2.6)		9 (4.8)			1 (1.1)	70	(4.04)
144	1 (0.3)	6 (4.1)	2 (0.4)	1 (0.3)	1 (0.6)					11	(0.63)
144a	11 (3.6)	9 (6.1)	3 (0.7)	3 (0.9)	1 (0.6)	5 (2.6)			2 (2.2)	34	(1.96)
144b	15 (5.0)		2 (0.4)	3 (0.9)	2 (1.2)				2 (2.2)	24	(1.38)
145						1 (0.6)				1	(0.05)
145a				2 (0.6)	3 (1.9)		2 (5.0)	1 (14.3)	3 (3.3)	11	(0.63)
145b	1 (0.3)	2 (1.4)	2 (0.4)			19 (10.0)			1 (1.1)	25	(1.44)
170A	4 (1.3)	7 (4.7)	19 (4.2)	3 (0.9)	1 (0.6)	1 (0.6)	3 (7.5)			38	(2.19)
170B									1 (1.1)	1	(0.05)
170Ba			5 (1.1)							5	(0.28)

56 (18.8)
48 (10.7)
48 (13.8)
11 (7.0)
4 (10.0)
12 (13.0)
17 (9.0)
15 (10.2)
27 (8.9)
7 (1.5)
7 (2.1)
4 (2.4)
4 (4.4)
20 (10.6)
4 (4.4)
204 (11.78)
69 (3.99)
37 (2.13)

Tab. 12　軒丸瓦の型式分類と調査次数別点数表（3）

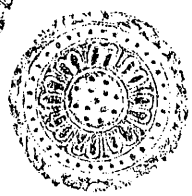
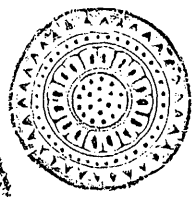
（単位mm）

型式・種		直径	内区					外区広	外区					全長	外縁形態
			中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数		内縁		外縁				
									幅	文様	幅	高	文様		
170Bb		178	59	1+5	138	23	T14	20	10	S24	10	6	-	-	直立縁 傾斜縁
170Bc		180	60	1+5	146	26	T14	17	11	S24	6	3	-	-	直立縁
186		149	41	1	113	32	T6	18	12	S12	6	-	-	-	-
208A		157	71	1+4	117	36	F8	20	20	S11	-	-	-	-	-
208B															
208Ba		165	58	1+4	123	30	F10	21	14	S17	7	5	-	-	-
208Bb		167	62	1+4	115	27	F10	26	26	S17	-	-	-	-	-
208Ca		152	64	1+4	112	38	F7	20	16	S12	4	1	-	-	-
209		151	49	4	113	32	F8	19	16	S18	3	4	-	-	-
215		138	52	1+5?	104	16	F7?	17	17	S3以上	-	-	-	-	-
223															
223a		163	51	1+4+8	111	28	F8	26	13	S24	13	5	-	-	傾斜縁
223b		170	58	1+4+8	116	30	F8	27	15	S24	12	4	-	-	傾斜縁
223L		195	65	1+4+8	135	34	F8	30	18	S21	12	8	-	-	傾斜縁
224															
224a		164	53	1+4+8	112	29	F8	26	15	S32	11	7	-	-	傾斜縁

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊東北隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
170Bb		1 (0.7)								1	(0.05)
		7 (4.8)	7 (1.5)								26 (1.50)
170Bc	6 (2.0)	6 (4.1)	2 (0.4)	3 (0.9)	1 (0.6)	1 (0.6)				19	(1.12)
186	12 (4.0)	11 (7.5)	6 (1.3)	17 (4.9)	3 (1.9)	3 (1.6)	1 (2.5)		1 (1.1)	54	(3.12)
208A	6 (2.0)	1 (0.7)								7	(0.40)
208B									1 (1.1)	1	(0.05)
									13 (14.1)		
208Ba	7 (2.3)	10 (6.8)	15 (3.3)	25 (7.2)	3 (1.9)	14 (7.3)	2 (5.0)	2 (28.5)	12 (13.0)	90	(5.21)
	8 (2.6)		24 (5.3)	26 (7.5)	5 (3.1)	19 (9.9)					109 (6.29)
208Bb	1 (0.3)		9 (2.0)	1 (0.3)	2 (1.2)	5 (2.6)				18	(1.03)
208Ca	15 (5.0)	8 (5.4)	15 (3.3)	7 (2.0)		12 (6.3)		1 (14.3)	8 (8.7)	66	(3.81)
209	2 (0.7)	1 (0.7)		1 (0.3)	1 (0.6)				2 (2.2)	7	(0.40)
215	2 (0.7)	2 (1.4)		1 (0.3)		2 (1.0)				7	(0.40)
223	80 (27.6)	21 (14.2)	139 (31.9)	74 (21.4)	46 (30.2)	47 (24.7)	11 (27.5)		23 (25.0)	441	(25.54)
		28 (18.9)							25 (27.2)		
223a	7 (2.3)	7 (4.7)	94 (20.8)	52 (15.0)	22 (14.1)	19 (10.0)	6 (15.0)	1 (14.3)	2 (2.2)	210	(12.12)
	88 (30.2)		238 (53.8)	133 (38.4)	83 (53.9)	67 (35.3)	18 (45.0)				681 (39.39)
223b	1 (0.3)		5 (1.1)	7 (2.0)	15 (9.6)	1 (0.6)	1 (2.5)			30	(1.73)
223L		3 (2.0)	9 (2.0)	2 (0.6)	1 (0.6)					15	(0.86)
224	1 (0.3)		5 (1.1)	2 (0.6)	3 (1.9)	2 (1.0)	1 (2.5)		1 (1.1)	15	(0.86)
						4 (2.0)					
224a	8 (2.6)		2 (0.4)	4 (1.1)	10 (6.4)	2 (1.0)	2 (5.0)			18	(1.03)
			22 (4.6)	9 (2.6)	18 (11.4)						68 (3.93)

Tab. 12　軒丸瓦の型式分類と調査次数別点数表（4）

（単位mm）

型式・種		直径	内区					外区広	外区					全長	外縁形態
			中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数		内縁		外縁				
									幅	文様	幅	高	文様		
224b		168	57	1+4+8	112	-	F8	28	15	S32	13	-	-	-	傾斜縁
225		162	56	1+4+8	104	29	F9	29	16	S22	13	13	-	-	傾斜縁
275															
275B		187	65	1+5+9	127	37	F8	30	14	S32	16	11	RV32	-	傾斜縁
276		186	68	1+4+8	130	28	F8	28	13	S34	15	16	RV28	-	傾斜縁
277b		182	62	1+5+9	122	29	F10	30	12	S34?	18	7	RV	-	直立縁
278		157	50	1+5	119	33	F6	19	11	S30	8	2	LV	-	傾斜縁
285B		138	53	1+4+8	94	22	F8	22	9	S32	13	-	RV32		平坦縁
290															
290Aa		180	67	1+6+12	122	36	F8	29	14	S38	15	21	RV30	-	傾斜縁
290B		191	72	1+6+10	121	32	F8	35	13	S36	22	17	RV32	-	傾斜縁
322		147	63	1+6	123	46	F6	12	12	S25	-	-	-	-	-
324A		168	64	1+8	132	27	F11	18	11	S22	7	2	-	-	-
324B		138	60	1+6	120	26	F8	9	9	S23?	-	-	-	-	-
326		158	49	1+4	116	32	F7.T1	21	21	HK 左まわり	-	-	-	-	-

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊東北隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合　計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
224b	7 (2.3)	4 (2.7)	15 (3.3)	3 (0.9)	5 (3.1)		1 (2.5)			35	(2.04)
225		1 (0.7)			1 (0.6)					2	(0.11)
275	1 (0.3)		3 (0.7)			2 (1.0)				6	(0.34)
275B	3 (1.0)	1 (0.7)	10 (2.2)		4 (2.5)					18	(1.03)
276	2 (0.7)		3 (0.7)			2 (1.0)				7	(0.40)
277b			1 (0.2)							1	(0.05)
278	2 (0.7)	2 (1.4)	1 (0.2)		1 (0.6)				3 (3.3)	9	(0.51)
285B			1 (0.2)							1	(0.05)
290	1 (0.3)	1 (0.7)				2 (1.0)				4	(0.23)
290Aa	16 (5.3)	2 (1.4) 6 (4.1)		1 (0.3)	1 (0.6)	3 (1.6)				4	(0.23)
290B	15 (5.0)	3 (2.0)	20 (4.4)			1 (0.6)				39	(2.26)
322	5 (1.7)	2 (1.4)	1 (0.2)	5 (1.4)	5 (3.1)		2 (5.0)		6 (6.4)	26	(1.50)
324A			1 (0.2)	5 (1.4)	5 (3.1)		1 (2.5)		6 (6.4)	18	(1.03)
324B						2 (1.0)	1 (2.5)			3	(0.17)
326	1 (0.3)	2 (1.4)		1 (0.3)				1 (14.3)		5	(0.28)
合　計	300	147	454	346	157	190	40	7	92	1,733	
%	17.31%	8.48%	26.20%	19.97%	9.06%	10.96%	2.31%	0.40%	5.31%	100	
型式不明	70	48	68	59	19	20	2	0	21		

24 (1.37)
47 (2.72)

Tab. 13　軒平瓦の型式分類と調査次数別点数表（1）

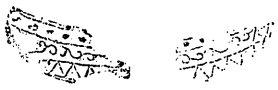
（単位mm）

型式・種		瓦当面 上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇区幅	脇区文様	外縁の高さ	全長	顎形態
510		-	-	-	34	25	一重斜格子	6	S	3	S	-	-	-	-	段顎
515																
515Aa		260	50	296	58	28	二重斜格子	14	S20	16	RV19	右12 左—	S2	9	-	曲線顎状
515Ab		-	-	-	57	30	二重斜格子	12	S	15	RV	右24	S	7	-	曲線顎状
515C		-	-	-	53	32	二重斜格子	9	☆S14以上	12	RV9以上	左18 右—	S	-	-	曲線顎状
515D		260	39	278	59	34	二重斜格子	14	☆S23	11	RV14	右18 左14	S	-	-	曲線顎状
554		-	-	-	47	31	HK	13	-	3	△S16	左25	S	-	-	曲線顎状
560																
560Aa		-	-	321	59	29	HK	15	S23	15	△RV31	右18 左16	RV	2	-	段顎
560B																
560Ba		-	-	336	59	26	HK	17	S25	16	△RV31	右17 左15	RV	1	375	段顎
560Bb		326	82	330	54	26	HK	14	S25	14	△RV31	右16 左14	RV	2	-	段顎
560Bb or c																
560Bc		-	-	-	52	27	HK	12	S25	13	△RV31	左11	RV	-	-	段顎
564		-	-	-	54	26	HK	9	S10以上	19	RV12以上	-	-	4	-	段顎
575A		252	49	264	55	28	HK	14	S14	13	RV20	-	右RV2 左RV3	1	-	曲線顎状

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊北東隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
510		1 (0.6)	1 (0.2)	22 (6.2)		2 (1.1)				26	(1.54)
515		4 (2.3)	1 (0.2)		3 (2.8)	1 (0.5)			1 (1.2)	10	(0.59)
515Aa	10 (2.8)	5 (2.8)		18 (5.0)				1 (33.3)	3 (3.7)	37	(2.19)
515Ab	1 (0.3)		4 (1.0)		8 (7.4)					1	(0.06)
515C	1 (0.3)	2 (1.2)	3 (0.8)		5 (4.6)					11	(0.65)
515D	8 (2.2)	3 (1.7)								11	(0.65)
554	9 (2.5)	3 (1.7)	2 (0.5)	10 (2.8)	5 (4.6)		2 (5.6)	1 (33.3)	9 (11.1)	41	(2.43)
560		2 (1.2)	4 (1.0)		1 (0.9)	1 (0.5)				8	(0.47)
560Aa	1 (0.3)									1	(0.06)
560B	13 (3.6)	17 (9.8)	26 (6.7)		5 (4.6)	3 (1.6)	2 (5.6)		2 (2.5)	68	(4.03)
560Ba	8 (2.2)	5 (2.8)	11 (2.8)	1 (0.3)						25	(1.48)
560Bb					1 (0.9)					1	(0.06)
560Bb or c	3 (0.8)	3 (1.7)	7 (1.8)							13	(0.77)
560Bc	1 (0.3)	1 (0.6)	2 (0.5)				1 (2.9)		2 (2.5)	7	(0.41)
564			1 (0.2)	2 (0.6)	1 (0.9)					4	(0.23)
575A	3 (0.8)			9 (2.5)	6 (5.6)	1 (0.5)			7 (8.6)	26	(1.54)

Tab. 13　軒平瓦の型式分類と調査次数別点数表（2）

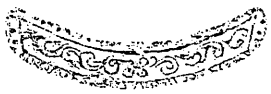
（単位mm）

型式・種		瓦当面 上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇区幅	脇区文様	外縁の高さ	全長	顎形態
575B		258	28	265	53	30	HK	14	S14	9	二重 LV13	-	-	1	-	段顎状
576		280	33	278	58	27	HK	16	S16	15	△ LV29	右23 左8	LV	3	-	曲線顎状
578		233	45	250	46	18	HH	15	㊤RV40 ㊦S39?	13	RV S	左11 右16	-	7	-	段顎
580		268	48	274	49	23	HK	13	☆S23	13	内向 RV19	右13 左17	S	1	-	曲線顎状
581		-	-	282	48	23	HK	11	☆S19 以上	14	LV16 以上	右13 左—	S	2	-	曲線顎状
582		-	-	-	42	19	HK	11	S34	12	RV20	-	-	2	-	段顎
583		-	-	-	-	20	HK	-	S	22	△ LV	-	LV	2	-	曲線顎状
600A		283	56	294	53	27	HK	14	S24	12	内向 RV29	右8 左8	-	-	-	段顎
600B		252	28	260	59	23	HK	14	☆S22	22	RV16	右12 左12	S	2	-	曲線顎状
601A		-	-	-	64	32	HK	18	㊦ S40？	14	S	右16	S	6	-	曲線顎状
602		-	-	-	51	26	HK	13	S19	12	△ RV37?	右28	RV	2	-	段顎状
604		-	-	-	58	22	HK	17	S12 以上	19	△ LV12 以上	-	LV	-	-	曲線顎状
605		-	-	-	47	15	HK	12	S7 以上	20	S7 以上	-	-	6	-	段顎
610		-	-	-	58	40	HK	-	-	18	S5 以上	右15	-	-	-	曲線顎状

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊北東隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
575B			1 (0.2)			1 (0.5)				2	(0.12)
576	15 (4.2)	9 (5.2)	5 (1.3)	2 (0.6)	1 (0.9)	18 (9.7)			5 (6.2)	55	(3.26)
578	1 (0.3)	2 (1.2)	6 (1.6)							9	(0.53)
580	24 (6.7)	9 (5.2)	5 (1.3)	11 (3.1)						49	(2.90)
581	2 (0.6)		1 (0.2)							3	(0.17)
582	1 (0.3)	2 (1.2)								3	(0.17)
583	7 (2.0)									7	(0.41)
600A	3 (0.8)		1 (0.2)			1 (0.5)				5	(0.29)
600B	2 (0.6)	1 (0.6)	2 (0.5)	5 (1.4)	2 (1.9)				3 (3.7)	15	(0.89)
601A	6 (1.7)	5 (2.8)	18 (4.6)	1 (0.3)		1 (0.5)	1 (2.9)		1 (1.2)	33	(1.95)
602					1 (0.9)	15 (8.1)				16	(0.95)
604		7 (4.0)							1 (1.2)	8	(0.47)
605			1 (0.2)			3 (1.6)				4	(0.23)
610		1 (0.6)					1 (2.9)			2	(0.12)

Tab. 13　軒平瓦の型式分類と調査次数別点数表（3）

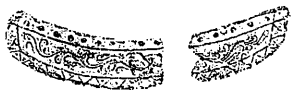
（単位mm）

型式・種		瓦当面 上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇区幅	脇区文様	外縁の高さ	全長	顎形態
625		253	35	271	57	23	KK もどき	19	○ S34	15	S	右22 左17	S	6	-	曲線顎状
635																
635A		232	49	261	43	20	KK	9	GS15	14	RV27 右端 内向RV1	-	-	2	-	段顎
635B		240	66	269	46	23	KK	14	GS15	9	RV27	-	-	2	-	段顎
635C		-	-	-	45	21	KK	12	GS15 ?	12	RV27	-	-	1	-	段顎
637		-	-	-	68	30	KK	21	S20	17	RV34 ?	左5	10	-	-	段顎
642B		253	41	243	52	26	KK	11	○ S39	15	S	右10 左19	S	3	-	段顎
653		275	45	275	62	31	KK	14	☆ S24	17	RV17	右15 左15	S	-	-	曲線顎状
656		255	35	258	49	32	KK	10	☆ S21 以上	7	LV15 以上	右13 左12	S	-	-	段顎
657a		-	-	-	51	26	KK	13	☆ S17 以上	12	LV21	-	S	-	-	段顎
657b		-	-	-	54	27	KK	14	☆ S17 以上	13	RV21	-	S	1	-	段顎
659		-	-	-	68	34	KK	15	S8 以上	19	RV	左28	内向 RV5	8	-	段顎状
662Ba		-	-	-	52	24	KK	20	○ S	8	S	右14 左13	S	2	-	段顎
668		-	-	-	49	17	KK	17	S?	15	S?	左15	-	4	-	段顎状
672		-	-	-	42	24	KK	12	-	6	-	左10	-	2	-	段顎状

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊北東隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
625	3 (0.8)		1 (0.2)		1 (0.9)	6 (3.2)		1 (33.3)		12	(0.71)
635	112 (31.3)	24 (13.9)	172 (44.2)	130 (36.5)	44 (40.8)	60 (32.3)	24 (68.4)		20 (24.7)	586	(34.7)
635A			1 (0.2) 188 (48.3)	2 (0.6)	2 (1.9)		1 (2.9) 26 (74.7)		2 (2.5)	8	(0.47)
	121 (33.8)	26 (15.1)		135 (38.0)	48 (44.6)	62 (33.4)			24 (29.6)		630 (36.77)
635B	8 (2.2)	1 (0.6)	15 (3.9)	1 (0.3)			1 (2.9)		1 (1.2)	27	(1.60)
635C	1 (0.3)	1 (0.6)		2 (0.6)	2 (1.9)	2 (1.1)			1 (1.2)	9	(0.53)
637				4 (1.1)	2 (1.9)					6	(0.35)
642B	15 (4.2)	14 (8.0)	3 (0.8)	2 (0.6)		4 (2.2)				38	(2.25)
653				10 (2.8)	5 (4.6)	1 (0.5)			2 (2.5)	18	(1.06)
656		7 (4.0)	7 (1.8)			36 (19.4)				50	(2.96)
657a	1 (0.3) 5 (1.4)					1 (0.5) 2 (1.0)				2	(0.12)
657b	4 (1.1)	1 (0.6)	3 (0.8)	6 (1.7)	1 (0.9)	1 (0.5)	1 (2.9)			17	(1.00)
659				1 (0.3)	1 (0.9)					2	(0.12)
662Ba		1 (0.6)	9 (2.3)	13 (3.6)	3 (2.8)				1 (1.2)	27	(1.60)
668	1 (0.3)									1	(0.06)
672			3 (0.8)			1 (0.5)				4	(0.23)

Tab. 13　軒平瓦の型式分類と調査次数別点数表（4）

（単位mm）

型式・種		瓦当面 上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇区幅	脇区文様	外縁の高さ	全長	顎形態
673a		-	-	-	42	23	KK	12	☆S31	7	RV29	S	-	-	-	段顎
675		-	-	-	50	30	KK	10	☆S10以上	10	RV10以上	右9	S	-	-	曲線顎状
676		-	-	-	54	31	KK	14	S16	9	△LV22以上	左10	LV	1	-	曲線顎状
685A		278	37	288	55	34	KK	8	内向LV10	13	△S16	右23左14	S	2	-	曲線顎状
685B		297	47	275	61	41	不均衡K	-	-	20	△S18	右16左19	S	-	-	曲線顎状
686A		-	-	-	58	35	KK	12	-	11	-	右—左5	-	5		曲線顎状
688A																
688Aa		-	44	261	51	25	KK	20	S21	6	S20	-	-	2	344	段顎
688B																
688Ba		-	-	-	50	27	KK	8	S	15	S	-	-	1	-	段顎
688Bb		270	35	266	61	24	KK	17	S	20	S	-	-	-	-	段顎
688C		-	-	-	48	30	KK	15	S11以上	3	S16	左20	左S3右S2?	3	-	段顎
691																
691A																
691Aa		253	39	254	54	24	HK	15	S17	15	△RV24	左16	RV	2	-	曲線顎状
691Ab		271	41	263	57	24	HK	19	S	14	RV	左16	RV	7	-	曲線顎状

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊北東隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点数	%
673a				8 (2.2)		1 (0.5)	1 (2.9)			10	(0.59)
675					1 (0.9)					1	(0.06)
676						2 (1.1)				2	(0.12)
685A	6 (1.7)	9 (5.2)			1 (0.9)	4 (2.2)				20	(1.18)
685B			1 (0.2)	4 (1.1)	1 (0.9)	1 (0.5)				7	(0.41)
686A						2 (1.1)			2 (2.5)	4	(0.23)
688A									1 (1.2)	1	(0.06)
688Aa	21 (5.9)	2 (1.2)	26 (6.7)	28 (7.8)	4 (3.7)	3 (1.6)			1 (1.2)	85	(5.03)
688B									1 (1.2)	1	(0.06)
688Ba			7 (1.8)	28 (7.8)	2 (1.9)					37	(2.19)
688Bb	2 (0.6)		3 (0.8)	2 (0.6)						7	(0.41)
688C	28 (7.8)	14 (8.1)	19 (4.9)	11 (3.1)		1 (0.5)				73	(4.32)
691	1 (0.3)									1	(0.06)
691A	2 (0.6)									2	(0.12)
691Aa	22 (6.2)	7 (4.0)	4 (1.0)	15 (4.2)	5 (4.6)	10 (5.4)			10 (12.3)	73	(4.32)
691Ab	3 (0.8)	2 (1.2)		3 (0.8)	1 (0.9)	2 (1.1)			3 (3.7)	14	(0.83)

27 (7.6) | 9 (5.2) | 8 (2.0) | 18 (5.0) | 6 (5.5) | 12 (6.5) | | | 13 (16.0) | 93 (5.50)

51 (14.3) | 16 (9.3) | 55 (14.2) | 69 (19.3) | 6 (5.6) | 4 (2.1) | | | 3 (3.6) | 204 (12.24)

Tab. 13　軒平瓦の型式分類と調査次数別点数表（5）

（単位mm）

型式・種		瓦当面 上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇区幅	脇区文様	外縁の高さ	全長	顎形態
691Ac		計測不能														
691B																
691Ba		-	-	-	51	24	並列K	13	S19	14	△内向RV22	右10左13	内向RV	-	-	曲線顎状
691Bb		-	-	-	51	25	並列K	14	S	12	△LV	左11	LV	-	-	曲線顎状
700		-	-	-	60	-	変形K	-	-	-	-	-	-	-	-	段顎
703		-	-	-	57	30	変形K	13	S26？	14	RV25	右18	RV2	-	-	曲線顎状
704A		-	-	-	46	24	変形K	13	S8以上	9	内向RV12以上	-	-	-	-	段顎
704B		-	-	266	53	25	変形K	15	S17	13	内向RV22	右11左16	-	7	-	段顎
781		248	-	254	167	-	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	曲線顎状

☆：上外区と脇区の合計　△：下外区と脇区の合計　○：上外区と下外区と脇区の合計

2）文字瓦

政庁出土の文字瓦には，篦書きされたものと木製長手叩打具の叩打面に文字銘（記号）を刻んだものが瓦に打捺されたものとの二種類がある。篦書文字瓦は，2点が出土しているだけで，他のすべてが叩打痕文字瓦である。

a．篦書文字瓦(Fig.123，PL.67)

1の文字は，縄目平瓦凸面に見られる。長さ12.0㎝，幅6.0㎝，厚さ1.0㎝ほどの破片で，黒色に燻されている（鴻臚館式軒瓦の時期の平瓦？）。平瓦凸面をスリ消したのち，「迦郡」と記し

岡　郡

ている。「迦」は「岡」の異体字であるという。「岡郡」である。これは，後の「遠賀郡」にあたる。郡郷名の表記については，「延喜民部式上」に「凡諸国部内郡里等名。並用二二字一。必取二嘉名一」とあり，『続日本紀』和銅6年（713）5月甲子の条に「畿内七道諸国郡郷名，着二

型式・種	南門・中門地区	外濠地区	回廊西南地区	回廊北東隅地区	築地東北隅地区	西脇殿地区	北門地区	後殿地区	正殿地区	合　計	
	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	点 数	%
691Ac			4 (1.0)							4	(0.23)
691B		2 (1.2)	1 (0.2)		1 (0.9)				2 (2.5)	6	(0.35)
691Ba		3 (1.8)	3 (0.8) 7 (1.8)	2 (0.6)		1 (0.5)				6	(0.35) 16 (0.94)
691Bb		1 (0.6)	3 (0.8)							4	(0.24)
700	1 (0.3)		1 (0.2)							2	(0.12)
703	2 (0.6)		3 (0.8)							5	(0.29)
704A			1 (0.2)							1	(0.06)
704B	5 (1.4)	5 (2.8)	1 (0.2)	2 (0.6)						13	(0.77)
781				1 (0.3)						1	(0.06)
合　計	357	173	389	356	108	186	35	3	81	1,688	
百分比	21.15%	10.25%	23.05%	21.09%	6.40%	11.20%	2.07%	0.17%	4.80%	100.0%	
型式不明	40	21	30	32	3	28	3	0	29		

好字-」が端緒であると言う。その後，神亀4年（724）頃までに，郡郷名は2字に改められたとされるから（新日本古典文学大系『続日本紀』岩波書店1989），この瓦は古くとも和銅6年以降のものと考えられる。第26次調査の出土である。

2の文字瓦には，「平」「平井」の3文字が見える。平瓦凸面の小破片であるが，これは文字銘「平井」901E型式の打捺痕が篦書文字の横に

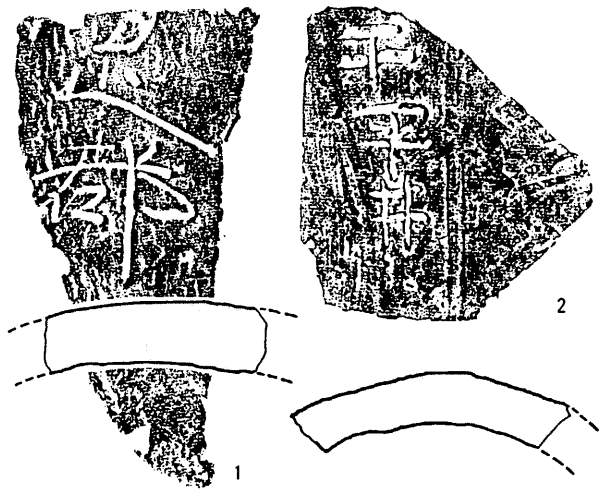


Fig.123　篦書文字瓦拓影・実測図（1/2）

残っている。工人の戯れ書であろうか。

b．叩打痕文字瓦（PL.68～72）

丸・平瓦の凸面に見られる文字瓦である。[1)] 大宰府出土の文字瓦のほとんどが，この種のものである。巻末，『型式一覧』には，文字瓦の主要な部分を型式分類し，型式番号を付与しているので，ここでは，個々の文字銘の内容・性格などについて若干の紹介をし，問題点の１，２について記しておきたい。なお,この種の文字銘判読の多くは，中山論文（中山1915・1916）が原典となっている。また，叩打痕文字瓦のすべてが，軒瓦第４・５段階のものである。

文字瓦901型式　ＡからＮまで14種類を登録した。「平井瓦屋」（陰刻左字901A），「平井瓦」（陰刻正字901B，左字901C・D），「平井」（正字901E・F・G・H・I・N，左字901J・K，横書正字901L・M）である。「平井瓦屋」・「平井瓦」の銘文から，生産工房を意味するものと考えられている（石松・高橋1978，藤澤1967）。この内，901Dが筑紫野市剣塚瓦窯跡産と考えられる（高橋1995）。

平井瓦は工房名

文字瓦902型式　ＡからＪまで９種類を登録した。「佐」（正字902A・B），「佐」（文字銘の最終画を欠く。正字902C・D・E，左字902F），「佐瓦？」（902G・Hは左字で，902Iは異体字か），「作瓦」と読む説もある。いずれにしても902A～Fまでとは異なった文字である。この文字瓦のうち，902A・B・C・D・Fが太宰府市坂本の松倉瓦窯跡出土瓦に見られ，902Eが太宰府市観世音寺の来木北瓦窯出土瓦に見られる（高橋1995）。「佐？」（902Jの文字銘は，902Iの最初の１字と同じ），この瓦も来木北瓦窯出土瓦に見られる。902型式の文字銘は，判読の点で問題を残すが，ある程度の生産窯がわかっていることから生産工房を記したものと考えられている（石松・高橋1978）。

佐瓦は工房名？

文字瓦903型式　ＡからＩの９種類を登録した。「賀茂瓦」（正字903A・B，左字903C），「賀茂」（正字903D・E・F・G），「賀」（左字903H・I）である。903A・B・D・E・F・Iが，原則二重の斜格子文の瓦であることが，このグループの特徴となっている。このうち，903B・C・E・Hが，政庁北側の都府楼北瓦窯出土瓦に見られる（高橋1995）。「平井瓦」と同様の記銘方法と都府楼北瓦窯出土瓦との関係から生産工房を記銘したものと考えられている（石松・高橋1978）。

賀茂瓦は工房名？

文字瓦904型式　ＡからＥの５種類を登録した。「安楽之寺」（正字904Aa，904Aaの文字銘部分に縦線を追刻し文字銘を消去したもの904Ab），「安楽寺」（正字904B，「天承二年歳次任子（1132）」と記銘したもの904C），「安」（左字904D・E）である。５種類すべてが太宰府天満宮から出土している（太宰府天満宮1988）。安楽寺の造営・改修等に用いられた瓦であることは，間違いない。ただ，この中で904Ab・D・Eが大宰府政庁でも出土している。大宰府の瓦工房と安楽寺の瓦工房との関係を思わせる。特に904Abは，中山氏が指摘された通り，その多くが安楽寺以外でより多く葺瓦として使われている（中山1915・1916）。大宰府政庁第Ⅲ期再建時の主要な瓦の一つである。文字銘の記す意味は，安楽寺直属の生産工房ないしは，瓦の納入先（発注者）を記したものであろう。このうち，904Abは，来木瓦窯産の可能性が高い（九歴1998）。

紀年銘瓦

安楽寺所用瓦

文字瓦905型式　Ａ・Ｂの二つを登録した。「観世音寺」（正字905A，左字905B）である。904型式が安楽寺所用瓦であるのと同様，観世音寺所用瓦である。大宰府政庁からの出土例はない。904B，905A・Bに共通して文字銘が長方形枠内に記銘されていること，楷書体であるこ

観世音寺所用瓦

とから製作年代や生産工房の関連性を窺わせる。

文字瓦906型式　文字銘の異なる6種類を登録した。「筑前瓦」(左字906A),「竹前」(左字906B),「筑」(正字906C・D),「前」(左字906E・F)である。国名を記すものと解されている(石松・高橋1978)。国名とすれば,「筑前」・「筑紫」の意味で,906AからDは理解されるとしても「前」については疑問が残る。政庁の調査では,すべての種類が出土している。すべてが国名であるならば筑前国府から大宰府に納入された瓦であるかとも思われる。

文字瓦907型式　左字「大国」銘1種類である。意味不詳である。地名とすれば,和名類聚抄に筑前国席田郡に大国の地名があるという。ただ,現段階では,この文字瓦を地名に結びつける根拠はない(石松・高橋1978)。

文字瓦908型式　左字「門司」1種を登録した。第1字を「瓦」(文字瓦909型式の「瓦」などから)と読めば「瓦司」とも判読できる可能性がある(石松・高橋1978)。出土例は大宰府では政庁域に限られている。平安宮造酒司跡に出土例がある。

文字瓦909型式　「大瓦」(左字909a),「木瓦」(左字909b)とがある。909aの第1字「大」に追刻を施して,909bの「木」の字ができている。このうち,909aに限って,904Abと重複して打捺された瓦片が10数点政庁域出土瓦で見つかっている。904Abと909aの叩打具が一つの瓦生産工房のものであった証拠となるものと思う。

文字瓦910型式　「小□瓦」(左字,第2字目は未判読)この1種類である。意味不詳。政庁域ばかりでなく,観世音寺・筑前国分寺・官衙域・条坊跡など広い範囲に出土例があるが,どの地域でも出土点数のうえでは少数である。

文字瓦911型式　1種類である。左字で「□□瓦」とある最初の2字は未判読。意味不詳。出土点数は少ないが,政庁域で出土する。筑紫野市剣塚瓦窯で20点を越す出土例が記録されている(福岡県1978b)。生産窯と考えて良いだろう。

文字瓦912型式　1種類である。正字で「かい」または「すけ」と読める。「輔」ならば,律令制の4等官の次官の意味かともとれるが,この文字の意味するところはわからない。大宰府では,筑前国分寺・同尼寺に出土例が多い。大分廃寺(筑穂町1997)にも出土例がある。政庁域では出土していない。

文字瓦913型式　1種類である。一応左字で「今行」と判読しているが,意味不詳。政庁域でも出土するが,出土点数のうえでは少ない。

文字瓦914型式　左字「未」と一応の判読をするが,意味不詳。政庁域・筑前国分寺跡・同尼寺跡・条坊跡など出土範囲は広いが,出土点数は少ない。太宰府市坂本の松倉瓦窯出土瓦に同じものがある。

文字瓦915型式　「大」と判読したもの4種類を登録した。すべて正字であろう。915Aは斜格子文に重ねて,比較的大きな文字が二つ記銘されている。上位のものは横書き,下位のものは縦書きである。政庁域・観世音寺・官衙域などで出土している。筑紫野市剣塚瓦窯に出土例があるが,1点だけの出土であり,この文字瓦の生産窯とは決めがたい。

915Bは,粗い斜格子目の一つに横書き「大」を記銘する。第2画が格子目をはみ出している。さらに,斜格子目の一つでは,対角線を結ぶ形で「十」などの記号が入る。数は少ないが政庁域で出土している。

915Dも横書きである。915Bに比較して「大」銘が斜格子目の一つに納まること，斜格子文が整っているなどの相違がある。政庁域で出土しているが数は少ない。

915Eは，他に比較して細かい斜格子目の打捺痕である。小さい斜格子目の横並び一列に三つの「大」が入れられている。915型式「大」に分類・登録したものの，個々の「大」は，ローマ字「K」に近い。この点，文字よりも記号であるかもしれない。政庁出土。915型式のなかでは比較的出土例は多い。915型式の「大」の意味は不詳である。

文字瓦916型式　正字「太」の１種類を登録した。斜格子は，最も目の粗い例の一つである。横書文字である。この瓦では，文字銘以外に「十」形等の記号風（文様）を斜格子目に納まる形で配置している。この叩打具には，さらに追刻がされたのではないかと思われるものがある。未登録のままである。文字銘の意味不詳。政庁・観世音寺・筑前国分寺など比較的広範囲での出土例があるが，出土点数は少ない。

文字瓦917型式　左字で「八年」と判読している。細かく整った斜格子目に重ねて記銘している。大宰府出土の斜格子目打捺痕の場合，格子目が細かく整ったものが比較的古く，斜格子が大きく粗いものが新しいという傾向にあること，福間町神興廃寺・芦屋町浜口廃寺出土の左字「延喜十一年」銘瓦の斜格子文や，久留米市西行寺瓦窯産の「延喜十九年」銘瓦の斜格子文に近似していることから，銘を年号と理解し，延喜八年（908）を記すものと考えたことがある（栗原1999b）。斜格子文の近似だけが根拠であり，それ以上のものはない。政庁・官衙域・条坊跡などの調査で出土している。甘木市堂ヶ尾廃寺にも出土例がある（九歴1983）。

文字瓦918型式　２種類がある。918Aは左字で明らかに「四王」と判読できる。大野山が四王寺山と呼ばれるようになるのは，大野城に四王院が建立されて以降のことである。四王寺の成立は，宝亀５年（774）とされる（小田富士雄1968）。「四王」銘の起源はこれにあるものの，四王寺経塚などの出土例を見れば，古くても11世紀以降のものである。筑前国分寺跡や条坊跡などからの出土例がある。政庁域では出土していない。918Bは，一応「四王」と判読している。２字分があり，下文字は「王」であろう。政庁跡・官衙域・条坊跡などでの出土例はあるが，量的には少ない。

文字瓦919型式　方形枠に文字（或いは記号）を置く。意味不詳。政庁でも出土しているが，筑前国分寺跡に多く見られる。

文字瓦920型式　正字であろう。外枠は「国構え」であろうか。中山氏は国構えの中の文字を「戈」と判読し，「國の略字なるべし」とされている（中山1915～1916）。筑前国分寺跡からの出土例が多いが，政庁跡にも出土例がある。

紀年銘瓦　**文字瓦921型式**　左字「天延三年七月七日」と記銘されている。天延三年は975年。坂本瓦窯（高橋1995），筑前国分尼寺跡（太宰府市1991）に出土例がある。政庁域での出土例はない[2)]。

文字瓦924型式　『型式一覧』には未登載である。政庁跡第６次調査で検出された前面築地SA002Bの最終期の丸・平瓦に認められた文字銘（或いは記号か）である。「丿乚」のなかに「十」が入れられている（九歴1971a）。意味不詳。政庁跡の調査でも，限られた出土状況がある。

以上で，大宰府出土叩打痕文字瓦の主要な部分についての型式分類は，一応終了したものと思う。がなお，木製長手叩打具による打捺痕の種類には，文字風のもの，記号風のもの，文様風のものなど多数ある。

Tab.14 叩打痕文字瓦調査次数別点数表 (1)

出土点数 (%)

型式分類	文字銘	1次		2次		6次		15次		26次		30次		41次		49次	180次		合計	
901 A	平井瓦屋 (陰刻左字)			2 (0.3)		8 (0.73)		16 (0.46)		4 (0.19)		5 (1.3)		5 (2.9)		1 (2.6)	8 (1.3)		49 (0.51)	
B	平井瓦 (陰刻正字)	3 (0.3)		4 (0.5)		2 (0.18)		8 (0.23)		12 (0.58)		2 (0.5)		2 (1.2)		3 (7.9)	16 (2.5)		52 (0.54)	
C	平井瓦 (左字)	2 (0.2)		9 (1.1)		8 (0.73)		18 (0.52)		12 (0.58)		14 (3.8)		5 (2.9)			17 (2.7)		85 (0.88)	
D	平井瓦 (左字)			6 (0.8)		8 (0.73)		7 (0.20)		1 (0.05)		3 (0.8)		2 (1.2)		1 (2.6)	3 (0.5)		31 (0.32)	
E	平井 (正字)	67 (7.0)		29 (3.9)		39 (3.56)		83 (2.38)		134 (6.52)		21 (5.7)		18 (10.6)			51 (8.1)		442 (4.60)	
F				2 (0.3)		1 (0.09)		6 (0.17)		63 (3.07)							18 (2.9)		90 (1.03)	
Fa	平井 (正字)			1 (0.1)	4 (0.5)	1 (0.09)	2 (0.18)	32 (0.92)	40 (1.15)	485 (23.60)	608 (29.59)	1 (0.3)		22 (12.9)		3 (7.9)	38 (6.1)		583 (6.079)	746 (7.7689)
Fb	同上			1 (0.1)				2 (0.06)		60 (2.92)							10 (1.6)		73 (0.76)	
G		14 (1.5)				3 (0.27)		5 (0.14)				1 (0.3)							23 (0.23)	
Ga	平井 (正字)	39 (4.1)	63 (6.7)	64 (8.1)	81 (10.2)	81 (7.40)	113 (10.32)	160 (4.59)	199 (5.7)	80 (3.89)	100 (4.86)	23 (6.2)	33 (8.9)	4 (2.3)	8 (4.6)	1 (2.6)	29 (4.6)	34 (5.4)	481 (5.01)	632 (6.5902)
Gb	同上	10 (1.1)		17 (2.1)		29 (2.65)		34 (0.97)		20 (0.97)		9 (2.4)		4 (2.3)			5 (0.8)		128 (1.33)	
H		2 (0.2)		8 (1.0)		28 (2.56)		61 (1.75)		8 (0.39)		4 (1.1)					4 (0.6)		115 (1.19)	
Ha	平井 (正字)	1 (0.1)				3 (0.27)		10 (0.29)		1 (0.05)		1 (0.3)							16 (0.16)	
Hb	同上	7 (0.7)	57 (5.9)	7 (0.9)	130 (16.4)	37 (3.38)	167 (15.26)	87 (2.49)	332 (9.52)	25 (1.22)	87 (4.24)	7 (1.9)	26 (7.1)	3 (1.8)	12 (7.1)		2 (0.3)	23 (3.6)	175 (1.82)	835 (8.7070)
Hc	同上	47 (4.9)		115 (14.5)		99 (9.05)		174 (4.99)		53 (2.58)		14 (3.8)		9 (5.3)		1 (2.6)	17 (2.7)		529 (5.51)	
I		1 (0.1)		15 (1.9)		14 (1.28)		33 (0.95)		3 (0.15)		7 (1.9)					1 (0.1)		74 (0.77)	
Ia	平井 (正字)	7 (0.7)	15 (1.5)	14 (1.8)	52 (6.6)	19 (1.74)	40 (3.66)	103 (2.95)	162 (4.65)	21 (1.02)	30 (1.46)	6 (1.6)	13 (3.5)				7 (1.1)	8 (1.2)	177 (1.84)	320 (3.3368)
Ib	同上	7 (0.7)		23 (2.9)		7 (0.64)		26 (0.75)		6 (0.29)									69 (0.71)	
J	平井 (左字)	20 (2.1)		17 (2.1)		16 (1.46)		15 (0.43)		20 (0.97)		1 (0.3)		3 (1.8)			1 (0.6)		93 (1.06)	
K	平井 (左字)			3 (0.4)		2 (0.18)		1 (0.03)											6 (0.06)	
L	平井 (横書正字)	15 (1.6)		17 (2.1)		33 (3.02)		26 (0.75)		52 (2.53)		19 (5.1)		2 (1.2)			8 (1.3)		172 (1.79)	
M	平井 (横書正字)									1 (0.05)									1 (0.01)	
N	平井 (正字)	11 (1.2)		7 (0.9)		11 (1.01)													29 (0.30)	
902 A	佐 (正字)	32 (3.4)		44 (5.6)		57 (5.2)		176 (5.04)		50 (2.43)		15 (4.1)		1 (0.6)		1 (2.6)	18 (2.9)		394 (4.10)	
Ba	佐 (左字)	1 (0.1)	19 (5.0)			6 (0.55)	66 (6.03)	5 (0.14)	240 (6.88)	3 (0.15)	44 (2.15)	2 (0.5)	41 (11.1)				1 (0.1)	4 (0.6)	18 (0.18)	459 (4.7862)
Bb	同上	18 (1.9)		42 (5.3)		60 (5.48)		235 (6.74)		41 (2.00)		39 (0.6)		2 (1.2)		1 (2.6)	3 (0.5)		441 (4.59)	
C	佐 (正字)	29 (3.0)		14 (1.8)		9 (0.82)		104 (2.98)		49 (2.39)		14 (3.8)		4 (2.3)		5 (13.2)	18 (2.9)		246 (2.56)	
D		12 (1.3)		5 (0.6)		21 (1.92)		21 (0.60)		40 (1.94)		9 (2.4)		1 (0.6)			12 (1.9)		121 (1.26)	
Da	佐 (左字)		37 (3.9)	3 (0.4)	16 (2.0)		47 (4.3)	1 (0.03)	50 (1.43)	7 (0.34)	130 (6.32)	1 (0.3)	20 (5.4)		4 (2.4)		1 (0.1)	25 (3.9)	13 (0.13)	329 (3.4307)
Db	同上	25 (2.6)		8 (1.0)		26 (2.38)		28 (0.80)		83 (4.04)		10 (2.7)		3 (1.8)			12 (1.9)		195 (2.03)	
E	佐 (正字)	114 (11.9)		57 (7.2)		46 (4.20)		109 (3.12)		80 (3.89)		10 (2.7)		5 (2.9)			18 (2.9)		439 (4.57)	

Tab.14　叩打痕文字瓦調査次数別点数表（2）

出土点数（%）

型式分類	文字銘	1次		2次		6次		15次		26次		30次		41次		49次	180次		合計	
F	佐（左字）	1(0.1)		7(0.9)				26(0.75)		17(0.83)		2(0.5)		11(6.5)		1(2.6)	20(3.2)		85(0.88)	
G	佐瓦？（左字）	56(5.9)		26(3.3)		66(6.03)						28(7.6)		1(0.6)		1(2.6)	2(0.3)		180(1.87)	
H	佐瓦？（左字）	20(2.1)		15(1.9)		35(3.20)		29(0.83)		7(0.34)									106(1.10)	
I	佐瓦？（正字）	113(11.8)		37(4.7)		45(4.11)		178(5.10)		152(7.40)		13(3.5)		10(5.9)		1(2.6)	16(2.5)		565(5.90)	
J	佐？（正字）	39(4.1)		14(1.8)		17(1.55)		10(0.29)		5(0.24)							1(0.1)		86(0.90)	
903A	賀茂瓦（正字）	2(0.2)		6(0.8)		4(0.37)		84(2.41)		31(1.51)		1(0.3)		4(2.3)		3(7.9)	7(1.1)		142(1.48)	
Ba	賀茂瓦（正字）	37(3.9)	39(4.1)	16(2.0)		16(1.46)	18(1.64)			4(0.19)	6(0.29)	6(1.6)					5(0.8)		84(0.87)	90(0.9385)
Bb	同上	2(0.2)				2(0.18)				2(0.10)									6(0.06)	
C	賀茂瓦（左字）	29(3.0)		14(1.8)		9(0.82)		104(2.98)		49(2.39)		14(3.8)		4(2.3)			15(2.4)		238(2.48)	
D	賀茂（正字）	15(1.6)		19(2.4)		16(1.46)		161(4.61)		44(2.14)		7(1.9)		2(1.2)		2(5.3)	20(3.2)		286(3.08)	
E	賀茂（正字）	8(0.8)		9(1.1)		9(0.82)		170(4.87)		38(1.85)		18(4.9)		4(2.3)		1(2.6)	6(1.0)		263(2.74)	
F	賀茂（正字）	16(1.7)		5(0.6)		4(0.37)		8(0.23)				1(0.3)					1(0.1)		35(0.36)	
G	賀茂（正字）	21(2.2)		7(0.8)		15(1.37)		11(0.31)		2(0.10)		2(0.5)		1(0.6)		1(2.6)			60(0.62)	
H																	3(0.5)		3(0.03)	
Ha	賀（左字）	10(1.1)		6(0.8)		11(1.01)	12(1.10)	1(0.03)		22(1.07)		1(0.3)							51(0.53)	55(0.5735)
Hb	同上					1(0.09)													1(0.01)	
I	賀（左字）	2(0.2)		7(0.9)				11(0.31)		4(0.19)		1(0.3)		1(0.6)			2(0.3)		28(0.30)	
904Ab	安楽之寺（正字）	13(1.4)		18(2.3)		13(1.19)		767(21.98)		118(5.74)		7(1.9)		20(11.8)		8(21.1)	143(22.8)		1107(11.54)	
D	安（左字）	17(1.8)		4(0.5)		7(0.64)		84(2.41)		15(0.73)				3(1.8)			3(0.5)		133(1.38)	
E	安（左字）							16(0.46)											16(0.16)	
906A	筑前瓦（左字）	5(0.5)		3(0.4)		4(0.37)		14(0.40)		5(0.24)		2(0.5)					1(0.1)		34(0.35)	
B	竹前（左字）							4(0.11)		4(0.19)							2(0.3)		10(0.10)	
C	筑（正字）	8(0.8)		12(1.5)		23(2.10)		65(1.86)		12(0.58)		5(1.3)		2(1.2)			8(1.3)		135(1.40)	
D	筑（正字）	5(0.5)		3(0.4)		8(0.73)		1(0.03)				2(0.5)							19(0.20)	
E	前（左字）							33(0.95)		7(0.34)		1(0.3)		2(1.2)		1(2.6)	9(1.4)		53(0.55)	
F	前（左字）	4(0.4)		4(0.5)				33(0.95)		13(0.63)							4(0.6)		58(0.60)	
907	大国（左字）	4(0.4)		4(0.5)		8(0.73)		26(0.75)		19(0.92)		1(0.3)		1(0.6)			8(1.3)		71(0.74)	
908	門司（左字）	4(0.8)		5(0.6)		8(0.73)		6(0.17)				1(0.3)							24(0.25)	
909																	2(0.3)		2(0.02)	
a	大瓦（左字）	3(0.3)								4(0.19)		1(0.3)							8(0.08)	13(0.1356)
b	木瓦（左字）	2(0.2)				1(0.09)													3(0.03)	

Tab.14 叩打痕文字瓦調査次数別点数表 (3)

出土点数 (%)

型式分類	文字銘	1次	2次	6次	15次	26次	30次	41次	49次	180次	合計
910	小□瓦 (左字)				4(0.11)	3(0.15)	1(0.3)	3(1.8)		2(0.3)	13(0.13)
911	□□瓦 (左字)	4(0.4)			11(0.31)	1(0.05)	3(0.8)				19(0.19)
913	今行 (左字)				10(0.29)	5(0.24)					15(0.15)
914	未 (左字)	9(1.0)	8(1.0)	8(0.73)	15(0.43)	46(2.24)	2(0.5)	4(2.3)	2(5.3)	2(0.3)	96(1.00)
915 A	大 (横書・縦書正字)	4(0.4)	2(0.3)	3(0.27)		3(0.15)	1(0.3)	1(0.6)		1(0.1)	15(0.15)
B	大 (正字)			19(1.74)						4(0.6)	23(0.23)
D	大 (正字)	8(0.8)		6(0.55)						1(0.1)	15(0.15)
E	大 (正字)	1(0.1)		8(0.73)						15(2.4)	24(0.25)
916	太 (正字)									1(0.1)	1(0.01)
917	八年 (左字)				19(0.54)	5(0.24)	3(0.8)	1(0.6)		2(0.3)	30(0.31)
918 B	□王	1(0.1)	1(0.1)	1(0.09)		1(0.05)	6(1.6)			3(0.5)	13(0.13)
919	不明	6(0.6)	4(0.5)	9(0.82)	2(0.06)	3(0.15)	1(0.3)			1(0.1)	26(0.27)
924	不明	3(0.3)	1(1.0)	44(4.02)							48(0.50)
点数		954 補2	791	1,094	3,489	2,055	343 補26	170	38	628	9,590 点
%		9.83 0.01	8.23	11.39	36.73	21.41	3.56 0.26	1.67	0.38	6.53	100 %

註1) 数種ではあるが，軒瓦胴部凸面にもこの種の丸・平瓦を使用したものがある。

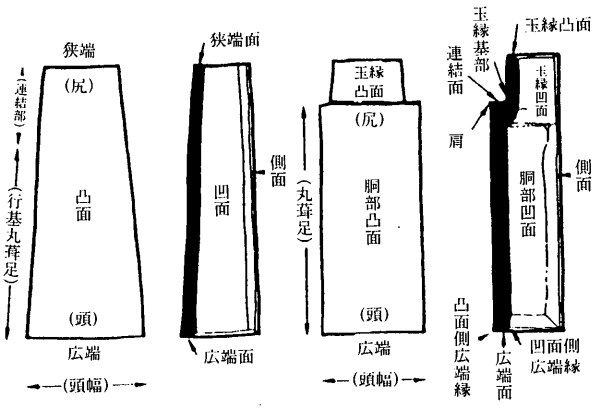
2) 江谷寛氏の教示によれば，平安京にも出土例があるという。

3) 丸瓦・平瓦

a. 丸　瓦

平瓦片とともに膨大な出土量がある丸瓦片であるが，ここでは完形に近い資料のいくつかをとり出し，紹介するにとどめたい。

大宰府政庁域で出土する丸瓦は，そのほとんどが一木模骨[1]に粘土板（紐）を巻き付けて作られた粘土円筒を二分して製作される。丸瓦の型式には，行基式（無段式）と玉縁式（有段式）とがあるが，行基式丸瓦の出土量は極めて少ない。出土資料を紹介するにあたっては，平瓦の紹介と共通する分類方法を採用するため，丸瓦凸面の打捺痕によって縄目文丸瓦（A類）と斜格子文丸瓦（B類）の2分類を行った。



1 行基丸瓦　　2 玉縁丸瓦（本瓦葺丸瓦）

（大脇 1991から転載）　　（ ）は職人用語

Fig.124 丸瓦の部分名称

一木模骨

分類

ここで言う縄目文丸瓦とは，丸瓦凸面を縄巻き叩打具で叩打した後，縄目痕のほとんどをナデ消したものである。斜格子文丸瓦とは，横に柄のつく長手木製叩打具[2)]で，丸瓦凸面の長軸に対して平行に連続的に打捺した痕跡が残るものを言う。原則的に，打捺痕跡はそのままである。大宰府跡出土文字瓦の多くは，斜格子文とともに文字銘を叩打面に刻み込んだものである。従って，篦書文字瓦と異なり，同種同一の叩打痕は丸瓦だけでなく平瓦凸面にも認めることができる。また，この丸・平瓦を使って製作された軒瓦にも見出すことができる。叩打痕には，文字銘ばかりでなく記号風の文様が付加されたものもある。大宰府では，A・B類以外の打捺痕を残す丸瓦も一部にはあるが，政庁域では出土していない。

長手木製叩打具

なお，以下の丸瓦の記述は，「研究ノート丸瓦の製作技術」（大脇1991A）を参考とし，部分名称もこれによった。

縄目文丸瓦（Fig.125，PL.60）

1は行基式丸瓦である。長さ37.2cm，広端幅16.5cmを測る。凸面の縄目は横方向にナデ消されているが，狭端寄りの部分で僅かに縄目が残っている。両側面は内側に截面，外側に破面を残す。凹面には細かい布目（3.0cm幅で，長軸方向27本・横方向25本の糸数）と糸切り痕が僅かに残る。また，左側縁近くに粘土板の合わせ目痕跡（Z形）が残る（佐原1972）。凹面に見る模骨の形状は，一木の柱状円錐台と言うべきか。狭端近くの凹みは，どのような理由で生じたかは分からないが，凹みの端にはやや太い糸目が横方向にまつり縫い状に見られる。模骨から粘土円筒を外す時に用いられた紐の痕か。色調は灰色で，胎土に多量の石英粒を含む。硬く焼き上がる。正殿の発掘調査で，暗渠SX133からの出土。

なお，暗渠SX133は，政庁Ⅱ期正殿基壇築成直前に設置された瓦作りの暗渠で，本例はこれに用いられていた。行基式丸瓦の出土例は，大野城跡・観世音寺・筑前国分寺跡にも見られるが，出土量はごく少ない。観世音寺では，軒丸瓦286・315の丸瓦部に行基式丸瓦が用いられているが，本例とは質が相異する。本例は，軒丸瓦032あたりに用いられたと考えられる。軒瓦第1段階の丸瓦。

2は全長39.0cm，玉縁長4.5cm，広端幅14.5cmを測る。凸面の縄目は，胴部では縦方向，広端・玉縁付近では横方向にナデ消される。両側面とも，胴部では小さく内外に面取りをする。玉縁部は，内側だけの面取り。凹面の布目は細かい（縦29本・横32本）。布筒の上端を襞をとって縫い合わせている。幅3.0cm程の粘土紐が10数段左上がりに見られる。玉縁の凹面まで布目・粘土紐の痕が認められるから，その成型法は大脇氏の言うCかD（大脇1991）である。色調は灰白色で，粒子の細かい良質の粘土が用いられている。焼き上げはやや軟質である。丸瓦がやや小さいことから，軒丸瓦285Bの丸瓦部と同質のものと考えて良い。この丸瓦は，学校院出土例であるが，軒丸瓦285Bは政庁域にも出土例がある。なお，軒丸瓦285Bは，不丁官衙域SD2340に出土例があり，730年代後半以前には存在した。軒瓦第2段階である。

3は全長47.5cm，玉縁長7.2cm，広端幅18.0cmを測る。大宰府跡の出土例の中では最大級の一つである。凸面の縄目はすべて横方向にナデ消されている。側面は胴部だけ小さく，内外に面をとる。凹面の布目はやや粗い（縦24本・横22本）。布筒は，2箇所に襞をとった痕がある。幅4.5cm程の粘土紐製で，10段程が積まれている。胴部から玉縁部に移行する部分にあたりがあるが，一木模骨の肩によるものか。玉縁の成型法は，CかDである。第1次調査の南門跡からの出土であ



Fig.125　縄目文丸瓦拓影・実測図（1/6）

る。確言はできないが，軒丸瓦275Bに伴う丸瓦の可能性が高い。軒瓦第２段階の丸瓦である。

４は全長36.0㎝，玉縁長5.5㎝，広端幅16.7㎝を測る。凸面の縄目は横方向にナデ消している。胴部の玉縁近くに僅かに縄目痕かと思われるものが残る。側面はこの丸瓦では明確ではないが，２分割されたままの截面と破面が残る例と思われる。凹面の布目は粗い（縦20本・横19本）。糸切り痕が残り，粘土板の合わせ目痕かと思われる部分がある。広端から玉縁端にかけて逆三角形状に布筒の縫い合わせ目が残る。凹面で見る模骨の形状は，撫肩の一木模骨である。玉縁の成型法は玉縁部凸面に粘土を付加したＣ型である。第６次調査西面回廊西雨落溝SD061最下層からの出土例である。出土場所は，政庁Ⅱ期回廊使用瓦が落下した場所と考えられる。軒瓦第３段階の丸瓦と考える。

５は全長39.3㎝，玉縁長6.3㎝，広端幅16.1㎝を測る。縄目痕は胴部に施され，ヨコナデされているが，ほぼ全面にその痕跡は残っている。両側面ともに破面と截面を残す。布目は細かい（縦28本・横24本）。玉縁部では布筒は襞を作らないために布が寄って数本皺ができている。凹面で見る一木模骨の形状は，円柱状で撫肩である。玉縁の成型法はＣ型。この丸瓦の玉縁は，断面で見るように凸面胴部端よりも深くなっている。第１次調査南門基壇盛土中からの出土。軒瓦第３段階の丸瓦と考えて良い。

６は全長39.8㎝，玉縁長8.0㎝，広端幅16.2㎝の大きさである。凸面の縄目は横方向にナデ消しされるが，胴部中央に僅かに残る。両側面とも破面と截面が残る。凹面の布目はやや太く，目が詰まった感じである（縦19本・横17本）。横糸は数本間隔で寄った状況があり，波状となっている。布筒の合わせ目は，左寄りで逆三角形状に見える。右側縁近くに粘土の合わせ目痕跡がある（Ｚ形）。凹面に見る模骨の形状は，肩が張った一木である。玉縁の近く傾斜変換部に模骨の肩が当たった痕と思われる傷がある。玉縁の成型法はＣ型である。第１次調査ＨＦ55の瓦廃棄土壙からの出土。細かい砂粒を混ぜながらも精良な粘土が用いられていて，暗灰色に硬く焼き上がっている。側面に分割時の破面が残る点やや疑問が残るが，鴻臚館式軒丸瓦223の一種に用いられた丸瓦と推定する。軒瓦第２段階の丸瓦である。

斜格子文丸瓦（Fig.126・127，PL.60～62）

打捺されたままの斜格子文とともに文字銘や各種の記号が刻み込まれている点で，今後，様々な情報を引き出し得る可能性がある資料である。分析不充分のため資料紹介に留める。

１は長さ33.1㎝，玉縁長4.5㎝，広端幅14.8㎝を測る。凸面には，丸瓦の長軸方向に平行に長手叩打具による打捺痕が連続的に残る。斜格子目の１辺は0.8㎝。斜格子文の中央で胴部やや玉縁寄りに，左字で「平井瓦」の文字銘（901C）がある。胴部の広端寄り及び玉縁寄りはヨコナデされ，打捺痕を消している。玉縁は指によるヨコナデ，広端・狭端はケズリ仕上げ。玉縁の成型法はＣ型。両側面とも截面と破面を残している。凹面の布目は粗い（縦16本・横18本）。左側縁寄りに粘土板の合わせ目痕がある（Ｓ形）。石英粒を混ぜるが，良質な粘土が用いられている。暗灰色で硬く焼き上がる。第６次調査西面回廊の西側焼土層から出土している。軒瓦第４段階の丸瓦と推定される。

「平井瓦」

２は長さ37.0㎝，玉縁長5.3㎝，広端幅17.5㎝を測る。文字銘901Cは１と同じものであるが，一回り大きい丸瓦である。凸面の打捺痕は１と同様，連続して残る。この打捺のため胴部の断面形状が面取り状に変形している。胴部広端寄りと玉縁はヨコナデ。両側縁は１と同様である。

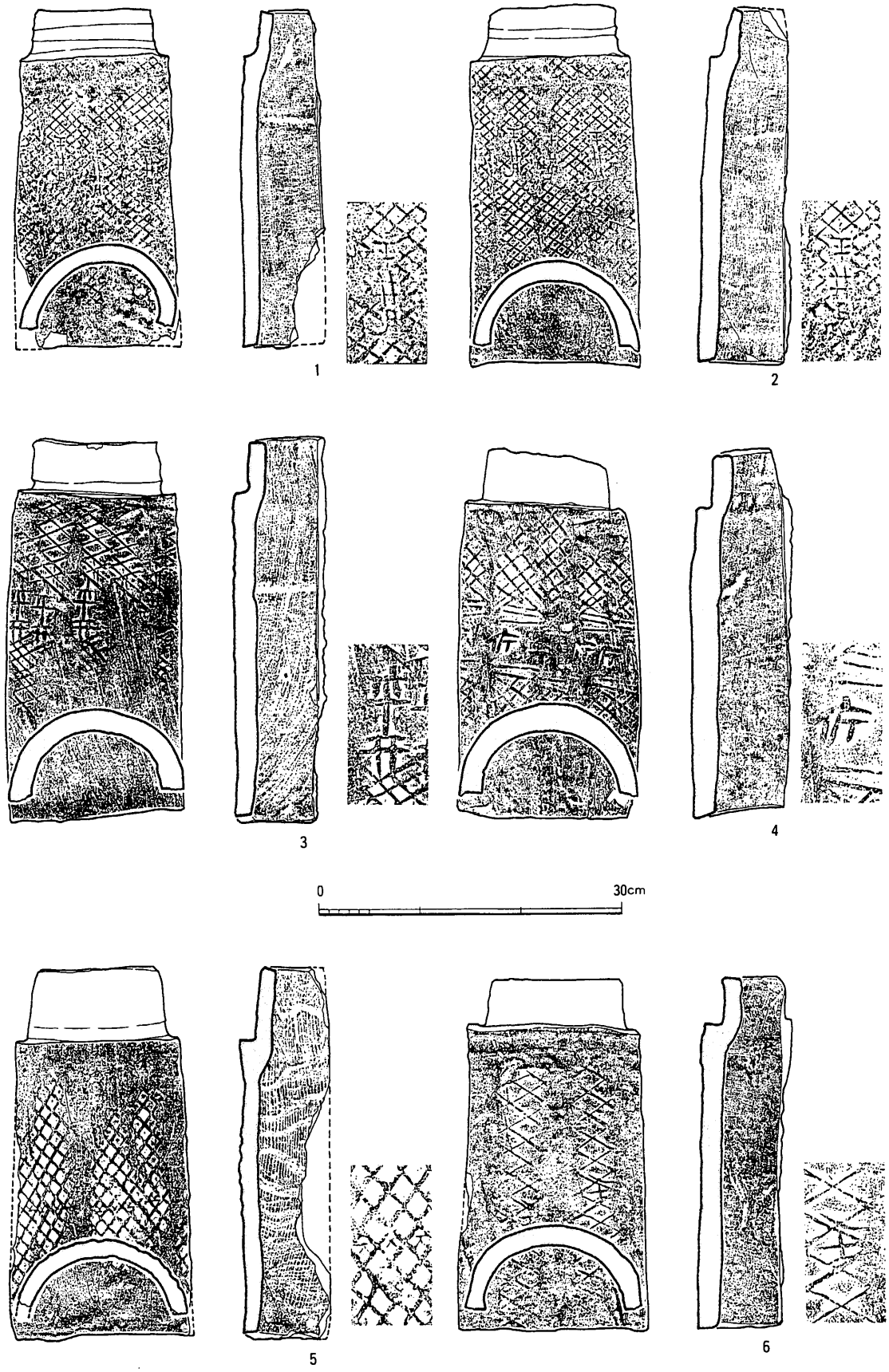


Fig.126　斜格子文丸瓦拓影・実測図（1）（1/6，文字銘部分は1/3）

凹面の布目は粗い（縦18本・横16本）。胴部中央やや玉縁寄りの布のよりは，布袋の継ぎ足しか。広端・狭端ともにケズリ。石英粒を含むが，良質の粘土が用いられている。灰白色で，焼き上がりは悪い。第６次調査前面築地雨落溝からの出土である。軒瓦第４段階の丸瓦。

「平井」

３は長さ37.2㎝，玉縁長5.3㎝，広端幅17.2㎝。連続した打捺痕が残るが，その中に文字銘「平井」（901Hc）がある。斜格子目は，原体では１辺1.5㎝の菱形目であったもの（901Ha・b）に，文字枠の上で１条，文字枠の下では格子目の中点を通す形で追刻線が施されて１辺0.7㎝の菱形に変化している。文字枠・格子目の各所に叩打板の傷が目立っている。打捺痕は胴下部で縦方向にナデ消され，玉縁及び胴上部は指でヨコナデされる。特に玉縁の段を作る部分では，段の上に指２本，段の下に指１本が横に動いた痕が残っている。広端・狭端はケズリ。両側面は，破面・截面を残す。凹面では，布目よりも左下から右上に走る糸切りの痕が目立つ。広端縁側は，ケズリ痕がある。胴中央やや玉縁に寄ったところで横方向に布筒の喰い込んだ痕がある。粘土で転写してみた結果，明瞭さを欠くが布の継ぎ足した痕と思われた。布筒は玉縁付近では皺となっている。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。淡橙褐色で硬く焼き上がる。本例は二宮八郎氏寄贈資料であるが，政庁域の発掘調査ではすべての発掘調査で出土例がある。軒瓦第５段階の丸瓦。

「佐」

４は長さ36.0㎝，玉縁長5.1㎝，広端幅16.5㎝を測る。凸面は１辺0.7～1.2㎝の不規則な格子目の中央に4.0㎝の文字枠を設定し，最終画の無い「佐」の文字が置かれる。なお，「佐」字の右側にも縦の棒状線がある（902E）。打捺板の打面によって横断面が面取り状となる状況は２と同じである。胴部広端寄りでは，打捺痕は縦方向にナデ消し。玉縁周囲は回転によるヨコナデである。両側面は破面・截面を残す。凹面の布目は比較的細かい（縦24本・横20本）。布筒は玉縁付近で寄っていって皺となっている。右側縁近くに布筒の合わせ目がある。本例では，胴中央で，左下から右上にかけて粘土板の合わせ目らしい痕が見られる。砂粒が混じるが，粘土の質は良い。灰色で普通に焼き上がる。第30次調査脇殿地区で出土。902Eは政庁域の発掘調査区のすべてに出土例がある。軒瓦第５段階の丸瓦と推定している。

「大」

５は長さ36.3㎝，玉縁長7.2㎝，広端幅18.0㎝を測る。斜格子目の１辺は1.2㎝。打捺痕は連続している部分と間隔を開けて打たれた部分とがある。文字銘は「大」と思われるもの（ローマ字のＫを横にした形に近い）が，格子目の中に３個連続して置かれている（915E）。胴部広端寄りと玉縁近くは，縦方向のナデによって打捺痕を消す。玉縁は回転ヨコナデ。凹面の布筒痕は，縦糸痕は良く残るが，横糸痕は波状に寄っている。布の合わせ目は左側縁近くにある。広端・狭端面はケズリ。多量の砂が混じった粘土が用いられている。灰色で軟質に焼けている。第６次調査前面築地雨落溝SD072からの出土例である。文字銘901Eを残す瓦片は，政庁域のほぼすべての調査に出土例がある。軒瓦第５段階の丸瓦と考えている。

６は長さ34.8㎝，玉縁長4.9㎝，広端幅18.5㎝を測る。打捺痕は間隔を空けて見られる。格子目は１辺2.5㎝で，菱形である。この格子目に重ねて文字とも記号とも判別できない記号（字であれば横方向となっている）が刻まれている。これは，巻末の叩打痕文字瓦一覧には未登録であるが，第６次調査前面築地付近で集中的に出土していることから924型式として新たに設定した。打捺痕は胴部広端側では，縁まで打捺されたまま残り，玉縁近くでは叩打板の端を写しとっている。玉縁付近は回転ヨコナデ。両側面は破面・截面を残す。凹面の布目は比較的細か

い（縦18本・横17本）。左側縁寄りに粘土板の合わせ目がある（Z形）。多量の砂粒を混した粘土が用いられている。灰黒色で硬く焼き上がる。第6次調査前面築地雨落溝SD072上層からの出土。軒瓦第5段階の丸瓦であろう。

7は長さ33.3cm，玉縁長4.9cm，広端幅15.7cmを測る。凸面の打捺痕は連続している。格子目は0.5cm前後の菱形状で細かい。連続する打捺面により，横断面は面を取ったように見える。打捺痕は広端付近で縦方向にナデ消しされ，玉縁付近は回転ナデ消しされている。玉縁端近くに1条の沈線がある。この1点だけに見られるもので，特別な意味はないであろう。広端近くの打捺痕は縦方向にナデ消しされ，玉縁付近は指によりナデ仕上げされる。両側面は破面・截面を残す。凹面の布目は比較的整っている（縦・横17本）。布筒は玉縁部への変換点で溝状に括れた部分があるが，紐2本が布筒の内側の圧痕として残っている。右側縁近くに粘土板の合わせ目痕が残る（Z形）。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。灰色で焼き上がりはやや軟質である。第30次調査脇殿地区で出土。軒瓦第4段階の丸瓦である。

8は長さ33.9cm，玉縁長4.8cm，広端幅14.0cmとなろう。凸面の斜格子目打捺痕は7に似るが，両端部は平行線文となっている。打捺痕は広端近くでは横方向にナデ消されるが，玉縁上端ではそのまま残る。玉縁は工具で直角に削り出した段を指で回転ヨコナデしている。両側面は破面・截面を残す。広端は削りで整えるが，狭端は内傾していて指によるナデ。凹面の布目は横糸が寄った状況が見られ，粗い（縦13本・横11～19本）。中央に粘土板の合わせ目が残る（Z形）。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。暗青灰色で須恵質に硬く焼き上がる。第6次調査回廊入隅部雨落溝からの出土。軒瓦第4段階の丸瓦である。

9は長さ34.7cm，玉縁長5.2cm，広端幅17.7cmを測る。やや，下膨れしている。斜格子目は一辺1.5cmの菱形をしている。打捺文には斜格子目に重ねて3～4重の弧線が中央に見られる。記号であろう。打捺痕は連続した状況で胴部全面に見られるが，広端縁近くでは叩板の端が見られる。玉縁は工具で段を作った後，指による回転ヨコナデされている。両側面は破面と截面を残す。凹面の布目は細かい（縦35本・横32本）。布筒は玉縁部分に襞を取ったと思われる部分がある。粘土板の合わせ目が右側縁に沿った部分に残る（Z形）。砂粒の少ない粘土が用いられている。青灰色に硬く焼き上がる。第15次調査東面回廊付近からの出土。軒瓦第5段階の丸瓦と考えられる。

10は長さ31.0cm，玉縁長6.1cm，広端幅17.1cmを測る。凸面の斜格子文とそれに重ねられた弧文は9と同じものと思われる。連続打捺された叩打痕で，横断面が面取り状となる。打捺痕は広端縁付近はスリ消されるが，玉縁側では端まで残る。玉縁には指4本による回転ヨコナデ痕が波状に残る。両側面は破面と截面を残す。広端面はケズリ。狭端は内傾するが，ケズリされている。凹面の布目は比較的整っている（縦20本・横25本）。布筒は玉縁部分に寄りが見られる。大粒で多量の石英粒を混じらせている。小豆色で硬く焼き上がる。粘土円筒の分割の時点あるいは窯変によるものかは判断できないが，かなりの変形が見られる。第6次調査前面築地雨落溝SD072からの出土。軒瓦第5段階の丸瓦。

11は長さ33.4cm，玉縁長5.2cm，広端幅15.8cmを測る。斜格子目は1辺0.6cmで正方形に近い。胴部は連続的に打捺され，その痕跡を全面に残すが，広端縁付近では縦方向にナデ消されている。玉縁は直角にケズリ出され，回転ヨコナデ仕上げされている。広端面はケズリ。狭端面は



Fig.127　斜格子文丸瓦拓影・実測図（２）(1/6)

内傾し，ケズリされている。両側縁は破面と截面を残す。凹面の布目は整っているが粗い（縦15本・横18本）。布筒はその端と思われる部分が，上下両端に見られる。石英粒を含むが，良質の粘土が用いられる。青灰色で硬く焼き上がる。第６次調査西面回廊西側瓦溜まり出土。斜格子目の細かいことから軒瓦第４段階の丸瓦と考える。

12は長さ35.9cm，玉縁長4.5cm，広端幅15.1cmを測る。斜格子目は１辺1.0cmの菱形である。打捺は胴部全面に連続的に行われたと思われるが，広端寄り及び叩打面の重なる部分では縦方向にナデ消されている。両側面は破面と截面を残す。広端面はケズリ。狭端はヨコナデか。凹面の布目は粗い（縦13本・横16本）。布筒は広端縁近くで剝がれたと思われる痕がある。この部分では模骨の一部を写しとっている。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。青灰色に硬く焼き上がる。この例は，軒丸瓦170Aの丸瓦部と同じものと思われる。第６次調査西面回廊の西側雨落溝（SD061）から出土。軒瓦第４段階の丸瓦である。

13は長さ36.4cm，玉縁長4.5cm，広端幅16.2cmを測る。斜格子目は１辺0.5～0.7cmの菱形状である。打捺痕は連続して胴部全面に及んでいる。広端縁近くの叩打面の重なり目は，縦方向にナデ消されている。玉縁の上段及び玉縁上面は指痕が波状に残る回転ヨコナデ。両側面は破面と截面を残す。広端面・狭端面ともケズリ。凹面の布目は整っている（縦22本・横25本）。布筒は玉縁部への変換点に溝状の凹みが見られる。これは，粘土転写の結果から見ると布筒の内側（模骨に接する部分）にやや太い糸が縫いつけられた痕と思われる。また，この凹みに重なって左側縁近くで縦方向の凹みがある。模骨から粘土円筒を離脱させるための取り縄の可能性が考えられる。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。青灰色で硬く焼き上がる。第６次調査西面回廊西側の焼土層からの出土である。軒瓦第４段階の丸瓦。

14は長さ37.4cm，玉縁長5.3cm，広端幅17.9cmを測る。斜格子文は最初１辺1.3cmの菱形が叩打具に刻まれた（刻線は太く現れている）が，後に菱形の対応する辺の中点を結ぶ追刻（細い刻線で現れている）がなされた結果，0.6～0.8cmの細い斜格子文となっている。ただ，追刻線は，最初の格子目に対し忠実に刻まれた部分とかなり任意に施された部分とがある。打捺痕は胴部全面に及ぶが，広端縁付近と打捺痕の重なり部分はナデ消し。玉縁上段及び玉縁部は回転ヨコナデ。両側面は破面・截面を残す。広端面はケズリ仕上げされるが，乾燥時の当たり痕跡が残る。狭端はケズリ仕上げ。模骨に接した部分の粘土が張り出している。凹面の布目は整っているが粗い（縦17本・横18本）。布筒は胴部中央やや玉縁に寄った部分に13に類似した横方向の凹みとこれに交叉する紐状の痕がある。13の例に比べるとやや細い感じがあるが，模骨から粘土円筒を離脱させる時の取り縄と考えたい。左側縁に沿って粘土板の合わせ目が見られる（Z形）。砂粒を含むが，粘土の質は良い。淡茶灰色で普通に焼き上がる。第６次調査西面回廊西側からの出土。軒瓦第４段階の丸瓦。

ここまで，斜格子丸瓦14点について紹介してきた。14点に共通して記述の不足している部分がある。一つは，それぞれの凹面に見る模骨の形状である。A縄目文丸瓦では，肩の形だけ見ても多種類があるものと思われる。B斜格子文丸瓦の模骨の形状は，長さや太さに相異があるものと想像されるが，共通して撫肩の模骨が用いられている。二つは，紹介した事例では言及できなかったが，玉縁の成型法である。これは，玉縁の段となる部分が剝離した破片をかなり認めている。大脇氏の言うC型の成型法がB斜格子文丸瓦では99%とられたと考えてよいだろ

う。丸瓦の凸面に見る斜格子文の種類は200種に近いと思われる。平瓦・軒瓦との関係については，今後，追求する必要がある。

さらに，ここまで紹介した14点のうち1・2及び9・10では，同じ叩打具による打捺痕が認められながら丸瓦の大きさの点では相違が生じている。試しに，長さの計測が可能な斜格子文丸瓦77本について0.5cm間隔で度数分布図を作成した（Fig.128）。長さ34.0cm前後のものが最も多い結果となったが，36.0～37.0cmのものも少なくない。2.0cmの差は実物の比較では明瞭な大小関係として認識できる。斜格子文の細かい検討と合わせて今後の課題であろう。

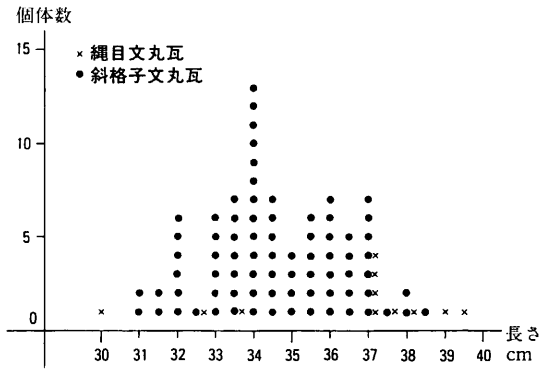


Fig.128　丸瓦の長さによる度数分布

註1）大脇潔氏（大脇1991）によれば，「一木造り」の表現法をとっている。この点「一木模骨」の表現は，適切さを欠く恐れがあるかもしれないが，現在ではごく一般的な表現方法として用いられているように思う。なお，太宰府近辺では，平瓦同様，枠板を用いた丸瓦模骨の例として「月ノ浦1号窯」出土例がある。

2）叩打具原体は，長さ25.0～30.0cm程，幅7.0cm前後の大きさの打面に斜格子文を主流とする文様を刻んだもの。

3）観世音寺出土の丸瓦のなかに平行線の叩打痕を残す例がある。この場合，竹状模骨が使用され，行基式丸瓦が作られている（九歴1991）。なお，観世音寺では，軒平瓦560A，541A・Bの平瓦部には，羽子板形の叩打具に斜格子文（正格子に近い）を刻んだものが用いられている。この場合，「叩きしめの円弧」を平瓦部凸面に残している（九歴1991）。

b．平　瓦

丸瓦の分類と同様に，完形に近い資料の紹介に留まる。丸瓦の分類法に合わせて，縄目文平瓦（A）と斜格子文平瓦（B）に分類した。ただ，製作法については，大宰府ではほぼすべての丸瓦が一木模骨[1]に粘土板（紐）を巻きつけて作られるのに対し，平瓦では模骨桶四枚作りから一枚作り，円筒桶四枚作りへと変化が生じている。凸面の叩打痕による大分類（A・B）に製作法による小分類を付加すれば次のようになる。

分　類

A類－縄目文平瓦　　a）模骨桶四枚作り平瓦

　　b）一枚作り平瓦

B類－斜格子文平瓦　　円筒桶四枚作り平瓦

模骨桶四枚作り平瓦

模骨桶四枚作り平瓦とは，かつて佐原眞氏が民俗例と遺跡出土瓦の諸例から論証された。有柄開閉式桶（状造瓦器具）に粘土板（紐）を巻きつけて粘土円筒を作り，乾燥後4分割し，焼成して平瓦を作る方法である（佐原1972）。

一枚作り平瓦

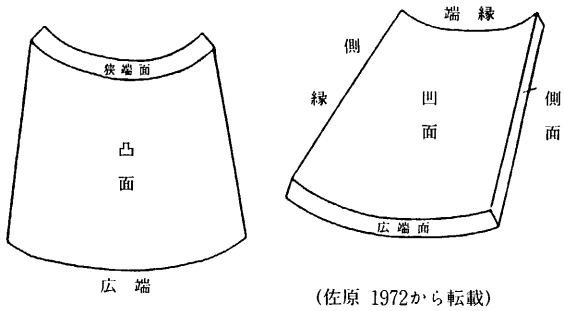
一枚作り平瓦とは，浦林亮次氏が法隆寺遺瓦群の分類のなかに見出されたものである（浦林1960）。粘土板の合わせ目や布筒の縫い合わせ目が無いなどの特徴を持つ瓦群で，『延喜式』「木工寮」の記事と合わせて論証された。我が国で開発された製作技法とされ，奈良時代平城宮を始めとする畿内諸寺院の平瓦の多くは，この製法によった。この製法は，畿内から古代九州の

各地に伝わった（栗原1990）。さらに，大宰府出土瓦にも一枚作りされた平瓦があることを狭川真一氏が論証された（狭川1998）。平瓦一枚作りの製法は，大宰府ではおよそ天平期の前半（730年代の後半）頃と考えられ，出土量の上からも模骨桶製平瓦に替わって大宰府平瓦製作法の中心となる一時期があった（栗原1999a）。大宰府出土の一枚作り平瓦は，凸型台を使用したもので，平瓦一枚分の粘土板を台に乗せ，平瓦の曲率をつけることで製作される。

円筒桶四枚作り平瓦

円筒桶四枚作り平瓦とは，佐原氏の言う無柄非開閉式桶（状造瓦器具）に粘土板を巻きつけて粘土円筒を作り，乾燥後4分割し，焼成して平瓦を作る方法である。模骨桶では桶と粘土円筒の分離を桶を内側に崩して行うのに対し，円筒桶を使った場合には，上方に桶を抜き取って行う方法がとられる。この方法による朝鮮半島の民俗例を藤島亥治郎氏が古く紹介されている（藤島1939）。近年，韓国の崔兌先氏が「平瓦製作法の変遷に対する研究」を発表されたが（崔1993），論証中にある円筒桶による平瓦の製法や年代的問題・製品としての平瓦の諸特徴の多くが，大宰府出土平瓦Ｂ類に共通することを知った（栗原1999b）。この方法は，恐らく，直接朝鮮半島から大宰府に伝えられたものだろう。大宰府出土円筒桶製平瓦の凸面に残る打捺痕は，丸瓦Ｂ類の打捺痕に共通すること，また，この丸・平瓦を用いて製作された軒瓦に共通することは言うまでもない。

以下，上記分類に従って大宰府出土平瓦を紹介する。解説に用いた平瓦の部分名称は，佐原氏が用いたもの（佐原1972）を使用した。



（佐原 1972から転載）

Fig.129 平瓦の部分名称

縄目文平瓦

模骨桶製平瓦（Fig.130・131，PL.63）

Fig.130の１～４は，第180次調査（正殿跡）で出土した。１・２は，正殿基壇の西北部の暗渠SX133に行基式丸瓦（Fig.125－１）とともに使われていた平瓦である。暗渠SX133は，政庁第Ⅱ期正殿の基壇築成の直前に設置された（九歴2000）。

１は残存長25.6cm，両側面の残る部分での幅27.1cm，厚さ1.6～2.4cm程を測る。狭端の一部と両側面の一部を残す破片資料。凸面打捺痕は横方向にナデ消されて，全く分からない（SX133出土例から縄目瓦と思われる）。両側面には破面と截面が残る。狭端面は無調整。凹面に布目と糸切り痕が残る。布目は比較的粗い（縦19本，横21本）。両側縁には分割突帯の痕が残る。左側縁よりに粘土板合わせ目の痕跡が残る（Ｚ形）。多量に砂粒を含む粘土が用いられている。凸面は暗灰色，凹面は暗灰色の部分と灰色の部分がある。焼き上がりは硬い。軒瓦第１段階の平瓦。

２は広端の一部を欠く。長さ39.8cm，狭端幅25.3cm，厚さ1.9cmを測る。凸面ではヨコナデによって叩打痕は残らない。両側面ともに，分割突帯に沿って截線が入り破面を残す。狭端はケズリ。広端は荒れていて調整不明。凹面の布目は比較的粗い（縦17本，横23本）。狭端縁はケズリされている。中央右寄りに粘土板の合わせ目痕が見られる（Ｚ形）。１と同様の粘土が用いられている。黒灰色の部分が広く残るが，広端部は灰白色でもろい。二次的な火によるか。



Fig.130　縄目文平瓦拓影・実測図（１）－模骨桶作り平瓦－(1/6)

焼きはやや軟らかい。軒瓦第1段階の平瓦。

3は長さ34.9cm，広端幅30.4cm，厚さ2.7cmを測る。凸面には縄目痕が見えるが，板状工具によってナデ消しされている。工具痕は左上から右下へと糸切り痕状の痕跡として残る。両側縁に沿って凹型整形台のアタリ痕らしい跡が見られる。このことと両側面がケズリ仕上げされ，台に対して垂直方向の截面となっている状況からは，凹型台を使用し二次調整が行われたと推定される。広端面はケズリ仕上げ。狭端面では中央左寄りに円柱状物体のアタリ痕がある。凹面には糸切り痕と布目痕を残すが，模骨の痕は見られない。布目は比較的整っている（縦・横23本）。この平瓦をAa類と考えたのは，右側縁に沿って分割突帯の痕と思われるものがあること，一枚作り平瓦に比較して幅広であること，他例よりも円弧の深さが深い（広端部深5.7cm）ことなどによる。砂粒の少ない粘土が用いられている。淡黒灰色でやや軟質である。正殿基壇前面からの出土。軒瓦第2段階の平瓦であろう。

4は長さ39.3cm，広端幅30.7cm，厚さ1.7cmを測る。凸面では右上から右下に斜行する縄目痕が全体に残る。ただ，端面近くでは横方向にナデ消されている。縄目は3.0cm幅で8本程，縒玉は4個程である。両側面はケズリ仕上げ。凹面側を小さく面取りする。端面もケズリ仕上げで，凹面側に面取りがある。凹面では布目痕は，ほぼナデ消しされているが，布目は整っている（縦23本，横21本）。模骨痕はナデ消しにより波状に残っている。細かい砂粒を含む粘土が用いられている。灰白色で，焼きはやや軟質である。SX133のすぐ西で，正殿基壇築成以前の小土壙から出土。軒瓦第1段階の平瓦。老司Ⅱ式（560B）に近い質である。

5は長さ37.4cm，広端幅33.2cm，狭端幅28.7cm，厚さ1.8～2.8cm程を測る。凸面には深い縄目痕が残るが，横方向にナデ消しされている。両端部では，縄目痕はまったく残らないまでに消されている。縄目は3.0cm幅で9本，縒玉は6個ほどを数える。狭端縁近くで，窯内で重ね焼きされた時に生じたと思われる色調の差が生じている。両側面と両端面は削り仕上げ。両側面の凹面側には，小さな面取りが施される。広端面凸面側に乾燥時に生じたと思われる圧痕が残る。凹面の布目は細かい（縦29本，横39本）。特徴的なのは，両側縁付近と狭端縁付近に幅広のケズリ痕を残すことである。さらに，この瓦の広端縁には，布筒がはずれた状況で模骨痕を残している。模骨1本の幅は，1.7～2.3cmと細かい。中央右寄りに粘土板の合わせ目痕跡がある（Z形）。非常に細かい砂粒を混じるが，精良な粘土が用いられている。暗青灰色で，須恵質状に硬く焼き上がる。水城跡東門西側で調査された暗渠排水施設に使われていた。軒瓦第2段階の平瓦で，鴻臚館式軒瓦（635）を思わせる。

6は39.6cm，広端幅31.4cm，厚さ3.0cmを測る。凸面の縄目は長軸方向に打捺され，全面に残る。縄目は3.0cm幅で9本，縒玉数は6個である。中央右と広端に寄った部分に指腹の圧痕が残る。両側面・端面はケズリ仕上げ。凹面の布目痕は，すべてナデ消しされている。両側縁は小さく，狭端ではやや広く，広端には幅広のケズリ仕上げが施されている。模骨痕は5の例よりも幅広である。左側縁上半に粘土板の合わせ目痕が残る（S形）。細かい砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。全体が灰白色であるが，燻し焼された痕跡の煤が両面に吸着している。焼き上がりは比較的良い。南門基壇西北の土壙SK011からの出土である。軒瓦第2段階。鴻臚館式（635）に伴う平瓦と考えたい。

7は長さ40.5cm，厚さ1.8cmを測る。左側面は全面打欠かれている。凸面の縄目は全面に残る。

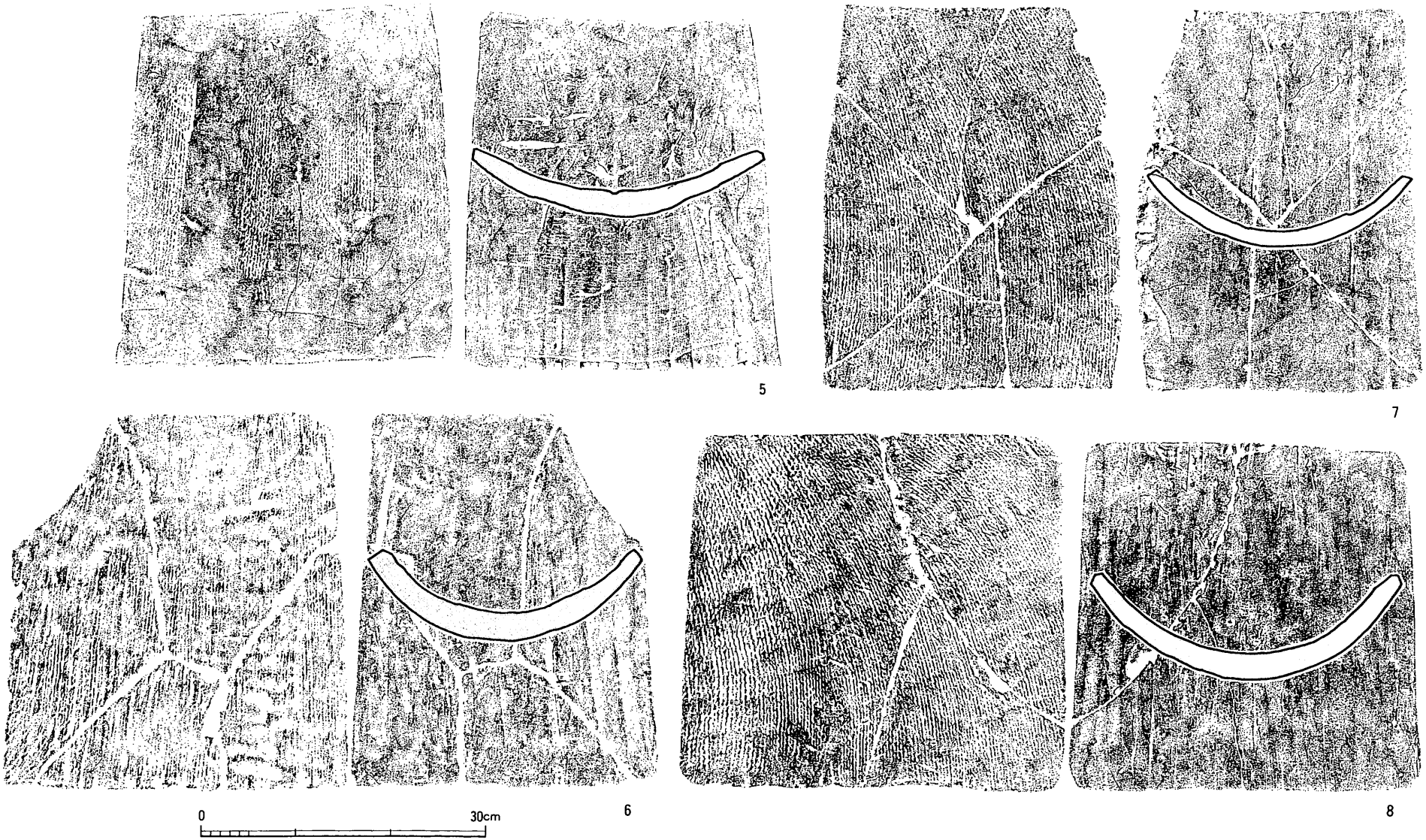


Fig.131 縄目文平瓦拓影・実測図（２）－模骨桶作り平瓦－(1/6)

ただ，上半では左上から右下にかけて弧状の打痕となっている。縄目は3.0cm幅で9本，縒玉数は6個である。広端左隅のアタリ痕と下半部に見られる縄目の潰れは，凹型成形台による二次的な仕上げ調整を思わせる。右側面はケズリ仕上げで，凹面側を小さく面取りしている。両端面はケズリ仕上げ。凹面の布目はナデ消し。模骨痕が波状に残る。模骨枠板1本の幅は3.5cm。細砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。灰白色で，焼き上がりはやや軟質である。凹面の左打欠部から内側にかけて朱が付着している。5と同じ場所からの出土。軒瓦第2段階の平瓦。老司Ⅱ式（560B）に類似した瓦である。

8は長さ36.8cm，広端幅34.5cm，狭端幅29.3cm，厚さ2.8cmを測る。長さの割合に対して，幅が広く，弧深（広端深7.8cm）も深く，他例とは異なった瓦に見える。両端凹面の弧線から截頭円錐台型の桶の直径を割り出した結果，上辺径35.0cm前後，下辺径40.0cm前後の桶型が推定された。ここから得られた円周と平瓦の円弧の実測値は，1/3弱である。佐原氏によれば，川原寺平瓦に模骨桶作り3分割の例がある（佐原1972）。 **平瓦三分割**

凸面の縄目は全面に残る。縄目痕は左上から右下にかけて緩く弧線を描く。縄目は3.0cm幅で9本，縒玉数4個である。両側面はケズリ仕上げで，凹面側を小さく面取りする。両端面もケズリ仕上げ。この瓦は四隅を小さくケズリとる。凹面では布目のほとんどがナデ消しされている。布目は非常に細かい（縦37本，横39本）。側面の面取りの内側は，やや幅広いケズリ。狭端縁付近では布筒がはずれ，模骨を直接写し取っている部分がある。模骨枠板1本の幅は1.3cm前後と細かい。細かい砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。灰色から暗灰色で，焼き上がりも良好である。第65次調査（蔵司地区）で出土。一般の平瓦とは，用途を異にするものかもしれない。軒瓦第2段階の平瓦。

一枚作り平瓦（Fig.132・133，PL.64）

Fig.132－9・10・12は，不丁官衙域東限の南北溝SD2340出土の平瓦である。9は長さ35.4cm，広端幅25.8cm，狭端幅23.6cm，厚さ2.2cmを測る。凸面の縄目は水洗によって洗い消された部分が多い。縄目は平瓦長軸方向に平行して全面に打たれている。3.0cm幅で6本，縒玉数は7個程である。両側面はケズリ仕上げで凸型台に対して垂直に近い状況である。両端面ともケズリ仕上げ。広端面には，乾燥時についたと思われる圧痕が残る。凹面も表面が水洗いにより洗い流された部分が多い。布目痕と糸切痕が残る。布目は整っているが粗い（縦18本，横19本）。模骨痕はなく，平滑な曲面である。両側縁は小さくケズリ仕上げされ，面取状となる。細かい砂粒を含む粘土が用いられている。暗黒灰色から灰色で焼き上がりはやや軟質である。なお，凸面の狭端付近は，淡橙灰色に変色していて脆い。二次的な火を受けたと思われる。第98次調査SD2340上層からの出土。軒瓦第3段階の平瓦である。

10は長さ35.9cm，広端幅29.9cm，狭端幅23.6cm，厚さ2.2cmを測る。凸面の縄目は長軸方向に平行に打たれ全面に残る。3.0cm幅で10本，縒玉数は5個程である。両側面・両端面はケズリ仕上げ。両側面の截面は，製作台に対して垂直方向を向く。凹面には糸切り痕と布目痕が残る。布目は整っているが粗い（縦16本，横17本）。凹面は無調整である。細かい砂粒を含む粘土が用いられている。灰色から暗灰色の色調で，やや軟質の焼き上がりである。第98次調査SD2340の上層と中層出土の破片から接合されている。

11は長さ36.4cm，広端幅24.1cm，狭端幅21.7cm，厚さ2.4cmを測る。凸面の長軸方向で，全面

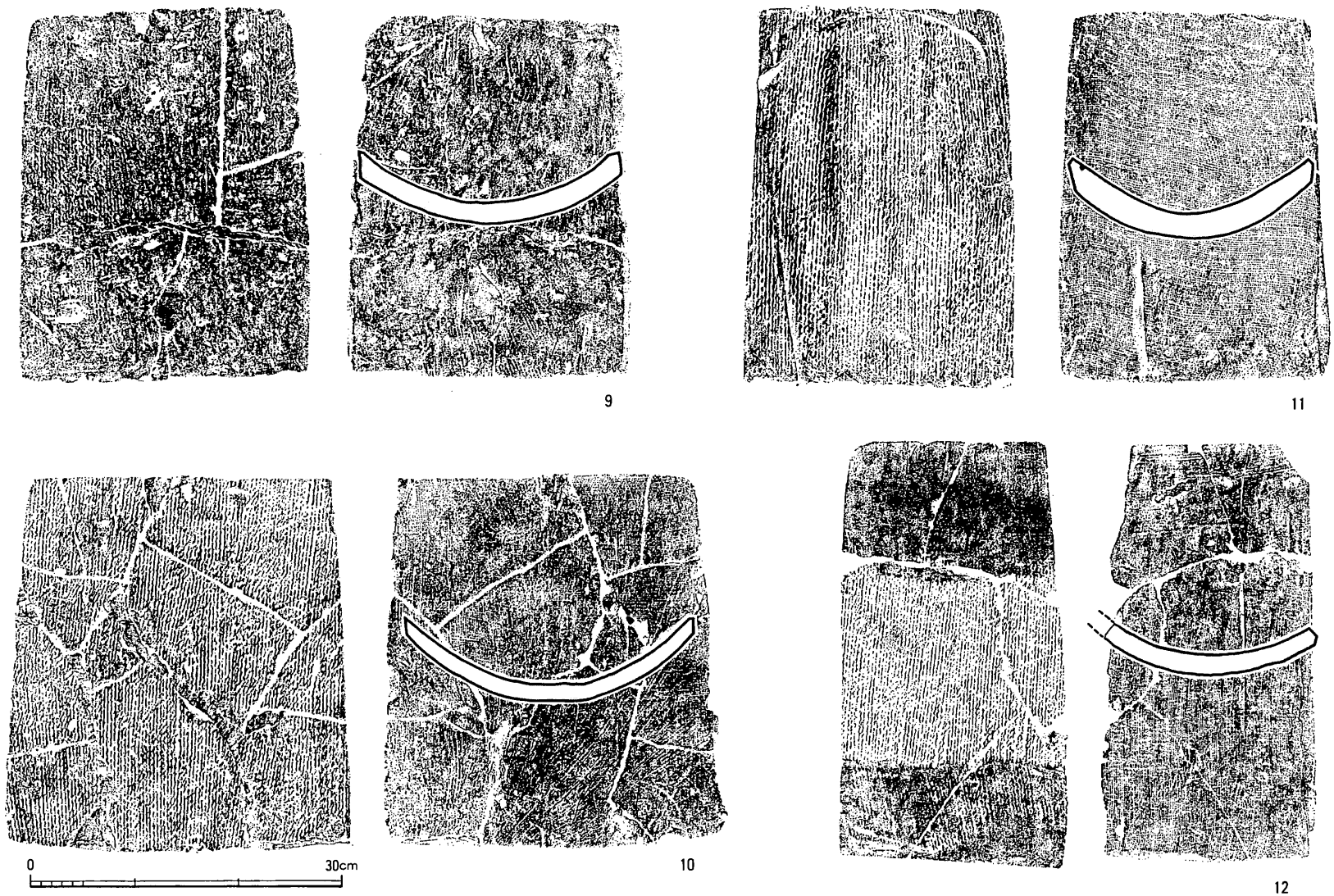


Fig.132　縄目文平瓦拓影・実測図（３）――枚作り平瓦－(1/6)

に整然と残る。3.0㎝幅で8本，縒玉数4個程である。右側縁から狭端縁にかけて縄目の頂部の潰れが見られる。両側・両端面はケズリ仕上げ。両側面では凹面側に小さな面取りが施される。凹面は全面に布目痕が残る。布目は粗い（縦17本，横15本）。右側面の広端寄り及び広端縁を小さく削る。胎土には多量の石英粒が目立つ。灰色で須恵質に硬く焼き上がる。第76次調査（大楠地区）南北溝SD340からの出土。軒瓦第3段階の平瓦。

12は凸面側で見て右1/3ほどが欠損する。長さ40.3㎝，厚さ1.9㎝を測る。凸面に残る縄目は他の例とはやや異なった打捺痕である。広端寄りと狭端寄りの約1/4づつ程は横方向にナデ仕上げされているが，広端側ではケシ残された縄目が良く残っているのに対し，狭端側では右下隅に若干残る程度である。中央部に打捺されたまま残る縄目は，両端部をナデ上げた後，改めて打捺されたもので，打捺痕の上下の端はナデ消しの面より深く食い込んでいる。この打面が叩打具の長さ（幅）を写しとったものとすれば，17.5㎝の長さ（幅）の叩打具であると判断される。この面の縄目は3.0㎝幅で9本，縒玉は5個程である。左側面は幅の狭い2面ケズリ仕上げ。両端面もケズリ仕上げ。凹面では狭端寄りの右側面にヘラ状工具による浅いケズリ痕が残る。布目は比較的細かい（縦21本，横25本）。砂粒を含むが良質の粘土が用いられている。暗灰色から灰白色で硬く焼き上がる。SD2340中層からの出土である。軒瓦第3段階の平瓦。

13は長さ36.5㎝，広端幅27.5㎝，狭端幅23.6㎝，厚さ2.9㎝を測る。凸面の縄目は長軸方向に直線的に打たれ，全面に残る。縄目は太く粗い。3.0㎝幅で6本，縒玉数4個である。両側面はやや内傾するケズリ仕上げ。両端面も内傾するケズリ仕上げである。凹面の布目のほとんどは，縦方向にナデ消されている。左側縁は丸味をおびる。砂粒を含む粗い粘土が用いられる。淡茶褐色でやや軟質の焼き上がりである。政庁回廊東北隅の調査で整地層から出土した。軒瓦第3段階の平瓦。粘土の質や焼き上がりの感じは，軒平瓦688を思わせる。

14は長さ37.6㎝，広端幅26.1㎝，狭端幅24.3㎝，厚さ2.2㎝を測る。凸面のやや斜行する条線の大部分は板状工具によるナデ痕跡と思われる。縄目痕は広端縁近くに僅かに残る。表面には離れ砂が使用されたのではないかと思われるほど砂粒が目立つ。両側面は外傾するケズリ仕上げで，凹面側を小さく面取りする。両端面もケズリ仕上げ。凹面は全面に糸切り痕が残り，布目痕は僅かに残る。この平瓦では模骨状痕が残る。疑問点もあるが，模骨と認めるしかないであろう。大宰府出土の一枚作り平瓦では，例外的な瓦である。山城国分寺の一枚作り平瓦には模骨瓦があると言う（山城郷土資料館1983）。砂粒を多量に含む粗い粘土が用いられている。灰白色から暗灰色で比較的硬く焼き上がる。政庁回廊西南隅の調査で西面回廊西側から出土。軒瓦第3段階の平瓦。

模骨状痕の残る平瓦

15は長さ36.7㎝，広端幅26.7㎝，狭端幅23.0㎝，厚さ2.2㎝を測る。凸面には長軸方向に打捺された縄目が全面に残る。縄目は比較的細かく，3.0㎝幅で12本，縒玉数8個ほどである。両側面は製作台に対して垂直方向にケズリ仕上げをし，凹面側を小さく面取りする。広端面は内傾するケズリ。狭端面もケズリであるが，乾燥時についた圧痕が残る。凹面には布目痕と糸切り痕とが全面に残る。布目は整っているが粗い（縦16本，横18本）。細かい砂粒を多量に含む粘土が用いられている。黒灰色で焼き上がりは硬い。政庁西南隅回廊塼敷暗渠からの出土である。軒瓦第3段階の平瓦。

16は長さ36.5㎝，狭端幅25.0㎝，厚さ2.3㎝を測る。凸面の縄目は長軸方向に打捺され全面に

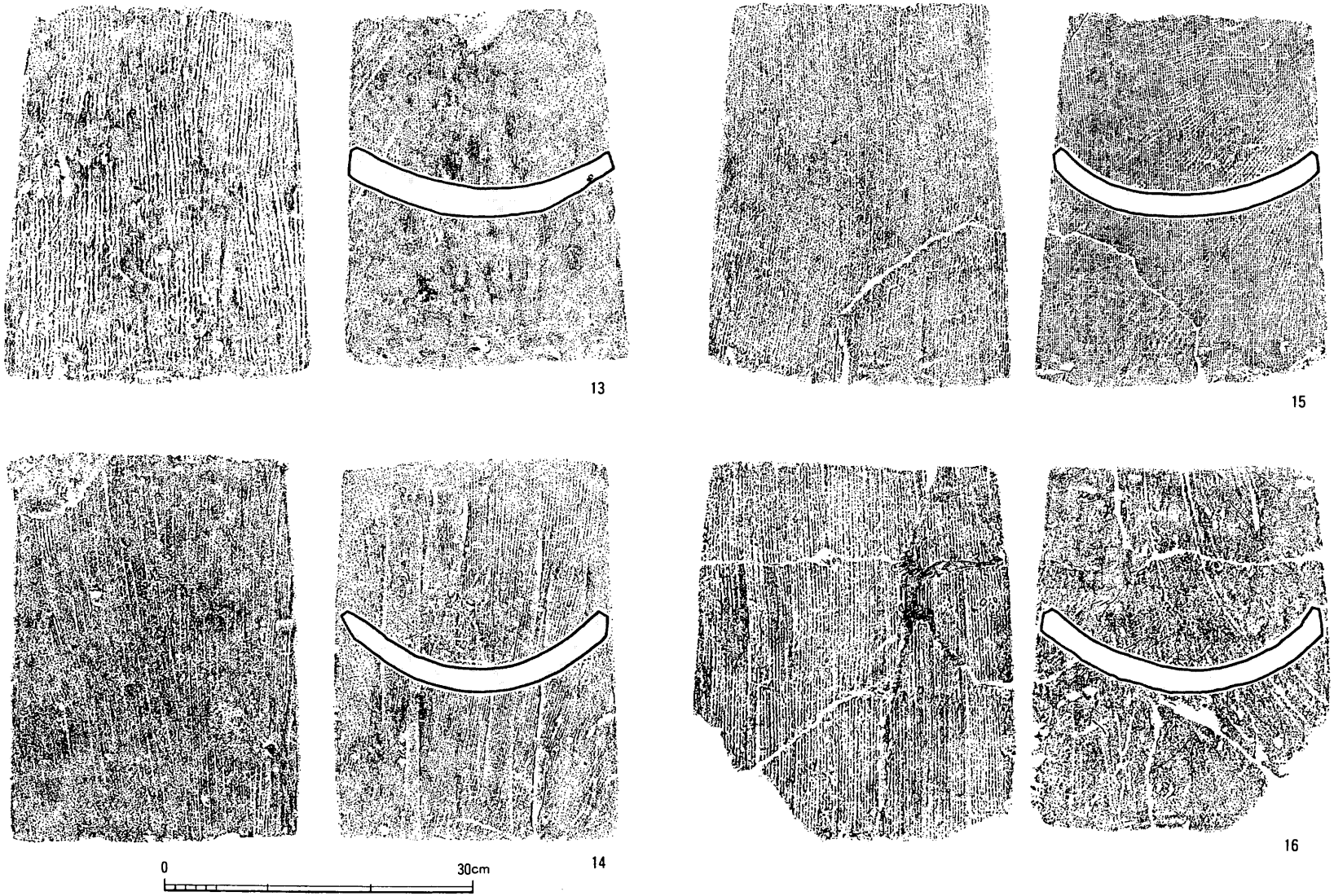


Fig.133　縄目文平瓦拓影・実測図（４）――枚作り平瓦－(1/6)

残る。縄目は3.0cm幅で8本，縒玉数6個である。両側面は内傾するケズリ仕上げで，凹面側を小さく面取りする。両端面も内傾するケズリ。凹面では表面の荒れが目立つ。布目と糸切り痕が残る。細かい砂粒を含む粘土が用いられている。淡橙灰色で，焼き上がりは軟質である。政庁西南隅前面築地に用いられていた。軒瓦第3段階の平瓦。

斜格子文平瓦

円筒桶四枚作り平瓦（Fig.136・137，PL.65・66）

ここでいう斜格子文とは，丸瓦Bに見た斜格子文と同様のものを指す。大宰府では，観世音寺前面築地前面の井戸SE3680出土平瓦（九歴1991）で報告したように,叩打面の大きさが20.0×8.0cmほどの叩打具で「叩きしめの円弧」を描く正格子目に類似した斜格子文がある。この平瓦は模骨桶製であること，叩打具の大きさと叩打法とで，ここでいう平瓦Bとは区別される。

なお，円筒桶平瓦の挿図については，平瓦Aの挿図を狭端を上に，広端を下に作図したのに対し〔これは，模骨桶を回転台上に置いて作られる粘土円筒（截頭円錐台形）の形状である〕円筒桶を用いて作られる平瓦では，桶は回転台上では桶の直径が大きい方が上に，小さい方が下になるように据えられる。これによってでき上がる粘土円筒（逆截頭円錐台形）である。このことから，平瓦Bについては，あえて広端を上に狭端が下になるように作図した。文字銘瓦の多くが正立した状況に作図できることも理由の一つである。

ここで一つの問題が生じた。実測値で広端と狭端を区別して作図を行った結果，6・8・14・15では，打捺痕の一端が平瓦実測値で狭端縁と考えた部分をはみ出して打たれた結果に作図された。回転台上で円筒桶に粘土板を巻き付けて作られた粘土円筒に横に柄のつく長手木製叩打具による打捺痕は，粘土円筒の下端部で終わっているはずである。回転台の直径と円筒桶下部の直径が等しければその可能性も考えられるが，この場合には粘土円筒がずり落ちる可能性が大きい。もう一つは，打捺後回転台を利用して粘土円筒の下端を切り落とす工程を付加することが考えられるが，いかにも不自然である。広端・狭端の実測値の逆転は，円筒桶が逆円錐台形であるとしても，桶の広端・狭端の直径に大きな差がないことに起因すると思われる。普通に考えれば，打捺にあたって叩打具の一端は回転台上の粘土円筒の上端をはみ出すことはあっても，下端からはみ出すことはあり得ないものと考えられよう。平瓦Bの6・8・14・15の作図は，この判断に基づくものである[2)]。

1は長さ33.7cm，広端幅28.6cm，狭端幅26.0cm，厚さ2.1cmを測る。凸面の打捺痕は右から左に連続して打たれ，5回分が残る。個々の打捺痕は叩打板の右端が深く残るから，叩板は横に柄のついたもので，粘土円筒の左側から叩かれたと考えられる。1では叩板の短辺の一端が狭端寄りに残る。叩板は長さ26.0cmを越え，幅6.5cm以上と計測される。叩板の斜格子は一辺0.7cmの菱形。打捺痕のやや下寄りの部分に二重の方形枠（外側で7.4cm）に陰刻左文字で「平井瓦屋」（文字瓦901A）が記されている。狭端側はヨコナデ。打痕と打痕の重なり目を縦にナデた部分が見られる。右側面はケズリ仕上げし，凸面側にもケズリ痕がある。左側面には凹面側が入れられた截面と破面が残る。両端面ともケズリ仕上げ。広端には窯内で付着した砂粒が残る。狭端は凹面側を小さくケズリ。凹面には布目痕と糸切り痕とが残る。布目は粗い（縦16本，横15本）。左側縁寄りに粘土板合わせ目の痕がある（Z形）。細かい砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。灰白色から灰色で硬く焼き上がる。挿図は二宮八郎氏寄贈資料であるが，文字

「平井瓦屋」

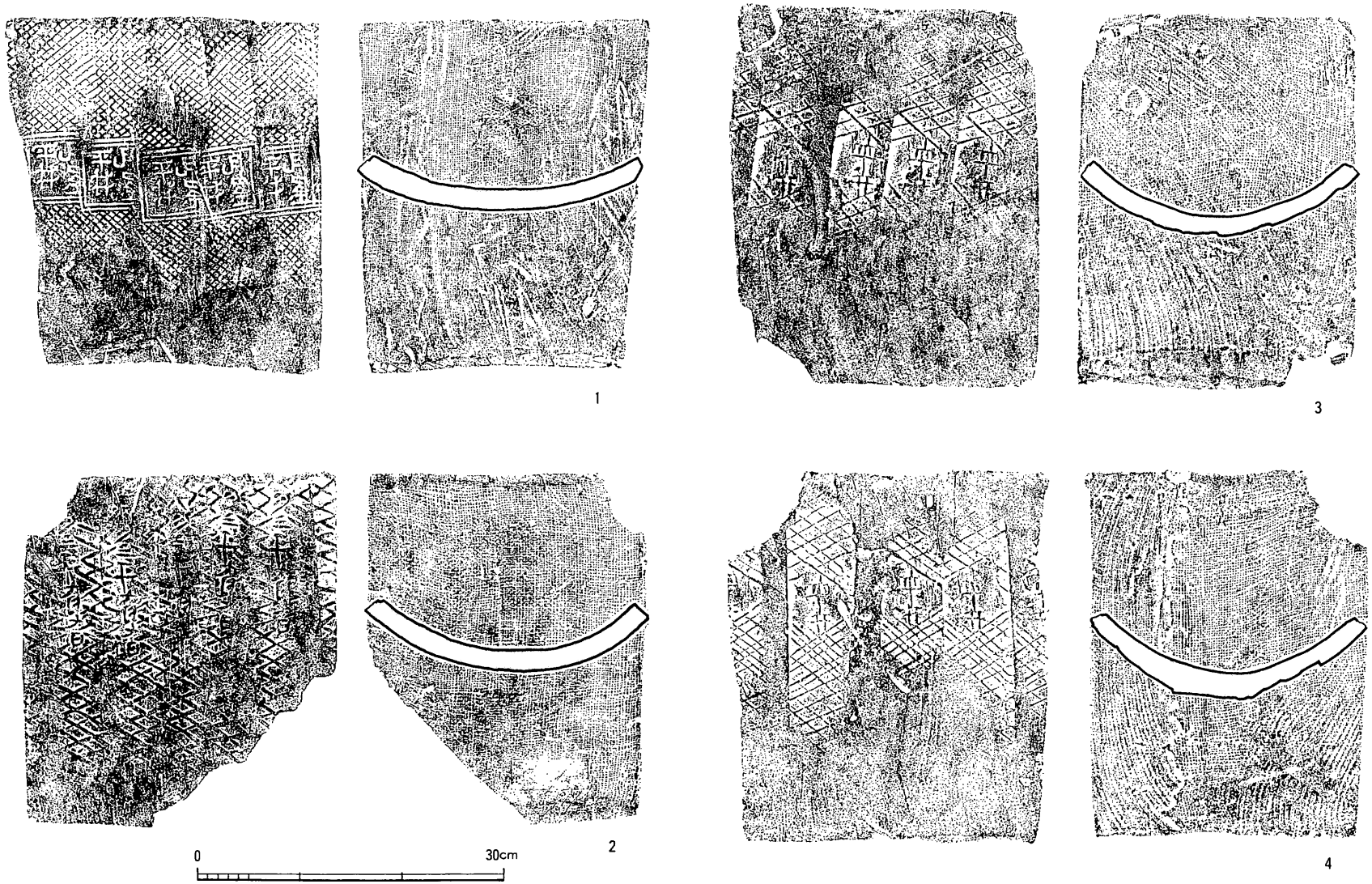


Fig.134　斜格子文平瓦拓影・実測図（１）ー円筒桶製平瓦・文字瓦ー(1/6)

銘901Aを残す瓦片は政庁域では，第1・2・6・15・26・180次調査で出土している。軒瓦第4段階の平瓦。

2は長さ34.1cm，厚さ2.1cmを測る。両端面とも欠失部があるが，広端幅は27.2cmほどとなろう。凸面の打捺痕は右から左に連続5回半が残る。斜格子目は粗く，一辺1.7cmの菱形。打捺痕の中央に左字で「天延三年七月七日」の文字銘が記銘（文字瓦921）されている。天延三年は975年。文字銘部分には斜格子目はない。叩打具の打面は，28.0cm以上×5.5cm以上の大きさである。狭端縁側はヨコナデ。広端縁近くに布目痕が残る（布筒の一部か）。右側面は分割突帯に沿った截面。左側面は凹面側から入った截面と破面が残る。両端面はケズリ仕上げで，凹面側を端縁に沿ってケズリ調整をする。凹面の布目は粗い（縦14本，横13本）。粗い砂粒を少量含む粘土が用いられている。暗灰色で，須恵質に硬く焼き上がる。挿図は坂本瓦窯出土（高橋1995）。軒瓦第5段階の平瓦。製作実年代のわかる基準資料である。

「天延三年七月七日」

3は長さ36.6cm，厚さ2.0cmを測る。端面は，それぞれ一部を欠く。広端部は26.4cm。凸面は左から右に連続する打捺痕4回分が残る。一辺1.7cmの菱形の斜格子目である。叩打具中央付近に六角形の文字枠を作り「平井」（901Hb）を記銘する。平瓦下半の打捺痕は縦方向にナデ消されている。両側面とも，分割突帯に沿って刃物が入れられ，截面と破面を残している。両端面ともケズリ仕上げ。狭端凹面側は小さなケズリ痕が残る。凹面には糸切り痕と布目痕が残る。布目は粗い（縦11本，横12本）。細かい砂粒を多量に含む粘土が用いられている。淡茶灰色で，焼き上がりは硬い。南門跡北西部北雨落溝からの出土。斜格子目の粗いことから，軒瓦第5段階の平瓦と考える。

「平井」

4は長さ35.6cm，狭端幅25.7cm，厚さ2.4cmを測る。凸面には3回半の打捺痕が残る。打捺痕は，間を空けて打たれるものと端が重なっているものとがある。この資料では，打捺痕から叩打面の幅6.8cmが測れる。叩打具は3に用いられたものと同一であるが，文字枠の上下の斜格子に追刻線が加えられている（901Hc）。打捺痕は，広端縁側は横に，狭端縁側は幅広く縦にナデ消しされている。両側面は分割突帯に沿って刃物が入り，截面と破面を残す。両端面はケズリ仕上げ。狭端面には乾燥時についた圧痕が残る。凹面には布目痕と糸切り痕が残る。布目は粗い（縦・横13本）。中央左側縁よりに粘土板の合わせ目痕跡が残る（Z形）。細かい砂粒を含む粘土が用いられている。灰色で硬く焼き上がる。政庁南面回廊南側床土からの出土。軒瓦第5段階の平瓦。

叩打具に追刻線

5は長さ35.3cm，広端幅27.5cm，狭端幅24.8cm，厚さ2.4cmを測る。叩打具痕は間を空け3回分が残る。このうち，右端の打捺痕は，叩打面の長さを写しとっている（27.7cm）。斜格子目は，1.7×2.0cmの平行四辺形である。斜格子目に重ねて文字（記号）がある。これに文字瓦924型式の番号を付与した（型式一覧に未登録）。両端近くはヨコナデ，打痕の間はタテナデされている。右側面は刃物による截面。左側面は浅い截面と破面が残る。両端面はケズリ仕上げ。狭端縁は凹面側の一部をケズる。凹面では中央右寄りに粘土板の合わせ目痕跡と思われるものがある（割れ目部分，Z形）。布目は割れ目の右と左ではまったく違っている。右側は粗く，左側は細かい（縦25本，横27本）。右側は布筒の疲労によるものか。細かい砂粒を多量に含む粘土が用いられている。灰色で，軟質である。政庁西南隅前面築地雨落溝から出土。軒瓦第5段階の平瓦。

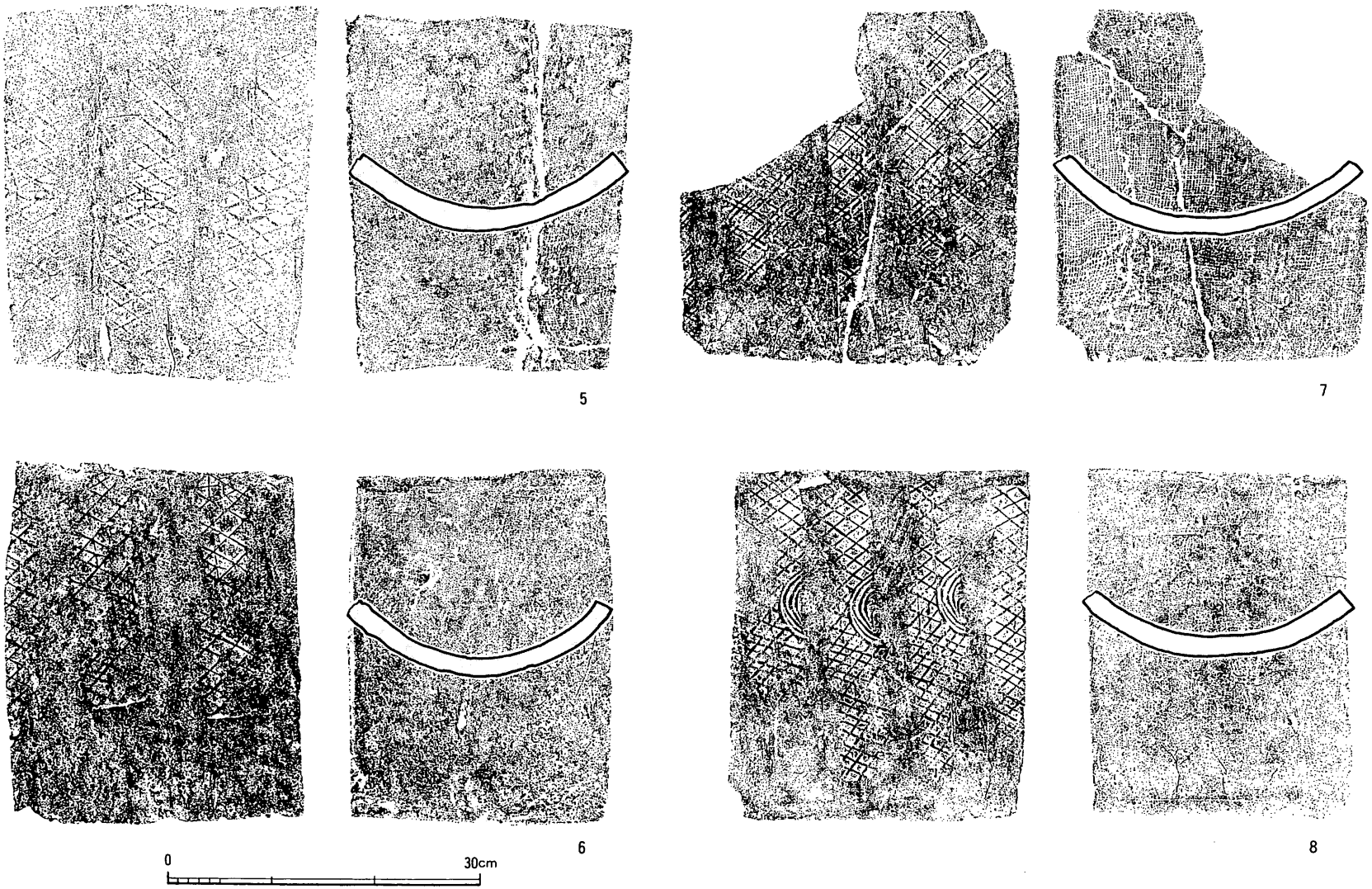


Fig.135　斜格子文平瓦拓影・実測図（２）－円筒桶製平瓦（5・6は文字瓦）－(1/6)

6は長さ33.6cm，上端幅23.6cm，下端幅24.9cm，厚さ1.8cmを測る。凸面の打捺痕は，間を空けて2回半が残る。この平瓦では，打捺痕は上端寄りに残り，先端は上端縁の外に出る。下端縁に沿った部分はヨコナデ。他は全面にタテナデして打痕を消す。斜格子目は2.0×2.2cmの平行四辺形。その一枡に横書文字「大」（文字瓦915B）を記す。さらに上部の枡目には，対角線を結ぶ形で，その隣接した枡では向き合う辺と辺を結ぶ形で「十」字形が入れられている。左側面は分割突帯に沿った0.2cmの浅い截面と破面が残る。右側面は刃物による截面である。両端面はケズリ仕上げ。下端面の凹面側は不規則なケズリ面を残す。凹面に布目痕が残る。布目は比較的細かい（縦22本，横27本）。布筒には一部疲労して糸目の粗い部分がある。細かい砂粒を含むが，比較的良質の粘土が使用されている。灰色で硬く焼き上がる。政庁西南隅，前面築地雨落溝からの出土。軒瓦第5段階の平瓦。 「大」

7は広端側の両端が欠損している。長さ33.8cm，厚さ1.7cmを測る。中央部幅29.3cmである。凸面の打捺痕は2重の斜格子目で，5回分が広端に寄った形で残る。重ねて打捺された部分と間を空けて打たれた部分とがある。斜格子目は2重の内側で測って1.9×1.5cmの平行四辺形。一部4重となる斜格子部分がある。狭端寄りの下半は縦ナデされ打痕を消す。右側面は分割突帯に沿った截面。左側面は分割突帯に沿った浅い截面と破面が残る。両端はケズリ仕上げ。凹面の布目は非常に粗い（縦11本，横12本）。左側縁寄りに粘土版の合わせ目痕が見える（S形）。砂粒を含む粘土が用いられている。淡橙灰色で軟質である。政庁西南隅で南面回廊と前面築地の間の瓦廃棄土壙からの出土。二重斜格子目は文字瓦903型式独特のもので，軒平瓦515型式の瓦当文様に通じる部分がある。軒瓦第5段階の平瓦である。

8は長さ33.6cm，上端幅24.5cm，下端幅25.7cm，厚さ2.0cmを測る。凸面の打捺痕は3回半が残る。中央とその右の打捺痕は下端寄りで叩板の端を写しとり，右端の打捺痕は上端寄りに叩板の端を写しとっている。このことから，叩打具の長さは，ほぼ28.0cmが測れる。斜格子目は不規則。細かい部分で0.7×1.0cm，粗い部分で1.5×1.6cmの平行四辺形である。叩打文の右辺に4重の弧状文（下半部は5重の部分がある）を置く。さらに弧状文の中央には文字（記号）らしいものが残る。叩打具の疲労が打捺痕に縦長の木目として残っている。両端縁付近はヨコナデ，打痕の重なり目は縦方向にナデツケられている。左側面は分割突帯で割られた破面，右側面は截面だけを残す。両端面は内傾したケズリ仕上げ。凹面には糸切り痕と布目痕が残る。布目は非常に細かい（縦31本，横33本）。凹面の下端縁側は，やや深いケズリ仕上げ，上端縁はナデの痕がある。細かい砂粒を多量に含む粘土が用いられている。灰色で硬質に焼き上がる。政庁回廊東北部東面回廊の上層で出土。軒瓦第5段階の平瓦。

9は長さ34.5cm，広端幅27.2cm，厚さ2.9cmを測る。凸面は細かい斜格子目（0.5×0.7cm，平行四辺形）の叩打痕が5回半連続して残る。叩板の長さは30.0cmに近い。叩打痕の重なり目は，そのままの状態の所と縦方向にナデられた部分とがある。両側面は分割突帯部分で1.7cmの深い截面が入れられ，破面は浅い。両端面はケズリ仕上げ。狭端縁凹面側を小さくケズリ仕上げする。凹面は無調整で糸切り痕と布目が残る。布目は整っているが粗い（縦14本，横16本）。砂粒を多量に含む粘土を用い，暗灰色に硬く焼き上がる。軒瓦第4段階の平瓦である。軒平瓦551・601などの平瓦部の斜格子目に近い。

10は長さ34.9cm，狭端幅26.0cm，厚さ1.9cmを測る。凸面の細かい斜格子文は9によく類似す

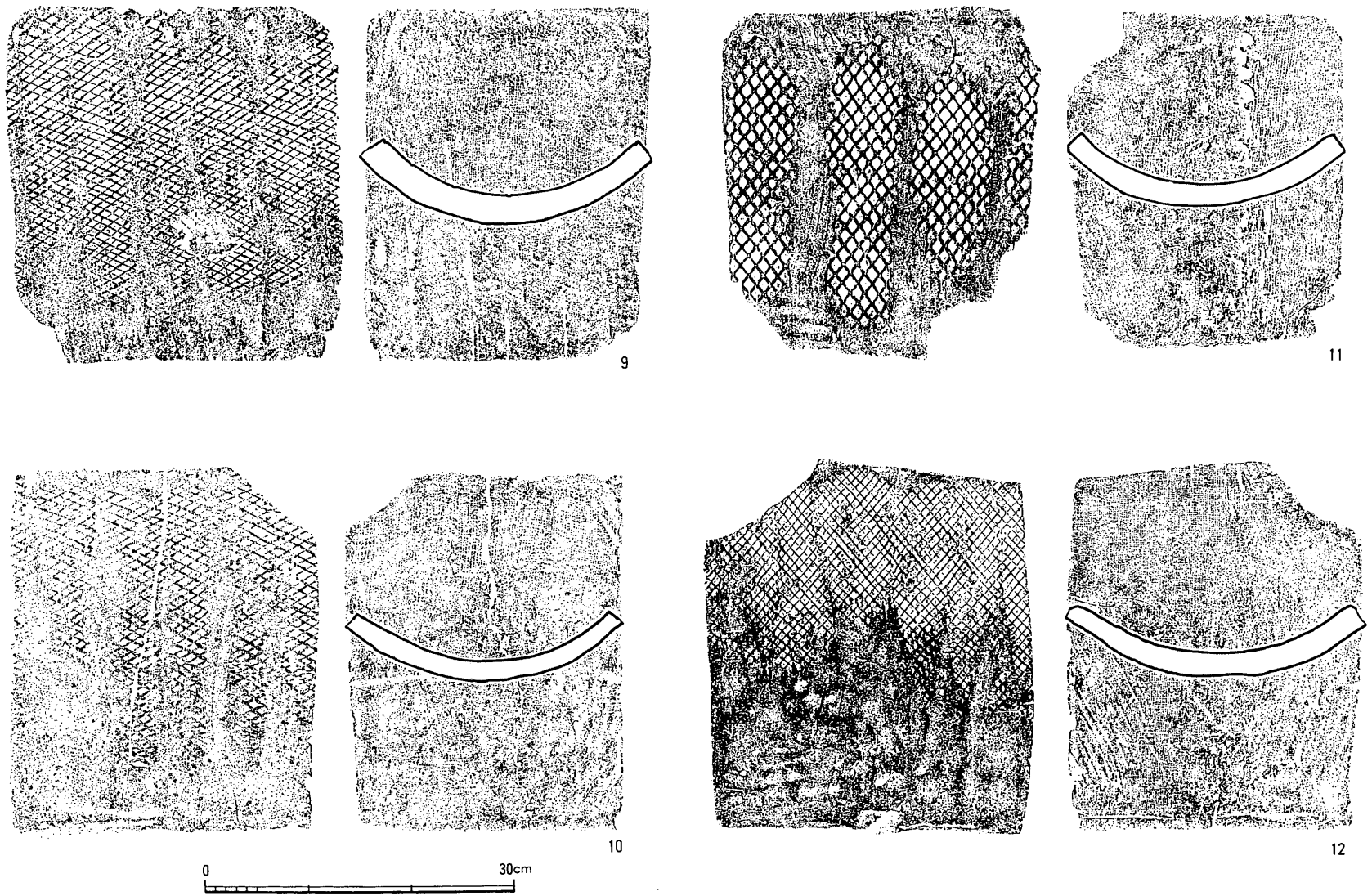


Fig.136　斜格子文平瓦拓影・実測図（３）－円筒桶製平瓦－(1/6)

るが，別物の叩板による打捺痕である（刻線の一部が中途までのものがある）。打捺は粘土円筒の右から施され，6回分が連続している。広端縁では指腹による押さえとヨコナデによって打捺痕が消されている。狭端側及び叩打痕の重なった部分は縦ナデされている。両側面は分割突帯に沿って刃物が入り，截面と破面を残している。両端面はケズリ仕上げ。凹面は狭端寄りの一部をヨコナデするが，糸切り痕と布目痕を残す。布目は整っているが粗い（縦13本，横12本）。この瓦の布筒痕は中央で一条の凹みを残している。短い布を縫い合わせて布筒を作ったものか。多量の砂粒を含む粘土が使われている。灰色で焼き上がりは硬い。政庁西南部西面回廊の雨落溝からの出土。軒瓦第4段階の平瓦。9と同様，軒平瓦551・601Aの平瓦部の斜格子目に近い。

11は長さ33.4cm，広端幅27.2cm，厚さ2.3cmを測る。凸面の斜格子目は縦に長い菱形で，一辺0.9cmである。打捺痕は3回半が残るが，間を空けて打たれた部分と重ねて打たれた部分とがある。広端縁付近はやや内傾していてヨコナデ仕上げされている。布目痕が残る部分が左寄りにあるが，凹面の布目とは違った細かい布目である。狭端縁付近には指腹によるヨコナデが残る。叩打痕の重なる部分は縦方向のナデ。右側面は截面，左側面は截面と破面。両端面はケズリ仕上げ。狭端では凹面側をケズリ仕上げ。凹面には布目痕が残る。布目は整っているが粗い（縦11本，横14本）。中央やや右寄りに粘土板の合わせ痕が残る（Z形）。砂粒を含む粘土が用いられている。灰白色で，焼き上がりは表面が手につくほど軟らかい。政庁西南隅の南面回廊と前面築地の間の整地層から出土。軒瓦第4か第5段階の平瓦。

12は長さ33.6cm，狭端幅24.5cm，厚さ2.0cmを測る。凸面の打捺痕は広端縁側上半部に連続して残る。5回半の打捺痕が残るが，重なり部分が分かりにくい。斜格子目は正方形に近いが，やや縦に長い（一辺0.5～0.7cm）。中央から狭端にかけては縦方向に，狭端縁近くでは横方向にナデ付け仕上げされている。両側面は破面と截面を残す。左側面は分割突帯に沿った分割である。両端面はケズリ仕上げ。凹面には糸切り痕と布目が残るが，右半は焼きが軟らかいため水洗によって痕跡が消えている。布目は比較的整っている（縦19本，横22本）。凹面は粘土円筒分割後，無調整のままと思われる。狭端縁近くに布筒の下端が残り，その下部に円筒桶を写しとった部分が残る。砂粒を多量に含む粘土が使われている。淡暗灰色で焼き上げは軟質である。政庁西南隅で，西面回廊の西雨落溝からの出土。軒瓦第4段階の平瓦で，軒平瓦578の平瓦部の斜格子目に近い。

13は長さ33.1cm，狭端幅24.9cm，厚さ1.9cmを測る。凸面上半部に連続する打捺痕4回分が残る。打捺痕の重なり部分は縦方向のナデ，その下半部は狭端縁までヨコナデ仕上げ。斜格子目は0.6～1.0cmの不揃いの平行四辺形。この瓦では，叩打痕の左半に縦方向の刻線が斜格子目の対角線を結ぶように入れられている。両側面は分割突帯に沿って截面が入り，破面を残す。両端面はケズリ仕上げ。凹面は布目痕を残す。布目は整っている（縦14本，横19本）。左側縁寄りに粘土板の合わせ目が残る（S形）。狭端近くでは布筒の端が残り，その下部には円筒桶を写しとっている。少量の砂粒を含むが良質の粘土を用いている。暗灰色で焼き上がりは硬い。軒瓦第4段階の平瓦。軒平瓦575B・656の平瓦部の斜格子文によく似ている。

14は下端縁の大半を欠く。長さ33.9cm，厚さ2.7cmを測る。上端縁は27.4cm。凸面には間を空けて打たれた打捺痕4回分が残る。叩打は粘土円筒の右側から施されている。斜格子目は1.5×

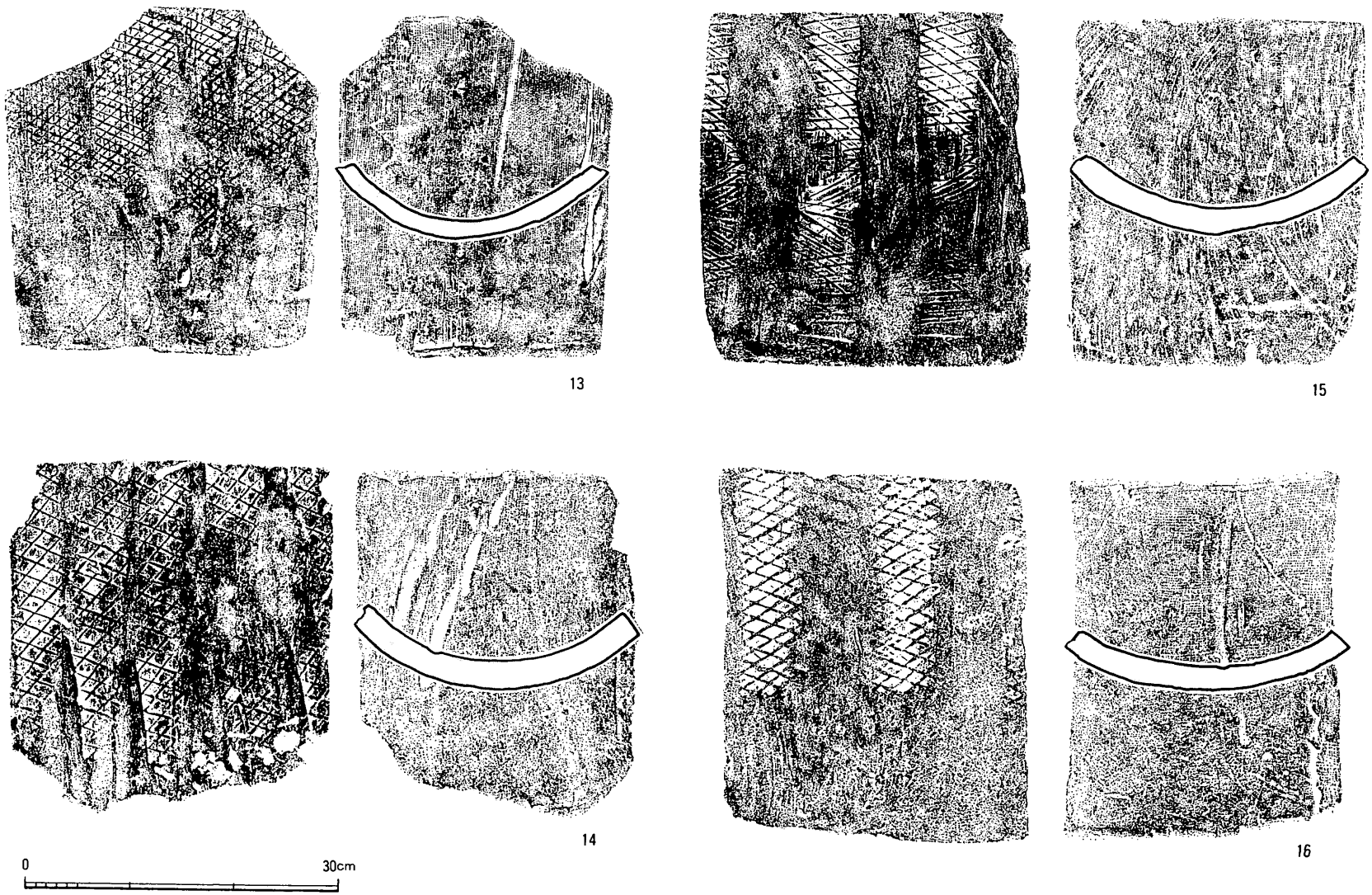


Fig.137　斜格子文平瓦拓影・実測図（４）－円筒桶製平瓦－(1/6)

1.7㎝の平行四辺形。打捺痕は上端縁寄りに残り，打捺痕の間は縦方向のナデ仕上げ。左側面は浅い截面と破面が残る。右側面は截面が残る。両端面はケズリ仕上げ。両端ともに凹面側にケズリを施す。凹面には粗い布目を残す（縦14本，横15本）。細かい砂粒を含む粘土が用いられている。黒灰色で軟質の焼き上がりである。政庁西南隅の南面回廊と前面築地の間の瓦廃棄土壙からの出土。軒瓦第５段階の平瓦。軒平瓦666Bの平瓦部斜格子目に似る。

15は長さ33.7㎝，下端幅27.6㎝，厚さ2.2㎝を測る。凸面の打捺痕は間を空けて２回半が残る。叩打具の長さは30.0㎝を越している。斜格子目は不規則で，斜格子文になっていない部分もある。さらに，叩打痕の中央左寄りでは叩打具の打面が剥離した様な傷が残っている。叩打痕の間は縦方向のナデ，下端縁付近ではヨコナデである。両側面は分割突帯に沿って入れられた截面と破面を残す。両端面はケズリ仕上げ。凹面は糸切り痕と布目痕を残す。布目は粗い（縦15本，横17本）。砂粒を多量に含む粘土が用いられている。淡橙灰色で硬く焼き上げる。政庁西脇殿地区の調査で出土。軒瓦第５段階の平瓦。斜格子文は文字瓦902D・Eに近い感じである。

16は長さ34.3㎝，広端幅28.3㎝，狭端幅27.3㎝，厚さ2.2㎝を測る。凸面の打捺痕は間を広く空けて叩かれ，２回半が上半部に残る。斜格子目は1.5×1.6㎝の平行四辺形に近い。斜格子文の幾つかの目の中に向き合う辺を結ぶように角度を変えた追刻線が認められる。文字銘と同様の意味を持った記号であるものと思われる。右側面は截面が残り，左側面は截面と破面を残す。両端面ともケズリ仕上げで，凹面側端縁に小さくケズリ仕上げを施す。凹面には布目痕が残る。布目痕は整っているが粗い（縦16本，横14本）。右側縁寄りに粘土板の合わせ目痕が残る（Ｓ形）。多量の砂粒を含む粘土が用いられている。淡灰色で，やや軟質の焼き上がりである。政庁南門跡の瓦廃棄土壙SK011からの出土である。軒瓦第５段階の平瓦。

なお，平瓦の製作法の変遷によって，平瓦の大きさも変化している。この状況を平瓦の長さと幅とを基準とした分布図をFig.138に整理してみた。長さでは模骨桶作り平瓦から一枚作り平瓦，さらに，円筒桶作り平瓦へとしだいに短くなる傾向は認められるだろう。模骨桶作り平瓦から一枚作り平瓦への変化は，生産段階でこれに係わる工人の作業が複数の状況から個人の作業への変化であり，合理化・省力化が，瓦製作工程の一部で行われたものと想像される。これに対し，一枚作り平瓦から円筒桶作り平瓦への製作法の変化は，大きさの点では小さくなっているとは言え，粘土円筒の製作には複数の工人が係わる結果からは，模骨桶作りの工程に逆戻りした感じが強い。恐らく，円筒桶作り平瓦の製作法が採用された理由は，一つには小型の桶を用いたから模骨桶作り平瓦よりは楽に製作できたと思われること，二つには，軒平瓦の製作法が瓦当笵に詰めた粘土と予め作っておいた平瓦とを接合する方法（包込式軒平瓦）に簡略化されたことによるものと思う。この点では，合理

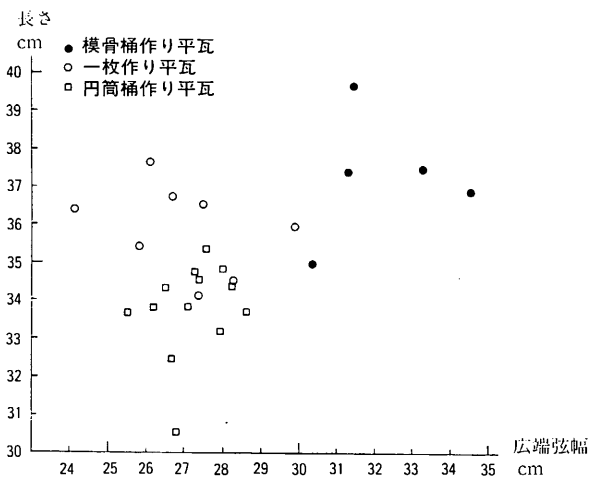


Fig.138 平瓦の長さと幅による比較

化・省力化されているわけである。恐らく，この製作法の特徴から，一枚作り平瓦から円筒桶作り平瓦へと製法が変化したものと思う。

註１）丸瓦註１に同じ。

２）円筒桶の実例（民俗例）には，藤島亥次郎氏「朝鮮瓦の製法について」（藤島1939）の示されたものは，付図第一に回転台上の円筒桶の実測図が示されている。付図第二には組写真で円筒桶を使って粘土円筒製作工程が示されている。これらは全羅南道における瓦製作の記録である。ここで用いられている桶は円柱状の形状で，桶の上・下の直径の差はない。

また，崔兌先氏「平瓦製作法の変遷に対する研究」（崔1993）が，論中の挿図２に掲げる円筒桶も円柱状のものである。ただ，挿図１「平瓦の製作過程」に示される円筒桶は，逆截頭円錐台状のものである。粘土円筒を桶から分離する方法として，桶を上方に引き抜く方法からは，桶の上辺の径が下辺の径より大きい方が仕事が行いやすいように思う。桶には円柱状・逆截頭円錐状の二種があったのであろう。大宰府の平瓦に見るかぎり，桶の上辺・下辺の直径の差があまりない桶が用いられたと考えられる。

４）道具瓦

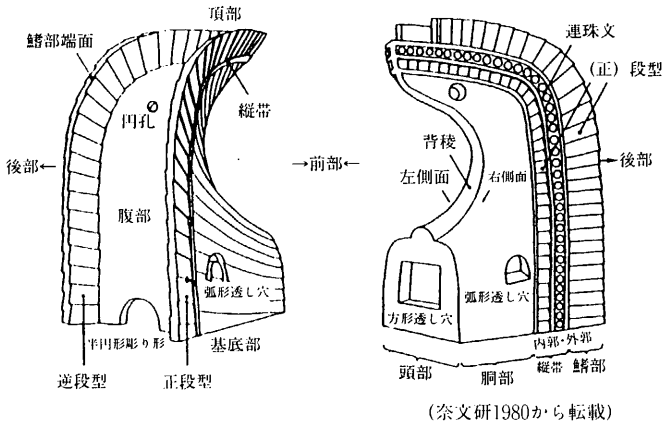
a　鴟　尾（Fig.140，PL.73）

大宰府跡から出土している鴟尾の破片数は多くない。すでにその一部が下記の二つの文献に紹介されている（Fig.140－２・３・５）。

１　奈良国立文化財研究所編『日本古代の鴟尾』1980

２　大脇潔「鴟尾」『日本の美術１』№392　至文堂　1999

破片の分類や，文中に使用する鴟尾の部分名称等の記述方法も二つの文献に従った。



（奈文研1980から転載）

Fig.139　鴟尾の部分名称

出土概況　鴟尾と認められる破片は，政庁域で６点，西側の蔵司地区（第65次調査，1979）で１点出土しているに過ぎない。前掲書では，Fig.140－２がＡ類に，３・５がＢ類に分類されている。

Ａ類は正段の鰭を持ち，縦帯は２条の突帯文で飾る。縦帯外側の突帯に重ねて型押しの連珠が見られる。灰白～灰白色である。

Ｂ類は正段の鰭を持ち，縦帯は大粒の平びねりで作られた連珠文とその内側に１条の突帯文を置く。淡橙色～淡橙灰色で，手びねりで作られた感じが強い。

１は縦帯を２条の突帯と連珠文で飾り，鰭部へ移行する部分，右側面の破片である。珠文は突帯の中央に型押しされたもので，頂部に小さな穴がある。鰭はヘラによるケズリ出し。１の突帯は剝離し，断面形状はわからない。突帯の剝離痕や鰭の上部が曲線状となるから，腹部から頂部へ移行する部分である。腹部は剝離していない。厚さは鰭部で4.0cmほど。鰭の裏面は無文である。１は南門前面の外溝より出土。

2は右側面頂部付近の破片である。縦帯を2条の突帯と連珠文で飾り，鰭部に移行する点や珠文を型押しによって施文する方法，鰭をヘラでケズリ出す手法，正段の深さなど1によく似ている。鰭部背面は無文である。鰭部の背面では，図の右端鰭の部分から頂部にかけて腹部の剝離した痕（点線）が走る。2は蔵司より出土。

1と2は，胎土に細かい砂粒を含む粘土が用いられ，暗灰色に焼き上がり，老司式軒瓦の焼きや胎土に似る点類似しているが，連珠文の施文具や出土地点が異なるから別固体と考えるべきであろう。文献1では，A類は鰭が頂部を廻らない唐様式に属し，胴部は無文であろうと推定している。

B類は，5点が出土している。3～5・7は，第6次調査で南面回廊SC022と前面築地SA002間の整地土・瓦溜りから，6は中門西側回廊北雨落溝SD025からの出土である。

3・4は右側面の破片である。3は頂部近くの破片で，ヘラでケズリ出された正段型の鰭の内側に手びねりで作られた大粒の連珠文（5の例から径5.0cm，高さ3.0cm程）の剝離痕が残る。鰭頂部のヘラ傷は裏面まで貫通している部分があり，鰭頂部の曲線をつくるための計画線であったと思われる。裏面は無文。腹部の位置はわからない。4は3の下部の破片と思われ，表面には鰭4枚を残すが，連珠文があったと思われる部分は剝離して失われている。その背面は無文で，鰭頂から12.0cm程で腹部の剝離痕に移行する。

5は左側面の破片である。1条の突帯と連珠文で縦帯を飾り，鰭部に移行する。鰭・連珠文・突帯の描く曲線から頂部に近い破片と判断される。この破片では，鰭が3段に見える部分がある。鰭はヘラでケズリ出したものであるから，3の例の計画線同様，製作者の意のままにヘラによる施文がなされた結果と考えられよう。鰭部の背面も無文で，頂部から腹部の剝離痕までは16.0cmと深い。

7は右側面の破片である。図では鰭端の想定線を13.0cm程としたが，3～5の例から考えれば，より深いものかもしれない。この破片は，腹部の一部を残すが，その表面となる部分でも整形は指による粗いナデツケ仕上げが施されている。この4点は，出土場所，各個体の胎土や焼成が類似し，一個体として文様全体を想定するうえでも矛盾がない。従って，同一個体と考えて良いだろう。

6は右側面の基底部に近い破片と考えた。突帯がT字状に残るが，横方向のものは右から左（頭部方向）にかけて低くなる。縦方向の突帯と鰭との間には，大粒の珠文が剝離した痕が残る。鰭の長さは短い。背面は無文である。鰭頂から腹部剝離痕までは11.0cm程で前例に比べて短い。出土場所・文様構成からは，別個体と考えた。

3～7の破片は，1・2と比べて，胎土や焼きの点で大きな相違がある。表面は淡茶褐色に焼き上がるが，破面はすべて黒色である。胎土には大粒の石英粒が混じられる。整形は鰭部などにヘラの痕跡を認めるが，指によるナデ整形の部分が多い。3が焼土層（941年の藤原純友の兵火によって生じた土層）から出土しているので，10世紀の中頃に取り片づけられたものと考えられる。出土状況から推定される年代観は，これしかないが，A類については，文献1では鰭が頂部をまわらない唐様式の鴟尾であるとする。胎土や焼成が老司式軒瓦に類似し，丁寧に作られていることから8世紀第1四半期の所産と考えたい。

このことから，1は政庁Ⅱ期南門に，6は政庁Ⅲ期南門に使われたと考えたい。3～5・7

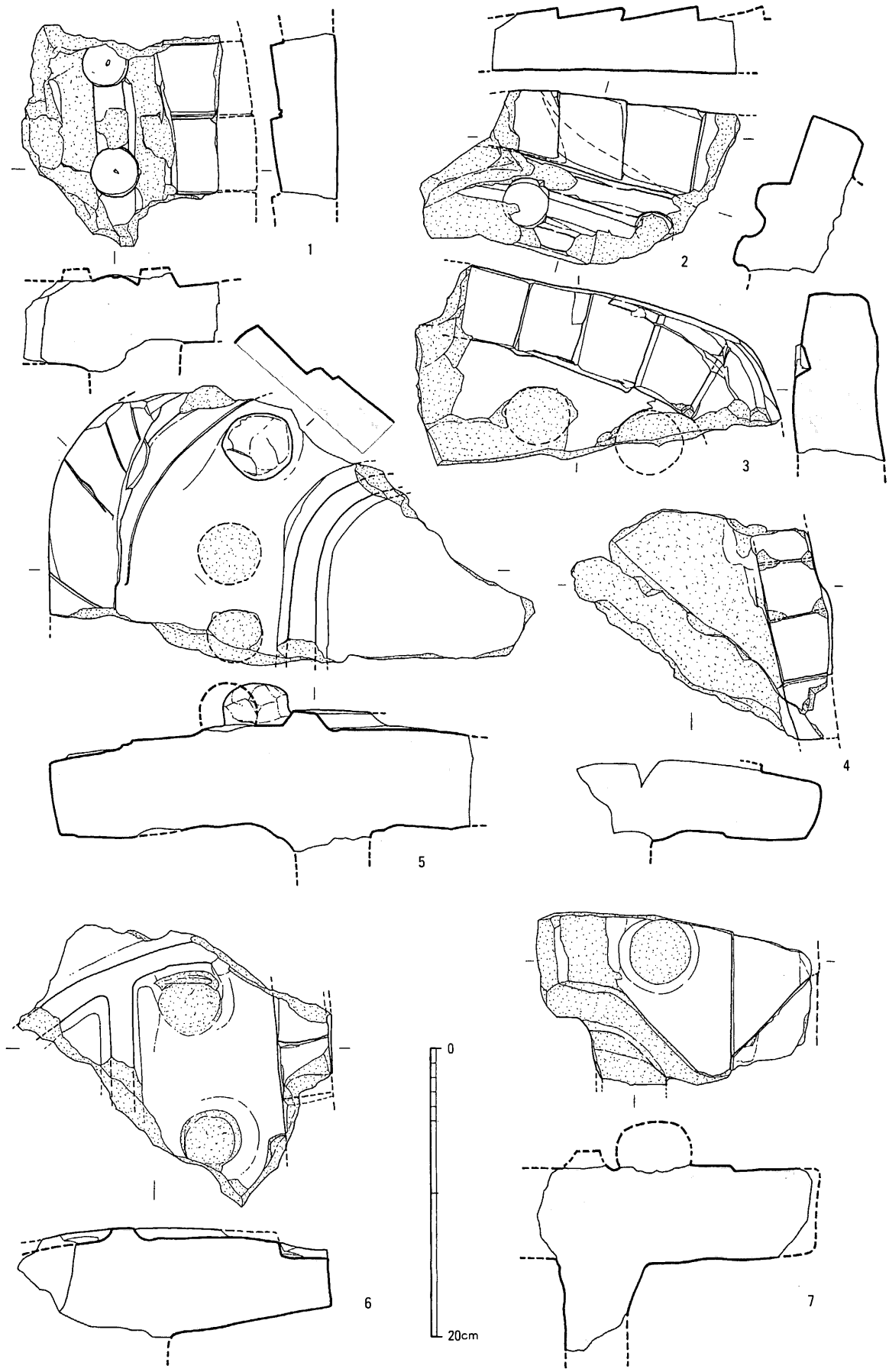


Fig.140 鴟尾実測図（1/4）

は，政庁Ⅲ期回廊に使われたと考えたいが，この部分で出土する瓦類は多量で，取り片づけのため他の場所から運ばれた可能性もある。

西海道では，文献1（1980年）の段階で，大宰府の他に豊前で3例（椿市廃寺〔行橋市教委1980〕・船迫瓦窯〔北九州市博1979〕，伊藤田ホヤ瓦窯〔北九州市博1979〕）と肥後で1例（渡鹿廃寺・渡鹿遺跡〔松本1964〕）が知られていた。その後，出土例が増加し，筑前では，月浦1号窯（大野城市1993）・ウトグチ1号窯[1]・那珂八幡古墳周濠出土例[2]の3例が加わり，豊前では上坂廃寺（豊津町歴民資1996），船迫堂ヶへり窯跡（築城町1998）の発掘調査による新例の2例，肥後では立願寺（玉名市1994）と興善寺廃寺（鶴嶋1991）からの新例が知られることとなった。発掘調査や整理作業が進展したことで，7例ほどの新資料が増加したことになる。 **西海道出土の鴟尾**

全体として，大宰府出土例よりは古式に属するものが大部分を占める。大宰府政庁Ⅱ期以前の造寺事業に伴っての所産と考えられよう。大宰府式鬼瓦が西海道諸国で受容された状況とは異なった様相を示している。因みに，大宰府出土例のB類は，西海道では最も新しい鴟尾であるようだ。

註1）ウトグチ1号窯は7世紀後半の窯跡で，春日市教育委員会の調査（1987）。
2）福岡市教育委員会，菅波正人氏の教示による。

b　鬼　瓦

大宰府跡出土の鬼瓦は，大きく2分類される。型抜された鬼瓦（A類），手作りされた鬼瓦（B類）である。B類はすべてA類の鬼面を手本とした鬼面瓦と思われる。 **分　類**

大宰府出土の鬼瓦については，下記三つの論考がある。まず，3論考の要旨を紹介し，若干の用語の整理を行い，その成果にもとづいて出土鬼瓦を報告したい。

1　小田富士雄「大宰府系古瓦の展開」　九州考古学1～6・13　1957～58
（以下，論考Aと呼ぶ）

2　毛利光俊彦「日本古代の鬼面文鬼瓦」『研究論集』Ⅵ　奈良国立文化財研究所学報38冊　1980（論考B）

3　栗原和彦「大宰府式鬼瓦・老司式軒瓦・鴻臚館式軒瓦」『王朝の考古学』　大川清博士古稀記念会編　雄山閣　1995（論考C）

A～Cの3論考ともA類鬼瓦について論証されたものであるが，A・B論考ともに平安時代の鬼面文鬼瓦についてもふれておられるので，B類鬼瓦を意識されてのことかもしれない。 **3論考の概要**

論考Aでは，大宰府出土の鬼瓦を「都府楼式鬼瓦」と呼ぶ。この鬼瓦が，鴻臚館式軒瓦（軒丸瓦223，軒平瓦635）・老司式軒瓦（軒丸瓦275A，軒平瓦560A）と同様，祖形となって西海道諸国の寺院や官衙に受容されていった状況を解明された。その論旨は，①鬼瓦の祖形は朝鮮半島新羅の鬼瓦に求められるが，新羅では怪獣面[1]であるのに対し，大宰府の鬼瓦は人面風に改められている。②都府楼式鬼瓦を祖形とする鬼面瓦の受容先は，筑前9遺跡，肥前2遺跡，豊前3遺跡，肥後1遺跡に及んでいる。③文献資料から，怡土城跡出土例と豊前弥勒寺出土例については，使用年代が考えられる。④都府楼式系鬼瓦は，平安時代にも及ぶ。

論考Bは，わが国古代の鬼面文鬼瓦についての論考である。大宰府出土鬼瓦は，論考中，Ⅳ「大宰府式鬼瓦の変遷」と題して論じられている。論考は，大宰府出土の鬼瓦に対して，論考

Aでの呼称があるものの，広く大宰府所用という意味で「大宰府式鬼瓦」の呼称をとる。さらに，大宰府式鬼瓦の文様の特徴について記された後，分類・編年・波及と論考を進めている。それぞれの項目の要旨は，以下のようなものである。なお，分類以前に，大宰府式鬼瓦の特徴についての記述があるが，大宰府の鬼瓦として広く知られているものであり，後述する必要もあることからここでは省略する。

分類－Ⅰ～Ⅲ式に区分され，Ⅰ式は大小の2種が設定される。

大宰府Ⅰ式：口唇の側辺が内湾し，下顎が下牙下端まで。鼻は下向。眼は吊り上がる。珠文は大粒。

A）大型。鼻柱に3段の瘤。歯は6本。政庁正殿北辺（帝室博物館1937）及び政庁西脇殿（九歴1974b）出土。(Fig.141-1，PL.74)

B）小型。鼻柱の瘤1段。眉根を強く巻く。歯は4本。政庁西南隅（九歴1971）及び政庁付近（帝室博物館1937）出土。(Fig.141-2，PL.74)

大宰府Ⅱ式：Ⅰ式Aに酷似。歯は4本。下顎の表現が下牙以下にも及ぶ。鼻孔をあける。珠文は小粒で密。政庁中南門間（九歴1969）及び政庁付近（帝室博物館1937）出土。(Fig.142-1，PL.75)

大宰府Ⅲ式：口唇はしまりがなく，下方に広がる。歯は6本。眼はほぼ水平。珠文は小粒で，比較的疎らである。政庁付近（九歴1974）出土。(PL.76)

(論考では，各型式の代表資料の出土場所の後に，括弧で出典文献とともに挿図が示されている。本書では，同型式の大宰府出土資料の挿図と図版に置き換えた。)

編年－大宰府式鬼瓦については，年代を判定し得る遺物と伴出した例がないとしながらも，政庁Ⅱ期の創建にあたって鴻臚館式軒瓦（鴻臚館式については，和銅年間を遡らない時期とする）が採用されたこと，Ⅰ式の大宰府式鬼瓦の中で最も彫りがシャープで，出土点数においても多数を占めることなどから，政庁Ⅱ期創建期のものと考えられた。Ⅱ式は，Ⅰ式に近く，Ⅰ式とともに作られた第2笵かもしれないとされる。Ⅲ式は便化が著しいことから，政庁Ⅲ期における再建の時期に比定された。

波及－大宰府式鬼瓦及び同系統の鬼瓦が，鴻臚館式・老司式軒瓦及びその系統の軒瓦とともに西海道諸国に波及した状況について論じられたものであるが，とりあえず本書の報告には無関係であり省略する。

論考Cは，九州歴史資料館が平成5年（1993）に開催した『日本の鬼瓦』展が契機となった。鬼瓦の呼称は，「大宰府式鬼瓦」をとる。展覧会陳列用に収集された大宰府式鬼瓦の比較検討から，論考Bの型式分類の正しさを確認した。さらに，大宰府式鬼瓦の文様の細かい部分まで，西海道諸国の遺跡から出土する大宰府式鬼瓦に維持されている（笵型から抜かれた後に，手を加えられたと思われる部分もあるが）ことから，大宰府式鬼瓦の4種の瓦笵は，大宰府の管理下にあり，西海道諸国の官衙や寺院の造営事業にあたって製品を分与したか，笵型を貸与したものとする。結果として，Ⅰ式AとⅢ式は，大宰府の諸機構のなかでのみ用いられたこと。Ⅰ式BとⅡ式のみが，筑前・筑後・肥前・肥後・豊前に見られるとした。

以上が，3論考の要旨である。上記，論考を参考として，以下に大宰府出土鬼瓦の記述を行うこととするが，以下，若干の整理をしておきたい。

まず，呼称の問題である。論考Aは「都府楼式鬼瓦」と呼び，論考B・Cは「大宰府式鬼瓦」と呼ぶ。論考Aは発表されてから40余年が経過し，研究者間でも一般化された呼称として使用されてきた経緯がある。しかし，「都府楼」の名称は菅原道真の『不出門』の詩の一節「都府楼纔看瓦色」に由来するものと言われている。さらに，大宰府式鬼瓦が用いられた時代は奈良時代であり，大宰府で最も多く出土する鬼瓦である。このことから，本書では，「大宰府式鬼瓦」の呼称をとりたい。

「大宰府式鬼瓦」

本稿では，論考Bの用いた型式分類を準用する。なお，新たに大宰府式鬼瓦と呼称して良い鬼瓦の出土例もあるが，論考Bの3分類で充足されている。

鬼瓦A類

大宰府出土鬼瓦には，現在まで7種の鬼瓦[2]が知られているが，大宰府式鬼瓦と呼ぶべき鬼瓦の特徴は，以下のようなものと考える。

鬼瓦の特徴

顔面のみを表現した鬼瓦で，下顎下端・下歯の表現はない。大きな怒り眼と太く吊り上がった眉を持ち，額には同心円状の力瘤が表現される。額部の力瘤の両端には頭髪を，頬から顎にかけては細かい巻髭を配す。鬼面全体が高く盛り上がり，力量感に富み，憤怒相を形成する。外形は上辺が湾曲した台形で，外縁に沿って珠文を巡らす。上辺には半円形の刳込を作り，鳥衾のかかりとする。焼成前に固定のための釘穴を1～2個穿つ。この特徴のある鬼面文鬼瓦をAⅠ類とし，大宰府式鬼瓦と呼ぶ。

大宰府では，この鬼瓦をイメージしながらも鬼面文が便化され，大宰府式鬼瓦の特徴に適合していない鬼瓦がある。これをAⅡ類とし，大宰府式系鬼瓦と呼ぶこととする。大宰府では松倉瓦窯出土鬼瓦が，これにあたる。現在まで，大宰府ではAⅡ類鬼瓦は，この1例だけである。大宰府政庁域では，論考Bが設定したⅠ～Ⅲ式のA類の鬼瓦が出土している。それぞれの鬼面文の特徴については，論考Bの鬼瓦の分類部分で紹介した。が，なお，補足すべき特徴については，その都度紹介したい。

大宰府式鬼瓦Ⅰ式A（Fig.141-1，PL.74・75）　重要文化財例（九歴所蔵）(帝室博物館1937)は，左脚部を欠く。Fig.141-1は，第30次調査で西脇殿SB550の北で出土した。外区の珠文は左右辺で17個，上辺刳込の両側に各3個，下辺の脚に各3個ずつが配されている。また，重要文化財例及び実測図例のどちらでも，頭髪が上辺隅に収束するように見えるが，PL.74-上のように上辺内側でさらに一束の頭髪がある。釘穴は表裏両面から穿孔され，眉間1箇所の例が多い。裏面は，ヘラケズリ・指ナデ・打欠きなどの痕を留めるが，1例だけ縄目叩打した例[3]がある。政庁域での出土点数は最も多く，第1・2・6・30・180次調査に出土例がある。なお，共伴資料から，その製作年代を推定できるようなものはない。政庁域以外では，水城西門付近[4]，水城跡御笠川右岸付近（太宰府市1994），大野城太宰府口城門跡（福岡県1991），筑前国分尼寺跡（太宰府市1991）などで出土している。

大宰府式鬼瓦Ⅰ式B（Fig.141-2，PL.75）　日管寺所蔵例（九歴1993）が破片資料としては最大であるが，Fig.141-2は第6次調査の南面回廊と前面築地間の出土例である。眉根を強く巻き込む特徴は，図からも理解できるが，眉の延長部分で眼球の斜め上部に表現されている毛髪の先端も珠文状の巻き込みとなる。

この鬼瓦と同笵と推定される完形資料に豊前虚空蔵寺出土例（笵型から抜かれた後に，鬼面

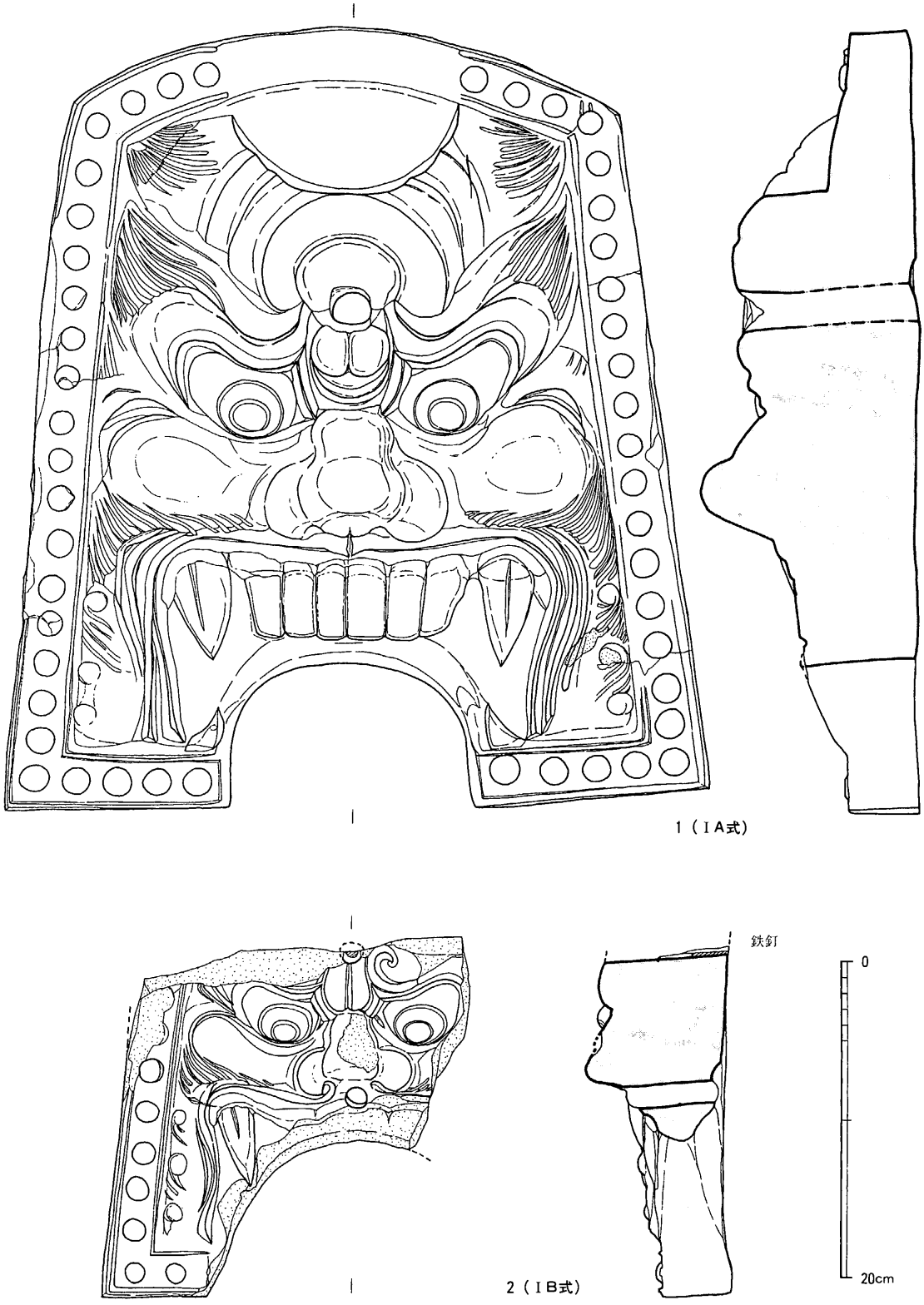


Fig.141　鬼瓦A類（1）（1/4）

文の一部に手が加えられている。九歴1993）がある。右脚部を欠失しているが，鬼面文全体がわかる例に，肥後立願寺廃寺出土例（玉名市1994），豊前船迫堂ヶへり瓦窯跡例（築城町1998）がある。この3例から見ると額の力瘤の表現は2段，頭髪は1束である。左右外区に配される連珠は12個。上辺の刳込の左右で各1個。下辺脚部に各2個が配置される。図の例では，釘穴は二つである。棟を跨ぐ両脚の間は，丸瓦の弧に合わせて打欠かれている。政庁域の発掘調査では，第1・6次調査で7点が出土しているが，Ⅰ式Aに次いで多い出土量である。また，そのほとんどが第6次政庁西南隅の調査で出土している。政庁域以外では，蔵司前面（九歴1980）・不丁地区官衙（九歴1983）に出土例がある。このうち，不丁官衙の調査では，溝SD2340に出土例があり，木簡から，遅くとも730年代後半には，この鬼瓦は使われていたことが知られる（栗原1999）。大宰府以外の出土例では，前出例の他に豊前国分寺（前原1982）・菩提廃寺（九歴1981）に出土例がある。

大宰府式鬼瓦Ⅱ式（Fig.142-3，PL.75）　政庁域では，南門前面第2次調査に出土例があるが，最大級の破片資料である第65次調査蔵司地区例（九歴1980）をFig.142-3に掲げた。鬼面全体が理解できるような資料はないが，額の力瘤はⅠ式Aが同心円であるのに対して縦方向の弧状線になる。頭髪もⅠ式A同様に，流れの方向を変えた2束があるが，内側に表現される1束はⅠ式Aよりも大きい。左右外区の連珠状は細かく密で，15個以上はある。上辺刳込の左右に3個がある。なお，図で見られるように，上辺外区部分には，小粒の連珠文の痕跡が残るから，瓦笵には上辺全体に連珠文が飾られていたものと思われる。図の例では釘穴は眉間に一つある。政庁域以外では，観世音寺（九歴1991）・筑前国分寺（福岡県1978a）・同尼寺（太宰府市1991）で出土例がある。大宰府以外では，筑前では三宅廃寺（九歴1981）・杉塚廃寺（筑紫野市1979）・長安寺廃寺（九歴1993）・伝般若寺（九歴1993）・神興廃寺例[5]があり，豊前では弥勒寺（宇佐市1989），肥前では国分寺（鏡山1936c）・同尼寺（鏡山1936c）・寺浦廃寺（佐賀県1976）例がある。筑後の瓦谷瓦窯例（九歴1981）もⅡ式の可能性が高い。

大宰府式鬼瓦Ⅲ式（Fig.142-4，PL.74～76）　Ⅲ式の鬼瓦の特徴として，論考Bの記述は，「口唇にしまりがなく，下に向かって広がる。歯は6本。眼はほぼ水平とする。珠文は小粒で，比較的疎らである」と記す。これに相等する鬼瓦には，PL.76上・74下の2点がある。この2例は，大宰府政庁出土[6]と伝えられるものと水城東門付近出土[7]と伝えるものである。

Ⅲ式によく似た小型の新例の出現があったので，論考Bで言うⅢ式を本書ではⅢ式Aとすることとした。Ⅲ式Aの出土例は，現在まで上記2例以外の出土例はない。

これに対して，Fig.142-4に掲げた鬼瓦は，眼球が水平で，頬が小さく，細かく長い線状の髭がある。口唇の湾曲はⅠ式に近いが，他例に見られる巻き込む髭の表現がない。歯茎の幅が他例より広い。上牙が外側に湾曲し，上歯は4本。各上歯には鏨状の直線が加えられている。眼や頬の形状からは，Ⅲ式のなかで考えられるものと判断し，ややⅢ式Aより小型であることからⅢ式Bとして設定した。図の鬼瓦では，棟を跨ぐ部分に特徴がある。棟に丸瓦を跨いで据えた場合，鬼瓦が前傾するように鬼瓦の裏面が前面より低く作られている。釘穴は，眉間に一つある。政庁域の調査では，図の1点が第15次調査北面回廊の北側で，焼土層から出土している。大宰府以外では，鴻臚館出土例（額部～鼻，右頬までの破片）がⅢ式Bである可能性が高い。

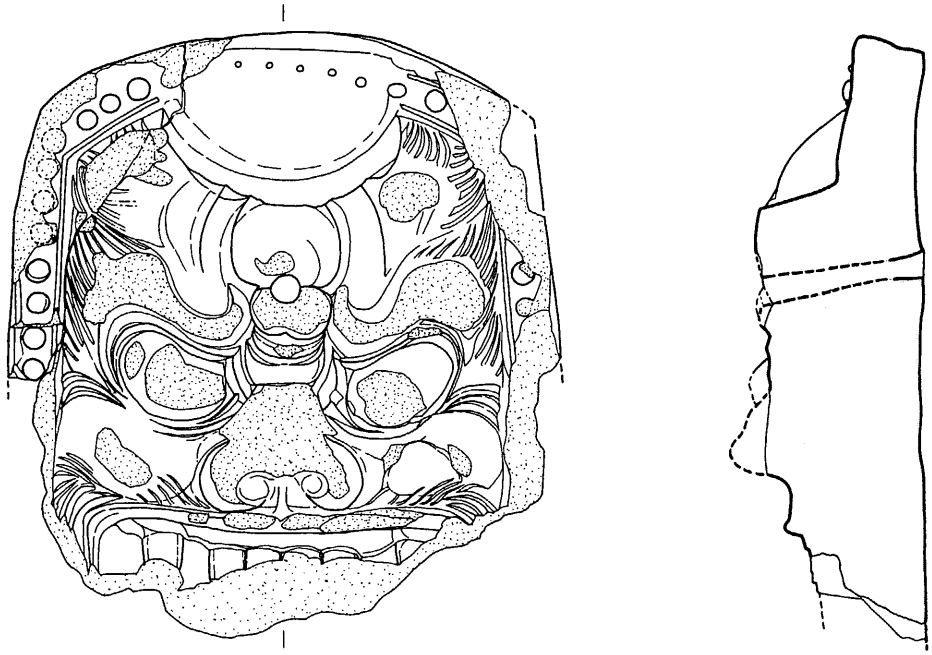


Fig.142　鬼瓦A類（2）（1/4）

鬼瓦Ｂ類（Fig. 143-5～7，PL.75・76）

政庁域の発掘調査では，第１・６・15・30次調査で20点に近い手作りの鬼瓦が出土している。鬼面全体が残るような資料はないが，Ａ類大宰府式鬼瓦がイメージされた鬼面だけ表現される。図示したものは，破片の中でも大きなもの３点であるが，Fig.143-5の眼・鼻・口唇・牙・上歯の表現は，その代表例である。従って，「大宰府式系鬼瓦」と呼ぶべきものと思う。これとＡⅡ類鬼瓦と区別する意味で「Ｂ類大宰府式系鬼瓦」と呼べるだろう。

５はかなり忠実に大宰府式系鬼瓦のイメージを表現した例である。上辺から右側部分を欠く。全体の形状はわからないものの，厚さ4.0㎝ほどの粘土板を上辺が湾曲する台形状に整えた後，鬼面の各部分を盛りつけている。この鬼瓦の表面は，ほとんど指による粘土細工であるが，眼球の輪郭と上唇部，上歯の一部にヘラが使われた痕がある。他例から見れば，粘土板の段階で鬼面の計画線が引かれ，鬼面が盛り付けられたものと思う。第６次調査で前面築地と南面回廊の間の瓦溜り出土。

６は鬼面左上隅の４分の１ほどの破片である。土台となる厚さ3.0㎝の粘土板の上に，下辺から左上隅に吊り上がる眉が高く盛られ，その下に眉より高い眼球が突出している。大宰府式鬼瓦に見られる額の力瘤はないが，両眉の中央は鳥衾のかかりが意識された結果であろうか。頬にあたる部分は，ヘラによる斜格子文が置かれる。斜格文の左端の区割３枡は，ヘラの先が粘土板に切り込んだ深さまで粘土が削りとられている。第30次調査西脇殿からの出土。

７は鬼面左下半の破片である。土台となる厚さ5.0㎝ほどの粘土板の上に鬼面が盛りつけられている。この鬼瓦では，明瞭に口唇及び上歯部分の各所に鬼面文を盛りつけるための計画線と思われるものが認められる。左頬は髭がヘラの切り込み線で表現され，口唇・上歯は計画線に合わせて粘土が盛りつけられ，ヘラ・指で仕上げられている。６と同じく，第30次調査西脇殿跡で出土している。

３例に見るように，鬼瓦Ｂ類の製作法には，原則性がある。まず，製作にあたって土台となる粘土板が作られる。粘土板の厚さは，3.0～5.0㎝ほどである。粘土板の上面に計画線を引く。計画線にもとづいて粘土が盛りつけられる。一番用いられるのは指で，時としてヘラが用いられ，連珠文の表現はほとんどの資料例ではないが，５・６に竹管で施文したものがある。鬼瓦Ｂ類の出土例は，観世音寺をはじめ，平安時代，大宰府の各遺跡で用いられている。

８は鬼瓦Ａ・Ｂ類と呼べるものではない。円筒桶製平瓦凸面の右下隅に丸瓦の円弧を想定できる切り込みがある。凸面には連続する円形貼り付け文様が剥離した痕跡とその下に帯状隆起文様が剥離した痕跡が残っている。凹面の破片上部３分の２にも粘土が剥離した痕が見られる。破片の状況からは，用途不明瓦製品とすべきかとも思うが，貼付文様と丸瓦のかかりのような切り込みからは，降棟飾的なものとも考えられないわけではない。このことから，ここで紹介しておくこととした。第180次調査で，正殿基壇の前面から出土した。

大宰府から出土する鬼瓦Ａ・Ｂ類の年代的問題について，最後に若干ふれておきたい。鬼瓦Ａ類の使用された年代観を考える資料としては，論考Ａでは，Ⅰ式Ａの怡土城付近出土例が『続日本紀』の築城記録から，天平勝宝８年（758）～神護景雲２年（769）頃と考えられ，Ⅱ式の豊前弥勒寺出土例を小田氏は文献資料の整理から天平10年（738）～宝亀10年（779）頃に使用されたと考えられ（小田1977），大宰府式鬼瓦の盛期を天平期とされた。

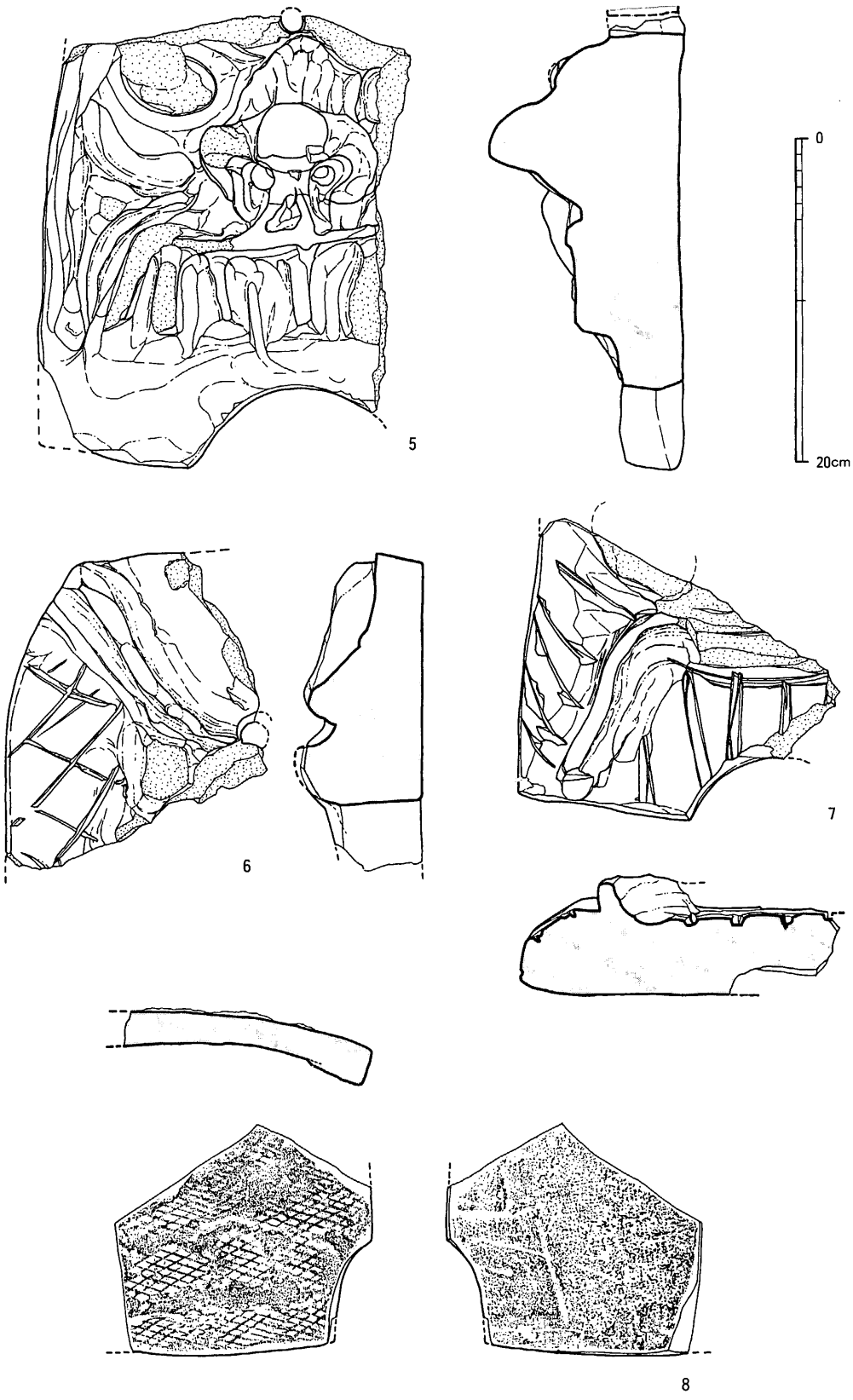


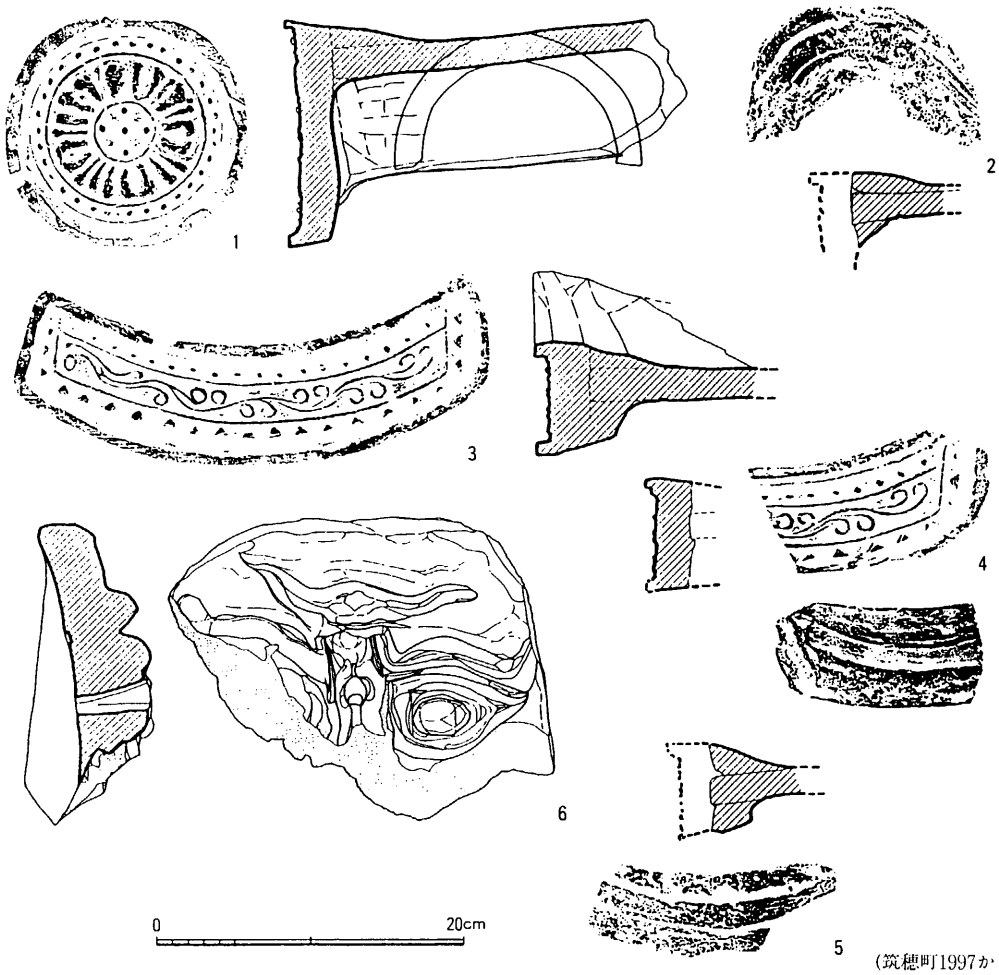
Fig.143　鬼瓦Ｂ類他（1/4）

論考Bで，毛利光氏はⅠ式A・Bをセットと考え（小田氏も大棟用と降棟・稚児棟に使用されるとするから，セットと考えられたものであろう），朝堂院形式の大宰府政庁の成立した時期，言いかえれば大宰府政庁ではこの時期鴻臚館式軒瓦が用いられたと考えられることから，この軒瓦の上限を和銅年間を遡らない時期に想定し，これとの同時性を説かれた。Ⅱ式は第2笵とされるからⅠ式の二つと同時期に，Ⅲ式は政庁第Ⅲ期再建期と考えられた。

論考Cでは，Ⅰ式鬼瓦について政庁Ⅱ－1期（8世紀第1四半期）に考えているが，根拠は論考Bの考え方と変わりない。ただ，鴻臚館式軒瓦は興福寺創建瓦より後出のものと考えるから，その時期については8世紀第1四半期でも遅い時期に考えている。[8] このように考えた上で，Ⅰ式Aが怡土城付近出土していることや，Ⅰ式B・Ⅱ式が西海道諸国の国分寺に出土例が見られることから，かなり長期にわたって大宰府は鬼瓦笵を保管・使用していたと見る。

発掘調査の成果からは，共伴資料からその上限を示すと考えられるような結果は得られていない。ただ，先に大宰府式鬼瓦Ⅰ式Bが第98次調査SD2340から出土しているから，木簡資料との対比において天平6～8年頃には存在していたと考えて良い。従って，Ⅰ式A・B，Ⅱ式の同時性を考えれば，3者はこの時期以前の所産として良いこととなろう。

次に，論考Bが Ⅲ式A鬼瓦を政庁第Ⅲ期再建期とする考え方には，賛成できない。これは，



（筑穂町1997から転載）

Fig.144　大分廃寺瓦溜りSK025出土軒瓦・鬼瓦拓影・実測図（1/5）

後述する鬼瓦Ｂ類との関係から奈良時代のうちに考えたい資料である。

鬼瓦Ｂ類は，手作りされた鬼瓦である。まして，破片資料であるから１点１型式の観がある。大宰府政庁跡での出土状況と共伴資料からも確実に時期を求められる資料はない。ただ，軒平瓦の製作手法として，包み込式軒平瓦が瓦当と平瓦の接合にあたって，指によって支持土を盛り付ける方法と，鬼瓦Ｂ類の製作法として，土台となる粘土板の上に鬼面を指で形作る方法との共通性を認めている。

大宰府出土例ではないが，大分廃寺で出土している鬼瓦Ｂ類（Fig.144）がある。この鬼瓦は，大分廃寺瓦溜まりSK025から土師器・軒瓦と供に出土している（筑穂町1997）。軒瓦は大宰府での軒瓦の製作法でいう第４段階の軒瓦である。土師器は，大宰府史跡調査の成果から９世紀前半と考えられている。鬼瓦も鬼瓦Ｂ類大宰府式系鬼瓦そのものである。このことから，大宰府跡出土の鬼瓦Ｂ類の上限もおよそ，この頃に押さえておくべきものと考える。以後，大宰府では，鬼瓦Ｂ類が最後まで用いられた。

註１）小田氏は新羅の鬼瓦の鬼面の起源を怪獣面を写したものと考えられた。その根拠として，石獣や扶餘窺岩面出土の怪獣文塼をあげられた。新羅の鬼瓦の鬼面が獣面に起源があるであろう一根拠として八尋和泉氏から統一新羅時代の鬼瓦１例の教示を得た。この鬼瓦は，鬼面の両側に獣脚が存在するものである。新羅では，この頃まで鬼文が実は怪獣文であることが伝承されていたものと思われる。（『東国大学校博物館開館77周年記念所蔵名品100選』1983）

２）論考Ｂが言うⅠ～Ⅲ式の４種の他に，本書Fig. 142-4に示す一例。第147次調査（不丁地区官衙）出土例（九歴1994），松倉瓦窯出土例（九歴1993）の７例である。

３）第６次調査出土例

４）太宰府市吉松，児島雄次郎氏所蔵品

５）赤司善彦氏発掘調査資料。

６）『九州歴史資料館開館記念展示目録』1973　なお，この鬼瓦を『九州古瓦図録』は，出土場所を水城跡と記すが誤記である。

７）九州歴史資料館所蔵資料。この資料について，帝室博物館『天平地宝』は，筑前国分寺出土と記す。

８）鴻臚館式軒瓦の年代的な位置付けについては，第Ⅷ章（２）１）瓦塼類の項で記述する。

c　文様塼（Fig.145，PL.77）

大宰府政庁から出土している文様塼は３種類ある。類例の多くは，学校院跡・観世音寺からの出土である。２地区に比較して政庁域での出土点数は少ない。本書は，大宰府政庁域の発掘調査報告であるが，政庁跡で出土している３種に合せて他の例も紹介しておくこととした。

１　**方形塼**　一辺長24.0cm，厚さ7.0cmほどの大きな宝相華文を中心文様とする。宝相華文は，圏線に囲まれた蓮子一つを中心に置く。圏線の外は，無子葉８弁の蓮弁が周る。さらに，外側には単子葉８弁の蓮弁が置かれる。ここまでが中心の文様である。この部分の文様は，軒丸瓦の蓮華文に見られる蓮の花を上から見た状況の文様である。以後，正面観と呼ぶ。中心文様の外には，三葉形花文とでも呼ぶべき文様が３段８方，放射状に配置される。この文様の１単位は，花文を横から見た状況の文様である。以後，側面観と呼ぶ。この文様が，蓮華の正面観と側面観を合成した花文と考え，宝相華文の各称をここでは採った[1)]。

内区には，この他に斜めに流れる水波文と四隅に覗花文を置く。覗花文も軒丸瓦で言う中房の円文の外に無子葉の蓮弁，さらにその外側に三葉形花文を置くもので，これを４分割したも

のである。外区は2本の界線で区割される。外区には連珠文が配置されている。連珠文は各辺21個ずつとなるように配置されている。

この塼では，文様面を除く他の5面が水平面となっている。箱状の型に粘土を詰めて原形を製作したと考えられる。また，文様面では，塼の方形枠と文様笵の方形枠とに若干のずれが生じている例が他の破片資料に見られる。従って，文様笵は塼の型枠とは別作りされたものと想定される。細かい砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。暗黒色で焼き上がりも良い。

政庁域の調査では，第30次調査西脇殿SB550の西側南端階段の第1段蹴上げに三つ並べた状況で見つかっている（九歴1974b)。この部分に限っての使用であるから，二次的に転用されたものである。政庁以外では，学校院跡第37次調査西辺中央部（九歴1976）で5点，同第176次調査（九歴1998）で2点が出土している。なお，西脇殿の調査報告では，「文様塼は平安時代まで下らない時代に構築された」と報告されている。

2　**三角形塼**　は，文様面全体が残る資料はない。図の右半の文様は復原である。[2)] 長辺32.0cm，短辺24.0cm程の直角二等辺三角形の文様面で，厚さは6.0～7.0cmである。この文様も宝相華文と考えたい。三角形塼2枚の長辺を合せた状態に置き，文様を検討してみると次のように考えられる。中心となる文様は，4弁の正面観の蓮花が中心に置かれている状況と見ておきたい。釘穴があり，この部分の文様がわからないことや，弁の中に水波文が見られることは，疑問として残る。この蓮弁の間から，側面観の花文が4方に派生する。花文は蕾の鞘から2段に開く花を描く。この四つの花文の各間には，長方形塼の蔓唐草から派生する側面観の花文の一つに類似した文様が配置されている。三角形塼の中心部の文様は，これを2分したものと考えた。地文は水波文である。3隅の覗花文は，直角の隅と他の隅とでは異なる文様が置かれている。外区は2本の界線で区割され，長辺で23，短辺17となるように連珠文が置かれている。長辺寄りの中央の釘穴は，焼成前の穿孔（釘穴のない例もあると聞いている）である。側面3面は水平面に近い。背面には指頭圧痕と雑なナデが見られる。1と同様，粘土を箱詰めして製作されたと考えたい。文様面と側面は黒色，背面は灰色から灰白色である。

2は第36次調査学校院跡東辺部の井戸SE740（九歴1976）から出土したものであるが，政庁域の調査では第26次調査（九歴1974a）で，左端の小破片が出土している。大宰府ではこの他に，第31次調査月山東官衙地区（九歴1974b）で1点，第37・176次調査学校院西辺中央部（九歴1998）で4点が出土している。また，大宰府条坊跡の調査（太宰府市1983）にも出土例がある。

3　**長方形塼**　は，長辺32.0cm，短辺27.0～27.5cm，厚さ6.0～7.2cm程の大きさの塼である。文様の中心には，軒丸瓦当に見られる正面観の蓮華文が置かれている。3では，蓮華文の中心に釘穴が穿たれている（3の場合，釘穴は背面まで貫通していない）ため，中心の蓮子の存在が不明である。釘穴のない例（太宰府天満宮所蔵資料　帝室博物館1937）で見ると，明確ではないが，中央が盛り上がって見える。これによって，中房の蓮子数は1＋8であったと考えたい。中房の界線の外には，やや幅の広い蕊帯が周る。その外に蓮弁が置かれる。蓮弁は2子葉8弁の蓮弁に重ねて，その各弁間に1子葉弁が覗花弁として配置されている。各弁の先端は桜花弁状である。蓮華文の外側には1本の蔓唐草が右周りに転開する。この蔓から2種類一対の側面観の花文が外向に4単位派生している。この8個の花文それぞれの間には正面観の葉状文（内向・外向のもので1対，各1個）が蔓から派生している。

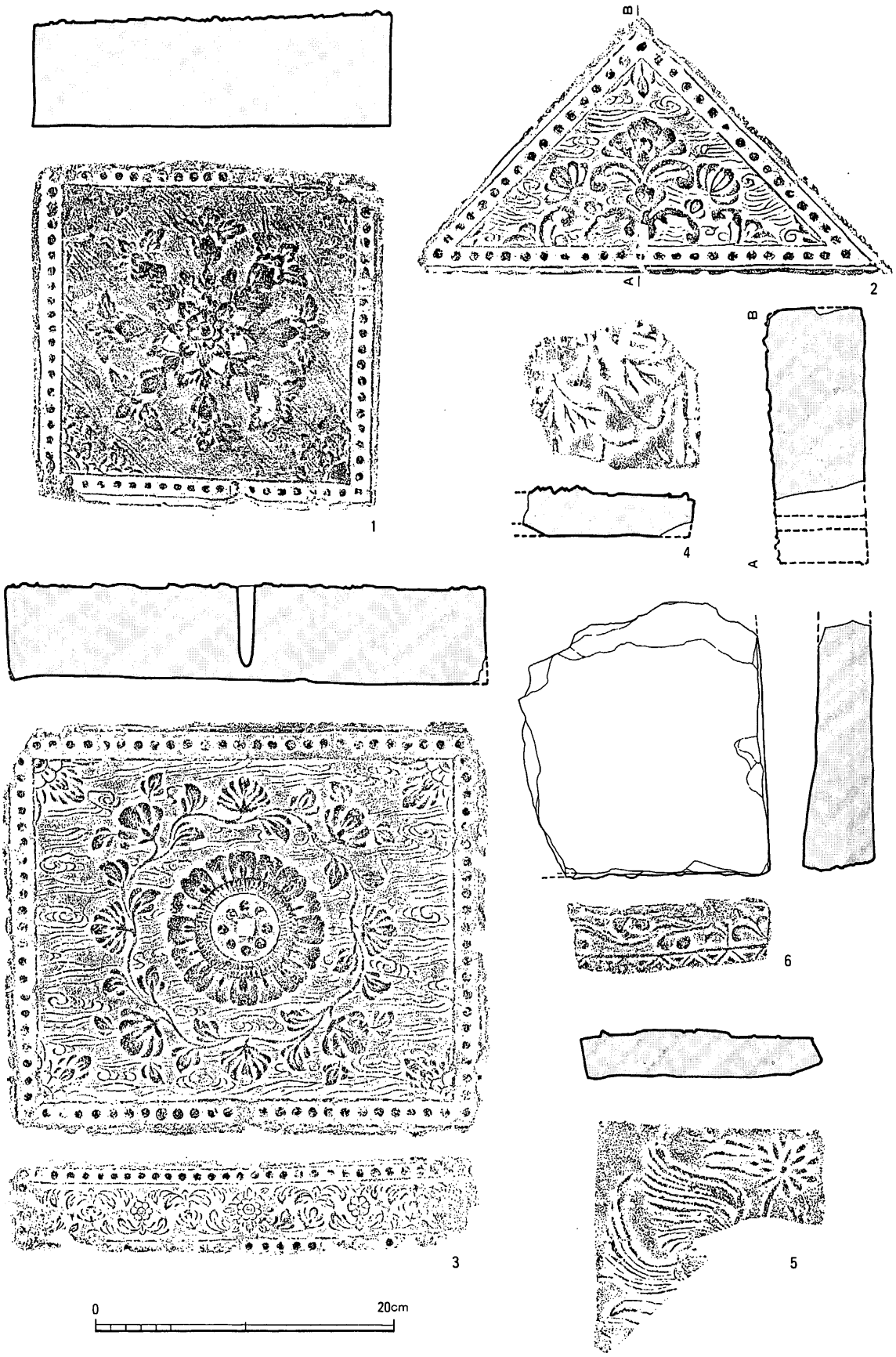


Fig.145　大宰府出土の文様塼拓影・実測図（1/4）

この文様塼の地文も水波文で，長辺に平行に流れている。四隅には，覗花文を置く。覗花文四つを合わせると圏線の中に半球状の蓮子一つを置き，中房とする正面観の蓮華文ができる（Fig.146）。合成図に見る単弁12弁の蓮華文となる。蓮弁12弁のうち，向きあう2組の弁には子葉一つがある。子葉を持つ弁の外側には，さらに2段に開く花弁が付く。この文様の間には先端の尖った花弁が置かれている。この文様を蓮華文としたが，文様の複雑さは蓮華文の一種である宝相華文と考えて良いだろう。覗花文は，これを4等分したものである。外区は2本の界線で区割される。その中に配された連珠文の数は，長辺が27，短辺が23である。

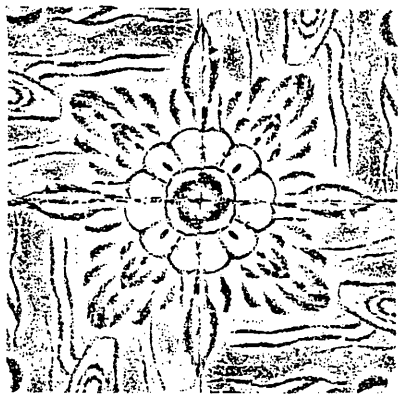


Fig.146　長方形塼覗花文の合成

この文様塼に限って長辺の1側面にも文様がある。従って，この文様塼には正面があることになる。正面の文様のあり方は軒平瓦でいう均整唐草文である。中心部に正面観菱形の蓮華文を置く。この文様は，上面の覗花文の分割前の原形に近い文様である。この中心飾の左右に唐草文が4回反転する。反転するたびに花文・蕾文・葉状文が蔓から派生する。これらの文様のほとんどが側面観である。ただ，左右2転目に限って，正面観6弁の蓮華文が置かれている。外区は2本の界線で区割され，連珠文の数は長辺33，短辺5となる。上面外区の連珠に比較すれば，小粒で密である。

この塼も，側面は水平面に近い。背面は全面ナデ仕上げ。1・2同様，粘土を箱詰して原形は作られたものと思う。上・正面の文様は，その間の稜線と整合性を示し，平行に整っている。このことから，上・正面の文様は，同時に施文されたものと考えたい。粗い石英粒を多量に含む粘土が用いられている。灰色から淡灰色で，焼き上がりは軟質である。

政庁域の調査では，第1・2・6・26次調査に出土例がある。いずれも破片資料で，特に遺構との関係から長方形塼の年代を想定させるようなものはない。3は第37次調査学校院跡西辺中央部の建物SB765（九歴1976）の柱穴から方形塼と伴出した例である。SB765は，第37次調査区内では最も古い建物遺構の一つで，遅くとも奈良時代後半には存在した。政庁以外の出土例では，第34次調査月山東官衙（九歴1975），第36・37・176次調査学校院跡に出土例がある。また，大宰府条坊跡（太宰府市1983），大野城跡（横田義1983）でも出土している。大宰府以外では，福岡市多々良込田遺跡（福岡市1975）で小破片の出土が知られている。

以下は，政庁では出土していない文様塼である。これまで概報でも報告されていないことから，参考例として紹介したい。

4は一辺10.7cm，厚さ3.0～3.5cmほどの破片資料である。図の右側面・下面に端面が残る。右辺の隆起線を界線と想定し，花弁を輪郭とする蓮華文と考えれば4分の1程の破片である。界線の右外にも文様の一部が残る。右側面と下面にはヨコナデの痕と指頭痕が残る。背面は粗雑なケズリ痕。石英粒を含む粘土が用いられ，表面には雲母の粒子が目立つ。淡茶褐色で，焼きは硬い。第117次調査観世音寺築地外東南部で出土している。

5は長辺16.0cm以上，短辺16.0cm，厚さ3.0cm程を測ることができる。図は拓本合成である。

文様は右上部に花状文があり，茎と思われる文様を伴っている。花状文の左には鳥の左翼が，その下には尾翼と思われる文様がある。さらに，花状文の下部に右翼の先端と思われる文様が残る。花一輪を口に銜えた鳥の姿を想像したい。塼そのものの作りは粗雑である。上側面・左側面はヨコナデ仕上げであるが，右側面はケズリされている。この面は文様面に対して直角ではない。平瓦の厚さに近いことから，丸・平瓦用の粘土板が用いられた可能性を考えた。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。淡茶褐色で，硬く焼き上げる。第130次調査観世音寺南門跡西側築地推定地（九歴1993），第117次調査観世音寺築地外東南部（九歴1990），第37次調査学校院跡（九歴1976）で，各1点が出土している。

6も破片資料である。平面図の下辺が文様面である。破片は文様面で13.2cm，右側面奥行で15.5cm，厚さは一様ではないが，文様面付近で4.7cm程が測れる。右側面の一部と背面に布目痕らしい部分が残ること，背面が水平に近いことから文様塼であろうと考えた。正面の文様は軒平瓦に見る曲率がある。軒平瓦当笵が打捺されたものであろう（この瓦当文様は，大宰府出土軒平瓦にはない）。内区文様は偏行唐草文。上外区の文様は不明。下外区には線鋸歯文を置き，その上下の空を凸形三角文で埋めている。砂粒を多量に含む粗い粘土が用いられている。淡茶褐色で，焼きあがりは硬い。第74次調査学校院跡東辺部（九歴1982）で出土。

文様塼の名称

大宰府政庁跡から出土している3種の文様塼について，幾つかの問題点を整理しておこう。まずは，文様についてである。この文様塼が紹介されている文献を見ると，文様塼の呼び方としては，Tab.15のような例がある。ただし，これら文献にも，なぜ3種の文様塼をこう呼ぶかについて記されているわけではない。文様塼の文様についての用語例では，まず，西村強三氏の論考（西村1976）がある。西村氏論考は長方形塼だけに限っての説明であるが，中央の文様を蓮華文，中央周囲の蔓唐草を唐花文，正面の文様を花葉文と呼ばれている。次に，亀田修一氏の論考（亀田1983）をあげることができる。亀田氏は，方形塼の主文様を八葉花文，三角形塼の主文様を五葉側面花文，長方形塼の中央の文様を蓮華文，中央周囲の蔓唐草と正面の文様を花唐草と呼んでおられる。

Tab.15　文様塼の呼称例

	石田茂作氏 『天平地宝』	大川清氏 『瓦の美』	渡辺正気氏 『九州古瓦図録』
方形塼	—	—	唐草文塼
三角塼	草花紋三角塼	宝相花水波文塼	唐草文塼
長方形塼	唐草文塼	花文塼	蓮華唐草文塼

本文では，方形塼・三角形塼の主文様を宝相華文，長方形塼周囲の文様を蔓唐草として呼んできた。花唐草・唐花文と呼ぶべき文様が具体例としてどのような文様であるのか，明確に理解できなかったからである。山本忠尚氏は，

宝相華文

宝相華文の解説の中で「統一新羅及びわが国の天平美術における装飾意匠として愛用された花唐草・唐花紋に始まり，…」とされ，江上綏氏が「宝相華文，特に団華文形式のそれは，日本では唐花（文）とよぶこともある」とされている。花唐草・唐花文の呼び方は，宝相華文の一種であり，日本的な呼び方として生じたものと解釈することはできまいか。それにしても，宝相華文と呼ぶ文様自体，空想的で美化された植物文とすれば，花唐草・唐花文の具体的イメージを求めることは困難な感じがする。ただ，三つの文様塼の文様は，唐代・統一新羅時代の文様塼の文様とはやや異なった和風を感じさせることは事実であろう。

ここでは，唐花文の言葉の曖昧なこともあって，方形塼・三角形塼の主文様を宝相華文とした。また，長方形塼上面の蓮華文の周囲を蔓唐草文と呼び，正面の文様は均整唐草文と呼ぶこととした。本書では，このことから三つの塼の呼称として，宝相華水波文方形塼・宝相華水波文三角形塼・蓮華唐草水波文長方形塼と呼ぶこととした。

文様塼の用法

この3種の文様塼の用法については，次のようなことが知られている。長方形塼の長辺と三角形塼の長辺の長さが等しいこと，三角形塼の短辺と方形塼の一辺の長さが等しいことである。このことに着目した狭川真一氏は，Fig.147のような塼の並べ方を提案された（狭川1995）。狭川氏提案の配列方法をとれば，各塼の水波文の流れは3者とも同じ向きに流れる。文様塼の使い方として可能性の高い配列方である。水波文は，法隆寺橘夫人の厨子の蓮の台座下の水波文を想わせるものがある。

また，長方形塼・三角形塼には，釘穴があるものが多い。このため，壁面装飾に文様塼が用いられたと考える人もあるが，塼の重量からは高く積むことには無理がある。さらには，長方形塼正面の文様が生きてこない。敷塼と考えるのが妥当であろう。

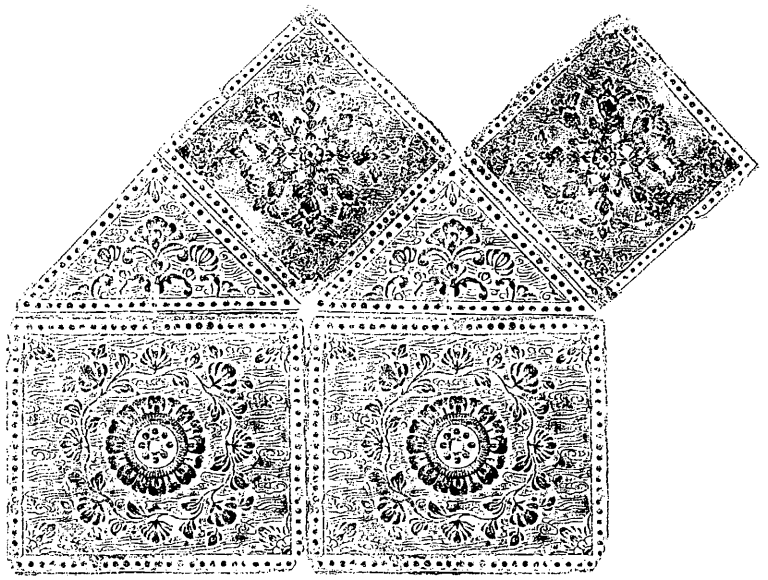


Fig.147　文様塼3種の敷き方についての一案

文様塼の年代観

文様塼の年代観については，発掘調査の結果から次の2点が指摘されている。

一つは，第30次調査の結果である。西脇殿南端の階段の第1段蹴上げ部に使われていた方形塼の検出状況である。「西面回廊東側の雨落溝はⅠ・Ⅱ期，Ⅲ期の2時期に分かれ，これに関連して整地面を分けることができた。よって，Ⅰ・Ⅱ期における整地面をたどれば最下段の蹴上げ部を検出できるが，Ⅲ期の整地面をたどると蹴上げ部は検出できない。従って，Ⅰ・Ⅱ期の縄目文叩き瓦片を含んだ整地面に（方形塼を）構築したことが明確となった。このことから文様塼は，平安時代まで下らない時期に構築された」と報告されていることである。縄目叩打された丸平瓦は，平安時代まで存続する可能性を軒瓦の瓦当文様例（例えば，687・700・704など）から残しているが，その盛期はあくまでも奈良時代の中で考えて良い。文様塼の使われ方が二次的な使用方法であることと合せて，文様塼の出現が奈良時代であろうとする有力な証言であると考える。

また，学校院跡（第37次調査）SB765の柱穴からは，方形塼と長方形塼が柱の礎板状の使われ方をした状況で発見されている。共伴の土器が奈良時代末と考えられること，塼が二次的な転用であること，建物SB765が調査区で見つかっている建物のうちでは最も古い建物の一つと考えられていることから，文様塼の初現は奈良時代のうちに考えたい。以上の二つである。

文様塼の年代観については，正倉院御物や法隆寺所蔵宝物，渤海東京城出土文様塼との比較などから西村氏が論じられた論考と亀田氏が新羅文様塼・渤海東京城出土文様塼などとの比較から文様の系譜と年代について論じられたものとがある。亀田氏は，文様塼の年代について，学校院の成立した時期とかかわっての様々な文様塼成立時期の可能性を推定されているが，今後の発掘調査結果に待つ部分が多いものと思う。

現状では，発掘調査の結果として，３種の文様塼の初現は，奈良時代後半のある時期であると言う以外に根拠が見当たらない。

註１）宝相華については，「中国では，八重に咲くボタンイバラの花を宝相華と称した…」（江上綏「宝相華文」『世界考古学辞典』平凡社　1979），「宝相華文とは，唐及びわが国奈良美術に盛行した植物文様で，前から見た花を連想させるが，純然たる文様の構成であって具体的な花ではない。」（長広敏雄『宝相華文』『図解考古学辞典』東京創元社　1969）があるが，山本忠尚氏の言う「宝相華とは，中国唐代の美術，そしてその影響下に発達した統一新羅及びわが国の天平美術における装飾意匠として愛用された花唐草・唐花紋に始まり，平安～鎌倉時代に展開した空想的な植物紋を一括して漠然と考えられてきた。（中略）この紋様は，一つのモティーフから写生的にできあがったものではなく，対葉花文をその基本要素とし，左右・上下に対称になるように構成した空想的な美化された花紋…」（「唐草文」『日本の美術』358　至文堂　1996）が最も具体的であり，イメージとしてとらえられよう。大宰府出土の方形塼・三角形塼・長方形塼に見る文様には，左右対称の蓮華の正面観・側面観を組合せ合成した文様を認めることができる。これに適合する文様を宝相華文と考えた。

２）この部分の文様が残る破片資料は，観世音寺所蔵品（帝室博物館1937）にある。

d　面戸瓦（Fig.148，PL.78・79）

面戸瓦と認められるものは，丸瓦を原体として焼成前に作られた蟹面戸瓦のみである，鰹面戸瓦の出土はない。もちろん，屋根瓦を葺くにあたっては，製品となった丸瓦の不要部分を打ち欠くことで作られた面戸瓦で充分にその役割を果たすことができる。この瓦についても面戸瓦と呼ぶべきものと思うが，出土瓦からこれを判別することは困難である。

種　類

丸瓦を原体とし，焼成前に蟹面戸の形に作られた面戸瓦をここでは対象とする。面戸瓦は大きくA（老司Ⅱ式軒丸瓦用の丸瓦を原体とする）とB（鴻臚館式軒丸瓦用の丸瓦を原体とする）の２種類がある。Bはさらに大小があることから，小さくて出土点数の多い例をBａとし，やや大きくて出土点数の少ないものをＢｂと呼ぶ。大宰府跡から出土する面戸瓦の原体となる丸瓦はすべて縄目瓦である。格子目丸瓦が原体となった出土例はない。

面戸瓦　A

政庁跡では，第１・６次調査に出土例があるが，出土点数は２点にすぎない。小破片のために作図していない。PL.79に掲載したものは，第98次調査不丁官衙地区の南北溝ＳＤ2340出土例である。面戸瓦Ａの特徴は，原体となった丸瓦の両側面（分割面）をそのまま利用したものと思われる（面戸瓦の長辺を残した資料がない）。

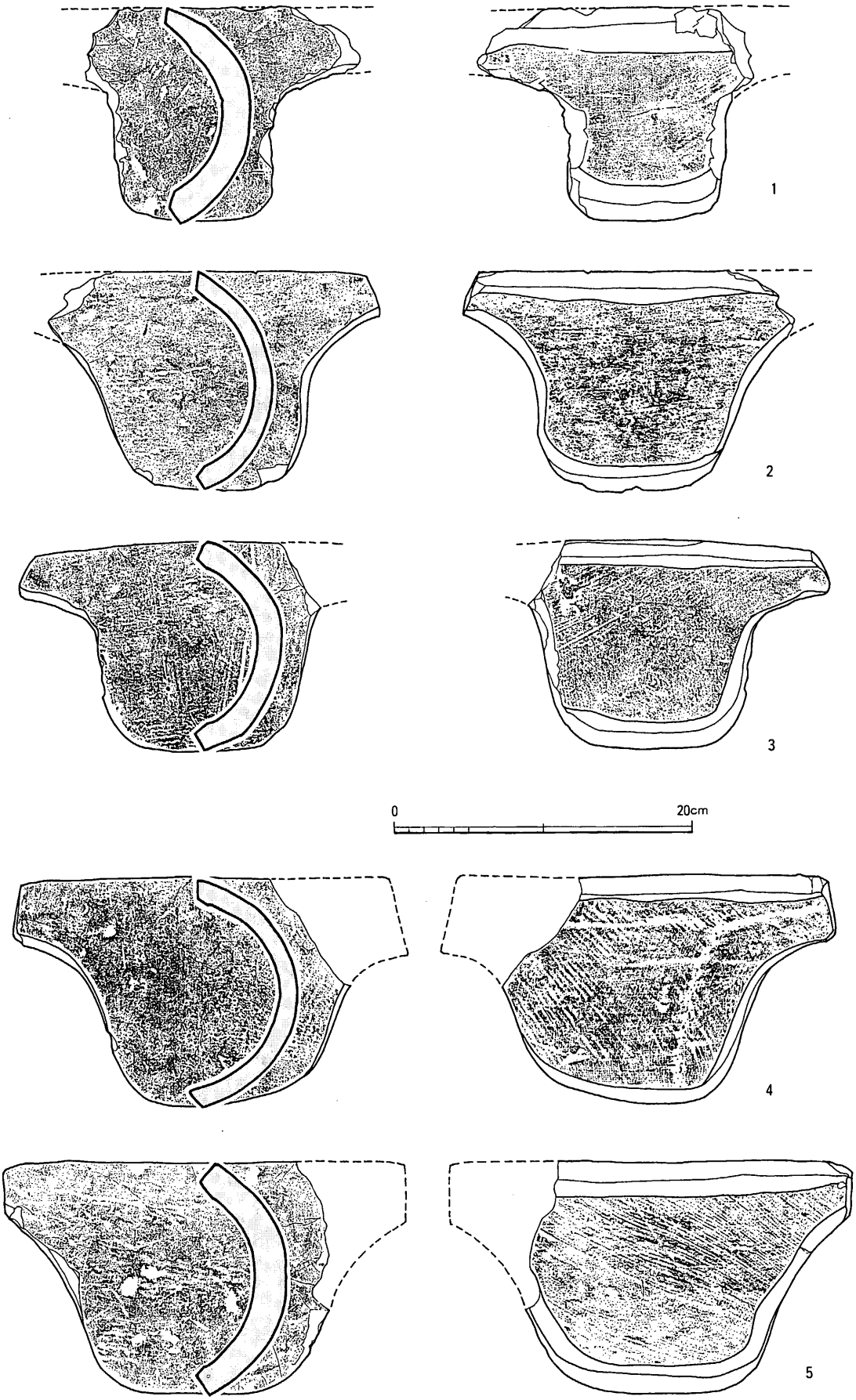


Fig.148　面戸瓦拓影・実測図（1/4）

この例では，丸瓦凸面に0.5～0.7cmの深さに，不要部分を切り落とすための計画線をまず入れる。この截断計画線は，それぞれの個体に截面として残されている。計画線の外側を切り落として面戸瓦はでき上がる。この製品の蟹の甲羅の下端にあたる部分には，丸瓦円筒を二分割した時に生じた截面と破面を残している。原体となる丸瓦の直径は，16.5cm前後。灰白色に焼き上がり，精良な粘土を用いていることから，老司Ⅱ式軒丸瓦（275B）の丸瓦と同一の丸瓦が原体となったと考える。図版例は，不丁地区南北溝SD2340出土の木簡から，730年代後半以前のものと考えて良いだろう。

面戸瓦 B

面戸瓦Bは，鴻臚館式軒丸瓦（223）に用いられた丸瓦が原体となったと考えられる。出土点数は50点余に及ぶが，黒色に焼き上げられ，胎土に砂粒を含む特徴がある。面戸瓦の形に截断した後，凹面の截断面を丁寧に面取り整形するのも特徴である。

面戸瓦Ba類（Fig.148-1・3）　出土点数の9割以上を占める。丸瓦の側面を利用した長辺の長さ24.0cm前後，円弧の径が14.0cm前後のものである。面戸瓦の円弧の断面を鴻臚館式用軒丸瓦の円弧断面と重ね合せると丸瓦の4分の3を使って截断されていることがわかる。この点から，面戸瓦Ba類では，型紙があり，型に合せた截断がされた可能性がある。面戸瓦Ba類は，第6次調査で40点ほどが出土しているのがきわだっている。

面戸瓦Bb類（Fig.148-4・5）　長辺の長さ25.0cm以上，円弧の径が15.0cm以上のものである。出土点数が4点ほどで比較的少ない。面戸瓦Ba類とBb類の相違は，大きさだけである。この違いは，建築物の相違や製作された時期による相違ともとらえられる。

大宰府跡で出土している面戸瓦は，以上のようなものである。原体となる丸瓦は，老司式・鴻臚館式軒瓦用の縄目瓦と同一のものであったと考えた。従って，大宰府政庁Ⅱ期の創建に合せて製作され始めたものだろう。面戸瓦が製作された時期は，朝堂院形式政庁の創建期にあたる。中央政府直属の造瓦工房の技術や瓦笵が大宰府に直接もたらされ，大宰府でも官営工房が造られた時期を考える。大宰府政庁出土の面戸瓦は，この中で生産されたものであろう。

e　熨斗瓦（Fig.149・150，PL.79・80）

熨斗瓦は，大宰府政庁跡の調査でも量的にはかなりの出土量があったはずである。ただ，標本として取り出されているものは，極く少ない。ここでは，観世音寺・筑前国分跡出土例を補助資料として利用することで，大宰府政庁跡出土熨斗瓦の状況を紹介したい。

熨斗瓦は，丸瓦・平瓦を分割して作られる。丸・平瓦を焼き上げる以前に分割して熨斗瓦とするもの[1]と焼き上げた後に打欠いて用いるものとがあると思う。後者の場合，特別な出土状況などから熨斗瓦であると認めることができない限り，普通の平瓦の破片との区別は困難である。

以下で紹介する熨斗瓦は，総て焼成前に平瓦を原体として分割された熨斗瓦である。

3枚割熨斗瓦

Fig.149は，3枚割熨斗瓦である。1は老司Ⅰ式軒平瓦（560A）に見られる斜格子文が「叩き締めの円弧」を描く。「叩き締めの円弧」の残り方から，上・下の幅は変わらないが，端面の残る方を上に図示した。幅11.0cm，残存長12.9cm，厚さ2.7cmを測る。凸面の格子目は一辺0.6cm程。叩打板は縦に柄の付く短冊状のもの。側面・狭端はケズリ，凹面の布目は整っている（3.0cm幅で，縦糸22本，横糸25本。以後，縦・横とだけ記す）。模骨痕は左側縁近くに見ら

れる。粘土紐製。原体となる平瓦は，第122次調査観世音寺前面築地東半部で，SE3680出土平瓦を例に取れば長さ39.3cm，広端幅30.3cm程である（九歴1991）。砂粒を含まない精製された粘土が用いられる。灰色に硬く焼き上げる。観世音寺宝蔵北（第121次調査）の出土（九歴1991）。

2は両端を欠く。幅10.6cm，残存長19.7cm，厚さ2.0cmを測る。凸面の斜格子目及び打捺痕の状況は1と同じである。両側面は丁寧なケズリ。凹面の布目は整っている（縦27本，横28本）。

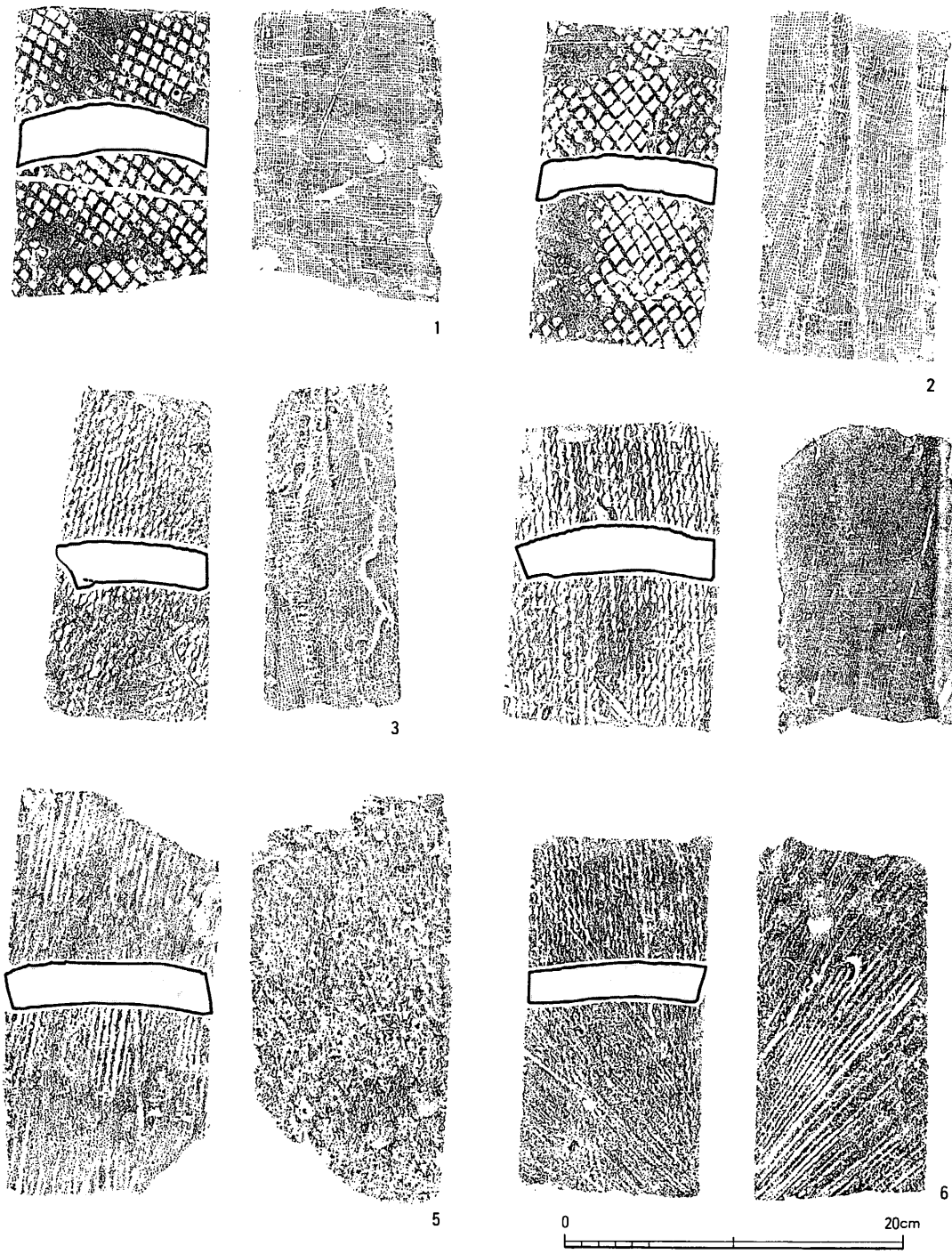


Fig.149　熨斗瓦拓影・実測図（1）（1/4）

布筒の布の縫い合せ目が逆三角形状に残る。模骨板の１枚（幅4.0cm）が凹んで転写されている。粘土紐製。胎土や焼きも１に似る。観世音寺大房跡（第45次調査）出土（九歴1978）。

１・２とも観世音寺所用軒平瓦560Aに伴った熨斗瓦である。この凸面に残る斜格子目は，大宰府政庁域の調査で出土する瓦にはない。しかし，政庁域で出土する軒平瓦560B（老司Ⅱ式）には，縄目打捺痕を残す模骨桶製粘土紐作りの例がある。このことから，政庁域では，縄目打捺痕を残す模骨桶製粘土紐作りの熨斗瓦が使われたと考えても，そう間違いではない。軒瓦第２段階のもの。

３は狭端面を残す。狭端面7.9cm，最大幅9.7cm，残存長19.5cm，厚さ2.3cmを測る。凸面の縄目は3.0cm幅で７本，１本につき５個縒玉が数えられる（以後，本数と縒玉数だけを記す）。狭端と右側面は，丁寧なケズリ。左側面は破面・截面が残る。凹面の布目は比較的整っている（縦20本，横23本）。布筒の縫い合わせは，左側縁沿いにある。また，粘土板の合せ目が右側縁沿いに見られる（Ｚ形）。模骨板の痕跡は明瞭ではないが，模骨桶粘土板作り平瓦を原体とする。少量の砂粒を含むが，良質の粘土が用いられていて，茶灰色で硬く焼き上げる。観世音寺小子房推定地出土（第70次調査　九歴1982）。

４も狭端面を残す。狭端幅11.7cm，最大幅12.1cm，残存長18.3cm，厚さ2.7cmを測る。凸面の縄目は７本，４個縒玉が数えられる。凸面は凹型台によって二次的な整形が行われたものとみられ，縄目のつぶれが目立つ。狭端及び両側面はケズリ。凹面の布目は細かい（縦28本，横29本）。模骨痕が見られる。狭端から左側縁にかけて布目がナデ消された部分がある。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられ，灰色で硬く焼き上げる。筑前国分寺第６次調査回廊跡（福岡県1978ａ）出土。

３・４も政庁域出土資料ではない。模骨桶粘土板製の軒瓦・平瓦は政庁域でも認めている。およそ同様のものと考えて良い。軒瓦第２段階の熨斗瓦に相当する。

５は広端面を残す。断面の形状から原体となる平瓦の左端の１枚と考えられる。広端幅11.8cm，最小幅11.6cm，残存長24.4cm，厚さ2.5cmを測る。凸面の縄目は６本，縒玉は４個程が数えられる。広端及び両側面はケズリ。凹面の布目は磨滅してほとんど残っていない。模骨痕もない。少量の砂粒を含むが，粘土の質は良い。暗黒色で，焼き上がりは悪く軟質である。筑前国分寺第６次調査出土（福岡県1978a）。

６も広端面を残す。広端幅10.8cm，最小幅10.5cm，残存長21.8cm，厚さ2.2cmで，扁平な瓦である。凸面は縄目よりも糸切り痕が目立つ。縄目は８本，縒玉は８個程。広端及び両側面はケズリ。凹面は布目が僅かに見られるが，布目よりも糸切り痕跡が目だつ。模骨痕もない。砂粒をかなり含む粘土が用いられ，茶褐色で硬く焼き上げる。筑前国分寺跡第６次調査出土（福岡県1978ａ）。

５・６の原体となった平瓦は，一枚作りされた平瓦である。軒瓦第３段階の熨斗瓦で，政庁域でも当然出土しているはずである。

2枚割熨斗瓦

Fig.150は，２枚割熨斗瓦である。７は全形のわかる資料である。狭端幅14.4cm，広端幅17.0cm，長さ36.2cm，厚さ2.4cmを測る。凸面には，正格子文が打捺される。格子目は一辺0.3～0.7cm程であるが，形は整っていない。叩打後の形状は不明であるが，一辺13.0cm程が測れる部分がある。大宰府出土軒平瓦635（鴻臚館式）の平瓦部凸面には，縄目痕に重ね合せて正

格子文を残している例がある。軒平瓦635の正格子打捺痕には，少なくとも格子目の大小による２種類がある。この例は小の格子目にあたるが，７には縄目痕はない。端面及び両側面は，ケズリである。凹面の布目は整っている（縦16本，横20本）。糸切りの痕も目立つ。模骨板の痕は明瞭ではないが，幅2.4cm程を測れる部分がある。砂粒を含むが，良質の粘土が用いられている。灰色から暗灰色で，硬く焼き上がっている。第98次調査不丁官衙域の東西溝SD2340

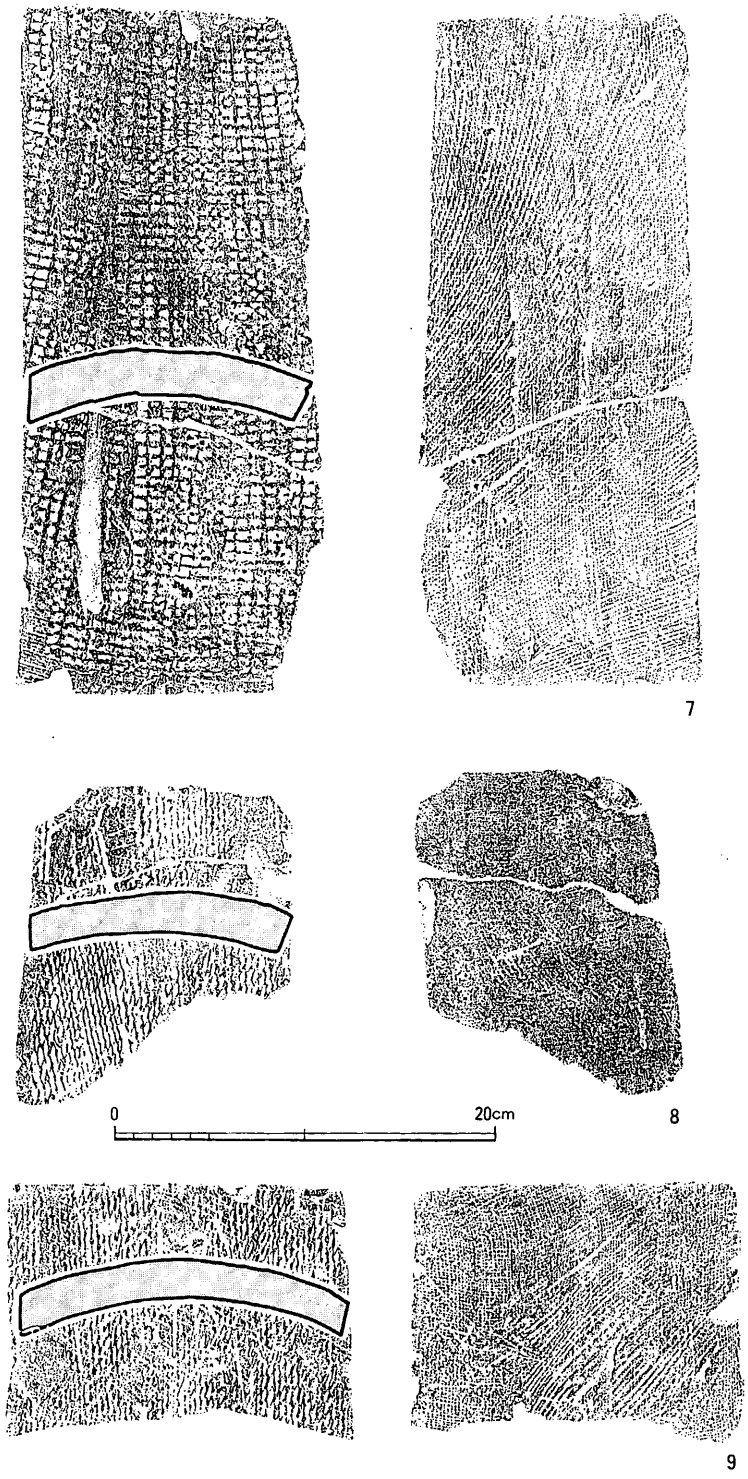


Fig.150 熨斗瓦拓影・実測図（2）（1/4）

（九歴1987）からの出土例であるから，730年代後半以前の熨斗瓦と考えて良い。また，凸面に残る正格子文からは，軒平瓦635との関連が考えられる。軒瓦第２段階のもの。

８は両端を欠く。幅13.3～13.8cm，残存長18.0cm，厚さ2.2cmを測る。幅からは，３枚割り熨斗瓦の可能性もある。縄目は11本，縒玉７個程が数えられる。両側面はケズリ。凹面の布目は整っているが，数えられる状態ではない。糸切り痕が見える。模骨の痕はない。砂粒の少ない粘土で，黒灰色に焼き上がるが，軟質である。正殿跡土壙SK108からの出土（九歴2000）。

９は狭端面を残す。狭端幅17.0cm，最大幅17.5cm，残存長13.3cm，厚さ2.0cmを測る。凸面の縄目は11本，縒玉数６個程である。端面及び両側面はケズリ仕上げ。凹面の布目は比較的粗い（縦17本，横14本）。糸切痕が目立つ。模骨痕はない。胎土・焼き上がりとも８に近似する。正殿跡土壙SK108からの出土（九歴2000）。

８・９ともに原体となる平瓦は，一枚作りされたものと考えて良い。軒瓦第３段階の熨斗瓦である。

大宰府跡では，ここまで紹介したように，平瓦が生瓦の状況で切りわけられた熨斗瓦は，軒瓦第２・３段階のものに限られている。現状で考えると，比較的多く軒瓦第１段階の軒丸瓦が出土している大野城跡及び観世音寺跡でも，熨斗瓦の原体となる軒瓦第１段階の平瓦の分離ができていない。また，軒瓦第４・５段階では，多量の丸・平瓦の出土量がありながら，焼成前に分割された熨斗瓦を見い出すことができない。

斜格子文熨斗瓦

しかし，円筒桶作り平瓦を原体として作られた熨斗瓦の出土例が，剣塚瓦窯にある。剣塚１号窯跡排水溝からの出土例である。剣塚瓦窯出土瓦は，大宰府政庁出土瓦例と共通する部分も多い。剣塚１号窯出土瓦は，窯跡出土土器から10世紀前後頃と推定されている（福岡県1978b）。このことから考えれば，円筒桶作り平瓦を原体とする熨斗瓦が大宰府政庁域で用いられなかったとは言い難い。剣塚瓦窯出土丸・平瓦の凸面の斜格子文から比較的古い時期のものと推定したい。円筒桶作り平瓦を原体とする熨斗瓦は，軒瓦第４段階では作られていたと考えるべきで，大宰府政庁域でも用いられたと考える。

註１）大宰府跡出土例では，丸瓦を分割して作られた熨斗瓦は見つかっていない。

（2）土　器　類

政庁跡の調査では，パンケース220箱程の土器類が出土している。その大半を須恵器・土師器が占めるが，黒色土器及び緑釉陶器・灰釉陶器・越州窯系青磁等の陶磁器類に加えて，縄文土器・弥生土器・古式土師器等の政庁築造以前の土器もかなりの分量出土している。

1）正殿(180次)出土土器

正殿地区からは，パンケース20箱程の土器が出土している。Fig.151～157に図示した土器は，『大宰府史跡平成10・11年度発掘調査概報』（九歴1999・2000）として既に報告した土器であるが，今回の報告に際してレイアウトを変更して掲載した。[1)]

SB010A出土土器（Fig.151，PL.81）

Ⅱ期正殿ＳＢ010Ａの基壇積土中から出土した土器で，政庁築造以前の６世紀後半～末の土器と政庁Ⅰ期（７世紀後半）から政庁Ⅱ期初頭（８世紀前半）にかけての土器がある。

須恵器蓋（１～11）　１～５は口縁部内面にかえりを有する蓋で，３のかえりは口縁端より大きくはみ出している。５は天井部が平坦な器形で，扁平な擬宝珠形摘みを貼付する。何れも調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリを主体とするが，３の外天井部は手持ちヘラケズリによる。５は器高1.4㎝，口径16.2㎝，摘み径2.9㎝を測る。

６～10は口縁端部が三角形をなすもので，８の口縁部外面の稜はシャープである。調整は何れも口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリにより，７は山形の摘み，10は擬宝珠形摘みを貼付している。また，８の内面は若干擦れており，転用硯になるか。11は摘み部の破片であるが，摘み径が3.8㎝と大きいことから口径は20㎝程になろう。

須恵器坏（12～18）　12・13は蓋受けのかえりを有する坏で，12のかえりは上方に立ち上がる。14・15は有高台の坏底部破片。14の高台は細身で，ハ字形に開く。16～18は無高台の坏で，16・18の口唇部はシャープ。底部と胴部の境は丸みを帯び，底部はヘラ切り後ナデによる。

須恵器壺（19・20）　19は肩部～胴下半部にかけての破片で，長頸壺になるか。肩部は丸味を帯びる。20は底部破片で，高台は剝落している。器壁が厚いことから壺の底部とした。

須恵器鉢（21～23）　何れも口縁部小片。21の口縁部はＳ字形に屈曲する。22は口縁部が内湾し，端部が直立するもの。23の口縁部は外方に開くもので，口唇部には平坦面を有する。

須恵器甕（24・26）　24は口縁部小片で，斜め上方に立ち上がる。口唇部は圭頭形を呈する。26も口縁部破片で，口径は20.0㎝に復原した。口縁端部は三角形を呈し，その直下にシャープな削り出し突帯を１条巡らす。口縁部はヨコナデで，頸部外面はハケ目調整後ナデ消す。

須恵器𤭯（25）　胴部の破片で，円孔はみられないが，𤭯とした。頸部直下に細い削り出し突帯と肩部にヘラ描沈線を１条巡らす。下半部はヘラケズリによる。

土師器蓋（27）　天井部破片で，摘みを欠く。天井部は丁寧なヘラミガキで，胎土は精良。

土師器坏（28～31）　有高台の坏底部片で，28・29の高台は細目で，外方に突出する。30・31は前者に比して太めの高台を貼付する。何れも胎土は精良で，色調は橙褐色を呈する。内面はヘラミガキにより，外底面は回転ヘラケズリ。

土師器甕（32）　口縁部は大きく外反する。口縁部ヨコナデ，内面ケズリ調整。

SB010A

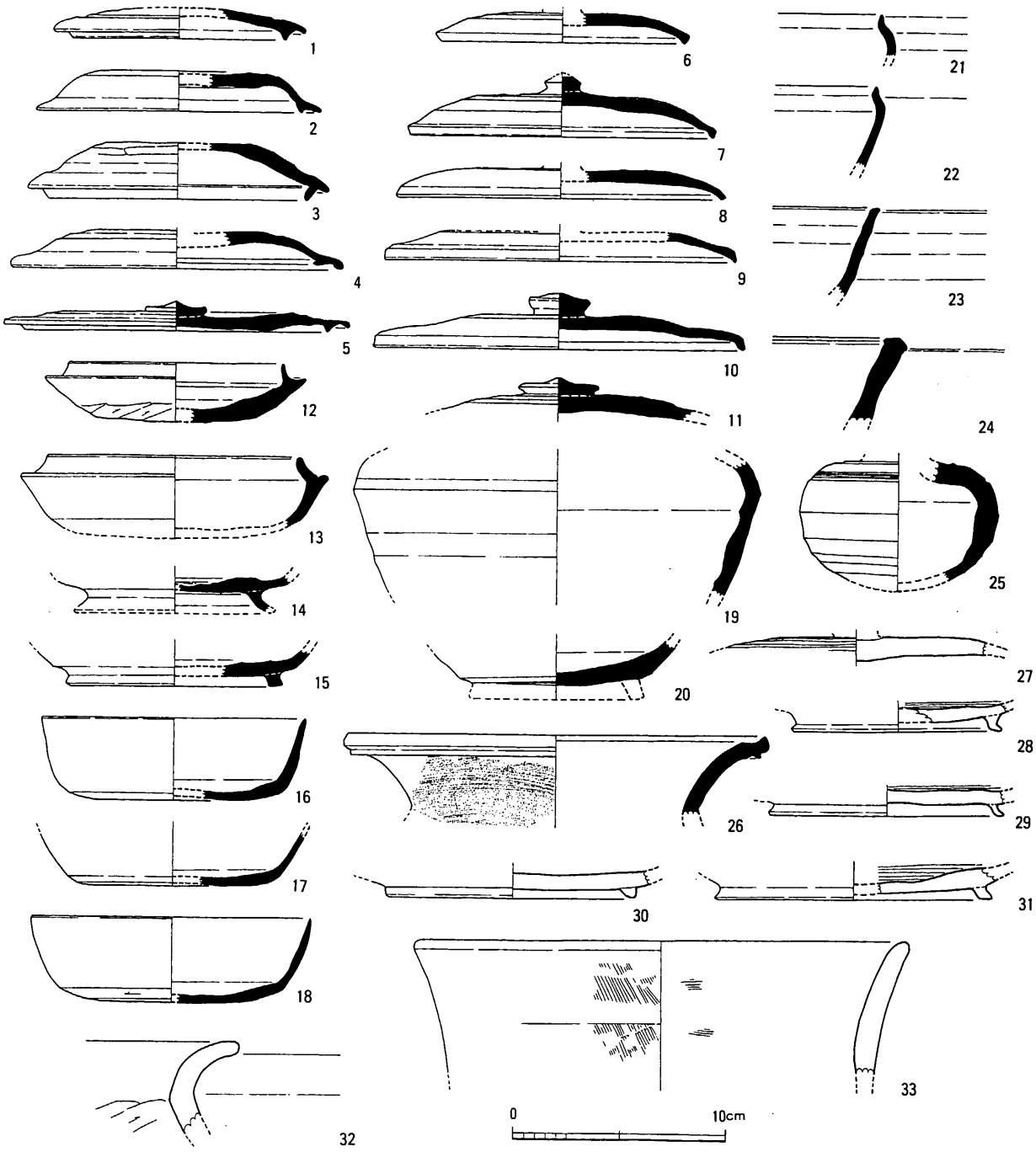


Fig.151 正殿地区遺構出土土器実測図（1）(1/3)

土師器甑（33）　口縁部の破片で，復原口径23.2cm。調整は内外面ともハケ目による。

SB010B出土土器（Fig.152，PL.81）

Ⅲ期正殿SB010Bの基壇積土中から出土した土器である。

須恵器蓋（1～6）　1・6は口縁端部が三角形を呈するもので，1は天井部に輪状摘みを貼付する。2～5は口縁部内面にかえりを有する。2・3の天井部は低く，4は低平なもの。5は焼き歪むが，器高は高く，天井部外面にカキ目を施す。4は器高2.5cm，口径15.3cm。

須恵器坏（7～12）　7～9は蓋受けのかえりを有するもので，9のかえりは小さく上方に立つ。胴部外面ヘラケズリ。10～12は有高台の坏底部破片。10は小型のもので，高台はシャー

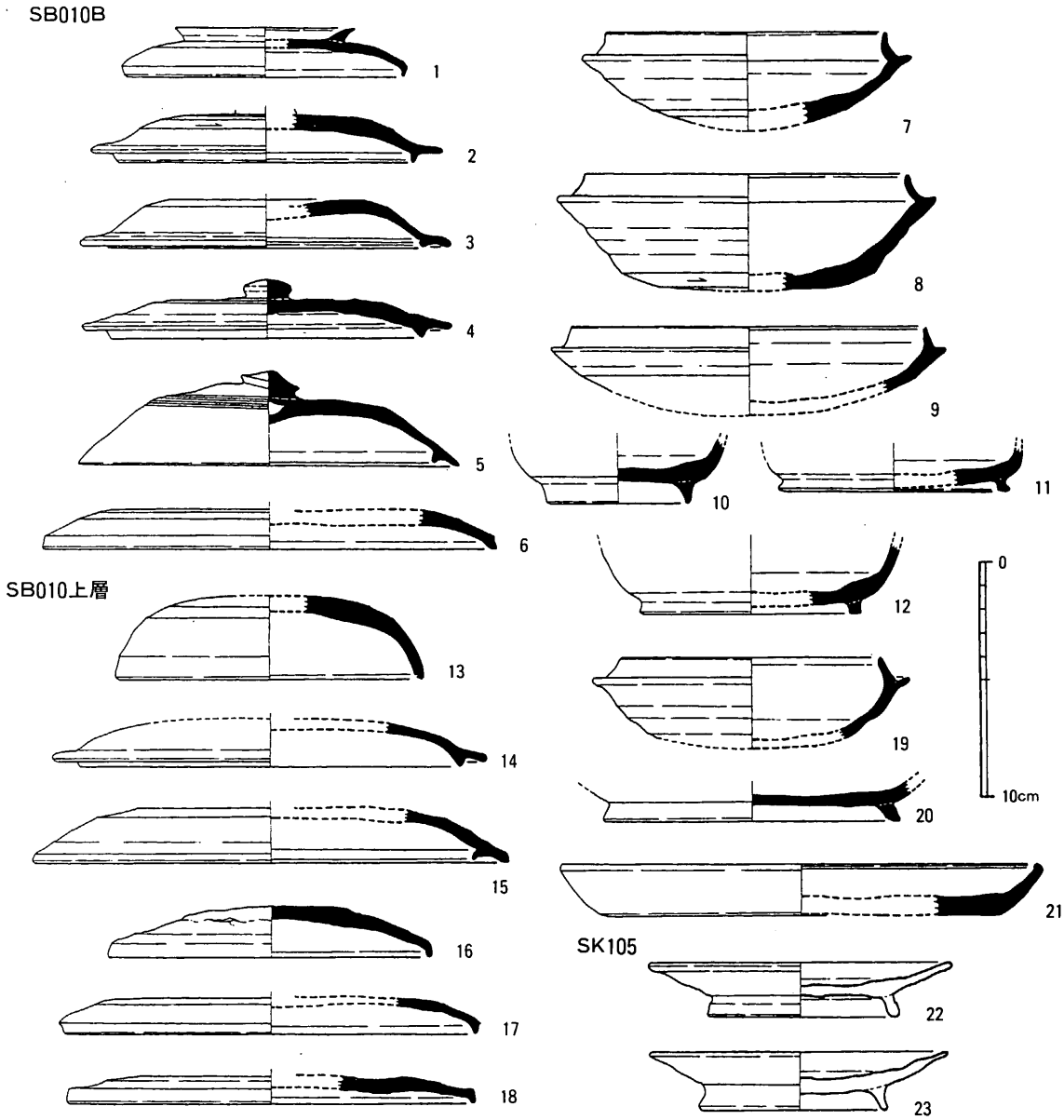


Fig.152 正殿地区遺構出土土器実測図（2）(1/3)

プである。11の高台は外方に突出し，12は断面方形を呈する。

SB010上層出土土器（Fig.152，PL.81）

Fig.152－13～21は，Ⅲ期正殿基壇積土上層から出土した土器である。

須恵器蓋（13～18）　13は天井部がドーム形を呈するもの。14・15は口縁部内面にかえりを有するもので，16～18は口縁端部が三角形を呈する。16は摘みを付さないタイプ。

須恵器坏（19・20）　19は蓋受けのかえりを有するもので，ナデ調整による。復原口径10.6cm。20は有高台の坏底部破片で，ハ字形に開く。

須恵器Ⅲ（21）　器高が低いタイプのⅢで，口唇部は丸く納める。復原口径20.0cm。

SB120出土土器（Fig.153，PL.81）

須恵器蓋（２）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，端部は爪先立つ。天井部に扁平な釦形摘みを付す。外天井部は回転ヘラケズリによる。器高1.3cm，口径13.8cm。

須恵器坏（１）　蓋受けのかえりを有する坏で，受部には蓋の一部が融着している。

SB121出土土器（Fig.153，PL.82）

須恵器蓋（３）　口唇部はシャープ。天井部は低平で，大型の摘みを貼付していたようだ。

土師器蓋（４）　口縁部小片であるが，直線的に立ち上がる器形から蓋とした。口縁部ヨコナデ，外天井部手持ちヘラケズリ，内面ミガキにより，口唇部に細い沈線を巡らす。

SB122出土土器（Fig.153）

須恵器蓋（５）　口縁部小片で，天井部との境に沈線を巡らす。口唇部内面の段は不明瞭。

土師器甕（６～８）　６は口縁部小片。７の頸部はよく締まり，口縁部は鈎形をなす。８の口縁部はＳ字形を呈する。７・８とも口縁部ヨコナデ，外面粗いハケ目，内面ヘラケズリ。

SB123出土土器（Fig.153，PL.82）

須恵器蓋（９～13）　９・10は口縁部内面にかえりを有するもの。11の口唇部は小さく立つ。天井部は平坦で，摘みは付していない。外天井部は手持ちヘラケズリにより，内面には墨痕が見られる。12の口唇部は丸く，低平な器形。13の口縁部はシャープで，蓋として実測した。９～11の蓋は建物に伴うと考えられるが，12は攪乱により混入したものであろう。

土師器坏（14）　坏の口縁部小片で，口縁部は丸く納める。内面には暗文がみられる。

SA110出土土器（Fig.154）

土師器蓋（１）　口縁部断面が三角形を呈する蓋で，天井部は低い。磨滅が著しいが，内外面ともヘラミガキ調整による。

SA111出土土器（Fig.154）

須恵器坏（２・３）　２は蓋受けのかえりを有する坏で，外面のヘラケズリはダイナミック。器高3.7cm，復原口径11.4cm。３は口縁部小片。口縁端部はシャープである。

土師器甕（４）　口縁部小破片で，頸部の締まりは悪い。内面は粗いヘラケズリによる。

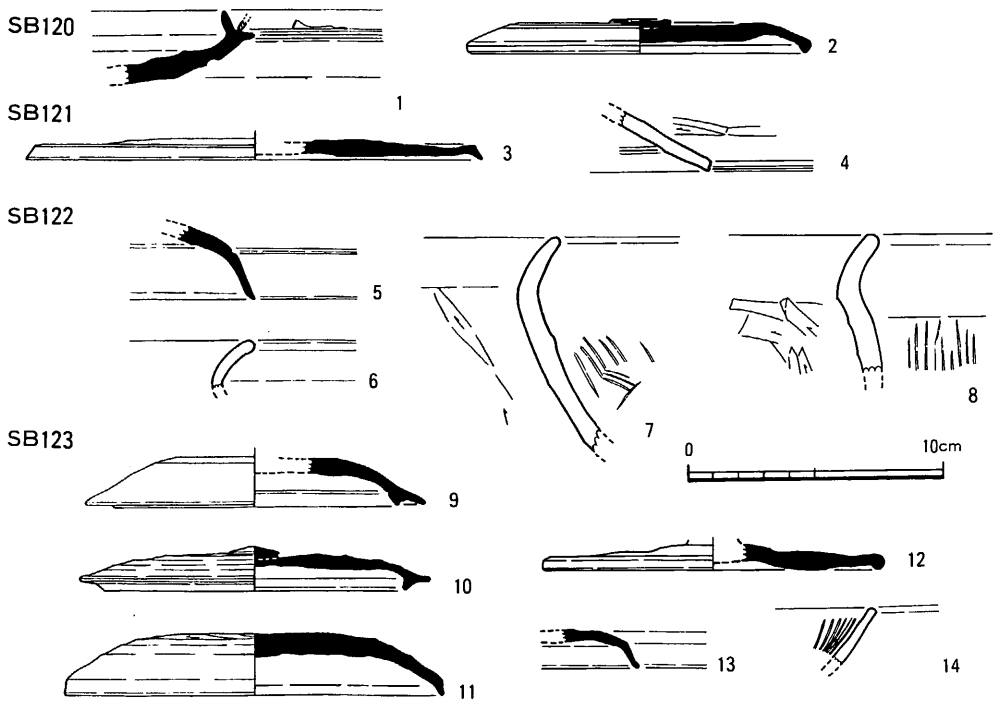


Fig.153 正殿地区遺構出土土器実測図（3）(1/3)

SA112出土土器（Fig.154）

須恵器蓋（5） 口縁部の小破片で，断面は三角形を呈する。端部は肉厚気味。

SD125出土土器（Fig.154，PL.82）

須恵器蓋（6～10） 6は天井部がドーム形を呈する蓋で，口縁部との境にヘラ描沈線を巡らす。7～9は口縁部内面にかえりを有する蓋。8の口唇部はシャープで，9は肉厚気味。7は器高が高いもので，8・9は低い形態。10は天井部の破片で，釦形の摘みを貼付する。

須恵器坏（11） 器壁が薄手の坏で，全体的にシャープな作り。器高4.5cm，復原口径15.6cm。胴部はヨコナデ調整による。

須恵器椀（12） 器壁が薄手のもので，口縁端部は上方に屈曲する。11同様，シャープな作りである。口縁部ヨコナデ，内外面ナデ調整による。口径は14.5cmに復原した。

土師器蓋（13） 器高に比して大きめの摘みを貼付する。調整は内外面ともヘラミガキによる。器高1.9cm，口径14.6cm，摘み径2.6cmを測る。胎土は精製され，砂粒を殆ど含まない。

土師器甕（14） 口縁部は締まりのない頸部から緩やかに外反し，端部を細く仕上げている。口縁部ヨコナデ，外面細かいハケ目，内面ヘラケズリによる。口径は26.6cmに復原した。

SD126出土土器（Fig.154）

須恵器坏（15） 口縁部小片で，口唇部は僅かに突出する。ヨコナデ調整による。

SD127出土土器（Fig.154）

須恵器蓋（16） 口縁部小片で，端部の立ち上がりは高く，外面に幅広の面を有する。

SD4470出土土器（Fig.154，PL.82）

土師器壺（17） 小型丸底壺で，口縁部は内湾気味に開く。器面調整はヘラミガキによるが，器壁が厚く全体的に雑な作り。器高6.8cm，復原口径11.2cm。外底面には黒斑がみられる。

SK105出土土器（Fig.152，PL.82）

土師器高台付皿（22・23） 22・23はSB010Bに伴う祭祀土壙の出土。坏部は深めで，ハ字形に開く低めの高台を貼付する。口縁部ヨコナデ，内面ナデ調整による。器高は22が2.3cm，23は2.5cmで，口径は22が12.6cm，23は12.4cm。

SK108出土土器（Fig.154）

須恵器甕（18） 口縁部が「く」字形に屈曲する甕で，口縁端部は幅広の面を持つ。胴部外面格子目タタキ，内面は工具によるナデツケによる。口径は24.8cmに復原した。

SX132出土土器（Fig.154）

須恵器蓋（20） 口縁部の立ち上がりが高く，「く」字形に屈曲する。蓋としては特異な形態を呈するが，外面にカキ目がみられることから蓋として実測した。口縁部はヨコナデ調整による。口径は15.0cmに復原した。

SX133出土土器（Fig.154）

須恵器坏（21） 口縁部小片で，薄手の作り。口縁部のやや下位にヘラ描沈線を巡らす。口縁部はヨコナデ調整による。復原口径11.1cm。

SX135出土土器（Fig.154）

土師器壺（19） 小型丸底壺の口縁部破片で，口縁部は内湾気味に立ち上がる。極めて薄手の作りで，内外面とも細かいヘラミガキを施している。胎土も砂粒を殆ど含まず精良。

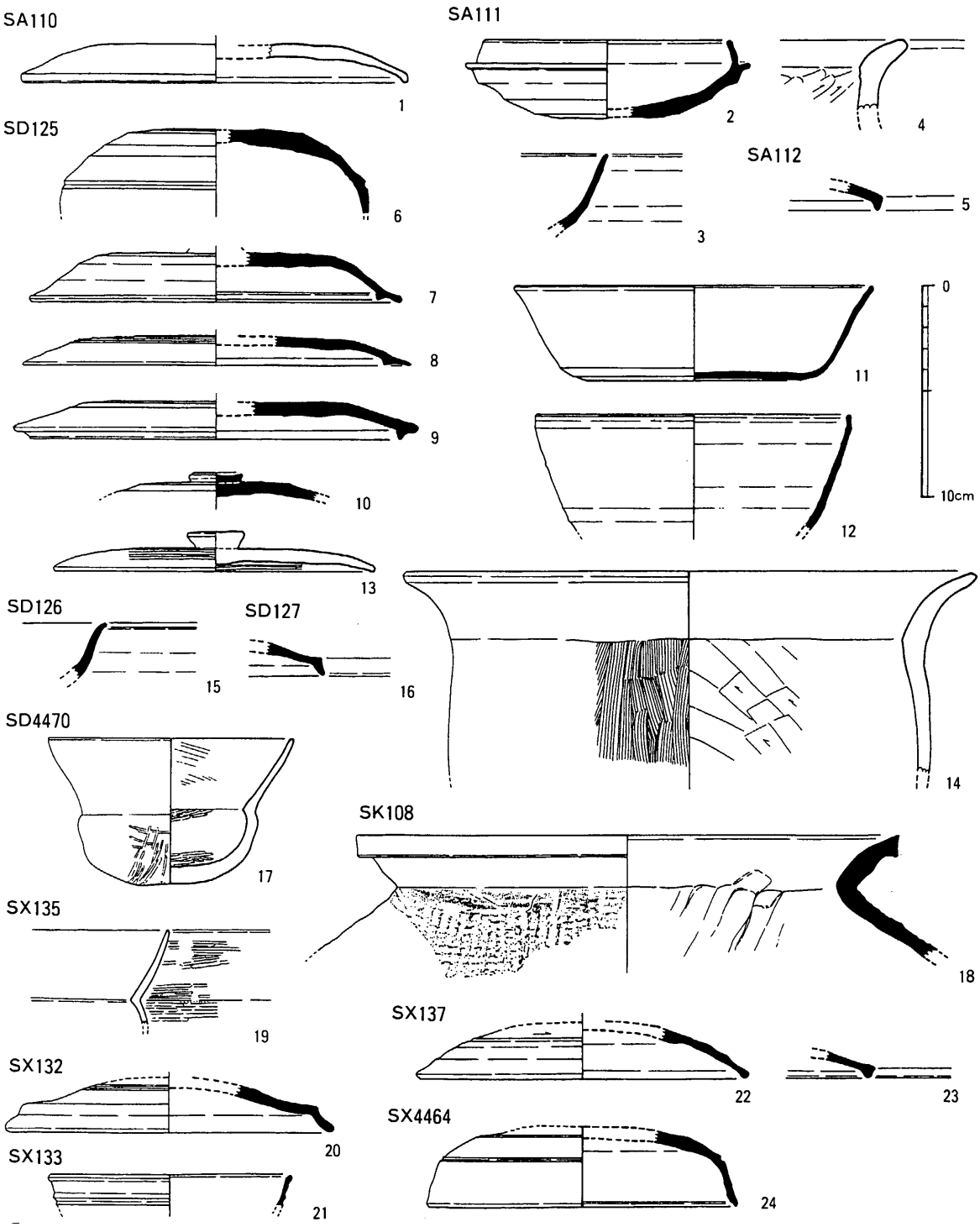


Fig.154 正殿地区遺構出土土器実測図（4）(1/3)

SX137出土土器（Fig.154）

須恵器蓋（22・23）　22・23は口縁端部が三角形を呈するものであるが，22の内面の段はそれ程明瞭ではない。口縁部ヨコナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。口径は15.4cmに復原した。23の口唇部は肥厚気味で，端部は爪先立つ。

SX4464出土土器（Fig.154）

須恵器蓋（24）　天井部がドーム形を呈する蓋。口唇部内面に僅かな段を有し，天井部との境にヘラ描沈線を巡らす。口縁部はヨコナデ調整による。口径は14.2cmに復原した。

Ⅰ期整地層出土土器（Fig.155・156，PL.83）

1～16は第1整地土層出土品で，政庁築造以前の時期のものが主体をなす。

須恵器蓋（1～5）　1～4は天井部がドーム形を呈する蓋で，5の天井部は低い。口唇部内面の段は5を除き僅かなもので，2は丸く納めるのみ。1・2は器壁が厚い。何れも天井部との境にヘラ描沈線を巡らしている。調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。口径は1が11.6cm，2は12.4cm，5は14.0cmに復原した。

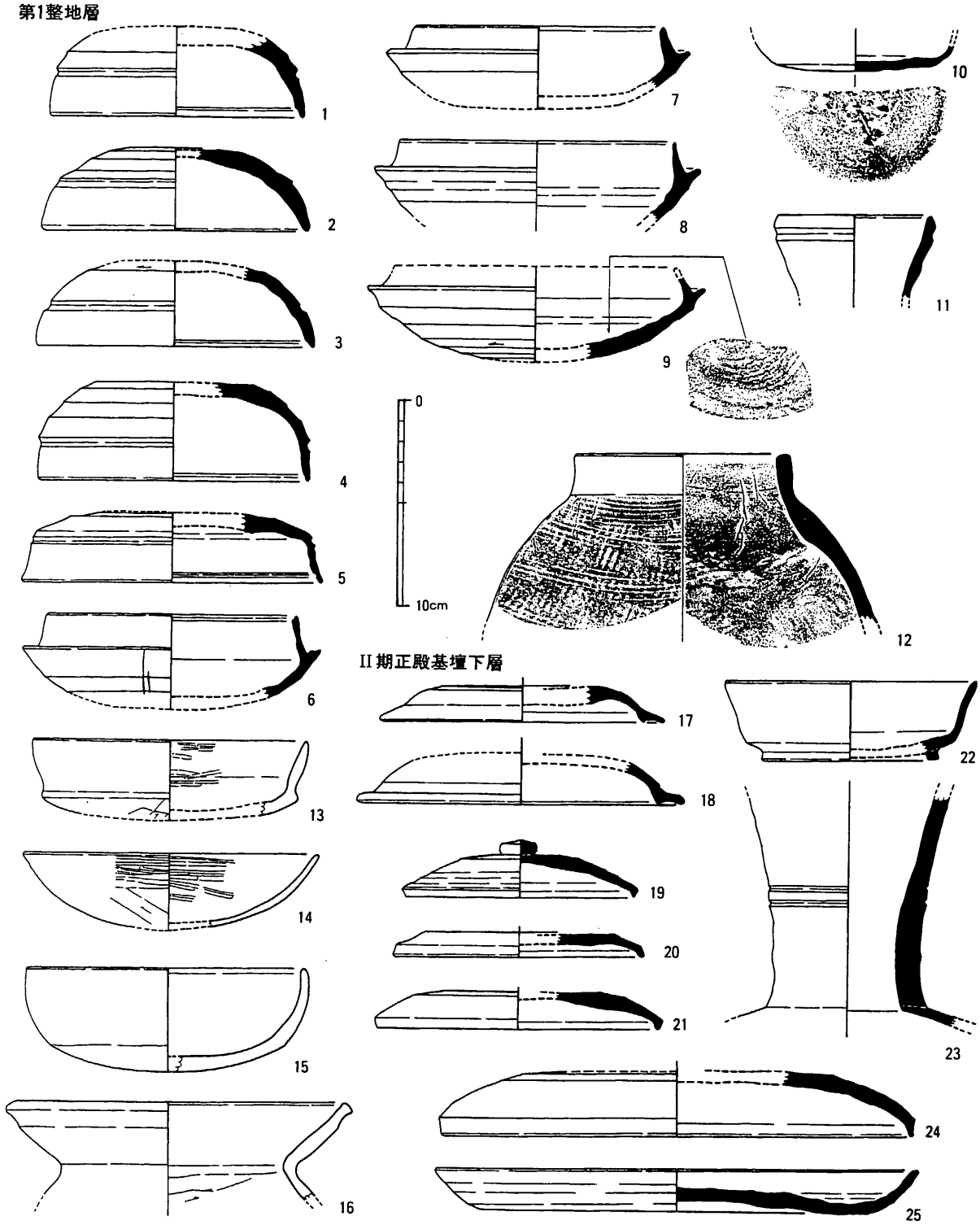


Fig.155 正殿地区整地層出土土器実測図（1）(1/3)

須恵器坏（6～10）　6～9は蓋受けのかえりを有する坏で，6のかえりは高く，端部に段を有する。8のかえりは直立気味で，7・9は斜め上方に立ち上がる。調整は何れも口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリにより，9は内底面に円弧当具痕を留める。

10は底部破片で，ヘラ切りによる。また，底部外面には一本線のヘラ記号を付している。

須恵器壺（12）　12は短頸壺で，短い頸部から撫肩の肩部に移行することから長胴になろう。外面は平行線タタキの後粗いカキ目を施し，内面は円弧当具痕をナデ消している。

須恵器提瓶（11）　口縁部小片であるが，提瓶もしくは横瓶になろう。口縁部のやや下位に幅広のヘラ描沈線を巡らす。口径は7.2cmに復原した。

土師器坏（13・14）　13は口縁部との境に段を有する器形で，口縁部は内湾気味に立ち上がる。口縁部内面は細かいミガキにより，外底部は手持ちヘラケズリによる。14は丸底の坏で，口縁部は内湾する。口縁部はヘラミガキにより，底部外面は手持ちヘラケズリ調整。

土師器椀（15）　深めの器形で，口縁部はやや内湾する。口縁部はヨコナデにより，底部外面は手持ちヘラケズリによる。器高5.0cmで，口径は13.0cmに復原した。

布留式甕　土師器甕（16）　布留式の甕で，口縁部は良く締まっている。口唇部直下を強く撫でるため口縁部断面が三角形を呈する。口縁部ヨコナデ，内面ヘラケズリ調整による。

Ⅱ期正殿基壇下層出土土器（Fig.155・156，PL.83）

Fig.155−17～25，Fig.156−1～4はⅡ期政庁築造時期の指標となる土器群。

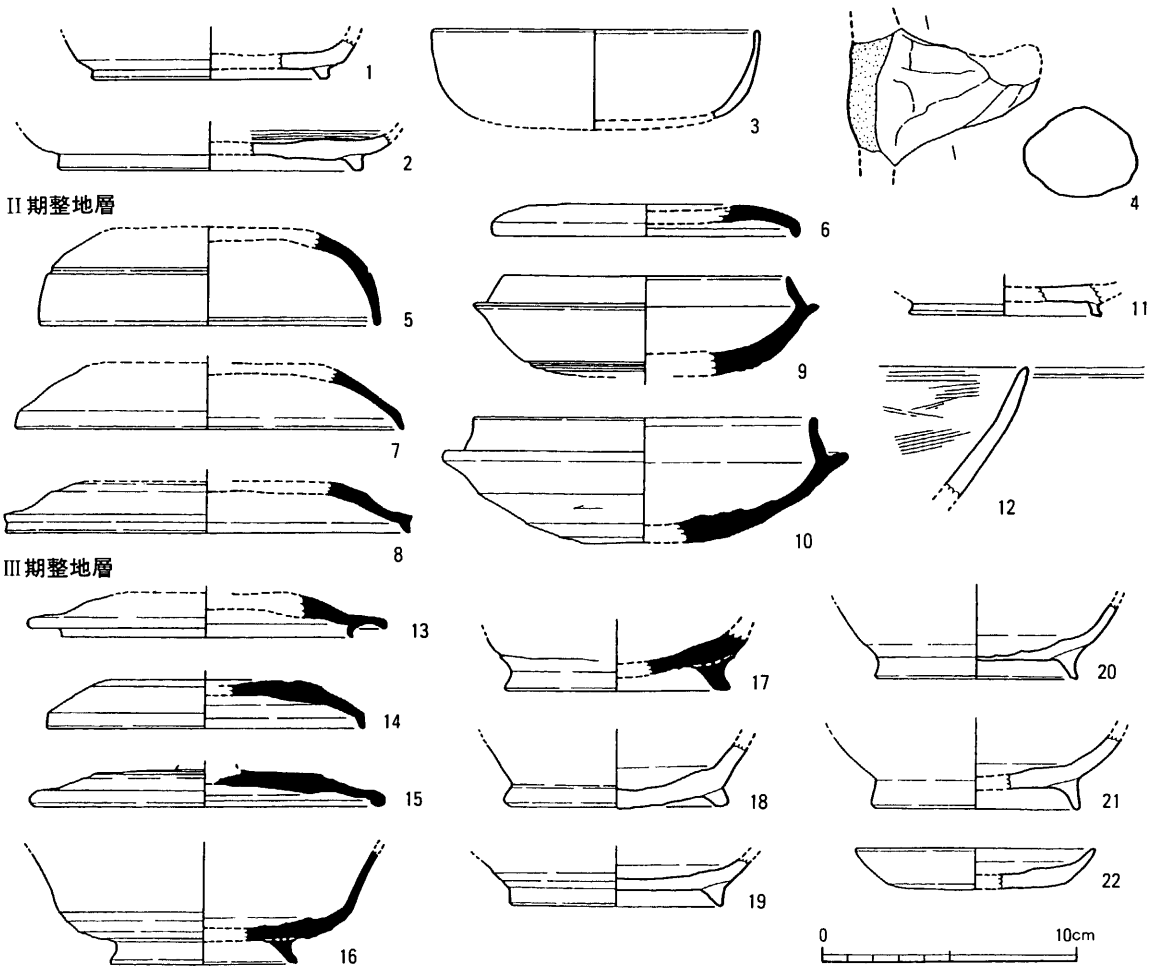


Fig.156 正殿地区整地層出土土器実測図（2）(1/3)

須恵器蓋（17～21・24）　17・18は口縁部内面にかえりを有する蓋で，19～21は口縁端部が三角形を呈するもの。19は完形品で，器高2.8cm，口径10.8cm。口縁端部は爪先立つ。天井部に扁平な摘みを貼付する。20・21の器高は低い。24は大型の蓋で，口径は22.0cmに復原した。口唇部はシャープな作り。口縁部は内外面ともヨコナデで，外天井部は回転ヘラケズリ。

須恵器坏（22）　有高台の坏破片で，器高3.8cm，復原口径11.8cmと小型の器形。高台は断面方形を呈する。調整は内外面ともヨコナデによる。

須恵器皿（25）　浅めの器形で，口縁部との境が丸味を帯びる。口縁部ヨコナデ，外面はヘラケズリの後ナデ消しによる。器高2.0cm，復原口径22.8cmを測る。

須恵器壺（23）　長頸壺の頸部破片で，頸部中位に２状のヘラ描沈線を巡らす。

土師器坏（１・２）　１・２は有高台の坏底部破片。断面方形の低い高台を貼付する。内面はミガキ調整による。高台径は１が9.2cm，２が11.8cmに復原した。

土師器椀（３）　深めの器形で，口縁部はやや内湾する。器面の磨滅が著しく，調整は不明。

土師器甑（４）　取手部破片で，甑の取手になろう。ヘラで面取りをしている。

Ⅱ期整地層出土土器（Fig.156）

須恵器蓋（５～８）　５は天井部がドーム形を呈する蓋で，天井部との境にヘラ描沈線を１条巡らしている。６～８は口縁端部が三角形を呈するもので，７の端部はシャープである。６は低平な器形。８は口縁端部が爪先立つもの。

須恵器坏（９・10）　９・10は蓋受けのかえりを有する坏で，９のかえりは斜め上方に，10は直立気味に立ち上がる。外底部はヘラケズリによるが，９は一部カキ目を施している。

土師器坏（11）　底部の小破片で，高台は細身。内外面ともミガキ調整による。

土師器鉢（12）　口縁部が緩やかに内湾する形状から鉢とした。口唇部は丸く納める。内面ハケ目，外面ナデ調整による。

Ⅲ期整地層出土土器（Fig.156）

須恵器蓋（13～15）　13は口縁部内面にかえりを有する蓋で，かえりは口縁端部からはみ出る。14は口縁端部が爪先立つもので，15の口縁端部は肥厚する。15の復原口径は13.8cm。

須恵器坏（16・17）　有高台の坏で，ともに口縁部を欠く。16の高台は割合高く，ハ字形に開く。口縁部内外面はヨコナデで，底部付近はヘラケズリの後ナデ消している。17は太くしっかりした高台を底部端寄りに貼付する。

土師器椀（18～21）　何れも高台付近の破片で，18の高台は太めで低く，20・21は細身の高い高台を貼付する。外底面はヘラ切り後ナデており，胴部はヨコナデによる。

土師器皿（22）　浅めの皿で器高1.6cm，口径9.4cmで，底部はヘラ切り。

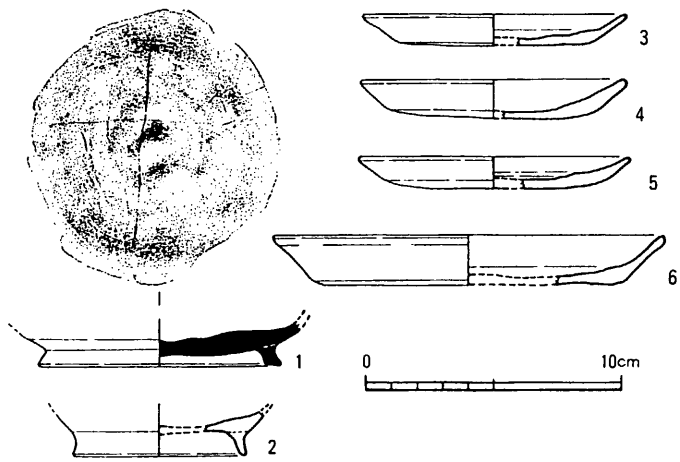


Fig.157 正殿地区その他土層出土土器実測図 (1/3)

その他土層出土土器（Fig.157，PL.83）

須恵器坏（1）　底部破片で，低めの高台を貼付する。内面はナデ調整による。また，内面には鋭利な工具で十字形のヘラ記号を付している。高台径は9.6cmを測る。東トレンチ橙灰色土の出土。

土師器椀（2）　底部破片で，高台は細目。内面はナデ調整による。高台径は6.8cmに復原した。Ⅲ期基壇西北隅部の地覆石抜き取り穴から出土した。

土師器皿（3～6）　3～5はヘラ切りの小皿で，復原口径は10.4cm前後。4の口縁部には油煙が付着しており，灯火器として使用したもの。FM56茶褐色土の出土。

灯火器として使用

6は器高1.9cm，復原口径15.3cmを測る。口縁部はヨコナデ調整で，中央が細くなっている。外底部には板状圧痕がみられる。

註1）今回の再録に際しては，遺構・層位の古い順から並べ，極小片は割愛した。なお，平成11年度概報第14図21・22・25は同一個体として接合したため，今回はFig.151－16として一点のみ掲載した。

2）後殿(49次)出土土器（Fig.158）

小規模なトレンチ調査であったため，土器の出土量はパンケース2箱程度であった。なお，Fig.158－1・5は49次調査出土品であるが，実際には後殿ではなく正殿背面東側階段部に設けた8トレンチの出土。他は後殿1トレンチ雨落溝の出土。

須恵器蓋（1）　口縁部に平坦面を有し，端部が外方に突出することから蓋とした。口縁部はヨコナデ調整による。口径は21.0cmに復原した。正殿8トレンチ階段北側の出土。

須恵器壺（2）　底部の破片で，太めの「ハ」字形に開く高台を貼付する。内外面ともナデ調整による。灰白色を呈し，須恵器の生焼け品。

土師器坏（3・4・6）　6は口縁部，3・4は底部の破片で，3・4はヘラ切りによる。6はヨコナデ調整により，口径は12.8cmに復原した。

土師器椀（5・8・9）　何れも底部の破片で，5は割と高めの高台を貼付する。8・9の高台は低く，シャープである。また，9は高台下端に沈線状の段を有する。何れも内面はナデ調整による。

土師器高台付皿（7）　高台は剥落しているが，痕跡は明瞭である。口縁部は肉厚の底部から引き出している。口縁部ヨコナデ，内底面は工具によるナデ。口径は14.0cmに復原した。

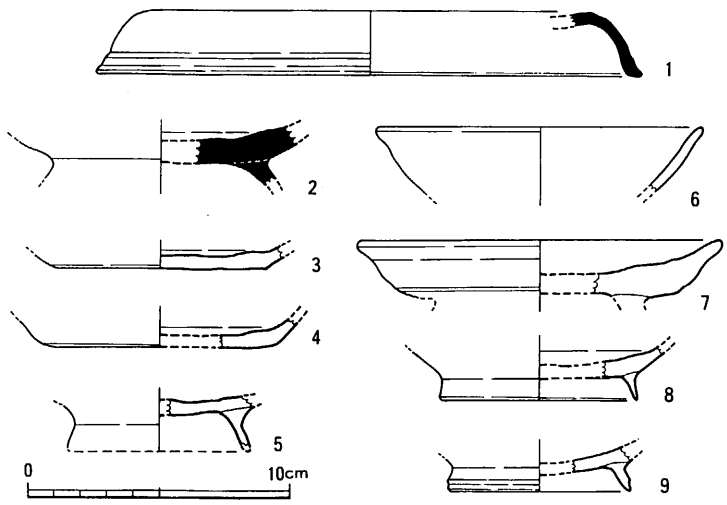


Fig.158 後殿地区出土土器実測図（1/3）

3）西脇殿(30次)出土土器

西脇殿地区の調査では，パンケース10箱程度の土器が出土した。

SB545出土土器（Fig.159）

須恵器坏（1・2） 1は口縁～底部にかけての破片で，坏部は深め。残存部位に高台を貼付した痕跡がみられないので，元々高台が付かない形態であろう。口径は14.2cmに復原した。2は有高台の坏破片で，口縁端部と高台端部を欠く。口縁部～内面にかけてはヨコナデで，外底部付近はヘラケズリ調整による。

SB550出土土器（Fig.159，PL.84）

須恵器蓋（3・4） 3は口径に比して大きめの輪状摘みを貼付する。全体としてシャープな作りで，口縁部の立ち上がりも高い。器高2.5cm，口径10.6cm，摘み径6.2cmを測る。4は低平な器形で，口唇部が突出する。外天井部は手持ちヘラケズリによる。

須恵器坏（5） 蓋受けのかえりを有する坏で，かえりの立ち上がりは弱い。口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外面回転ヘラケズリによる。器高3.3cm，口径11.7cmを測る。

SB550雨落出土土器（Fig.159）

SB550西側塼積基壇前面から出土した土器で，Ⅲ期脇殿に伴うものであろう。

土師器椀（6～9） 何れも底部破片で，低めの高台を貼付する。7の高台は細身。8・9は断面三角形の高台を貼付する。底部はヘラ切りで，内面はナデ調整による。

SC060回廊窪み出土土器（Fig.159，PL.84）

須恵器坏（15） 有高台坏の底部破片で，高台には沈線状の段を付す。また，外底面には

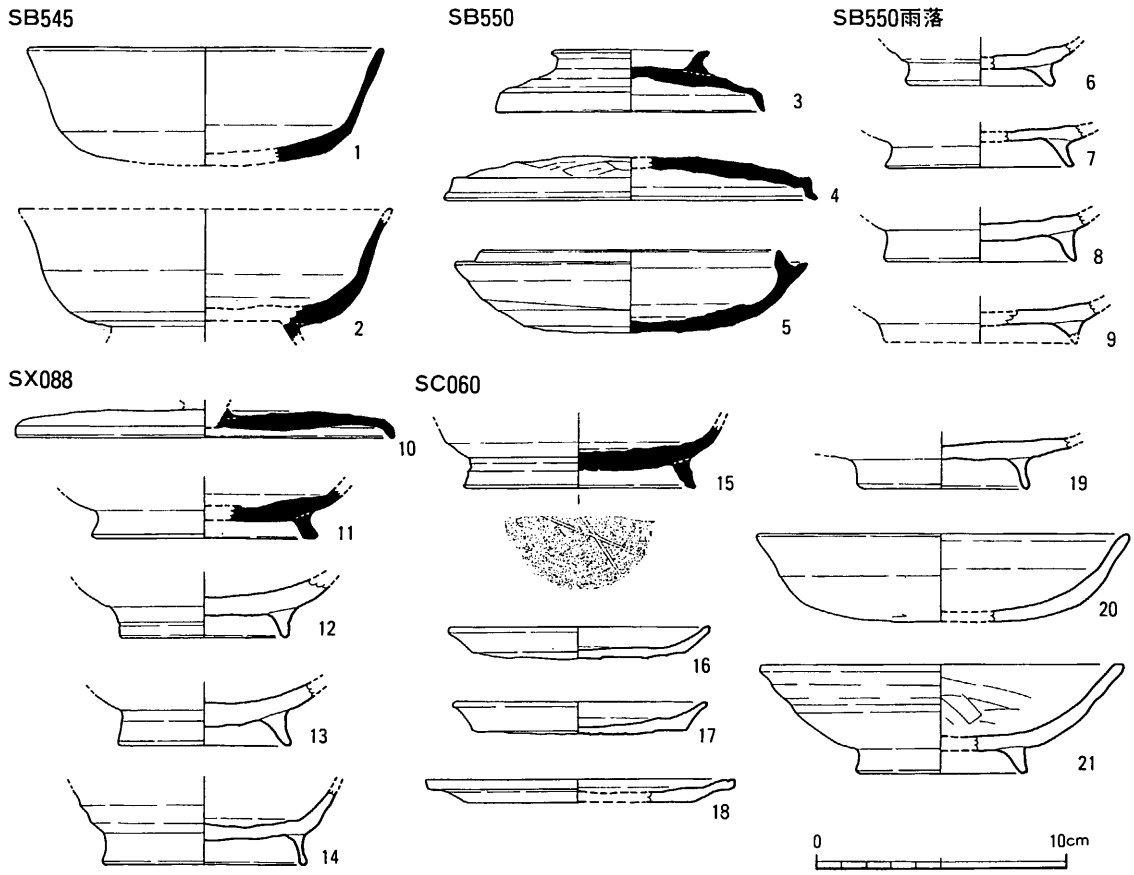


Fig.159 西脇殿地区遺構出土土器実測図（1/3）

「×」字形のヘラ記号を施している。内面はナデ調整による。高台径は9.2cmに復原した。

土師器皿（16～18）　16・17は小皿の破片で，口径は16が10.5cm，17は10.2cm。18は口唇部内面に僅かな沈線を有する。何れもナデ調整により，底部はヘラ切り。

土師器高台付皿（19）　底部の破片であるが，口縁部が水平に開くことから高台付皿とした。高台はやや低めで，器面調整はナデによる。

土師器坏（20）　口縁～底部にかけての破片で，底部は丸味を帯びる。口縁部は胴部から引き出しており，底部との境に屈曲を有する。内面はヘラミガキにより，外底面は手持ちヘラケズリ調整による。復原口径は15.0cmを測る。

土師器椀（21）　浅めの坏部に低い高台を貼付する。外面はナデで，内面は工具による擦過。器高4.4cm，口径14.6cm，高台径6.8cmを測る。

SX088石敷出土土器（Fig.159）

脇殿ＳＢ550東側に設けたトレンチ出土土器で，石敷遺構に伴うもの。

須恵器蓋（10）　天井部が低平な蓋で，口縁部は爪先立つ。摘みは欠失する。口縁部ヨコナデ，外天井部回転ヘラケズリ後ナデ，内面ナデによる。口径は15.0cmに復原した。

須恵器坏（11）　有高台の坏底部破片。ハ字形に開くやや高めの高台を貼付する。高台端部は外方に小さく出る。内面はナデによる。

土師器椀（12～14）　何れも底部破片で，低めの高台を貼付する。12・13の高台は断面三角形を呈し，14の高台は細身。何れも底部はヘラ切りにより，内面はナデ調整。

瓦層出土土器（Fig.160，PL.84）

土師器皿（１～４）　１～３は口径10cm前後の小皿で，底部はヘラ切りによる。１は口縁部内面に僅かな窪みを有する。４は器高1.8cm，口径12.2cmを測る。底部に板状圧痕を留める。

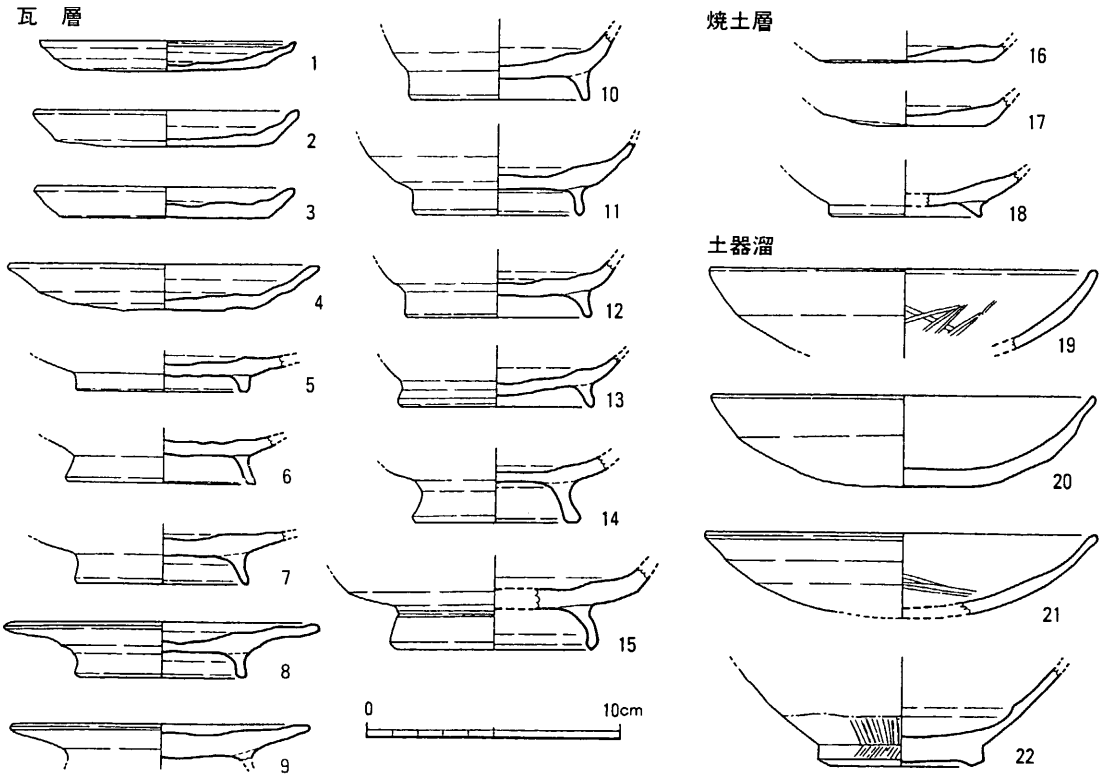


Fig.160 西脇殿地区土層出土土器・陶磁器実測図　(1/3)

土師器高台付皿（５～９）　高台が低めのもの（５・８）とやや高めのもの（６・７）がある。何れも底部はヘラ切りによる。８は器高2.2cm，口径8.4cm，高台径6.7cmを測る。

土師器椀（10～15）　何れも底部破片で，口縁部を欠く。高台高が１cm前後と低いもの（10～13）と1.5cmとやや高めのもの（14・15）がある。内面はナデ調整により，底部はヘラ切りによる。また，12・13は底部に板状圧痕を留める。

焼土層出土土器（Fig.160）

土師器皿（16・17）　小皿の小片で，口縁部を欠く。底部はヘラ切りによる。

土師器椀（18）　口縁部を欠く。高台は低く，断面三角形を呈する。内面はナデ調整。

土器溜出土土器・陶磁器（Fig.160，PL.84）

土師器坏（19～21）　19～21は丸底の坏で，20の口縁部は肉厚の胴部から引き出している。19・21の内面はヘラミガキ，20の内面はナデ調整による。20は器高3.6cm，口径15.0cm。

白磁椀（22）　椀の口縁部破片で，高台径6.4cmを測る。高台は削り出しによるが，高台高は低い。見込みにはヘラケズリによる段を有する。内面から胴部下半にかけて淡緑灰色の釉薬をかける。高台付近外面から高台内にかけては露胎。

その他土層出土土器・陶器（Fig.161，PL.84）

１～３は床土，４～９は黄褐色土，10～16は明灰色土，17～24は黄茶色土他，25～32は砂質土の出土。

須恵器蓋（１・２・４・５・25～29・32）　１・26・27は口縁部内面にかえりを有する蓋で，26・27の突出度は弱い。１の外天井部はカキ目調整により，山形の摘みを貼付する。２・５は天井部が低平なもの。４は天井部の破片で，内窪みの大きい摘みを貼付する。カキ目の後にハケ状工具によるハ字形の連続刺突文を施す。25は天井部がドーム形を呈する蓋で，内天井部に　刺突文
は円弧当具痕を留める。28・29は口縁部が爪先立つ蓋で，28は天井部に内窪みの摘みを貼付する。32は大型の蓋で，口径は29.2cmに復原した。外面ヘラケズリ，内面ナデ調整による。

須恵器坏（６・30・31）　６は蓋受けのかえりを有する坏で，底部は平坦な器形。口縁部ヨコナデ，外面回転ヘラケズリにより，内底面には円弧当具痕を留める。器高3.3cm，復原口径11.6cm。30は有高台の坏で，断面方形の高台を貼付する。口径に比して器高は低めで2.8cmを測る。31は底部破片で，口縁部を欠く。底部はヘラケズリによる。

土師器皿（10）　小皿の破片で，底部には板状圧痕を留める。復原口径10.0cm。

土師器高台付皿（11・17～20）　高台を付した皿で，11・18の高台は細身である。20のIII部は他のものに比して浅い。何れもナデ調整による。11は器高2.0cm，口径10.2cm，高台径6.0cmで，19は器高2.6cm，口径13.0cm，高台径8.8cmを測る。

土師器坏（３・９・15・23）　丸底を呈する坏で，３は口縁部ヨコナデ，外面ナデで，内面は擦過後に雑なヘラミガキを施す。９・15は外面ナデで，内面にはこて当痕がみられる。

土師器椀（７・８・12・13・21・22）　７は口縁部との境に段を有する坏で，高台は低い。磨滅が著しいが，内面はヘラミガキによるか。８は高台部の破片であるが，高台内に丹を塗布　丹を塗布
した珍しいもの。12・13・21は底部破片。高台は低めで，ハ字形に開く。22の口縁部は一旦屈曲して立ち上がる。高台を欠くが，高さはそれ程高いものではないものと思われる。

土師器器台（16）　円柱の脚部破片で，中心に円孔が貫通する。外面はナデ調整。

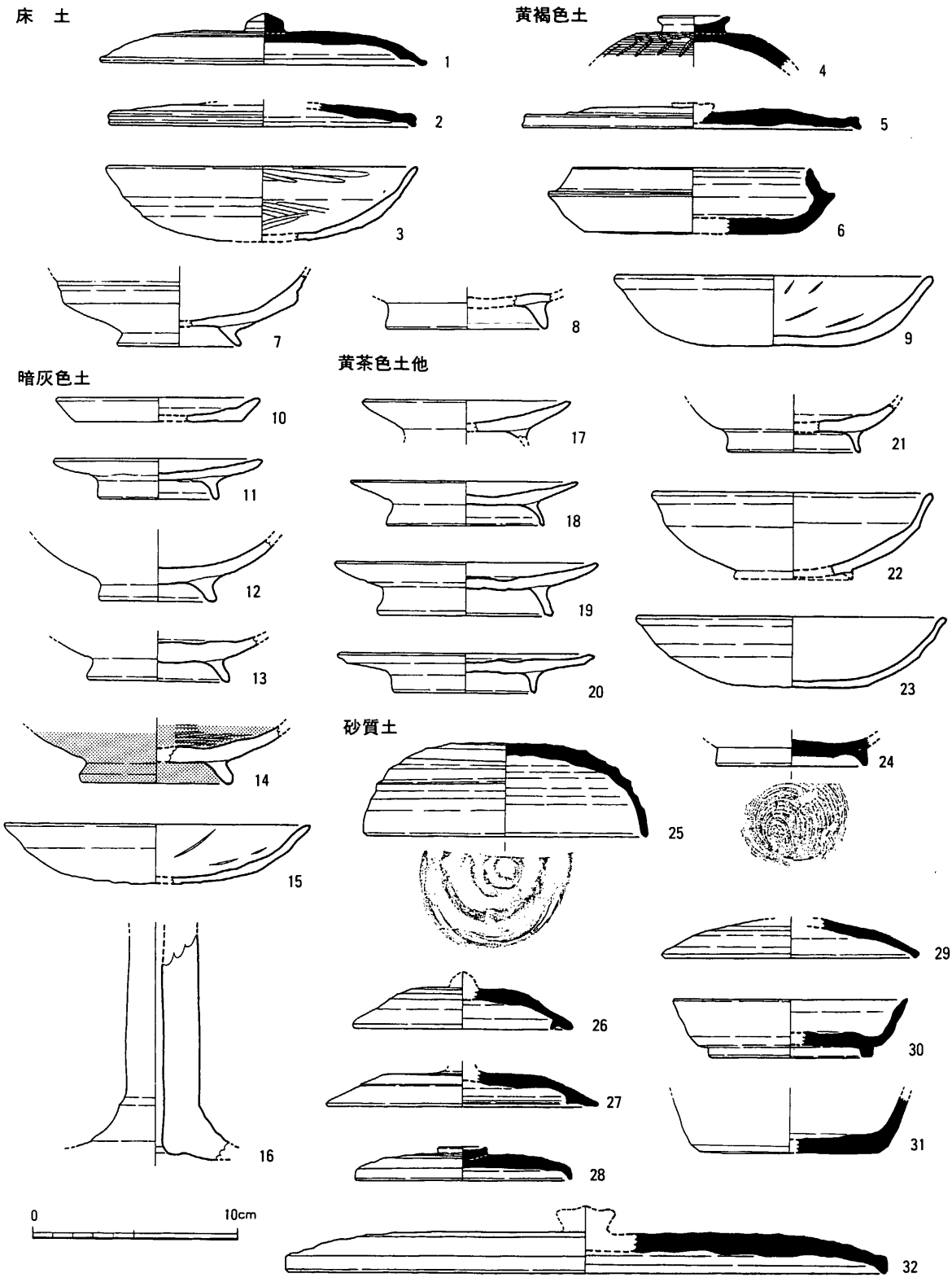


Fig.161 西脇殿地区土層出土土器・陶器実測図　(1/3)

黒色土器椀（14）　内外面を燻したB類で，内面は細かいヘラミガキによる。

灰釉陶器椀（24）　釉薬は殆ど遺存していないが，胎土・調整から灰釉陶器とした。底部破片で，糸切り後に高台を貼付している。内面は平滑であるが，墨痕は認められず，それが如何なる理由により生じたかは不明。

4）南門(1次)出土土器

南門地区の調査では，パンケース15箱程度の土器が出土した。

SA002出土土器（Fig.162）

須恵器坏（1） 蓋受けのかえりを有する坏で，かえりは斜め上方に立つ。口縁部はヨコナデ調整による。口径は11.0cmに復原した。

SB001出土土器（Fig.162・PL.85-1）

須恵器蓋（2～5） 2は天井部が丸い器形で，外天井部はカキ目による。3は口縁端部が三角形を呈する蓋で，端部は爪先立つ。4の口縁部は丸く肥厚気味で，器高も低平な器形。5は口縁端部を欠くが大型の蓋で，口径は23cm程になろう。天井部には大きめの扁平な摘みを貼付する。口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。

須恵器坏（6・7） 6・7は底部破片で，断面方形の低めの高台を貼付する。

須恵器壺（8・9） 8は長頸壺の口頸部破片で，口縁部は水平に開く。頸部中央にヘラ描沈線を1条巡らす。外面はナデによるが，シボリ痕を留める。9は壺の胴下半部破片で，外面はヘラケズリによる。

須恵器高坏（10） 脚部の破片で，裾部はへたっている。外面はカキ目調整による。

土師器皿（11・12） 11は皿の破片で，口唇部はシャープ。復原口径15.2cm。12は底部破片で，口縁部を欠く。

土師器甑（13） 底部破片で，復原底径19.2cm。内面はダイナミックなヘラケズリで，外面裾部には格子目タタキを留める珍しい例。2・4・5・11・12が掘形出土で，3・6・7・9・10は基壇積土中の出土，8は基壇化粧前面から出土した。

SD006出土土器（Fig.163）

須恵器高坏（1・2） 1は坏部が丸味を帯びる高坏で，脚部を欠く。外底部はヘラケズリ調整による。復原口径16.0cm。2は脚部破片で，裾部はL形に開く。裾部径10.4cm。

土師器椀（3） 丸い器形で，底部は平底を残す。外面工具ナデの後ヘラミガキ，内面工具ナデによる。器高4.6cm，復原口径7.6cmを測る。

SK011出土土器・陶磁器（Fig.163）

須恵器坏（4） 蓋受けのかえりを有する坏で，かえりは高い。口径11.6cm。

土師器椀（5～11） 5は底部を欠くが，大型の椀になろう。復原口径20.2cm。6～11は底部破片で，6の高台は高く細身で，7～11は低い。器面はナデ調整による。

黒色土器椀（12） 底部の破片。内面を燻したA類で，内面はナデ調整による。

緑釉陶器椀（13） 口縁部小破片。須恵質焼成で，釉薬は淡緑色に発色する。胎土は精良。

青磁椀（14） 越州窯系青磁椀で，口縁部と胴部は接合しないが，同一個体として実測した。釉薬は黄緑色を呈するが発色が悪く，畳付部のみ釉薬を削り取っている。高台径7.2cm。

SK012出土土器（Fig.163）

須恵器蓋（15） 天井部の小破片。外天井部はカキ目調整により，内窪みの摘みを貼付する。

土師器皿（16） 口唇部が小さく突出する皿で，器高1.2cm，口径11.7cmを測る。

SX008出土土器（Fig.162，PL.85-2）

須恵器壺（14） 完形の短頸壺で，器高13.7cm，口径11.3cm，高台径9.9cmを測る。頸部は短く

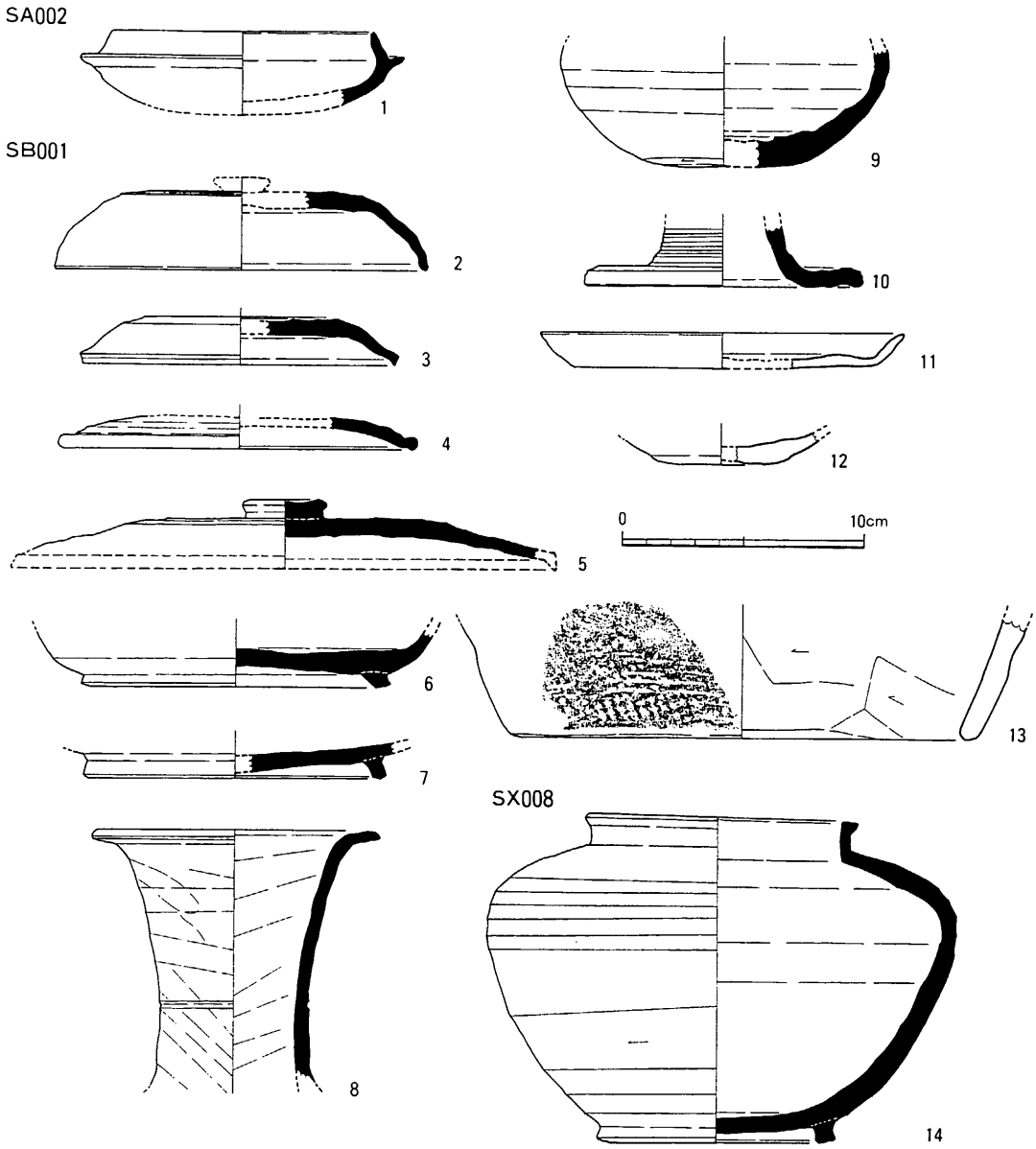


Fig.162 南門地区遺構出土土器実測図 (1/3)

直立し，口唇部は突出する。肩部は丸味を帯び，緩やかに底部に移行する。口縁部ヨコナデ，外面ヘラケズリ，内面ナデ調整による。焼成は堅緻で，色調は灰青色を呈する。

Pit出土土器（Fig.163）

須恵器壺（17）　短頸壺の口頸部破片。口縁部は締まりのある頸部からやや内側に直立する。肩部は撫肩を呈する。口縁部はヨコナデ調整による。口径は9.0cmに復原した。

土師器坏（18）　口縁部を欠く。底部はやや丸味を帯び，ヘラ切りによる。

土師器椀（19）　底部付近の破片。高台は高く，細身。内面はナデ調整による。高台径は7.6cmに復原した。

整地層出土土器（Fig.164，PL.85-1）

1～4は第1整地層，5～11は第2整地層，12～18は瓦整地層，19・20は整地層の出土品。

須恵器蓋（1・5～8）　1・5～7は天井部がドーム形を呈する蓋で，1・5は天井部との境にヘラ描沈線を巡らす。1の口縁部内面の段は沈線に退化している。8は口縁部内面にかえ

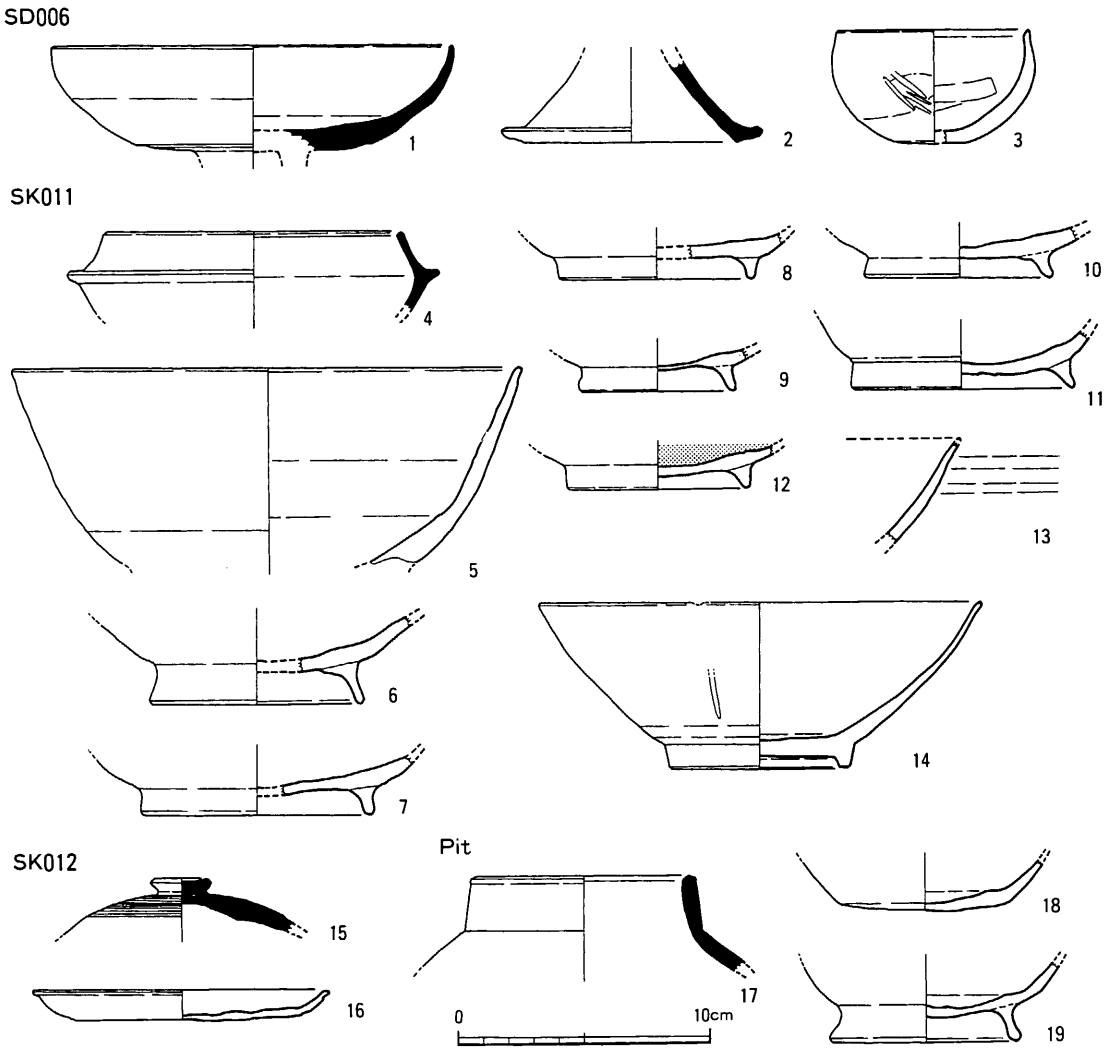


Fig.163 南門地区遺構出土土器・陶磁器実測図 (1/3)

りを有する蓋。天井部外面にはハ字形のヘラ記号を付している。

須恵器坏（2・3・9） かえりを有する坏で，3のかえりは短く，端部を打ち欠く。2の受け部には重ね焼きの時の蓋が融着している。9のかえりは高いものの受け部は小さい。

土師器皿（12） 浅めの皿で，器高1.6cm，復原口径13.8cm。底部はヘラ切りによる。

土師器坏（13） 口縁部が直線的に開く坏で，器高3.0cm，復原口径17.0cmを測る。口縁部ヨコナデ，内外面ナデ，底部はヘラ切りによる。

土師器椀（14・19・20） 14・19の胴部は丸く，高めの高台を貼付する。口縁部はやや外反する。内外面ともナデによる。器高は14が7.3cm，19は7.1cm，口径は14が16.6cm，19は16.4cm，高台径は14が9.5cm，19は9.7cmを測る。14はＨＨ55瓦層北壁の出土。20は小型品で，器高5.0cm，口径13.2cm，高台径7.6cm。内面はナデで，胴部外面はヘラによるナデ。

土師器鉢（17・18） 17は丸底を呈する鉢で，口縁部は若干外反する。内面ナデ，外面は工具による擦過。器高5.5cm，口径11.8cm。18は手捏ね風の鉢で，内面ヘラケズリ，外面ユビオサエによる。器高6.3cm，口径7.5cmを測る。

土師器甕（4・10） 4は口縁～肩部破片で，口縁部は小さく外反する。外面粗いハケ目，内面ヘラケズリ調整による。復原口径16.0cm。10は古式土師器の小型甕。口頸部の小破片で，

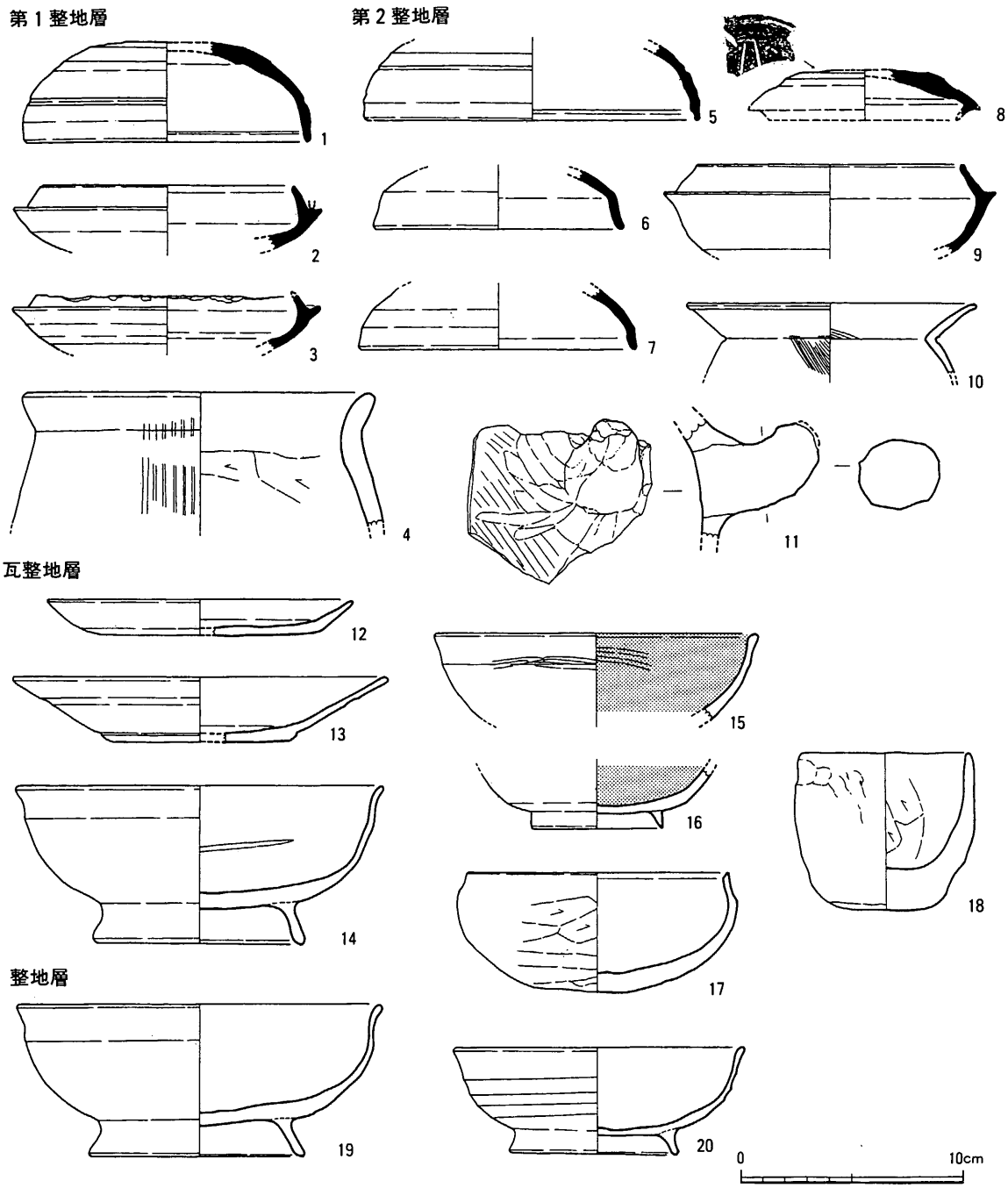


Fig.164 南門地区整地層出土土器実測図 (1/3)

口縁部ヨコナデ，外面ハケ目，内面ヘラケズリによる。復原口径は13.0cm。

土師器甑（11）　甑の取手部破片で，胴部への接合はソケット式による。

黒色土器椀（15・16）　15は口縁部，16は底部破片。ともに内面を燻したA類で，内面はヘラミガキ，外面はケズリ調整による。

その他土層土出土土器・陶磁器（Fig.165，PL.85-1）

１～５は黄褐色土，６～８は黒色土，９は灰層，10～19は耕作土他の出土品。

須恵器蓋（１・２・10・13・14）　１・13・14は口縁部内面にかえりを有する蓋で，１・13のかえりは直立する。14は肉厚の器形。２は口縁部を欠く。外天井部はカキ目調整により，算

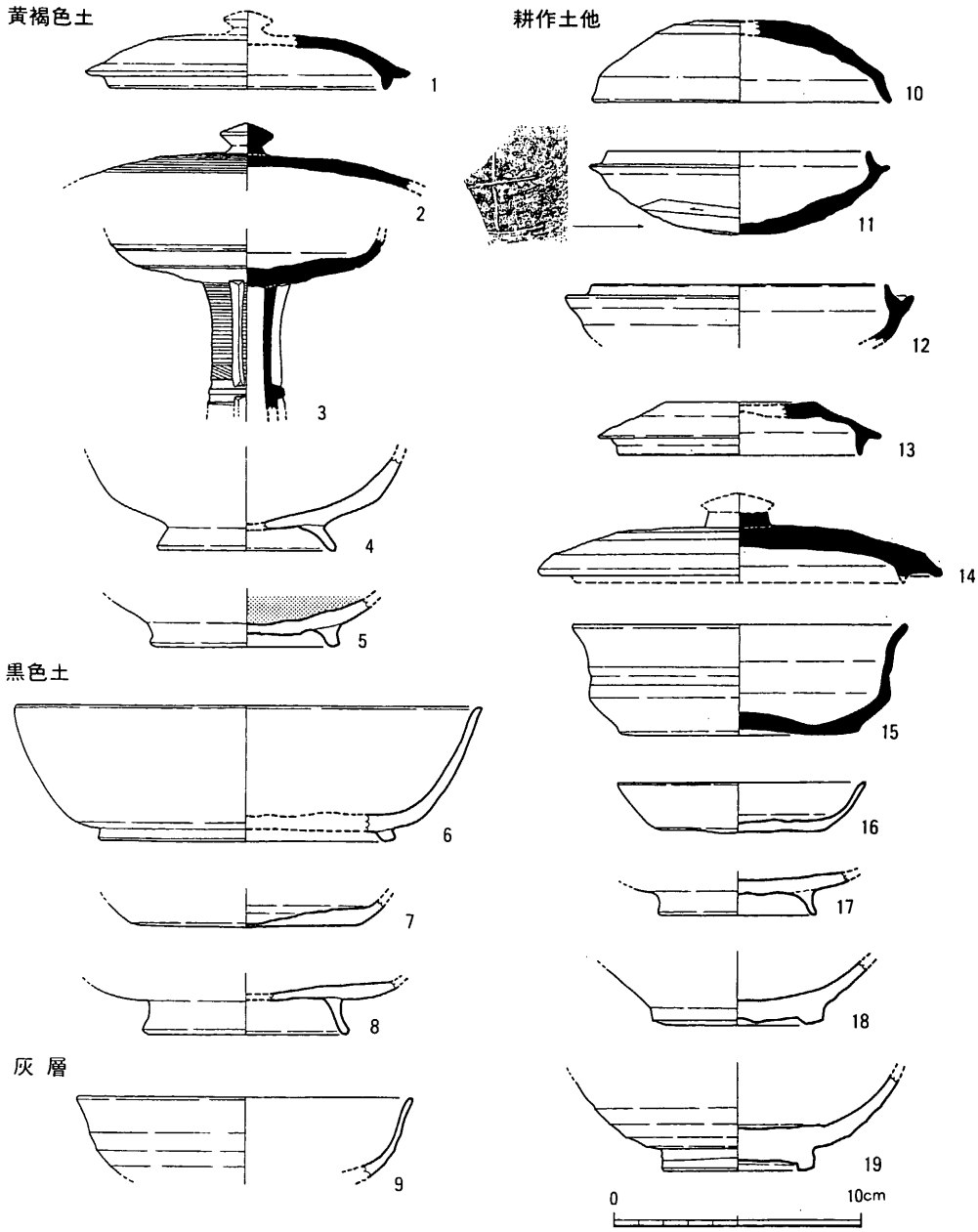


Fig.165 南門地区その他土層出土土器・陶磁器実測図 (1/3)

盤玉形の摘みを貼付する。10は天井部がドーム形を呈する蓋で，天井部との境は屈曲する。

須恵器坏（11・12・15） 11・12は蓋受けのかえりを有する坏。15は口縁部がS字形に屈曲する。器高4.5cm，口径13.6cm，底径9.6cmを測る。ナデ調整による。

須恵器高坏（3） 坏部から脚部にかけての破片。坏部下半にはヘラ描沈線を施す。脚部には長方形スカシを3箇所2段に施すが，貫通していない。脚部はカキ目調整による。

土師器皿（7・16） 7は底部の小片で，ヘラ切りによる。内底部は極めて薄い作り。16は器高2.1cm，口径10.1cmで，底部に板状圧痕を留める。

土師器高台付皿（17） 口縁部を欠くが，高台付皿になろう。内面はナデ調整による。

土師器坏（6） 黄白色を呈し，磨滅が著しい。口径は19.0cmに復原した。

土師器椀（4・8・9） 4・8は底部破片。4の高台はハ字形に開く。8は高めの高台を

貼付する。ともに内面はナデ調整。９は口縁部破片で，外面はナデによる。復原口径13.7㎝。

黒色土器椀（５）　底部破片。内面を燻したＡ類で，内面はミガキ調整による。

白磁椀（18）　内面は淡灰色の釉薬がかかるが，外面は露胎。高台も低い。

青磁椀（19）　龍泉窯系青磁椀で，緑灰色の釉薬がかかる。畳付～高台内は露胎。

５）中門(１次)出土土器

中門地区の調査からは，パンケース25箱程の土器が出土している。

SA016出土土器（Fig.166）

須恵器坏（１）　底部の破片で。口縁部を欠く。内底部には円弧当具痕を留める。

SA017出土土器（Fig.166）

須恵器坏（２）　蓋受けのかえりを有する坏で，かえりは斜め上方に立つ。また，受部には重ね焼き時の蓋が融着している。口径は10.0㎝に復原した。

SA044出土土器（Fig.166）

須恵器蓋（３）　口縁部内面にかえりを有する蓋で，かえりは直立気味。

SA045出土土器（Fig.166）

須恵器蓋（４）　口縁部小破片で，端部は三角形を呈する。

須恵器坏（５・６）　５は蓋受けのかえりを有する坏で，かえりは長い。６は底部破片で，断面方形の高台を貼付する。

SB005出土土器（Fig.166，PL.86-1）

７～10は基壇化粧の石列周辺から出土した土器で，12～14・18は基壇整地層上層の出土品。15・16は基壇整地層，11は石列前面積土から出土した。

須恵器蓋（12～14）　12～14は口縁端部が三角形を呈する蓋で，何れも天井部は低平な形態。13の口縁端部はシャープである。内面ナデで，外天井部は回転ヘラケズリ。口径は15㎝前後。

須恵器坏（15～17）　15は有高台の小型坏で，底部はへたばる。器高4.2㎝，口径10.2㎝，高台径8.0㎝。16も有高台の坏で，高台は底部端に貼付する。17は無高台の坏で，器壁が薄い作り。

土師器皿（10）　やや深めの皿で，器高2.8㎝，口径10.4㎝。ナデ調整による。

土師器坏（８・９）　８は器高3.6㎝，口径14.0㎝。９は口縁部が直線的に開く。

土師器椀（７・11）　７・11ともに口縁部を欠く。７は小さい高台を貼付し，11は断面方形の高台を貼付する。内面はナデ調整による。11の復原高台径は7.4㎝。

土師器甕（18）　口縁部はＬ字形に屈曲する。内面ヘラケズリ，外面工具ナデによる。

SB023出土土器（Fig.166，PL.86-1）

須恵器蓋（19）　小型の蓋で，天井部には器形に比してやや大きめの輪状摘みを貼付する。内外面ともナデにより，全体としてシャープな作り。摘み径2.8㎝。

須恵器坏（20）　口縁部が大きく開く器形で，器高3.8㎝，口径14.3㎝を測る。口縁部ヨコナデ，内面ナデにより，底部との境付近はヘラケズリによる。

土師器皿（21）　口縁端部を欠く。口縁部は直線的に開く。底部はヘラ切りによる。

SB024出土土器（Fig.166）

須恵器蓋（22）　天井部破片で，扁平な擬宝珠形摘みを貼付する。

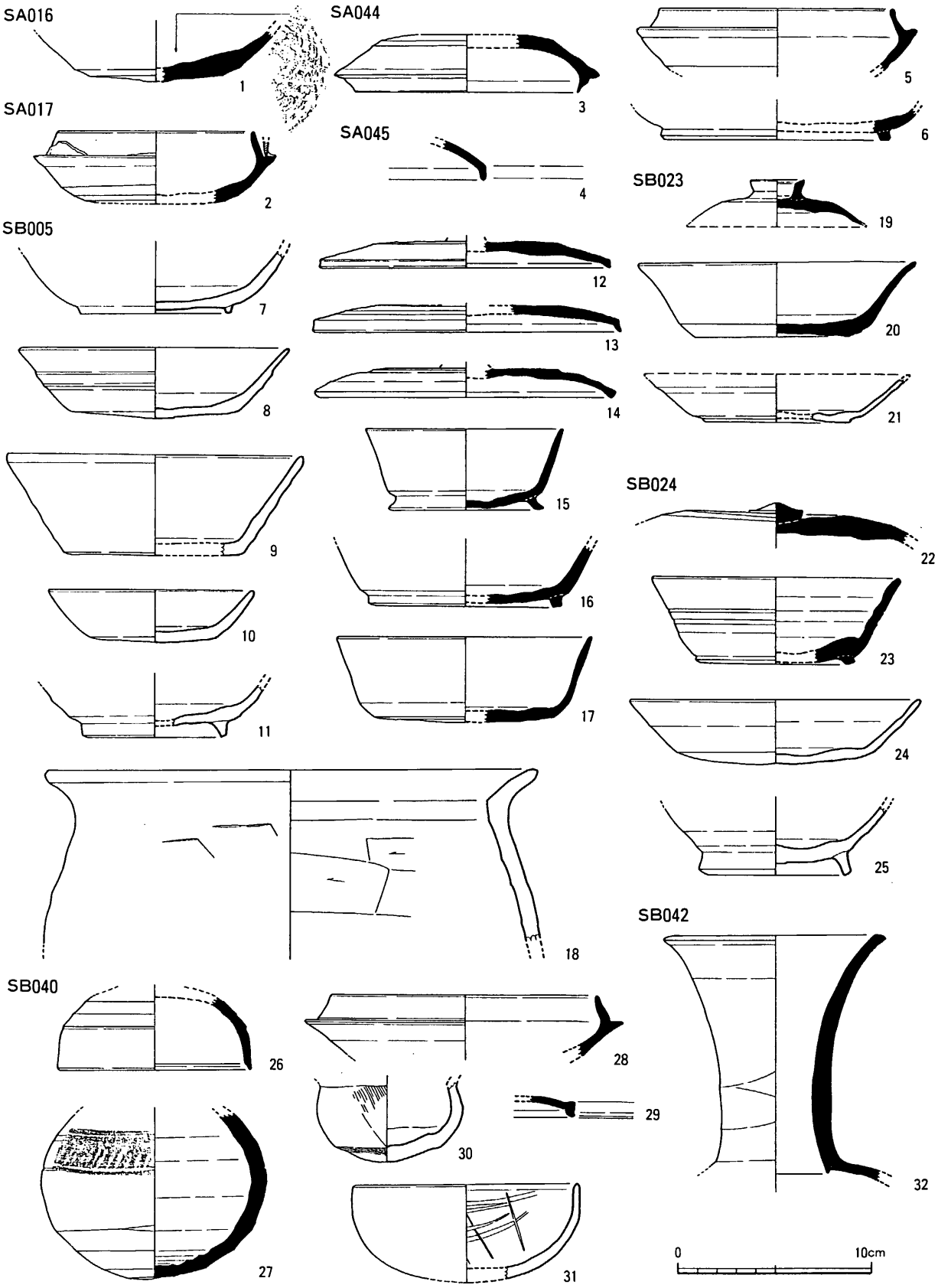


Fig.166 中門地区遺構出土土器実測図（1）(1/3)

須恵器坏（23） 深めの器形で，口縁部は直線的に立ち上がる。高台は低く，底部端に貼付する。器高4.5cm，口径12.8cm，高台径8.2cmを測る。

土師器坏（24）　底部が丸味を帯びる坏で，器高3.3cm，復原口径15.0cm。口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外底部ヘラケズリによる。

土師器椀（25）　口縁部を欠く。ハ字形に開く高台を底部端に貼付する。ナデ調整による。

SB040出土土器（Fig.166）

須恵器蓋（26・29）　26は天井部がドーム形を呈する蓋で，天井部との境にヘラ描沈線を1条巡らす。復原口径が10.0cmと小さいことから短頸壺の蓋になろう。29は口縁部小片。

須恵器坏（28）　蓋受けのかえりを有する坏で，かえりの立ち上りは高い。

須恵器瓶（27）　胴部は球形を呈する。残存部位には円孔はみられない。肩部のやや下位にヘラ描沈線を2条巡らし，その間を刺突文で充填している。胴下半部はヘラケズリによる。

土師器椀（30・31）　30は口縁部を欠く。内面ナデ，外面ハケ目による。31は丸底を呈し，内外面ともミガキによる。また，外面には丹を塗布している。復原口径11.6cm。

SB042出土土器（Fig.166）

須恵器壺（32）　長頸壺の口頸部破片。口縁部はラッパ状に開き，口唇部は外方に突出する。内外面ともナデ調整による。復原口径11.4cm。

SC022出土土器（Fig.167，PL.86-1）

1～4は礎石掘形内，5～8は雨落ち，9～13は基壇上，14～20は整地層上層の出土品。

須恵器蓋（1・2・9～11・14・15）　1は天井部が低平な蓋で，扁平な摘みを貼付する。2は大蓋で，天井部は低平。口径は26.4cmに復原した。9～11・14・15は口縁端部が三角形を呈するもので，9・10の端部は爪先立つ。14・15の端部は肥厚する。14は内窪み，15は擬宝珠形の摘みを貼付する。口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリを施す。

須恵器坏（3・4・12・13・16～18）　3・13は小型の坏で，3は胴部にヘラ描沈線を2条巡らし，外底部には「×」字形のヘラ記号を付す。4は蓋受けのかえりを有する坏で，かえりの立ち上がりは小さい。12は無高台の坏で，口縁部はシャープ。16～18は有高台の坏で，16・18の高台は低く，17は太めの高台を貼付する。16は器高3.5cm，口径13.8cmを測る。

須恵器甕（19）　口縁部破片で，頸部から緩やかに外反する。外面は平行線タタキをナデ消している。また，頸部外面にはヘラ先でV字形の文様を刻んでいる。

須恵器鉢（20）　輪状取手を付した鉢で，口縁部は緩やかに外反する。外面は細かい平行線タタキで，内面には菊花状当具痕がみられる。口径は40.8cmに復原した。

土師器坏（5）　口縁部を欠く。底部はヘラ切りによる。底径は8.4cmに復原した。

土師器椀（6）　底部破片で，高台径は6.8cm。ナデ調整による。

土師器高坏（7）　坏部～脚部破片で，中央に円孔が貫通する。脚部はヘラによる面取り。

土師器甕（8）　口縁部は逆J字形に屈曲し，端部を細く絞る。外面ハケ目，内面ヘラケズリ調整による。口径は15.0cmに復原した。

SD025出土土器（Fig.168）

須恵器蓋（1・2）　1は天井部がドーム形を呈する蓋で，天井部との境にヘラ描沈線を1条巡らす。2は天井部が低平な器形で，口縁端部は三角形を呈する。復原口径14.2cm。

土師器蓋（3）　天井部は低平で，口唇部は小さく立つ。内面ナデ，外面ヘラケズリ。

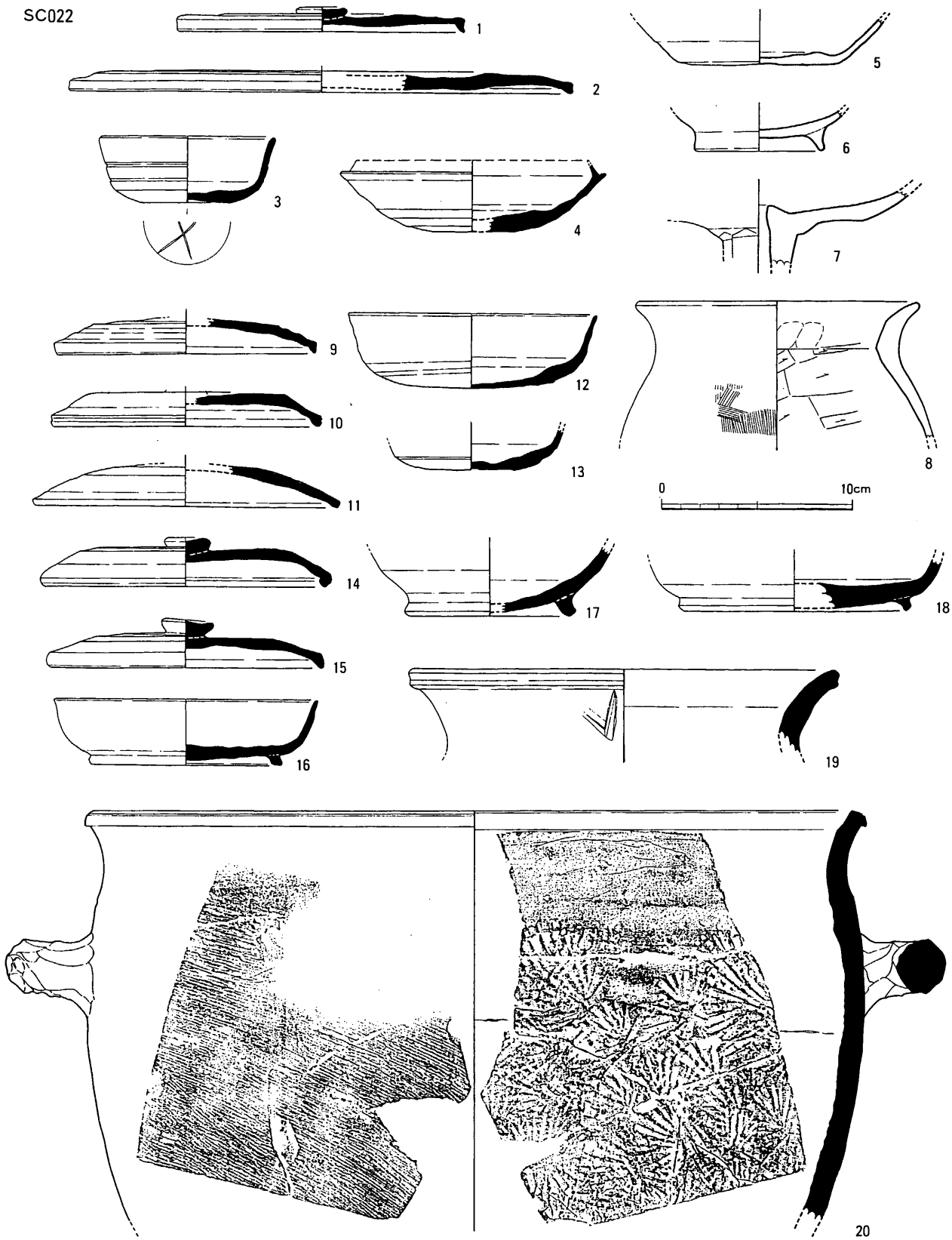


Fig.167 中門地区遺構出土土器実測図（2）(1/3)

SD027出土土器（Fig.168）

須恵器蓋（4・5） 4は小型の蓋で，端部は小さく立つ。5は天井部が低平な器形で，口

縁端部は丸く納める。ともに口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。

須恵器坏（６・７）　６は口縁部小片。口唇部はシャープで，外方に屈曲する。７は蓋受けのかえりを有する坏で，かえりの立ち上がりは高い。器高3.7cm，復原口径11.2cm。

SD028出土土器（Fig.168，PL.86-1）

須恵器蓋（８）　口縁部内面にかえりを有する蓋で，かえりは小さく直立する。天井部には扁平な摘みを貼付する。器高2.0cm，口径15.4cmを測る。

須恵器甕（10）　口縁部は大きく外反し，端部が肥厚する。口径は19.0cmに復原した。

土師器坏（９）　底部の破片で，丸味を帯びた低い高台を貼付する。

SX015出土土器（Fig.168，PL.86-2）

須恵器壺（11）　長頸壺で，器高25.0cm，口径12.2cm，胴部最大径19.2cm，高台径10.8cmを測る。口縁部はラッパ状に開き，さらに端部が水平近く屈曲する。胴部は算盤玉形を呈し，胴部最大径の部位に稜を有する。高台は断面方形を呈し，底部の端に貼付する。器面調整は口頸部ナデ，胴下半部ヘラケズリ。口縁の屈曲部に１条と頸部中位に２条のヘラ描沈線を巡らす。

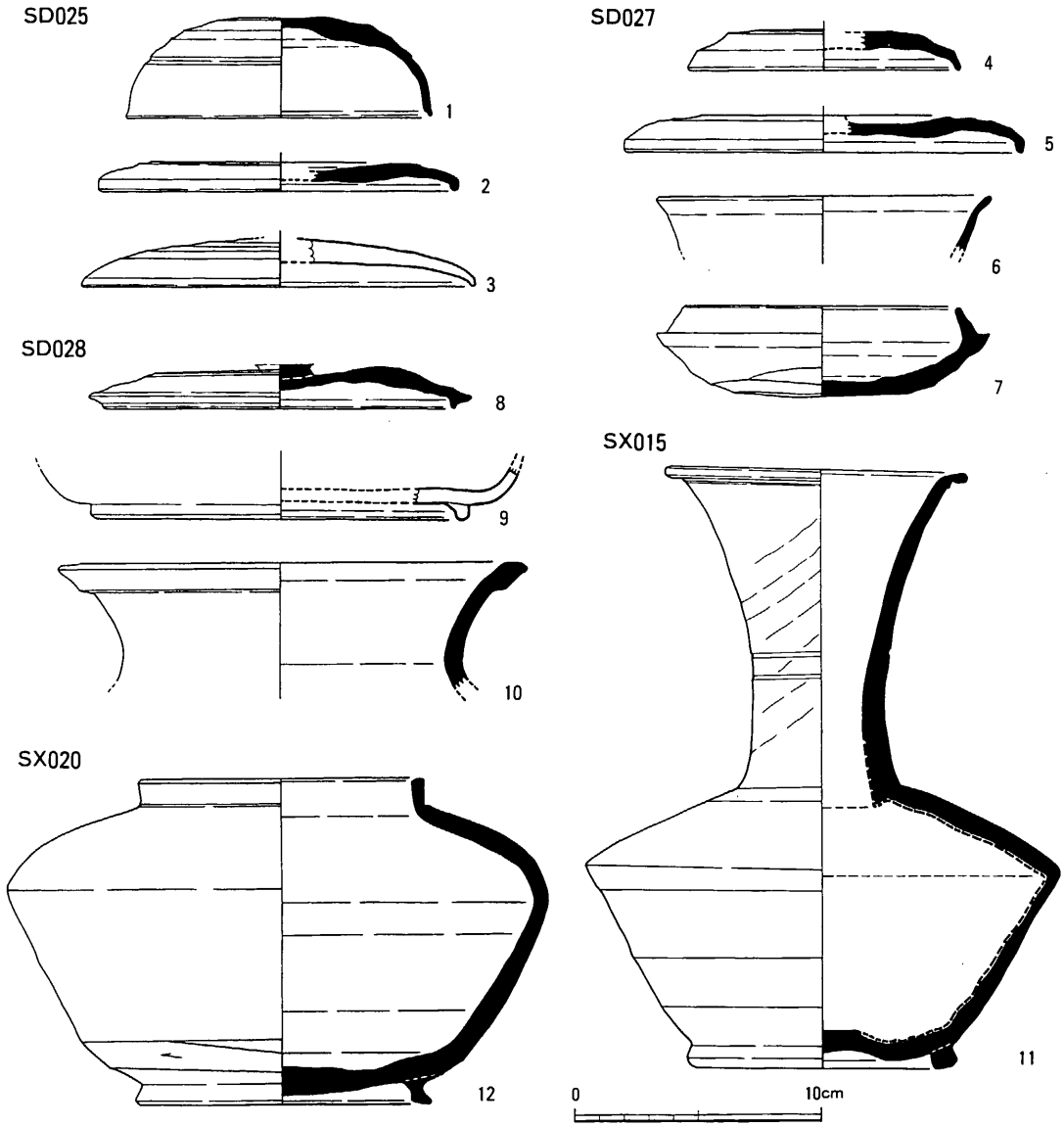


Fig.168 中門地区遺構出土土器実測図（3）(1/3)

SX020出土土器（Fig.168，PL.86-3）

須恵器壺（12） 短頸壺で，器高13.1cm，口径11.5cm，胴部最大径21.8cm，高台径11.9cmを測る。口縁部は短く直立し，口唇部に面を有する。胴部は良く張り，僅かながら稜を持つ。高台は靴形を呈し，底部の端に貼付している。内外面ともナデを主体とし，胴下半部のみヘラケズリがみられる。焼成は堅緻で，全体的に灰被りであるが，灰青色を呈する。

SX029出土土器（Fig.169）

須恵器坏（1～3） 何れも底部破片で，高台は1が靴形，3は方形を呈する。

SX030出土土器（Fig.169，PL.87）

土師器鉢（4） 古式土師器の鉢。口縁部は大きく開き，丸底の底部に移行する。口縁部ヨコナデ，内面ナデで，外面は磨滅により不明。器高6.1cm，口径16.6cmを測る。

土師器甕（5・6） 口縁部が直立する甕で，内外面ともハケ目調整による。6は布留式の甕で，口縁部は内湾する。口縁部ヨコナデ，外面ハケ目，内面ヘラケズリによる。外面には煤が遺存している。口径は5が11.8cm，6は15.4cmに復原した。

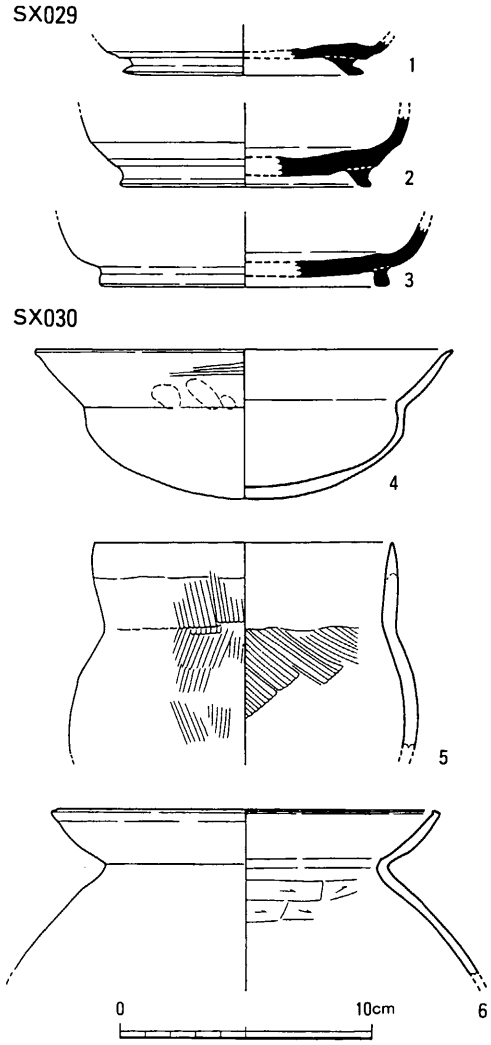


Fig.169 中門地区遺構出土土器実測図（4）(1/3)

第2整地層出土土器・陶器（Fig.170・171，PL.87）

須恵器蓋（1～17） 1～4は天井部がドーム形を呈する蓋で，1・2・4は天井部との境に段を有し，3は沈線を施す。5～7は口縁部内面にかえりを有する蓋で，5は内面に3本線のヘラ記号を付す。8・10～16は口縁端部が三角形を呈するもので，10・12・15・16は低平な器形。9・11・13は扁平な摘みを付し，17は輪状摘みを貼付する。

須恵器坏（18～29） 18～22は蓋受けのかえりを有する坏で，19・22は口唇部を打ち欠いている。23～29は有高台の坏で，高台形は23・24・26・28が方形，25・27・29が靴形を呈する。

須恵器皿（30・31） 30・31は深めの皿で，31の口縁端部は小さく外反する。

須恵器鉢（32・33） 32は平底を呈し，口縁部をしぼる。33は深めの鉢。

須恵器𤭯（34） 頸部中央にヘラ描沈線を1条巡らし，上位を櫛描き波状文で充填する。

須恵器壺（35） 口縁部破片で，端部は外方に屈曲する。長頸壺の口縁部になろう。

須恵器甕（36～38） 36は口縁部が大きく外反し，端部を肥厚させるもの。37の口縁端部は折り曲げて肥厚さす。38は口唇部が三角形に突出するもの。

須恵器高坏（39） 口縁部は一旦屈曲した後開く。胴部には櫛歯による刺突文を施す。

土師器蓋（40）　口縁部端部が三角形を呈する蓋で，内面ナデ，外天井部へラケズリ。

土師器椀（41～43）　41は丸底を呈し，42は深めの器形。ともに底部外面は手持ちヘラケズリによる。43は口縁部が屈曲するもので，外底部はヘラケズリによる。

土師器鉢（44～46）　44は深めの器形で，甕の口縁部を切った様な形態。45は浅めの器形。46は口縁部が大きく開くもので，内面ハケ目，外底部ヘラケズリによる。

土師器高坏（47）　脚柱部の破片で，外面細かいヘラミガキ，内面ヘラケズリによる。

土師器甕（48・49）　48の頸部は締まりがなく，口縁部は直立する。49は口縁部が「く」字形に外反するもの。ともに口縁部ヨコナデ，内面ヘラケズリ，外面ハケ目調整による。

土師器甑（50～52）　50～52は甑の取手部破片。52は円孔が貫通している。

灰釉陶器蓋（53）　口縁部は丸く納める。口径は19.6cmに復原した。

整地層出土土器（Fig.171）

須恵器蓋（54・55）　54は口縁部内面にかえりを有する蓋で，55は口縁端部が小さく立つ。

須恵器坏（56・57）　56・57は蓋受けのかえりを有する坏で，57のかえりは高い。

須恵器壺（58）　短頸壺。口縁部は直立し，肩部は丸味を帯びる。内外面とも弧状タタキ。

灰層出土土器（Fig.172）

1～6は灰層上，7～18は灰層下，19～30は灰層トレンチの出土品。

須恵器蓋（1）　口縁部内面にかえりを有する蓋で，器高が高めのもの。

土師器皿（18・27）　18は口縁部を欠く。27は口縁部がやや外反する。

土師器坏（4～6・17・26）　4～6は口縁部がやや内湾するもので，17は器高が浅く，口縁部は直立気味。26は底部破片。何れも底部はヘラ切りによる。

土師器椀（2・3・7～16・19～25）　7は口縁部破片で，他は口縁部を欠く。高台の形態は断面方形のもの（2・3・19），細身のもの（8～11・13・14・21・22・25），細身で高いもの（15・16），太いもの（23）等がある。調整はナデを主体とする。

黒色土器椀（28・29）　内面を燻したA類で，内面調整はヘラミガキによる。高台は28が断面方形を呈し，29は細身である。

黒色土器鉢（30）　内面を燻したA類。内面ヘラミガキ，外面ヘラケズリによる。

瓦層出土土器（Fig.173）

土師器坏（18～20）　18・20は口縁部を欠く。19は器高3.0cm，口径12.5cm。

土師器椀（17）　口縁部を欠く。底部には細身の高台を貼付する。ナデ調整による。

土師器甕（21・22）　21は小型，22は大型の甕。22の口縁部は鉤形に外反する。

焼土層出土土器（Fig.173）

土師器椀（24・25）　24は口縁部破片であるが，底部は丸底になろう。内面ナデ，胴部外面はヘラケズリによる。25は肉厚の底部破片で，平底をなす。

土師器甕（26）　頸部は良く締まり，肩部に張りがみられる。内面ヘラケズリ，外面ナデ。

黄褐色土出土土器（Fig.173）

須恵器蓋（1～3）　1・2は口縁端部が三角形を呈するもの。3は復原口径が8.0cmと小さなもので，天井部は低平な器形。

須恵器高坏（4）　脚部破片で，内外面ともナデ調整による。

第 2 整地層

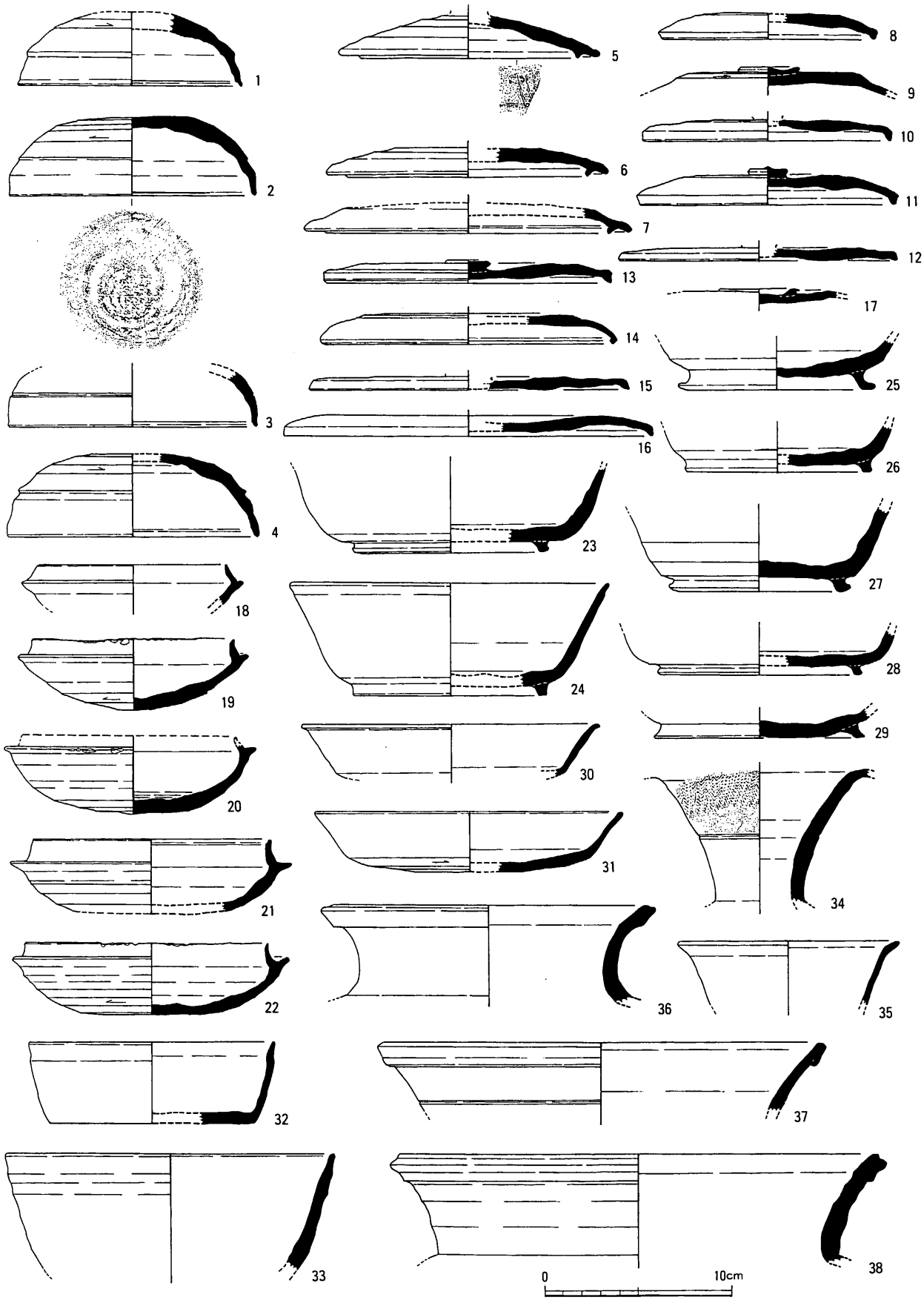


Fig.170 中門地区整地層出土土器実測図 (1/3)

第 2 整地層

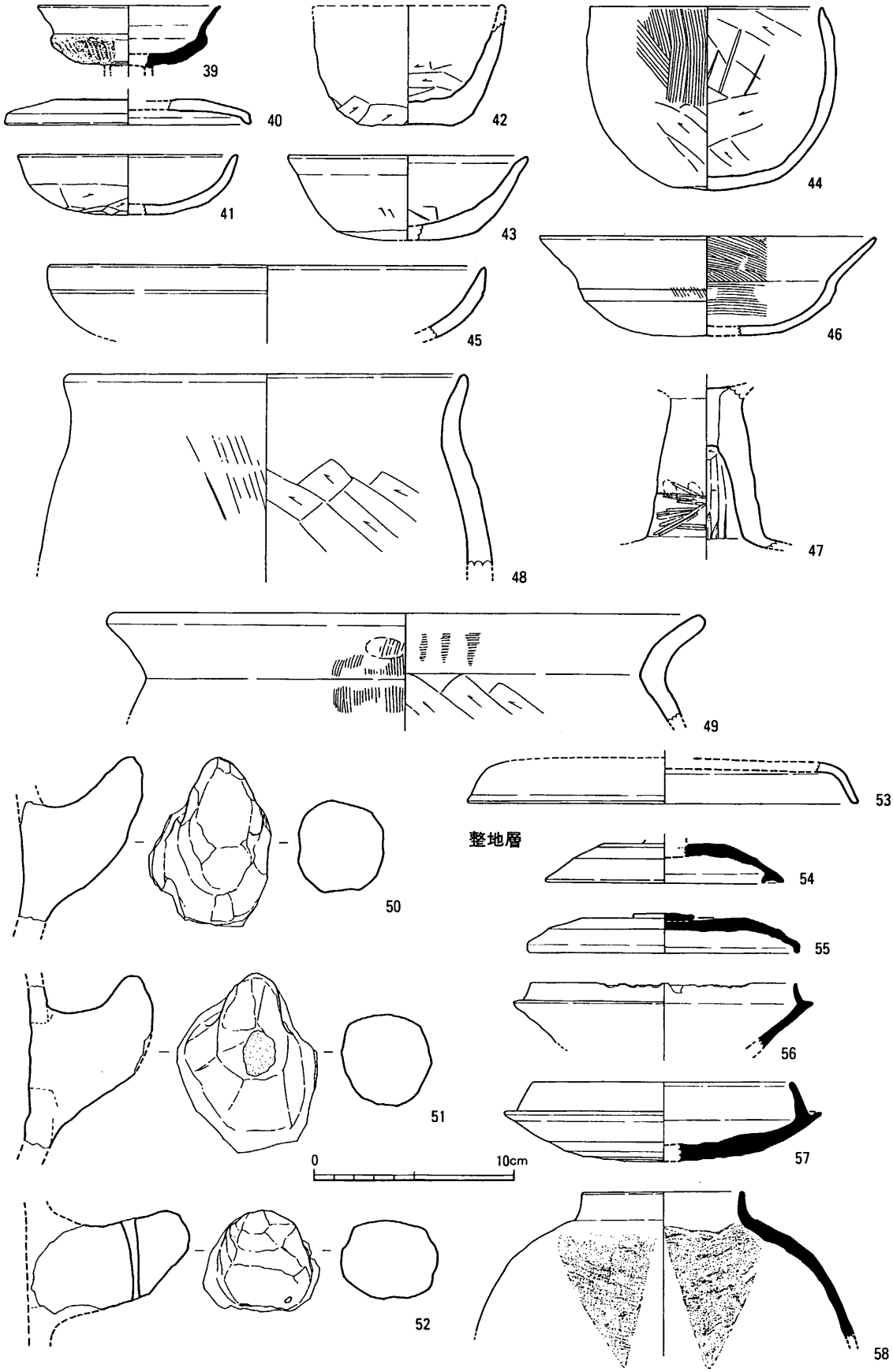


Fig.171 中門地区整地層出土土器・陶器実測図　(1/3)

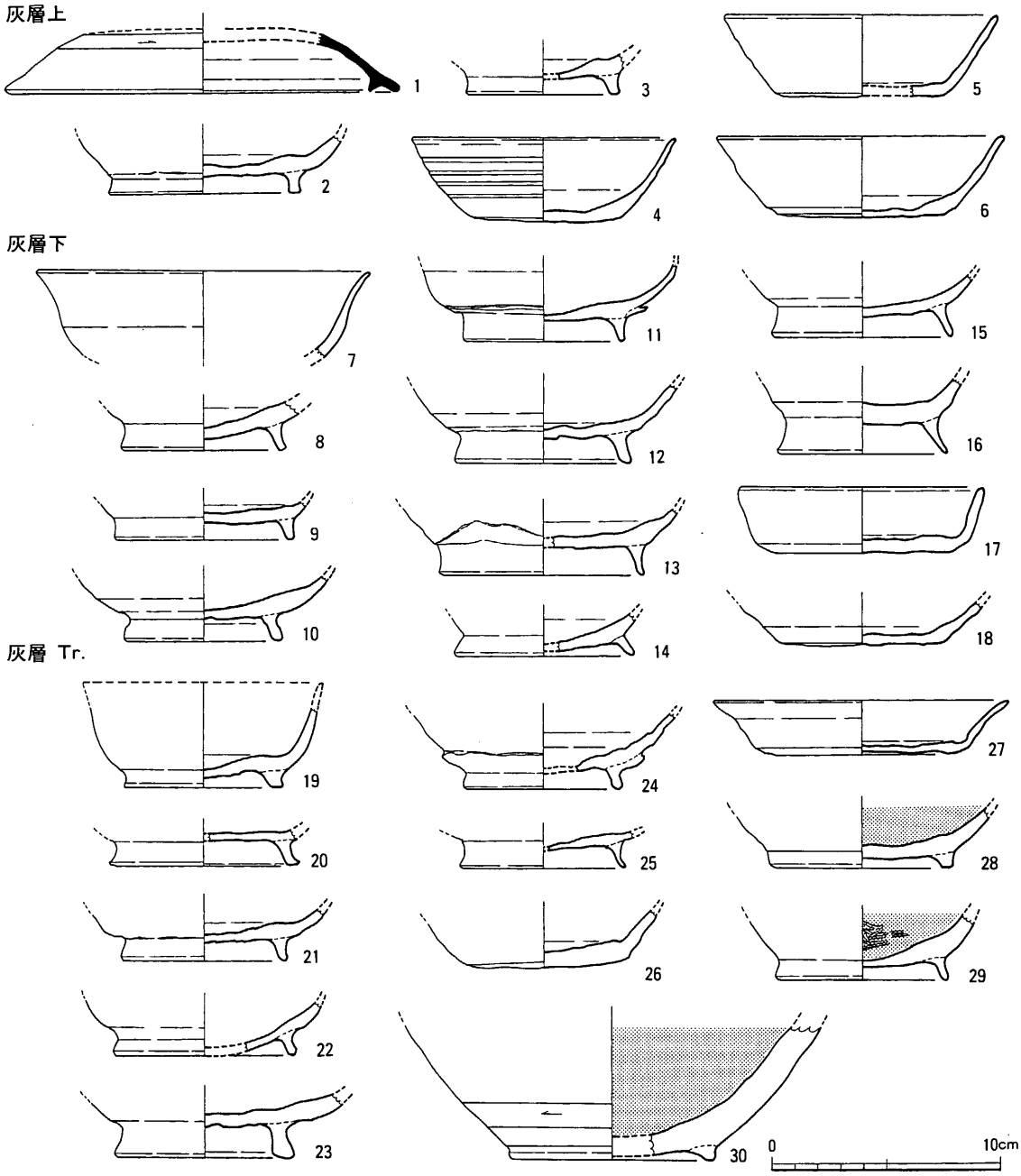


Fig.172 中門地区灰層出土土器実測図 (1/3)

土師器高台付皿（10） 坏部が浅めの器形で，細身の高台を貼付する。復原口径11.0cm。

土師器坏（８・９） ８・９は底部破片で，底部はヘラ切りによる。

土師器椀（５～７） ともに口縁部を欠き，細身の高台を底部端に貼付する。

暗褐色土出土土器（Fig.173，PL.87）

須恵器蓋（11～14） 11は天井部がドーム形を呈する蓋。12は口縁部内面にかえりを有するが，天井部は低平。13は口縁部を欠く。14は口縁端部が三角形を呈し，爪先立つ。

須恵器坏（15） 口縁部は僅かに外反する。器高3.5cm，口径12.8cm。内面はナデによる。

須恵器甕（16） 頸部は良く締まり，外面格子目タタキ，内面同心円当具痕がみられる。

黒色砂層出土土器（Fig.173，PL.87）

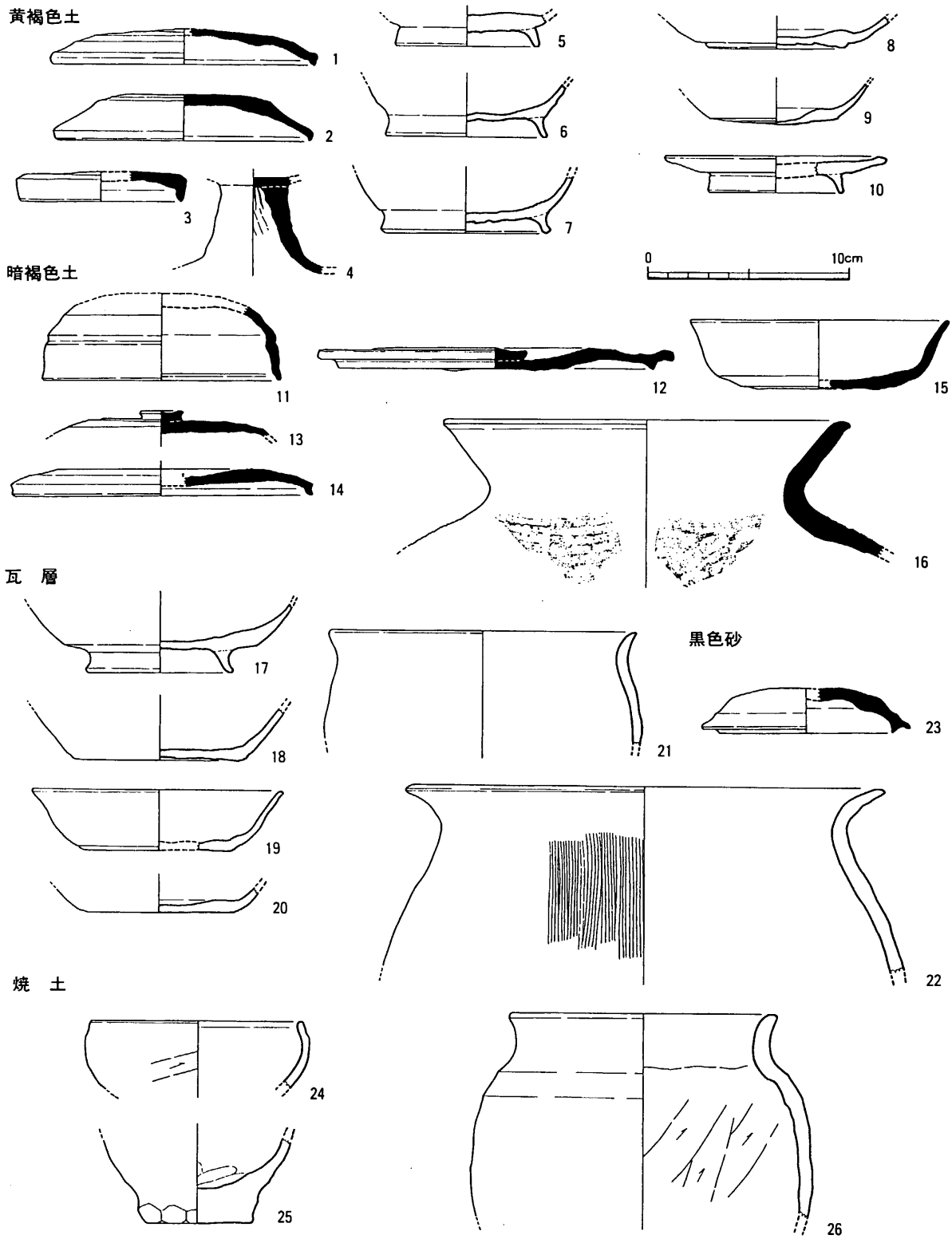


Fig.173 中門地区その他土層出土土器実測図 (1/3)

須恵器蓋（23） 口縁部内面にかえりを有する蓋で，かえりは口縁端部からはみ出す。

柱穴他出土土器（Fig.174，87・88-1）

1～6は暗褐色土抜穴，7～9は黄褐色土柱穴，10～15は灰層抜穴・柱穴，16～19は土色違いピット，20～27は柱穴灰層，28はPit126，29は側溝排水溝の出土。

須恵器蓋（1～5・28） 1～5は口縁端部が三角形を呈する蓋で，1は摘みを付していな

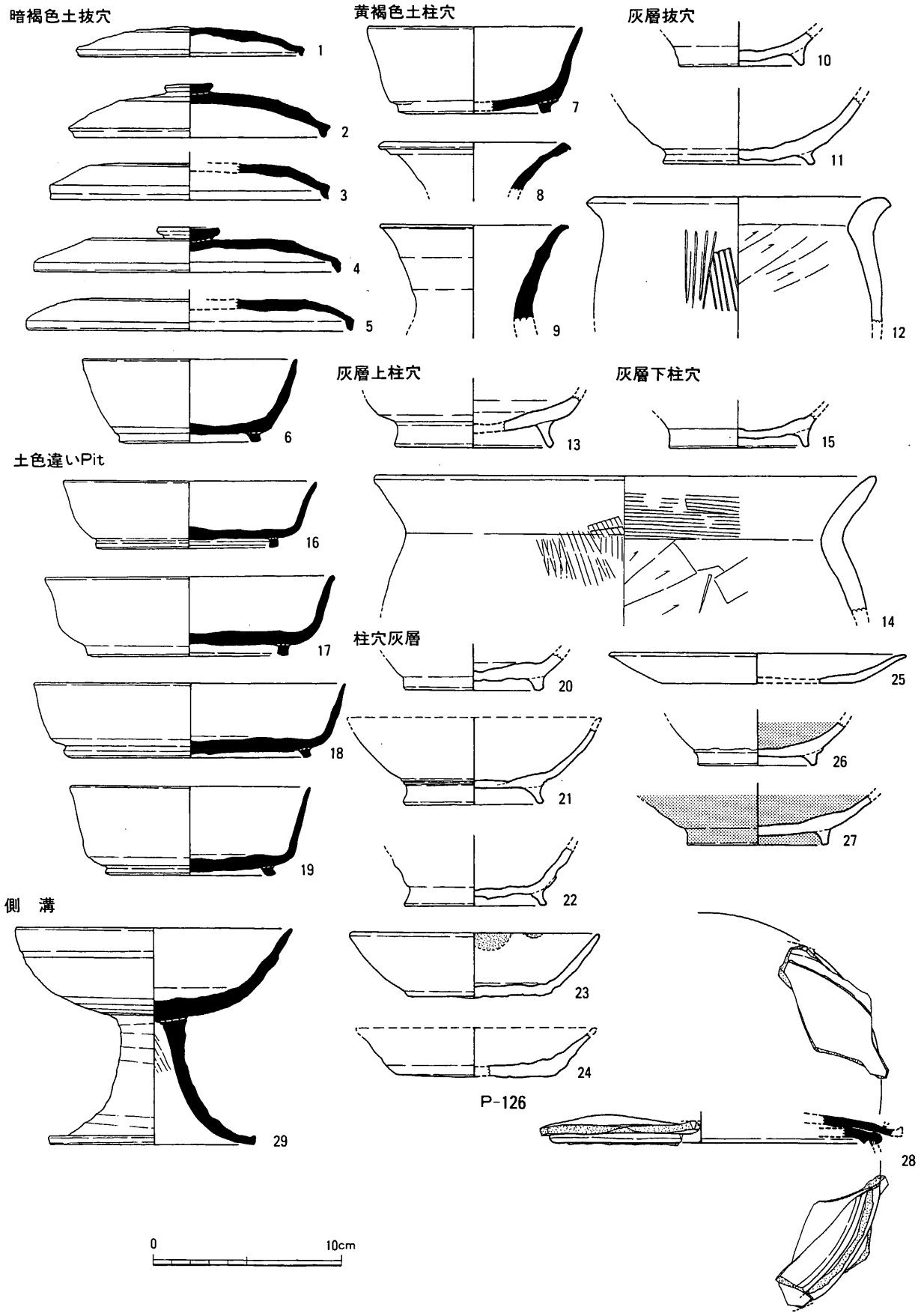


Fig.174 中門地区柱穴他出土土器実測図 (1/3)

融着した蓋　い。28はかえりのある蓋と口縁端部が三角形を呈する蓋が融着した珍しい例。

須恵器坏（６・７・16～19）　有高台の坏。６・７・19は深めで，16～18は浅めの器形。

須恵器壺（８・９）　８・９は口縁部小片で，長頸壺になろう。８の端部は肥厚する。

須恵器高坏（29）　完形の高坏で，器高11.5cm，口径14.8cm。坏部は深く，丸味を帯びる。

土師器皿（25）　復原口径15.8cm。内外面ともナデ調整。

土師器坏（23・24）　23は深めの坏で，口唇部に油煙が付着している。24は浅めの坏。

土師器椀（10・11・13・15・20～22）　何れも底部破片。高台は20が断面方形，11・15・21・22は細身で低いもの，13は細身でやや高い高台を貼付する。11はヘラミガキによる。

土師器甕（12・14）　12は小型甕で，14は大型品。14の口縁部は「く」字形に開く。

黒色土器椀（26・27）　26は内面を燻したＡ類，27は内外面とも燻したＢ類で，器面調整は磨滅により不明。

６）北門(41次)出土土器

北門地区からはパンケース15箱程の土器が出土している。

SA505出土土器（Fig.175）

須恵器蓋（１）　口縁部内面にかえりを有する蓋で，天井部は高い。外天井部はカキ目。

須恵器坏（２）　坏部は深く，ハ字形の高台を貼付する。１・２は基壇積土中の出土。

SD1056出土土器（Fig.175）

須恵器甕（３）　大甕の口縁部破片。口唇部は突出し，直下に２段の削り出し突帯を施す。さらに２条の沈線間を櫛描き波状文で充填する。

SD1057出土土器（Fig.175，PL.89）

須恵器蓋（８～12）　８～10は口縁部内面にかえりを有する蓋で，８のかえりは小さく突線状をなす。天井外面は８が手持ちヘラケズリ，９・10はカキ目調整による。11は小型の蓋で，シャープな作り。12は口縁端部が三角形を呈するもので，天井部は低平。

須恵器坏（13～16）　13～15は有高台の坏で，13・14は口縁部を丸く納める。何れも底部端寄りに断面方形の高台を貼付する。16は無高台の坏で，口縁端部は小さく屈曲する。

SD1058出土土器（Fig.175）

須恵器蓋（４・５）　４は口縁部内面にかえりを有する蓋で，かえりは大きい。５は口縁端部が三角形を呈するもので，端部は爪先立つ。天井部は低め。外天井部は回転ヘラケズリ。

土師器坏（６）　有高台の坏底部破片。断面方形の高台を貼付する。内面は丹塗り。

土師器甕（７）　口縁部は「く」字形に外反する。口縁部ヨコナデ，内面ヘラケズリ調整。

SK1059出土土器（Fig.175，PL.89）

須恵器蓋（17～20）　17～20は口縁部内面にかえりを有する蓋で，19の天井部は丸く，手持ちヘラケズリによる。17は外天井部に「×」字形のヘラ記号を付している。

須恵器高坏（21）　坏部～脚部にかけての破片。

土師器坏（22）　器高2.6cm，復原口径13.2cmで，底部はヘラ切りによる。

土師器甕（23）　寸胴の甕で，底部は平底をなす。胴部はナデにより，下半部をヘラケズリする。焼成は須恵器に近く，灰白色を呈する。器高16.1cm，口径19.2cm，底径14.0cmを測る。

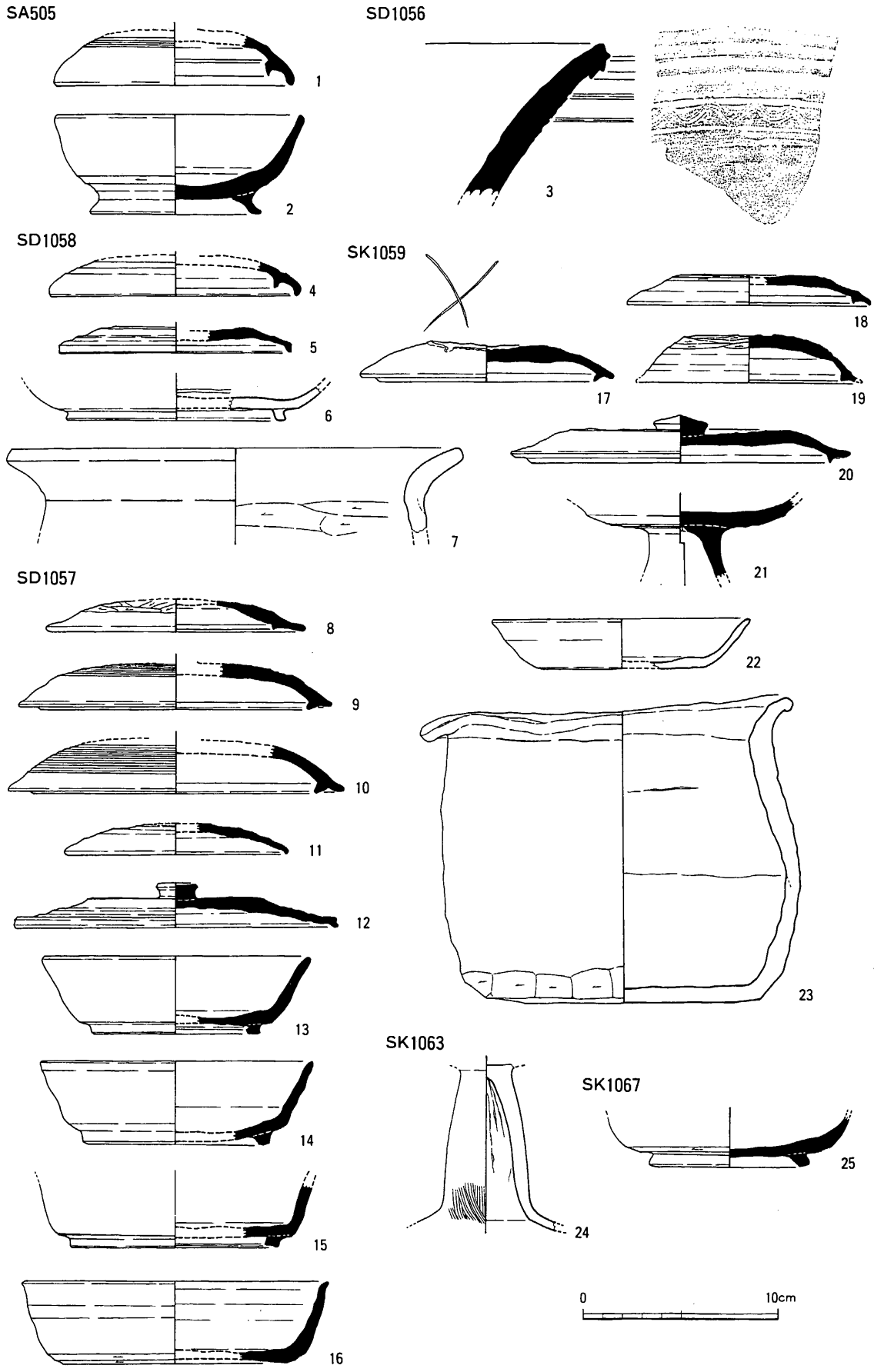


Fig.175 北門地区遺構出土土器実測図 (1/3)

SK1063出土土器（Fig.175）

土師器高坏（24）　古式土師器の高坏脚部破片。外面はハケ目の後細かいミガキによる。

SK1067出土土器（Fig.175）

須恵器坏（25）　有高台の坏底部片。ハ字形に開く高台を貼付する。

第１整地層出土土器（Fig.176・177，PL.89・90）

須恵器蓋（１～13）　１～９は口縁部内面にかえりを有する蓋で，２・６・７のかえりは突出度が大きい。７は扁平な摘みを付すが，１・２・５は摘みを付さないもの。また，内面には３がＴ字形，８が３本線のヘラ記号を施している。10～13は口縁端部が三角形を呈するもので，13は天井部が低平なもの。11は山形，12は扁平な摘み，13は釦形の摘みを貼付する。

須恵器坏（14～21）　14～18は有高台の坏。14・15は坏部が丸く，15は細身で高い高台を貼付する。16～18は坏部が浅く，16・17は方形，18は靴形の高台を貼付する。19は平底，20は上げ底，21は丸底を呈する。21の外底部は手持ちヘラケズリによる。

須恵器高坏（22）　坏端部と脚裾を欠く。坏部は丸味を帯び，脚部は大きく開く。

須恵器鉢（38～40）　大型の鉢で，口縁部は緩やかに外反する。39は輪状，40は棒状の取手を貼付する。外面平行線タタキにより，内面には円弧当具痕がみられる。

土師器蓋（23・24）　23は天井部破片で，内窪みの摘みを貼付する。24は大きめの蓋。24の外天井部はヘラミガキによる。ともに外面は丹塗り。

土師器椀（25）　底部を欠くが，丸底の深めの椀になろう。内外面とも細かいミガキによる。胎土は精良で，丁寧な作り。

土師器鉢（26）　ハ字形に開く太めの高台を貼付する。大型の器形で，鉢になるか。

土師器高坏（27）　坏部～脚部にかけての破片。磨滅が著しく調整は不明。

SB1060整地層出土土器（Fig.176，PL.90）

須恵器坏（28）　小型の器形で，低い高台を貼付する。底部の屈曲部はシャープで，稜を有する。内外面ともナデによる。器高3.8cm，口径12.0cm。

SA505整地層出土土器（Fig.176，PL.90）

29・30・33は基壇積土中，31・32は基壇石列下の整地土層中出土。

須恵器蓋（29～31）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，29は端部が爪先立つ。29は山形，30は擬宝珠状の高い摘みを貼付する。

須恵器坏（32）　有高台の坏で，胴部は丸味を帯びる。器高4.0cm，口径14.8cm。

須恵器壺（33）　広口壺の肩部破片。外面はタタキの後カキ目調整による。

瓦敷出土土器（Fig.176，PL.90）

土師器皿（34・35）　34・35はやや深めの皿で，34の口縁部は外反する。ともに底部はヘラ切り。器高は34が2.1cm，35は2.0cm，口径は34が12.2cm，35は12.4cmを測る。

土師器坏（36・37）　36は口縁端部を欠く。内外面ナデで，底部はヘラ切りによる。37は器高3.5cm，復原口径13.0cm。

その他土層出土土器・陶器（Fig.178，PL.90・91）

１～７は青色粘土，８～13は灰色砂質土，14は灰褐色粘土，15～17は茶色砂質土，18・19は茶褐色砂質土，20は灰茶色砂質土の出土。

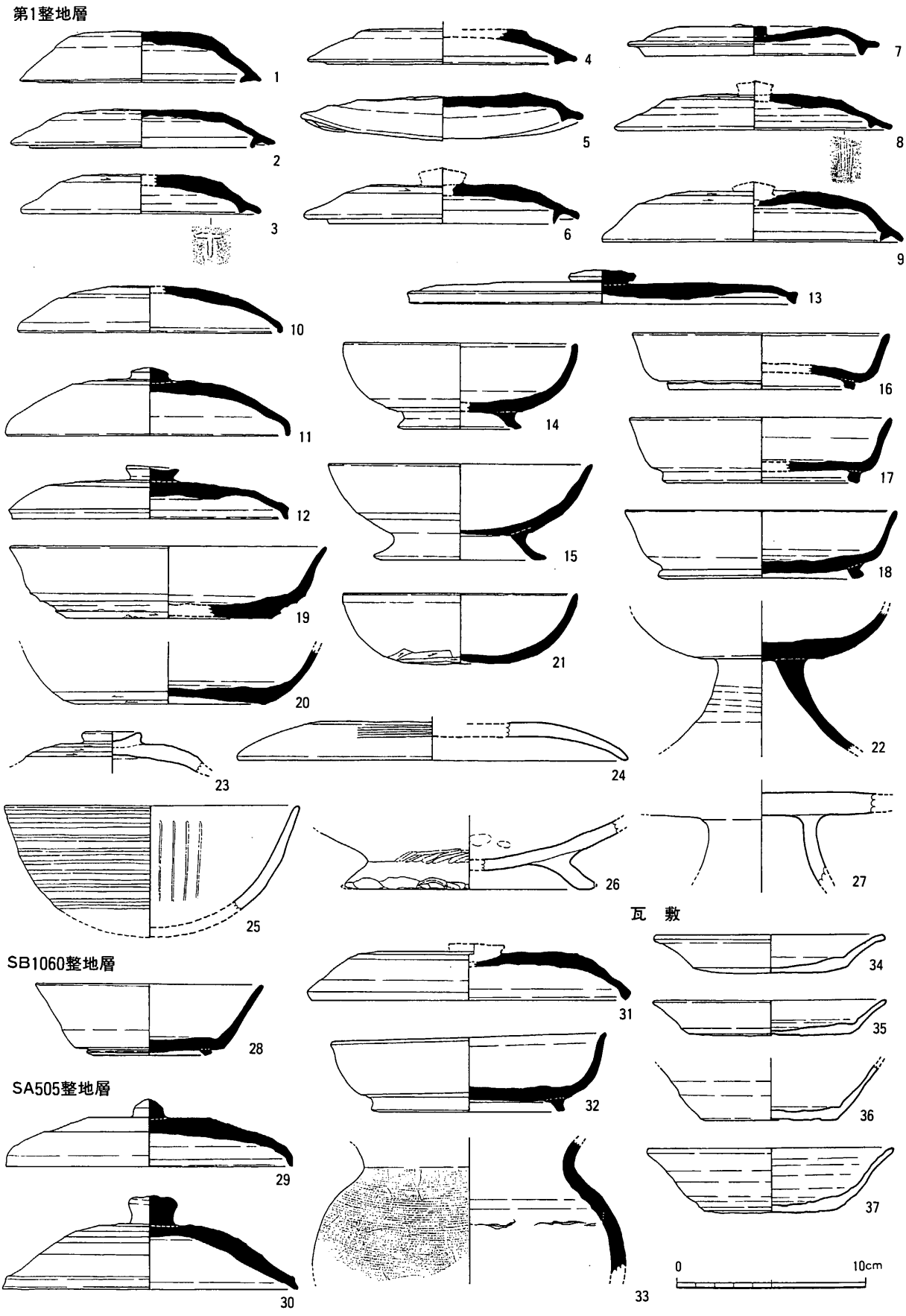


Fig.176 北門地区整地層出土土器実測図 (1) (1/3)

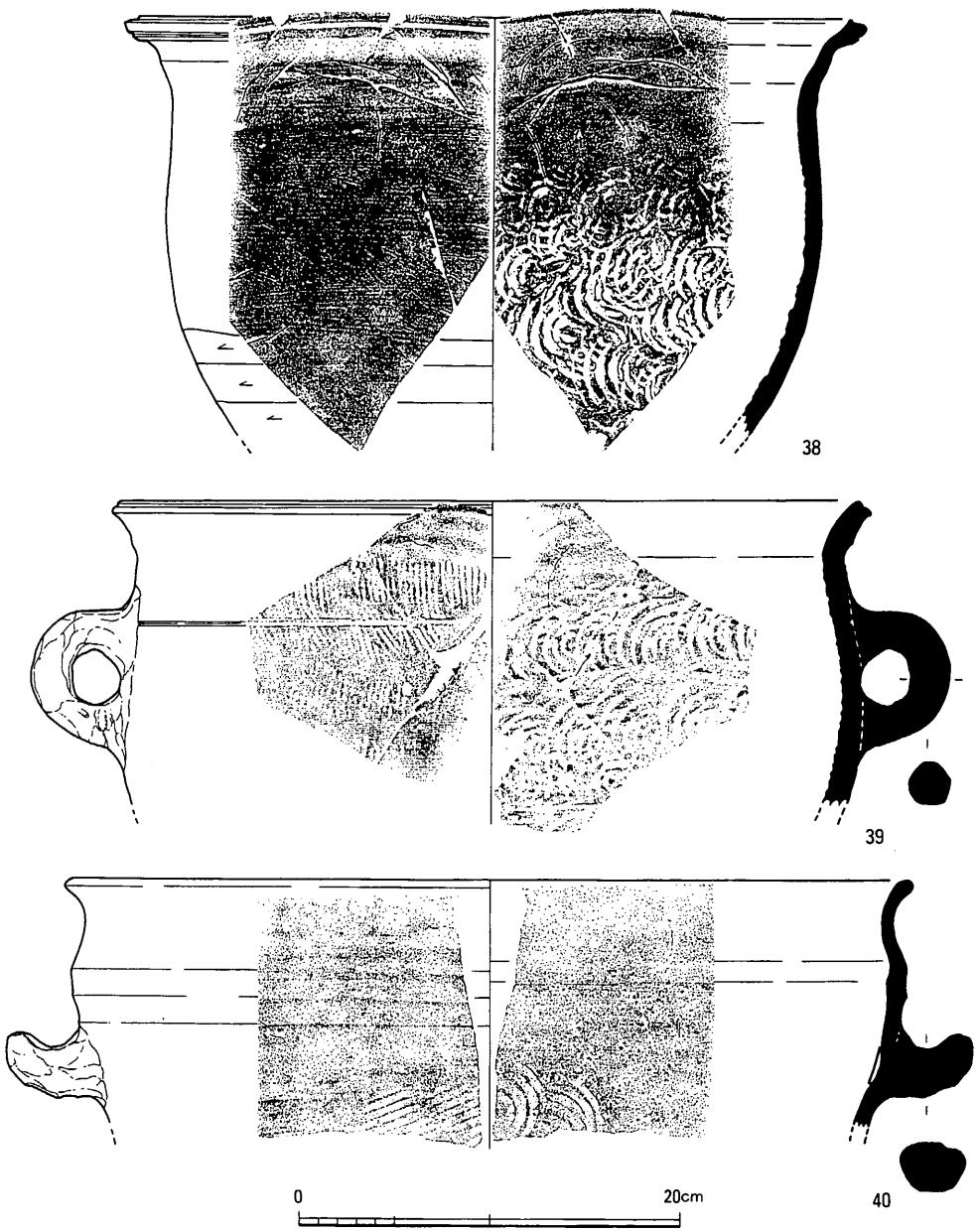


Fig.177　北門地区整地層出土土器実測図（2）（1/4）

須恵器蓋（1～5・14～16・18）　1は天井部がドーム形を呈する蓋で，天井部との境にヘラ描沈線を1条巡らし，外天井部には「十」字形のヘラ記号を付す。2は口縁部内面にかえりを有する蓋で，かえりは口縁部よりはみ出る。3・14・15・18は口縁端部が三角形を呈するもので，3・15の口縁端部は爪先立つ。4・16の口縁端部はシャープである。3・15は擬宝珠形，4は山形，16・18は扁平な摘みを貼付する。

須恵器坏（6・8・9・17）　8・9は蓋受けのかえりを有する坏で，器高は低め。9は内底面に円弧当具痕がみられる。6は有高台の坏で，底部との境に稜を有する。17は底部が丸味を帯びる。口縁部は小さく外反する。

土師器坏（7・10）　7は底部破片で，内外面ともヘラミガキにより，底部はヘラ切り。10は丸底の坏。外面ナデ，内面ミガキで，外底部には板状圧痕を留める。

土師器瓶（11～13）　11は接合しないが，同一個体として実測した。外面は粗い平行線タタ

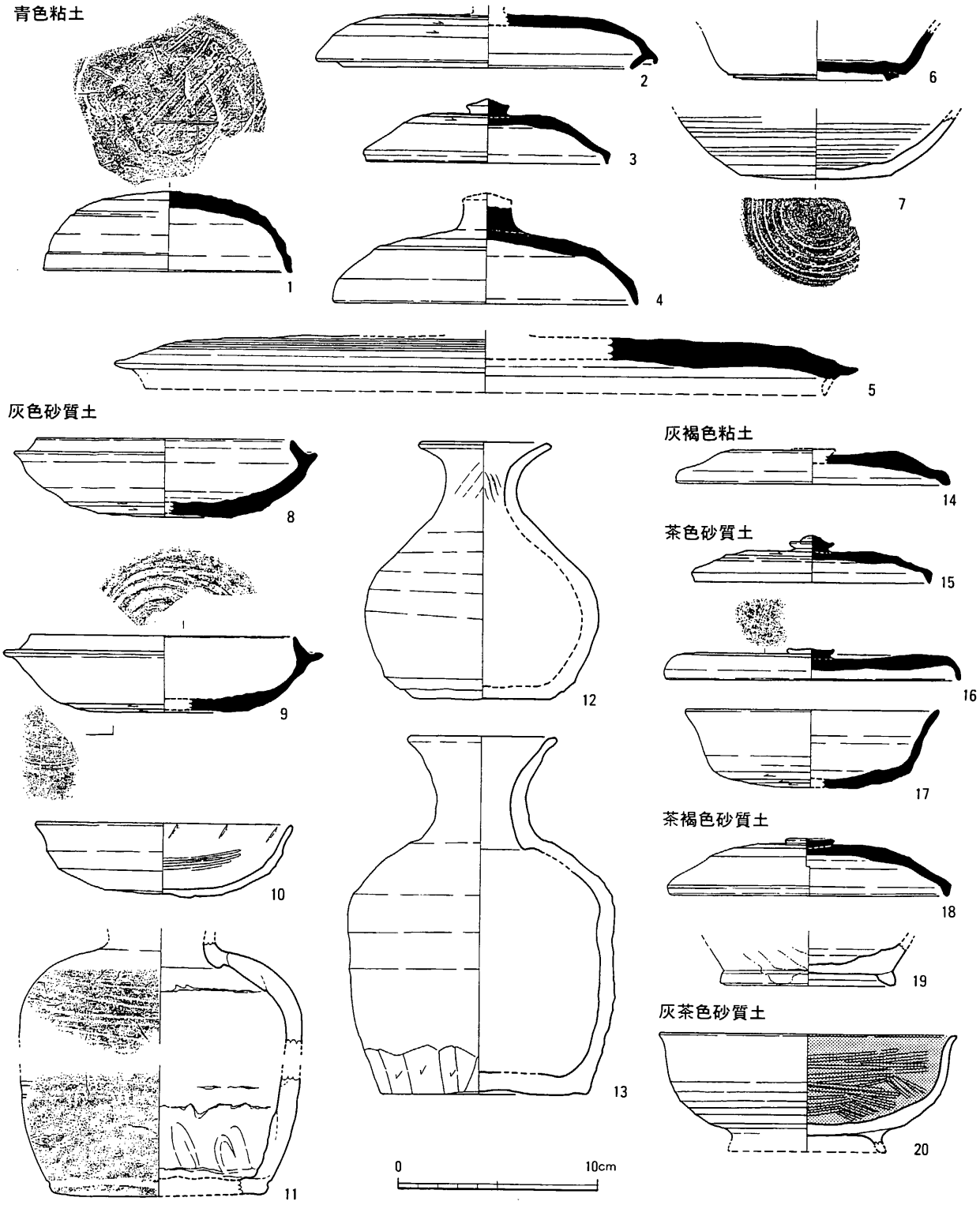


Fig.178　北門地区土層出土土器・陶器実測図（1/3）

キの後カキ目，内面はナデによる。砂粒を多く含む。12は下膨れ。12・13ともナデ調整によるが，13の胴部最下面は手持ちヘラケズリによる。13は器高18.2cm，口径7.5cm，底径10.4cm。

黒色土器椀（20）　内面を燻したA類で，外面幅広のミガキ，内面細いミガキによる。

灰釉陶器椀（19）　底部破片で，太めの高台を底部端に貼付する。

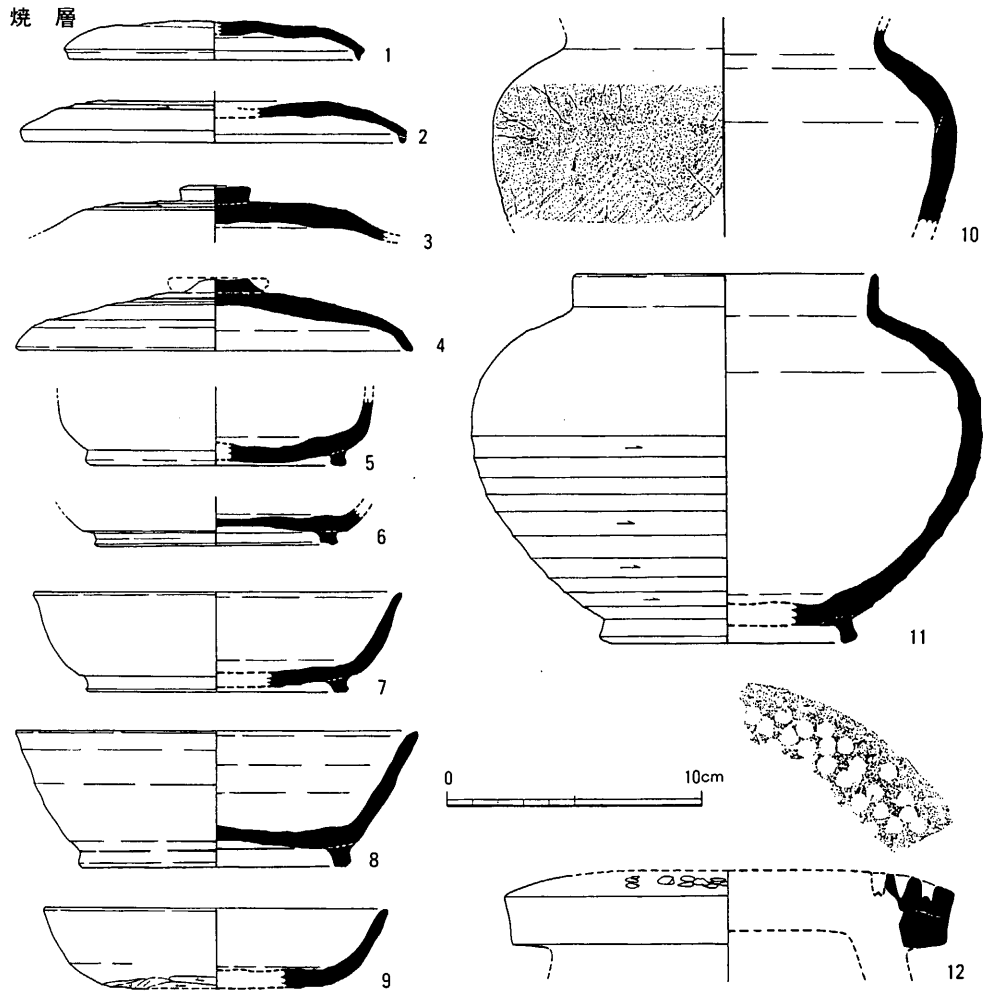


Fig.179 北門地区土層出土土器実測図（1/3）

7）回廊西南隅（6次）出土土器

回廊西南隅地区の調査では，パンケース55箱程の土器が出土しており，政庁跡の調査では最も出土量が多い。また，転用硯の出土量も他地区より多かった。なお，基本層序の項では，下層から第1整地層，第2整地層，第3整地層と呼ぶと説明したが，6次調査時点では上層から第1整地層と番号を付けて遺物を取り上げている。今回の報告に際しては，調査時点の遺物取り上げラベルを尊重し，整地層番号はあえて変更していない。

SB050雨落溝出土土器（Fig.180）

土師器椀（1）　底部片で，三角形の高台を貼付する。内面はナデによる。

土師器高台付皿（2）　残存状況から皿とした。高台は低い。復原高台径7.3cm。

SC022A出土土器（Fig.180，PL.92）

3～7は積土，8・9は基壇石列，10～13は根石，14・15は礎石掘形出土のもの。

須恵器蓋（3～5・8）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，5・8の天井部は低平。3は扁平な摘みを貼付する。何れも口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。

須恵器坏（6・7・9～13）　6・7・13は無高台の坏。6は上げ底，7は平底，13は丸底をなす。9～12は有高台の坏。高台は低く，底部端寄りに貼付している。10は小型品。

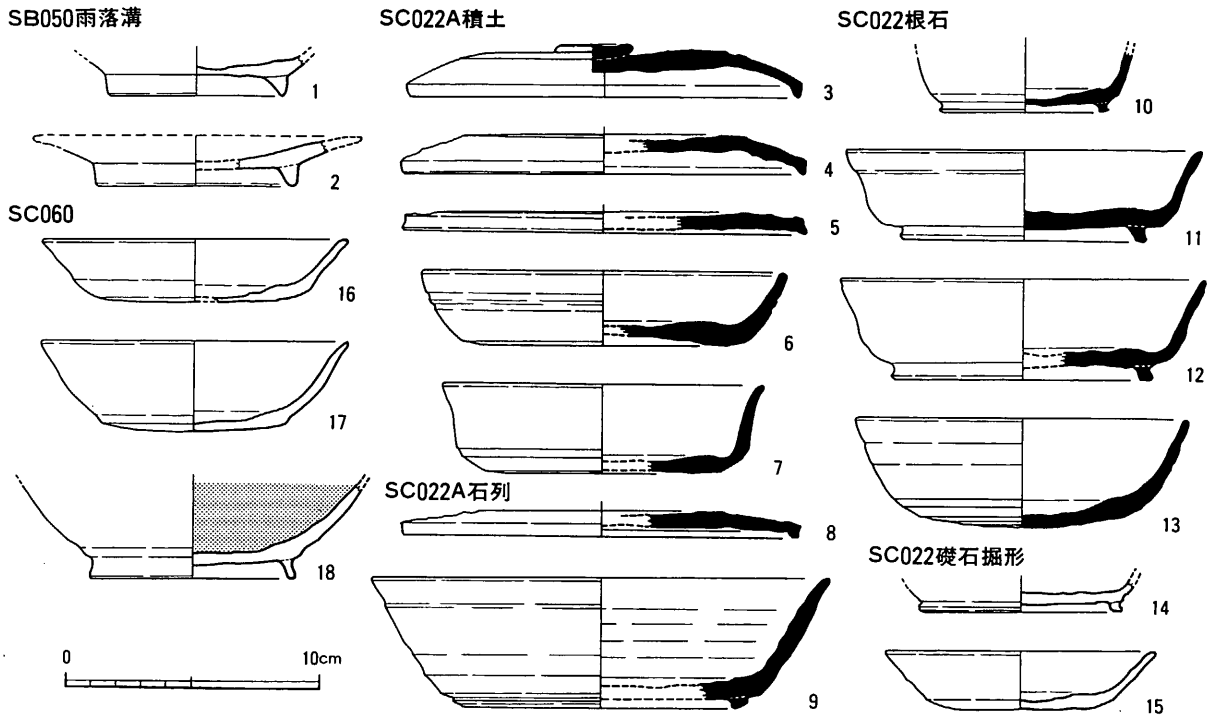


Fig.180 回廊西南隅地区遺構出土土器実測図（1）（1/3）

土師器皿（15）　小型の皿で，復原口径は10.7cm。底部はヘラ切り。

土師器椀（14）　底部破片で，細身のシャープな高台を貼付する。内外面ともナデによる。

SC060出土土器（Fig.180，PL.92）

土師器坏（16・17）　底部はヘラ切り。16の底部には板状圧痕が残る。

黒色土器椀（18）　内面を燻したA類。やや細身の高台を貼付する。内面はミガキ。

SD061出土土器（Fig.181）

黒色土器坏（1）　内外面とも燻したB類。底部は平底で，ヘラ切り。

SD062出土土器（Fig.181，PL.92）

2～10がSD062Aに伴うもので，11～19がSD062Bに伴うもの。

須恵器蓋（2～6）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，3～5は爪先立つ。2は算盤玉形，3は扁平な摘みを貼付する。何れも口縁部ヨコナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。

須恵器坏（7・8）　有高台の坏。高台は7が方形，8は端部が突出する形態。

須恵器鉢（9）　胴部破片で，口縁部はS字形に屈曲する。外面格子目タタキ，内面円弧当具痕がみられる。焼成は堅緻で，灰青色を呈する。

土師器皿（17・18）　ともに底部ヘラ切りのもの。17の口縁部はやや外反する。

土師器坏（10・15・16）　10は須恵器を模倣した形態で，内外面ともヘラミガキ。15は口縁部が大きく開くもの。15・16とも底部はヘラ切りで，黄褐色を呈する。

土師器椀（11～14）　11・12・14は底部破片。13の坏部は浅く，三角形の高台を貼付する。

黒色土器椀（19）　内面を燻したA類で，高台は方形。内面はヘラミガキによる。

SD063出土土器（Fig.182）

須恵器蓋（1）　天井部破片で，扁平な摘みを貼付する。外天井部は回転ヘラケズリ。

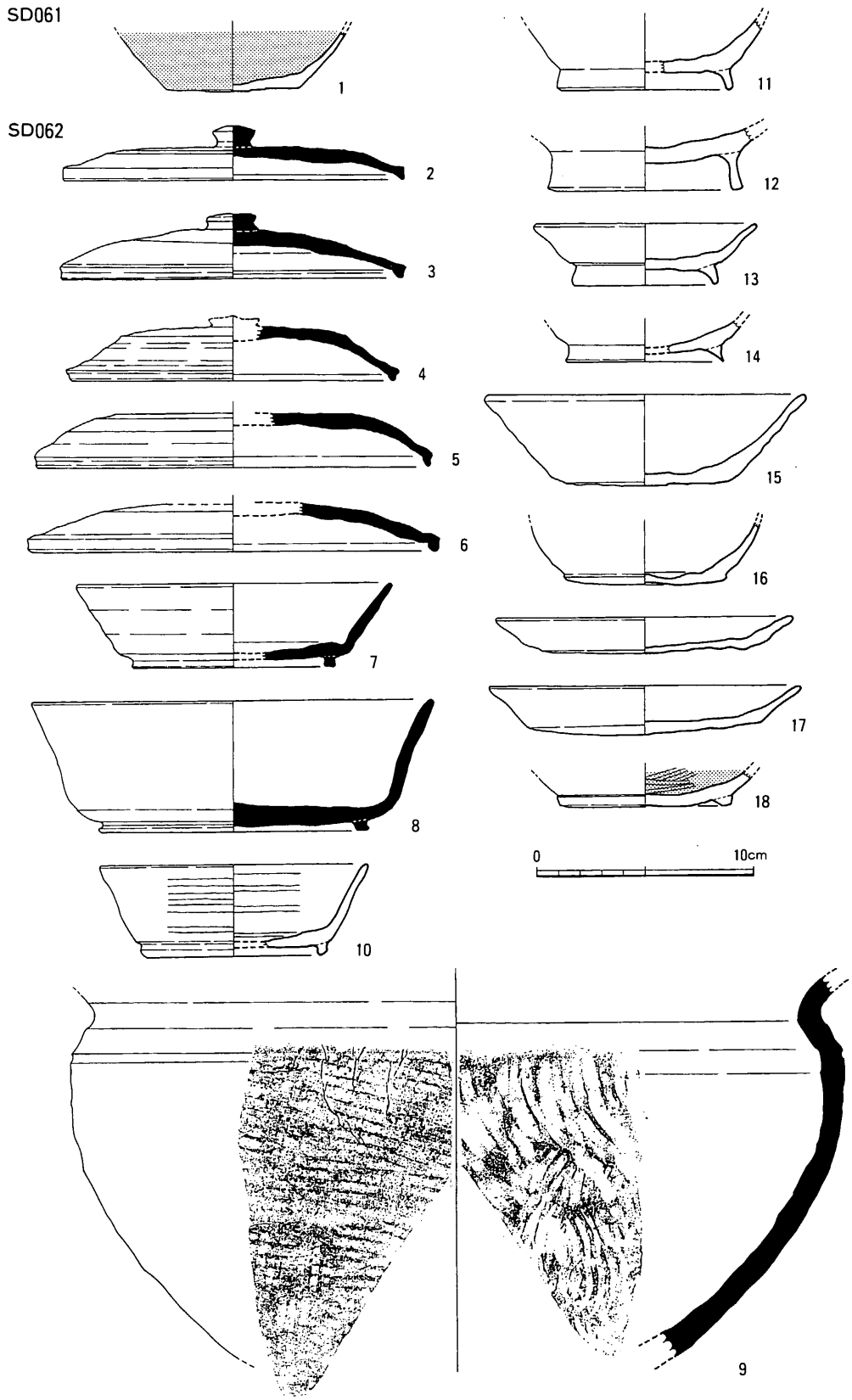


Fig.181 回廊西南隅地区遺構出土土器実測図（2）（1/3）

須恵器坏（2）　有高台の坏で，ハ字形の低い高台を底部端に貼付する。

土師器椀（3）　底部片で，高台は高い。ナデないしヨコナデで仕上げる。

土師器高台付皿（4・5）　坏部が浅い器形。器高は4が2.2cm，5は2.1cm。

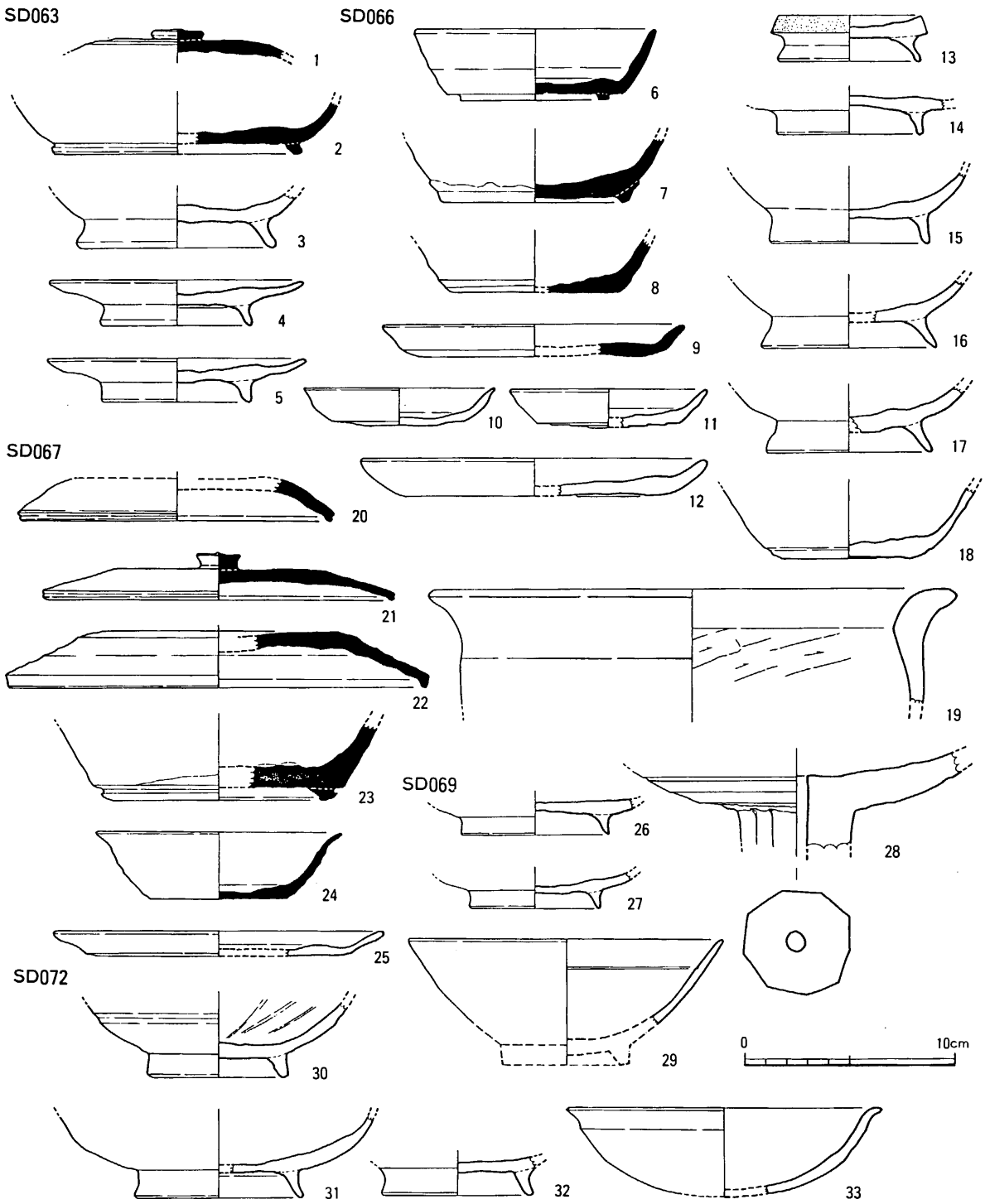


Fig.182 回廊西南隅地区遺構出土土器・陶磁器実測図（1）（1/3）

SD066出土土器（Fig.182，PL.92）

須恵器坏（6～8）　6・7は有高台の坏。6の底部端の稜はシャープ。7は底部端に高台を貼付する。8は高台を付さないもので，底部は手持ちヘラケズリで仕上げる。

須恵器皿（9）　浅めの器形で，底部はヘラ切りによる。復原口径14.3cm。

土師器皿（10～12）　10・11は小皿で，10は器高1.8cm，口径9.1cm。12は浅めの器形。何れもヘラ切りにより，10・11は底部に板状圧痕がみられる。

土師器高台付皿（13・14）　13は椀の口縁部を打ち欠き，側面を摺って高台付皿に転用したもの。14は口縁部を欠く。ともに細目の高台を貼付している。

土師器坏（18）　18は深めの器形で，底部はヘラ切りの後にナデ仕上げ。

土師器椀（15～17）　15～17は底部破片で，ハ字形に開く細身の高台を貼付する。

土師器甕（19）　肥厚する口縁部で，鉤形に外反する。復原口径25.0cm。

SD067出土土器（Fig.182）

須恵器蓋（20～22）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，21は擬宝珠形摘みを貼付する。

須恵器坏（23・24）　23は有高台の坏で，高台は低い。24は口縁部が大きく外反するもので，器高3.2cm，口径11.6cmを測る。底部は手持ちヘラケズリ仕上げ。

土師器皿（25）　浅めの皿で，器高1.2cm，復原口径15.6cm。口縁部はヨコナデによる。

SD069出土土器・陶磁器（Fig.182）

土師器高台付皿（26・27）　高台を有する皿で，ともに細目の高台を貼付する。

土師器高坏（28）　坏部～脚部破片で，中央に貫通する孔が穿たれる。脚部外面はヘラによる面取りで，9面数える。

白磁椀（29）　口縁端部は玉縁状とはならないもの。内面には1条の沈線がみられる。

SD072出土土器（Fig.182）

土師器坏（33）　丸底の坏で，口縁部は外反する。磨滅しているが，ナデによるか。

土師器椀（30～32）　30・31は口縁部を欠く。32は底部破片。30はハ字形の高台，31・32は細身の高台を貼付する。

SX064出土土器・陶磁器（Fig.183，PL.92・93・98）

須恵器蓋（1～6）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，1は爪先立つ。3は擬宝珠形の摘みを貼付する。2は元より摘みを付していない。4は口縁部がへたる形状をなす。

須恵器坏（7～12）　7・8・10は有高台の坏で，何れも底部端に貼付する。10の外底部には格子状のタタキが施される。11・12は無高台の坏で，底部はヘラ切り。

須恵器皿（13）　口縁部が直立気味に立ち上がるもので，底部はヘラ切り。

須恵器鉢（14）　口縁部破片で，復原口径が25cmと大きいことから鉢とした。

須恵器高坏（15）　口縁部は直立し，上部に平坦面を有する。脚部を欠くが，高坏とした。胴部外面は回転ヘラケズリによる。

土師器坏（16～19）　17は深めの器形。16の内外面は回転ヘラミガキによる。16の底部は回転ヘラケズリで，17～19の底部はヘラ切りによる。

土師器皿（20～22）　20は小皿で，底部はヘラ切りの後，ナデで仕上げる。20は器高1.8cm，口径10.8cmを測る。21・22は平底で，何れも底部はヘラ切りによる。

土師器椀（23）　小型品で，口縁は外反する。器面はナデ調整。器高3.7cm，口径8.6cm。

青磁椀（24）　越州窯系青磁椀の底部破片。見込みには重ね目跡が残り，高台畳付にも同じように重ね目跡が等間隔でみられる。高台畳付を除いた全体に釉がかかる。

第1整地層出土土器・陶磁器（Fig.184・185，PL.92・93・98）

1～9は第1整地層出土，10～22は第1整地層瓦整地出土，23～30は第1整地層下層出土，31～46は第1整地層第2層からの出土である。

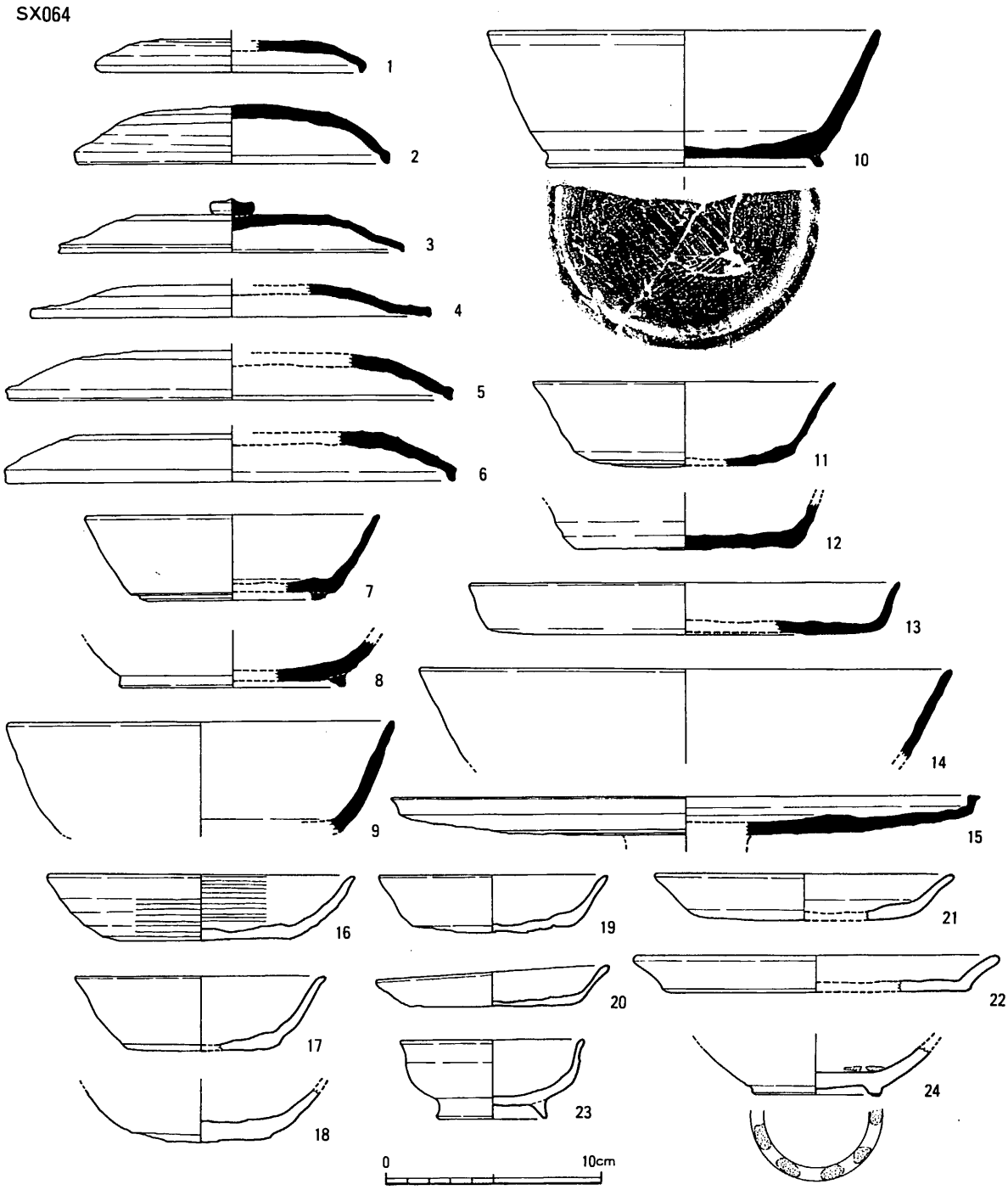


Fig.183　回廊西南隅地区遺構出土土器・陶磁器実測図（2）（1/3）

須恵器蓋（1・2・23・31）　1・2・31は口縁端部が三角形を呈する蓋で，23の口縁端部は僅かに立つ。1・31は器高が高めのもので，23は低平なもの。何れも口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外面回転ヘラケズリにより，口径は1が13.3cm，23は17.2cmに復原した。

須恵器坏（10・11・32）　10・32は有高台坏で，底部端寄りに低めの断面方形の高台を貼付する。11は深めの坏で，底部はヘラ切りによる。器高4.4cm，復原口径13.2cmを測る。

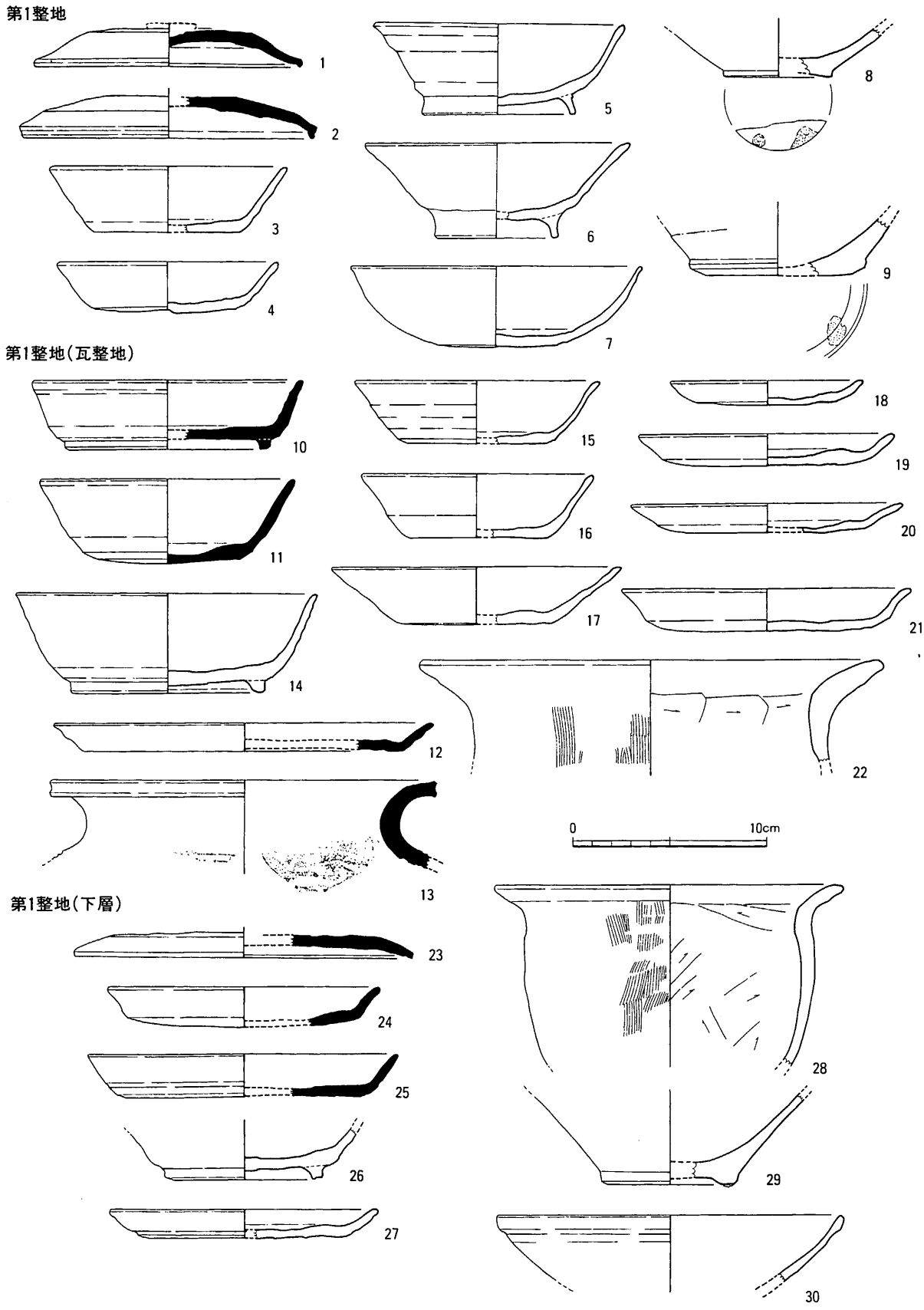


Fig.184　回廊西南隅地区第１整地層出土土器・陶磁器実測図（1）（1/3）

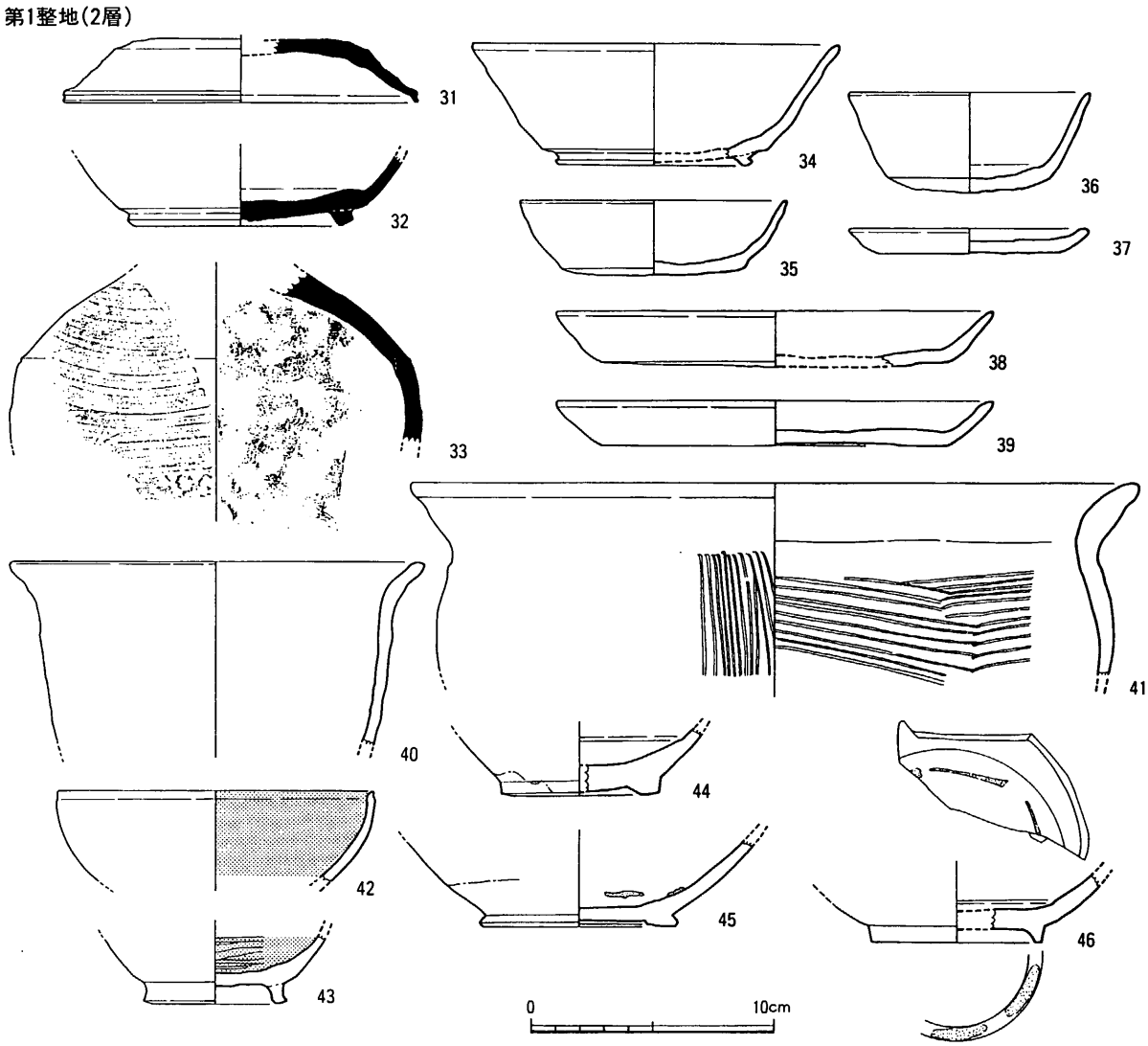


Fig.185　回廊西南隅地区第1整地層出土土器・陶磁器実測図（2）（1/3）

須恵器皿（12・24・25）　12は浅めの器形で，24・25はやや深め。25の底部はヘラ切りの後，ヨコナデを施す。口縁部は何れも丸く納める。

須恵器壺（33）　胴部破片で，外面上半部は粗いカキ目，下半部は格子状のタタキによる。内面全体にはユビオサエが認められる。焼成は堅緻で，淡茶灰色を呈する。

須恵器甕（13）　口頸部破片で，口縁部は弓なりに外反する。肩部外面は格子目タタキ，内面には車輪状の当具痕がみられる。口径は20.0cmに復原した。

土師器皿（18～21・27・37～39）　18・37は小皿で，18は器高1.3cm，口径10.0cm。19・20・27は浅めの皿で，38・39は口径18cm程の中皿。底部は何れもヘラ切りによる。

土師器坏（3・4・7・15～17・35・36）　3・15・16は深めの坏。4は浅め。7は丸底の坏。17は口径が大きく深めのもの。何れも底部はヘラ切りによる。

土師器椀（5・6・14・26・34）　5・6は細身で高い高台を底部端に貼付する。14・34は須恵器模倣の坏で，14は方形の高台を貼付する。26は底部破片で，方形の高台を貼付する。

土師器甕（22・28・40・41）　22・28・41の口縁部は逆Ｌ字形に開く。40は頸部の締まりがないもの。調整は口縁部ヨコナデ，外面ハケ目，内面ヘラケズリを主体とするが，41は内外面とも粗いハケ目による。また，40の外面には煤が付着している。

黒色土器椀（42・43）　ともに内面を燻したＡ類。42は口縁部破片で，下半部は丸味を帯びる。43は底部破片で，ハ字形の高台を貼付する。内面はヘラミガキによる。

青磁椀（８・９・29・45・46）　越州窯系青磁椀の底部破片。高台畳付ないし内面には重ね目の痕跡が認められる。46の重ね目の形態は細長く，他の資料とは異なる。また，26は第26次調査灰砂層出土品と接合関係にあり，特筆すべきことである。

26次出土品と接合

白磁椀（30・44）　30は口縁部小片で，小さめの玉縁状を呈する。44は底部片。内面に１条の沈線が確認される。復原底径は6.6㎝。

第１整地第３層出土土器（Fig.186・187，PL.93・94）

須恵器蓋（１～９）　１～３・５～７は口縁端部が三角形を呈する蓋で，１・３・６は端部が爪先立つ。１～３の天井部は低平で，５は高い。６・７は高めで，天井部が平坦なもの。摘みは２・５が扁平なもので，４は擬宝珠形の摘み。５は器高4.0㎝，復原口径15.5㎝。

８は壺蓋で，口唇部は丸く納める。器高2.8㎝，復原口径15.0㎝。９は摘みが剝落した痕跡があり，小型短頸壺の蓋になろう。焼成は堅緻であるが，かなり焼き歪んでいる。

須恵器坏（10～13）　10・11は有高台の坏で，10の高台は低い。11は断面方形の高台を底部端に貼付する。12・13は無高台の坏で，底部はヘラ切り。

須恵器皿（14）　浅めの皿で，器高1.6㎝，口径16.0㎝。底部はヘラ切り後ナデによる。

須恵器壺（15～18）　15は口頸部破片で，「く」字形に外反する。口縁端部は直立し，その下に削り出し突帯を施す。16～18は胴下半部の破片で，底部は平底。何れも下半から底部にかけては回転ヘラケズリ。また，17の外面上半には横方向の平行線タタキを留める。

須恵器鉢（19）　片口を有する擂鉢。外面は粗い平行線タタキ，内面は円弧タタキが付く。

須恵器甕（20）　口縁部小片。大きく外反する頸部から上方に立ち上がる二重口縁を呈し，口唇部は突出する。屈曲部の直下に３条を１単位とする櫛描き波状文を施している。

土師器蓋（21・22）　21は口縁端部が三角形を呈するもので，22の口縁端部はシャープなもの。ともに器高は高く，22は扁平な摘みを貼付する。外天井部はヘラケズリにより，21の内面にはヘラミガキがみられる。22は器高3.8㎝，口径16.0㎝，摘み径2.5㎝を測る。

土師器坏（23～37）　23～25は有高台の坏で，23・24は低いハ字形高台を底部端に貼付する。25は内外面ともヘラミガキによる。26～37は無高台の坏で，26・28・33の底部は丸みを帯びる。ナデ調整を主体とし，底部は29・30・32・34が回転ヘラケズリによる。

土師器皿（38～49）　口径は38～40が14㎝前後，41・42は15㎝前後，43～45・48は16.5㎝前後，46・49は17～19㎝のもの。38はやや深めの器形。口縁部はヨコナデにより，44・49の内面はヘラミガキを施す。何れも底部はヘラ切りにより，42の底部には板状圧痕が付く。

土師器甕（52・53）　52は小型の甕で，ともに口縁部は大きく外反する。口縁部ヨコナデ，内面ヘラケズリで，外面は52がナデ，53は粗いタテハケによる。

黒色土器椀（50・51）　内面を燻したＡ類。50は断面三角形の高台を貼付する。51は口縁部破片で，口縁端部がやや外反する。ともに内面はヘラミガキによる。

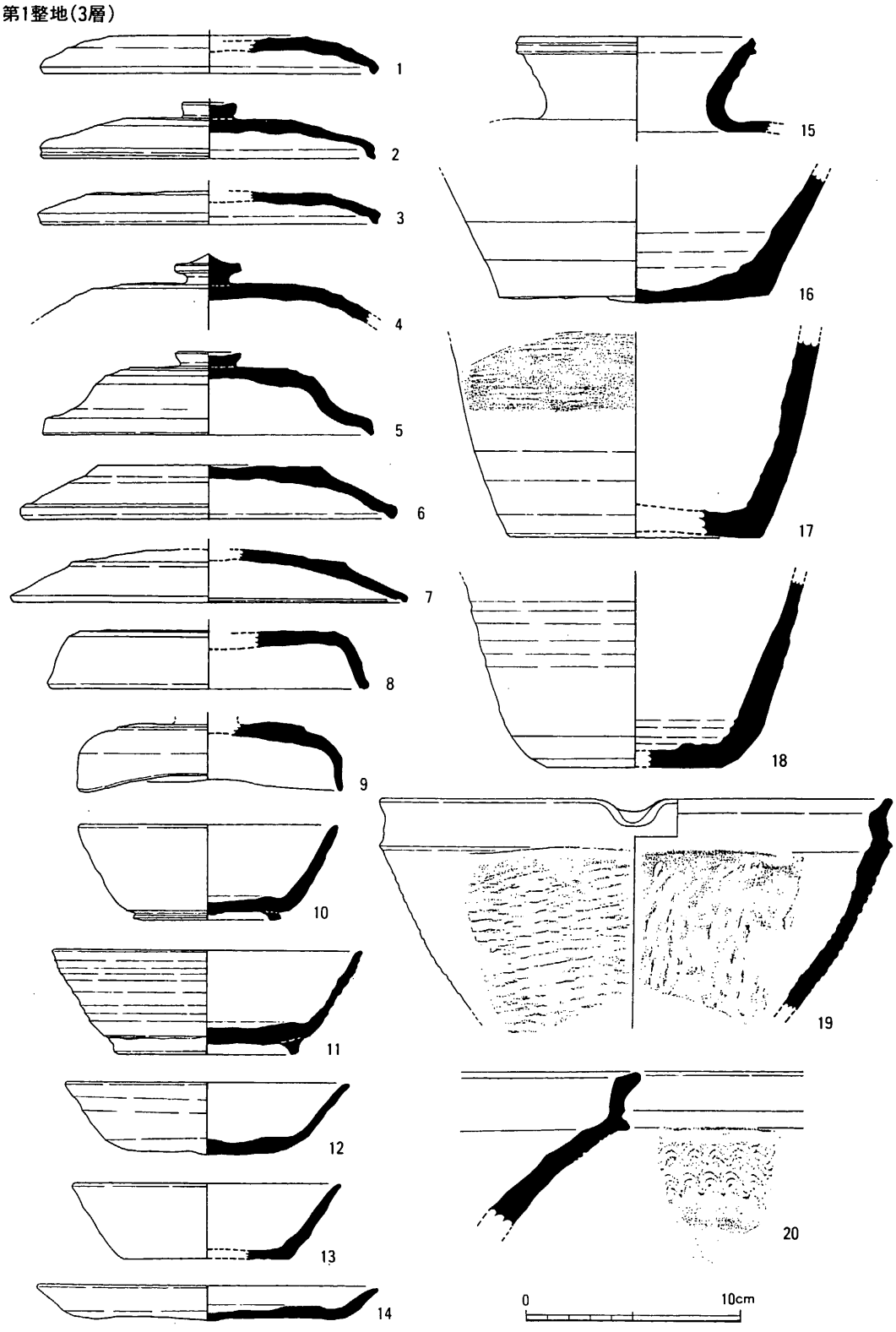


Fig.186　回廊西南隅地区第１整地第3層出土土器実測図（1）（1/3）

第２整地層出土土器（Fig.188，PL.94・95）

須恵器蓋（１～３）　１・２は口縁端部が三角形を呈する蓋で，３の端部は丸く肥厚する。１・２の器高はやや高めで，１は扁平な摘みを貼付する。３は低平な器形。何れも口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外面回転ヘラケズリによる。１は器高2.6cm，復原口径13.8cmを測る。

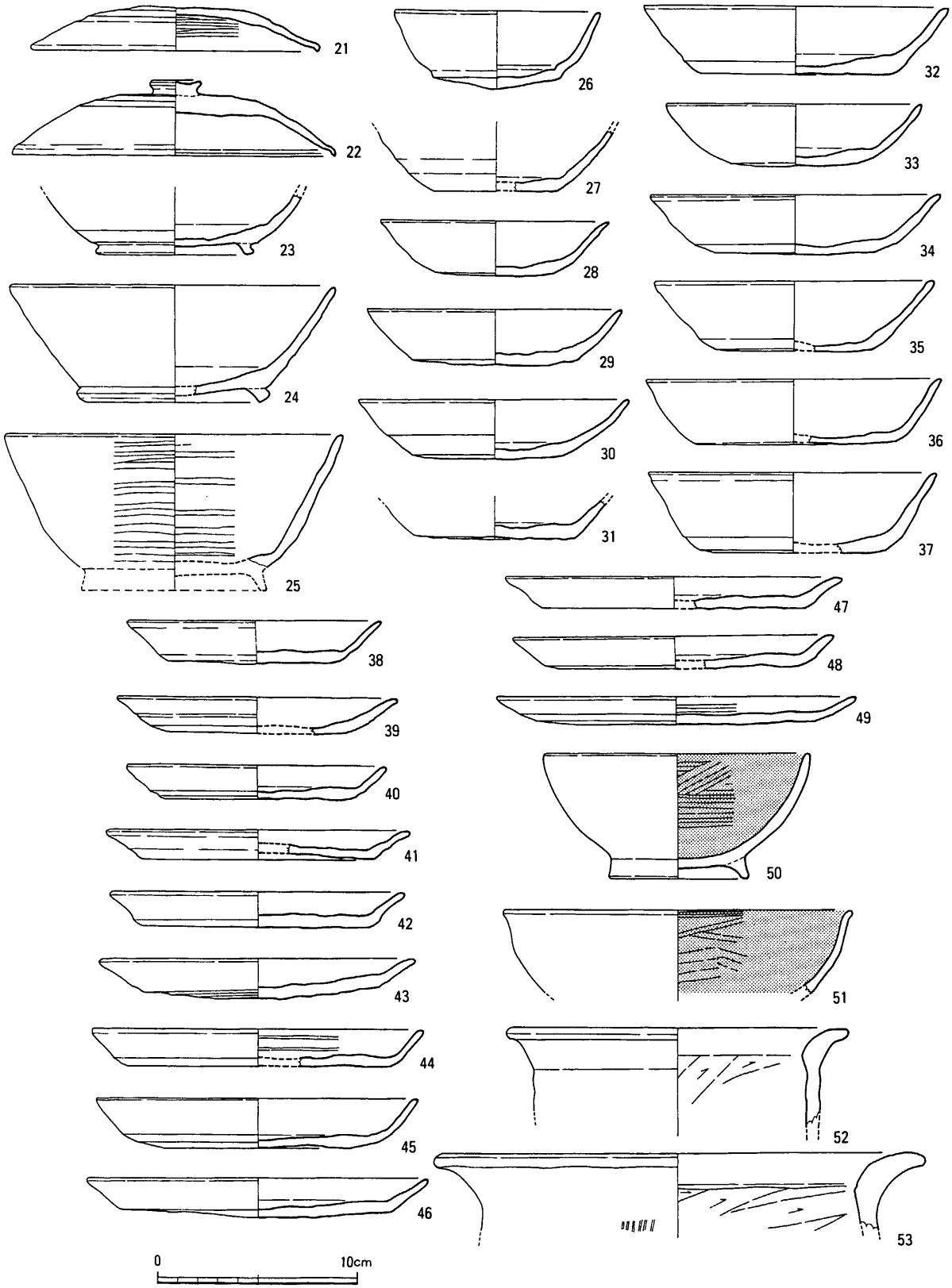


Fig.187　回廊西南隅地区第１整地第3層出土土器実測図（2）（1/3）

須恵器坏（４～７）　４は有高台の坏で，高台は細く低い。胴部との境の稜はシャープである。５～７は無高台の坏で，５・７は深めの器形。６は浅めの器形で，口縁端部が外反する。７の底部は手持ちヘラケズリによる。７は器高4.2cm，復原口径15.2cmを測る。

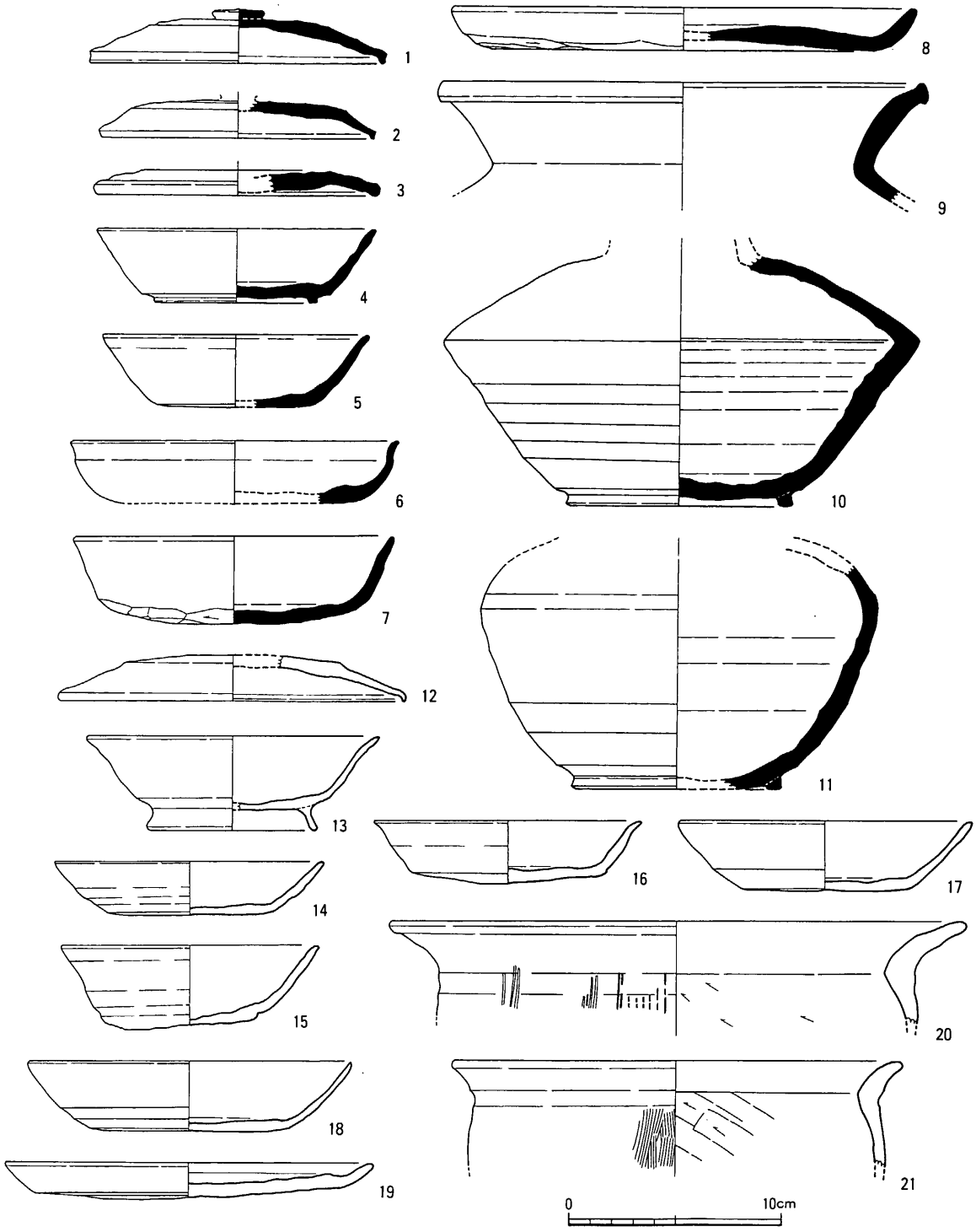


Fig.188 回廊西南隅地区第２整地層出土土器実測図 (1/3)

須恵器皿（８） 浅めの皿で，器壁は厚い。焼き歪みが激しい。

須恵器壺（10・11） ともに胴部破片であるが，10が長頸壺，11は短頸壺になろう。10は算盤玉形を呈し，胴部中位の稜も明瞭である。11の胴部は丸みを帯び，底部はへたばる。10・11とも内面はナデで，体部下半から底部にかけて回転ヘラケズリを施す。

須恵器甕（９） 口頸部破片で，「く」字形に外反する。口縁部上下面を強くナデるため端部は上下方に突出している。口径は22.6cmに復原した。

土師器蓋（12）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，天井部との境に稜を有する。

土師器坏（14～18）　14～18は無高台の坏で，口径が13cm前後のもの（14～16）と14cm程のもの（17）と16cm程のもの（18）がある。底部は何れもヘラ切りによる。

土師器椀（13）　高台は細身でハ字形を呈する。器高4.5cm，復原口径13.9cm。

土師器皿（19）　浅めの皿で，底部は回転ヘラケズリによる。器高1.8cm，復原口径17.6cm。

土師器甕（20・21）　口縁部破片で，20の口縁部は大きく外反する。20のハケ目は粗く，21は細かい。内面はヘラケズリによる。口径は20が27.4cm，21は21.3cmに復原した。

第3整地層出土土器（Fig.189，PL.95）

須恵器蓋（1～12）　1～5は口縁端部が三角形のもので，3は爪先立つ。10は天井部がドーム形を呈する。11・12は小型のもの。3・5は釦形，11は擬宝珠形の摘みを貼付する。

須恵器坏（13～19）　13～16は有高台の坏で，13・15・16の高台は低い方形で，14は高いハ字形に開く高台を貼付する。17～19は無高台の坏。17は小型で浅い器形。18・19は深いもの。

須恵器皿（20・21）　胴部が丸みを帯びる皿で，20の口縁部は小さく外反する。

須恵器壺（22）　肩部より上位を欠くが，胴部中位に明瞭な稜を有することから長頸壺になろう。高台は断面方形で，底部端に貼付する。胴下半部はヘラケズリによる。

須恵器甕（23）　口縁部破片。口唇部は突帯状に突出し，直下にも削り出し突帯を施す。

土師器蓋（24・25）　24の口縁端部は小さく立つ。外天井部ヘラミガキにより，扁平な摘みを貼付する。25は口縁部内面にかえりを有する。外面にはヘラミガキがみられる。

土師器高坏（26）　脚部破片で，脚部外面ヘラケズリ，裾部ヘラミガキ。脚径11.0cm。

第4整地層出土土器（Fig.189）

須恵器皿（27）　大型の皿で，器高3.1cm，復原口径22.6cm。底部は手持ちヘラケズリ。

土師器皿（28）　口縁部が内傾する器形で，復原口径20.9cm。外面ヘラミガキ，内面はナデ後暗文を施す。胎土・手法的に都城系土器を模倣した在地の土器であろう。

瓦溜出土土器・陶磁器（Fig.190・191，PL.95～98）

須恵器蓋（1～5）　1～4は何れも低平な器形で，1は扁平な摘みを貼付する。

須恵器坏（6～17）　6～14は有高台の坏で，7・10・13の高台は細い。15～17は無高台の坏で，15・16は深め，17は浅めの器形。16の内面には朱が付着している。

須恵器皿（18・19）　18は器高の低い皿で，19は底部の境が不明瞭なもの。

須恵器甕（20）　口頸部破片で，口縁端部に平坦面を有する。頸部の締まりはよく，「く」字形に外反する。外面は細い平行線タタキで，内面には円弧当具痕が付く。

土師器蓋（21・22）　21は低平な器形で，口縁部は屈曲する。内外面ともヘラミガキ。22は口唇部内面に僅かな段を有する。磨滅が著しいが，ヘラミガキによろう。

土師器皿（37～43）　37は口縁部内面に僅かな段を有する。38～40は口径が16cm前後で，41～43は17～19cm。何れも底部はヘラ切り。42には黒斑が観察される。

土師器高台付皿（44・45）　高台は44が細身，45が低めの高台を貼付する。器高は44が2.3cm，45は1.9cm，口径は44が12.0cm，45は12.4cmを測る。

土師器坏（23～36・49）　23～26は有高台の坏で，底部端寄りに断面方形の高台を貼付する。27～36は無高台の坏で，27～32は口径が13～14cmのもので，33～36は16～17cm前後のもの。30

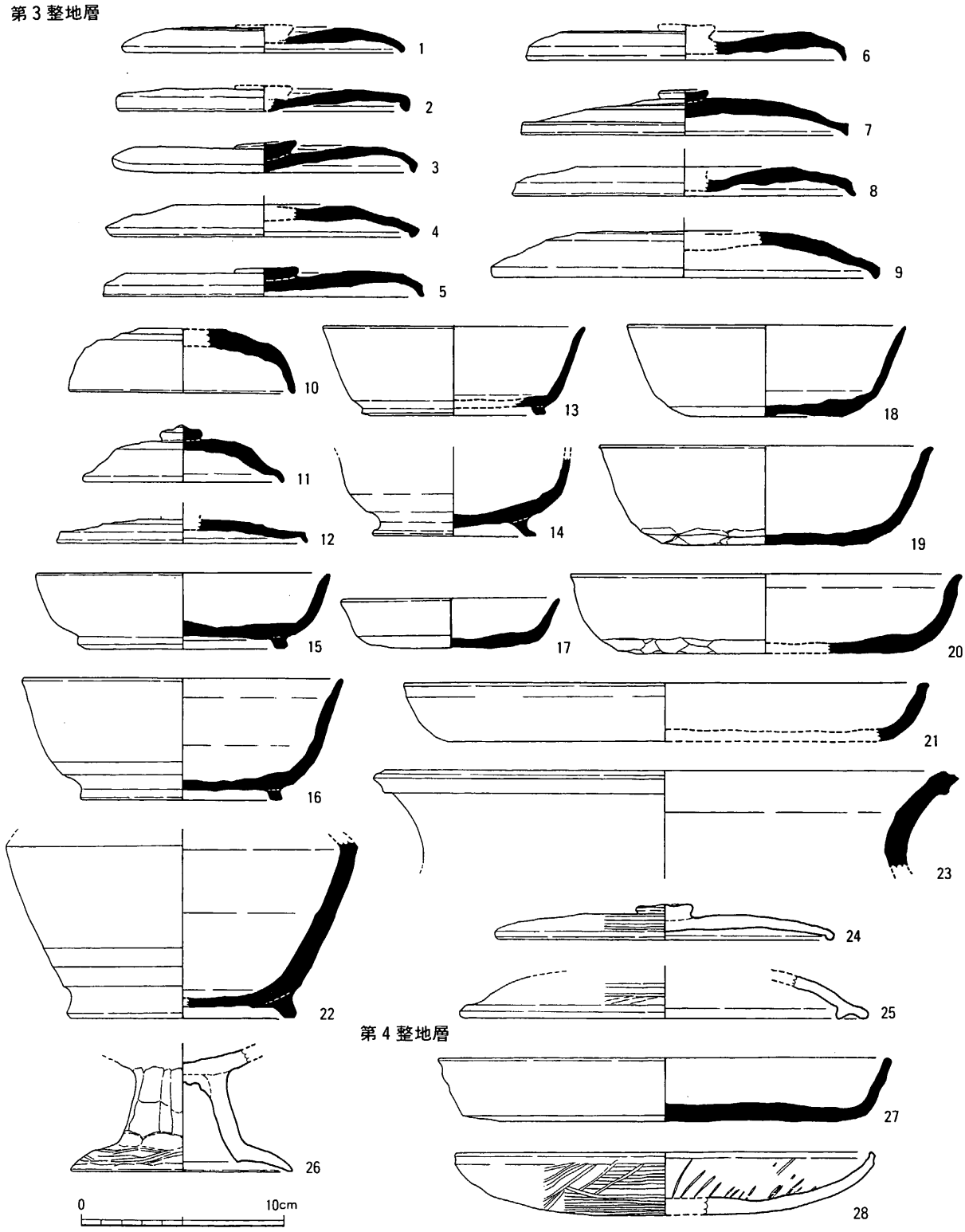


Fig.189 回廊西南隅地区第3・4整地層出土土器実測図（1/3）

は内面に，29は外面にヘラミガキがみられる。49は平底の坏で，口縁部が外反する。

土師器椀（46～48・50）　50は浅めの坏部に細身の高台を貼付する。器高4.6cm，口径15.8cm。

土師器甕（51・52）　口縁～肩部破片で，52の口縁部は大きく外反する。

青磁椀（53）　越州窯系青磁椀の底部破片。高台畳付と見込に重ね目跡がみられる。

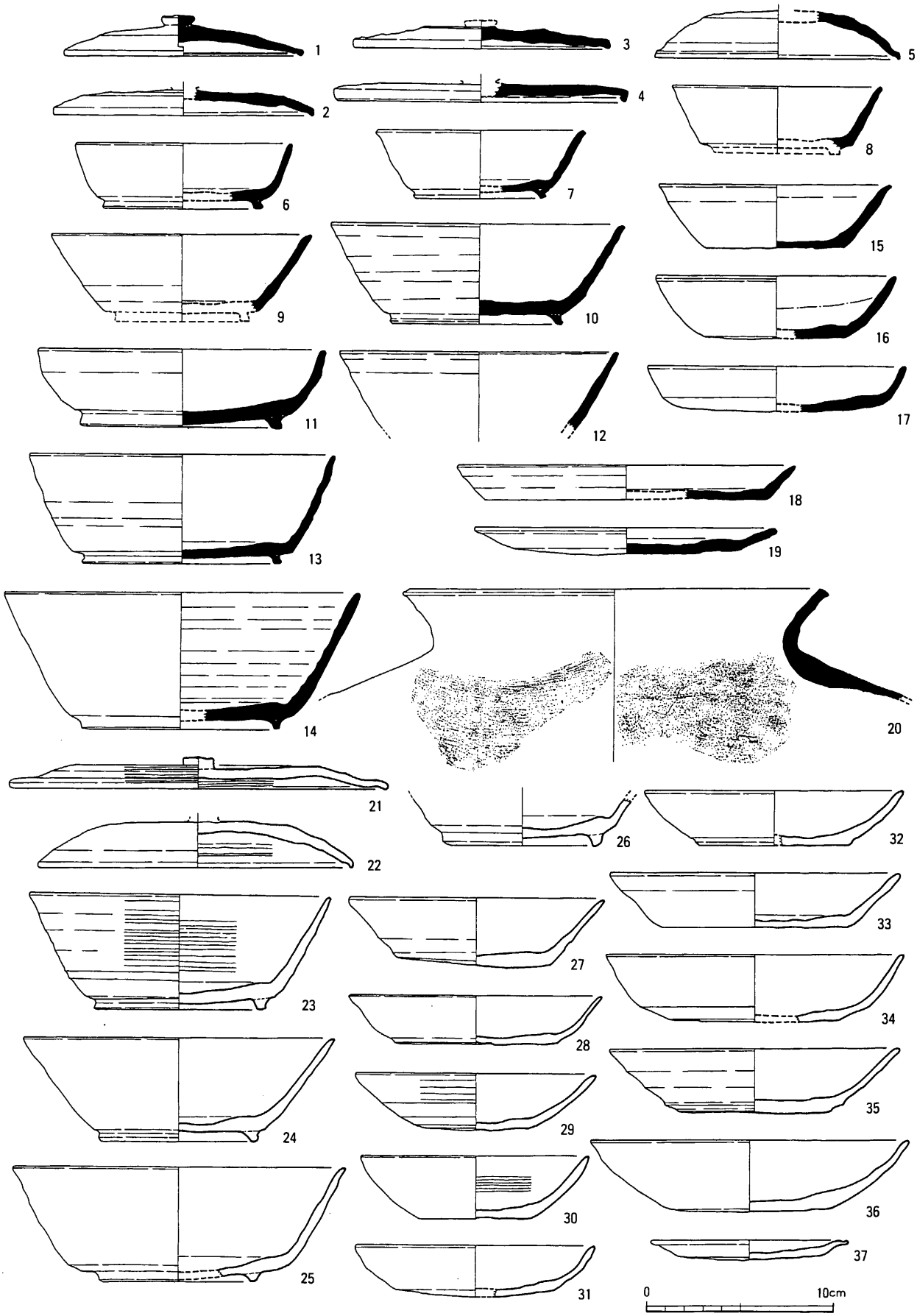


Fig.190　回廊西南隅地区瓦溜出土土器実測図　(1/3)

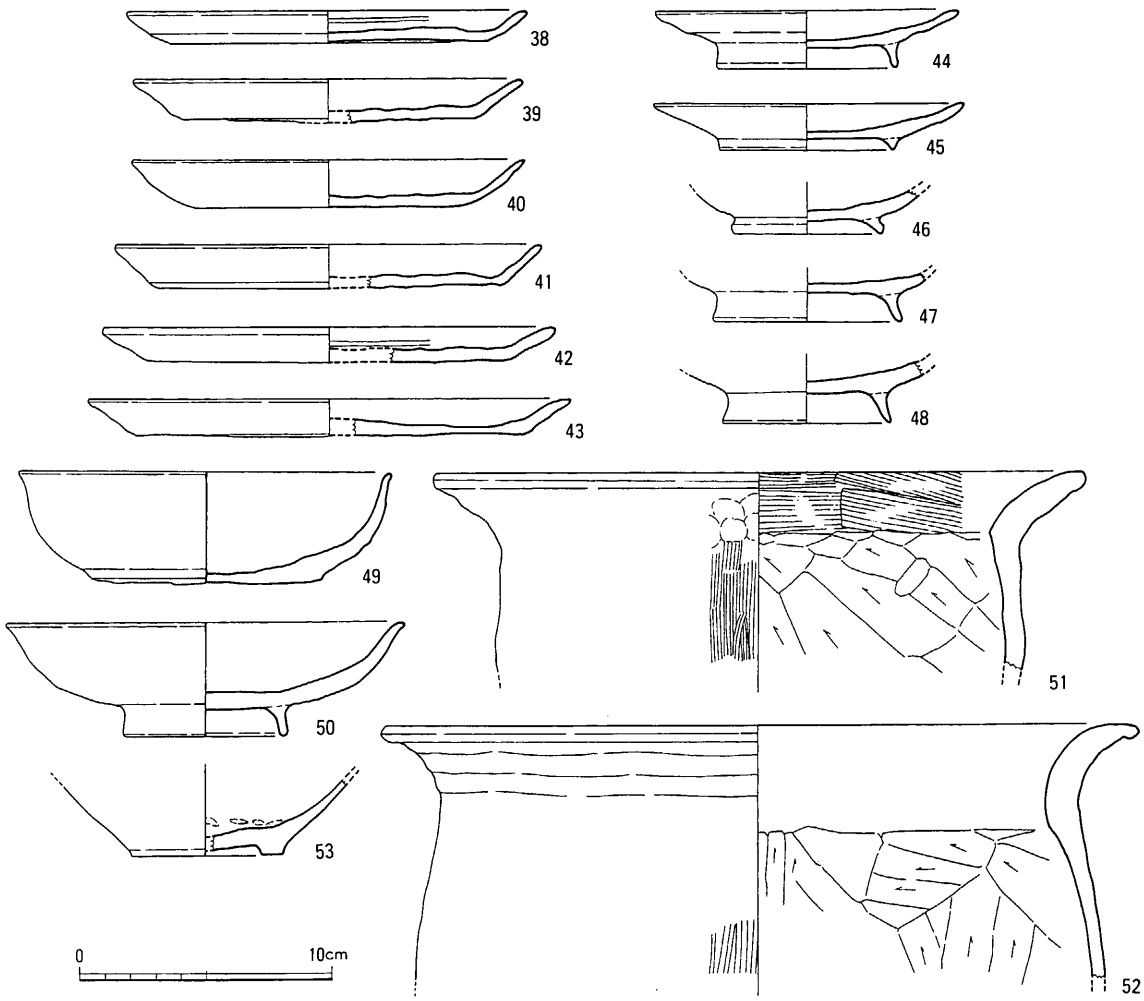


Fig.191 回廊西南隅地区瓦溜出土土器・陶磁器実測図 (1/3)

土層，Pit出土土器・陶磁器（Fig.192，PL.97・98）

1～4は焼土層，5～7は3層瓦溜，8～11は瓦及び土器溜，12・13は地山土層Pit，14～16は灰色砂，17～27は黄褐色土，28・29は暗青灰色土，30～37は炭Pitの出土品。

須恵器蓋（17・28・29）　口縁端部が三角形を呈する蓋で，17は擬宝珠形の摘みを付す。

須恵器坏（5・12・13・18～22）　12・13・18・19は有高台の坏で，12・13が断面方形，18は細身，19は端部が突出する高台を貼付する。5・21・22は無高台の坏で，底部はヘラ切り。20はかえりを有する坏で，外底部はナデで仕上げる。

須恵器鉢（23・24）　深めの器形で，口唇部は小さく突出する。底部は手持ちヘラケズリ。

須恵器壺（11）　瓶形の器形で，口縁部は上方に立つ。胴部はナデ調整による。

土師器皿（26・27・33）　26・27は浅めの皿で，27・33の底部には板状圧痕が残る。

土師器坏（3・4・6・8～10・15・16・25・31・32・34～37）　深めのもの（4・6・8～10・15・16・25）と浅めのもの（34・35）があり，底部はヘラ切りによる。

土師器椀（1・2・14・30）　1・2・30は細身の高台を貼付する。30はミガキによる。

染付瓶（7）　胴部破片。外面に青藍色でラマ式蓮弁が描かれる。緩やかな稜を持つことから八角瓶ないし八角水注になると考えられる。色調からみて元代の染付である可能性が高い。元代の染付は，大宰府史跡では他に例がなく，全国的にも珍しい貴重な資料といえる。

ラマ式蓮弁

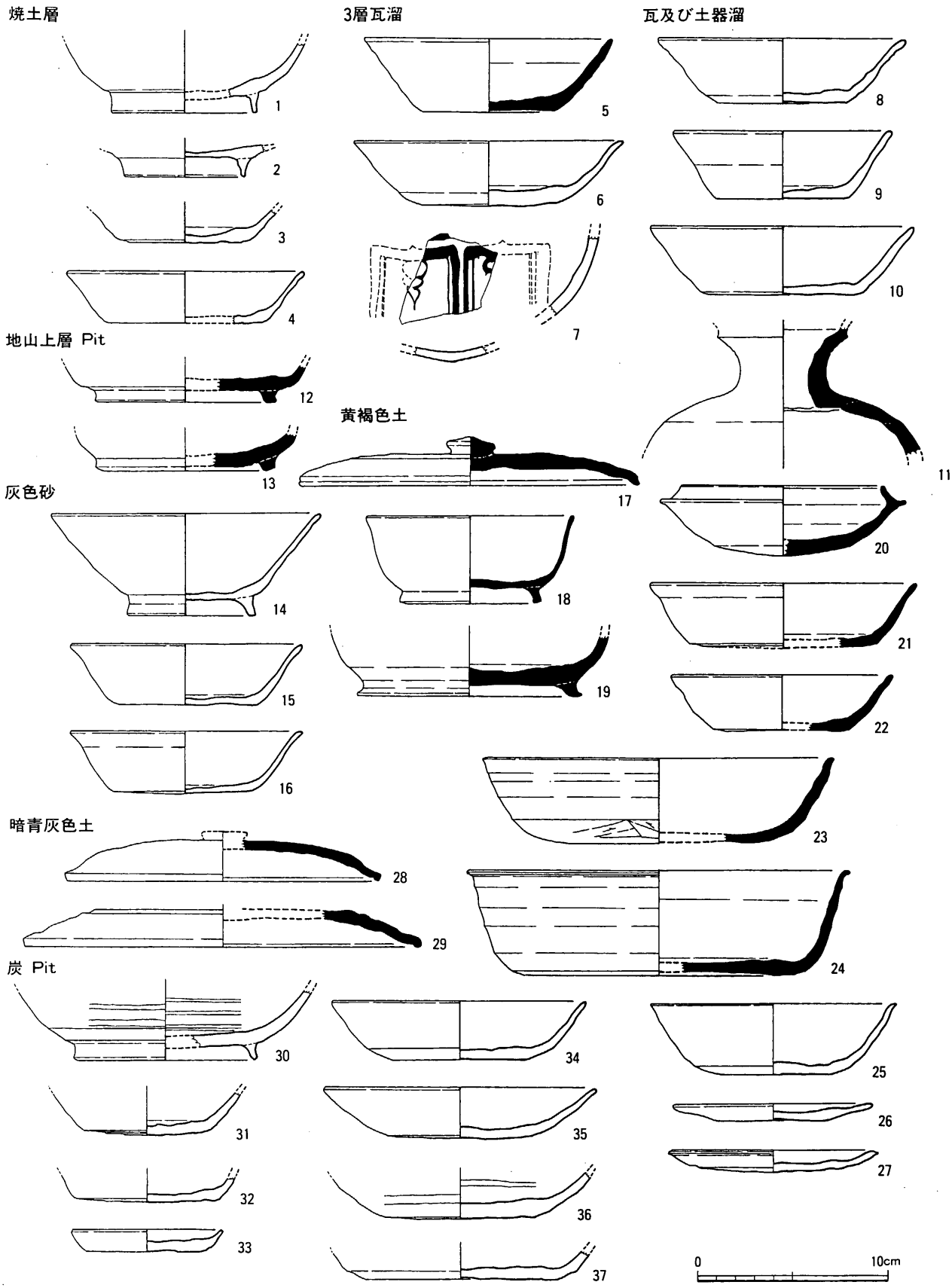


Fig.192　回廊西南隅地区その他土層出土土器・陶磁器実測図（1/3）

8）回廊東北隅（15次）出土土器

回廊東北隅地区からは，パンケース30箱程の土器が出土している。

SB122出土土器（Fig.193）

須恵器蓋（1・2）　1は天井部がドーム形の蓋。天井部との境にヘラ描沈線を巡らし，口唇部内面に段を有する。2は口縁端部が三角形をなすもので，低平な器形。

土師器蓋（3・4）　天井部は低平で，4の口縁端部は僅かに立つ。4は内外面ともミガキ。

SC340出土土器（Fig.193）

土師器坏（5・6）　底部破片で，胴部ナデ，底部はヘラ切り。

土師器椀（7）　底部破片で，高いハ字形の高台を底部端に貼付する。高台径8.8cm。

SC350出土土器（Fig.193）

土師器椀（8）　底部破片で，細身のハ字形に開く高台を貼付する。高台径7.4cm。

SD342出土土器（Fig.193，PL.99）

土師器皿（10）　器高2.5cm，口径13.9cm，底径9.6cm。口縁部ヨコナデ，底部は糸切り。

土師器坏（9）　底部破片で，胴部はナデ，底部はヘラ切りによる。

SD345出土土器（Fig.193）

須恵器甕（11）　口唇部下に三角突帯を削り出す。外面平行線タタキ，内面円弧当具痕。

SD352出土土器（Fig.193）

土師器椀（12·13）　底部の小片で，細身のハ字形高台を貼付する。12は高台径6.4cm。

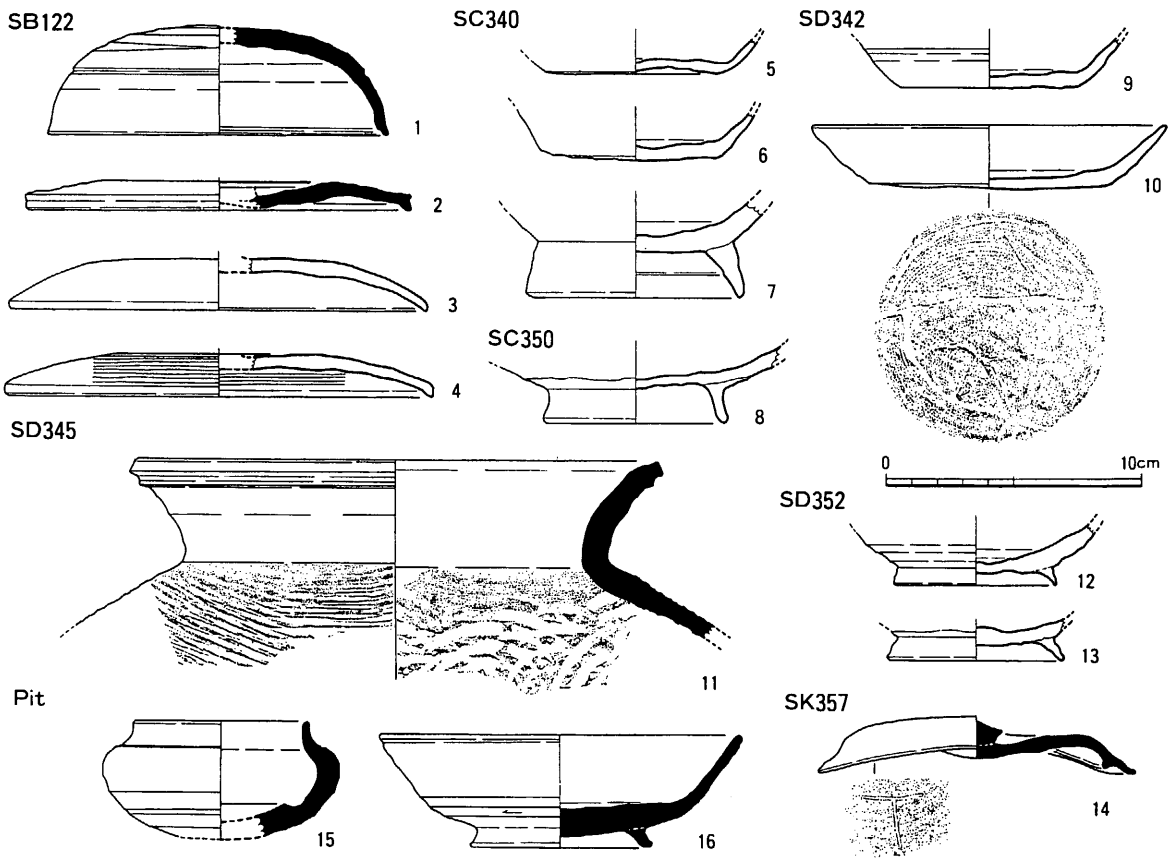


Fig.193　回廊東北隅地区遺構出土土器実測図（1/3）

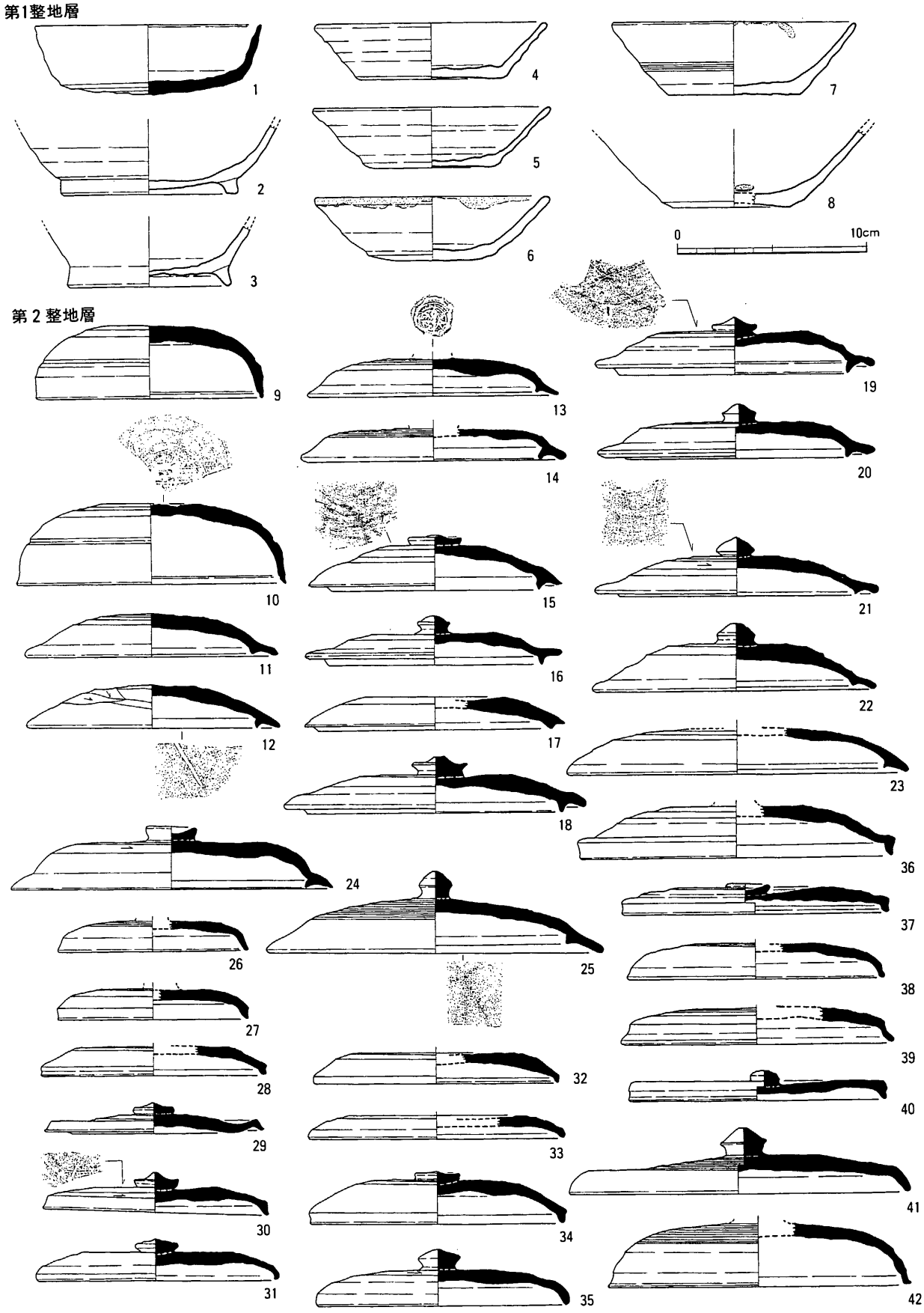


Fig.194　回廊東北隅地区整地層出土土器・陶磁器実測図（1）（1/3）

SK357出土土器（Fig.193）

須恵器蓋（14）　かえりを有する蓋であるが，焼き歪む。内面にT字形のヘラ記号を付す。

Pit出土土器（Fig.193，PL.99）

須恵器壺（15）　短頸壺で，頸部にヘラ描き沈線を巡らす。外面はヘラケズリ。P17の出土。

須恵器坏（16）　有高台の坏で，ハ字形の高台を貼付する。器高4.5cm，口径14.5cm。

第1整地層出土土器・陶磁器（Fig.194）

須恵器坏（1）　小型の坏で，器高3.7cm，口径12.0cm。器面調整はナデによる。

第2整地層

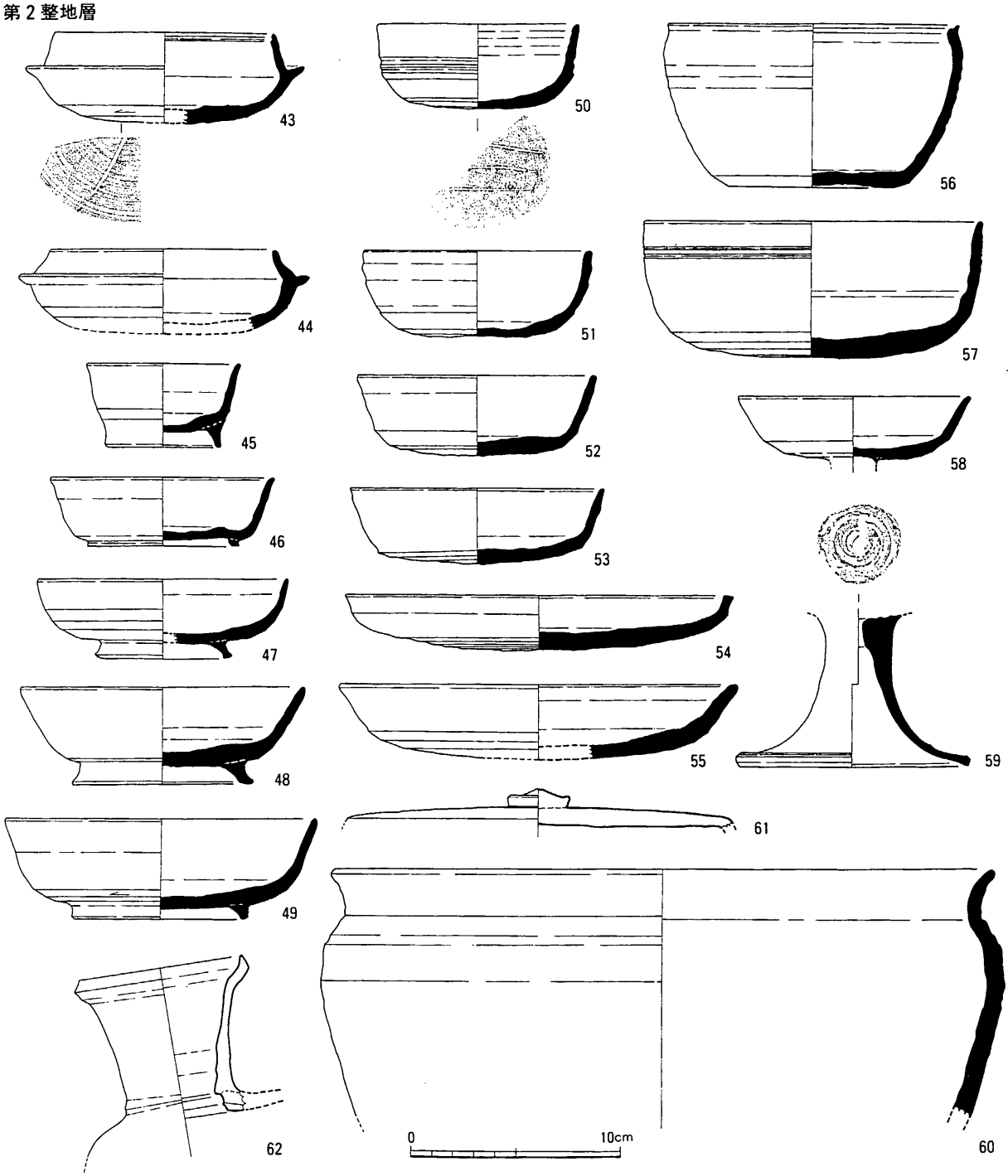


Fig.195　回廊東北隅地区整地層出土土器・陶磁器実測図（2）（1/3）

土師器坏（４～７）　器高3.1～3.9cm，口径12.5～13.0cmで，６・７は灯火器として使用。

土師器椀（２・３）　底部破片で，胴部端に高台を貼付する。２の復原高台径は8.8cm。

青磁椀（８）　越州窯系青磁椀の底部破片。オリーブ色の釉薬をかけるが，底部は露胎。見込みには重ね目跡が残る。

第２整地層出土土器・陶磁器（Fig.194～196，PL.99）

須恵器蓋（９～42）　９・10は天井部がドーム形のもの。11～25はかえりを有するもの。26～35・37～40は小型で，36・41・42はやや大型のもの。14・25・26・41・42はカキ目を施す。16・18・19・21・34・41は擬宝珠形，20・22・25は山形，29～31・34は扁平な摘みを貼付する。

須恵器坏（43～53）　43・44は蓋受けのかえりを有するもの。45～49は有高台の坏で，45は小型品。50～53は無高台の坏で，50の外面にはヘラ描き沈線を２条施す。

須恵器皿（54・55）　54の口縁端部は面を有し，55は口唇部を丸く納めるもの。

須恵器鉢（56・57）　深めの鉢で，56の口唇部は小さく立つ。57は沈線を２条施す。

須恵器高坏（58・59）　58は坏部片。59は脚部片で，剝離面には接合のための溝を有する。

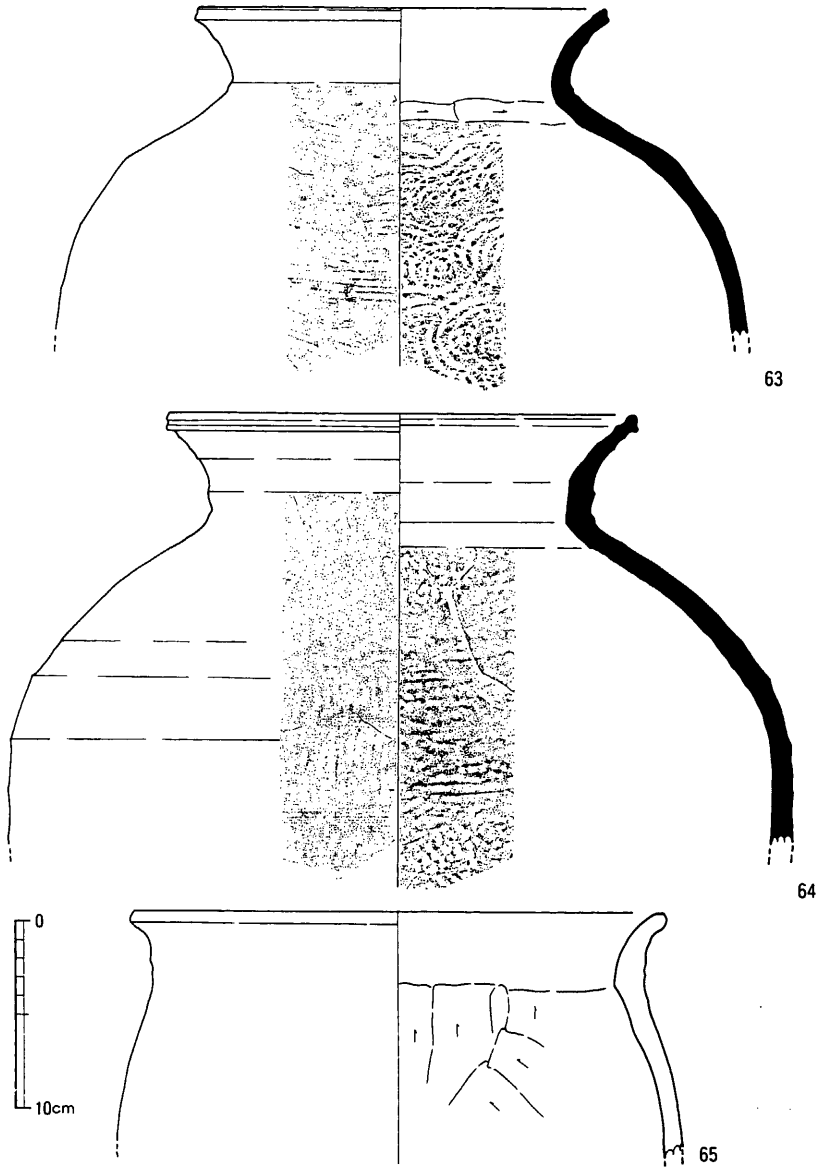


Fig.196　回廊東北隅地区整地層出土土器実測図（1/4）

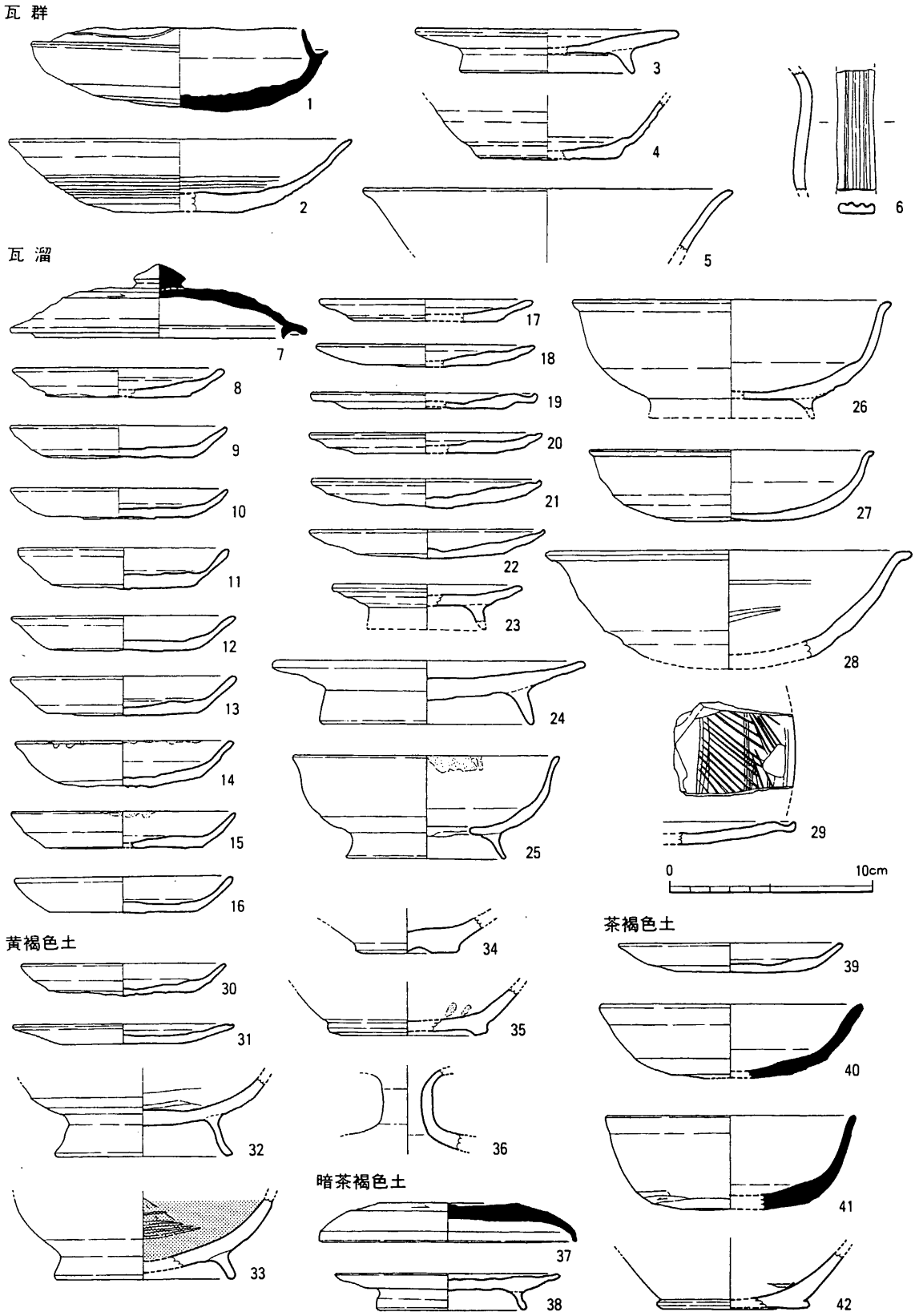


Fig.197　回廊東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（1）（1/3）

須恵器鉢（60）　口縁部がＳ字形に屈曲するもので，内外面ともタタキ目をナデ消す。

須恵器甕（63・64）　口縁～胴部破片で，口縁部は大きく外反する。外面平行タタキで，内

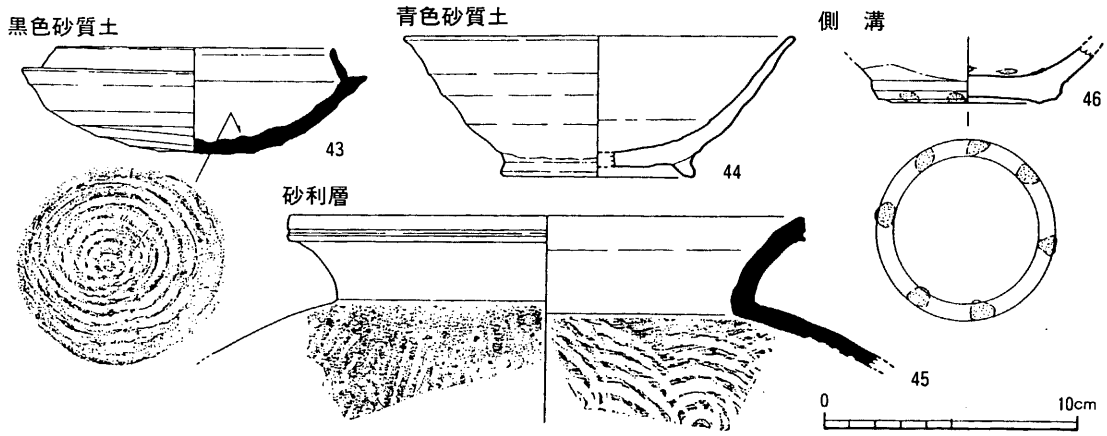


Fig.198　回廊東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（2）（1/3）

面は63が同心円当具痕，64が格子目当具痕を留める。

土師器蓋（61）　天井は平坦で，扁平な摘みを貼付する。壺蓋になるか。

土師器甕（65）　口縁部は緩やかに外反する。外面ナデ，内面ヘラケズリによる。

灰釉陶器平瓶（62）　口縁部破片で，端部は三角形をなす。胎土は緻密で，灰白色を呈する。

瓦群・瓦溜出土土器・陶磁器（Fig.197，PL.99・100）

1～6が瓦群，7～29が瓦溜の出土。

須恵器蓋（7）　口縁部内面にかえりを有する蓋で，擬宝珠形の摘みを貼付する。

須恵器坏（1）　蓋受けのかえりを有する坏で，内底面には同心円当具痕が付く。

土師器皿（8～22）　8～22は小皿で，18～22は口縁部内面に僅かな段を有するもの。

土師器高台付皿（3・23・24）　23は小型品。何れもハ字形の高台を貼付する。

土師器坏（2・4・27）　2の底部は丸く，4は平底，27は丸底坏。27は口唇部が突出する。

土師器椀（25・26）　丸底坏に高台を付した器形。25は小型で，器高5.2cm，口径13.4cm。

土師器鉢（28）　丸底を呈する鉢で，口縁部は水平に屈曲する。内面ミガキ調整。

土師器高坏（29）　口縁部小片で，内外面ともナデの後細かい暗文を施す。

青磁（5・6）　5は越州窯系青磁椀の口縁部破片で，6は水注の取手破片。

その他土層出土土器・陶磁器（Fig.197，PL.100）

30～36は黄褐色土，37・38は暗茶褐色土，39～42は茶褐色土，43は黒色砂質土，44は青色砂質土，45は砂利層，46は調査区側溝の出土品。

須恵器蓋（37）　小型の蓋で，口縁部は小さく立つ。摘みは付していない。

須恵器坏（40・41・43）　40・41は器肉が厚く，41の外底面は手持ちヘラケズリによる。蓋受けのかえりを有する坏で，内底面には同心円当具痕を留める。

須恵器甕（45）　口縁部は「く」字形に外反する。外面平行線タタキ，内面円弧当具による。

土師器皿（30・31・39）　30・39は小皿で，31は口唇部内面に僅かな段を有するもの。

土師器高台付皿（38）　坏部は殆ど平坦で，細身の高台を貼付する。口径11.2cm。

土師器椀（32・44）　32は細身で高い高台を貼付する。44の高台は低く，底部端に貼付する。

黒色土器椀（33）　内面を燻したA類で，ハ字形の高台を貼付する。内面はミガキ調整。

灰釉陶器瓶（36）　瓶の頸部破片で，濃緑色の釉薬がかかる。

青磁椀（34・35・42・46）　何れも越州窯系青磁椀の底部小片。重ね目跡がみられる。

9）築地東北隅（26次）出土土器

築地東北隅地区からは，パンケース40箱程の土器が出土している。

SB500出土土器（Fig.199，PL.101）

1～10は基壇積土，11～18は柱穴，19は雨落溝，20・21は側石の出土。

須恵器蓋（1～4・11～13）　1・11は口縁部内面にかえりを有する蓋で，2は口縁端部が三角形のもの。3は焼き歪みが著しい。4・13は器高が高いもの。12は天井部の破片。

須恵器坏（5・6・20）　5・6は深めの坏で，底部は丸底気味。20は平底をなす。

須恵器壺（7）　長頸壺の口頸部破片。口縁端部は外方に垂れ，直下に沈線を2条施す。

須恵器鉢（17）　底部破片で，内外面ともミガキによる。底部は回転ヘラケズリ。

土師器蓋（8・9）　小型の蓋で，口縁端部はシャープ。内外面ともヘラミガキ。

土師器皿（19）　器高2.4cm，口径13.8cm。底部はヘラ切り。

土師器高台付皿（18）　浅めの器形で，ハ字形の高台を貼付する。復原口径11.8cm。

土師器坏（15・16・21）　15・16は有高台の坏で，20は無高台。15の高台は細身。

土師器椀（14）　器高4.5cm，口径12.9cmで，底部端に断面方形の高台を貼付する。

土師器盤（10）　口唇部は小さく立つ。底部には低めの高台を貼付する。内外面ともミガキ。

SB510出土土器・陶磁器（Fig.199）

須恵器坏（22）　底部破片で，断面方形の高台を貼付する。復原高台径9.8cm。

土師器坏（23）　底部破片で，低めの高台を底部端に貼付する。内外面ともミガキによる。

土師器椀（24）　底部破片で，細身の高い高台を貼付する。

白磁椀（25）　定窯系白磁椀。口縁部破片で，端部を折り曲げる。復原口径13.0cm。

SA335出土土器・陶磁器（Fig.199）

灰釉甕（26）　口頸部破片で，大きく外反する。口縁端部は上方に立つ。

SD501上層出土土器・陶磁器（Fig.200，PL.101）

須恵器蓋（1・2・5・11・12・16・21・31・34）　1・31は口縁端部が三角形をなすもの。5は小型の蓋。11・21はかえりを有するもの。12は口縁部を欠く。16・34は壺蓋。

須恵器坏（3・4・13・14・22～27）　3・4・13・14・22～24・26・27は有高台の坏で，何れも断面方形の高台を貼付する。25は無高台の坏で，器面はナデ調整による。

須恵器盤（15）　ハ字形の高い高台を貼付する。器高4.4cm，復原口径23.2cm。

須恵器瓶（32）　口縁部は短く，緩やかに外反する。胎土に砂粒を多く含む。

土師器皿（6）　口唇部内側に僅かな段を有するもので，器高1.6cm，口径10.4cm。

土師器椀（7・28～30）　7・29・30は底部破片。28は丸底の坏に，高台を付した器形。

黒色土器椀（17）　内面を燻したA類で，外面には赤色顔料を塗布する。

灰釉陶器壺（18～20）　18は短頸壺，19・20は長頸壺の破片。胎土は精良。

灰釉甕（8）　口縁部は「く」字形に外反し，外面格子タタキ，内面円弧当具痕が付く。

青磁椀（9・10・33）　越州窯系青磁椀の底部破片で，底部は露胎。

SD501出土土器・陶磁器（Fig.201）

須恵器蓋（1～3）　1は天井部がドーム形を呈し，2・3は口縁端部が三角形のもの。

須恵器坏（4～8）　4～6は有高台の坏で，7・8は無高台の坏。7は小型品。

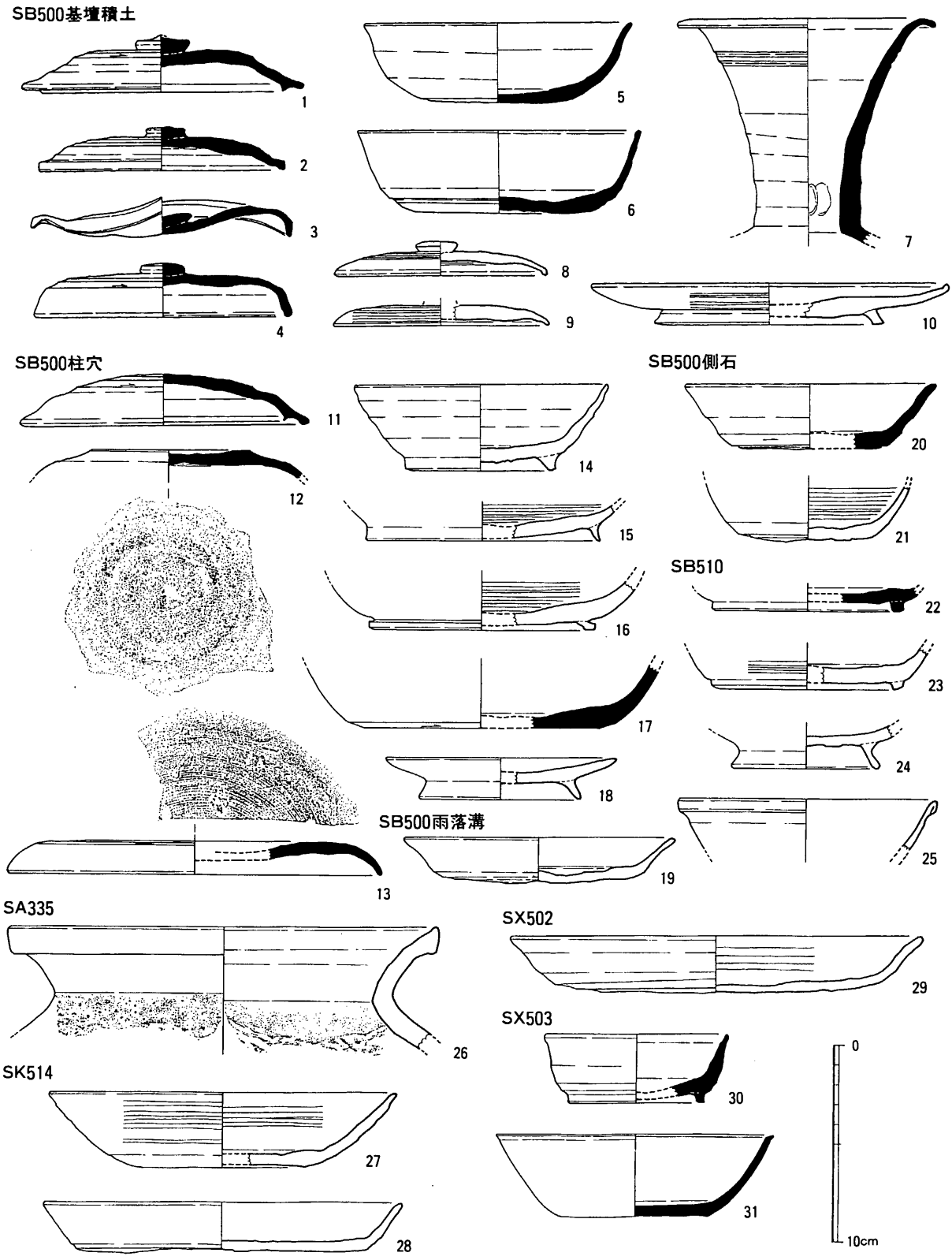


Fig.199　築地東北隅地区遺構出土土器・陶磁器実測図（1/3）

須恵器皿（９・10）　浅めの皿で，10の口縁部は外反する。10の復原口径は14.7cm。

須恵器壺（11）　短頸壺の口縁部破片。口縁部の立ち上がりは短く，端部が平坦なもの。

土師器坏（12）　底部破片で，断面方形の高台を貼付する。

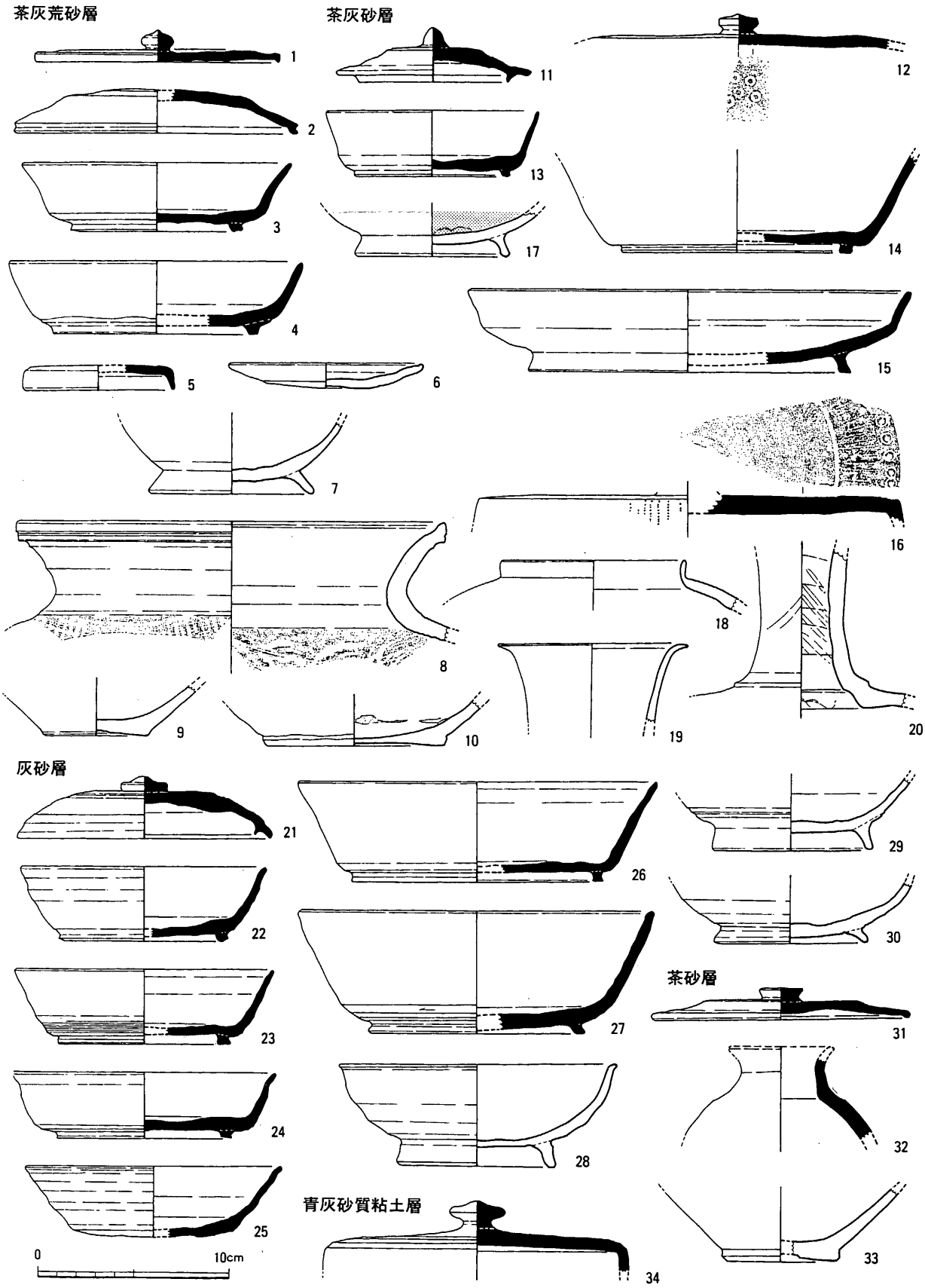


Fig.200　築地東北隅地区溝SD501上層出土土器・陶磁器実測図（1/3）

青磁椀（13）　越州窯系青磁椀の底部破片。高台畳付部位外は釉薬がかかる。

SK514出土土器（Fig.199，PL.101）

土師器坏（27・28）　27は内外面ともミガキ調整。28は浅めで，皿形をなす。

SX502出土土器（Fig.199）

土師器皿（29）　口縁部は外方に屈曲する。内外面ともヘラミガキにより，底部はヘラ切り。

SX503出土土器（Fig.199）

須恵器坏（30・31）　30は小型の有高台坏。31は無高台の坏で，口唇部は小さく突出する。

腐植土出土土器・陶器（Fig.202・203，PL.102）

須恵器蓋（1～7）　1・2はかえりを有する蓋で，4・5は小型品。6・7は端部が丸い。

須恵器坏（8～10・12・13）　8～10は有高台の坏で，12・13は無高台の坏。

須恵器皿（14～16）　14・15は浅めの皿で，16は口縁端部に面を有するもの。

須恵器盤（11）　坏部は浅く，低めの高台を貼付する。器高2.9cm，口径22.0cmを測る。

須恵器壺（17・18）　17は長頸壺で，18は広口壺の破片。18の肩部は怒り肩をなす。

須恵器甕（19）　口頸部破片で，外面擬格子タタキ，内面同心円当具痕が付く。

土師器蓋（20～23）　21～23は口縁端が三角形のもので，20は内外面ヘラミガキを施す。

土師器坏（24・26）　24は底部破片で，内面に漆を塗布している。26は無高台の坏。

土師器皿（25）　浅めの器形で，口縁部は外反する。内外面ともヘラミガキ調整。

土師器甕（27・28）　27の口縁部は鈎形に外反する。28は小型甕で，肉厚品。

緑釉陶器椀（29）　小型の椀で，口唇部は外反する。底部は糸切りによる。胎土は緻密。

腐植土Ⅱ出土土器（Fig.203）

須恵器蓋（30）　口縁部内面にかえりを有する蓋で，器高2.3cm，復原口径11.0cmを測る。

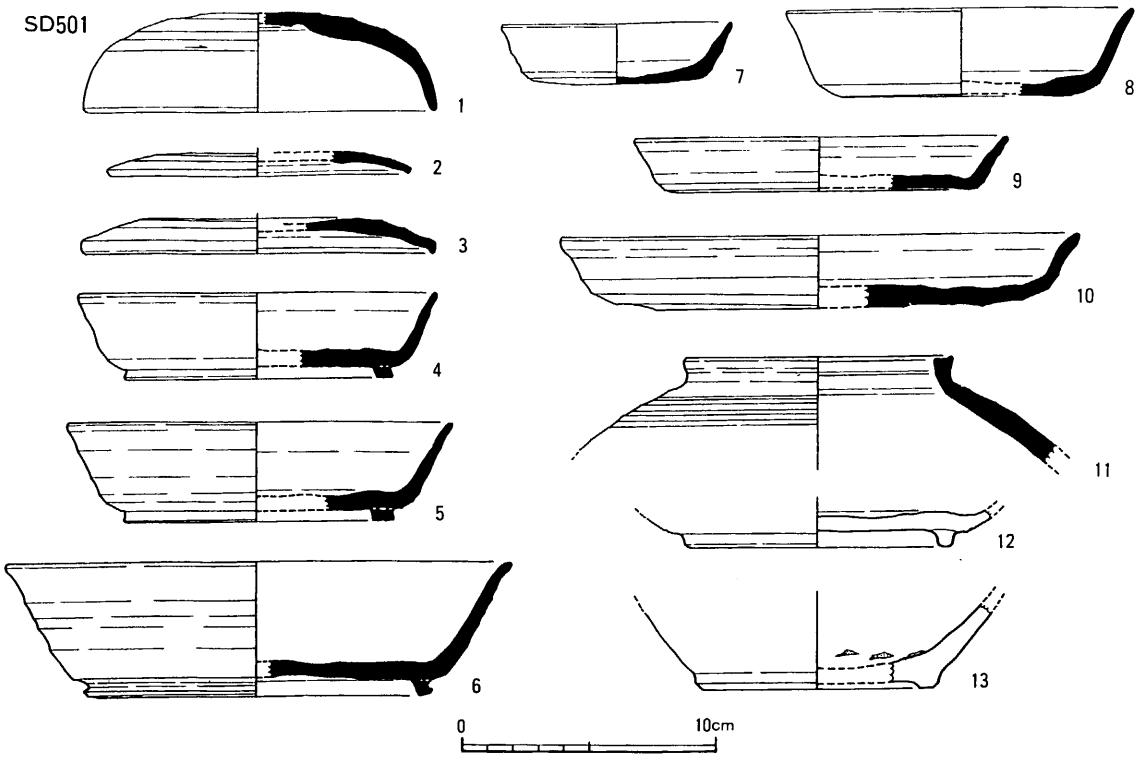


Fig.201　築地東北隅地区溝SD501出土土器実測図（1/3）

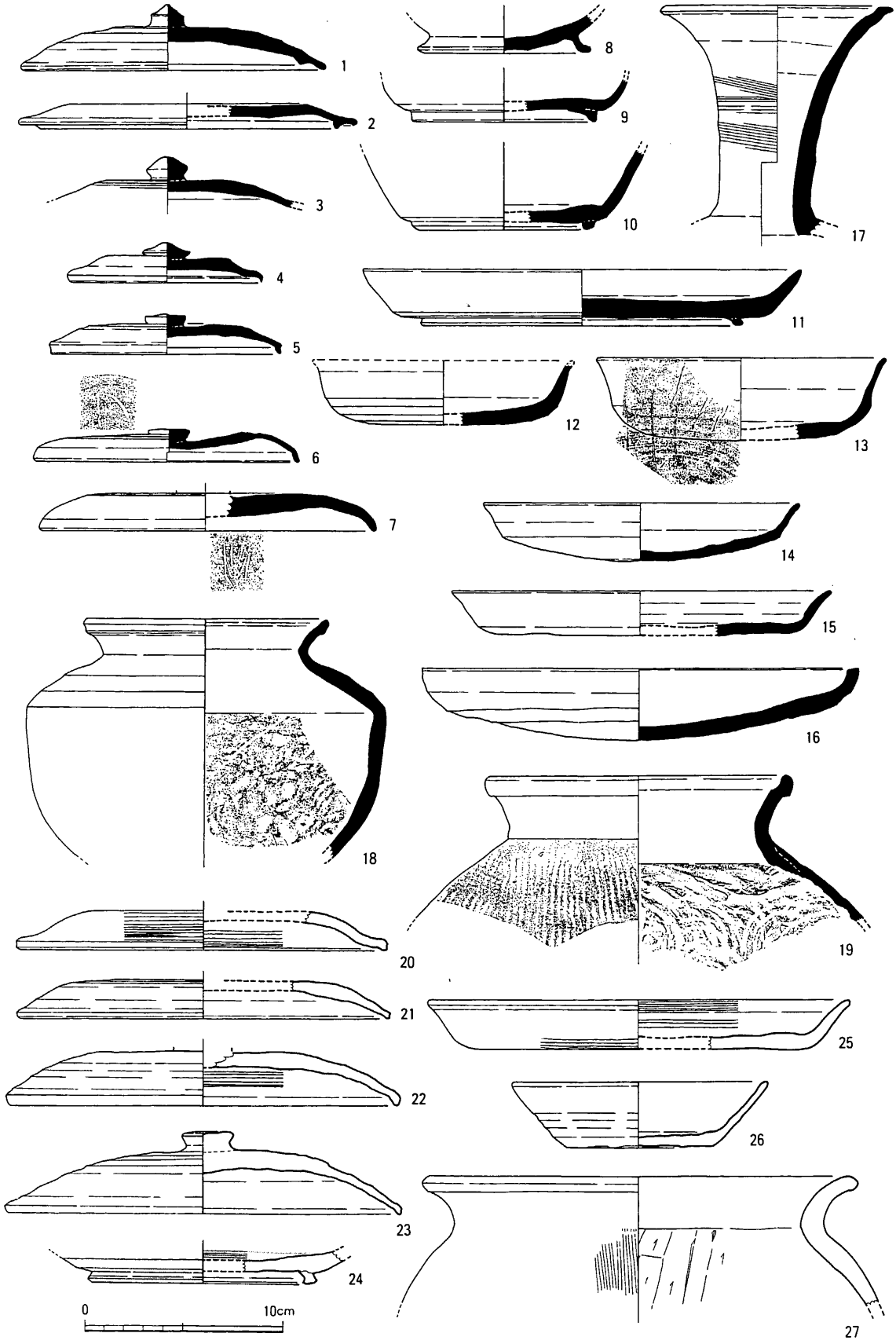


Fig.202　築地東北隅地区腐植土層出土土器実測図　(1/3)

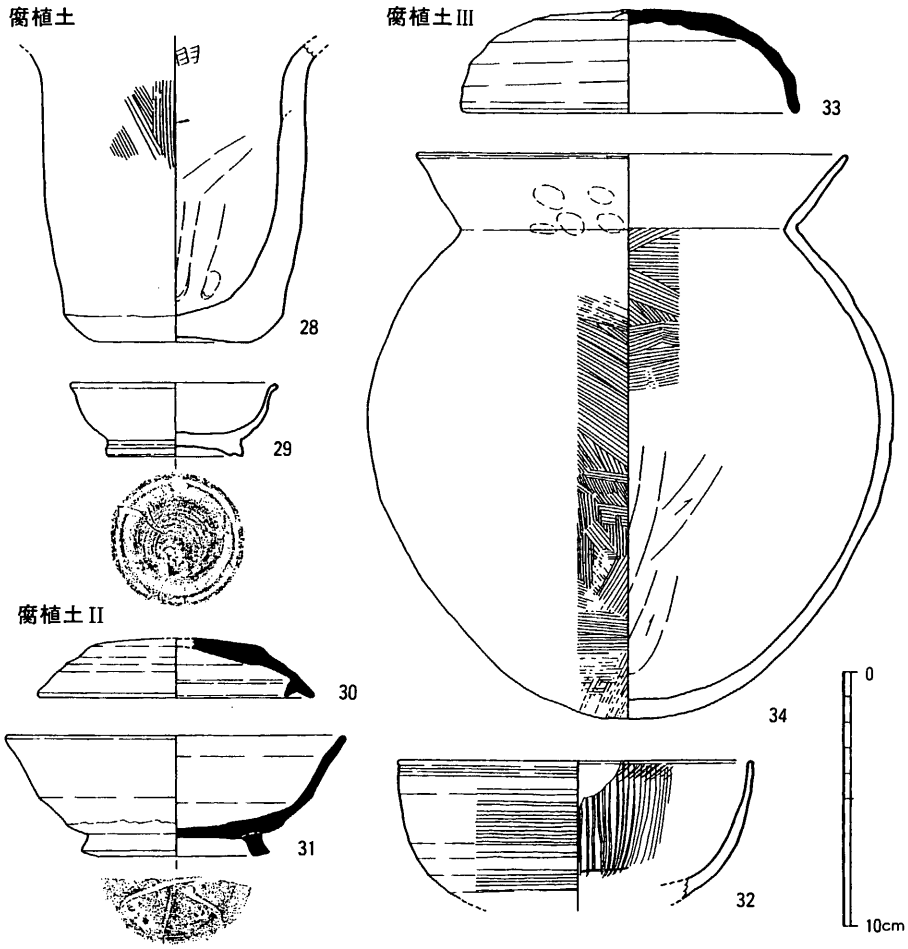


Fig.203　築地東北隅地区腐植土層出土土器・陶器実測図（1/3）

須恵器坏（31）　有高台の坏で，ハ字形のしっかりした高台を貼付する。

土師器椀（32）　深めの器形で，内外面とも細かなミガキによる。復原口径14.0cm。

腐植土Ⅲ出土土器（Fig.203，PL.102）

須恵器蓋（33）　天井部がドーム形を呈する蓋で，口唇部は丸く納める。

土師器甕（34）　布留式の甕で，胴部は卵形を呈する。内面ケズリ，外面ハケ目調整。

第1整地層出土土器・陶磁器（Fig.205，PL.105）

須恵器蓋（1）　摘みの破片で，2段の擬宝珠形をなす。香炉などの蓋になるか。

須恵器坏（2）　有高台の坏で，断面方形の低い高台を貼付する。器高4.1cm，口径13.0cm。

土師器坏（3）　器高3.1cm，復原口径15.7cmで，底部はヘラ切りによる。

土師器壺（4）　小型の壺で，口縁部は小さく外反する。器肉は極めて厚い。

青磁椀（5）　龍泉窯系青磁椀の底部破片で，見込には草花文が描かれる。混入品。

砂質土層出土土器・陶磁器（Fig.204，PL.103・104）

1～10は茶灰色砂質土，11～14は暗灰色砂質土，15～22は灰色砂，23～28は青灰色砂，29は荒砂，30は灰褐色砂質土，31・32は茶褐色砂質土の出土。

須恵器蓋（1・2・11・12・23・24・29）　1・12・29は口縁部内面にかえりを有する蓋で，29のかえりは口縁部からはみ出る。2・23・24は口縁端部が三角形を呈する蓋で，24は器高も高い。天井部には2・24・29が擬宝珠形，11が扁平なもの，23が円柱状の摘みを貼付する。

須恵器坏（3～5・13・15・25）　3・4・13・15・25は有高台の坏で，3・15は小型品。4・25は断面方形の高台，13は細身で高い高台を貼付する。5は無高台の坏で，深目。

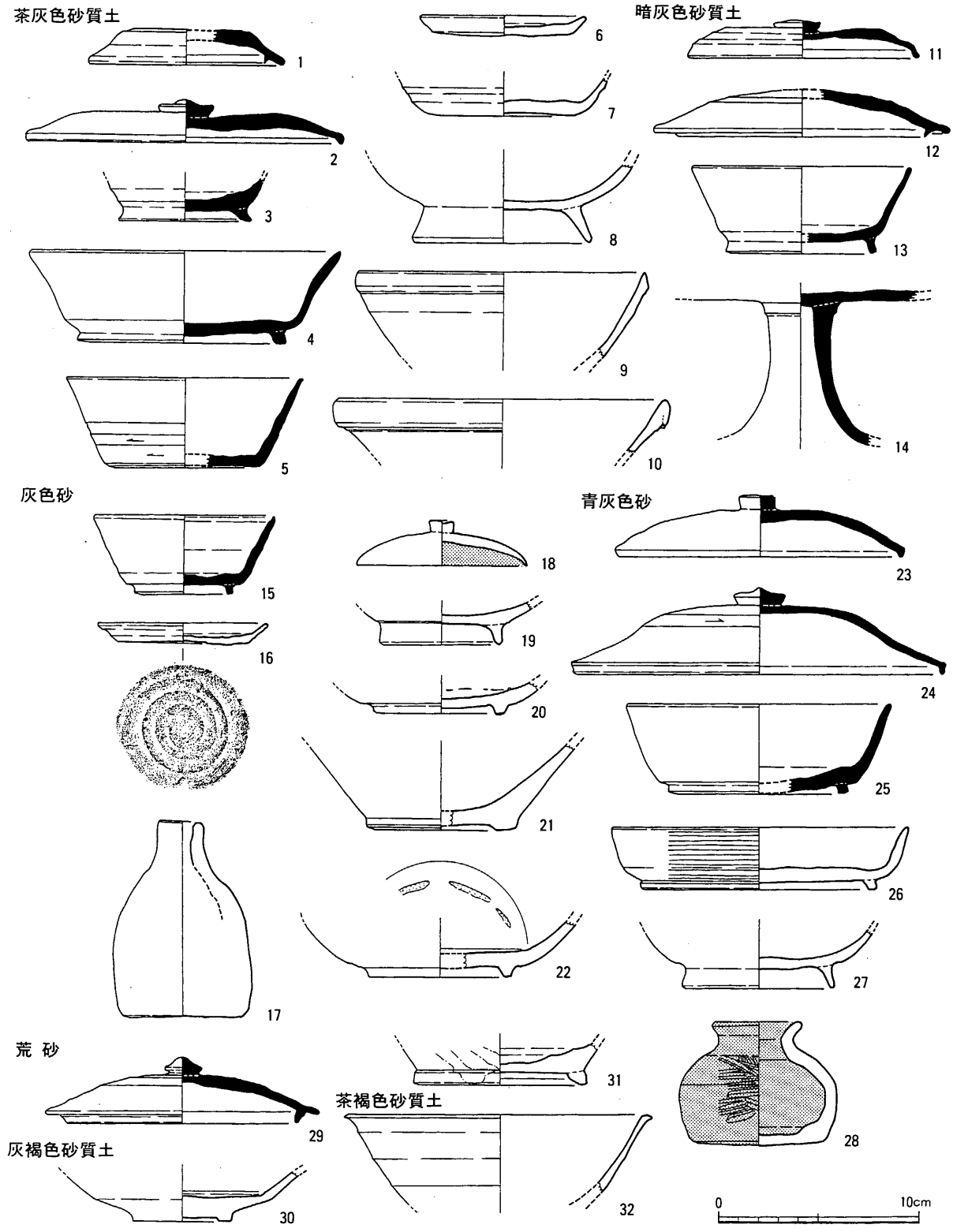


Fig.204　築地東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（1）（1/3）

須恵器高坏（14）　坏部口縁と脚裾部を欠く。内外面ともナデ調整による。

土師器皿（6・16）　小皿で，ナデによる。16はヘラ切り痕が明瞭に残る。

土師器坏（7・26）　7は無高台の坏で，口縁部を欠く。26は有高台の坏で，内外面ともヘラミガキによる。26は器高3.2cm，復原口径14.8cm，復原高台径11.8cmを測る。

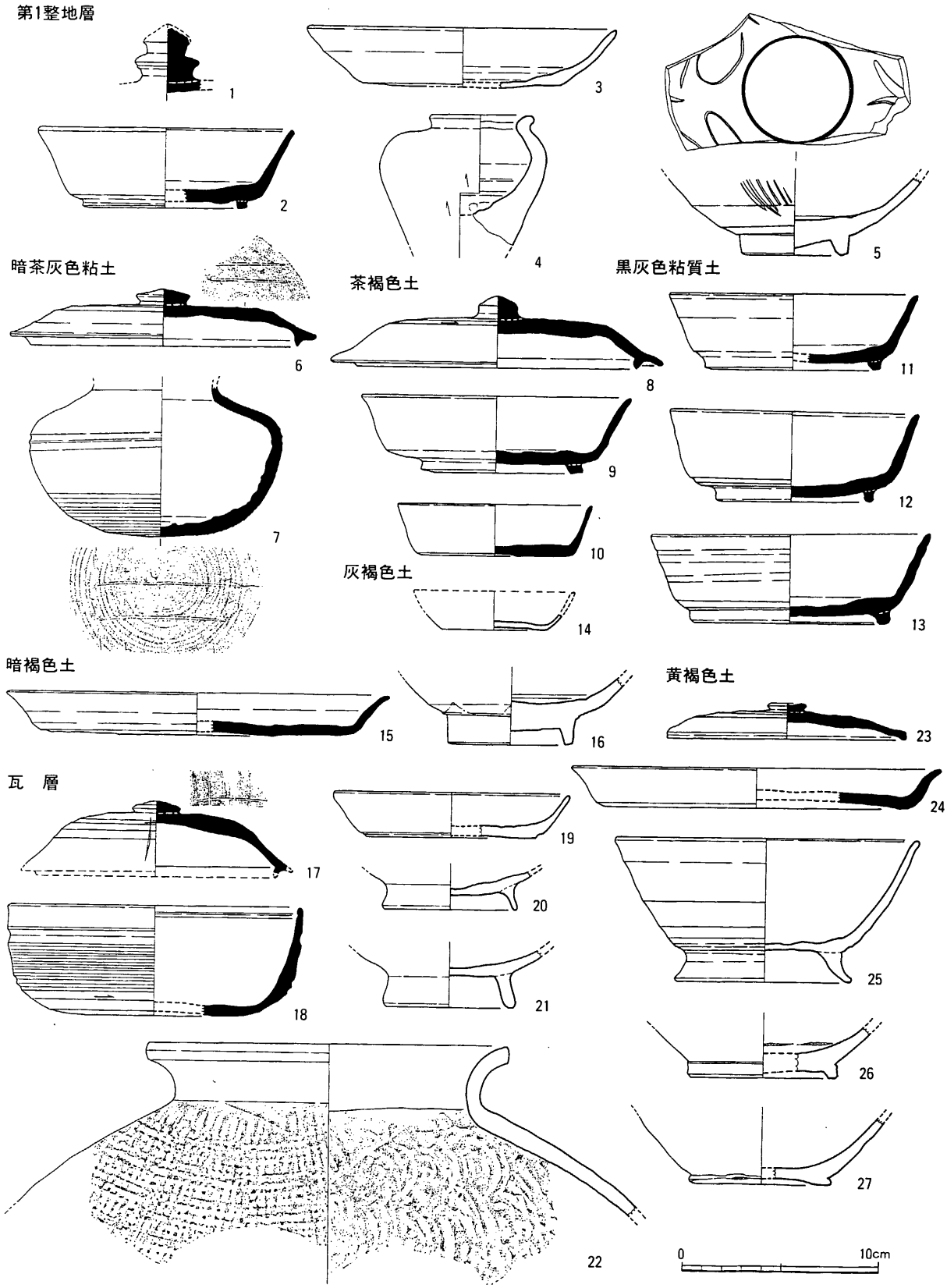


Fig.205　築地東北隅地区土層出土土器・陶磁器実測図（2）（1/3）

土師器椀（8・27）　ともに底部破片で，8は細身で高い高台を貼付する。

土師器瓶（17）　完形品で，器高9.8cm，口径2.2cm，底径6.0cmを測る。頸部はよく締まる。

黒色土器蓋（18）　小型の蓋で，内面を燻したA類。内面は丁寧なミガキによる。

黒色土器瓶（28）　内外面を燻したB類。安定感のある器形で，器高6.2cm，口径4.4cm。

緑釉陶器椀（19）　底部破片で，淡緑色の釉薬をかける。胎土は極めて緻密。

灰釉陶器椀（31）　底部破片で，端部に高台を貼付する。外面には淡灰緑色の釉薬が垂れる。

青磁皿（30）　越州窯系青磁の皿で，口縁部を欠く。高台畳付から高台内は露胎。

青磁椀（20～22）　越州窯系青磁椀の底部破片。20・22は内面に重に焼きの目跡が付く。

白磁椀（9・10・32）　9・10は玉縁口縁で，9は小さいもの。32の口唇部は突出する。

その他土層出土土器・陶磁器（Fig.205，PL.104）

6・7は暗茶灰色粘土，8～10は茶褐色土，11～13は黒灰色粘質土，14は灰褐色土，15・16は暗褐色土，17～22は瓦層，23～27は黄褐色土の出土。

須恵器蓋（6・8・17・23）　6・8・17は内面にかえりを有する蓋で，17の器高は高い。23は口縁端部が三角形を呈する蓋。6・17が扁平形，8が山形，23が内窪みの摘みを貼付する。

須恵器坏（9～13）　9・11～13は有高台の坏で，11・13は断面方形の高台を底部端に貼付する。10は無高台の坏で，器高2.6cm，口径9.8cm，底径8.0cmを測る。

須恵器皿（15・24）　浅めの皿で，口縁部は外方に開く。底部はヘラケズリによる。

須恵器鉢（18）　深めの鉢で，口縁部は内湾気味に立ち上がる。外面カキ目による。

須恵器壺（7）　小型の短頸壺で，口縁部を欠く。底部下半は粗いカキ目による。

土師器皿（19）　器高1.8cm，口径12.0cm，底径8.6cmを測る。底部はヘラ切り。

土師器椀（20・21・25）　25は底部端にハ字形の高い高台を貼付する。器高7.2cm，口径15.4cm，高台径9.0cmを測る。20・21は底部の破片で，20は細身の高台を貼付する。

灰釉陶器甕（22）　口縁部はJ字形に外反する。外面格子目タタキ，内面同心円当具による。外面は淡灰緑色の釉薬がかかる。胎土は精良で，砂粒を殆ど含まない。

青磁椀（16・26・27）　椀の底部破片で，16が龍泉窯系，26・27は越州窯系。26の内面には重ね焼きの目跡が付く。ともに高台付近は露胎。

白磁皿（14）　底部破片。外面には水色の釉薬がかかる。底部は露胎。

10）内庭(30次補足)出土土器

1はAトレンチ，2～4はEトレンチ，5～10はFトレンチ，11～34はHトレンチの出土。

須恵器蓋（2・5～8・11～18）　5は天井部がドーム形を呈する蓋で，天井部との境に僅かな段を有する。6は口縁部内面にかえりを有する蓋。2・7・11～17は口縁端部が三角形を呈する蓋。18は天井部破片。7・12・13・17・18は扁平な摘みを貼付する。

須恵器坏（3・19～21）　3・20は有高台の坏で，20の高台は靴形を呈する。内面には「一」のヘラ記号を付す。21は無高台の坏で，口縁端部は外方に突出する。

須恵器皿（22）　口縁部は外方に小さく屈曲する。復原口径19.8cm。ナデによる。

須恵器鉢（9・23・25・26）　9の内面には鉄器が錆着し，鉄塊状となる。23の口縁部は外方に屈曲する。内面ナデ，外面はカキ目。25・26は口頸部小片。外面平行タタキ，内面ナデ。

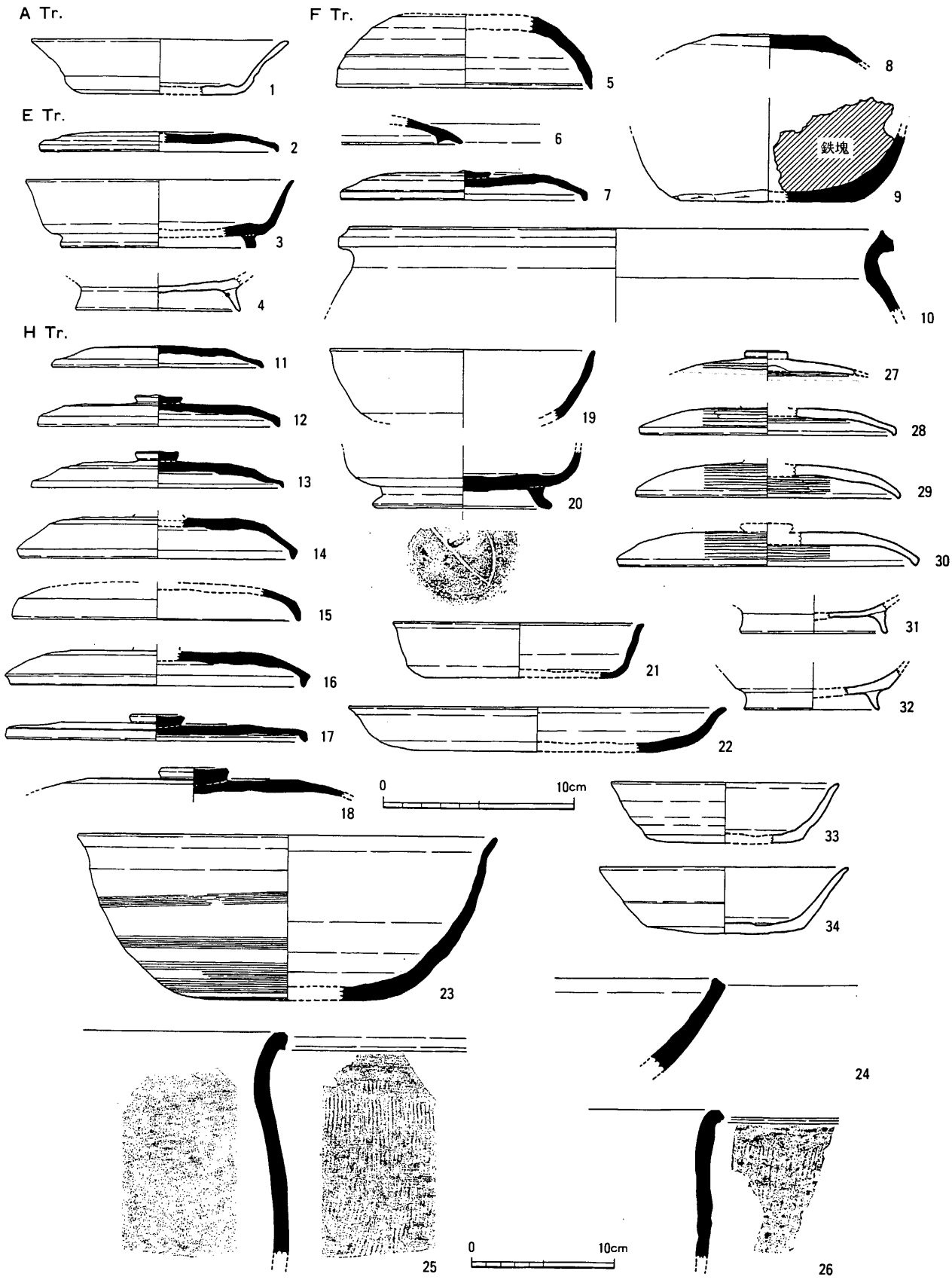


Fig.206　内庭地区出土土器実測図（1/3，25・26は1/4）

須恵器甕（10・24）　10は口縁端部が三角形に突出する。24は口縁部小片で，焼き歪む。

土師器蓋（27～30）　28～30の口縁端部は三角形を呈する。何れも内外面ヘラミガキ。

土師器坏（1・33・34）　1は浅めの器形で，口縁部は外反する。33・34は深めの器形。

土師器椀（4・31・32）　底部破片で，細身の高台を底部端に貼付する。

11）外湟（2次）出土土器（Fig.207）

外湟地区からは，パンケース30箱程の土器が出土しているが，流路中の出土であり，遺構的・層位的にも細分する必然性がないので，一括して報告する。

須恵器蓋（1～13）　1は天井部がドーム形を呈し，天井部との境に段を有する。2～8は口縁部内面にかえりを有する蓋で，6は器高が高い。5・7は焼き歪む。9～12は口縁端部が三角形を呈する蓋で，10は低平な器形。13は復原口径30.2cmの大蓋で，かえりを有する。

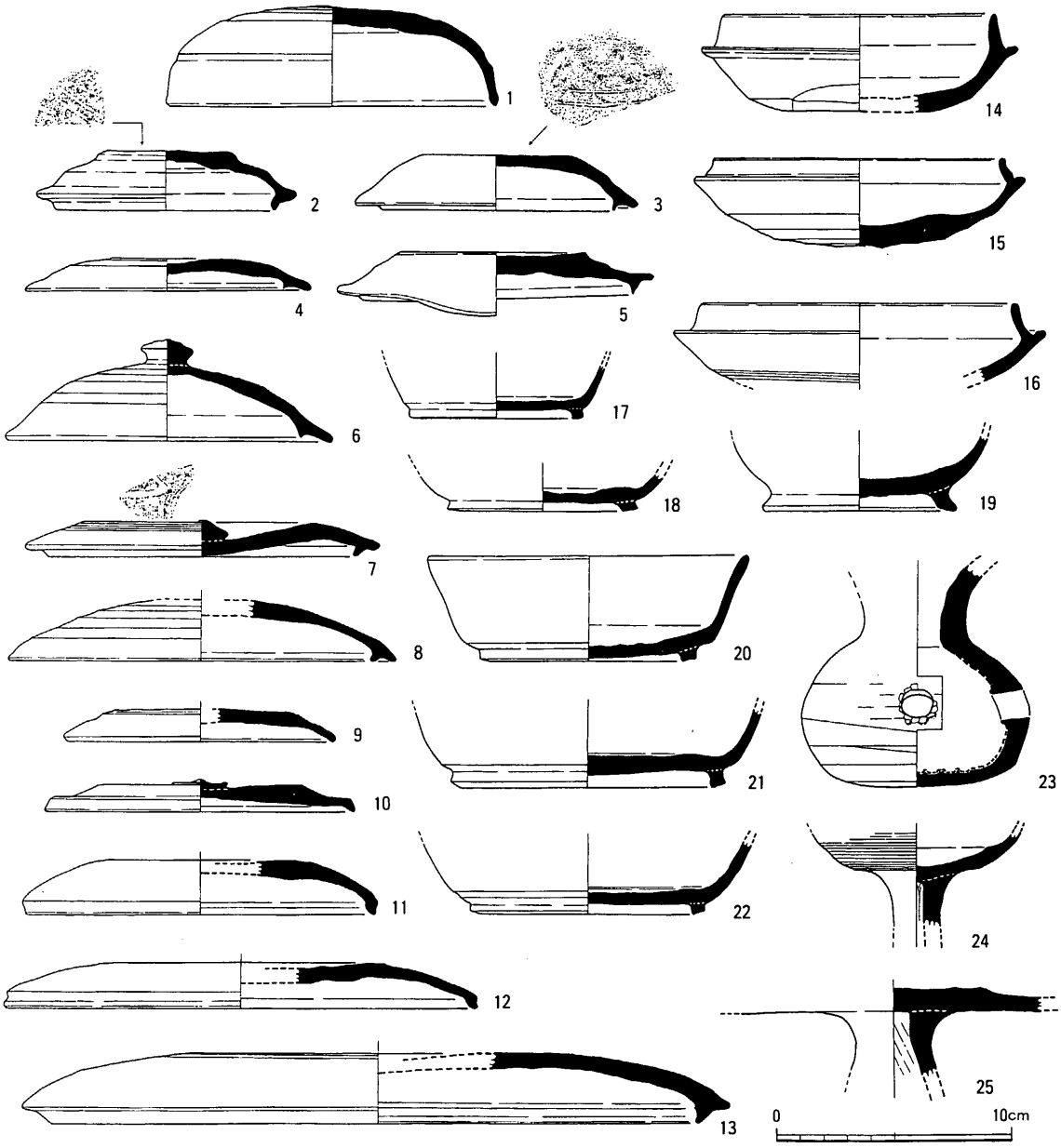


Fig.207　外湟地区出土土器実測図（1）（1/3）

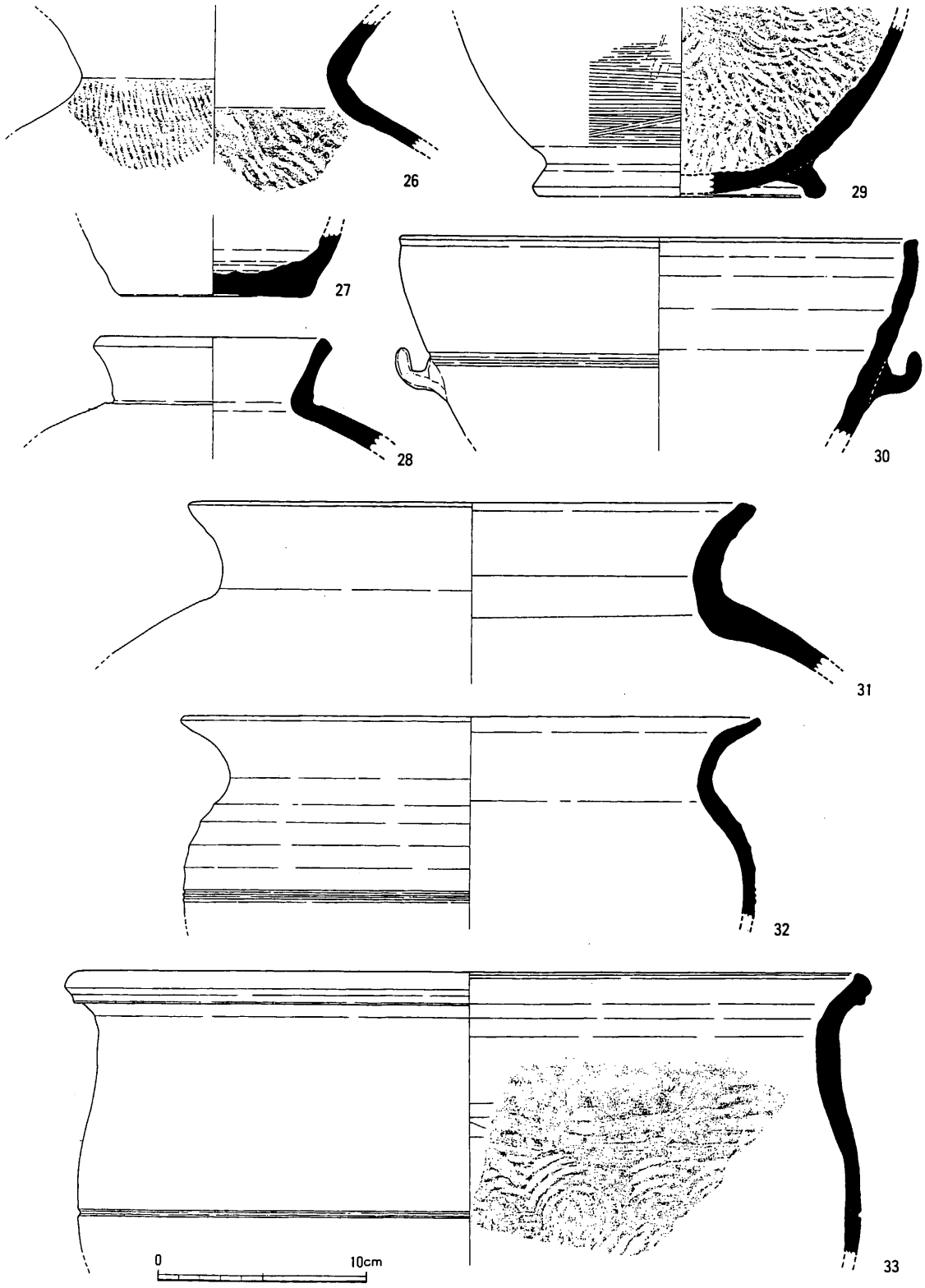


Fig.208　外濠地区出土土器実測図（2）（1/3）

須恵器坏（14～22）　14～16は蓋受けのかえりを有する坏で，14は深めの器形。17～22は有高台の坏で，17は方形，19はハ字形，18・20～22は内端部が接地する高台を貼付する。

須恵器壺（23）　口縁部を欠くが，頸部から大きく開く形態をなす。胴部中央に径1.2cmの円孔を穿孔する。胴下半部は回転ヘラケズリによる。

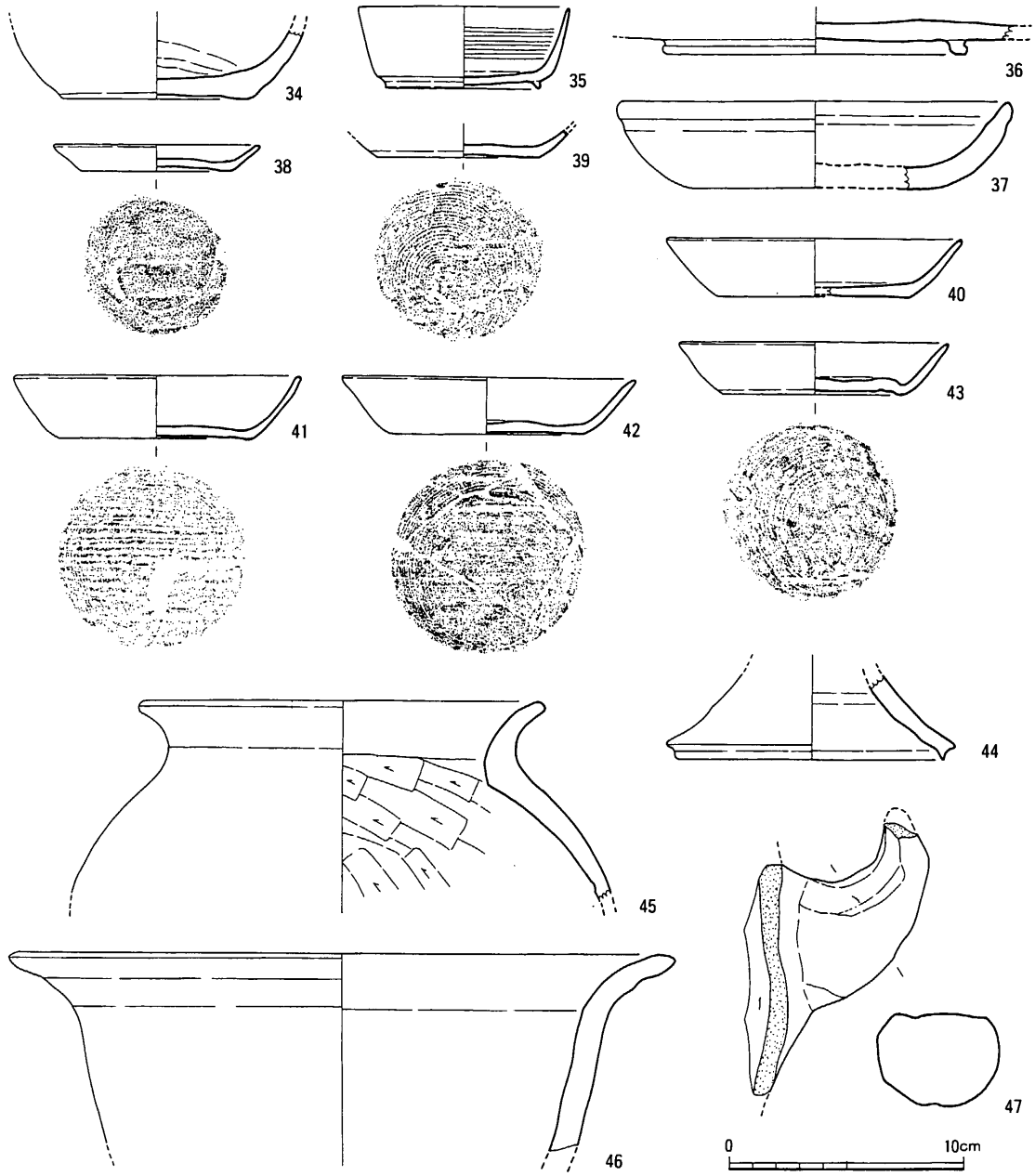


Fig.209　外湟地区出土土器実測図（3）（1/3）

須恵器高坏（24・25）　ともに坏部から脚部にかけての破片。24の坏部外面はカキ目による。25は坏部が水平に開くもので，内外面ともナデ調整による。

須恵器壺（27～29）　27は底部破片で，平底をなす。内外面ともナデ調整による。29は底部端に太めの高台を貼付する。外面カキ目により，内面円弧当具痕がみられる。

須恵器甕（26・31）　26は頸部破片で，外面平行タタキ目の後カキ目，内面円弧当具。31は口頸部片で，外面はタタキをナデ消している。31の口径は27.2cmに復原した。

須恵器鉢（30・32・33）　30は口縁部がそのまま開く鉢で，胴部に取手を貼付する。32・33は頸部が締まり，32の口縁部は大きく外反する。33の口縁端部は上方に立ち，直下に三角形突帯を削り出す。何れも胴部にヘラ描き沈線を施す。33の内面には同心円当具痕を留める。

弥生土器壺（34）　壺の底部破片で，若干の上げ底をなす。底径は8.0cm。

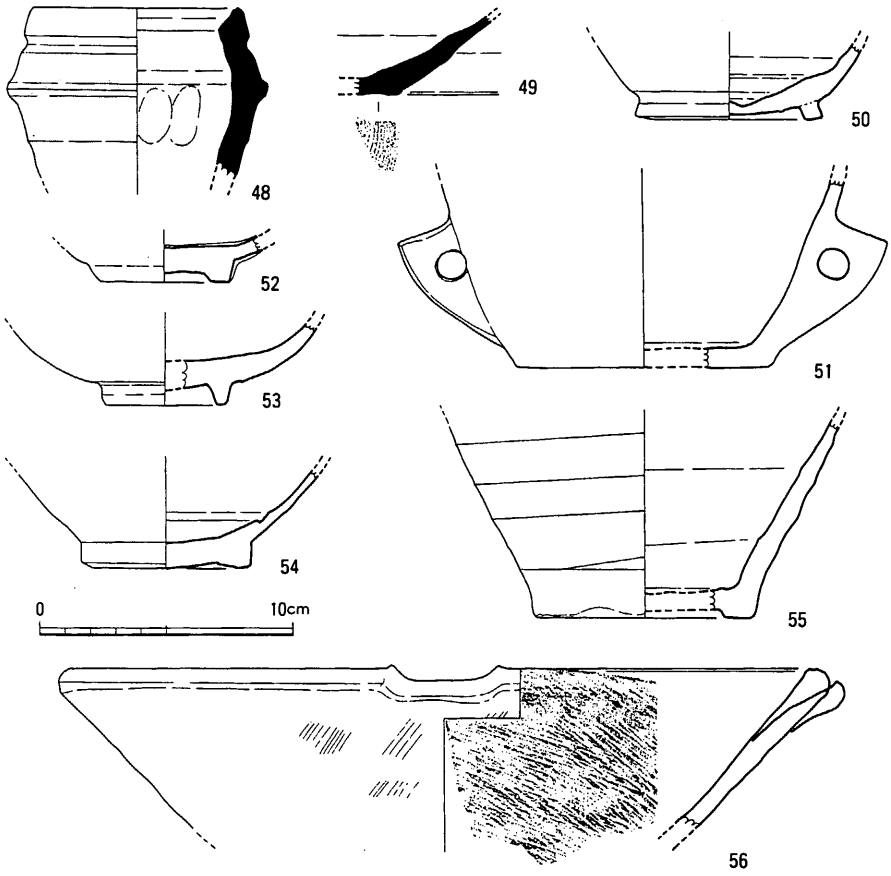


Fig.210　外濠地区出土土器・陶磁器実測図（1/3）

土師器坏（35）　有高台の坏で，小さい高台を貼付する。内面はヘラミガキによる。

土師器皿（38～43）　38は小皿で，器高1.2cm，口径8.8cm，底径6.4cmを測る。底部はヘラ切り。39～43は糸切りの小皿で，器高2.4～2.6cm，口径11.4～12.4cm，底径7.6～8.2cmを測る。

土師器鉢（37）　肉厚で，浅めの器形。口縁部内外面に指頭ナデによる段を持つ。

土師器盤（36）　底部破片で，細身の高台を貼付する。高台径が13.0cmと大きいことから盤とした。内面ナデ，外面回転ヘラケズリの後ナデによる。

土師器高坏（44）　脚部破片で，端部は爪先立つ。形態的には須恵器であるが，胎土に砂粒を多く含み，色調は赤橙色を呈する。復原脚径11.4cm。

土師器甕（45）　口頸部破片で，口縁部は大きく外反する。口縁部ヨコナデ，内面ヘラケズリで，外面はハケ目をナデ消している。口径は17.2cmに復原した。

土師器甑（46・47）　46は口縁～胴部破片であるが，大きく開く口縁部と傾きからして甑になろう。口径は28.4cmに復原した。47は取手破片。

須恵質土器（48・49）　48は筒形の器形。49は坏の底部破片で，糸切りによる。東播系か。

瓦質摺鉢（56）　片口を持つ擂鉢で，内面には粗いハケ目が見られる。

灰釉陶器（50・51）　50は坏の底部破片。51は鉢の胴部破片で，耳形の鍔を貼付する。

青磁椀（52・53）　龍泉窯系青磁椀の底部破片。高台畳付から高台内にかけて露胎。

白磁碗（54）　椀の底部破片で，内底部にはヘラ先による段を有する。胴下半部は露胎。

褐釉陶器壺（55）　壺の底部破片で，外面はケズリによる。底部は低い上げ底をなす。

(3) 木　器

1) 出土地点と層位

政庁域では，大きく分けて主に2箇所から木器や植物遺体が出土した。即ち，南端の外濠（第2次調査）と後面築地北東隅周辺（第26次調査）とである。

外濠の調査では，土留め状の杭列がかなりみられ，自然植物遺体も多く認められたが，出土層位が近世あるいはそれ以降と考えられ，杭列についても古い時代のものとは考えられず，ここでは採り挙げないこととする。

次に，後面築地北東隅付近の調査では，後面築地と東西棟建物SB500との間に位置する土壙SK514からは930点の木簡や，木器類，自然遺物等が多量に出土した。また，政庁Ⅱ期以前のこの一帯に拡がる腐植土Ⅱ・Ⅲからも，木器や植物遺体が出土しており，政庁跡での木器出土の重要地点と見做される。SK514は政庁Ⅱ期（8世紀前半代）まで廃棄土壙として使用された可能性を残すが，その下の腐植土Ⅱ・Ⅲは7世紀第4四半期までの土器しか認められず，層位的にも腐植土Ⅱの上に築地SA505・建物SB500の整地層がかぶっていることから，腐植土Ⅱ・Ⅲは政庁Ⅱ期以前の層と考えられる。

SK514から多量出土

腐植土Ⅱ·Ⅲ

この他に，政庁内での各雨落溝等の水気を含む層から木器片類が少量出土している。これらは，遺構の層位からみて，政庁Ⅱ～Ⅲ期のものである。

2) 木器各説（Fig.211，PL.105）

図示したものはすべて後面築地北東隅付近（第26次調査）出土品である。1・4・7は土壙SK514，2・5・6は腐植土Ⅱ，3は暗褐色砂質土層出土品である。

1は各長側面に1～4条の刻み目を入れ，その中に墨を施したもので，算木と考えられる。杉材を用い，断面は長方形をなし，長側面の各角は面取りをしている。長さ5.5cm，長幅1.4cm，短幅1.2cmを測る。

算木状製品

2は分銅形の板の両端に穴をあけた形態で，ロープの長さ調整等に用いられる調整具と思われる。全面に刀子による加工痕が認められる。長さ10.5cm，最大幅3.cm，くびれ部幅1.8cm，厚さ0.8cm。

3・5は各々異種の篦状工具である。3は柄を削り出しており，両側縁は丸い断面をなし，先端部のみを用いる道具であったと考えられる。先端部の磨耗が著しい。肩部側面には刀子による加工痕が明瞭。現存長7.9cm，幅2.8cm，厚さ0.4～0.5cm。5は細長い類で，先端に向かって薄くなり，尖る。先端周縁のみが磨耗している。柄部に刀子による加工痕が明瞭に残る。杉材と思われ，粘土のような軟質のものの加工に用いられた工具と考えられる。長さ21.9cm，最大幅1.5cm，厚さ0.8cm。

4は杉の板目材を利用した杓文字で，先端部には使用磨耗が認められる。側面に刀子による加工痕が明瞭に残る。長さ18.6cm，最大幅5.8cm，厚さ0.6cm。

杓　文　字

6は組み合わせ踏み鋤で，ナスビ形農耕具と通称される類である。全長46.7cm，復元幅15cm，厚さ2.0cmで，柄の頭部側の片面側に幅3.4cm，深さ0.6cmの溝状抉り部を彫り込み，身部との境目にも同じ面側にしっかりした抉り込みを施して，柄との緊縛に供している。更に，裏面側に

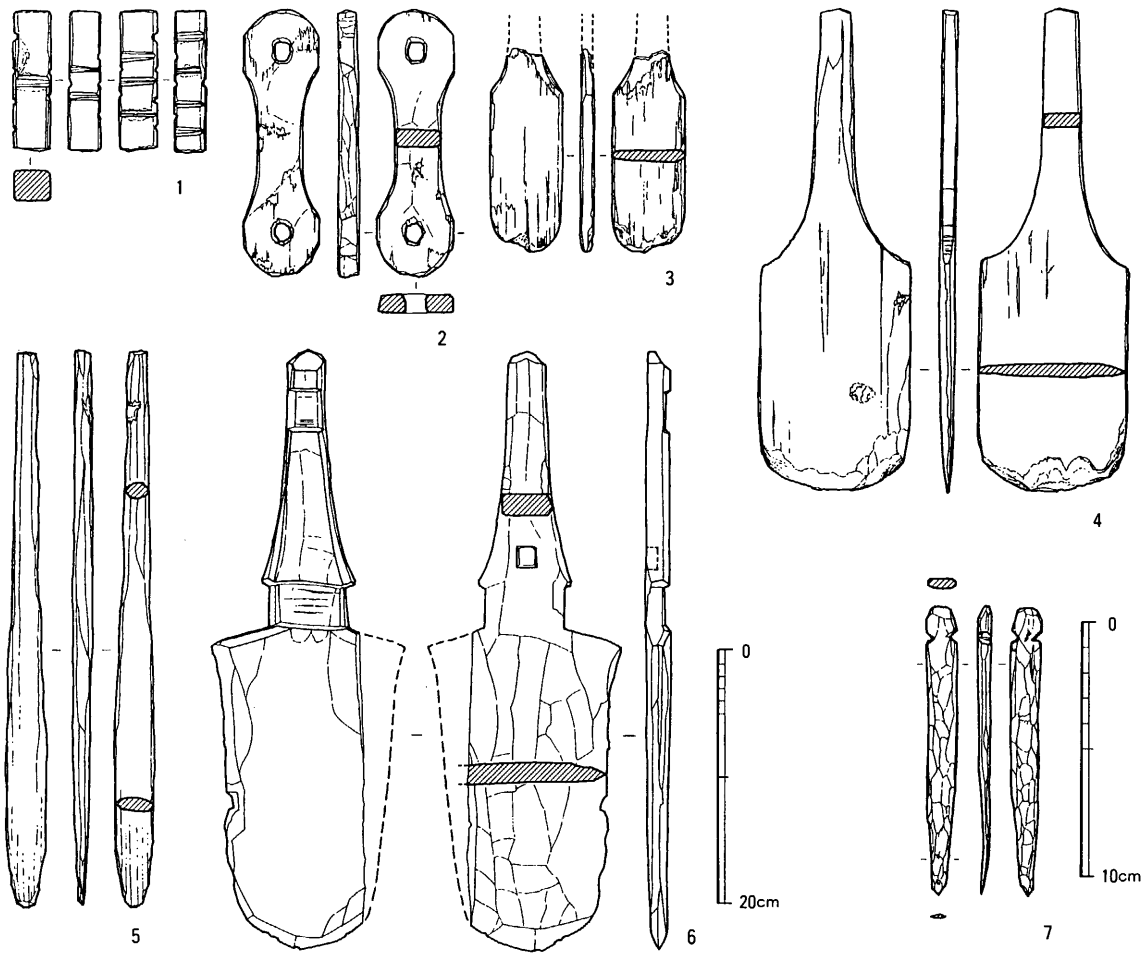


Fig.211　木器等実測図（1/3，6のみ1/6）

は一辺1.5cm，深さ1cmの方孔を穿っており，その位置からみて柄の固定を目的としたものとしか考えられず，高度な技術が窺われる。刃部はU字形に近い形状であるが，明瞭な鉄製刃先挿入痕は残らない。身～刃部の表・裏が明瞭であり，古墳時代に多くみられるナスビ形農耕具の鍬としての柄の装着法では，この例では表裏が逆になってしまうので，本例は鋤と判断される。

最新段階のナスビ形鋤

古墳時代中期に普及し，7世紀代には衰退し，それ以降は途絶えてしまうと考えられるナスビ形農耕具の中で，本例は，層位的に7世紀第4四半期～8世紀初頭の範囲におさえられ，最終段階に属する，高度な技術を加味したものとして高く評価されよう。全体に鑿による加工痕が明瞭で，小さな裏面側の柄穴の加工も考えると，少くとも2種類の大小の鑿を使い分けていることが判かる。

7は概報（九歴1974a）段階では木器として報告したが，検討の結果，木製ではなく，動物の角質を材料としたものと判断した。とりあえず，ここで報告しておくことにする。僅かに半透明の赤みがかった茶褐色をなし，鼈甲ではないかとも想像されるが，分析の結果を待ちたい。

丁寧な加工の簪

長さ11.3cm，幅1.1cm，厚さ0.45cmで，先端は薄く鋭く尖り，片面側へ3㎜の反りがみられる。細かい削りの丁寧な加工痕が明瞭で，削りの稜線は全く磨耗していない。頭部に抉りを入れている事からも，特殊材質の簪と考えられる。

以上の他にも図示できないが，土壙SK514から櫛（九歴1974aの図版15）が出土している。現存幅6cm，高さ4.6cm，厚さ0.8cm，歯長3.5cmで，歯数は1cmあたり8本である。ツゲ材と思われる。

漆塗り蓋

更に，回廊東北隅の調査（第15次）で，東面回廊の東の溝SD345から，漆塗りで返りの付いた蓋が1点出土した。径17.5㎝，轆轤挽きで中央に撮が付いている。内面は剝げているが、外面には暗灰色の漆が全面に残る。平安時代後半期のものであろう。

（4）文字資料

1）木　簡

築地東北隅地区（第26次調査）で木簡約973点が出土した。この地区は，後面築地SA505の東北隅部にあたり，それに接する形で建物SB500が検出された。この建物は，掘立柱建物時期（SB500a）と礎石使用時期（SB500b）の2時期に分かれ，同規模で建て替えられている。掘立柱建物SB550aが先行するが，廃絶後にほぼ同じ柱位置に礎石が据えられる。両者は同じ機能・性格を持った建物と考えられる。

木簡はこの建物と後面築地SA505の間に位置する土壙SK514と築地の下層になる腐植土層から合計約930点が出土した。SA505基壇下の腐植土層から12点，SK514からは887点が出土した。木簡は全くの無傷ではないが，一応原形若しくはそれに近い姿を保っているとみられるものは僅か4点にすぎず，また，折損がひどいが削り屑ではないものが39点あり，両者を合わせた43点の内20点に文字ないし墨痕が認められた。そして，残りの887点は削り屑であり，出土量全体の95.4%を占めている。SK514出土の木簡は，意識的かつ短期間の内に投棄されたものと推定される。

釈文については巻末に掲載した。以下，写真図版を掲載した主なものに解説を加える。[1)]

1は軸部を欠いているが，いわゆる題籤である。形状は上端部を圭頭状に尖らせたもので，正倉院の往来軸の系譜を引く「圭頭型」に分類される（北條1998）。出土状況からみて平安時代前期ないし中期のものと推定される。文字は肉太で筆勢なども他の木簡と異なり，達筆である。律令制下，職事官は遭喪に際して一時的に解官もしくは給假され（假寧令職事官遭父母喪解官条），一定の服紀後本官に復任される仕組みであり，これはかかる遭喪に際しての解文を綴ったものの題籤である。「府國司」は大宰府管内の国司とも解されるが，大宰府の府司と管内諸国司との併合称呼とみなすべきであろう。しかし，その国司が管内全域のそれか，或いは一部特定のそれを意味するかについては明らかでない。大宰府の筑前国兼帯の問題も視野に入れた検討が必要であろう。

2は中間部分などに折損が甚だしいが，原形の推定復原は可能である。しかし，上端の切断面が本来的なものか二次的なものかは明らかでない。具体的な年紀は記されていないが，用字などからある程度の時期推定はできる。藤原宮跡出土木簡の中に「筑志前」と記されたものが見え（奈良県1969），また大宝4年2月11日付の「大宰□移」には「竺志前国」と見えるように（太宰府天満宮1964），この称呼は律令制国名に先立つ筑前国の古称であり，具体的には筑紫国が筑前・筑後に分割されたとされる持統天皇3年（浄御原令施行）前後を上限とし（長1991，田中2000），国名表記の一斉公定が行われたとされる大宝4年を下限とする国名表記とみなすことができよう（鎌田1995）。但し，国名表記の公定後も，牛頸ハセムシ窯跡群出土須恵器の刻書銘「筑紫前国奈珂郡（中略）和銅六□」が示すように（大野城市1989），古称が便宜的に用いられる

例も見られることから，大宝４年が必ずしも木簡自体の年代の下限を示さない。とはいえ，「軍布」・「古」などの用字が藤原宮跡出土木簡に多く認められることを考慮すると，この木簡の下限時期を少なくとも和銅年間に比定しても大過ないだろう。「多比」（鯛）や「生鮑」，「鯖」などはいずれも，筑前国から大宰府に贄として貢進された海産物と考えられている（板楠1983）。贄の表記として「御贄」や「大贄」でなく，単に「贄」とのみ記されている点が注目される。「都備」（ツビ）は螺類の総称で，賦役令義解は螺を「蜂之属」と註している。裏面の「須志毛」は海藻の一種と推定され，正倉院文書や延喜践祚大嘗祭式などに見える「都志毛」との関連も考えられる。「驛□(寸カ)□(寸カ)留」については，文字通り「寸分」として少量あるいは短時間の意か，「等分」として半分の意かは，にわかに判じがたい上，「驛□留」の可能性も捨てきれない。また，単位呼称らしい「具」や「列」の意味も具体的には明らかでない。ともあれ，大宰府における贄の問題，ひいてはその財政構造を考える上において注目される資料である。

４は土壙SK514出土のものでは唯一の完形品である。「帥卿」の「卿」は，「郷」と書かれているが，同意である。「帥卿」の意は，大宰帥と八省卿との兼任者とも解されるが，従三位以上を帯する大宰帥に対する尊称であろう。『万葉集』巻六には大宰帥大伴旅人を「帥大伴卿」と称する例が見られる。『概報（一）』では，「御料」と「卅三□」の間の２字は「六端」として従三位大宰帥に季禄として給される布の年額七十二端の１箇月分に相当するとの見解が示されたが，「御料」の下は本来「物品名＋数量」がくるのが自然であり，再考の余地があろう。「御料」の下は墨痕をたどると「衣□」とも読めるが，具体名には至らず，最下の一字の単位呼称も不分明である。裏面にみえる使部は，軍防令によると，内六位以下八位以上の嫡子を三等に分け，身材劣弱にして文算も識らない下等な者を使部となし，諸司に配置してその雑役などに従事させたのであるが，職員令では大宰府への配属は規定されていない。しかし，宝亀４年には，以後は外散位を取って大宰府使部に補すとされ，もし駈使に堪えない者があれば白丁二十人以内を選用することに改定されており（『類聚三代格』延暦16年４月13日太政官符），延暦19年には「進上木蓮子御贄使府使部大伴直石國」（『類聚三代格』延暦19年正月16日太政官符）としてその実態が窺える。また，大宰府の不丁地区出土木簡には，遠賀郡の郡司子弟として「使部他田舎千依」や「使部三家連安」の名が確認できる（九歴1985）ほか，平城宮跡出土木簡にも「大宰府使部」が見える（奈文研1967）。

６は上半部が欠損しているため，いかなる目的のものか明らかでない。賦役令によると，仕丁には50戸ごとに正丁２人を選んであて，諸司や封戸の給主に配置して雑役などに従事させた。大宰府では，「但府官人者、任在辺要禄同京官、因此別給仕丁公廨稲」（『続日本紀』天平８年５月丙申条）として，官人に配属されている。『延喜民部式下』によると帥の30人をはじめとして官人あるいは内部の諸司にそれぞれ仕丁が配属されている。「仕丁益人」が大宰府の官人配属の仕丁か，それとも大宰府諸司配属の仕丁であったかは不詳である。ただし，木簡４に見える「使部清人」と同じように，この益人にも姓名が記されていない点が注目される。木簡の仕丁の記載で名のみを記す事例は，長屋王邸宅跡出土木簡に家政機関の雑仕者として「仕丁宇万呂」「仕丁粳麻呂」「仕丁末万呂」の例が見られる（奈文研1990・1993・2001）。

29にみえる「車持朝臣氏道」は未知の人名であり，彼の事績は明らかでない。西海道における車持氏については古く『日本書紀』履中天皇５年10月条に筑紫の車持部に関する記事が見え，

車持朝臣はその首長の後裔氏族であろう。なお，30は29から類推して判読したものである。

31は原形などは不明であり，下端も折損している。この木簡がある種の歴名とすれば，「□(岡カ)書生」は鴨牧麻呂の肩書きと考えるより，その上部に記された人物の注記とした方が自然である。書生は木簡44にも見え，在地の郡司級の氏族の出身者が勤めたのであろう。この鴨氏が鴨朝臣氏などといかなる関係にあるのかは明らかでないが，書生と列記されていることから在地の氏族である可能性が高い。なお，大宰府跡出土の10世紀中頃の文字瓦に「賀茂」銘のあることが注目される（太宰府市1992，九歴2000ｂ）。但し，「賀茂」という銘が造瓦所を意味するものか，工人の姓名を記しているのか定かではない。木簡の裏面は異筆の逆字であり，文字は判読しがたい。

32は「合漆人」とあるから，前田臣につづいて６名の名が記されていたのであろうが，これに接続する断片は検出されなかった。前田臣はほとんど未知に近い氏名であるが，『日本文徳天皇実録』斉衡２年11月癸丑条には筑前国上座郡大領として外従七位上前田臣市成の名が見え，同氏は在地性の強い郡司級氏族と推定される。他に人名とは断定できないが，怡土城跡に隣接する前原市所在の末永高木遺跡から「前田」と墨書された土師器（８世紀前半～中頃）が出土している（前原市1998）。33も同文であろう。

35は削屑のため原形などは不明であるが，内容をある種の歴名とみれば，「當」は当麻氏であろうか。山口忌寸の事績は明らかでないが，『万葉集』巻四には，天平２年６月，夷守駅（福岡市東区多々良付近に比定される）で帰京する大伴稲公らを見送った中に「少典山口忌寸若麻呂」の名が見える。

37の日奉部は『日本書紀』敏達天皇６年２月甲辰条に初見し，西海道では筑後・豊前・肥後などに見られる。36とともに日奉部の姓名を習書したものであろう。

44の各片は本来同一個体であった可能性が強いが，とすれば全長40㎝以上になり，問題が残る。表面は「廣成」の人名のほか，「宜此状知早速限今日」という文書の一部と思われる一文が見られる。裏面には「澤守」をはじめ，「遠賀」，「十一月」，「廿七日」，「書生」の字句が記されており，逆字で「身」，「道」，「有」の習書が確認される。表裏の内容の連関は不詳であるが，「隊」や「守当」，「五十」など，軍団もしくは防人を想起させる語句が目につく[2)]。「召」の一字が見えず決め手に欠くが，比較的に大型の木簡であることや「宜此状知早速限今日」の文末表現も含めて考えると軍団等に関わる召文（習書）の可能性もある。

48・49はともに削屑で原形は不明であるが，記載形式は同じであり，大宰府政庁の下級職制に関わるものと推定される。48は「物守」の職掌も明らかではないが，延喜民部式に見えるような何らかの施設の守衛的な存在ではないだろうか。49は「膳」あるいは「膳□」で一称呼となるのか明らかでないが，職員令に見える主厨との関連が注目される。主厨の職掌としては醢などのいわゆる保存食に関することが規定されているが，それは本務ともいうべき蕃客饗応のための料理や供御御贄の調製などを行うためのものであった。その定員は一人であるが，その下には大膳職における膳部に相当する者や雑役に従事する者などが当然配置されていたであろうから，これはそのような一人ではないだろうか。また，いずれも「長一人」とあるから，かかる職務に従事する者の複数的な存在が窺える。

54・55は両者とも削屑で，原形は不明である。「柴取」と「草取」の称呼には多分に力役的

要素が看取される。平城宮跡出土木簡の「仕丁合拾伍人（薪取／□□）」（奈文研1968）にも見えるように，仕丁に課せられた具体的な労働に基づく称呼であろう。

56は舎人以外の文字が判読できないため文意は明らかでない。舎人は天皇・皇太子・中宮に従う者の意である。但し，五位以上の官人に従う資人についても「舎人」と表記する事例があることが明らかになっており（東野1991），大宰府高官の資人を意味する可能性もある。もう一つの可能性としては，他田舎人氏や檜前舎人氏などの姓名の一部とする見方である。不丁地区出土木簡には他田舎人部千依を意味すると考えられる「他田舎千依」の人名表記が見られる（九歴1985）。また，天平10年周防国正税帳には，大宰府史生として「檜前舎人連馬養」の名が見える。57も56より類推して「舎人」と判読できる。

58は上半部が折損しているため原形の推定は困難であるが，内容的には付札とも考えられる。商布は交易制によって調達される布帛類であり，『政事要略』所載の延喜14年８月15日の太政官符には諸国例進地子雑物の品目と数量が規定されている。それによると，商布を貢進するのは主として東山道諸国であり，大宰府管内の場合は絹・綿とされ，商布は見られない。５は型式から付札と推定されるが，詳細は明らかでない。

45に見える御笠団は遠賀団とともに筑前四軍団の一つであるが，他の２団の団名は明らかでない。『類聚三代格』所載の弘仁４年８月９日の太政官符によると，管内諸国の兵士はほぼ半減され，筑前国の場合は団別500人とされている。なお，太宰府市国分において発掘され，現在重要文化財に指定されている銅印「御笠團印」は「遠賀團印」とともに軍団印として有名である。御笠団の下の文字は人名の「生部（ア）羊」の可能性もあるが，確証はない。生部（壬生部）氏は，大宝２年筑前国嶋郡川辺里戸籍に「生部与利賣」の名がみえることから，筑前国にも分布していたことが確認できる。

７・８は漢籍である「魏徴時務策」を習書したもので，７と８は異筆である。魏徴（？～643）は唐の太宗時代の人で，『群書治要』の著書として有名である。「特進」は正二位に相当し，「鄭国公」は彼の封名である。その魏徴が著したとされる「魏徴時務策」は，執政の方針を論じた時務策の模範文例集であり，当時の官人にとって文章の手本となる実用通俗書とされた可能性が高い一書である（東野1976）。本書がいつ我が国にもたらされたかは明らかではないが，令集解の賦役令孝子条及び考課令進士条の「古記」（大宝令の注釈書）に引用されていることから，少なくとも「古記」が成立した天平10年頃には舶載されていたことになる。７・８は，その「時務策」が複数の大宰府の官人によって習学されていた事実を示しており，奈良・平安時代の漢籍の受容の在り方や当時の官人の学問・教養・文学の実態を知る上で貴重な資料である。

12～28はある文章からの抜き書きと推定されるが，その出典は明らかでない。14と27・28については『経国集』所載の天平３年蔵伎美麻呂対策（「不可以一致尋」）及び白猪広成対策（「与山川而斉峙」）の語句との共通性が指摘されている（東野1976）。特に14の「非可以一理」は漢籍によく用いられる表現であり，例えば当時広く普及していた『文選』には「非可以一理徴」（論四／第五十四巻／劉孝標辨命論）との用例が確認できる。13と16はほぼ同材同筆と推定される。20と21及び27と28は同文異筆であり，この他の習書の中にも断定は難しいが，複数の人物によって書かれた同文の木簡削屑が少なくない。

62と63の「謹解申事」は解文の事書の書式であり，内容的には習書とみなされる。63はかなり薄く，何回も削られ再利用されたことが窺われる。64～70の削屑のいずれも解文の事書の文字の習書例と考えられる。77～81の削屑は62に見られる「家」と「為」の文字を習書したものであろう。

97は現状では接続しないが，本来は同一個体と推定される。「掾」は国司の判官（三等官）に使われる用字である。職員令によると掾が置かれるのは国の等級で大国～中国であり，西海道では壱岐・対馬の二嶋以外の九国が該当する。

註１）釈文および解説は，基本的に九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報（一）』（1976年）を尊重し，必要に応じて加筆訂正を行った。以下，本文では『概報（一）』と略称する。

２）軍防令１軍団大毅条

「凡軍団大毅。領一千人。少毅副領。校尉二百人。旅帥一百人。隊正五十人」

軍防令59欲至条

「凡防人欲至。所在官司。預為部分。防人至後一日。即共旧人。分付交替使訖。守当之処。毎季更代使苦楽均平。」

２）墨書土器（Fig.212～214，PL.112～115）

大宰府政庁跡の調査では，24点の墨書土器が出土している。出土次数は，第１次（中門）１点，第６次（回廊西南隅）３点，第26次（築地東北隅）16点，第30次補足（内庭）１点，第41次（北門）１点，第180次（正殿）１点であり，第26次調査出土品が大半を占める。なお，第６次調査では６点出土しているが，判読可能なもののみ掲載した。出土土器総数からみた場合，墨書土器・刻書土器の点数は非常に少ない印象を受ける。また，墨書文字は須恵器坏若しくは土師器皿・坏の外底面に記されたものが多い。

１は中門南西隅の灰層が堆積している柱穴から出土した土師器皿。やや浅めの器形で，口縁部は開き気味である。調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデで，外面は口縁部と底部の境付近から底面にかけては回転ヘラケズリを施す。焼成は良好で，色調は赤橙色を呈する。器高2.0㎝，口径14.9㎝，底径11.1㎝を測る。底部外面の中央に墨書文字が１字あり，肉太の字で「乞」と書かれている。上の「ノ一」と下の「乙」が離れているため「人乙」の二文字にみえる。

２は第６次調査南面回廊南側のＨＭ69瓦溜中より出土した。土師器坏蓋で，口縁端部はつま先立つ。天井部は平坦で，摘みを付していたかは不明。調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外天井部回転ヘラケズリによる。器高2.2㎝で，口径は16.4㎝に復原した。天井部外面の上方に１字墨書があるが，下半が欠損しているため文字数は不明。墨書文字は「口」（くにがまえ）の最終画を撥ねているが，その中は「或」字の行書文字とみられることから「國」であろう。

３は第６次調査第１整地層第３層出土の土師器皿。浅めの器形で，口縁部は斜め上方に開く。調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデ，外面ヘラケズリによる。器高2.2㎝，復原口径16.8㎝を測る。墨書文字は外底面中央に２字あり，ややかすれているが，「北二」と読める。

４も第６次調査出土で，暗渠SX064出口の灰色砂中より検出した。土師器皿の底部破片で，口縁部を欠く。調整は内面ヘラミガキ，外面ヘラケズリによる。墨書文字は底部外面の上半部に２字あり，やや肉太の文字で「本丸」と書かれているが，下に文字が続くかは不明。なお，丸は麻呂「マロ」の訛なので，或いは人名の可能性もあるか。

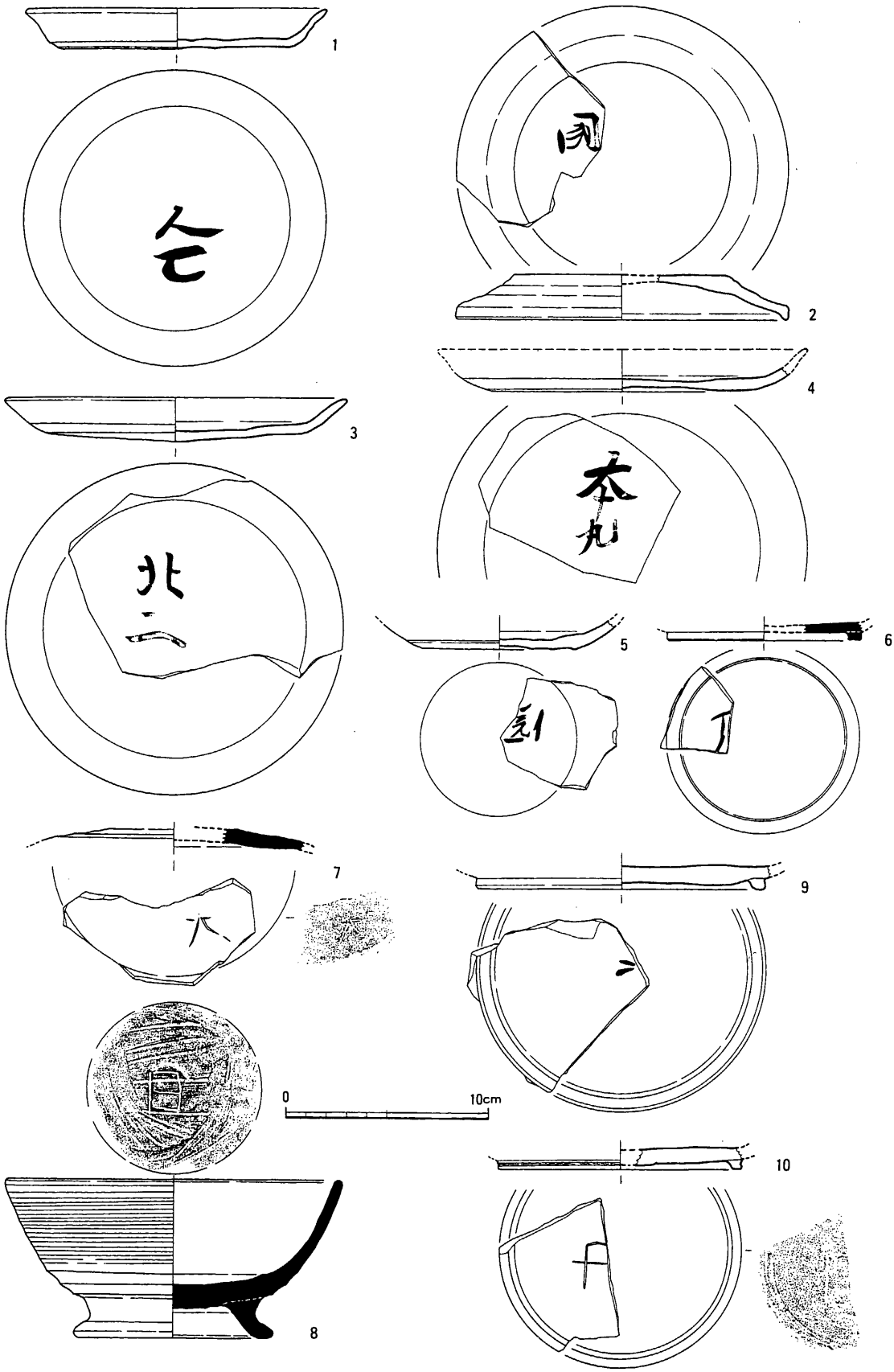


Fig.212　墨書・刻書土器実測図（1）(1/3)

5・6も第6次調査出土品で，5はHJ68第1整地層，6はHQ68第2整地層中の出土。5は土師器坏の底部付近破片で，1/4程が残存する。調整は胴部ヘラミガキ，外底部ヘラケズリによる。墨書文字は底部中央の右側に1字あるが，判読不明。6は須恵器坏の高台部小破片で，底部外面に「イ」（にんべん）とみられる文字の一部があるが，全体の文字は不明。

9は第30次補足調査Hトレンチ側溝出土。器肉の厚い底部破片で，太めの高台を貼付する。内外面ともヘラミガキ調整による。坏もしくは盤になろう。墨書文字は底部外面の中央にあり，「氵」（にすい）かと思われる文字の一部が向かって左側にみられる。

11～26は第26次調査出土品。11は青灰色粘質土出土の須恵器有高台坏で，1/2程が残存する。口縁部は若干外反気味に開き，底部には断面台形の低めの高台を貼付する。調整は口縁部ヨコナデによる。器高4.0cmで，口径は14.0cm，底径は8.0cmに復原した。墨書文字は外底面の左寄りに3字あり，肉太の文字で「上毛郡」とある。上毛郡は旧豊前国で，現在の築上郡にあたる。 「上毛郡」

12は灰褐色砂質土出土の須恵器皿で，1/6程の破片。調整は口縁部ヨコナデ，内外面ナデによる。浅めの器形で，器高2.6cm，復原口径19.2cmを測る。墨書文字は外底面中央に3字あり，「黒麻呂」と読める。また，内面は硯として使用しており，よく摺り減り，墨痕の付着も著しい。本例が転用硯であることから墨書の「黒麻呂」は所有者名を記したのかも知れない。 所有者名か

13は青灰砂質土出土の須恵器盤で，1/4程の破片。調整は内面ナデ，外面手持ちヘラケズリによる。墨書文字は外底面の左上方に1字あり，肉太の文字で「大」と書いている。

14は木簡を伴った土壙SK514の出土。土師器坏で，1/3程の破片。調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデによる。器高3.7cmで，口径は14.5cmに復原した。墨書文字は底部外面の中央やや上に1字あるが，半欠品なのでもう一文字あるかは不明。肉太の文字で，「大」と書いている。

15は青灰色粘土上層の黄褐色土出土。須恵器有高台坏の底部破片。1/2程の破片で，生焼け品。高台は体部の端に貼付している。墨書文字は底部中央に1字あるが，半欠品であるため何字あったか不明。文字は肉太であり，「中」であろうか。

16は灰色砂出土。須恵器有高台坏の底部小破片。高台は断面逆台形を呈し，高台径は9.4cmに復原した。墨書文字は外底面の上位に1字あり，「吉」と達筆な文字で書かれている。

17は青灰色砂質土出土の須恵器坏破片で，底径は10.6cmに復原した。調整は内外面ともナデによる。墨書文字は外底面の左側に1字あり，「長」になるか。

18は暗褐色砂質土出土。須恵器有高台坏の底部破片で，高台径は7.5cmに復原した。調整は内外面ともナデによる。墨書文字は外底面の左側に2文字あり，上の字は「人」と判読できるが，下の文字は判読できない。

19は腐植土層出土の須恵器坏蓋小片。調整は外面回転ヘラケズリ，内面ナデによる。墨書は外天井部左側に2文字みられるが，半欠品であり判読できない。また，内面には墨痕が付着しており，転用硯として使用している。

20は後面東築地基壇出土の須恵器坏片。器高3.1cmで，口径14.9cm，底径11.3cmに復原した。墨書文字は外底面の左側に1字みられる。左側の字は「女」偏と判読できるが，右側を欠いているため判読できない。また，口縁部内面には2×3cm大の墨痕が付着している。

21は青灰色粘質土出土の須恵器皿底部破片。内面ナデ，外面手持ちヘラケズリによる。墨書文字は外底面に2字窺えるが，欠損品であるため文字の判読はできない。

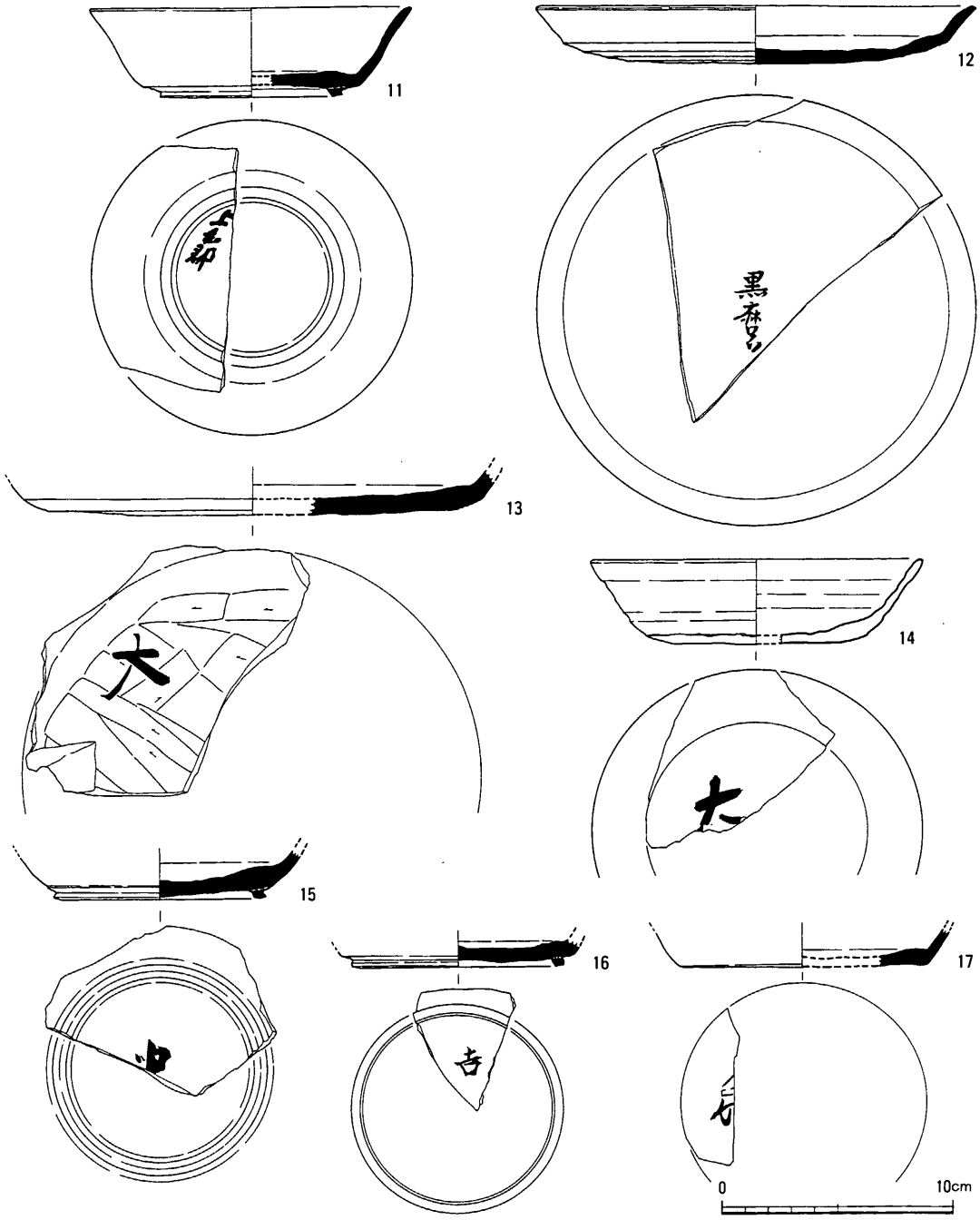


Fig.213　墨書・刻書土器実測図（2）(1/3)

22は土壙SK514出土の須恵器有高台坏底部破片。口縁部を欠くが，底部は1/3程残存する。高台径は10.0cmに復原した。墨書文字は外底面の上方に1字あり，最上部には「口」が二つ，その下に「口」と横線，さらに下に「口ヵ」とあることから「器」の可能性を有する。

23も土壙SK514出土。須恵器皿で，1/6程の破片。口縁部ヨコナデ，内面ナデ調整による。器高1.5cm，復原口径14.6cmを測る。墨書文字は外底面中央に1字みられるが，小破片であるため判読不明。また，転用硯として使用しており，内面はすり減っている。

24も土壙SK514出土品。須恵器皿で，調整は口縁部ヨコナデ，内面ナデで，外底部はヘラ切り離しのまま。墨書文字は体部側面に1字あり，「于」であろうか。

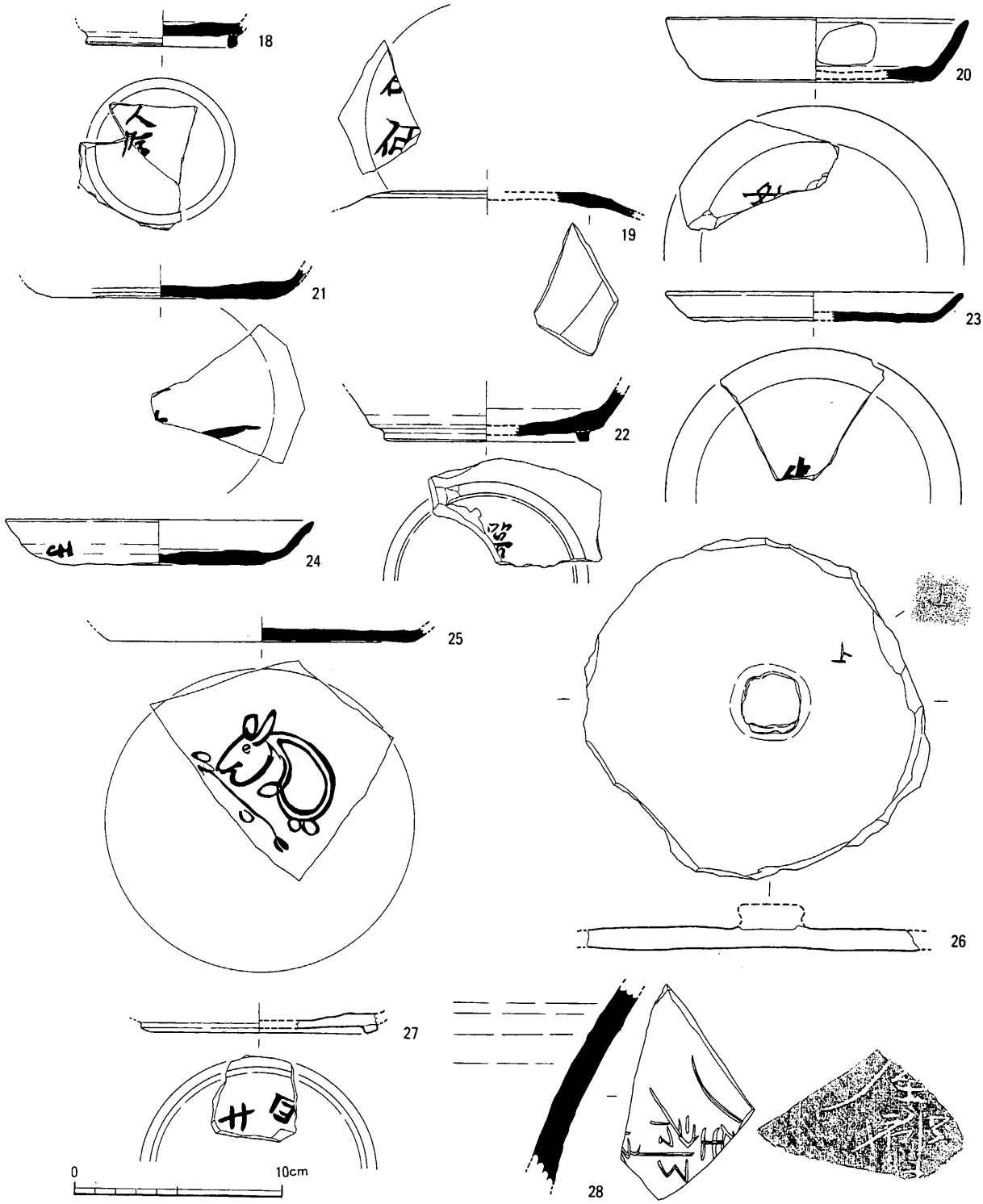


Fig.214　墨書・刻書土器実測図（3）(1/3)

25は今回の整理で新たに発見された資料で，調査区南側溝（灰茶色土）の出土。土師器の皿で，1/4程の破片。墨書は底部外面にあり，動物と草？の戯画が描かれる。動物の顔は長く，頬は膨らみ，耳も大きく立っている。胴部は二重の線で表現される。動物の下には葛状の草が描かれ，胴部の二重線を鬣とみると，草を食む馬を描いたものと解釈される。

27は第41次調査焼土層出土。土師器有高台坏の底部破片で，内面ヘラミガキ，外面ヘラケズ

リ調整による。墨書文字は外底面に２字みられ，「廾目」と判読されるが，小破片であるため何文字あり，何を意味したかは不明。

３）刻書土器（Fig.212・214，PL.112～115）

今回の報告にあたり，政庁出土土器の全ての破片を確認したが，刻書土器は第15次・30次補足・26次・41次調査出土の４点のみであった。

７は第15次調査黄褐色土層出土。須恵器坏蓋の天井部破片で，口縁部と摘みを欠く。天井部外面回転ヘラケズリ，内面ナデ調整による。焼成は堅緻で，灰青色を呈する。刻書文字は内面の下半部に１字あり，先端の鋭利な工具により「大」と刻まれているが，粘土に引きつりがみられることから半乾きの状態で文字を書いたものと思われる。

８も第15次調査で，第２整地層出土品。須恵器の有高台坏で，器高7.9㎝，復原口径16.6㎝，高台径9.8㎝を測る。深めの器形で，「ハ」字形に開く肉厚の高い高台を貼付している。調整は口縁部内外面とも板状工具によるナデで，外面はカキ目風になっている。焼成は堅緻で，灰色を呈する。刻書文字は内底面中央に１字あり，焼成前にヘラ先で「日」と刻んでいる。

10は第30次補足調査Ｈトレンチ側溝出土。土師器の高台部破片であるが，坏になろう。内面ヘラミガキ，外面回転ヘラケズリ調整による。刻書は外面の中央にあり，焼成後に刻んでいる。右半分を欠くため明らかではないが，「冂」（えんがまえ）に横線を引いた形をなすものの，横線が弱めであることから単なる記号の可能性もある。

26は第26次調査青灰色砂層出土の土師器坏蓋で，摘みは剝落している。内外面とも丁寧なヘラミガキを施す。刻書文字は摘みの右上方に１字あり，焼成後に先端の鋭利な工具で「上」の字を刻んでいる。また，口縁部の四周を打ち欠いているが，何を意図したものか不明。

28は第41次調査の土壙SK1059から出土した。土壙SK1059は北面築地SA505北西側の長方形の土壙である。刻書土器は須恵器甕の頸部小破片で，外面に篦で横位置に文字を書いている。現状では３文字が確認され，第１字は「至」部が読めることから「屋」と判読できる。第２字は完形で「郡」と読めることから「□（糟）屋郡」となり，「郡」の下に「阝」の頭部分があるので「阿」とみられ，郡名の下に郷名が来るとした場合，糟屋郡で頭に阿の付く郷名には阿曇郷があることから「糟屋郡阿曇郷」の可能性がある。なお，糟屋郡に関しては，政庁前面の不丁官衙地区南北溝ＳＤ2340から「糟屋郡紫草廿根」と記した木簡が出土している。

糟屋郡阿曇郷

Tab.16　墨書・刻書土器出土遺構一覧

No.	次数	出土遺構	種別	器種	墨・刻書	No.	次数	出土遺構	種別	器種	墨・刻書
1	1	灰層	土師器	皿	乞	15	26	黄褐色土	須恵器	坏	中
2	6	瓦溜	〃	蓋	國	16	〃	灰色砂	〃	坏	吉
3	〃	第１整地	〃	皿	北二	17	〃	青灰色砂質土	〃	坏	長
4	〃	SX064	〃	皿	本丸	18	〃	暗褐色砂質土	〃	坏	人□
5	〃	第１整地	〃	坏	？	19	〃	腐植土層	〃	蓋	？
6	〃	第２整地	須恵器	坏	？	20	〃	築地基壇	〃	皿	女偏
7	15	黄褐色土	〃	蓋	大	21	〃	青灰色粘質土	〃	皿	？
8	〃	第２整地	〃	坏	日	22	〃	SK514	〃	坏	器
9	30補	Ｈトレンチ側溝	土師器	坏	？	23	〃	〃	〃	皿	？
10	〃	〃	〃	坏	？	24	〃	〃	〃	皿	于
11	26	青灰色粘質土	須恵器	坏	上毛郡	25	〃	側溝茶灰色土	土師器	皿	草を食む馬
12	〃	灰褐色砂質土	〃	皿	黒麻呂	26	〃	青灰砂	〃	蓋	上
13	〃	青灰色砂質土	〃	皿	大	27	41	焼土層	〃	坏	］廾目［
14	〃	ＳＫ514	土師器	坏	大	28	〃	SK1059	須恵器	甕	□（糟）屋郡□（阿ヵ）

（5）特殊遺物

1）陶　硯

政庁跡からは約30点程の定形硯と約174点に上る土器転用硯が出土している。陶硯は調査地区の全域から出土しているが，取り分け，第6次調査及び第26次調査の出土品が大半を占める。また，出土陶硯総数に占める定形硯の割合は17.2%で，不丁地区官衙での陶硯総数に占める定形硯の割合は11%であり（九歴1984），政庁域のほうがやや上回っている。

定形硯は何れも須恵質焼成で，ナデ調整を主体とする。胎土に砂粒は殆ど含まず，極めて精製されている。なお，硯の分類は横田賢次郎の分類（横田賢1983）に従うが，政庁跡ではⅢ類の方形硯は出土していないので，分類上空欄にしておく。

定形硯（Fig.215，PL.116）

Ⅰ類ー円面硯（1～21）円面硯は脚台部の形状により獣脚硯（ⅠA類）・蹄脚硯（ⅠB類）・圏足硯（ⅠC類）に分類されるが，政庁跡からは獣脚硯は出土していない。1は蹄脚硯の脚部小破片で，硯部を欠く。脚部の横断面は三角形を呈する。小破片から図上復原したため脚数には自信がない。第1次調査南門地区の南面築地積土中から出土した。

2～21は脚台部が筒状をなす圏足硯で；脚台が高目（5・7）と低目（17）のものがあり，脚台部のスカシ孔が長方形（2～5・10～13・16・19～21）と楕円形（15）のものがある。2・3は硯面径が15cmを越える大型品で，ともに脚台部を欠く。海部は深く，外堤端と陸部の高さがほぼ等しい。また，外堤部とスカシ孔との間に突出度の大きい三角突帯を貼付している。4は「L」字形を呈する脚台部の破片であるが，径が大きいことから大型の圏足硯になろう。2は26次炭混暗色砂層，3は26次青灰色砂質土，4は2次礫層の出土。

5・7は外堤部から脚台部にかけての破片。5は長方形スカシ孔を8箇所に施し，外堤部とスカシ孔間に三角突帯を貼付する。復原外堤径13.1cm。7は残存部位でスカシ孔は確認できないが，円孔を穿ったものか。また，海部は浅めのものと思われる。脚台部外面はカキ目調整による。外堤径は11.5cmに復原した。5は26次瓦溜，7は6次瓦溜の出土。

6・8・18・21は外堤部破片で，6は三角突帯を貼付する。8の突帯は極僅かに隆起するもので，21は削り出しの「コ」字形突帯を巡らす。18は外堤部の小破片。21は小型品で，外堤径は10.4cmに復原した。6は30次補足Bトレンチ，8は6次瓦整地層，18は26次灰色砂質土，21は26次灰褐色土の出土。

9は硯部から脚台部にかけての破片で，外堤部は剝落している。海部が浅めであることから外堤部もさほど高くならないと思われる。脚台部の三角突帯は細身で，削り出しによる。硯面は使用によりよく摺り減っている。26次礎石建物SB510の出土。

4・10～17・19・20は脚台部の破片で，端部が「L」字形を呈するもの（4・10～12・20）と端部が爪先立つもの（15・16）と僅かな段を有するもの（13・14・17・19）とがある。スカシ孔は何れも長方形を呈するが，15は楕円形スカシ孔を15箇所に設けている。また，12は屈曲部のやや上位に2条のヘラ描き沈線を施している。17の脚台部は短めであるが，端部はシャープであり，内側に僅かな段を有する。スカシ孔は設けていないが，外面にはヘラ先でW字形の記号を付している。脚径は13.0cmに復原した。10・15・16・19・20は6次調査出土品で，10・

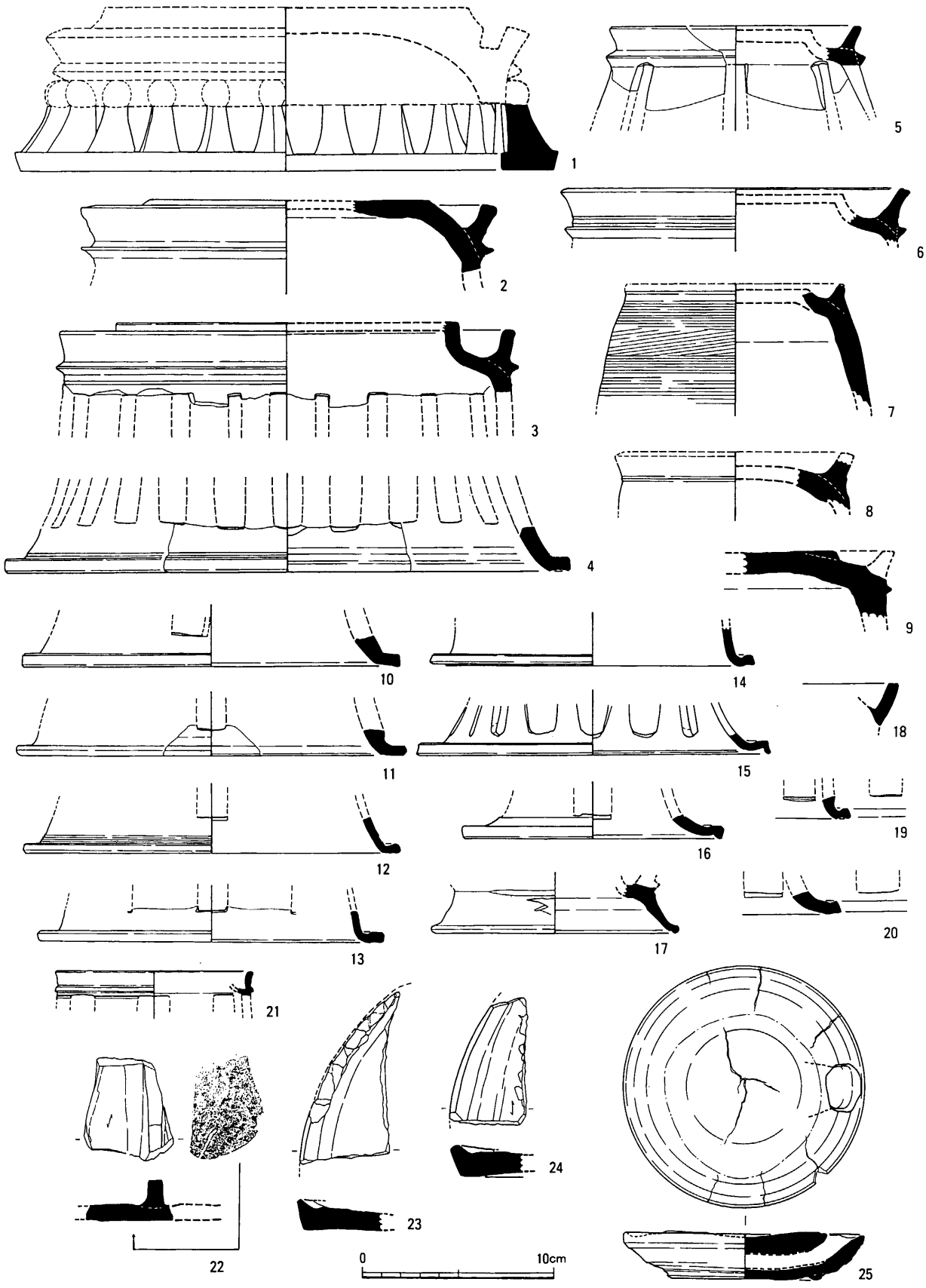


Fig.215　硯実測図（1/3）

20が整地層，15は築地雨落溝SD067，16は第２整地層，19は南北トレンチから出土した。12～14・17は26次調査出土品で，12・17は茶灰色砂質土，13は茶灰色土，14は黄褐色土の出土。11は41次灰色砂層から出土した。

なお，圏足硯でも海部が深めで突帯が太い２・３は時期的に古くおけ，脚台が高く海部が浅い８・９は突帯も形骸化しており，前者より新しい様相を呈する。

Ⅱ類－風字硯（22～24）　平面形が「風」字形をなす風字硯は，硯面が単面のもの－単面風字硯（ⅡA類）と二面のもの－二面風字硯（ⅡB類）に分けられる。

23・24は単面風字硯で，ともに左側縁部の小破片。23は残存部位では摺った痕跡が認められず，墨の付着もみられない。また，側縁を打ち欠いている。ともに底面はヘラケズリによる。22は二面風字硯で，中央突帯付近の破片。突帯は断面長方形を呈し，割と高めである。墨痕はさほど遺存していないが，硯面はよく摺っている。底面はナデにより，「Φ」印の箆記号がある。22は６次第３整地層，23は30次黄褐色土層，24は41次灰褐色土の出土。

Ⅳ類－特殊円形硯（25）　平面形が円形を呈するもので，圏足状の台を有するA類とⅢ形のB類及び提瓶形のC類に大別される。本例はⅣA類に該当する。

25は坏の上部を粘土板で塞ぎ，硯面を作ったもので，外縁を若干窪めて海部としている。また，硯面の側縁に径2.6㎝の円孔を穿ち注口としているが，全体的に焼成時のヒビ割れがあり，水差しとしての用は成していない。墨痕は遺存していないものの，硯面はよく摺れている。器高2.5㎝，外縁径12.6㎝で，底面には形骸化した高台を貼付している。外面調整はナデにより，灰色に焼き上がる。41次北面築地雨落溝SD1057の出土。

Ⅴ類－猿面硯（Fig.216-5・218-27・28）　猿面硯には元来硯として制作したA類と須恵器甕の胴部を転用したB類とがあり，B類は形状により風字形（a），楕円形（b），未成形（c）に細分され，本例はVB類に該当する。しかし，A類以外は基本的に転用硯であり，転用硯の項で説明するのが妥当であるが，分類の都合上，ここでふれておく。

Fig.216-5は須恵器甕の胴部を転用したもので，右側縁は打欠き後，摺って平滑にしている。硯面は摺れておらず，未使用品であろう。VBc類に分類される。Fig.218-27・28も須恵器甕の胴部片を転用したもの。27の左側縁は打ち欠いて風字形に整えていることからVBa類で，同心円タタキ目の段が摺り減るほど使用している。28は右側縁を丸く打ち欠いており，VBb類に分類される。内面はよく摺れており，墨痕も留めている。５は30次暗灰色土，27・28は６次第３整地層の出土。

転用硯（Fig.216～219，PL.117・118-1，Tab.17）

Ⅵ類－土器転用硯（１～４・６～26・29～43）　土器本来の使用目的を硯として転用したもので，器形から坏蓋－A類，坏－B類，Ⅲ－C類，盤－D類に細分される。政庁跡ではA～D類の転用硯と須恵器甕の胴部破片を利用して猿面硯としたVB類あわせて174点が確認された。須恵器を転用したものが殆どであるが，中には灰釉陶器の坏蓋を利用したもの１点と土師器坏蓋を利用したものも１点みられた。器形的には坏蓋が132点の出土で75.8%と圧倒的首位を占める。次いで，Ⅲが14点（8.0%），甕が14点（8.0%），坏が13点（7.4%），盤１点（0.6%）であった。転用硯の殆どが須恵器坏蓋の転用品であり，時期的には８世紀代を主体とする限られた時期での使用である。これには，陶硯の需要度合い，須恵器生産の衰退，石硯の出現時期，瓦転用硯

の問題など様々な検討課題が存在する。

また，転用硯は第49次調査を除く全ての調査地区で出土しているが，次数別にみると第６次調査で80点（50.5%）の出土，第26次調査で49点（29.3%）の出土，第41次調査で14点（8.0%）の出土と３地区で出土総数のほぼ９割を占める。第26次調査地区に関しては，木簡が多量に出土した土壙SK514が存在することなどから転用硯の出土量に関しても首肯されるが，第６次調査は西面回廊地区であり，硯とは無関係の場所と思われる。この点については，６次調査区に隣接する脇殿の性格も合わせて考える必要がある。

なお，挿図では，各調査次数出土の主だった転用硯のみ図示し，他の転用硯については紙数の都合上，掲載していないので，内容についてはTab.17の転用硯一覧を参照されたい。

A類（１～４・７～９・11～18・29～38・43）　須恵器坏蓋を硯として転用したもので，何れも内面を硯面として使用している。使用に際しては，坏蓋を裏返したままだと摘みが邪魔になるので，恐らく，下に坏か皿を置き，その上に裏返しした坏蓋を乗せて墨を摺ったものと思われる。口径が小さく器高が高い蓋は坏とセットになり，口径が大きく器高が低い蓋は皿とセットになったものと考えられる。また，余った墨液はそのまま坏に入れ蓋を被せておけば，墨液の乾燥を防ぐこともできよう。

１・２は１次中門出土。１は1/4程の破片で，中心から４㎝の範囲は，ナデが消えるほどによく摺っており，墨痕も薄いながら全体に認められる。２は口縁部を欠くが，１ともに器高の低い蓋を使用している。

３・４は２次出土品。３は器高が1.8㎝と低めのもの。３の墨痕は薄いながらも全体的に遺存している。４は口縁部の小破片であるため傾きには些か自信がない。また，４の墨痕は線状に濃い所が数箇所あり，文字を書く前に筆をならした痕と思われる。

７～９・11は41次出土品。７・９は口縁部を欠くが，天井部が平坦であることから器高が低めの形態をなすものと思われる。７の内天井面はよく摺れているものの，肉眼では墨痕は確認できないが，ルーペを用いて確認した。また，摘みの側縁が摺れていることから，皿を下に置いて墨を摺ったものと思われる。11は灰釉陶器の蓋で，外面には淡緑色の釉薬がかかる。内面中央を摺っており，墨痕も中央付近にみられる。

灰釉陶器の転用硯

12～18は６次出土品。16・18は大型の蓋で，復原口径は16が18.4㎝，18は19.6㎝。また，16・18はよく摺れているが，墨痕の付着は殆どみられない

29～38・43は26次調査出土品。29・30・32は器高が高い蓋で，31・34・35は器高が低い蓋で，37・38は器形が平坦なもの。29・30の内天井面はよく摺れており，墨も濃く遺存している。外面にも墨痕が付着している。また，割れ面にも墨が付いており，29は分銅形に打ち欠いて外形の調整を行っている。33は墨が膜状に濃く付着している。また，30の摘み周辺と36の天井部は擦れて，滑らかになっている。43は土師器坏蓋の小片で，摘みは剝落している。調整は内外面ともヘラミガキによる。内面には墨痕が濃く残っている。転用硯の大半が須恵器を使用している中にあって，本例は極めて珍しい例である。

土師器坏蓋の転用硯

B類（６・10・19・21・39～41）　須恵器坏を硯として転用したもの。何れも内底面を硯面として使用している。有高台坏の場合，口縁部を下にして外底面を硯面とすると，高台が円面硯の外堤の役目を果たし，墨を摺る場合にも安定すると考えられるのであるが，外底面を硯面と

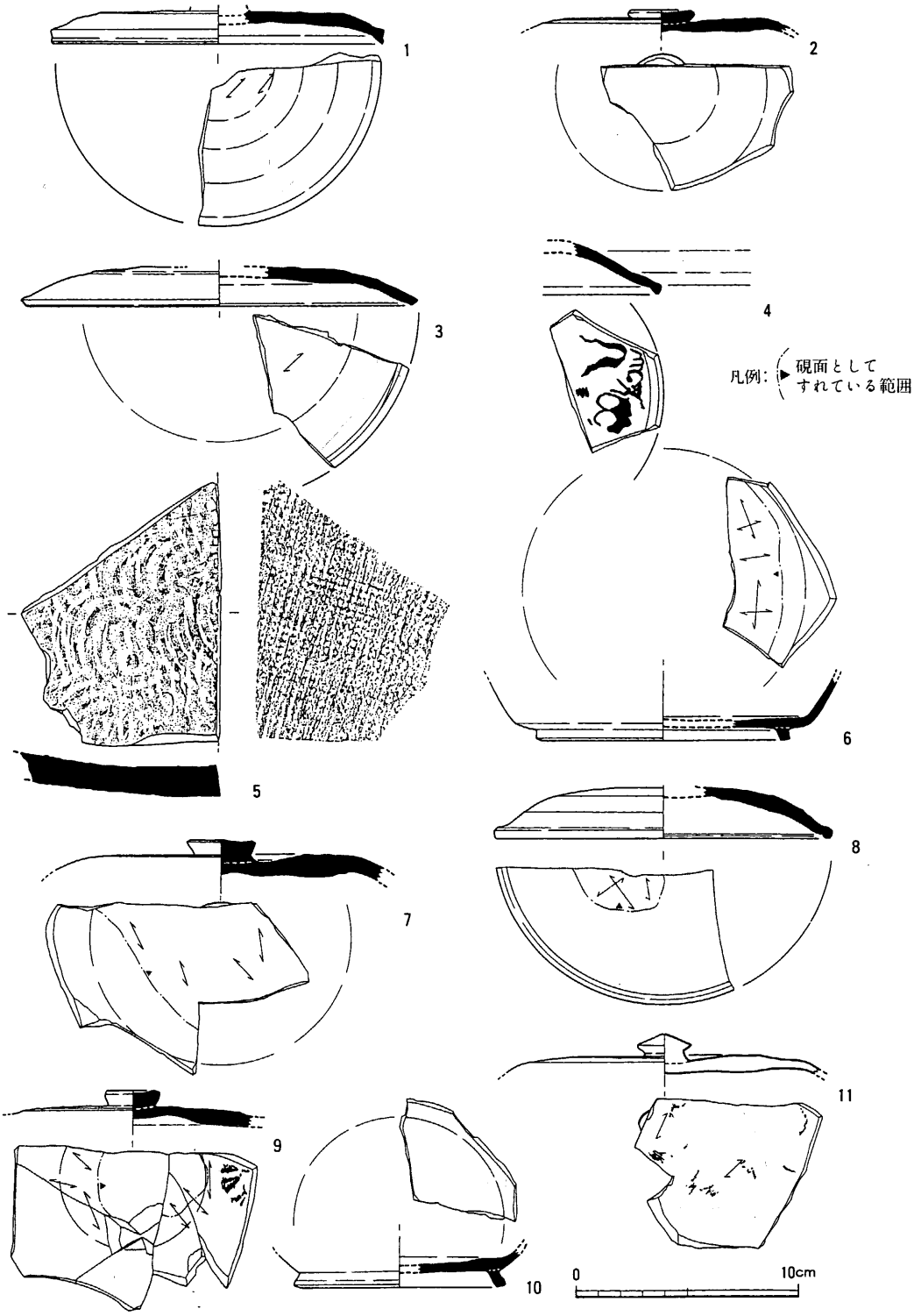


Fig.216 転用硯実測図 (1) (1/3)

したものは1点もなかった。有高台坏は転用硯としての用途と墨液の保管容器としての性格を併せ持つため，逆さにしては使用しないものと考えられる。

6は30次調査補足出土品。内底面はよく摺っているものの，墨痕は肉眼では確認できずルーペで確認した。10は41次出土品。内面には墨が濃く遺存しており，割れ面にも付着していることから口縁部を故意に打ち欠いて使用したものと考えられる。

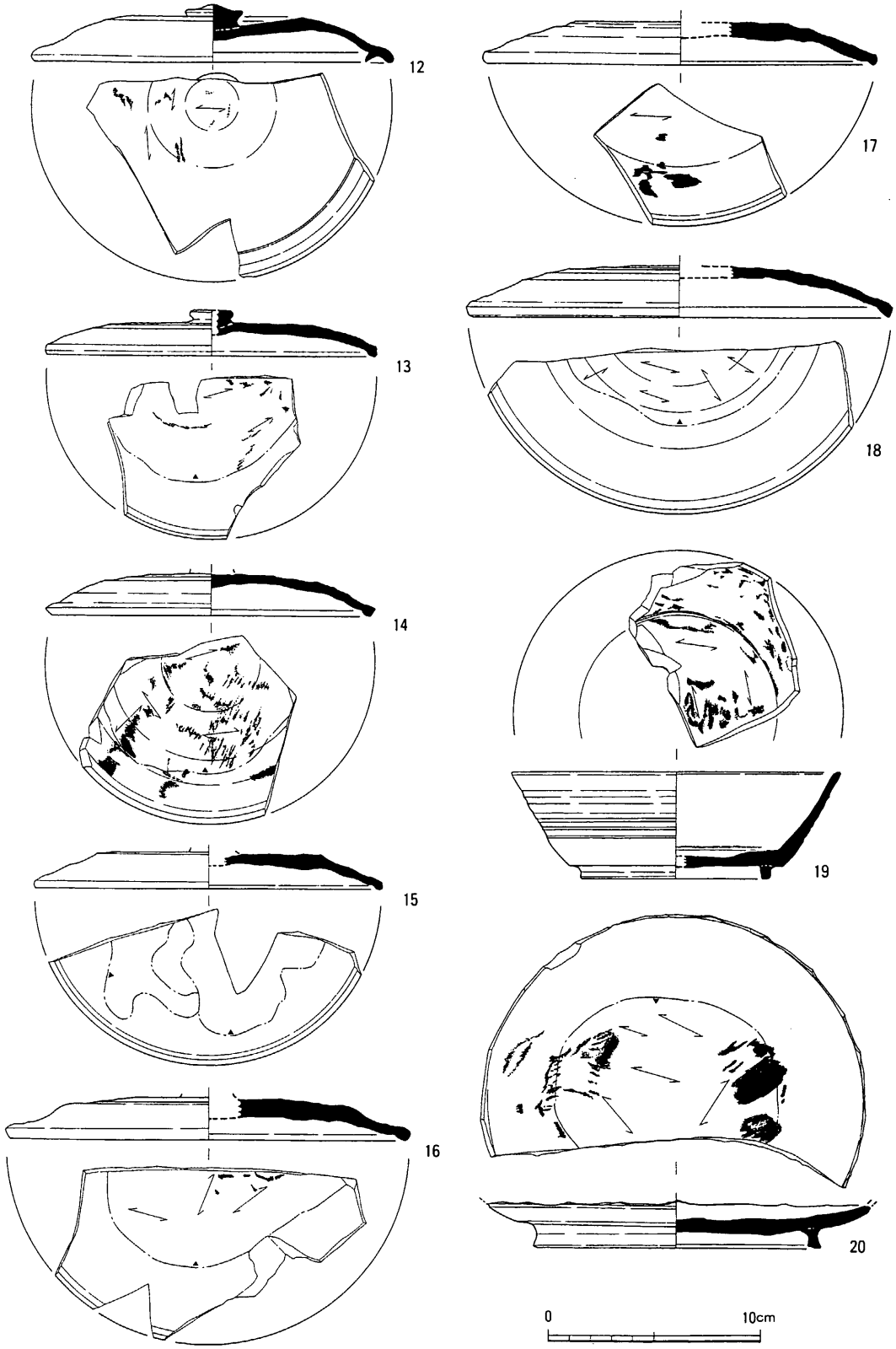


Fig.217　転用硯実測図（2）（1/3）

19・21は６次調査出土品。19は有高台の坏を硯に転用したもので，内底面はよく摺れている。また，内底面から口縁部にかけて墨痕が良好に遺存している。21は坏で，内底面を硯面として使用している。

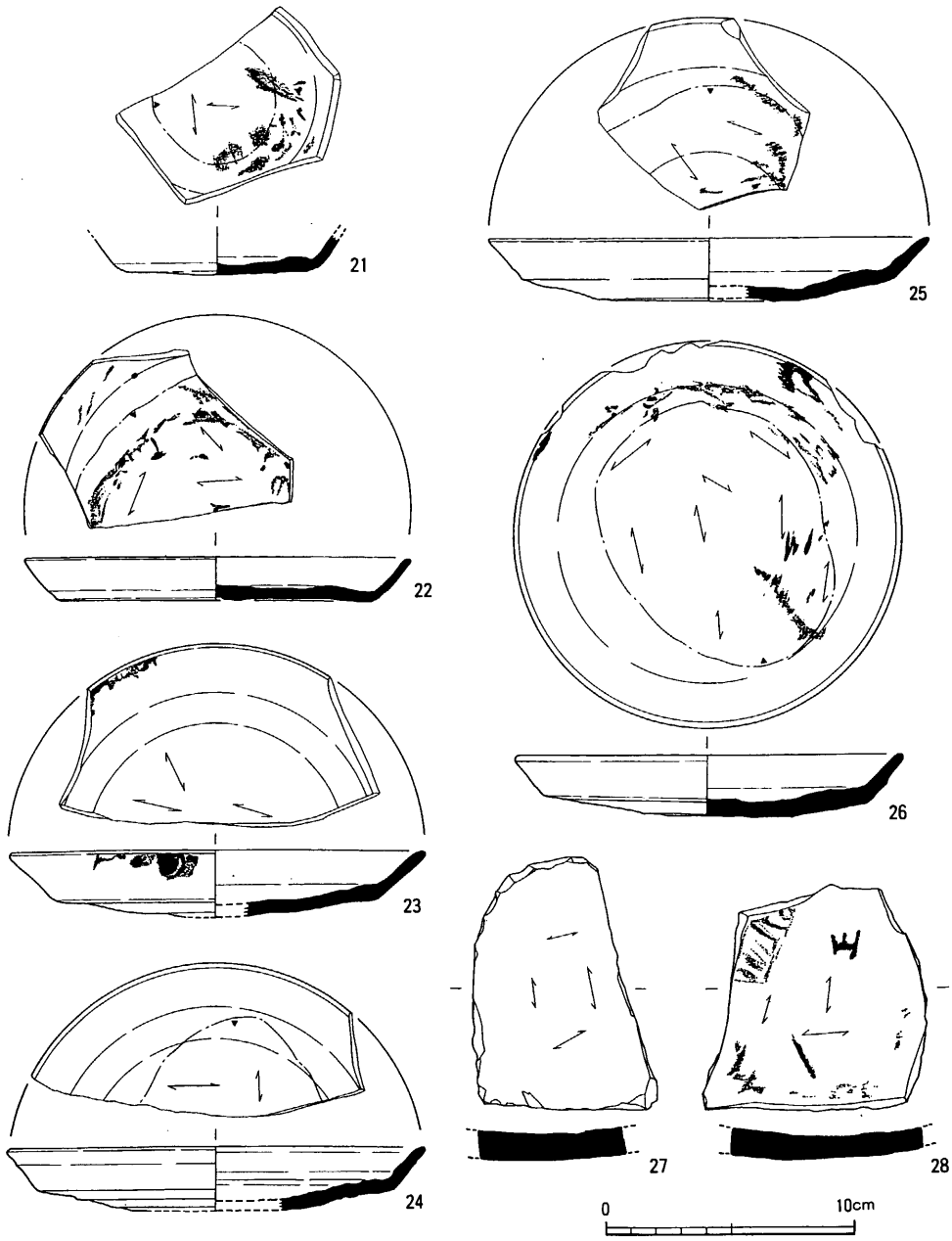


Fig.218　転用硯実測図（3）（1/3）

39～41は26次調査出土品。39は有高台坏を転用したもので，口縁部の割れ面にも墨が付着しており，元々欠損品を転用している。40・41は坏の小破片で，内底面を硯面としている。ともに墨痕の遺存状態は薄目である。

C類（22～26・42）　須恵器皿を硯として転用したもの。

22～26は６次出土品。何れも内底面はよく摺れており，ツルツルしている。墨痕は内底面から口縁部にかけて遺存しており，23は口縁部外面にもみられた。口径は22が15.6cm，23・24は17.0cmに復原した。26は完形品で，器高2.5cm，口径15.6cm，底径13.2cmを測る。

42は26次出土品。内底面はよく摺っており，墨痕の残りもよい。

D類（20）　須恵器盤を硯として転用したもので，６次調査のみに出土例がある。

20は盤で，口縁部を打ち欠いて硯としている。内底面はよく摺れて，墨痕も遺存している。

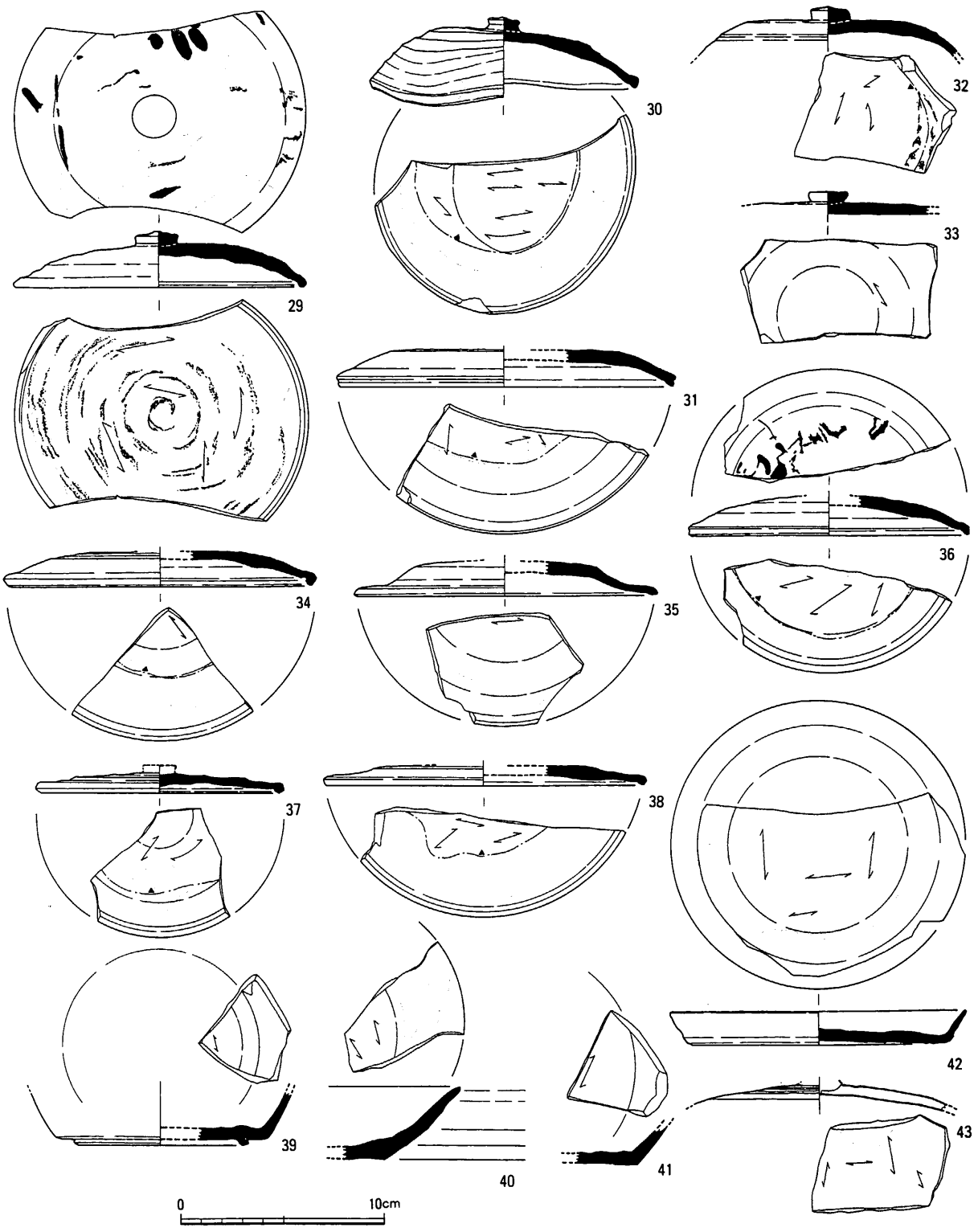


Fig.219　転用硯実測図（4）（1/3）

Tab.17　転用硯一覧

No.	次数	地区	出土遺構	種別	器種	部位	墨痕部位	時期	備考	Fig.No.
1	1次	HF53	暗褐土	須恵器	坏蓋	天井部	内面	8C？		
2	南門	HG47	瓦整地層	〃	甕	胴部	〃	〃		
3	1次	HM55	Pit136	〃	坏蓋	口～天	〃	8C中		
4	中門		Pit178	〃	〃	口縁部	〃	〃		
5		HM68	床土	〃	甕	胴部	〃	8C		
6		HP51	黄褐土	〃	坏蓋	天井部	〃	8C中		Fig.216-2
7		HP53	第2整地層	〃	〃	口～天	〃	8C前半		Fig.216-1
8		HP54	基壇上	〃	〃	〃	内天井面	8C中		
9		Z		〃	〃	天井部	〃	〃		
10	2次	II64	南北トレンチ	〃	〃	〃	〃	8C末		
11		IK55	礫層	〃	〃	口縁部	〃	〃		Fig.216-4
12			〃	〃	〃	天井部		8C	擦痕	
13			ピンク砂	〃	〃	口～天	内天井面	8C後半		Fig.216-3
14	6次	HE69	第1整地層（下層）	〃	〃	天井部	〃	8C前半		
15		HE69	築地Ⅱ雨落溝	〃	〃	底部	内面	8C後半		
16		HE69	第1整地層（2層）	〃	〃	口縁部		8C前半	擦痕	
17			Pit	〃	〃	天井部		〃	〃	
18		HE69	Pit	〃	〃	〃	内面	8C		
19		HJ67	第1整地層	〃	Ⅲ	口～底	〃	8C後半		Fig.218-26
20			〃（3層）	〃	坏	底部	〃	8C前半		
21		HJ68	第1整地層	〃	甕	胴部		8C	側縁打欠き	Fig.218-27
22			〃（3層）	〃	坏蓋	口～天	内天井面	8C後半	擦痕	Fig.217-16
23			第1整地層瓦列	〃	甕	胴部	内面	8C		
24		HJ69	第1整地層（3層）	〃	坏蓋	天井部		8C	擦痕	
25			〃	〃	〃	口～天		8C後半	〃	
26			〃	〃	甕	胴部	内面	8C		
27		HJ69	第1整地層	〃	Ⅲ	底部	〃	8C後半		
28			瓦溜	〃	〃	口～底		8C後半	擦痕	Fig.218-23
29			瓦・土器溜	〃	甕	胴部	内面	8C		
30		HL70	耕作土斜面	〃	坏蓋	口縁部	〃	8C中		
31		HM68	第1整地層（下層）	〃	〃	天井部	〃	8C		
32		HM69	築地南北溝	〃	〃	〃	〃	8C中？		
33			礫溝	〃	〃	口～天		8C前半	擦痕	Fig.217-18
34			瓦溜	〃	〃	〃	内天井面	8C中		
35			〃	〃	〃	〃	内面	8C末		
36			〃	〃	〃	〃	〃	8C後半		
37			〃	〃	〃	口縁部		〃	擦痕	
38			〃	〃	〃	天井部	〃	8C		
39			〃	〃	〃	口～天	内天井面	8C後半	焼歪み	
40			〃	〃	〃	〃	〃	8C中		
41			〃	〃	坏	口～底	内面	8C後半		Fig.217-19
42			〃	〃	〃	〃	内底面	〃		
43			〃	〃	Ⅲ	〃	〃	〃		Fig.218-22
44			〃	〃	〃	〃	〃	〃		Fig.218-25
45			〃	〃	〃	〃		〃	擦痕	
46			回廊東西雨落溝	〃	甕	胴部	内面	8C		
47			第1整地層	〃	Ⅲ	口～底		8C後半	擦痕	Fig.218-24
48			第1整地層（下層）	〃	甕	胴部	内面	8C	側縁打欠き	Fig.218-28
49		HM70	礫溝出口（最下層）	〃	坏蓋	口縁部	〃	8C後半		
50			〃	〃	〃	口～天	内天井面	8C中		
51			南北石列東側下層	〃	〃	天井部	内面	8C		
52		HN67	根石Ⅱ	〃	〃	口～天	〃	8C中		
53			第1整地層（3層）	〃	〃	〃	〃	〃		
54		HN68	第2整地層（上層）	〃	〃	天井部	〃	〃		Fig.217-13
55			東西溝	〃	坏	底部	内底面	8C後半		
56		HN69	根石Ⅱ	〃	坏蓋	天井部	内面	8C末		
57			回廊雨落溝	〃	〃	口～天	内天上面	8C中		
58			〃	〃	〃	口縁部	内面	〃		

59	6次	HN69	回廊東西雨落溝	須恵器	坏蓋	口縁部	内面	8C中		Fig.217-17
60			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
61			〃	〃	〃	口～天	〃	8C後半		
62			南北雨落溝	〃	〃	〃	内天井面	8C末		
63			雨落溝	〃	〃	〃	〃	8C後半		
64			〃	〃	坏	底部	内面	〃		
65			雨落溝排水口	〃	坏蓋	口～天	〃	〃		
66			〃	〃	〃	天井部	内天井面	8C		
67			礫敷溝	〃	〃	口～天		8C中	擦痕	Fig.217/14
68			〃	〃	〃	〃		〃	〃	
69			〃	〃	〃	口縁部	内面	8C後半		
70			〃（上層）	〃	〃	口～天	内面	〃		
71			〃	〃	盤	底部	〃	8C前半		Fig.217-20
72			塼敷溝	〃	坏蓋	天井部	内天井面	8C		
73			塼敷溝出口	〃	〃	口～天	〃	8C中		
74			〃	〃	〃	〃	〃	8C後半		
75			〃	〃	〃	口縁部	内面	8C中		
76			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
77			〃	〃	〃	天井部	〃	〃		
78			〃	〃	〃	〃	〃	8C		
79			塼敷溝底	〃	〃	口縁部	〃	8C後半		
80			塼敷溝下層	〃	〃	〃	〃	〃		
81			暗渠先溝	〃	〃	口～天	内天井	〃		
82			南北暗渠出口	〃	〃	天井部	内面	8C		
83			〃	〃	坏	底部	内底面	8C後半		Fig.218-21
84		HN70	第1整地層残存部	〃	坏蓋	坏蓋	内面	〃		
85			回廊東西溝	〃	〃	〃	〃	8C中		
86			塼敷溝下層	〃	〃	口～天	〃	8C後半		
87			〃	〃	〃	天井部	〃	〃		
88			〃	〃	〃	〃	〃	8C		
89		HO67	焼土（回廊Ⅰ）	〃	〃	口～天	〃	8C中		Fig.217-15
90		HO68	根石Ⅰ	〃	〃	天井部	〃	8C		
91		HO70	南北Tr第2整地	〃	〃	口～天	内天井面	8C前半		
92		HP67	柱穴底部	〃	〃	天井部	内面	8C		
93		HP69	塼敷溝上層	〃	坏	底部	〃	8C後半		
94		HP71	耕作土	〃	甕	胴部	〃	8C		
95		HQ68	第3整地層	〃	坏蓋	口縁部	〃	8C前半		
96		HQ71	東西Tr灰色砂	〃	〃	天井部	〃	7C後半		Fig.217-12
97		Z		〃	〃	口縁部	〃	8C後半		
98				〃	〃	〃	〃	8C末		
99				〃	〃	天井部	〃	8C		
100				〃	〃	〃	〃	8C後半		
101				〃	甕	胴部	〃	8C		
102	15次	FJ31	上部撹乱土	〃	蓋	天井部	〃	8C中？		
103		Z	拡張区側溝	〃	皿？	底部	内底面	8C後半？		
104	26次	EA41	側溝瓦層	〃	坏蓋	口～天	内面	8C後半		Fig.219-35
105		EC28	黄褐土	〃	甕	胴部	〃	8C		
106		EC34	柱穴	〃	皿	底部	〃	〃		
107		EE28	黄褐土	〃	坏蓋	天井部	〃	〃		
108		EF35	灰褐土Ⅱ	〃	〃	〃	〃	〃		
109		EG27	茶灰荒砂	〃	〃	〃	〃	〃		
110		EG33	青灰砂質土	〃	〃	口～天	〃	8C後半		
111			腐植土	〃	〃	〃	〃	〃		
112		ER34	瓦溜	〃	〃	口縁部	〃	〃		
113		EG35	青灰砂質土	〃	〃	天井部	〃	8C中		
114			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
115		EG37	土壙SK514	〃	〃	口～天	〃	〃		Fig.219-30
116			〃	〃	〃	口縁部	〃	8C後半		
117			〃	〃	〃	〃	〃	8C末		

118	26次	EG37	土壙ＳＫ514	須恵器	坏蓋	天井部	内面	８Ｃ		
119			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
120			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
121			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
122			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
123			〃	〃	〃	〃	〃	〃		
124			〃	〃	皿	口縁部	〃	８Ｃ後半		
125			腐植土	〃	坏蓋	天井部	〃	８Ｃ中		
126			〃	〃	皿	底部	〃	８Ｃ後半		
127			青灰砂質土	〃	坏蓋	口～天	〃	８Ｃ中	木簡共伴	Fig.219-29
128			〃	〃	〃	〃	内天井面	８Ｃ末		Fig.219-36
129			〃	〃	〃	〃	内面	〃		Fig.219-37
130			〃	〃	〃	〃	〃	８Ｃ後半		
131			〃	〃	〃	天井部	〃	８Ｃ		
132			〃	〃	坏	底部	〃	８Ｃ後半		Fig.219-39
133		EG39	黒褐土	〃	甕	胴部	〃	８Ｃ		
134		EH33	青灰砂質土	〃	皿	口～底	〃	８Ｃ後半		Fig.219-42
135			〃	〃	坏蓋	天井部	〃	〃		Fig.219-33
136		EH34	建物基壇SB500	〃	〃	〃	〃	８Ｃ中		Fig.219-32
137			茶褐砂質土側石	〃	坏	天井部	〃	８Ｃ後半		Fig.219-40
138		EH35	灰色砂層	〃	坏蓋	口～天	〃	８Ｃ中		Fig.219-34
139			灰色砂質土	〃	〃	天井部	〃	８Ｃ		
140			茶褐砂質土	〃	皿	底部	〃	〃		
141		EH39	床土	〃	〃	〃	〃	〃		
142		EH40	床土	〃	坏蓋	口縁部	内天井面	８Ｃ中		
143		EH41	床土	〃	〃	口～天	〃	８Ｃ後半		
144		EI31	茶灰砂質土（基壇）	〃	〃	天井部	内面	８Ｃ中		
145		EI35	築地基壇積土	〃	〃	口～天	内天井面	〃		
151			Ｚ	〃	〃	〃	内面	８Ｃ末		Fig.219-38
146		EI35	築地基壇積土	〃	〃	天井部	〃	８Ｃ中		Fig.219-31
147		EK23	青灰砂質粘土	〃	坏	底部	〃	６Ｃ後半？		
148		Ｚ	灰褐砂質土	〃	坏蓋	口～天	〃	８Ｃ中		
149			茶褐砂質土	〃	〃	天井部	〃	８Ｃ		
150			腐植土	〃	坏	底部	内底面	８Ｃ後半		Fig.219-41
152			南側溝茶灰土	〃	坏蓋	口	内天井面	８Ｃ末		
153			南側溝茶褐土	〃	〃	口～天	〃	８Ｃ後半		
154				土師器	〃	天井部	内面	８Ｃ中	製作途中品	Fig.219-43
155	30次	GD67	暗灰土	須恵器	甕	胴部		８Ｃ		Fig.216-5
156		GM58	茶灰土	〃	甕	内面	内面			
157		GR62	黄褐土	〃	坏蓋	口縁部	〃	８Ｃ後半		
158	30補	ＦTr	西拡張区黄褐土	〃	坏	底部	内底面	８Ｃ中		Fig.216-6
159	41次	EG53	焼層	〃	坏蓋	口～天	内面	８Ｃ後半		Fig.216-8
160		EG57	建物整地土	〃	〃	口縁部	〃	８Ｃ中		
161		EH48	床土	〃	〃	天井部	〃	８Ｃ		
162			茶色砂質土	〃	〃	〃	〃	〃		
163		EH52	Pit 4	〃	〃	〃	〃	〃		
164		EH54	灰砂下層	〃	〃	〃		８Ｃ中	擦痕	Fig.216-7
165		EI49	炭層	〃	〃	〃	内面	８Ｃ		
166		EI50	第１整地層	〃	坏	底部	〃	７Ｃ後半		Fig.216-10
167		EJ48	北側雨落	〃	坏蓋	天井部	〃	８Ｃ		
168		EJ50	灰砂最下	〃	〃	〃	〃	〃		
169			築地北青色粘土	〃	〃	〃	〃	８Ｃ中		Fig.216-9
170		EJ51	築地北青灰粘最下	灰釉	〃	〃	内天井面	８Ｃ末		Fig.216-11
171			〃	須恵器	〃	〃	内面	８Ｃ		
172		EJ53	床土	〃	〃	〃	〃	〃		
173	180次	FK47	SB123	〃	〃	口～天	内面	８Ｃ中		Fig.153-11
174			橙茶灰色土	〃	〃	口～天		８Ｃ前半		Fig.151-8

2）漆付着土器

政庁跡からは土器の内面に漆が付着した土器が出土している。用途として，運搬容器，漆製品製作時の容器が考えられ，製品としての漆塗り土器も存在したであろうが，ここでは漆付着土器として報告する。調査次数としては2次・26次・41次調査の出土である。

1・2は2次調査出土品。1は土師器の坏で，内面の一部に赤漆が遺存している。胎土中に漆液が浸透し，断面の表層が変色している。2は土師器有高台坏で，内面の全面に黒漆かと思われる膠着物がある。1同様，漆液が胎土内部に浸透している。

3は41次調査出土品。須恵器の有高台坏で，内底面に赤漆が付着している。

4～13は26次調査出土品。4は須恵器の坏で，口唇部外面から内面にかけて赤漆が一面に付着している。5は須恵器有高台の坏で，内面に赤漆が遺存している。乾燥により皺が寄っている。6・7は須恵器長頸壺で，6が頸部，7は胴下半部。7の内面の漆は溶けたゴム状の固まりとなって付着している。8は須恵器壺の底部破片で，内面に赤漆が遺存している。7・8は土器の形態上，漆の運搬容器として将来されたものであろう。

9～12は土師器で，9・10・12が坏，11は皿になろう。10は内外面に黒漆が厚く付着しており，故意に塗ったものと思われる。所謂，漆塗り土器。12は口唇部外面から内面にかけて黒漆が厚く付着している。13は白磁で，内面に黒漆が一部遺存している。

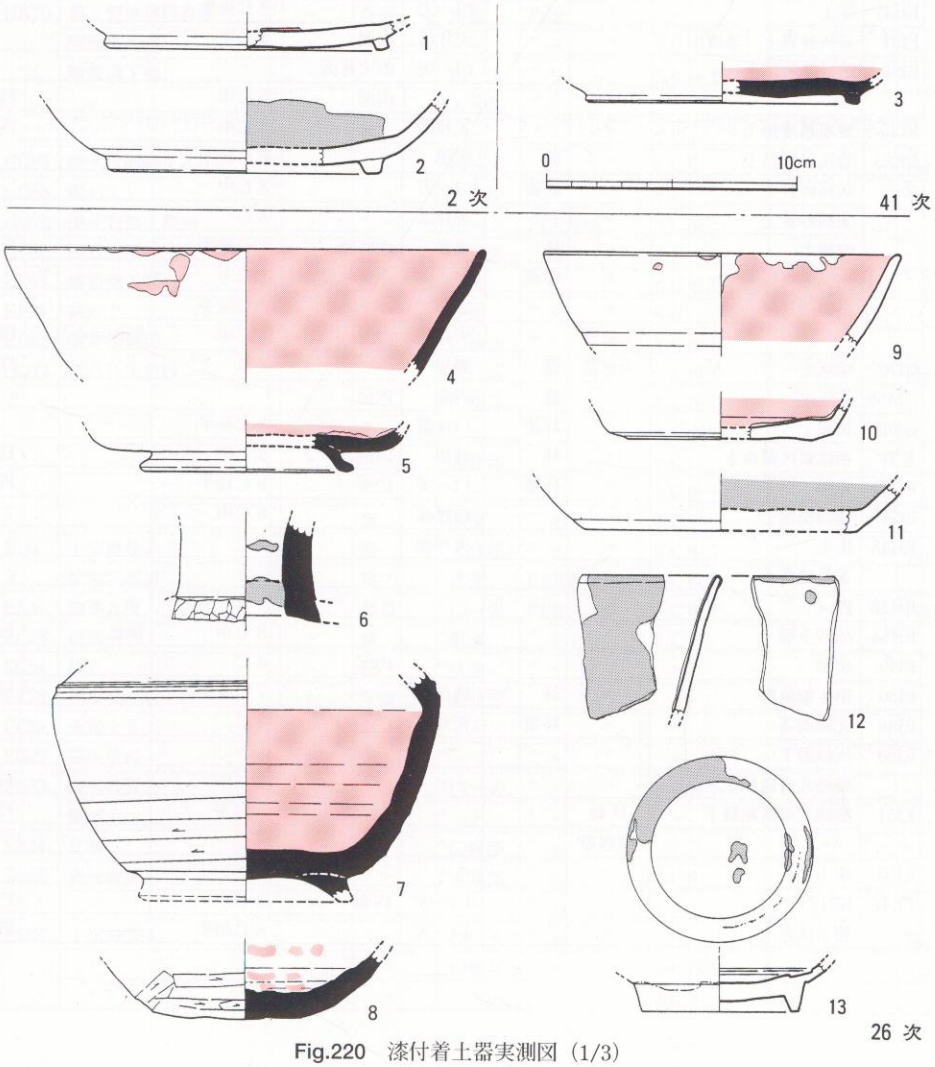


Fig.220　漆付着土器実測図（1/3）

3）製塩土器

製塩土器は第6次・26次・41次調査地区において40点程出土しているが，図示可能な28点を掲載した。形態的には鹹水を煮詰める煎熬過程で用いる内外面にタタキ目を有する土師器甕（玄界灘式甕－Ⅰ類）と塩を焼き固める際に用いる焼塩壺（Ⅱ～Ⅴ類）とがあり，両者は形態・調整により細分される。なお，製塩土器の形態分類は，小田分類（小田和利1996）による。 玄界灘式甕

1～4は6次調査出土品。1は甕の口～頸部破片で，小型甕のⅠc類。頸部は締まりが悪く，口縁部は直立気味。調整は外面粗い平行線タタキ（2本／cm），内面は粗いハケ目の後ナデ消しによる。2は胴下半部の破片で，外面は粗い平行線タタキ（2本／cm），内面には円弧当具痕が付く。3・4は焼塩壺で，Ⅳb類。3は口縁部破片で，口径は15.0cmに復原した。体部中位で屈曲し，口縁部がやや内湾するもの。4は底部の破片で，尖底をなす。3・4ともに外面は指頭によるオサエで，内面はナデ調整による。何れも胎土に砂粒を多く含み，ザラつく感じ。1・2は暗渠SX064，3は焼土下，4は暗渠SX064出口の出土。 焼塩壺

5～17は26次調査出土品。5・6は甕の口縁部破片で，Ⅱb類。口径は5が13.4cmで，6は26.2cmに復原した。5の口縁部は頸部から薄く引き延ばし，鉤形に屈曲させている。調整は口縁部ヨコナデ，外面ナデで，内面は同心円宛具痕の後ナデ消している。また，外面は二次加熱により黒変している。6の口縁部は緩やかに屈曲し，端部は肥厚する。調整は口縁部ヨコナデ，外面平行線タタキで，内面は平行線宛具を工具でナデ消している。なお，器面は二次加熱を受けておらず，外面には淡赤褐色の顔料を塗布していることから製塩土器としたものの疑問が残る。7は甕の胴下半部破片で，外面格子目タタキ（3本／cm），内面細目の円弧当具による。8は頸部の小破片で，外面は粗い平行線タタキ（3本／cm）による。何れも胎土に砂粒を多く含み，器面がザラつく感じ。

9～17は焼塩壺の小破片で，13～15が口縁部，9～12は胴部，16は底部破片。9～12は内面に布目がみられるⅢ類で，12の布目は細かい。13～15は内面ナデ仕上げのⅣ類で，14・15は体部中位から屈曲する。何れも外面には指頭圧痕が付く。また，胎土に砂粒を多く含み，さわるとザラつく感じである。17は口縁～胴部小片で，口縁部は小さく外反する。器壁が薄く，小型のものであるが，ザラつく胎土の感じからして製塩土器かと思われる。類例が甘木市塔ノ上遺跡から出土している（福岡県1987）。14・15は建物SB500中の土壙SK511の出土，他はSD501上層の出土。 塔ノ上遺跡

18～25は41次調査出土品。18～20は甕の胴部破片で，Ⅰ類。調整は何れも外面格子目タタキ，内面弧線当具による。18のタタキ目は細め。また，18・19の外面には煤が付着している。21～24は焼塩壺の口縁部破片で，21～23はⅣ-b類。何れも体部中位から屈曲し，口縁部は内湾する。また，21の口唇部は丸く肥厚する。調整は内面ナデ，外面は指頭によるオサエ。胎土に砂粒を多く含み，器面がザラつく。25は胴部の小破片であり，器壁が2～3㎜と極めて薄い。内面ナデ，外面指オサエによる。胎土に砂粒を多く含み，ザラつく器面の感じからして17同様，製塩土器とみなした。

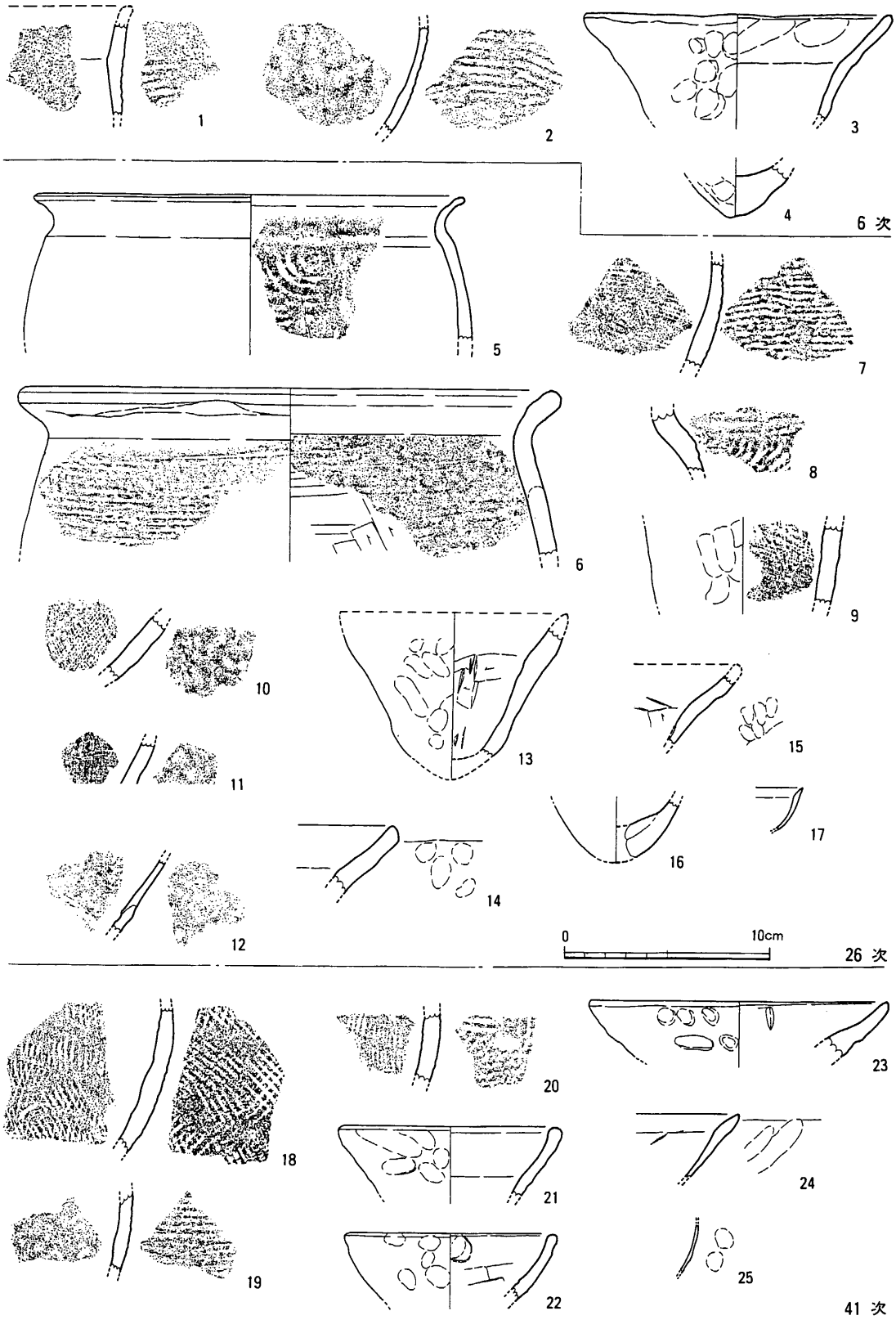


Fig.221　製塩土器実測図（1/3）

4）鋳造関連遺物

回廊南西隅（第6次調査）で長円形に配置された15個の高熱で赤く焼けた火床穴群（SX070）が，回廊北東隅（第15次調査）でも同様の火床穴1基（SX353）が検出され，中からは炭とともに銅滓が出土している。回廊南西隅では，塼敷溝に青銅が固着することや層位からみて，政庁Ⅱ期の後半代の所産と考えられている。回廊上面にての臨時的工房と言うことになれば，回廊自体の機能が何らかの理由で停止もしくは弱まった時点での鋳造操業と考えられる。これが天平12年(740)の広嗣の乱に起因する大宰府廃止，天平17年(745)の復置の時点なのか，承和9年(842)の府官舎の修理に伴うものなのか，いずれとも確定し難い。

政庁回廊は鋳造工房？

出土状況を概観してみると，上記2箇所の回廊上での工房付近出土の鋳型・坩堝・取瓶の類が圧倒的に多いが，政庁北端の後面築地中央付近（第41次調査）や同東端部（第26次調査）でも鋳型・坩堝・鞴羽口等が出土し，更に，外濠内（第2次調査）や西脇殿上面（第30次調査）で鞴羽口が，中門南西側（第1次調査）で鋳型が出土しており，政庁域内全面にわたって、随所で小規模な銅・ガラスの鋳造作業が営まれたと推定せざるを得ない。

政庁内各所で鋳造か

次に，出土品の種類を見てみると，鋳型では輪鐙・釘隠し・不明製品の類，坩堝では銅・ガラス，鞴羽口でも銅に関わるもの等が認められる。この節の頭初に，これらの小規模鋳造操業が何らかの政庁修理に伴うような記述をしたが，出土品から見る限り，釘隠しを除いての他の銅製輪鐙・ガラス製品等が政庁修理に関わるものとは考え難い。むしろ，蔵司西辺から来木地区に在った「修理器杖所」或いは「匠司」所属の工房の一部が臨時的に政庁域内へ避難的に移動して日常業務を続行したと理解する方が良いのではなかろうか。

回廊は臨時避難的工房

鋳　型（Fig.222・223-1～11，PL.121）

輪鐙鋳型（1～9）　吊り手部分片が5点出土しているが，その幅が3.4cmと狭いもの(1・2)と3.8～4.0cmと広いもの(4・5)の2種に細分される。このことからみて，少なくとも3セットの輪鐙鋳型が存在したことが判かる。これらから復原できる製品は，全長22cm前後，輪部外径13cm前後，吊り手部長さ7cm，踏み板部の幅6cm程で，吊り手部下半に横長の長方形孔を持ち，輪部は下ぶくらみ気味のやや縦長の平面形をなし，直径1cmの断面円形で，下辺は直線的で踏み板の付く類となろう。鋳型はすべて土製で，いずれも本体には粗石英粒をいくらか含む普通の粘土であるが，笵面部にきめの細かい真土を残すもの(1・2・5)がある。1の裏面には同一の棒状工具による14×11mmの楕円形刺突凹孔が密に施されており，熱放却のための工夫かと推定される。7は裏面からの厚さが6と近似するため，踏み板部分かと思われるが，断面形状が異なり，6とは異種のものと考えられる。湯口はすべて吊り手部分上端部で，側面の合わせめ目印の刻線等は確認できない。出土地点は，1が中門の南西側出土である以外は，すべて回廊南西隅及び，そこと前面築地との中間位置の政庁Ⅲ期造営時の整地層からの出土（第6次調査分）である。2の凹部に僅かに銅粉が認められ，銅製輪鐙の鋳型であると推定される。

3セットもある鐙鋳型

釘隠し鋳型（11）　西面回廊南端の西方段落ち出土品で，輪鐙と同じく回廊南西隅工房で使用されたものであろう。土製凹型で，出来上がる製品の直径は9cm，高さ1.4cmとなる。蔵司前面（第65-2次調査）(九歴1980）の工房に伴う釘隠し鋳型とは直径は近似するが，深さや断面形状が異なる。蔵司前面例は11世紀前後の工房とされており，本例の方が古いものであり，時期差を示すものか。或いは本例は高さが低いため，雲珠等の他種である可能性も強い。

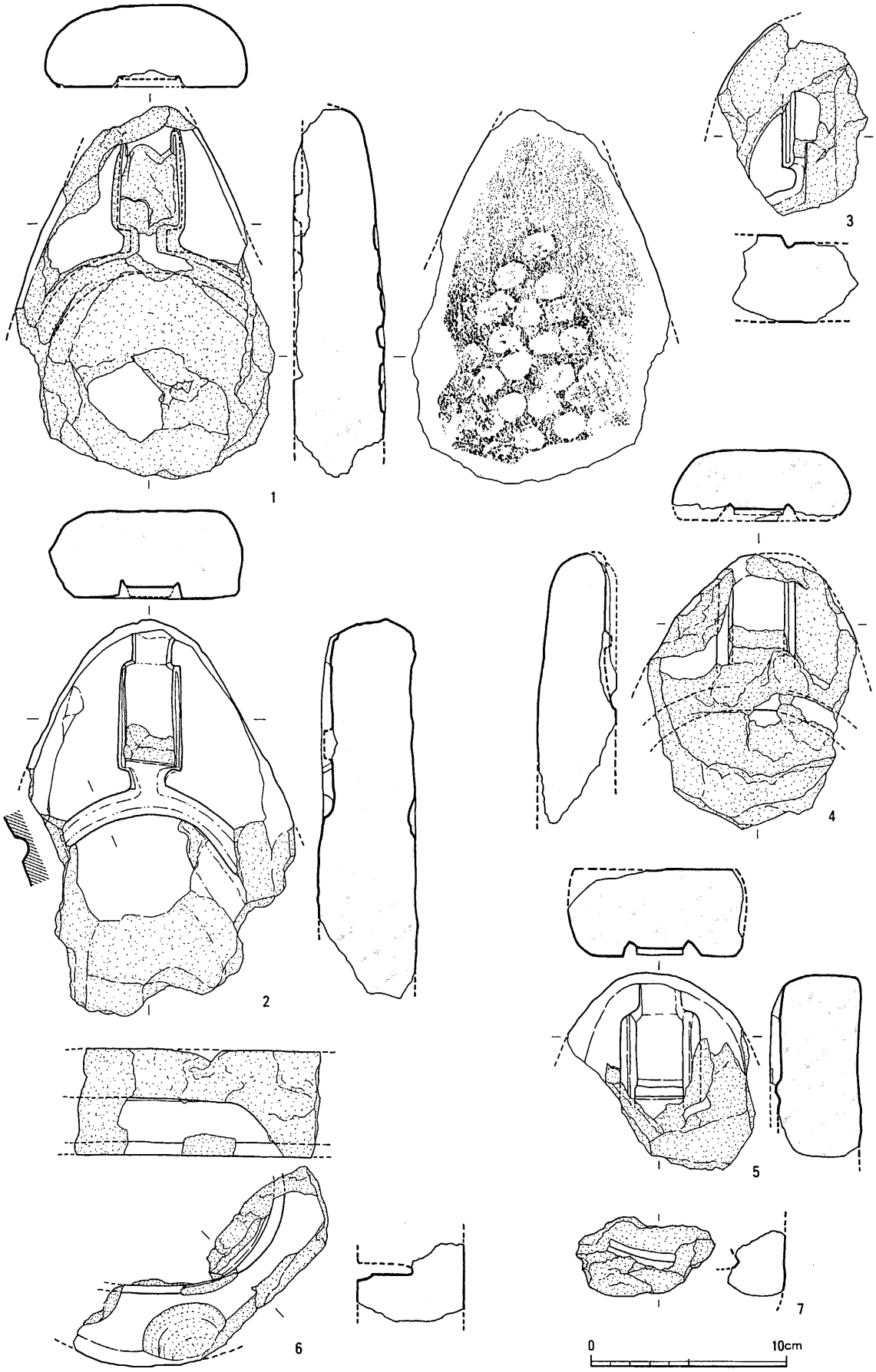


Fig.222　鋳型実測図 (1/3)

不明鋳型（10）　北東隅の掘立柱建物ＳＢ500a（第26次調査）の柱穴内出土品で，層序的には奈良期及びそれ以前のものとなる。一辺７㎝の小型の隅丸正方形鋳型で，円柱状の軸に相輪状の突起が２つ付く形態の製品となる。輪部の直径3.9㎝（軸部直径2.3㎝）で，図上端が湯口となり，図下端側は細まりつつあり，截頭円錐形となりそうだ。裏面には明瞭なヘラ沈線による「七」の字が刻まれ，この製品が７番目の部分となるものなのか，鋳型そのものの整理番号なのか，製作者名なのか明確にできない。笵面の図の右側面と下側面（図中矢印）には縦に細く深くヘラで一直線に施した鋳型合わせ目印が認められる。この鋳型から作られる製品は，細頸瓶の蓋，小型滑車等々想像はできるが明確ではない。

「七」の刻字の意味は？

鋳型合わせ目印２箇所

坩堝・取瓶（Fig.223-12～18，PL.122）

ガラス用坩堝（12・13）　12は後面築地中央付近（第41次調査）の政庁Ⅲ期造営時整地層出土品で，口径13.5㎝，器高６㎝の浅めの類である。内面は暗赤褐色のガラス質成分が全面に付着しており，外面にまで垂れている。口縁内面直下にこの付着物が厚く断面三角形に突出して巡るが，これはこの高さまで融解物があった状態で冷えて固まったものかと推定される。13は下半部の小片で全形が不明だが，内面に濃茶褐色のガラス質付着物が全面にみられ，外面にも小豆色の付着物がまだらにみられる。小型品で深めの形状となりそうで，奈良県飛鳥池工房址出土の砲弾形小型類のガラス坩堝に近い器形になるかもしれない。前面築地西端部（第６次調査）政庁Ⅲ期造営期の整地層出土品。

赤いガラスも作った

銅用坩堝・取瓶（14～18）　ここでは銅が付着した明らかな銅製品鋳造に用いられたものと，ガラス・銅用の区別がつかないものも含めて報告する。14・15・18は後面築地東半（第26次調査）出土品で，16は南面回廊西端と前面築地との中間（第６次調査）で，政庁Ⅲ期造営時整地層出土品。17は同じく第６次調査で，南面回廊南側雨落溝（ＳＤ066）出土品。14は口縁外面にしっかりした凹線を巡らす。15は黒色の滓が内面全面に付着し，一部に緑錆が認められ，銅鋳造に用いられたものと判る。外面はわりと丁寧にナデており，他と異なり手捏ね的ではない。16は口径13.4㎝，器高5.8㎝で，口縁一箇所に注ぎ口を設ける。17は在りあわせの粘土をかき集めて作った感じで，スサ・籾（６×2.5㎜）・炭片等を多く含み，作りが極めて雑で凹凸が著しいため，鋳型ではなく坩堝蓋と考えた。天井外面に撮部が付くのかもしれない。18は口径28㎝に復原できる大型品で，口縁内端が突出し，湯こぼれや冷えを防ぐ工夫がなされている。

籾を胎土に含む坩堝蓋

なお，以上に関連して，北面築地東半の上層（第26次調査）から銅滓が出土している。（Fig.232-6）これは炉底もしくは坩堝底に残ったものが剝げたものとみられ，上面縁辺には炉壁か坩堝体部が付着している。

鞴羽口（Fig.223-19～22，PL.122）

送風孔の大小によって３類に分けられる。孔径2.3㎝の細身類（20・22）は，外面を面取りするものとしないものとに分けられる。孔径3.2㎝の太身類（19）は外面を面取りする。孔径４㎝程の太身類（21）も外面を面取りする。これらはいずれも先端側は高熱を受けて灰～青灰色に硬化している。この他に図示していないが，第６次調査出土小片で羽口先端内面に緑錆が付着しているもの（外面面取り，孔径2.3㎝類）があり，図示したものの多くは鋳銅に関わるものと考えてよかろう。因みに，政庁前面域のＳＸ2480（７世紀第３四半期）からは外面を面取りして孔径の小さいものが出土しており，更に同地区のＳＸ2480を切るＳＤ2340（８世紀前半～中頃）

面取り小孔径が古いか

からは面取りして孔径の大きいものが出土している。19は外濠内（第２次調査）出土，20は後面築地中央内側（第41次調査）出土，21は後面東築地北端の東方17ｍの地点（第26次調査）出土，22は西脇殿基壇上面（第30次調査）出土品で，各々政庁南北両端にまで散在している。

政庁全域一時工房化？

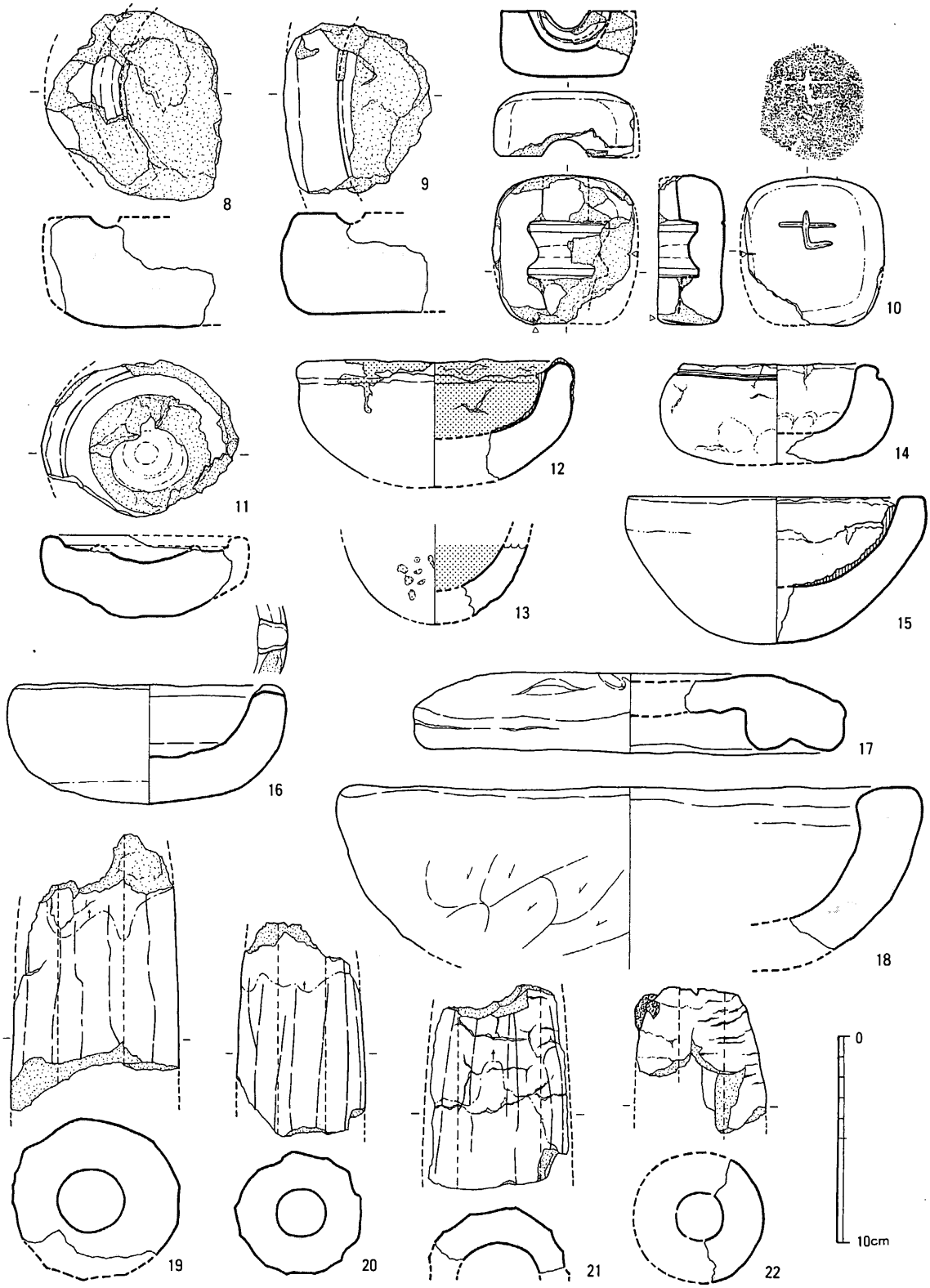


Fig.223　鋳型・坩堝・取瓶・鞴羽口実測図（1/3）

5）土製品等（Fig.224，PL.122・123）

ここでは，他節に含まれない各時代の各種土製品，土器片転用品，瓦片転用品，布製品，ガラス丸玉等をまとめて報告する。

土錘（1～14）　1～10は回廊南西隅の南側の政庁Ⅲ期整地層（第6次調査）からまとまって出土した12個のうち図示し得る10点である。うち1～3のような細身類が5点出土しており，平均長46㎜，平均最大径12㎜，平均孔径3㎜，平均重量4.7gとなる。紡錘形のもの（4～10）7点は，平均長41㎜，平均最大径19㎜，平均孔径4㎜，平均重量11gとなる。以上の他に，11は長い類で1～10と同じ地区だがピット中から出土しており，重さ20g。12は外溝（第2次調査）出土品。13は東面回廊北端の東方（第15次調査）出土品で，焼成須恵質で重さ36g。14は後面東築地北端近辺（第26次調査）出土の大型品で孔径も大きく，重さ30g。

政庁から漁網錘

土製模造品（15～23）　いずれも5～6世紀のもので，整地層や各遺構に混入したものである。15と23が中門・南門付近（第1次調査）出土品で，18～21が回廊南西隅付近（第6次調査）出土品，16が北面回廊東端近く（第15次調査）出土品，22が後面築地東半の内側（第26次調査）出土品，17が西脇殿の西外側（第30次調査）出土品であり，政庁全面域から出土していることになり，この土地が古墳時代中頃以降の集落として利用され，各住居単位～小グループ単位の日常祭祀が行われたことが判る。20～22はやや大きくて5世紀後半代前後のもの，17・18は最小段階となる小型類で6世紀後半代のもの。以上いずれも土師質焼成。

5・6Cに集落ありき

紡錘車（24～26）　24は土師器杯底部片の転用品で，図示した面が底外面にあたり，ヘラ切り後に板状圧痕が残る。北面回廊東半部の南方瓦群中（第15次調査）出土品で，孔は両面から穿孔する。25は径4.2㎝，厚さ2.3㎝，重さ44gで，回廊南西隅の南方瓦溜り（第6次調査）出土品。上面のみ灰黒色で，焼成は瓦質に近く，瓦窯で灼かれたものか。26は瓦片転用品で，孔は片面側からの穿孔で，中央ではなく片側に寄っている。正殿基壇上の溝状遺構（第180次調査）出土品。

政庁で糸紡ぎ

土製円盤（27～29）　いずれも平瓦片を整形して，周縁を磨いた転用品である。27・28は縄目，29は格子目瓦である。27・28はともに後面築地北東隅付近（第26次調査）出土品で，28は軟質だが，27は須恵質に近く，凹面も中央部を残して磨いている。側面・裏面をわりと丁寧に磨いており，通有の所謂メンコ形土器片等とは趣きが異なり，瓦片転用の紡錘車を作ろうとした未製品の可能性も考えられる。29は正殿基壇前面暗灰色土層中（第180次調査）よりの出土品で，周縁は打ち欠いたままである。

角棒状品（30）　平瓦の側面際片の右側面と上下端を丁寧に打ち欠いて角棒状としたもの。左側面は截面そのもので，凸面には「賀茂瓦」左字（叩打痕文字瓦の903C類）の叩きが観察される。北東隅の建物SB500上面（第26次調査）出土品で，形状から見れば算木に近いが，何に使用されたものか明確にできない。

布紐（31）　全体に赤茶色をしていることから，綿布を巻き込んでから捩って紐とし，赤漆で固めたものかと思われる。上端方向で交叉すると推定され，服飾か器具の装飾の一部に使われたものか。外溝（第2次調査）出土品で時期は不明。

ガラス丸玉（32）　水色の精美なつくりで，径6㎜，厚さ4.5㎜，孔径1.25㎜。後面東築地北端の上面撹乱層（第26次調査）出土品で，時期は不明。

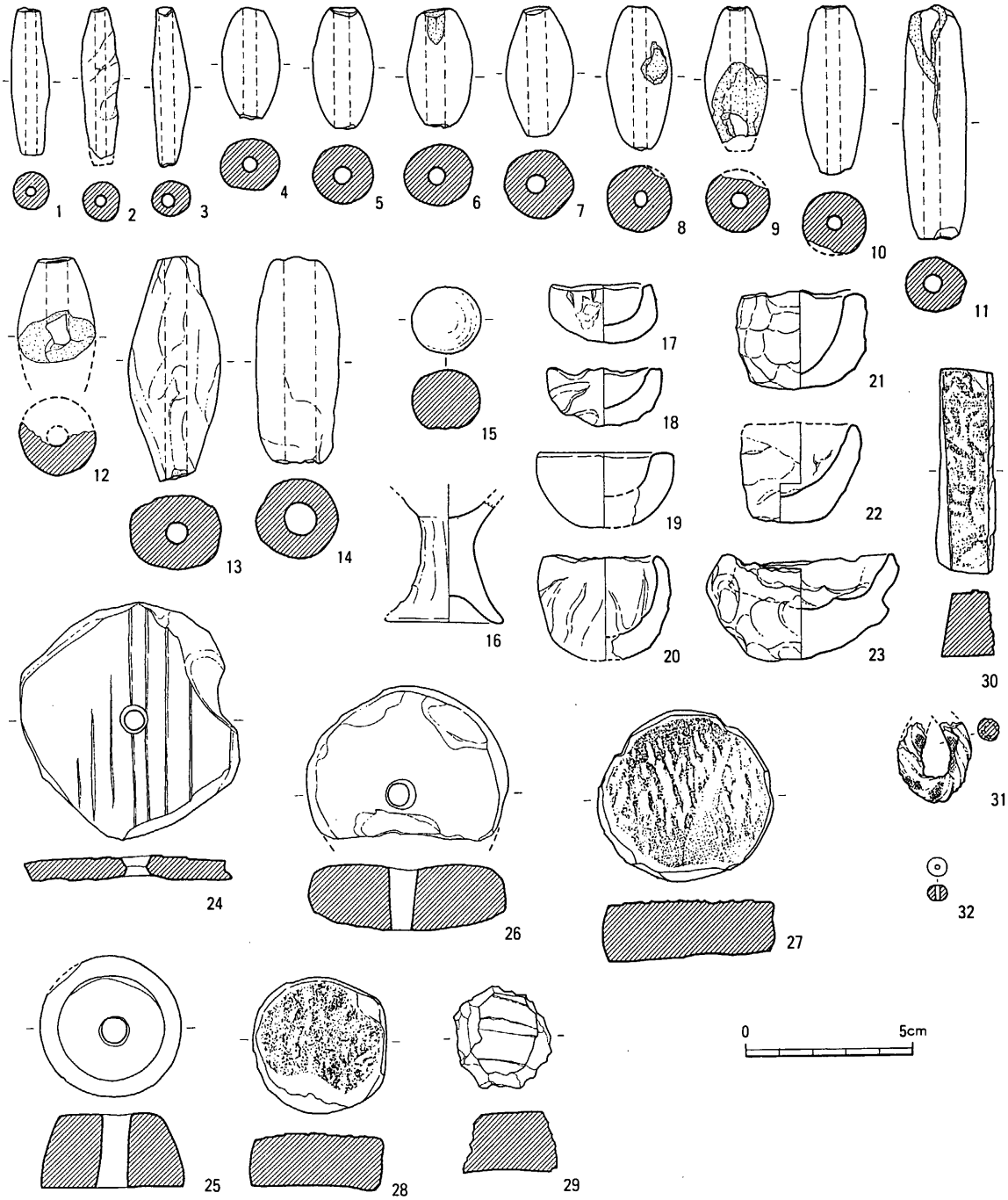


Fig.224　土製品・ガラス小玉等実測図（1/2）

6）石製品

旧石器～縄文時代草創期

1は剥片尖頭器で，先端部と基部を欠損している。素材背面に礫面を残す。また先端左側縁には調整加工が認められる。両端の欠損面は古い。また，断面の観察から基部の折れは背面からの力が加わったことが判る。ナイフ形石器文化後半，ＡＴ降灰後に位置づけられる。2は縦長剥片素材のスクレイパーで，端部から側縁部にかけて刃部加工がある。サヌカイト製。礫打面だが，背面の観察から連続的な縦長剥片剥離技術の所産によることが判る。縄文草創期の可能性が高い。3は右側縁を大きく欠損するエンドスクレイパーで，黒曜石製。4は端部と左側端に樋状剥離の入るグレイバー（彫器）である。黒曜石製。5の細石刃は，胴部以下を欠損する。打面は一部つぶれている。6の剥片の原石材は，黒曜石の円礫である。細石刃核打面のスポールの可能性がある。7～9は微細剥離を有する剥片である。7と9の剥離角は，ほぼ等しい。10は無調整打面の剥片で，珪質頁岩製。11の石核は黒曜石製で，風化が進んでいる。幅広剥片剥離を行っているが，打面調整については，ガジリのため不明。

縄文早期以降の石器

12は上下両端を欠損する尖頭器で，サヌカイト製。13・14の石鏃は基部の抉りが大きい鍬形鏃である。15は先端部欠損後，製作を放棄した石鏃の未製品である。胴部は厚い。16は先端部を意識した押圧剥離を行っていることから，石鏃の未製品であろう。17～21は石匙である。17は横長剥素材で，両端を尖頭器状に加工している。縄文早期に一般的に見られる形態である。18も横長剥片を素材とする。下端部の風化が異なることから，刃部を一部再加工している可能性が高い。19は礫打面を加撃し剥離された幅広剥片を素材としている。刃部加工は一部側縁に行っている。20の右端は，古い時期の折れである。21は黒曜石製で，右側縁のノッチは強い。22～24はスクレイパーである。22は剥片の両側縁から端部に刃部加工している。23は折断された剥片の側縁に刃部加工している。サヌカイト製で風化は進んでいない。24は厚手のサヌカイト製素材の一部に面調整を行い，両側縁を刃部加工している。特に左側縁の加工は入念で，裏面は礫面である。25～27は微細剥離を有する剥片である。25はサヌカイト製の縦長剥片を素材とするが，背面の剥離面構成は他方向からなる。28・29は石核である。28は珪質頁岩製の角礫を原石材とし，下端からの加撃により表裏両面で素材剥離を行っている。さらに，その剥離面を打面として剥片剥離を行っている。29は黒曜石製である。風化面は大きく二つある。このうち，最も新しい剥片剥離が行われたのは転回図右の面で，幅広剥片や縦長状の剥片剥離を行っている。

弥生時代以降

30～33は石鍋である。30の口縁端部は丸みを持つ。31も口縁部片と考えられるが，外面に煤などは付着していない。割れ面は擦れて丸みを持ち，転用されたと考えられる。32・33は底部片。32は割面を含む全面に火を受けている。34～37は石鍋の転用品である。34は全体を打欠いて穿孔している。孔に対応する面端部は少し抉られており，孔に紐を通して使用されたと考えられる。35は紅差しか。底面には煤が付着している。36は内面に方形の段を持たせて削り込んでいる。37は底部片の転用品。割れ面部分を削り，抉りを入れている。38は片岩製の錘で，下半を欠損している。39は片岩製の条溝砥石で，大きく2箇所溝が彫り込まれている。端部も丸

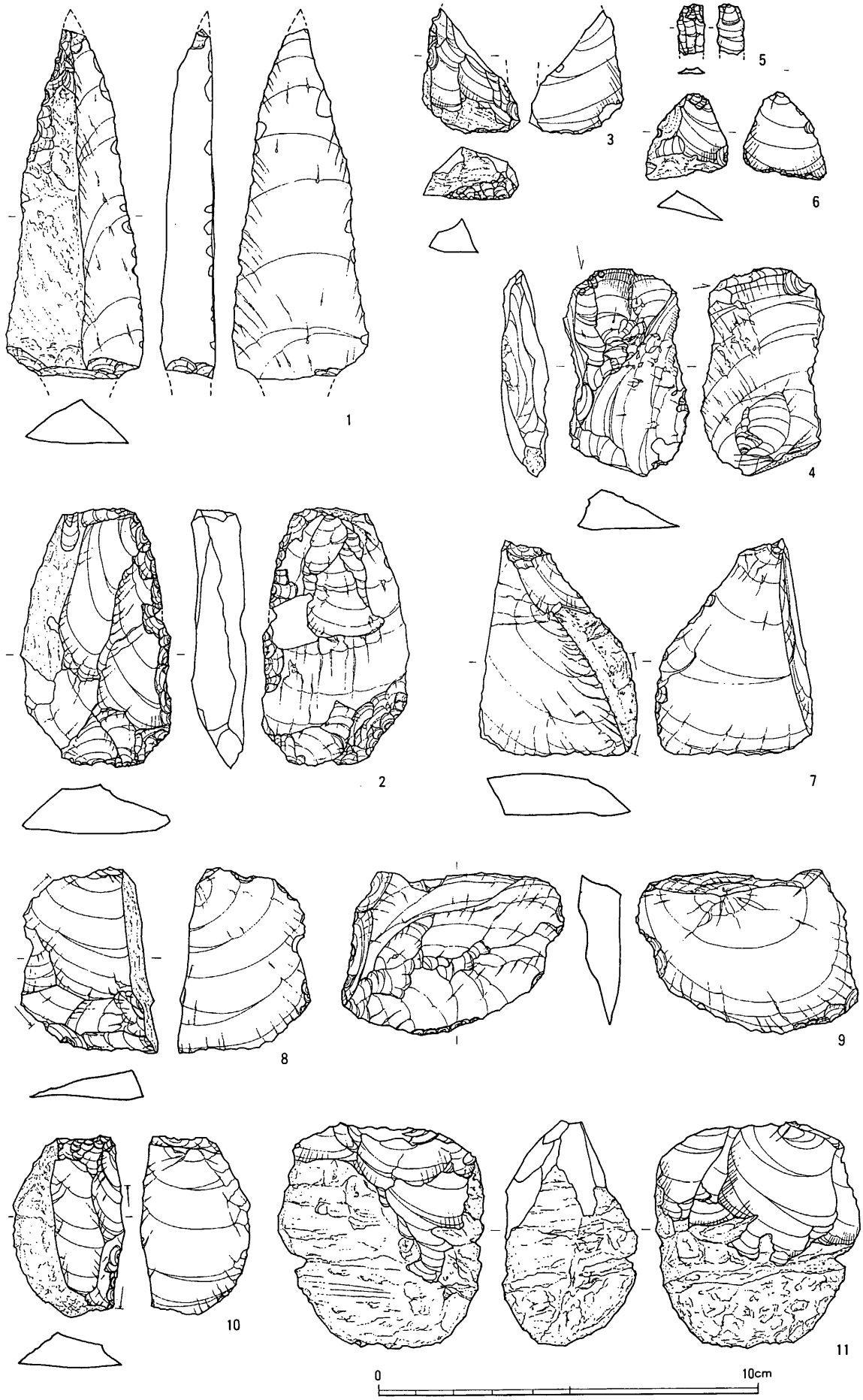


Fig.225　石器・石製品実測図（1）（2/3）

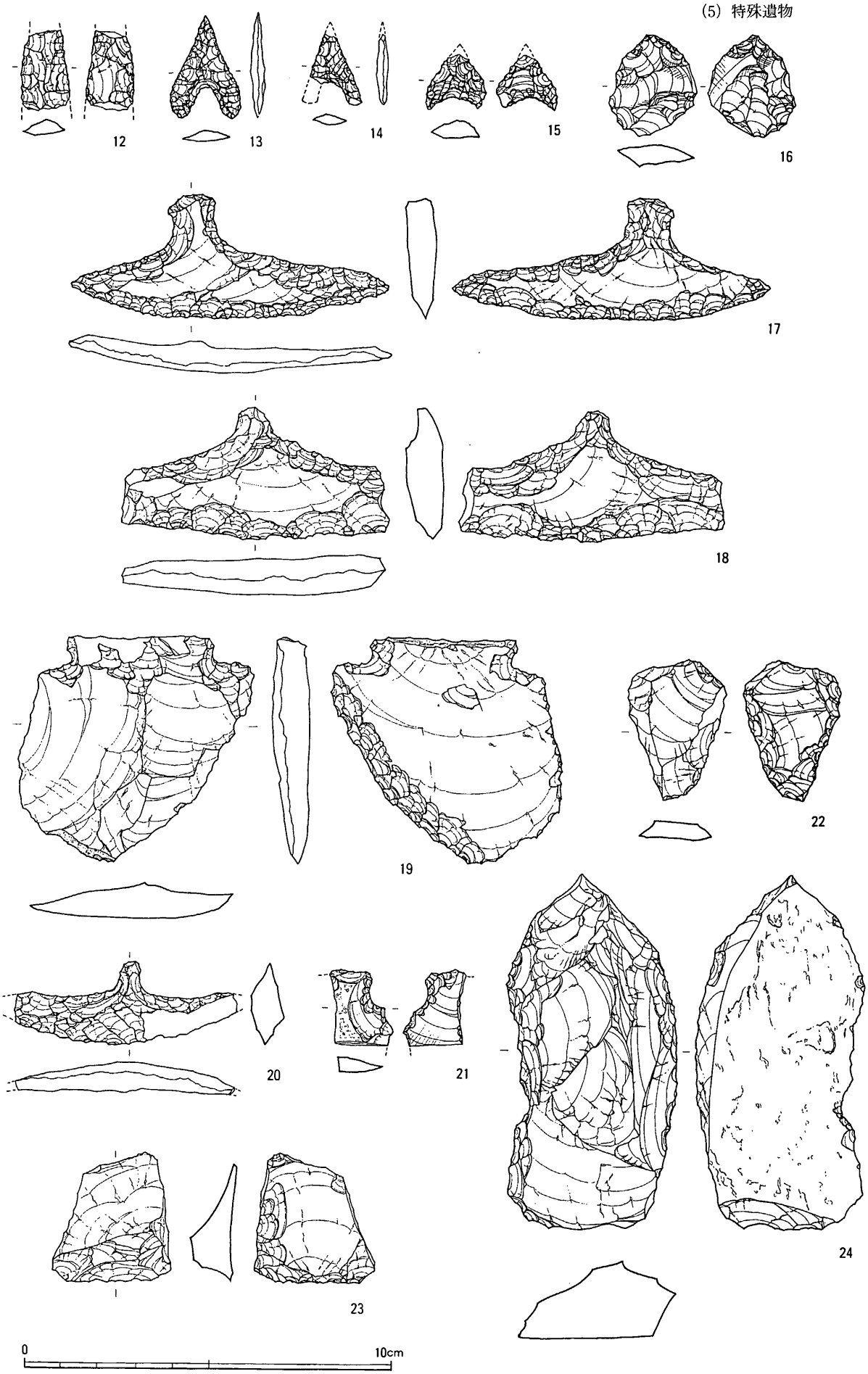


Fig.226 石器・石製品実測図 (2) (2/3)

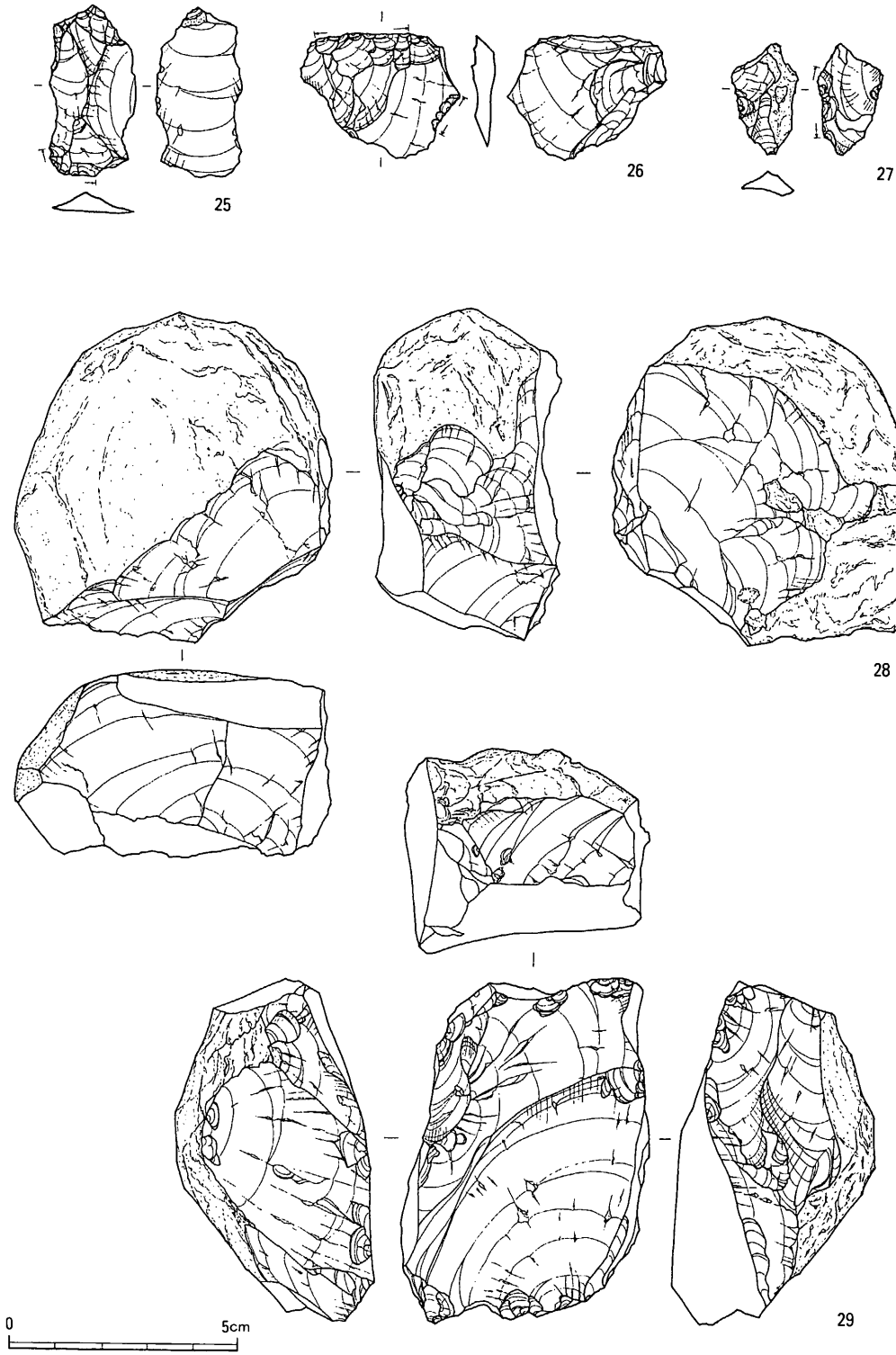


Fig.227　石器・石製品実測図（3）（2/3）

みを持って擦れており，使用されたことが判る。40は粘板岩製で，装飾を施した硯片。41は滑石製の子持ち勾玉。42は弥生時代後期の銅鉾袋部分鋳型片を転用して，上面に丸玉用鋳型をつくったものである。中央には孔作製用の軸受け小穴がある。裏面の鉾鋳型は合わせ面が擦られており旧状を正確に復原できない。受熱の痕跡は僅かである。長石石英斑岩製。43も長石石英斑岩製で，やはり丸玉鋳型であろう。44～49は砥石である。44は砥面全体が丸みを持ち，割れ

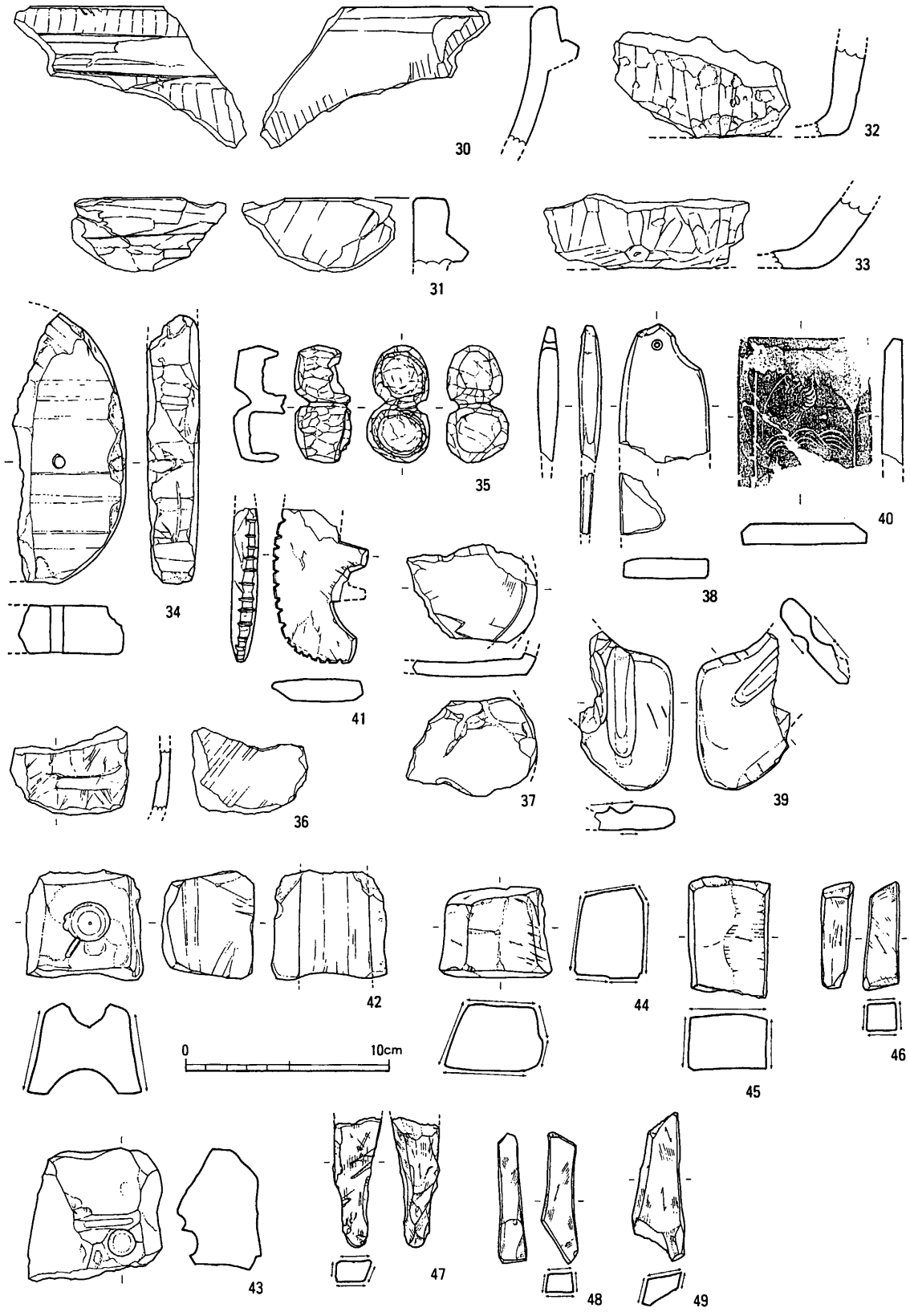


Fig.228　石器・石製品実測図（4）（1/3）

面も擦れていることから手持ち砥石と考えられる。砂岩製。45は砂岩製で，114.6ｇを測る。46は下面を除き全て砥面がある。47～49は粘板岩製で，使用度が高い。

Tab.18　石器・石製品観察表

No.	器　種	石　質	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重さ(g)
1	剝片尖頭器	サヌカイト	〈9.2〉	3.60	1.45	38.2
2	スクレイパー	サヌカイト	6.80	3.90	1.45	43.4
3	エンドスクレイパー	黒曜石	3.20	2.50	1.40	8.6
4	グレイパー	黒曜石	〈5.5〉	3.30	1.25	20.4
5	細石刃	黒曜石	1.30	0.70	0.25	0.1
6	スポール	黒曜石	2.30	2.20	0.90	2.7
7	微細剝離を有する剝片	サヌカイト	5.70	4.15	1.30	28.0
8	〃	サヌカイト	5.90	3.60	1.20	15.6
9	〃	サヌカイト	4.20	5.85	1.10	29.3
10	〃	珪質頁岩	4.75	2.90	1.10	15.3
11	石核	黒曜石	5.90	5.40	3.65	101.3
12	尖頭器	サヌカイト	2.20	1.30	0.45	1.6
13	石鏃	チャート	2.85	1.90	0.40	1.5
14	〃	黒曜石	〈1.9〉	〈1.45〉	0.35	0.5
15	石鏃未製品	黒曜石				1.0
16	〃	黒曜石				3.9
17	石匙	サヌカイト	3.40	8.65	1.10	15.3
18	〃	サヌカイト	〈3.6〉	〈7.25〉	〈1.15〉	24.8
19	〃	サヌカイト	6.20	6.40	1.10	38.7
20	〃	サヌカイト	2.30	〈6.0〉	0.90	7.8
21	〃	黒曜石				1.6
22	スクレイパー	サヌカイト	3.85	2.70	0.70	6.9
23	〃	サヌカイト	3.55	3.20	1.50	12.8
24	〃	サヌカイト	9.70	4.60	2.30	127.4
25	微細剝離を有する剝片	サヌカイト	3.75	1.90	0.55	3.5
26	〃	サヌカイト				5.7
27	〃	黒曜石	2.45	1.40	0.60	1.5
28	石核	珪質頁岩	7.25	6.9	4.1	254.2
29	〃	黒曜石	7.60	5.4	4.45	194.5
30	石鍋	滑石				155.7
31	〃	滑石				98.2
32	〃	滑石				189.0
33	〃	滑石				101.5
34	石鍋転用品	滑石	13.20	5.60	2.60	312.2
35	〃（紐注？）	滑石	5.80	3.05	2.20	48.0
36	〃	滑石				30.7
37	〃	滑石				42.9
38	錘	片岩				47.8
39	条溝砥石	片岩				62.0
40	砚	粘版岩				99.7
41	子持勾玉	滑石	4.70	〈7.45〉	〈1.15〉	61.3
42	丸玉鋳型（裏面は銅鉾鋳型）	長石石英斑岩				165.4
43	丸玉鋳型	長石石英斑岩				202.9
44	砥石	砂岩				127.3
45	〃	砂岩				114.6
46	〃	砂岩				23.4
47	〃	粘板岩				19.3
48	〃	粘板岩				18.3
49	〃	粘板岩				30.3

7）挂甲（Fig.229～231，Tab.19，PL.127）

小鉄板を紐で繋いだ鎧

回廊南西隅の南方（第6次調査）の政庁Ⅲ期整地層から鉄札多量が出土した。挂甲等の形状を留めたまとまった状態ではなく，6～7m範囲内に散乱した状況で出土した。挿図に見る如く，最大10余枚が錆着したブロックがかなり認められ，それらは横方向に綴った状態のもの（3～5・13・14・16・17・19）が残ることから，挂甲として組み上がっていた製品がばらけて埋没したものであって，鉄札そのものの生産過程途中での集積ではないことが理解される。

壊れた鎧を捨てた

鉄札の種類は，繊孔の個数，幅，頭部の形状，屈曲の有無，綴孔・下搦孔・覆輪孔の数と配置，長さ，裏面側への捻返しの有無等の順で優先的に判断・分類される。本例では近年の挂甲研究で清水和明氏等が最も重要視する繊孔の配列については，錆着の強固さによって明確に出来ない鉄札が大部分であった。よって，図の各種孔は明確なもの，及び，ほぼ確実に推定できる痕跡が認められるもののみを図示している。繊孔の数と配列を見てみると，最も量の多いB

類（Tab.19における幅と長さ・頭部形状を主とした分類。以下同じ。）では挿図の1・4・5から勘案して繊孔一列3個類と判断される。A類の細身類は19からみて繊孔二列4－2個の可能性が高い。B類より幅がやや広くて長さの長いD類は7からみてB類と同じ繊孔一列3個類となる可能性がある。円頭で幅が2.5cmのE類は8からみて繊孔二列類となろう。円頭で幅が広いF類は21・22からみると繊孔二列4－2個の可能性も考えられるが，23をみると繊孔一列の可能性も残る。

繊し紐を通す穴の配列で時代変遷

鉄札の幅と長さについてはTab.19に分類した如く大小ある。ただ，幅の異なる札が綴られた可能性のあるものがあり気になる。12はA類とD類が錆着し，17では3枚錆着のうち上下2枚はA類の細身で間に挟まった1枚がB類である。これは最も長く残る1枚が「く」の字に曲がりそうで腰札となりそうだが，最も短く残る1枚の頭部が明らかな片剝ぎ状となるため，幅の広い類を中位に組み込んだ細長い札の組み合わせであることからみて，篠籠手等の可能性が高いと考えられる。

頭部の形状はA類とE類がきれいな円頭類（19・8）で，F類が円頭に近い扁円頭類，B類とC・D類が低い扁円頭類と，幅によって統一されている。基部両角の処理は，F類の一部（20・21）が角ばったままである以外は，すべて両角を各々斜めに断ち切った多角形状をなす。

基部端の下搦孔・覆輪孔の数で特徴がみとめられる。最多量を占めるB類の札ではすべて2孔であるのに対し，細身のA類（19）やE類（9）・F類（20）の中には3孔のものが認められ，この点からも異種挂甲の混在が想定できる。

繊紐痕跡は殆ど不明だが，図示したもののうち4・5・13の中央一列部分のものは繊紐痕跡の可能性が高い。13は紐痕方向からみて，竪上第一段のものと考えられる。3の裏面横方向のものはワラの付着と思われる。綴紐痕は5と14・16のものが可能性がある。

鉄札裏面には絹目状の布痕が多く認められ（5・13・14），表面（3・11・13）にも付着している。このうち3のものは絹が3層に重なっている。また，4の裏面にはワラもしくは木質痕とみられるものが広く付着している。以上のことから，内側に絹布等で作られた，ワタガミから連続した内装が一体化した挂甲であったことが考えられる。

絹布が内側に付いた鎧

鉄札の側縁が裏面側へわずかに捻返されたものが殆んどであるが，9と21では観察されない。また，屈曲を持つ腰札・草摺裾札（15～24）は，幅・屈折の位置・下半の屈折の有無等からみて，最低4種類が存在することがわかる。24は草摺裾札と考えられるが，他の腰札類のように下半に明確な屈折を持たずゆるやかに伸びる類が主流をなすことからみると，天地逆になる可能性もある。

以上の検討とTab.19の出土量等をまとめてみると，本例は腰札を持つことから裲襠式挂甲ではなく胴丸式挂甲であり，胴丸部分だけでなく篠籠手も含まれている可能性がある。胴丸式挂甲は複数の個体が混在しており，それは鉄札の繊孔配列からみて少なくとも2種，鉄札幅からみて最低4種，腰札・草摺裾札の分類上でも4種が認められることから判断される。また，出土量からみて全体の半分強を占めるB類の札は繊孔一列3個の類に統一されており，古墳時代以降出土の推定200領ほどとされる胴丸式挂甲の中でも，飛鳥寺塔心礎発見のもの（奈文研1958，清水和明1993）に最も近似する。飛鳥寺例では幅2.1～2.3cm，長さ9cmの札が竪上に用いられ，幅は同種のものが下方まで用いられており，これも本政庁出土例B～D類と共通する。これは

4種類以上の鎧が混在

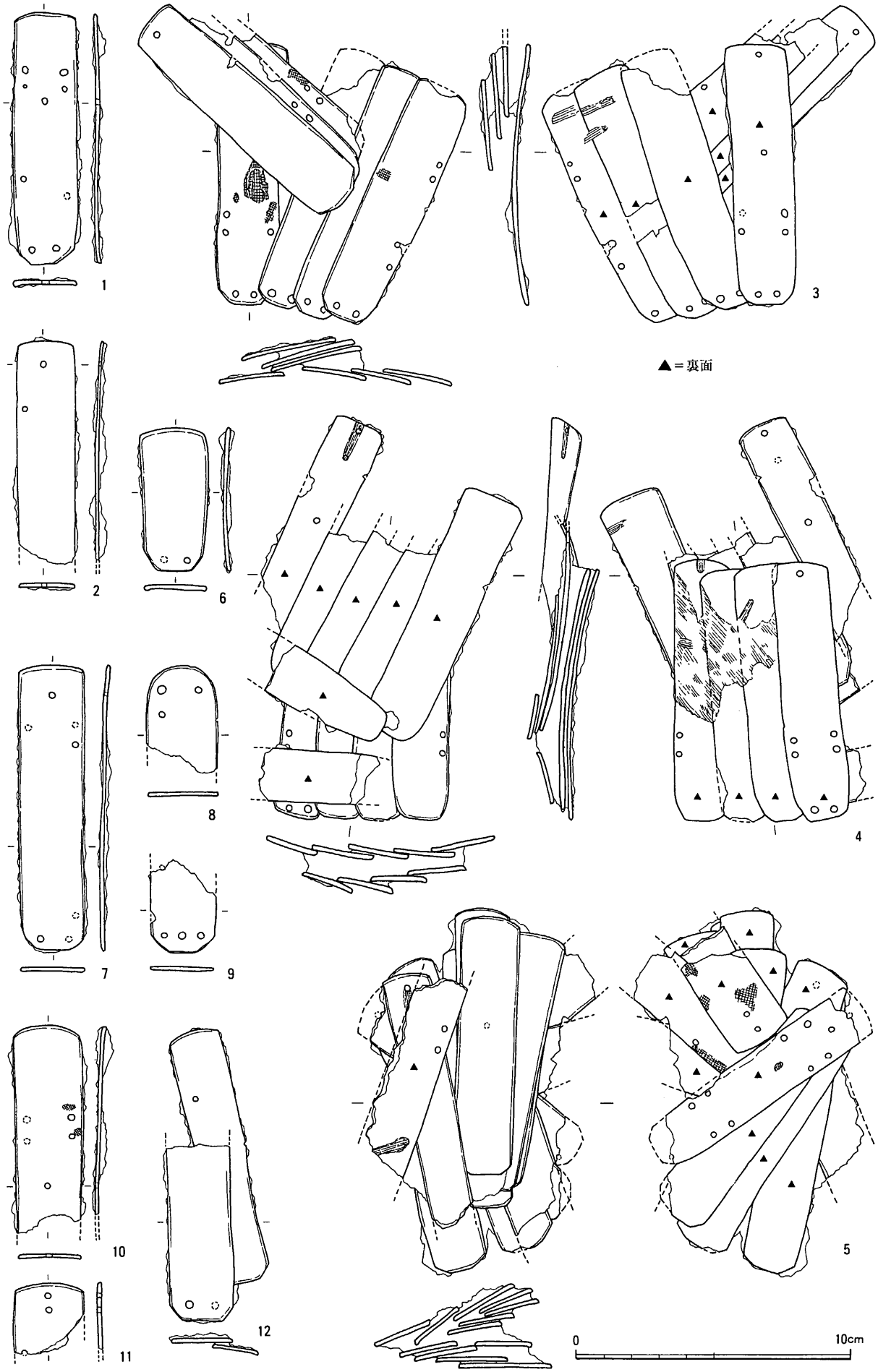


Fig.229　挂甲鉄札実測図（1）（1/2）

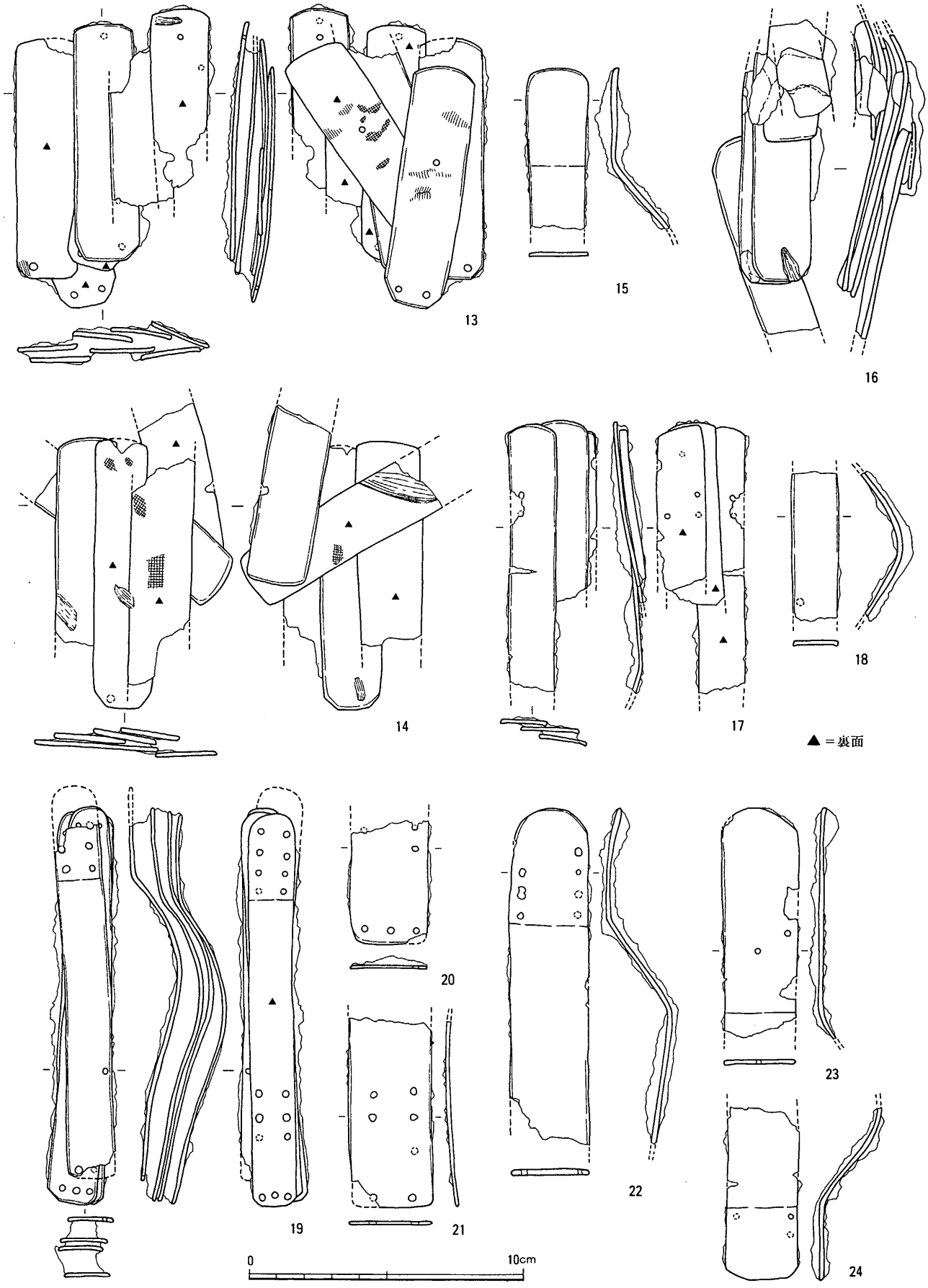


Fig.230　挂甲鉄札実測図（2）（1/2）

政庁内での出土ということで時代的にも納得される。ただ，より古い様相とされる札頭部が明らかな円頭状のもの等も出土しており，古い型式の挂甲もあわせて伝世的に使用されていた実情を窺わせる。純友の乱をも含めた何らかの事情で，複数のばらけてしまって使用に耐えなくなった挂甲がこの地点にて廃棄せられたものと推定される。

古い鎧を代々使用した

B類鉄札１枚が18gの重さであることから，出土全体総重量を18で割ると，腰札や大きさの違う他種札を無視して単純計算しても220枚分にしかならず，延喜式兵庫寮項に記される「挂甲一領札八百枚」とは程遠く，今回出土品は１領分にも到底及ばない量であることが判かり，上述の，ばらけてしまって使用に耐えない部分の寄せ集めであるという想定を裏付けている。

本例は政庁Ⅲ期造営時整地層のうちの第３層出土品ということで，整地層のうちではより古い段階のものであり，厳密に言えばⅢ期造営地業当初期を含めてそれ以前のものと言える。西暦で言えば10世紀後半及びそれ以前の年代が与えられるこの胴丸式挂甲は，今後の古代～中世武具研究に重要な評価を得ることとなろう。

胴丸式挂甲の最新段階として貴重

Tab.19　挂甲鉄札出土量一覧

類	札の幅 cm	図示例 No.	竪上・長側等札片	腰・草摺裾札片	計
A	1.6～1.8	17中の２枚 12中の１枚 18・19	長さ9.2cm １枚の重さ18ｇ　213片 (592g)	長さ14.3cm １枚の重さ25ｇ 繊孔二列4-2個か　26片 (214g)	239片 (806g)
B	2.0～2.2	１～５ 13～16 17中の１枚	長さ9.0cm １枚の重さ18ｇ 繊孔一列３個　277片 (1,773g)	31片 (296g)	308片 (2,069g)
C	短小類 2.0～2.3	6	長さ5.2cm １枚の重さ　１枚 (12g)		１枚 (12g)
D	2.2～2.5	７・９～11 12中の１枚	長さ10.3cm １枚の重さ25ｇ 繊孔一列３個か？　48片 (276g)	12片 (90g)	60片 (366g)
E	円頭類 2.5	8	繊孔二列類か？　11片 (70g)		11片 (70g)
F	2.8～3.3	20～24	20片 (171g)	繊孔一列３個か？ 繊孔二列の可能性のものもあり　12片 (127g)	32片 (298g)
			上記小計　570片 (2,894g)	上記小計　81片 (727g)	
幅不明				294片 (344g)	294片 (344g)
				総　計	945片 (3,955g)

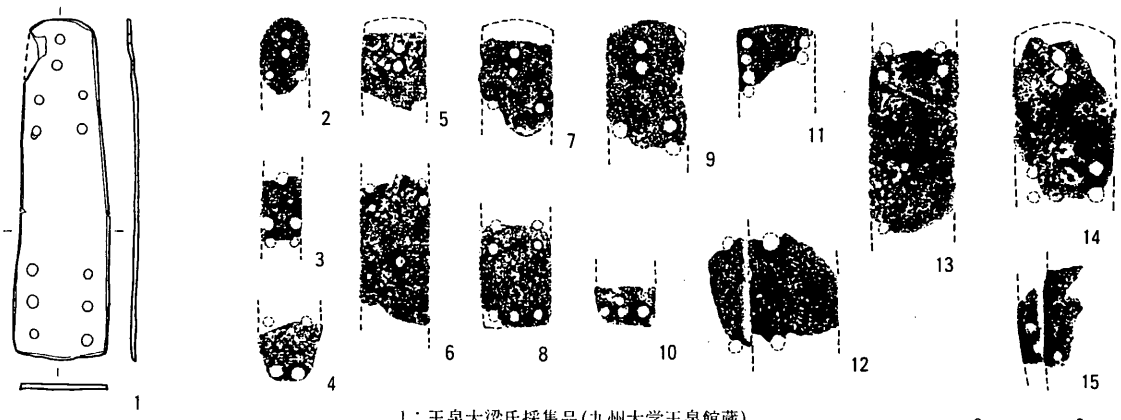
《参考　蔵司採集品》（Fig.231）　ここでは，上記政庁跡出土挂甲鉄札と関連して，政庁の西隣の丘陵に位置する蔵司地区から採集されたものをまとめて参考としたい。まず，中山平次郎博士が大正３年に採集されたもの（中山1914）を再検討してみたい。拓本のみの掲載であるので詳細は論じ得ないが，幅は1.1～1.3cm程の政庁例よりももっと細身のもの（２・３）を除けば，他は政庁例と同類と思われる。頭部は２の円頭類の他は政庁例と同じ扁円頭である。繊孔は政庁例のB類と同じ繊孔一列３個類と思われるもの（２・３・５～７・９・14）が多く，共通性が見出せる。基部の下搦・覆輪孔が３個並ぶもの（８・10）があり，８は政庁例B類と異なるが，10は政庁例A類と共通する。中山氏論文から察すると蔵司礎石建物付近での採集品であるらしく，錆を殆ど認めず，火熱を受けたものと推測されていて，鉄札のみのまだ綴じていない未製品とも考えられるが，２枚ずつが平行に錆着した12や15を見る限り，組み上がった挂甲製品が火災にあったものと理解できそうである。中山氏はこの論文中で，文献資料を有効に駆使され多方面へ論を展開されているが，これまでの出土考古資料でそれらを検証出来る状況は残念ながら未だ整っていない。

府の倉庫が焼けた

次に玉泉大梁教授が昭和8年9月に蔵司で採集されたもの（九州大学玉泉館蔵「玉泉館4104第9之70」）は，長さ8.9cm，幅1.8～2.5cmで，上端中軸線上に繊孔2個が認められる。大きさからみて政庁例のB類に近似するが，図に見るとおりに繊孔一列2個類であるとすると政庁例の繊孔一列3個類とは異種である。

以上の参考資料からみて，政庁例と共通するものが多く，文献史料で周知の如く，大宰府で多量の甲冑類を製作し管理していたことからも，政庁出土品も大宰府で製作されたものが多く含まれていることが考えられる。ただ，異種のものもいくつかあり，大宰府における武具の製作・修理・管理という大宰府の機能の問題に関わって，蔵司地区の発掘調査を期待した上での今後の課題としておきたい。

大宰府は武具を管理



1：玉泉大梁氏採集品（九州大学玉泉館蔵）
2～15：中山平次郎氏採集品（中山1914掲載図を改変）

Fig.231 鉄札参考資料（蔵司採集品）(1/2)

8）金属製品（Fig.232・233，PL.128・129）

ここでは挂甲鉄札を除いた各種鉄製品・金銅製品・銅製品・銅滓等を報告する。図示したものは各器種を一応網羅してはいるが，鉄器全体としては多量に出土しており，特に鉄釘は各調査区から数多く認められる。出土地点は回廊南西隅付近（第6次調査）と回廊北東隅付近（第15次調査）のものが圧倒的に多いが，政庁全面域にわたっている。器種は鉄釘や鉄斧等の木工具を中心として建物の造作に関る類や装飾付属品等が多く，官人の必需品とされる刀子や武器の類は意外と少ない。

刀子や武器は少ない

耳環（1～3） 1・2はいずれも銅地金貼りで，直径は各々2.1cm，2.6cmである。1は金が内側にめくれた状態で断面は楕円形。外湟（第2次調査）出土品。2は断面が円形に近く，中門の第2整地層（第1次調査）出土品。3は銅地のみの細身品。直径2.7cmで上端が開き，耳環ではなく，これのみ歴史時代の器財に用いられた装飾把手銅環の可能性が高い。正殿Bトレンチ Ⅲ期基壇積土中（第180次調査）出土品。

鐔（4） 錫分の少ない青銅に近い材質で，直径7.2～4.9cm，厚さ0.4cm。周縁の4個所を抉った四花形で，上下端は尖り気味。6方に中心から放射状隆線が施される。回廊南西隅と前面築地との間の政庁Ⅲ期整地層（第6次調査）から出土し，平安後半期とされる。回廊南西隅には鋳銅工房が検出されているが，そこの製品かどうかは確定できない。

中世に繋がる系統の鐔

銅製刀装具（５）　刀の鞘止め具で，径3.9×2.0cm，幅0.4cm。正殿ＳＢ010Ｂの地覆石前面の焼土層中（第180次調査）出土品。

銅滓（６）　後面築地東半の上層（第26次調査）出土品で，厚さ４㎜。裏面は付着物が多く凹凸が著しい。表面は青黒色の銅地そのもので，その縁辺には炉壁か坩堝の壁体が付着する。炉壁或いは坩堝の底に残ったものが剝げたものかと思われる。

鉄製刀装具（７）　刀の鞘止め具で，径3.0cm，幅0.8cm。正殿上層の近世以降の耕作土（第180次調査）出土品。

飾板（８・９）　８は西面回廊南端部（第６次調査）の政庁Ⅲ期整地層出土。厚さ４㎜の鉄板で縁は薄く尖り，鉄の鋲で留められている。９は風招状に図上復元してみたが，上端孔の周縁が厚く作られておらず，鉄板に穴をあけたままであり，鉄製飾板の可能性の方が強い。薄手で２㎜弱で，西面回廊南端西側の焼土中出土品で，政庁Ⅱ期の建物に伴う可能性が高い。

政庁を飾った金属製品

鉸具（10）　回廊南西隅に取り付く前面西築地の雨落溝ＳＤ067（第６次調査）から出土したもので，Ｔ字状の鉄製金具である。鉸具と思われ，官人の腰を飾った銙帯に使用されていたものか。

鉄鎌（11～14）　いずれも回廊南西隅南方の政庁Ⅲ期整地（第６次調査）の初期の層から出土したもので，Ⅲ期造営に使用された工具と考えられる。ただ，12・13は基部が巻き込んでいたりして柄を挿入するには疑問なこと，さらに刃部側が幅狭く細くなっていること等，通有の鎌とは全く異なり，柄を付けない手持ちの小型刃器もしくは特殊な他の用途の道具なのかもしれない。

鉄刀子（15・16）　15は両角関となる細身類で，南面回廊西端部（第６次調査）出土品で，幅1.1cm。16は回廊南西隅暗渠ＳＤ064Ａ（第６次調査）出土品で政庁Ⅱ期のもの。鋒先が丸く反りが認められる。

木簡を削る為の文房具

鉄鏃（17）　回廊南西隅の南側の瓦整地層（第６次調査）出土品で，鋒先が右へ曲がり，更に全体が反り曲がった形状となる。幅1.4cmの小型類。

鉄斧（18）　袋部断面がわりと角ばった長方形をなす鍛造品で，手斧的使用が考えられる。回廊南西隅の南方のⅢ期整地層（第６次調査）出土品で，全長6.7cmの小型品。

政庁を造った大工道具

鉄製不明工具（19～21）　19は北面回廊と東脇殿との中間地点（第15次調査）の，22の石突きと同じピット出土品。断面正方形で中位がふくらんだしっかりした作りで，小型鑿の可能性が一番高い。20は下半が屈曲した異類で，下端はまだ続くかどうか不明。断面が台形状で１面が丸みを持ち，しっかりした作りで，鉄柄手斧の柄や他の特殊な道具が考えられる。回廊南西隅の南側雨落ち溝ＳＤ066（第６次調査）出土品。21は幅1.4cm，厚さ4.5㎜の直線的な鉄製品で，小型カスガイ等が考えられる。後面築地東半の上層（第26次調査）出土品。

石突き（22）　袋部を持ち下端が尖る鉄製石突きで，目釘穴は不明。19と同じピット（第15次調査）出土品。袋内底部は推定図示。

鉄槍（23）　断面が不整七角形（上端は八角形的）となる鉄棒に鉄円環を上からはめ込んだもので，槍や鉾が考えられる。面取りの状況からみて鍛造品であろう。中門南側のＳＢ023の上層（第１次調査）出土品で時期は明確にできない。

鉄滓（24）　最大径11.4cm，重さ736ｇの重量感のある含鉄鉄滓で，後章の大澤正巳氏の分析供

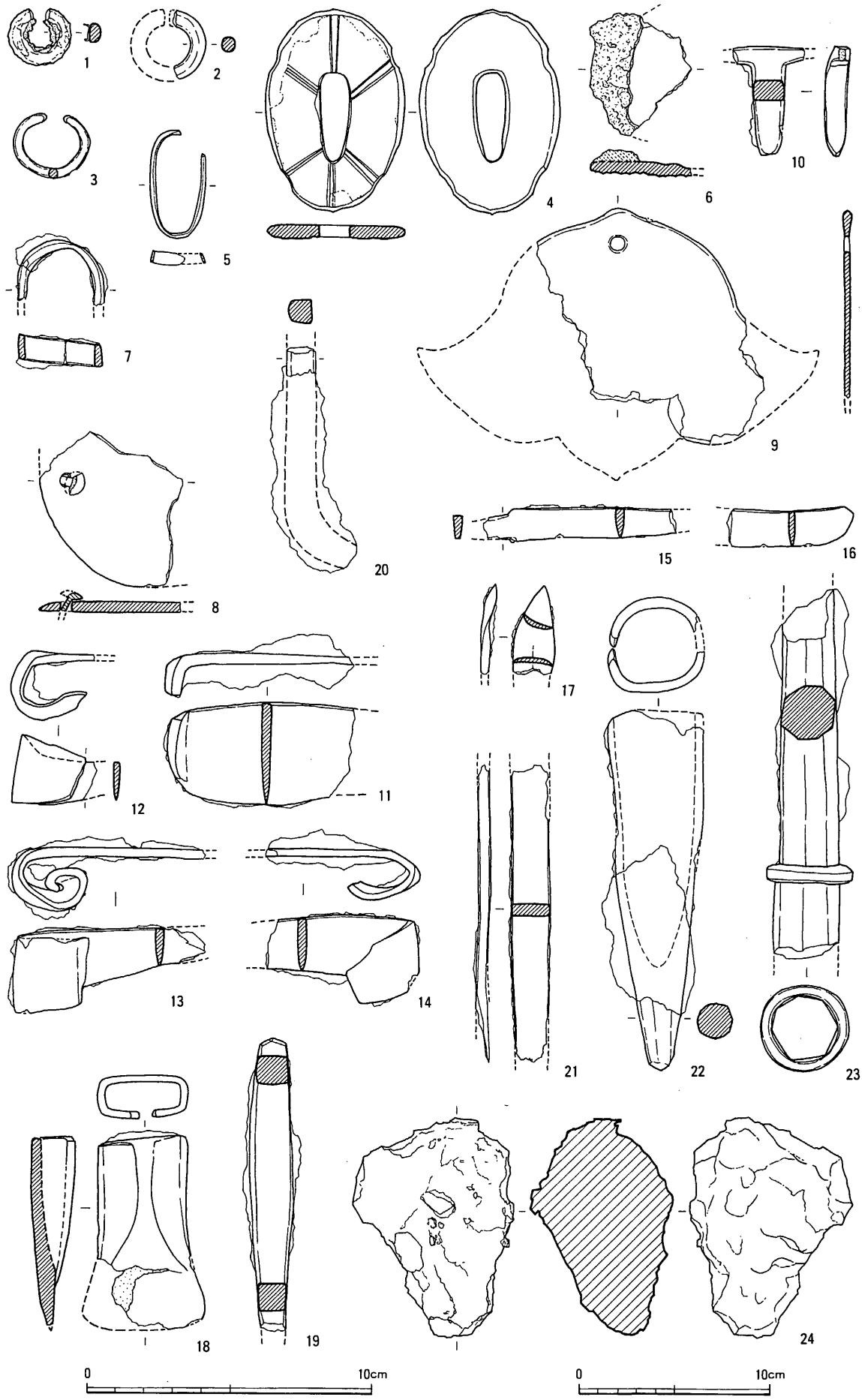


Fig.232　銅製品(1～6)・鉄製品等実測図（1/2，24のみ1/3）

試材となったものである。氏の調査所見では砂鉄系精錬鉄塊（銑鉄なりかけ）と結論付けられており，詳細はその項を参照されたい。正殿南東側のＳＸ135（第180次調査）上層出土品で，出土状態からみて，Ⅰ期のＳＢ122掘立柱建物と同時整地かそれ以前のものと判断される。至近に製鉄遺構があるのか，他所からの持ち込みなのかは明確でない。

釘は大量に出土した

鉄釘（Fig.233）　頭部を片方へ打ち曲げて突出させたものが大部分だが，14のように曲げないものや，17のように鍛造段階当初からきちんと作り出したものもみられる。長さ6.5～7.5㎝の小型類（１～５），９～12㎝前後の中型類（６～11），15～20㎝以内の大型類（12～16），頭部が大きく頑丈で20㎝を超えると思われる特大型類（17）等に分類できる。小型～中型類は通常の建物の建築時に，大型類は瓦釘や特殊な建築部位に用いられたものであろう。18は長さ4.1㎝の特小型だが，頭部の折り曲げも施されず，特殊な，室内の調度品等に用いられた類と思われる。稀少例である。特大型類は大宰府式鬼瓦ⅠＡ類（孔部での厚さ11㎝）か，Ⅱ類の鼻の付け根の穴に用いられたものであろう。出土地点は１・４～６・10・12・15が第６次調査，２・３・７～９・11・14・16が第15次調査，13が第26次調査。18は正殿ＳＢ010Ｂ地覆前面の焼土層上面（第180次調査）出土品。17は第30次調査の西面回廊中程の回廊上凹みから出土しており，西脇殿ＳＢ550の鬼瓦を留めた可能性が考えられる。

鬼瓦を留めたでかい釘

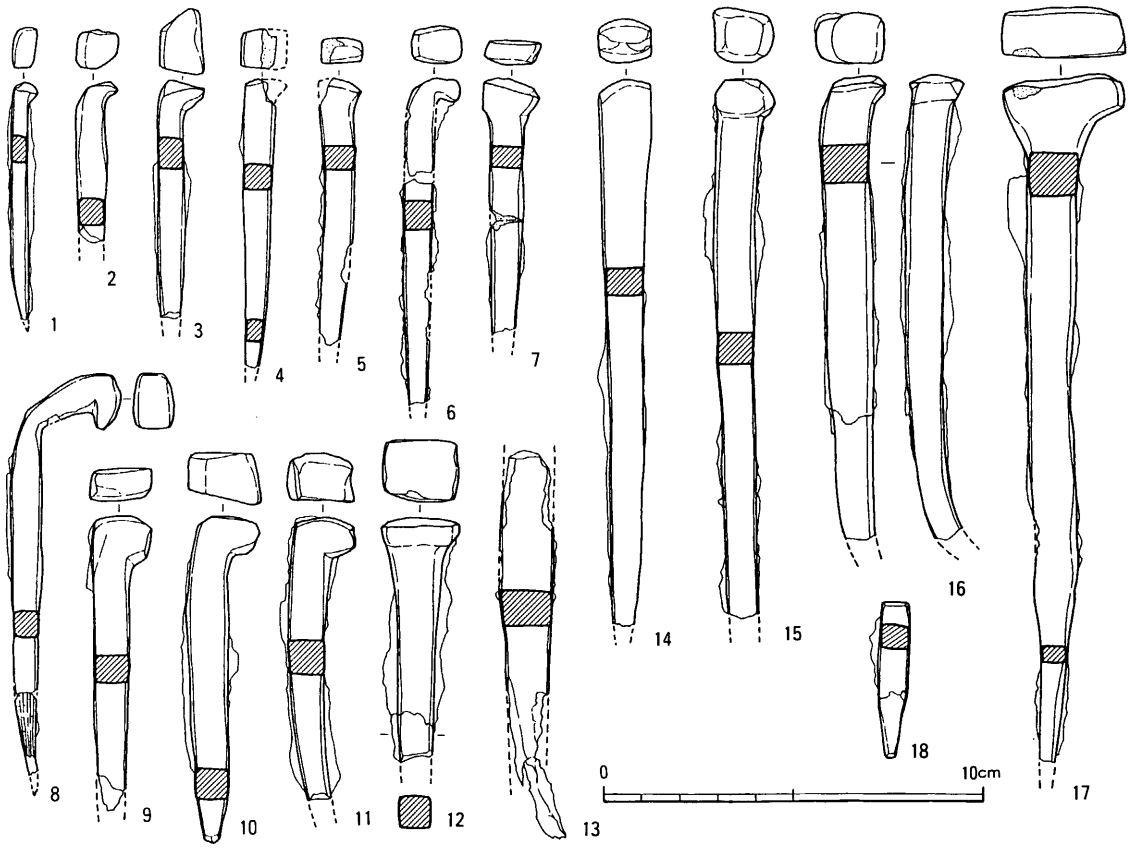


Fig.233　鉄釘実測図（1/2）

第Ⅶ章　自然科学分析

（1）大宰府政庁正殿跡における放射性炭素年代測定

株式会社　古環境研究所

1．試料と方法

試料名	地点・遺構	種　類	前処理・調整	測定法
No.1	ＦＫ45	炭化材	酸-ｱﾙｶﾘ-酸洗浄，石墨調整	加速器質量分析（AMS）法
No.2	ＦＭ46G	炭化材	酸-ｱﾙｶﾘ-酸洗浄，石墨調整	加速器質量分析（AMS）法
No.3	ＦＭ47	炭化材	酸-ｱﾙｶﾘ-酸洗浄，石墨調整	加速器質量分析（AMS）法

2．測定結果

試料名	$\delta^{13}C$ (‰)	補正^{14}C年代 (年BP)	暦年代（西暦）	測定No.
No.1	-24.9	1540±90	1σ：AD435～610	NUTA-6481
No.2	-24.5	1320±90	1σ：AD645～815，AD850～850	NUTA-6482
No.3	-25.2	790±90	1σ：AD1180～1290	NUTA-6489

※NUTAは，名古屋大学年代測定資料研究センターの測定番号

1）$\delta^{13}C$測定値

試料の測定$^{14}C/^{12}C$比を補正するための炭素安定同位体比（$^{13}C/^{12}C$）。この値は，標準物質（PDB）の同位体比からの千分偏差（‰）で表す。

2）補正^{14}C年代値

$\delta^{13}C$測定値から試料の炭素の同位体分別を知り，$^{14}C/^{12}C$の測定値に補正値を加えた上で算出した年代。^{14}Cの半減期は，5,568年を用いた。

3）暦年代

過去の宇宙線強度の変動による大気中^{14}C濃度の変動を較正することにより算出した年代（西暦）。較正には年代既知の樹木年輪の^{14}Cの詳細な測定値を使用した。1σ（68%確率）は，補正^{14}C年代値の偏差の幅を暦年代較正曲線に投影した暦年代の幅を示す。従って，複数の1σ値が表記される場合もある。

3．大宰府政庁正殿跡における放射性炭素年代測定について

大宰府政庁の変遷を考える上での重要な画期として，“藤原純友の焼き討ち”の史実がある。『扶桑略記』よれば，天慶３年（940），藤原純友の焼き討ちにより大宰府政庁は炎上した。

その後，大宰府政庁が再建されたか否かの議論は，昭和43年（1968）より始まった大宰府史跡の発掘調査で明らかにされた。大宰府政庁における３期の建物変遷の中で，Ⅱ期からⅢ期への建替えは，多量の焼土層を挟んで行われていたことから，この焼土層こそが藤原純友の兵火によるものと理解されたのである。

今回の正殿跡の調査（第180次）でも，この藤原純友の兵火によると考えられる焼土や炭化物が多量に出土した。そこで焼土層より検出した炭化物について放射性炭素年代測定を行い，科学的な年代判定を試みることにした。

分析試料の採取状況

採取試料は，正殿跡基壇東北隅付近から焼土とともに検出された炭化物を対象とした。

試料№１は，焼け落ちたⅡ期の瓦を廃棄した土壙SK108から採取した。採取にあたっては，堆積層の上層部を除去し，確実に焼土層に含まれていることを確認した後，瓦の内側に貼り付いた炭化物を採取した。ただ，採取の際に注意されたのは，土壙の埋土下位までかなり水分が存在していたことであった。

試料№２は，基壇隅部地覆石前面のⅢ期整地層下位のⅡ期雨落ちと考えられる溝状遺構中の炭化物を採取した。整地層を除去し，確実に溝内に封入されたものを取り上げた。

試料№３は，基壇後面の階段東側を対象とした。試料№２と同じく，Ⅲ期整地層中に封入されたものを採取した。この地点は，試料№２より整地層は厚く，残りの良いⅢ期整地層の下位の試料であるため，まず汚染されることは考えられない試料である。（編者補足）

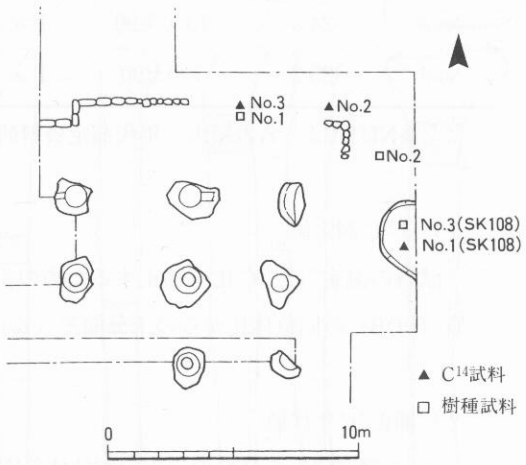


Fig.234　C14・樹種分析試料採取地点（正殿北東隅）（1/300）

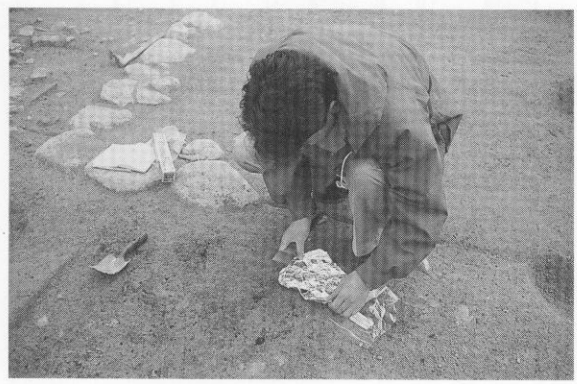


Fig.235　炭化材試料採取状況（C14 No.2）

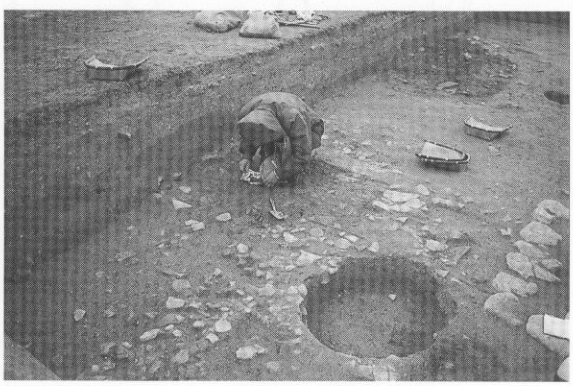


Fig.236　炭化材試料採取状況（樹種No.2）

（2）大宰府政庁正殿跡から検出された炭化材の樹種同定

株式会社　古環境研究所

1．はじめに

木材は，セルロースを骨格とする木部細胞の集合体であり，解剖学的形質の特徴から概ね属レベルの同定が可能である。木材は花粉などの微化石と比較して移動性が少ないことから，比較的近隣の森林植生の推定が可能であり，遺跡から出土したものについては，木材の利用状況や流通を探る手がかりとなる。

2．試　料

試料は，大宰府政庁正殿跡の焼土から検出された炭化材３点である。

3．方　法

試料を割折して新鮮な基本的三断面（木材の横断面・放射断面・接線断面）を作製し，落射顕微鏡によって75～750倍で観察した。樹種同定は，解剖学的形質及び現生標本との対比によって行った。

4．結　果

結果をTab.20に示し，主要な分類群の顕微鏡写真を示す。以下に同定根拠となった特徴を記す。

Tab.20　炭化材の樹種同定結果

試料名	地点・遺構	樹種（和名／学名）		Fig.
No.1	ＦＬ45	スギ	Cryptomeria japonica D.Don	237-1
No.2	ＦＭ45	サカキ	Cleyera japonica Thunb.	237-2
No.3	ＦＭ47	カキノキ属？	Diospyros？	237-3

ａ）スギ Cryptomeria japonica D.Don　スギ科

仮道管，樹脂細胞及び放射柔細胞から構成される針葉樹材である。

横 断 面：早材から晩材への移行はやや急で，晩材部の幅が比較的広い。樹脂細胞がみられる。

放射断面：放射柔細胞の分野壁孔は典型的なスギ型で，１分野に２個存在するものがほとんどである。

接線断面：放射組織は単列の同性放射組織型で，10細胞高以下のものが多い。樹脂細胞が存在する。

以上の形質より，スギに同定される。スギは本州，四国，九州，屋久島に分布する。日本特産の常緑高木で，高さ40ｍ，径２ｍに達する。材は軽軟であるが，強靭で広く用いられる。

b）サカキ Cleyera japonica Thunb. ツバキ科

横 断 面：小型の道管が，単独ないし２個複合して均等に分布する散孔材である。

放射断面：道管の穿孔は階段穿孔板からなる多孔穿孔で，階段の数は多く，60を越えるものがある。放射組織は平伏細胞，方形細胞，直立細胞からなる異性である。

接線断面：放射組織は，異性放射組織型で単列である。

以上の形質より，サカキに同定される。サカキは関東以西の本州，四国，九州，沖縄に分布する。常緑高木で，通常高さ８～10ｍ，径20～30cmである。材は強靭・堅硬で，建築・器具などに用いられる。

c）カキノキ属？　Diospyros？　カキノキ科

横 断 面：中型の道管が，単独及び２～３個放射方向に複合して，平等に分布する散孔材である。

放射断面：道管の穿孔は単穿孔で，放射組織は異性である。

接線断面：放射組織は異性放射組織型で，１～２細胞幅である。

以上の形質より，カキノキ属？に同定される。本試料は小枝であり，広範囲における十分な観察が困難であることからカキノキ属？の同定にとどめた。カキノキ属には，トキワガキ，ヤマガキなどがあり，関東以西の本州，四国，九州，沖縄に分布する。常緑または落葉の小高木から高木である。

５．所　見

分析の結果，大宰府政庁正殿跡の焼土から検出された炭化材は，スギ，サカキ，カキノキ属？と同定された。カキノキ属は屋敷や集落に多く植栽される果樹であるが，自然に自生もする。サカキ・スギは，温帯林には普通に生育する種類であり，屋敷林などとしても植栽される。

参考文献

佐伯浩・原田浩「針葉樹材の細胞」『木材の構造』　文永堂出版　1985　p.20-48.
同　「広葉樹材の細胞」『木材の構造』　同上　p.49-100.

《炭化材試料》

資料ＦＭ45は，基壇東北付近の東側で，焼土と瓦に含まれるものを取り上げた。試料採取箇所の上層には，耕作土の床土が堆積している。（編者補足）

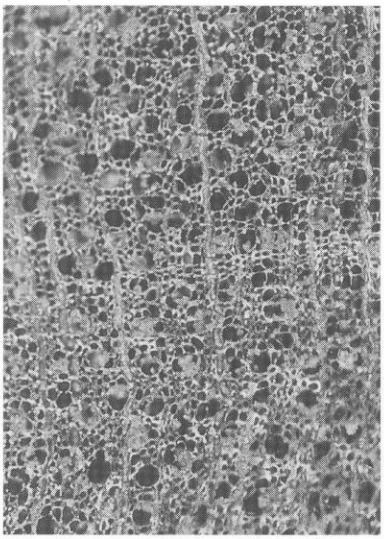
1.④ＦＬ45　スギ

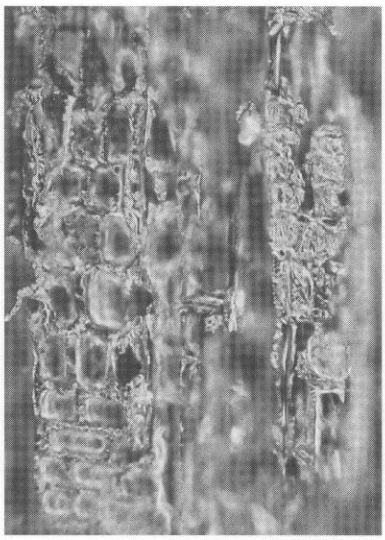

横断面――――：0.4mm


放射断面――――：0.1mm


接線断面――――：0.2mm

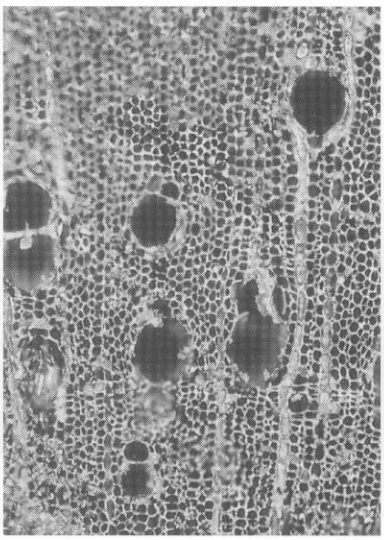
2.③ＦＭ45　サカキ

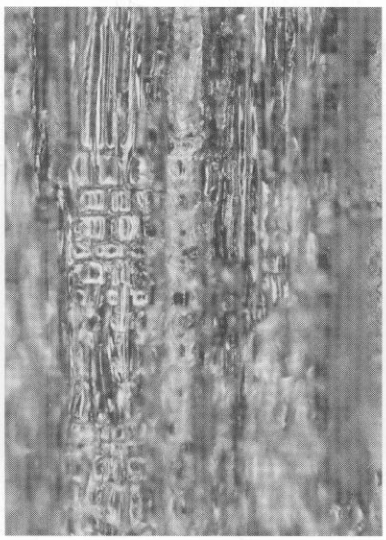

横断面――――：0.2mm


放射断面――――：0.1mm


放射断面――――：0.2mm

3.①ＦＭ47　カキノキ属？


横断面――――：0.2mm


放射断面――――：0.2mm

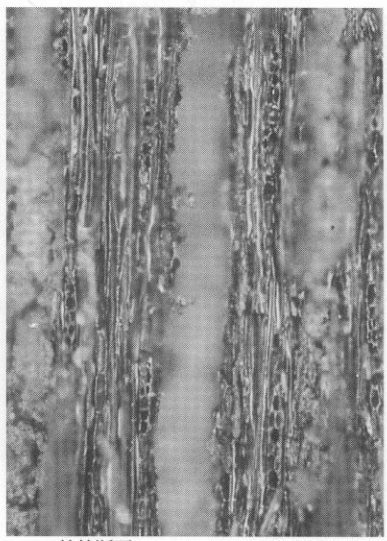

接線断面――――：0.2mm

Fig.237　大宰府政庁正殿跡出土炭化材の顕微鏡写真

（3）大宰府史跡出土柱根の樹種鑑定結果

京都大学木材研究所木材生物研究部門　伊東隆夫

1．試　料

出土場所：福岡県太宰府市

大宰府史跡第26次調査（1973．4．1～11．19）

出土地点：政庁地区正殿後方，築地東北隅

遺　　構：掘立柱建物SB500a

2．結　果

試料：No.1（建物柱根）　コウヤマキ

No.2（〃　）　〃

No.3（〃　）　〃

No.4（〃　）　〃

No.5（〃　）　〃

No.6（〃　）　〃

3．樹種鑑定上の解剖学的拠点

コウヤマキ

・構成要素は，仮道管及び放射柔細胞の2種類であり，軸方向柔細胞は存在しない。

・春材から夏材への移行は比較的ゆるやかで，夏材部の幅が狭い。年輪幅も一般に狭い。

・春材部仮道管の半径壁に存在する有縁壁孔は，大型である。

・放射組織は，すべて放射柔細胞のみでできており，窓状の分野壁孔を有する。

・放射組織は，単列で1～10細胞高であるが，一般に5～6細胞高以下で高さが低い。

以上の拠点により，柱根試料6点ともコウヤマキと鑑定した。

（1979年4月16日）

※（編者註）なお，この成果は下記論文にも掲載されている。

伊東隆夫・島地謙「古代における建造物柱材の使用樹種」『木材研究資料』第14号

京都大学木材研究所　1979

この中で，古代宮都使用の建造物柱材はヒノキが多いが，すべてがそうではなく，「コウヤマキがヒノキに次いであるいは匹敵するぐらいに重んじられていたことが推察された」と結論付けられている。

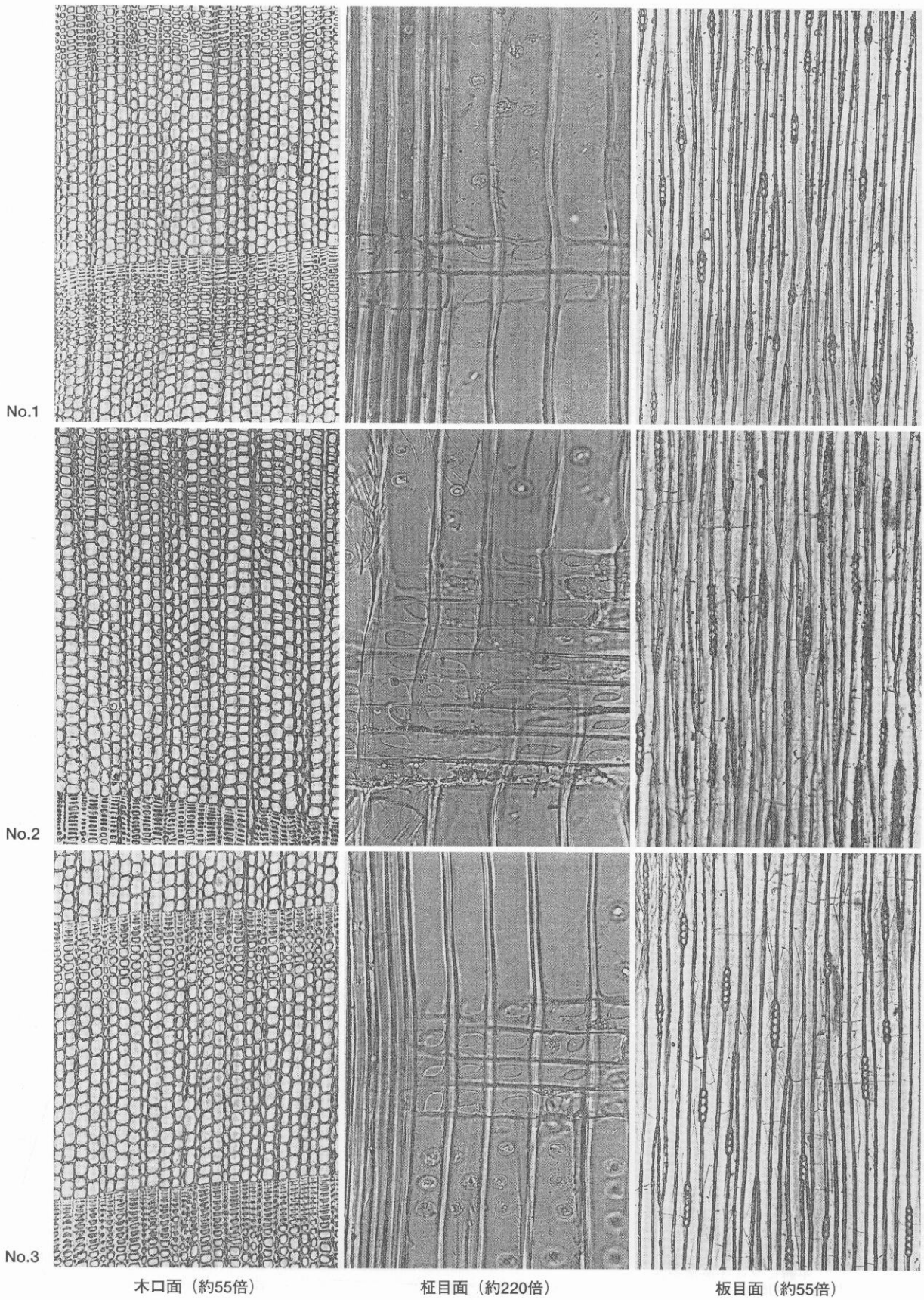


Fig.238　築地東北隅地区SB500a柱根の顕微鏡写真(1)

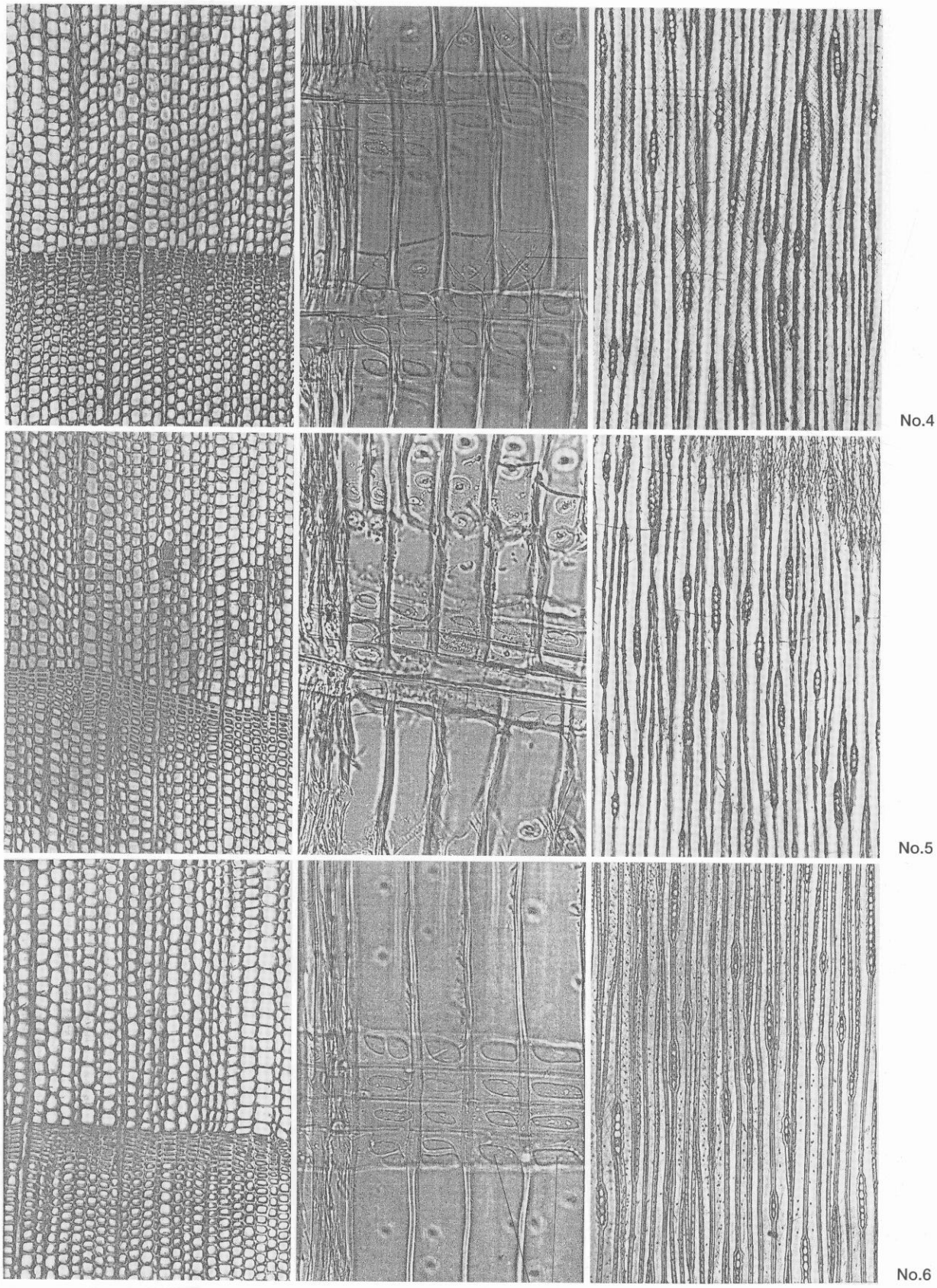


Fig.239　築地東北隅地区SB500a柱根の顕微鏡写真(2)

（4）大宰府史跡出土種子等の鑑定結果

九州大学農学部　須崎民雄

1．マツ科球果　2個

(1) 大球果　　73㎜長×31㎜径

クロマツ　Pinus Thunbergii Parl.

(2) 小球果　　40㎜長×19㎜径

アカマツ　Pinus deusiflora S. et Z.

邦産二葉松球果は，長卵形であるが，頂端がやや細まる鎧頂を特徴とし，クロマツとアカマツとは，全体的にみて，その球果の大きさの違い（クロマツは概して大きく，アカマツは小さい）で判別される。その他には，球果を形成する鱗片（corn scale）の頂端にアカマツはやや刺状の隆起（umbo）を有し，クロマツは有しない点で区別される。

本サンプルでは小球果にその隆起（umbo）の痕跡を認める。

2．核果種子　4個　　同　裂片2個

(1) モモ　　Prunus Persica Batsch.

内果皮（核）が大きく石質の大型核果であるので，Prunus属と判断され，ウメ・アンズが内果皮表面が，やや多孔質であるのに対し，皺状かつ縫合線がやや翼状となることから，モモと判定する。

中国渡来とされ，我が国古名のモモは現在のヤマモモを指すというのが通説である。悪魔払い，薬用として中国産モモは往時珍重されたと考えられている。



福岡県産モモ(花モモ)核果

3．核果様小型種子　41個

(1) センダン　　Melia Apedarach L.

var. japonica Malcino

6室合成子房，核果状であることからセンダンと判断した。

古名アウチ（楝）と呼ばれた本種は，現在自生せず，専ら栽培であるが，万葉植物の一つでもあり，古来なじみ深い植物で，刑罰史上梟首の木として名高い。海外渡来説，自生説の両説あり，原産不明だが暖帯性は確かである。苦楝子，苦楝皮として漢方に用いられた。カテコールタンニン7％の含有がある。



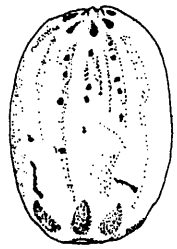
福岡県産センダン種子

4．核果様大型果実　1個

(1) チャンチンモドキ　Poupartia Fordii Hemsl.

楕円形で石質内果皮をもち，センダンに似て，かつ果頂に5眼，下端5孔を有することからチャンチンモドキとする。

九州自生，稀産の樹木であるが，葉・果実・材ともセンダンに似て，クロセンダンとも呼ばれる。中国原産チャンチン（センダン科）に似るので，この名がある。



チャンチンモドキ果実

5．果皮破片　1個

(1)クリ　Castanea Crenata S. et Z.

果皮の硬質なこと，中果皮痕（しぶ皮）の認められることから，ブナ科殻斗のうちクリ果皮と思われる。

ただ，古くにこのような大型のクリ果実が存在したかどうか，やや疑問でもある。現在のクリは，品種改良による大型種実である。

6．感　想

1)翼をもたないマツ種子が食用，薬用になる韓国・中国の風習からみて，マツ種子を薬用と考えたのではないか。

2)センダンは，薬用として用いていた。

3)モモは，日本渡来民族に悪魔払いとして特別な意義があった。

4)クリは，カチグリの近世の風習でもわかるように非常食，縁起物である。

以上のことから，この植物群は薬用植物のコレクションである。

1975年9月18日

※編者補足

試料の種子は，第26次調査築地東北隅地区土壙SK514からの出土である。

（5）大宰府史跡（政庁跡・来木地区）出土鉄塊と鋳造関連遺物の金属学的調査

（株）九州テクノリサーチ・TACセンター　大澤正己

概　要

大宰府史跡内の政庁跡（７Ｃ後半）から出土した鉄塊系遺物と来木地区（７Ｃ後半～８Ｃ前半）出土鋳造関連遺物（滓・坩堝片）を調査して，次の点が明らかになった。

1)政庁跡出土の鉄塊系遺物は，砂鉄系の荒鉄（製錬生成鉄で，表皮スラグや捲込みスラグ，更には炉材粘土などの不純物を含む原料鉄）である。金属組織は過共析鋼（C：0.77%以上）から銑鉄になりかけの高炭素鋼であった。該品は表皮スラグのスピネル鉱物から福岡平野産の可能性が高い。

2)来木地区出土の３点の滓と坩堝片1点を調査した。滓はすべて鉱物組成にヴスタイト（Wüstite：FeO）を晶出し，銅粒に有無がある。坩堝片の溶融物にも銅粒が存在し，竪穴状遺構SX4145・炉跡状遺構SX4142は，銅の鋳造工房を示唆する。一方，鍛冶作業については更なる検討が必要となろう。

１．いきさつ

大宰府遺跡の第180次調査区の政庁跡から出土した鉄塊系遺物及び第160次調査区で「匠司」の地名伝承のある一角から検出された鋳造関連遺物の調査依頼を九州歴史資料館より要請された。第Ⅰ期政庁と鉄の関係及び銅製品の製造工房の実態把握は，古代史解明においても重要な課題である。このような問題意識のもとに供試材５点の金属学的調査を行った。

２．調査方法

2−1．供試材

Tab.20に供試材の履歴と調査項目を示す。

2−2．調査項目

(1) 肉眼観察　(2) マクロ組織　(3) 顕微鏡組織　(4) ビッカース断面硬度

(5) ＣＭＡ（Computer Aided X-Ray Micro Analyzer）調査　(6) 化学組成分析

３．調査結果

3−1．政庁跡（第180次）出土遺物

(1) DZI−1：鉄塊系遺物

肉眼観察：平面は不整台形状を呈し,黄褐色の酸化土砂に覆われた鉄塊系遺物である。736ｇを測る。芯に金属鉄を遺存させ，表面側は錆化により亀裂が走る。付着土砂により地の観察が困難であるが，側面２面は破面の可能性をもつ。炉底塊中鉄部の削りであろうか。

マクロ組織：Fig.247に示す。酸化土砂と錆化鉄に覆われて金属鉄が３群に別れて点在する。いずれもパーライト（Pearlite：フェライトとセメンタイトが交互に重なり合って構成された層状組織）の析出量の多い高炭素域をもつ。また，錆化鉄の中には木炭に鉄が置換した黒鉛化木炭も含まれる。

顕微鏡組織：Fig.241・242に示す。まず，Fig.241の①～③にみられる表皮スラグから述べる。①は淡灰褐色多角形結晶のウルボスピネル（Ulvöspinel：$2FeO \cdot TiO_2$）である。また，②は暗黒色ガラス質スラグ中に片状結晶のシュードブルーカイト（Pseudobrookite：$Fe_2O_3 \cdot TiO_2$）の結晶である。両鉱物相は，砂鉄製錬滓特有のものである。また，③は暗黒色ガラス質中に，羊歯の葉状の結晶を晶出するのは，通常あまり見かけぬ鉱物相のモンテセライト系である。各鉱物相の組成はCMAの項で述べる。④はマクロ組織で述べた黒鉛化木炭の拡大組織の一つである。更に⑥は表皮スラグのガラス中に点在する砂鉄粒子から還元された鉄粒である。砂鉄の粒痕を留めている。吸炭してなくて純鉄のフェライト（Ferrite）である。

次からは金属鉄について述べる。⑤は鉄中の非金属介在物（鉄鋼中に介在する固形体の非金属性不純物，つまり鉄やマンガン，珪素および燐などの酸化物，硫化物，珪酸塩などの総称）の硫化鉄(FeS)である。5 μ以下の微細な介在物で銑鉄に多く内蔵される介在物でもある。⑧・⑨は白色基地に針状組織がみえるのは急冷して得られるマルテンサイト（Martensite）である。製錬直後の鉄塊（炉底塊の一部）が炉外へ出されて水中へ投入された可能性をもつ。ただし局部的な組織であり，断定はできない。Fig.242の①はパーライト基地に針状の初析セメンタイトを析出した過共析鋼（C：0.77%以上）の組織である。②・③は白色セメンタイトが未発達で過共析鋼から亜共晶組成白鋳鉄に移行過程の組織を示す。⑥・⑦の左側は共晶組成（C：4.23%）の白鋳鉄組織，左側はパーライト基地に片状黒鉛を析出したねずみ鋳鉄組織をもつ領域である。

以上の如く，この金属鉄部分の，炭素含有量は0.77%から4.23%までの偏析をもつものの高炭素含有鉄塊であった。当鉄塊は不純物除去の精錬鍛冶を経て鍛冶素材となるもので，このままでは鉄器製作には当てられない材質である。

ビッカース断面硬度：Fig.242の⑥～⑨に金属鉄の硬度測定の圧痕を示す。⑥は針状組織のマルテンサイト気味の領域で，硬度値は440Hvである。⑦はパーライト基地に針状セメンタイトを析出する個所で399Hv。⑧は白色盤状結晶のセメンタイト部分は硬質で103Hv。⑨はねずみ鋳鉄の片状黒鉛部分で，こちらは軟質の184Hvである。硬度値はそれぞれの組織に対応した値を呈した。

CMA調査：Fig.248の①～④に示す。①は鉄中の非金属介在物である。淡褐色円形で3 μ程度の微小介在物に35の番号をつけたものは85.2%FeO－34.8%S組成で，硫化鉄(FeS)が同定される。②は表皮スラグの暗黒色ガラスである。37の番号は,49.1%SiO_2－3.9%Al_2O_3－21.4%CaO－12.3%MgO組成が得られた。珪酸塩である。なお，砂鉄特有成分の3.2%TiO_2－3.4%V_2O_3の固溶があって，これからも砂鉄原料が窺える。なお，当介在物測定は剥片状結晶のシュードブルーカイトを狙うべきであったが，手違いからガラス部になった。③は同じくガラス質スラグ中に羊歯の葉状の析出物の分析である。36の番号は20.7%CaO－10.8%MgO－48.0%SiO_2組成でモンテセライト（Monticellite：$CaO \cdot MgO \cdot SiO_2$）系の鉱物相の可能性をもつ。通常あまり気にかけなくて分析データの蓄積がない。④は表皮スラグ中に晶出した淡茶褐色多角形結晶で38の番号がついた結晶の分析である。組成は56.1%FeO－17.9%TiO_2組成のウルボスピネル（Ulvöspinel：$2FeO \cdot TiO_2$）系の鉱物が推定される。これに12.0%V_2O_3－6.3%Cr_2O_3－5.4%Al_2O_3が固溶する。スピネル鉱物であった。クロム系スピネル鉱物は，福岡平野産砂鉄からも検出さ

れる。以上3種類の鉱物相から砂鉄特有成分のチタン(Ti)やバナジウム(V)の固溶が確認されて砂鉄を始発原料とした鉄塊と判明した。

3−2．来木地区出土鋳造関連遺物

(1) DZI−2：滓

肉眼観察：平面が不整八角形を呈する扁平な20ｇ弱の小片である。破砕面が多く，側面は4面が破面で残り1面は生きている可能性をもつ。上面は平坦気味で部分的に強い金色の光沢を持ち，裏面（下面）にも抉れるように破面を残す。滓の地は黒灰色で破面の光沢は著しく，巨大晶状が現われている。破面には1～2mm径の気泡が散在するが，緻密で比重の大きい滓である。通常の鉄滓の破面とは些か趣を異にし，非鉄金属に属する滓とみるべきかも知れない。

顕微鏡組織：Fig.243の①～⑤に示す。鉱物組成は粒径が0.3mm前後もある大型結晶のヴスタイト（Wüstite：FeO）が凝集する。この粒内には暗黒色楕円状のガラス状異物が晶出し，さらに粒界には淡褐色異物が存在する。鉄滓の鉱物相ではみられぬ現象である。外観観察でも述べたように該品は非鉄金属に関する滓とみるべきで，後述するように，銅の鋳造に関係する滓とするのも一つの選択であろう。

ビッカース断面硬度：Fig.243の①に白色大結晶に硬度測定の圧痕を示す。硬度値は473Ｈｖであった。ヴスタイト（Wüstite：FeO）の文献硬度値は450～500Ｈｖなので[1)]，当結晶はヴスタイトに同定される。

CMA調査：Fig.248に示す。⑤はヴスタイト粒内析出の暗黒色楕円状遺物の分析である。組成は22の番号の個所で50.4%SiO_2−13.3%Al_2O_3−2.4%CaO−7.5%K_2O−1.7%Na_2Oである。珪酸塩が同定される。これには18.9%FeO−2.6%P_2O_5を固溶する。⑥は粒界に析出した淡褐色異物の分析で23の番号をつけた。定量分析値は，86.8%FeO−10.1%SiO_2組成であった。ヴスタイトに珪酸を微量固溶するものである。なお，ヴスタイトの粒内の縞模様に24の番号及びヴスタイト地の25の番号などの定量値を測定したが，前者で91.7%FeO，後者が99.9%FeOであった。

いずれもヴスタイトに同定される。非鉄金属としての特徴ある元素，例えば銅(Cu)や銀(Ag)などの検出はなかった。

(2) DZI−3：椀形滓

肉眼観察：平面が不整六角形を呈し，5cm内外の大きさで3cm強の厚みをもった椀形滓である。表裏と側面の1面は生きているが，4面の破面が観察される。表面は比較的に滑らか肌で，裏面は大きなもので1cm前後の木炭痕を残す。色調は黒灰色で，破面は強い光沢がある。椀形鍛冶滓とみてもおかしくない外観である。

顕微鏡組織：Fig.243の⑥～⑧に示す。鉱物組成は白色粒状のヴスタイト（Wüstite：FeO）と淡灰色木ずれ状結晶のファイヤライト（Fayalite：$2FeO\cdot SiO_2$）が暗黒色ガラス質スラグ中に晶出する。また，小粒の金属鉄粒が点在して鍛冶滓とみれぬこともない。

ビッカース断面硬度：Fig.243の⑦に金属鉄粒の硬度圧痕を示す。硬度値は137Hvで，亜共析鋼（C：0.77%以下）クラスの硬さである。また，⑧は白色粒状結晶の硬度であって，こちらは487Hvでヴスタイトに同定される。

化学組成分析：Tab.21に示す。鉄分が多くて脈石成分（Ti，V，Mn）の低め傾向の成分である。すなわち，全鉄分Total Fe）は53.23%に対して，金属鉄（Metallic Fe）0.13%，酸化第1鉄

(FeO)53.20%，酸化第２鉄(Fe_2O_3)16.80%の割合である。ガラス質成分（SiO_2＋Al_2O_3＋CaO＋MgO＋K_2O＋Na_2O）は25.66%で，このうちに塩基性成分（CaO＋MgO）を3.65%を含む。砂鉄特有成分の二酸化チタン(TiO_2)0.61%，バナジウム(V)0.13%など少なくて，酸化マンガン(MnO)は0.12%に留まる。硫黄(S)は0.03%と低く，五酸化燐(P_2O_5)は0.38%，銅(Cu)0.004%であった。この成分系であれば鉄器製作に際しての繰返し折り曲げ鍛接の高温作業で排出された鍛錬鍛冶滓とみてもそれ程違和感のない成分である。ただし，鍛冶作業で排出した滓としては，この100ｇ強の量のみではあまりにも少なすぎるきらいがある。[2)]

(3) DZI－4：銅滓

肉眼観察：不定形で破面がほとんど見られぬ完成品である。緑青が表面中央に大きくと，裏面に小さいものが数箇所に点在する。また，全面に細かい木炭痕の凹凸と亀裂が発生する。地の色調は黒灰色だった。滓の内部からの緑青の吹出しであれば銅滓に分類できる。

顕微鏡組織：Fig.244の①～⑨に示す。②～⑤は大量に晶出する白色粒状結晶のヴスタイト（Wüstite：FeO）と淡灰色不定形状結晶のファイヤライト（Fayalite：$2FeO \cdot SiO_2$）の組成である。これに⑤中央の白色円形組織（顕微鏡観察時は赤銅色），⑥の中央及び⑦右側不整形円などは銅粒である。更に⑧・⑨は局部的に銅の錆化物が残存する視野を示した。このように銅滓の組織のベースも鍛冶滓と同じように主要鉱物はヴスタイト（Wustite：FeO）であることに注目されたし。

ビッカース断面硬度：Fig.244の①に白色粒状結晶の硬度測定の圧痕を示す。硬度値は417Hvであった。ヴスタイトの文献硬度値の450～500Hvの下限を僅かに切るが，埋蔵品特有の風化現象から，この程度のバラツキは発生する。当結晶はヴスタイトとみて問題はない。

CMA調査：３視野の分析結果をFig.249に示す。まず，上段が錆化銅（Fig.244の⑨の視野と同じ個所）の調査結果である。Ｍ１の記号を入れた個所で91.8%Cu－7.8%O組成の酸化銅であった。亜酸化銅（Cu_2O）に同定される。同じく，Fig.249の上から３段目にM3の記号を入れた錆化銅粒の分析である。(Fig.244の⑥⑦に示した銅粒）組成は前述錆化銅と大差なく，92.1%Cu－7.6%Oの値が得られた。亜酸化銅(Cu_2O)である。

最後に滓中の白色粒状結晶と，その滓中に晶出した微小金属銅の分析結果について述べる。27の番号をつけた粒状結晶は96.2%FeO－1.6%MgO組成でヴスタイト(Wüstite：FeO)が同定される。また，M2の記号を付けた個所は，93.2%Cu－5.8%Fe－1.0%Sn組成となった。ほぼ純銅に近い成分で，FeとSnは添加物ではなくて随伴微量元素とみてよかろう。

以上のように銅滓は，鍛冶滓と同じ鉱物相のヴスタイト（Wüstite：FeO）を晶出したうえに銅を内蔵することが判明した。

(4) DZI－5：坩堝片

肉眼観察：平面が楕円状を呈した坩堝底部ないしは炉壁片の可能性をもち，内面が溶融ガラス化した個所に銅が溶着する。付着銅は40×23mm程度で，６mm厚みである。胎土は粘土鉱物に石英や長石粒を多く含む。

顕微鏡組織：Fig.245・246に示す。まず，Fig.245の①から述べる。組織写真の上が内面表層に相当し，坩堝粘土が溶融ガラス化した中に自然腐食を受けて白黒斑模様を呈する銅粒がいくつか点在し，更に内部へ進むと母金属銅に到達する。白色部が金属銅で淡灰色島状や粒状個所

は腐食を受けて生じた亜酸化銅（Cuprite：Cu_2O）である。徐々に腐食面積は増大しつつある。②～⑤は各位置の拡大組織を示す。組織写真は白色であるが，顕微鏡観察では赤銅色を呈している。Fig.246の①～③も金属銅を示す。ここに花火状斑点模様があるのは，腐食された亜酸化銅（Cu_2O）である。

ビッカース断面硬度：Fig.246の④～⑨に硬度測定の圧痕を示す。硬度値は29Hv～108Hvまでのバラツキがあった。中間値の51Hv，53Hv，54Hv程度が純銅の硬度値である。異常値は風化の影響であろう。

CMA調査：Fig.249の下から2段目と最下段に示す。まず，金属銅と観察されるM4の記号をいれた個所の定量分析値は100%Cu組成が得られた。基地は純銅である。次に酸化銅の可能性を考慮したところで29の番号のシミ状の個所，30の番号の花火状斑点，更には31の番号をつけた酸化銅粒などの定量分析結果は，125.7%CuO，131%CuO，123%CuOであった。酸化物定量を行ったが2～3 μ透過時点では純銅で100%Cuと推定される。最下段の32～34の番号をつけた個所は腐食が激しくて，ピットを生じ銅の酸化物の傾向を示すがTotal 100%が得られてない。

4．まとめ

供試材5点の調査結果のまとめをTab.23に示す。

1) 7世紀後半の政庁跡から出土した736 gの鉄塊系遺物は，未精錬品である。履歴は砂鉄由来であって，産地は地元福岡平に求められよう。しかし，鉄塊1点のみの存在から，その意義づけは難しい。

2)来木地区の匠司伝承地からの出土した3点の滓を調査した。いずれも主要鉱物組成はヴスタイト(Wüstite：FeO)である。通常，このヴスタイトの成長した晶出結晶をもつ滓は，鍛冶滓に分類される例が多い。ただし，筆者は共伴遺物に坩堝や銅片などを伴う椀形滓があればヴスタイト晶出結晶が確認されても非鉄金属の作業に関連する遺物の可能性を喚起してきた。[3] 今回調査の3点の滓についても同様の判断を下した。近年，鉄以外の鉱山関係の調査事例も増えてきた。例えば島根県大田市所在の石見銀山等も大掛りの調査である。当遺跡ではカラミと称する滓が出土し，「褐色のサビが見られる碗型で底面に土が付着しているもの」が出土し，EPMAのSEIでヴスタイトの晶出があり，X線回折からは「非鉄金属製錬のカラミに一般的に見られる鉄橄欖石(ファイヤライト)，ヴスタイトを確認した」とある。各試料の調査結果をみると「ヴスタイトを顕著に含み」の連発である。[4]

銅鉱石は黄銅鉱（$CuFeS_2$）であればFeの検出はありうるし，これが製錬滓（真吹）にも大いに影響するであろう。しかし，精錬に（間吹）においてどの程度原料脈石が効いてくるか不鮮明である。今回の鍛冶滓の可能性を残されたDZI-3椀形滓などは，今後に残された研究課題となろう。なお，各種生産遺跡の調査においては，遺構内の土壌の水洗が不可欠である。微細遺物（鍛冶の場合は粒状滓，鍛造剥片の検出で裏付がとれる）の検討によって性格判別に大きく寄与することを提言しておきたい。

3)坩堝相当破片の溶着銅は純銅であり，合金元素の錫(Sn)や鉛(Pb)は検出されなかった。また，鉄(Fe)や砒素(As)などの不純物も含まぬ高純度の銅である。なお，匠司の遺構のうちSK4141・4151，SX4142・4152から坩堝出土の報告がなされている。[5] 該品はこれらの坩堝に付

属するのであろう。

註１）日刊工業新聞社『焼結鉱組織写真および識別法』1968
ヴスタイトは450～500Hv,マグネタイトは500～600Hv,ファイヤライトは600～700Hvの範囲が提示されている。

２）復元実験において20cm前後の刀子２本と半製品の延べ棒（合計170ｇ）製作の鍛冶作業で排出される滓は550ｇ以上はある。製品歩留まり1.8割程度の実績値である。100ｇの鍛冶滓１点のみで鍛冶作業の裏付けは難しい。微細遺物の粒状滓や鍛造剥片の共伴があれば別であるが。

３）拙著「尾崎遺跡出土鋳銅関連遺物の金属学的調査」『尾崎遺跡－九州縦貫自動車道関係文化財調査報告29－』（北九州埋蔵文化財調査報告書第118集）（財）北九州市教育文化事業団　埋蔵文化財調査室　1992

４）島根県教育委員会他『石見銀山』石見銀山遺跡総合調査報告書　平成５年度～平成10年度〔発掘調査・科学調査編〕第２冊　1999

(5) 九州歴史資料館『大宰府史跡平成６年度発掘調査概報』　1995

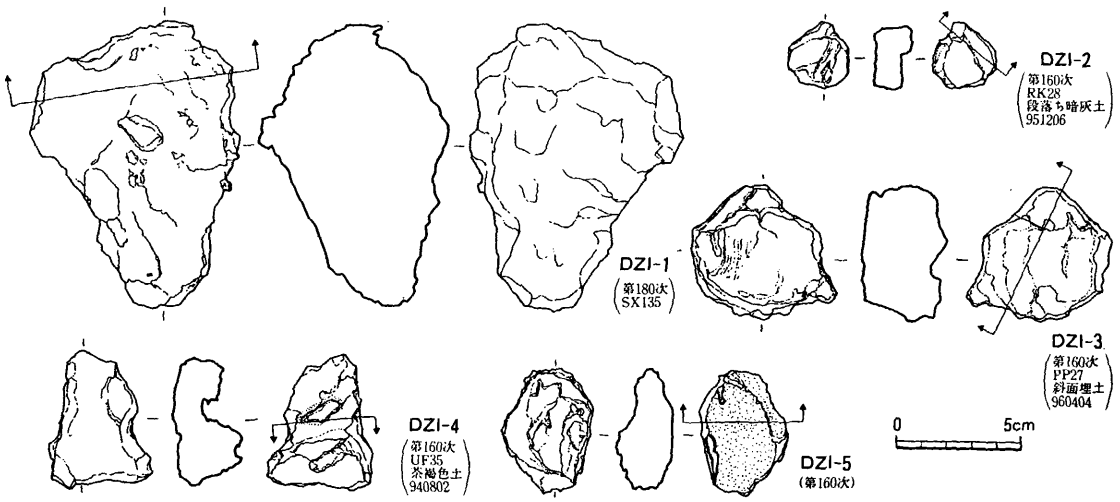


Fig.240　供試材実測図及び試料採取部位（1/3）

追記：当原稿提出後，福岡市西区所在で元岡・桑原遺跡群内の桑原石ヶ元古墳11号墳から出土した炉内滓（砂鉄製錬滓）の報告原稿執筆中にクロム系スピネル鉱物に遭遇した。また，当鉄滓は0.45%Cr_2O_3と高Crの分析値をもっていた。そこで福岡平野内出土鉄滓について過去のデータに目を配ったところ，曲り田，御床松原，大塚Ⅱ，有田81次，戸切，敷町，壱岐神社，東入部第４次，安通り，羽根戸古墳群B群３号墳，同E群３号墳，大牟田３号墳，大原D遺跡など15例を超えるところで0.3%Cr_2O_3の事例が得られた。これらの実状から高Cr及びCr系スピネル鉱物内蔵スラグは，福岡平野内での操業派生物の可能性は充分にありうるとの考えに至った。

Tab.21　供試材の履歴と調査項目

符号	遺跡名	出土地	遺物名称	推定年代	計測値		メタル度	調査項目								備考
					大きさ(mm)	重量(g)		マクロ組織	顕微鏡組織	ビッカース断面硬度	X線回折	CMA	化学分析	耐火度	カロリー	
DZI-1	大宰府史跡	政庁(180次)	含鉄鉄滓	7c後半	114×84×75	736	L(●)	○	○	○		○				
DZI-2	大宰府史跡	来木地区(160次)	滓	7c後半～8c前半	26×25×15	19.8	なし		○	○						
DZI-3	大宰府史跡	来木地区(160次)	椀形滓	7c後半～8c前半	57×46×34	112.3	なし		○	○			○			
DZI-4	大宰府史跡	来木地区(160次)	銅滓	7c後半～8c前半	52×40×26	64.5	錆化(△)		○	○			○			
DZI-5	大宰府史跡	来木地区(160次)	坩堝片?(銅塊付着)	7c後半～8c前半	49×35×22	42.8	L(●)		○	○		○				

Tab.22　供試材の組成

									*	*	*	*	*	*										Σ *			
符号	遺跡名	出土位置	遺物名称	推定年代	全鉄分 (Total Fe)	金属鉄 (Metallic Fe)	酸化第1鉄 (FeO)	酸化第2鉄 (Fe_2O_3)	二酸化珪素 (SiO_2)	酸化アルミニウム (Al_2O_3)	酸化カルシウム (CaO)	酸化マグネシウム (MgO)	酸化カリウム (K_2O)	酸化ナトリウム (Na_2O)	酸化マンガン (MnO)	二酸化チタン (TiO_2)	酸化クロム (Cr_2O_3)	硫黄 (S)	五酸化燐 (P_2O_5)	炭素 (C)	バナジウム (V)	銅 (Cu)	耐火度	造滓成分	造滓成分 / Total Fe	TiO_2 / Total Fe	注
DZI-3	大宰府史跡	来木地区(160次)	椀形滓	7c後半～8c前半	53.23	0.13	53.20	16.80	16.34	4.38	2.81	0.84	1.05	0.24	0.12	0.61	0.38	0.03	0.38	0.11	0.13	0.004		25.66	0.482	0.011	
DZI-4	大宰府史跡	来木地区(160次)	銅滓	7c後半～8c前半	52.50	0.14	42.77	27.33	7.66	2.66	2.06	0.64	0.39	0.07	0.10	0.08	0.36	0.48	0.36	0.27	0.01	13.14		13.48	0.257	0.002	

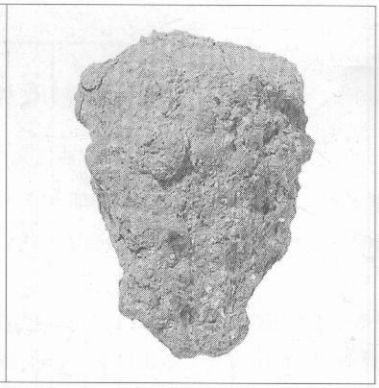
符号	砒素 (As)	錫 (Sn)	鉛 (Pb)	アンチモン (Sb)	亜鉛 (Zn)
DZI-4	0.58	0.09	0.19	0.02	0.064

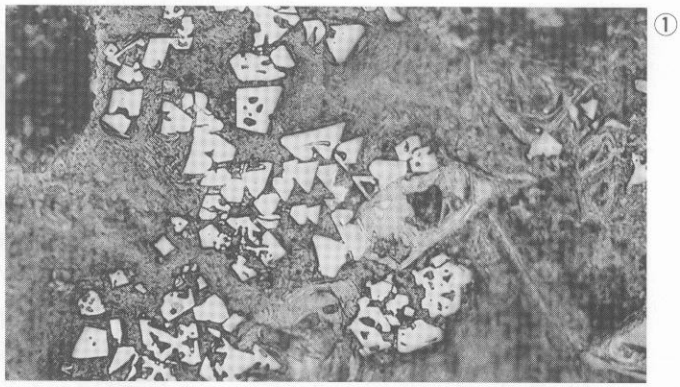
Tab.23　出土遺物の調査結果のまとめ

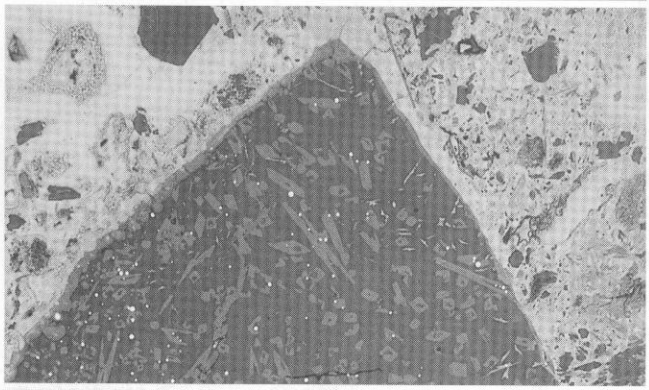
符号	遺跡名	出土位置	遺物名称	推定年代	顕微鏡組織	調査項目								所見
						Total Fe	Fe_2O_3	塩基性成分	TiO_2	V	MnO	ガラス質成分	Cu	
DZI-1	大宰府史跡	政庁(180次)	含鉄鉄滓	7c後半	表皮スラグ:U+P、金属鉄:介在物FeS、過共析鋼	-	-	-	-	-	-	-	-	砂鉄系製錬鉄塊(銑鉄なりかけ)
DZI-2	大宰府史跡	来木地区(160次)	滓	7c後半～8c前半	巨大ヴスタイト(FeO)	-	-	-	-	-	-	-	-	銅精錬時排出物の可能性
DZI-3	大宰府史跡	来木地区(160次)	椀形滓	7c後半～8c前半	ヴスタイト(FeO)+木ずり状F	53.23	16.80	7.19	0.61	0.13	0.12	25.66	0.004	同上、(但し鍛冶滓の可能性も残す)
DZI-4	大宰府史跡	来木地区(160次)	銅滓	7c後半～8c前半	ヴスタイト(FeO)+不定形F+銅粒	52.50	27.33	4.72	0.08	0.01	0.10	13.48	13.14	銅滓
DZI-5	大宰府史跡	来木地区(160次)	坩堝片?(銅塊付着)	7c後半～8c前半	銅塊(α相)+ガラス質粘土溶融物	-	-	-	-	-	-	-	-	銅の坩堝溶融派生物の可能性

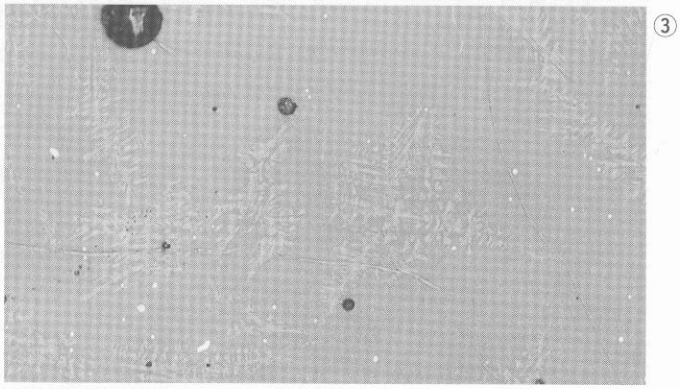
U:(Ulvöspinel:$2FeO \cdot TiO_2$)　P:Pseudobrookite($Fe_2O_3 \cdot TiO_2$)　F:Fayalite($2FeO \cdot SiO_2$)

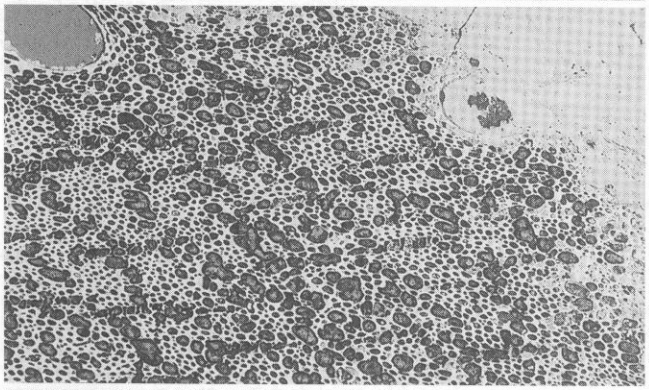
ＤＺＩ-1 (1)
鉄塊系遺物
①×200、②③×100：滓部
④×100　粉炭組織
⑤×100　鉄中非金属介在物
⑥～⑨　ナイタルetch
⑥×100　ガラス質滓中のフェライト
⑦×100　ほぼ全面パーライト
⑧×100⑨×400　マルテンサイト・微細パーライト

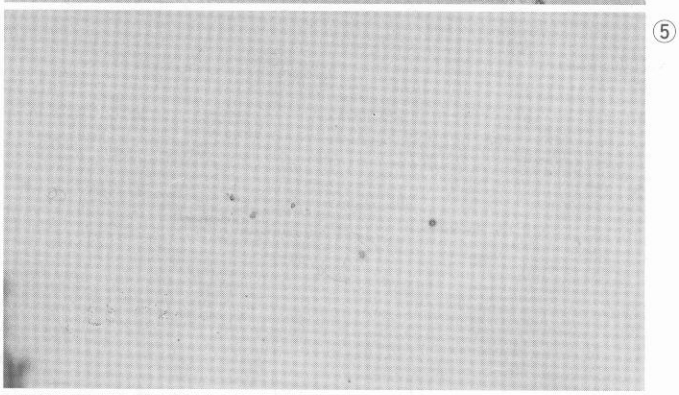


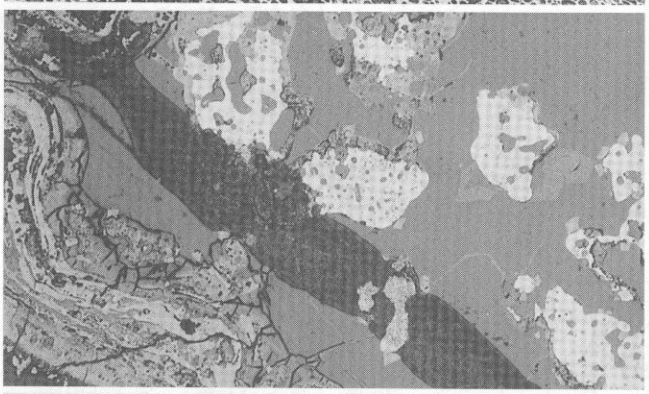


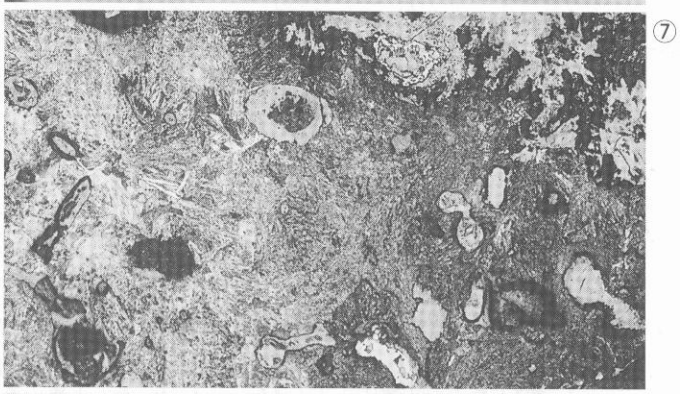


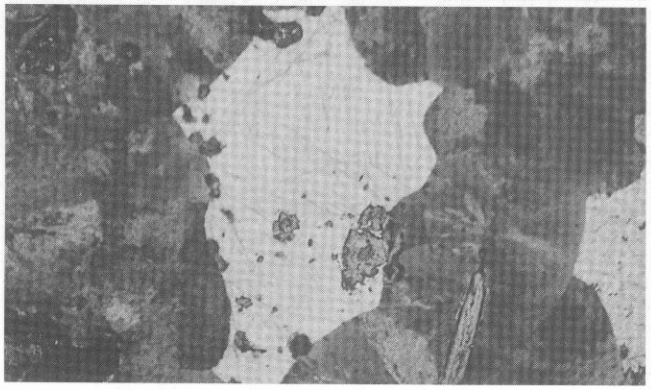












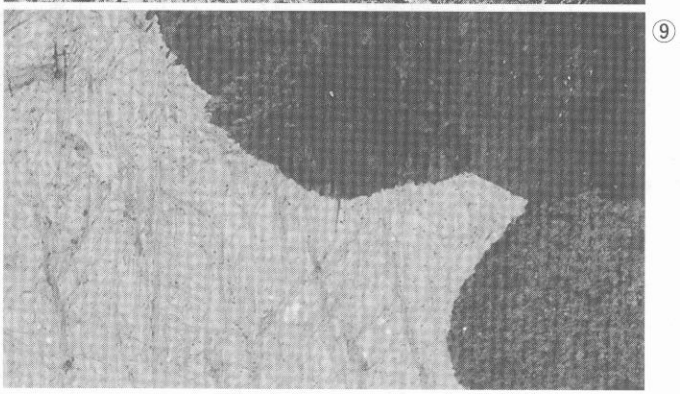


Fig.241　鉄塊系遺物の顕微鏡組織 (1)

ＤＺＩ-1 (2)
鉄塊系遺物
①～⑨　ナイタル(ナイタル)etch：鉄部
①×100　セメンタイト・パーライト
②×100③×400　亜共晶組成白鋳鉄
④×50⑤×100
左側：白鋳鉄　右側：ねずみ鋳鉄
⑥～⑨×200　硬度圧痕：
⑥448Hv.　⑦399Hv
⑧1039Hv.　⑨184Hv

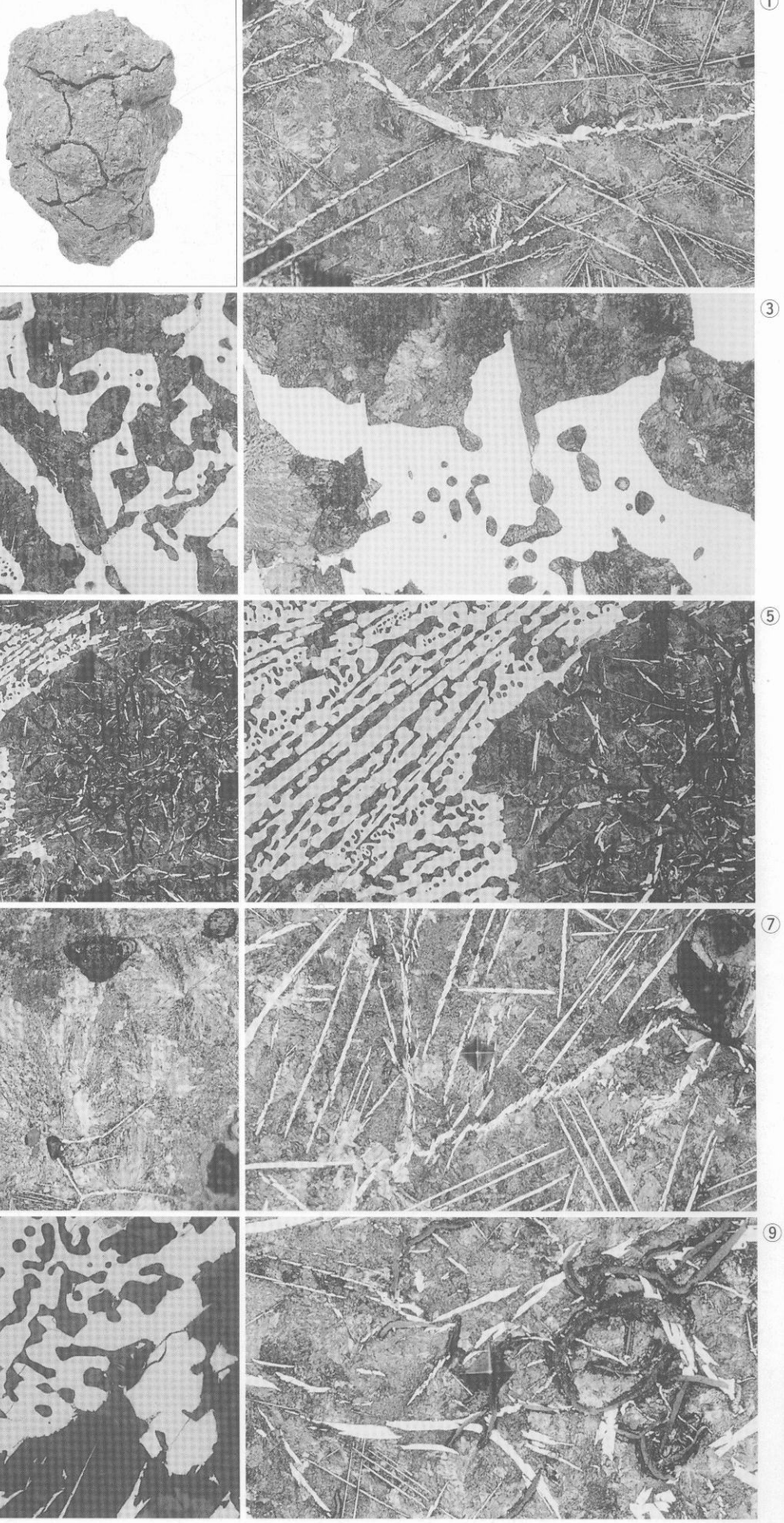


Fig.242　鉄塊系遺物の顕微鏡組織 (2)

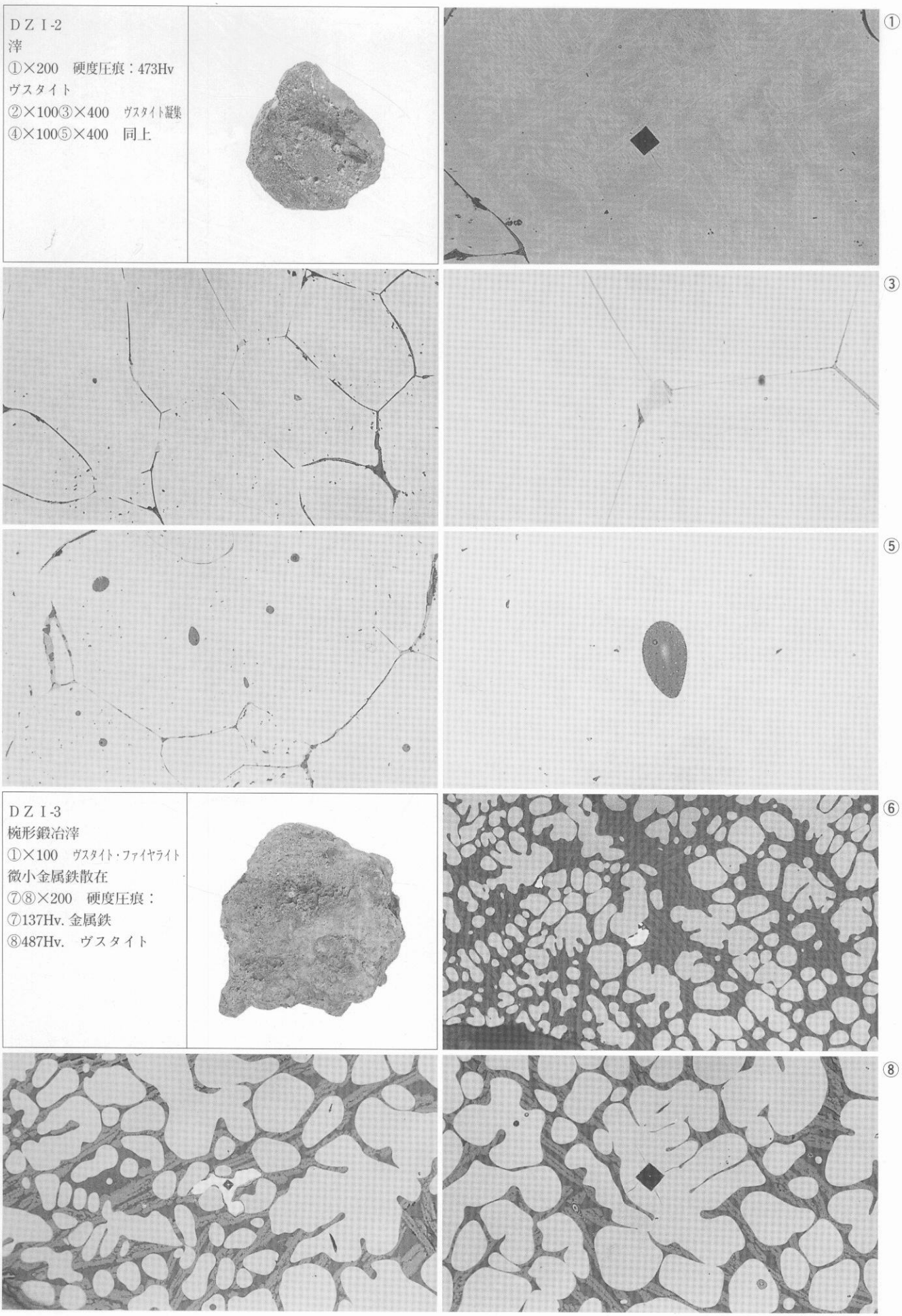
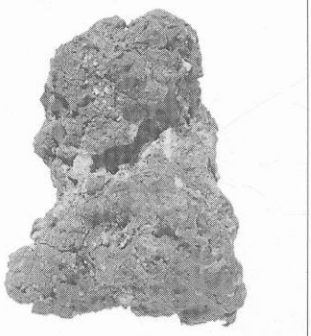


Fig.243　滓・椀形鍛冶滓の顕微鏡組織

ＤＺＩ-4
銅滓
①×200　硬度圧痕：417Hv
ヴスタイト
②×100③×400
ヴスタイト・ファイヤライト
④×100⑤×400　同上
⑤中央：微細銅粒
⑥×100⑦×400　中央：銅粒
⑥右端：銹化銅
⑧×100⑨×400　銹化銅



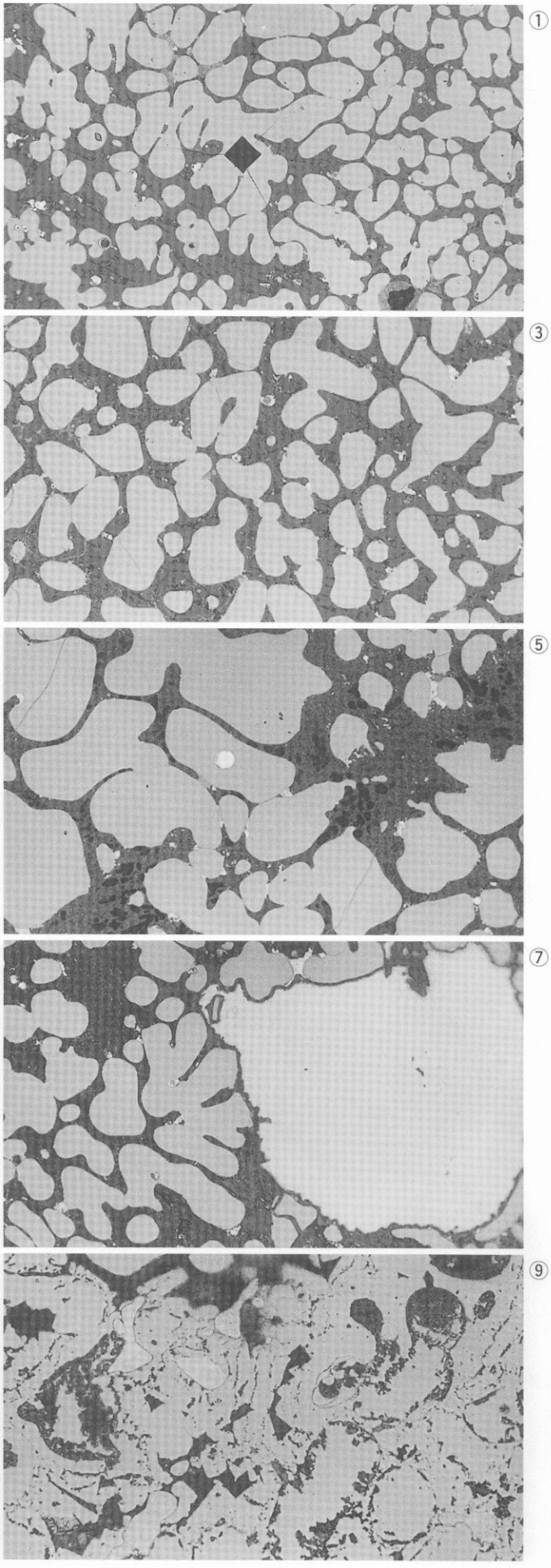
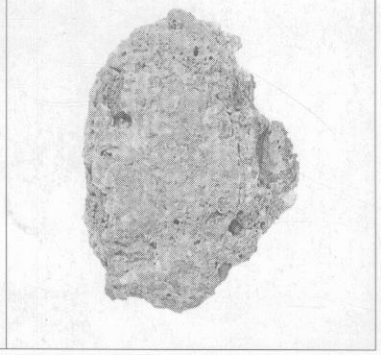
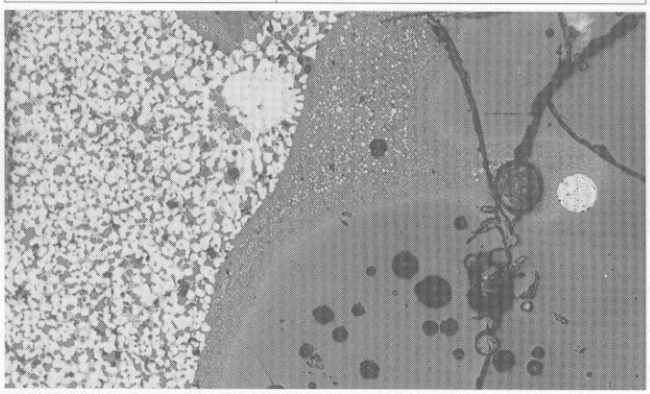
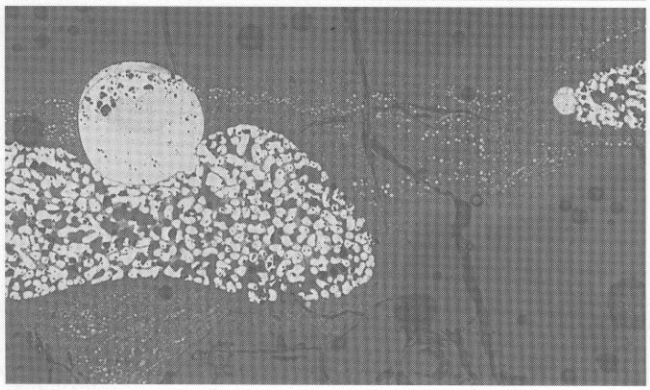


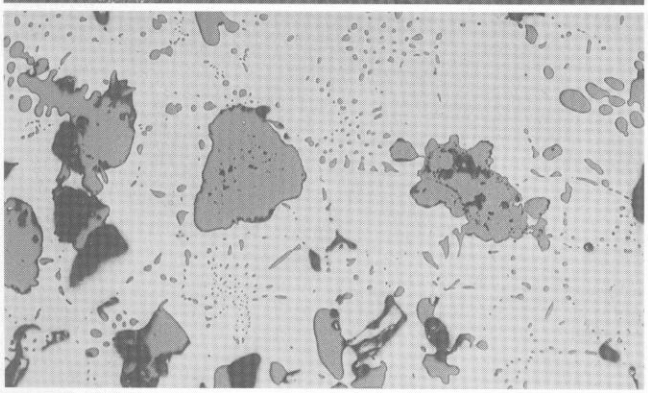
Fig.244　銅滓の顕微鏡組織

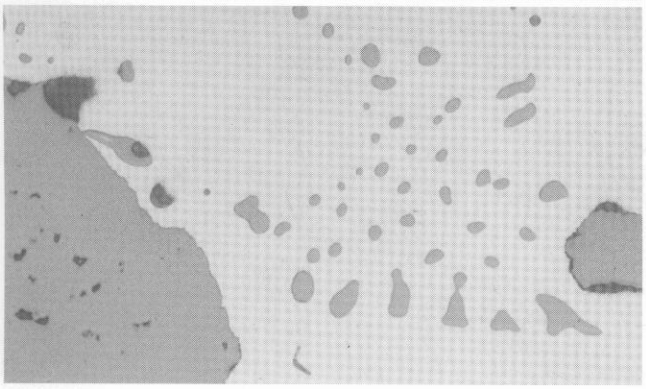
ＤＺＩ-5（1）
坩堝片？（銅塊付着）
①～⑤10%過硫酸アンモニウムetch
①×50　付着銅塊：外面表層部・付着ガラス質滓部分
②③×100.④×100⑤×400
①の拡大.②③ガラス質滓中微小晶出物と錆化銅粒
④⑤銅塊（α相）











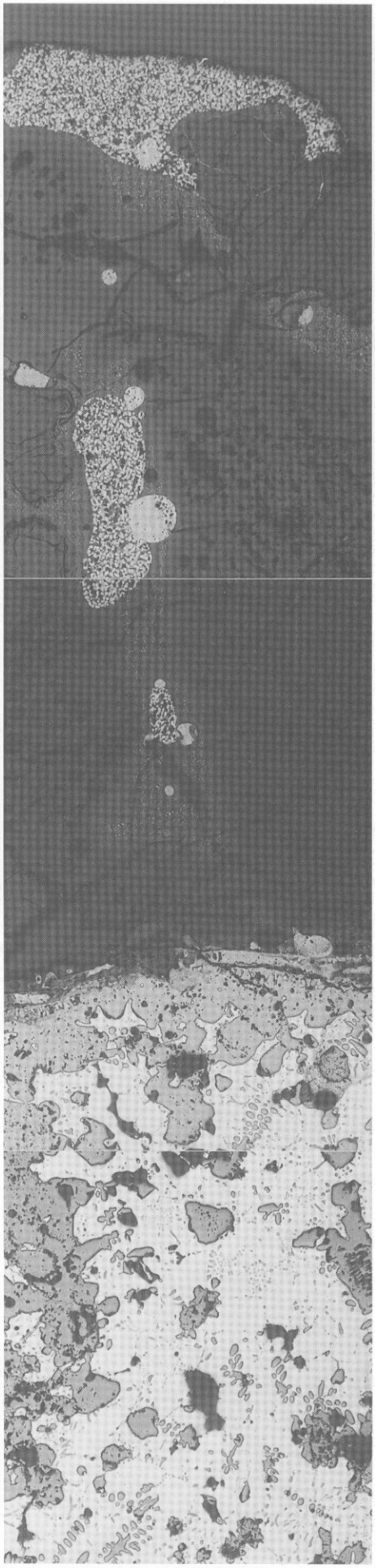
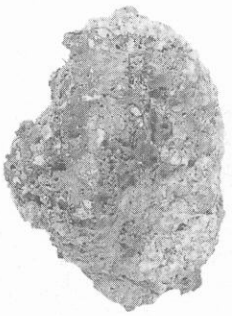


Fig.245　坩堝片（銅塊付着）の顕微鏡組織

ＤＺＩ-5（2）
坩堝片？（銅塊付着）
①～⑨10%過硫酸アンモニウムetch
①×50②×100③×400　銅塊（α相）、錆化銅腐食剥落痕跡
④～⑨×200　硬度圧痕：④29Hv.⑤51Hv.⑥53Hv ⑦54Hv.⑧95Hv.⑨108Hv



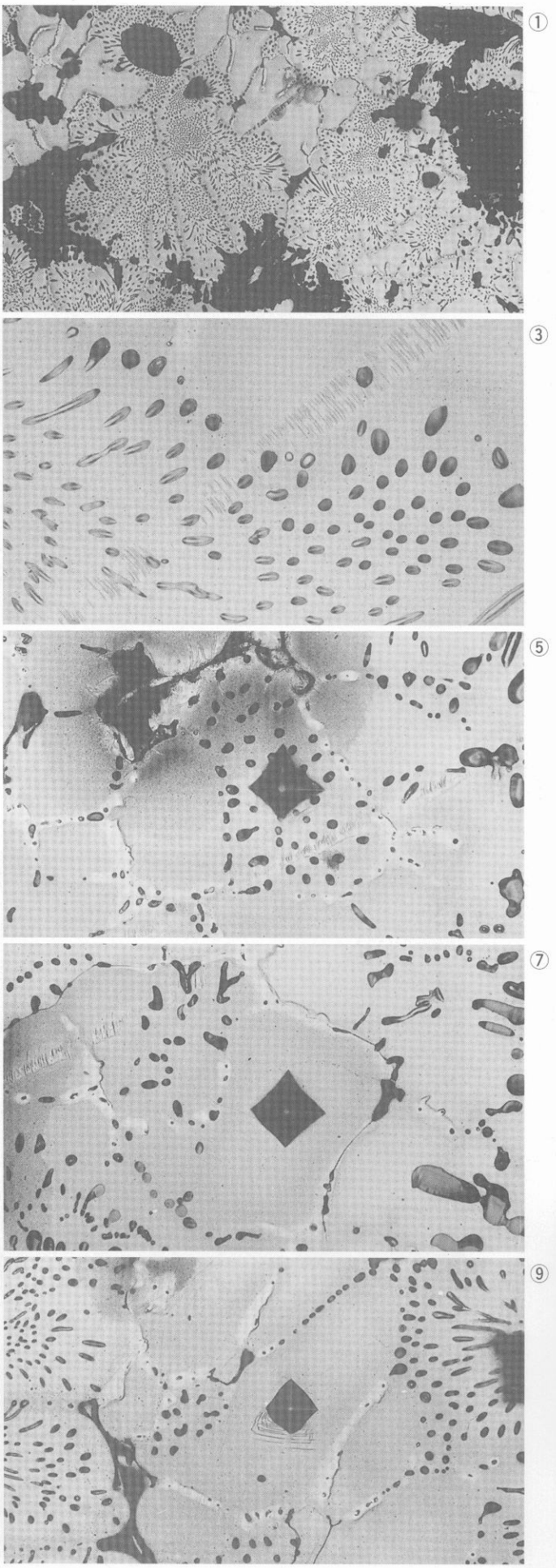
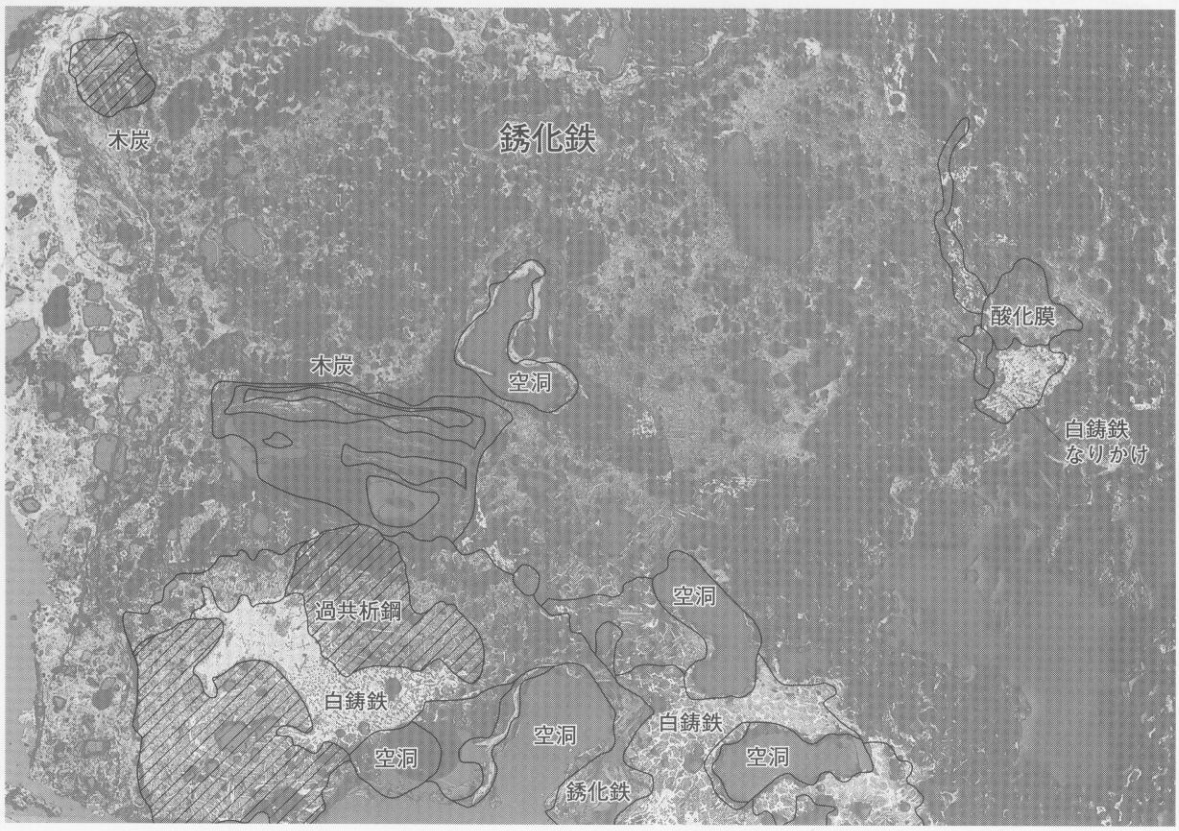


Fig.246　坩堝片？（銅塊付着）の顕微鏡組織



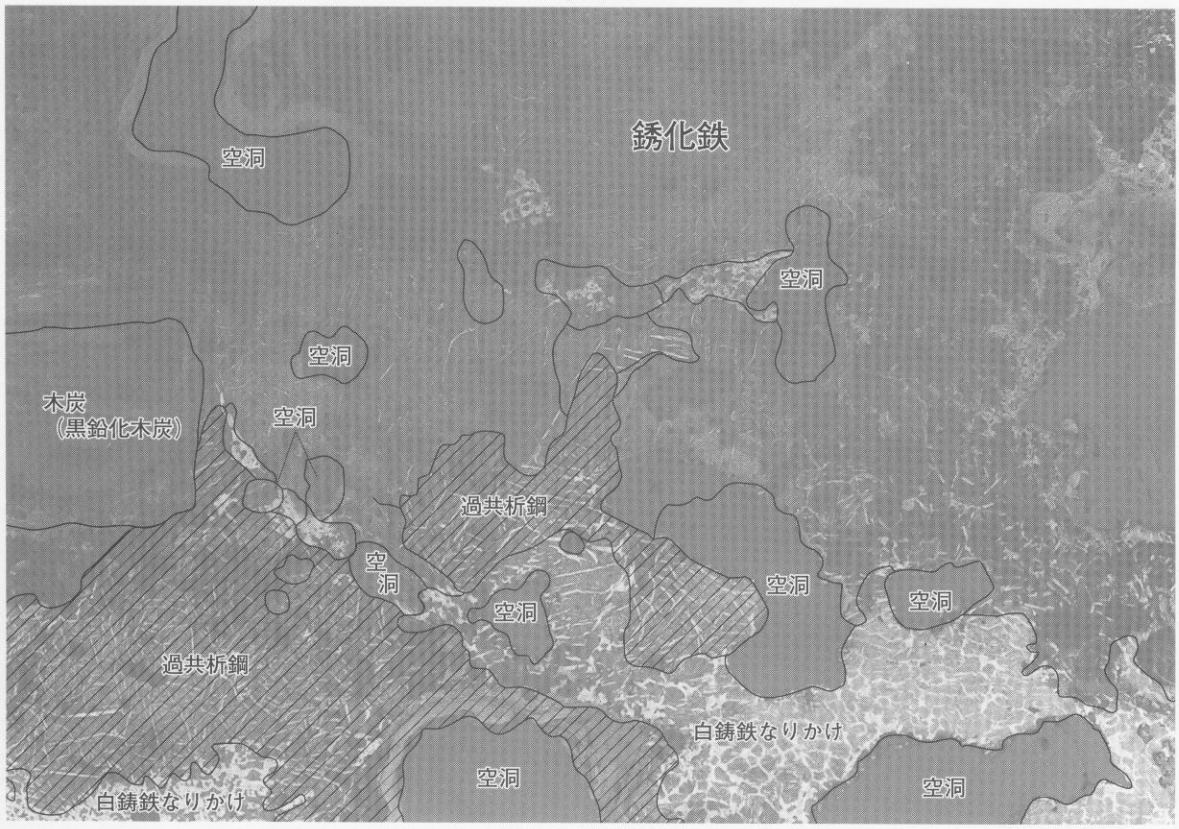
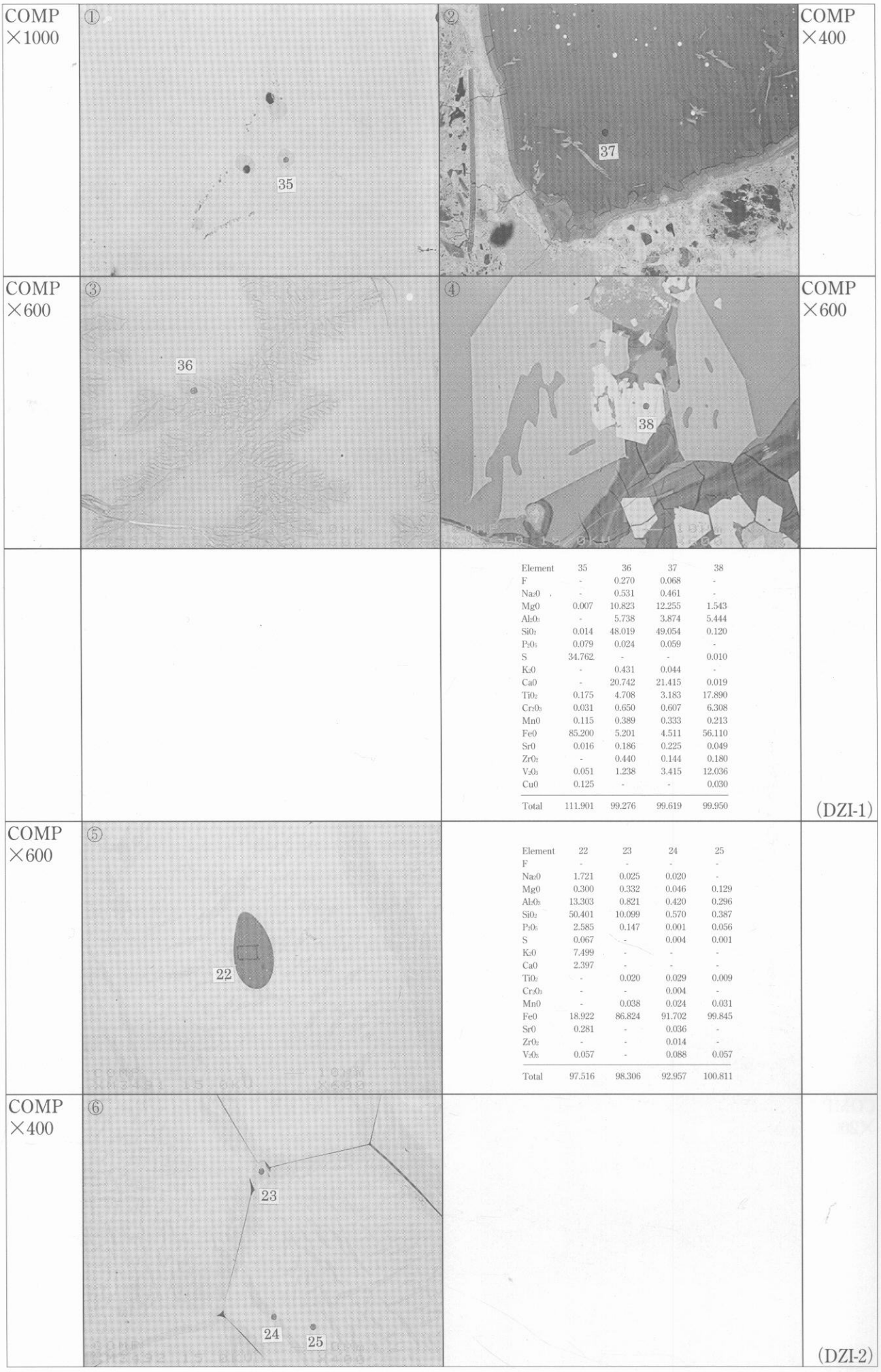


Fig.247　鉄塊系遺物（DZI-1）のマクロ組織（上段×5，下段×10）



(DZI-1)

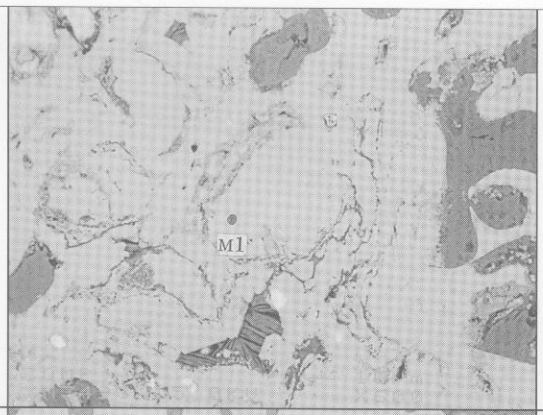
Element	35	36	37	38
F	-	0.270	0.068	-
Na_2O	-	0.531	0.461	-
MgO	0.007	10.823	12.255	1.543
Al_2O_3	-	5.738	3.874	5.444
SiO_2	0.014	48.019	49.054	0.120
P_2O_5	0.079	0.024	0.059	-
S	34.762	-	-	0.010
K_2O	-	0.431	0.044	-
CaO	-	20.742	21.415	0.019
TiO_2	0.175	4.708	3.183	17.890
Cr_2O_3	0.031	0.650	0.607	6.308
MnO	0.115	0.389	0.333	0.213
FeO	85.200	5.201	4.511	56.110
SrO	0.016	0.186	0.225	0.049
ZrO_2	-	0.440	0.144	0.180
V_2O_3	0.051	1.238	3.415	12.036
CuO	0.125	-	-	0.030
Total	111.901	99.276	99.619	99.950

(DZI-2)

Element	22	23	24	25
F	-	-	-	-
Na_2O	1.721	0.025	0.020	-
MgO	0.300	0.332	0.046	0.129
Al_2O_3	13.303	0.821	0.420	0.296
SiO_2	50.401	10.099	0.570	0.387
P_2O_5	2.585	0.147	0.001	0.056
S	0.067	-	0.004	0.001
K_2O	7.499	-	-	-
CaO	2.397	-	-	-
TiO_2	-	0.020	0.029	0.009
Cr_2O_3	-	-	0.004	-
MnO	-	0.038	0.024	0.031
FeO	18.922	86.824	91.702	99.845
SrO	0.281	-	0.036	-
ZrO_2	-	-	0.014	-
V_2O_3	0.057	-	0.088	0.057
Total	97.516	98.306	92.957	100.811

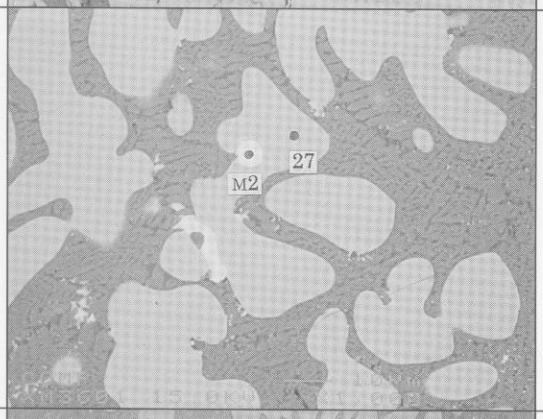
Fig.248　上段：鉄塊系遺物（DZI-1），下段：滓（DZI-2）の反射電子像と定量分析値

COMP
×600



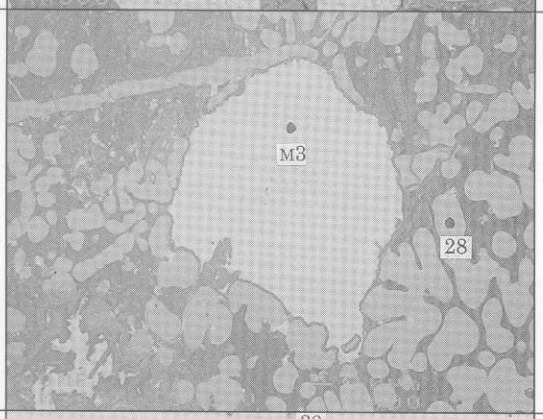
Element	M1	M2	M3
0	7.749	-	7.587
Cu	91.781	93.166	92.089
Fe	0.470	5.805	0.324
Sn	-	1.029	-
Total	100.000	100.000	100.000

COMP
×1000



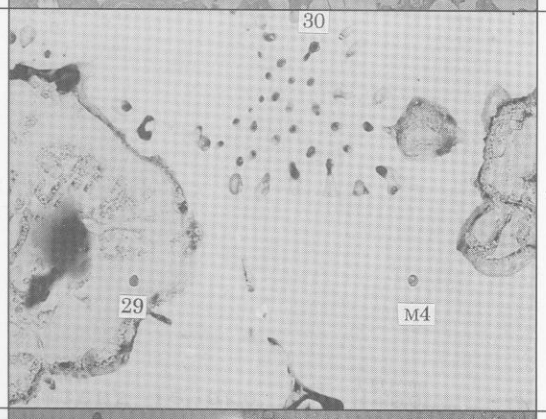
Element	27	28
F	-	-
Na_20	0.008	-
MgO	1.550	1.719
Al_2O_3	0.744	0.780
SiO_2	0.043	0.074
P_2O_5	-	-
S	0.005	-
K_2O	-	-
CaO	0.256	-
TiO_2	0.076	0.055
Cr_2O_3	0.008	-
MnO	0.244	0.165
FeO	96.219	96.580
SrO	0.036	-
ZrO_2	-	-
V_2O_5	-	0.047
CuO	-	-
Total	99.188	99.420

COMP
×400



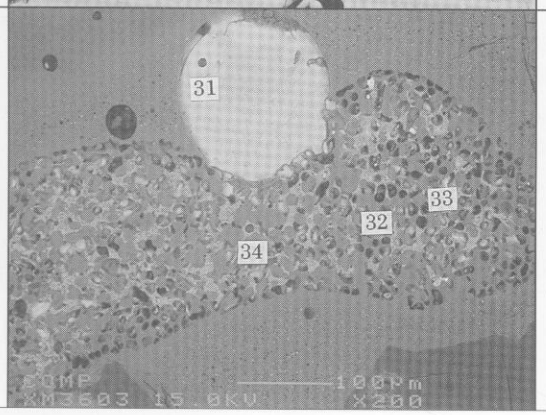
(DZI-4)

COMP
×400



Element	M4
0	-
Cu	100.000
Fe	-
Sn	-
Total	100.000

COMP
×200



Element	29	30	31	32	33	34
F	0.159	-	0.223	-	-	-
Na_20	0.059	0.023	-	0.223	0.501	0.202
MgO	0.002	-	-	0.253	0.487	0.741
Al_2O_3	-	0.181	0.135	1.187	3.547	0.279
SiO_2	0.023	0.330	0.505	27.049	70.460	30.037
P_2O_5	0.133	0.163	0.127	0.020	0.068	0.093
S	-	0.074	0.004	0.014	-	0.023
K_2O	0.002	-	0.043	2.073	2.325	0.264
CaO	-	0.002	-	0.660	1.149	0.121
TiO_2	-	-	-	0.127	0.221	1.603
Cr_2O_3	-	0.091	-	0.015	-	-
MnO	-	-	0.027	0.084	0.074	0.131
FeO	0.027	0.606	0.138	5.102	6.179	20.398
SrO	-	-	0.005	0.189	0.402	0.388
ZrO_2	0.019	0.066	0.028	0.003	0.007	0.019
V_2O_5	0.023	0.023	-	-	-	0.048
CuO	125.741	131.857	123.795	6.904	10.488	35.233
Total	126.121	133.398	124.935	43.900	95.908	89.574

(DZI-5)

Fig.249　上段：鉄塊系遺物（DZI-1），下段：坩堝片？（DZI-5）の反射電子像と定量分析値

第Ⅷ章 考　察

（1）遺　構

1）遺構の期別設定

政庁の建物については，部分的であるが，ほぼ網羅的に調査を実施している。調査次数では，1・1次補足・2・6・15・26・30・30次補足・41・49・180次の計11箇所の調査を実施している。発掘調査は，表面に露出している第Ⅲ期礎石により建物を復原された鏡山猛案に基き，実施してきた。その結果，各調査区内から時期差のある遺構を検出した。最初に着手した第1次調査（南門・中門），特に中門地区においては，3時期の遺構の重複を確認した。このことから，南門・中門それに接続する築地や回廊及び各調査区における検出遺構をⅠ～Ⅲ期に分け，それを基準にその後の調査を実施してきた。各調査区においては，おおむね当初の期別設定と大きく矛盾するものではなかった。

鏡山復原案

また，政庁における最も新しい調査である正殿跡の調査（第180次調査）によって，これまでの調査で設定された期別について検証するとともに，遺構の規模・時期等最終確認を行った。幸いに，正殿の基壇や周辺部の遺構の保存状況が良好であり，層位の関係についても，これまでの調査の層位について実証し，把握するに足る内容であった。そのことから，最終的な期別設定が可能となり，第Ⅴ章ではⅠ期遺構とⅡ・Ⅲ期遺構とに分けて記してきた。しかしながら，各調査区間はかなりの距離があり，調査区が連続していないので，それぞれの地区（調査次数）で土層の堆積状況や遺構の検出状況に若干の違いがみられる。

ここでは，それぞれの地区で個別に期別設定を行い，遺構群として把握しておくことにする。政庁の場合は，Ⅲ期の遺構が非常に良く残っているため，その下層の遺構を追求するのにかなりの制約がともない，明瞭な結論を得られない部分も多々ある。一方，遺構の残存が良好であるため，それを基準とした遺構の相互関係や層位による先後関係の把握が比較的容易であり，また，各地区における遺構の連続性をきわめて正確に整合できるという特徴がある。

期別設定の大きな要素は，整地層と遺構の関係，遺構相互の重複関係，遺構間の対称性と平面の類似性が中心である。そして，基壇を有する礎石式の建物群とそれ以前の遺構群とを大きく2分し，それをもとに，それぞれを細分する。礎石式の建物の下層の遺構群をⅠ期，礎石式建物の当初のものをⅡ期，建て替えられたものをⅢ期とした。Ⅱ期とⅢ期の期別の根拠は，大きな火災が画期となる。

期別設定の要素

Ⅰ期は第1整地層上に構築される遺構群で，建物や柵は全て掘立柱式である。Ⅱ期は礎石式の建物（例外として，SB500aが掘立柱式）で，それに伴う溝や土壙等の遺構である。基壇を有するか，基壇化粧が残存する（多くはⅢ期のものであるが，構造が殆ど類似していることからⅡ期も同じものとみることができる）。このことから，Ⅰ期遺構とⅡ期遺構とは層位的に判別が容易である。そして，Ⅱ期とⅢ期は火災に関連する検出状況をもとに，第2整地層と第3整地層との違いと遺構相互の重複関係から判別が可能である。以下，各調査地区検出の遺構について，これまでの期別設定をまとめてみたい。

各地区における期別設定の概要

1．南門地区の遺構（第1次調査）

第1整地層に切り込む南北溝SD006は，Ⅱ期基壇の下層にあり，Ⅰ期遺構とすることができる。Ⅱ期南門SB001Aは，礎石の据え付け穴の根石と基壇化粧の一部が残存しているが，据え付け穴の位置からするとⅢ期と同規模とみてよさそうである。この基壇に伴う鎮壇遺構としてSX008がある。この遺構は，Ⅱ期南門の築造年代の有力な決め手となる。南門に取り付く築地には，Ⅱ期の前面築地SA002A（第6次調査の西南隅部）が残存する。Ⅲ期南門SB001Bは，礎石据え付け穴がⅡ期と同位置に重なるようにある。前面築地のⅢ期SA002Bについては，不明である。門基壇の西側で検出された土壙（瓦溜）SK011・012・013は，Ⅲ期南門の造営に伴うもので，そこから出土した遺物は，その造営年代を知る手掛かりになる。

土壙(瓦溜)

2．中門地区の遺構（第1次調査）

第1整地層に切り込むⅠ期遺構として掘立柱建物3棟（SB040・042・043）と柵4条（SA016・017・044・045）がある。SB040と043はⅡ期中門基壇及び回廊基壇と重複し，その下層に位置する。これらは柱穴の切り合いから3小期に分けられる。SB040と042では040が先行する。また，SA044と045ではSA044が先行する。Ⅱ期中門SB005Aは，礎石3個が残存するが，礎石の据え付け穴等の痕跡はない。3個の礎石はⅢ期の礎石据え付けの根石として使用されており，Ⅲ期の中門SB005Bと同規模が想定される。門の西南と東南には衛門舎SB023A・024Aが対称に位置する。そして，Ⅱ期基壇の築造に伴う鎮壇遺構SX020がある。また，Ⅱ期造営に伴う整地段階の地鎮遺構SX015がある。いずれも，南門同様にⅡ期中門の造営年代を知る最も重要な遺物である。Ⅲ期は基壇積土の殆どが削平されているが，6個の礎石が残存し，東・西に取り付く回廊には，2個の礎石が残っている。内1個は原位置を保つ。

地鎮遺構

3．回廊西南隅地区の遺構（第6次調査）

この地区では，Ⅰ期遺構は検出していない。Ⅱ・Ⅲ期回廊と築地を検出した。Ⅱ期南面回廊（中門から東西に延びる）SC022Aと西面回廊（南面回廊に直交して，北へ延びて正殿へ取り付く）SC060Aが接続する地点である。Ⅱ期はa・bの2小期に分けられる（先の報文ではⅠ・Ⅱ期回廊）。西面回廊端の梁間中心の礎石が1個のみ残存しているだけで，礎石は残っていないが，ⅡA・b期の基壇化粧等はⅢ期より残存状況が良好である。ⅡA・aは南側基壇化粧石4個が残存するのみである。ⅡA・b南側の基壇化粧はほぼ完存している。そしてⅢ期南面回廊SC022Bでは基壇化粧の石は殆ど残っていない。中門の西側に取り付く回廊はⅢ期と考えたが，基壇化粧石の保存状況は良好で，西南隅部の状況と異なり，基壇化粧を見る限りその連続性にやや疑問が残る。

一方，前面築地については，南面部SA002は西端で上・下2時期がみられ，また，南面回廊の取り付き部では3時期みられた。検出部分に距離があり，また西面部が後世の攪乱により遺構が殆ど失われて連続性に欠けているため，時期別に整合性がなく，やや複雑さを呈している。まず，南面部の築地SA002Aは先の概報では，下層築地に期別されている。また，SA002Bは上層築地に設定される。そして，南面回廊との接続部では，回廊同様にⅡ期にa・bの2小

期が設定され，その後にⅢ期が設定できる。南面部の下層築地（SA002A）と西面部のⅠ・Ⅱ期築地（SA004A），上層築地（SA002B）とⅢ期築地（SA004B）が期別的には合致する。そして，回廊の場合と同じく，南門との接続部の築地との関係では，下層築地が基壇化粧の石積みの状況等から南門検出の築地に合致する。すなわち，南門及び中門に残る基壇化粧の石積みはⅡ期のものである可能性が強い。しかしながら，回廊の取り付き部で確認されたⅢ期築地及び上層築地の解釈が困難である。

根拠には薄いが，先の報告でⅢ期回廊・築地，そして上層築地が政庁最終期の遺構状況を示すとするならば，Ⅲ期にa・bの2小期の設定が必要であろう。南面回廊SC002B・a・bと前面築地SA002B・a・b期の設定である。

南面回廊SC022の北側で検出したSB065は，時期・規模等不明であるが，Ⅲ・b期の設定が可能ならば，西脇殿SB545との関係からも解釈が容易である。

4．回廊東北隅地区の遺構（第15次調査）

ここでは3期にわたる遺構が検出された。Ⅰ期遺構として第1整地層に切り込む掘立柱建物SB360を検出した。北面回廊SC340と重複し，基壇下層に建物の北半部が重なる。SC340は2時期あり，南面回廊SC022A・B，西面回廊SC060A・Bと同じである。Ⅱ期礎石は北面回廊端の梁間の中心にある礎石（西面回廊端SC060Aの端にある礎石と同じ）1個が残存する他は，礎石据え付け穴と根石を残すのみである。Ⅲ期のSC340B・350Bは，殆どの礎石が調査範囲内には残存している。

5．後殿・後面築地東北隅地区の遺構（第26次・49次調査）

ここではⅠ期遺構は検出していない。後殿には時期の異なる重複する遺構はみられない。ただ，基壇化粧の瓦積みに使用されている瓦が平安期のものであり，補修的なものとみられているが，Ⅲ期には確実に存在していたことを示している（SB1370B）。Ⅱ期に存在していたかについては，確定できないが，存在していたと考えるのが自然かと思われる。

基壇化粧の瓦積み

そして，その東北部でⅡ・Ⅲ期の2棟（SB500・510）の建物を検出した。建物の切り合い関係から，SB500が先行する。焼土の整地関係からSB510は火災後，すなわちⅢ期に建てられている。SB500は当初掘立柱建物であったが，後に規模・構造の同じ礎石建物に建て替えられている。建て替えの時期はⅡ期とⅢ期の間で，期別的にはⅡ期のb小期と言うことになろう。ここではⅡ期にa・bの2小期の期別設定ができる。この建て替えの時期については不明である。

6．脇殿地区の遺構（第30次・30次補足調査）

この地区ではⅠ期遺構は確認されていない。西脇殿ではⅢ期建物を確認したが，他でみられたような建物の礎石据え付け穴の重複はなく，Ⅱ期の建物については明らかでない。周辺部には焼土がみられ，Ⅱ期の建物は火災に遭ったことは確かであろうが，建て替えの形跡はみられない。基壇化粧にもやり直しの痕跡は窺えず，Ⅱ期のものをそのままⅢ期に使用した可能性が考えられる。SB545基壇の西側で検出した南北石列SX086は，回廊西南隅部で検出したSB065の基壇化粧と似ており，この建物の西側の基壇の延長部と考えられないこともない。しか

焼　土

しながら，この石列に連続するものは，この周辺では確認できず，詳細については不明である。現存する礎石は堺積基壇と同時期であり，SB545の基壇化粧は残存状況が必ずしも良好ではないが，SB550の基壇線と合致し，また礎石据え付け穴と根石が残存していることから，SB065を新規に建て替えた建物とすることはできない。もし，重複する建物が存在したとしても，性格・機能は異なったものといえる。Ⅲ期のｂ小期を設定する根拠には，資料的に乏しい。Ⅱ期についても不確定様相が多いが，ここではⅡ・Ⅲ期の期別設定をしておきたい。

7．北門・後面築地地区の遺構

ここでは，3時期の遺構の重複を確認した。Ⅰ期は上層のⅡ・Ⅲ期の北門及び後面築地の基

SX1061

壇下層から検出した柵2条（SA1064・1065）と基壇遺構SX1060である。北門SX1061については明確な遺構が確認できず，明らかでないが，北面部築地SA505にはⅡ・Ⅲ期の2時期がある。

8．正殿地区の遺構

正殿跡検出の遺構は，第1整地層上に構築される遺構と第2整地層（赤橙色）の上に基壇を有するⅡ・Ⅲ期の遺構に分けられる。第1整地層上に構築されたⅠ期遺構として，掘立柱建物SB122・120・121・123があり，柵SA110・112・113，溝SD125・126がある。これら建物及び柵はいずれも掘立柱式である。そして，これらの遺構は重複状況から，さらにａ～ｃの3小期に細分される。Ⅰａ期として掘立柱建物SB122，柵SA111があり，政庁創設期の当初の遺構

政庁創設期

である。Ⅰｂ期として，掘立柱建物SB120・121，柵SA110・112，溝SD125・126がある。この期の遺構は創設期の盛期を示すと考えられ，第Ⅱ期の前段階的建物配置とみることもできる。Ⅰｃ期として，掘立柱建物SB123，柵SA113，暗渠施設SX133がある。これは第Ⅱ期造営に関わる遺構であり，Ⅱａ期としても差し支えない遺構である。Ⅱ期は礎石式で，凝灰岩切り石の基壇化粧を有する建物SB010Ａである。Ⅲ期はⅡ期基壇上面に積み土をし，嵩上げをして礎石を据えつけている。SB010Ｂがその建物である。基壇では火災との関係は明瞭ではないが，基壇の周辺部には焼土が確認され，先後関係を知ることが可能である。

政庁の期別設定

以上，各地区における期別設定を試みた。ここではそれを整理し，政庁の全体的視点で時期区分をしてみたい。先記したように，第1次調査の南門・中門跡で大きく3期に大別できる遺構を検出したことにより，この時期区分を基準として各地区の遺構を期別に分けて記してきた。そして，基壇と礎石を有する最も残存状況の良好なⅢ期遺構を基準として，遺構相互の重複による先後関係，層位による関係から期別設定をしてきた。Ⅲ期遺構は全体的・普遍的に認められ，断片的な調査にもかかわらず，遺構の相互関係や連続性が比較的明瞭である。さらに，Ⅱ期とⅢ期が大きな改変を行わずして建て替えられていることは，期別設定の煩雑さを少なくすることとなっている。しかし，一方ではその間のいくつかの変遷があったのであろうが，それ

期別設定の細分化

に応じた時間的な変遷を遺構の上で，具体的かつ明確に細分化できにくいという側面も生じている。すなわち，大きな期別設定は比較的容易であるが，その細分化についてはやや困難さを

伴う。Ⅰ～Ⅲ期の期別設定による各地区検出の遺構をまとめTab.23に示した。ある地区においては，小期の設定が可能な所もあるが，その小期が部分的なものか，全体的に通じるものなのかは即断できないところである。しかし，最初に設定したⅠ・Ⅱ・Ⅲの期別設定は，政庁全体の遺構の期別設定として考えても大きな矛盾はなく，ここでもこの期別設定に従った。

これまで，年度の概略報告で示してきたように，各地区における遺構の期別についてはさほどの変更はみられない。しかしながら，Ⅰ期の掘立柱建物については，未だ全体の規模・配置等把握できていないが，正殿地区の調査（第180次）により，層位の関係からいくつかの時期の設定の可能性が予見できるようになり，次項で一案を提示した。

Ⅰ期遺構の時期変遷

Tab.23 遺構の期別設定

次数	地　区	Ⅰ　期	Ⅱ　期	Ⅲ　期
1	南門	溝SD006	礎石門建物SB001A 前面築地SA002A 鎮壇遺構SX008	礎石門建物SB001B 土壙SK011・012・013
1	中門	掘立柱建物SB040・042・043 柵SA016・017・044・045 土壙SK029	礎石門建物SB005A 衛門舎SB023A・024A 南面回廊SC022A 溝SD025・027・028 鎮壇遺構SX020 地鎮遺構SX015	礎石門建物SB005B 衛門舎SB023B・024B 南面回廊SC022B 土壙SK026
6	回廊西南隅		南面回廊SC022A 西面回廊SC060A 前面築地SA002A・004A 暗渠遺構SX064A 鋳造遺構SX070	南面回廊SC022B 西面回廊SC060B 前面築地SA002B・004B 暗渠遺構SX064B 基壇建物SB065
15	築地東北隅	掘立柱建物SB360	東面回廊SC350A 北面回廊SC340A 後面築地SA335A・505A 暗渠遺構SX356A 鋳造遺構SX353 石敷遺構SX346A	東面回廊SC350B 北面回廊SC340B 後面築地SA335B・505B 暗渠遺構SX356B 石敷遺構SX346B
26	築地東北隅	腐植土層Ⅱ・Ⅲ	掘立柱建物SB500a・b 後面築地SA335A・505A 土壙SK507・514	楼建物SB510 後面築地SA505B・335B
30	脇殿		西脇殿SB545A・550A	西脇殿SB545B・550B
30補	内庭		内庭SX088A 石敷遺構SX551A・081A	内庭SX088B 石敷遺構SX551B・081B
41	北門	柵SA1064・1065 柵SX1062	北面築地SA505A 門遺構SX1061 土壙SK1059・1063・1066	北面築地SA505B SB1060
49	後殿		後殿建物SB1370	後殿建物SB1370
180	正殿	掘立柱建物SB120・121・122・123 柵SA110・111・112・113 溝SD125・126・127	正殿建物SB010A	正殿建物SB010B

2）各期遺構の変遷

これまで，検出した遺構をⅠ～Ⅲ期に期別設定を行い，各期の遺構群として捉えてきた。ここでは，さらに各期遺構の変遷を検討してまとめとしたい。

Ⅰ期遺構

Ⅰ期の遺構が検出されたのは，第１次調査の南門・中門地区，第15次調査の東北隅回廊，第

41次調査の北門，それに第180次調査の正殿の調査である。その中で最もⅠ期遺構が密にあったのは，第180次調査である。正殿付近にⅠ期遺構が他の地域に比べて集中することは，Ⅱ・Ⅲ期にこの場所に正殿が設定されたことと関連すると考えられる。すなわち，この地域がⅠ期において条件的に非常に良好な場所であったとみられるからである。中門・正殿の調査では，Ⅰ期の遺構は，柱穴等の切り合いから少なくとも3時期が考えられる。

良好な場所

Ⅰ期遺構の3時期設定

まず，中門跡で検出した遺構についてみてみよう。掘立柱建物SB040とSB042については，明らかに重複しており，先後関係があるのであるが，発掘調査時点ではSB042については建物としての認識がなく，今回の報告時の図上復原・検討により建物としたもので，重複の先後関係については，必ずしも明らかではない。

次に，正殿周辺から検出したⅠ期遺構についてみてみよう。検出したⅠ期の遺構として，掘立柱建物4棟，柵4条，溝3条，暗渠1基などがある。このうち，Ⅱ期正殿の基壇積土の下層にあり，層位の関係から時間的に先行する遺構は，SB120・SB123・SA110・SD125・SX133である。また，SB123・SX133は，遺構の切り合い関係からSA110（SB120）に後出するため，Ⅰ期終末におけるものである。これら遺構群の特徴として，いずれも柱が抜き取られ，Ⅱ期の整地層である赤（橙）褐色粘土が埋め込まれている点である。また，溝SD125も人為的に埋められ，上部も同じ粘土で埋められている。大宰府では，掘立柱建物の建て替えに際して柱を抜き取ることは全くと言ってよいほど例がなく，正殿の下層遺構である先述の例が初めてである。

柱の抜き取り

この状況は，この場所に建つべき建物（正殿）の計画がすでにあり，その準備であることが想定され，これらの遺構群はⅠ期の最終段階に置かれたとみられる。これらの遺構に先行するものとして，SB122・SA111がある。

以上の遺構群を検出状況によって整理すれば，大きくはSB122・SA111の存続時期，SB120・SB121・SA110・SD125の存続時期との2時期に分けることができる。さらに，SA112の段階やSB123・SX133の段階を考慮すれば4時期に細分できる。正殿周辺においては，SB122やSA111をⅠ期開始期，SB120・SB121・SA110・SD125などをⅠ期最終期として位置付けることができよう。

4時期に細分化

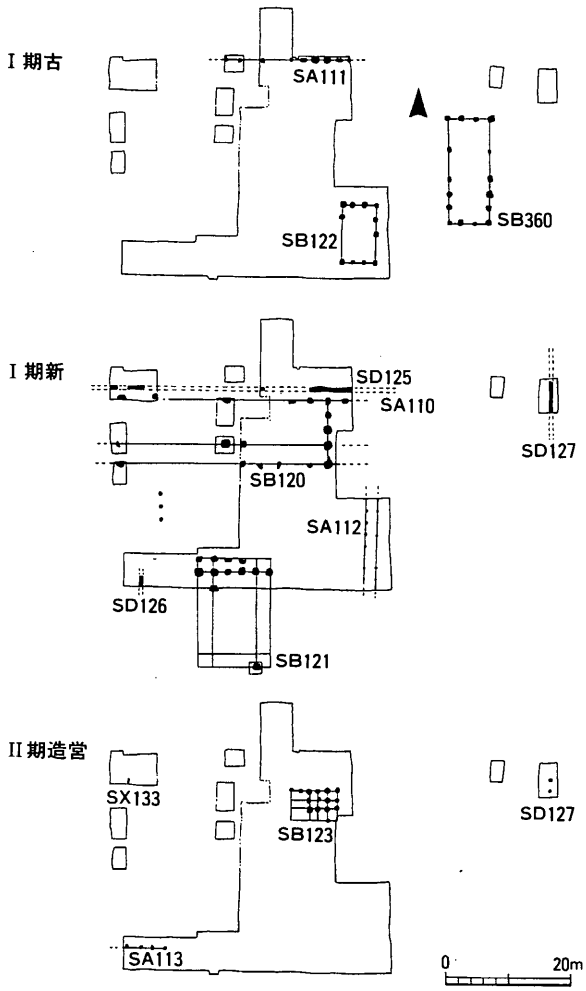


Fig.250　正殿地区Ⅰ期遺構変遷図（1／1,200）

そしてⅠ期遺構群の中で，その位置付けが微妙なものとして掘立柱建物SB120がある。この建物はⅡ期の正殿基壇や回廊と重複し，その軸線もほぼ合わせている。しかしながら，Ⅱ期正殿の基壇下に柱穴の殆どが存在するため断片的にしか確認できないこともあり，明確な規模等を把握できていない。

SB120の復原案

今回，確認し得た柱穴から二つの復原案を考えてみた（Fig.36の復原案参照）。一つは，Ⅰ期の最終段階の建物SB121との関係で復元される桁行11間×梁行4間の東西棟の建物である。そして，もう1案は東側の回廊部分に主要建物を復元し，正殿基壇の前面部分で検出した東西の柱列を回廊的なものに考える案である。両者とも確定的用件に欠けており，現段階では可能性のある復原案を提示するのみであるが，いずれにしても，Ⅱ期正殿のほぼ同じ位置に，それに先行する建物とみられる遺構が存在することが判明したわけである。

造営年代

Ⅰ期遺構には，中門跡付近で検出した掘立柱建物や柵の重複関係から少なくとも3時期の年代差があること。また，正殿の直下とその周辺部から検出した掘立柱建物・柵・溝等は4時期に細分できることが，遺構の切り合いや層位関係から指摘できるようである。Ⅰ期遺構はいわゆる大宰府の創設期の遺構であり，この遺構の年代とそのあり方は草創期の大宰府を考える上で極めて重要である。年代の手掛かりとして，最も良好な資料は，正殿周辺部で検出したⅠ期遺構である。以下，この調査結果を中心に検討してみよう。

Ⅰ期の開始期にあたるものとして，掘立柱建物SB122や柵SA111がある。SB122に関わる暗茶色土の整地層から出土した土器で主体となるものは，6世紀末から7世紀初頭に位置付けられるものがある。また，掘立柱建物SB120・SB121，柵SA110，溝SD125などはⅠ期の最終期に考えられる。そして，これらの遺構に関わる遺物の多くは，8世紀第1四半期初頭に位置付けられる。出土土器の様相からみた年代では，開始期の遺構と最終期の遺構には約半世紀の隔たりがある。ここで問題になるのは開始期の年代である。大宰府の成立については，必ずしも全てが明らかではないが，現在地にその拠点を置いたのは，少なくとも「白村江の戦い」による敗戦を契機として始まった水城・大野城・基肄城等の築造が行われた天智4・5年(663・664)頃と密接な関係を考えてきた。しかしながら，この期に明らかに存在すると認められる掘立柱建物等の遺構は少なく，まとまりのあるものはない。中門や北門周辺で検出された方位が不揃いな柵遺構を主体としたものと，開始期の遺構とみられるSB122やSA111がその時期の遺構と考えることは可能であろう。

Ⅰ期遺構の開始

Ⅱ期遺構

Ⅰ期からⅡ期への変遷においてみられる政庁の最大の特徴は，なんといってもその建物構造と配置であろう。Ⅰ期の建物群が掘立式であるのに対して，Ⅱ期政庁を構成する建物のほとんどが礎石を用いて建てられていることである。鏡山猛は地表面に残る礎石群から，平城宮の朝堂院あるいは平安宮の豊楽殿に相応するものと推察し，都城の建物配置様式に倣ったものとした。そして，工藤圭章も若干の違いがあるもののその配置様式を推定した。発掘調査の結果も，朝堂院形式の建物配置で構成されていることが明らかとなった。

工藤圭章案

まず，南端に南門SB001A，その奥に中門SB005A，さらにその奥に政庁の中心的建物であ

朝堂院的配置

る正殿SB010Aがあり，その背後には後殿SB1370が控え，その奥に北門SX1061が配置される。これらの建物は中心線を揃え一直線上に並ぶ。南門からは前面築地SA002・003・004が東西に延びる。そして，中門からは回廊SC022A・350A・060Aが延び正殿に取り付く。回廊は東西・南北106ｍ（回廊基壇の内側の距離）で，正方形を呈した広い空間となる。いわゆる内庭である。東西の両端には各々２棟の脇殿ＳＢ545・550・080・085を配する。また，北方の北門には築地（後面築地SA505・335・336）が取り付き，その内部には後殿をはじめとする建物が配される（築地東北隅地区建物SB500ａ・ｂ・510）。

造営年代

Ⅱ期の造営年代について検討してみよう。これまでの調査による年代の手掛かりとして，南門跡ＳＢ001Ａと中門跡ＳＢ005Ａの基壇中から出土した須恵器の短頸壺２点がある。南門跡の壺には水晶，中門跡のそれには琥珀が埋納されていた。出土の状況からみて鎮壇具として用いられたことは明らかであり，Ⅱ期政庁の造営年代を決める有力な資料である。この短頸壺の年代については胴部の最大径の上昇ないし下降といった形態的変化，ないしは胴部の張りなどに注視すれば，８世紀の前半代を下らないものと考えられる。

次に正殿地区では，Ⅰ期遺構として位置付けているSB120・SB121・SD125などに関わる遺物は，柱痕跡に埋土と伴に埋め込まれたり，溝SD125埋土中より出土している。この出土遺物の中で廃絶期を示す資料は，第160次調査のSX4141や第85次調査のSD2340などの資料と比べた場合，やや古い要素を有している。Ⅰ期の最終期の遺構とみられるこれらに関わる遺物は８世紀第１四半期に位置付けられ，Ⅰ期遺構群の時間的下限もこの頃に求められる。Ⅰ期遺構の廃絶の時期は，すなわちⅡ期遺構の造営開始時期を示しているとみられる。

Ⅱ期遺構の開始

次にⅡ期の造営時期を考える資料として，後面築地SA505基壇積土の下層から出土した木簡がある。この木簡は一種の物品伝票的なものと考えられるもので，木簡記載の「筑志前」が筑前の古称であることから，690年代を遡らないものであり，その内容が藤原宮出土の木簡と類似していることなどから，７・８世紀の交する時期に位置付けられ，和銅年中（708～714）の前半を下限としている。

さらに，Ⅱ期の屋根に葺かれたとみられる瓦の資料から検討してみたい。Ⅱ期に使用されたとみられる瓦の中で，その出土量が最も多いのは，鴻臚館式と一般に呼ばれる軒先瓦で，周辺地域のこれまでの調査による出土状況とも考えあわせると，Ⅱ期の創設期に使用されたと考えられる。この瓦は奈良興福寺の創建瓦に酷似していることから，それと同時期もしくは近接した時期のものと理解する意見が多い。興福寺の創建については諸説があるが，和銅３年（710）が有力である。このことから，Ⅱ期の造営時期をこれとほぼ同時期か，この時期をさほど下らない時期に設定が可能である。

政庁では，Ⅱ期の造営にあたって全面を整地しており，その整地土層中から出土する土器，特に中門付近から出土した地鎮具として用いられた須恵器の長頸壺からみると，下限の年代を８世紀の第１四半期の中に考える事が可能である（当初，これを中門の鎮壇具としていたが，その後の補足調査により新たに中門基壇の中央部から短頸壺が出土した。長頸の壺は基壇の外側に埋設されていたことから，地鎮具としてもちいられたとみられる。年代的には，近年の調査例からすると８世紀第１四半期に考えられる）第Ⅱ期造営の契機となったのは，大宝令の制

定が大きな要因の一つとなり，それを機に造営・整備へと向かっていったと考えられる。政庁と一体となり，大宰府を構成していた水城と大野城のこれまでの調査成果をみると，城門の建て替え時期が政庁のⅡ期造営時期にほぼ期を同じくしているところがみられること。中枢施設の政庁のみではなく，羅城を構成していた諸施設にもおよんでいることは注目されよう。

大宝令の制定

出土遺物の上から，細かい造営年代を導き出すのは必ずしも容易ではないが，先記したように南門・中門から出土した3点の壺，正殿の基壇積土下層とⅠ期遺構の廃絶を示す埋土上層にみられる須恵期の坏・蓋・皿等は近年の調査による出土例と比較検討すると，8世紀の第1四半期の後半，さらに推定を許されるならば10年代の後半頃とすることはできないであろうか。後面築地の基壇下層から検出した贄の木簡から，築地の構築は和銅年中の前半以降間もない頃の可能性が指摘でき，また，鴻臚館式軒瓦がⅡ期創設期の瓦であり，これからみると和銅3年をさ程下らない時期の年代設定が可能である。

鴻臚館式軒瓦

さらに，Ⅱ期政庁の造営年代については，文献資料との対比からこれまでにいくつかの説が提示されている。これについては第Ⅸ章の八木充氏「筑紫における大宰府の成立」の中で詳しく述べられているので，そちらを参照頂きたい。そして，その中で指摘されているように，先行諸説と発掘調査の結果を考慮し，Ⅱ期政庁建物の造営期間は，和銅初年に着手し，霊亀年間におおかた竣工したこと，或いは養老に移る頃までには機構的な整備が一段落ついたとされるとの見解が示されている。この見解は，以上述べてきた発掘調査によって得られた造営年代とも矛盾はなく，この意見に収束されるといっても過言ではなかろう。

Ⅲ期遺構

Ⅱ期からⅢ期への移行にあたっては，後殿地区に変化がみられるだけでⅡ期の建物配置をほぼ踏襲し，あえてそれを再現しようとしたようでもある。そして，それぞれの建物についても，南門の基壇・築地・回廊等の規模に若干の拡張や縮小がされているだけで，大きく改変されたものではない。現在，現地で地表面に露出している礎石群は全てⅢ期のものであり，地下に埋没しているものでも礎石が現位置で確認されたものはⅢ期（最終期）のものである。

最終期のⅢ期

まず，南門については，基壇を全体的に0.6m拡張している。すなわち，南北及び東西でそれぞれ1.2mの拡張がみられる。当然ながらⅡ期とは高さや，屋根の軒の出に違いがみられる。鈴木嘉吉・沢村仁両氏の復原によれば，重層の屋根をもつ門で，正面中央と両脇に扉をもつ，五間三戸の二階建ての門である。正面には高さ約1.2mの階段が3箇所敷設される（調査では階段部が失われていたが，中門跡では3箇所の階段を確認しており，南門でもそのことから3箇所を推定復原した）。

次に中門では，南門同様に現地表に露出する礎石はⅢ期のもので，建物規模もⅡ期と同じである。3間×2間の建物であり，南門とは一回り小さい門であった。沢村仁氏の復原によれば，三間三戸の単層の八脚門で，正面の3箇所に階段が敷設されていることから，正面中央と両脇に扉をもつている。

Ⅱ期とⅢ期の規模の違いが明瞭な痕跡として確認できるのは，回廊である。西南隅部（南面回廊SC022・西面回廊SC060）と東北隅部（北面回廊SC340・東面回廊SC350）の2箇所の調査での復原ではあるが，梁・桁の柱間規模に違いがみられる。柱間の移動が明瞭に把握でき

るのは，北面回廊と東面回廊それに東北の入隅部である（第15次調査）。ここでは，Ⅲ期礎石のほとんどが残存し，Ⅱ期の根石もそのままに残されていた。北面回廊ではⅡ・Ⅲ期とも６間分を検出したが，Ⅲ期礎石の総柱間距離を測ると24.0ｍである。この数値から柱間寸法の平均値を割り出すと，１間4.0ｍが得られる。また，南面回廊の北側柱列（西南隅部）と北面回廊の南側柱列（東北隅部）との距離は109.2ｍとなる。これを先述の北面回廊の平均柱間4.0ｍで割ると27.3となる。すなわち，西面・東面回廊は27間（入隅部をいれると29間）を有することになり，余りの0.3ｍ（約１尺分）を両入隅部で調整したと考えられる。このことは東面回廊が北面回廊に取り付く１間分のみが約4.3ｍと広くなっていることと関連する。これはⅢ期になって縮小した梁行の柱間寸法をⅡ期の桁行柱間寸法に合わせるため，梁行の柱間寸法を約0.3ｍ（１尺分）縮小したために生じたものであろう。

また，北面回廊については，正殿の東側柱列（復原位置）と東面回廊西側柱列との距離は38.5ｍである。これを桁行寸法4.0ｍで割ると9.625となる。北面回廊は桁行方向９間のものであるが，正殿との取り付き部の１間分の柱間が6.35ｍと広くなる。正殿の調査（180次）により東

小　礎　石

側で小礎石を確認しているが（内１個は地表面に露出しており，既に確認されていた），これはいずれも原位置を移動しているため，正確な位置を確定できないが，正殿と回廊が取り付く部分の6.35ｍの間に置かれたとみて間違いなかろう。検出した位置からは大きくは移動していないものと考えられる。北面回廊の柱間が4.0ｍであるので，6.35ｍから１間の柱間距離を差し引いた距離2.35ｍが正殿と小礎石の柱間寸法と推定することができる。

回廊については，Ⅱ期からⅢ期への建て替えに際して，梁行の柱間を0.3ｍ（約１尺）縮小したことにより，南面と北面の桁行柱間はさほど移動しなくても良かったようであるが，東面と西面の回廊は桁方向の柱列を移動することとなり，生じた矛盾は４隅において柱間を調整したようである。これは，Ⅱ期回廊の基壇をそのままⅢ期に再使用したことによる苦心の跡がみられる。再建にあたって基壇から大幅にやり直すには，多くの労力と費用それに時間的にも大きな負担となったとみられる。特に，東・西の両側には谷状の流れがあり，堅固な護岸施設が必要であったろう（検出した石組みから推察）。南門の付近では石組みは確認していないが，前面南面築地ＳＡ002や南門前面に，もし東西両側の護岸を兼ねた石組みと同じような基壇化粧がなされていたとすれば，その工事は莫大なものであったろう。回廊のみならず，正殿をはじめとして殆どの建物がⅡ期とほぼ同規模で再建されているのは，Ⅱ期の再現をはかることによる力の誇示とともに工事の省力化が大きく作用したと考えることもできよう。

Ⅲ期積土の嵩上げ

正殿についても，Ⅱ期の基壇上面にⅢ期の積土を行い，若干の嵩上げをして再建している事は明らかであり，礎石の据え付け穴はほぼ同位置で検出されており，このことからみると同規模の建物が再建されたとみてよかろう。基壇化粧については，Ⅲ期には凝灰岩を用いた壇上積風であったが，Ⅱ期がどのような基壇化粧であったかは明確ではないが，Ⅲ期に踏襲された基壇とほぼ同じであったとみられる。

正殿後背の建物，通称で後殿地区と呼んでいるが，ここではⅡ期とⅢ期では大きく建物の配置が変わる。Ⅱ期には東側に８間×５間の建物が存在するが，Ⅲ期になると楼風の総柱建物に変わる。

造営年代

藤原純友の乱

第Ⅲ期政庁建設の大きな契機となったのは，天慶４年（941）の藤原純友の乱である。９世紀以降，瀬戸内海に海賊が出没し，海上交通に大きな障害となっていた。純友は承平６年（936）に海賊制圧を任ぜられたものの，天慶２年（939）に平将門が乱を起こすや一転して海賊の首領となり，翌年の５月には大宰府を襲い，財物等を略奪，放火して大宰府政庁を焼失させた。政殿をはじめとする10箇所の調査では，全てで焼土面を検出しており，層位や出土遺物の上からその事実が証明された。最後に調査した正殿の調査でも基壇の外側で夥しい焼灰層を検出し，政庁が全焼したことを再確認することとなった。これまで（発掘調査以前）は，文献の記録の上から純友の乱後は，再建されることはなかったとみられていたが，発掘調査の結果はそれを覆すこととなった。南門・中門をはじめ正殿等殆どの建物がほぼⅡ期の規模と配置を踏襲するものであり，文献史学の上からは，既に律令体制は衰退の方向に向かっていたとみられる時期であり，大宰府も例外ではなかったと思われる。しかしながら，焼土面の上に整地し，Ⅲ期の建物を造営している。

「安楽之寺」銘瓦

Ⅲ期の築造年代については，Ⅲ期遺構のほぼ全域で焼土や炭の層がみられ，Ⅱ期の建物が殆ど灰燼に近い状況で火災に遭っていたこと，その焼土層から出土する土器が編年的に10世紀の中葉に位置付けられること，さらに，Ⅲ期南門の基壇下から検出された瓦溜まりに「安楽之寺」銘を有する文字瓦が出土し，安楽寺の創建年代（903年），10世紀を下らないもので，その火災は天慶４年（941）の純友の乱によるものであることは間違いのないところであろう。その，再建の時期については，火災から余り時間をおかずしてなされたとするこれまでの見解に従いたい。

以上，期別設定と各期遺構の変遷について記してきた。度々述べてきたように創設期すなわち第Ⅰ期遺構については，建物配列・規模等明確ではなく，残された課題が多く，今後に期したい。

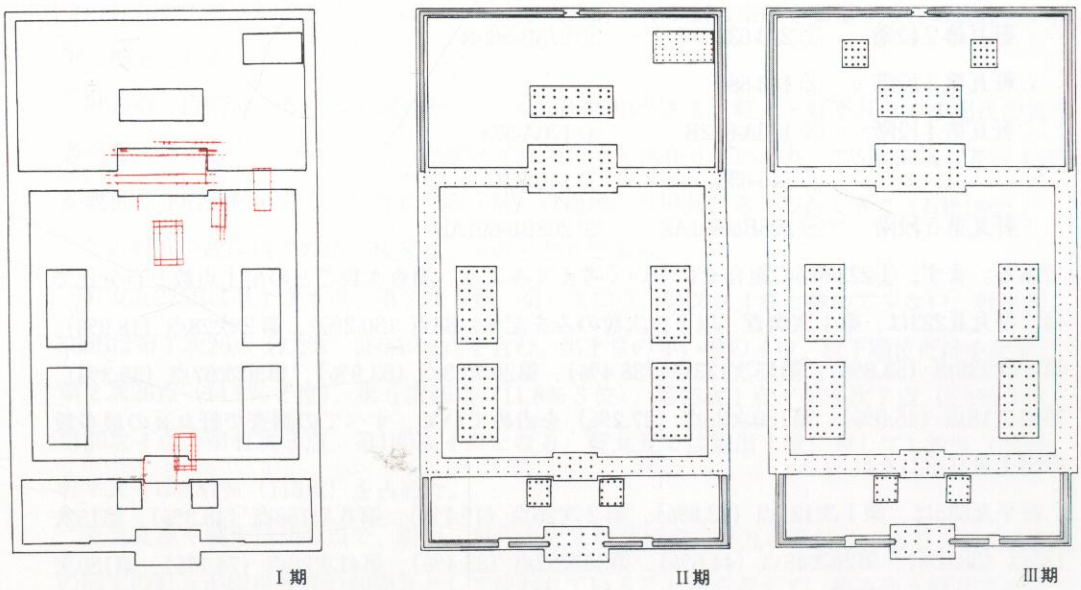


Fig.251　大宰府政庁建物期別変遷図

（2）遺　　物

1）瓦塼類

a．政庁跡出土軒瓦の組合せ

大宰府政庁の発掘調査によって出土した軒瓦の組合せは，発掘調査以前に中山平次郎氏の研究（中山1915～16）を土台として発展させた小田富士雄氏の研究（小田1957～58）によって，鴻臚館式（223-635）と老司式（275-560）の組合せが予測されていた。1968年の発掘調査開始以降，軒瓦の組合せについては，出土点数や出土状況などから次第に具体的になってきた。すでに発掘調査の成果に基づいた数編の論考も示されている。これ等，論考に示されてきた個々の組合せ関係を，軒瓦の変遷を考慮しながら検討してみたい。

予測されていた軒瓦組合せ
223-635
275-560

まず，最初に軒瓦の組合せが示されたのは，概報1971である。このなかに，政庁西南隅（第6次)の調査がある。ここでは，4組の組合せが示された。①223-635（鴻臚館式），②143-688，③170A-662B，④170A-578である。これに次いで，概報1974aは，正殿東側の回廊跡の調査（第15次）の報告の中で，先の①・②・③の3組の組合せの他に，275B-560Bの組合せを示した。これを⑤の組合せとしよう。さらに，概報1974bは，西脇殿の調査(第30次)結果として，145-656の組合せを想定している。この組合せを⑥の組合せとしよう。

石松好雄・高橋章氏は,この①～⑥までの組合せを「大宰府の瓦について」(石松・高橋1976)のなかで整理された。高橋氏は，後に先の①～⑥の組合せに，⑦145-653，⑧208Ba-691Aa，⑨208Bb-691Abの3組の組合せを加えた論考を提示された（高橋1983a)。合計9組の軒瓦の組合せが，これまでに考えられてきた（Fig.252)。

軒瓦9組の組合せ

この組合せを，軒瓦の変遷（軒瓦の5段階）に対比すると次のようになる。

軒瓦第2段階	① 223-635	⑤ 275B-560B
軒瓦第3段階	② 143-688	
軒瓦第4段階	③ 170A-662B	④ 170A-578
	⑥ 145-656	⑦ 145-653
軒瓦第5段階	⑧ 208Ba-691Aa	⑨ 208Bb-691Ab

鴻臚館式軒瓦

である。まず，①223-635の組合せについて考えてみよう。調査次数ごとの出土点数と百分比では，軒丸瓦223は，第1次調査（以下，次数のみを記す）88点（30.2%)，第2次28点（18.9%)，第6次238点（53.8%)，第15次133点（38.4%)，第26次83点（53.9%)，第30次67点（35.3%)，第41次18点（45.0%)，第180次25点（27.2%）を占めていて，すべての調査で軒丸瓦の最多数の出土量を示した。

軒平瓦635は，第1次121点（33.8%)，第2次26点（15.1%)，第6次188点（48.3%)，第15次135点（38.0%)，第26次48点（44.6%)，第30次62点（33.4%)，第41次26点（74.7%)，第180次24点（29.6%）とすべての調査で出土軒平瓦の最多数を占めた。従って，軒丸瓦223は政庁域全体の軒丸瓦の出土量1,733点の中でも681点（39.4%)，635も軒平瓦出土総数1,688点の630点（36.8%）を占めていて，最も多い出土量を示す組合せとなる。瓦当文様が畿内興福寺式軒瓦の系統下にある軒瓦である。軒丸瓦は瓦笵a′型（星野1981）で枷枠を用い，軒平瓦は模骨桶製であ

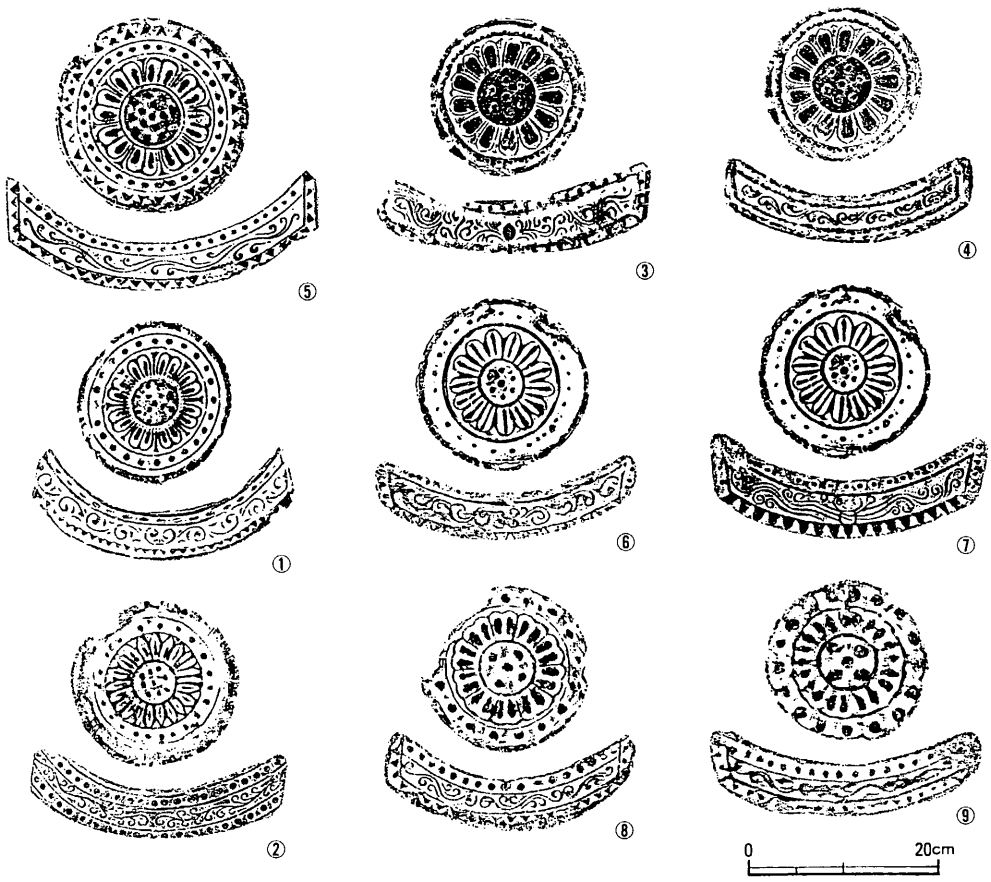


Fig.252　大宰府政庁出土軒瓦の組合せ (1)（1/8）

る。この軒瓦が，大宰府が朝堂院形式を採用した時期（政庁第Ⅱ期）の創建瓦であったことは，間違いないであろう。同時に，畿内系の瓦当文様や整備された造瓦技術が導入された結果，多量の軒瓦が生産されたと考えれば，これは中央政府が律令制大宰府を整備するために行った結果と推定される。

軒瓦第２段階のもう一つの組合せに，⑤275B-560Bがある。軒丸・軒平瓦とも小田氏の言う老司Ⅱ式である（小田1957～58）。①223-635に先行する組合せといわれ，275A-560A（老司Ⅰ式）が観世音寺創建瓦であるのに対し，政庁域・官衙域の所用瓦と考えられてきた（石松1982）。

老司Ⅱ式軒瓦

この軒瓦の政庁域での出土状況は，次のとおりである。

軒丸瓦275Bは第１次４点，第２次１点，第６次13点，第26次４点と極めて少ない。軒平瓦560Bは第１次26点（7.2%　560Aの1点を含む。出土量の多い順の４位，以下順位だけを記す。），第２次26点（14.9% ２位），第６次46点（11.8% ３位），第15次１点，第26次７点（6.4% ３位），第30次４点，第41次３点，第180次４点となる。軒丸瓦では総出土量に対して1.37%（24点），軒平瓦では6.81%（115点）を占めた。

瓦当文様や製作技法の点で，軒丸・軒平瓦ともに藤原宮式軒瓦の系統下にあり，275A-560Aの同文の軒瓦が観世音寺の創建瓦として使われていることから考えて，組み合う軒瓦であることに異論はない。が，少なくとも，政庁域の調査での275B・560Bの出土量は，この軒瓦が組み合って葺瓦として用いられたとは考えにくい。この点については，項を改めて考えてみたい。

②143-688は，軒瓦第３段階の組合せである。ともに，胴部は縄目叩打され，軒平瓦は一枚作り軒平瓦である。軒丸瓦143は第１次56点（18.8% ２位），第２次７点，第６次48点（10.7% ２

143-688

位），第15次48点（13.8%２位），第26次11点（7.0%３位），第30次17点（9.0%４位），第41次４点（10.0%２位），第180次12点（13.0%３位）と出土量の点で上位を占めている。

軒平瓦688も第１次51点（14.3%２位），第２次16点（9.3%３位），第６次55点（14.2%２位），第15次69点（19.3%２位），第26次６点（5.6%３位），第30次４点，第180次３点が出土している。

軒瓦総出土量に対する軒丸瓦143は，204点（11.78%）で，軒丸瓦223に次いで第２位，軒平瓦668は204点（12.24%）で，軒平瓦635に次いで多い出土量を占める。奈良時代後半の政庁域内での建物の再建・改修の中心的な軒瓦であったものと考えられる。

軒瓦第４段階では，③・④・⑥・⑦の組合せが提示されている。③と④，⑥と⑦の軒丸瓦は，前者が170Aで，後者が145と，それぞれ同一の軒丸瓦である。

軒丸瓦170A

まず，軒丸瓦170Aの出土点数を見ると，第６次で19点（4.2%６位）と目立つ程度で，他の調査では極めて少ない。更に軒丸瓦総出土量の中では38点（2.19%）程度に留まっている。この軒丸瓦と組み合う軒平瓦には，662B・578の２者がある。662Bは第６次９点（2.3%），第15次13点（3.6%）が多い例である。578は第６次６点（1.6%）が目立った程度である。軒平瓦総出量の中では，前者が27点（1.6%），後者が９点（0.53%）と少ない。

軒平瓦662B・578

この２組の組合せが考えられた根拠は，概報1971が報告するとおり，西面回廊（SC060Ａ）西側雨落溝（SD061Ａ）に，屋根から落下した状況で出土した瓦群の出土状況にある。この溝から，軒丸瓦170Aは16点が出土し，223の出土量５点を上回っている。軒平瓦では635が11点，560Bが６点，662Bが４点，578が２点（Tab.９参照）という状況であった。これらの軒瓦は，完形のものが多く，170Aでは丸瓦の玉縁部分まで完全に残っているもの４点が含まれていた。この出土状況が組合せの根拠となる。

さらに，軒丸瓦170Aと軒平瓦662B・578に共通する瓦当文様に特徴がある。170Aは内区蓮華文より一段高く狭い２重の外区文様で，内外区は平坦で細かい連珠文が置かれ，外外区は傾斜縁である。662Bは細かい均整唐草文を内区におく。外区は内区より一段高く平坦に作られ，細かい連珠文が配置されている。578は細かい偏行唐草文を内区文様とするが，内区より一段高く狭い２重の外区の軒瓦である。内外区は平坦で細かい連珠文が置かれ，外外区には老司式軒瓦に見られる凸鋸歯文が置かれている。内区より高い外区を持ち，細かい連珠文が配置された軒瓦という共通性がある。これらの瓦当文様は，その製作技術とともに朝鮮半島統一新羅の影響を受けて成立したものと考えている（栗原2001）。この瓦当文様の特徴が，もう一つの根拠である。

ここで思うことは，上記二つの軒平瓦の特徴を持つ601Aの存在である。この軒平瓦は，政庁西南隅西面回廊雨落溝（SD061Ａ）からも１点が出土している。調査次数ごとの出土状況を見れば，第１次６点，第２次５点，第６次18点（4.6%４位）などが多い出土例で，軒平瓦総出土量の1.9%（33点）を占めている。170Aとの組合せを考えても良いものと思う。なお，170Aと同文系の170Bが軒丸瓦総出土量の1.5%（26点）があるから，662B・578・601Aは，今後軒瓦の組合せを考える上で検討を必要としよう。170Bは，瓦笵の傷みが進んだ170Bcの出土点数が多いことも注意される。

軒丸瓦145

⑥と⑦の組合せの軒丸瓦145について，出土状況から検討しよう。第30次20点（9.9%２位），

第180次4点などが目立つ程度である。軒丸瓦出土総量に比較すれば2.13%（37点）を占めている。第30次調査出土点数が，特に目立つ結果となっている。

⑥の組合せの軒平瓦は656である。この軒平瓦は第2次7点，第6次7点，第30次36点（19.4% 2位）で，他の調査では出土していない。出土状況を見ると西脇殿SB550の北側地区で軒丸・軒平瓦とも多く出土している。西脇殿SB550に関する軒瓦の組合せである。 **軒平瓦656**

⑦の組合せの軒平瓦653は，第15次10点，第26次5点などが多い出土例で，軒平瓦総出土量の1.06%（18点）を占めている。この軒瓦の組合せを考えられた根拠は，軒瓦胴部凸面の文字銘である（高橋1983a）。軒丸瓦145に「平井瓦」銘の文字瓦901Dを，軒平瓦653に「平井瓦」銘の文字瓦901Bを見いだされたことによる。叩打痕文字瓦901型式の「平井瓦屋」・「平井瓦」・「平井」銘は，瓦の生産瓦屋（工房・窯）などの意味を持つものと考えられるから，同じ瓦生産工房で作られた軒瓦の組合せと考えられた結果である。が，政庁域の発掘調査で出土した145-653の出土量からは，葺瓦として組合わせて用いられたとは，現状では肯定しがたい。可能性を指摘されてのことと思われる。 **軒平瓦653**

⑧208Ba-691Aa，⑨208Bb-691Abの関係は，⑧の瓦笵の傷みが進み，⑨となったものである。来木瓦窯産の軒瓦と推定している。軒丸瓦の出土状況を見ると，第1次でBa7点・Bb1点，第2次Ba10点（6.8% 5位），第6次Ba15点・Bb9点，第15次Ba25点（7.2% 4位）・Bb1点，第26次Ba3点・Bb2点，第30次Ba14点（7.3%）・Bb5点，第41次Ba2点，第180次ba12点（13.0%）で，軒丸瓦総出土量との比較では，Baが5.19%（90点）で3位を占め，Bbは1.07%（18点）を占めた。 **208B-691A**

軒平瓦は第1次Aaが22点（6.2% 5位）・Ab3点，第2次Aa7点・Ab2点，第6次Aa4点，第15次Aa15点・Ab3点，第26次Aa5点・Ab1点，第30次Aa10点・Ab2点，第180次Aa10点・Ab3点で，軒平瓦総出土量との比較では，Aaが4.32%（73点4位），Abが0.83%（14点）という結果を示して，どの調査でも一定の出土量があること，来木瓦窯が政庁第Ⅲ期再建期の瓦窯（九歴2001）であるらしいことから，この二つの組合せは，再建期の主要な軒瓦としてよいであろう。ただ，第1次調査の土壙SK011では，軒平瓦691Aa・Abがともに出土している。a・bは，瓦笵の傷の進行状況の差（時間差）ととらえてきたが，691の場合，すでに10世紀前半代でAaからAbに笵傷が進行していたことになる。各調査次数ごとの軒瓦の出土状況を報告したなかでは，この点からa・bを合わせた点数で考え報告してきた。ともかくも⑧⑨の208B-691Aは，政庁第Ⅲ期再建期の葺瓦の中心的なものであったろうことは疑いない。

大宰府政庁では，政庁第Ⅱ期に朝堂院形式で建物が創建された時には，①223-635の組合せが恐らく建物全体を飾ったであろう。①223-635の軒瓦は，現在まで軒丸瓦の瓦笵は1種，軒平瓦の瓦笵は3種が判明しているが，水城跡・筑前国分寺・大野城跡・鴻臚館などでも出土率の上位を占めている。今後，更に多くの瓦笵が発見・分離されるものと思う。 **政庁域での軒瓦の変遷**

①223-635に続いて出現する②143-688の組合せは，奈良時代後半を代表する軒瓦の組合せで，出土量も多い。この軒瓦の組合せが主力となった可能性のある建物としては，正殿東側の北面回廊SC340Aがあるが，ここでも①223-635と合わせて用いられたと考えられる。

③170A-662B・④170A-578・170A-601Aなどの出土量は少なく，改修瓦と考えられよう。

⑥145-656は，平安時代前半の脇殿（SB550）葺瓦であったろう。

以後，軒瓦第５段階では，⑧・⑨の208B-691Aが主要な組合せと考えられるが，この時期には一つの種類の軒瓦の組合せで軒を飾るというよりも，葺瓦の必要量をどのように充たすかが軒瓦の場合でも中心的な問題であったと思われる。軒瓦第２～４段階の軒瓦でも，使えるものすべてを利用したのではないかと推定する。

ｂ．政庁跡出土軒瓦の諸様相

前項では，政庁出土軒瓦の主要な組合せについて考えてきた。ここでは，やや大胆であり，多くの疑問を残したままであるが，軒瓦の５段階に相当すると思われる軒瓦をTab.24にしてみた。第１～３段階まで軒瓦については，型式数がかなり少ない。このことは，軒瓦個々の観察（栗原1998・2000）によっての結果であるが，逆に出土点数においては第2・3段階の軒瓦が最も多い結果を示していることは，前述のとおりである。

軒瓦第４段階の軒平瓦510，610，700，704A・Bなどに疑問が残る。この種の軒平瓦は，出土点数の上では極く少ない出土状況であるから，問題とする場面は少ない。平瓦凹面は平坦な曲面で粘土板の合わせ目が見いだせず，凸面は縄目叩打された軒平瓦である。一枚作り軒平瓦と判断されるものである。瓦当文様は判然としない部分もあるが，これが軒平瓦かと思うほどの文様の崩れ方である。恐らく，大宰府の造瓦工房のなかで作られた瓦笵が使われたと思われる。これらは，９世紀の瓦として一応考えてきた。このことが，肯定されるならば９世紀段階では，軒瓦第３段階の瓦製作技術を持つ工人集団と軒瓦第４段階の瓦製作技術を持つ工人集団とが大宰府には存在したことになる。

軒瓦第４・５段階の分離は，第Ⅵ章（１）１）ａ．「軒瓦の変遷」で記したとおり，第６次調査西面回廊雨落溝（SD061A）出土の軒瓦と，第１次調査南門跡後の土壙（SK011・012）出土の軒瓦の特徴から，それに類似するものを集めてTab.24とした。

Tab.25　軒瓦の５段階

	軒　丸　瓦	軒　平　瓦	使用時期
軒瓦第１段階	030　032	—	７Ｃ末～８Ｃ初
軒瓦第２段階	223　223L　224　225 275B　276　277　278 285　290A　290B	560B　635A　635B　635C 637　673a	８Ｃ一杯
軒瓦第３段階	077A　077B　085　108 143　215	564　582　688A　688B 688C　657	８Ｃ後半～９Ｃ一杯
軒瓦第４段階	058　066　082　105 144　145　170A　170B	510　575A　578　580 600A　601A　610　642B 653　656　659　662B 668　700　704A　704B	８Ｃ終末～10Ｃ初 （下線は一枚作り軒平瓦）
軒瓦第５段階	049　061　124　132 133　135A　186 208A　208B　208C　209 322　324A　324B　326	515A　515C　515D　554 575B　576　581　583 600B　602　604　605 625　672　675　676 685A　685B　686A　691A 691B　703　781	10Ｃ前半～11Ｃ

結果として，第５段階の軒瓦の型式種類が第４段階のものよりかなり多くなった。この中には，軒丸瓦061・132・133・322・324A・324B・326，軒平瓦576・686などのように，明らかに後出するであろうと思われる軒瓦もあるが，瓦当文様だけからの視点であり，製作技法の点では変わりない。軒瓦第５段階の細分等の点で，今後の分析に期待したい。

c．鴻臚館式軒瓦と老司Ⅱ式軒瓦

前項aの軒瓦の組合せ関係で見てきたように，老司Ⅱ式の組合せについて政庁域軒瓦の出土状況からは疑問が生じた。老司Ⅱ式軒瓦は，鴻臚館式軒瓦よりやや先行するとする考え方（石松1982）には，畿内で平城京に創建された興福寺創建瓦の系統にある223-635（鴻臚館式）と，それ以前，藤原宮式軒瓦の系統である275B-560B（老司Ⅱ式）という関係からも明らかである。

この2組の軒瓦は，ともに不丁官衙の東限の南北溝（SD2340）から出土しているので，少なくとも天平期には大宰府に存在した（石松1987）ことが明らかであるが，それぞれどこまで遡って考えることができるかの問題がある。

223-635の組合せを大宰府政庁第Ⅱ期の創建瓦と考えることは先に記した。従来，中門・南門の基壇から出土した須恵器短頸壺から8世紀の前半代の年代を与えてきたが，器種からは年代観はおさえにくいという欠点があった。土器の量としては少量ではあったが，第180次調査（正殿跡）を経て，8世紀第1四半期末頃を大宰府政庁第Ⅱ期の当初とする見方が関係者の現状での一般的な見方と思われる。一応，この年代観を223-635（鴻臚館式）の上限と考えておこう。

鴻臚館式軒瓦の年代

平城京興福寺の創建に関しては，和銅末年頃とする大岡実氏の説（大岡1965）が最も古く，薮中五百樹氏の養老4年（720）説が最も新しく考える説のようである。

森郁夫氏は，8世紀前半に造営された官寺では，造営寺の軒瓦が平城宮の[1]軒瓦と同系の瓦当文様を持っていながら，必ずしも同笵ではなく，製作技法においても異なることから，瓦笵を製作する組織と造瓦組織とが異なって存在すると考えられた。具体的には「ある官司で瓦当文様のデザインが決せられ，瓦笵の製作がなされる。そして笵型が宮の造瓦組織あるいは寺の造瓦組織に頒かたれ，具体的な造瓦活動が始められる」と推定された（森1976）。

この考え方を採用すれば，官司にもっと近い私寺，興福寺創建瓦も，大宰府の223-635（鴻臚館式）も中央官司で瓦笵まで製作された。223-635の瓦笵が大宰府の造瓦組織に頒たれたものとは考えられまいか。結果として両者の間には，大きな時間差は生じないものと思う。

興福寺の創建を薮内氏の言う養老4年（720）としても，223-635（鴻臚館式）軒瓦の組合せを8世紀第1四半期の終末頃に考えても大きな誤りはあるまい。275B-560B（老司Ⅱ式）については，政庁域の出土状況からは，軒丸瓦の出土量が軒平

Tab.26　官衙地区出土老司Ⅱ式軒瓦出土点数一覧（石松1982第2表を改変）

次数	調査地区	軒丸瓦総数	275B
		軒平瓦総数	560B
14	大楠地区	35	1
		28	10
15	政庁回廊東北隅	394	
		364	1
17	不丁地区	30	
		28	3
31	月山東地区	62	12
		41	12
35	〃	91	2
		124	35
54	蔵　司	94	7
		70	39
58	不丁地区	6	1
		10	9
60	蔵　司	194	15
		186	49
65	〃	137	13
		107	38
72	月山東地区	7	
		7	
73	不丁地区	21	
		29	25
75	日吉地区	9	5
		4	4
76	大楠地区	75	3
		88	28
80	日吉地区	32	1
		24	14
81	不丁地区	49	4
		22	11

老司Ⅱ式軒瓦

瓦に比べ極少ない。少なくとも政庁域では組み合わせて用いられなかったものと考えた。その使われ方は，第６次調査西面回廊（SC060）の雨落溝（SD061A）に見られるように，他の瓦に混じって補助的に使われたものと考える。恐らくは，政庁域では，他の調査次数出土の老司Ⅱ式軒瓦も同様の使われ方をしたものであろう。

政庁域に見られた275B-560Bの出土状況は，政庁周辺の官衙域でのこの軒瓦の出土状況とよく似ている。Tab.25によって，官衙域での275B-560Bの出土点数を見ると，第31次月山東官衙では軒丸・軒平瓦ともに同じ点数が出土しているものの，他の調査では圧倒的に軒平瓦の出土量が上回った例が多い。官衙域もおよそ政庁Ⅱ期に合わせて整備されたと考えられている（太宰府市1992）から，政庁Ⅱ期以前の軒瓦の組合せであったものと思われる。

この状況は，275B-560B（老司Ⅱ式）の組合せ軒瓦は，すでに大宰府政庁Ⅱ期が整備される段階では，その役目を終えていた。この点で，石松氏の言うように275B-560Bは，政庁第Ⅰ期終末の軒瓦とする説（石松1982）に賛同できる。このように考えることはできるが，275B-560Bが軒瓦の組合せとしてどこで使われたかという点には，全く回答することができない。

註１）223-635（鴻臚館式）軒瓦の出現を，平城京興福寺創建瓦より古いとする説がある（渡辺1988）。渡辺氏の論拠は，軒丸瓦223の瓦当文様と観世音寺鐘撞座の蓮華文との類似にある。私は，軒平瓦635の内区文様均整唐草文と興福寺創建瓦6301型式の均整唐草文とでは，前者の反転数が４回であるのに対し，後者では３回の反転数である。平城宮・京出土軒瓦の均整唐草文の反転数は，大枠の傾向として３回反転のものが４回反転のものより先行する。このことから，ここでは，渡辺説は採らない。

ｄ．大宰府の官営造瓦組織の成立について

「律令制大宰府は，浄御原令でほぼ成立し，次の大宝令で確立した。（中略）各令の関係から見て浄御原令で骨格が定まり，大宝令で補訂されたであろうが，基本的には養老令の規定とほとんどの差異はなかったと考えられる」（倉住1983a），文献史学の方々の大方の考え方であろう。養老職員令によって，大宰府が帯びた職務や官人構成を知ることができるが，大宰府の諸機構は，その前段階（大宝令か）から，かなりの成熟度（養老令の規定に近い）で機能し始めていたと考えられよう。

このなかで，大宰府政庁第Ⅱ期の建設が準備されていった。政庁第Ⅱ期の建設に必要とされる瓦類は，膨大な量を必要とする。それなりの組織が恐らく大宝令大宰府の機構のなかで準備されたと考えなければならないだろう。大宰府直属の官営造瓦組織が作られ，機能して行ったものと推定される。直接，この問題の検討材料となるのは，軒瓦第１段階の軒瓦と第２段階の中で最も古い老司Ⅱ式と鴻臚館式軒瓦の組合せである。

出土軒瓦から見た官瓦窯の成立

軒瓦第１段階の資料は，政庁域では軒丸瓦030が第１次調査で１点，032が第26次調査で１点出土しているに過ぎない。他には，正殿基壇下から発見された行基式丸瓦・模骨桶製平瓦などがある程度である。[1)] 軒丸瓦030・032は，蓮弁中央に鎬を持つ単弁瓦で，『新羅瓦塼』（大韓民国国立慶州博物館 2000）では，「典型的な古新羅瓦」と評価している軒丸瓦群である。030・032は，瓦当文様の点では新羅瓦であるとしても，恐らく大宰府管内で生産されたものだろう。政庁以外では，030が月山東・蔵司・日吉地区の大宰府の官衙推定地で，032が月山東・日吉地区官衙・大野城主城原で出土している。なお，この軒瓦の同系の鎬弁単弁の軒瓦に033がある。こ

の軒瓦は，月山東・日吉地区官衙推定地・大野城跡主城原に見られる。これらを全部合計しても20点ほどの出土量である。軒瓦の出土点数は少ないとはいえ，政庁第Ⅰ期においても瓦が需用された証拠であり，政庁域で諸種の建物が少しずつではあるが，その整備が開始されていたと考えたい。この時期は恐らく，唐よりも比較的新羅寄りの政策がとられたらしい持統・文武朝であったろう（栗原2001）。

大宰府では，この時期の軒瓦には，他に020A・Bがあるが，出土場所は観世音寺が中心で，大野城八ツ並や官人居住区推定地などでの出土例である。この軒瓦も出土数は少ない。大宰府政庁域とは直接関係ない軒瓦である。

軒瓦第２段階で検討されるべき軒瓦は，軒瓦275B-560Bの組合せと223-635の組合せである。この軒瓦の政庁域での出土状況については，軒瓦の組合せを検討したなかで説明は済んでいるが，他の地区での出土状況についてみれば，およそ以下のようになる。

老司Ⅱ式軒瓦

軒瓦275B-560Bは，275A-560Aが観世音寺に集中的に出土しているのに対し，この軒瓦の組合せは，政庁域・官衙域に出土例が多い（石松1982）。学校院・月山東・不丁・蔵司・日吉・政庁後方官衙地区・大宰府条坊・官人居住区・筑前国分寺・国分瓦窯などで出土する（この軒瓦の官衙地区での出土状況については，前項Tab.25に示した）。特に，日吉官衙地区では最も多く出土した（太宰府市1992）。

鴻臚館式軒瓦

軒瓦223-635（鴻臚館式）は，政庁域以外では水城跡・大野城跡太宰府口城門・学校院・月山東・日吉・不丁・蔵司などの官衙域，鴻臚館・般若寺・杉塚廃寺・筑前国分寺・大宰府条坊・官人居住区・朝倉宮推定地などに見られる。特に，水城跡西門の調査（概報1996）では，軒丸・軒平瓦ともに25%以上を占め，日吉官衙では40%以上（太宰府市2000），鴻臚館跡で30%以上を占めていて，それぞれ最も出土量が多い。さらに，不丁・蔵司官衙地区などでは，275B-560B（老司Ⅱ式）とほぼ同程度の出土量がある（概報1980・1982・1983・1985・1987）。これらの遺跡からの出土量を合計すれば数千点にも及ぶと思われる。なお，この瓦は，観世音寺では１%前後と極く少ない出土状況にある（栗原1993）。

ここで，この軒瓦の政庁域の調査での出土状況に立ち帰ってみよう。軒丸瓦030が１点（0.05%），032が１点（0.05%），275Bが24点（1.37%）ほどであるのに対し，223は681点（39.39%）で，軒丸瓦総出度量の第１位となる。軒平瓦では560Bが115点（6.81%）で，軒平瓦出土量では第３位を占め，635が630点（36.77%）で，軒平瓦総出土量の第１位であった。

軒丸瓦275Bは，何かの理由で出土点数が少ないが，本来，軒平瓦560Bと組み合って生産され，使われた軒瓦である（軒丸瓦だけ生産量が少なかったとは考えにくい）。このことを前提とすれば，275B-560Bの軒瓦の出土量は，軒丸瓦030・032の段階の出土量とは比較にならないほど増加し，223-635ではさらに爆発的な増大傾向が認められると言えよう。出土量の劇的な増大傾向の背景には，中央政府の意志により，大宰府が政庁域を朝堂院形式に整備する必要があったと考える。この傾向は，さらに，大宰府政庁周辺の諸官衙や水城跡・大野城跡の建物にも波及している。

さらには，275B-560B（老司Ⅱ式）と223-635（鴻臚館式）の瓦当文様を検討材料として取り上げたい。まず，瓦当文様は軒瓦第１段階では単弁蓮華文であった。第２段階では複弁蓮華文に変化する。その代表が275B-560Bであり，223-635である。老司Ⅱ式は，瓦当文様と製作技法

ともに藤原宮式系の軒瓦であり，鴻臚館式は平城京興福寺創建瓦の系統下にある軒瓦である。前項で，興福寺創建瓦と鴻臚館式軒瓦の関係を森郁夫氏の言を借りて，両者の瓦笵は宮内のある官司で製作されたものが，興福寺の造瓦組織と大宰府の造瓦組織に分かたれたものと考えた。老司Ⅱ式についても，同様に考えてよいだろう。

森氏は，老司Ⅰ式（275A-560A観世音寺創建瓦）の評価として，「(藤原）宮の瓦当文様（藤原宮式系）がもたらされたところに観世音寺造営時における中央政府の意志の一端が反映されている」（森1983）とされた。恐らく，275B-560B（老司Ⅱ式）・223-635（鴻臚館式）の瓦笵も中央政府の意志として直接大宰府の官司に，大宰府政庁整備のために下賜されたものだろう。それぞれの瓦笵の下賜された時期は，老司Ⅱ式は大宝令下のある時期（8世紀初頭）である。この時期大宰府の官営工房が成立したと考えたい。やや，遅れて大宰府にもたらされた223-635の瓦笵は，大宰府政庁第Ⅱ期の整備のために用いられた。この段階では，大宰府の造瓦組織（工房）は，完成度の高いものとなっていた。軒瓦ばかりでなく，鬼瓦・鴟尾・面戸瓦・熨斗瓦などが具備されているのは，この時期である。おそらく，中央の造瓦技術・造瓦工人などの大宰府への移入があったであろう。その中で，大宰府の官営工房が作られたと思われる。大宰府政庁の周辺にある官衙の整備も，この2組の軒瓦が中心となって，政庁域の整備とほぼ同時進行で進められたろう。このことは，逆に大宰府の官営造瓦工房が成立していたからこそできたと考えたい。大宰府では，中央からもたらされた瓦笵を使って作られたと思われる軒瓦がこの2組の軒瓦の他に2～3ある。例えば，軒丸瓦276や285A・B，290Aで，軒平瓦では561などにその可能性がある。

中央と大宰府の造瓦組織との関係は，恐らくこの時点以降弱くなり，平瓦を一枚作りする方法が移入された8世紀前半以降では，古い瓦笵を保存・使用しながら，独自の瓦当文様の軒瓦を作り始める。さらに，8世紀末には，統一新羅の造瓦技法や瓦当文様を採用する。その瓦当文様には，8世紀前半の大宰府の軒瓦の文様と新羅の瓦当文様とが混在したものが多い。以後，10世紀以降では，大宰府の軒瓦は，瓦当文様が単純化されるだけでなく，軒瓦第2段階に見られる製品の企画性・均一性が失われ，粗悪な製品が増大する。

註1）前項までの記述の中で，275B-560B（老司Ⅱ式）の軒瓦を政庁第Ⅰ期終末の瓦であると記したが，瓦当文様や製作技法の分類上では，明らかに軒瓦第2段階とすべきものである。軒瓦第2段階の開始される時期が，政庁第Ⅰ期終末であるとして認識すべきものである。

e．府の造瓦工房と観世音寺の造瓦工房

大宰府政庁第Ⅱ期の創建・整備を目的として，律令制大宰府機構が整備されるなかで，中央政府から瓦笵や製作技術の援助を受け，大宰府は造瓦工房を組織し成立させた。前項では，政庁域出土瓦から，この状況を推定した。大宰府には，この直属の造瓦工房の他に，観世音寺直属の造瓦組織と工房が存在した。延喜5年（905）の『観世音寺資財帳』に，その一部が記載されている。『資財帳』の「大衆物章」に

『観世音寺資財帳』

造瓦屋　①造瓦屋壹宇（長五丈　身屋高七尺　廣三丈）承和九年草葺中破（有大衆院、无費、）
貞觀二年破、有政所院、遭去九月十四日大風大破、
今校无實（長三丈二尺　高二丈四尺　廣一丈二尺　移立政所院以置畢、）

承和九年は，842年であり，貞観二年は865年である。大宰府では軒瓦第４段階にあたる。

また，「用器章」には，

造瓦具

② 瓦形貳具二具丸瓦二具枚瓦　貞観三年大破不用、今校全、

瓦衣輪鐵壹勾　貞観三年大破不用、今校全、

とあり，延喜５年段階で，瓦形・瓦衣輪鉄と呼ばれる造瓦器具が存在したことになる。私流の解釈であるが，大宰府出土瓦から見れば，丸瓦用の瓦形とは，一木製の円筒上部に玉縁部を削り出したものであり，枚瓦用の瓦形とは，円筒桶であったと想像する。さらに，瓦衣とは，布筒のことであり，輪鉄とは，円筒桶に巻いて出来上がった粘土円筒を桶から離脱させるための鉄製の輪ではなかったろうか。書き方から見て瓦衣と輪鉄は一つのものであり，輪状の鉄具に布筒が着装されていたものと想像する。

①・②の資料は，延喜年間の記録であるから９世紀後半から10世紀初には，造瓦工房や造瓦器具が存在したことになろう。造瓦屋にしても，造瓦器具にしても，観世音寺に新たに建物を建てるにあたってのものとは，造瓦屋の規模や造瓦器具の量的な点で考え難いのではないだろうか。葺瓦の差し換えや改修であったと想像する。とにかく，９世紀後半には，少なくとも観世音寺直属の造瓦工房が存在したことを意味するであろう。

老司Ⅰ式軒瓦
老司瓦窯
観世音寺専用軒瓦

また，小田氏によって命名された老司Ⅰ式軒瓦は，老司瓦窯で焼き上げられた（鏡山1936）。この軒瓦は石松氏が指摘されたとおり，観世音寺専用の観世音寺創建瓦であった（石松1982）。観世音寺の調査では，奈良・平安時代の出土瓦の60%以上を占めている（栗原1993）から，老司瓦窯とその工房は，観世音寺直属の造瓦工房と考えて良いだろう。

以下では，簡単であるが,大宰府政庁域と観世音寺それぞれの出土瓦を比較してみよう。

Fig.253は前述の政庁域で考えた軒瓦の組合せであり，Fig.254は観世音寺出土瓦の組合せである（栗原1993)。Fig.254の ①は275A-560A（老司Ⅰ式）である。政庁域での出土は，560Aが１点あるのみであった。観世音寺では，奈良・平安時代の軒丸瓦総出土点数1,143点（第43次～第122次調査までの計12次にわたる調査の合計）のうち，275Aが680点（68.24%）を占め，軒平瓦総出土点数844点の内，560Aが523点（61.97%）を占めていた。(軒瓦第２段階)

②は315-541の組合せである。この軒瓦は，南門東側南面築地前面の井戸SE3680から数点が出土しており，供伴の土器から遅くとも８世紀第２四半期の前半頃までと考えられた軒瓦である（概報1991)。315は30点（2.64%)，541は29点（3.44%）出土していて，観世音寺以外では見られない軒瓦である。(軒瓦第２段階)

③235-637は，223-635（鴻臚館式）に続く，鴻臚館Ⅱ式軒瓦の組合せである。235は32点(2.80%)，637は67点（7.94%）が観世音寺では出土した。政庁域では637が６点出土しているにすぎない。(軒瓦第２段階)

④は048-562の組合せである。048-562の丸瓦・平瓦部には，中山氏が「家紋様型押」とされた叩打具打捺痕が残るから，少なくとも生産工房は同一であった。観世音寺では，048が57点(4.99%)，562が28点（3.32%）出土し，両者とも政庁域では見られない。(軒瓦第４・５段階)

⑤は048-584Bの組合せ。048は前述のとおりである。584Bは，観世音寺では51点（6.04%）が出土したが，政庁域では出土していない。観世音寺で出土する主要な軒瓦である。（軒瓦第４・５段階）

政庁・観世音寺出土の軒瓦

次に，政庁域・観世音寺両者で出土した軒瓦を拾うと，軒丸瓦では143が15点（1.31%出土点数，百分比ともに観世音寺出土瓦の数字である），170Aが３点（0.26%），170Bが３点，145が１点（0.09%），058が３点，132が４点（0.35%），208Cが36点（3.15%），049が５点（0.44%），223が７点（0.61%），224が３点，276が４点，285Bが８点（0.70%），290Aが８点，290Bが３点，278が４点，208Bが９点（0.79%），208Aが４点となる。軒平瓦では，601Aが４点（0.47%），602が４点，576が16点（1.90%），575Aが14点（1.66%），635が16点，657が４点，688が４点，656が５点（0.59%），575Bが11点（1.30%）などが見られた。

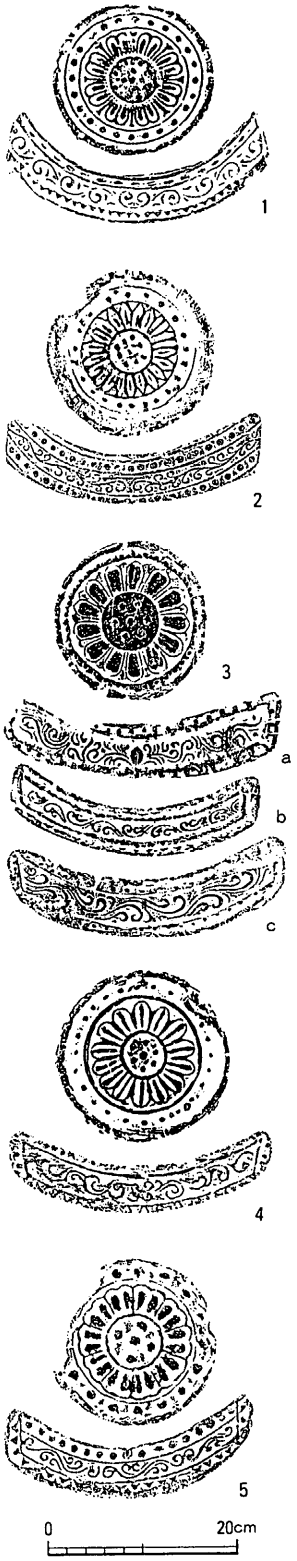


Fig.253　大宰府政庁出土軒瓦の組合せ (2)（1/8）

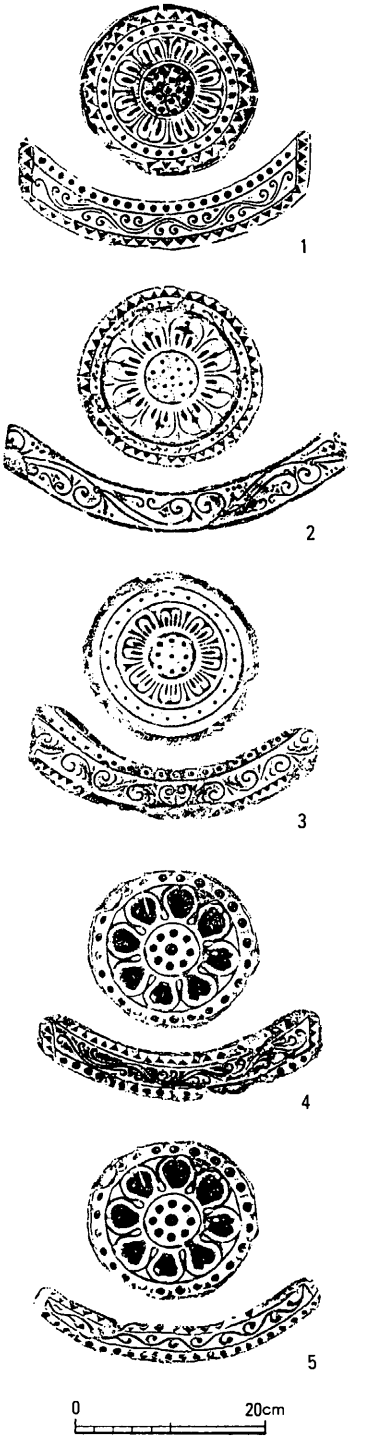


Fig.254　観世音寺出土軒瓦の組合せ（1/8）

これらの軒瓦以外で，政庁域で出土せず，観世音寺に見られる軒瓦では，軒丸瓦020A・B，050，265，286があり，軒平瓦504，569，673a'（政庁域では673aだけが見られる），689などがある。出土点数的には多くない。

非常に粗い見方であるが，上記の状況から，

１　観世音寺では，275-560A・235-637の組合せが奈良時代の軒瓦として考えられる。政庁域

の軒瓦の組合せでは223-635・143-688・275A-560A・235-637は，軒瓦第２段階の軒瓦であるが，軒瓦第３段階まで続けて用いられた可能性がある（第３段階の観世音寺独自の軒瓦が考えにくい）。

2　軒瓦048-562・048-584Bは，軒瓦第４・５段階の観世音寺の所用瓦である。

3　政庁域・観世音寺の両方で出土している軒瓦の多数は，大宰府の造瓦工房で作らされたものであり，観世音寺が必要とする場合に供給されたのではないかと考える。

造瓦工房の変遷

観世音寺は天平18年（746）に完成する。少なくとも，この時までは275A-560Aの軒瓦の組合せが中心であったろう。とすれば，観世音寺の造瓦工房は，この時期独立した存在として活動したものと出土瓦の量から推定する。この時の生産瓦窯は老司瓦窯であるから，観世音寺とは10㎞も離れた場所にあった。軒瓦の種類からは，奈良時代後半以降，大宰府の造瓦工房産と見られる軒瓦の出土があったことは，必要に応じて大宰府が，観世音寺が必要とする瓦類を供給した結果と思われる。ただ，平安時代にも観世音寺独自の軒瓦が生産されているから，観世音寺の造瓦工房は，この時期にも観世音寺瓦を生産し続けたが，規模の上では小さくなり，工房のおかれた場所も観世音寺の近くに変わっていただろう。『資財帳』の観世音寺の瓦屋が「大衆院」,「政所院」と記載されていることは，このことを意味するものと思われる。恐らく，この状況は，観世音寺が東大寺の末寺になる保安元年（1120）まで継続されたと思う。

筑前国分寺

ここで注目したいのは，筑前国分寺創建にあたっての軒瓦の出土状況である（Fig.255，Tab.26）。石松氏によれば，筑前国分寺創建には主として３組の軒瓦の組合せが用いられた（石松1993）。①235-637（鴻臚館Ⅱ式）は，先の観世音寺の組合せであり，②223-635，③143-688は政庁域の軒瓦の組合せの代表例である。筑前国分寺においては，軒丸瓦13型式16種類290点が，軒平瓦13型式18種類342点が出土している（1982年迄の12次に亘る調査結果）。Fig.255の３種の軒丸瓦合計では206点（71.03%）となり，軒平瓦合計では175点（51.17%）を占めるという。さらに，石松氏によれば，筑前国分寺では275Aが１点，560Aが36点（10.5%），560Bが２点出土している（石松1983）。また，国分寺所蔵瓦に560Aがあり，『国分寺の研究』の筑前国分寺の項（鏡山1939）には，275B，560A・Bが掲載されている。

小田氏によれば，西海道での国分寺の建立は『続日本紀』天平勝宝８年（756）に仏事荘厳具（潅頂幡・道場幡・緋綱）が26国，国別に頒かち下された記事の中に，筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向の国名が記載されていることから，この時期にあてて考えられている。さらに，筑前国分寺については，大宰府のある筑前に建立されたことから最も早く建立されたと考えられ，その時期は天平18年（746）～天平勝宝８年（756）頃と推定されている（小田1970）。

筑前国分寺出土瓦に見る軒瓦の組合せは，大宰府の造瓦工房ばかりでなく，観世音寺の造瓦工房も動員された結果と考

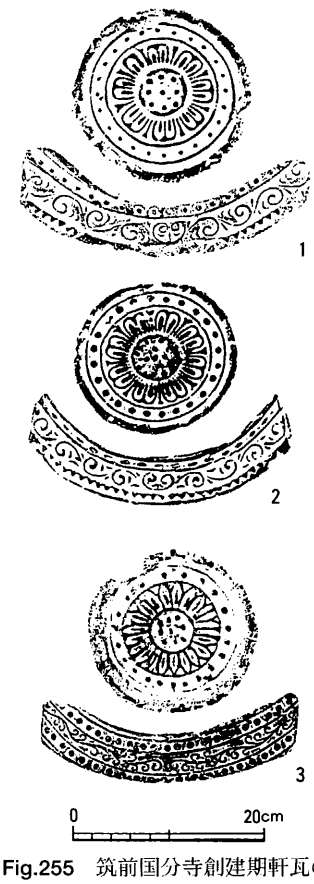


Fig.255　筑前国分寺創建期軒瓦の組合せ（1/8）

えられよう。

なお，後には，筑前国分寺でも国分寺だけで出土する瓦類があることから，一時的にせよ，国分寺の造瓦工房が存在した可能性を思わせる。筑前国分寺の創建期には，大宰府の指揮のもと観世音寺の造瓦工房も動員された。西海道での国分寺建立のモデル的役割を負っていたことに起因するものであろう。

Tab.27　筑前国分寺創建期軒瓦組合せ
(石松1993一部改変)

番号	種類	出土点数	比率%
①	235	114	39.3
	637	88	25.7
②	223	64	22.0
	635	55	16.1
③	143	28	9.3
	688	32	9.4

奈良時代の大宰府には，杉塚廃寺・般若寺などの寺院が存在した。杉塚廃寺出土瓦は，ほとんどが大宰府の造瓦工房で作られた瓦と思われる。般若寺では，近くに般若寺瓦窯３～４基があったことが知られていて，般若寺独自の軒瓦も出土する。ただ，その創建期に使われたと考えられる軒瓦は，大宰府・観世音寺の造瓦工房産と考えられるものである。仏教によって国家鎮護政策をとった政府の出先きとしての大宰府が，諸寺院の建立に率先してその役割を負った結果であろう。

ｆ．丸瓦と平瓦の変遷

概報1987は，大宰府政庁前面，不丁官衙地区第98次調査を記録している。この発掘調査では天平６・８年の紀年銘を記す木簡が出土した南北溝ＳＤ2340が発掘された。この南北溝は，発掘区南半では不整形な落ち込み（ＳＸ2480）を掘り込んで流路としていた。このＳＸ2480からは，多量の須恵器・土師器などとともに，若干の瓦片が出土した（Fig.256，PL.62)。土器からＳＸ2480の時期は，およそ７世紀後半と推定されている。

ＳＸ2480出土瓦

恐らく，大宰府の出土瓦の中である程度の時期がわかる資料としては，最古級の資料であろう平瓦片３片が出土した。３点とも細かい砂粒を含むが，良く精製された粘土が用いられている。淡茶褐色～橙灰色で，比較的焼きは硬い。

１の凸面には，須恵器に見られる平行線文の打捺痕が残る。凹面はナデ消されているが，粘土紐作りではないかと思われる痕跡がある。

２はケズリされた端面が残る。凸面は指腹によるナデ痕跡が斜行する。凹面の端面近くは横ナデされた後，縦方向に粗いナデ痕跡が重なっている。僅かに布目が残っているから布筒が用いられた。割れ面の粘土の動きの観察からは，粘土紐製では

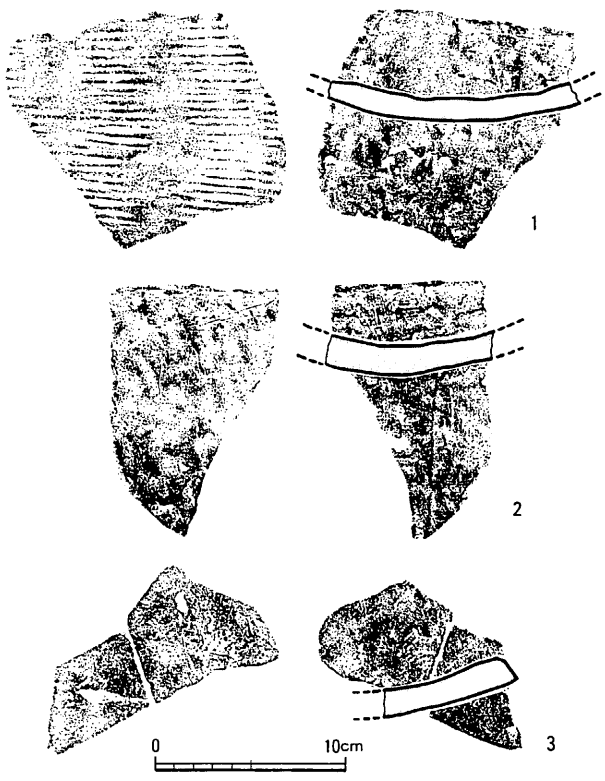


Fig.256　不丁官衙地区ＳＸ2480出土平瓦片　(1/4)

ないかと思われる。

3は側面を残す破片である。凸面は平滑にナデつけられている。凹面は縦方向のナデで，側面に小さく面取りが施されている。布目は僅かに残る。

北部九州では，神ノ前2号窯（太宰府町1979），牛頸月ノ浦窯（大野城市1993），野添・大浦窯跡群（福岡県1970），伊藤田ホヤ池瓦窯（北九州博1979）など6世紀末から7世紀前半にかけての瓦窯跡が見つかっている。このうち，神ノ前2号窯の出土瓦は，桶や布筒を使わず作られた瓦で，大脇潔氏が言う「泥条盤築技法」によって丸・平瓦が作られている（大脇1991）。

神ノ前2号窯

月ノ浦1号窯では，丸瓦では行基式・玉縁式の両者があるが，竹状模骨・枠板を使った模骨が使用され，粘土紐・粘土板製の両者が混在する。平瓦は模骨桶を使用するが，粘土紐・粘土板製の両者がある。丸・平瓦とともに凸面に残る叩打痕は，須恵器の叩き絞めに使用された叩打具と同じものである。

月ノ浦1号窯

大浦窯では，丸瓦は行基式だけである。平瓦は模骨桶を使用し，明瞭に糸切り痕跡を残している。凸面は平行線叩きが多いなどの特徴がある。これらの瓦窯で作られた丸・平瓦は，瓦を知る数少ない指導者のもとに須恵器工人が動員された結果と考えられる（大野城市1993）。福岡平野では，造瓦専業の工人が本来の造瓦技術で瓦製作をするようになったのは，7世紀第3四半期頃と考えられる春日市ウトグチ窯からである（春日市1987年調査）。ここでは，行基式丸瓦・模骨桶粘土板製平瓦が規格性を持って作られ，鬼板・鴟尾・軒丸瓦・軒平瓦など，瓦の種類もそろっている。

大浦窯

ウトグチ窯

この状況の中で，第98次調査SX2480からの出土瓦片を考えれば，ウトグチ窯の瓦ほどの完成度はないが，前3者よりは瓦らしい瓦と考えられよう。量的にも少なく，問題を残すが，大宰府での軒瓦第1段階の丸・平瓦とは一線を画す資料と思われる。

軒瓦第1段階の丸瓦・平瓦の量は極めて少ない。丸瓦では，Fig.125-1の粘土板製行基式丸瓦1点だけを図にした。平瓦では，Fig.130-1・2・4をとり上げた。丸瓦と平瓦1・2は，政庁第Ⅱ期正殿基壇築成直前の暗渠施設（SX133）に使われていた瓦である（九歴2000）。従って，軒瓦第1段階の丸・平瓦としても新しい部類に考えられよう。ここで出土した丸瓦は，すべて粘土板製の行基式丸瓦である。

軒瓦第1段階の丸・平瓦

単弁軒丸瓦5型式をこの時期の軒瓦に比定したが，5型式すべてが接合式軒丸瓦である。行基式丸瓦は，単弁軒丸瓦が出土する大野城主城原（福岡県1979），観世音寺（九歴1996），政庁第6・180次などで出土している。田川市天台寺跡（田川市1990）の単弁軒丸瓦などから推定しても大宰府の単弁軒丸瓦5型式の胴部には，行基式丸瓦が用いられたと考えてよいだろう。玉縁式丸瓦の有無や粘土紐製の丸瓦の存在については，後続期丸瓦との間で未だ明瞭でない。

Fig.130-1・2の平瓦は，凸面の縄目叩きスリ消し仕上げをしている。この手法は，SX133出土の丸瓦に共通している。両側縁には分割突帯の痕を残し，粘土板合わせ目の痕も見られる。4では縄目の痕が比較的良く残っている。3点の平瓦（軒瓦第1段階の瓦）は，すべて模骨桶粘土板製平瓦である。粘土紐製平瓦の存在については，明らかでない。

丸瓦2・3は，粘土紐作り丸瓦である。大宰府の軒丸瓦では，275A・Bに粘土紐作り丸瓦が使われている（栗原1998）。今回は，完形資料ばかりをとり上げたため粘土紐作り平瓦の資料を提示していないが，大宰府にも粘土紐作りされた平瓦はある（栗原1999a）。大宰府では，軒平

軒瓦第2段階の丸・平瓦

瓦560Aと560Bの一部に粘土紐作りされたものがある。275-560（老司式）は，藤原宮式系軒瓦である。軒平瓦についての山崎信二氏の論考によれば，「粘土紐桶巻き作り軒平瓦は，全国各地で普遍的に見られるものではなく，大和以外では，瀬後谷瓦窯（京都府）と尾張および九州で知られるだけである。これは，藤原宮式の文様をもつ軒平瓦の中で，粘土紐桶巻作り軒平瓦の製作技法をもつものがあれば，それだけでも充分に藤原宮や平城宮初期の粘土紐グループとの技法上の関係を想定することが可能なのである」という（山崎1993）。上記論考は，軒平瓦について記されたものであるが，大宰府では老司式・老司式系軒瓦にのみ粘土紐作りが見られる。2・3の丸瓦の粘土の質や焼き上がりは，275Bの丸瓦に近い。その影響下のものとしてよいだろう。なお，2はやや小型の丸瓦であるから軒丸瓦285B用の丸瓦と推定したが，285Bの瓦当文様も大枠では藤原宮式系として良いだろう。

軒瓦第3段階の丸・平瓦

軒瓦第2段階では，粘土板作りされた丸瓦もある。後続の第3段階の丸瓦とは製作法において一木模骨を使用し，粘土板製であることや分割面に破面が残ることなど共通している。その相違は，第2段階と考えているものでは大きさがやや大きいこと，一木模骨の肩の屈折が明瞭に段状になる点にある。従って，第3段階の丸瓦では，第2段階のものに比較してやや小さいこと，一木模骨の肩が撫肩であることになる。6が第2段階，4・5が第3段階の丸瓦である。

平瓦では，第2段階は模骨桶作り平瓦であるのに対し，第3段階では凸型台使用の一枚作り平瓦へと変わる。Fig.130-3，Fig.131-5～8が，模骨桶粘土板作り平瓦である。軒平瓦560Bには粘土紐作りと粘土板作りの両者がある（栗原2000）。第Ⅵ章では，平瓦それぞれを老司式軒瓦に近いか，鴻臚館式軒瓦に近いかという記述に留めおいた。なお，8だけは3枚どりされた平瓦である。屋根以外の使用目的があったのかもしれない。

また，模骨桶粘土板作り平瓦の模骨桶の大きさを平瓦両端の弧線から計測してみた。その結果，数種の模骨桶の存在が予想された。が，おおよそ底面径40.0㎝前後，上面径35.0㎝前後，高さ40.0㎝以上のものと推定される。

軒瓦第3段階の平瓦は一枚作りされたものである。第2段階の模骨桶製瓦と比較して，長さや幅の点で一回り小さい（Fig.138）。また，第2段階の平瓦は，凹面に模骨痕が残るが，一枚作り平瓦の場合，凹凸のない平滑な曲面である。また，粘土板の合わせ目痕跡も見られない。糸切り痕跡が比較的残る傾向がある。かまぼこ状の凸型製作台が使用された（栗原1999a）。軒平瓦でも桶巻き作りされたものと，一枚作りされたものとの分離は明瞭である（栗原2000）。

なお，図中の9・10・12は，不丁官衙地区の南北溝SD2340からの出土例である。溝の終末期が天平末年頃と考えられているが，これを第98次調査での結果から考えて，大宰府では平瓦一枚作りの技法の開始された時期を天平年間の前半（730年代後半）と考えた（栗原1999a）。平城宮の瓦工房の技術が大宰府の瓦工房に伝わったものとしたいが，軒瓦の瓦当文様を見るかぎり，これらを裏づけるようなものはない。

軒瓦第4･5段階の丸・平瓦

軒瓦第4・5段階の丸・平瓦は，朝鮮半島統一新羅の造瓦技法が大宰府に導入された結果と考えた（栗原1999b）。この段階では，軒瓦の製作にあたって軒丸瓦ばかりでなく，軒平瓦も接合式（大宰府では，これを包込式軒平瓦と呼んだ）のものが98%以上を占める。従って，接合される丸・平瓦の製作法が問題となる。丸瓦の製作法は，一木模骨が使用される点，前段階との変化はない。縄目丸瓦では，多くの場合凸面の打捺痕はスリ消されるが，この例では打捺痕

をそのまま残す。この状況は平瓦にも共通する。大宰府のこの種の平瓦凹面には，粘土板の合わせ目が見られること平滑な曲面となっていることに特徴がある。円筒桶が使用された結果である。模骨桶と円筒桶との相違は，平瓦に分割する以前の粘土円筒の作り方にある。

円　筒　桶

この状況を韓国崔兌先氏の論考『平瓦製作法の変遷に対する研究』(崔1993) を要約・引用された清水信行氏の論考（清水1998）によって紹介すれば次のようになる。「模骨桶と円筒桶は，回転台上に桶を載せる際に，上下が逆に設置される。つまり模骨桶は直径の小さい方が上に，大きい方が下にくるように設置されているが，円筒桶は直径が大きい方が上に，小さい方が下にくるように設置される」，「模骨桶は粘土円筒成形後に分解して粘土円筒からはずされるが，円筒桶は桶を分解することなく，桶の上部内側に渡してある横木を持って上に引き上げることによって粘土円筒と桶を分離する」とある。ともに出来上がった粘土円筒を分割して平瓦は作られる。

この円筒桶とは，佐原真氏が平瓦製作にあたっての造瓦器具の２種を紹介されたが，「無柄非開閉式桶（状造瓦器具）」と呼ばれたものにあたる（佐原1972）。さらに，この製作法による造瓦例（朝鮮半島忠清北道・全羅南道の民俗例）が藤島亥次郎氏によって紹介されている（藤島1939）。藤島氏の報告にある桶は，逆円錐台形ではなく円筒形であるが，報文にある平瓦の製作法は崔氏の論考での製作法そのものである。この方法で製作された平瓦の特徴である凹面が平滑な曲面となるであろうことは，大宰府の斜格子文平瓦に一致する。また，藤島論考に添えられた造瓦器具のスケッチにある叩打具（横に柄のついたもので，長さ48.5㎝，幅10.5㎝ほどの大きさ）による打捺法・打捺痕は，大宰府の平瓦に見られる斜格子文のあり方を理解させた。

円筒桶製平瓦製作法

さらに，清水氏論考に見られる開泰寺およびその他の寺院跡から出土した銘文瓦は，打捺文様の相異はあっても木製長手叩打具によるものと理解できるものであったし，清水氏も円筒桶製と記述されている。その特徴として掲載された拓図と文章から，①瓦の凹面には模骨桶のような凹凸は認められず，平滑な曲面をなすと思われること。②側面は瓦刀によって分割截線が入れられた後分割されるが，分割痕は無調整のままである（破面と截面が側面に残る）。③凸面には瓦長軸方向に対して平行に叩いたと思われる打捺痕が連続して認められる。④文字銘は叩打具に刻み込まれたものであるなどの点に整理できる。大宰府出土の斜格子文平瓦の特徴を具備したものと言えよう。

特　　徴

また，清水氏論考に見る崔氏論考の引用部分には，①三国時代の高句麗・百済地域では模骨桶を用いていたと思われる。②新羅地域では平瓦製作の開始期から円筒桶を用いていたと思われる。③統一新羅時代以降，両地域とも円筒桶を用いるようになり，模骨桶は用いられなくなると円筒桶作り平瓦の製作法が朝鮮半島で開始された時期と，新羅からしだいに百済故地や高句麗故地へと拡大していった状況が紹介されている。

軒瓦第４・５段階の大宰府出土軒瓦は接合式であると先に記したが，その瓦当文様は大宰府の前段階に用いられた文様を残しながらも，新羅瓦の瓦当文様の特徴が数多く採用されている（栗原1999b・2000）。大宰府出土斜格子文の丸・平瓦の製作法は，朝鮮半島統一新羅時代の造瓦技法や瓦当文様を導入して成立したと考えた理由である。大宰府にこの瓦の製作法が導入されたのは，８世紀末頃と考えたい（栗原2000）。

軒瓦第４・５段階の分離・設定には，第１次調査の土壙ＳＫ011・012と第６次調査西面回廊

西側の雨落溝SD061出土瓦をあてた。丸瓦・平瓦ともに比較的目の細かい斜格子文のものが古く，目の粗いものが新しい傾向がある。また，これらの丸・平瓦を胴部に持つ軒瓦は，第4段階でかなり新羅瓦当の文様を残し，製品としても良質である。第5段階では，瓦当文様が単純化され，文様の割付も不正確である。製品としても粗悪化する。

縄目文・斜格子文のある平瓦片

なお，Fig.257（PL.59）は，政庁第180次調査で出土した平瓦片であるが，その凸面には縄目叩打痕と極く粗い斜格子文が残る（縄目叩打が斜格子叩打よりも後に打たれている）。このような例は，観世音寺塔跡出土瓦（九歴1993）にも見られる。斜格子文で判断する限り，第5段階の丸・平瓦に伴った斜格子文と判断される。大宰府政庁の終焉後も存続する観世音寺出土の12～13世紀頃と考えられる軒平瓦（剣頭文軒瓦など）には，斜格子文だけが見られる。軒瓦第5段階まで一枚作り平瓦（縄目瓦）の製作法が残っていたことになるのであろうか。縄巻き叩打具と線刻斜格子叩打具を持つ工人集団は，本来別々の集団と考えるのが一般的な考え方であろう。二つの集団が共存する時期が軒瓦第5段階までであったとは考えにくいが，両集団が混交した結果ともみえる。

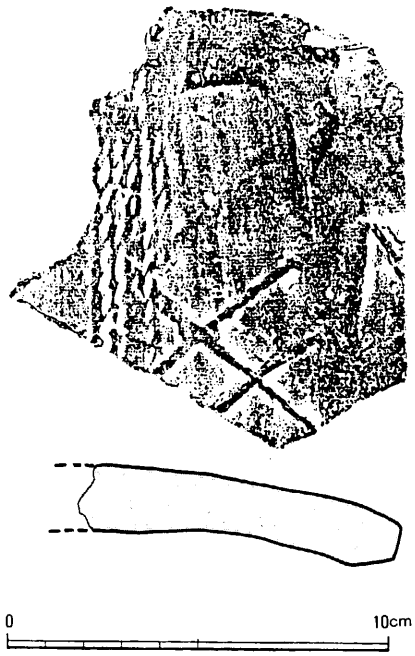


Fig.257　縄目文・斜格子文のある平瓦片（1/2）

g．斜格子文瓦に見る文字銘瓦の諸問題（Fig.258，PL.59）

大宰府で出土する平安時代の丸・平瓦の凸面には，木製長手叩打具によって瓦の長軸方向に連続打捺された痕跡がある。従って，打捺痕跡は，同一の文様が繰返し連続して残っている。これを，円筒桶製平瓦とそれに伴う丸瓦と呼んでいたり，斜格子文が主流の文様であるから（「叩きしめの円弧」を残す丸・平瓦を除く）斜格子文丸・平瓦と呼んできた。

この斜格子打捺痕には，明らかに文字とわかるもの，文字らしいもの，記号らしいもの，文様かと思われるものなどが認められる。また，斜格子文だけのものも多々ある。これらのうち，文字・文字らしいものを主体とする叩打痕を21式76種類に分類し，型式番号を付与し，『型式一覧』に登録した。報告では，型式分類をもとに付与した型式番号によって出土丸・平瓦片の量などを紹介してきた。

文字銘瓦や文字銘らしい記号のある丸・平瓦のかなりの部分が，上記型式分類によって充足されていると思う（出土文字瓦の9割近くは，型式番号を付与した範囲の丸・平瓦であろう）が，型式設定をしたことで量的には多くはないが，文字らしいもの，記号らしいもの，文様らしいもの，斜格子文だけの打捺痕が残る丸・平瓦片は排除される結果となった。

今後，順次，型式分類され，登録されてゆくものと思う。斜格子文丸・平瓦のすべてが型式分類されることが理想である。ここでは，未分類・未登録の丸・平瓦片を中心に将来の見通しのために整理途中で見い出した資料を紹介し，問題提起としておきたい。

1は軒平瓦691Abである。691Aは第169-2次来木地区の調査で出土している（九歴1998）。このことから，来木瓦窯産軒平瓦の可能性が高い。この瓦当に接合された平瓦の打捺痕に特徴がある。斜格子文は粗い。斜格子文に重ねて二つの「U」の字形文様・追刻線・記号風のものなどが見られる。発掘調査で時々出土している。今後，この例のような打捺痕も注意をする必要がある。第15次調査東面回廊跡で出土した。

2は上1字は欠失しているが，左字「平井」銘であろう。「平井」銘であるから901型式に入れることができる。文字枠のあり方が901G型式に似るが，文字は大きく，901Gが正字であるのに対し，この例は左字である。第30次脇殿地区で出土。

追　刻　文

3a・bは，同じ叩打板である可能性がある。小破片で確定はできないが，3aの叩打板に線と文様が追刻された結果，3bが生じたと考えた。打捺痕の下隅には，正字の「瓦」の文字銘が見える。3aでは，左上の斜格子目の中に文字風のものが見えるから「□瓦」と記銘された可能性もある。3bの追刻部分は，それぞれの斜格子目の中に施されている。この打捺痕によく似た斜格子文の瓦が来木瓦窯跡で出土している（高橋1995）。従って，この瓦も来木瓦窯産と考えて良いだろう。3aは第60次蔵司官衙推定地での出土であるが，政庁第6次の調査にも出土例がある。3bは第30次脇殿の調査で出土。

4は「水」と読める文字銘が斜格子目の一つに見え，下部の斜格子目には鉤状の文様が見える。高橋健自氏が「水，（筑前）水城の略なるべし」（高橋健1915）とされたものにあたるものと思われ，中山平次郎氏が「追刻文字並びに記号を有せる瓦片」（『考古学雑誌』第6巻第10号）で紹介されたものにあたる。叩打痕の一部しか提示できないが，中山氏の指摘もあり，追刻文の検討を今後に必要とする。また，鉤状文が見られる瓦は，福岡市西区下山門の斜ヶ浦瓦窯にも見られ，この瓦との比較検討を今後必要とする。第15次正殿東，北面回廊付近で出土。

5は斜行する平行線文を叩打面上位に刻み，その下部は斜格子文としている。明瞭ではないが，上部の平行線部分に重ねて草書体風の文字らしきもの（4文字分か）が見られる。未解読である。第15次正殿東，北面回廊の調査で出土。

2種類の叩打痕

6は2種類の叩打具痕が打捺されている。一つは「安楽之寺」銘904Ab型式の文字銘であり，他は「大瓦」銘909a型式の文字銘である。一つの瓦工房内での叩打具の共有関係を示すものと考えられよう。904Abは来木瓦窯（概報1998）の可能性が高い。正殿東，北面回廊地区で出土。

7にも2種類の打捺痕が認められる。一つは，先述の904Abである。他は，文字風のものが見える。「大」銘909a型式と同様に文字銘904Abを仲介とすれば，この叩打具も来木瓦窯との関係が想定される。正殿東，北面回廊付近での出土。

8も2種類の叩打具打捺痕を残す。一つは斜格子文に円弧の文様を重ねたもので，斜格子文平瓦（Fig.135-8）として紹介した。他は7に見た未登録の文字風のものである。文字銘904Abや7の例を仲介とすれば，斜格子文に円弧文を重ねた叩打具にも来木瓦窯との関係が生じてくる。正殿の北東部，北面・東面築地の調査で出土。

9には左字「瓦」と思われる文字銘が斜格子文に重なって見られる。文字銘は909型式「大瓦」・「木瓦」の下の文字瓦に似る。斜格子文が比較的整然と残っているのに対し，文字と思われる打捺痕跡は所々に見られるから，2種の叩打具痕が重なったものと思う。正殿東北部の調査で出土。

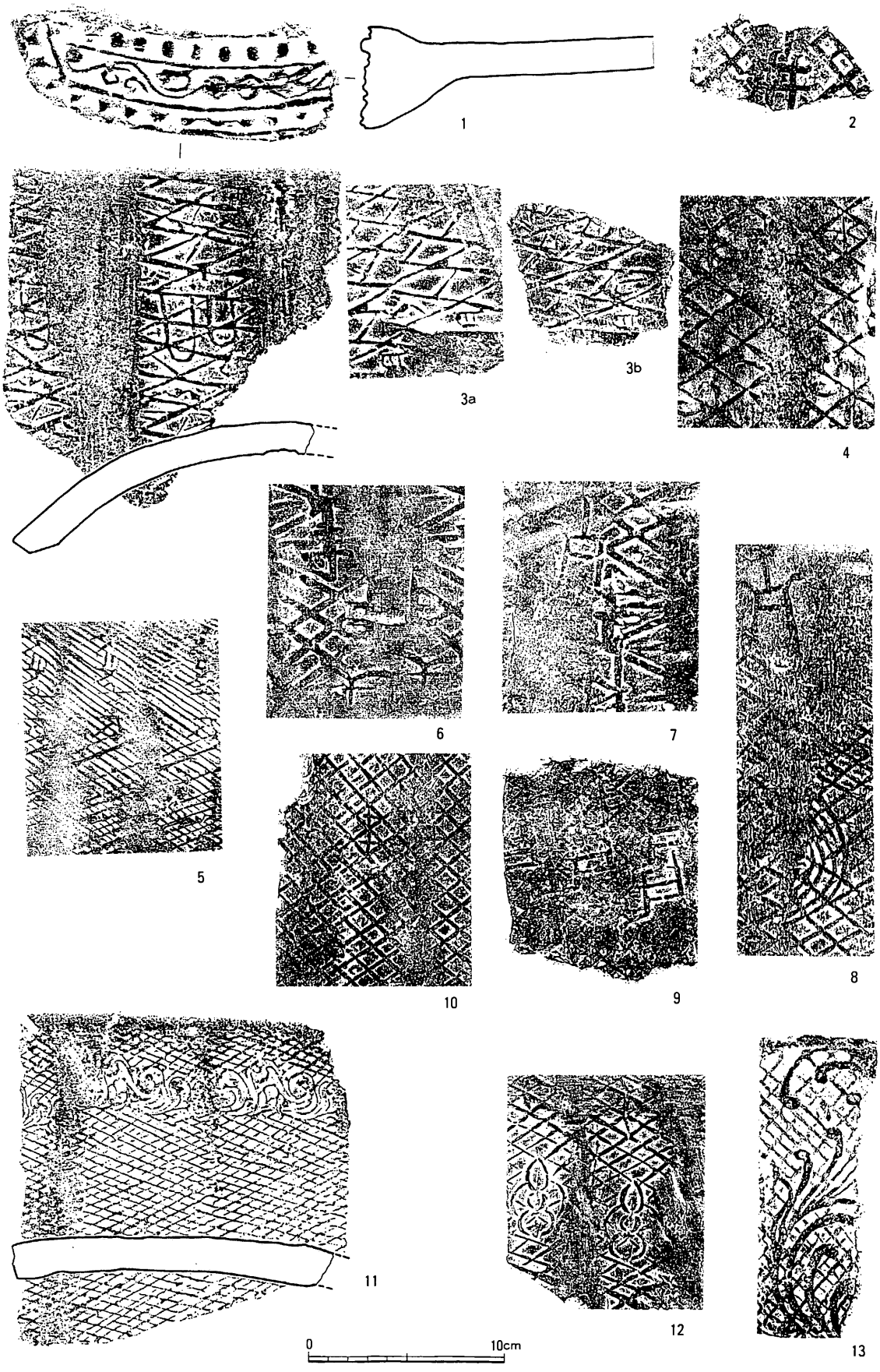


Fig.258　斜格子文瓦の凸面に残る文字銘・記号・文様など（1/3）

10は比較的整った斜格子目に「十」の文様が２ケ所納まった形で記されている。また，数多い斜格子文叩打具の一部にちょっとした彫り込みを行った例はかなりの種類が丸・平片にある。叩打具そのものが瓦工人のものであったのか，造瓦工房のものであったのかは未解明であるが，個人・工房どちらの場合にせよ，他の叩打具と区別する目的があったために生じた記号であろう。木製叩打具であるため比較的簡単に打面の文様を細工することが可能であることを考えると，同一工房の中でも工人同志の間で使用工具の区別があったであろうと考えられる。西脇殿の調査で出土。

叩打具痕・文様のもつ意味

11は細かい斜格子叩打具の上辺に渦巻状（または，側面観の花文状）文がみられる平瓦片である。斜格子目の細かさから見て，斜格子文瓦としては古い方であろう。渦巻状文は11と同様の意味を持っていただろう。正殿東，東面回廊付近で出土。

12は斜格子文の中に文様とも記号ともとれるものが置かれている。斜格子文と文様の関係を見れば，斜格子文は文様をさけて彫られている。従って，文様が先に彫られ斜格子文は後から彫られたことになろう。10・11と同様の意味を持つ文様と思われる。正殿東，北面回廊付近からの出土。

13は斜格子文に重ねて大鳥の尾翼状の文様がある。恐らく，文様が持つ意味は，10～12の場合と同様であろうが，瓦工人の木彫技術ないしは美的感覚の自己主張があってのことのように思える。この例は，観世音寺大房跡から出土。

出土瓦の拓本カードから見い出したものの，１，２にすぎない叩打痕の例である。偶然の結果とは言え，１・３・６・７・８は来木瓦窯産瓦である可能性の高いものという状況が生じた。出土瓦の整理において型式設定したがために，それ以外の瓦として取り扱ってきた斜格子文瓦片であるが，今後，この問題とは息の長い検討を必要としよう。

2）土　器

1　はじめに

政庁跡の建物は，7世紀後半の掘立柱建物（Ⅰ期）から8世紀前半には朝堂院形式を採用した礎石建物（Ⅱ期）に建て替えられる。Ⅱ期の建物は，天慶4年（941）の藤原純友の乱により焼失し，その後再建された建物がⅢ期の建物である。この様に，政庁跡の建物は，Ⅰ～Ⅲ期に区分されてはいるが，この3期区分は建物の大規模な建て替えを各期設定の画期としたもので，建物の年代を直接表すものではない。政庁Ⅱ期の場合だと220年もの時間幅が存在するため建物も幾度か補修或いは個別的な建て替えがなされたと考えられるが，そのことを土器の上から検証することは礎石建物という構造上容易ではない。そこで，本項では比較的出土量の多い7世紀後半～8世紀前半代の土器に焦点を当てて，特に問題となる政庁開始期のⅠ期掘立柱建物の時期及びⅡ期礎石建物の築造時期について土器の上から検討してみたい。

2　各地区の様相

各地区における出土土器を①整地層出土土器，②Ⅱ期基壇積土出土土器，③遺構出土土器とに分けて，各地区の様相をみてゆく。

〔正殿地区〕

Ⅰ期の遺構には，掘立柱建物SB120・121・122・123，柵SA110・111・112・113，溝SD125・126があり，a～cの3小期に細分されている。Ⅱ期の遺構には，正殿SB010A，暗渠SX133がある。また，第1整地層及びⅡ期正殿基壇積土中からも良好な資料が出土している。

整地層出土土器（Fig.155・156）第1整地層中には，政庁築造以前の6世紀後半の土器（1～15）が主体をなす。10は須恵器坏の底部破片であるが，かえりを有する小型の蓋とセットになるものと思われる。第2整地層中からは，6世紀後半代のもの（6・9・10）と口縁端部が三角形を呈する須恵器坏蓋（6～8）が出土している。

基壇積土出土土器（Fig.155）須恵器坏蓋には口縁部内面にかえりを有するもの（17・18）と口縁端部が三角形を呈するもの（19～21）がある。須恵器坏は有高台のもの（22）で，口縁部はやや外反する。他に須恵器では，壺（23），大蓋（24），皿（25）が出土している。これらは，SB010A基壇積土下層出土の土器で，Ⅱ期政庁築造時期の指標となる土器群である。

遺構出土土器（Fig.153・154）SB120・121・122・123，SA112，SD125・126，SX133から土器が出土している。SB123からはかえりを有する須恵器坏蓋（9・10）と口縁端部が三角形を呈する坏蓋（11）が出土している。9・10はSD125出土の坏蓋（7～9）に比してかえりの度合いが大きく，口径は13～14cmと小型である。

〔南門地区〕

Ⅰ期遺構には南北溝SD006がある。Ⅱ期南門基壇に伴う鎮壇遺構としてSX008がある。

遺構出土土器（Fig.162）SX008出土の須恵器短頸壺（14）は，口縁部が直立し，端部が外方に突出する。肩部には張りがみられ，底部もしっかりしている。また，政庁前面の不丁地区官衙の南北溝SD2340からは，天平8年（736）銘木簡と共伴した須恵器短頸壺が出土しているが（九歴1985），SD2340出土の短頸壺は口縁部がやや外反気味に開き，肩部は丸みを帯び，底部も垂れていることから14よりも後出するものである。

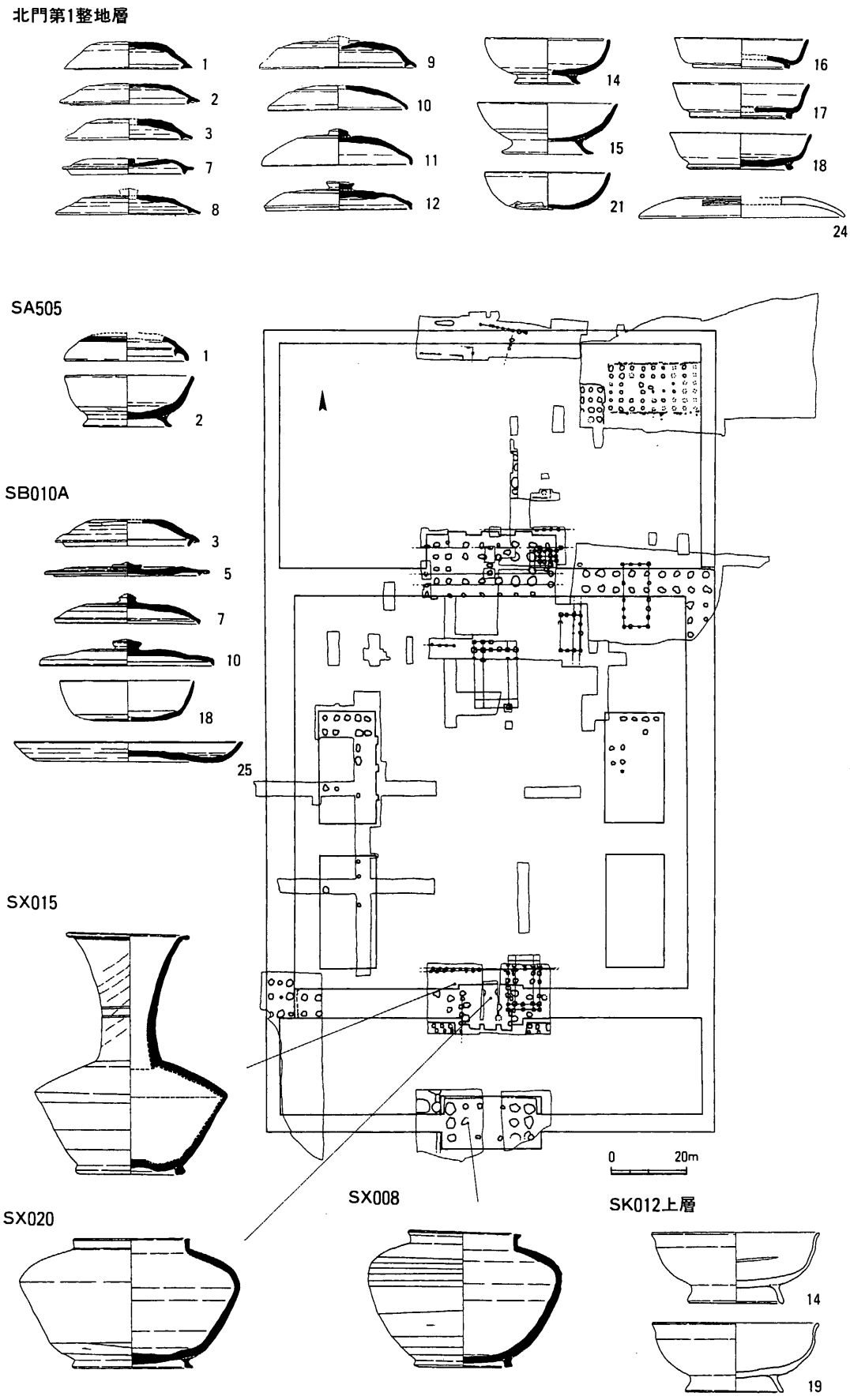


Fig.259 政庁跡Ⅰ～Ⅱ期主要遺構出土土器

〔中門地区〕

Ⅰ期遺構には，掘立柱建物SB040・042・043，柵SA016・017・044・045があり，3小期に分けられる。また，Ⅱ期南門基壇に伴う鎮壇遺構SX020と整地段階の地鎮遺構SX015がある。ともに，Ⅱ期中門の造営年代を知る最も重要な遺物である。

遺構出土土器（Fig.162・166）SX015出土の須恵器長頸壺(11)は，口縁部が水平に開き，直下に三角突帯を施す。頸部はよく締まり，中位に2条のヘラ描き沈線を巡らす。胴部は算盤玉形を呈し，胴部中位の稜はシャープである。

SX020出土の須恵器短頸壺(12)は，口縁部が直立するものの短めで，端部は外方に突出しない。肩部には張りがみられ，底部もしっかりしている。また，高台は靴形を呈する。南門地区の短頸壺(14)及びSD2340出土の短頸壺と比較した場合，12の胴部は寸詰まりで，球形と言うよりは算盤玉形に近い形状で，SD2340出土の短頸壺よりは古くおける。

掘立柱建物SB042の掘形からは，須恵器長頸壺の頸部（32）が出土している。口縁部は水平に開かず，端部が突出するのみである。また，沈線も施していない。遺構との関係からすると，11の長頸壺が32の長頸壺より後出する。

〔北門地区〕

Ⅰ期遺構には，柵SA1064・1065がある。また，第1整地層からもⅠ期の良好な土器が出土している。

整地層出土土器（Fig.176）須恵器坏蓋には，口縁部内面にかえりを有するもの(1～9)，口縁端部が三角形を呈するもの(12・13)，口唇部を丸く納めるもの(10・11)がある。かえりを有する蓋には，口径が13～14cmのもの(1～3・7)と15～16cmのやや大きめのもの(5・6・8・9)がある。口唇部を丸く納める10・11は12・13よりも器高が高く，天井部は丸みを帯びる。

須恵器坏には，坏部が丸く高い高台を貼付するもの(14・15)と口縁部が外反し，靴形の高台を貼付するもの(18)と断面方形の高台を貼付するもの(16・17)がある。先のSD2340からはかえりを有する坏蓋の出土量は僅かで，10・11の口縁部を丸く納める蓋は出土していない。また，14・15タイプの坏も出土しておらず，16・17の器高が低いタイプの坏が主体を占めることから1～9・10・11の蓋と14・15の坏が先行する。

〔回廊東北隅地区〕

Ⅰ期の遺構として掘立柱建物SB360がある。

整地層出土土器（Fig.194～196）第2整地層中には，6世紀後半の土器及び7世紀後半～8世紀前半代の土器がある。13・14・25の須恵器坏蓋はかえりを有するもので，外天井部はカキ目による。また，25は山形の摘みを貼付する。41の須恵器坏蓋は口縁端部を丸く納めるものであるが，外天井部はカキ目で，山形の摘みを貼付する。口径も25と同じ18cmで，口縁部形態は異なるものの手法的に同一時期の所産とみられる。

〔築地東北隅地区〕

Ⅱ期の遺構として掘立柱建物SB500があり，基壇積土中からⅡ期初頭の土器が出土している。

基壇積土出土土器（Fig.199）須恵器坏蓋には，口縁部内面にかえりを有するもの(1)と口縁端部が三角形を呈するもの(2)，口縁端部を丸く納めるもの(3)がある。何れも扁平な摘みを貼付する。坏は無高台のもの(5・6)で，底部は丸みを帯びる。また，長頸壺の口頸部破片が出

土しており，口縁端部が外反するものである。

3　土器の形態分類と編年

〈Ⅰa期〉

蓋a：小型品で，天井部は高く，かえりの度合いも大きい。天井部外面にカキ目を施す。

坏a：無高台の小型品で，胴部下半にヘラケズリによる面を有する。

蓋a・坏aとも政庁跡からの出土点数は極めて少ない。

〈Ⅰb期〉

蓋a：口径14～15㎝の小型品。天井部は低く，かえりの度合いも小さい。摘みを付さないもの（a1）と擬宝珠形摘みを付したもの（a2）がある。

蓋b：口径18㎝程で，天井部は低く，かえりの度合いも小さい。高い山形の摘みを付す。

蓋c：口径18㎝程で，天井部は低い。かえりはなく，口唇部を丸く納める。

坏b：有高台の坏で，坏部は深い。底部にはハ字形に開く高い高台を貼付する。

坏c：無高台の坏で，深めの器形。底部は丸みを帯びる。

蓋a・b，坏a・bは，第1整地層中に多く包含される。また，蓋bと蓋cが同時期であることは両者が融着した中門ピット出土例（Fig.174-28）からも明らかである。

〈Ⅱa期〉

蓋a：口縁端部が丸いものと三角形を呈するものがあり，扁平な摘みを貼付する。

蓋c：蓋a同様，口縁端部が丸いものと三角形を呈するものがある。

坏a：有高台の坏。浅めの器形で，口縁部は外反する。高台は低めで，断面靴形を呈する。

坏b：坏a同様，浅めの器形で，口縁部は外反する。高台は低めで，断面靴形を呈する。

坏c：前者より浅めの器形で，底部は平底を呈する。底部調整は回転ヘラケズリ。

壺a：長頸壺。胴部は算盤玉形を呈し，胴部のやや上位にシャープな稜を有する。

壺b：短頸壺。口縁部は直立し，肩部に稜が残る。高台は断面靴形を呈する。

壺c：短頸壺。口縁部は直立し，端部が外方に開く。肩部は怒り肩で，高台は断面方形。

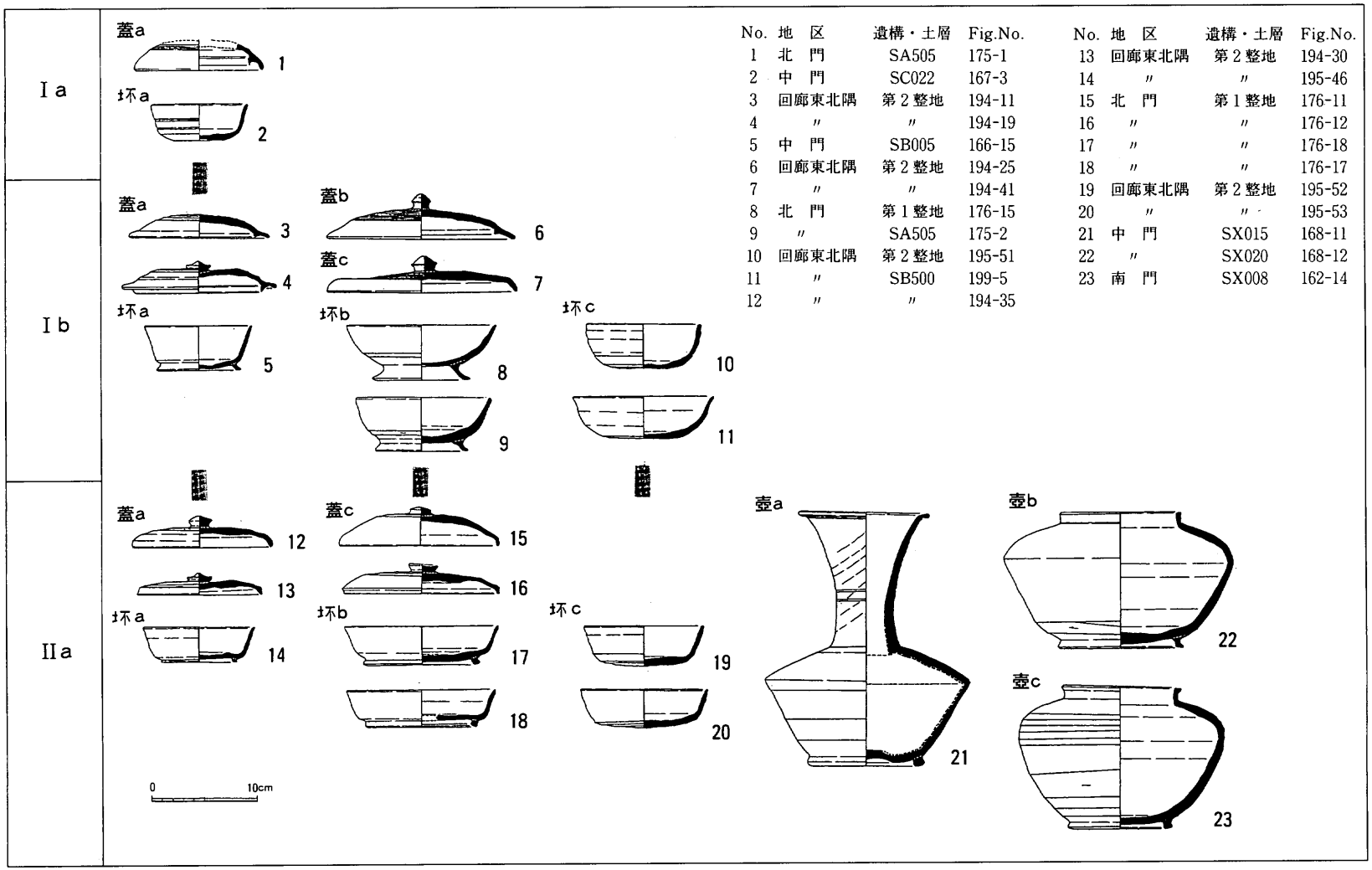
正殿基壇下層には蓋bも含まれるが，量的に少なく，蓋a・cが主体をなす。

Ⅰa期を政庁築造直前の7世紀第3四半期，Ⅰb期を政庁Ⅰ期開始の7世紀第4四半期，Ⅱa期を政庁Ⅰ期終末の8世紀第1四半期に考えておきたい。

4　おわりに

政庁Ⅰ期の建物については，全体的な配列及び建物の性格が不明な点が多く残されている。また，大宰府政庁としての機能の開始を何時に求めるかも大きな問題であるが，北門地区第1整地層中には，Ⅱa期とした器高が低い坏b（Fig.176-17・18）が含まれることから大雑把ではあるが，政庁Ⅰ期の下限を8世紀第1四半期の範疇で捉えておきたい。

今回，政庁跡出土の土器編年を試みた。政庁の存続年数が200年余りと長い割には良好な出土資料に恵まれず，時期的に7世紀後半から8世紀前半にかけての限定したものとなった。また，土師器に関しては，資料が乏しく割愛した。この点に関しても，後日を期すことにしたい。



No.	地　区	遺構・土層	Fig.No.	No.	地　区	遺構・土層	Fig.No.
1	北　門	SA505	175-1	13	回廊東北隅	第２整地	194-30
2	中　門	SC022	167-3	14	〃	〃	195-46
3	回廊東北隅	第２整地	194-11	15	北　門	第１整地	176-11
4	〃	〃	194-19	16	〃	〃	176-12
5	中　門	SB005	166-15	17	〃	〃	176-18
6	回廊東北隅	第２整地	194-25	18	〃	〃	176-17
7	〃	〃	194-41	19	回廊東北隅	第２整地	195-52
8	北　門	第１整地	176-15	20	〃	〃	195-53
9	〃	SA505	175-2	21	中　門	SX015	168-11
10	回廊東北隅	第２整地	195-51	22	〃	SX020	168-12
11	〃	SB500	199-5	23	南　門	SX008	162-14
12	〃	〃	194-35				

Fig.260　大宰府政庁出土土器編年図

3）木　簡

大宰府史跡の発掘調査によってもたらされた成果として特筆すべきものの一つに木簡の発見がある。昭和45年3月に実施した蔵司西地区での木簡の発見以来，中世のものや各種の墨書木札も含めて合計約1,200点の木簡が検出されている。その内の8割を占める約930点が，今回考察の対象とする第26次調査出土の木簡群[1)]である。その木簡の大部分は削屑の小片であり，明らかに削屑以外のものと判断されるのは43点である。しかも，原形もしくはそれに近い姿を留めているものは僅かに4点のみで，他の39点は損傷などのために原形の推定は難しい状態である。

これらの木簡が出土した第26次調査は，大宰府政庁の後殿地区ともいうべき正殿後方地区の東半分を調査地域として行われた。調査の結果，後殿地区を囲む築地SA335・505をはじめ，その内部に掘立柱使用と礎石使用の2時期に分けられる梁行5間×桁行8間の建物SB500と，3間×3間の楼もしくは倉庫と推定される礎石建物SB510，そして大量の木簡が出土した土壙SK514などの遺構が検出された。木簡が出土した場所は，正殿後面築地の東北隅にあたるA～Dの5地点である。

A地点

後面築地の北側に隣接し，北方から流れ込んでいる溝状遺構（SD345）で，地表面下約0.5mの暗灰砂質土層の中から1点の題籤軸（1）を検出した。それは軸部を欠いてはいるが，いわゆる往来軸であり，表裏は肉太の文字で「府国司」・「遭喪解文」と判読される。出土土層は平安時代の前・中期に形成されたと推定され，木簡の筆勢なども他の地点から出土したものとは異なり，達筆である。また，溝状遺構の状況などからみて，この木簡は北方の後背官衙域で投棄されて流入した可能性が強い。

題籤軸は，輸送に適した棒軸と違い，題籤部分が構造的に折損しやすいことから官司内における備用（加藤1993，杉本1993）もしくは保管（北條1998）のため文書類に付けられたものと考えられている。本題籤に関しては，年号の記載がないことから長期保管のためというより，官司内の文書処理のため一時的に付けられたものと考えられる。おそらくは，中央へ上申する「遭服人帳」[2)]としてまとめる前の解文の綴りに付されていたものであり，正式な帳簿が作成された段階で廃棄されたと推測される。政庁の後背に，官司名の特定は難しいが，大宰府及び管内の官人の服喪に係る文書類を管理し，中央に進上するための公文を書写した部内官司が存在したことを窺わせる。

B地点

後面築地SA505の土層観察のために設定した幅約0.4mのトレンチで，築地の基壇天場から約1.0m下の腐植土層Ⅲから1点の木簡（2）が発見された。その表裏は「十月廿日竺志前贊驛寸分留多比二生鮑六十具鮹四列都鰒五十具」・「須志毛十古割軍布一古」と判読でき，ひどく損傷しているが，原形をほぼ推定復元できる。具体的な年紀は記されていないが，用字などからある程度の時期推定は可能である。筑前国の古称である「竺志前国」の用字から基本的には筑紫国が筑前・筑後に分割されたとされる持統天皇3年（689）前後（長1991，田中2000）から国名表記の一斉公定が行われたとされる大宝4年（704）に位置づけて良いようである（鎌田1995）。しかし，公定後も古称が便宜的に用いられていたことが，牛頸ハセムシ窯跡群出土須恵器の刻書銘「筑紫前国奈珂郡（中略）和銅六□」から知られている（大野城市1989）。また，「軍布」・「古」などの用字は藤

原宮跡出土木簡に多く認められる。これらのことから，この木簡の時期は，7世紀末から8世紀初頭と考えて良いであろう。

その記載内容については，これまで大宰府の贄や主厨司との関係で注目されてきた。板楠和子氏は，この木簡を「内容や量からして筑前国から贄として進上した先は大宰府を経由した朝廷とするより大宰府自体と解する方が妥当であり，駅馬でもって生鮮魚貝類が大宰府に送られ，その付札が廃棄されたものと考えられる」とし，具体的に貢進元は「筑前沿岸部の海部を中心に設置された厨戸」と想定されている（板楠1982・1983・1991）。

『延喜内膳司式』に記載の大宰府貢進年料御贄の種別をみると，別貢の腹赤魚を除けば，一つは西海道諸国から大宰府に貢納された調物や中男作物から割き取られたものと，もう一つは大宰府主厨司管下の厨戸等が採取・調達・加工した「厨作」及び「梁作」と称されるものに大別される。板楠氏は当該木簡にみえる「贄」は，上記の京進される「御贄」を指すのではなく，大宰府所用として管内諸国から貢納された食料品の意と理解されている。その理由としては，①年紀の記載が見えず年貢でない可能性があること，②加工品ではなく生鮮海産物であること，③後の『延喜式』の品目の記載に合致しないことなどを挙げられている。加えて贄貢進木簡の大部分にみえる「御贄」「大贄」の表記ではなく，単に「贄」と記すことも決め手となろう。

これらの海産物は，筑前沿岸の海部や海人を中心に設置された厨戸の厨である「津厨」から大宰府所用として貢進されたものである可能性が高い。その具体的な貢進先として想定されるのは，大宰府所用の食料品の調達・料理・加工・保存を職掌とする主厨司である。その所在地を巡っては,蕃客の饗応を主務とすることを以て博多津及び鴻臚館の近辺とする説（竹内1956・1973）と，当該木簡と「長一人膳」（49）の木簡出土をもって後殿付近とする説（藤井・亀井1977）があるが，蕃客の饗応以外の朝廷への御贄の貢上・官人交替料・大宰府会食及び常食の調備などの職掌を勘案すると，大宰府庁域に所在した蓋然性が高い。

次に問題になるのは，本来，大宰府所在の主厨司に運ばれるはずの「贄」が何故に「駅」に留め置かれたかということである。長期保存が難しい生鮑などの生鮮海産物が駅に留め置かれた理由として想定されるのは，駅で消費された可能性である。『万葉集』巻四には大宰府の官人の遷任[3]や駅使の送別[4]に際して，餞別の飲食が駅で行われたことがみえる。これらの饗宴に供される食料は，大宰府所用として主厨司によって支弁された可能性が高い。『万葉集』巻十九には[5]，国司館での餞別の宴の際，それらの食事は「国厨之饌」によって賄われていたことがみえる。大宰府所用の「贄」が「津厨」から大宰府に輸送される途中，駅での饗宴のためにその一部を割き置いた可能性が考えられる。「津厨」に比定される海の中道遺跡から大宰府までの間には，夷守・美野・久爾の3駅が所在している。『万葉集』巻四には，大宰府の官人によって駅使送別の小宴が，海の中道遺跡に最寄りの夷守駅で催されたことがみえる。木簡の日付が十月二十日であることを考えると，大宰府の官人の遷任のほか，十一月一日までに入京が求められる朝集使の餞別の宴である可能性もあろう。

本木簡は，「津厨」に対して大宰府所用の「贄」の一部を駅での饗宴等の食材として割き留める旨を指示したものであり，命令執行後，その照合・確認のため大宰府に返送され，廃棄されたものと考えられる。なお，後日，このトレンチを約1.5m拡張した際にも，同じ腐植土層Ⅲから11点の木簡を検出したが，それらは何れも削屑の小断片であり，文字の判読は困難である。

C地点

後面北築地ＳＡ505と建物ＳＢ500との中間で，Ｄ地点の土壙ＳＫ514の東側にあたる。地表面下約0.7ｍの溝状遺構及びその南方に拡がる腐植土層Ⅱから24点，さらにその下約0.2ｍの腐植土層Ⅲから４点が検出された。しかし，大部分は小断片と削屑の小断片であり，文字は判読し難い。なお，この地点では，腐植土層Ⅱの上層である青灰色土層から底部外面に「上毛郡」と墨書された須恵器が発見されている。上毛郡は豊前国に属し，その古称を「上三毛郡」という。また，土壙SK514出土の木簡に「豊前」（82・83）と判読できるものが数点含まれているが，これらが直接に関連するかは明らかでない。

D地点

土壙SK514である。後面北築地SA505とSB500のほぼ中間に東西約３ｍ，南北約2.5ｍ，深さ約0.5ｍの不整形で，暗灰色砂質土層及び灰色土層から腐植土層Ⅱに掘り込まれていた。この中からは，夥しい松葉や数種の種子類そして櫛・杓文字などの木製品とともに木簡を検出した。それは本調査出土木簡の大部分を占める887点を数えた。また，形状的には木簡の一部ないしは剥離部分と推定されるが，墨痕は全く認められない小木片を多数検出している。この他，木簡に関連するものとしては，墨書土器や硯に転用したとみられる須恵器の坏蓋なども検出しているが，墨書土器の文字の判読は困難である。これらの遺物は，土壙あるいは遺物の出土状況などからみて，あらかじめ掘られた土壙に遺物が意識的かつ比較的短時間のうちに廃棄されたものであり，種子類からみてその季節は晩秋と推定されている。

出土した木簡は，全体の約97％にあたる861点が削屑の小断片であり，１点が数片に分かれているものも少なくはない。これに対して，一応原形を保っているとみなしうるものは僅かに４の付札木簡にすぎず，そして25点は損傷などのために原形の推定は困難であるが，明らかに削屑ではなく，またこの26点のうち12点については，表裏両面に文字ないしは墨痕を認めうるものである。次に文字に着目すると，約160点が１点につき少なくとも１字を判読もしくは推読できるものである。しかし，このうち約100点は僅かに一，二文字を判推読できる程度のものであり，その内容・意味を明らかにすることは困難である。これに対して数文字を判推読できる約60点についても個々の内容・意味などの検討を必要とするが，約30点は一応成文・成句とみなしうるものである。一字しか判推読できないものを含めて約60点は明らかに習書である。

大量に出土した削屑の断片の中には，大宰府の下級官人の職名や役割を示すものを見いだすことができる。大宰府諸司に配属された書生や使部，主厨司配下とされる膳（部），諸司及び大宰府高官に配属された様々な職務を負う仕丁の存在を窺うことができる。これらの木簡の記載は，土壙SK514出土の木簡を使用し廃棄した機関の性格を知る上で重要な手懸かりとなる。

書生の記載が見える削屑は，31と44の２点である。31は「書生」とともに「鴨牧麻（呂）」という人名の記載がみえる。44は後述するように「隊」や「守当」など軍団と関係の深い名辞がいくつか確認できる。地方官司の書生は，公文の作成・掌握だけでなく，部内巡行に赴き，時には上京するなど，府務あるいは国務全般に広く関与する存在であった（森1993）。特に大宰府の書生については，天長２年（825）の太政官符[6]により管下の各々の「所」に配属され，吏務には欠かせない存在として日常的に勤務していたことが知られている。その具体的な配属先としては，彼らが８世紀中頃の段階で府の貢綿使・御贄使・別貢使などに従って上京している

事実[7]から，これらの貢進物の出納・保管・貢進等の事務を所掌する蔵司や主厨司の可能性が考えられる。また，陸奥国府の例を引くと，多賀城跡出土の漆紙文書[8]の中に「書生」の字句とともに「膳部」や「厨」などの文字が見えており，それらが独立した作業単位として「所」を構成していた可能性が指摘されている（森1993）。

続いて4にみえる使部とは，諸司にあってその雑役などに従事する下級職員のことをいう。大宰府の使部については職員令に規定がないが，宝亀4年（773）の太政官符[9]により使部は外散位から補すべきことがみえる。その数は大同2年（807）の太政官符[10]によれば200人であった。大宰府の不丁地区出土木簡（九歴1985）には遠賀郡の郡司子弟として「使部他田舎千依」や「使部三家連安」の名が確認されるほか，平城宮跡からも「大宰府使部」（奈文研1967）と記した木簡が出土している。また，延暦19年（800）正月16日の太政官符[11]に大宰府使部が進上木蓮子御贄使として上京していることが見える。少なくともこの御贄使の使部は，贄の貢進を所管する主厨司に配属された使部であったことは間違いないであろう。しかし，このような例は稀で，使部が具体的にどの部内官司にどの程度，上番していたのかは知り得ない。

木簡に散見する職名の中で所属官司が明確なのは，主厨司に配属された49の「長一人膳」にみえる「膳(部)」である。「膳(部)」については中央の大膳職の膳部に照らして,大宰府の主厨司所用の食膳や保存食品を造るために配置されていた膳部と考えられている（板楠1982・1983・1991）。これに対応した書式で書かれる48の「長一人物守」の「物守」は，正倉院文書や長岡京出土木簡にみえる「物守仕丁」・「物守」の例（清水1982）から，輸送物や倉入り前の物品の番を担当する仕丁の一種と推定される。書式の一致から両者を一連のものと理解するならば，この「物守」も主厨司配下の「物守」とし，朝廷に貢進される御贄及び大宰府所用の食物の護送やそれを納める倉庫を守衛するための仕丁と理解することもできる。

大宰府における仕丁の配備先については，天平8年に「但府官人者、任在辺要禄同京官、因此別給仕丁公廨稲」（『続日本紀』天平8年5月丙申条）として大宰府官人に支給されていることが確認できるほか，時代が下るが，『延喜民部下式』に詳細な規定がある。それによれば，帥以下の四等官をはじめ，主神・主工・各博士・主厨・陰陽師・医師・算師・主船・大唐通事・史生・新羅訳語・弩師・儛仗にいたる官人，及び部内諸司の管理・守衛のため府衛・学授（府学校ヵ）・蔵司・税倉・薬司・匠司・修理器仗所・客館・辰（漏刻）・駅館などに配給された。これに主船司の駈使丁を加えると，500人を上回る仕丁が大宰府を支えていたことになる（竹内1973）。6にみえる「仕丁益人」もその一員であろう。他に木簡の中には，54の「柴取」や55の「草取」のように仕丁に課せられた労働内容を示す呼称も見受けられる。

直接，大宰府組織とはいえないが，軍団に関わりがある木簡も出土している。筑前国の軍団の一つである「御笠團」の名称が記された木簡（45）の他，木簡の断片や削屑には軍団との関連を窺わせる木簡の出土が確認される。44には，軍団の基本的な編成単位である「隊」やその兵員数を示す可能性がある「五十」（「五十長」は隊正の意），また兵士もしくは防人の配備・守衛を意味する「守當」の語が見受けられる。46の「□百長」については軍団の職階を示す特殊な表現であり，統領する兵士数によって校尉・旅帥・隊正をそれぞれ二百長・百長・五十長と言い表すことが，諸国の計会帳や正税帳の例から知られている。少なくともこれらの削屑を廃棄した官司が，軍団兵士と関わりを有していた可能性は指摘できそうである。大宰府に上番

した兵士の「守当之処」（守衛場所）は，主として大宰府の諸門及び兵庫・府庫・税倉等が考えられる。また，天長３年（826）の太政官符[12]では，旧例として兵士が仕丁と同様に貢上染物所や作紙所などの諸司の雑役に従事していたことが問題にされており，その数が衛卒200人に相当する。これらの実態を踏まえれば兵士の配備先として，諸門及び諸庫蔵のほか，部内官司を想定する必要もあろう。

前述のように出土木簡のほとんどが削屑の小片であり，一部に地名や人名・職名を示すものも含まれているが，大半は一文字もしくは二文字を墨書したものであり，これらの個々の断片からその意義を明らかにするのは極めて難しい。明らかに言えることは，これらの筆跡をたどる時，その背景に漢文・漢字の習得といった学習的な意図が感じられることである。このことから木簡群は楽書ではなく習書とみて差し支えないであろう。ここでは，これらの木簡を習書の内容から文書・典籍・文字の３つのグループに分けて考察する（佐藤1988）。

文書の習書木簡は，大宰府における日常的な文書事務の様子を伝えてくれる。本調査では，解文に関わる習書の削屑が多く出土している。解文の事書に当たると思われる「謹解申～事」を習書したものである。これらの断片から事書の内容を知ることは難しい。解文の習書にみえる文字が他の削屑において繰り返し記されている例も多く，その文字を列記すると，「家」・「為」・「道」・「身」などが挙げられる。

典籍の習書木簡については，すでに東野治之氏によって詳細な考察がなされているのでそれに従うことにする（東野1976）。唯一出典が明らかなのは，７・８の「魏徴時務策」を書写した習書木簡である。魏徴は唐太宗の重臣の一人で『梁書』から『隋書』に至る正史の編纂に参画し，また『群書治要』の著書として知られる人物である。その魏徴が著したといわれる「時務策」の模範文例集が「魏徴時務策」であり，唐においては官人登用試験対策用の参考書とされた一書である。本書が少なくとも８世紀前半にわが国に将来されていたことは，『令集解』（賦役令孝子順孫条・考課令進士条）所引の大宝令の注釈書「古記」（天平10年頃成立）に引かれていることから明白である。本書が我が国において対策文のみならず，広く文章の手本として利用されたことは，平安初期編集の『経国集』や空海の『三教指帰』・『性霊集』における字句・行文の類似から窺われる。当該木簡の発見は，８世紀中頃～後半の大宰府において本書のような実用通俗書が大宰府の官人等の手によって筆写されていた事実を示している。

大宰府における漢籍の受容については，神護景雲３年（769），大宰府に五経はあるが，三史（史記・漢書・後漢書）が揃っていない現状を報告した上で，大宰府は学術振興のためにその支給を中央に要請している記録が残されている[13]。主要な漢籍が揃っていない一方で，『旧唐書』にも書名の記載が見えない「魏徴時務策」のような通俗書が，書生層までに親しまれていた事実は見逃せない。また，文芸の上からも万葉筑紫歌壇を代表する大宰帥大伴旅人や筑前守山上憶良が，作歌の中で『文選』や『遊仙窟』・『荘子』などのいわば中国の通俗書ともいえる典籍を多く引用している事実とも符合しており，ともに大宰府における漢籍受容の一齣として注目される（増尾1997）。

続いて文字の習書については，官（司）名・地名・人名などの固有名詞を記したものと，一文字もしくは二文字を書き連ね，文字そのものの手習いを目的とした習書に大別される。官名と思われるものとしては，大宰府の次官を指す「貳」，国司の判官を示す「掾」が見られる。

「貳」の文字を含む削屑の中には「□貳家為」と記すものもある。地名としては，国名を指す「豊前（国）」と，筑前国の郡名を指す「遠賀」の習書が確認できる。「遠賀」については郡名以外に軍団名であることも考慮する必要があろう。続いて人名の習書で確認できるのは，「車持朝臣氏道」・「前田臣」・「日奉部」・「麻（万）呂」などの名である。これまで見てきた「清人」・「鴨牧麻（呂）」・「益人」等が，職名により全て在地出身者と考えられることから，習書にみえる彼らもそうである可能性が高いであろう。これまでも夥しい量の習書の存在から彼らを書生に想定する見解が示されてきた（九歴1976，東野1976）。漢字一文字を繰り返し習書している例としては，「勝」・「長」・「家」・「為」・「前」・「道」・「有」・「成」・「我」・「陽」・「聞」・「被」：「局」・「者」などの文字がみえる。これらの中には複数の書き手が同じ文字を習書している例も見受けられる。

以上の地点ごとの考察を受けて木簡の時期に言及すると，本調査では紀年銘を有する木簡は検出されなかったが，おおよそその年代考定は可能である。木簡と共伴する土器の編年や木簡包含層の層序を考慮すると，最下層の腐植土層Ⅲは奈良時代の初期から前期に比定でき，暗灰色砂質土層及び灰色土層から腐植土層Ⅱへ掘り込まれた土壙SK514は奈良時代の中期から後期にかけての時期，そして最上層の暗灰砂質土層は平安時代の前・中期と考えられている。

出土木簡と遺構との関係については以下の通り整理できる。D地点の土壙SK514以外では，木簡は2つの腐植土層の中に点在していたが，これらの腐植土層はともに後面北築地SA505の南北両側に拡がっていた。また，政庁地区自体の本来の地形は，東西を月山と蔵司という小丘にはさまれた一種の谷間的なところに，背後の四王寺山から土砂が流入して堆積したものである。従って腐植土層中の木簡が投棄地点から移動していることは推測に難くなく，おそらく北面築地SA505北方の，現在は1.0ｍほど高くなっている地区で投棄され，流入したものと推定される。政庁地区の後背に日常的な執務のための施設が所在した可能性が高い。これまでの調査で，政庁の西北方向にある平坦な低台地と蔵司丘陵の付け根部分からは，掘立柱建物・井戸・柵などが検出されており，政庁の後背地区にも官衙が展開していたことを示している（太宰府市1992）。本調査に隣接する政庁の北東部については未調査であるため不明というしかないが，西部分の状況を敷衍して同様な状況が存在した可能性が想定できる。

次にD地点の土壙SK514出土の木簡については，出土位置から近接する建物SB500との関係が想定される。築地や建物はいずれも灰色砂質土及び青灰色砂質土の整地層の上に構築されており，土壙SK514はこの整地層から腐植土層Ⅱに掘り込まれたものであり，時期的には築地や建物と同時期のものと考えて大過ないであろう。従って，土壙SK514から出土した木簡は，建物SB500に関連したものである可能性が高い。建物SB500は当初掘立柱建物（SB500a）で，その後，同規模で礎石建物（SB500b）に建て替えられている。後殿をはじめ建物SB500の所在する正殿後背の築地で囲まれた地域については，「大裏」という小字名から平城宮の「内裏」的性格を有する場所，ないしは木簡の発見により日常執務の場として使用されていた可能性が指摘されている（九歴1978）。

大宰府には政所をはじめ蔵司・匠司・貢上染物所など多くの「司」や「所」が置かれていたことが知られている。8世紀段階でそれらの全てが整備されていたわけではないが，少なくともその前身にあたる府務分掌の場の存在は想定される。本木簡群については，木簡2の「贄」

や49の「膳」などの字句から主厨司との関係が指摘されている。しかしながら，前述のように木簡２と49はその年代も出土状況も異なっており別個に扱うべきものである。従って，木簡２の１点をもって政庁の北面築地の北方に主厨司の存在を確言するのは難しいといえよう。一方，土壙ＳＫ514出土の木簡群について，木簡にみえる膳部をはじめ書生・使部・物守仕丁などの雑仕者が主厨司に配属されていた可能性は他の資料から類推できるが，膳部以外の記載は主厨司関連の木簡と断定する上での積極的な証左とはならない。何よりも平城宮大膳職跡出土木簡(直木1962，奈文研1969)と比較した場合，食料の請求文書や食料品の荷札・付札の内容をもつ木簡が皆無であることに不安が残る。

官司比定の可能性を追求する意味で当該木簡がもつ特徴を整理すると，第一に大量の習書木簡からいわゆる「刀筆の吏」の存在が窺われる。中でも文書行政の実務を担った書生が多く出仕していた可能性が指摘されている。第二に木簡の内容が多岐に渉っており，特定の職掌に収斂するのが難しいことである。主なものを列記すると，大宰帥の俸禄に関わるもの（４），布の交易に関わるもの（63），仕丁らの労役内容や構成に関わるもの（６・48・49・54・55）と様々であり，その仕丁らの構成をみても物守・膳部・柴取・草取と幅広く決め手に欠ける。さらに，軍団関連のものも含めて地名や職名など筑前国に関係する木簡（５・44・45・47）が散見することから筑前国の国務との関連も指摘できる。この場合，筑前国の兼帯や大宰府の一時廃止の問題も念頭に置く必要があろう。むしろ，主厨司といった特定の職掌を負った官司とするより，物品の出納・支給及び人員の管理，施設の守衛など，広範な職域を管轄するような総務的な官司を想定すべきかもしれない。大宰府の政治の中心である政庁内にその政務の中枢を担う官衙が存在したとしても不思議ではないであろう。ここで強いてその官司名を挙げるとすれば，政庁前面の不丁官衙域より出土した８世紀中頃の墨書土器からも知られる「政所」であろうか。

併せてもう一つの可能性を示すとすれば，４の「帥卿御料」の付札木簡を重視した場合，従三位相当である大宰帥の家政機関との関連である。４の裏の「使部清人」，11の「仕丁益人」に見られる「職名＋名のみ」という記述は，一般官司出土の木簡ではあまり見られず，長屋王邸宅跡出土の木簡に多く見受けられる。大宰府の使部・仕丁ともに数百人いる中で名のみを記すということは，清人・益人の両名が例えば家政機関のようなごく限られた組織の中で勤務していた可能性を含んでいる。「舎人」（56・57）についても，氏名の一部の可能性もあるが，五位以上の貴族に支給された資人の意で用いられる場合もあることが指摘されている。また，木簡とともに出土したものに目を配ると，杓文字・算木・簪・櫛などの木製品やモモ・センダン・クリ・マツカサなどの植物の種子など，生活の営みを感じさせるものもみられる。後殿や建物ＳＢ500を含み正殿後背の築地に囲まれた地域が，大宰帥の居住空間とは言わないまでも帥の日常的な執務の場であり，出仕中の居所であった可能性も考える必要があろう。

以上みてきたように，木簡の大部分が削屑で史料としても断片的であることや書かれた内容のまとまりが見出し難いことから，その木簡を使用し廃棄した官司の特定については，幾つかの可能性の指摘に留めるしかない。とはいえ，木簡の削屑という歴史の断片を通じて，文献資料では知り得ない古代最大の地方官司である大宰府の中枢における政務の実態や，それを支えた下級官人たちの日常を垣間見ることができたことは，木簡発見の大きな成果といえよう。

また，本調査で出土した木簡は，大宰府政庁の建物の変遷を捉える上でも重要な材料を提示してくれた。これらの木簡の発見まで，政庁が礎石建物になったのは天武から文武朝の間とされてきたが，8世紀初頭前後のものと推定される木簡2の出土地点が北面築地のSA505の基壇下であったことは，第Ⅱ期の後面築地が8世紀初頭以降に建造されたことを示している。この発見は大宰府政庁の研究史の上でも大きな転換点となった。そして，現在，政庁第Ⅱ期の造営時期を8世紀前半とする大宰府論が展開されている（鎌田1989，狭川1993，山村1994他）。

註1）基本的に九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報（一）』（1976）を尊重し，必要に応じてその後の調査・研究成果を踏まえた考察を加えている。

2）『天平六年出雲国計会帳』の「天平五年八月十九日進上公文十八巻三紙」の中に「遭服人帳」がみえる。『大日本古文書』編年文書第1巻597頁

3）『万葉集』巻第四　五四九～五五一番の題詞
「（神亀）五年戊辰大宰少貳石川足人朝臣遷任餞二于筑前國蘆城驛家一歌三首」
『同』巻第四　五六八～五七一番の題詞
「大宰帥大伴卿被レ任二大納言一臨二入レ京之時一府官人等餞二卿筑前國蘆城驛家一歌四首」

4）『万葉集』巻第四　五六五～五六七番の左註
「（前略）発レ府上レ京於レ是大監大伴宿祢百代・少典山口忌寸若麻呂及卿男家持等相送二驛使一共到二夷守驛家一聊飲悲レ別乃作二此歌一」

5）『万葉集』巻第十九　四二五〇番の題詞
「便附二大帳使一取二八月五日一応レ入二京師一。因レ此以二四日一設二國厨之餞於介内蔵伊美吉縄麻呂館一餞レ之。于レ時大伴宿祢家持作歌一首」

6）『類聚三代格』巻七 郡司事　天長2年8月14日太政官符

7）『類聚三代格』巻六 公粮事　大同4年正月26日太政官符

8）宮城県多賀城跡調査研究所編『宮城県多賀城跡調査研究所資料Ⅰ　多賀城漆紙文書』　1979

9）『類聚三代格』巻五 加減諸国官員并廃置事　延暦16年4月13日太政官符所引の宝亀4年8月16日太政官符

10）『類聚三代格』巻十四 借貸事　大同2年正月13日太政官符

11）『類聚三代格』巻十八 駅伝事　延暦19年正月16日太政官符

12）『類聚三代格』巻十八 統領選士衛卒衛士仕丁事　天長3年12月3日太政官符

13）『続日本紀』神護景雲3年10月甲辰（10）日条

※本報告書の作成にともなう木簡釈文の再検討にあたっては，山口大学の橋本義則先生をはじめ，山口県文書館の伊藤一晴氏，九州大学の身深晃氏，太宰府市教育委員会の井上信正氏より有益なご助言とご指導を賜りました。ここに記し，お礼申し上げます。

第Ⅸ章　特　　論

（1）筑紫における大宰府の成立

京都学園大学　八木　充

Ⅰ　筑紫大宰以前

律令国家最大規模の地方機関である大宰府の組織的・官制的起源に関し，まず注目される史料は，『日本書紀』推古17年４月庚子条の次の記事である。

> 筑紫大宰奏上言、百済僧道欣・恵弥為レ首、一十人、俗七十五人、泊二于肥後国葦北津一、是時遣二難波吉士徳摩呂・船史龍一、以問之曰、何来也、対曰、百済王命以遣二於呉国一、其国有レ乱不レ得レ入、更返二於本郷一、忽逢二暴風一、漂二蕩海中一、然有二大幸一而泊二于聖帝之辺境一、以歓喜、

筑紫大宰の初見史料であり，推古16年の隋使来朝を契機とするその官制の成立事情が説かれることが多い[1]。以後，皇極２年４月庚子，6月辛卯条以下に筑紫大宰関係記事がつづく。

一方，筑紫大宰の沿革はさかのぼって，次の宣化元年５月辛丑条に記す那津の海辺に新たに修造した官家に求められることがある。

> 詔曰、食者天下之本也、黄金万貫不レ可レ療レ飢、白玉千箱、何能救レ冷、夫筑紫国者遐邇之所二朝届一、去来之所二関門一、是以海表之国、候二海水一以来賓、望二天雲一而奉レ貢、自二胎中之帝一、洎二于朕身一、収二蔵穀稼一、蓄二積儲粮一、遥設二凶年一、厚饗二良客一、安レ国之方、更無レ過レ此、故朕遣二阿蘇仍君一、未レ詳也、加運二河内国茨田郡屯倉之穀一、蘇我大臣稲目宿禰、宜下遣二尾張連一、運中尾張国屯倉之穀上、物部大連麁鹿火、宜下遣二新家連一、運中新家屯倉之穀上、阿倍臣、宜下遣二伊賀臣一、運中伊賀国屯倉之穀上、修二造官家那津之口一、又其筑紫肥豊三国屯倉、散在二懸隔一、運輸遥阻、儻如須要、難二以備一レ卒、亦宜下課二諸郡一分移、聚二建那津之口一、以備二非常一、永為中民命上、早下二郡県一、令レ知二朕心一、

宣化の詔は，各地の屯倉の穀を運搬して，外客饗応用に備蓄するため，また筑紫・肥・豊地方の屯倉を分割し集積するため，いずれも筑紫の那津付近に官家を修造し，また屯倉を集中するよう命じたとある。詔の内容からは，この官家や屯倉を那津官家あるいは那津屯倉と呼んだかどうか，判然としないが，二つの施設をあわせて那津官家と称するのが通例で，ほとんど例外をみない。とくに前者にいう新造の官家が，筑紫大宰の前身施設に比当され，推古期，那津官家は筑紫大宰に継承されたとみるのである。那津官家の設置後，新羅出兵や外国使の来着によって筑紫の重要性が増大し，「官家の拡張，官家の長官の地位の向上として現れ…その長官が筑紫太宰と呼ばれるに至ったものとみて差支へない」[2]と説くなどがそうである。

もっとも，那津官家を筑紫大宰に結びつけて理解するには，さらに那津官家の修造記事の翌年にみえる次の記述をとりあげる必要がある。宣化２年10月壬辰条の，

> 天皇以二新羅寇一於任那一、詔二大伴金村大連一、遣二其子磐与一狭手彦一、以助二任那一、是時、磐留二筑紫一、執二其国政一、以備二三韓一、狭手彦往鎮二任那一、加救二百済一、

である。新羅にたいする軍事行動とあわせ，大連大伴金村の子磐を筑紫に駐在させ，その国政と対朝鮮経略を管掌させることになったという。その前進拠点となったのが，前年設置された

那津官家ではないかと解するのである。とくに「留二筑紫一執二其国政一、以備二三韓一」から，那津官家の機能を逆推し，ひいては筑紫大宰の役割・性格が議論されてきた。その結果，那津官家と筑紫大宰，さらには大宰府にいたる系譜関係が主張されるにいたったのである。

しかし，磐が留まったのが那津官家であり，その職務が那津官家の機能から派生したかどうか，何ら明らかではない。そればかりでなく磐に関する記述と不可分の狭手彦の「往鎮二任那一、加救二百済一」の行動についても，史料的な検討を要する。狭手彦と磐の任那派遣計画は，新羅の金官加羅・喙己呑の併合にともなう南朝鮮情勢の変化に対応した施策とみられるが，狭手彦の朝鮮出兵は，ほかに欽明23年８月条と同条所引一書の11年条に記す。23年条は「天皇遣二大将軍大伴連狭手彦一、領二兵数万一、伐二于高麗一、狭手彦乃用二百済計一、打二破高麗一」といい，新羅の安羅加羅以下10箇国討滅にたいする大規模な出兵という組立てになっている。しかも，金官加羅併合と上の宣化２年条の出兵記事，安羅加羅討滅と欽明23年条の軍事行動記事は，まったく対照的に排列され，両記事の作為的造作の疑義が濃厚である。[3] おそらく『書紀』の編修過程で大伴氏提出の家記類を採用し，三韓の用語を含めて述作されたのであろう。一書の欽明11年条にかけられた「大伴狭手彦連、共二百済国一、駆二却高麗王陽香於比津留都一」は，『三国史記』にみえる同年の百済・高句麗，さらに新羅三国間の攻防記事とあわせて評価できる。そうみると，宣化２年条にいう大伴狭手彦の任那鎮定と関連的に記述された磐の「執二其（筑紫）国政一」の部分も，所伝どおりに肯首できないだけでなく，筑紫大宰の職掌を推定する手がかりとはなしえない。

そのことはまた，宣化元年条修造したという官家をそのまま筑紫大宰や大宰府の官制的起源に位置づける所論にも同調できないこととなる。あらためて宣化元年詔の内容を検討すると，これまた史料批判の余地が少なくない。冒頭部分が『漢書』による修飾のみられる点はすでに指摘されているが，[4] さらに「海表之国、候二海水一以来賓、望二天雲一而奉レ貢、自二胎中之帝一洎二于朕身一、収二蔵穀稼一、蓄二積儲粮一、遥設二凶年一、厚二饗良客一」の海表（之国）と胎中（之帝）は，神功の新羅征討伝承のなかで，海表が服属し朝貢する朝鮮諸国を，胎中が朝鮮諸国の宗主国の国王たる応神あるいはその母神功を指す特定用語として登場する。また，「住吉大神、初以二海表金銀之国、高麗・百済・新羅・任那等一、授二記胎中誉田天皇一、故大后息長足姫尊与二大臣武内宿禰一、毎レ国初置二官家一、為二海表之藩屏一、其来尚矣」（継体６年12月条）などとある。しかもこの二つの用語は，「定二内官家屯倉一、是所レ謂之三韓也」(神功摂政前条)や「海表諸蕃、自二胎中天皇一、置二内官家一」（継体23年４月戊子条）にみえるように，神功伝説を構成するキーワードをなす。朝鮮諸国を倭国に服属，朝貢する官家とみる対外イデオロギー構造の延長線上に，宣化元年条の那津官家は記述されたのである。

この場合，むろん服属した朝鮮諸国でなく，倭国内の筑紫における官家として述作されている。大化元年８月庚子条の東国国司にたいする詔で，「若有二求レ名之人一、元非二国造・伴造・県稲置一而輒詐訴言、自二我祖時一、領二此官家一、治二是郡県一、汝等国司不レ得二随レ詐便牒二於朝一」にみえる官家が，『書紀』に記す国内官家２例中のもう一つの記事である。各地の国造以下の地方有力首長層が管轄する初現的な官衙が相当するのであろう。那津官家は，一方で海表諸蕃や胎中天皇と一体的に構想されながら，他方で国内官家に擬せられる設定となったとみることができる。かかる錯綜した記事構成が読みとれるのは，依拠すべきそれなりの伝来史料にも

とづいて記述されたのではなく，『書紀』の編修過程におけるより後次的史料（大臣蘇我稲目・大連物部麁鹿火の記載順から用明期，また屯倉所在地の記述方法から国評（郡）制期の政治情勢を反映するであろう）を利用した潤色を含む述作であったためとするのが適切であろう。宣化元年詔のすべてが後代造作の所産とするのではないが，かけられた年次とともに，どの部分が一定の史実を伝えるか，十分見極める必要がある。

詔の後段が屯倉の聚建を記すのにたいし，官家を説明する前段は，「遥設二凶年一、厚饗二良客一」するための特別施設の修造を命じたことを示す。この点からすると，当の官家が朝鮮方面における緊張関係の高進に起因する軍事的基地の造営であったとは，とうてい考えられない。詔のどの個所にも，朝鮮海峡に臨む緊迫した対朝鮮情勢がうかがえないのは，むしろ当然であろう。しかも上述のように那津官家は，服属した朝鮮諸国にたいする支配意識を基盤とし，それに国内官衙用語を適用した『書紀』編修上の造語にすぎなかった。那津官家に軍事機能を想定するのは，そもそも無理な作業といわなくてはならない。

那津官家の軍事的性格に疑問があり，翌年に掲げる大伴狭手彦の朝鮮出兵と磐の筑紫を拠点とする執政の記述から，両年の記事の関連性や、さらにこれらが筑紫大宰へ継承されたとする挙証史料は見出しがたい。ただ，筑紫大宰や大宰府の所在地がとりあげられる場合，筑紫大宰がどの地に創設されたか，かえりみられてよい。那津「官家が他に移転したとも考へられない事等からして，筑紫太宰府はこの官家に発生したものと見る事が妥当であらう」[5]という。こうした所説は，筑紫大宰・大宰府が那津官家にさかのぼるとみることによって立てられた推論にすぎない。筑紫大宰が那津に所在したか，さらに那津官家の地を踏襲したかは，はじめから確認しようがないというべきであろう。いうまでもなく大宰府は大城山＝四王寺山麓一帯に造営され，史上一度も那津付近に存在したことはない。官職的継起関係に加え，所在地の異同も安直には決しがたいのである。

Ⅱ　筑紫大宰の成立

(1) 7世紀前半の筑紫大宰

筑紫大宰は，先に全文をあげたように，まず『書紀』推古17年4月条にみえ，ついで皇極2年4月庚子条に「筑紫大宰、馳駅奏曰、百済国主児、翹岐・弟王子、共二調使一来」，また同6月辛卯条に「筑紫大宰、馳駅奏曰、高麗遣レ使来朝、群卿聞而相謂之曰、高麗自二己亥年一不レ朝、而今年朝也」とある。『善隣国宝記』所引の「海外国記」の天智3年9月条に，唐使来朝にあたり，派遣された「大山中津守連吉祥・大乙中伊岐史博徳・僧智弁等、称二筑紫太宰辞一、実是勅旨」（下略）と記す。さらに天武元年6月丙戌条の筑紫大宰栗隈王以下，持統4年10月戊申条の筑紫大宰河内王まで記載があり，史料上7世紀の初頭から末期までの間，存続したことが分かる。

宣化紀にみえる大伴磐以後，ヤマト国家の派遣者による筑紫駐在が恒常化し，既成事実化することによって，推古期筑紫大宰が成立したともいわれる。[6]この見通しをすすめて，軍事的機能をもった那津官家は，推古16年の隋使入朝を契機に，外国使節の接遇を新たな職務とする筑紫大宰が，那津官家の位置に設置されるにいたったという。[7]さらに筑紫大宰は百済の役後，外国使節の接応機能を一新し，筑紫防衛の主要拠点としての軍事的役割を強化したとみる。[8]これ

らに代表される見解に共通する筑紫大宰の機能的特徴は，那津官家と筑紫大宰を既述のように前後の組織・官制として理解するだけでなく，筑紫地域における行政権限の強化ととらえ，その時期を『書紀』に初出する推古17年，あるいはそれに先行する年代に措定する点である。

筑紫大宰の成立期を，隋使来朝にともなう外交機能の整備・充実の観点から説明するのは，もっともようにみえる。とくに『書紀』が記す筑紫大宰の用語を編者の潤色とするには，その撰上時すでに筑紫大宰が規定されない令前の官司・官職名であるだけに，支障が大きい。しかし反面，『書紀』の用語については後代の修飾・追記をたえず念頭におくべきことは，ことさら言及するまでもない。ことに推古・皇極紀の筑紫大宰は，いずれも外国使（人）の来航を奏上する，すこぶる類型的な記事の当事者として表記される。むしろ外国使者の来朝がやや異例であったとして，筑紫大宰をあえてもち出したのではないかとさえ推測される。その点，天智紀以降の記述にみえる筑紫大宰とは区別できる。

その推定を裏づけるのは，使節来朝時における筑紫の関与のあり方である。筑紫大宰が隋使の入朝を直接的契機に実現したとされるにもかかわらず，舒明４年第１回の唐使来着にさいし，８月「大唐遣二高表仁一…泊二于対馬一、是時学問僧霊雲・僧旻及勝鳥養、新羅送使等従之」，10月「唐国使人高表仁等泊二難波津一、則遣二大伴連馬養一、迎二於江口一、船卅二艘及鼓吹旗幟、皆具整飾、便告二高表仁等一曰、聞二天子所レ命之使、到二于天皇朝一迎之、時高表仁対曰、風寒之日、飾二整船艘一以賜レ迎之、歓愧也、於是令二難波吉士小槻・大河内直矢伏一為二導者一、到二于館前一、乃遣二伊岐史乙等・難波吉士八牛一、引二客等一入二於館一」，さらに翌年正月，「大唐客高表仁等帰レ国、送使吉士雄摩呂・黒麻呂等、到二対馬一而還之」とある。筑紫大宰からの奏上はもちろん，筑紫大宰そのものの存在は，まったく記録に伝えられない。

推古17年以降，斉明期までの期間，しばしば朝鮮諸国使の来朝を記述する。新羅使・百済使各23回，高句麗使19回が『書紀』にみえるにもかかわらず，上記の百済使・高句麗使にたいする奏上を除いて，筑紫大宰の関与は全然伝えられない。わずかに推古18年７月条・皇極元年正月条・白雉２年是歳条・同５年７月条・斉明６年正月条に，朝鮮の使者が筑紫に到着ないし宿泊したと記すにすぎない。単に記録が残らなかったとも解せるが，やはりこの時期，筑紫大宰の存否そのものが問われてしかるべきではなかろうか。

当面筑紫大宰の沿革をたどるうえで，もっとも検討を要するのは，特別史跡大宰府跡，とくにいわゆる政庁地区にたいする1968年度以降における発掘調査の新しい成果と対比しながらこの地区の造営・変遷を文献的に跡づけることである。

(2) 筑紫大宰の所在地

四王寺山南麓が国家的施設の占地として利用されはじめた時期に関し，現在大別して三つの見解がある。第１は筑紫大宰が孝徳期に那津の地から現筑紫野市古賀付近に移転し，さらに百済の役の敗退後，都府楼地区＝現在地に移ったとする説である。[9] その論拠は，大化５年筑紫大宰帥に任ぜられた蘇我日向（身刺）が白雉５年建立したと伝える般若寺の遺跡が現太宰府市南に残り，その西南方現筑紫野市塔原の武蔵寺が身刺とつながるとみて，当初の筑紫大宰の所在地をこの一帯に比定する。しかし両寺が四王寺山南方に創建されたからといって，筑紫大宰がその関連地区に所在したとは，簡単に決定しがたい。

第2の説は，天智2年の敗戦後，筑紫大宰の施設がはじめて現在地に造営されたとする立場である。[10] もちろん史料的な明徴はないが，斉明が西征中造営した朝倉橘廣庭宮の宮地選定をめぐる状況判断がある。朝倉の地に設営したのは，すでに筑紫大宰が現在地に存在したからではなく，逆に軍政指揮の本営として朝倉宮が先行したとみられるからである。西下した斉明や葛城らは，那津に到着，磐瀬行宮（長津宮）に泊り，朝倉宮を造営した。斉明が没すると，葛城は再び長津宮に引きかえし，水表の軍政にあたった。もし筑紫大宰が朝倉宮の西方都府楼地区に現存していたなら，朝倉宮からそのような移動ルートを選ぶことはなかったであろう。筑紫大宰の現在地における造営は百済の役後に求めうるとする。

さらに第3の見解は，持統・文武期を重視する。[11] 那津官家の機能に外国使節の渉外・応接機能を付加して発足した筑紫大宰は，百済の役敗退後，西海道地方の防衛を管轄する軍司令部的な官司に転換し，水城・大野城・基肄城による軍事防衛線の中枢となる原大宰府建物の造営を開始したが，対外的緊張が緩和し，建設は天智末放棄されることになった。現在地で本格的な造営に着手したのは，持統期で，大宝までに完成したとするのである。大局的にみると，当説も現在地への移転を天智期とみなしうるが，防衛機能を強めた筑紫大宰の建造物は未完成におわり，これと再び礼義の府となった新規施設は直接連続しないというから，現都府楼一画の官司構造物は8世紀になって機能したこととなる。

これらの諸説のうち，第2説が現在の通説といえ，筑紫大宰府は百済の役後，現都府楼地区で造営されたといえよう。大宰府の前身官司・官職の歴史にとって，天智初年は一大画期を意味する。この点，筑紫大宰推古期成立説にとっても，何ら変わりない。ただし，斉明期以前の筑紫大宰が内外使節の送迎を主要職務とし，天智以後のそれが軍事機能を重視されたといっても，現実に外交と軍事を截然と区分するのは容易でない。天智初年軍事的緊張が極度に高まったものの，白村江の海戦の翌天智3年5月，百済占領の唐鎮将が派遣した唐使は表函・献物を進めるため，筑紫に来航し，翌年9月にも唐使の一行254人が筑紫に到着，表函を呈した。新羅もまた7年9月になって使者を派遣し「進調」した。これにたいし天智4年守君大石らを唐に，7年11月新羅使の帰国にさいし送使道守臣麻呂らを派遣した。

さらに筑紫大宰の官制機能ばかりでなく，大宰そのものにたいし，検討しなくてはならない。いったい大宰はいくつかの宰を統轄する上級官制とみられ，とくに国司の前身である国宰を統轄する官職名であった。[12] また複数の大宰が併存するようになって，はじめて限定的な地名が冠せられるのではなかろうか。筑紫大宰は，筑紫地方以外にも大宰が成立したのちの呼称ということができる。天武8年3月己丑条に「吉備大宰石川王、病之、薨二於吉備一」の吉備大宰もその一例である。大宰が管する国宰の任命された時期は，浄御原令時代を中心に天智期までさかのぼる。『播磨国風土記』讃容郡中川里船引山条に「近江天皇之世、道守臣為二此国之宰一」と記し，「住吉大社神代記」に「播磨国賀茂郡椅鹿山領地田畠…乙丑（天智4）年十二月五日、宰頭伎田臣麻率二助道守臣壱夫一」（下略）とある。大宰を国宰の系列の職名と解する立場から，大宰は「令制的な国と国宰の制がある程度成立してから，それを統轄するものとして成立したと考えるのが妥当であろう」[13]。

国宰を統轄する地方官職である大宰，さらに併存する各大宰のなかの筑紫大宰とみると，筑紫大宰が機能した時代の幅は，おのずから限定されることとなる。推古期に筑紫北岸に創設さ

れ，天智期に現在地に移転した事態を全面的に否定すべきではないかもしれない。しかし筑紫大宰が百済の戦役直後に現都府楼地区に造営されはじめたとすると，その時点こそ，筑紫大宰自体が新設されたと解釈するのに，もっともふさわしいのではあるまいか。筑紫大宰が天智初年，現都府楼の地に移動したとする所説を考慮しつつ，筑紫大宰の都府楼地区における新設の事態をあらためて主張したい。[14]

(3) 政庁第Ⅰ期の建造物

令制大宰府の職掌のなかで独自のそれは，後述するとおり外国使の接応であった。筑紫大宰の外客接応の役割を調査すると，次のように展開する。外国使を迎える行事・儀式とその場所をめぐる従来の諸説のうち，まず天智期は原則として入京し，唐使は筑紫で接応するが，天武・持統期は入京せず，さらに文武期以降，朝廷で接応儀式を行ったとする意見がある。[15]また天武元－10年の間，筑紫で饗応し，筑紫から帰国したが，例外的に王子・騰極使・請政使などのみ入京を認め，さらに10年以後，これらの使人も入京させず，筑紫で接応したとする説がある。[16]さらに，天武２年８月の新羅賀騰極使の来朝から10年ころまで正使のみ入京が通例となり，送使は筑紫に留まり，帰国する原則が成立した。ところが，10年前後をさかいに正使も入京させず，飛鳥の使者を派遣して筑紫で饗応する接遇方式に変更されたという。[17]

外国使節にたいする接応経過を『書紀』からみると，概観して斉明期以前は入京，天智５年正月の高句麗使以後天武元年11月の新羅使までは滞在が短期間で，筑紫のみの停留とみられる。天武２年閏６月の新羅使以降，10年６月の新羅使来着まで，本使と送使を派遣し，本使は入京，送使の方は筑紫から帰国の処遇となった。ところが，天武10年10月の新羅使から持統４年９月の新羅使まで，飛鳥の宮廷が使者を筑紫に遣わし，当地で饗応する方式となった。ついで持統６年11月の新羅使の来日から，一転毎回入京し，宮内での接応儀式が定着した。

外国使の接応儀式の場の変遷を跡づけると，６世紀以来の入京方式から，入京せず筑紫で接応をはじめた天智年間と，再び伝統的な入京方式に転じたのち，筑紫において接応する天武後半－持統初期の２時期があらためて注目できる。前者は百済役後の東アジア情勢下で，筑紫が外国使の渉外先となり，唐の百済鎮将の一行をはじめ，唐・新羅・高句麗各使を迎え，接応した。対応したのが，いうまでもなく造営当初の筑紫大宰にほかならない。持統５年正月丙戌条に筑紫史益が「拝二筑紫大宰府典一、以来、於今廿九年矣」とあるのも，天智２、３年に筑紫大宰が現在地に設置，官司機構を整えた事実を推測させる。天智10年11月唐使郭務悰らが送使とあわせ2000人で来航したさい，翌天武元年３月己酉・壬子条に，「遣二内小七位阿曇連稲敷於筑紫一、告二天皇喪於郭務悰等一…郭務悰等再拝、進二書函与一信物一」とあり，11月辛亥条に「饗二新羅客金押実等於筑紫一、即日賜レ禄各有レ差」に記す筑紫は，一官司としての筑紫大宰そのものを指す。天智10年対馬国司が唐使の来航を報じたのは，初出の筑紫大宰府あてであった。

もう一つの転機となった天武10年以後，持統６年までの期間，外国使饗応の主施設となった筑紫の役割を検討する。天武10年10月新羅使が来日，12月甲戌条に「小錦下河辺臣子首遣二筑紫一、饗二新羅客忠平一」，翌年正月乙巳条に「饗二金忠平於筑紫一」と記し，筑紫大宰のもとで二度にわたって饗宴が行われた。この時期のいま一つの特徴は，飛鳥から使者が遣わされ，饗宴を差配した点である。朱鳥元年度新羅使には，勅使が下向し，三たび饗したが，加えて

「為レ饗二新羅客等一、遣二川原寺伎楽於筑紫一」ばせた。接応儀礼の総合的な整容と筑紫大宰の機構的発展を読みとることができる。この段階の下限を持統4年次とするのは，同年9月の新羅使に関し，「遣二使者一、詔二筑紫大宰河内王一曰、饗二新羅送使大奈末金高訓等一、准下上二送学生土師宿禰甥等一、送使之例上」といい，天武14年3月，入唐学生らを送還する新羅使者を筑紫で饗した前例に準拠したとするからである。この時点で外国使入京へ変更が行われたとみることができる。

持統6年11月もしくは4年9月の新羅使の来航から，接応の儀は宮都の場を中心に執行されることになった。そのことは，浄御原令の施行にともない，中央政府の理官（治部省）玄蕃寮が成立し，外客饗応の儀式が整備されたのと関連する。[18] 一方さかのぼって天武10年以後，外国使饗応が筑紫に移動したのは，筑紫大宰の職務・権限が法制的に強化され，西海道総管の広範な地位が定着するようになった，その反映ではないかと思われる。『書紀』はしばしば筑紫大宰による貢献記事（天武11年4月癸未条以下，7件）を記録する。持統3年正月壬戌条の「筑紫大宰粟田真人朝臣等、献二隼人一百七十四人、并布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚一」はその1例である。他の貢献も西海道諸国からとみる余地は少なく，西海道地域にたいする筑紫大宰の行政権限の拡大を示す。筑紫大宰の機構もそれに則応した改組・再編を必要としたにちがいない。筑紫大宰機関が筑紫北岸から四王寺山南麓に造営されると，沿岸部に筑紫大郡（天武2年11月初見）・筑紫小郡（持統3年6月初見）・筑紫館（同2年2月初見）などの関連施設が，筑紫大宰から分立した。現都府楼地区の筑紫大宰建物の規模・構成の再編・整備は，これらの分出施設の出現と一体的に進行した。

では以上検討した筑紫大宰の変遷は，政庁域の発掘調査の所見といかに契合するであろうか。

大宰府史跡の発掘調査の成果のなかで，特筆されるのは，まず政庁域の地表に残る礎石とその関係遺跡が，じつは天慶4年藤原純友の乱で焼失したのち再建された建造物群であることを立証し（政庁第Ⅲ期），その下層に礎石建物（第Ⅱ期），さらに掘立柱建物（第Ⅰ期）の遺構を確認，都合3期におよぶ建物・施設の変遷を復原したこと，第Ⅰ期施設は7世紀後半，第Ⅱ期は8世紀第1四半期に造営されたこと，第Ⅱ・Ⅲ期の施設は築地・回廊に囲まれた朝堂院（正確には太政官院）形式の建物配置で構成され，第Ⅲ期建物はⅡ期建物をほぼ踏襲したことなどを明らかにした点である。

第Ⅰ期に関し，第1次調査の中門地区両端で南北棟建物など4棟，柵列4条，第15次調査で回廊東北隅，正殿東方で南北棟など2棟，第41次調査の推定北門地区で方位を東に振った建物1棟などを検出した。[19] さらに第180次調査は，正殿とその前方地区にかけ，新旧3小区分の掘立柱建物と柵列・溝を発見した。とくに第Ⅰ期新（3小区分の第2期。第Ⅰ期後半）の遺構は，第Ⅱ期の正殿基壇や回廊と重複し東西棟となる可能性をもつ建物やその前面に南北棟の建物が組合わさっている。[20] 3小区分の第3期は，第Ⅱ期造営段階の仮設的建物とも解されるという。第Ⅰ期建物のうち，推定北門地区の建物を除くと，いずれもほぼ真北の方位を採用し，一定の規格性と広がりをもつ。しかも第Ⅱ期政庁は第Ⅰ期政庁の機能的発展のうえで実現した。[21]

筑紫大宰の発展を上述の発掘調査の成果に照らし，一つの憶測を述べることにする。現在地に筑紫大宰施設が造営された天智初年を政庁域遺構の上限とし，第Ⅰ期古（3小区分の第Ⅰ期。第Ⅰ期前半）の遺構がこの段階に対応し，第Ⅰ期新の遺構が天武後半以降で筑紫大宰が外客饗

応の儀式を整備するなど機能・権限全般の再編・強化の段階に比定できるのではないかという仮説的見通しである。[22] 持統３年の浄御原令施行にともなう建物・施設の構成・配置の改編も想定できる。しかし官制的発展が施設の更新にいかに連動するか，宮都の場合をみても，両者の即応的な関係は求めがたいであろう。

Ⅲ　大宰府の成立と造営

(1) 造営期をめぐる諸説

８世紀はじめ大宝律令が制定，施行され，古代律令国家が名実ともに実現した。天皇を頂点に太政官が八省と国を所管した。大宰府は太政官の被管であったが，西海道諸国を総管した。７世紀末，筑紫大宰のほか吉備大宰・周芳総領・伊予総領などが存在し，大宝令の施行で筑紫大宰のみが大宰府として存続した。文武４年10月石上朝臣麻呂が筑紫総領（兼中納言），小野朝臣毛野が大弐に任じられ，大宝２年８月石上麻呂は大宰帥のまま大納言となった。

発掘調査による第Ⅱ期の遺構は，南門・中門・正殿・後殿・東西脇殿（各２棟）・正殿東北建物と築地・回廊で構成される。正殿東北の上下２層の建物の下層が掘立柱式であるほか，すべて礎石建物である。

第Ⅱ期遺構の造営時期をめぐって，幾多の先行諸説がある。まず中門の西北隅から須恵器壺が出土し，第Ⅱ期造営のための鎮壇用に埋められたと判明した。その須恵器は７世紀末－８世紀初葉の形式をもち，第Ⅱ期建物の創建時を推定する有力な手がかりとする。また第Ⅱ期にはじまる朝堂院形式の採用は，藤原宮の造営をさかのぼりえないとして，第Ⅱ期遺構建物の成立年代を大宝初年に比定する。[23]

同じ考古学の立場から第Ⅱ期の造営期を８世紀の第１四半期とし，次のような論拠をあげる。[24] 第１はさきの須恵器の短頸壺の年代観。第２は東北築地の基壇下で出土した木簡「竺志前贄駅」（『大宰府史跡出土木簡概報』（一）７）を，和銅前半を下限とする７・８世紀の交の時期に位置づけ，本木簡の使用年代以後，築地は造成されたと解することである。第３は正殿東北方の重複する建物のうち，下層の掘立柱建物の柱穴から興福寺（和銅３年ころ建立）の創建瓦と酷似する鴻臚館式平瓦が発見された点である。

また，これらの資料解釈を踏襲し，第Ⅱ期政庁の造営計画は和銅前半もしくは平城造都実施中，竣工は715～720年ころと推定する意見がある。[25] さらに第Ⅱ期政庁の整地・造成工事は持統初年，700年前後一時中断ののち，霊亀２・３年造営工事は完了したとみる説がある。[26] その根拠は，木簡に記す「竺志前」の国名表示から７世紀末～和銅後半，また大宰府城門記事（『類聚国史』巻百七十三，災異七）がかけられた養老５年７月庚午までに完成，さらに霊亀元年５月専任初代の帥となった多治比真人池守が，養老元年２月善政を褒賞されたのは大宰府の完成期の建設推進にたいする功賞とみる。竺志前の用字の下限や城門の位置比定（後述）など，同調しがたい点もあるとはいえ，第Ⅱ期建物の完成期に一つの目安をもたらした。

第Ⅱ期政庁の造営を７世紀末におく説もあるが，発掘調査にもとづく近年の研究成果からは，８世紀初期，あるいは８世紀の第１四半期の年代幅に狭められ，とくに８世紀の十年代後半に収束される研究動向にある。

それを検討するまえに，７世紀末造営説をかえりみることにする。論点の一つは，第Ⅱ期政

庁建物の構成プランが宮都の朝堂院形式を模したとみられ，宮都史上，藤原宮にはじまる点である。藤原宮の朝堂院は瓦葺・礎石建物をまったく対称的・規格的に配置して造営された。その建設は天武期から文武期までの長期にわたるが，朝堂院地区の建物施設の着工は，早くとも天武末年か，持統初年とみなされよう。しかし，遷都が行われた持統８年12月には，藤原京全域規模の竣工はともかく，宮内の内裏・大極殿・朝堂・朝集殿などの中枢殿舎は少なくとも甍を列ねる建物群に完成されたといえよう。筑紫大宰の政庁域の建物と構成が，はじめて朝堂院形式で計画され，造営を開始したのは，藤原宮の朝堂院などの主要部分の造営が具体化してからとするのが妥当であろう。そのなかで第Ⅱ期建物は，天武末期建立が本格化した観世音寺の建立と不可分に着工，とくに持統期に進捗し，大宝令施行前に落成した。大宝令の実施は，新しい第Ⅱ期の政庁における政務の開始を意味するというのである。[27]

もう１点は，『書紀』持統３年９月己丑条の「遣二直広参石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣虫名等於筑紫一、給二送位記一、且監二新城一」にたいする解釈である。両人が視察した新城は，従来筑紫の水城や大野城・椽城などを指すとみられてきた。ところが天武紀にみえる新城を新益京につながる新規の都城と解す観点から，建設中あるいは竣工後の筑紫大宰の造営物と理解されるようになった。[28]そのため第Ⅱ期政庁を中心とする関連施設は，持統期に造営されたとし，現に持統後期に着工，石上麻呂が帥となった大宝２年までに完成したともされる。[29]

しかし，「監二新城一」は新城の造営を監視したというのではなく，築造後の構築物を視察したと解釈できる。しかも筑紫大宰の施設は都城に対比されるのでなく，一つの官司であり，条坊の欠如が強調される点からも，筑紫大宰と新城がどのように結びつくか，まったく不明といえる。筑紫の新城は，やはり旧説の通り，すでに完成した大野城（大城とも）・椽城や水城などの，ここでは防衛的施設を指すのではなかろうか。そうとすると持統３年紀に記す新城は，第Ⅱ期建物施設，あるいはその造営にかかわる史料とはなりがたい。

(2) 第Ⅱ期政庁域の造営

第Ⅱ期建物をめぐる先行学説のうち，霊亀年間完成説は，発掘調査結果をふまえ，文献史料，とりわけ大宰帥の去就に注目した所見であった。いま帥の在任について述べると，在府した多治比池守の前任者粟田真人は，筑紫大宰・遣唐執節使を歴任し，和銅元年３月中納言から帥に遷任，池守と交替する霊亀元年５月まで在府したとみられる。[30]第Ⅱ期建物の造営を専任帥の在任という点からすると，粟田真人・多治比池守両人が在府した和銅元年ー養老２年間に注目できる。大宰府の関連施設ともいえ，かつ政庁と並行して造営されたとされる観世音寺の建立にたいし，和銅２年２月工事の促進が図られたのは，他方で大宰府政庁の建造の進展に触発されたためであったに相違ない。

しかし，さらに大宰府第Ⅱ期の造営期間が，もっと明確に提示されることとなった。造営をめぐる，これまでまったく関説されなかった次の二つの史料とその新しい解釈である。[31]『続日本紀』慶雲３年２月庚寅条の制七条事の第五に，

准レ令正丁歳役収二庸布二丈六尺一、当欲下軽二歳役之庸一息中人民之乏上、並宜レ減レ半、其大宰所部、皆免レ収レ庸、若公作之役、不レ足二傭力一者、商量作二安穏条例一、

とある。また『類聚三代格』巻十七，慶雲３年２月16日勅にいう，

凡百姓身役二十日以上一免レ庸、廿日以上庸調俱免、役日雖レ多不レ得二卅日一、其役二廿日一乃給二公粮一、即筑紫之役、十九日、即廿日以上皆同二上文一、（下略）

である。西海道諸国の公民にたいし，庸を全免する措置を講ずると同時に，庸を負担し京進する代わりに，大宰府は必要なら19日間の無償の力役を課し，20－40日の使役の場合，調も免除，公粮を支給するよう制定したと理解できるという。その力役徴発が「筑紫之役」で，養老２年６月丁卯条に「令三大宰所部之国、輸レ庸同二於諸国一、先レ是減レ庸、至レ是復レ旧焉」と西海以外の諸国なみの庸半免となって廃止，「百姓身役」に移行した。「百姓身役」が平城京の造営に対処する力役政策にはじまったのにたいし，「筑紫之役」は慶雲３年－養老２年の間，大宰部内で大量の力役を必要とする事情が生じ，その労働需要は大宰府政庁以下の関連施設の造営であったとするのである。８世紀初頭の10余年がその徴発期にあたったことになる。

第Ⅱ期建物の造営期間を特定する決定的な立論と評すべきであるが，制七条事の主旨をそのまま解釈すると，庸の半免・全免は，「人民之乏」を息めることにあった。そのため傭力不足がおこりうるのにたいし，安穏の条例として，大宰府部内で「筑紫之役」を新設したという文意になる。政治の現実は，新政策を正当化するため，施策の大義を意図的に宣揚することがあったのであろうが，民衆の労働負担は逆に増大した。管内諸国の調庸物は，大宰府に送進し，庸の全免は当然大宰府が庸による役夫への功直・食料分の財源を失ったこととなる。すべての「公作之役」が新設の「筑紫之役」に依存せざるをえなくなり，しかも19日以内の無償労働を強制する仕組みができた。もともと強制労働の法制化が真の目的で，そうすれば「筑紫之役」と大宰府第Ⅱ期の造営が結びつくといえる。

もっとも，そう解しても，慶雲３年格とその付属規定は力役徴発の新法であり，厳密にいうと第Ⅱ期政庁の造営計画はすでに慶雲３年初頭までには立案されたといっても，造営事情そのものの施行を意味しない。極端な事態をあげると，造営が慶雲３年に開始，養老２年竣工などとは，とうてい考えられない。平城京の場合，遷都は同格施行の翌年諸王臣にはかられ，さらに翌和銅元年２月遷都の詔を宣した。宮地の地鎮は同格公表から３年近く経過した和銅元年12月になってからである。３年３月遷都したが，翌年後半になっても宮の大垣は完成せず，依然「百姓身役」は継続した。大宰府政庁や関連施設についても，同様の造営事情があてはまり，慶雲末から計画をたて，やがて着工，漸次進捗して新造建物の利用がすすみ，養老初期の時点でほぼ完成の見通しがえられたのであろう。

この間，和銅２年６月癸丑条に「勅、自二大宰率一已下至二于品官一、事力半減、唯薩摩・多禰両国司及国師僧等、不レ在二減例一」とある。事力は大宰府と国府の在外官人に支給の公廨田を耕作し，課役を免除された。大宰府の帥・大少弐以下，令史・主船・主厨まで，国司は守一史生にそれぞれ20－２人の給付基準があった。大宰府官人のみを対象としたようにみえるが，管内の９国３嶋のうち，薩摩国・多禰嶋などを除く国司を含んだことが但し書きから分かる。したがって大宰府官人，８国国司にたいする規定事力の総数（国師は未詳）は420人にたっし，今回その半減を決めた。大宰府・国府付近で駈使される正丁を減省したのは，かれらの労働力を他の必要な労役に配転する要請からではなかろうか。臨時の応急措置であったことは，その間代償に綿を支給し，７年後の霊亀２年８月，大宰府からの申請で事力全給が復活したのからも判明する。大宰府管内諸国から力役徴発の補完身分層として事力が着目され，その半減分の

労働力が大宰府第Ⅱ期建造物の造営に転用されたと推考する。この場合も工事期間を直接示さないが，造作がはじまり，その進行局面により密着した緊急の具体策という色彩が濃厚である。

もう一点付言すると，8世紀第1四半期，大宰管内で大規模な動員を余儀なくされた事件に，隼人の反乱にたいする出兵がある。南部九州では日向国から，大宝2年に近いころ薩摩国が，また和銅6年4月大隅国が分立し，西海道南端地域にたいする律令制支配が強化された。隼人の反乱は前後3回記録され，1回目（大宝2年）と2回目（和銅6年）はそれぞれ薩摩・大隅国の成立期と合致し，和銅次の場合，有功の将軍1280余人に勲位が与えられた。3回目は養老4年大隅国守が殺害され，征隼人持節大将軍の派遣から，将軍以下への授勲まで2年以上を要した。斬首獲虜数1400余とある。2回・3回目は，すこぶる大規模な動員態勢から推測して，大宰府造営事業の進捗に多大の影響を及ぼしたのではなかろうか。造営が和銅年間進行したとすると，一時停滞し，和銅6・7年再び軌道にのったと思われる。

第Ⅱ期政庁建物の造営期間は，約言すると和銅初年に着手し，霊亀年間おおかた竣工したこと，あるいは養老に移るころまでには機構的な整備が一段落ついたといえることである。

Ⅳ　大宰府の機能と構成

(1) 大宰府の官制機能

養老職員令が規定する大宰府の行政組織は，帥・大少弐・大少監・大少典の四等官をはじめ，主神・大少判事・大少令史などの品官で，合計50名の定員をもつ。相当位階は帥の4品・従3位は8省の卿より1階高く，以下大弐正5位上，少弐従5位下，大監正6位下，少監従6位上，大典正7位上，少典正8位上となり，8省の輔以下の3等の各位階とならぶ。帥が大納言，大少弐は大上国守クラスの位階と同列になる。大宰府は8省とほぼ同一の官制構成といえ，帥の位階のみ卿の4位をこえる地位にあった。

職員令にみる大宰府の職掌内容のうち，冒頭の祠社から僧尼名籍までの各事項は，国守の職掌と重複し，残る蕃客・帰化・饗讌だけが帥固有の所掌となる。ところが壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅などの国嶋の守は，一般国守の所掌のほかに「惣二知鎮捍一、防守、及蕃客、帰化」を加える。大宰府は防人司・主船司を所属する点から，国守の職務事項と対比して，大宰府独自の所管内容は饗讌のみとなる。

大宰府の官司機能の特徴が対外交渉，西辺防備と西海道国嶋の総管の3領域であることは，しばしば指摘されてきた。[32] このうち対外交渉分野の法的裏づけが，上記の「饗讌」であろう。職員令治部省玄蕃寮条は「讌饗」とし，饗宴にあたる。大宰府の前身，筑紫大宰の場合，既述のように筑紫の地の接応はすべて饗とあり，天武10年以降（持統4年まで）定例化し，その前段階の天武2年～10年間は入京する本使とは別に送使だけが筑紫で饗応される慣行のようにみえる。持統4年以後における接応儀礼は，玄蕃寮所轄下で宮内において執行され，饗宴の記録を残す。しかし，大宰府は，外客来日のさい，その目的・王啓・信物などを勘問，検閲する存問を行い，[33] 大宰府牒と新羅執事部牒を交換した（天平宝字8年7月甲寅条）。また饗宴を行うことがあり（同6年正月乙酉条以下），大宰府が対外接応の場，あるいは外交文書の発給を担ったことは明らかである。元日朝賀や即位式，外客謁見など最重要の国家儀式が，平城宮中央部の第1次大極殿・朝堂院で行われた。大宰府Ⅱ期政庁が，平城宮の大極殿院の正殿・後殿・

朝堂院の東西各２堂を模して造営されたとすれば，その機能もまた儀式，とくに外客接応儀礼に使用されたといってよい。大宰府所掌事項の饗讌とは，律令国家の賓礼整備のなかで，大極殿・朝堂院の国家接応行事と儀式に対応する大宰府政庁の独自な対外的接応儀礼が該当するであろう。両者の造営過程もほぼ平行的であったと理解できる。

第２の機能である西辺の防衛事項は，百済の役の敗退後，天智３年是歳条の「於二対馬嶋・壱岐嶋・筑紫国等一、置二防与一レ烽」に起源し，とくに防人は大宰府第Ⅰ期遺構の経営期から存続した（天智10年11月癸卯条以下）。大宰府の軍事的役割は官司名そのものに府を用い，「僻二居西海一、諸蕃朝貢、船艘相望、由レ是簡二練士馬一、精二鋭甲兵一、以示二威武一、以備二非常一」（宝亀11年７月戊子条）と述べる。防人を管掌する防人司は正・佑・令史の３等官で構成され，中央政府の司の官人組織と等しい。ただし第Ⅰ期の筑紫大宰時から相当施設が存在し，防人集団を管轄したにしても，その官司施設は政庁相当の一画内に所在したとはいいがたい。大宰府の防人司のほか，さらに学校をはじめ，主船司・政所・税司・蔵司や政所・兵馬所など20近い諸司・諸所（曹司）を包括した。[34] いずれも前身施設を含め筑紫大宰や大宰府の中心地区でなく，周辺に分在したとみられる。宮都における大極殿や朝堂にたいする諸司曹司の配置が参考となる。国府機構の場合もほぼ同じ構成であった。

もう一つが大宰府の西海道にたいする総管の権限である。職員令は「大宰府帯二筑前国一」と規定するだけで，令文化をみない。現に職員令集解大宰府条朱説は，「大宰府管二九国等一、依二何文一可レ知、若殊二於諸国一、依レ置二判官以下官等一、所レ読歟、為当、尋レ情所レ読歟何、答尋レ情所レ読耳」と注する。にもかかわらず，西海道国嶋を大宰所管諸国といい，「府所二惣管一九国二島」（『三代格』巻七，天長２年８月14日官符）と記す。大宰府は管内諸国に符を，諸国は大宰府に解を発し，また大宰府は太政官に解文で上申した。大宰府官人は「非レ京非レ国、中間祇居」（同，巻六，承和５年６月21日官符）ともいわれた。

筑紫大宰は，上述のように天武期すでに西海道地域にたいする行政権限を拡大した。壬申の乱後，国宰の官鑰・駅鈴・伝印を返上させ，権限縮小を図るだけでなく，地方行政にたいする大宰ー国宰の組織化が進展したためであった。大宰府の西海道広域総管の歴史的前提は，この時期の筑紫大宰の権限を継承し，やがて諸他の大宰が大宝令施行とあわせて廃止されることになった。これに反し，数国規模を総管する筑紫大宰のみが大宰府に引きつがれ，同時に西海道管内行政機能は令文化されないまま，実質的に存続することになった。そのさい大宰府は筑前国の兼帯を規定され，摂津職が津国を帯するのと同じく，国司と国府をおかず，大宰府の官人が国務を執るという組織と運営を実現した。政庁西方の蔵司西地区の南北大溝出土の木簡「八月□[廿カ]記貸稲数 [廿マ人 卅物]」（『概報』（一）４）は，８世紀国府が出挙の主体であった点から，すでに７世紀末筑紫大宰が筑前国を兼帯したことを示す。大宝２年３月丁酉条に，「聴二大宰府専銓一擬所部国掾已下及郡司等一」といい，大宰管内の国司掾以下は式部省が試験を行い，太政官で選考していたのを大宰府の選考とし，また郡司は国司の推挙で式部省が選考したのを大宰府の選考に改めた。大宰にかつて付与されていた国宰・評司にたいする選考職権が，大宰の唯一の後身官司である大宰府について新たに復活したと考えられる。[35]

筑紫大宰の広域行政体制が遅くとも天武期に実現したにもかかわらず，当時体系的な国家税制は未熟であり，筑紫大宰は管内区域から税物を貢進させるにいたらなかった。律令制下，西

海道諸国からの調庸物は大宰府に進納し，大宰府は勘会・用度状況を調庸帳と出納帳の京進によって報告した。進納の調庸物は大宰府府庫に収納され，府行政の支出にあてられた。筑紫大宰当時の天武14年11月に，儲用物，絁・糸・布・鉄などを請求し，12月海難の防人に衣服用の布458端を筑紫に下行したことがある。天武末，筑紫大宰がなお徴税組織を備えるにいたっていない実態をうかがわせる。

これにたいし，持統3年6月条は，筑紫大宰に詔して，新羅人に綿140斤を送らせたとあり，4年10月条には百済の役で唐に抑留され帰国した軍丁，筑後国上陽咩郡人大伴部博麻に綿・布・稲や水田を賜ったと記す。すでに筑紫大宰が調庸物とみられる物品を収蔵したことを物語る。持統3，4年を画期に，「調庸制を前提とする絁・布・綿の貢進が行われ…それらは浄御原令の成果であろう」[36]とともに，筑紫大宰の財政分野における広域総管の拡大を物語る。壬申の乱の収束を転機とする大宰の行政・軍事分野の権限強化につづく徴税・財政機能の増強がすすんだことになる。第4次調査で蔵司地区の南北大溝から出土した木簡は「久須評大伴マ／太丹□［三具カ］□□」（『木簡概報』（一）2）とある。豊後国球珠評大伴部太丹が筑紫大宰に進納した税物の付札木簡で，7世紀末筑紫大宰が豊後国を含む，おそらく7箇国の租税貢進を一括管轄した徴証である。

大宰府の9国3嶋総管機能は，第Ⅰ期の筑紫大宰段階の広域集権化にはじまり，浄御原令の施行を経て大宝令現行下を迎えると，法制的あるいは非実定法的に整備，定着し，まもなく第Ⅱ期建物の造営がはじまった。令文に規定をみない管九国三嶋権限は，第Ⅰ期を端緒に形成され，第Ⅱ期の大宰府に特殊広域管治の所掌事実として，実体的に継承されたのである。

(2) 大宰府の構成

政庁域の，とくに第Ⅱ期政庁域を構成する建造物とその用途について検討する。

政庁域の建物名を記録した史料は，ほとんど残っていないといってよい。南門・中門（・北門）・両脇殿・正殿・後殿などの名称は，文献に記された史料用語ではなく，いわば概念用語ないし宮都の中枢殿舎名や国府の中心建物名からの準用にすぎない。南門や中門などは，じっさいにそう呼んだ可能性もあるが，もちろん断定できない。上述の「大宰府城門災」『類聚国史』巻百七十三，養老5年7月条の城門は，衛禁律に「凡越二兵庫垣及筑紫城一，徒一年…曹司垣杖一百，大宰府垣亦同」の条文から判断すると，政庁一画の城門とはみなしがたい。賊盗律節刀条にも筑紫城がみえる（大野城に城司・城庫があった）。正殿・後殿・脇殿の名称も当時の政庁域の特徴を理解するための便宜的な術語にすぎない。後殿東北方の重複する遺構の建物の名称や機能は，たとえば平城宮第1次大極殿院の構成などを参看しても見当をつけがたい。筑紫大蔵（宮衛令集解兵庫大蔵条釈説），あるいはかりに国庁院と対比すると印公文庫（『日本三代実録』貞観8年4月18日条），に当てられるのではなかろうか。第Ⅲ期の後殿背後の総柱建物2棟は，倉庫か楼閣風建物と考えられている[37]。平城宮第1次大極殿の殿門の左右に，また第2次大極殿院の東南・西南方に楼風建物が立ち，多賀城政庁域の正殿の東西に楼閣様小型建物跡（8世紀末～10世紀半ば）が発見された[38]。「菅家後集」の七言律詩「不出門」に「都府楼」が詠まれ，『筑前国続風土記』巻七，御笠郡上が「都督府の楼なれば都府楼といへる」と解した政庁の楼閣であろうか。

そのほか府家（『万葉集』巻六－966左注，『延喜民部式下』）・府衙（『三代格』巻五，承和7年9月23日官奏以下）・兵庫（『三代実録』貞観11年12月14日条）・府庫（『続紀』天平宝字7年正月庚申条）・府倉（『続日本後紀』承和2年12月癸酉条）・西府倉屋（『三代実録』貞観3年2月癸酉条）などが見出せる。これらはいくつもの諸司・所や館（『延喜民部式下』，「菅家後草」）・（官人）宅（『万葉』巻五－815～846題詞）・学校などとともに政庁域の周辺各所に存在した。これにたいし，『三代実録』貞観11年12月14日条で，大宰府が言上した近時続発する不穏な怪異の一つにあげられたのは，

庁楼兵庫等上尓依レ有二大鳥之怪一天、卜求尓隣国乃兵革之事可レ在止卜申止言上多利（下略）、

であった。「庁楼兵庫」は庁楼と兵庫ともとれるが，「大鳥集二大宰府庁事并門楼兵庫上一」（同17日条）とも表記し，大宰府の庁事と門楼と兵庫を意味した。南門が重閣門の造りであったことを示すのであろうか。とりわけ注目されるのは，庁つまり庁事の呼称である。職員令集解太政官条の釈説は「庁事者官司所レ聴二政事一之処、謂二之庁事一也」と説明し，穴記は「庁事猶レ庁也」と注する。中央官司においても，また国府でも庁事は執務の建物にほかならない。大宰府の庁事は，ここで検討対象としている政庁そのものであるといえる。

してみると，政庁域の主要機能は大宰府政務の場とみなされることになる。もっとも，通常の管理・運営の諸事一般は所司で分担され，政庁は，平城宮や国府（筑前国府は本来設置されない）の事例から推測すると，元日の拝朝，告朔，官人交替の儀，あるいは正月吉祥悔過会，さらに対外的に唐使・新羅使を接応する儀礼空間として使用されたであろう。これらの儀式はまた多くの場面で饗宴をともなう行事であった。しかし，大宰府の政庁一画は，他方重要な政務を行い，そのため官人参着の場であった。平城宮の第1次大極殿－朝堂で元日朝賀・即位式・外客の辞見などの国家の大儀や饗宴が催され，第2次朝堂で主要朝政を行った。これにたいし大宰府の政庁や国庁は，一つの正殿のみで政務と儀式・饗宴を兼行したといえる。国庁に国書生が上番し，国博士が国庁に参上したことが知られる。[39] 大宰府に書生が出仕したことは，政庁域東北隅の築地内側の土壙から出土した木簡「 □ 口書生鴨牧麻／ □ □□」（『概報』(一)36）や『三代格』巻十四，大同2年正月13日官符が「直レ府使部二百人、散仕一百人、四月上旬使部九十許人、書生十許人、量二其官仕一、分為二三等一、以二正税稲一給二借貸一」といい，散仕に含まれた書生は府に直した。散使とも書く散仕は，府務運営を支える雑仕身分で，文書の送達や部領，公文の書写などの用務に当たった。使部・散仕が諸司所のほか，政庁に出仕したことは十分推測でき，正殿や脇殿を政務の場とみなす根拠ともなる。

筑紫大宰の段階を経て，政庁第Ⅱ期段階の大宰府遺構の建物・施設は，律令国家における最大規模の地方官司の政務・儀式・饗宴を執行，維持するための中枢的機能を果たした。回廊と築地をめぐらした政庁域の建物群は，大宰庁（オホミコトモチノマツリコトトノ），その一画を大宰庁院と称したかも知れないのである。

註1）　田村圓澄「大宰府前史小論」『九州文化史研究所紀要』21　1976年（40頁）
倉住靖彦『古代の大宰府』1985年　吉川弘文館（27頁）
倉住靖彦「大宰府論－その対外的機能を中心として－」荒野泰典他編『アジアのなかの日本史』Ⅱ　1992年　東京大学出版会（262・263頁）

2）竹岡勝也「上代の太宰府」『太宰府小史』1952年　太宰府天満宮

3）八木充「いわゆる那津官家について」『日本古代政治組織の研究』1986年　塙書房　初出1983年

第2章

4）小島憲之『上代日本文学と中国文学』上　1962年　塙書房（334頁）

5）竹岡勝也，註2論文（3頁）

6）竹内理三「大宰府と大陸」『古代のアジアと九州』1973年　平凡社（298頁）

7）田村圓澄，註1論文（40－41頁）

北條秀樹「大宰府成立前史小論」『日本古代国家の地方支配』2000年　吉川弘文館　初出1987年（138－140頁）

8）倉住靖彦，註1書（111頁）

9）長沼賢海『邪馬台国と太宰府』1968年　太宰府天満宮文化研究所（138頁）

竹内理三，註6論文（29頁）

10）竹岡勝也，註2論文（6頁）

鏡山猛『大宰府都城の研究』1968年　風間書房（1・7頁）

藤井功・亀井明徳『西都大宰府』1977年　日本放送出版協会（32頁）

横田賢次郎「大宰府政庁の変遷について」『九州歴史資料館開館十周年記念大宰府古文化論叢上』1983年　吉川弘文館（以下『九歴記念論叢』）205頁

倉住靖彦，註1書（34・91頁）

11）田村圓澄「大宰府創建考」『九州歴史資料館研究論集』12　1987年（18・19頁）

12）薗田香融「国衙と土豪との政治関係」『古代の日本』9　1971年　角川書店（170－172頁）

13）直木孝次郎「大宰と総領」『九歴記念論叢上』1983年　吉川弘文館（363頁），次の引用は367頁

14）八木充「筑紫大宰とその官制」『日本古代政治組織の研究』1986年　塙書房　初出1983年（307頁）

15）ブルース・バートン「律令制下における新羅・渤海使の接待法－大宰府外交機能の解明へ－」『九州史学』8　1985年（8－12頁）

16）酒寄雅志「七・八世紀の大宰府－対外関係を中心に－」『国学院雑誌』80－11　1979年（36・37頁）

17）倉住靖彦，註1書（115－119頁）

18）田村圓澄「玄蕃寮の成立」『続日本紀研究』10－4・5　1963年（17頁）

19）『大宰府史跡』昭和44年度発掘調査の概要　1969年　福岡県教育委員会（1項）

『大宰府史跡』昭和47年度発掘調査略報　1973年　九州歴史資料館（3－4頁）

『大宰府史跡』昭和51年度発掘調査概報　1977年　九州歴史資料館（70－77頁）

20）『大宰府史跡』平成11年度発掘調査概報　2000年　九州歴史資料館（54－59頁）

21）横田賢次郎，註10論文（198頁）

平成12年度大宰府史跡調査研究指導委員会（2001年5月26日）資料

22）石松好雄「大宰府の成立」『新版古代の日本』3　1991年　角川書店　225頁は，第Ⅰ期建物の開始を筑紫大宰が天智初年那津から現在地に移転した時期に推定する。

23）藤井功・亀井明徳，註10書（94頁）

24）横田賢次郎，註10論文（201・202頁）

25）山村信榮「大宰府成立論－政庁第Ⅱ期における大宰府の成立－」『牟田祐二君追悼論集』　1994年　牟田祐二君追悼論集刊行会（179・180頁）

26）狭川真一「大宰府の造営」『古文化談叢』31　1993年（211・212頁）

27）田村圓澄「観世音寺草創考」『日本歴史』440　1985年（13・14頁）

28）岸俊男「都城と律令国家」『日本古代宮都の研究』1988年　岩波書店　初出1975年（285頁）

29）田村圓澄「『大宰府探求』補遺」『九州歴史資料館研究論集』16　1991年（3・4頁）

30）野村忠夫「中納言遷任－和銅元年三月の人事大異動をめぐって－」『続日本紀研究』223　1982年（35－38頁）

31）鎌田元一「平城遷都と慶雲三年格」（『律令公民制の研究』2001年，塙書房，初出1989年）第二章

32）倉住靖彦，註1書（148－151頁）

33）田村圓澄，註29論文（8・9頁）

平野邦雄「大宰府と東アジア」『歴史と地理』454　1993年（4頁）
中西正和「大宰府と存問」『日本書紀研究』21　塙書房　1997年（115頁）
34）竹内理三「大宰府政所考」『史淵』71　1956年
35）早川庄八「律令制の成立」『天皇と古代国家』2000年　講談社　初出1975年（84頁）
36）平野邦雄「大宰府の徴税機構」『律令国家と貴族社会』1969年　竹内理三博士還暦記念会編　吉川弘文館（322頁）
37）横田賢次郎，註10論文（191頁）
38）『昭和47年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報(1)－平城宮第75・77次発掘調査－』1973年　奈良国立文化財研究所（6頁）
『多賀城跡政庁跡本文編』1974年　宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所（401－409頁）
39）八木充「国府とその構成」薗田香融編『日本古代社会の史的展開』2000年　塙書房（175頁）

（２）大宰府政庁中心域（都府楼）の建築

九州芸術工科大学名誉教授　澤村　仁

大宰府政庁中心域は，一般に都府楼の名で知られ，1968年からの発掘調査によって遺跡の実状も明らかになってきた。まだ全域全面を発掘したわけではなく，十分わからない点も多いけれど執筆時（2001年）までに判明した事実と，いくつか復原模型作製などを通して考えた事柄を述べておきたい。

これには一つ一つの建物に関する問題と全体の性格，用途についての問題があり，また，これらの時期毎の違いや，他の類似の遺跡との比較なども考慮の必要がある。

Ⅰ　個々の建物に関しての問題

(1) 南大門

以前は政庁中心域（都府楼）の現存している南門跡が，そのまま全域に対する南大門跡と考えられていたが，調査中に県道南にも官衙跡がみられることと，御笠川北岸に巨大な礎石が埋没していることが知られ，都府楼西南の駐車場に移して公開保存されるようになり，大宰府政庁全体の南大門は遙か南の御笠川北岸あたりにあって，政庁全体は南北６町または８町を占めるものとみられるようになった。この巨大礎石の出土地点は，御笠川の蛇行によって旧地形を失っており，遺跡も残存していないとみられる。礎石のみが流され残って旧位置近くに残っていたらしい。

中心地域の南大門は，いわゆる都府楼の南正門で，県道の北側に古くから知られていて，1968年に中門跡とともに初めて本格的発掘調査が実施された地域にあたる。

中門では下層から掘立柱の建物遺構が発見され，政庁全体の時期的構成について全く新しい知見を得た。この掘立柱建物の時期を第Ⅰ期とし，その後，礎石・基壇・瓦葺屋根を使用する大陸風の政庁が造営された第Ⅱ期，これが火災焼失した後再建され，今見える礎石使用遺跡は第Ⅲ期とする見解が定着した。

現在地表にみえる遺構は，根石や下層の瓦との関係で，火災後再建された，全体の第Ⅲ期に属する。また，この遺跡は後世の農地開発のため門の中央間にあたる部分を南北に走る農道で削り取られ，基壇が東西に分かれて残存していたものを，発掘後の史跡整備事業によって中央部を復原築成してある。

残存していた遺構は造営以前の地形により，北の正殿方向は高く，南の門外は約1.2ｍほど低い段状地形になっていて，築成土層で成型されている。壇上面はほぼ門内の広場と同様な高さよりわずかに高い程度の基壇面となり，この面に礎石を据えている。礎石は花崗岩で上面をほぼ平らに作り，１段の円形柱座を作り出している。柱座の直径は約72㎝造り出し，高さは約3㎝とあまり高くない。四隅の礎石には柱座の直径が他より大きいものがあり，建物の四隅の柱は径が太かったかと思わせる点があるが，礎石には多少の移動や再建時の転用の可能性もあるので，確かではない。東西（桁行）５間×南北（梁行）２間の平面をもつ。

基壇周辺は玉石積みの外装で，これはⅡ期，Ⅲ期とも外観に変化はないらしい。ただし，基

壇規模については，第Ⅲ期は東西26.2ｍ，南北14.4ｍ。第Ⅱ期は東西24.2ｍ，南北12.2ｍと第Ⅲ期の再建にあたって拡張している。従って，建物も第Ⅲ期再建時に軒の出を大きくしたかとみられる。使用している玉石は河原石状の自然石で，平面に近い面を外面に用いている。下方にやや大きめの石材を立てて使うらしい。

前面には中央３間分に柱間１間ずつの階段，全てで３箇所が付せられたとみられる。階段１基ずつの大きさは遺構の残存度が悪く，所々に玉石が残る程度で正確には解らない。基壇背面には一部に玉石列が２重にあり，雨落溝状の施設があったとみられる。基壇上面には礎石が据えられていたが，移動したり位置がずれていたりした石が多く，ほぼ原位置のものは北側柱列の５個が主で，特に南側柱列のものは壇から転落したり，ずれているものとなっていた。従って，柱間寸法の測定は柱心を根石から推定したものもあり，精密度が低いといわざるを得ない。このような状況で推定した柱間は，東西方向（桁行）に中央間は19尺，両脇２間づつは12.75尺となり，南北（梁行）は13.5尺×２間とみられる。特徴として中央間が特に広く，脇間の1.5倍もあること，また隅の間が正方形にならない，振れ隅になることが挙げられる。

このように中央間がとくに大きい門は平安時代に多い傾向があり，拡張した基壇下から平安時代，10世紀の「安楽寺」銘の瓦が出土していることとあわせて，第Ⅲ期の再建時に中央間を広く，両脇間をやや狭い等間にしたかとみられる。第Ⅱ期の門は中央間礎石下層の根石に現礎石より内側に大きくずれた感じがあるものがみえ，おそらく，当初の中央間は18尺ほど，隣接柱間は13尺強かとみられる。門全体の形式は礎石が大きく，柱径も大きいことから，政庁正面の門にふさわしい重層の門であったと想像できる。屋根は入母屋造であったろう。当然，出土したような本瓦で葺いたものである。

この基壇両側面に大型の築地塀が取り付いて東西両端で北に曲がり，中門両脇の回廊東西端の南妻にとりつく。門の柱高さはこのような大型建物の場合，ほぼ中央柱間に近くされることが多いので，おそらく19尺近く，柱径はその約1/8ほど，２尺２寸強はあったであろう。初層の軒の出は基壇の外，雨落ち溝のすぐ外に落ちるとすると12尺ほどかとみられる。これは柱上組物としては２手先程度のものを用いたであろう。

このように記述すると簡単に聞こえるが，実は疑問がある。すなわち，柱間寸法推定のところで述べたように，隅の間が梁行13.5尺，桁行12.75尺と正方形の平面にならないことで，振れ隅と呼ばれる。これは，古代の建築では校倉以外にはあまり見られない手法で，このまま隅木をかけると隅木と柱筋との角度が左右等しくないので，南北面と東西面の垂木が隅木両面に均等にとりつけられないし，屋根が南北流れ・東西流れとで勾配にも軒の出にも軒反りにも違いが生まれる。校倉のようにあまり外観に配慮を要しない建物ならよいが，政庁の正面正門には困ったことになる。

解決法として，小規模な建物の場合，１手目の肘木と２段目の斜めの繋梁の先端になる肘木を隅柱上で折り曲げて造り，組物は柱から先は45度の方向に出す。これは小型建物には可能であるが，建物が大型になり隅行きの繋ぎ梁や通し肘木が何段にも重なると実現困難である。そこで肘木は平面「へ」の字形につくり，隅木は45度にかけ，根元の梁との取り付き部を繋ぎ梁交点からずらして取り付ける。これは，下から見たとき，上方の部材とずれて見えて変になるが，この門のように大型で天井を設け，天井の上は見えないような構造では問題はない。

上層は柱高さをどうするか，初層の柱高との比例をどうするかの問題があるが，奈良・平安時代の重層門は法隆寺中門以後実例は残っていない。近い時代のものや，塔などを参考とする他はない。上層柱をあまり高くすると不安定に見えるので，初層柱との釣り合い上，６尺ほどとした。上層は隅柱間が振れ隅となっていても隅柱間が狭いし，小屋組は外から見えないから隅木は45度に架けることができるので困難はないが，復原では上層柱間を真隅になるよう考慮して無理を避けた。屋根は入母屋で，妻飾りは豕叉首であろう。上層柱間装置は正・背面中央間は扉，両脇は連子窓とした。また，下層屋根の上，上層軸部の周囲は高欄を巡らした。屋根は，鴟尾はないので出土鬼瓦を取り付けることとした。このような方針で復原設計された模型は実物1/10の大きさに製作され，九州歴史資料館に陳列されている。復原設計・製作指導は鈴木嘉吉元奈良国立文化財研究所長と澤村があたった。

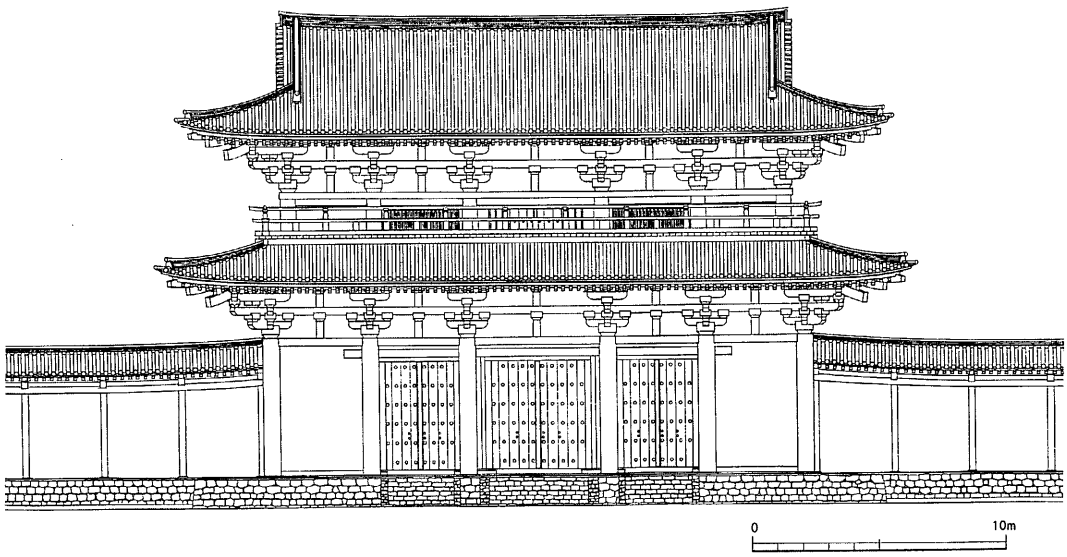


Fig.261　大宰府政庁南門復原模型設計図（南正面　1/300）

(2) 中門の遺跡と建築

中門は南大門の北，中心距離で31.28ｍ離れて建つ。南大門脇の築地基壇南面から中門脇回廊基壇南面間の距離では29.80ｍと丁度100天平尺の距離となる。発掘調査で下層には，掘立柱建物があることが知られている。

南大門と同様，段状の地形を利用して内庭側は正殿の前庭として中門南より約50㎝高くなっている。中門の基壇は東西17.5ｍ（59尺），南北10.5ｍ（35.5尺）程である。基壇面は内庭側より僅か高い目にされ，上に礎石を据える。配置は東西（桁行）15尺×３間に南北（梁行）13尺×２間で八脚門である。正面階段第１段目上面と礎石上面との高さの差は45㎝程で，基壇高さはあまり高くない。基壇周囲は南大門同様，玉石積で化粧されている。玉石の状況は南大門の場合と類似しているが，積み石は下方のものが残存していた。背面ではほぼ玉石積のあり得る位置に素掘りの溝があった。基壇化粧の玉石を抜いた跡か，雨落ちの痕跡が明らかではないが，一応，ここまでが基壇であったとみられる。

正面には各柱間毎に別々に階段が付せられ，踏み石も登葛も玉石積で，それぞれ階段幅は3.30～3.40ｍ，長さは1.50ｍ程であるが，大きさや形は不揃いである。高さが低いので踏み面の

大きい，緩い階段となる。また，基壇の東西両妻には回廊基壇が取り付く。

礎石にはすぐ下層に全く同様な礎石が見られるので，第Ⅲ期に第Ⅱ期礎石上に新しく礎石を据えて再建された，とみられている。礎石の形式としては南大門同様上面を平面につくり，円柱座を作り出している。直径は約70㎝，柱座の高さは１㎝前後と低い。

このように簡単な平面の門であるが，建物の形としては議論があった。当初，南大門は重層ということには関係者は全員同意していたが，中門については重層入母屋造りの南大門に並ぶことから，同じく重層の楼門か，との意見もあった。ところが「８世紀の都の大寺では，文献記録上，南大門は重層で，次に並ぶ中門は，やや簡略な単層切妻とすることが多い。」との考えが有力となり，全体復原模型ではその意見に従った。南大門復原模型ができると，このような格式的に高い門の次に並ぶのはやはり丈の高い楼門ではないか，との意見が復活している。ただし，平面規模は小さいし，隅の柱間が15尺×12尺と真隅とは遠いので八脚門のほうがふさわしいようでもある。

この中門の軒出には特徴がある。すなわち，基壇幅から梁行・桁行の全長を減ずると最低の軒出が算出されるが，これによると，南北両面の平では約5.75尺，東西妻では約７尺と妻の出のほうが著しく大きい。一般的には切妻造りでは平のほうが妻より軒出が大きい筈なのに異例なように見える。

ただしこのことは，組物の在り方と関係しているものとみられる。すなわち，妻の軒出を大きくするには，妻を支える桁を支持する位置が柱心よりなるべく外まで出ていればよい。そこで，柱上の組物は平３斗として，上に実肘木を置いて桁を支持するものと推定すると，平の軒出は２軒で６尺強ほどでも妻は桁を７尺出すことことができる。すなわち無理なく可能である。門の形として個性的なのは，三間一門で三間とも扉とする三間三戸の形をとることで，あまり例をみない。太宰府天満宮の現在の中門は，南からの外観は五間三戸の重層門のようにみえるが，実は三間三戸の楼門の南半分３方に裳層を巡らした形式で，珍しい。また，現存の近世建築でも全国的に三間三戸の門は少ないが，九州地方では各地でみかける。大宰府中心部に三間三戸の門が使用されていたことと関係があるのであろうか。

(3) 政庁正殿の遺跡と建築

この中門から出た回廊は東西全幅119.2ｍで北に折れ，南北全長約120.7ｍほどで東西方向の回廊となって中央に置かれた正殿に取り付く。正殿跡は以前からよく知られ，1977年には北側基壇付近などの発掘調査が行われていたが，1999年からの調査で，礎石建ての建物として，現在みえている遺跡は３度目のもので，礎石以前に掘立柱の正殿ではない遺構が２回ほどあって，その後，礎石建ての建物と変わることが確定した。この礎石建ての建物も一度，罹災，再建されているとみられ，丁度，中門とその下層と同様な経過をたどっている。

正殿の地表にみられた基壇は南方が崩壊していて正確な寸法は計測できないが，東西約34ｍ，南北20ｍほど，現地表からの高さは60㎝ほどで，上面に礎石を残しているものの，特に，東・南・西の廂の礎石はずれ落ち，移動が大きい。

北面は発掘調査の結果，凝灰岩切石の基壇地覆石が残っており，壇上積の地覆石の形式を示していた。羽目石や束石の形跡はない。或いは，当初は地覆石の上に瓦積があったかも知れな

いが，通常，瓦積なら周囲に崩れた瓦の小片が散乱しているのに，そのような事実はなかった。一応，束石を用いない古式の壇上積基壇とみられる。

礎石は五間四面の形に配置される。花崗岩で大きく，上面を平につくり，円形の柱座をつくる。基壇地覆上より柱座下の礎石上面の方が75cmほど高い。基壇自体の地表からの高さはこれに地覆石の見える高さを加え，礎石から基壇端までの基壇面の水切り勾配による高さの違いを減ずることになる。約80cmほどであろう。これは北面での寸法で,南面では地表が下がって1.5mほどあったかとみられる。南面は基壇，階段とも痕跡は失われていた。発掘以前，崩れ残った壇の正面中央にスロープがあったので正面中央だけ階段があったか，と推定する人もあったが，発掘された遺構では痕跡はなく，一応，他の例のように，正面も背面も3箇所づつの階段であったろう。背面の階段の幅は15尺，階段の出は2.7尺，階段は3段あるとして1段の高さは地覆石を除いて蹴上げ17.5cm，踏面19cmほどであろうか。大建築としては1段の大きさが小さいので，地覆石の大きさより大きく考えると蹴上23cm，踏面30cmほどとなってもっともらしいが，これでは現存の地覆石にくらべて大きすぎる感じがある。

礎石は1個毎の大きさが巨大である他，柱座の造出しが立派なので有名であった。すなわち，上面を平面につくり，角を丸めた円形柱座2段を造り，最上面に柱輪郭線を彫る。柱輪郭線の径は身舎では72cm，廂で60cmある。廂柱高さは中央柱間と同様なら15尺ほど，身舎柱では30尺ほどもあろう。これでは構造からは身舎と廂というより，本体と裳層とした方が似つかわしい。

また，身舎柱では上段の柱座の上にさらに1段大きい突起があり，柱座を3段とする人もあった。外形が崩壊していて形からは判別しにくいが，上に柱を建てるには上面径が小さい。これは柱座ではなく，径の大きい枘であろう。柱下面に湿気抜きのような大きい凹部を作り，枘穴を兼ねさせたものであろう。

また，廂礎石上面には柱座の他に最南の間をのぞく東西廂と，北廂では東から第1・3・5・7と1間置きの4箇所の柱間に壁持ち地覆のための幅の狭い造出し，または欠き込みがある。また，北廂東から第2・4・6の3箇所の柱間では相対して大きい寸法の欠き込み，または桁行方向に直角の直線の削り取りがあり，扉装置のためとみられる。付近に相当する石材は発見されていないので，唐居敷ではなく，幅の広い地覆石をおいて長押に扉軸穴を設けたものであろう。平安宮大極殿では唐居敷が用いられていたことが『年中行事絵巻』に見える。当殿では凹形に切り欠いた部分もあるので，地覆石形式であろう。

正面側と身舎との礎石には柱座の造出しだけあるので，正面と側面最南の間は開放，他は東西妻は壁，北面では両端と中央間の両脇間は壁，中央間と左右一間置いた隣は扉とされていたことが解る。

建物としては大規模な本体に裳層が四面につけられた，外観重層の立派なもので，正殿にふさわしい姿であったとみられる。屋根の外観は平安宮大極殿の絵画資料が入母屋造に描かれているので，そのように考える人もあろうが，当地は大陸に近く，諸国の客を接待することがある。大陸諸国では正殿相当建物は寄棟造が多いし，平安宮大極殿も古い資料では寄棟造だったとの記録がある。本正殿も寄棟であろう。

外観重層で裳層つきというと，法隆寺金堂・五重塔や薬師寺三重塔のように本体の大屋根が基壇外まで出て，裳層屋根はその中に入り込むように考えられやすいが，東大寺大仏殿や奈良

喜光寺本堂のように平面では身舎・廂形式で，構造は本体大屋根の下に裳層屋根が取り付いて，基壇外まで出ている例もあり，このような形式で外観重層になる。これらの違いは，前者では裳層柱間は小さく，柱も著しく細い。後者では平面的には柱間は廂と同様に大きく，本体より柱も著しく細くはない。すなわち，当正殿の形である。

柱上の組物としては，裳層は本体より１～２手短いのが普通である。この場合，軒の出は基壇の出からみて3.4ｍすなわち11.5尺ほどあり，出組で，これに対する本体はさらに２手大きい３手先となるであろう。柱間も広く，柱径も大きいので，垂木・肘木・桁などの角材も奈良時代の建築のように太いかとも思われるが，平安時代になるとかなりの大建築でも垂木・肘木・桁などが奈良時代に比較してやや細くなるので，当正殿も角材はやや細い目かも知れない。

床面は土間仕上げか塼敷かわからない。周囲からの塼出土が聞かれないので，土間であろうか。天井の有無はわからない。第Ⅲ期の平安時代には付せられていたかともみられる。ただし，使用に当たっては，このまま建物のみ裸で使うわけでなく，帳・敷物や壁掛けを舗設し，椅子や屏風など美々しく整えて使ったものであろう。大極殿や内裏正殿の使い方をやや簡略にしたようなことであったろうと思われる。

(4) 後殿について

正殿の背後に付属の殿舎があったことは，古図で知られていたが，発掘調査以前は礎石が現地に残っていないので，実状は知られなかった。1977年度の発掘調査で古図から想定されたような遺構が検出された。礎石はすべて失われ，根石と基壇跡が残っていた。

トレンチで検出された部分は少ないが，桁行には正殿と柱列が通り柱間寸法が共通とみられるので，正面７間×側面３間，基壇は東西32.15ｍ，南北12.5ｍで，基壇化粧は南・東は瓦積，北は自然石積で，ともに改修の跡がある。西妻は発掘していない。妻中央に柱のない単純な七間二面で，桁行柱間全長は正殿と等しいとすると28.55ｍ，梁行は9.3ｍ（2.7ｍ+3.9ｍ+2.7ｍ）とされている。

基壇出は平で1.8ｍ，妻で1.6ｍある。これなら切妻屋根で軒出は平が6.5尺，妻で5.5尺ほどであろう。柱間装置は跡が失われてわからないが，後期難波宮，聖武朝平城宮や平安宮の小安殿と同様なら正面開放，側面壁，背面は中央と左右１箇所づつの扉があったかとみられる。階段跡についても，これらの例には基壇に切り込まれていて外に突き出していないものもあり，なかったとは断定できない。

(5) 正殿南広場の建物：東西第１堂，第２堂

正殿南は中門との間が広場になっており，東西に相対して２棟ずつの建物があることが知られていた。特に西側の２棟については，トレンチが設けられ状況が知られている。基壇の大きさは西第１堂で南北30.3ｍ（102尺），東西15.3ｍ（51.5尺）。礎石は９個が残存しており，根石も残っている所が多く，南北７間，東西４間の七間二面切妻造建物であることがわかる。柱間は桁行12.5尺，梁行では9.5尺の等間で，基壇化粧は塼積を残している。基壇の出は平で7.25尺，妻で７尺ほどとなる。平三斗で実肘木付きなら可能な大きさであろう。礎石の柱座径が大きいが，柱高さを12.5尺ほどとすると柱径は1.6尺ほどであろう。これに実肘木付きの平三斗の組物

が乗せられる。堂々たる堂宇である。

基壇の東西には階段が設けられていた。階段幅は2.2ｍ，階段の出は基壇から0.6ｍ。階段前に塼敷の地表面があり，塼上面から礎石柱座面までの高さは61㎝ある。北建物（いわゆる西第１堂）では，東側の階段は全て外形を留めていたが，西側では最南の階段は形を残し，他は基壇側に痕跡が指摘できるだけであった。南側建物（西第２堂）は第１堂の南基壇から南に８ｍ弱離れて北側基壇が検出された。全体の残り方が悪く，基壇化粧は北側基壇の塼列と西側基壇の階段付近だけと，回廊南西隅に近く玉石積の基壇痕跡と瓦で補修した一部がある。

基壇は塼積が検出され，技法として特徴がある。すなわち，普通の塼積のように平積を重ねるのではなく，最も下段には地覆石のように平に据え，この上には羽目石のように横長に塼を立てる。さらに上には平に塼を据えて，その上はまた立てて置く。上に葛として塼を据えたのであろう。これで必要な高さにはなる。類例はあまり見ないが，九州では薩摩国分寺僧寺の塔基壇に類似の化粧があった。すなわち，瓦製の塼の代わりに凝灰岩の切石でほぼ同型同大の磚を作り，最下段を地覆石とし，上に立てることと，さらに上には平に据え，その上は立てるというように構築していた。[1] また，西第１堂では階段の一部に本遺跡では有名な文様塼が用いられていたが，恐らく，ほかの建物からの転用であろう。西第１堂では基壇面上に礎石の周囲毎に細い掘立柱があり，構築時の足場とみられる。

(6) 正殿後方の建物（SB500とSB510）

正殿北方には後殿の他に，築地に囲まれた中に第Ⅱ期には東北隅に１棟（SB500），第Ⅲ期には後殿の東北に１棟（SB510）の建物が設けられている。後者はおそらく東西対称にあったとみられる。

SB500a・b

第Ⅱ期には後方区域周囲の東築地よりわずか2.5ｍ西に離れ，北築地より11ｍ南に掘立柱建物があり，次いで，同じ規模と平面で礎石建てに改められている。

最初の建物は桁行８間，梁行５間で，６間×３間の身舎に四面廂の平面をもち，西から第３の柱筋に間仕切りかとみられる柱がある。第２の建物は西の方３間分の残りが悪く，礎石も根石も残らない。ただし，基壇は掘立柱の時と同じらしいので，なかったのではなく，失われたのであろう。また，礎石建物では全面にやや小さい根石があり，床張りらしい。

平面としては六間四面のようであるが，桁行柱間９尺等間，梁行7.4尺等間に近く，隅が真隅にならない。これでは入母屋や寄棟造にならない。掘立柱の残存した柱根の径は35㎝前後である。掘立柱建物では西妻から４間目に間仕切らしい柱があるが，礎石建物では小礎石または根石があって間仕切とするような大きい礎石跡がない。ただし，これは間仕切がなかったのではなく，床上に作ったものかもしれない。

基壇は玉石積で東西80尺，南北44尺ほどである。柱筋からの基壇の出は少なく，平は1.8ｍほど，妻は1.2ｍほどで，東では軒が築地の屋根と接しそうな恐れがある。

この建物は前後２期同じ役割だったかとみられるが，出土遺物に木簡や硯，墨書土器が多く，正殿に付属する曹司だったかと思われる点がある。瓦の出土は多く，檜皮や板葺きではない。檜皮らしいものの出土があるが，北の築地との中間，築地付近からの出土でSB500ではなく，北

側の築地で使用したものかと思われる。

SB510

この建物（SB500）の廃絶後，３間×３間の建物（SB510）が西南寄り，正殿の東北（約36ｍ北）にできる。基壇下の整地層中に焼土や瓦片が入っているので，第Ⅲ期とみられる。礎石は北より第１列，第２列と第３列の一部に抜き跡や落とし込んだものがあった。基壇は抜き跡の溝と少数の玉石の残存がみられ，正確な位置は決められない。この溝がSB500を切っているので，時期の前後関係は明らかである。残存度はあまりよくないが，正殿に付属する役割をもっていたと思われる。各行各列に柱をもつので，倉のようなものか，外観を楼造りとして正殿の威厳性を高めたものか，とみられる。外観は楼造りで，機能は文書や印籠などの倉ということもありうる。

柱間は東西8尺，南北9.5尺。建物全長東西24尺，南北28.5尺。南北棟の切妻造りであろうか。軒の出は南北2.3ｍ，東西2.6ｍほどで，出組位の組物があったとみられる。すると外観は倉ではなく，楼造りであろう。朝堂院に東西楼があったことを連想する。

(7) 回　廊

回廊は西南隅と東北隅が発掘調査され，その後全域を整備されている。東南隅は崩壊して失われていた。中門両脇から出て，東西幅約113.05ｍで北に折れ，南北111.60ｍのところで中央に向かい，正殿妻に接続している。整備以前，西面回廊と東面回廊とで間数に違いがあるようにみられる点もあったが，全面調査せず整備された。西南隅でも東北隅でも第Ⅱ期と第Ⅲ期とで桁行は約3.9ｍで変化はないが，西面回廊と東面回廊，北面回廊とは第Ⅱ期と第Ⅲ期とで梁間と基壇幅に違いがある。西面回廊では内側柱筋の位置には変更はなく，梁間を4.65ｍから3.9ｍに縮小し，基壇もこれに伴って幅約7.6ｍほどを6.6ｍほどに縮めている。

北面回廊の場合，第Ⅱ期では梁間15.5尺，桁行13.5尺と西回廊の第Ⅱ期と同様とみられるが，第Ⅲ期では梁間・桁行とも13.5尺（桁行総距離24.0ｍ，６間で，平均柱間4.0m）に縮める。この時，北側柱列は約１尺南に寄せ，南側柱列は約１尺北に寄せる。回廊中心線に大きい移動はみられない。基壇幅は梁間変更以前も以後も約7.2ｍとされており，基壇の出が1.3尺程長くなる。軒の出は6.5尺ほどとなり，やや無理があるが，基壇幅を縮小した形跡はみられない。

東面回廊では西側柱列を約１尺，東側柱列を約3.5尺それぞれ西へずらしている。基壇位置には見えるような変更はないので，東側では基壇の上に雨が落ちるようにみえる。そのためか，東側基壇は崩壊の程度が大きかった。第Ⅱ期回廊では北面回廊の北柱列も東面回廊の東柱列も柱間に施設があった。すなわち，北側では塼を２列，柱筋にあわせて敷き並べてあり，東側では小形自然石を柱心の線上に連ねてある部分があった。いずれも土壁または連子窓下の壁基礎であろうとみられる。第Ⅲ期回廊にこれが見られないのは痕跡が流出したためで，壁施設の有無は言えない。

また，北面回廊の東端も東回廊の北端も，梁行中央に礎石を据えていることは，西面回廊南端と同様であった。梁間として大きい部分なので，切妻建物の妻同様に中柱が必要と思われたのであろうか。或いは築地の取り付きのためか，ともみられたが，築地と無関係の北面回廊の東端にもあるので，築地のためではなく，広い梁間の補強とともに，築地取付きの柱間を連子

ではなく，壁として閉じるためでもあったかと思われる。

中門両脇の南面回廊については，第Ⅱ期には梁間4.65m（15.5尺），桁行3.9m（13尺）で，第Ⅲ期に梁間を13尺に縮小している。基壇幅は7.05mほどで，第Ⅱ期・Ⅲ期で大きい変化はない。比較的大きい5尺強の軒の出であろうか。

西面回廊南端では梁間中央毎に小柱の基礎のような根石がみられる。あるいは西面回廊の一部は床張りだったのであろうか。また，その辺りでは内側の基壇化粧は瓦積で，これに接続する内庭から入隅を通って南外への暗渠が塼積で造られていた。これは第Ⅲ期には埋没して素掘り溝になっている。また，南大門から南面回廊を囲う築地との取り付きについて，この部分では第Ⅱ期の築地は西面回廊西側柱筋に取り付き，第Ⅲ期では西面回廊中央部分に取付く。納まりを変更してある。東面回廊から西面回廊までの距離は厳密にいうと，東面回廊を第Ⅲ期再建の時，わずか西に寄せるので全体中心線に誤差が生まれるが，その対策はわからない。

回廊全体規模については，柱筋も基壇幅も造営時期によって多少の変更があり，また，測定位置が東北隅と西南隅というように測定距離に対する測定方位の影響との関係に疑問が残る点がある。しかし，東南隅が欠けているなどの状況もあってやむを得ない。

一応，発掘当事者の採用している数値によると，全体の東西幅は119.2mで400尺にあたる。また，回廊南北長は基壇外縁間で120.75mで，約405尺ほどであるとされる。この数値には後に述べるように意味がある。

(8) 中門と南大門の中間の施設

最初，中門と南大門の間の広場には，都の宮殿同様に朝集堂があるかとみられていたが，東西とも痕跡はないらしい。地形的に後世削られたとみられ，本来，なかったのか，痕跡を失ったか，判定できない。前面築地と中門脇南面回廊の間が27m程しかないので，あったとしても小型建物であろう。その代わりに中門前左右に小建築があり，宿衛舎とみられる。これは平城京大安寺の『伽藍縁起並流記資財帳』に記載があり，中門と南大門前左右にあったと記され，実際に掘立柱の遺跡もあった。大宰府政庁でもこれがあったのである。

建物は中門前両脇にあり，一部分しか検出していないし，規模と時期の違うものが重複していて正確にはわからない。一応，玉石積基壇に東西3間，南北3間程の掘立柱建物で，南北棟切妻造，瓦葺と想像される。内向きに中央間扉，左右は連子窓と想像してよいであろう。

(9) 築地塀の問題

中心政庁には南と北に築地塀が付属している。南のものは南大門左右から出て東西対称119.2m（400尺）で北に折れて29.8m（100尺）で，東面・西面回廊の南妻外端に接続する。これは第Ⅱ期のもので，第Ⅲ期には西回廊の南妻中央付近に接続点が移動している。内部には朝堂院のような朝集堂は発見されず，宿衛舎があったことは前節で述べた。

築地自体第Ⅱ期の幅は基底部で幅4.4m，本体幅2mとされる。第Ⅲ期では位置が回廊南妻中央部に取付くよう変更され，基底幅2.9～3.2m程と推定されている。

北部の築地は東北地区しか発掘していないが，東面回廊の北妻東端に接続し，64.35m北へ走って西へ折れ，全長119.20mで西築地に折れるとされる。北部の築地は第Ⅱ期の残存状況が思

わしくなく，東南部分では基底部の痕跡のみ，後面北築地中央部の北門推定地付近では基底幅3.3ｍ程とみられる。第Ⅲ期では東面回廊との取付き部分に暗渠が残り，基底幅は3.6ｍとみられて，本体幅は1.5ｍ程とされる。

中門南の築地では寄柱礎石が検出され，北の築地には寄柱はみられない。もし，平安時代の絵巻物にみられる状況が適用できるなら，南築地は瓦葺，北築地は板葺，土置となろうが，北築地付近からも瓦の出土はあるので，断定できない。ただし，後面北築地SA505と南の建物SB500との間に多量の腐植土があり，檜皮かとみられている。SB500のものかともいわれるが，建物南からの瓦出土数も多いし，堆積の位置は築地近くなので，築地が檜皮葺ともみられよう。後面北築地中央には北門が想像されたが，発掘結果では門の建物はなく，築地が切れて基壇を玉石で拡張してある穴門らしい施設が検出された。

築地本体の高さについては奈良時代と平安時代とで差があるようで，延喜式では高さはおおむね（基底部幅×2倍＋1）尺とされ，奈良時代には東大寺などの実例では基底幅の1.5倍ほどらしい。この場合どちらかは判定できない。もし，都での規格が適用されていたら，第Ⅱ期には平城京同様のやや低く分厚い築地で，第Ⅲ期では丈の高いものであったろうか。

Ⅱ　その他の問題

正殿前，内庭の地表には大型の玉石が敷かれている。発掘区域では正殿のすぐ前にはよく残ったところが多く，他では痕跡程度の所も多い。正殿すぐ近く（約10ｍ以内程）とやや南に離れた所では表面の高さに違いがあり，正殿付近の方が高くなっている。都の朝堂院の龍尾壇というほどではなく，高低差は１尺ほどであろう。

全体配置上の特徴として，規模のことがある。朝堂院との配置上の類似がいわれることも多いが全体規模からみると，朝堂院には前期難波宮以来規模上の特徴があり，前期難波宮，藤原宮には概数で内裏東西幅600尺，大極殿院幅400尺，朝堂院800尺という共通点がある。内裏規模と大極殿院規模とは平城宮，平安宮とこれらはほぼ共通で，後期難波宮，長岡宮の大極殿院幅は約360尺と小さい。この２者は朝堂院幅も小さい。

大宰府政庁（都府楼）は，東西幅400尺と大極殿院と同一規模につくられている。正殿南庭の建物も，大宰府では東西各２棟，都の朝堂院では前期難波宮で14棟以上，藤原宮・聖武朝平城宮で12棟，後期難波宮と長岡宮で８棟置かれている。

大宰府では東西各２棟というと，前期難波宮正殿院で後の大極殿にあたる内裏正殿兼用の建物の前庭東西に各１棟の長殿があり，後に改装されて２棟に切り離されるものや，平城宮の大型官衙で同様な３合院形式の配置がみられること，また，地方国衙が３合院形式の配置をもつものが多いことを連想させる。

規模や前庭建物の数からみると，大宰府都府楼は朝堂院とは大分違う。むしろ各国衙と共通点が多いとすべきであろう。といっても各国衙にくらべ，全く優越的なのは正面の門で，南門・中門の２重構造になっている例は国衙には知られていない。聖武朝朝堂院になって初めて現れる。また，規模としても全幅400尺の政庁中心施設という例は殆どないらしい。多賀城でも中心政庁域の東西幅は築地外面で約360尺ほどである。

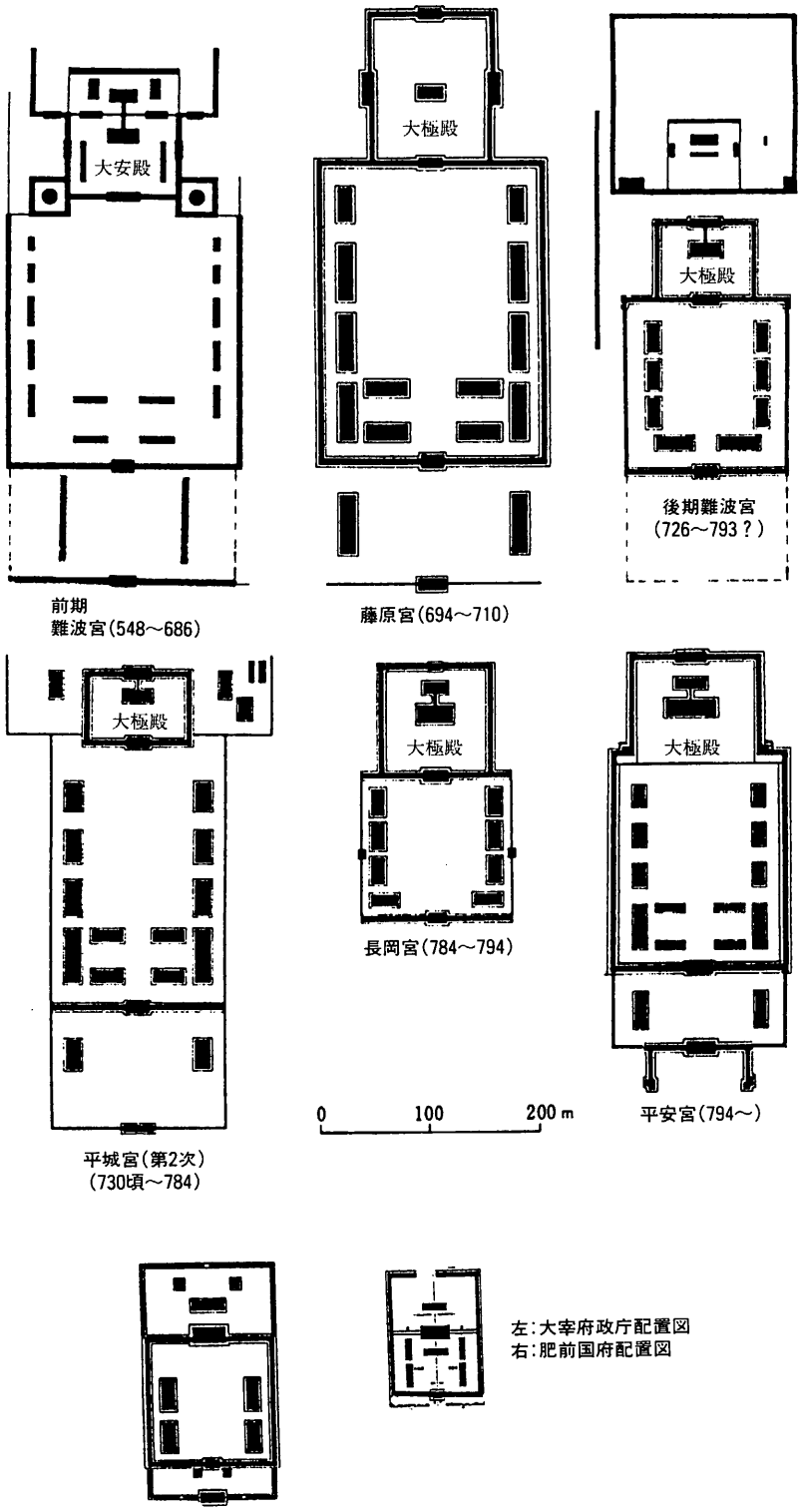


Fig.262　朝堂院等配置変遷図

このように全体配置形式，規模とも国衙に似てはいるが，隔絶した整備をもつことで，都の朝堂院になずらえ，「遠朝廷」と呼ばれた実態は感じられよう。

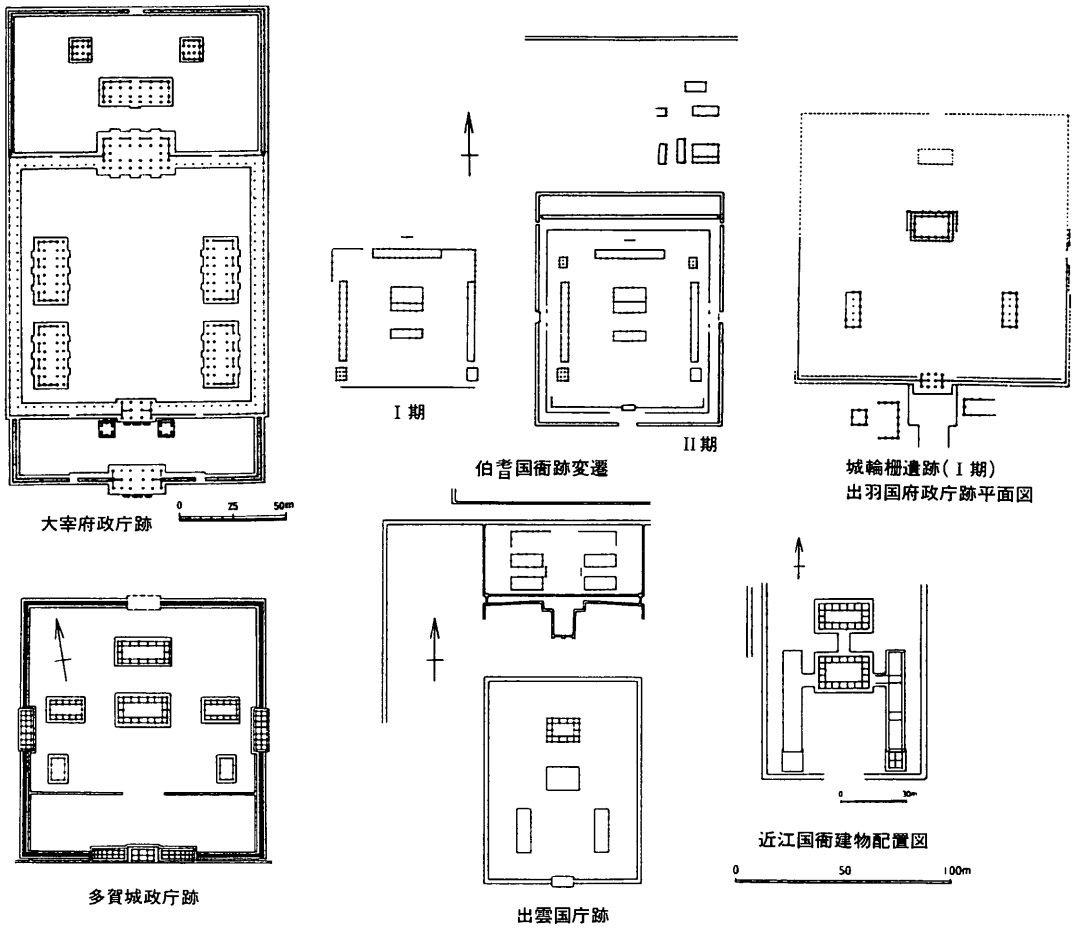


Fig.263　大宰府政庁と諸国衙（『近江国府』滋賀県より）

Ⅲ　第Ⅰ期の問題

時期について，いわゆる第Ⅱ期造営が８世紀第１四半期内とすると，第Ⅰ期はいつから始まったと考えるのか。７世紀中期というより，大陸情勢が百済，高句麗滅亡をみた天智天皇朝に北部九州各施設が百済の専門家の指導で造営されたとすると，大野城・基肄城・水城の造営とほぼ平行と推定される。遺跡のほうからみると，第Ⅰ期の掘立柱による遺構はいまのところ全部で三回あったようにみえる。すると664～665年頃から720年頃までの約50数年ということになり，掘立柱の建替えで３回分と考えておかしくない。

発掘範囲がまだ全域には遠いので地域毎の性格などは推定できないけれど，第Ⅱ期以後のような全体的に政庁のどこ，というより，この地域がさらにいくつかの地区に分かれてそれぞれ別々の機能を担っていたであろう，としか考えられない。地区毎に分割したであろう掘立柱の柵，または塀は見いだされているが，一つ一つの範囲，輪郭までは推定できない。中門下層では南北に走る柱列が２列，中門付近より南に２列ほぼ平行してあり，第Ⅱ期以後と中心線を共通にもつ何らかの施設があったらしいが，範囲は中門より北には及ばないようである。この東側よりには南北棟四面廂の建物があるが，南北方向の東側塀と重なっている。また，四面廂建

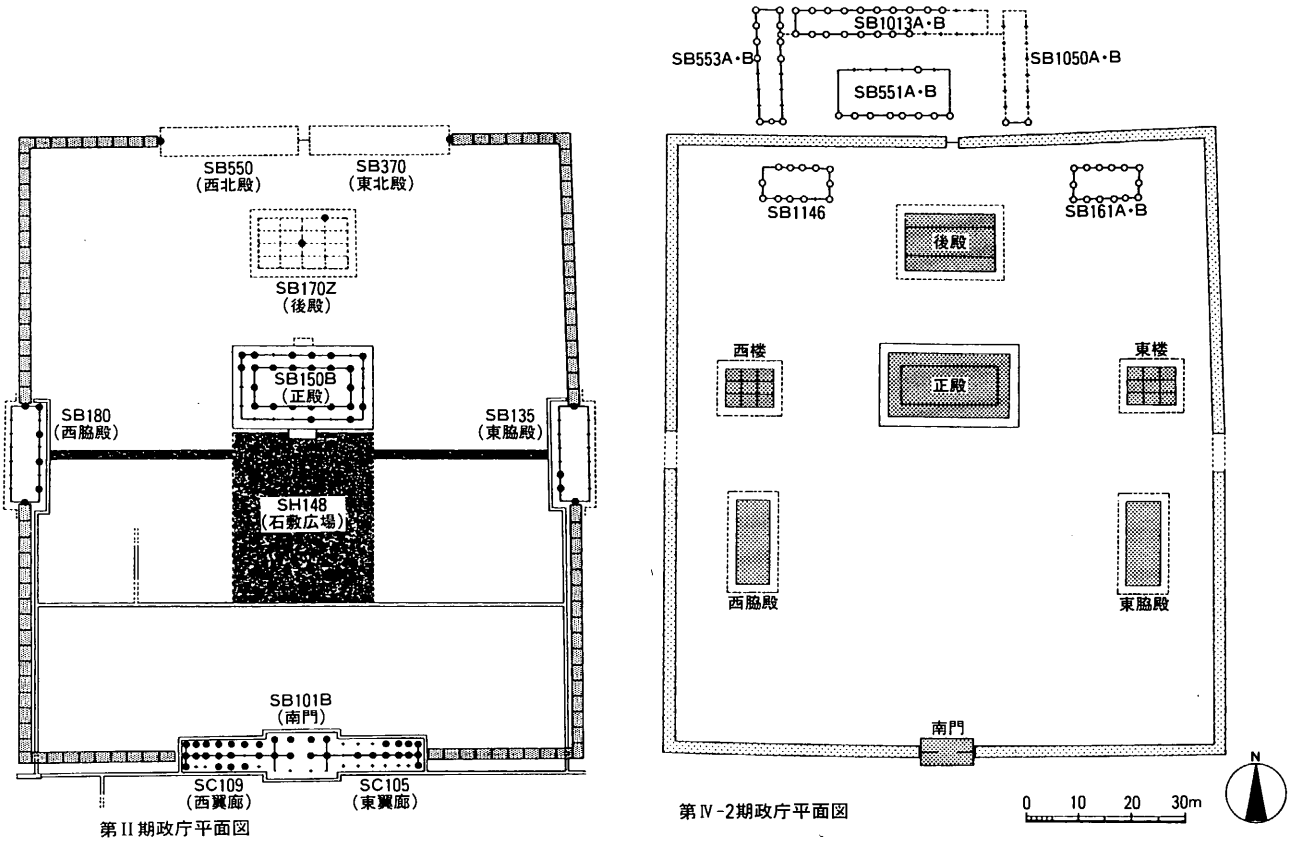


Fig.264 多賀城政庁配置変遷図（『多賀城跡』政庁編　宮城県1982より）

物にしては柱径はやや細く，柱間も狭く高級な性格ではなさそうである。

北部の第Ⅱ期正殿南下層には，身舎梁間３間で４面廂の南北棟建物があり，全体は７間×５間，桁行柱間2.7ｍ，身舎梁間３間の側2.2ｍ・中央間2.16ｍで，柱径30㎝ほどらしい。南北棟なので正殿的なものとはみられないが，第Ⅱ期正殿の中心南北線よりわずかに東にずれて建つ。付近に大型の東西棟は発見されていない。付近で検出された建物も身舎梁間三間のものが多く，住宅的な性格をもつような予断を与える。

第Ⅰ期の建物の性格を示す資料は少ないが，『日本書記』第廿八巻天武天皇即位前紀に，「近江方が佐伯連男を筑紫に遣わし，大宰栗隈王を討たそうとしたとき，王の２人の子，三野王・武家王が剣を佩いてかたわらに立ち，栗隈王を守っていたので，暗殺できなかった」との記事がある。このときの施設が，もし後の大宰府政庁と同じ場所なら，勅使と面会するのに武装した子息が伴をするというのは，場所としては行政府内より大宰帥の館での出来事であったように考えられる。すると政庁中心部の第Ⅰ期施設が住宅的であることと関連して，当初は官衙的というより邸宅的な空間があったことを示しているということはないであろうか。一般的にも大宝令以前の地方官衙遺跡は検出例が少なく，地方豪族の館が地方行政府を兼ねたかとも思われる。大宰府政庁においても，長官の館と行政府が峻別されていなかった，ということかもしれない。それなら，中心地域の調査を継続して行けば，いずれこの中から正殿，脇殿なども検出される可能性もあろう。

註１）『薩摩国分寺』　1985 川内市教育委員会

大宰府年表

時代	和暦	西暦	事　　項
弥生時代		57	倭の奴国王，後漢に朝貢して印綬を受く。
		239	邪馬台国女王卑弥呼，魏に使者を出す。
古墳時代		527	筑紫国造磐井の乱が起こる。
	宣化元	536	那津（博多）に官家を造るという。
	宣化２	537	新羅への出兵に際し，大伴連磐を筑紫に留めてその国政を執らせるという。
飛鳥時代	推古15	607	遣隋使小野妹子を派遣する。
	推古16	608	遣隋使小野妹子，隋使裴世清等と共に，筑紫に至る。
	推古17	609	筑紫大宰，百済僧らの来着を報ずる（筑紫大宰の初見）。
	舒明２	630	遣唐使犬上御田鍬を派遣する。
	皇極２	643	筑紫大宰，百済国主児翹岐弟王子の来朝を奏する。
			筑紫大宰，高麗国使の来朝を奏する。
	大化５	649	蘇我日向を筑紫大宰帥に任ずる。
	白雉５	654	蘇我日向，般若寺を建立するという。
	斉明７	661	斉明天皇，征西して朝倉橘広庭宮に居する。
	斉明朝		阿倍比羅夫を大宰帥に任ずる。
	天智２	663	白村江の戦，百済滅ぶ。
	天智３	664	対馬嶋・壱岐嶋・筑紫国等に防人と烽を配し，筑紫に水城を築く。
	天智４	665	憶礼福留・四比福夫に大野・椽（基肄）両城を築かせる。
	天智６	667	百済鎮将劉仁願の使者，筑紫都督府に至る。
	天智７	668	栗前王を筑紫率に任ずる。
	天智８	669	蘇我赤兄を筑紫率に任ずる。
	天智９	670	長門に城一を，筑紫に城二を築かせる。
	天智10	671	栗隈王を筑紫帥に任ずる。
			対馬「国司」，沙門道久等が唐国使郭務悰等2400人来朝の由を告ぐることを，大宰府に報ずる。
	天智朝		天智天皇，観世音寺建立を発願する。
	天武元	672	壬申の乱，筑紫大宰栗隈王，近江朝廷からの興兵令を拒否する。
	天武２	673	大宰府，三足の赤雀を献ずる。
			大宰，詔により，耽羅国王及び使人久麻芸等に爵位を授け，使人を筑紫より帰国させる。
	天武５	676	筑紫大宰屋垣王，罪に依り土佐に流される。
	天武６	677	筑紫大宰，赤烏を献ずる。
	天武11	682	筑紫大宰丹比嶋，大鍾を貢し，ついで三足雀あるを奏する。
	天武12	683	筑紫大宰丹比嶋等，三足雀を貢する。
	天武14	685	筑紫大宰に，鉄・箭竹などの必要物資を送る。
	朱鳥元	686	筑紫大宰，高麗・百済・新羅の男女僧尼22人を献ずる。
			観世音寺に封二百戸を施入する。
			この頃，田部櫟子を大宰に任ずる。
	持統元	687	筑紫大宰，投化の新羅の男女僧尼22人を献ずる。
	持統２	688	筑紫大宰，新羅の貢調物を献ずる。
	持統３	689	筑紫大宰粟田真人等，隼人174人及び布・牛皮・鹿皮等を献ずる。
			筑紫大宰等，衣服を賜う。
			筑紫大宰粟田真人，学問僧明聡等の新羅師友に送る綿を給する。
			飛鳥浄御原令施行，河内王を筑紫大宰帥に任じ，石上麻呂ら筑紫に位記を送り，新城を監する。
	持統４	690	大宰・「国司」を選任する。
			筑紫大宰河内王等，詔により，新羅送使金高訓等を饗する。
	持統５	691	筑紫大宰府典筑紫益，29年の勤続を賞さる。
	持統６	692	詔により，筑紫大宰率河内王，沙門を大隅・阿多に遣わして，仏教を伝えしめ，唐国使郭務悰の造れる阿弥陀仏像を上送する。
	持統８	694	筑紫大宰率河内王卒する。
			三野王を筑紫大宰率に任ずる。
			藤原京に遷都する。
	文武２	698	大宰府，大野・基肄・鞠智の三城を修治する。
	文武３	699	大宰府，三野・稲積両城を修治する。
	文武４	700	竺志惣領，薩末比売等を決罰する。
			石上麻呂を筑紫惣領に，小野毛野を大宰大弐に任ずる。
	大宝元	701	大宝律令制定，大宰府の諸制整備される。
	大宝２	702	大納言石上麻呂を大宰帥に任ずる。
			薩摩の隼人に対する軍事行動が行われる。
	大宝３	703	大宰府史生十員を増す。
	慶雲３	706	大宰所部の庸を免じ，19日間の無償力役（筑紫之役）を課する。
	和銅２	709	薩摩・多禰両国司と国師僧を除く大宰府官人および管内諸国司の事力を半減する。
奈良時代	和銅３	710	平城京に遷都する。
	和銅６	713	この頃，隼人に対する軍事行動が行われる。
	霊亀２	716	大宰帥以下の事力を旧に復する。
	養老２	718	大宰所部の庸全免を廃止，他の諸国と同じく半減とし，旧来の力役に復する。
	養老４	720	隼人，大隅国守陽侯史麻呂を殺す。大伴旅人を征隼人持節大将軍として派遣する。
	養老５	721	大宰府城門に災あり。
	神亀５	728	大宰少弐石川足人，遷任する。大宰官人等，筑前国蘆城駅家に餞する。
	天平元	729	この頃，山上憶良筑前守として在任する。
	天平２	730	大宰帥大伴旅人宅で梅花の宴が行われる。
			防人を停止する。
			この歳，大宰帥大伴旅人，大納言に任ぜられ，大宰府官人等，筑前国蘆城駅家に餞する。

	天平 9	737	大宰管内諸国に疫瘡が流行する。
	天平12	740	大宰少弐藤原広嗣の乱が起こる。
	天平13	741	国分寺建立の詔が出される。
	天平14	742	大宰府廃止，廃府の官物は筑前国司に付する。
	天平15	743	筑紫鎮西府を置く。
	天平17	745	大宰府を復活，管内諸司に印十二を給する。
	天平18	746	観世音寺完成，導師玄昉，大宰府にて死する。
	天平勝宝 4	752	東大寺大仏開眼。
	天平勝宝 5	753	唐僧鑑真，大宰府に至る。
	天平勝宝 8	756	怡土城を築く。大弐吉備真備これに当たる。
	天平宝字 3	759	大宰府，国防の不安四条を申す。
	天平宝字 5	761	観世音寺を西海道の戒壇院となす。
	天平宝字 8	764	藤原仲麻呂の乱が起こる。
	天平神護元	765	大弐佐伯今毛人を怡土城専知官に，少弐采女浄庭を修理水城専知官となす。
	神護景雲 2	768	怡土城完成。
	神護景雲 3	769	宇佐八幡の神託事件が起こる。
			大宰府，『史記』などの諸史を請う。
	宝亀 2	771	筑前国を廃し，大宰府に隷する。
	宝亀 3	772	筑紫営大津城監を廃する。
	宝亀 5	774	大宰府大野城山に四天王寺を建つ。
			陸奥国，大宰府に准じて，漏刻を置くことを請う。
	天応元	781	大宰管内に射田を増置し，学校料田を設く。
	延暦 3	784	長岡京に遷都する。
	延暦 9	790	大宰府，鉄肯2900余枚を造る。
平安時代	延暦13	794	平安京に遷都する。
	延暦14	795	防人を廃止する。
	延暦20	801	大宰府大野山寺の四天王法を停め，四天王像及び堂舎法物等を便近の金光明寺に遷する。
	延暦22	803	最澄，竈門山寺で渡唐平安を祈る。
	大同元	806	伊予親王を帥に任ずる。
	大同 2	807	空海，唐から帰国して観世音寺にとどまる。
	大同 3	808	筑前国司を復置する。
	弘仁14	823	管内諸国に公営田を設置する。
			この頃，大弐小野岑守，続命院を建立する。
	天長 3	826	大宰府の兵士を廃し，選士・衛卒を置く。
	承和 5	838	大宰管内の地子交易法を定む。
	承和 7	840	大宰府，大主城一員を廃して，主厨・主船の二員を置く。
			新羅人張宝高の使を追却する。
	仁寿元	851	僧円珍，入唐のため大宰府に至る。
	斉衡 2	855	大宰府，浪人を括出する。
	貞観 8	866	応天門の変。藤原良房，摂政となる。
	貞観11	869	新羅海賊，博多津に侵入し，豊前国年貢の絹綿を略奪する。
	貞観12	870	大宰少弐藤原元利万侶らの謀反。
	元慶元	877	大宰府，貢綿を沙金にかえて永貯となす。
	寛平 6	894	菅原道真，遣唐使を止めることを議するように請う。
	延喜元	901	右大臣菅原道真，大宰権帥に左遷される。
	延喜 5	905	味酒安行，菅原道真の廟を造る。観世音寺資財帳成る。
	延喜19	919	安楽寺（太宰府天満宮）の名，はじめて見える。
	延喜21	921	八幡神の託宣により，少弐藤原真材ら筥崎宮を造立する。
	延長元	923	八幡神，筑前大分宮より筥崎宮に遷御する。
	天慶 4	941	藤原純友大宰府を焼き，財物を奪う。ついで博多で官兵に敗れる。
	天延元	973	大宰府学校院焼亡する。
	天延 3	975	大宰府兵馬所の名はじめて見える。
	長保 5	1003	宇佐宮神人，帥平惟仲を訴う。
	長和 5	1016	藤原道長，摂政となる。
	寛仁 3	1019	刀伊の来寇。府官らこれを撃退する。
	治安元	1021	学校院別当，観世音寺領を妨げ，以後，両者の相論が続く。
	長元 9	1036	権帥藤原実成，安楽寺と闘乱し，ついでその訴により除名される。
	永承 2	1047	大宰府，宋商客舎の放火犯人を捕う。
	永承 5	1050	安楽寺焼亡する。
	康平 7	1064	観世音寺焼亡する。翌々年再建供養。
	承暦 3	1079	高麗国，大宰府に医師を求む。
	保安元	1120	観世音寺，東大寺の末寺となる。
	保延 6	1140	香椎・筥崎等の僧徒神人ら，大宰府を焼く。
	保元 3	1158	平清盛を大弐に任ずる。
	安元元	1175	安楽寺の巽の嶺より銅鉾十口を出土する。
	養和元	1181	反平氏勢力が大宰府を焼き払うとの風聞あり。
	寿永 2	1183	平氏一門，安徳天皇を奉じて大宰府に至る。
鎌倉時代	文治元	1185	壇ノ浦の戦，平氏滅ぶ。源頼朝，守護・地頭補任の勅許を受ける。
	文治 2	1186	天野遠景を鎮西九国奉行人に任ずる。
	嘉禄 2	1226	鎮西奉行武藤資頼，大宰少弐を兼ねる。

引用文献一覧

青木和夫·稲岡耕二·笹山晴生·白藤禮幸校注	1989	『続日本紀』新日本古典文学体系　岩波書店
池上　年	1918a	「都府楼址の研究」『考古学雑誌』8巻7号
	1918b	「都府楼址の研究」『考古学雑誌』8巻11号
石松好雄·高橋章	1976	「大宰府出土の瓦について(一)」『九州歴史資料館研究論集』2
	1978	「大宰府出土の瓦について(二)」『九州歴史資料館研究論集』4
石松好雄	1982	「老司式軒先瓦について」『九州歴史資料館研究論集』8
	1983a	「大宰府の官衙」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983b	「郭内外の諸寺院」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1987	「大宰府出土の軒瓦ー八世紀前半を中心に」『東アジアの考古と歴史』下
	1993	「筑前国分寺軒瓦考」『論苑考古学』坪井清足さんの古稀を祝う会編 天山舎
板楠和子	1982	「文献から見た海の中道遺跡ー大宰府主厨司考ー」『海の中道遺跡』福岡市教育委員会編
	1983	「主厨司考」『大宰府古文化論叢』上　吉川弘文館
	1991	「西海道貢進の贄」『新版　古代の日本3』　角川書店
上原真人	2000	「文字瓦と考古学」日本考古学協会　第66回総会研究発表資料
稲垣晋也	1970	『飛鳥白鳳の古瓦』奈良国立博物館
大分県立宇佐風土記の丘資料館	1989	『弥勒寺』
浦林亮次	1960	「瓦の歴史—法隆寺遺瓦群における技術史的一論」『建築史研究』第28号
大岡　実	1965	「奈良の寺」『日本美術』7
太田博太郎編	1999	「日本古瓦文様史」『日本建築と芸術』（上）復刻版
大野城市教育委員会	1989	『牛頸ハセムシ窯跡群Ⅱ』
	1993	『牛頸月ノ浦窯跡』
大脇　潔	1991	「研究ノート丸瓦の製作技術」『研究論集Ⅸ』奈良国立文化財研究所学報第49冊
	1999	「鴟尾」『日本の美術』No.392　至文堂
岡本東三	1983	「法隆寺天智九年焼亡をめぐってー瓦から見た西院伽藍創建年代ー」『文化財論叢』同盟社出版
小田富士雄	1969	「筑前安楽寺史ー古代末期までー」『九州史学』12
	1970	「観世音寺と国分寺」『古代の日本』　角川書店
	1977	「弥勒寺の沿革」『九州考古学研究—歴史時代篇』　学生社
	1983	「九州の古代寺院—特に7・8世紀を中心として—」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館
小田和利	1996	「製塩土器からみた律令期集落の様相」『九州歴史資料館研究論集』21
鏡山　猛	1936	「肥前国分寺」『国分寺の研究—西海道の部—』　吉川弘文館
	1937a	「大宰府の遺跡と条坊」『史淵』16輯
	1937b	「大宰府の遺跡と条坊」『史淵』17輯
加藤友康	1993	「国・郡の行政と木簡ー「国府跡」出土木簡の検討を中心にしてー」『木簡研究』第15号
鎌田元一	1989	「平城遷都と慶雲三年格」『日本前近代と北陸社会』　思文閣出版
	1995	「律令制国名表記の成立」『日本古代国家の展開』上　思文閣出版
亀田修一	1983	「古瓦塼より見た大宰府と朝鮮」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館
北九州市博物館	1979	『豊前の古瓦展』図録

木村捷三郎	1976	「平安中期の瓦についての私見」『造瓦と考古学』木村捷三郎先生頌寿記念論集
	1980	『坂東善平収蔵品目録』京都市埋蔵文化財研究所
九州歴史資料館	1976a	『朝倉橘廣庭宮跡伝承地』
	1976b	『大宰府史跡出土木簡概報（一）』
	1980a	『般若寺跡』
	1981a	『九州古瓦図録』柏書房
	1988a	『般若寺跡Ⅱ』
	1993a	『日本の鬼瓦』展図録
	1972	『大宰府史跡昭和46年度発掘調査略報』
	1973	『大宰府史跡昭和47年度発掘調査略報』
	1974a	『大宰府史跡昭和48年度発掘調査概報』
	1974b	『大宰府史跡第30・31・32次発掘調査概報』
	1975	『大宰府史跡昭和49年度発掘調査概報』
	1976c	『大宰府史跡昭和50年度発掘調査概報』
	1977	『大宰府史跡昭和51年度発掘調査概報』
	1978	『大宰府史跡昭和52年度発掘調査概報』
	1979	『大宰府史跡昭和53年度発掘調査概報』
	1980b	『大宰府史跡昭和54年度発掘調査概報』
	1981b	『大宰府史跡昭和55年度発掘調査概報』
	1982	『大宰府史跡昭和56年度発掘調査概報』
	1983	『大宰府史跡昭和57年度発掘調査概報』
	1984	『大宰府史跡昭和58年度発掘調査概報』
	1985	『大宰府史跡昭和59年度発掘調査概報』
	1986	『大宰府史跡昭和60年度発掘調査概報』
	1987	『大宰府史跡昭和61年度発掘調査概報』
	1988b	『大宰府史跡昭和62年度発掘調査概報』
	1989	『大宰府史跡昭和63年度発掘調査概報』
	1990	『大宰府史跡平成元年度発掘調査概報』
	1991	『大宰府史跡平成２年度発掘調査概報』
	1992	『大宰府史跡平成３年度発掘調査概報』
	1993b	『大宰府史跡平成４年度発掘調査概報』
	1994	『大宰府史跡平成５年度発掘調査概報』
	1995	『大宰府史跡平成６年度発掘調査概報』
	1996	『大宰府史跡平成７年度発掘調査概報』
	1997	『大宰府史跡平成８年度発掘調査概報』
	1998	『大宰府史跡平成９年度発掘調査概報』
	1999	『大宰府史跡平成10年度発掘調査概報』
	2000	『大宰府史跡平成11年度発掘調査概報』
	2001	『大宰府史跡発掘調査報告書Ⅰ』
工藤圭章	1961	「都市の出現」『世界考古学体系Ⅳ』平凡社
熊本県	1980	『興善寺』
倉住靖彦	1983a	「大宰府の歴史」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983b	「大宰府の出土品①―木簡」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983c	「大宰府研究史の一斑」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
栗原　和彦	1983	「軒丸瓦の方向性について」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館

栗原和彦	1990	「九州における平瓦一枚作り」『九州歴史資料館研究論集』15
	1991	「観世音寺出土の偏行忍冬唐草文軒平瓦」『九州歴史資料館研究論集』16
	1993	「筑紫観世音寺出土の軒瓦」『論苑考古学』坪井清足さんの古希を祝う会編　天山舎
	1995	「大宰府式鬼瓦・老司式軒瓦・鴻臚館式軒瓦」『王朝の考古学』大川清博士古稀記念会編　雄山閣
	1997	「偏行忍冬唐草紋と宝相華紋」『九州歴史資料館研究論集』22
	1998	「大宰府史跡出土の軒丸瓦」『九州歴史資料館研究論集』23
	1999a	「奈良時代大宰府の瓦は縄目瓦であった－第98次南北溝SD2340調査から－」『九州歴史資料館研究論集』24
	1999b	「大宰府出土の九・十世紀の平瓦」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論集
	2000	「大宰府出土の軒平瓦」『九州歴史資料館研究論集』25
	2001	「大宰府出土瓦に見られる朝鮮半島統一新羅時代文化の影響」『九州歴史資料館研究論集』26
近藤喬一	1977	「平安京古瓦概説」『平安京古瓦図録』平安博物館
佐賀県教育委員会	1976	『寺浦廃寺』
狭川真一	1993	「大宰府の造営」『古文化談叢』第31集
	1995	「大宰府から見た豊前の寺院と古瓦」『古文化談叢』第34集
	1998	『大宰府条坊跡Ⅹ』　太宰府市教育委員会
佐藤　信	1988	「習書と楽書」『日本の古代14』　中央公論社
佐原　真	1972	「平瓦桶巻作り」『考古学雑誌』58-2　日本考古学会
清水和明	1993	「埋蔵文化財研究会発表要旨」
清水信行	1998	「韓国論山郡開泰寺出土銘文瓦について」『日本考古学』第５号 日本考古学協会
杉本一樹	1993	「律令制公文書の基礎的観察」『日本律令制論集』下巻　笹山晴生先生還暦記念会編　吉川弘文館
高倉洋彰	1979a	「太宰府旧跡全図」『ふるさとの自然と歴史』101号
	1979b	「太宰府旧跡全図」『ふるさとの自然と歴史』102号
	1983a	「古地図に現れた大宰府」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983b	「筑紫観世音寺の調査とその成果②」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
高橋　章	1976	「大宰府出土の瓦について(一)」『九州歴史資料館研究論集』２
	1983a	「大宰府の出土品②―古瓦と塼」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983b	「水城跡の発掘調査」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983c	「鴻臚館系瓦の様相」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館
	1992	「都府楼の瓦を焼く」
	1995	「都府楼瓦考」『王朝の考古学』大川清博士古稀記念会編　雄山閣
高橋健自	1915	「古瓦に現れたる文字」『考古学雑誌』第５巻第12号
田川市教育委員会	1990	『天台寺跡』
竹内理三	1956	「大宰府政所考」『史淵』71
	1973	「大宰府と大陸」『九州文化論集１』　平凡社
	1983	「安楽寺の成立」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館
太宰府市	1992	『太宰府市史』考古資料編
	2001	『太宰府市史』環境資料編
太宰府市教育委員会	1979	『神ノ前窯跡』
	1981	『筑前国分尼寺跡　陣ノ尾遺跡』他
	1983	『大宰府条坊跡Ⅱ』
	1991	『筑前国分尼寺跡Ⅱ』
	1994	『水城跡』

太宰府市教育委員会	1997	『筑前国分寺跡Ⅰ』
	1998	『大宰府条坊跡X』
	2000	『大宰府条坊跡ＸＶ』
太宰府天満宮	1964	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻一
	1988	『太宰府天満宮』
田中正日子	2000	「評制下の上岩田遺跡と筑紫大宰の支配をめぐって」『上岩田遺跡調査概報』小郡市教育委員会
玉名市	1994	『玉名郡衙』
筑紫野市教育委員会	1979	『杉塚廃寺』
筑穂町教育委員会	1997	『大分廃寺』
長　洋一	1991	「筑紫・火・豊の国の成立」『新版　古代の日本３』　角川書店
築城町教育委員会	1998	『船迫窯跡群』
鶴嶋俊彦	1991	「肥後における歴史時代研究の現状と課題」『交流の考古学』
東野治之	1976	「令集解「古記」にみえる「魏徴時務策」考ー大宰府出土木簡をめぐってー」『万葉』92号
	1991	「長屋王家木簡の文体と用語」『萬葉集研究』18集
豊津町歴史民俗資料館	1996	『豊前の国の古代寺院展』図録
直木孝次郎	1962	「平城宮出土木簡と大膳職」『続日本紀研究』
奈良県教育委員会	1969	『藤原宮』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書第25冊
奈良国立文化財研究所	1958	『飛鳥寺』
	1968	『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』四
	1969	『平城宮木簡』一
奈良国立文化財研究所飛鳥資料館	1980	『日本古代の鴟尾』
西村強三	1976	「大宰府出土の蓮華唐花文塼の文様について」『九州歴史資料館研究論集』２
福岡県教育委員会	1969	『大宰府史跡昭和43年度調査概報』
	1970	『野添・大浦窯跡群』
	1971a	『大宰府史跡昭和45年度発掘調査の概要』
	1971b	『大宰府史跡第９・10・11次発掘調査概要』
	1976a	『特別史跡大野城跡』
	1976b	『水城』
	1977	『筑前国分寺』
	1978a	『筑前国分寺』
	1978b	『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告ＸＸⅣ』
	1979a	『水城』
	1979b	『特別史跡大野城跡Ⅲ』
	1980	『特別史跡大野城跡Ⅳ』
	1982	『特別史跡大野城跡Ⅴ』
	1983	『特別史跡大野城跡Ⅵ』
	1991	『特別史跡大野城跡Ⅶ』
	1994	『史跡筑前国分寺跡』
福岡市教育委員会	1973	『多々良込田遺跡』
	1979	『三宅廃寺発掘調査報告書』
	1980	『多々良込田遺跡Ⅱ』
	1991	『鴻臚館１』

福岡市教育委員会	1994	『鴻臚館４』
	2000	『香椎B遺跡』
福山敏雄	1968	「興福寺の建立」『日本建築史研究』
藤井功・亀井明徳	1977	『西都大宰府』　日本放送出版協会
藤澤一夫	1967	「造瓦技術の進展」『日本の考古学―歴史時代』上　河出書房
藤島亥治郎	1939	「朝鮮瓦の製法について」『綜合古瓦研究』第２分冊『夢殿』19冊
北條朝彦	1998	「古代題籤軸－正倉院伝世品と地方官衙関連遺跡出土品－」『古代中世史料科学研究』上　吉川弘文館
星野猷二	1953	「造瓦に関する実証的研究」『古代学研究』第10号
	1981	「鐙瓦製作と分割型」『考古学雑誌』第67巻２号
前原平三郎	1982	「鬼瓦片資料紹介」『古瓦雑記』
増尾伸一郎	1997	『万葉歌人と中国思想』　吉川弘文館
松本雅明	1964	「肥後渡鹿廃寺発掘調査報告」『法文論叢』17
森　郁夫	1976	「平城京における宮の瓦と寺の瓦」『古代研究』８
	1983	「老司式軒瓦」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館
森　公章	1993	「国書生に関する基礎的考察」『日本律令制論集』下巻　笹山晴生先生還暦記念会編　吉川弘文館
毛利光俊彦	1980	「日本古代の鬼面文鬼瓦」『研究論集Ⅳ』奈良国立文化財研究所学報38冊
森江直紹	1991	「周防―国府―」『新修　国分寺の研究』第４巻　山陽道　吉川弘文館
森田　勉	1983a	「焼塩壺考」『大宰府古文化論叢』下巻　吉川弘文館
	1983b	「筑前国分寺」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983c	「大宰府の出土品③―土器・陶磁器」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
藪中五百樹	1991	「奈良時代における興福寺の造営と瓦」『南都仏教』64号
山崎信二	1993	「桶巻造り軒平瓦の製作工程」『考古論集』潮見浩先生退官記念事業会
山城郷土資料館	1983	『山城の古瓦』
山村信榮	1994	「大宰府成立論－政庁第Ⅱ期における大宰府の成立－」『牟田裕二君追悼論集』牟田裕二君追悼論集刊行会編
行橋市教育委員会	1980	『椿市廃寺』
	1996	『椿市廃寺』
横田義章	1983	「大野城と基肄城」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
横田賢次郎	1983a	「大宰府政庁跡の調査」『仏教芸術』146増大号　毎日新聞社
	1983b	「大宰府政庁の変遷について」『大宰府古文化論叢』　吉川弘文館
渡辺正気	1988	「鴻臚館式軒平瓦の成立と大宰府の造営」九州史学会発表資料
渡辺雄二	1992	「福岡県の仏像」『仏像を旅する―九州・沖縄』　史文堂
大韓民国国立慶州博物館	2000	『新羅瓦塼』
崔兌先	1993	『平瓦製作法の変遷に対する研究』慶北大学校碩士学位論文

大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦
型式一覧

例　　言

1．本書は，大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦の型式一覧である。本書で言う「大宰府史跡」とは，以下のような遺跡の範囲と規定する。大宰府跡・水城跡・大野城跡・観世音寺・同子院地区・筑前国分寺跡・国分瓦窯跡の史跡指定地と，太宰府天満宮・大宰府政庁官衙推定地・大宰府官人居住区推定地・大宰府条坊跡・杉塚廃寺・般若寺・筑前国分尼寺など大宰府条坊内および隣接の遺跡（瓦窯跡等）とする。

2．本書に掲載する軒瓦の多数は，大宰府史跡出土瓦であるが，大宰府鴻臚館跡出土瓦・太宰府天満宮（安楽寺跡）出土瓦は，大宰府出土瓦と同笵・同文関係のものがあり，両者の関係を明らかにして行く必要性から，福岡市教育委員会および太宰府市教育委員会の了承を得て同遺跡調査概要報告書に掲載された資料の範囲で実査のうえ型式番号を付与した。

3．型式番号を付与した軒瓦については，拓本と実測図により一覧型式で配列を行った。さらに，これに合わせた「瓦当文様解説」（左欄）と「同笵瓦出土遺跡一覧」（右欄）をつけた。

4．本書は，上記のとおり出土瓦の瓦当文様の分類に基づく型式一覧であるが，大宰府史跡出土瓦の特殊性と本書活用の利便性を考慮し，丸瓦・平瓦部凸面の叩打痕，製作技法関連資料など拓本表現の可能な範囲で挿入した。

5．大宰府は，７世紀後半に成立し11世紀まで存続した。大宰府史跡の範囲には，観世音寺や太宰府天満宮のように今日なお存続する寺院等も含んでいる。本書であつかう瓦資料の年代的な範囲については，奈良～平安時代を中心とする。大宰府が成立し，観世音寺建立に着手した７世紀後半を上限に，観世音寺が東大寺末寺となる〔保安元年（1120）〕頃を下限と考えている。

6．本書で取り扱う資料は，文様全体が不明であるなどの理由により割愛したものがある。収録した軒瓦・文字瓦は，軒丸瓦56型式88種，軒平瓦59型式97種，文字瓦21型式76種である。

7．瓦の分類・型式番号の設定にあたっては，奈良国立文化財研究所（以下奈文研と記す）のさだめる軒丸瓦・軒平瓦型式の分類方法（「平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧」1996）を参考に行ったが，大宰府独自の軒瓦当文様も多々あり独自の分類方法（関連資料１，538頁参照）も用いた。叩打痕文字瓦については，石松好雄・高橋章による分類（「大宰府出土の瓦について（二）」，『九州歴史資料館研究論集４』1978）を基本とし，論考発表後の新種をつけ加え番号表示を行った。

8．型式番号の配列にあたっては，該当資料が奈良～平安時代にわたっているため，奈文研が実施している４桁の表示のうち時代表示である４桁目の表示を削除し３桁表示とした。

軒丸瓦　001～449　　軒平瓦　500～849

道具瓦　450～499　　文字瓦　900～999

なお，３桁数字の後のアルファベットの大文字は，同文関係を表示した瓦当文（叩打具文）であり，小文字のアルファベットで表示したものは，瓦笵（叩打具）の傷・追刻・彫直しによる変化の表示である。さらに，型式番号にダッシュの記号を表示したものは，同笵関係にある瓦当でありながら，なんらかの理由で瓦当文様に変化の生じたものである。

9．叩打痕文字瓦の型式番号の表示については，丸瓦，平瓦の凸面に叩打板によって記されたものである。この点で型式番号の設定理由，表示方法を含め後項（517頁参照）で記することとする。

10. 瓦当の拓本および実測図とも，縮尺１／４とし，叩打痕文字瓦については，文字銘判読資料でもあるため縮尺１／２とした。それ以外の必要部分には，スケールを表示した。

11. 軒瓦等の調査にあたって，福岡市教育委員会と太宰府市教育委員会の支援と協力を得た。実査にあたっては，塩谷勝利・池崎譲二・瀧本正志氏（福岡市教育委員会），城戸康利・森田レイ子氏（太宰府市教育委員会）等にお世話になった。記して感謝する。

12. 本書の編集は，九州歴史資料館調査課職員および旧調査課職員と調査課橋之口雅子さん，九州歴史資料館大宰府史跡発掘調査事務所の大田千賀子・中田千枝子・市川千香枝さんの協力を得て，栗原和彦が行った。なお，資料整理や軒平瓦の型式分類にあたっては，今井涼子さん（現福岡県教育庁総務部文化財課）の多大な功労があった。

「瓦当文様解説」

１．型式分類上の基準　２．内区文様の説明（軒丸瓦では，中房・内区文様の順で説明）　３．外区文様の説明　４．その他の特徴の順で記述した。

なお，軒丸瓦の内区文様の説明には，奈文研が用いている記号（Ｔ：単弁，Ｆ：複弁，間弁Ａ系統〔独立した間弁〕，同Ｂ系統〔連続する間弁〕，同Ｃ系統〔間弁なし〕）を用いた。外区文様も同様に（Ｊ：重圏文，Ｓ：珠文，ＧＳ：杏仁形珠文，ＨＫ：偏行唐草文，ＬＶ：凸線鋸歯文，ＲＶ：凸鋸歯文，ＭＶ：面違鋸歯文）などの記号を用いた。

軒平瓦についても，ほぼ，同様の順で記述を行い奈文研の用いる略号を外区文様の説明に使用した。しかし，奈文研使用の記号を用いながらも説明しきれない部分が生じた。主として外区部分に施される鋸歯文である。軒丸瓦・軒平瓦に共通して以下のような記述を行うこととした。

○内区に向かって鋸歯文が置かれたものには，「内向」の言葉を接頭語として記号につける。

○「外向」の言葉は，通常の文様配置であるため，この文様が，通常見られない軒平瓦の上外区に用いられた軒平瓦のみ用いた。

○大宰府の出土瓦に見る鋸歯文は，二重線のもの，鋸歯文の中に刺文のあるもの，凸鋸歯文でありながら凹みをもつものがある。これには以下のような表現をとった。「二重ＬＶ」・「有刺ＲＶ」・「凹ＲＶ」等である。

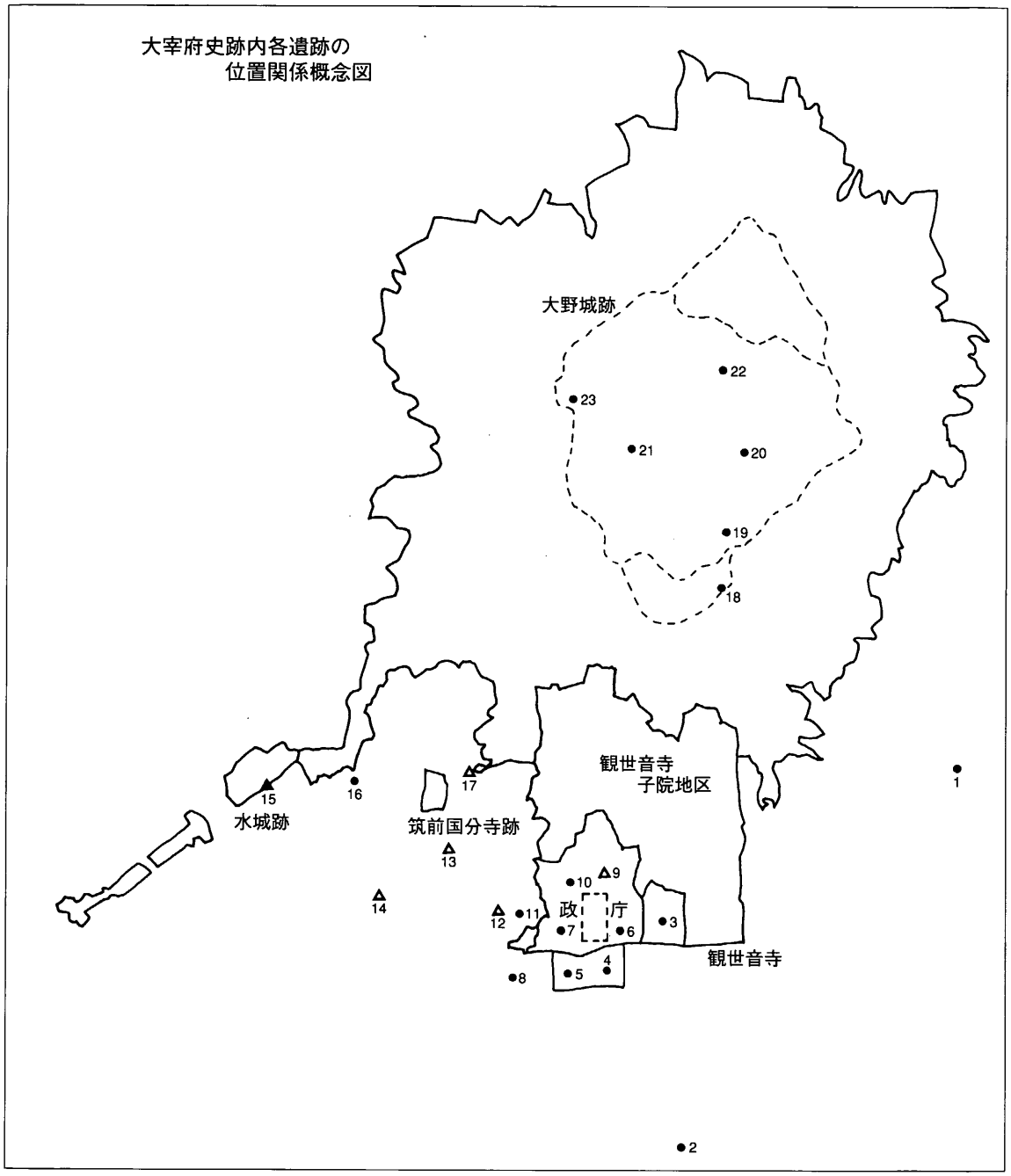
「同笵瓦出土遺跡一覧」

『大宰府史跡発掘調査概報』（巻末第１表）の掲載資料については，遺跡名と同概報に記す調査次数（巻末第２表）とを，出土軒瓦の型式ごとに記入した。

同概報では，瓦当文様の残りのよい軒瓦を，繰り返し挿図に使用している部分がある。また，破片資料のため瓦笵の細部の判定が出来ないものもある。これ等の資料には，上位の分類基準で型式分類の判定を行った。なお，政庁地区〔１・２・６・15・26・30・41・49・180次調査〕のみ，概報掲載資料以外のものについてもチェックを終っているのでその調査次数を記入した。

『大宰府史跡発掘調査概報』以外の出土軒瓦は，総て『大宰府史跡・関連遺跡』（巻末第３表）としてとりまとめた。このなかには，大宰府史跡そのものである大野城跡，水城跡，筑前国分寺跡等々を文献資料の整理上含むものとした。また大宰府史跡以外でも，同笵瓦を出土する遺跡については，福岡県内の遺跡に限って『大宰府史跡関連遺跡』と考え，出土軒瓦の型式分類を行ったうえ，遺跡名と文献資料の番号を『同笵瓦出土遺跡一覧』に記入した。遺跡名は，第４表のとおりであり，文献番号は第３表のとおりである。

なお，大野城跡の調査については，７冊の概要報告がなされている。今日まで，これ以外に調査報告のないことと，各調査概報ごとに大野城跡内の各調査場所が分けて報告されていることから，あえて文献番号を用いず「大野城八ツ並」のように記した。



1 太宰府天満宮（安楽寺跡）
2 般若寺跡
3 大宰府学校院跡
4 日吉官衙推定地
5 不丁官衙推定地
6 月山東官衙推定地
7 蔵司官衙推定地
8 大宰府官人居住区推定地
9 都府楼北瓦窯
10大宰府政庁後方官衙推定地
11来木官衙推定地
12来木瓦窯跡群
13坂本瓦窯跡
14松倉瓦窯跡
15水城瓦窯跡
16筑前国分尼寺跡
17国分瓦窯跡
18大野城太宰府口城門跡
19大野城尾花地区礎石建物跡
20大野城村上地区礎石建物跡
21大野城八ツ並地区礎石建物跡
22大野城主城原地区礎石建物跡
23大野城毘沙門地区礎石建物跡

目　　次

軒　丸　瓦…… 465

軒　平　瓦…… 487

叩打痕文字瓦…… 517

関連資料

1．軒瓦分類の基準…… 538

2．軒丸瓦型式分類図…… 539

3．軒平瓦型式分類図…… 540

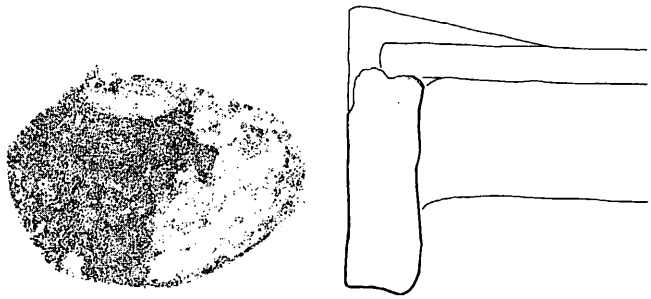
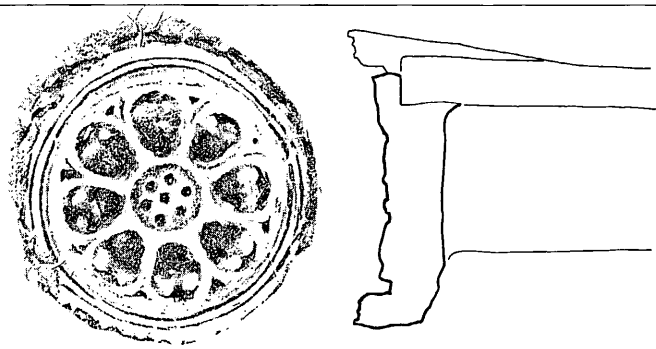
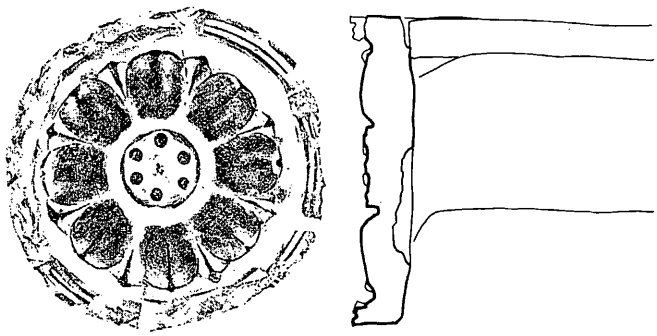
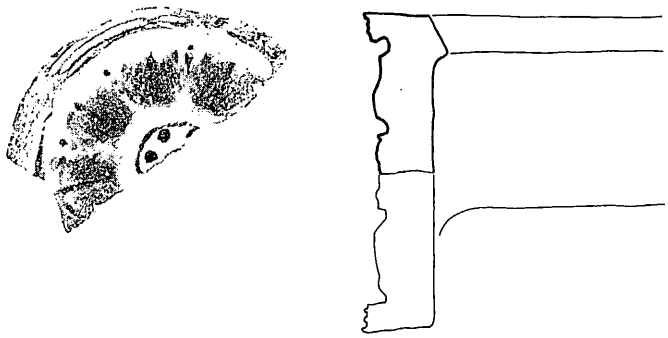
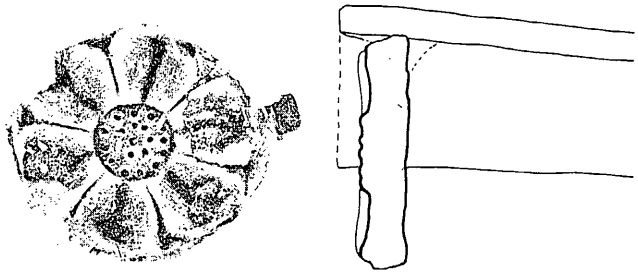
4．『大宰府史跡発掘調査概報』掲載の調査次数と調査遺跡〔第1表〕 … 541

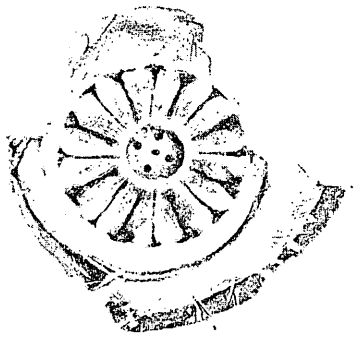
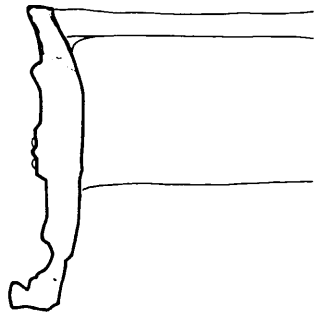
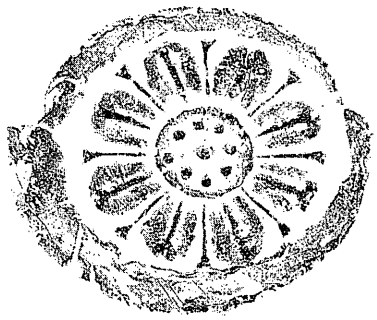
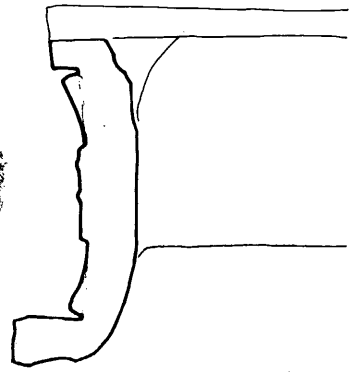
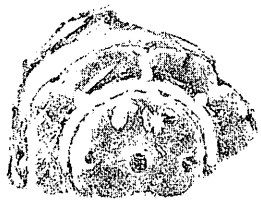
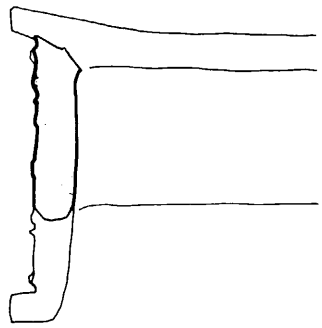
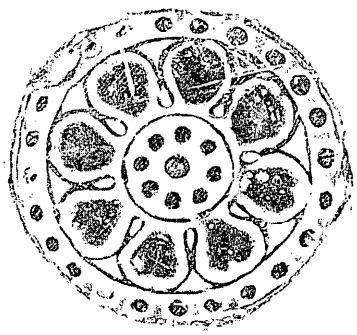
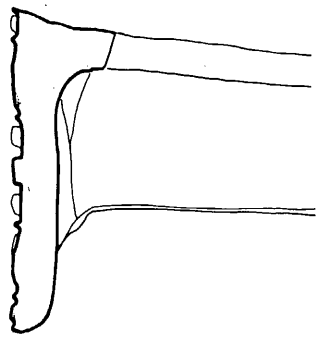
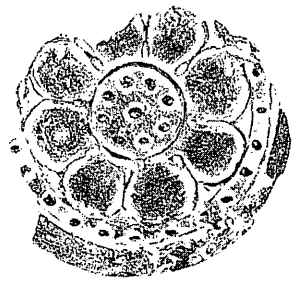
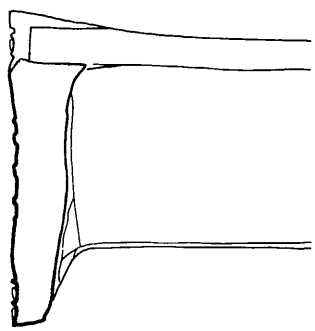
5．『大宰府史跡発掘調査概報』遺跡別調査次数一覧〔第2表〕 …… 542

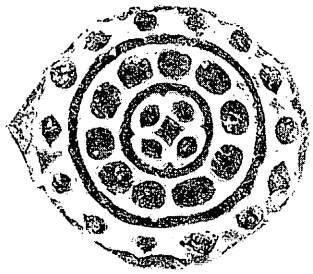
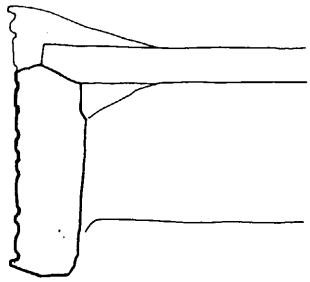
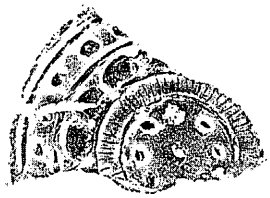
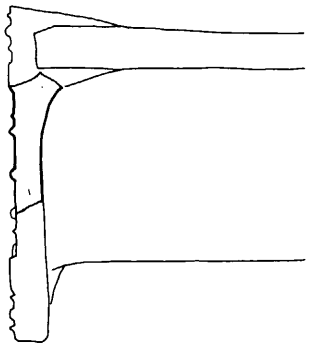
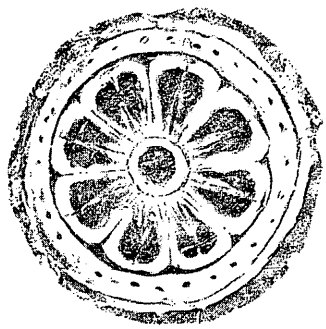
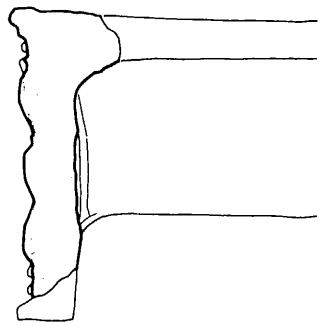
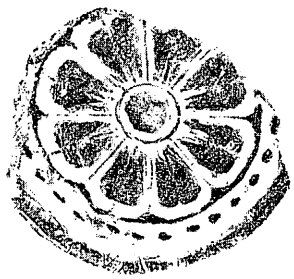
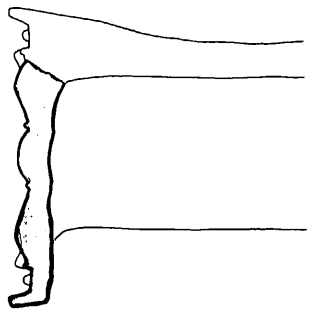
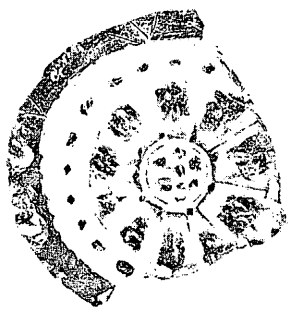
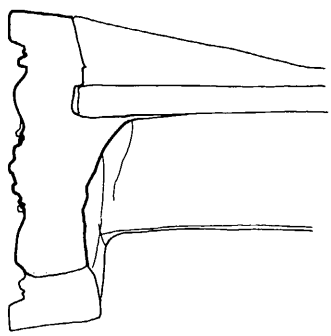
6．『大宰府史跡・関連遺跡』等調査報告一覧〔第3表〕 …… 542

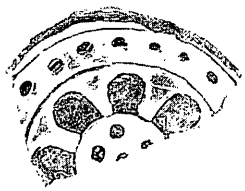
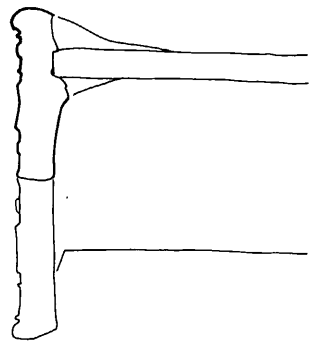
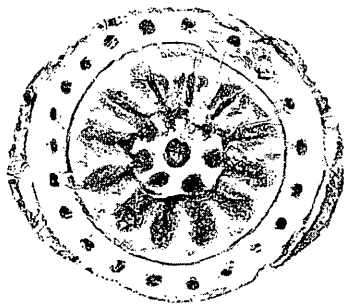
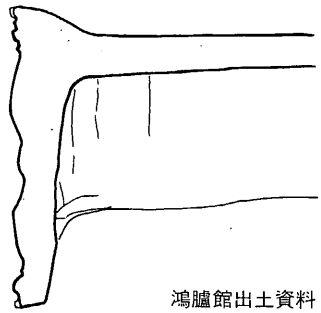
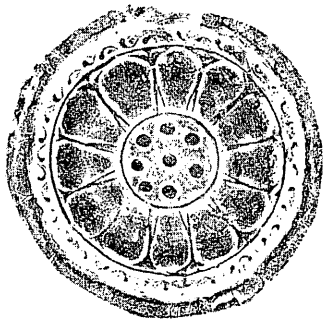
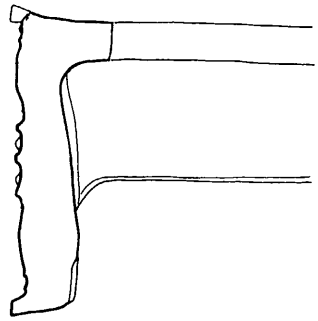
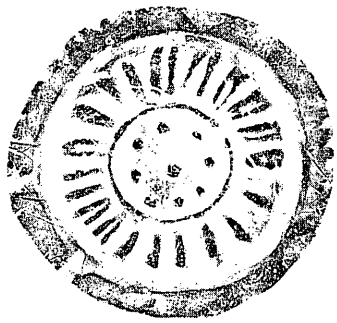
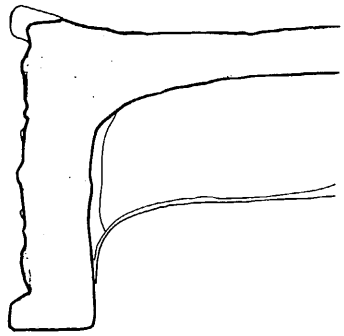
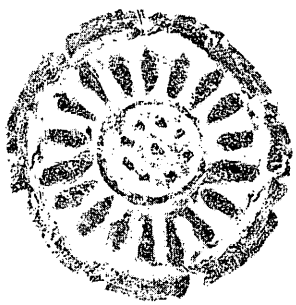
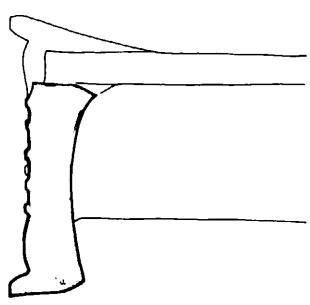
7．『大宰府史跡・関連遺跡』遺跡別文献一覧〔第4表〕 …… 544

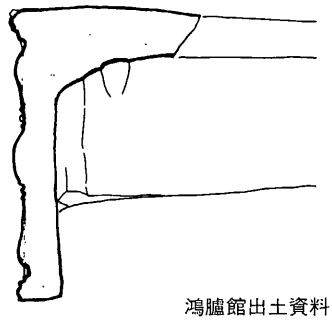
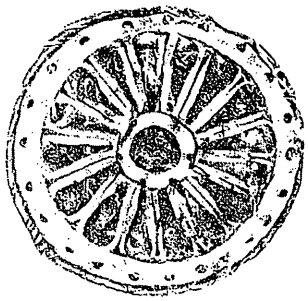
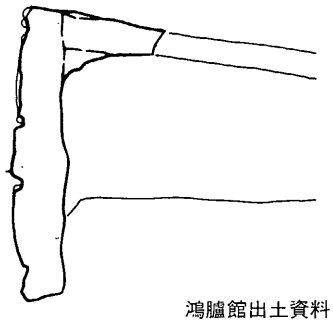
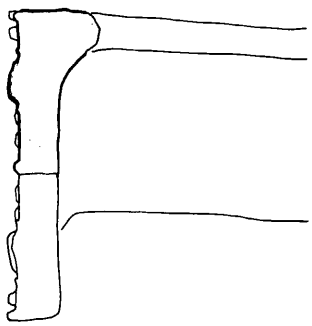
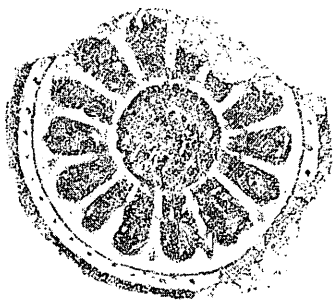
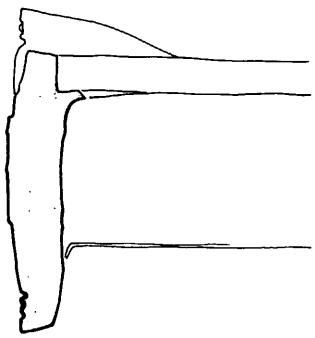
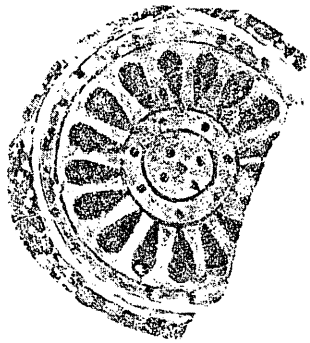
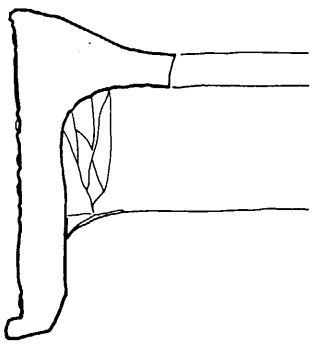
軒　丸　瓦

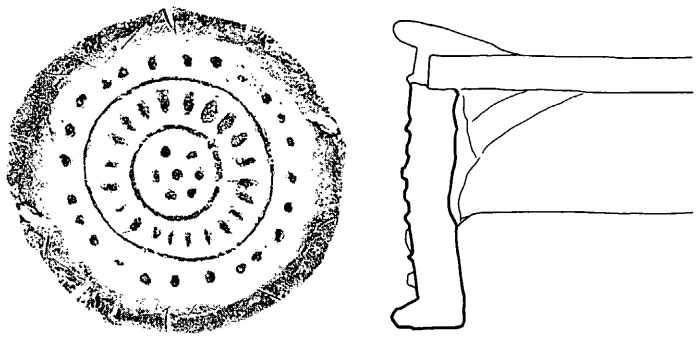
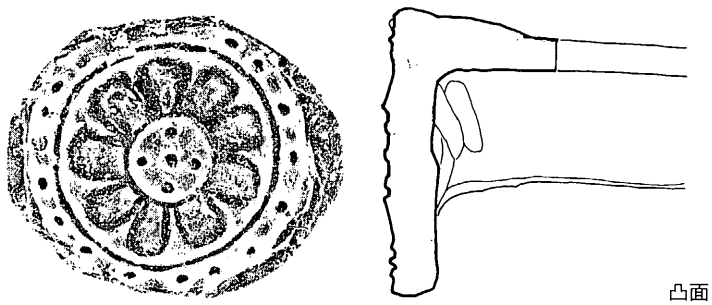
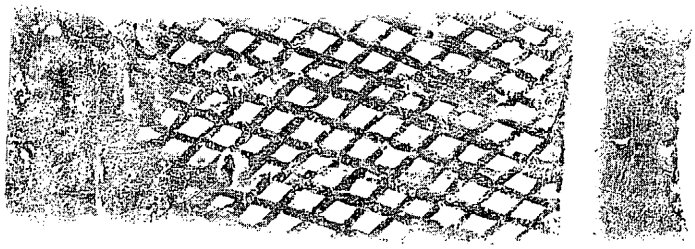
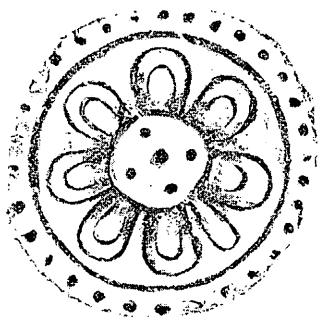
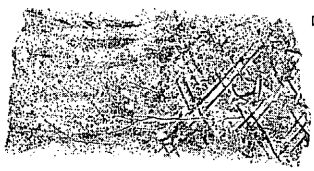
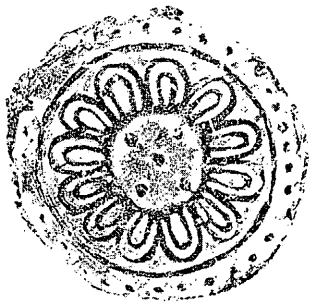
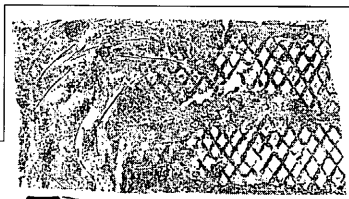
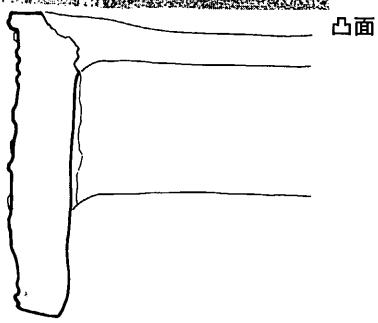
000		**000** ・無文 ・瓦当は瓦笵を用いず作られている ・丸瓦の剝離痕がある	**000** 蔵司官衙 65
020 **A**		**020** ・単弁－素弁－かえり弁 ・中房　1段高く 1＋6 ・内区　T 8 独立した間弁 （A系統） ・外区　J 2	
		020A ・内区にはA系統の間弁　T字形	**020A** 観世音寺 43, 45, 121 大野城八ツ並
020 **Ba**		**020Ba** ・内区　弁のかえりがAより強い間弁A系統先端尖る ・弁　間弁の輪郭が明瞭	**020Ba** 観世音寺 70, 121, 130 官人居住区 88 杉塚廃寺 文79
020 **Bb**		**020Bb** ・020Ba の老朽化したものか ・弁の輪郭が不明瞭で間弁が珠点状となる	**020Bb** 観世音寺 70, 121, 126, 163
030		**030** ・単弁－素弁－シノギ弁 ・中房　1段高く 1＋7＋12 ・内区　T 6 間弁　A系統 ・外区　素文縁 （上半部のみ） ・外縁は別作りされた丸瓦（行基式？）が形成する	**030** 月山東官衙 35 蔵司官衙 60, 65 日吉官衙 75, 80 政庁 1

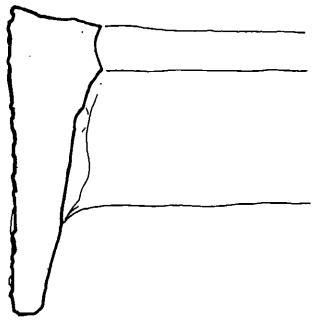
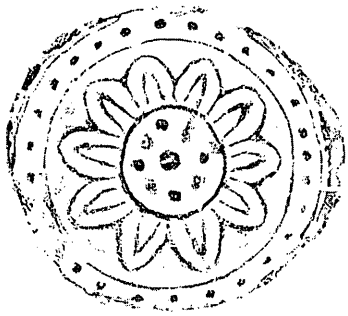
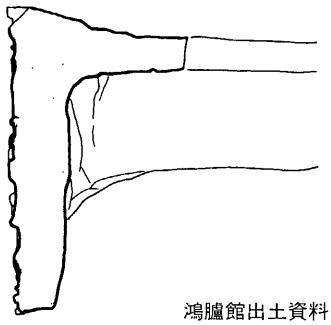
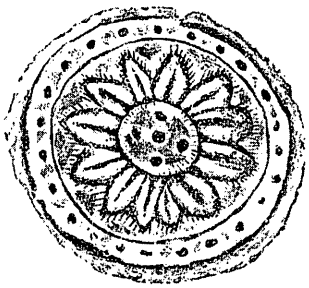
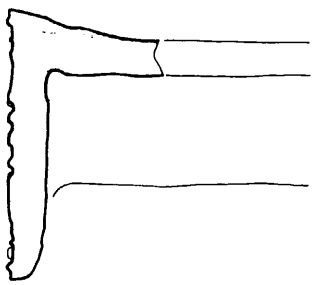
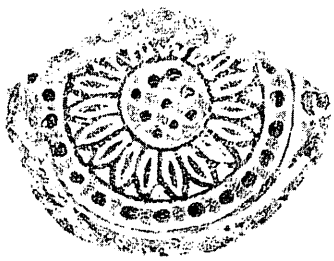
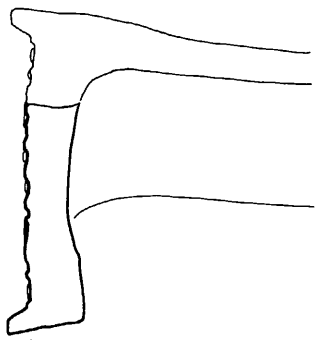
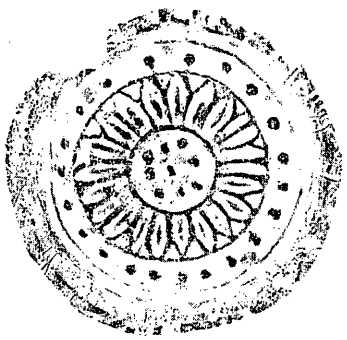
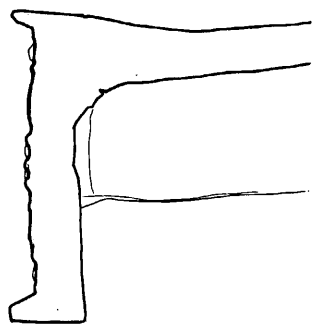
032	 	**032** ・単弁－素弁－シノギ弁 ・中房　1段高く　1＋4 ・内区　T 8 間弁　A系統 ・外区　素文縁 ・外区は手ずくねの粘土紐を巻きつけたもの	**032** 政庁 26 月山東官衙 31 日吉官衙 75, 80 大野城主城原
033	 	**033** ・単弁－素弁－シノギ弁 ・中房　1段高く　1＋8 ・内区　T 8 間弁　A系統 ・外区　手ずくねの粘土紐を巻きつけたもの	**033** 月山東官衙 31 日吉官衙 80 大野城主城原
043	 	**043** ・単弁－素弁－突出表現A (12弁まで) ・中房　1＋6 ・内区　T 8 間弁　C系統 (間弁なし) ・外区　素文	**043** 国寺 文39, 文81
048 A	 	**048** ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　1＋8 ・内区　T 8 間弁　B系統 (連続した間弁) **048A** ・中房　中央の蓮子が大 ・外区　S 24	**048A** 観世音寺 45, 70, 130, 163 学校院 22, 74, 77 大宰府条坊 文54
048 B	 	**048B** ・Aより瓦当径が小 ・外区　内縁S 13以上　外縁素文	**048B** 観世音寺 119

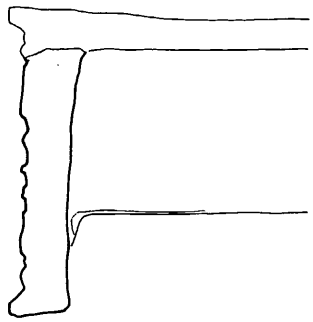
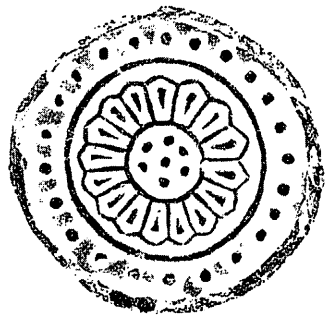
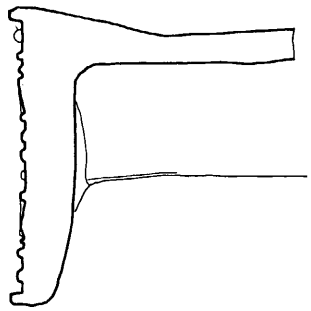
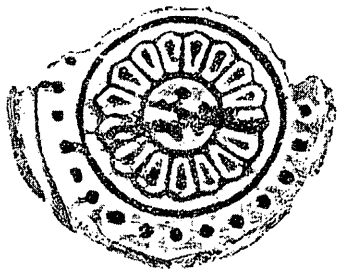
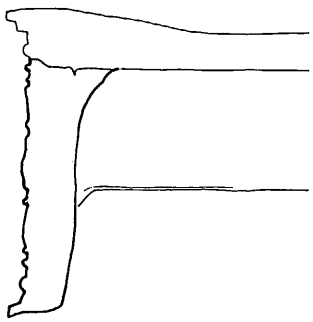
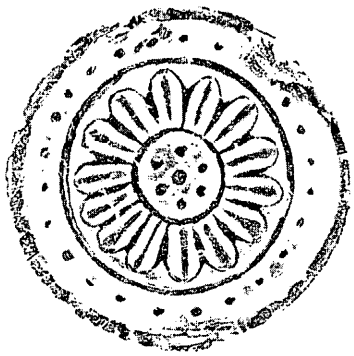
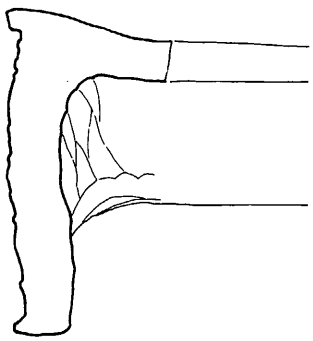
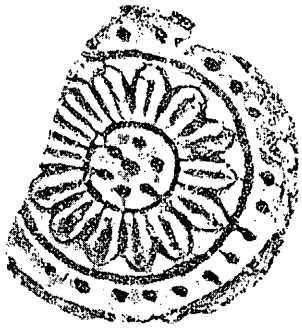
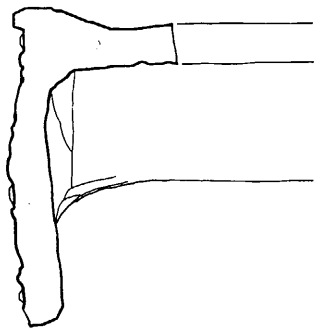
049	 	049 ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　1＋GS4 中央蓮子は方形に近い 間弁　C系統 ・内区　T10 ・外区　GS14	049 観世音寺 70,117,126,130 学校院 74 政庁 6,30
050	 	050 ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　1＋8 芯帯がめぐる ・内区　T8？ 間弁　C系統 ・外区　S5以上	050 観世音寺 43,119
058a	 	058 ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　界線の中に半球形文 間弁　B系統 ・外区　内縁S28 外縁素文 058a ・外区　連珠文が小 外区　内縁外界線が明瞭	058 不丁官衙 83 政庁 15,26,41 大宰府条坊 文59 058a 政庁 15,180 蔵司官衙 65
058b	 	058b ・外区　連珠が大粒で縦長となる 外区内縁の外界線がない	058b 蔵司官衙 60 月山東官衙 31 政庁 15,26,41
059	 	059 ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　二重界線のなかに半球形文　半球形文の上に1＋6 外界線上にS9 ・内区　T10 間弁　B系統 ・外区　内縁S11以上　外縁素文	059 般若寺 文45,文46

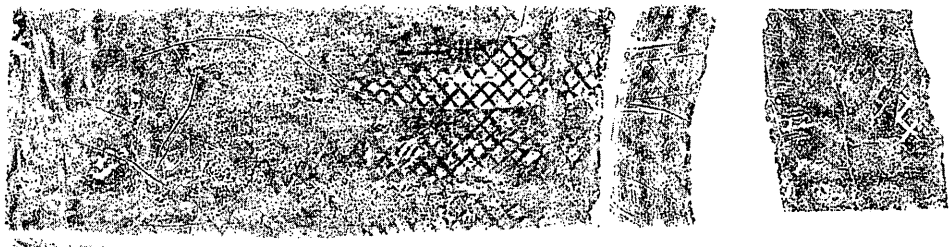
061	 	**061** ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　1段低く1＋5 ・内区　T 8 間弁　C系統 ・外区　内縁S 7以上　外縁素文	**061** 政庁 1，2，180 学校院 176
065	  鴻臚館出土資料	**065** ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　高まりをもち1＋7　中央の蓮子が大 ・内区　T12 間弁　C系統 ・外区　内縁S21 外縁素文	**065** 鴻臚館 文70 国寺 文80？
066	 	**066** ・単弁－素弁－突出表現A ・中房　1＋7 ・内区　T12 間弁　B系統 ・外区　内縁尾のついたS36　外縁素文	**066** 政庁 1，30，180 観世音寺 126 蔵司官衙 60 不丁官衙 14 官人居住区 96 国寺 文39，文81
077 A	 	**077** ・単弁－素弁－突出表現B（13弁以上） ・中房　1＋8 ・内区　不定形の放射状弁 ・外区　素文 **077 A** ・内区　T20 弁に凹弁状のものがまじる 間弁　C系統	**077A** 政庁 1，2，6，15，26，30，41 不丁官衙 14，17，83 官人居住区 92 蔵司官衙 65-1，65-2
077 B	 	**077B** ・瓦当はAより小 ・内区　T18	**077B** 蔵司官衙 65 政庁 1，6，15

082 A	  鴻臚館出土資料	082 ・単弁－素弁－突出表現B ・中房　半球形文の周囲に連珠文帯 ・内区 間弁　B系統 082A ・中房　半球形文のまわりに界線　連珠文帯　S17 ・内区　T14 ・外区　1段高い外縁上に連珠文	082A 蔵司官衙 60,65 政庁 15 鴻臚館 文70,文74
082 B	  鴻臚館出土資料	082B ・中房　連珠文帯　S7 ・内区　T16 ・外区　内縁S22　外縁素文	082B 鴻臚館 文70
085	 	085 ・単弁－素弁－突出表現B ・中房　1＋5？界線4か所に突起文 ・内区　T20以上　弁形は不定形 間弁　C系統 ・外区　S5以上	085 政庁 1,180
090	 	090 ・単弁－素弁－突出表現B ・中房　1段高く　1＋8＋？ ・内区　T14 間弁　A系統 ・外区　内縁S23以上　外縁素文	090 水城26 国尼 文63
105	 	105 ・単弁－素弁－突出表現B ・中房　二重圏文　内側に1＋4　外側　S7 ・内区　T17 間弁　C系統 ・外区　内縁S17以上　外縁1段高く素文	105 政庁 15,30

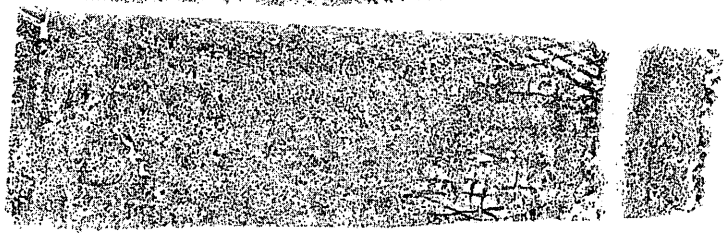
108		**108** ・単弁－素弁－突出表現B ・中房　1＋6 ・内区　不定形な短い放射状弁 T21 間弁　C系統 ・外区　内縁S24 外縁1段高い素文	**108** 政庁1，6，15，26，30 不丁官衙 14，73，83，84，87，90 蔵司官衙 60，65-2 官人居住区 76 大宰府条坊 文59
124	 凸面 	**124** ・単弁－素弁－凹弁 ・中房　1＋4 ・内区　T 9 うち1弁は重弁 間弁　C系統 ・外区　S19 ・外区　珠文縁の外は瓦笵の外	**124** 政庁1，2，6，15，30 水城 文40
132	 凸面（文字銘903A） 	**132** ・単弁－重弁－凹弁 ・中房　1段低く 1＋4 ・内区　T 8 うち1弁は素弁 間弁　C系統 ・外区　S32 ・丸瓦部に文字銘903Aを伴った例がある	**132** 政庁1，2，6，15，26，30，180 観世音寺 70 学校院 74，77 不丁官衙 14 蔵司官衙 60 鴻臚館 文70
133	  凸面 	**133** ・単弁－重弁－凹弁 ・中房　1＋4 ・内区　T12 間弁　C系統 ・外区　S31 ・丸瓦部に文字銘902Gを残すものがある	**133** 学校院 74 政庁 1，2，6，15，26，30 不丁官衙 14，87，90 蔵司官衙 65-2 大宰府条坊 文58

135 A	 	135 ・単弁－重弁－尖弁 ・内区　T10 間弁　C系統 ・外区　連珠文 135A ・中房　1＋4 ・外区　S26？	135A 政庁1，6，15，26，41 月山東官衙 35
135 Bb	  鴻臚館出土資料	135Bb ・中房　1＋8 ・外区　27 ・中房の蓮子は本来1＋4　4子の間に追刻で4子を彫り加えたもの ・1＋4の蓮子のものを135 Baとする 135 Baはまだ出土していない	135B 鴻臚館 文70
139	 	139 ・単弁－重弁－尖弁 ・中房　1段低く1＋4 ・内区　T12 火炎弁で1部のぞき花弁状 間弁　C系統 ・外区　S23	139 国寺 文39，文60，文81
143 a	 	143 ・単弁－重弁－菊花状弁 中房　1＋8 ・内区　彫直しにより弁数が変化 間弁　C系統 ・外区　内縁S21 外縁素文 143a ・内区　各弁に子葉が各1枚伴うT19 ・瓦笵の傷少ない	143 不丁官衙 14，17，84，85 蔵司官衙 60，65-2 観世音寺 163 143a 政庁6，15，26，30，41，180 官人居住区 76 国寺 文61
143 b	 	143b ・内区　T22　うち4弁は彫り直しにより子葉がない	143b 政庁1，2，6，15，26，30，41，49，180 官人居住区 76 国寺 文39，文61，文80，文81 辻 文68 鴻臚館 文70

143 c	 	**143c** ・中房　内区 外区ともに瓦笵の傷が目立つもの	**143c** 水城24, 水城26, 文67 政庁　1，6，15, 30 官人居住区 167 条坊その他 7 国寺 文60 般若寺 文45
144 a	 	**144** ・単弁－重弁－菊花状弁 ・中房　1＋6 ・内区　T16 間弁　C系統 ・外区　内縁 S23 外縁 素文 **144a** ・瓦当面に瓦笵の傷はなく端正なもの	**144** 政庁 2，26, 30 **144a** 政庁 1，2，6，15, 26, 30, 180 官人居住区 76, 92 不丁官衙 86, 87, 90 学校院 74
144 b	 	**144b** ・中房　内区大きな傷	**144b** 政庁 1，6，15, 30
145 a	 	**145** ・単弁－重弁－菊花状弁 ・中房　1＋6 ・内区　T14 間弁　C系統 ・外区　内縁 S25 外縁素文 **145a** ・内区　各弁の先端が丸い 外区　連珠文が小粒である	**145a** 政庁 1，2，6，15, 26, 30, 41, 49, 180 観世音寺 70 学校院 74 官人居住区 76 蔵司官衙 60 不丁官衙 14, 17, 83, 87, 90, 147 大宰府条坊 文53
145 b	 	**145b** ・中房　笵傷が生じている ・内区　弁の先端が尖ったものが生じ 先端が外区界線に接したものがある ・外区　内縁連珠文の粒が大 ・丸瓦部に文字銘 901D が伴ったものがある	**145b** 政庁 6，30 水城24, 水城26 官人居住区 138 般若寺 文45

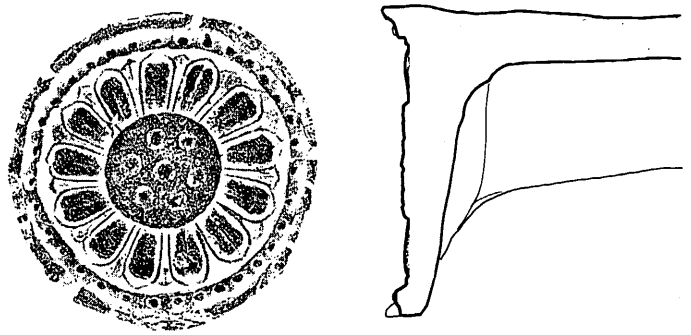


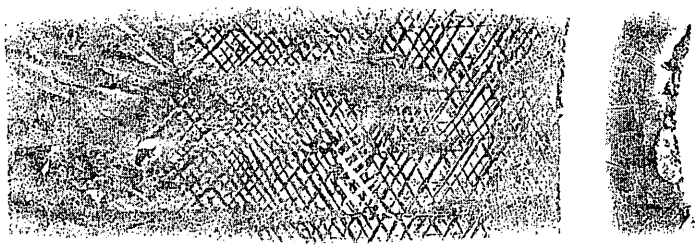
145凸面



凸面（文字銘901D）

170 A





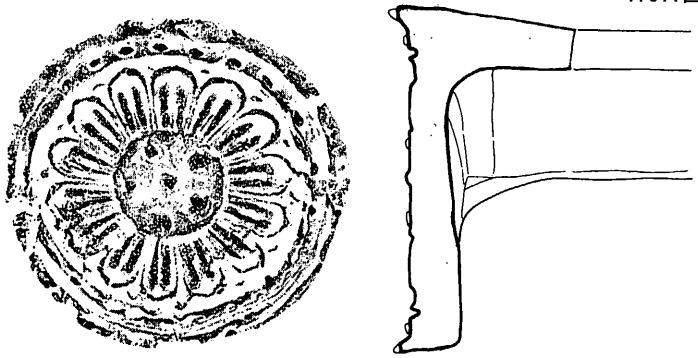
170A凸面

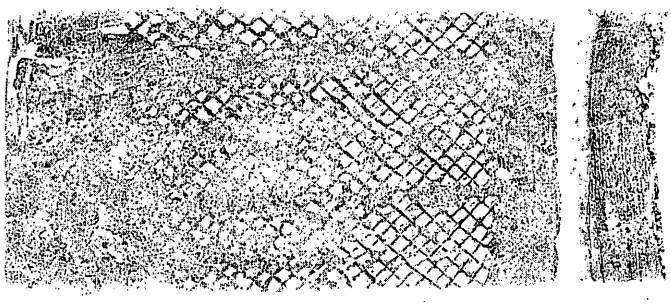
170
・単弁－重弁－複子葉弁

170A
・中房　1段高く 1＋6 各蓮子に沈線の円文がめぐる
・内区　T13 間弁　A系統
・外区　内縁S33 外縁素文
・外区は内区より1段高い　平坦な内縁に連珠文　外縁　素文で傾斜縁

170A
政庁1，2，6，15，26，30，41
官人居住区 76，88，92
蔵司官衙 60
月山東官衙 72
筑後国府 文75，文77，文78
大宰府条坊 文59
鴻臚館 文70

170 Ba





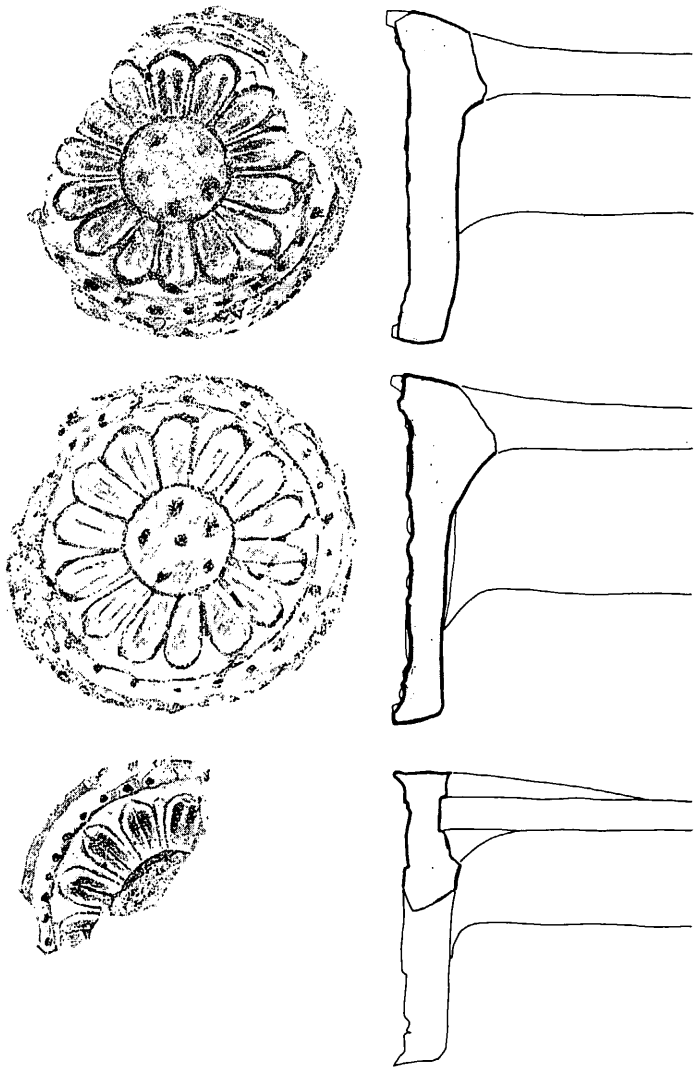
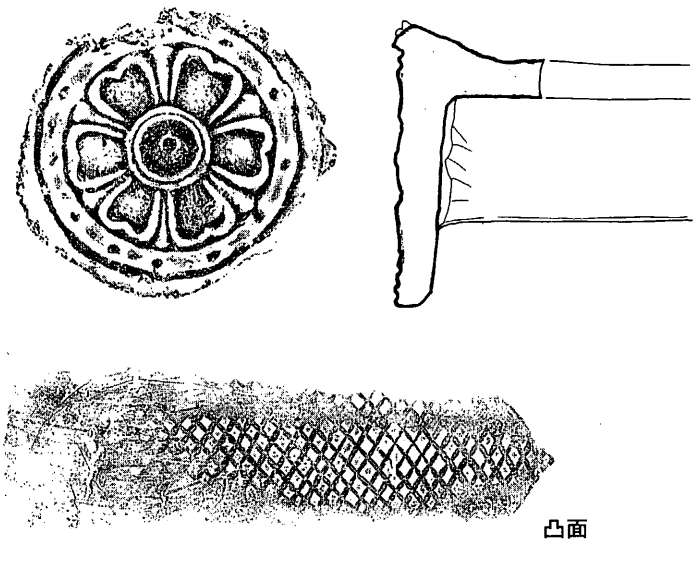
170B凸面

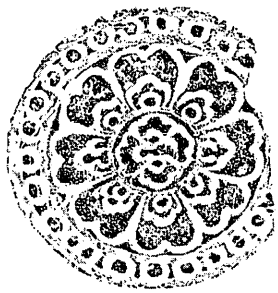
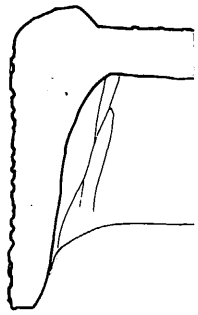
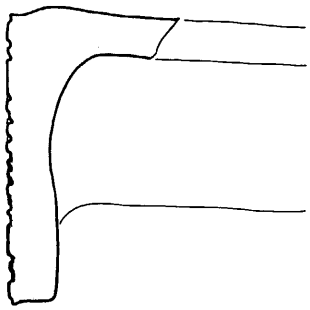
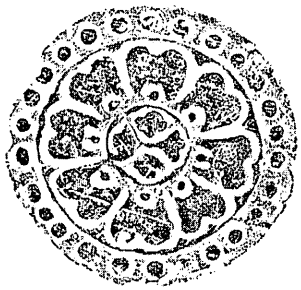
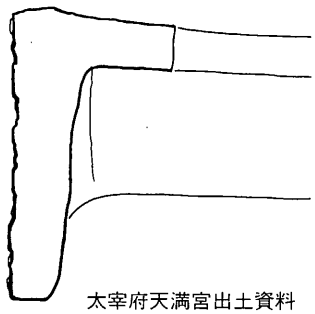
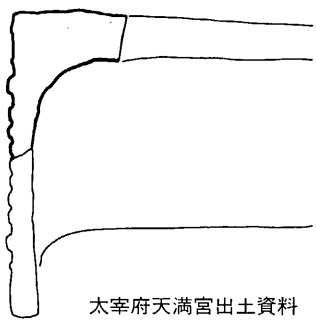
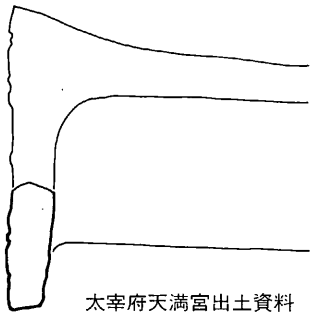
170B
・中房　1＋5
・内区　T14 間弁　A系統
・外区 内縁　S24 外縁　素文 瓦笵の傷 彫直し等により中房 内区　外区ともに変化が見られる。

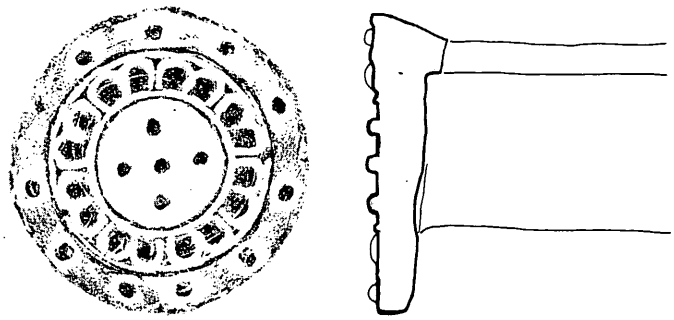
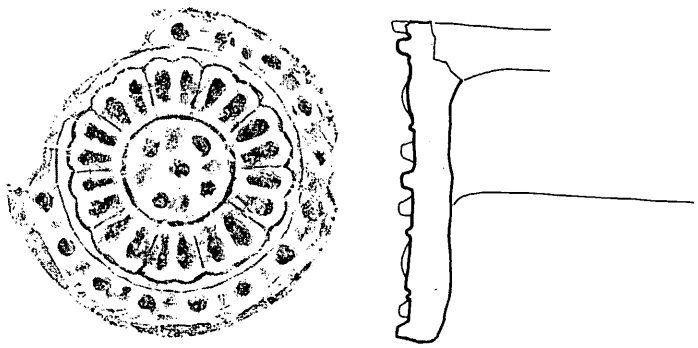
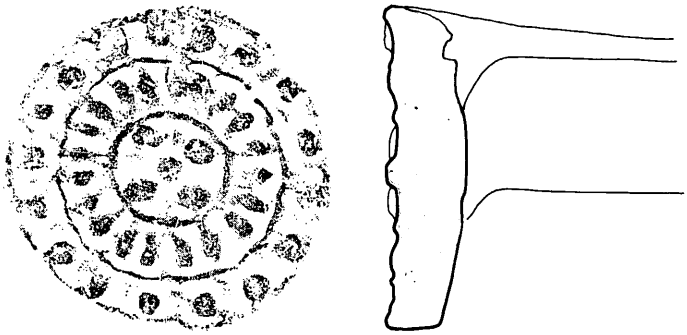
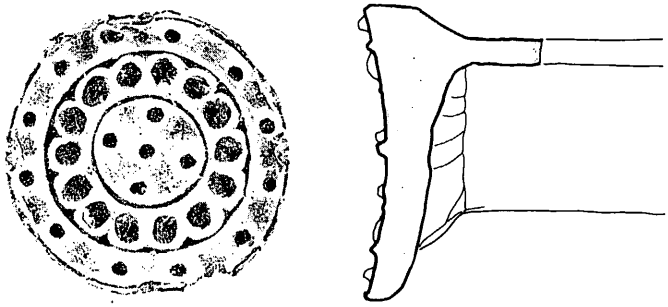
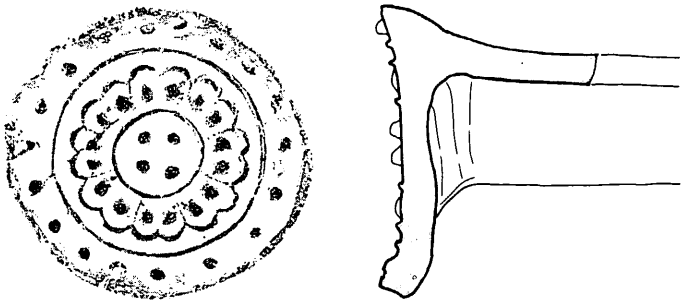
170Ba
・中房　内区より1段高い
・内区　各弁の子葉2枚が明瞭 間弁も明瞭
・外区　内縁珠文が楕円形　外縁素文で傾斜縁

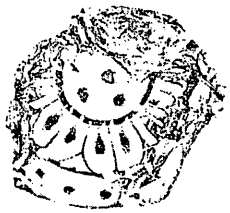
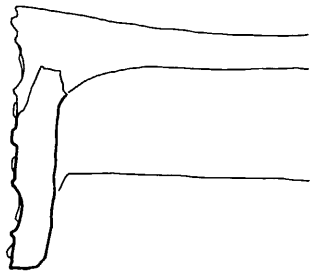
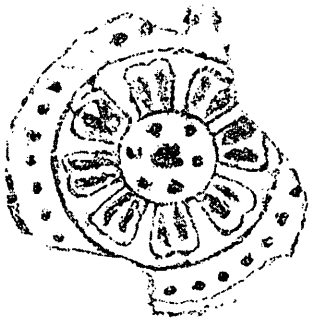
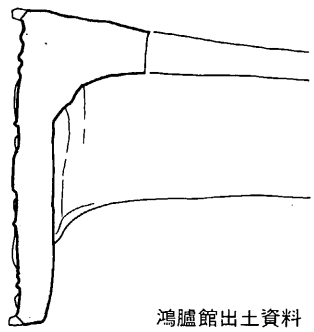
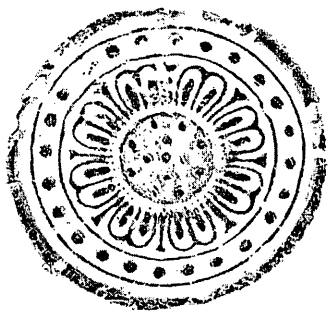
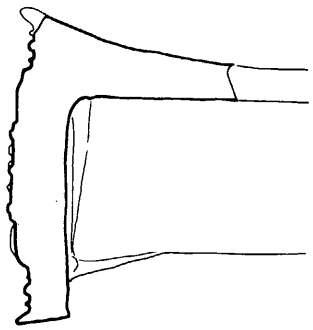
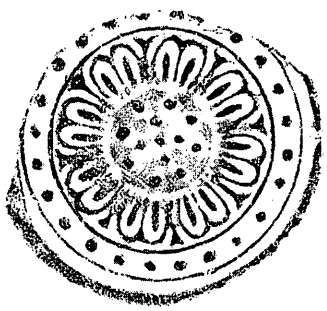
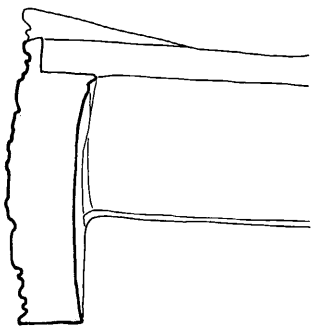
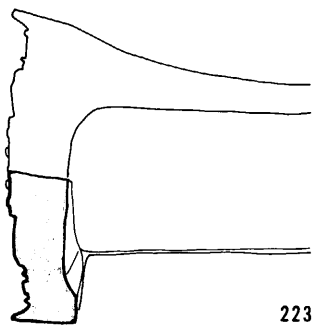
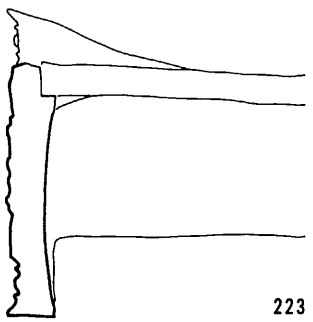
170B
観世音寺 70
不丁官衙 17，83，84
蔵司官衙 60，65-2
官人居住区 76
辻 文68
大宰府条坊 文54

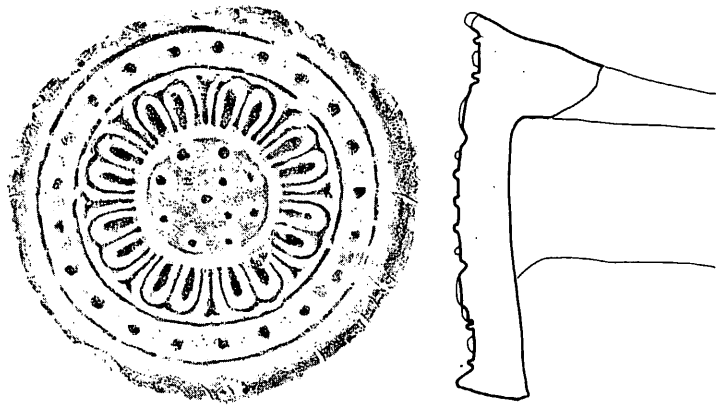
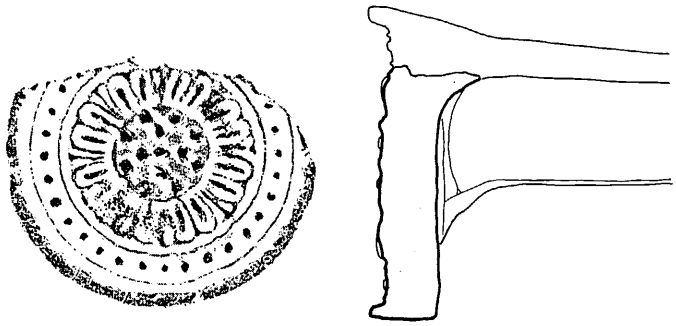
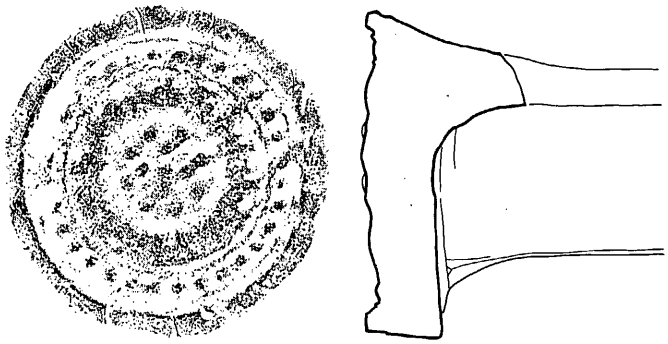
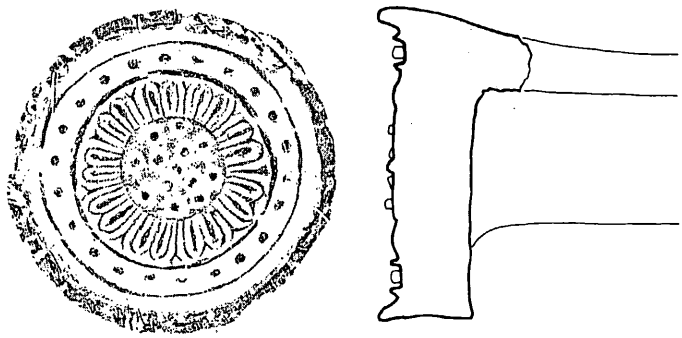
170Ba
政庁 6，180
蔵司官衙 65

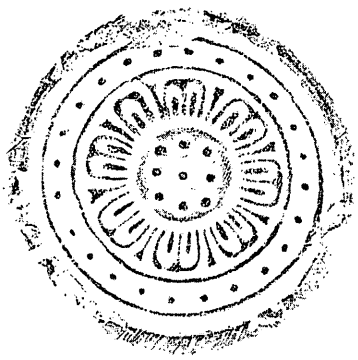
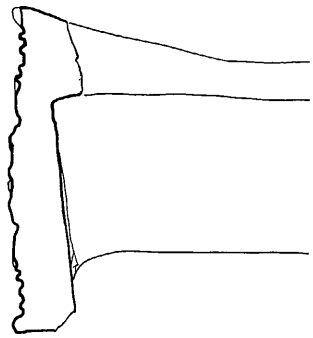
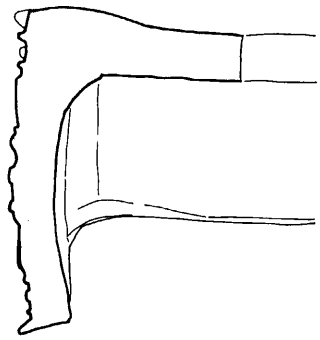
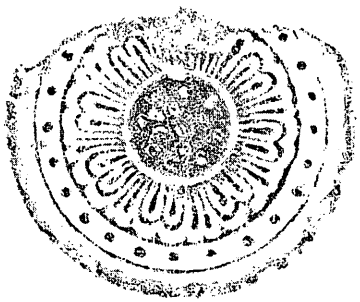
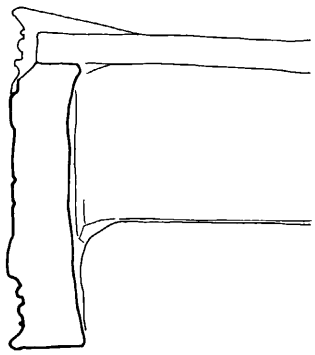
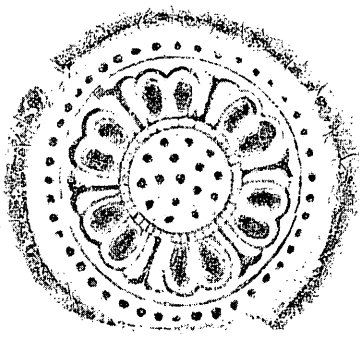
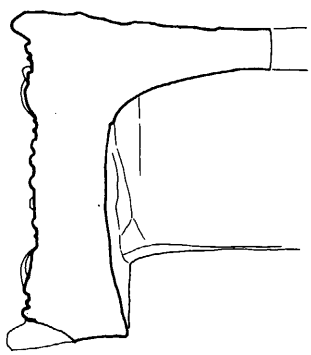
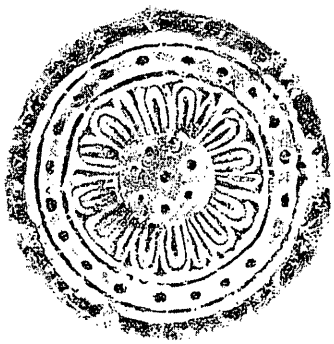
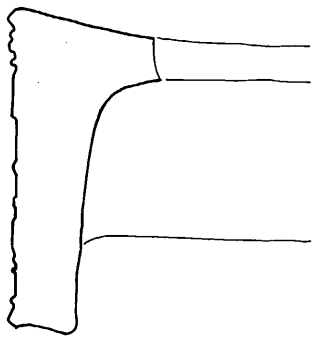
170 Bb **170 Bc** **170 C**		**170Bb** ・中房　内区の高さとほぼ同じ ・内区　弁内の子葉や間弁が消失した部分が生じている ・外区　外縁が平坦になる **170Bc** ・中房　内区より1段低い ・内区　弁内の子葉が線状となり間弁は消失 ・外区 連珠文が円形 **170Bd** ・170Bcより瓦当文様のくずれたものが国分寺所蔵瓦にある **170C** ・中房　1段高い蓮子数不明 ・内区　T5以上 弁中央にシノギ状の線が入る A, B同様の間弁がある ・外区　内縁S12以上　外縁傾斜縁 外区 内区より1段高く内縁は平坦	**170Bb** 不丁官衙 14, 87, 90 観世音寺 70, 122, 130, 163 学校院 9 政庁1 大分廃寺 文87 **170Bc** 政庁1, 2, 6, 15, 26, 30 学校院 37 不丁官衙 14 官人居住区 76 国寺 文39, 文61, 文80, 文81 大宰府条坊 59 大分廃寺 文87 **170C** 官人居住区 76
186	 凸面	**186** ・単弁－重弁－弁端湾入弁 ・中房　円文のなかに半球形文その頂部に蓮子1つを置く ・内区　T6 間弁　B系統 ・外区　S12	**186** 政庁1, 2, 6, 15, 26, 30, 41, 180 松倉瓦窯 文83

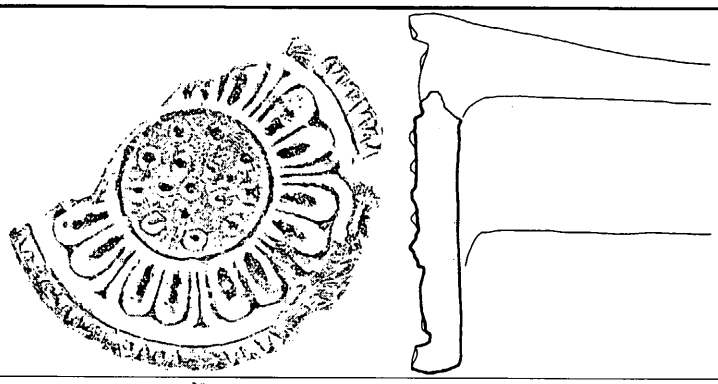
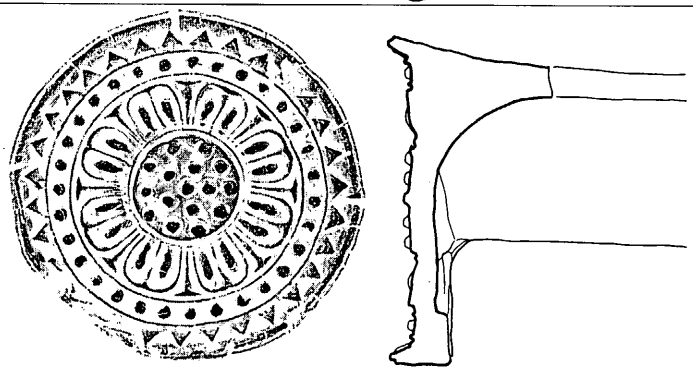
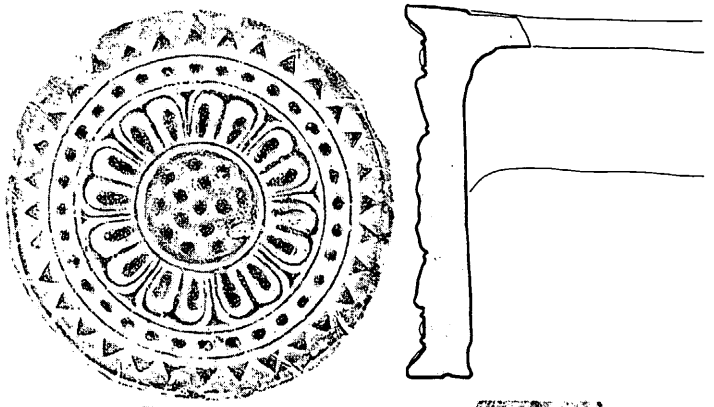
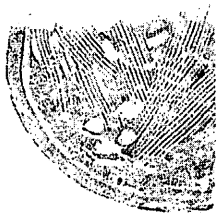
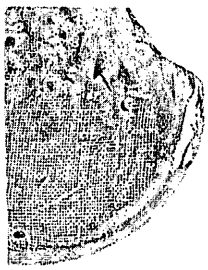
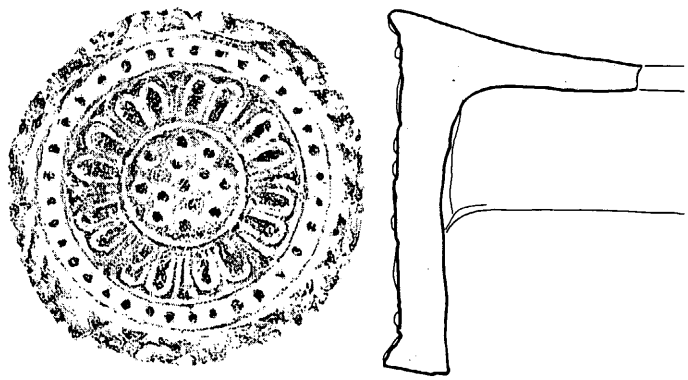
197 Aa	 	**197** ・単弁－重弁－三重弁 ・中房　蓮子の外に花文 ・内区　T8 間弁はなく 内区界線内側で 弁間弁の湾入部に突起文を置く ・外区　連珠文 珠文間に凹レンズ状文	**197A** 蔵司官衙 60 観世音寺 103 天満宮 文64
197 Ab	 	**197Aa** ・中房　1＋4 蓮子の外側に花文 ・内区　各弁が三重弁 ・外区　S26 珠文間に凹レンズ状文	**197Aa** 観世音寺 117, 121, 130 天満宮 文64
		197Ab ・中房　変化なし ・内区　弁の重なる表現が珠文状 ・外区界線と弁の間がやや広い ・外区　凹レンズ状文が細い	**197Ab** 観世音寺 117, 130
197 Ac	  太宰府天満宮出土資料	**197Ac** ・中房　蓮子が花文と結合し消失する向かい合う1組が蓮子中央と結合 ・内区　各弁とも二重弁 ・外区　凹レンズ状文が消失	**197Ac** 観世音寺 45, 70, 154 学校院 74 天満宮 文64
197 Bb	  太宰府天満宮出土資料	**197Bb** ・中房　蓮子の粒がAよりも大 界線は弁の連続によって表現 ・内区　弁は二重弁 外区　界線にみられた突起文がない ・外区　S10以上 ・内区から外区にかけての笵傷の存在からこの例を197 Bbとした	**197Bb** 天満宮 文64
197 C	  太宰府天満宮出土資料	**197C** ・中房　界線がなく 蓮子文の状況も不明 ・内区　外区との界線は沈線で表現され突起文が付く 二重目の弁が剣頭文状となる ・外区　大粒のS 6 以上 連珠文の間は凹レンズ状文	**197C** 天満宮 文64

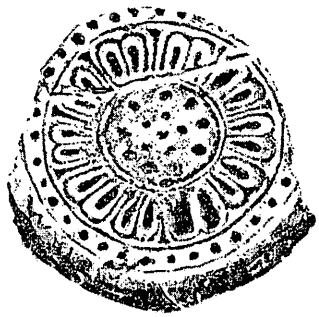
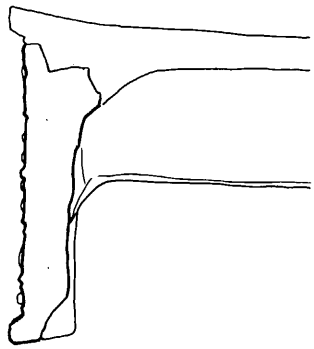
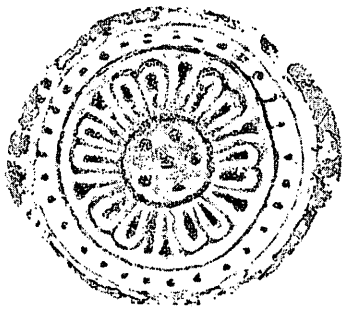
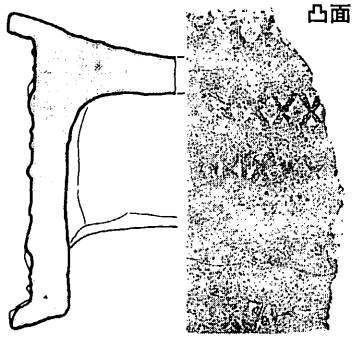
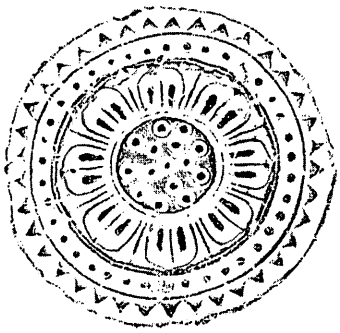
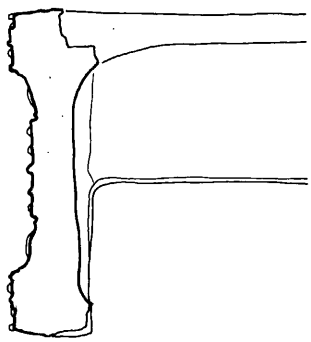
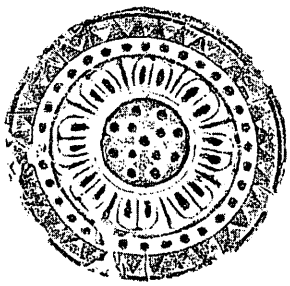
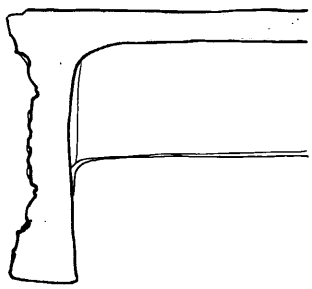
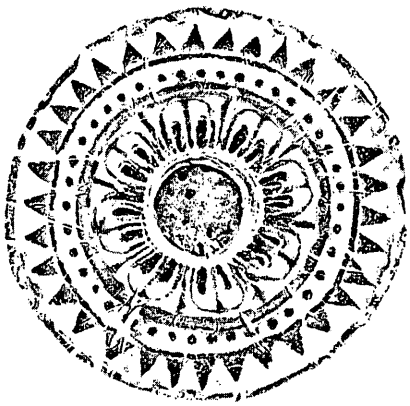
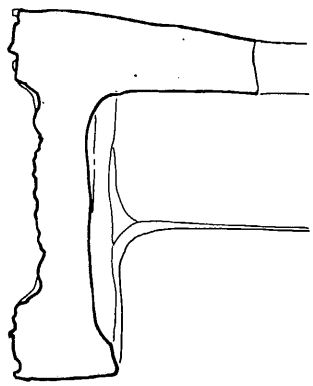
208 **A**		**208** ・複弁－突出表現 ・中房　1＋4 ・内区　弁が隣り合わせで連続する 間弁　C系統 ・外区　連珠文 **208A** ・内区　F 8 ・外区　S 11	**208A** 政庁 1，2 月山東官衙 35 学校院 74 子院地区 135
208 **Ba**		**208Ba** ・中房　1＋4 ・内区　F 10 ・外区　S 17 ・連珠文の外側は瓦笵の外で瓦当文ではない	**208Ba** 政庁 1，2，6，15，26，30，41，49，180 不丁官衙 14，85，87，90 蔵司官衙 60 日吉官衙 75 来木官衙 169-2 観世音寺 45，70，126，163 学校院 74 国寺 文38，文81
208 **Bb**		**208Bb** ・中房　蓮子が大粒となる ・内区　弁の輪郭線が消失し単弁状 ・外区　連珠文が大粒	**208Bb** 政庁 1，6，15，26，30 不丁官衙 83，84，87，90 蔵司官衙 60 後方官衙 102 来木官衙 169-2 観世音寺 103 国寺 文38，文39，文80，文81 来木瓦窯 文83 国尼 文63 鴻臚館 文74
208 **Ca**		**208Ca** ・内区　F 7　弁間の界線が細く丸弁連弁に見える ・外区　S 12 **208Cb** 208Caの笵傷が進行した例が文献64にある	**208Ca** 政庁 1，2，6，15，30，49，180 月山東官衙 31，35 不丁官衙 17，83，84，87，90 観世音寺 45，70，130，163 蔵司官衙 60，65-2 学校院 74 後方官衙 102 来木官衙 169-2 天満宮 文64 国寺 文39，文80，文81 大宰府条坊 文59 来木瓦窯 文83
209		**209** ・複弁－突出表現 ・中房　4 ・内区　弁が隣り合せで連続する 間弁　C系統 ・外区　S 18	**209** 政庁 1，2，15，26 後方官衙 102

215	 	**215** ・複弁－突出表現 ・中房　1＋5？ ・内区　F７？ 間弁　C系統 弁が隣り合せで連続する ・外区　S３以上	**215** 政庁１，２，15，30
217	  鴻臚館出土資料	**217** ・複弁－突出表現 ・中房　1＋6 中央蓮子が大 ・内区　F８　各弁が独立している 間弁　C系統 ・外区　S21以上 外縁なし	**217** 鴻臚館 文70
223 **a**	 	**223** ・複弁－突出表現 ・中房　内区より１段高く 1＋4＋8 ・内区　F８ 間弁　A系統 ・外区 内縁連珠文 外縁素文 ・鴻臚館式 ・瓦笵は 複数あるものと考えられる	**223** 政庁１，２，６，15，26，30，41，49，180 月山東官衙 31，35，99 不丁官衙 14，17，73，83，84，85，87，90，98，134，147 官人居住区 76，88，92，146 後方官衙 102 水城24，水城26，文40 学校院 176 蔵司官衙 60，65-1，65-2 観世音寺 70，130 大野城大宰府口 国尼 文63 般若寺 文45 鴻臚館 文70，文72，文73，文74 辻 文68 杉塚廃寺 文79 国 寺 文38，文39，文60，文80，文81 朝倉宮 文34 大宰府条坊 文53，文55
223 **b**	 		
	 223  223	**223a** ・中房　稜が明瞭 ・外区　内縁S24 **223b** ・中房　稜が丸味を持ち やや大きく見える ・内区　間弁　弁の１部が外区界線に連結する部分がある	**223a** 政庁６ 国寺 文61 鴻臚館 **223b** 不丁官衙 81 国寺 文80 大野城大宰府口 鴻臚館

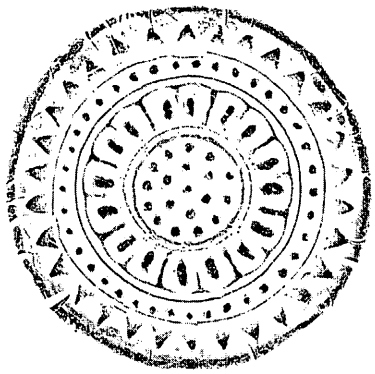
223 L		223L ・瓦当径が大きい ・外区　内縁S21 外縁素文	223L 水城26 政庁2，6，15，26 蔵司官衙 60
224 a		224 ・複弁－突出表現 ・中房　1＋4＋8 ・内区　F 8 間弁　A系統 ・外区　内縁S32 外縁素文 ・223に比較して文様が平たい	224 政庁1，2，6，15，26，30，41 月山東官衙 35 蔵司官衙 60，65-2 官人居住区 76 不丁官衙 17，84 後方官衙 102 観世音寺 70 水城 24 国寺 文60 大野城大宰府口
224 b		224a ・瓦当文様が明瞭であるもの 224b ・瓦当文様のつぶれが全面に及ぶ	224a 政庁 26，30 不丁官衙 87，90 水城 文67 鴻臚館 文70 224b 政庁6 水城26 大野城村上
225		225 ・複弁－突出表現 ・中房　1＋4＋8 ・内区　F 9 間弁　A系統 ・外区　内縁S22 外縁素文 ・内区　外区間界線が太い	225 政庁2，26 不丁官衙 14，17，83，84，87，90，147 蔵司官衙 60，65-2 官人居住区 92 辻 文68

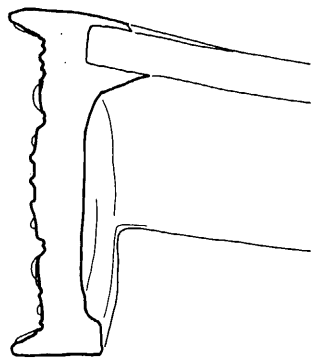
235 a	 	235 ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く 1＋8 ・内区　F 8うち 1弁は単弁 間弁　A系統 ・外区　内縁S 24 外縁素文 235a ・瓦当文様が明瞭なもの	235 観世音寺 45, 70, 121 国寺 文80 国尼 文63 235a 観世音寺 70 国寺 文60 国尼 文63
235 b	 	235b ・瓦笵の傷が認められるもの ・内区　外界線に弁端がつき外区内縁の珠文が界線につく	235b 観世音寺 163 国寺 文38, 文39, 文60, 文81 国尼 文63
237	 	237 ・複弁－突出表現 ・中房　1＋4＋8 ・内区　F 8 間弁　A系統 間弁は各2本 内区外界線の弁中央　両端と間弁の中央に突起文 ・外区　内縁S 24？　外縁素文	237 観世音寺 43, 130 国寺 文60 多々良込田 文43
239	 	239 ・複弁－突出表現 ・中房　内区より低い1＋5＋10芯帯が周る ・内区　F 6 間弁　A系統 ・外区　内縁S 43 外縁素文	239 般若寺 文45, 文46
241	 	241 ・複弁－突出表現 ・中房　内区より低い　1＋7 ・内区　F 6 間弁　弁間に2本　B系統 弁は独立して表現されるが弁2枚おきに間弁が入る ・外区　内縁S 20 外縁素文	241 国寺 文39, 文60, 文81 多々良込田 文43, 文44

265		265 ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く 1＋5＋9 ・内区　F 8 間弁　A系統 ・外区　1段高く MV ・川原寺601－C と同笵	265 観世音寺 70
275 A		275 ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く 内区との間に界線がある　蓮子は3段 ・内区　F 8 間弁　A系統 ・外区　内縁連珠文　外縁凸鋸歯文　(傾斜縁)	275 大宰府条坊 文59 国寺 文80, 文81 杉塚廃寺 文79
275 B	  瓦当面周縁の調整痕  瓦当裏面調整痕  瓦当裏面布目痕	275A ・中房　1＋5＋10 ・外区　内縁S31 外縁RV31 ・老司Ⅰ式軒丸瓦 275B ・中房　1＋5＋9 各蓮子の周囲に沈線円文がつく ・外区　内縁S32 外縁RV32 ・Aより瓦当径が大 ・老司Ⅱ式軒丸瓦	275A 観世音寺 43, 45, 70, 109, 111, 119, 121, 122, 126, 130, 163 大野城主城原 三宅廃寺 文84, 文85 杉塚廃寺 文79 老司瓦窯 文86 275B 政庁1，6，26, 30 条坊その他 27 官人居住区 76, 92, 138, 157 学校院 77 後方官衙 102 月山東官衙 31 不丁官衙 14, 83, 84, 85, 86, 98, 129, 134, 140, 147 蔵司官衙 60, 65 日吉官衙 75, 153 国寺 文61 大宰府条坊 文59 国分瓦窯 文80
276		276 ・複弁－突出表現 ・中房　内区との間に界線 1＋4＋8 ・内区　F 8 間弁　A系統 ・外区　内縁S34 外縁RV28　(傾斜縁) ・275A・Bに比較して瓦当平坦	276 政庁1，6，30 不丁官衙 14, 84, 98, 147 蔵司官衙 60, 65-1, 65-2 官人居住区 92 観世音寺 70 水城26 水城瓦窯 文30

277 b	 	**277b** ・複弁－突出表現 ・中房　内区との間に界線がつく 1＋5＋9 ・内区　F10 間弁　A系統 弁に大小　間弁の省略部分や傷がある ・外区　内縁S34？　外縁RV ・笵傷の存在からこの例を277bとした	**277b** 政庁6 観世音寺 70
278	  凸面	**278** ・複弁－突出表現 ・中房　1＋5 ・内区　F6 間弁　A系統 1か所だけ間弁2本の部分がある ・外区　内縁S30 外縁LV	**278** 政庁1，1補，2，6，26，180 観世音寺 70，118，130，163 学校院 77
285 A	 	**285** ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く内区との間に界線がある　蓮子は3段 ・内区　F8 間弁　A系統 ・外区　中房より高い　平坦縁 内縁連珠文　外縁凸鋸歯文 **285A** ・中房　1＋5＋9 各蓮子に円文が周る ・外区　内縁S38 外縁RV37 **285B** ・中房　1＋4＋8 ・外区　内縁S32 外縁RV32 ・Aより瓦当径が小さい	**285A** 観世音寺 126 不丁官衙 14，85 月山東官衙 31 **285B** 政庁6 不丁官衙 14，73，84，85，86，98，134，147，177 月山東官衙 34 日吉官衙 156 官人居住区 76，92 国寺 文61 国分瓦窯 文80
285 B	 		
286	 	**286** ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く内区との間に界線がつく 1＋5＋10？ ・内区　F8 間弁　A系統 ・外区　中房より高い平坦縁　内縁S40　外縁RV33	**286** 観世音寺 122

290 Aa





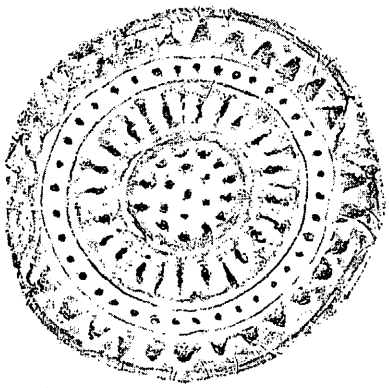
290
・複弁－突出表現
・中房　1段高く内区との間に界線　蓮子3段
内区　F 8
間弁　B系統
・外区　内縁連珠文　外縁凸鋸歯文　(傾斜縁)

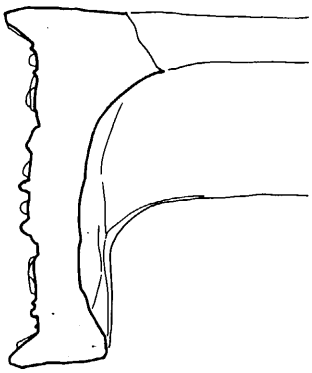
290Aa
・中房　1＋6＋12
・外区　内縁S 38
外縁RV30

290
来木官衙 169-2
辻 文68

290Aa
政庁1，2，6，15，26，30
不丁官衙 14，17，73，81，84，85，86，87，90，98，129，147，162
蔵司官衙 54，60，65-1，65-2
月山東官衙 99
後方官衙 102
日吉官衙 153，156
官人居住区 76，92
学校院 77

290 Ab

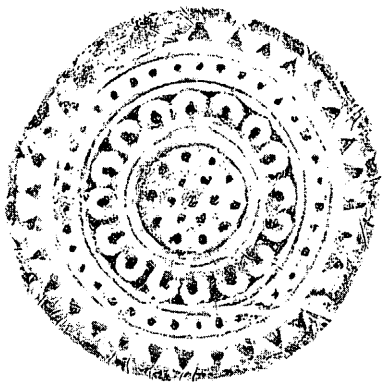


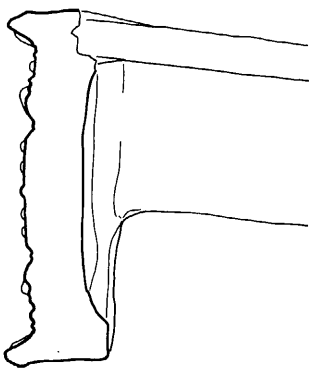


290Ab
・B系統の間弁がくずれ弁の子葉と区別がつきにくい

290Ab
蔵司官衙 65

290 B

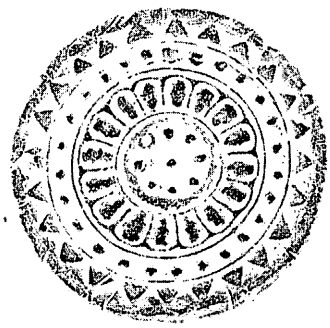


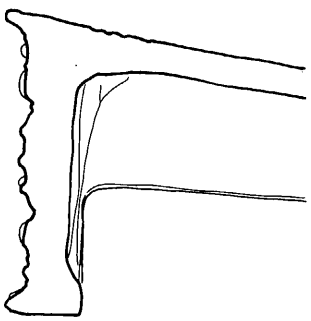


290B
・中房　1＋6＋10
・内区　弁の長さがAより短い
・外区　内縁S 36
外縁RV32　(傾斜縁)

290B
政庁1，2，6
蔵司官衙 4，54，60，65-2
月山東官衙 35
不丁官衙 14，14補，17，81，83，84，85，86，87，90，134
日吉官衙 75，153，156，173
官人居住区 76
観世音寺 45，70，103，130
学校院 74
国寺 文39，文61，文81
大宰府条坊 文55，文59
辻 文68
杉塚廃寺 文79
般若寺 文45，文46
大野城大宰府口

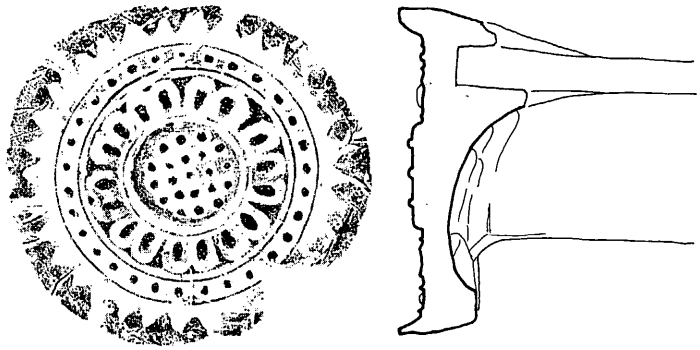
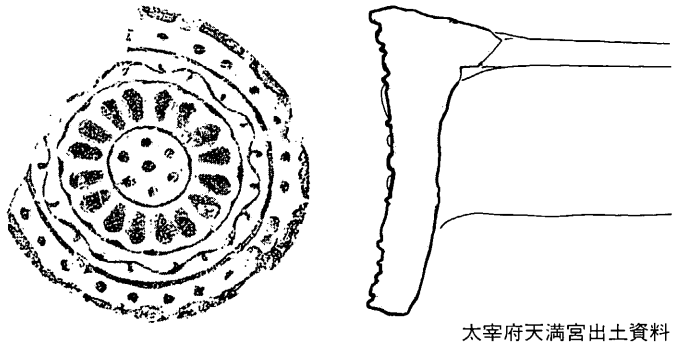
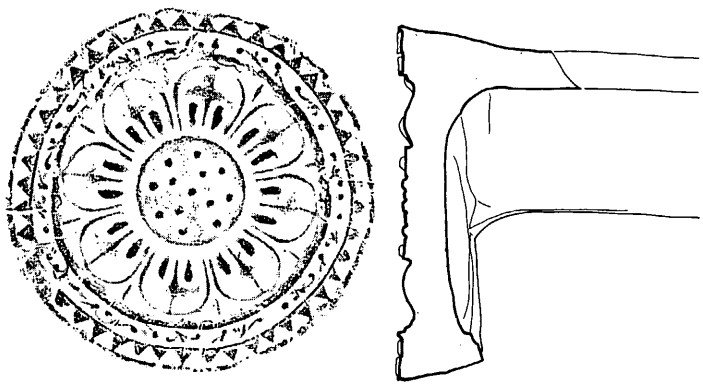
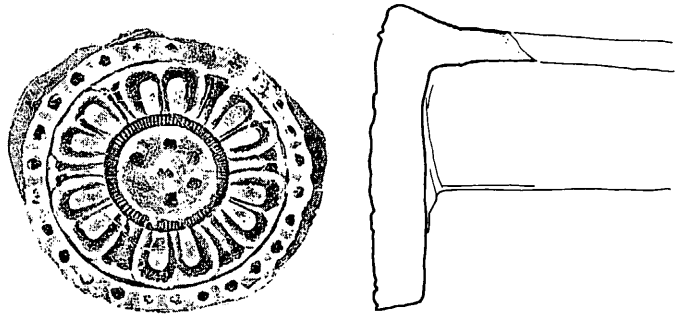
291

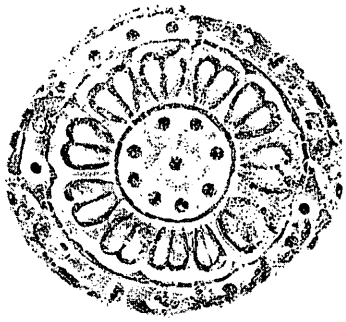
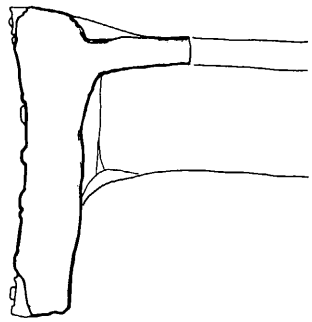
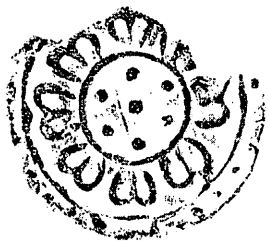
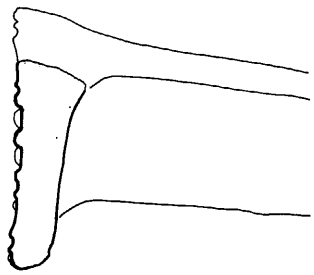
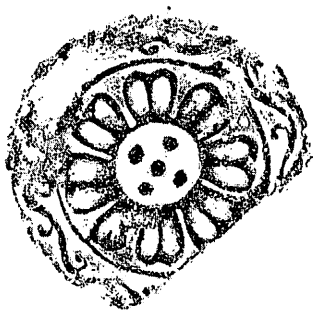
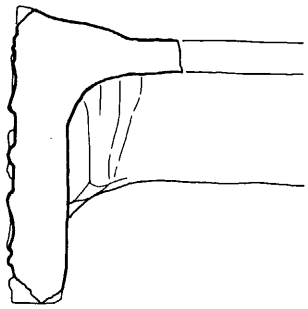




291
・複弁－突出表現
・中房　1段高く内区との間に界線　1＋8
・内区　F 8
間弁　B系統
・外区　内縁S 26
外縁RV24　(傾斜縁)

291
不丁官衙 14，98，147
蔵司官衙 60，65-1，65-2
官人居住区 76，92
般若寺 文45，文46
三宅廃寺 文85
杉塚廃寺 文79
鴻臚館 文70

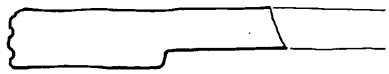
292		292 ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く内区との間に界線がつく 1＋8＋12 ・内区　F 9　1つは単弁 間弁　B系統 ・外区　内縁S 30 外縁内向R V 33 ？（傾斜縁）	292 般若寺 文45, 文46
314	 太宰府天満宮出土資料	314 ・複弁－突出表現 ・中房　1＋6 ・内区　F 8 間弁　C系統 ・外区　内縁H K－左まわり16反転	314 天満宮 文64
315		315 ・複弁－突出表現 ・中房　1段高く 1＋4＋8 ・内区　F 8 間弁　A系統 ・外区　中房より高い　平坦縁 内縁H K－左まわり　外縁R V 45？	315 観世音寺 43, 45, 70, 122, 130
322		322 ・複弁－凹弁 ・中房　1＋6 芯帯が周る ・内区　F 6 間弁　A系統 ・外区　S 25	322 政庁1，2，15, 26, 41, 180 月山東官衙 34, 74 不丁官衙 83 国寺 文60, 文61, 文80, 文81 大宰府条坊 文53, 文55, 文56

324 A	 	**324** ・複弁－凹弁 ・内区　間弁　C系統 外区界線に突起文 ・外区　連珠文 **324A** ・中房　1＋8 ・内区　F11 うち1弁は弁端が丸い ・外区　S22 ・丸瓦部に文字銘903Ⅰが伴うものがある	**324A** 政庁 6, 15, 26, 41, 180 月山東官衙 31 不丁官衙 87, 90 天満宮 文64
324 B	 	**324B** ・中房　1＋6 ・内区　F8 ・外区　S23？	**324B** 政庁 30, 41
326	 	**326** ・複弁－凹弁 ・中房　1段低く1＋4 ・内区　F8　内1弁単弁間弁　C系統 ・外区　HK－左まわり	**326** 政庁 2, 15, 49 天満宮 文64

軒　平　瓦

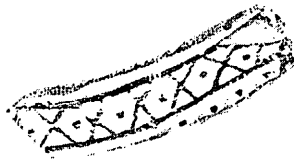
504

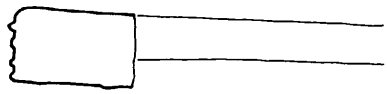




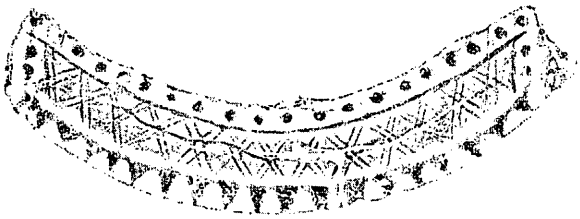
510





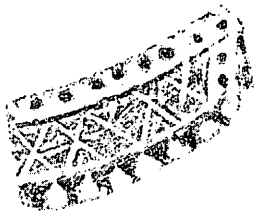


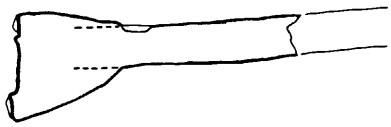
515 Aa



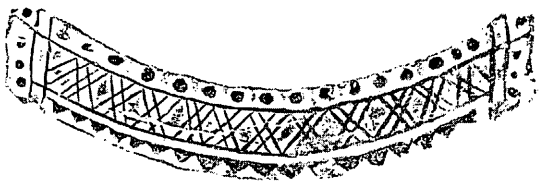


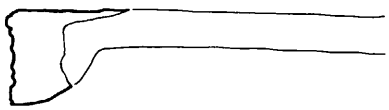
515 Ab



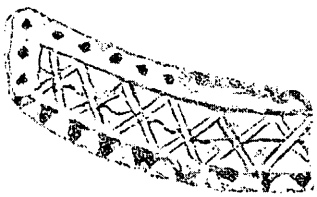


515 B



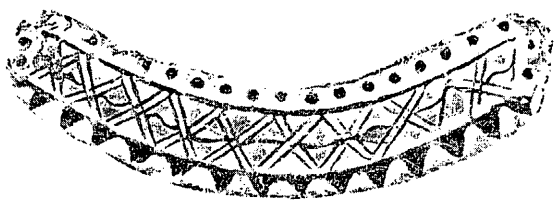


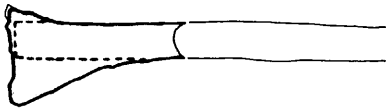
515 C





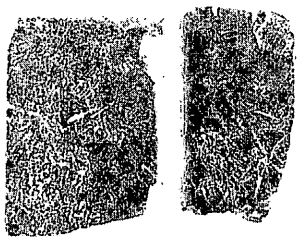
515 D





504
・幾何学文－重弧文－三重
・重弧文は回転押引き比較的浅い

504
観世音寺 45



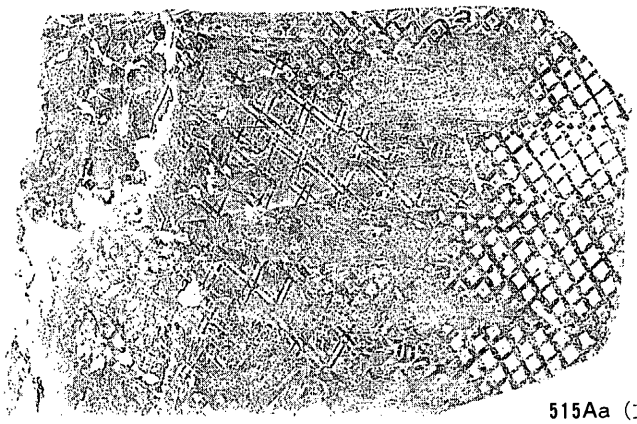
504凸面



510顎部

510
・幾何学文－斜格子文－一重
・瓦当文全体が残る例はない
・脇区は界線で終る

510
不丁官衙 14,83補
政庁 2，6，15,30





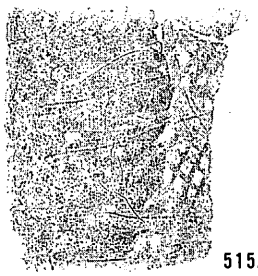
515Aa 凸面
（文字銘906Ｅ）

515Aa（文字銘903Ｃ）

515
・幾何学文－斜格子文－二重
・上外区・脇区連珠文
下外区　鋸歯文

515Aa
・内区　二重格子文13単位
・上外区Ｓ20　脇区Ｓ２　下外区ＲＶ19
・左脇区の界線がない
・平瓦部に文字銘903Ｃ・906Ｅを伴った例がある

515Aa
不丁官衙 17,87,90
政庁１，２，６,15,26,30,49,180
月山東官衙 34,35



515Aa 凸面



515Aa 凸面

515Ab
・Ａａの内区　二重斜格子文をヘラで一重の沈線斜格子文とした

515Ab
政庁１

515B
・内区　二重斜格子文11単位
・上外区Ｓ16　脇区二重界線Ｓ４　下外区は内区との間に沈線を置きＲＶ18
・平瓦部に文字銘903Ｃが伴った例がある

515B
国寺 文38,文80,文81



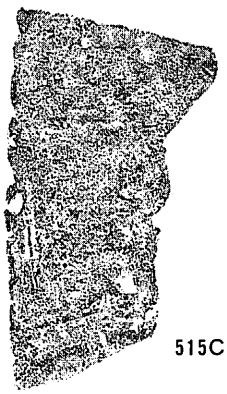
515B 凸面



515Ab 凸面

515C
・内区　二重斜格子文６単位以上
・上外区　脇区は連続するＳ14以上　下外区ＲＶ９以上
・左脇区では内区の斜格子文が脇区界線をはみ出す
・平瓦部に文字銘903Ｃを伴うものがある

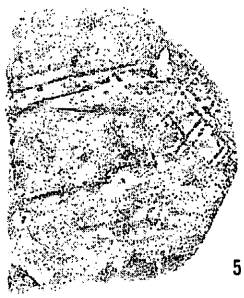
515C
政庁１，２，６,26



515C 凸面

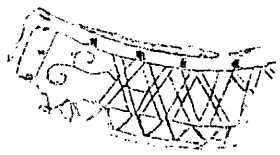
515D
・内区　二重斜格子文10　右側より２つ目では斜線１本である
・上外区　脇区は連続するＳ23　下外区ＲＶ14

515D
政庁１，２
月山東官衙 34,35
国寺 文39
鴻臚館 文70
大宰府条坊 文54



515D 凸面

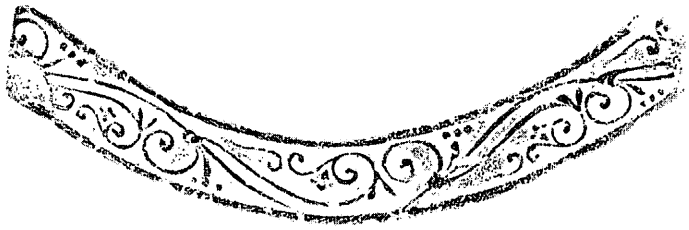
515
E

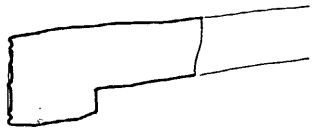




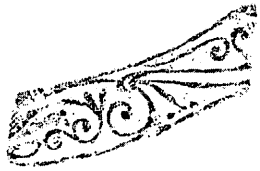
鴻臚館出土資料

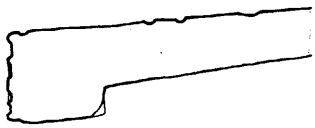
541
A





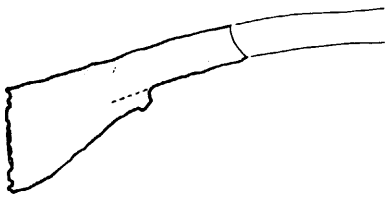
541
B



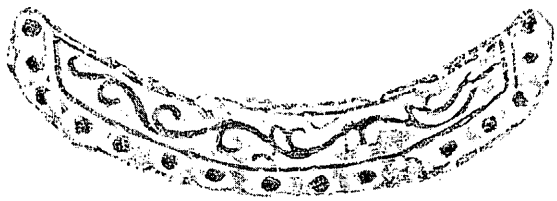


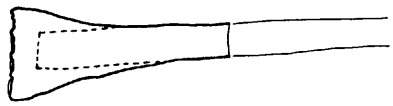
551





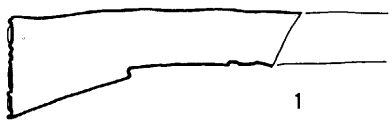
554





560
Aa



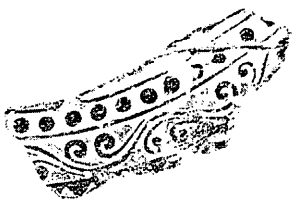


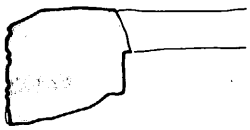
1



2

560
Ab

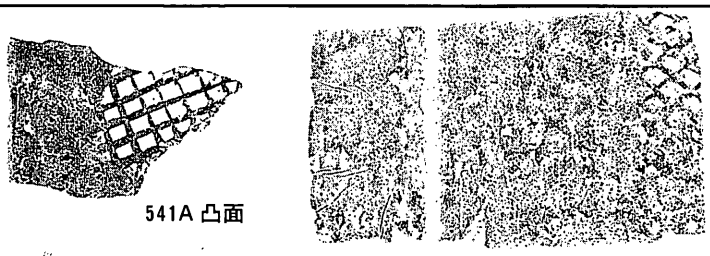






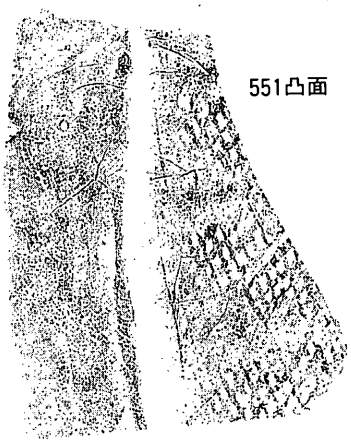
3

515E ・内区　二重斜格子文６単位以上両脇に唐草文 ・上外区　脇区は連続するＳ７以上　下外区はＬＶ７以上	**515E** 鴻臚館 文70
541 ・偏行唐草文－Ⅰ類－右行 ・唐草文　３転半 ・唐草文の上・下に輪郭線 **541A** ・Ａ・Ｂともに文様構成は同一である　蔓草先端の巻込み蕾文子葉などがＢに比較して小 **541B** ・蔓草先端の巻込み蕾文子葉などが大	**541A** 学校院 74 観世音寺 43, 45, 70, 122, 130, 163 **541B** 観世音寺 122
551 ・偏行唐草文－Ⅱ類－左行 ・内区　唐草文４転半左行 ・上外区Ｓ17　脇区　下外区は無文 ・内区の右端では唐草文が脇区にはみ出す	**551** 国寺 文38, 文39, 文60, 文61, 文80, 文81
554 ・偏行唐草文－Ⅱ類－左行 ・内区　唐草文６転半 ・脇区　下外区は連続するＳ16 ・平瓦部に文字銘902Ｅを伴った例がある	**554** 政庁１，２，６，15, 26, 41, 180 松倉瓦窯 文83
560 ・偏行唐草文－Ⅲ類－左行 ・上外区　連珠文脇区　下外区は連続する鋸歯文 **560Aa** ・内区　唐草文６転　右端のみ１転右行 ・上外区Ｓ23　脇区　下外区は連続するＲＶ31 ・老司Ⅰ式軒平瓦 **560Ab** ・560Aaの瓦当文様右端で上外区から脇区にかけて笵傷	**560Aa** 観世音寺 43, 45, 70, 109, 111, 116, 119, 121, 122, 126, 130, 163 学校院 74, 77 国寺 文38, 文60, 文61, 文80 国尼 文63 三宅瓦窯 文84 三宅廃寺 文85 朝倉ノ宮 文34 老司瓦窯 文86 辻 文68 般若寺 文45, 文46 **560Ab** 国寺 文39, 文80, 文81

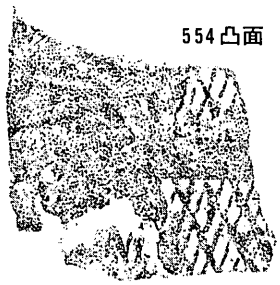


541A 凸面

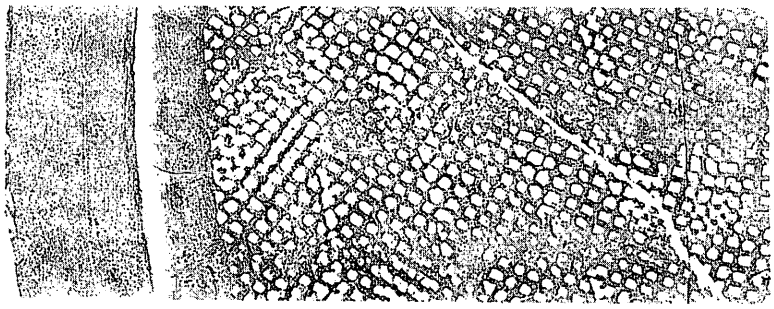
541Ｂ凸面



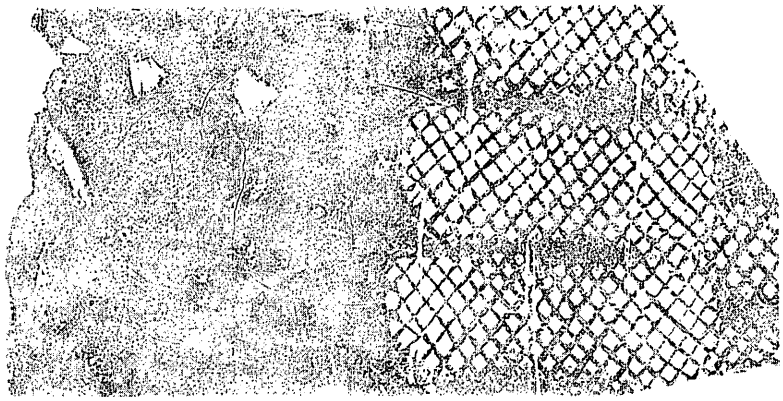
551凸面



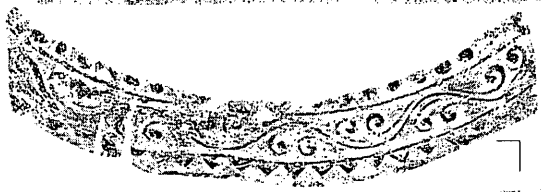
554凸面

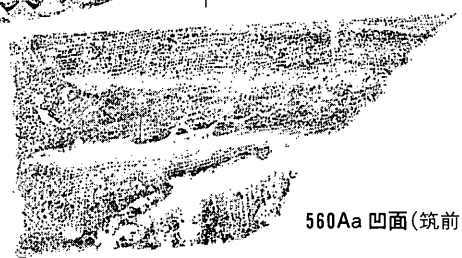


560Aa 断面１凸面



560Aa 断面３凸面

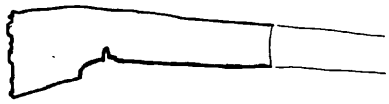




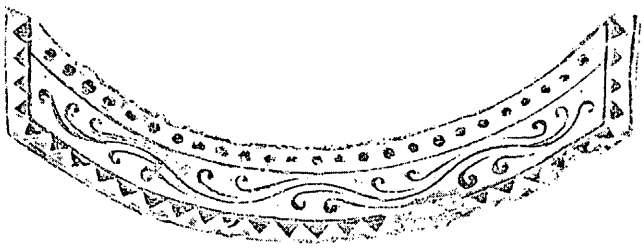
560Aa 凹面(筑前国分寺)

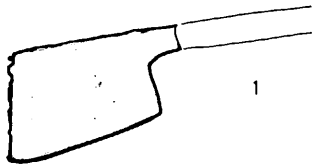
560
Aa′





560
Ba



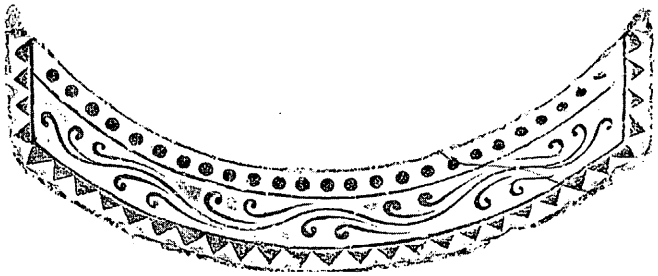


1



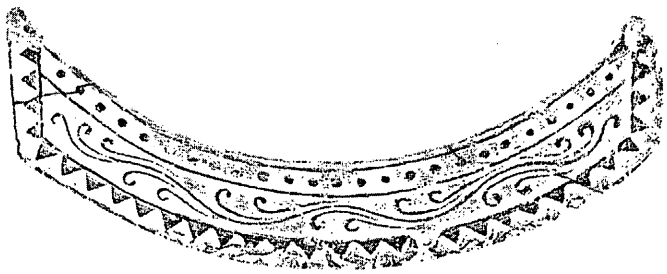
2

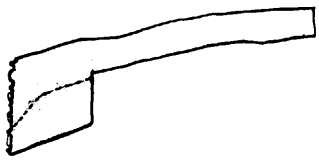
560
Bb





560
Bc



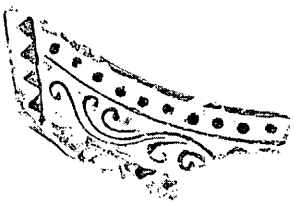


560
Ba′





560
E





560Aa′
・560Aa の瓦当文様の下外区を削り落としたもの

560Ba
・内区　唐草文右端を除き６転
・上外区Ｓ25　脇区　下外区は連続するＲＶ31
・Ａに比較して唐草文の流れがゆるやかであり子葉の巻込みが小さい
・老司Ⅱ式軒平瓦

560Bb
・560Ba の右半部で上外区右から８番目の珠文から下外区右から３番目の凸鋸歯文にかけて傷の生じたもの

560Bc
・560Bb の左端で上外区　左から２番目の珠文から左脇区　上から３番目の鋸歯文にかけて傷の生じたもの

560Ba′
・瓦当文様は560Ba であるが瓦当外区外界線の外にさらに輪郭縁のあるもの

560E
・唐草文　左端部が他の560と異なる　主幹となる蔓草の先端は下から派生して左端で巻込むのを通常とする本例は左端より２番目に蔓草の先端が連続

560Aa′
国寺

560B
政庁１，２，26，180
蔵司官衙４，60
条坊その他 28
不丁官衙 14，17，73，81，83，84，85，86，87，90，98，124，147
来木官衙 169-1
官人居住区 76，88，92
学校院 74
日吉官衙 75，153，156
月山東官衙 99
大宰府条坊 文59
剣塚瓦窯 文42
国寺 文80
国尼 文63

560Ba
日吉官衙 156
政庁２，６，15，26，30，41
国寺 文61，文80
国尼 文63
大宰府条坊 文58

560Bb
政庁１，２
日吉官衙 156
般若寺 文45

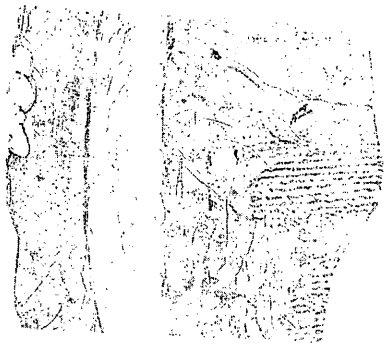
560Bc
不丁官衙 98
杉塚廃寺 文79

560Ba′
般若寺 文45，文46
国尼 文63
剣塚瓦窯 文42
杉塚廃寺 文79
三宅廃寺 文85
国寺

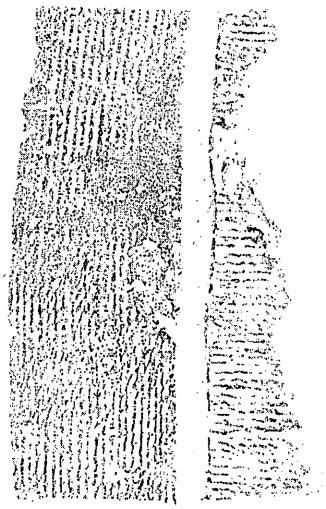
560E
観世音寺 70



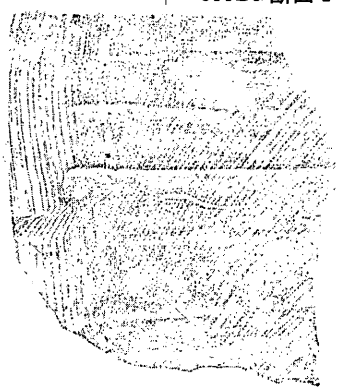
560Aa′凸面



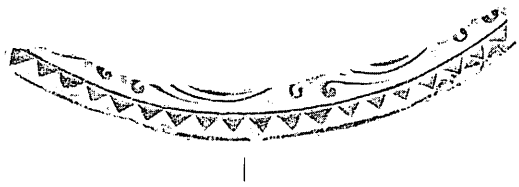
560Ba 断面２凸面



560Ba 断面１凸面

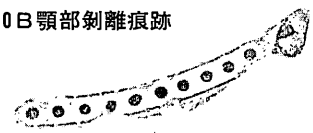


凹面



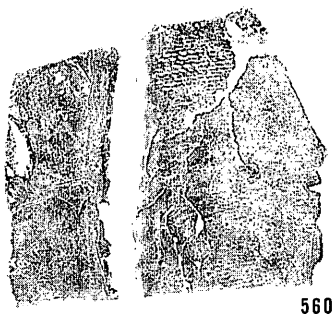


560Ｂ顎部剝離痕跡

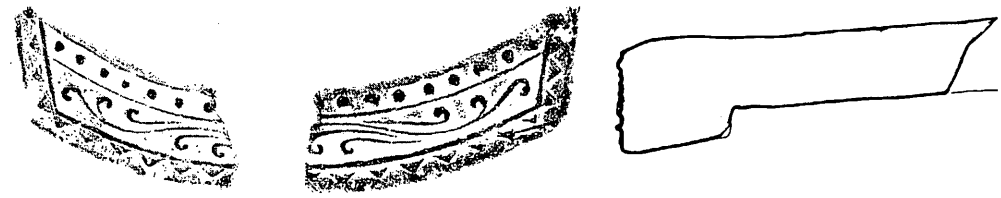
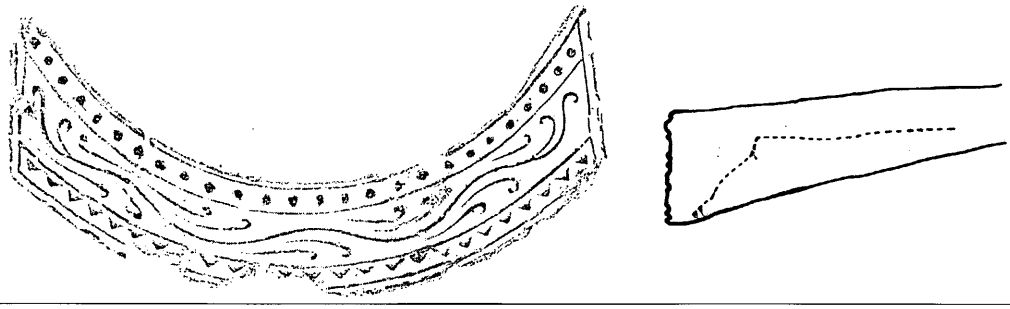
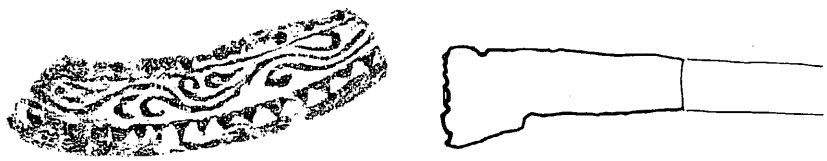
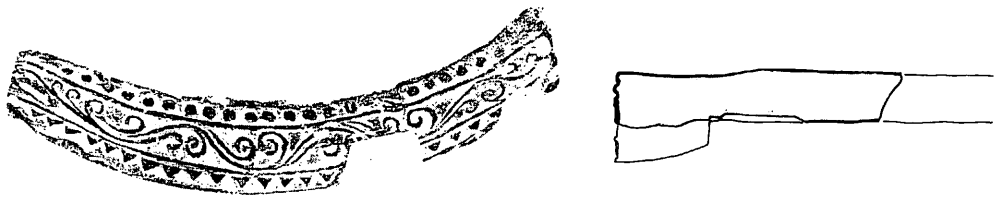
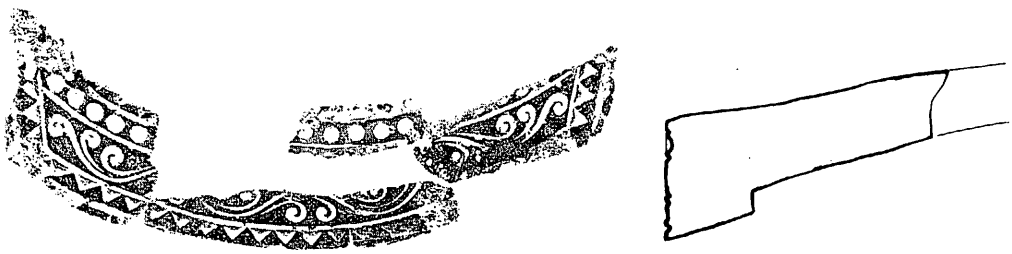
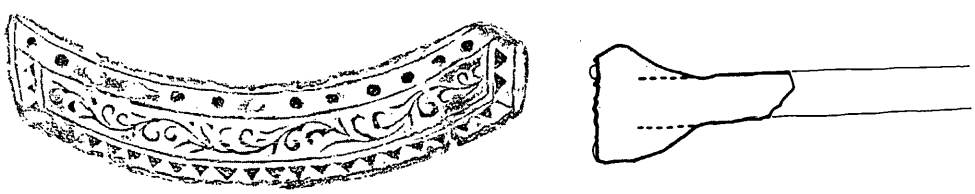




560Ｂ顎部剝離痕跡



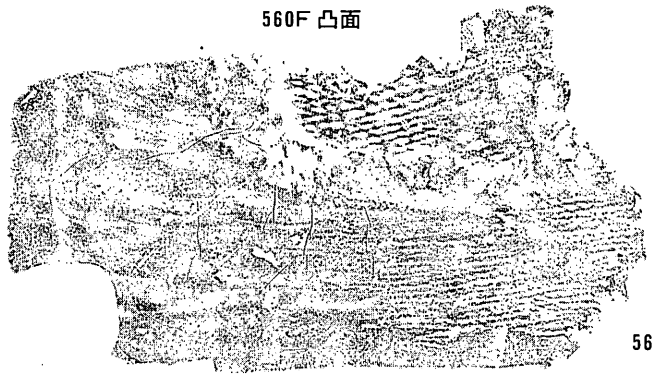
560Ba′凸面

560 F	
561	
562	
564	
565	
569	
575 A	

560F ・内区　唐草文右端を除き5転？ ・上外区S16以上脇区　下外区は連続するRV20以上	**560F** 日吉官衙 156 蔵司官衙 65 般若寺 文45 大宰府条坊 文58 杉塚廃寺 文79
561 ・偏行唐草文－III類－右行 ・唐草文　左端を除き6転 ・上外区S26　下外区RV25	**561** 不丁官衙 14,85,86,147 蔵司官衙 65
562 ・偏行唐草文－III類－右行 ・唐草文　左端を除き6転 ・上外区　脇区は連続する外向RV30　下外区S21？	**562** 観世音寺 45,70,119,126,130 学校院 74 大宰府条坊 文54
564 ・偏行唐草文－III類－反転不規則－左行 ・唐草文　5転以上 ・上外区S10以上下外区RV12以上	**564** 政庁6,15,26 蔵司官衙 60,65,65-2
565 ・偏行唐草文－III類－反転不規則－右行 ・唐草文　左端を除き6転半 ・上外区S27　下外区RV25？	**565** 政庁2,15 般若寺 文45,文46
569 ・偏行唐草文－III類－陰文 ・瓦当文様は560Aを瓦笵とした陰文瓦当	**569** 観世音寺 43,70
575 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　主幹蔓草を中心に子葉を派生	
575A ・唐草文　7転 ・上外区　S14 下外区　RV20 右脇区　RV2 左脇区　RV3	**575A** 政庁1,15,26,30,180 日吉官衙 80,80-1 観世音寺 163



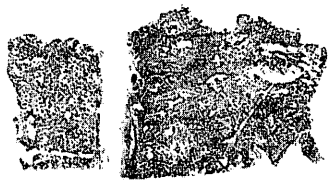
560F 凸面



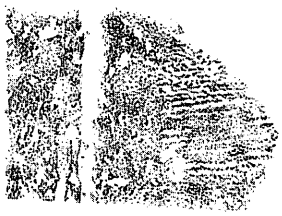
561凸面



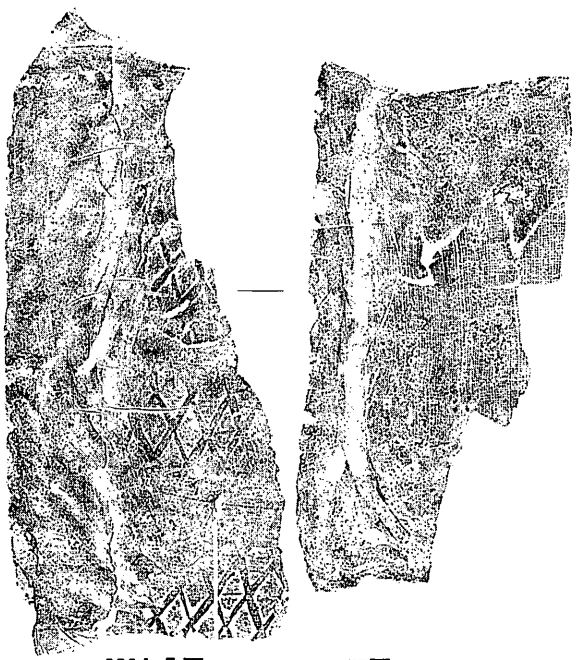
562凸面



569凸面

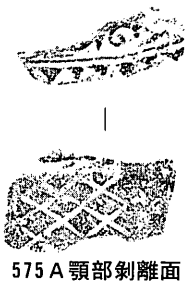


564凸面

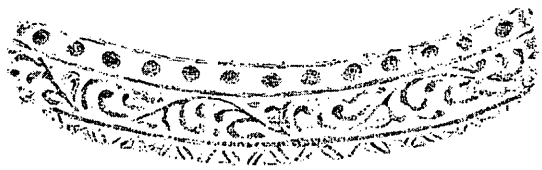
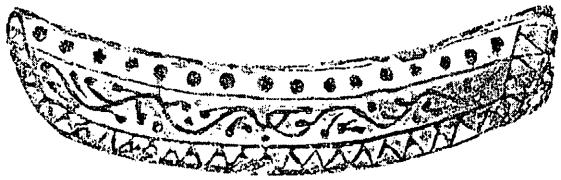
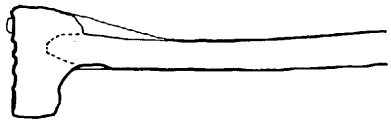
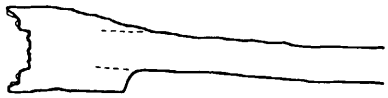
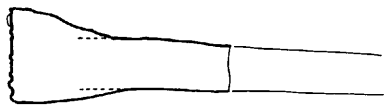
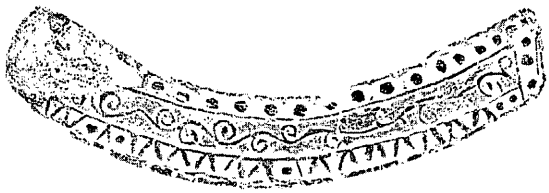
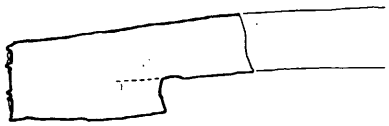


575A 凸面　　凹面

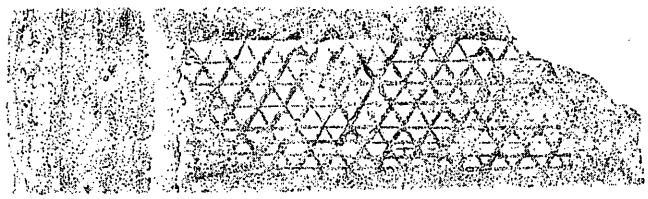
（瓦当接合部に凹面の布痕と別の布痕）



575A 顎部剝離面

575 B		
576		
578		
580		
581		
582		
583		

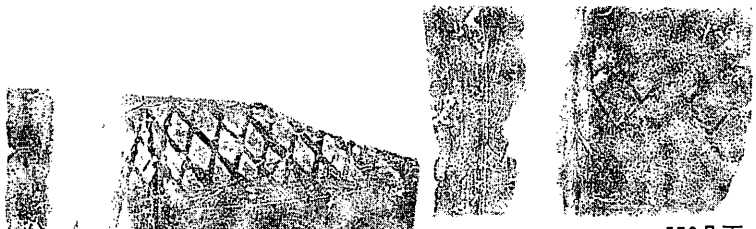
575B ・唐草文　4転半 ・上外区S14　下外区二重LV13	**575B** 政庁6，30 観世音寺 45，70，119，126，130 天満宮 文64
576 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　9転 ・上外区S16　脇区　下外区は連続するLV29？ ・唐草文の子葉の先端が点状となる	**576** 政庁1，2，6，15，26，30 観世音寺 45，103，130，163 月山東官衙 35 蔵司官衙 54 来木官衙 169-2 官人居住区 88 学校院 74
578 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・二枚1組（3枚もある）の唐草文8転 ・外区2段　下段S39？　上段RV40　（傾斜縁）	**578** 政庁1，2，6 筑後国府 文75，文76
580 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　8転 ・上外区　脇区は連続するS23　下外区内向RV19	**580** 政庁1，2，6，15 天満宮 文64，文65
581 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　12転 ・上外区　脇区は連続S19以上　下外区LV16以上　下外区では右・中・左に2・1・2と珠点を置く	**581** 政庁1，6 国寺 文60
582 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　8転　主幹蔓草は子葉を派生させる部分に2点を置いて連続する ・上外区S34　下外区RV20	**582** 政庁1，2，30 不丁官衙 14，73，83，84，85，87，90 日吉官衙 80，80-2，131，156 来木官衙 169-2 辻 文68
583 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　反転数不明 ・上外区連珠文　脇区　下外区は連続する線鋸歯文	**583** 政庁1



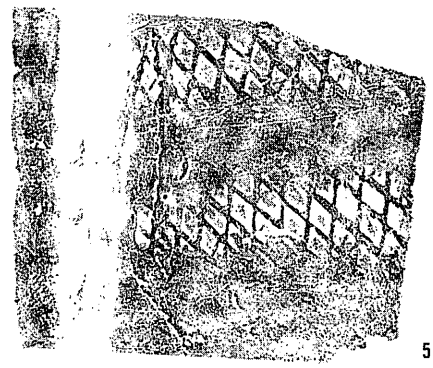
575B 凸面



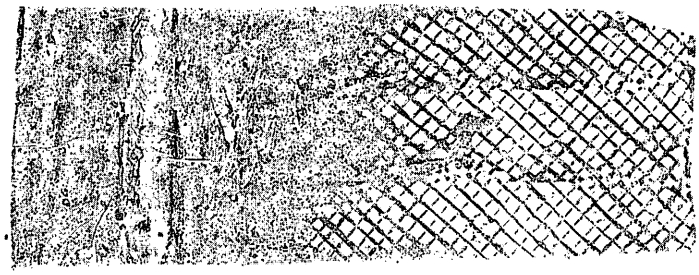
576凸面



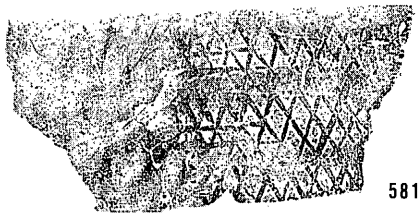
576凸面



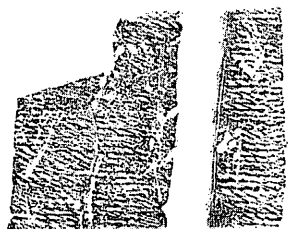
576凸面



578凸面

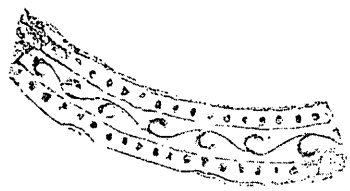


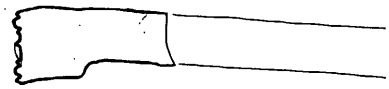
581凸面



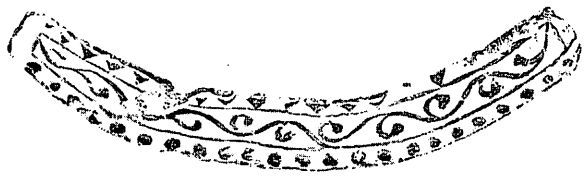
582凸面

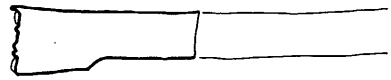
584 A





584 B





600 A





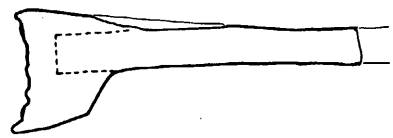
600 B





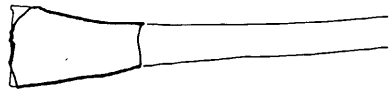
601 A





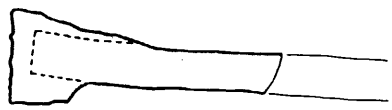
601 B



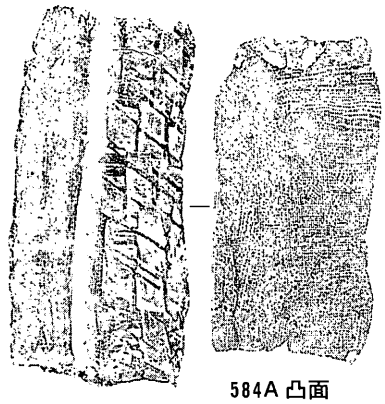


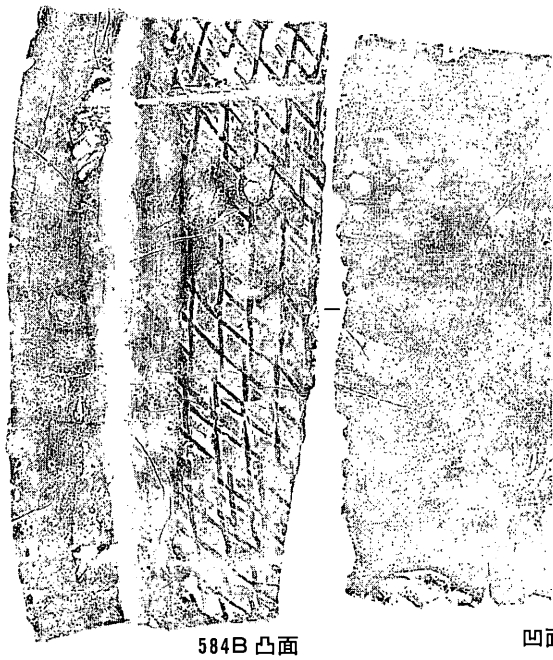
602



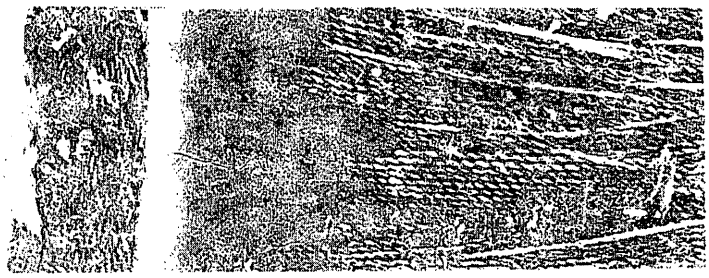


584 ・偏行唐草文－IV類－左行 ・唐草文　反転するごとに子葉1つを派生	
584A ・唐草文　7転以上で連続性を示す ・上外区S19以上 下外区S19以上	**584A** 学校院 9，74
584B ・唐草文　中央で切れ右側で5転 左側で6転 ・上外区内向RV18　下外区S23	**584B** 観世音寺 70，126，130，163 学校院 9 条坊その他 39
600 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・唐草文は連続	**600A** 政庁1，6，30 蔵司官衙 60，65，65-2 後方官衙 24 観世音寺 130 水城 26 鴻臚館 文70
600A ・唐草文　6転半 ・上外区S24　下外区内向RV29	
600B ・唐草文　6転 ・上外区　脇区は連続するS22 下外区RV16 下外区RVは内区界線と離れている	**600B** 政庁1，2，6，15，26，180 天満宮 文64
601 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・子葉状（3～5枚で1組）の唐草が単位文　7転	**601A** 政庁1，2，6，15，30，41，180 不丁官衙 17，83，84，87，88，90 後方官衙 102 学校院 74 観世音寺 130 国寺 文60 大宰府条坊 文59 辻 文68 大分廃寺 文87
601A ・唐草文　6転 ・外区2段　下段S40？　上段素文　（傾斜縁）	
601B ・唐草文　3転以上 ・外区文様　不明	**601B** 水城26
602 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・唐草文　6転 ・上外区S19　脇区　下外区は連続するRV37？ ・脇区　下外区の鋸歯文は内区界線と離れる	**602** 政庁 26，30 観世音寺 70，163 大宰府条坊 文59

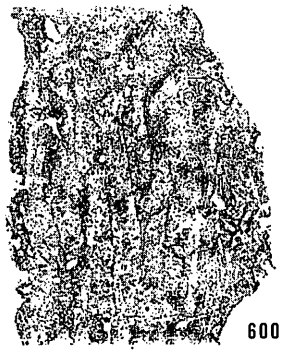

584A 凸面　凹面

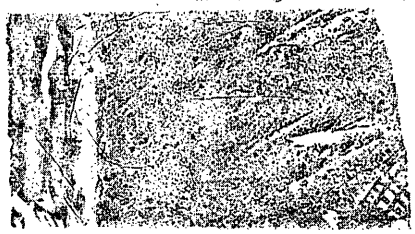

584B 凸面　凹面

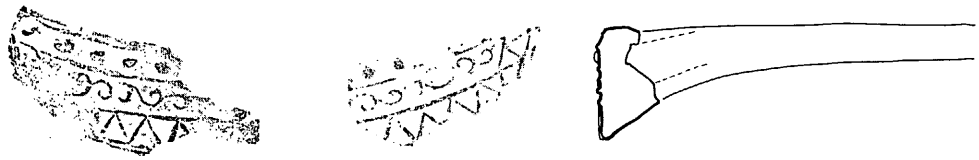
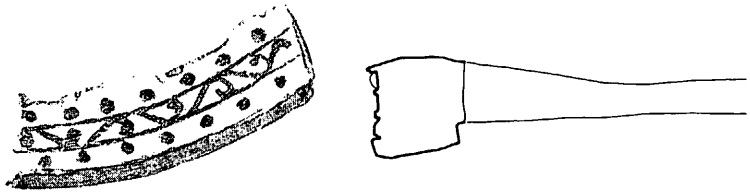
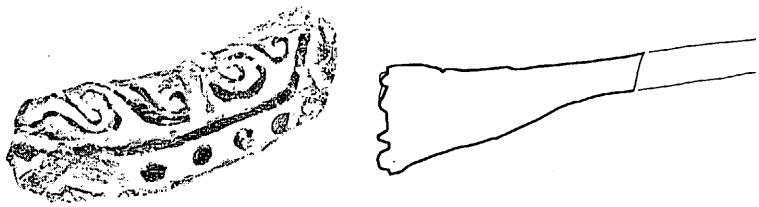
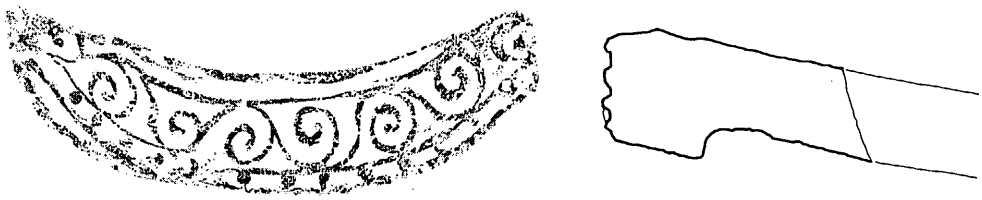

600B 凸面


600A 凸面

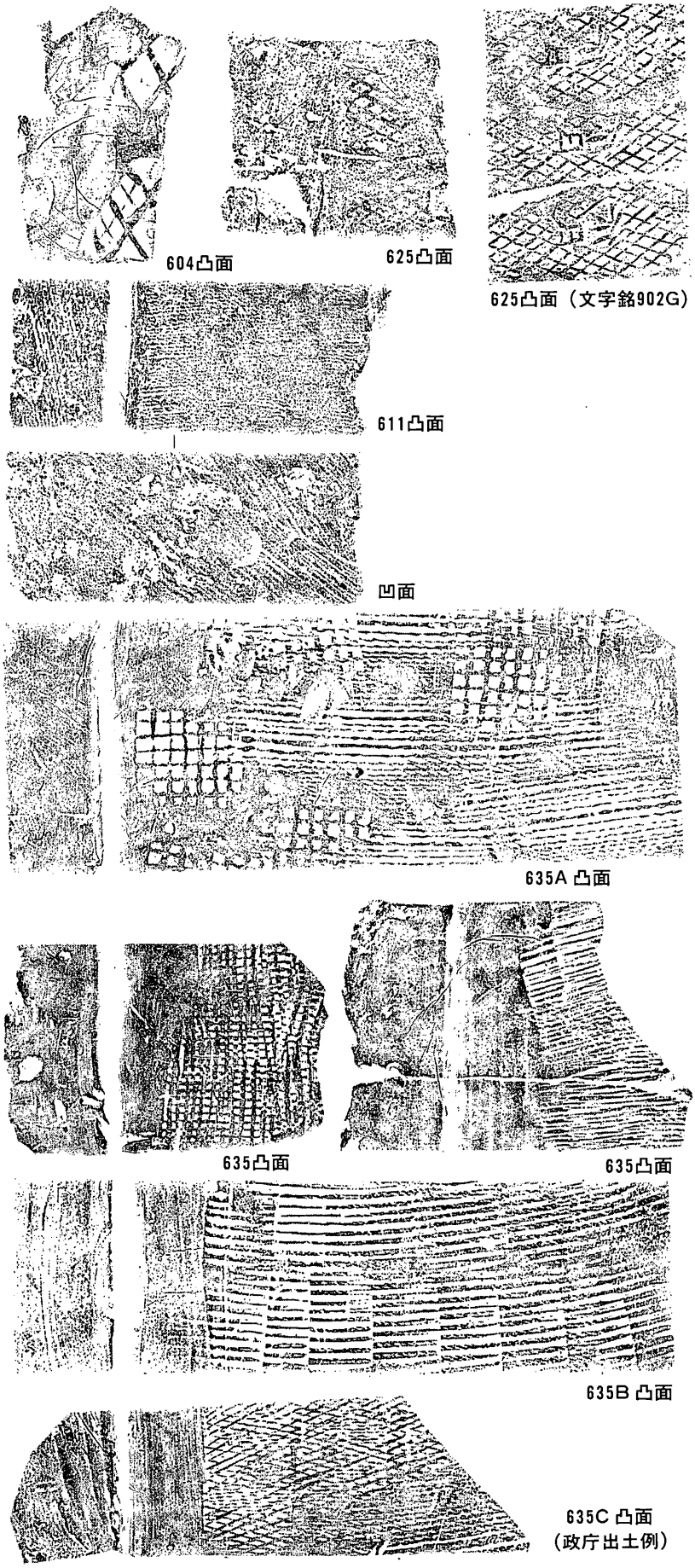

601A 凸面


600B 凸面


602凸面

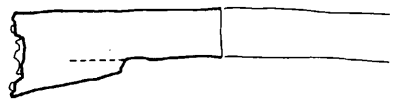
604	
605	
610	
611	
625	
635 A	
635 B	

604 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・唐草文　細い鉤状文 ・上外区S12以上　脇区　下外区は連続するLV12以上	**604** 政庁1，2，180
605 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・唐草文　不連続な鉤状文で6単位以上 ・上　下外区ともS7以上	**605** 学校院　74 政庁6，30 観世音寺　130 鴻臚館　文70
610 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・唐草文　二重の鉤状文3単位以上 ・下外区S5以上	**610** 政庁1，2，41
611 ・偏行唐草文－IV類－右行 ・唐草文　巻込が強い8転 ・上外区素文　下外区S13？	**611** 水城26 国寺　文38，文39
625 ・均整唐草文もどき ・唐草は連続するが右半は右行・左半は左行 ・上下外区脇区の区別なしS34 ・平瓦部に文字銘902Gが伴った例がある	**625** 政庁1，6，26，30，49 不丁官衙　14 蔵司官衙　60 大宰府条坊　文59
635 ・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「㐂」 ・唐草文　4転 ・上外区杏仁形連珠文 ・鴻臚館式軒平瓦 **635A** ・上外区GS15　下外区RV27　右端で内向RV1 **635B** ・上外区GS15　下外区RV27と右端に彫り残し部分がある	**635** 政庁1，2，6，15，26，30，41，180 不丁官衙　14，14補，81，85，86，87，90，98，147，177，83，84，129，134 観世音寺　70，130，163 官人居住区　76，88，92 蔵司官衙　60，65-1，65-2 水城24，水城26，文40 学校院　74 月山東官衙　35，99 日吉官衙　156 後方官衙　102 条坊その他　27，文59 国寺　文38，文39，文61，文80，文81 国尼　文63 般若寺　文45，文46 鴻臚館　文70，文74 朝倉宮　文34 多々良込田　文43



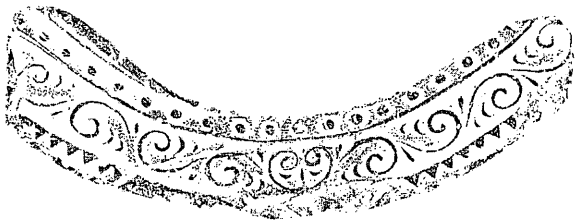
635
C





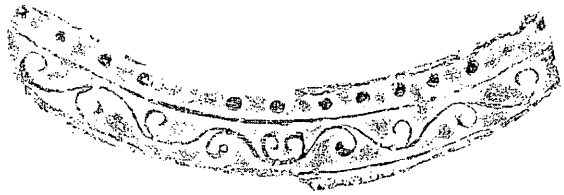
鴻臚館出土資料

637



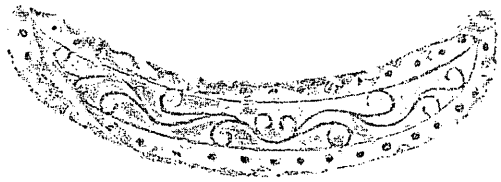


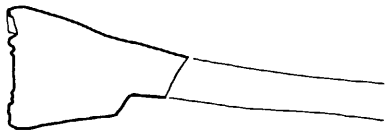
642
A



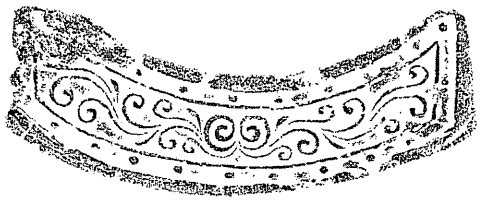


642
B





647





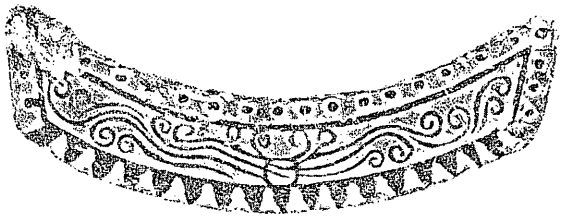
648

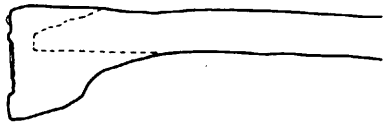




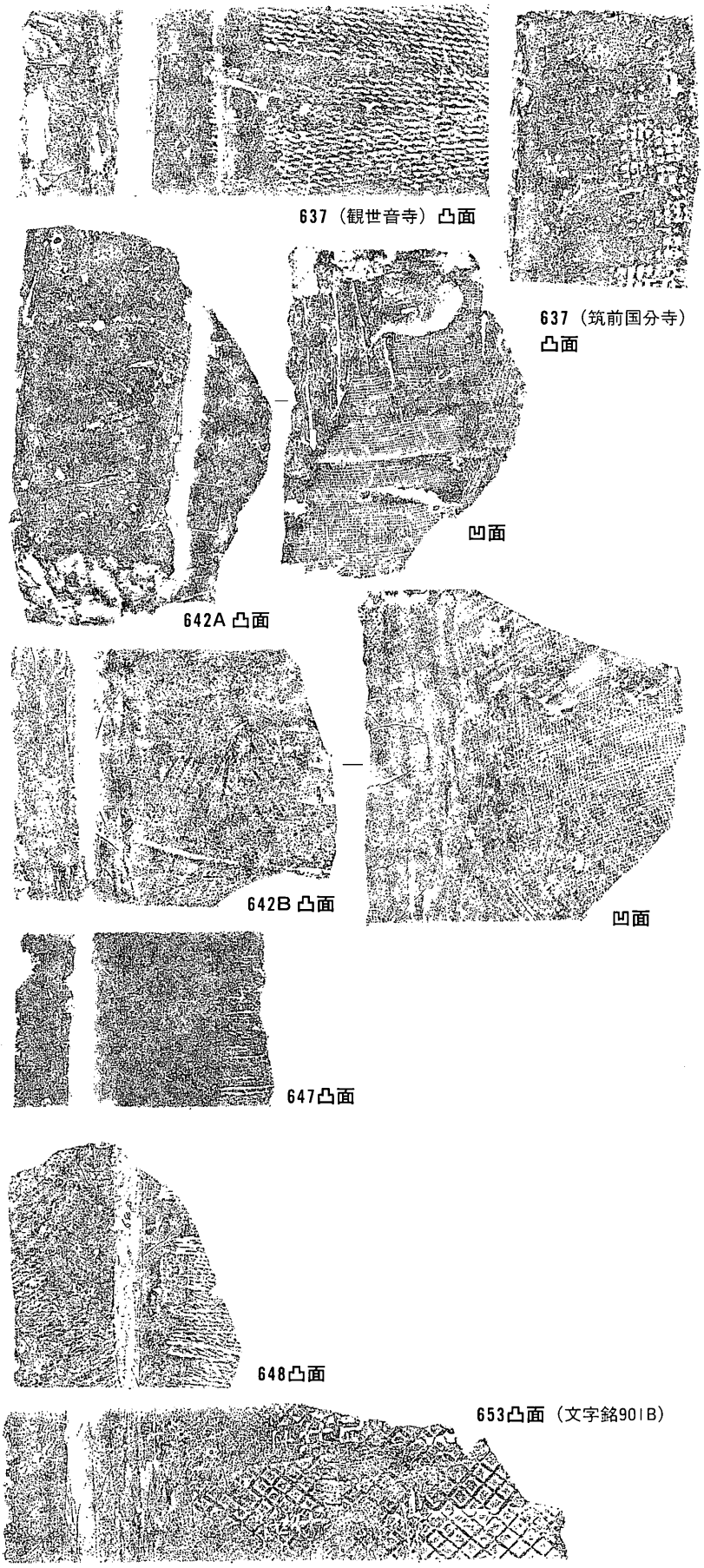
辻遺跡出土資料

653



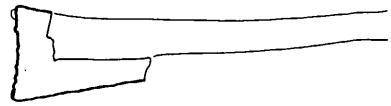


635C ・上外区ＧＳ15？ 下外区ＲＶ27 ・下外区の右端はＡ・Ｂと異なり界線だけである	**635A** 大宰府条坊 文56 **635B** 大宰府条坊 文59 鴻臚館 **635C** 水城26 鴻臚館
637 ・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「  」 ・唐草文　4転 ・上外区Ｓ20　下外区ＲＶ34？	**637** 観世音寺 43,45,70,121,126,130,163 政庁 15,26 国寺 文38,文39,文60,文61,文80,文81 国尼 文63 水城 文41 鴻臚館 文70
642 ・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「  」 **642A** ・唐草文　4転 ・上外区Ｓ14 **642B** ・唐草文　中心飾の右側4転　左側5転 ・外区は連続するＳ39	**642A** 国寺 文38,文39,文81 国尼 文63 多々田込田 文44 **642B** 政庁1，2，6，15，30 月山東官衙 35 不丁官衙 14 蔵司官衙 60,65,65-2 大宰府条坊 文55,文59
647 ・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「」 ・唐草文　3転 ・外区連続するＳ24	**647** 条坊その他 64 大宰府条坊 文53 国尼 文63 般若寺 文45
648 ・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「」 ・唐草文　5転 ・内外区の界線はなく唐草文の上下に連珠文をおく	**648** 月山東官衙 35 蔵司官衙 65 官人居住区 76,92,94 観世音寺 130 辻 文68
653 ・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「  」 ・唐草文　3転左右不均衡 上外区脇区は連続Ｓ24 下外区ＲＶ17 ・平瓦部に文字銘901Ｂが伴った例がある	**653** 政庁 15,26,30,180 不丁官衙 17,83,84 蔵司官衙 60 水城26 杉塚廃寺 文79

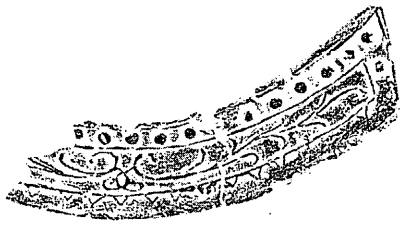


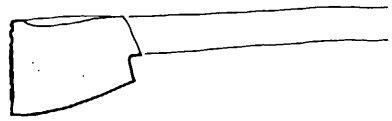
656



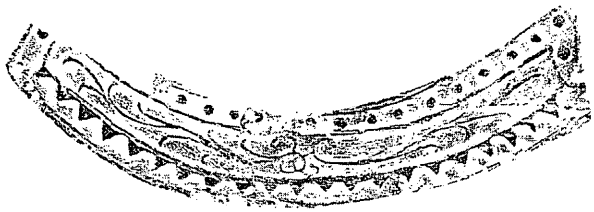


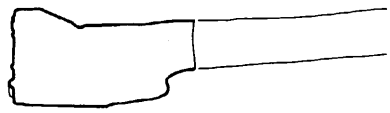
657
a



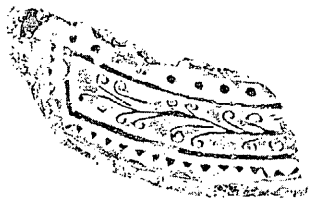


657
b





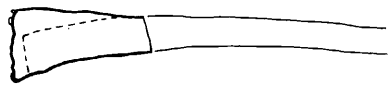
659





661





662
Aa





鴻臚館出土資料

662
Ab





鴻臚館出土資料

656
・均整唐草文－中心飾のあるもの
－中心飾「ꕥ」
・唐草文　中心飾の右側で5転　左側で4転
・脇区上外区は連続S21以上　下外区LV15以上

656
政庁2，6，30
月山東官衙 35
不丁官衙 17
官人居住区 76
水城26

657
・均整唐草文－中心飾のあるもの
－中心飾「ꕥ」
・唐草文　3転
・上外区脇区は連続S17以上

657a
・下外区LV21

657b
・下外区RV21
・瓦当右半に傷

657
観世音寺 70
官人居住区 76
不丁官衙 98，134
後方官衙 102

657a
政庁1，30
不丁官衙 14，82，87，90，92，147
学校院 74
官人居住区 88

657b
政庁1，2，6，15，26，30，41
不丁官衙 14，17，83，84
蔵司官衙 60，65-1，65-2
官人居住区 92
水城24，文67
国寺 文38，文39，文60，文81
大宰府条坊 文59
辻 文68
鴻臚館 文70

659
・均整唐草文－中心飾のあるもの
－中心飾「ꕥ」
・唐草文中心飾の左で3転
・上外区S8以上　脇区内向RV5　下外区　中心飾の下で内向RV　左側RV12

659
政庁 15，26

661
・均整唐草文－中心飾のあるもの
－中心飾「ꕥ」
・唐草文中心飾の左右に転開
・上外区S5以上　下外区S4以上

661
水城26

662
・均整唐草文－中心飾のあるもの
－中心飾　木葉状文
・唐草文　4転
・外区　内区より1段高く連続する連珠文を置く

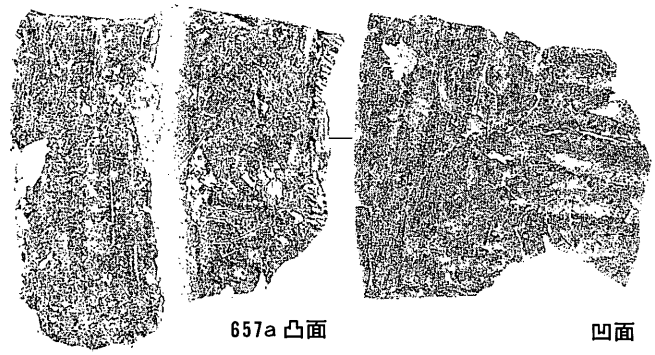
662Aa
・中心飾　有軸中空木葉状文
・唐草文　内区でおさまる
・外区S50以上

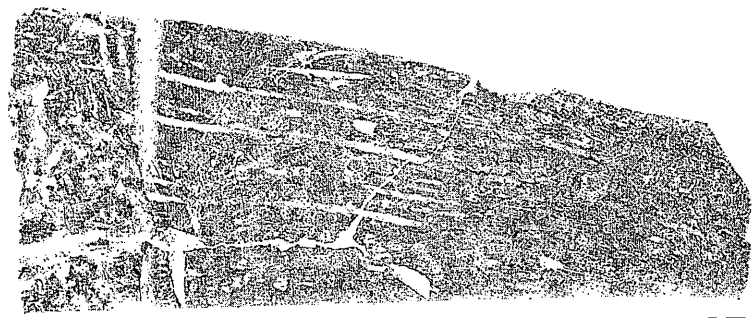
662Aa
鴻臚館 文70

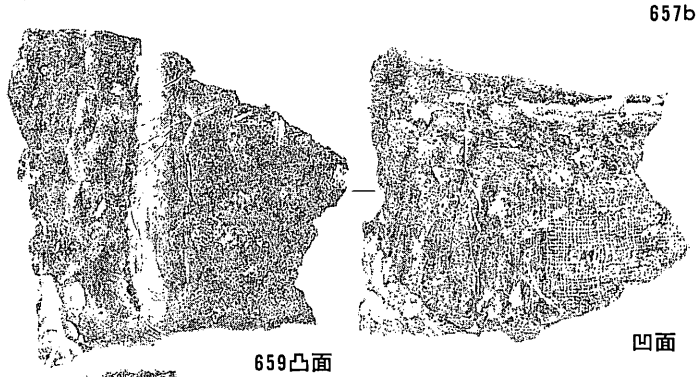
662Ab
・中心飾は無軸の木葉状文に変わる
・唐草文　内区壁でわれている
・外区　大粒の連珠となり数も少なくなる

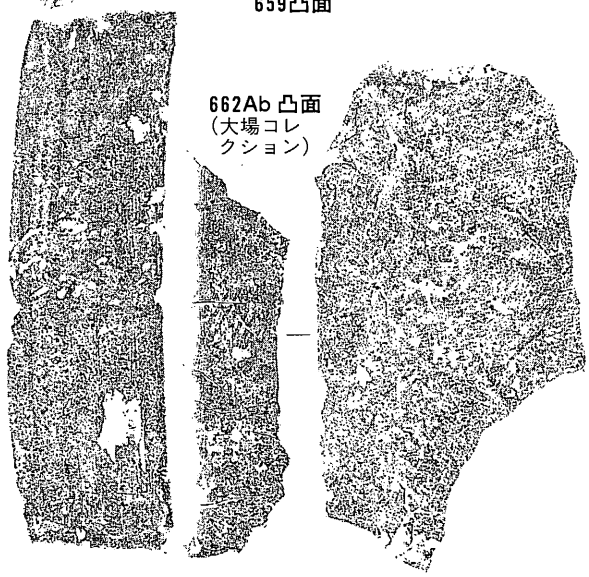
662Ab
鴻臚館 文70


656凸面

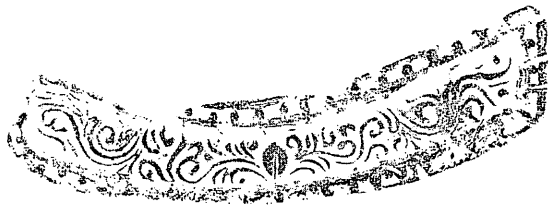

657a 凸面　凹面

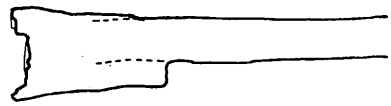

657b 凸面


659凸面　凹面


662Ab 凸面
（大場コレクション）
凹面

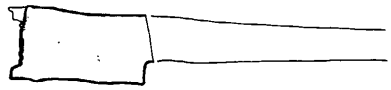
662
Ba



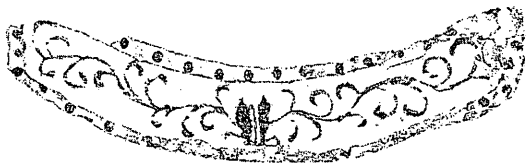


662
Bb





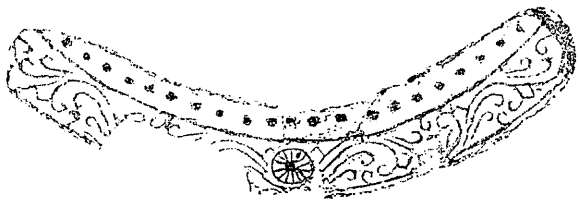
663

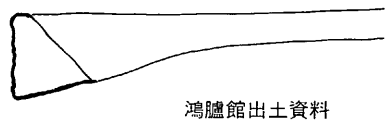




鴻臚館出土資料

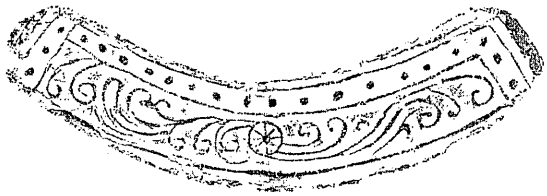
666
A





鴻臚館出土資料

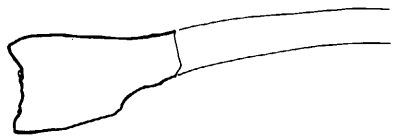
666
B





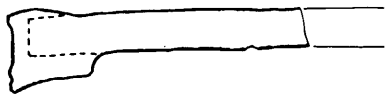
668





672





662Ba
・中心飾は有軸木葉状文
・唐草文　Aに近似
・外区　Aより大粒の連珠文で数が少ない
・平瓦部に文字銘907が伴った例がある

662Bb
・外区の幅が狭く素文縁となる

622Ba
政庁6

662Bb
観世音寺 45

663
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「」
・唐草文　3転
・外区一周するS38

663
鴻臚館 文70

666
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾　車輪状文

666A
・中心飾　円文中に放射状線　14
・唐草文　4転
・上外区S21

666B
中心飾は円文中に放射状線　8
・唐草文　左右不均衡　右2転　左3転
・上外区　右脇区は連続S18　左脇区S3

666A
鴻臚館 文70

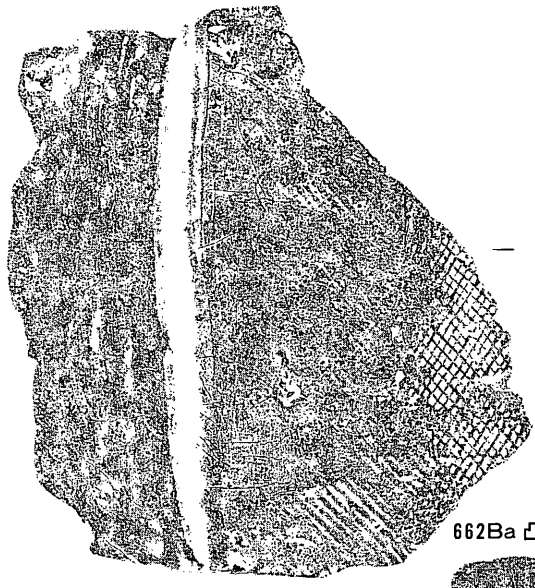
666B
国寺 文39，文81
鴻臚館 文70

668
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾「  」
・唐草文　3転
・上外区S？下外区S？
・浜口廃寺に同笵例(「九州古瓦図録」31頁17図)

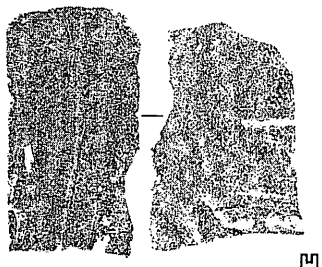
668
月山東官衙 31
政庁1
観世音寺 45，163
国尼 文63

672
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾　上向三葉形
・唐草文　3転
・内区界線の外側に素文縁

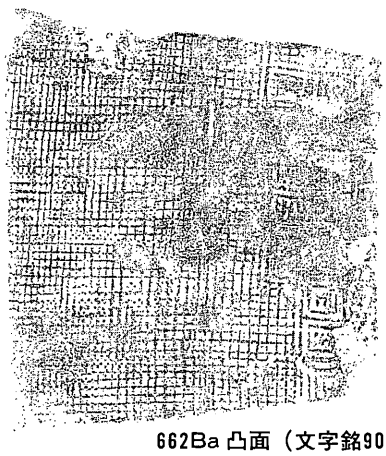
672
政庁6，30

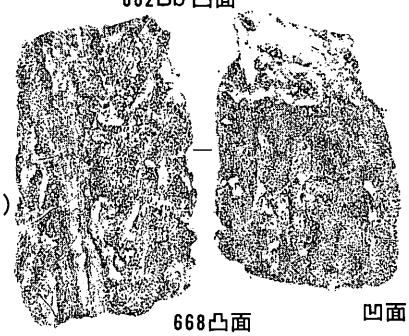

662Ba 凸面


凹面

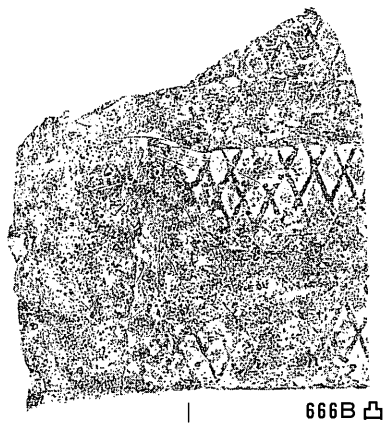

662Bb 凸面

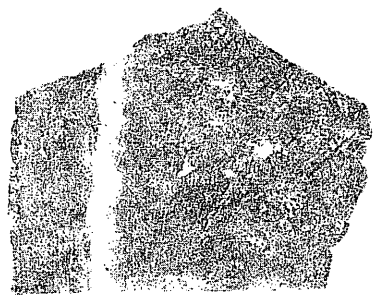
凹面

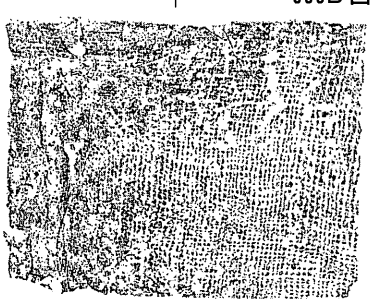

662Ba 凸面（文字銘907）


668凸面

凹面


666B 凸面


672凸面

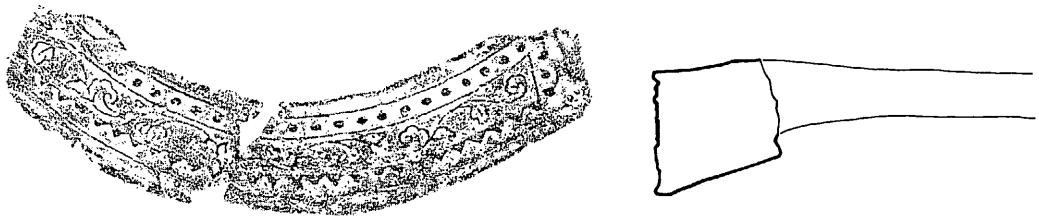

凹面


凹面

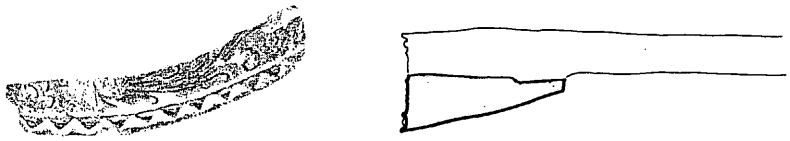
673
a



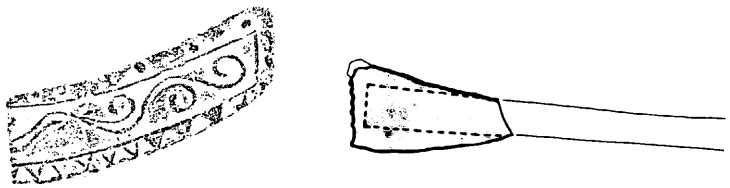
673
a′



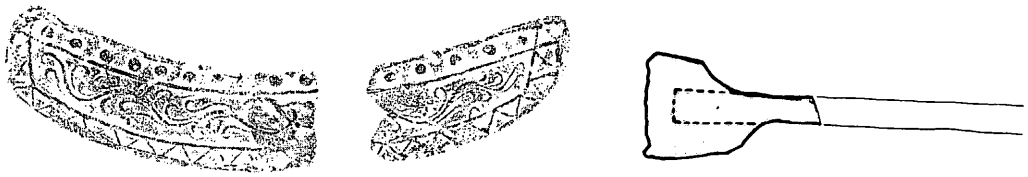
674



675



676



685
A



685
B



673a
・均整唐津文－中心飾のあるもの－中心飾　宝相華状文
・唐草文　中心飾の左右で4転
・上外区　脇区は連続するS31　下外区RV29

673a
政庁 15, 30, 41

673a′
・瓦当文様は673aであるが瓦当外区外界線の外に輪郭線がある

673a′
観世音寺 103, 121

674
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾　？
・唐草文　右で2転
・下外区RV11以上

674
蔵司官衙 65

675
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾　？　唐草文　右で4転
・上外区　脇区は連続S10以上　下外区RV10以上　鋸歯文は1部が凹RV

675
政庁 26
蔵司官衙 65

676
・均整唐草文－中心飾のあるもの－中心飾　？　唐草文　4転
・上外区S16　脇区　下外区は連続LV22以上

676
政庁 30
観世音寺 45, 119

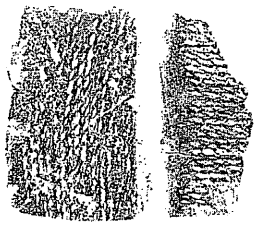
685
・均整唐草文－中心飾のないもの－唐草文は中心から外へ
・唐草文　2転　不均衡な唐草文

685A
・上外区内向LV10　鋸歯文の中に刺文　脇区下外区は連続S16
・平瓦部に文字銘902Aが伴った例がある

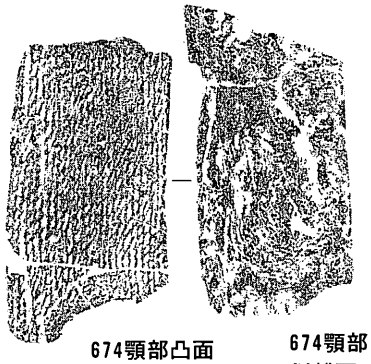
685A
政庁1, 2, 26, 30, 30補
松倉瓦窯 文83

685B
・唐草文　左右で不均衡
・脇区　下外区は連続S18
・平瓦部に文字銘902Cを伴った例がある

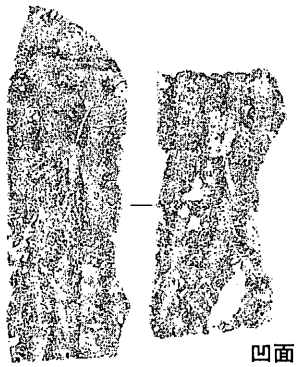
685B
政庁6, 15, 26, 30
国寺 文39, 文81
大宰府条坊 文55


673a 凸面
（政庁）


673a′顎部凸面
（観世音寺）


674顎部凸面

674顎部
剝離面

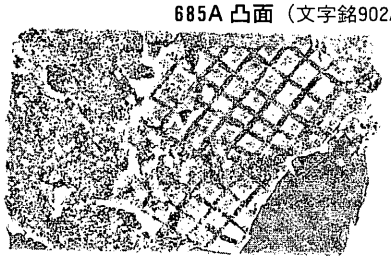

675凸面

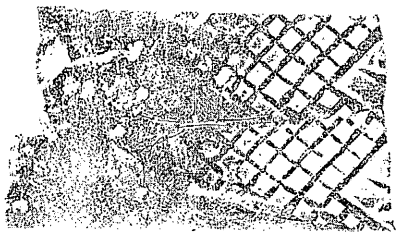
凹面

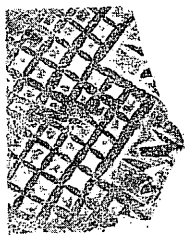

676凸面


685A 凸面（文字銘902A）


685A 凸面

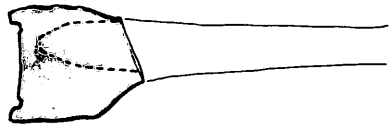

685A 凸面


685B 凸面（文字銘902C）


同左

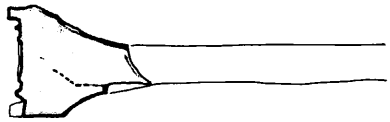
686
A



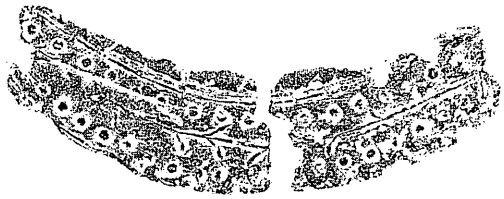


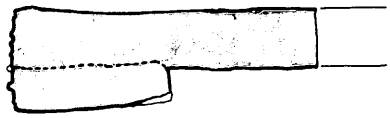
686
B





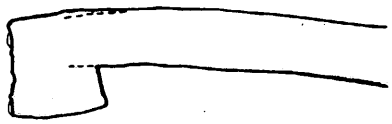
687



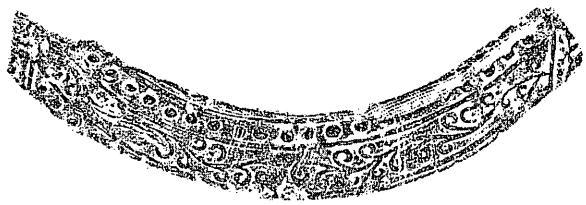


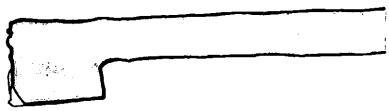
688
Aa



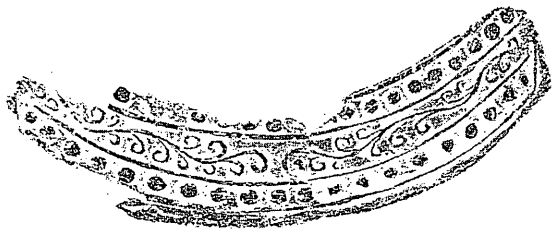


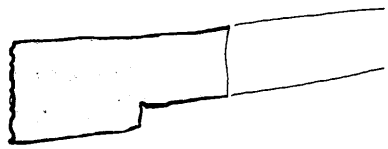
688
Aa′





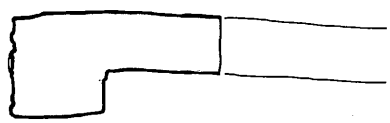
688
Ba





688
Bb

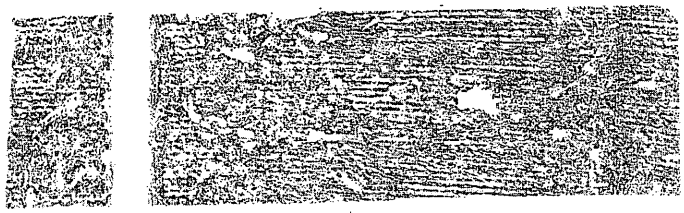




686 ・均整唐草文－中心飾のないもの－唐草文　中心から外へ ・中心線を置き忍冬唐草文　3転 ・外区1段高く素文	**686A** 政庁 30, 180 水城 文41 国寺 文38, 文39, 文80, 文81 大宰府条坊 文53
686A ・忍冬唐草文3転	
686B ・忍冬唐草文2転半	**686B** 国寺
687 ・均整唐草文－中心飾のないもの－唐草文　外から中心へ ・唐草文　蔓の両側に内向子葉 ・唐草の上・下に連珠文　上S17 下S19	**687** 観世音寺 45, 70, 122 大宰府条坊 文55
688 ・均整唐草文－中心飾のないもの－唐草文　外から中心へ ・内区中央で文様が向き合う	**688** 国寺 文38, 文39, 文60, 文81 国尼 文63
	688A 政庁 180
688Aa ・唐草文　4転　中央でむきあう右側唐草右端の子葉が上向 ・上外区S21　下外区S20	**688Aa** 不丁官衙 14, 14補, 83, 84, 87, 90, 98 蔵司官衙 60, 65, 65-2 観世音寺 45, 126 水城26 官人居住区 92 政庁1, 2, 6, 15, 26, 30 国寺 文60
688Aa′ ・688Aaの瓦当文の下外区を削り落としたもの	**688Aa′** 不丁官衙 14
688Ba ・内区　唐草文の下向きの子葉が688Aより1つ多いこと ・唐草文　右端の子葉が下をむく	**688Ba** 政庁6, 15, 26
688Bb ・瓦当面の左半で斜行する大きな傷	**688Bb** 政庁1, 6, 15



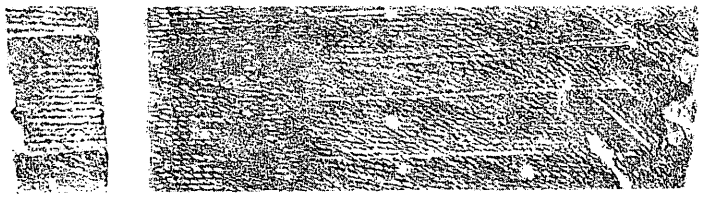
687凸面



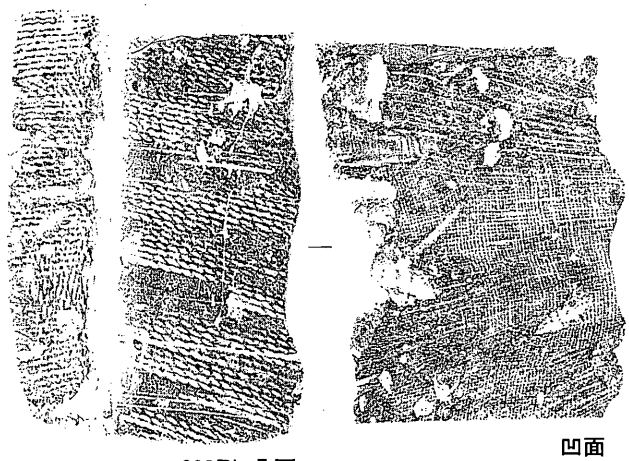
688Aa 凸面



凹面



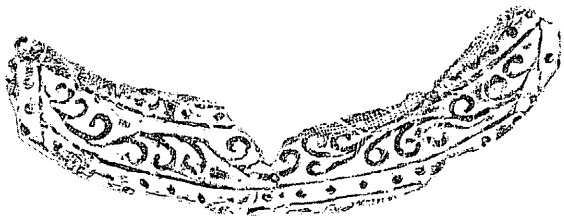
688Aa′凸面

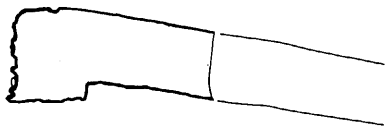


688Bb 凸面

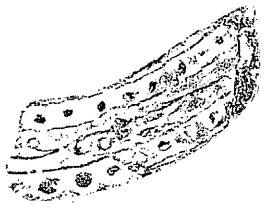
凹面

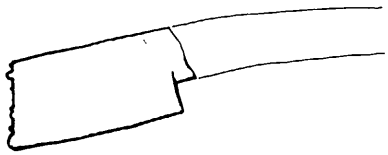
688
C



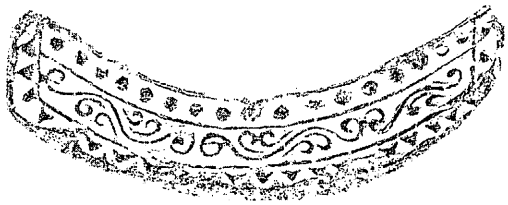


689



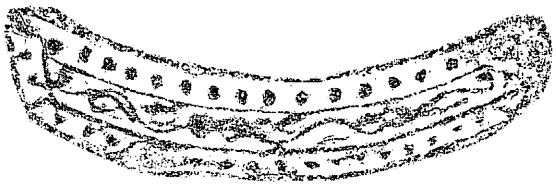


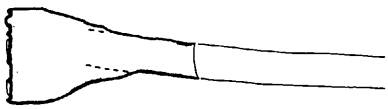
691
Aa



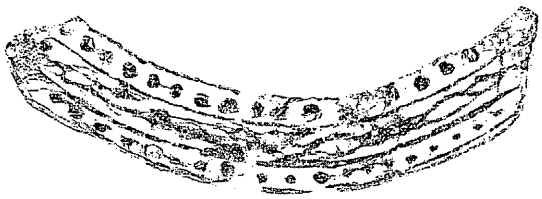


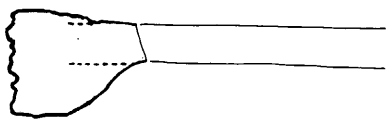
691
Ab



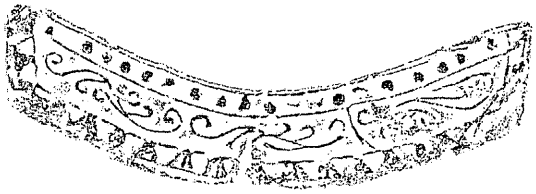


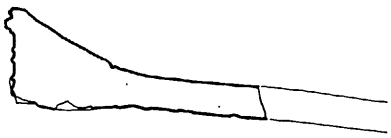
691
Ac





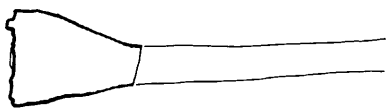
691
Ba



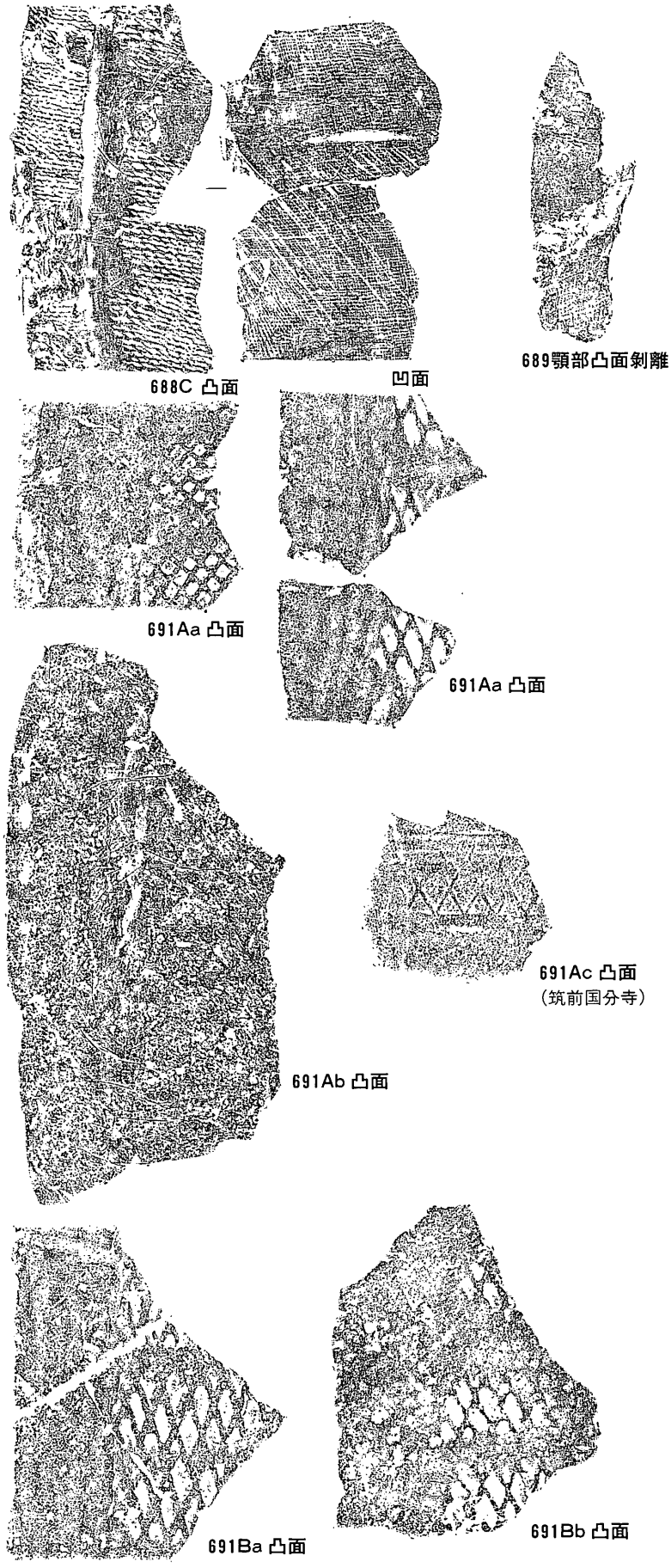


691
Bb



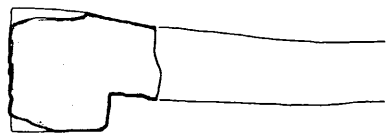


688C ・唐草文　太く子葉の数が少ない ・上外区S11以上　脇区左S３　右S２？　下外区S16	**688C** ・政庁１，２，６，15，30 官人居住区 76，92 水城20，文40 蔵司官衙 60，65-2 学校院 74 不丁官衙 14，73，83，85，87，88，90，147
689 ・均整唐草文－中心飾のない唐草文－唐草文外から中心へ ・唐草文　直線的な蔓草の両側に子葉が派生する ・上外区S８以上　下外区S８以上	**689** 観世音寺 70，163
691 ・並列唐草文－三単位 **691Aa** ・唐草文　偏行唐草文を短くしたもの３単位 ・上外区S17　脇区下外区は連続するRV24 **691Ab** ・唐草文　つぶれる　元の文様がわかる部分がある ・下外区凸鋸歯文はそのまま **691Ac** ・唐草文　元の形をまったく留めない ・脇区　素文　唐草がはみ出す　下外区連珠文 **691Ba** ・唐草文　変形した唐草文　３単位 ・上外区S19 ・脇区　下外区は連続する内向RV22　鋸歯文の１部に刺文 **691Bb** ・唐草文左端の１単位に新たな文様が追刻 ・脇区　下外区は線鋸歯文に変わり刺文をおく	**691Aa** 政庁１，２，６，15，26，30，180 観世音寺 43，45，130，163 蔵司官衙 60，65-2 不丁官衙 17 来木官衙 169-2 国寺 文60，文61 杉塚廃寺 文79 **691Ab** 政庁１，２，15，26，30，180 国寺 文38，文39 国尼 文63 **691Ac** 国寺 文81 国尼 文63 **691Ba** 政庁１，２，６，15 **691Bb** 政庁６ 蔵司官衙 65

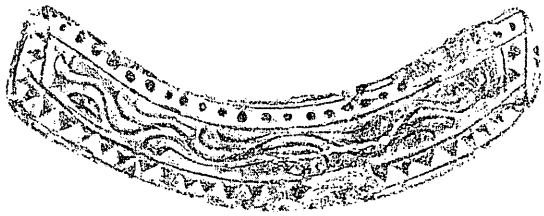


700





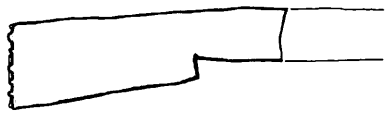
703



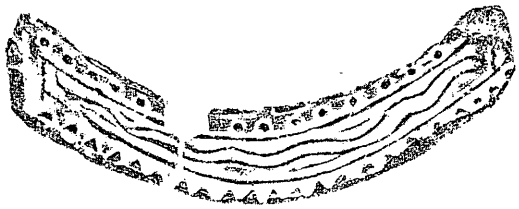


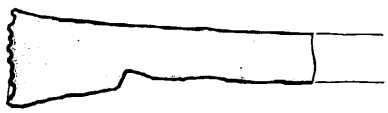
704
A





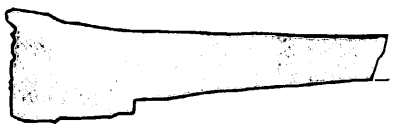
704
B





771

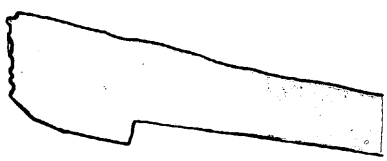




大場コレクション

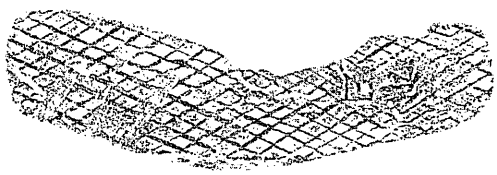
775

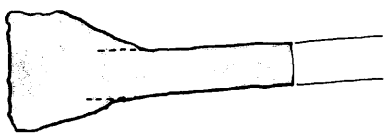




鴻臚館出土資料

781





700 変形唐草文－1 植物模様の原形が失われたもの ・唐草文　中心線を置き鉤状文がつく ・外区はなく内区唐草の上・下に連珠文をおく	**700** 政庁1，6
703 ・変形唐草文－2 ・内区　中心となる波状文の上下に子葉 唐草文　右半は右行左半は左行 ・上外区S26？ 脇区RV2　下外区RV25	**703** 観世音寺 126 政庁1，6 大宰府条坊 文58
704 ・変形唐草文－3 **704A** ・唐草文，波状文の上・下に子葉がある ・上外区S 8以上 下外区内向RV 12以上 **704B** ・唐草文　並走する波状文　2本 ・上外区S17　下外区内向RV22	 **704A** 政庁6 般若寺 文45 **704B** 政庁1，2，6，15
771 ・その他の文様 ・唐草文以外の文様　うず巻く水を表したものか ・下外区　二重の界線の下に連珠文	**771** 鴻臚館 文70
775 ・その他の文様 ・形の異なる文様10単位を並列的におく　外区はなく主文の上・下に連珠文をおく　上辺S12 下辺S25	**775** 鴻臚館 文70
781 ・その他の文様 ・文字瓦902Gの叩打具痕を瓦当文様とする	**781** 政庁 15



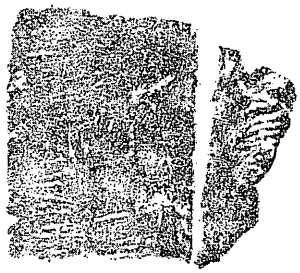
700凸面顎部



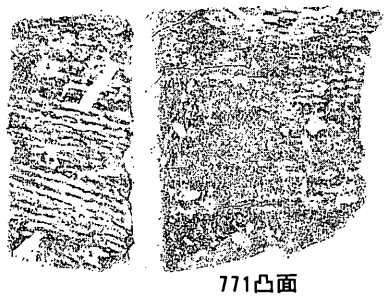
703凸面



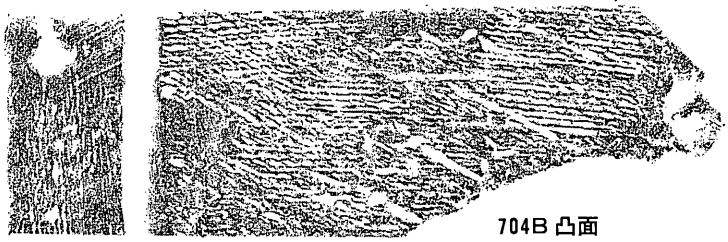
703凸面



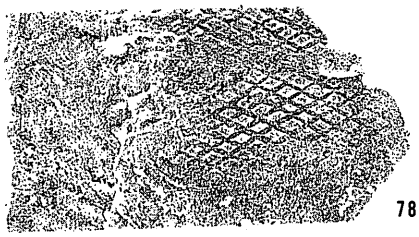
704A 凸面



771凸面
（大場コクレション）



704B 凸面



781凸面

叩打痕文字瓦

叩打痕文字瓦の型式分類について

○叩打痕文字瓦は，円筒桶製平瓦とそれに伴う丸瓦の凸面に見られるものである。文字銘は，木製長手叩打具の叩打面に斜格子文などとともに刻み込まれたもので，ヘラ書文字瓦と異なって同種同一の叩打痕が多数の出土瓦に認められる。このことから，型式分類が可能となる。

○叩打痕文字瓦は，8世紀末以降の所産と考えられる。

○この型式分類では，21型式76種の叩打痕文字瓦の分類に留めたが，大宰府史跡からは，文字銘を伴わず文字銘瓦と同様の斜格子文叩打痕のある丸・平瓦は200種以上に及ぶものと思われる。これらのなかには，文字と思われるもの，文字ではないが記号と思われるものを多々認める。これ等は，文字銘が持つ意味と同じ資料価値を持つものと考えられる。文字銘のある瓦はその一部にすぎない。

○叩打痕文字瓦は，石松好雄・高橋章による分類型式Ⅰ類からXXI類をそのままに，901型式～921型式とした。拓図は，各型式各種ごとに掲載した。

○文字銘の型式分類・文字銘・叩打痕の特徴・銘文を伴った瓦（種類）・出土遺跡一覧を一表として拓図の後(68～72頁)につけた。

○この表中銘文を伴った瓦(種類)を，丸瓦・平瓦・軒瓦の3種に分けている。丸瓦・平瓦の凸面に文字銘のあるものについては，それぞれ○印をつけた。

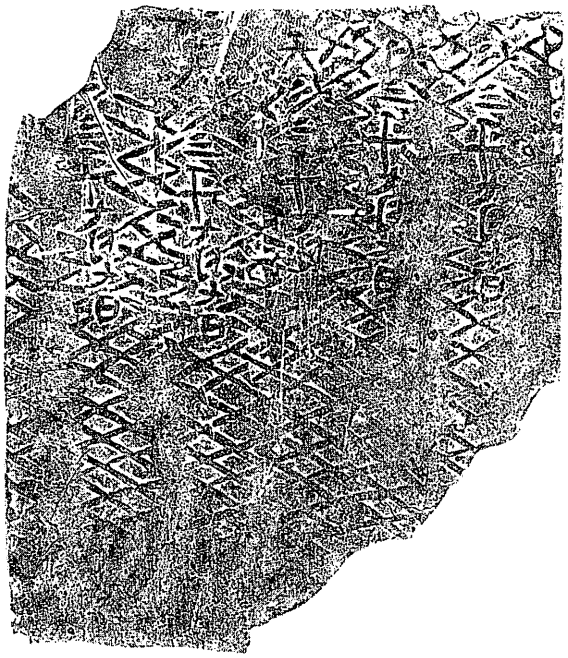
資料整理不充分のままではあるが，空欄は未確認のものである。

○これ等の叩打痕文字銘を持つ丸瓦・平瓦が，軒丸瓦・軒平瓦の丸瓦部・平瓦部に用いられている例がある。これについては，軒瓦の欄に軒瓦の型式番号を記した。

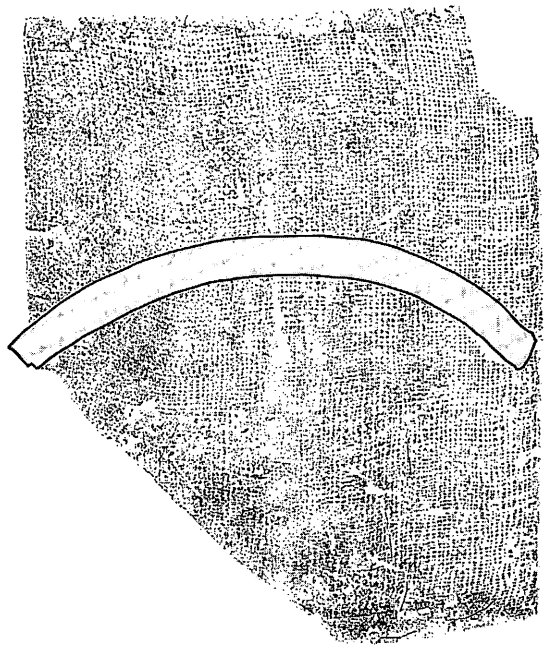
○「出土遺跡一覧」の欄は，軒瓦の同笵瓦出土遺跡一覧と同じ方法で遺跡名を記入した。

○掲載図中の叩打具の幅，長さのわかる拓本は，石松好雄氏による拓本合成復原である。

平瓦凸面に見られる長手叩打具による
連続叩打痕跡

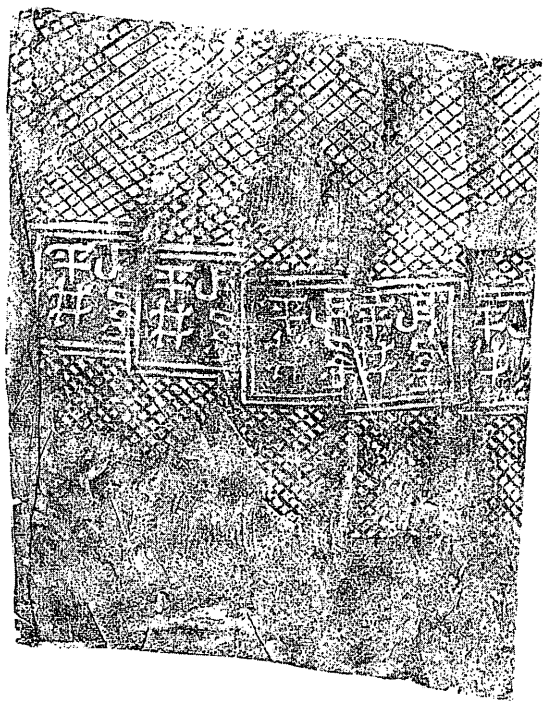


文字銘921「天延三年七月七日」(左字)

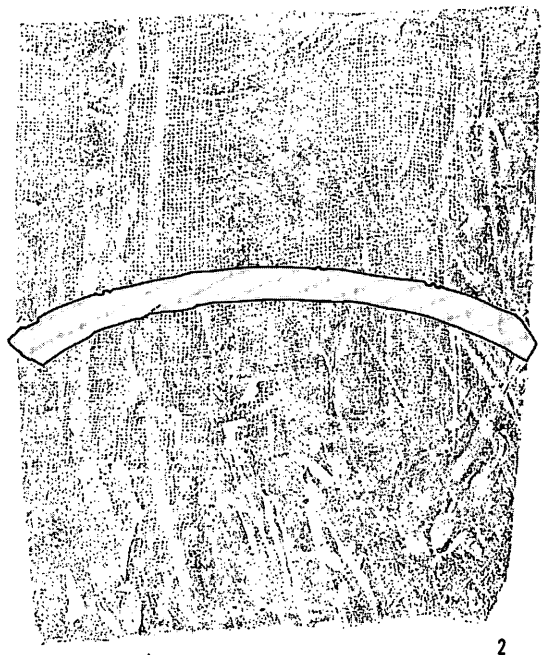


1

0 20cm



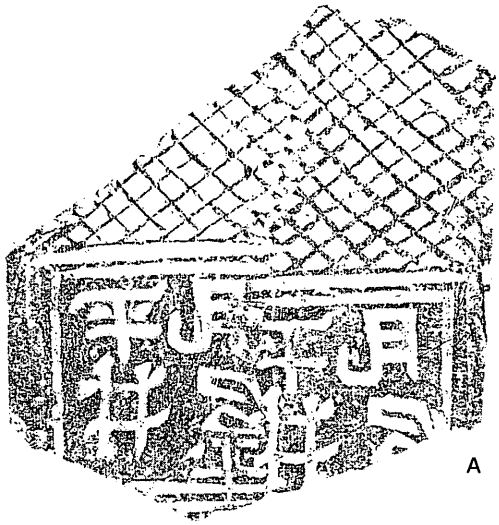
文字銘901A「平井瓦屋」(左字)
二宮コレクション



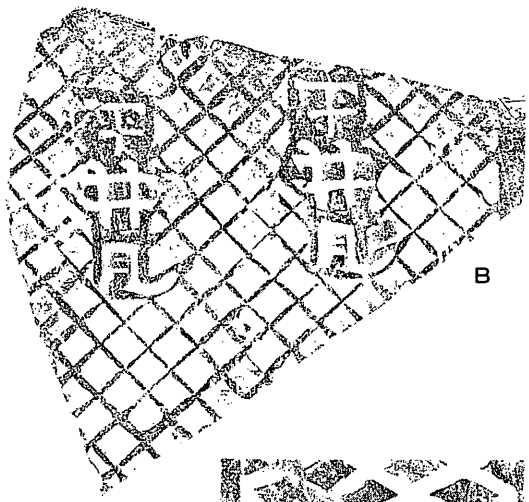
2

↑粘土板合せ目痕跡

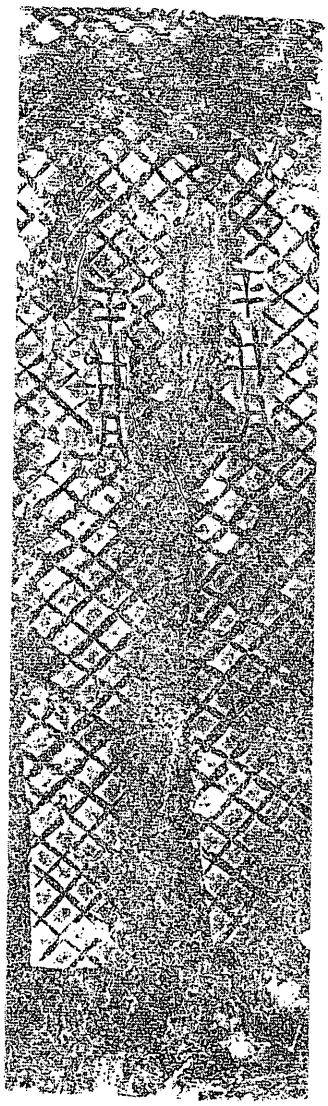
901



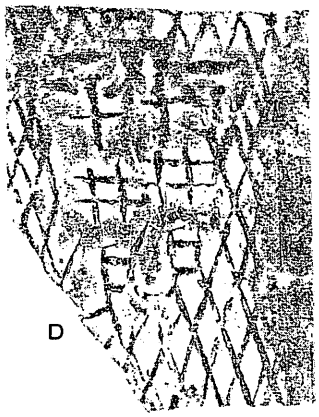
A



B



C



D



E

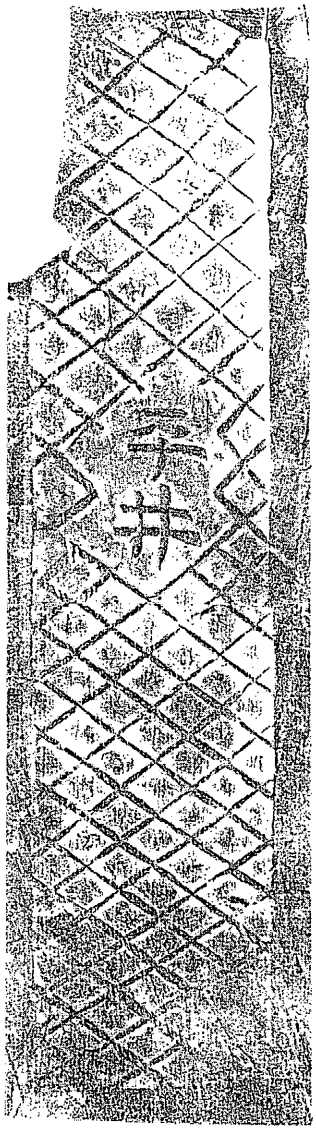


Fa

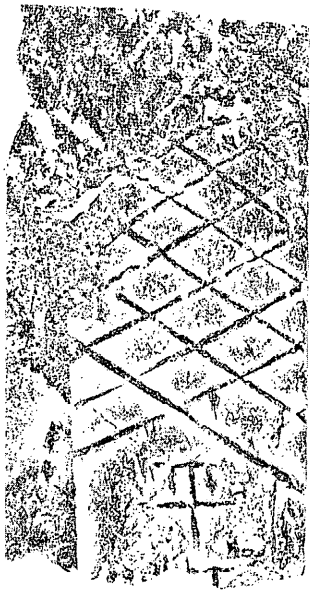


Fb

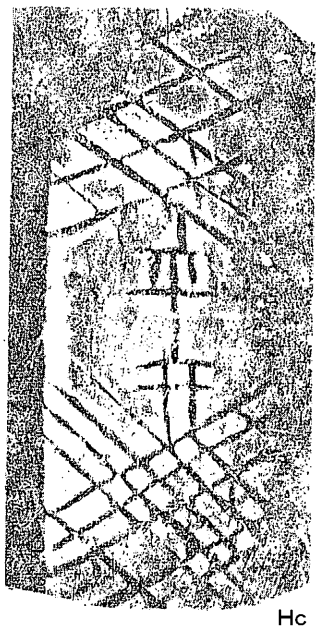
901



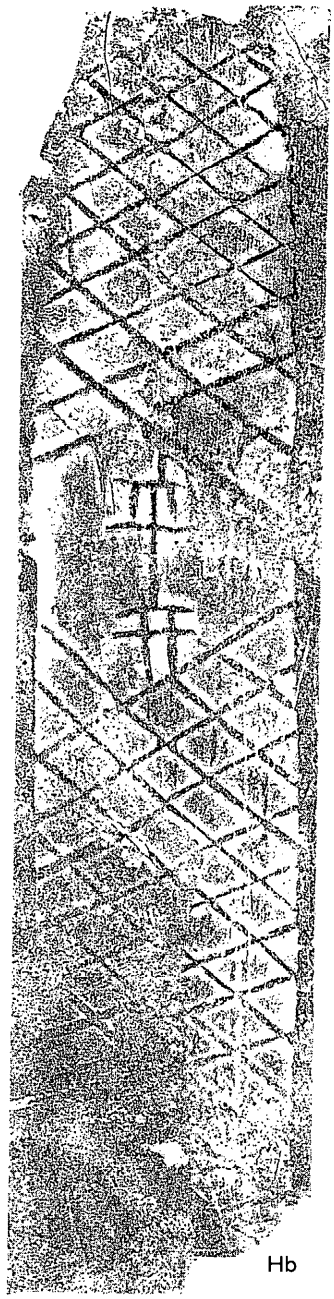
Ga



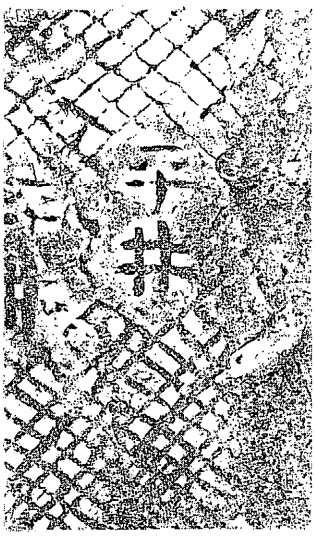
Ha



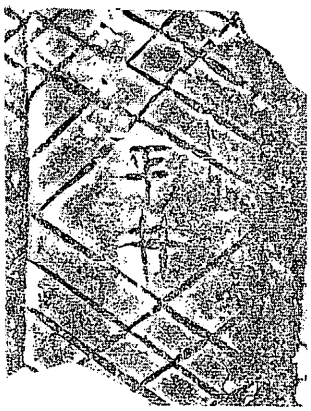
Hc



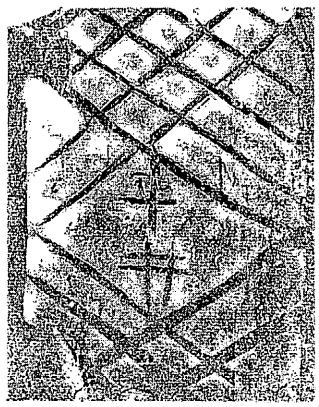
Hb



Gb

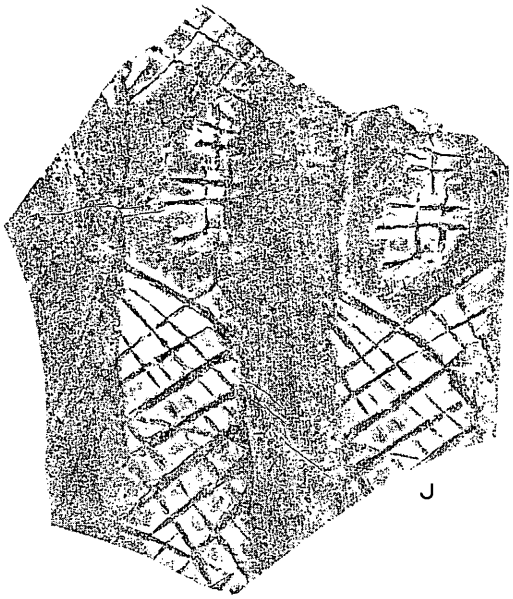


Ia

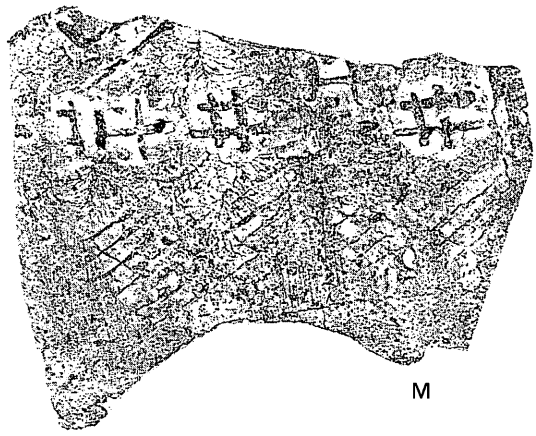


Ib

901



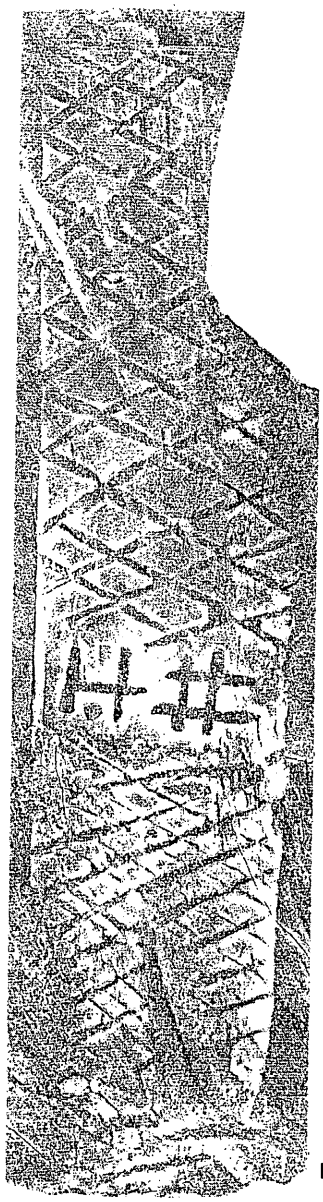
J



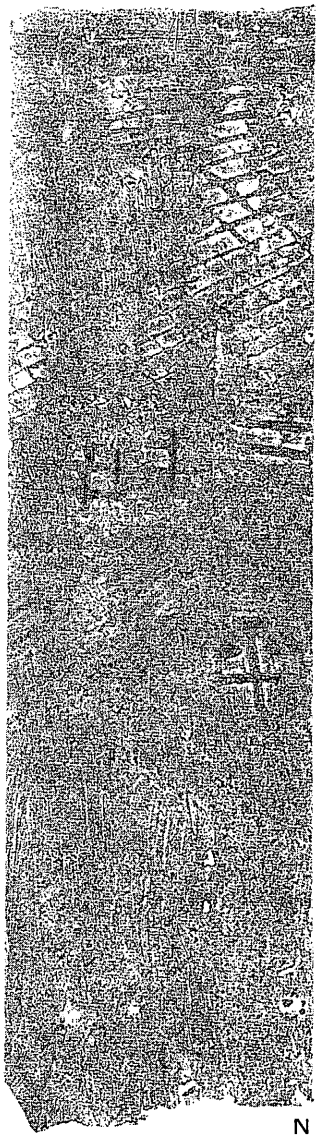
M



K

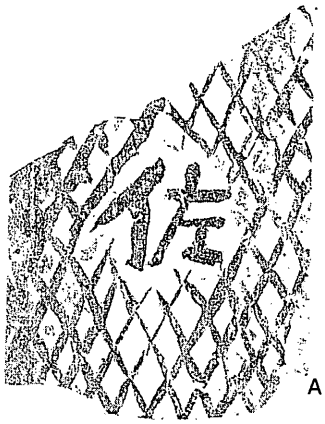


L

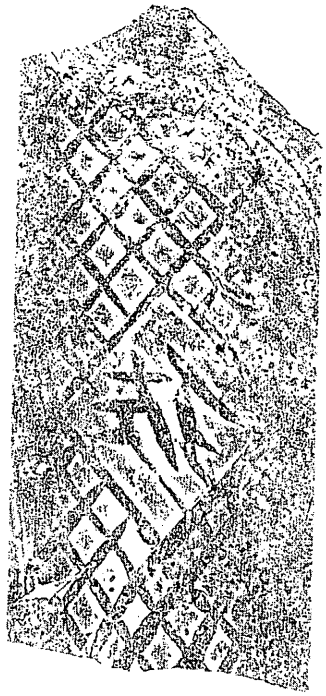


N

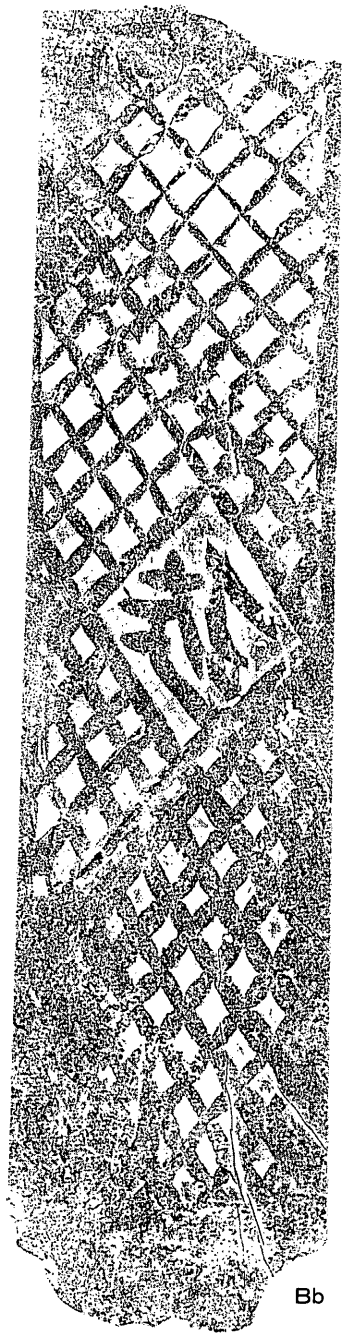
902



A



Ba



Bb



C



Da

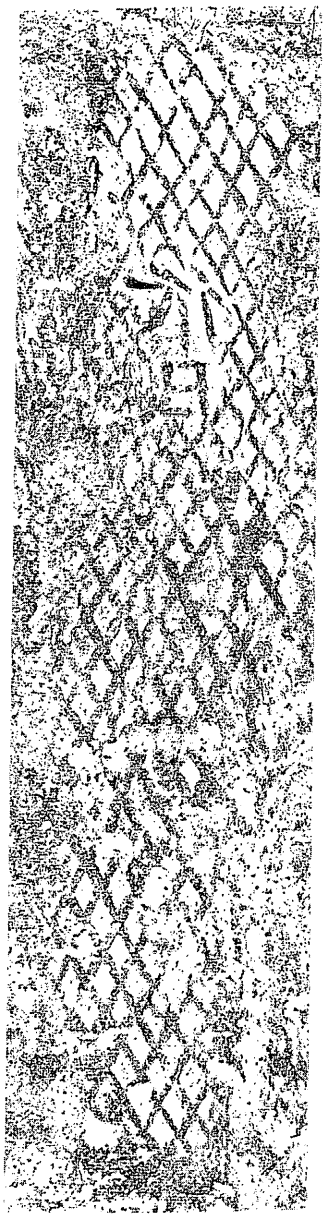


Db

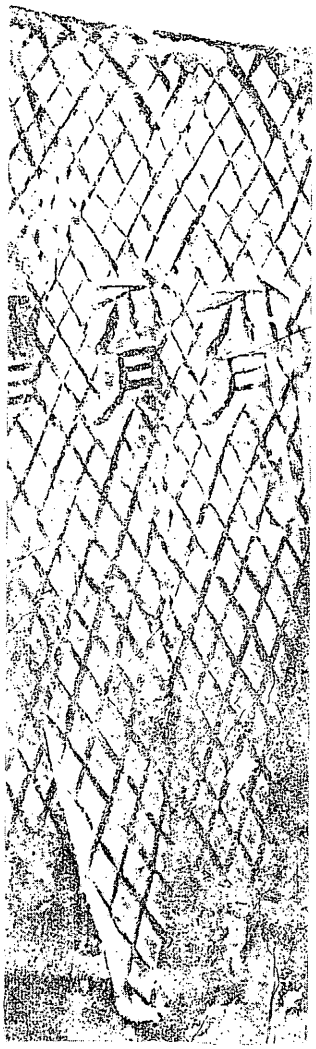
902



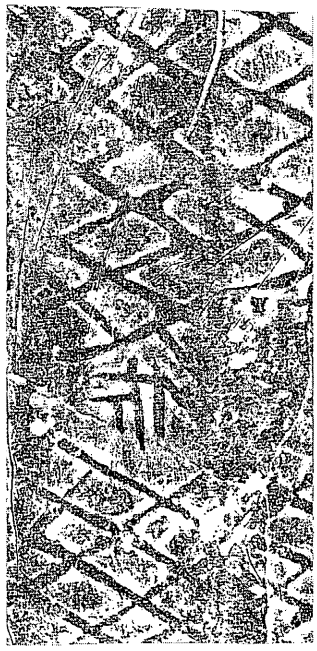
E



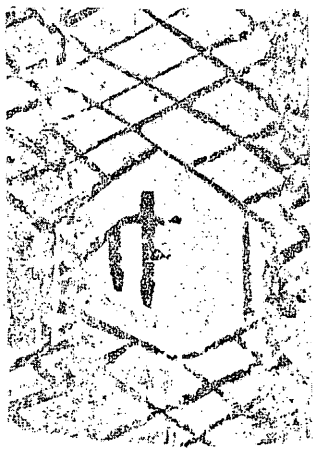
G



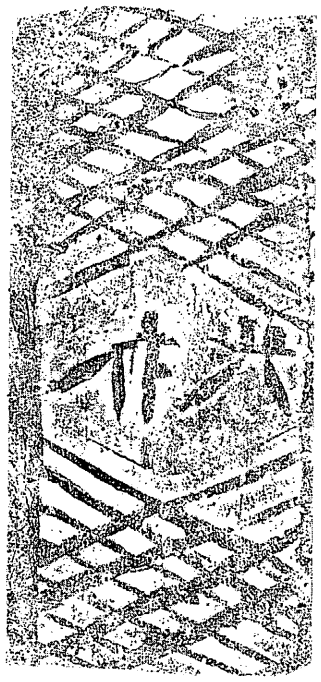
H



F

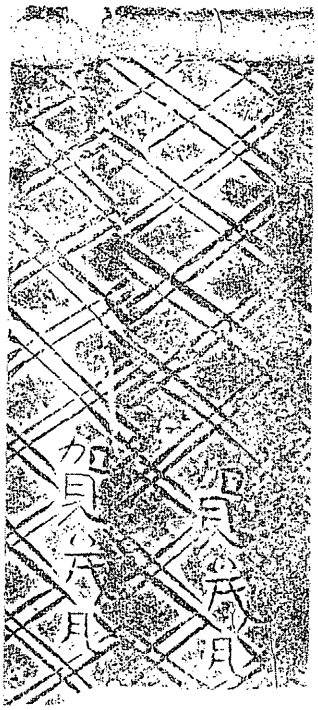


J

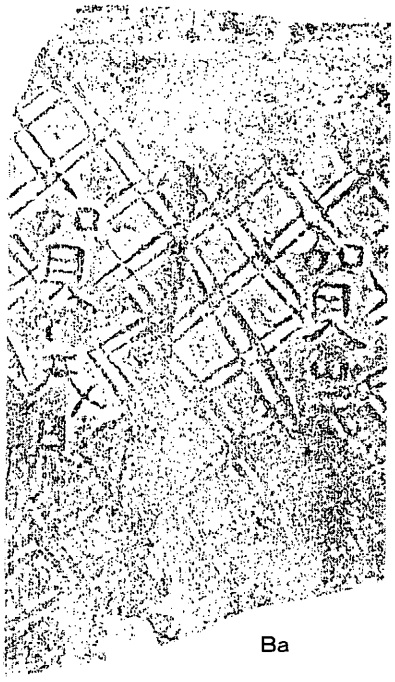


I

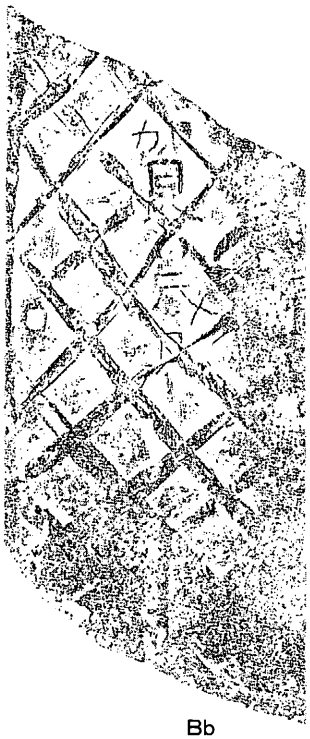
903



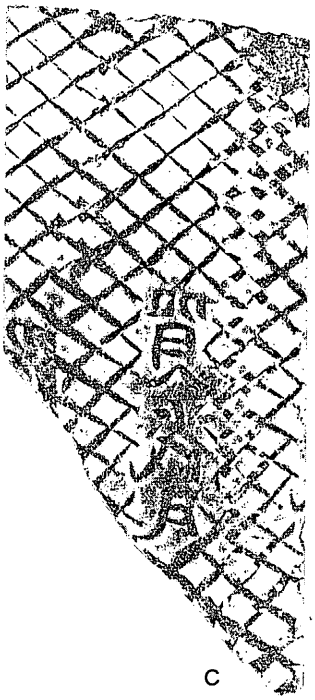
A



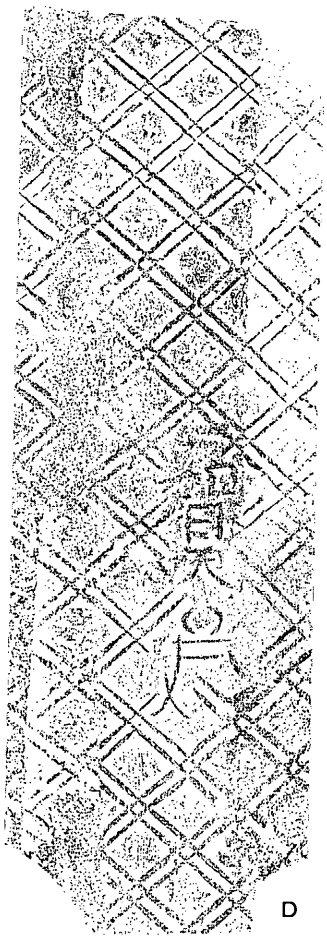
Ba



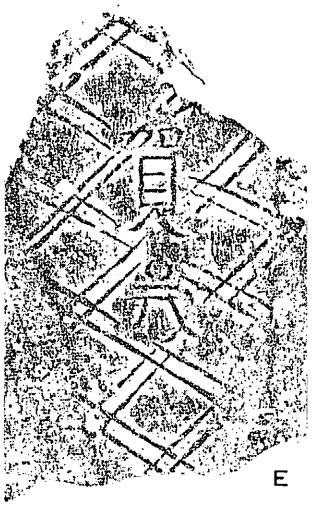
Bb



C

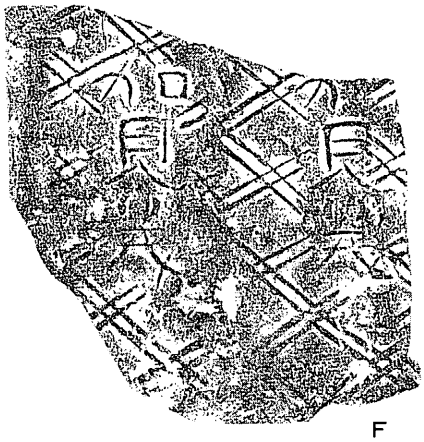


D

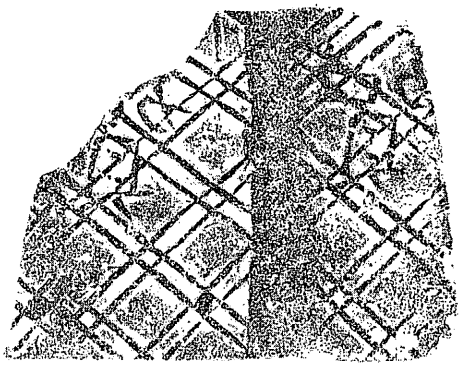


E

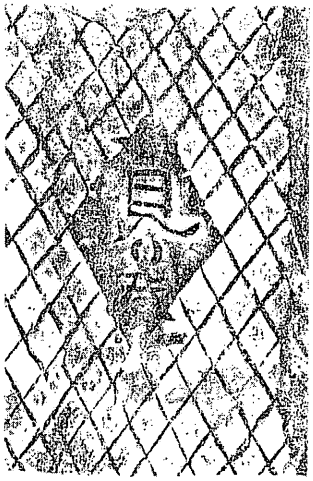
903



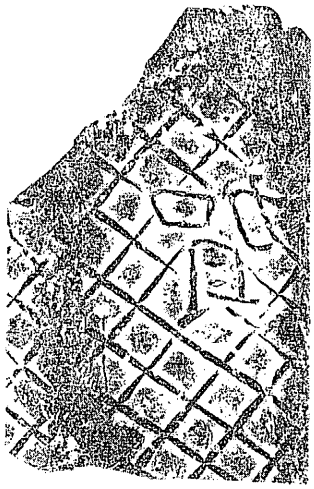
F



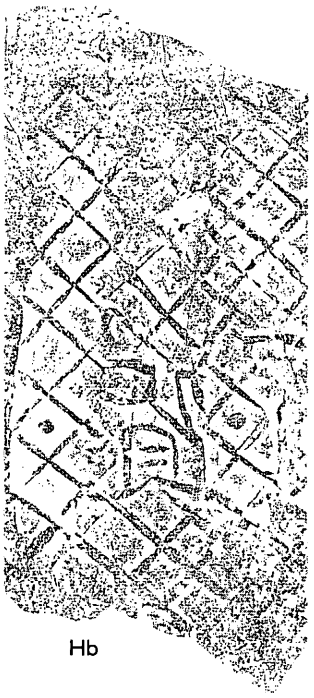
I



G

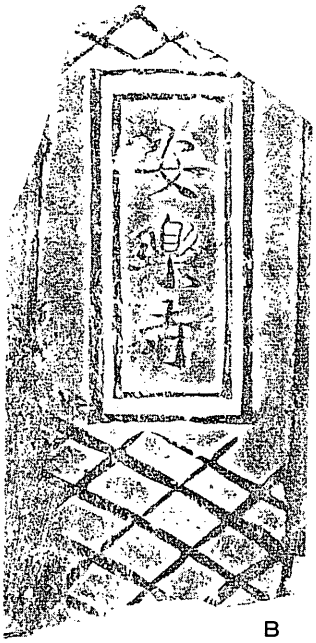


Ha



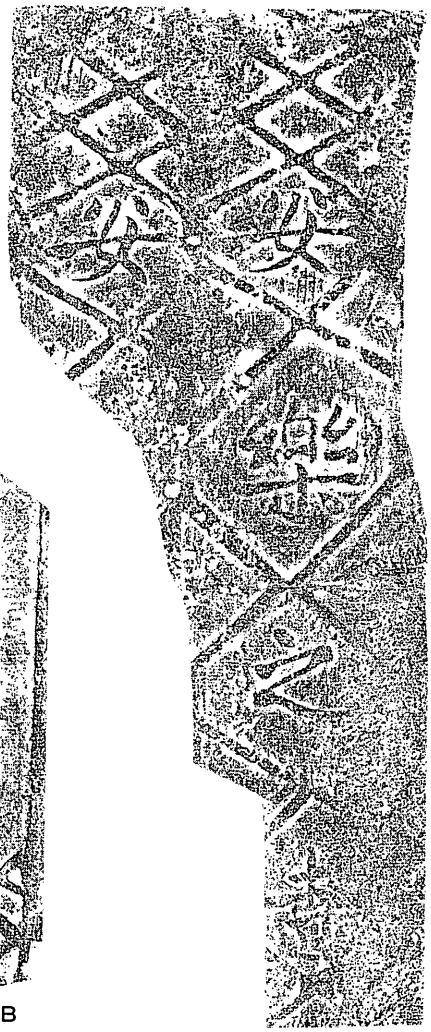
Hb

904

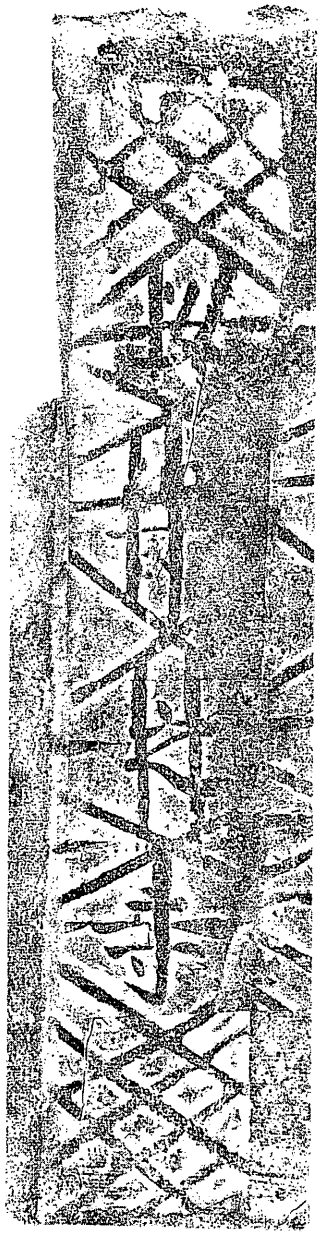


B

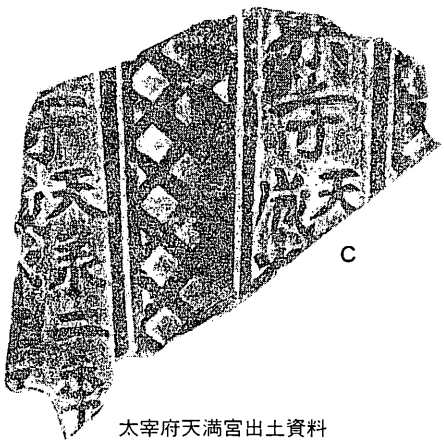
宮小路コレクション



太宰府天満宮出土資料　Aa

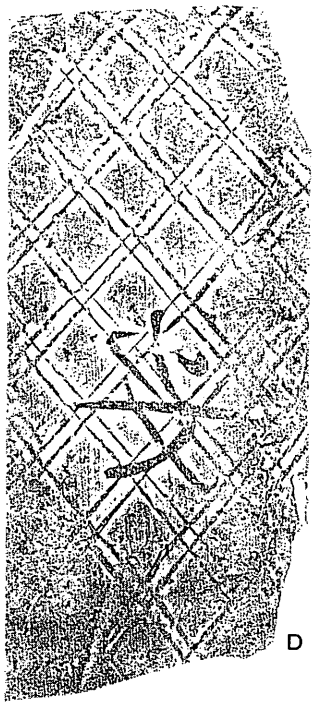


Ab



C

太宰府天満宮出土資料



D



E

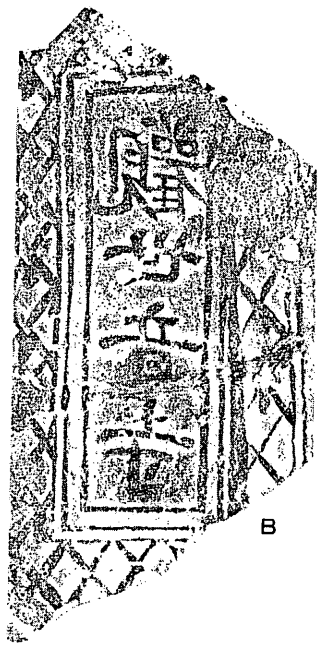
905



Aa

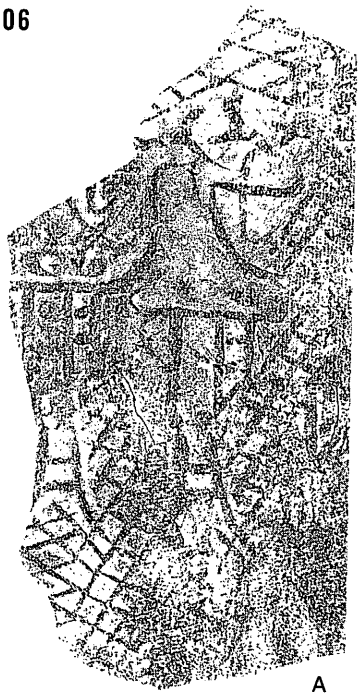


Ab

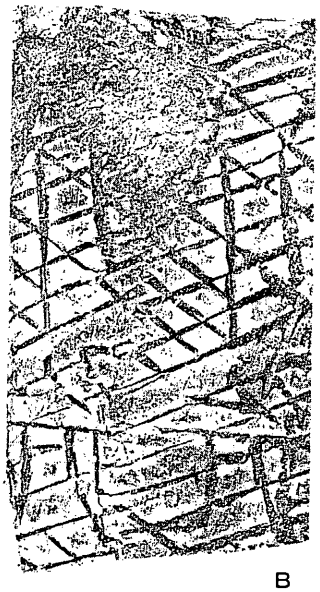


B

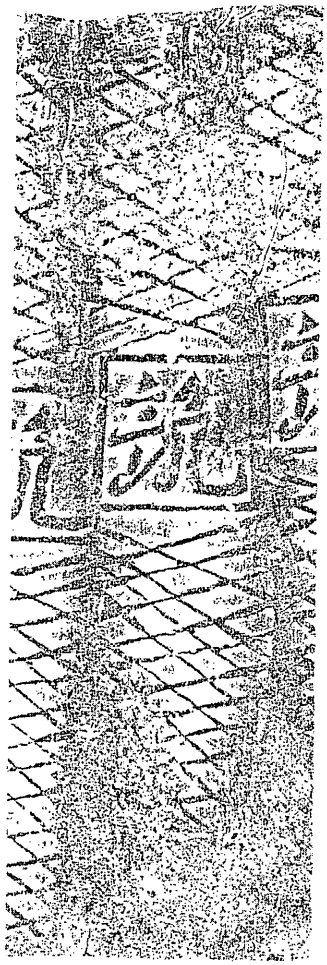
906



A

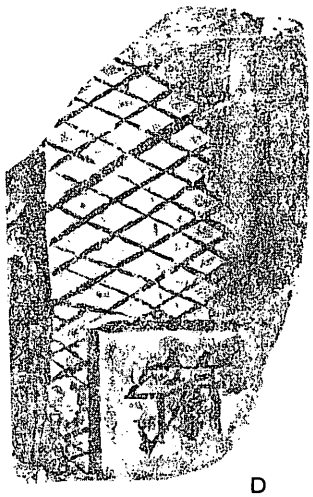


B

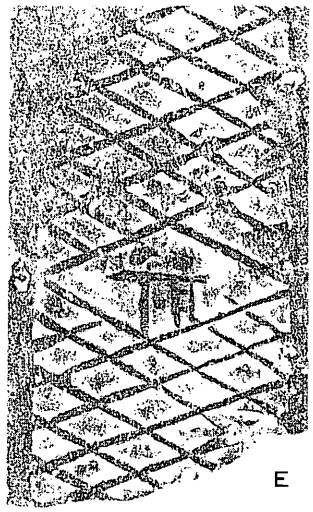


C

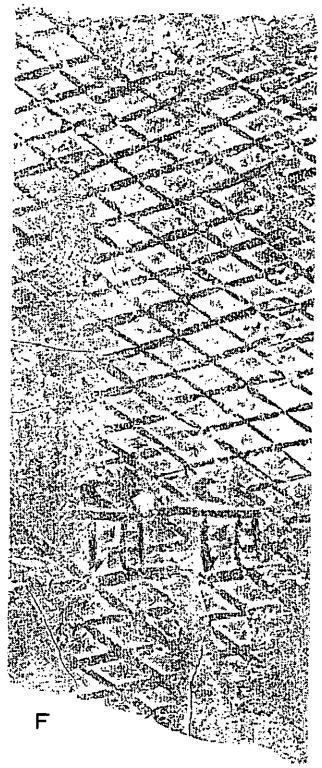
906



D

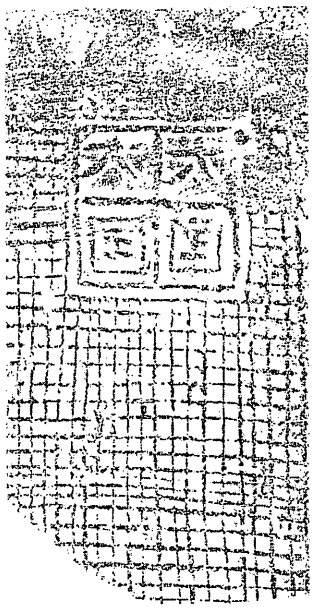


E

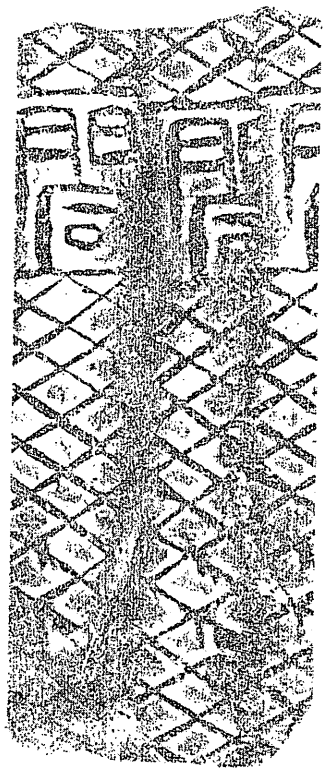


F

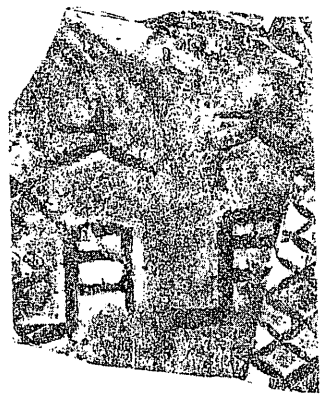
907



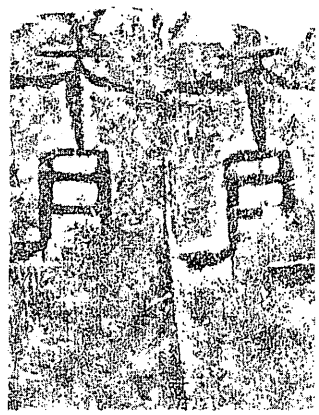
908



909



a

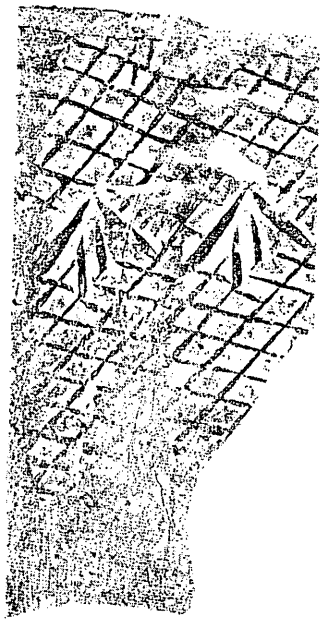


b

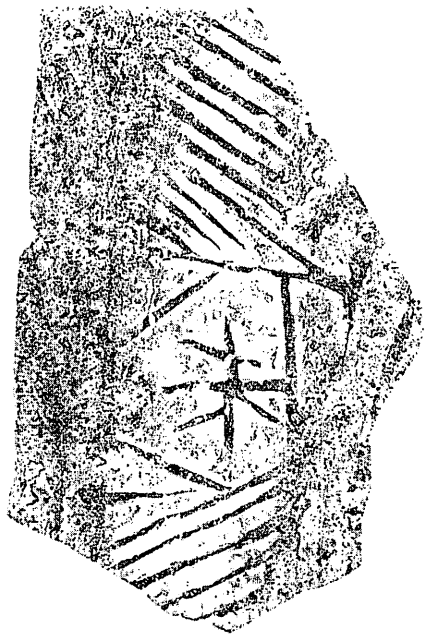
910



912



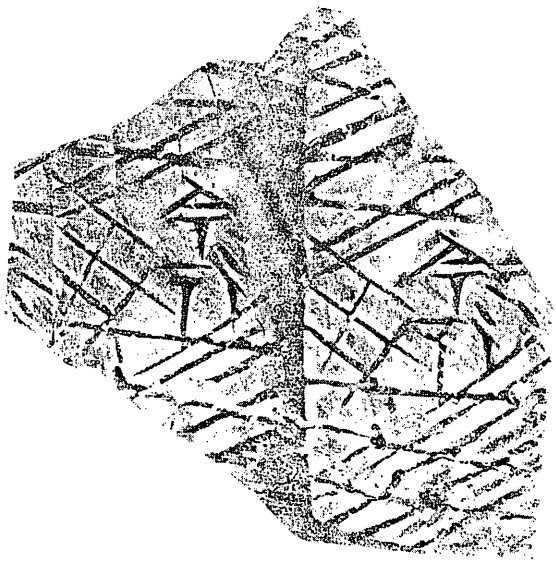
914



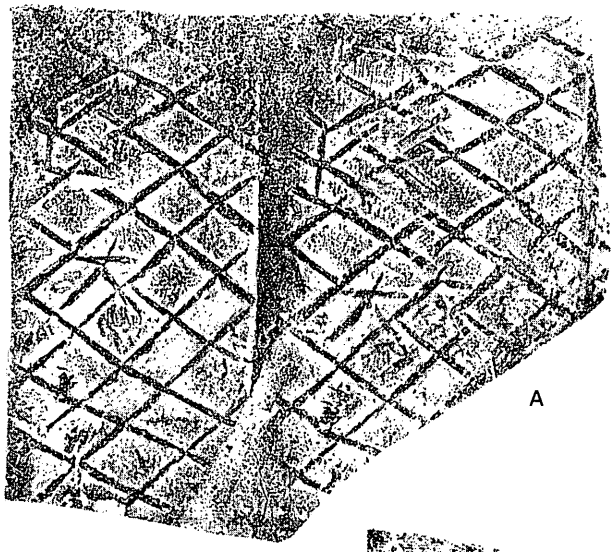
911



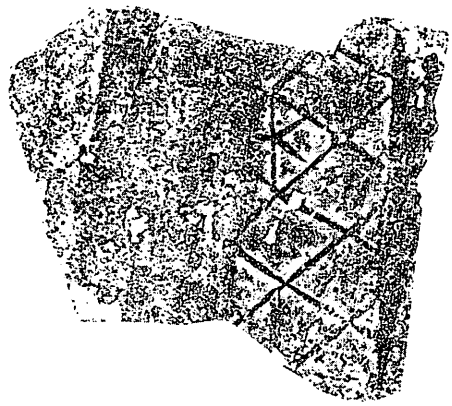
913



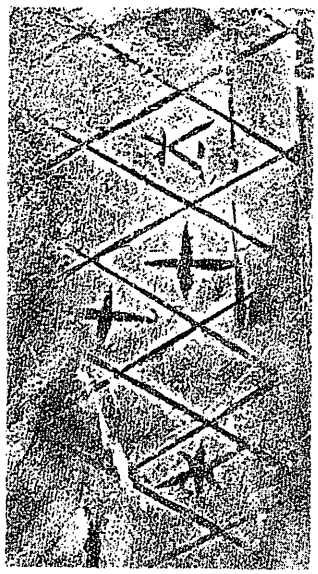
915



A



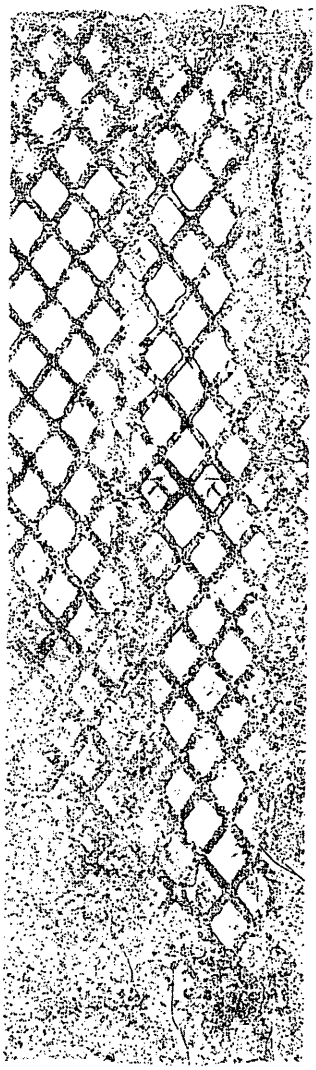
D



916

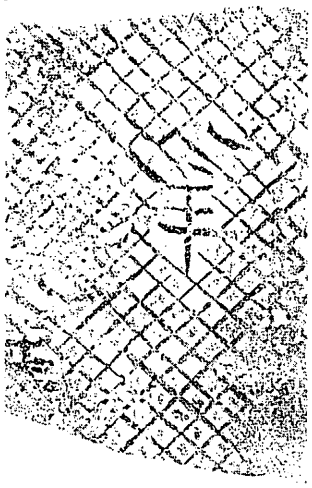


B

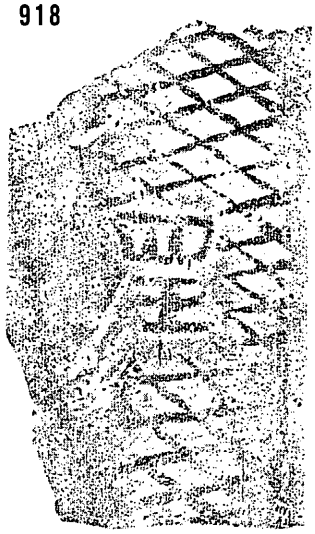


E

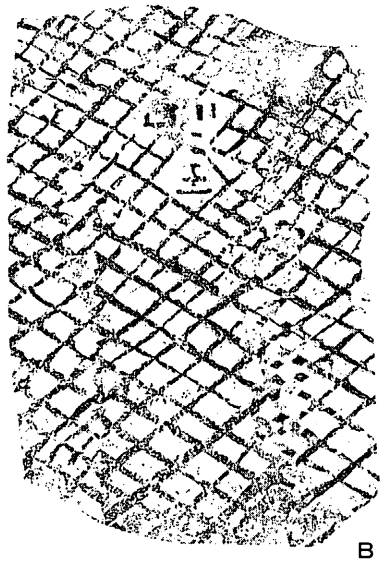
917



918

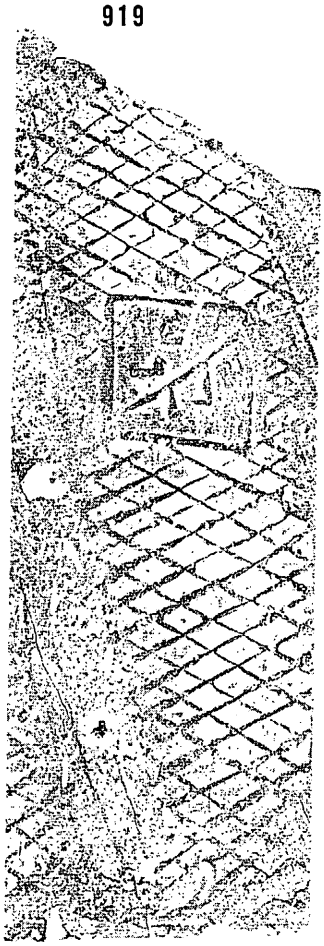


A

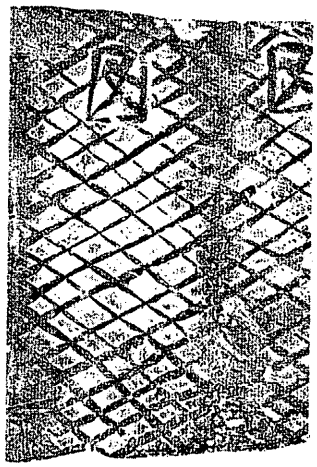


B

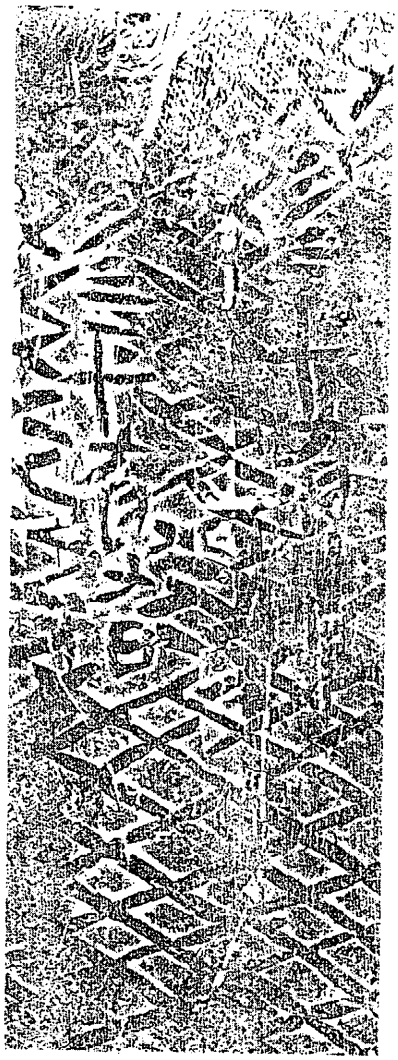
919



920



921



叩打痕文字瓦型式分類一覧

型式分類		文字銘	叩打痕の特徴等	銘文の伴った瓦			出土遺跡一覧	
				丸瓦	平瓦	軒瓦		
901	A	平井瓦屋 (陰刻左字)	1辺7.4cmの二重方形枠に陰刻で記銘。 斜格子文は細かい。	○	○		政庁 2,6,15,26,30,41,180 月山東官衙 34 学校院 176 不丁官衙 147	水城 24 文40 観世音寺 163 日吉官衙 153 大宰府条坊 文56,文59
	B	平井瓦 (陰刻正字)	記銘部分が高い。 文字は901Aに類似。	○	○	653	政庁 1,2,6,15,26,30,41,180 日吉官衙 80,153 官人居住区 142,175	観世音寺 163 大宰府条坊 文35,文36,文53,文59
	C	平井瓦 (左字)	「平」に特徴がある。 斜格子文は細かい。	○			政庁 1,2,6,15,26,30,41,180 不丁官衙 147 水城 26	学校院 176 大宰府条坊 文53,文59 国尼 文63
	D	平井瓦 (左字)	縦長の斜格子文。 文字は901Cに類似。	○	○	145b	政庁 2,6,15,26,30,41,180 水城 26 杉塚廃寺 文79	国寺 文39,文81 剣塚瓦窯 文42 大宰府条坊 文59
	E	平井 (正字)	斜格子文が陰文。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,49,41,180 大宰府条坊 文36,文56,文57,文59	月山東官衙 35 国寺 文39,文80,文81 国尼 文63
	Fa	平井 (正字)	文字銘が901Eより大。 斜格子文は陰文。	○	○		政庁 2,6,15,26,30,41,180 観世音寺 130	大宰府条坊 文36,文59 国寺 文39,文81 般若寺 文45
	Fb	同上	901Faの彫直し。 文字銘は全体に太い。 「平」第1画が格子文の両端に及ぶ。	○	○		政庁 26,180 国尼 文63	
	Ga	平井 (正字)	斜格子文に規則性。 901Gbと共に出土量が多い。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,41,49,180 月山東官衙 31,35 大宰府条坊 文35,文36,文59	
	Gb	同上	901Ga叩打具の銘文下半の斜格子文に追刻。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,41,180 月山東官衙 31,35,178 不丁官衙 147	国寺 文39,文81 学校院 159 来木官衙 169-2
	Ha	平井 (正字)	「平」字が文字銘枠のなかで独立。 Hb, Hcより出土量が少ない。	○	○		政庁 26,180	
	Hb	同上	「平」の第1画と文字銘枠上辺との間に傷が生じる。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,41,180 来木官衙 169-2 月山東官衙 31,35	不丁官衙 147 観世音寺 163 大宰府条坊 文54,文59 国寺 文39
	Hc	同上	文字銘枠下の斜格子文に追刻。	○	○		月山東官衙 31,34,35 政庁 1,2,6,15,26,30,180	大宰府条坊 文56,文59 国寺 文61,文80,文81
	Ia	平井 (正字)	斜格子文に規則性。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,180 月山東官衙 31 大宰府条坊 文56,文59	
	Ib	同上	彫直しにより文字銘が大きくなる。「平」第1画と文字枠上辺との間に傷。	○	○		政庁 6	
	J	平井 (左字)	斜格子文が不規則。 書体が変形。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,41,180 不丁官衙 147 大宰府条坊 文35	

型式分類		文字銘	叩打痕の特徴等	銘文の伴った瓦			出土遺跡一覧
				丸瓦	平瓦	軒瓦	
	K	平井 (左字)	901Jより細かい斜格子文。変形した書体。文字は細い。	○			政庁 2，6
	L	平井 (横書正字)	記銘部分の上・下で斜格子文に相違。		○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 34 不丁官衙 147 大宰府条坊 文59 天満宮 文64
	M	平井 (横書正字)	書体は901Lに類似。文字銘が斜格子文より太い。	○	○		政庁 26 天満宮 文64
	N	平井 (正字)	文字銘が斜格子文より太い。	○	○		政庁 1，2，6，26
902	A	佐 (正字)	縦長の斜格子文。書体は整っている。	○	○	685A	政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 宮ノ本 文66 松倉瓦窯 文83 天満宮 文64 大宰府条坊 文36
	Ba	佐 (左字)	第2画の下に不要な1画がある。文字銘枠内に斜格子文の計画線が走る。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 松倉瓦窯 文83
	Bb	同上	文字が肥大し，Baの不用な1画および最終画部の斜線が文字枠に接する。	○	○		月山東官衙 35 政庁 26，180 大宰府条坊 文59 国寺 文39，文81
	C	佐 (正字)	「佐」は最終画を欠く1辺4.4cmほどの枠に文字銘はおさまる。	○	○	685B	政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 31，35，181 来木官衙 169-2 不丁官衙 147 大宰府条坊 文35，文59 辻 文68 国寺 文39，文80，文81 松倉瓦窯 文83
	Da	佐 (左字)	「佐」は最終画を欠く文字より上辺には斜行する平行線文。	○	○		政庁 15，26，30，180 松倉瓦窯 文83
	Db	同上	Daの文字銘上辺に追刻があり斜格子文に変わる。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 35 観世音寺 163 国尼 文63 大宰府条坊 文59 国寺 文39，文61，文81
	E	佐 (正字)	「佐」の最終画を欠く。上下幅4.0cmの左よりに記銘。その右側にも，棒状の線がある。	○	○	554	政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 条坊その他 29 学校院 176 月山東官衙 34 観世音寺 126，163 不丁官衙 147 国寺 文39，文81 来木北瓦窯 文6，文83 大宰府条坊 文35，文36，文56，文58
	F	佐 (左字)	「佐」の最終画を欠く。斜格子は粗く，不規則。	○	○		政庁 1，2，15，26，30，41，180 月山東官衙 34 学校院 176 観世音寺 130，163 大宰府条坊 文35 国寺 文39，文80，文81 松倉瓦窯 文83
	G	佐瓦？ (左字)	「佐」の異体字か。第3，4画が902Hと異なる。縦長の斜格子文。	○	○	133 625 781	政庁 1，2，6，26，30，41，180 大宰府条坊 文56 国寺 文39，文80，文81
	H	佐瓦？ (左字)	「佐」の異体字か。文字全体が左下り。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，180 大宰府条坊 文53，文58，文59 国尼 文63
	I	佐瓦？ (正字)	「佐瓦」の異体字か。斜格子文は不規則。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 35 観世音寺 163 大宰府条坊 文59 来木北瓦窯 文6，文83

型式分類		文字銘	叩打痕の特徴等	銘文の伴った瓦			出土遺跡一覧	
				丸瓦	平瓦	軒瓦		
	J	佐？ (正字)	「佐」は902Iと同じ。異体字か。斜格子文は不規則。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，180 条坊その他 29 不丁官衙 147	観世音寺 163 大宰府条坊 文53，文59
903	A	賀茂瓦 (正字)	整った二重格子文。	○	○	132	政庁 1，2，6，15，26，30，41，49，180 学校院 176	鴻臚館 文74 天満宮 文64 大宰府条坊 文35，文36
	Ba	賀茂瓦 (正字)	903Aに比較して不規則な二重斜格子文。文字銘はやや大きい。	○	○		学校院 159 政庁 1，2，6，26，30，180 月山東官衙 35	都府楼北瓦窯 文83 大宰府条坊 文56 国寺 文39，文81
	Bb	同上	Baの二重格子文の中をつぶし太い一重の斜格子文とする。	○	○		政庁 1，2，26	
	C	賀茂瓦 (左字)	一重斜格子文。903Aと同時に施文のものがある。	○	○	515A 515C	政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 31，35	大宰府条坊 文35，文54，文56 都府楼北瓦窯 文83
	D	賀茂 (正字)	整った二重斜格子文。「茂」が903E・Fより大きい。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 31，35	大宰府条坊 文36，文56 国寺 文39
	E	賀茂 (正字)	903Dより大きな二重斜格子文で整っている。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 国寺 文81 都府楼北瓦窯 文83	
	F	賀茂 (正字)	「賀」が903D・Eより大きい。二重斜格子文。	○	○		月山東官衙 35 政庁 1，2，6，15，30，180 国寺 文39，文81	
	G	賀茂 (正字)	1辺4.0cmの菱形の中に記銘。斜格子文は縦長で整っている。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41 月山東官衙 34，35	観世音寺 163 来木官衙 169-2
	Ha	賀 (左字)	斜格子文に重ねて記銘。斜格子文は整っている。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，180 都府楼北瓦窯 文83	
	Hb	同上	Haに追刻したものと思われ，「貝」の部分に変化がある。斜格子文に丸点。	○	○		政庁 6	
	I	賀 (左字)	二重斜格子文に重ねて記銘。斜格子文は整っている。	○	○	324A	政庁 1，2，15，26，30，41，180 大宰府条坊 文36	
904	Aa	安楽之寺 (正字)	1辺が約5.0cmの斜格子文の中に記銘。		○		天満宮 文64	
	Ab	同上	904Aaを原体として文字銘部分を縦線を追刻して消去。「白」楽。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 学校院 18	来木官衙 169-2 天満宮 文64 大宰府条坊 文36
	B	安楽寺 (正字)	二重の長方形枠(9.4×4.2cm)に記銘。「自」楽。	○			観世音寺 45 天満宮 文64	
	C	安楽寺 (正字)	長方形二重枠に「安楽寺天承二年歳次任子」と記銘。天承二年(1132年)。		○		天満宮 文64，文65	

型式分類		文字銘	叩打痕の特徴等	銘文の伴った瓦			出土遺跡一覧
				丸瓦	平瓦	軒瓦	
	D	安 (左字)	規則性のある二重斜格子文に重ねて記銘。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 34，35 大宰府条坊 文36，文56 天満宮 文64
	E	安 (左字)	規則性の斜格子文に重ねて記銘。	○	○		政庁 15，30 天満宮 文64
905	Aa	観世音寺 (正字)	(3.0×9.0cm)ほどの長方形枠内に記銘。	○	○		観世音寺 43，45
	Ab	同上	905Aa 文字銘枠外側斜格子文に追刻し，二重斜格子文としている。	○	○		観世音寺 43
	B	観世音寺 (左字)	(12.8×4.8cm)の三重長方形枠内に記銘。		○		観世音寺 43，45，70，117，126，130，163
906	A	筑前瓦 (左字)	斜格子文は文字の左右で相違する。不規則。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，49
	B	竹前 (左字)	文字銘の上に斜格子文がかぶる。	○	○		政庁 15，26
	C	筑 (正字)	(4.5×4.0cm)ほどの方形枠内に記銘。	○	○		政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 月山東官衙 34，35，178 国尼 文63 天満宮 文64 大宰府条坊 文36，文58 国寺 文39，文80，文81
	D	筑 (正字)	(4.5×4.0cm)ほどの方形枠内に記銘。書体は906C に比較して細い。	○	○		政庁 1，2，6，15，30， 国寺 文39，文81
	E	前 (左字)	規則性のある斜格子文。	○	○	515A	政庁 15，26，30，41，49，180 月山東官衙 35 大宰府条坊 文36 国寺 文39，文81
	F	前 (左字)	規則性のある斜格子文。906E の文字とは第2画最終画に相違がある。	○	○		政庁 1，2，15，26，180 大宰府条坊 文36
907		大国 (左字)	1辺4.8cmの方形枠内に縦二行に記銘。銘文枠の外は細かい正格子文。		○	662Ba	政庁 1，2，6，15，26，30，41，180 日吉官衙 153 大宰府条坊 文59 国寺 文80 水城 文40
908		門司 (左字)	斜格子叩打文の中央に平行線で文字枠を作る。	○	○		政庁 1，2，6，15，30
909	a	大瓦 (左字)	細かい斜格子文を伴うが文字銘の周囲では斜格子文は目立たない。	○	○		政庁 1，26，30，180
	b	木瓦 (左字)	909A の「大」に追刻し「木」とする。	○	○		政庁 1，6
910		小□瓦 (左字)	不規則な斜格子文を伴う。文字銘3字のうち中央の1字未解読。		○		政庁 15，26，30，41，180 不丁官衙 147 来木官衙 169-2 観世音寺 163 官人居住区 142，175 大宰府条坊 文36，文58 国寺 文39，文81

型式分類		文字銘	叩打痕の特徴等	銘文の伴った瓦			出土遺跡一覧
				丸瓦	平瓦	軒瓦	
911		□□瓦 (左字)	文字銘は未解読。独特の叩打文様を文字銘の周囲に置く。	○	○		政庁 1,15,26,30 剣塚瓦窯 文42,文83
912		介 (正字)	斜格子文に重ねて記銘。	○			国寺 文39,文60,文61,文80,文81 国尼 文63
913		今行 (左字)	不規則な斜格子文。文字銘は一応の判読は出来るが意味不明。		○		政庁 15,26
914		未 (左字)	一応の文字記銘枠を設定している。文字銘の上・下は平行線文。	○	○		政庁 1,2,6,15,26,30,41,49,180 大宰府条坊 文58 国寺 文39,文80,文81 松倉瓦窯 文83 国尼 文63
915	A	大 (横書・縦書正字)	斜格子文の二ヶ所に「大」を記す。横文字・縦文字となっている。		○		観世音寺 126 不丁官衙 147 政庁 26,30,41,180 剣塚瓦窯 文42,文83
	B	大 (正字)	粗い斜格子目の1つに「大」の横文字を記銘。第2画が格子目をはみ出す。格子目の1つには「+」の文様もある。	○	○		政庁 6,180
	D	大 (正字)	915Bの斜格子文より整った格子目。格子目の1つに記銘。	○	○		政庁 180
	E	大 (正字)	細かい斜格子目の中に「大」の字を1字ずつ連続して記銘。	○	○		不丁官衙 147 来木官衙 169-1 政庁 180 来木北瓦窯 文6
916		太 (正字)	大きく粗い斜格子目の1つに記銘。文字銘以外の文様(記号)も配置されている。		○		観世音寺 163 政庁 180 大宰府条坊 文55 国寺 文39,文81
917		八年 (左字)	規則性のある斜格子文に重ねて記銘。		○		月山東官衙 34 日吉官衙 153 学校院 176 政庁 1,15,26,30,41,180 大宰府条坊 文57,文59
918	A	四王 (左字)	文字銘部分をさけて斜格子文が配置されている。		○		大宰府条坊 文55 国寺 文39,文81 四王寺経塚 文84
	B	□王	二字分を認める。下文字は「王」であろう。一応「四王」と読まれている。	○	○		日吉官衙 153 政庁 2,6,180 大宰府条坊 文35,文36,文59
919		不明	(4.0×4.0cm)の方形枠の中に文字(記号)を置く。未解読。	○	○		政庁 180 国寺 文39,文80,文81
920		囡 (正字)	「囡」は「國」の異体字か。		○		政庁 6 国寺 文39,文61,文80,文81
921		天延三年 七月七日 (左字)	記銘後に斜格子文が設定されている。 天延3年(975)。		○		国尼 文63 坂本瓦窯 文83

関連資料

1．軒瓦分類の基準

軒瓦の分類については，奈良国立文化財研究所作製の軒丸瓦・軒平瓦型式分類図を基本としたが，大宰府独自の分類方法を用いた部分がある。

以下に，大宰府出土瓦分類にあたって，基本とした分類基準・大宰府独自の分類基準を記し，型式分類図の説明とする。

1）軒丸瓦

内区文様を分類の第1基準とし，「幾何学文」「単弁蓮華文」「複弁蓮華文」等々の分類は，奈文研が用いるそれと同じである。相違点は，単弁蓮華文―素弁系統の分類である。大宰府では，素弁以下の分類項目を「突出表現A」(12弁まで)・「突出表現B」(13弁以上）の分類項目を設定した。

2）軒平瓦

内区文様を第1基準とした。大宰府出土瓦では，奈文研の使用する「幾何学文」・「唐草文」・「その他の文様」に分類されるものだけであるが，「唐草文―偏行唐草文」に分類されるものが特に多い。このため，偏行唐草文について以下のような分類基準を設定した。

偏行唐草文Ⅰ類……いわゆる偏行忍冬唐草文とよばれている文様で，萼・花・つぼみ・結節などが表現されているもの

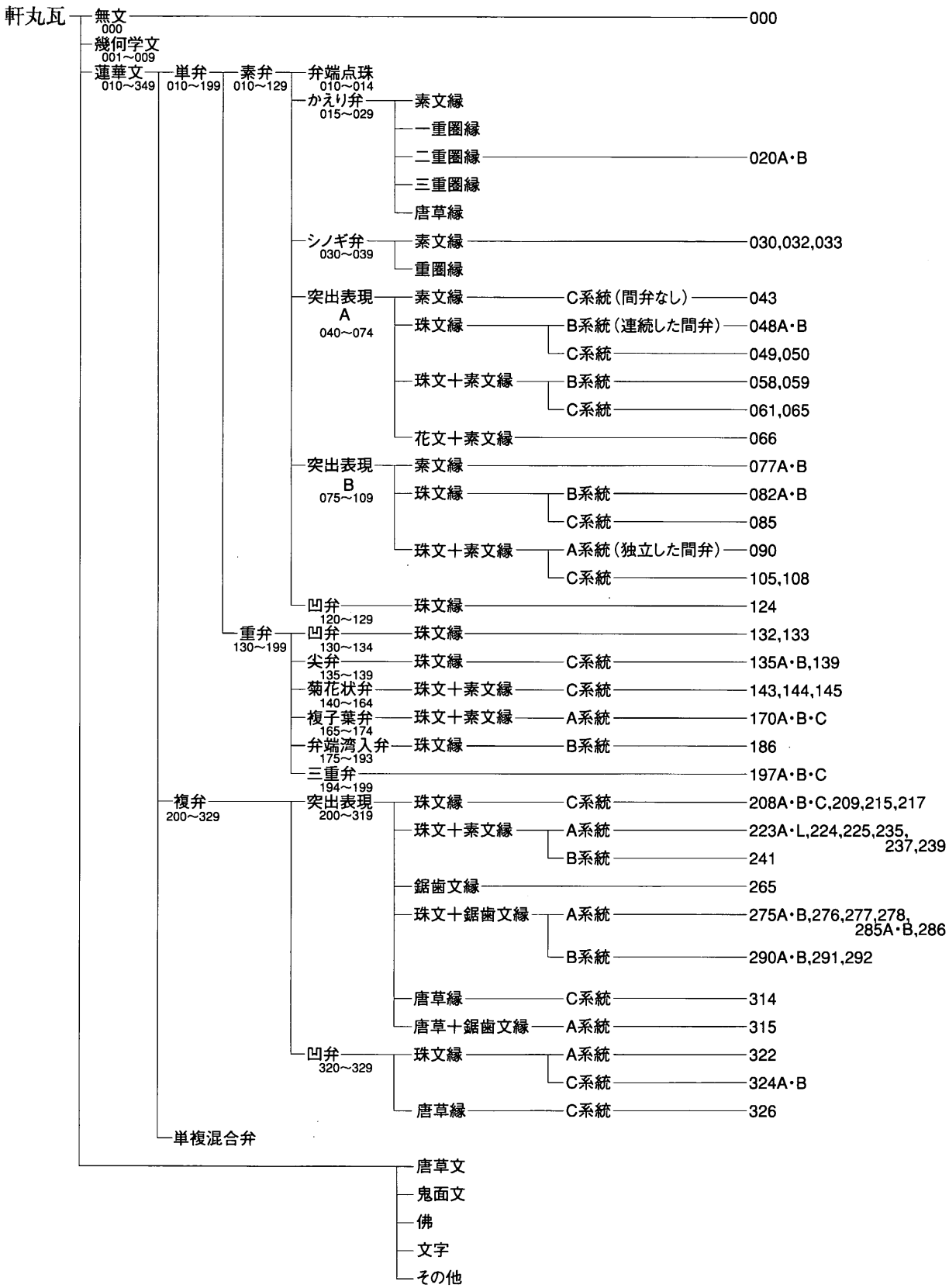
偏行唐草文Ⅱ類……Ⅰ類唐草文がくずれたもので，萼・花・つぼみ・結節部の表現が一部または複数失われているもの

偏行唐草文Ⅲ類……波状文で，いわゆる老司式・老司系と呼んでいる文様

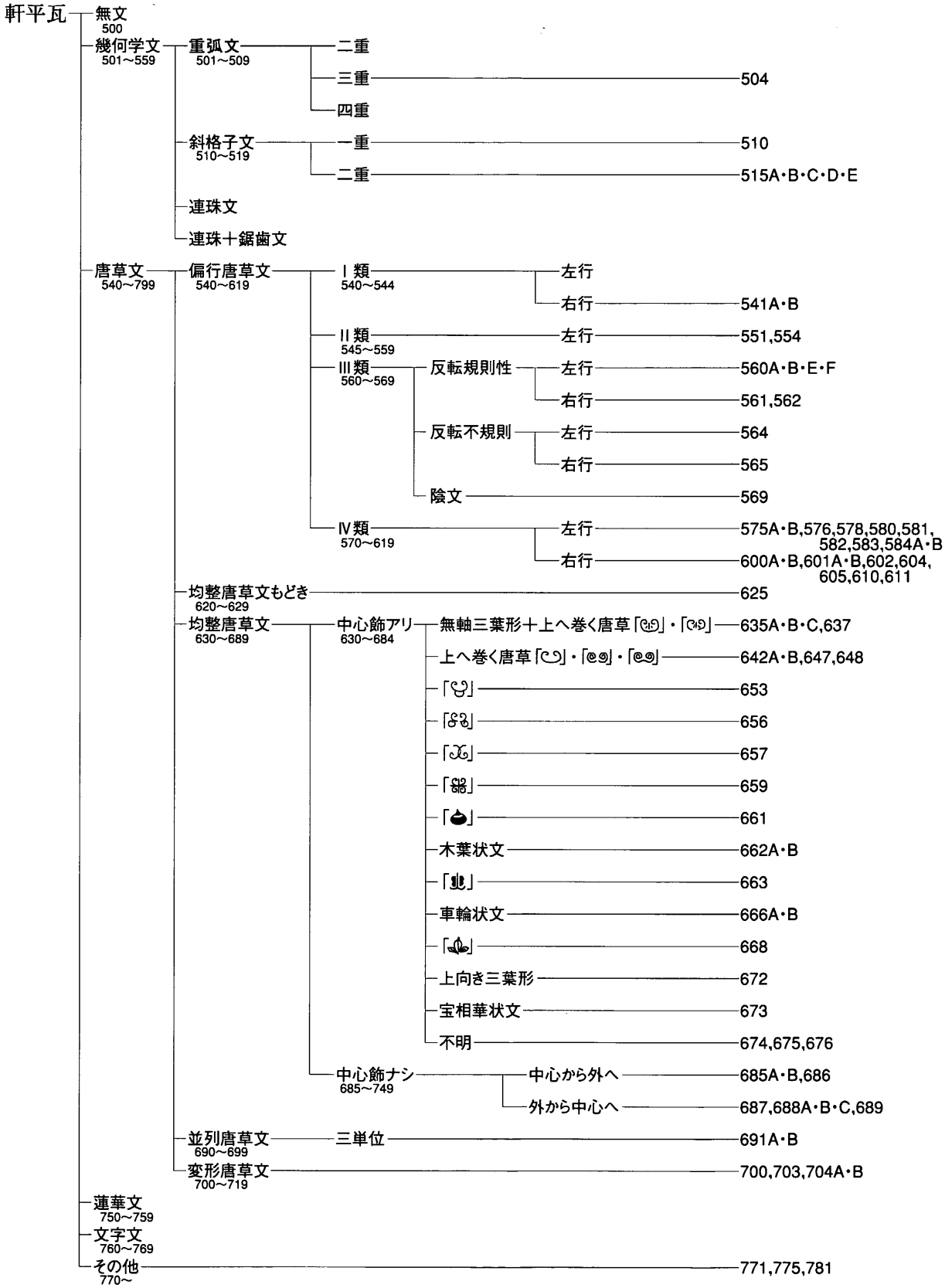
偏行唐草文Ⅳ類……上記のいずれにも分類出来ない偏行唐草文

さらに，偏行唐草文Ⅲ類については，偏行唐草文の反転が整っているもの(反転規則性)，唐草文の反転に変化が生じているもの（反転不規則）と陰文瓦当の三種に分けた。

2．軒丸瓦型式分類図


軒丸瓦
無文 000
幾何学文 001～009
蓮華文 010～349
単弁 010～199
素弁 010～129
弁端点珠 010～014
かえり弁 015～029
素文縁
一重圏縁
二重圏縁
020A・B
三重圏縁
唐草縁
シノギ弁 030～039
素文縁
030,032,033
重圏縁
突出表現A 040～074
素文縁
C系統（間弁なし）
043
珠文縁
B系統（連続した間弁）
048A・B
C系統
049,050
珠文十素文縁
B系統
058,059
C系統
061,065
花文十素文縁
066
突出表現B 075～109
素文縁
077A・B
珠文縁
B系統
082A・B
C系統
085
珠文十素文縁
A系統（独立した間弁）
090
C系統
105,108
凹弁 120～129
珠文縁
124
重弁 130～199
凹弁 130～134
珠文縁
132,133
尖弁 135～139
珠文縁
C系統
135A・B,139
菊花状弁 140～164
珠文十素文縁
C系統
143,144,145
複子葉弁 165～174
珠文十素文縁
A系統
170A・B・C
弁端湾入弁 175～193
珠文縁
B系統
186
三重弁 194～199
197A・B・C
複弁 200～329
突出表現 200～319
珠文縁
C系統
208A・B・C,209,215,217
珠文十素文縁
A系統
223A・L,224,225,235,237,239
B系統
241
鋸歯文縁
265
珠文十鋸歯文縁
A系統
275A・B,276,277,278,285A・B,286
B系統
290A・B,291,292
唐草縁
C系統
314
唐草十鋸歯文縁
A系統
315
凹弁 320～329
珠文縁
A系統
322
C系統
324A・B
唐草縁
C系統
326
単複混合弁
唐草文
鬼面文
佛
文字
その他

3．軒平瓦型式分類図


軒平瓦
無文 500
幾何学文 501～559
重弧文 501～509
二重
三重
四重
504
斜格子文 510～519
一重
510
二重
515A・B・C・D・E
連珠文
連珠十鋸歯文
唐草文 540～799
偏行唐草文 540～619
Ⅰ類 540～544
左行
右行
541A・B
Ⅱ類 545～559
左行
551,554
Ⅲ類 560～569
反転規則性
左行
560A・B・E・F
右行
561,562
反転不規則
左行
564
右行
565
陰文
569
Ⅳ類 570～619
左行
575A・B,576,578,580,581,582,583,584A・B
右行
600A・B,601A・B,602,604,605,610,611
均整唐草文もどき 620～629
625
均整唐草文 630～689
中心飾アリ 630～684
無軸三葉形十上へ巻く唐草「」・「」
635A・B・C,637
上へ巻く唐草「」・「」・「」
642A・B,647,648
「」
653
「」
656
「」
657
「」
659
「」
661
木葉状文
662A・B
「」
663
車輪状文
666A・B
「」
668
上向き三葉形
672
宝相華状文
673
不明
674,675,676
中心飾ナシ 685～749
中心から外へ
685A・B,686
外から中心へ
687,688A・B・C,689
並列唐草文 690～699
三単位
691A・B
変形唐草文 700～719
700,703,704A・B
蓮華文 750～759
文字文 760～769
その他 770～
771,775,781

4.『大宰府史跡発掘調査概報』掲載の大宰府史跡調査次数と調査遺跡（第1表）

No.	タイトル	サブタイトル	発行年月	掲載内容
1	大宰府史跡	昭和43年度調査概報	S44.3 (1969)	1（政庁）
2	大宰府史跡	昭和45年度発掘調査の概要	S46.3 (1971)	4（蔵司官衙）・5（観世音寺）・6（政庁）・7（条坊その他）・8（子院地区）
3	大宰府史跡	第9,10,11次発掘調査概要	S46.9 (1971)	9（学校院）・10（国寺）・11（子院地区）
4	大宰府史跡	昭和46年度発掘調査略報	S47.5 (1972)	9（学校院）・10（国寺）・11（子院地区）・12,13（条坊その他）・14（不丁官衙）・15（政庁）・16（観世音寺）・17（不丁官衙）
5	大宰府史跡	昭和47年度発掘調査略報	S48.3 (1973)	15（政庁）・18（学校院）・19（来木官衙）・20（子院地区）・21（子院地区）・22（学校院）・23（観世音寺）・24（後方官衙）・25（日吉官衙）
6	大宰府史跡	昭和48年度発掘調査概報	S49.3 (1974)	26（政庁）・27（条坊その他）・28（条坊その他）・29（条坊その他）
7	大宰府史跡	第30,31,32次発掘調査概報	S49.8 (1974)	30（政庁）・31（月山東官衙）・32（日吉官衙）
8	大宰府史跡	昭和49年度発掘調査概報	S50.3 (1975)	33（条坊その他）・34（月山東官衙）・30補足（政庁）・35（月山東官衙）
9	大宰府史跡	昭和50年度発掘調査概報	S51.3 (1976)	36（学校院）・37（学校院）・39－1（条坊その他）・40（条坊その他）・1補足（政庁）
10	大宰府史跡	昭和51年度発掘調査概報	S52.3 (1977)	33補足（条坊その他）・38（学校院）・39－2（条坊その他）・39－3（条坊その他）・41（政庁）・42（学校院）・43（観世音寺）
11	大宰府史跡	昭和52年度発掘調査概報	S53.3 (1978)	44（条坊その他）・45（観世音寺）・46（条坊その他）・47（観世音寺）・48（観世音寺）・49（政庁）・50（条坊その他）・51（条坊その他）・52（後方官衙）・53（来木官衙）
12	大宰府史跡	昭和53年度発掘調査概報	S54.3 (1979)	33補足（条坊その他）・54（蔵司官衙）・55（観世音寺）・56（条坊その他）・57（子院地区）・58（条坊その他）・59（条坊その他）・61（観世音寺）・62（条坊その他）
13	大宰府史跡	昭和54年度発掘調査概報	S55.3 (1980)	60（蔵司官衙）・63（学校院）・64（条坊その他）・65－1（蔵司官衙）・65－2（蔵司官衙）
14	大宰府史跡	昭和55年度発掘調査概報	S56.3 (1981)	67（子院地区）・72（月山東官衙）・73（不丁官衙）
15	大宰府史跡	昭和56年度発掘調査概報	S57.3 (1982)	70（観世音寺）・74（学校院）・75（日吉官衙）・76（官人居住区）・77（学校院）
16	大宰府史跡	昭和57年度発掘調査概報	S58.3 (1983)	78（観世音寺）・80－1（日吉官衙）・80－2（日吉官衙）・80－3（日吉官衙）・81（不丁官衙）
17	大宰府史跡	昭和58年度発掘調査概報	S59.3 (1984)	17（不丁官衙）・83（不丁官衙）・84（不丁官衙）・85（不丁官衙）・86（不丁官衙）
18	大宰府史跡	昭和59年度発掘調査概報	S60.3 (1985)	14（不丁官衙）・87,90（不丁官衙）・88（官人居住区）・92（官人居住区）
19	大宰府史跡	昭和60年度発掘調査概報	S61.3 (1986)	94（官人居住区）・95（官人居住区）・96（官人居住区）
20	大宰府史跡	昭和61年度発掘調査概報	S62.3 (1987)	98（不丁官衙）・99（月山東官衙）・102（後方官衙）・103（観世音寺）
21	大宰府史跡	昭和62年度発掘調査概報	S63.3 (1988)	104（不丁官衙）・105（後方官衙）・97（子院地区）・107（子院地区）
22	大宰府史跡	昭和63年度発掘調査概報	H元.3 (1989)	109,111（観世音寺）・110（不丁官衙）・112（学校院）・114（日吉官衙）
23	大宰府史跡	平成元年度発掘調査概報	H2.3 (1990)	115（観世音寺）・117（観世音寺）・119（観世音寺）・120（観世音寺）・70補足（観世音寺）
24	大宰府史跡	平成2年度発掘調査概報	H3.3 (1991)	121（観世音寺）・122（観世音寺）・123（観世音寺）・124（不丁官衙）・125（不丁官衙）
25	大宰府史跡	平成3年度発掘調査概報	H4.3 (1992)	126（観世音寺）・129（不丁官衙）・131（日吉官衙）・133（官人居住区）・134（不丁官衙）・136（不丁官衙）
26	大宰府史跡	平成4年度発掘調査概報	H5.3 (1993)	130（観世音寺）・137（官人居住区）・138（官人居住区）・139（官人居住区）・140（不丁官衙）・141（後方官衙）・142（官人居住区）・144（子院地区）・146（官人居住区）
27	大宰府史跡	平成5年度発掘調査概報	H6.3 (1994)	96補足（官人居住区）・147（不丁官衙）・152（官人居住区）・水城20（水城）・水城24（水城）
28	大宰府史跡	平成6年度発掘調査概報	H7.3 (1995)	153（日吉官衙）・154（観世音寺）・156（日吉官衙）・157（官人居住区）・159（学校院）・160（来木官衙）・162（不丁官衙）
29	大宰府史跡	平成7年度発掘調査概報	H8.3 (1996)	116（観世音寺）・163（観世音寺）・165,166,167（官人居住区）・170（来木官衙）・172（子院地区）・水城26（水城）・水城27（水城）
30	大宰府史跡	平成8年度発掘調査概報	H9.3 (1997)	169－1（来木官衙）・175（官人居住区）・水城26（水城）
31	大宰府史跡	平成9年度発掘調査概報	H10.3 (1998)	169－2（来木官衙）・176（学校院）・177（日吉官衙）・178（月山東官衙）
32	大宰府史跡	平成10年度発掘調査概報	H11.3 (1999)	180（政庁）・181（月山東官衙）・水城28（水城）
33	大宰府史跡	平成11年度発掘調査概報	H12.3 (2000)	180（政庁）・国分寺25（国寺）

※発行者　No.1～3 福岡県教育委員会　No.4～33 九州歴史資料館

5.『大宰府史跡発掘調査概報』遺跡別調査次数一覧（第2表）

遺跡名（略称）	調　　査　　次　　数
政　　庁	1，2，6，15，26，30，30補，41，49，180
不 庁 官 衙	14，17，73，81，83，84，85，86，87，90，98，104，110，124，125，129，134，136，140，147，162
日 吉 官 衙	25，32，75，80，114，131，153，156，177
月 山 東 官 衙	31，34，35，72，99，178，181
蔵 司 官 衙	4，54，60，65－1，65－2
来 木 官 衙	19，53，160，169－1，169－2，170
後 方 官 衙	24，52，100，102，105，141
官 人 居 住 区	76，88，92，94，95，96，96補，133，137，138，139，142，146，152，157，165，166，167，175
学　　校　　院	3，9，18，22，36，37，38，42，63，74，77，112，159，176
観 世 音 寺	5，16，23，43，45，47，48，55，61，70，78，93，103，109，111，115，116，117，119，120，121，122，123，126，130，154，163
子 院 地 区	8，11，20，21，57，67，97，107，144，172
水城（水城跡）	水城20，水城24，水城26，水城27，水城28
国寺（筑前国分寺）	10，国寺25
条 坊 そ の 他	7，12，13，27，28，29，33，33補，39－1，39－2，39－3，40，44，46，50，51，56，58，59，62，64

※水城瓦窯　平成8年度発掘調査概報（文30）　来木北瓦窯　昭和48年度発掘調査概報（文6）
※※「同笵瓦出土遺跡一覧」には，この略称と次数番号を記入した。

6.『大宰府史跡・関連遺跡』等調査報告一覧（第3表）

No.	タ　イ　ト　ル		発行年月	発行者	掲　載　内　容
34	朝倉橘廣庭宮跡伝承地	第3次発掘調査報告	1976	九　歴	
35	福岡南バイパス関係，埋蔵文化財調査報告（第2集）	筑紫郡太宰府町所在御笠川南条坊遺跡(1)	1975	福岡県教　委	
36	福岡南バイパス関係，埋蔵文化財調査報告（第3集）	筑紫郡太宰府町所在御笠川南条坊遺跡(2)	1976	〃	
37	福岡南バイパス関係，埋蔵文化財調査報告（第6集）	筑紫郡太宰府町所在御笠川南条坊遺跡(3)	1977	〃	
38	筑前国分寺	昭和51年度発掘調査概報	1977	〃	
39	筑前国分寺	昭和52年度発掘調査概報	1978	〃	
40	水城	昭和50年度発掘調査報告	1976	〃	
41	水城	昭和51・52・53年度発掘調査概報と史跡環境整備事業実施概要	1979	〃	
42	九州縦貫自動車道関係埋蔵文化調査報告XXIV	福岡県筑紫野市所在剣塚遺跡群の調査上巻	1978	〃	
43	山陽新幹線関係埋蔵文化財調査報告	福岡市埋蔵文化財調査報告書第32集	1975	福岡市教　委	多々良込田遺跡
44	多々良込田遺跡II	福岡市東区多の津所在遺跡群の調査福岡市埋蔵文化財調査報告書第53集	1980	〃	
45	般若寺跡	大宰府史跡昭和54年度発掘調査概報，別冊	1980	九　歴	
46	般若寺跡II	大宰府史跡昭和62年度発掘調査概報，別冊	1988	〃	
47	特別史跡大野城跡	大石垣・八ツ並地区建物跡史跡環境整備に伴う発掘調査概報	1976	福岡県教　委	大野城八ツ並
48	特別史跡大野城跡III	主城原地区発掘調査概報，整備概要(1)	1979	〃	大野城主城原
49	特別史跡大野城跡IV	主城原地区・北石垣発掘調査概報，整備概要(2)	1980	〃	大野城主城原
50	特別史跡大野城跡V	主城原地区（第4次）・村上地区（第1次）発掘調査概報	1982	〃	大野城主城原 大野城村上
51	特別史跡大野城跡VI	村上地区（第2次）・坂本口土塁発掘調査概報	1983	〃	

No.	タイトル		発行年月	発行者	掲載内容
52	特別史跡大野城跡VII	大宰府口城門跡発掘調査概報	1991	福岡県教委	大野城太宰府口
53	『大宰府条坊跡，観世音寺土地区画整理に伴う発掘調査(1)』	太宰府町の文化財　第5集	1982	太宰府町教委	通古賀地区，陣ノ尾2号墳・尼寺跡
54	大宰府条坊跡II	太宰府市の文化財　第7集	1983	太宰府市教委	
55	大宰府条坊跡III	太宰府市の文化財　第8集	1984	〃	第21－1次・22次・25次・26次・27次(学校院南)
56	大宰府条坊跡VII	太宰府市の文化財　第28集	1995	〃	44次・65次・81次・89次
57	大宰府条坊跡VIII	太宰府市の文化財　第29集	1995	〃	133次
58	大宰府条坊跡IX	太宰府市の文化財　第30集	1996	〃	87次・98次・106次・141次
59	大宰府条坊跡X	推定大宰府朱雀大路周辺の調査，太宰府市の文化財　第37集	1998	〃	43次・59次・64次・68次・73次・93次・94次・142次
60	史跡筑前国分寺跡	発掘調査及び環境整備事業に伴う実施報告書II　福岡県文化財調査報告書第118集	1994	福岡県教委	12次・18次
61	筑前国分寺跡I	外郭線及びその周辺の調査・国分瓦窯跡の調査　太宰府市の文化財　第32集	1997	太宰府市教委	9次・10次・13次・14次・17次
62	『筑前国分尼寺跡，陣ノ尾遺跡』他	歴史時代遺跡調査概要2編　太宰府町の文化財　第4集	1981	太宰府町教委	
63	筑前国分尼寺跡II	太宰府市の文化財　第16集	1991	太宰府市教委	5次・7次・10次・11次
64	太宰府天満宮	太宰府天満宮境内地発掘調査報告第1集	1988	太宰府天満宮	1次
65	太宰府天満宮III	太宰府市の文化財　第26集	1995	太宰府市教委	3次
66	太宰府・佐野地区遺跡群IV	宮ノ本遺跡第7－1次調査　太宰府市の文化財　第21集	1993	〃	
67	水城跡	太宰府市の文化財　第24集	1994	〃	
68	辻遺跡	「歴史の散歩道」事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　太宰府市の文化財　第33集	1997	〃	
69	大宰府史跡	学業院中学校整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告　太宰府市の文化財　第36集	1997	〃	
70	鴻臚館1	発掘調査概報，福岡市埋蔵文化財調査報告　第270集	1991	福岡市教委	
71	鴻臚館4	平成4年度発掘調査概報，福岡市埋蔵文化財調査報告　第372集	1994	〃	
72	鴻臚館6	平成6年度発掘調査概報，福岡市埋蔵文化財調査報告　第486集	1996	〃	
73	鴻臚館8	平成7・8年度発掘調査概要報告，福岡市埋蔵文化財調査報告　第545集	1997	〃	
74	鴻臚館9	平成9年度発掘調査概要報告，福岡市埋蔵文化財調査報告　第586集	1998	〃	
75	筑後国府跡(1)	久留米文化財調査報告書　第12集	1976	久留米市教委	2．東遺跡　4．阿弥陀遺跡(49年度)
76	筑後国府跡・国分寺跡	昭和63年度発掘調査概要，久留米文化財調査報告書　第59集	1989	〃	29次
77	筑後国府跡・国分寺跡	平成3年度発掘調査概要，久留米文化財調査報告書　第70集	1992	〃	
78	筑後国府跡・国分寺跡	平成10年度発掘調査概要報告，久留米文化財調査報告書　第149集	1999	〃	156次(阿弥陀)
79	杉塚廃寺	筑紫野市文化財調査報告書　第4集	1979	筑紫野市教委	
80	鏡山猛「筑前国分寺」	『国分寺の研究』西海道の部，角田文衛編	1939		
81	森田勉「筑前国分寺」	『新修国分寺の研究』第5巻下　西海道，角田文衛編	1987		
82	高橋章「都府楼の瓦を焼く」	太宰府市史考古資料編	1992		
83	高橋章「都府楼瓦考」	『王朝の考古学』大川清博士古稀記念会	1995		
84	史蹟名勝天然記念物調査報告書第八輯下		1933	福岡県	四王寺経塚・筑紫郡三宅廃寺址
85	三宅廃寺発掘調査報告書	福岡市埋蔵文化財調査報告書　第50集	1979	福岡市教委	
86	九州古瓦図録	九州歴史資料館	1981	九歴	
87	大分廃寺	筑穂町文化財調査報告書　第3集	1997	筑穂町教委	

7.『大宰府史跡・関連遺跡』遺跡別関連文献一覧（第4表）

略　称＊	正式名称	文　献＊＊
大野城	大野城跡	文47，文48，文49，文50，文51，文52，文86
水城	水城跡	文40，文41，文67，文86
国寺	筑前国分寺跡	文38，文39，文60，文61，文80，文81，文86
国尼	筑前国分尼寺跡	文53，文62，文63
天満宮	安楽寺天満宮	文64，文65，文86
般若寺	般若寺跡	文45，文46，文86
杉塚廃寺	杉塚廃寺	文79，文86
三宅廃寺	三宅廃寺	文84，文85，文86
大分廃寺	大分廃寺	文86，文87
鴻臚館	鴻臚館跡	文70，文71，文72，文73，文74，文86
大宰府条坊	大宰府条坊跡	文35，文36，文37，文54，文55，文56，文57，文58，文59
老司瓦窯	老司瓦窯跡	文86
国分寺瓦窯	国分寺瓦窯跡	文80
水城瓦窯	水城瓦窯跡	文30，文67
来木瓦窯	来木瓦窯跡	文83
坂本瓦窯	坂本瓦窯跡	文83
来木北瓦窯	来木北瓦窯跡	文６，文83
都府楼北瓦窯	都府楼北瓦窯跡	文83
剣塚瓦窯	剣塚瓦窯跡	文42，文83
三宅瓦窯	三宅瓦窯跡	文84，文85
松倉瓦窯	松倉瓦窯跡	文83
朝倉宮	朝倉橘廣庭宮跡	文34
筑後国府	筑後国府跡	文75，文76，文77，文78，文86
多々良込田	多々良込田遺跡	文43，文44，文86
宮ノ本	宮ノ本遺跡	文66
辻	辻遺跡	文68
陣ノ尾	陣ノ尾遺跡	文53
四王寺経塚	四王寺経塚	文84

＊「同笵瓦出土遺跡一覧」には，この略称を用いた。
＊＊〔第3表〕の各文献の頭に付した番号である。
「同笵瓦出土遺跡一覧」には，この表示法で記入した。

木簡釈文

凡例

(一) 釈文の漢字は概ね現行常用体に改めた。

(二) 釈文に加えた符号はつぎの通りである。

・　木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

○　木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。

□□□　欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□　欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□　欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□□　記載内容からみて上または下に一字以上の文字を推定したもの。

……　同一木簡と推定されるが直接接続せず、中間の一字以上が不明なもの。

■■■　抹消により判読困難なもの。

〳〵　抹消した文字の字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

「　」　異筆、追筆。

、　合点。

〔　〕　校訂に関する注のうち本文に置き換わるべき文字を含むもの。

(　)　右以外の校訂注および説明注。

〔×〕　文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し、原字を上の要領で右傍に示した。

カ　編者が加えた注で疑問の残るもの。

ママ　文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

(三) 釈文下の上段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧つきで示した。なお長さ・幅は木簡の文字の方向による。

(四) 釈文下の下段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りである。なお端とは、木簡を木目方向に置いた時の上下両端をいう。

6011型式　長方形の材のもの。

6015型式　長方形の材の側面に孔を穿ったもの。

6019型式　一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6011・6015・6032・6041・6051型式のいずれかと推定される。

6021型式　小型矩形のもの。

6022型式　小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式　長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

6032型式　長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式　長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

6039型式　長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033・6043型式のいずれかと推定される。

6041型式　長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

6043型式　長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし、左右に切り込みをいれたもの。

6049型式　長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

6051型式　長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式　長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033・6051型式のいずれかと推定される。

6061型式　用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式　用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式　折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式　削屑。

二次的に整形されたもので原形が推定できる場合には、原形の型式番号を括弧内に付記した。

大宰府史跡第二六次調査　A地点（暗灰砂質土層）

（1）・府国司　86・33・6　6061
・遭喪解文

大宰府史跡第二六次調査　B地点（第Ⅲ腐植土層）

（2）・十月廿日竺志前贄驛□（寸カ）□（分カ）留　多比二生鮑六十具　鯖四列都備五十具　(311)・29・3　6019
・須志毛　十古　割軍布　一古

大宰府史跡第二六次調査　C地点（第Ⅱ腐植土層）

（3）尊尊□（尊カ）□□□□　6091

大宰府史跡第二六次調査　D地点（SK五一四）

（4）・帥郷御料□□卅二□（斤カ）　170・17・3　6032
・使部清人

（5）□（筑カ）前□（国カ）　(122)・27・4　6039

（6）・□仕丁益人　(92)・33・5　6019
・□人

（7）特進鄭国公魏徴□（時カ）務□（策カ）壱□（巻カ）　□□　6091

（8）□鄭国公務務□勝□（勝カ）□　6091
□　巍□

（9）□勝勝勝□（勝カ）　6091

（10）□□□勝勝　6091

（11）□勝勝　6091

（12）豈有渇飲鴻　6091

（13）万品受形各□　6091

（14）□非可以一理推　6091

（15）□餘□　6091

（16）□稟性□　6091

（17）為炭□　6091

（18）既脩　6091

（19）□　賊性与蛇□　6091

（20）□風稍改　6091

(21) ㇆風稍改 □ 6091

(22) □夫 6091

(23) 険□ 6091

(24) 于□ 6091

(25) ㇆□(日カ)依員□ 6091

(26) □(忘カ)救□ 6091

(27) ㇆山川同□(険カ) 6091

(28) □□□(共カ)山川同□(険カ) 6091

(29) 車持朝臣氏道 6091

(30) 申車持持車 6091

(31) □□(麻カ)(國ヵ)雷生 鴨牧麻 ㇆□□ 95・18・3 6081

(32) 合漆人前田臣□ 6091

(33) 合漆人前 6091

(34) □□二人 6091

(35) 山口忌寸 當 6091

(36) □□(日奉カ) 6091

(37) 部 日奉□□(部カ) 6091

(38) ㇆ 物マ長□(賣カ) □□(葉カ) 6091

(39) ㇆部波 □□ 6091

(40) ㇆部礼 6091

(41) □呂(麻カ) 6091

(42) 呂 万呂□ 6091

(43) □□ □□ □□ 来 麻呂 麻呂前 6091

(45) 御笠團生ア羊□ 6091

(46) ㇆百長 6091

(47) ㇆遠遠賀 遠遠遠 6091

(48) 長一人物守 6091

(44)・隊廣成　……□□割□　……□□(事カ)□　……身□　宜此状知早速限今日

□□□　……□□　……□　……□□□□　□□隊

五十五十五十……　……□　……□

……　……□　……有　……

……□　□　……□遣□　……□遣道　澤澤守十一月廿七日　成

遠賀遠(貢カ)□□　……有有有有　……有有　有　道(遣カ)　□□書生十一月守當□(符カ)　6081

(49)　長一人膳　6091

(50)　長　長□　6091

(51)　也長　長　6091

(52)　□　□長(長カ)□□　6091

(53)　□□(張カ)(張カ)　6091

(54)　柴取一人　6091

(55)　草取二人　6091

(56)　□□舍人□　6091

(57)　舍人　6091

(58)　商布廿段　十四□　6091

(59)　「□□」壱(山カ)頭　6091

(60)　□壱　6091

(61)　事豊　6091

(62)　家車見是見
為為謹解申事　(232)・37・3　6081

(63)・謹謹謹謹謹解解申申人人連人之
・久久尺尺百百百百□(事カ)事事□□(事カ)　(311)・13・1　6081

(64)　謹解申□　6091

(65)　謹謹　6091

(66) 謹謹 6091
(67) 謹解 6091
(68) 謹□ 6091
(69) □解 6091
□□□
(70) □□(解カ)(申カ) 6091
(71) □□弐家為 6091
(72) 弐弐 6091
(73) 弐 6091
(74) 弐弐□ 6091
(75) 弐弐 6091
(76) □弐弐 6091
(77) 家家為□(為カ) 6091
(78) □家家 6091
(79) 為為為 6091
(80) 家 6091
(81) 家 6091
(82) 豊前□□(国カ) 6091
(83) 豊前□ 6091
(84) □豊(豊カ) 6091
(85) 前前前 6091
(86) 前 6091
(87) □前 6091
(88) ・月□□月月□大□□□(月カ)(月カ) 6091
□□□(譚カ)(譚カ) □(譚カ) □□□□□(譚カ)(譚カ)
・灩灩灩 6091
(89) □難(難カ) 6091
(90) □□人□(入カ) 6091
□道 6091
(91) 道道道□(道カ) 6091

(92) 有有有有有□ □ □□□□ 6091

(93) 有有 6091

(94) 有有 6091

(95) 成成成成 6091

(96) 我我我 6091

(97) 掾掾……掾掾掾 □□……□□□(但カ)(但カ)(但カ)(但カ)(拾ヵ)(拾ヵ) 6091

(98) 陽陽陽陽陽陽 6091

(99) □□陽(陽カ)(陽カ) 6091

(100) 陽陽 6091

(101) □ □(得カ)(得カ)(得カ)(得カ) 6091

(102) □□□□(得カ) 6091

(103) 聞聞□□ 6091

(104) 聞□(聴カ) 6091

(105) □間聞□ 6091

(106) 徳府 6091

(107) □被被 6091

(108) □綿 6091

(109) 綿錬 6091

(110) □□綿□ 6091

(111) □□□□ 6091

(112) □謹□□(頭カ) 6091

(113) 可追□ 6091

(114) □□□ 6091

(115) □ □ □□(隼カ)子 □ □ 6091

(116) □ □ 功 □ 6091

(117) □
　　」
6091

(118) 功
6091

(119) □□□
6091

(120) □而□「
6091

(121) 」五□
6091

(122) □(縮カ)
6091

(123) 」□右
6091

(124) 」局局
6091

(125) 」万
6091

(126) 」□□□伊夜□「(是カ)(是カ)(是カ)(忘カ)
6091

(127) □□□(聚カ)
6091

(128) 天□□□(金カ)
6091

(129) □「」
」知□也□
6091

(130) 」諸
6091

(131) 」宣□□□□□□
6091

(132) □□□「(原カ)(葎カ)
6091

(133) 」道道「」「
□□□　」
6091

(134) 」□謹道身□□
6091

(135) □□□□□(道カ)
6091

(136) □□□道□前(動カ)
□□　□　□首重重
6091

(137) 依歳歳歳□□「(威カ)
」□□　□□「
6091

(138) □
□新「
6091

(139) 」馬守「(産カ)
6091

(140) 者者「
6091

(141) □□
　　「」「
6091

PLATES


大宰府政庁
学校院
観世音寺



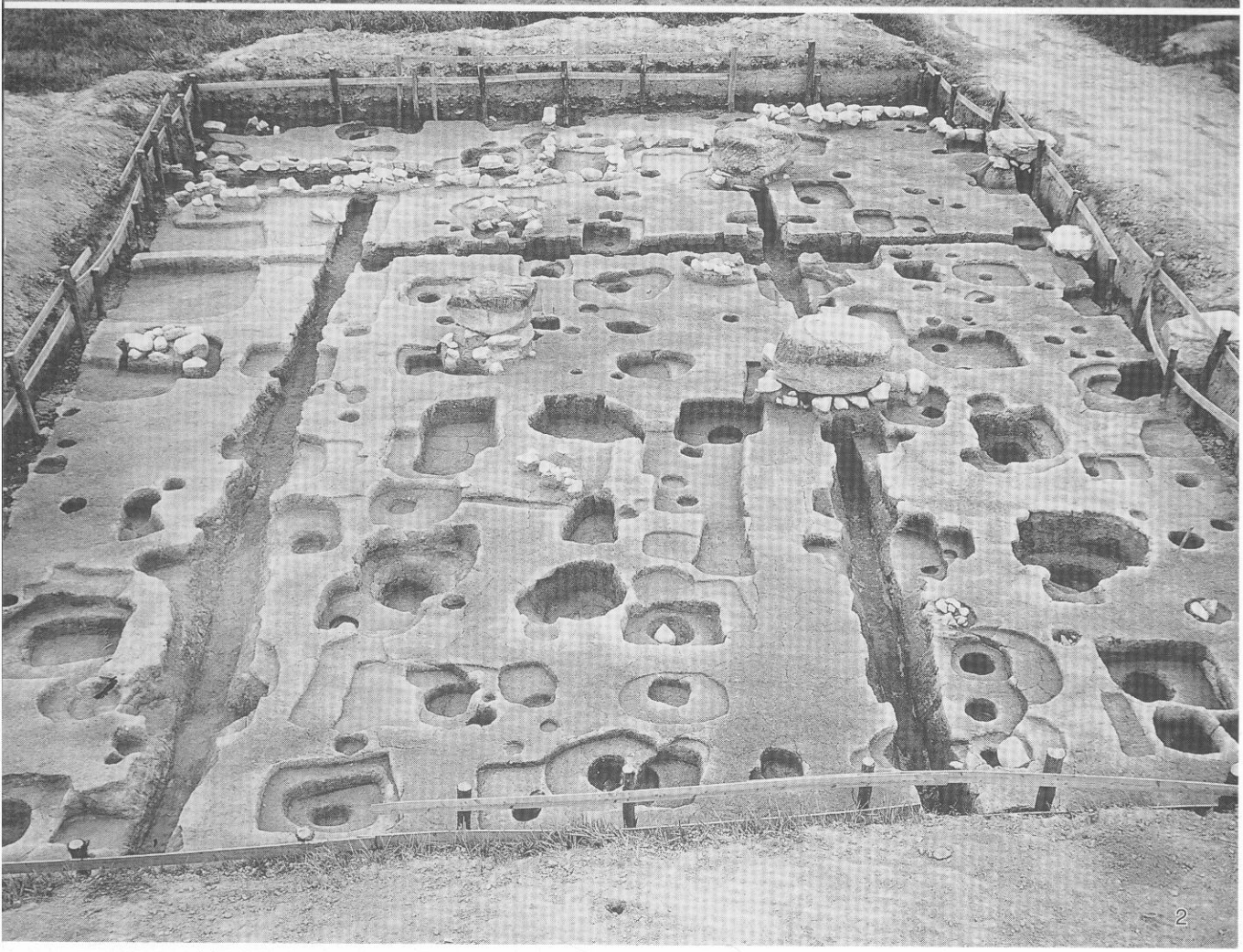


（1）政庁全景（調査前，東から）　（2）政庁全景（調査前，南から）

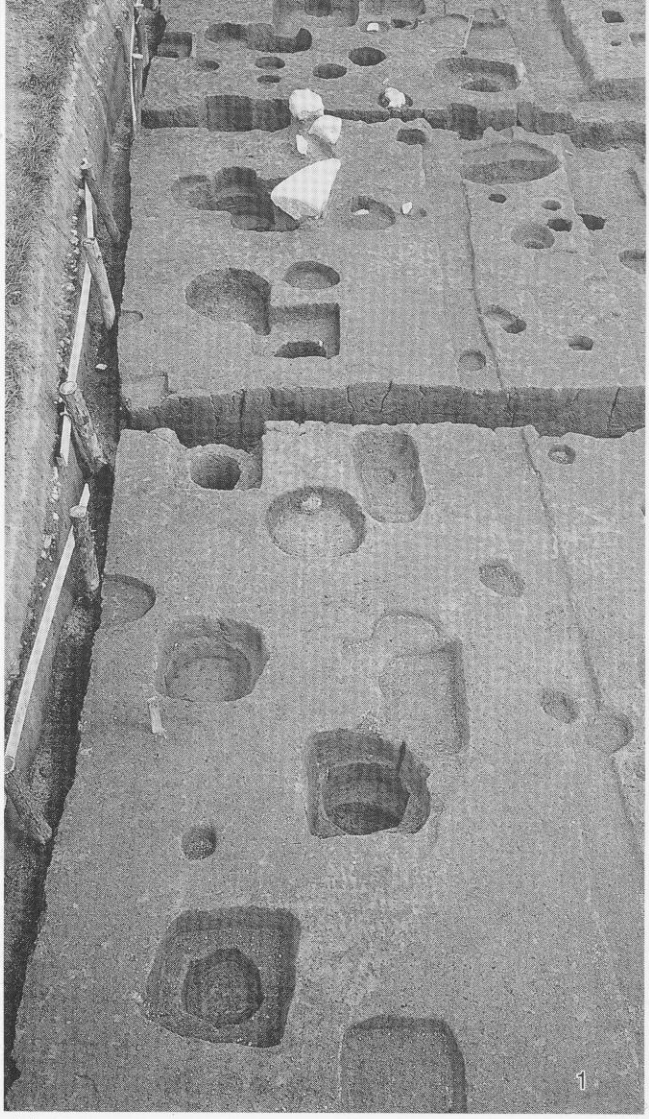


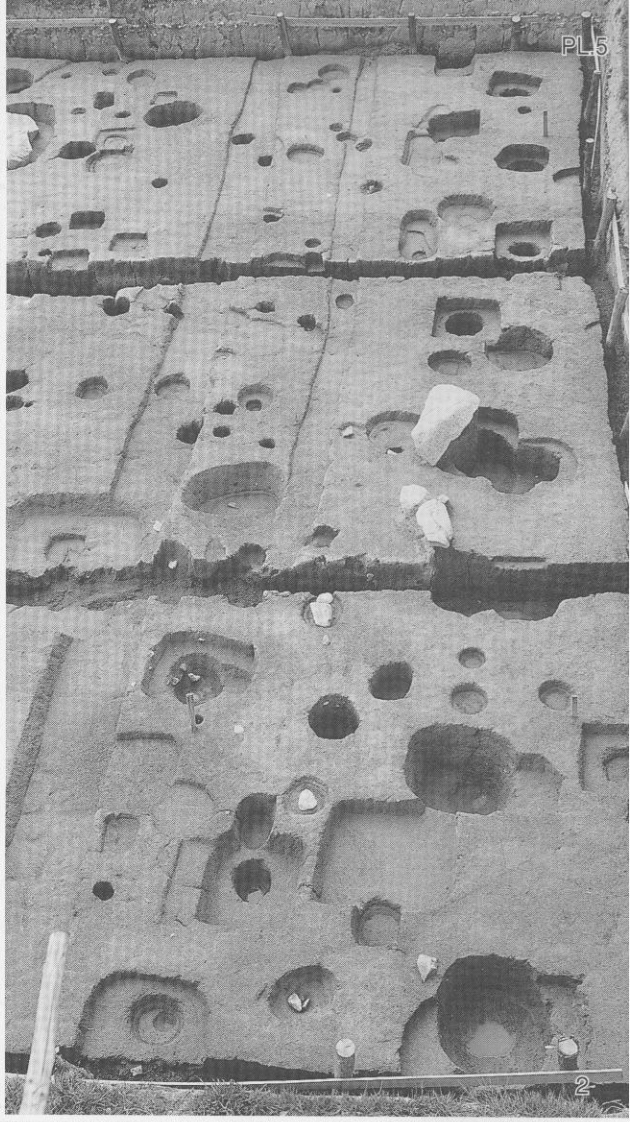
政庁全景（現況）



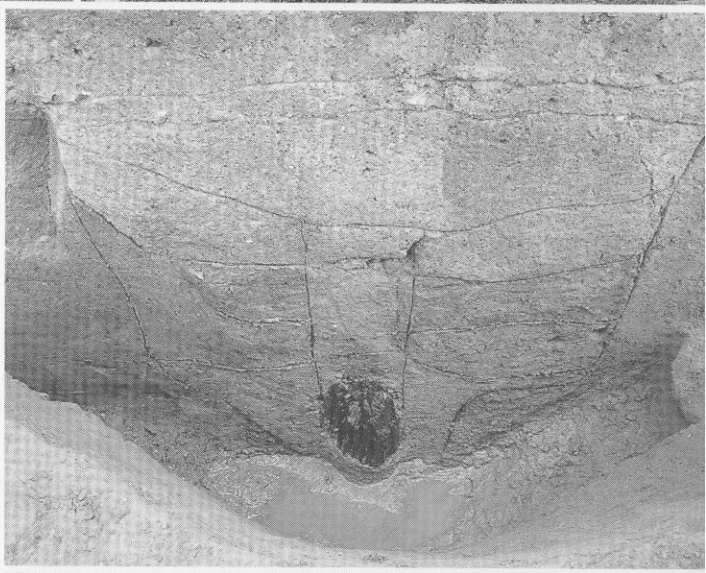


（1）中門全景（東から）　（2）Ⅰ期建物SB040・042，柵SA016・044・045（北から）

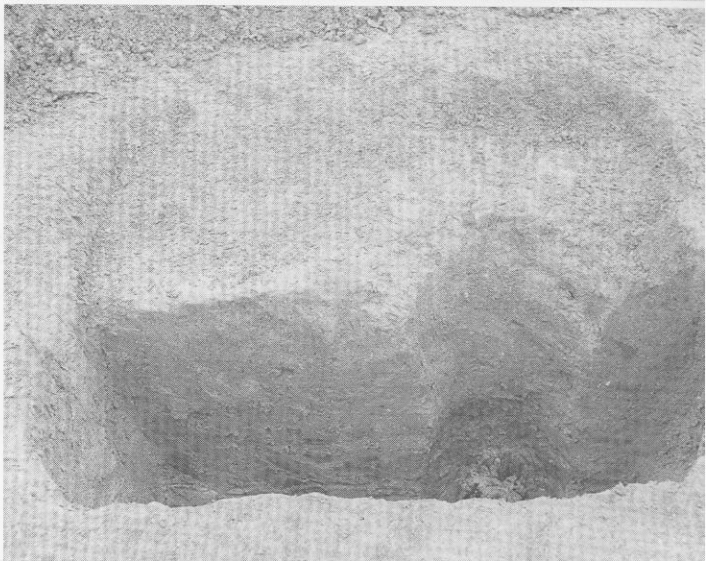




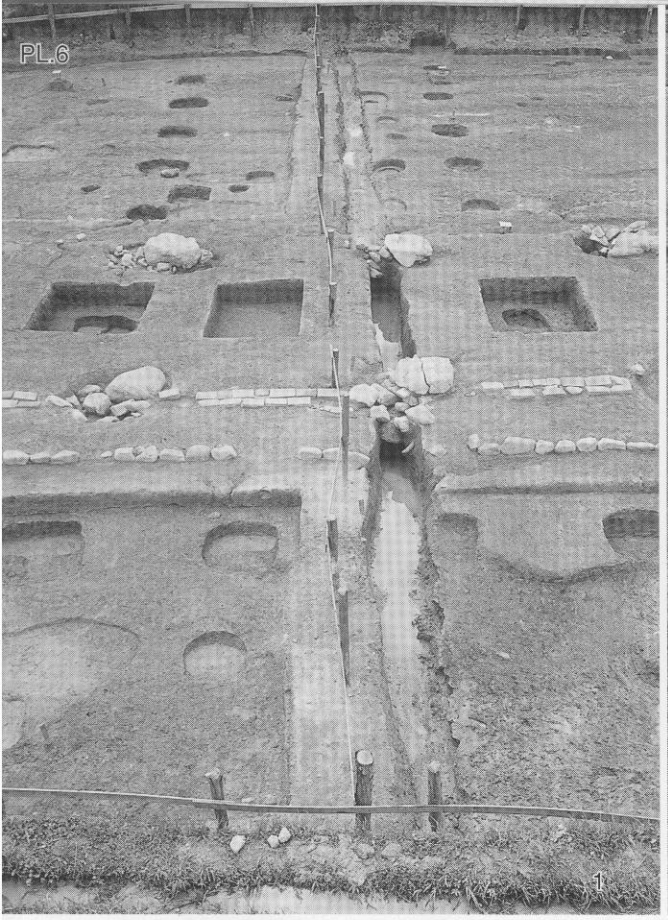
（1）柵SA044（西から）
（2）柵SA045（東から）

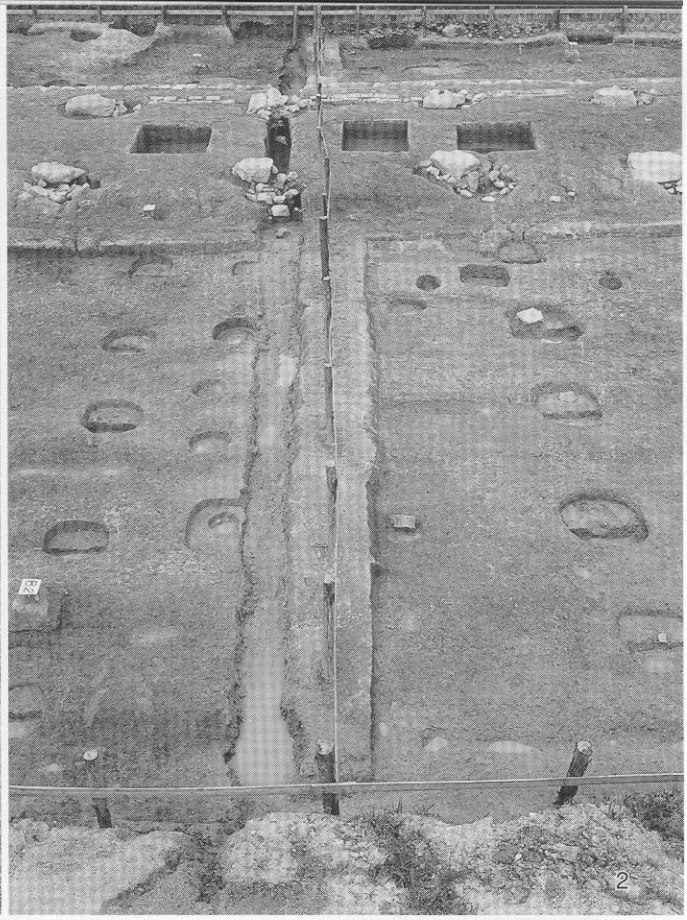


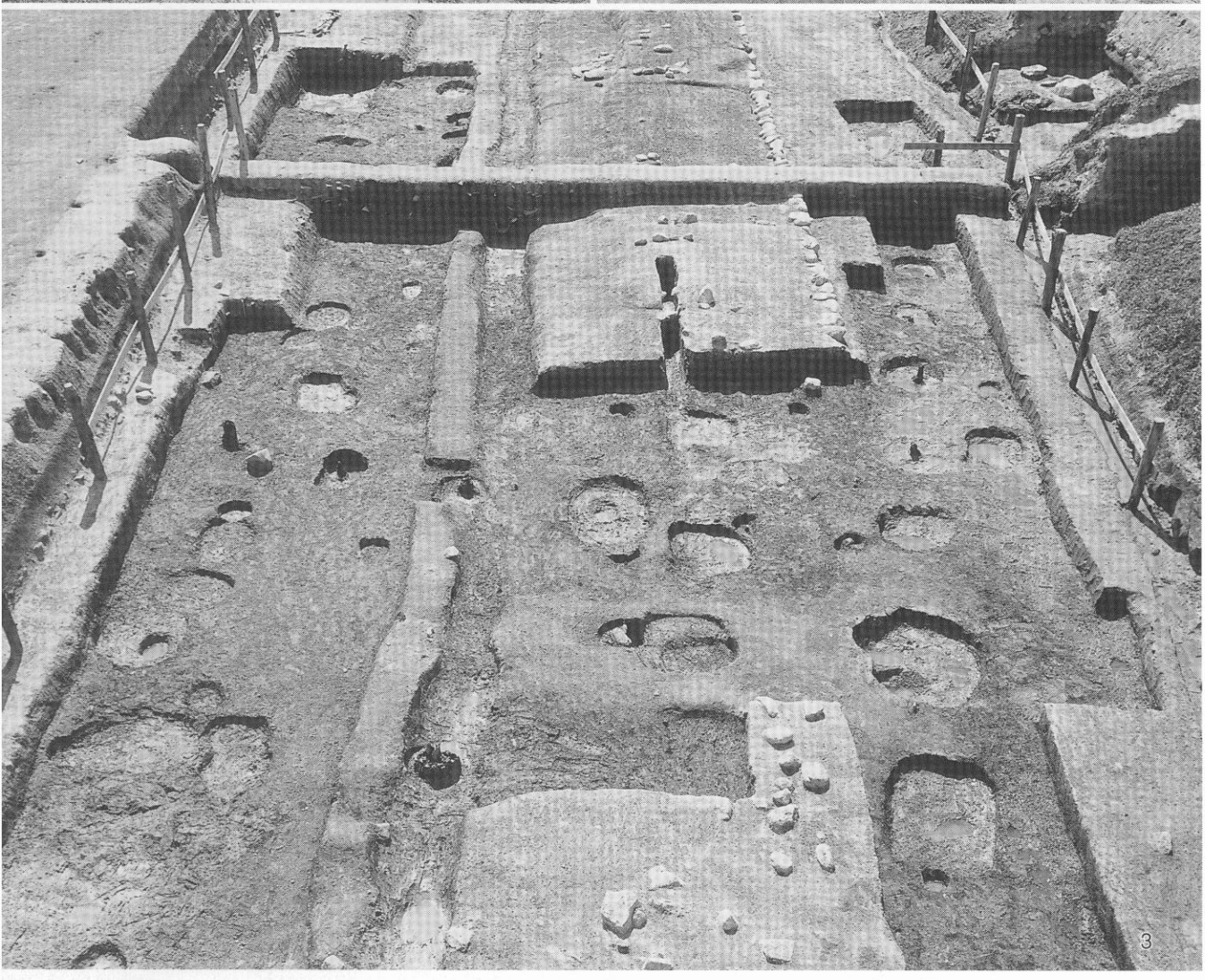
（3）掘立柱建物SB040柱根



（4）掘立柱建物SB040柱根







(1) Ⅰ期建物SB360（北から）　(2) Ⅰ期建物SB360（南から）　(3) 築地SA505，北門SX1061，柵SA1064・1065，SX1062（東から）

（1）正殿全景（空中写真）



（2）正殿SB010（東から）



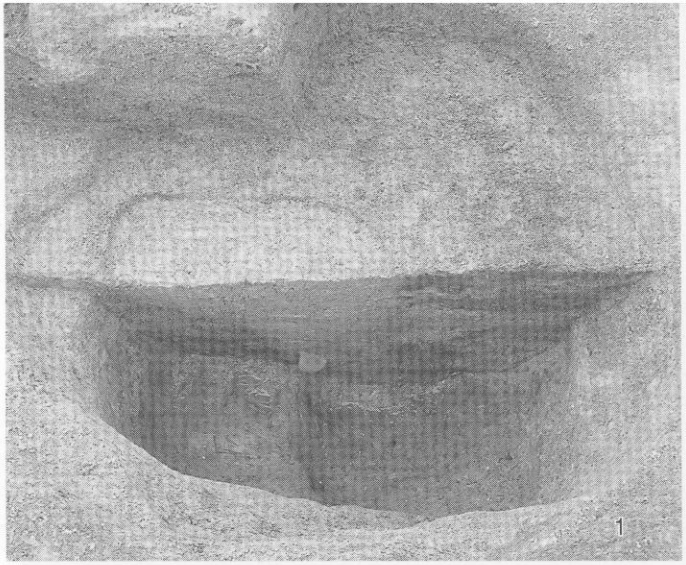
(1) Ⅰ期建物SB122,
柵SA112（南から）

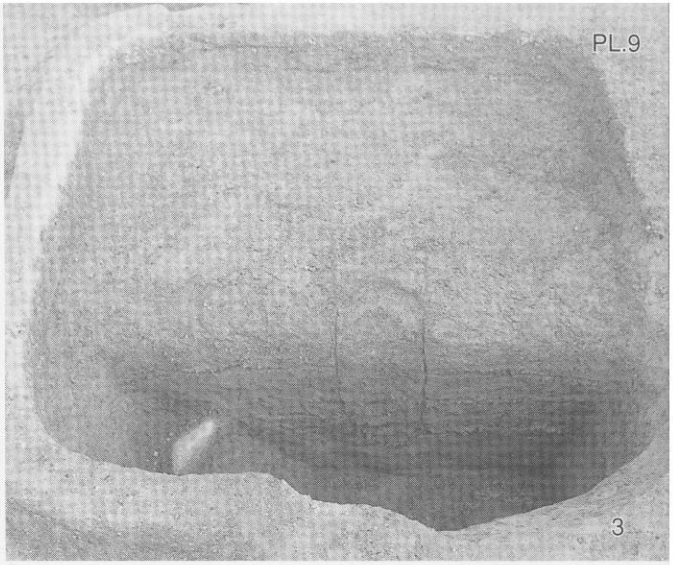


(2) Ⅰ期建物SB121・122,
柵SA112・113
（東から）

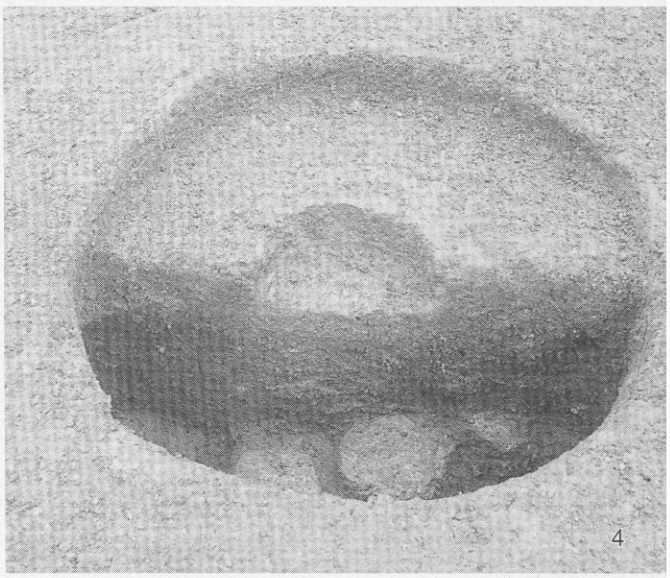


(3) Ⅰ期建物SB121（東から）

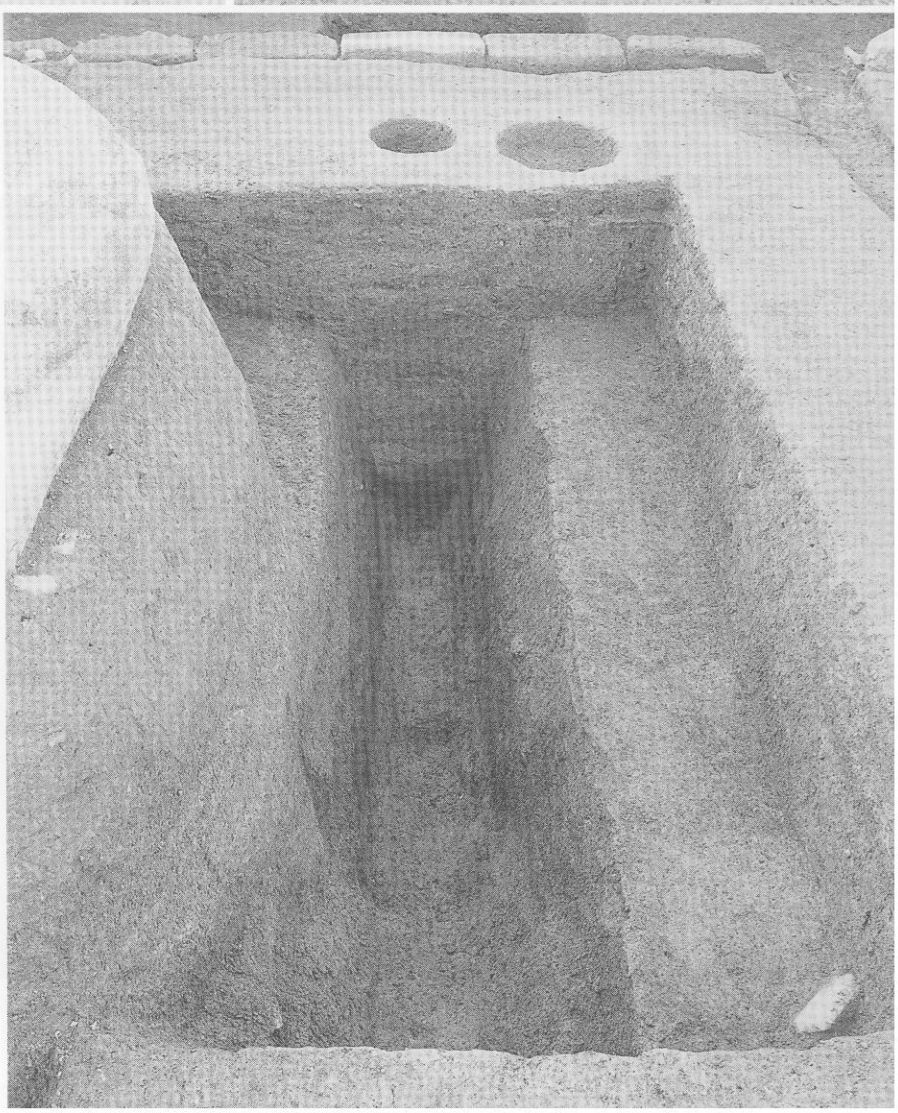




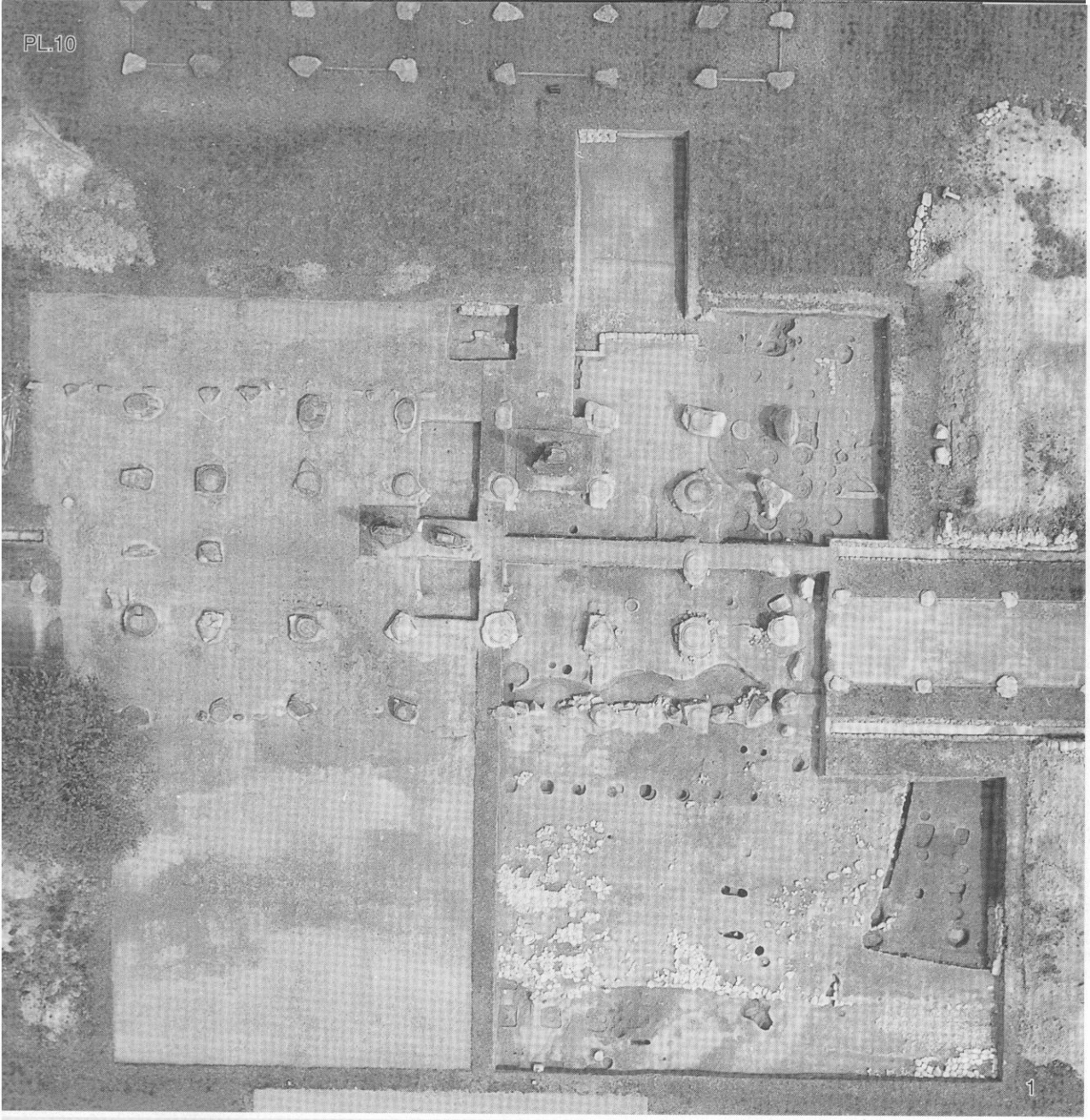




（1）掘立柱建物SB120柱掘形
（2）掘立柱建物SB121柱掘形
（3）掘立柱建物SB122柱掘形
（4）掘立柱建物SB123柱掘形



（5）Ⅰ期溝SD125（東から）





（1）正殿SB010全景（空中写真）　（2）正殿SB010現況（東から）





（1）正殿SB010B全景（東北から）　（2）正殿SB010B全景（東南から）



（1）正殿SB010B東辺部
（東から）



（2）正殿SB010B東北隅部
（北から）



（3）正殿SB010B北面階段
SX191①（北から）



（1）正殿SB010B基壇北面，
地覆根石と階段SX191①
（東から）



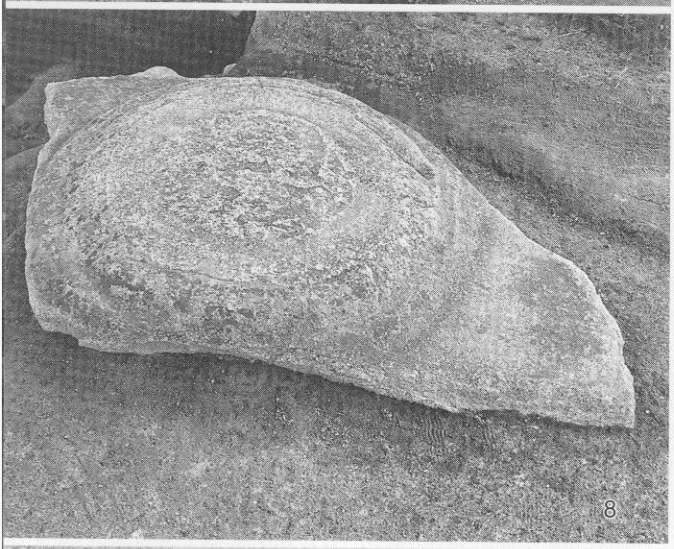
（2）正殿SB010B西北隅部
（西から）

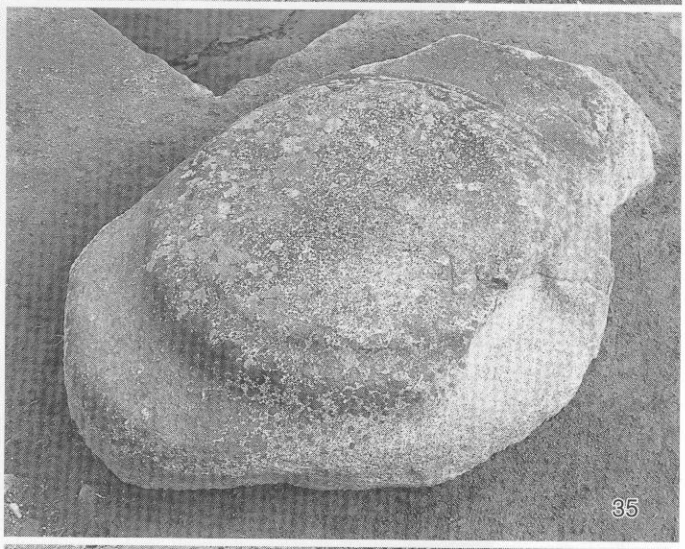


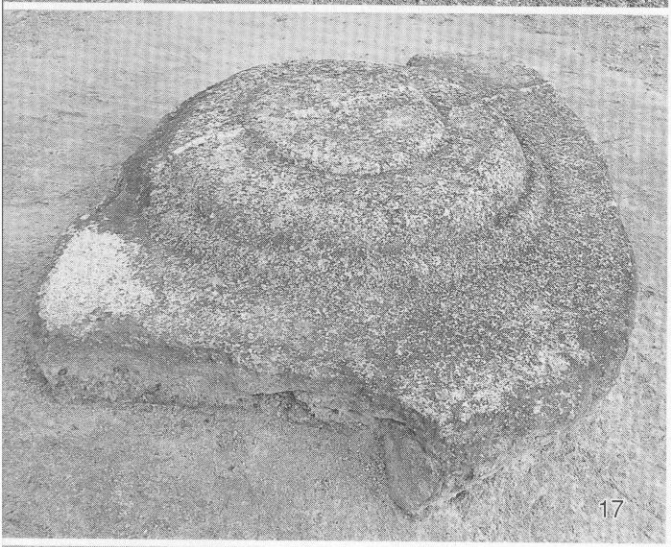
（3）正殿SB010B西北隅部
（南から）



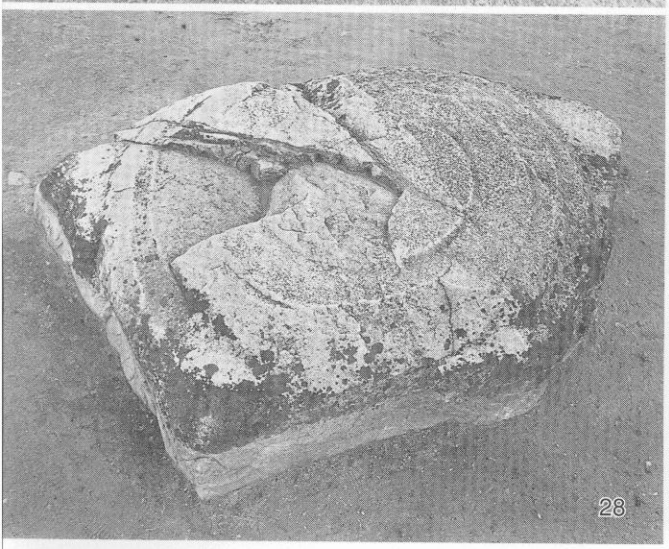


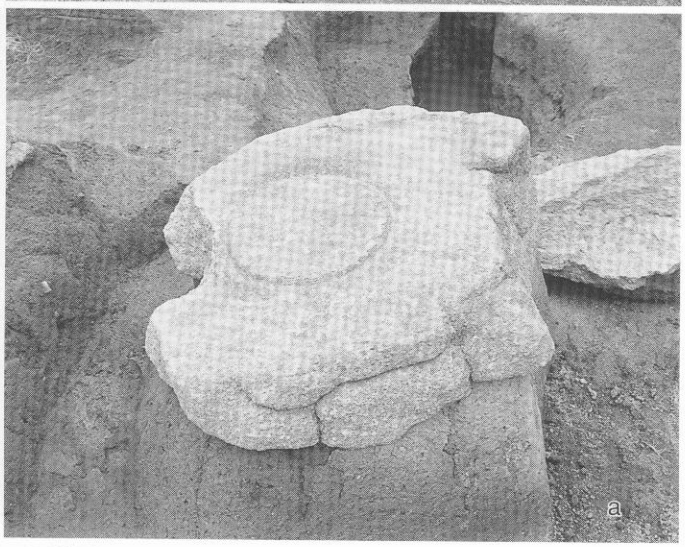




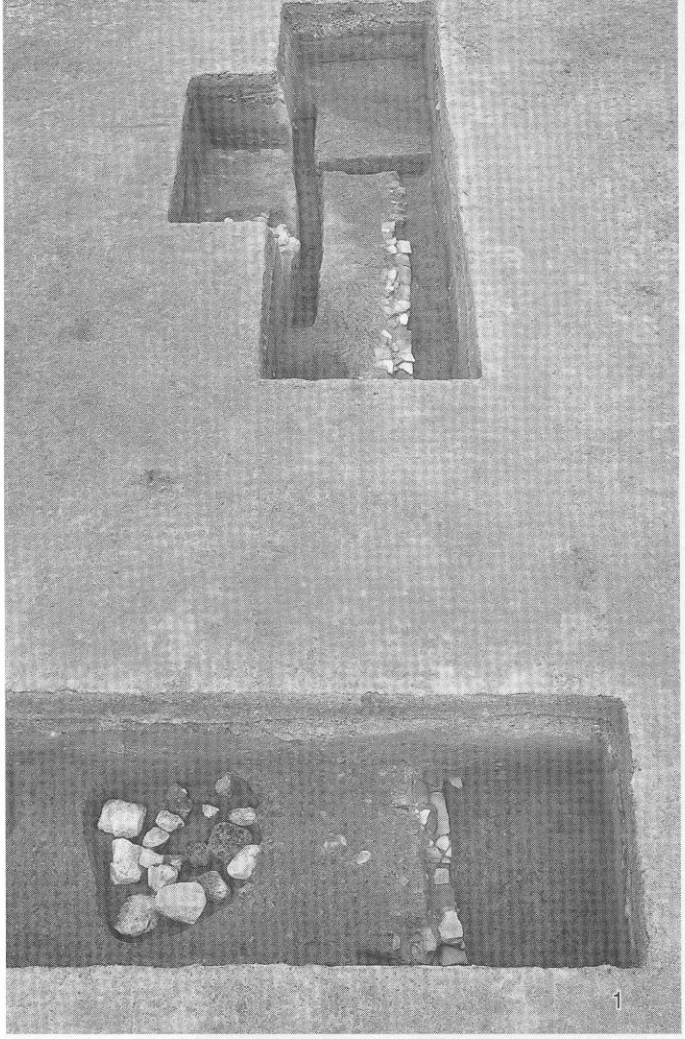


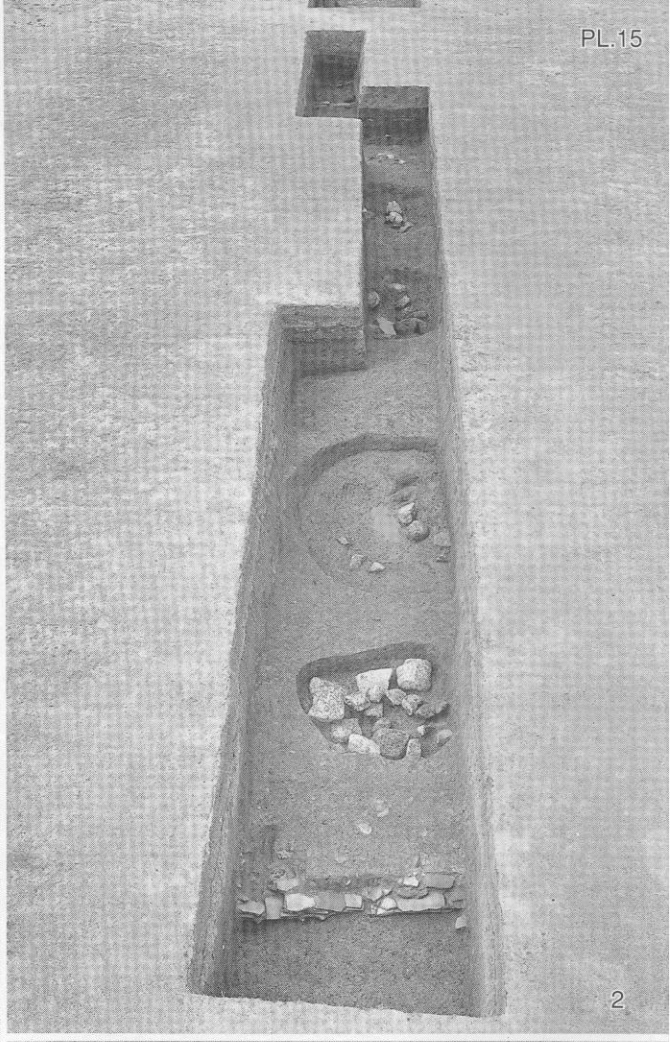


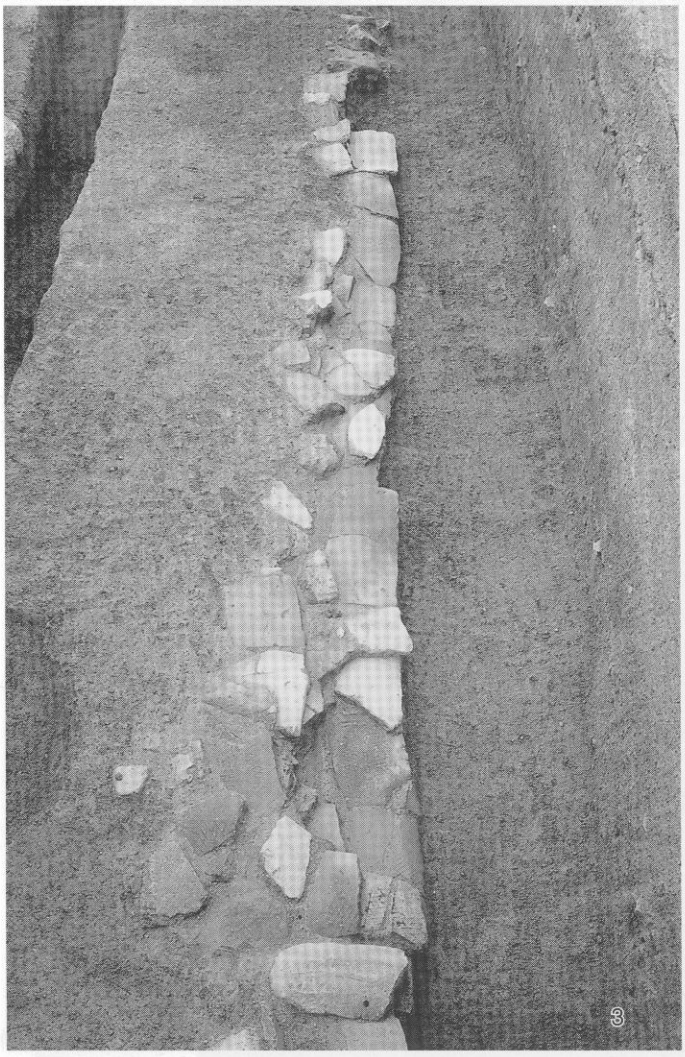




正殿 SB010B 礎石





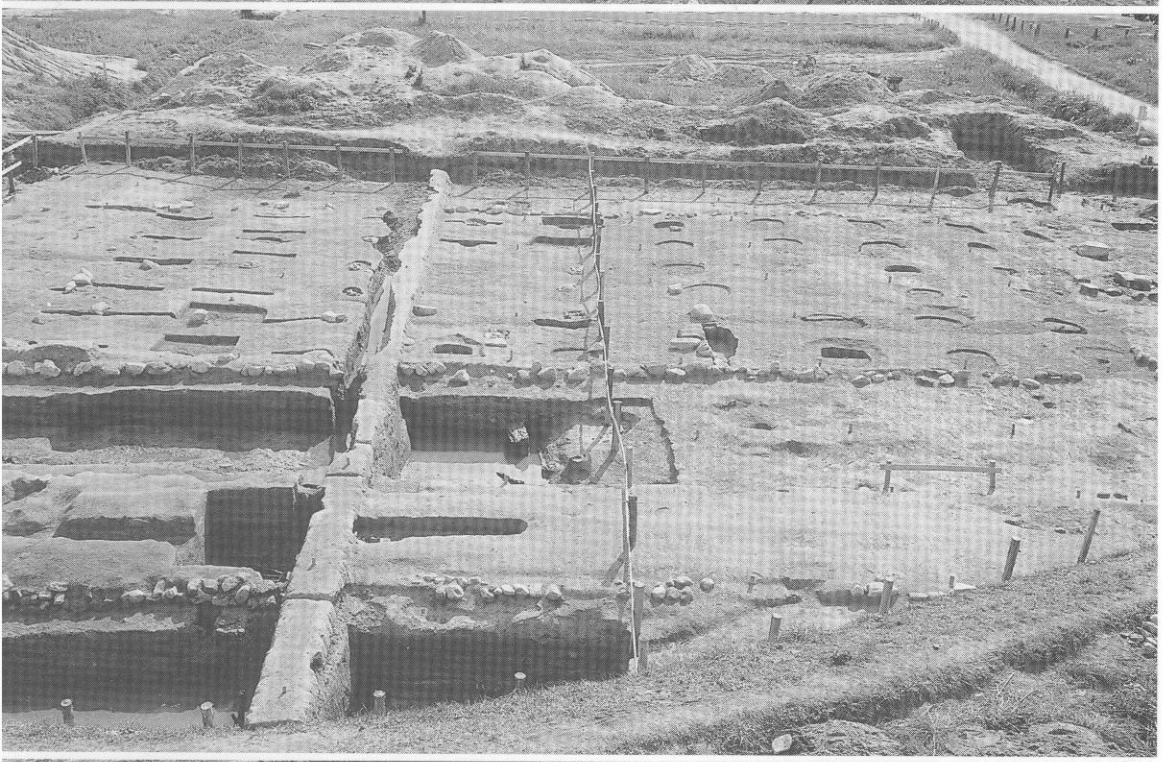




（1）後殿南面基壇化粧全景（西から）　（2）後殿根石（南から）　（3）後殿南面瓦積基壇化粧
（4）後殿北面瓦積基壇化粧



（1）後殿地区及び
後面築地SA335・505
（東北から）



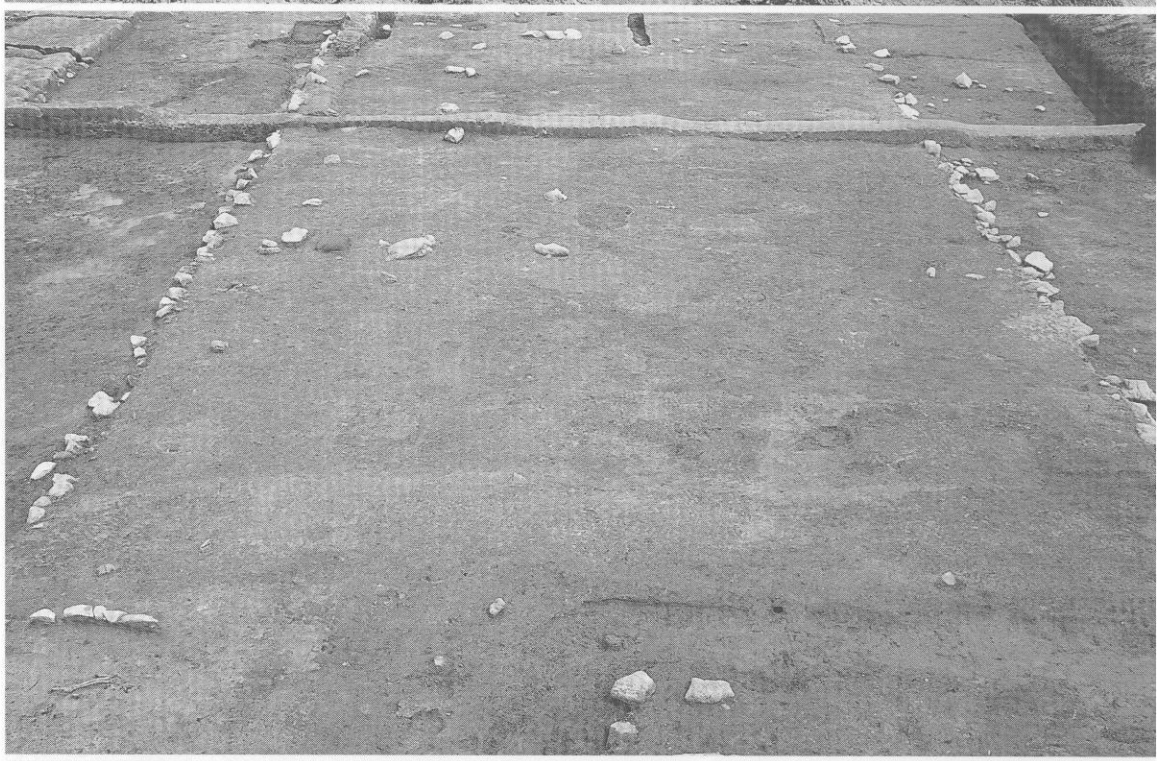
（2）後殿地区及び
後面築地SA335・505
（北から）



（3）後殿地区建物
SB500と後面築地
SA505間の下層
（木簡出土層）



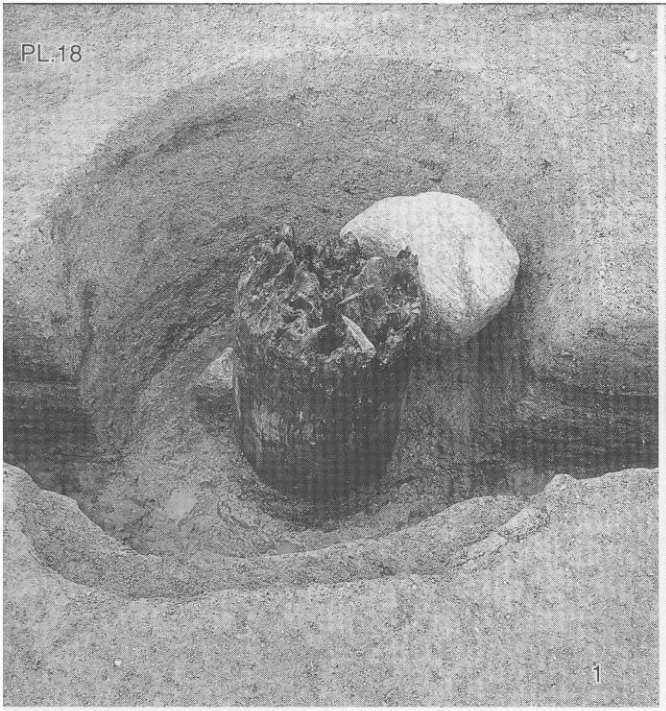
（1）後殿地区
掘立柱建物SB500a,
礎石建物SB510
（西から）

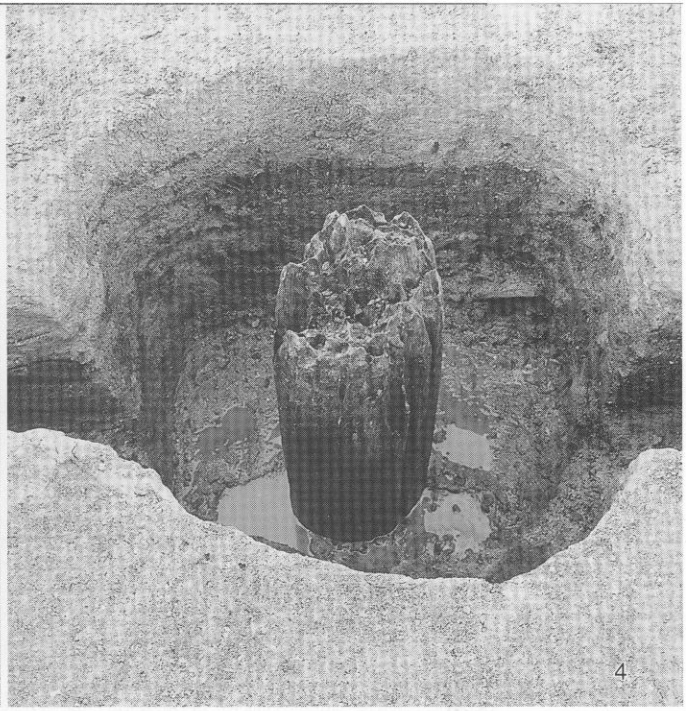


（2）後殿地区
礎石建物SB500b
（西から）

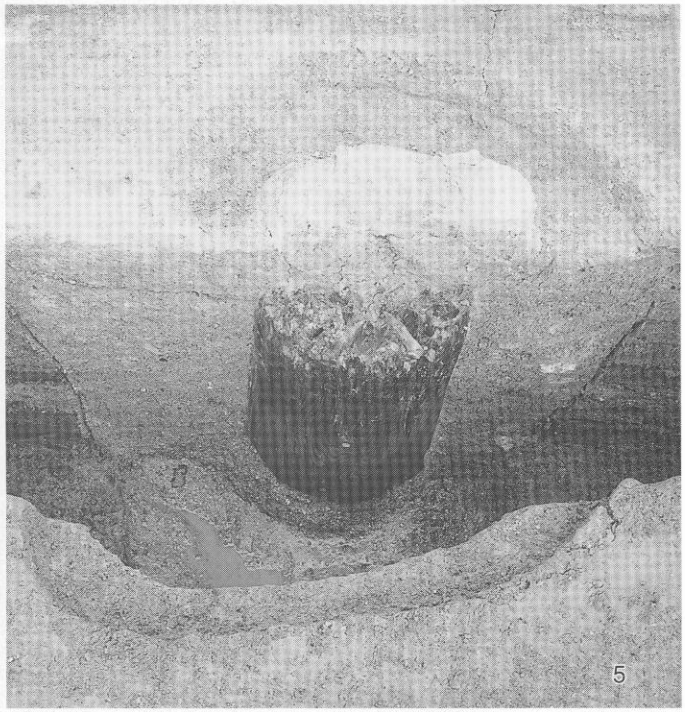


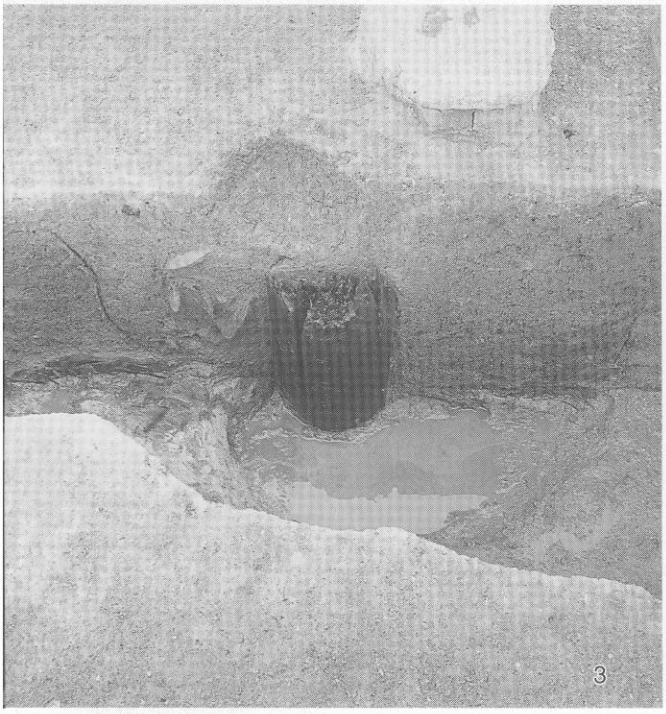
（3）後殿地区
礎石建物SB510
（北から）

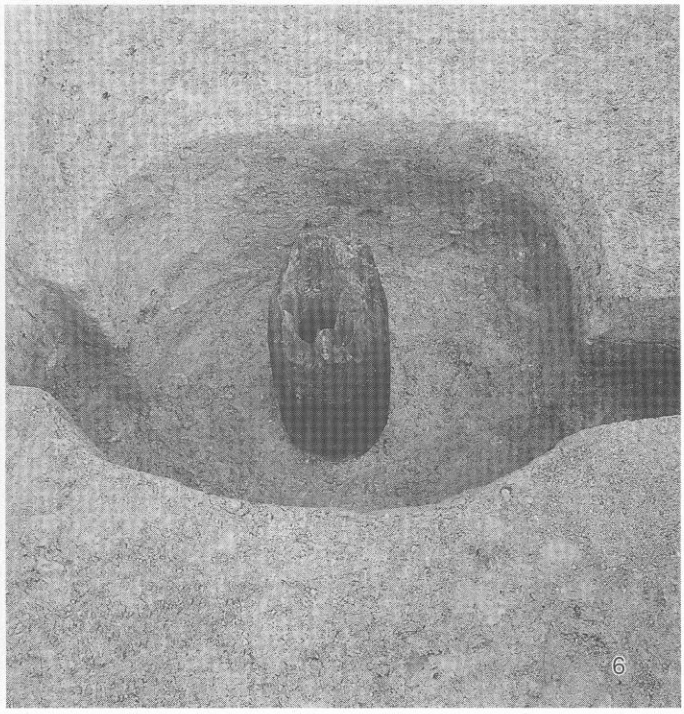












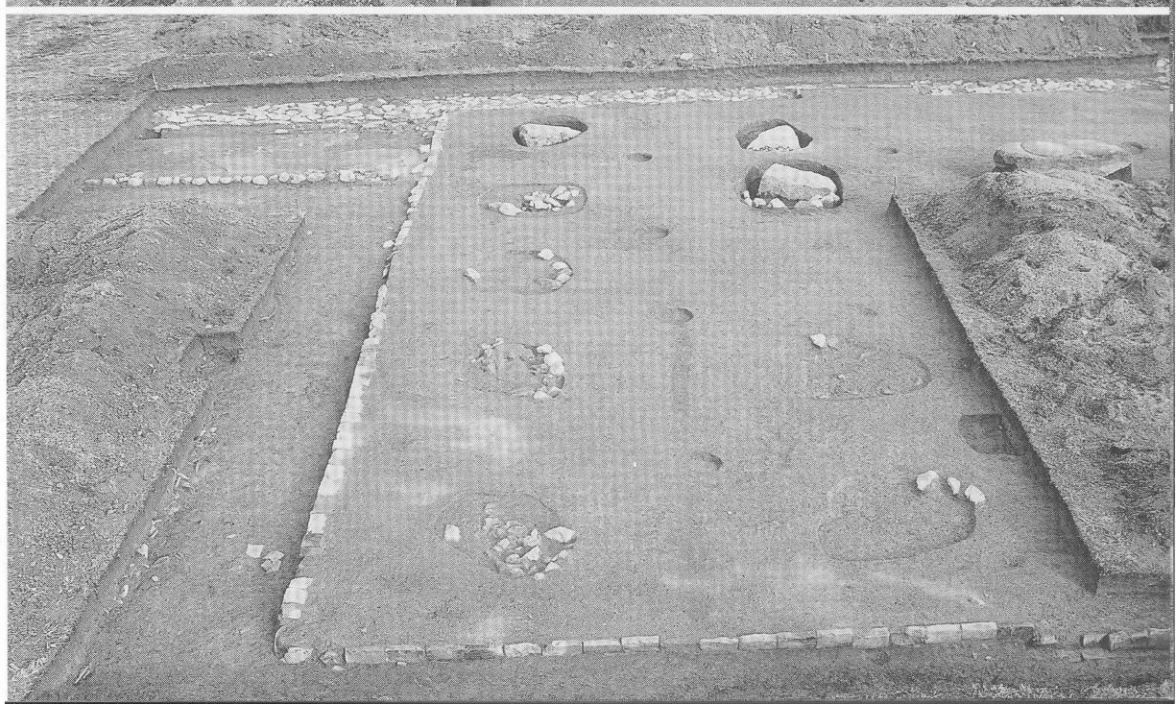
後殿地区　掘立柱建物SB500a柱掘形・柱根



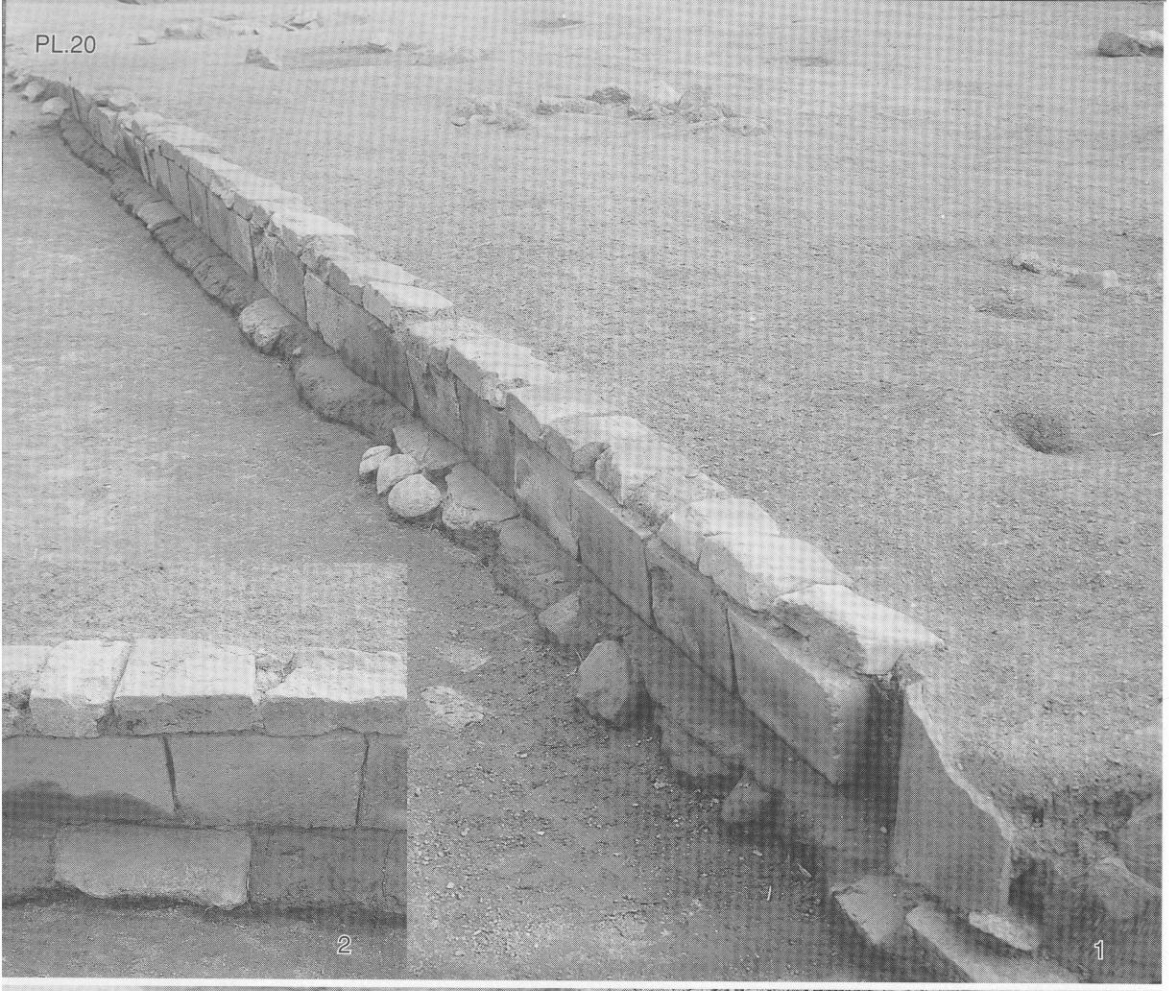
（1）西脇殿SB550
（北から）



（2）西脇殿SB550
（南から）



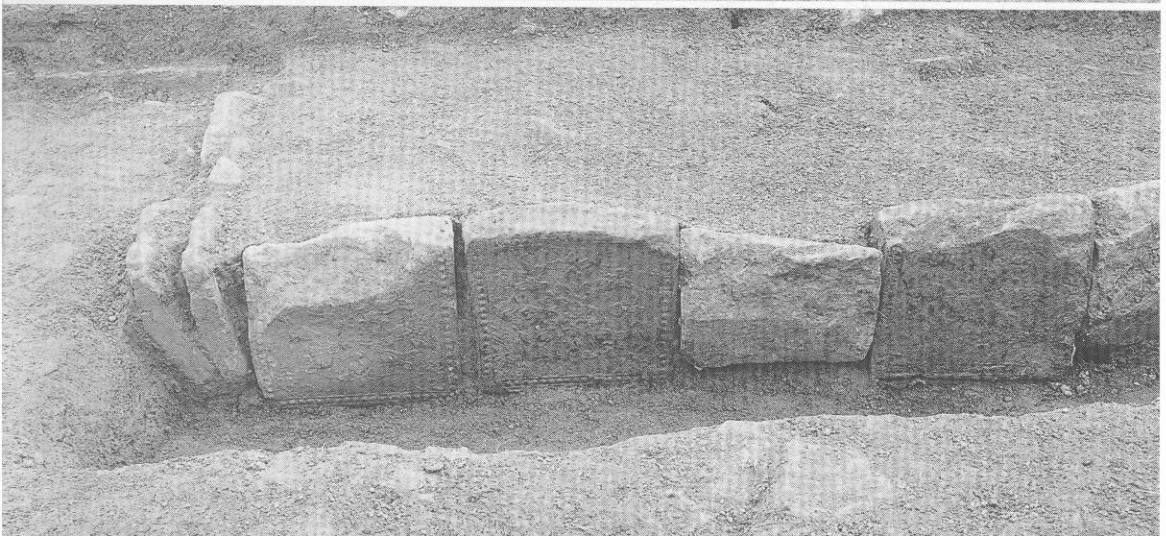
（3）西脇殿SB550
（西から）



(1) 西脇殿SB550
北面基壇化粧
（西北から）
(2) 北面基壇化粧　細部
（北から）



(3) 西脇殿SB550,
階段SX552①
（西から）



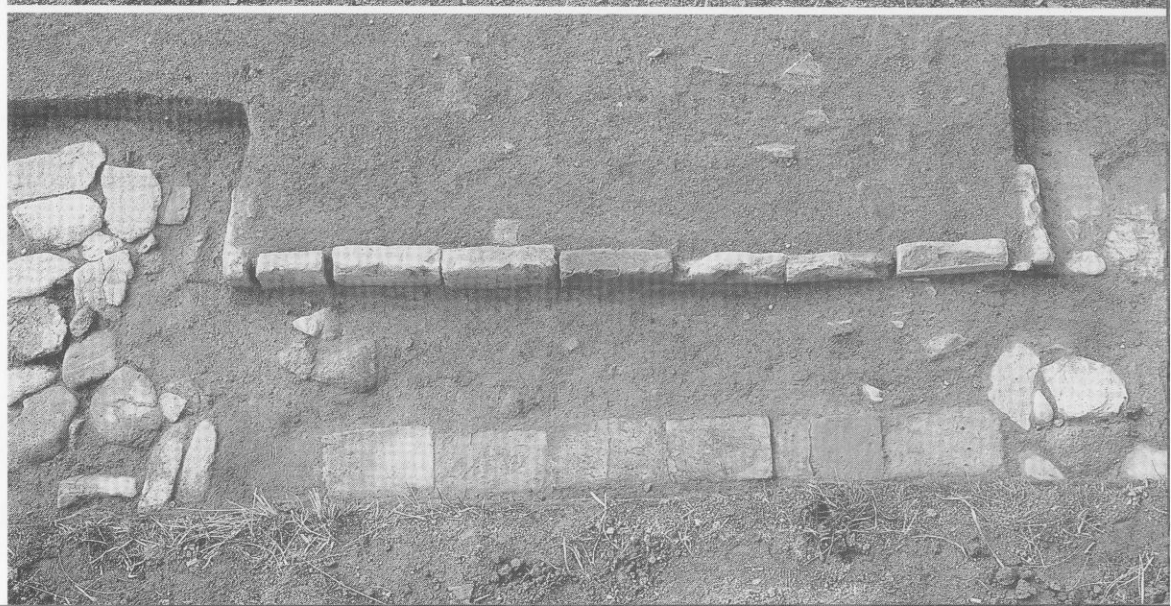
(4) 西脇殿SB550,
階段SX552①　細部
（西から）



（1）西脇殿SB550，階段SX546①（東から）



（2）西脇殿SB550，階段SX546②（東から）



（3）西脇殿SB550，階段SX546③（東から）



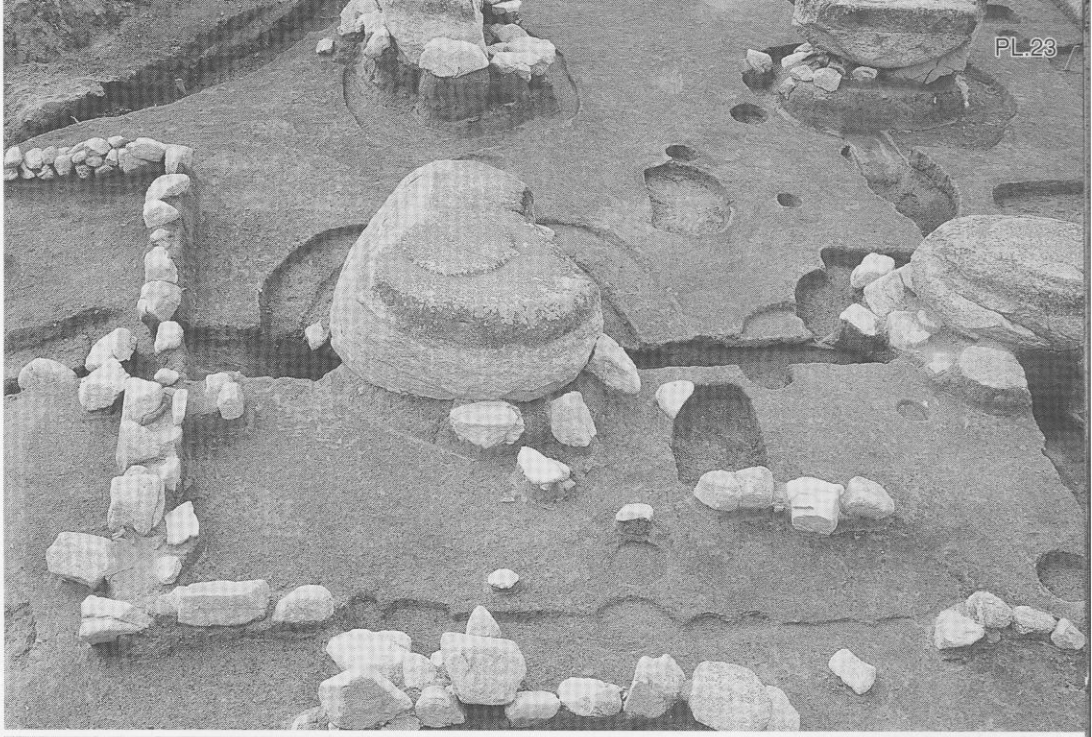
（1）南門SB001全景
（南から）



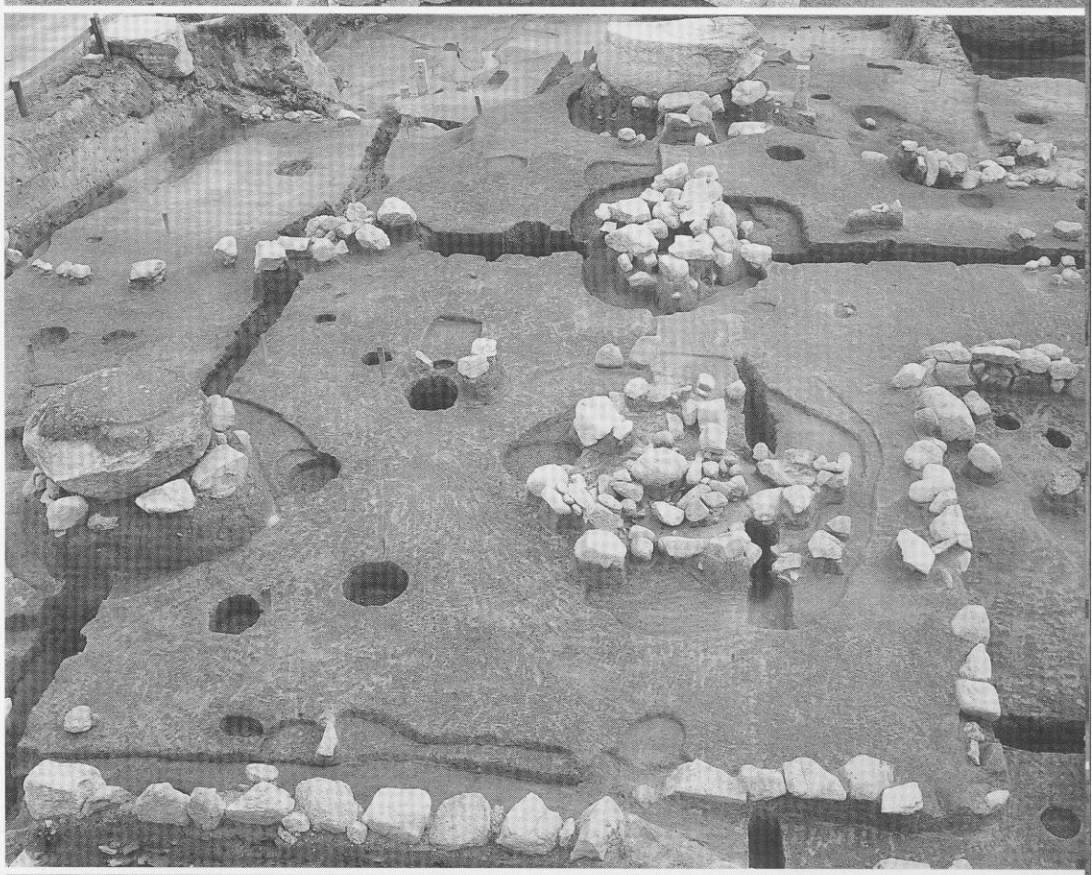
（2）南門SB001西半分
（南東から）



（3）南門SB001東半分
（北から）



（1）南門SB001東半分
（北から）



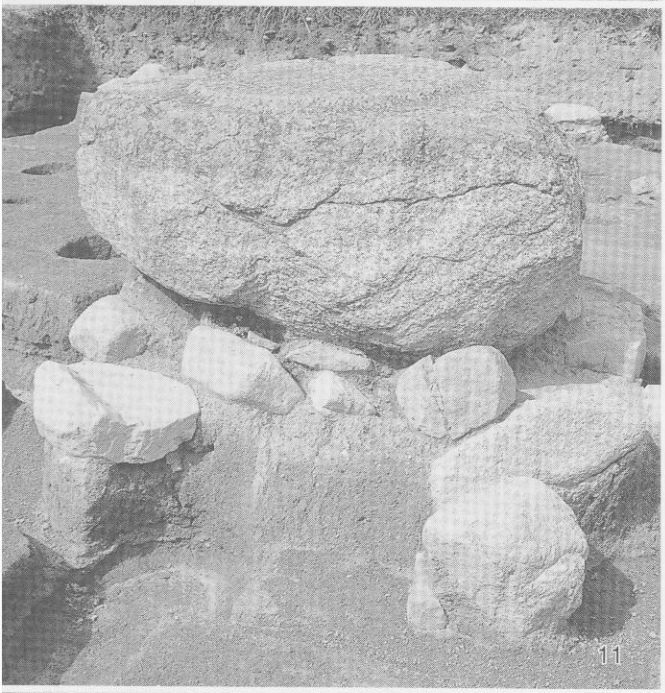
（2）南門SB001西半分
（北から）



（3）南門SB001西半分
（北西から）

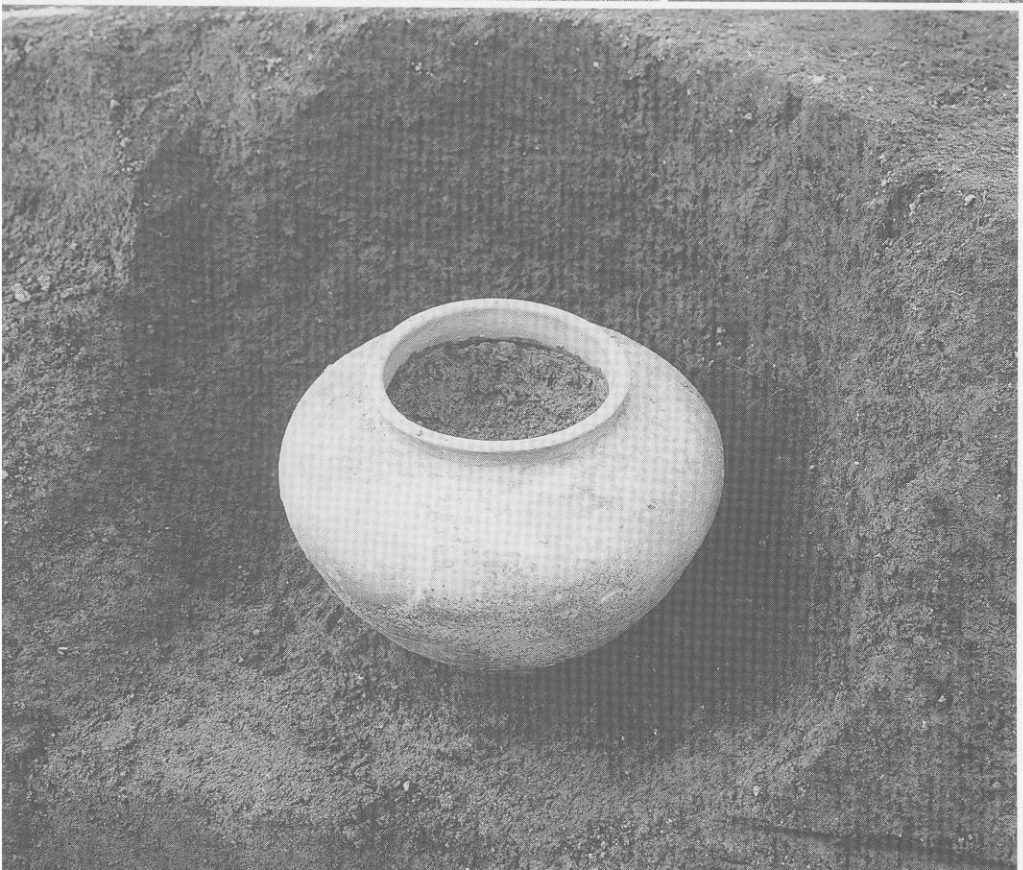








（1）南門SB001B礎石



（2）南門SB001A
鎮壇具出土状況



（1）中門SB005B全景
（西南から）



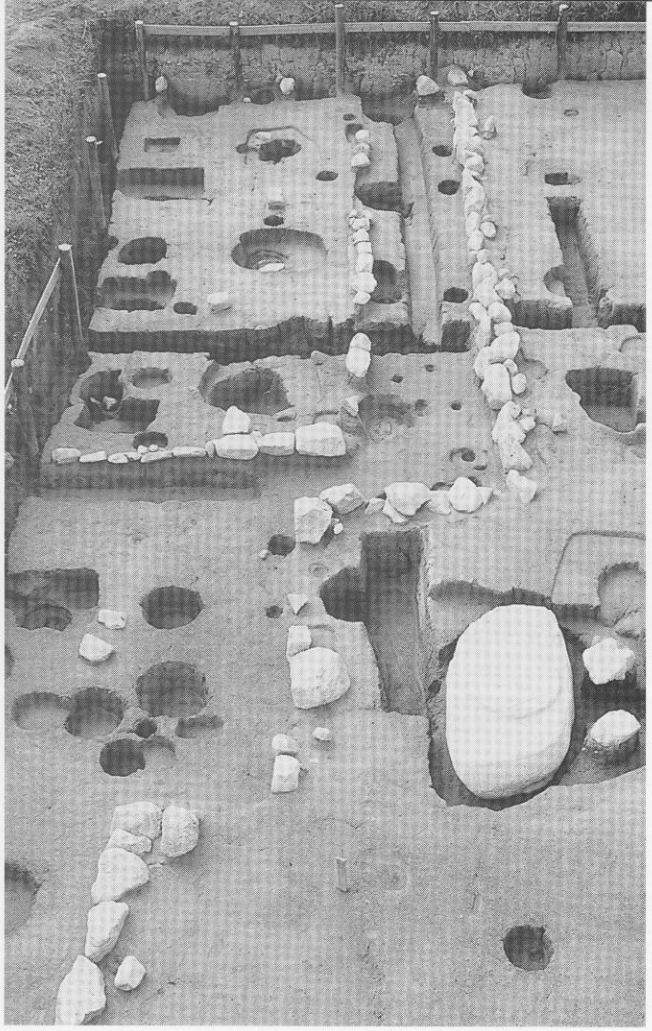
（2）中門SB005西半分
（北から）



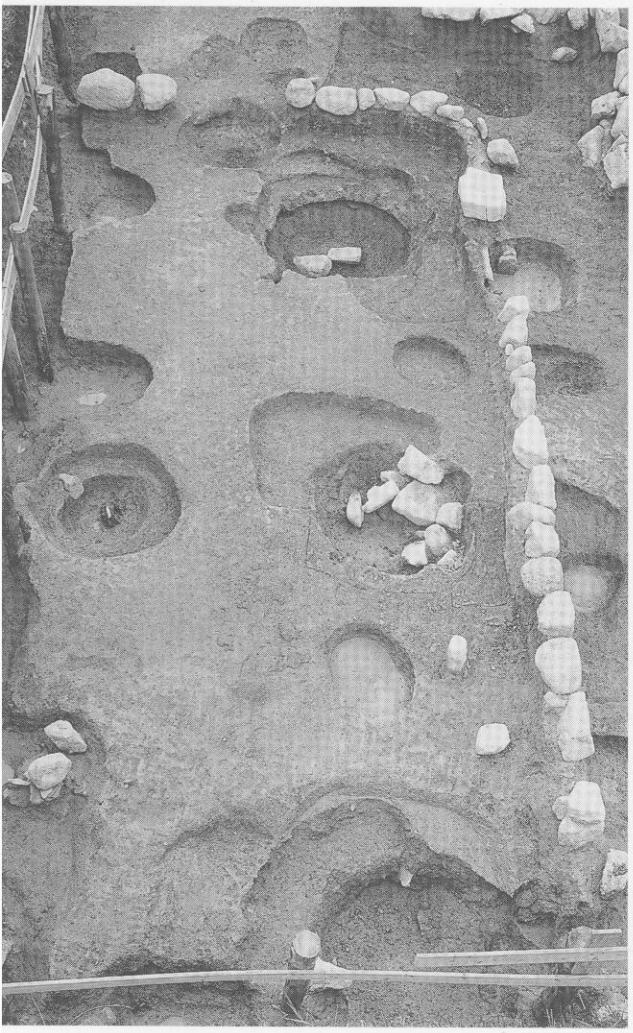
（3）中門SB005全景
（西から）



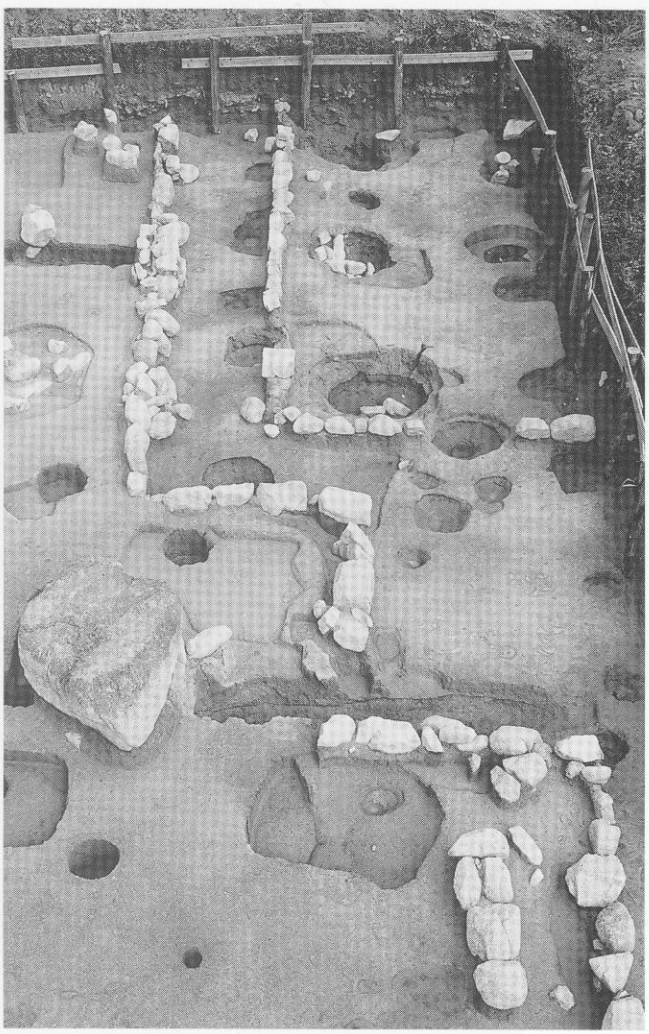
（1）衛門舎SB023（西から）



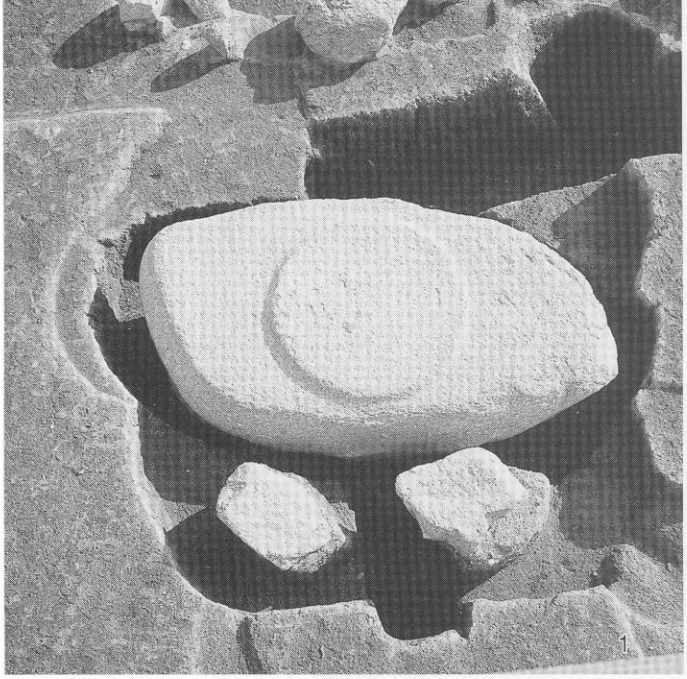
（2）衛門舎SB023（東から）



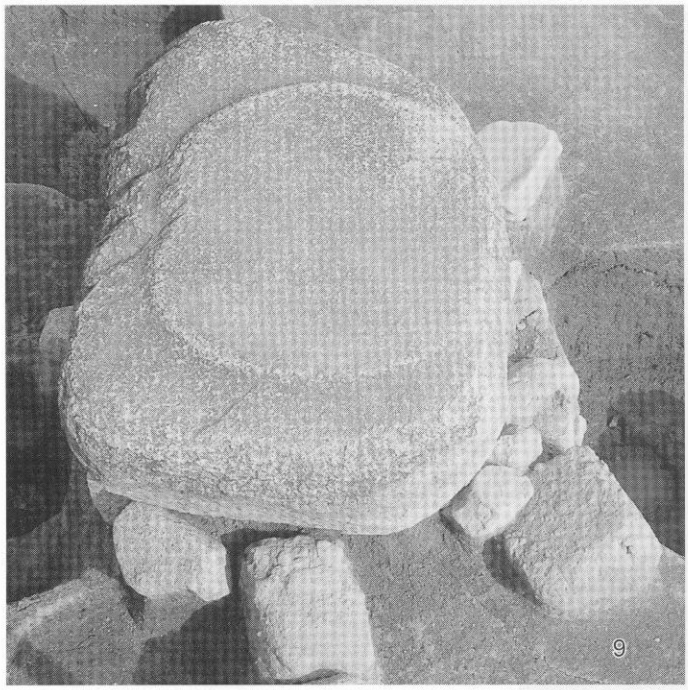
（3）衛門舎SB024（東から）

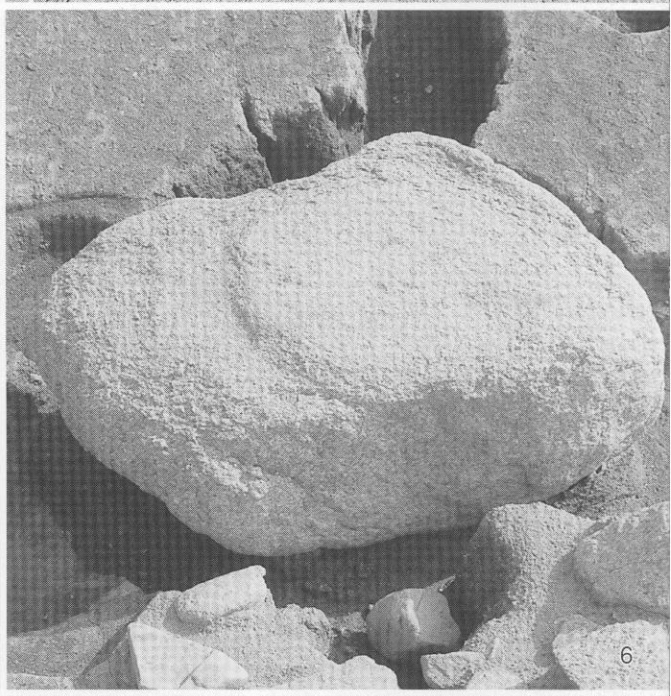


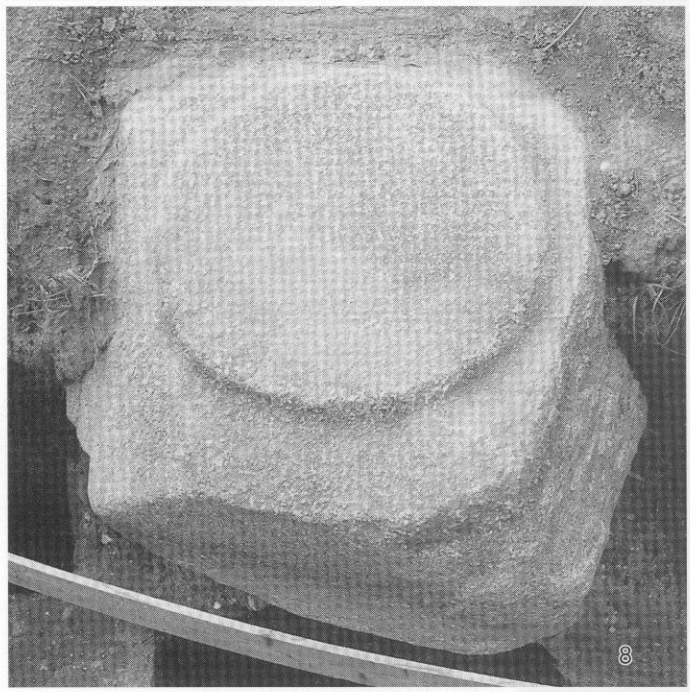
（4）衛門舎SB024（西から）





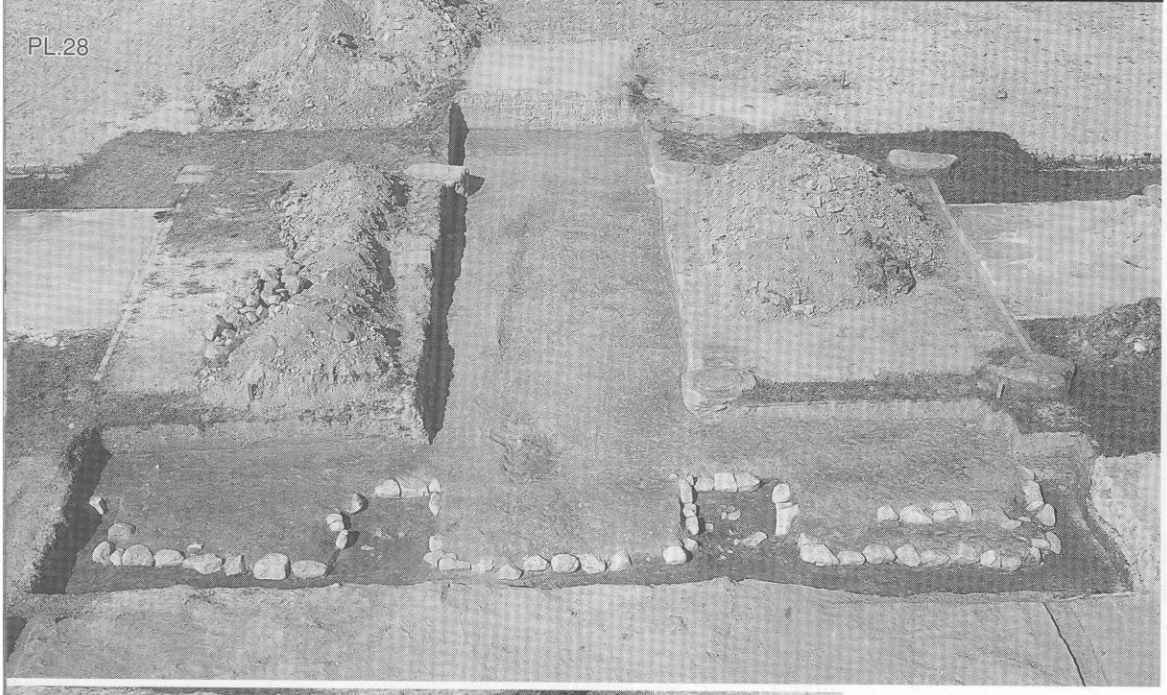








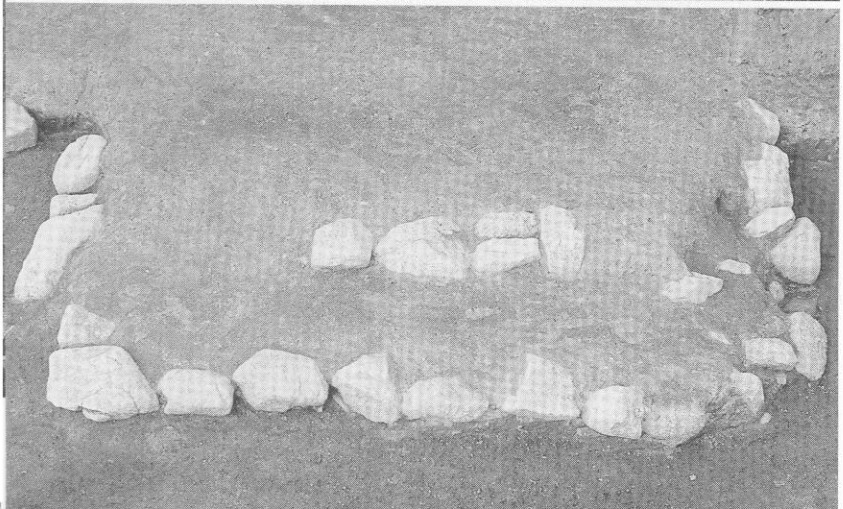
(1) Ⅱ期中門SB005A礎石 1・4　(2) Ⅲ期中門SB005B礎石 2・6・8・9



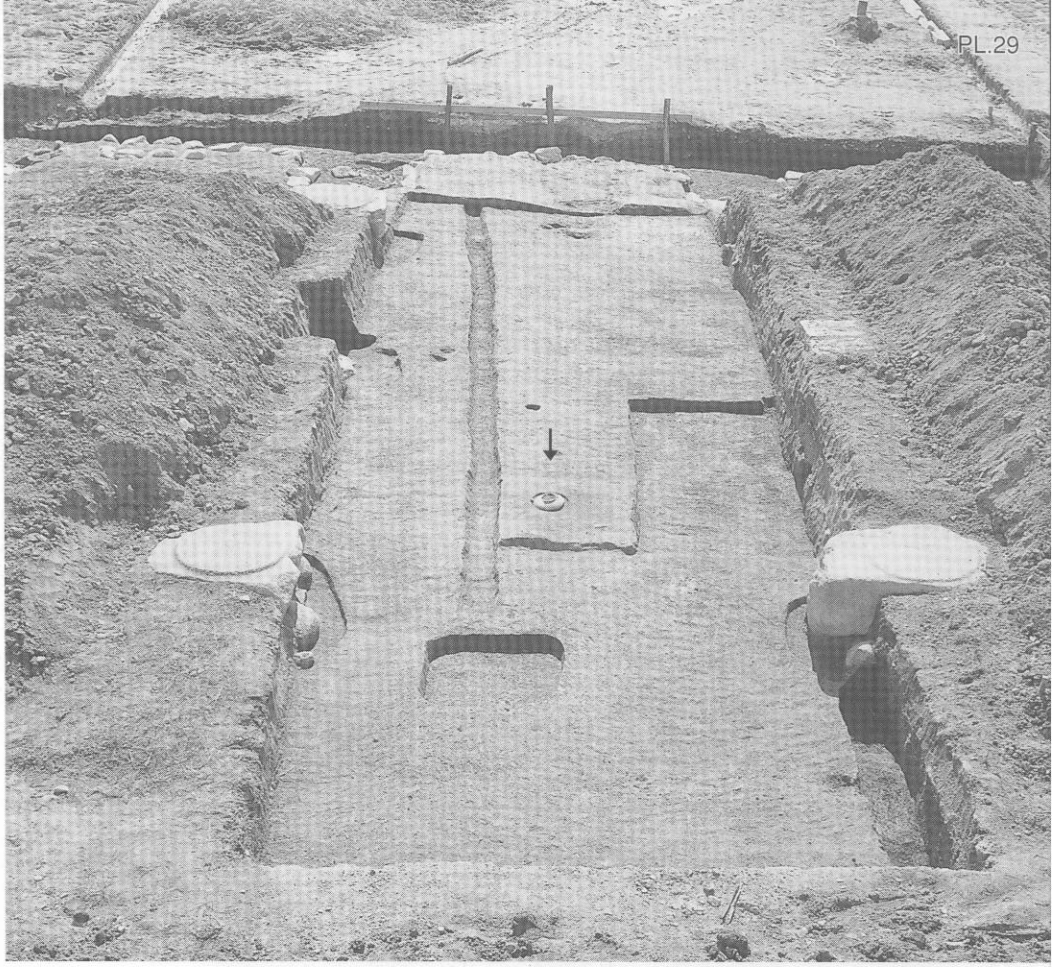
（1）中門階段SX020全景
（南から）



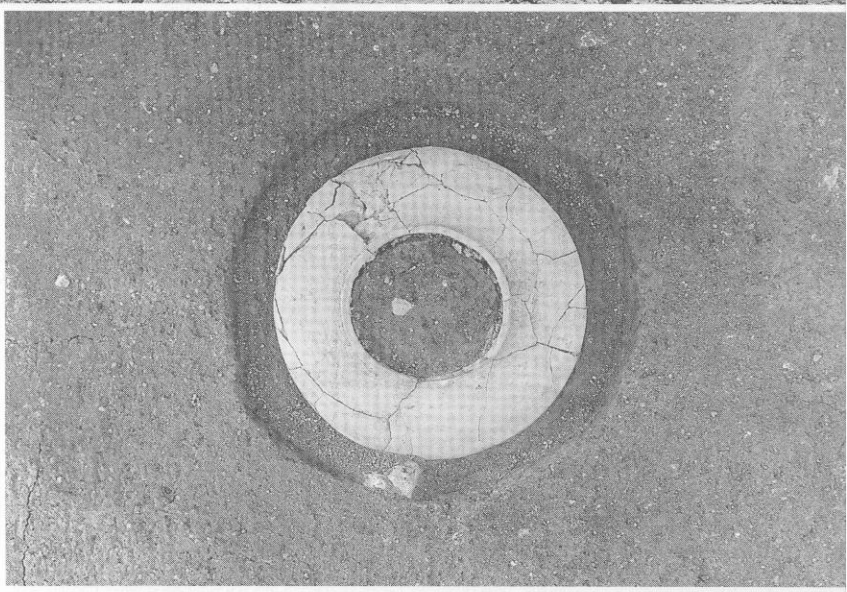
（2）中門階段SX020全景
（東から）



（3）中門階段SX020①
（南から）



（1）中門SB005A
鎮壇具出土状況
（北から）



（2）中門SB005A
鎮壇具出土状況



（3）中門SB005A東北部
地鎮具出土状況



（1）後面北築地SA505と
北門SX1061（東から）



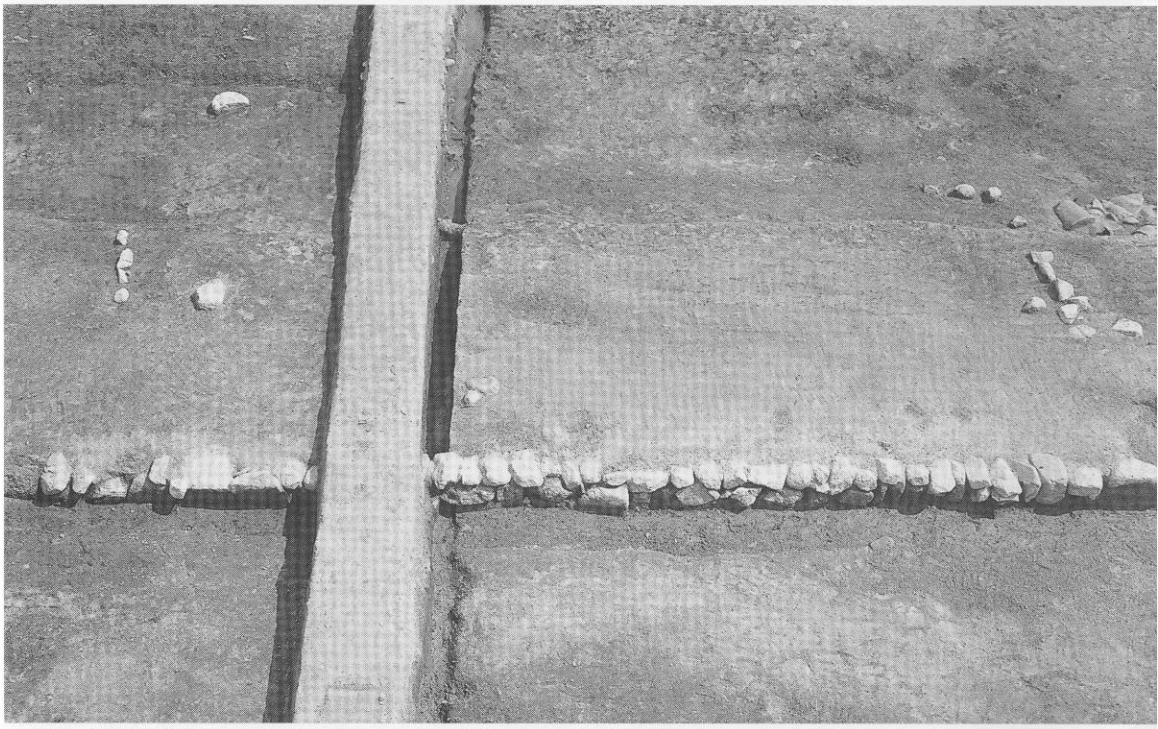
（2）後面北築地SA505と
北門SX1061（西から）



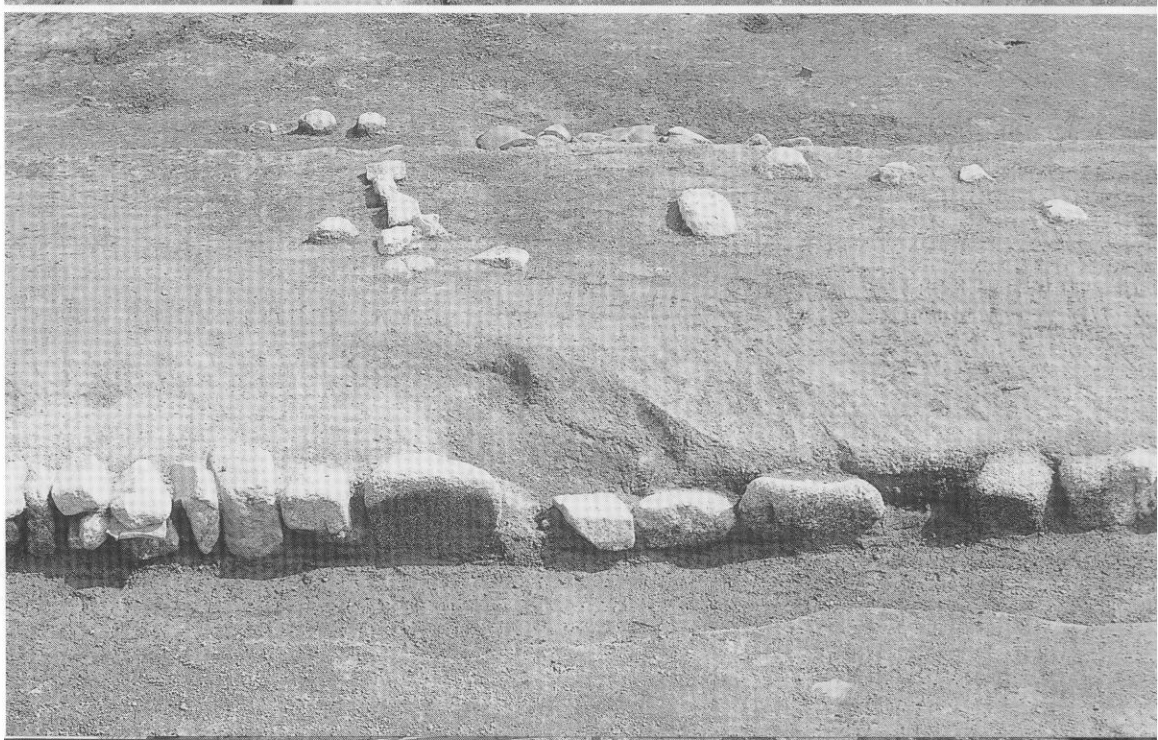
（3）北門SX1061全景
（南から）



（1）北門SX1061全景
（南から）



（2）北門SX1061全景
（北から）



（3）北門SX1061
西半分（北から）



(1) 南面回廊SC022B
西南隅部全景
（東から）



(2) 西面回廊SC060A・B
西南隅部全景
（西から）



(3) 回廊SC022・060
西南隅部全景，
遠くにSA002を望む
（北から）



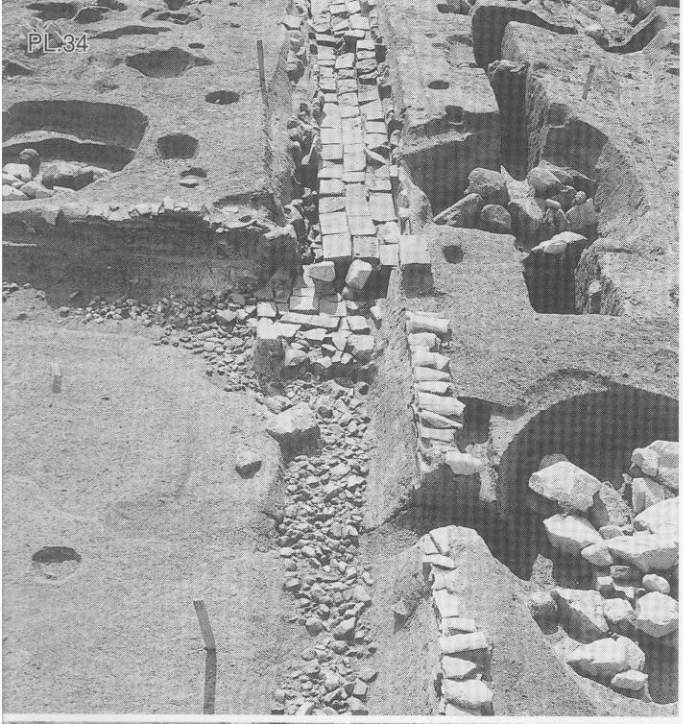
（1）西面回廊の西側溝SD061A
瓦出土状況
（北から）



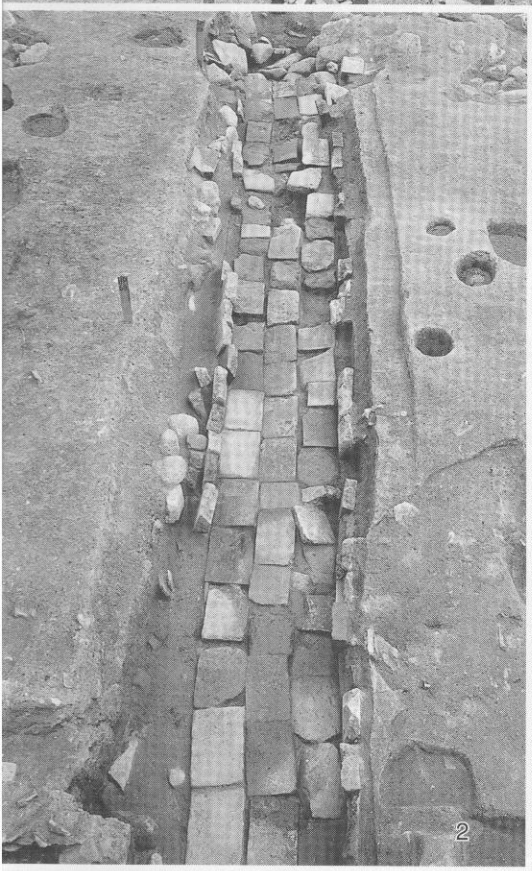
（2）南面回廊SC022A，
西面回廊SC060A
西南隅部全景
（北から）



（3）西面回廊SC060A，
南面回廊SC022A
西南隅部全景
（西から）



（1）南面回廊SC022
西南隅部の暗渠施設SX064A
全景と雨落溝SD062A・063A
（北から）





（2）暗渠SX064A
（北から）
（3）暗渠SX064Aa・b・c
全景
（南から）



（4）西面回廊SC060
内側基壇化粧
（東南から）



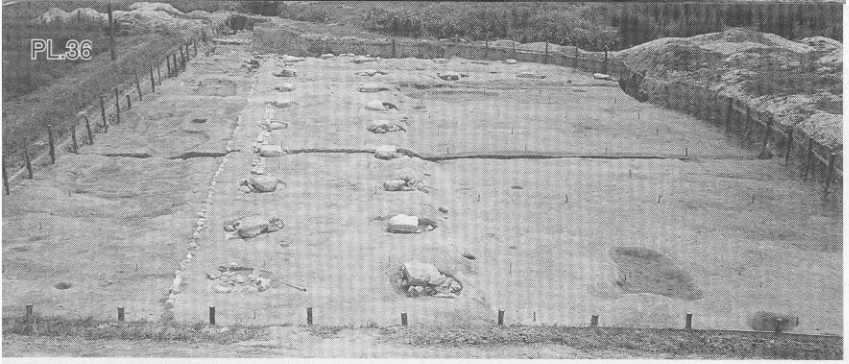
(1) 北面回廊SC340B,
東面回廊SC350B
東北隅部全景
(東から)



(2) 北面回廊SC340B
全景
(西から)



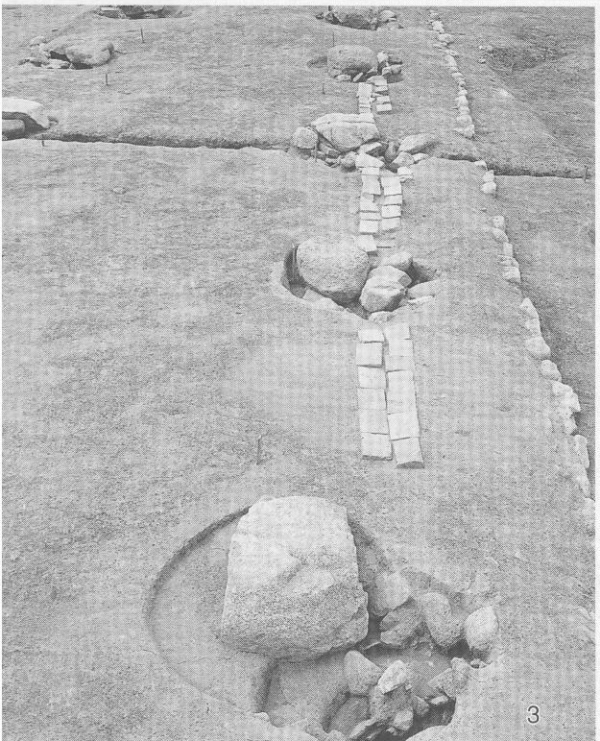
(3) 北面回廊SC340A,
東面回廊SC350A
東北隅部全景
(東から)



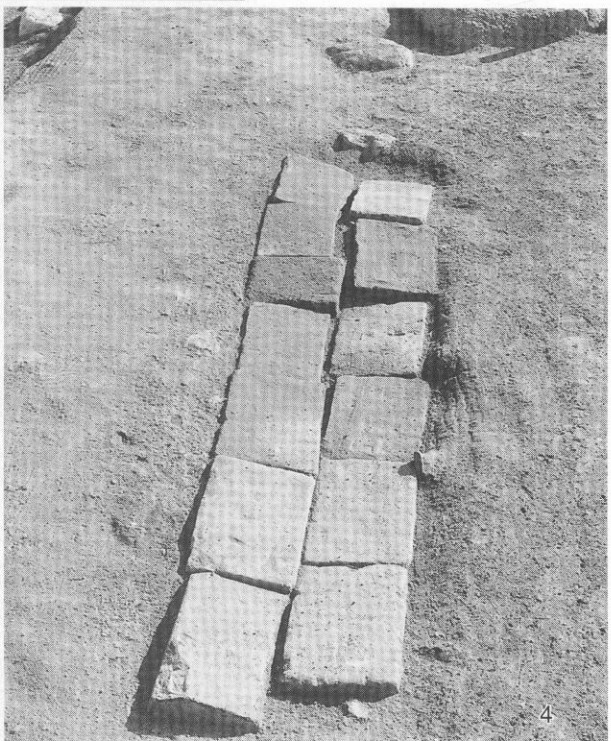
(1) 北面回廊SC340A・B,
東面回廊SC350A・B
東北隅
(西から)



(2) 北面回廊SC340A・B
(東から)



3



4

(3) 北面回廊SC340A北側
根石と壁持ち,
SC340B礎石部分
(東から)

(4) 北面回廊SC340A
壁持ち
(東から)



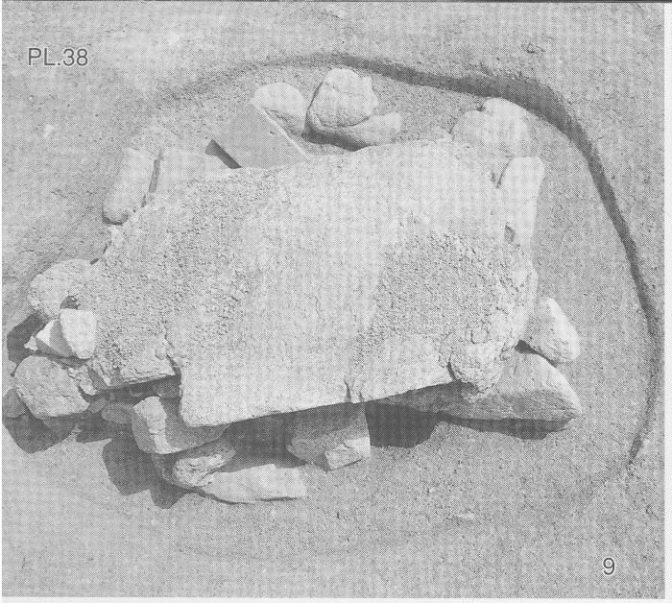
（1）東面回廊SC350A・B
東北隅部
（北から）

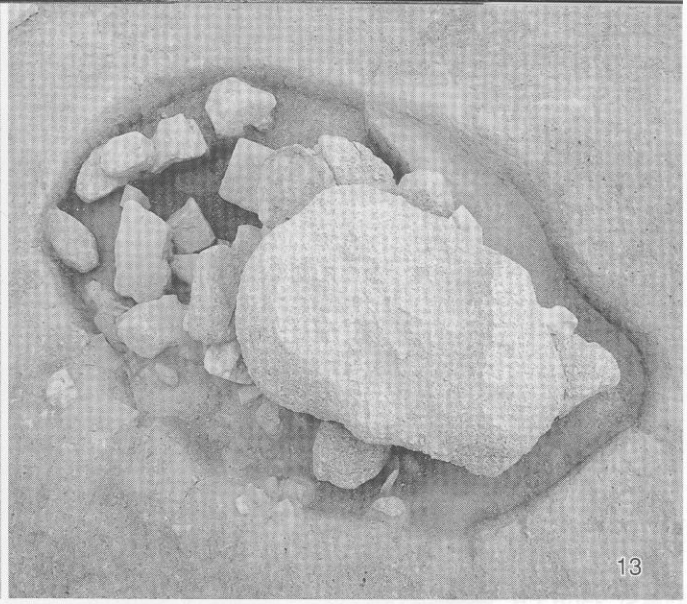


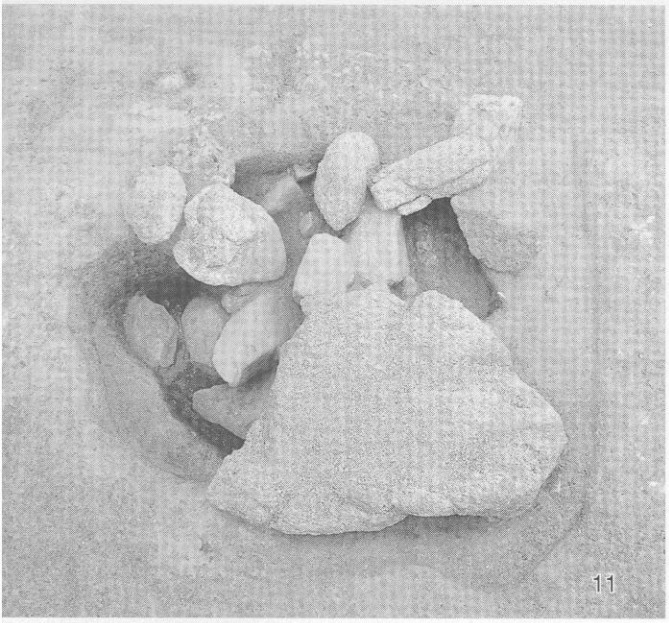
（2）北面回廊SC340A・B
東北隅部
（東から）

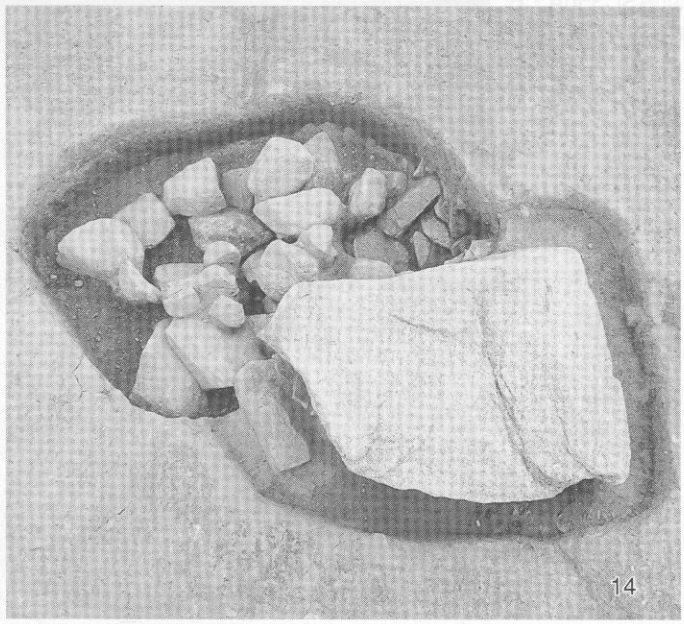


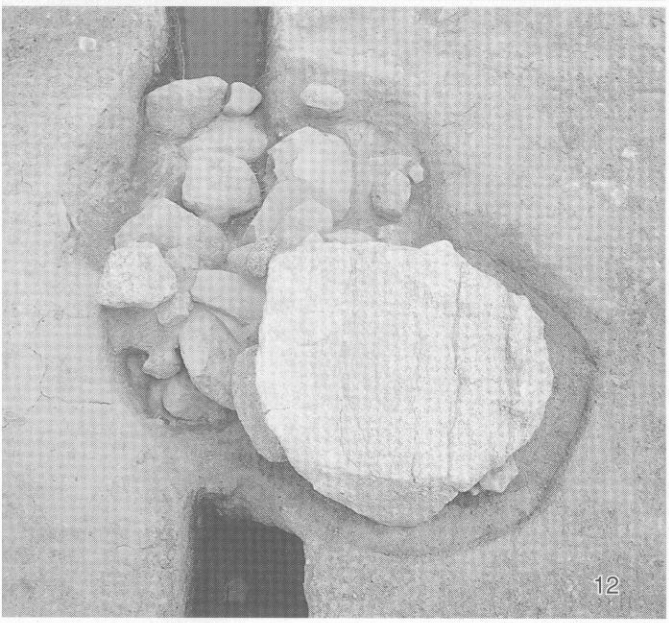
（3）北面回廊SC340A
東北隅部礎石
（北から）

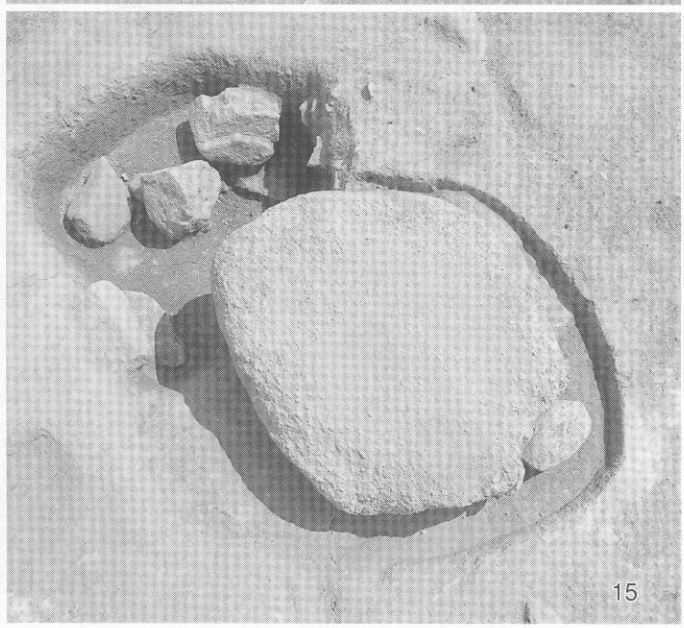








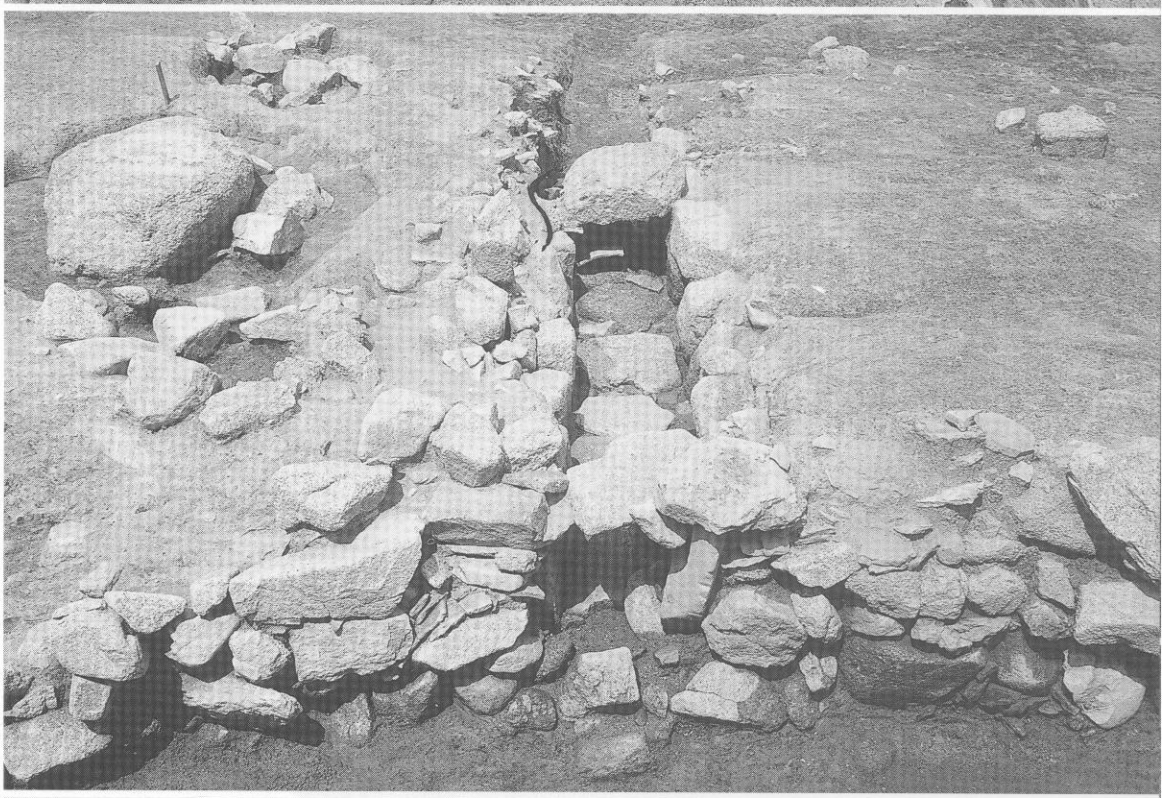




北面回廊SC340A・B　礎石及び根石



（1）北面回廊SC340A，
東北隅部暗渠SX356
（北から）



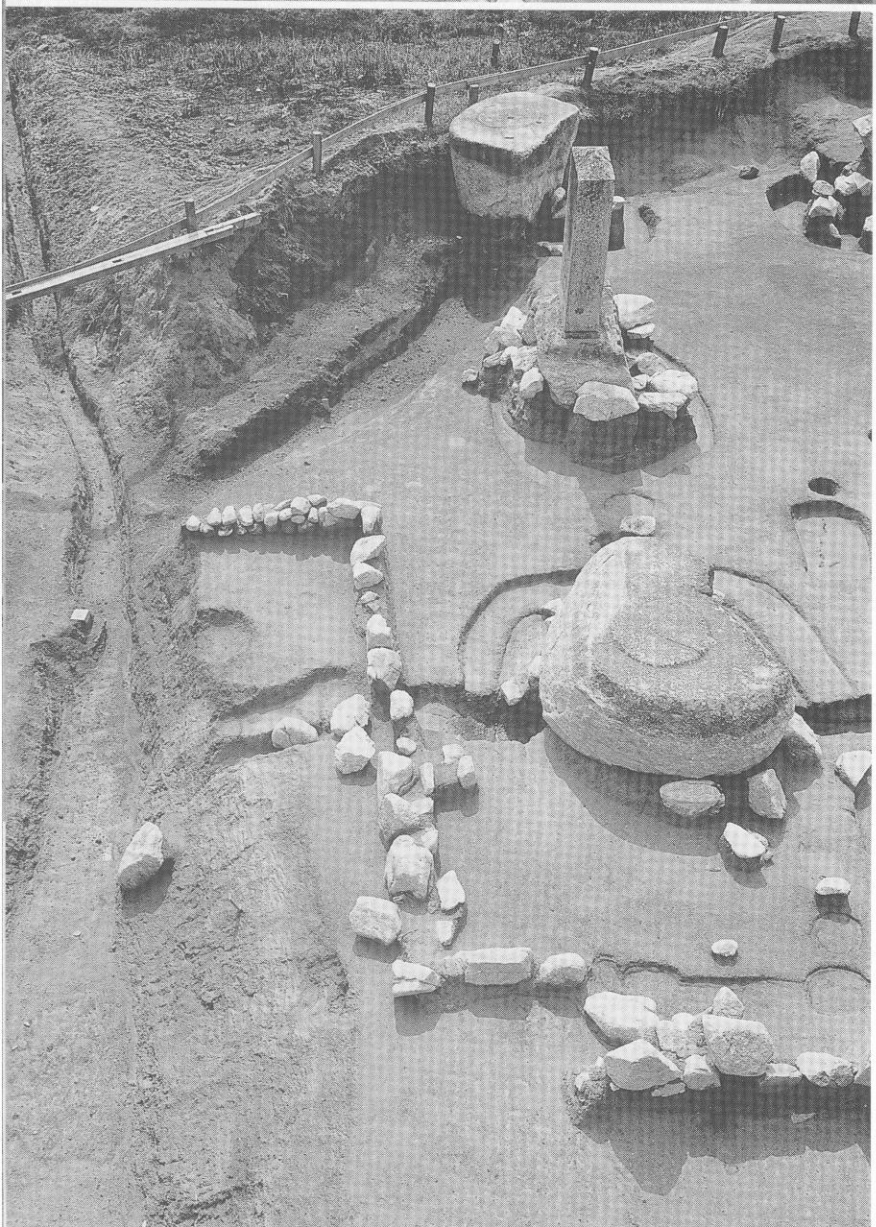
（2）北面回廊SC340A，
東北隅部暗渠SX356
（東から）



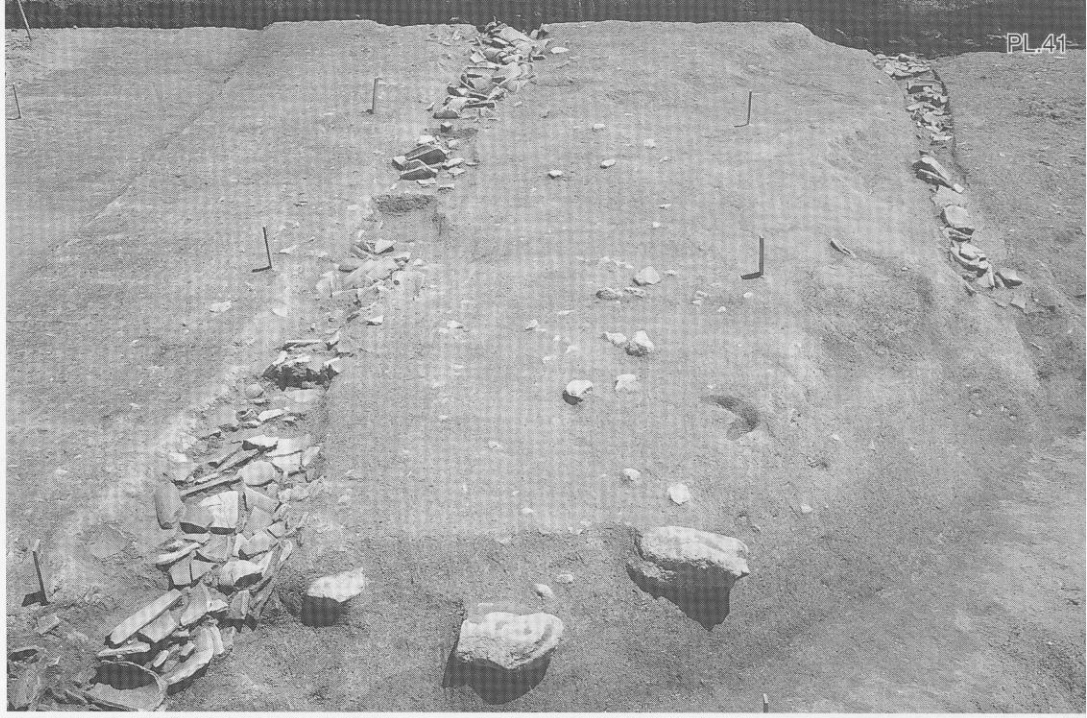
（3）東面回廊SC350，
後面東築地SA335
基壇化粧，石積み
（東北から）



（1）前面南築地SA002と
南門西側の接続部
（西から）



（2）前面南築地SA002と
南門東側の接続部
（北から）



（1）前面南築地SA002B
西南隅部付近
（西から）



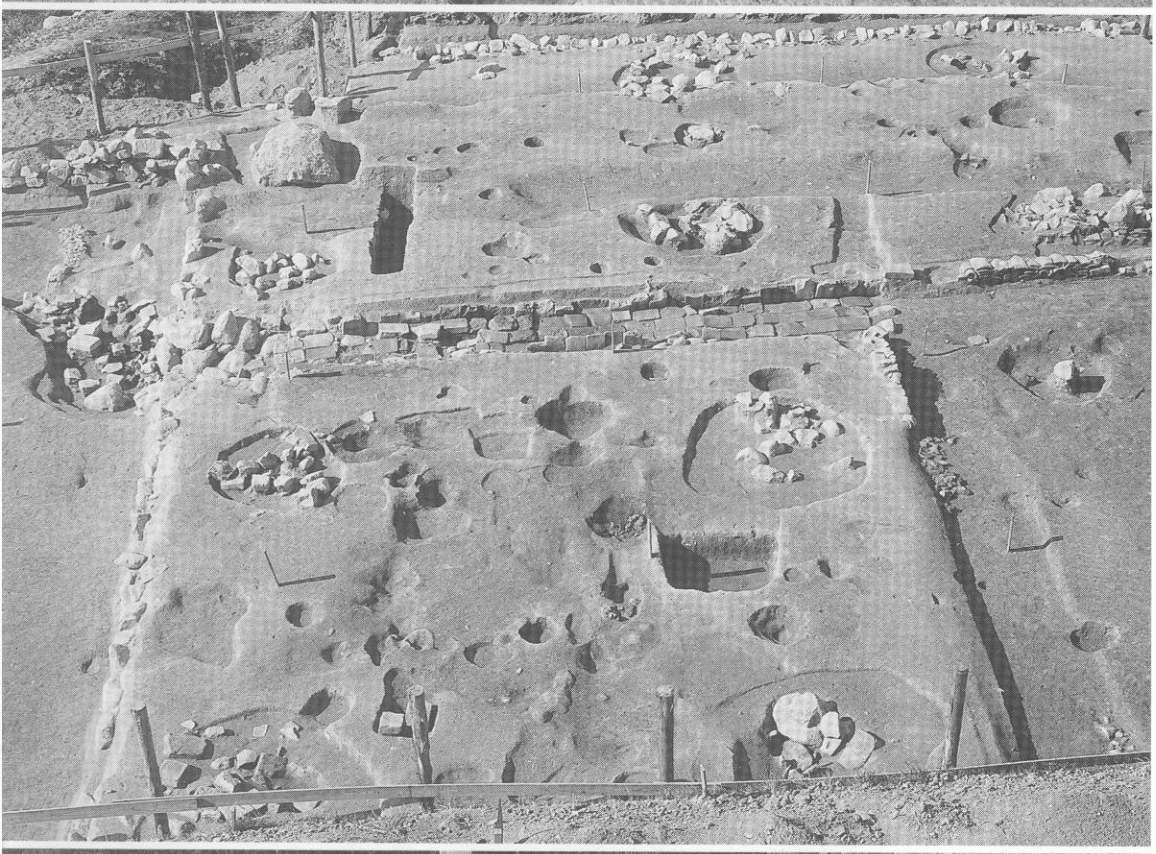
（2）前面南築地SA002A
西南隅部付近
基壇化粧石積み



（3）前面南築地SA002A
西南隅部付近，
上方に南門跡を望む
（西から）



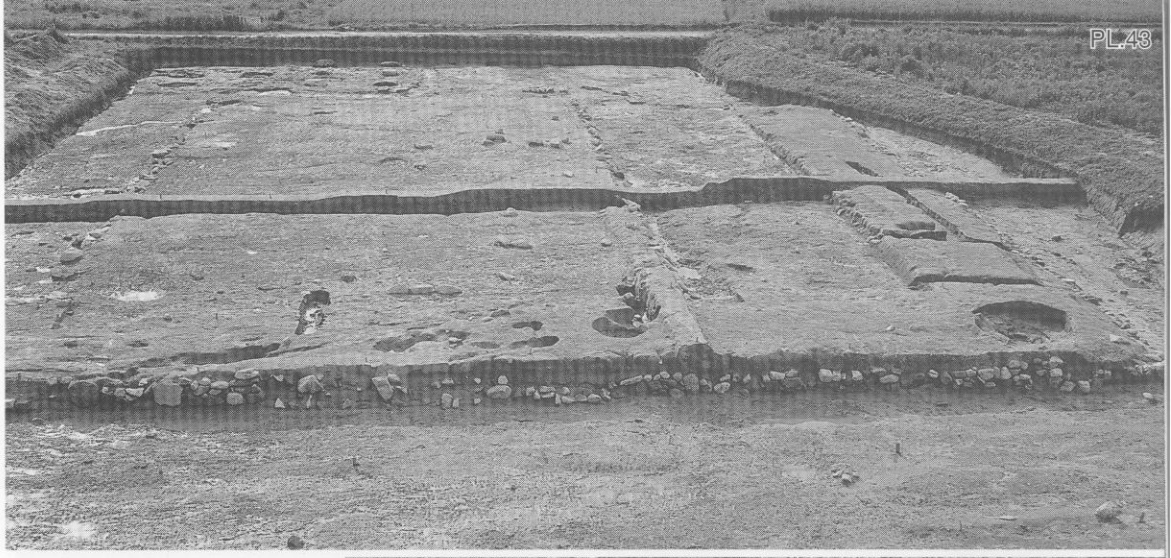
(1) 前面西築地SA004B
と南面回廊SC022B
の接続部
（南から）



(2) 前面西築地SA004A
と南面回廊SC022A
の接続部
（東から）



(3) 前面西築地SA004A
と南面回廊SC022A
の接続部
（東から）



（1）後殿地区と
後面築地SA335・505
（北東から）



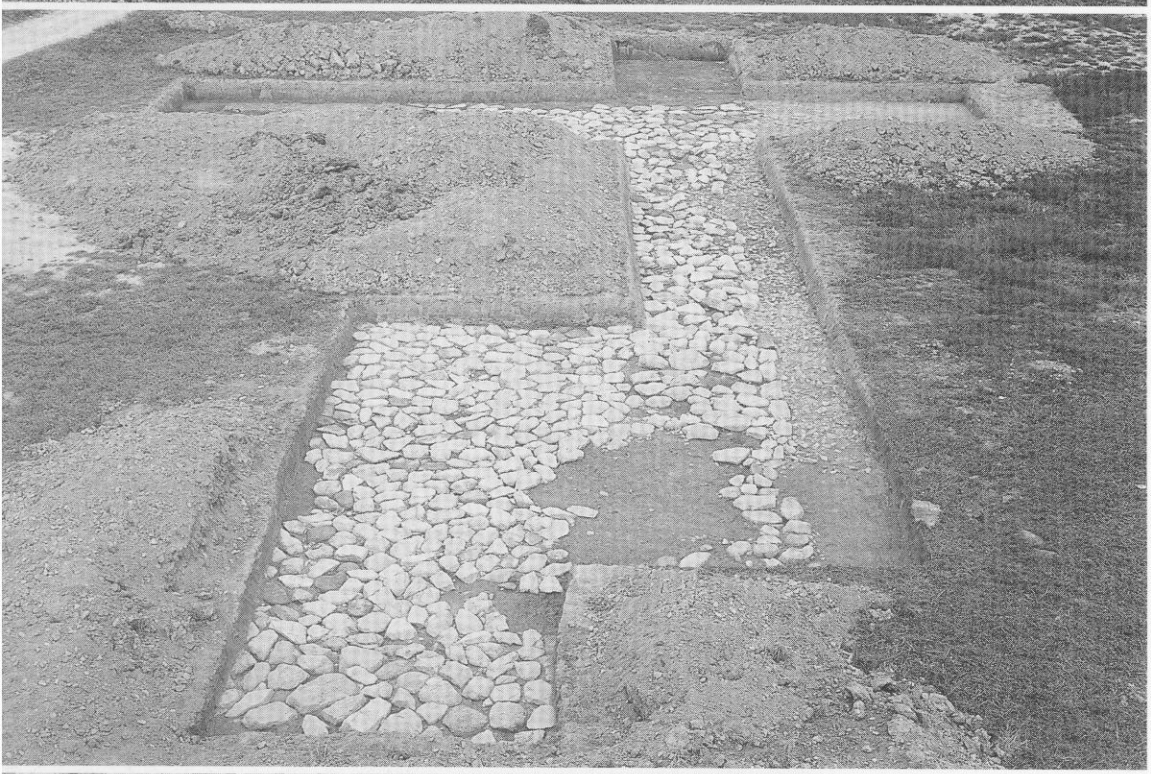
（2）後面北築地SA505
（北から）



（3）後面北築地SA505
（西から）



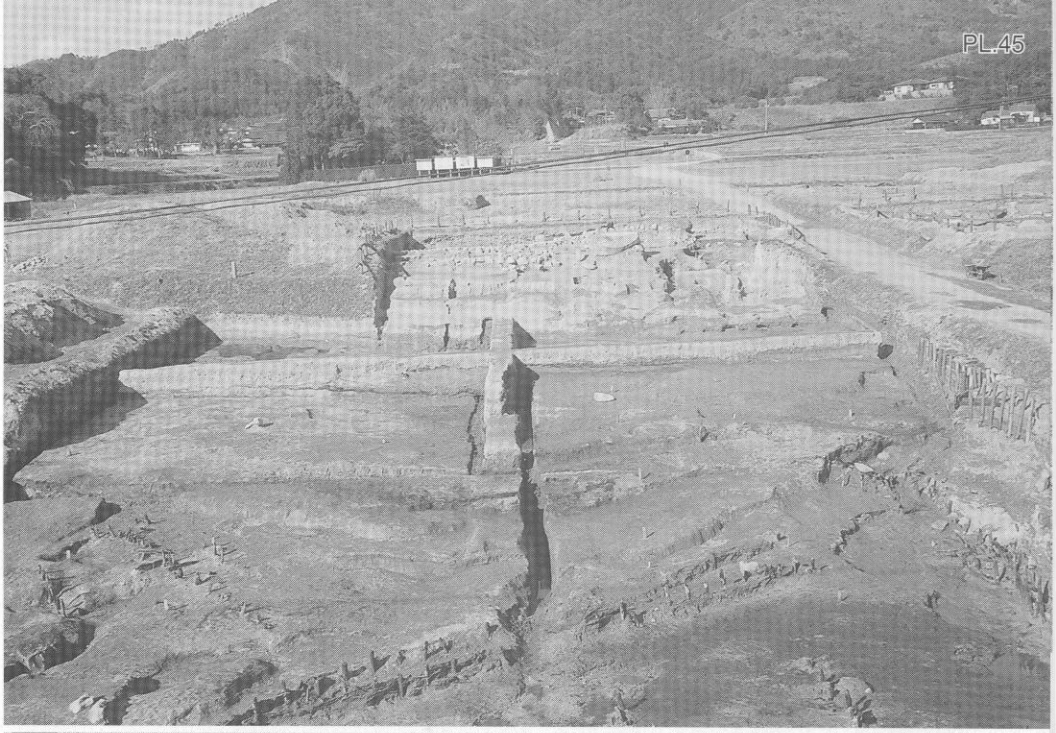
（1）内庭SX088の
石敷遺構SX081
（南東から）



（2）内庭SX088の
石敷遺構SX081
（南から）



（3）石敷遺構SX081と
東脇殿SB085基壇
（南から）



（1）外濠SD050（南から）



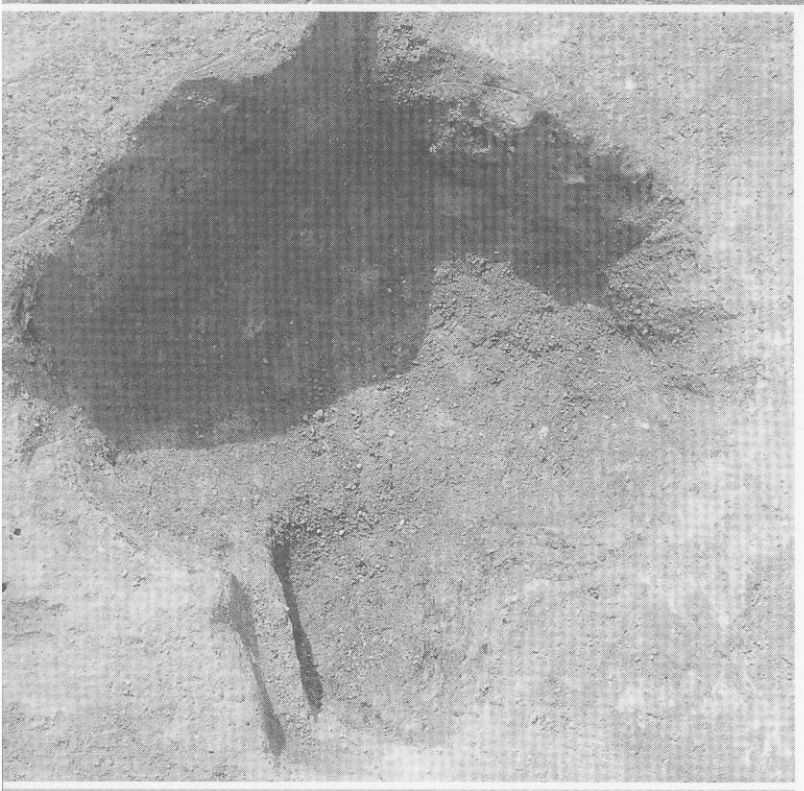
（2）しがらみ遺構SX051
（南東から）



（3）しがらみ遺構SX051
（南西から）



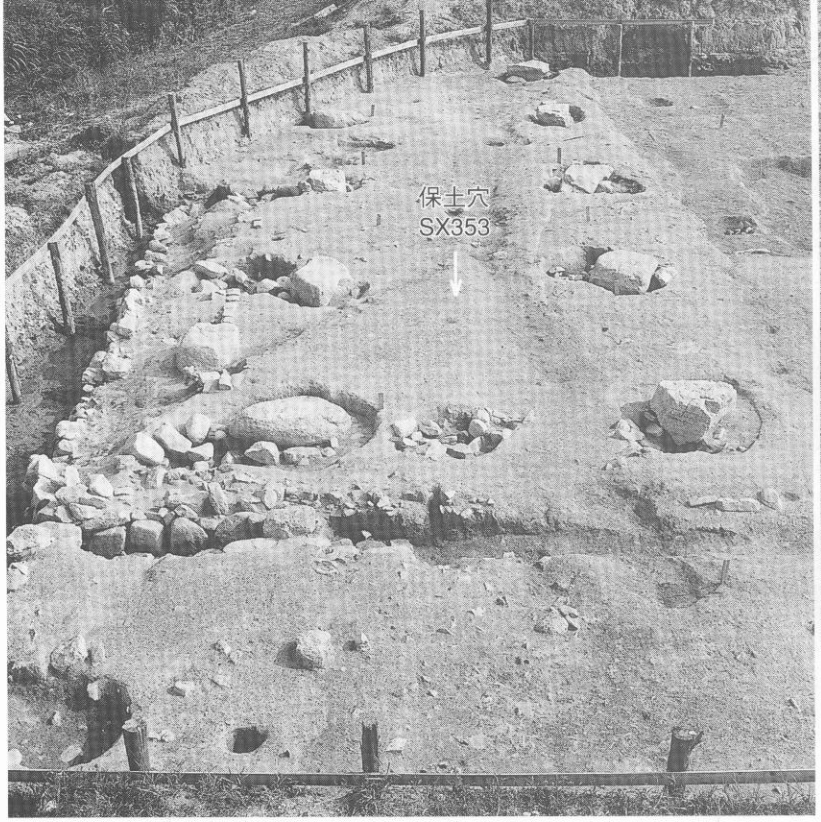
（1）鋳造遺構SX070
（西から）



（2）鋳造遺構SX070
保土穴



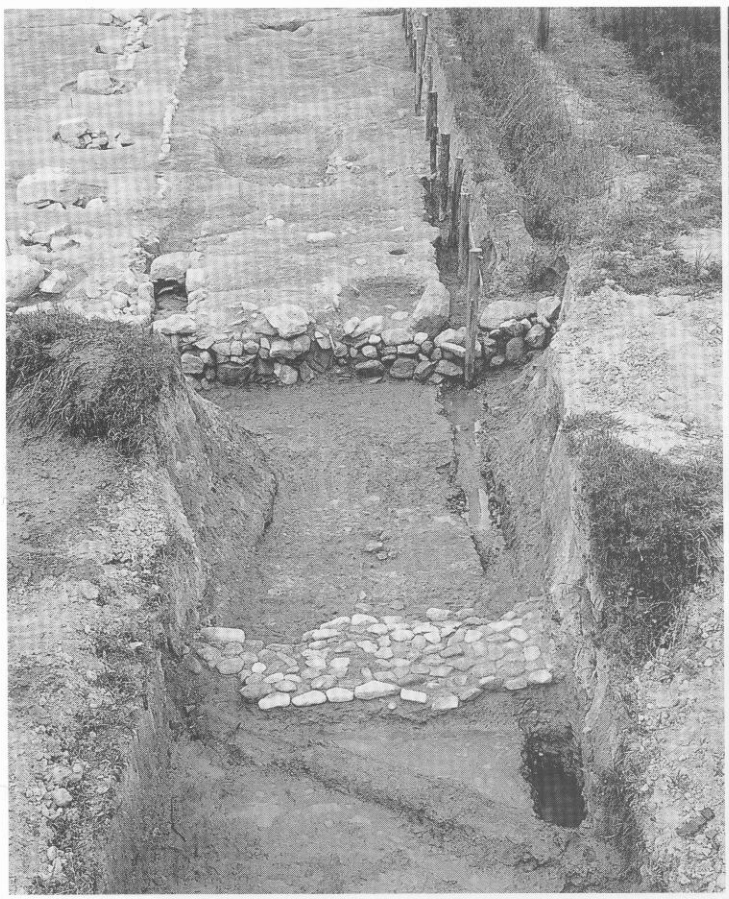
（3）鋳造遺構SX070
保土穴



（1）東面回廊SC350（北から）



（2）東面回廊上保土穴SX353



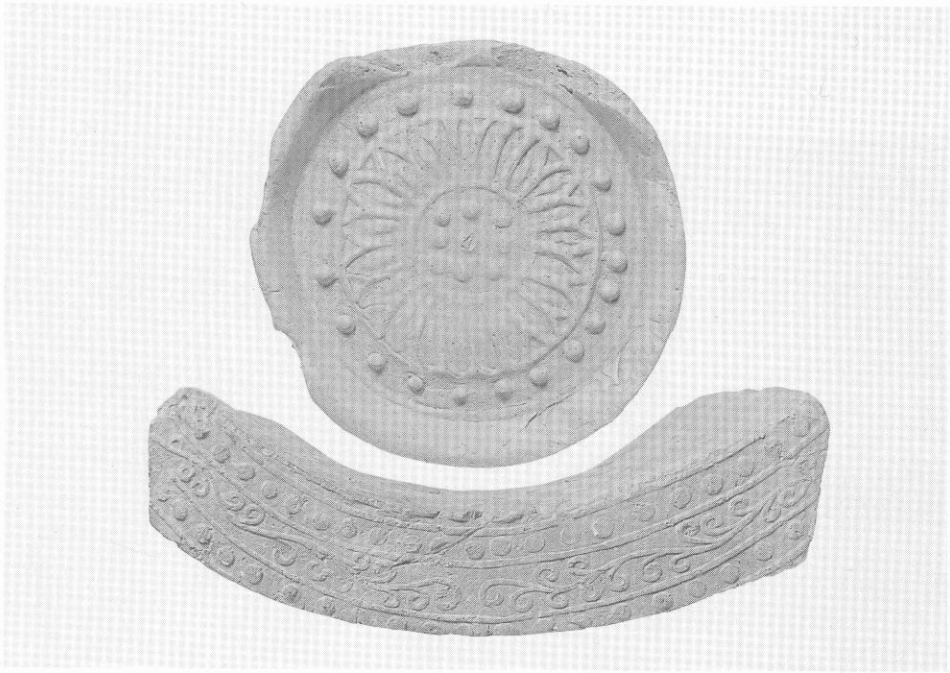
（3）東面回廊東側の石敷遺構SX346（東から）



（4）東面回廊東側の石敷遺構SX346（南から）



223a
635B



143b
688A



170A
662B

軒瓦の組合せ（1）

1：3



170A
578



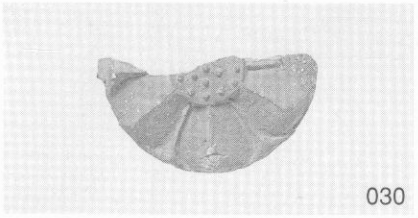
145a
656

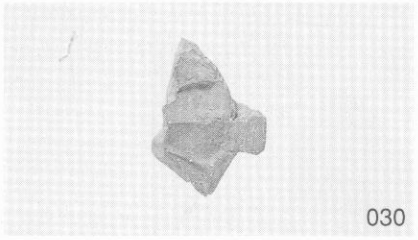


208Ba
691A

軒瓦の組合せ（2）

1：3


030

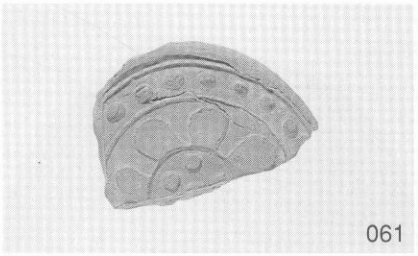

030

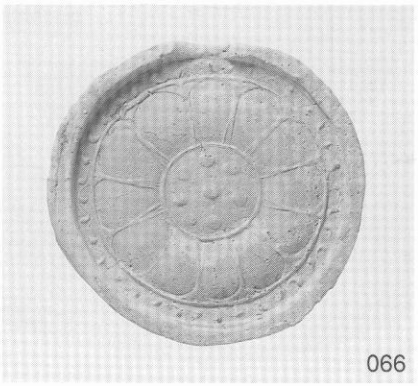

032


049


058a

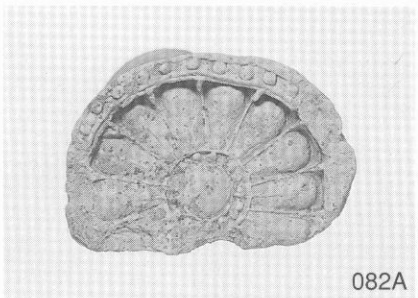

058b


061


066


077A


077B


082A


085


105


124

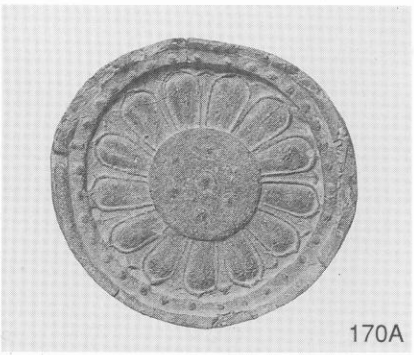

132


133

軒丸瓦（1）

1：4


108


170A


135A


144a


170Ba


143a

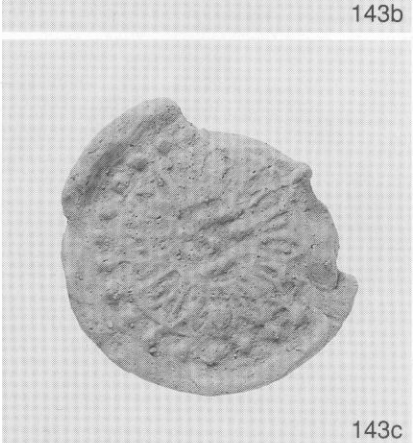

144b


170Bb


143b


145a


170Bc


143c


145b

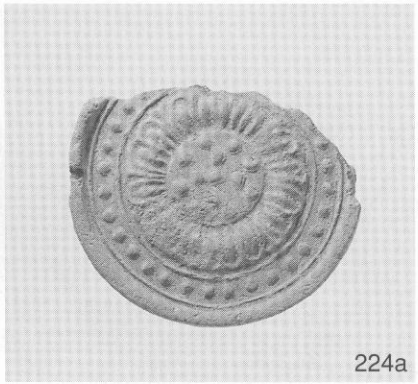

186

軒丸瓦（2）

1：4


208A


215


224a


208Ba

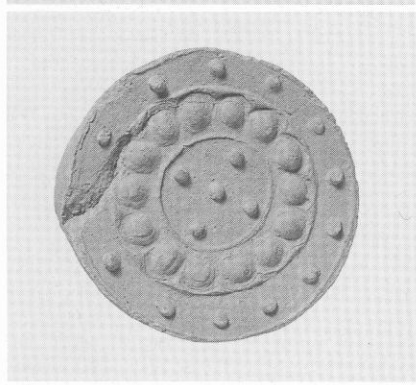

223a

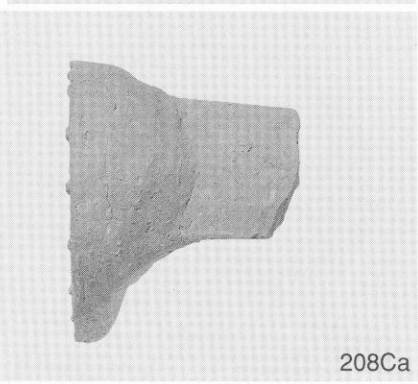


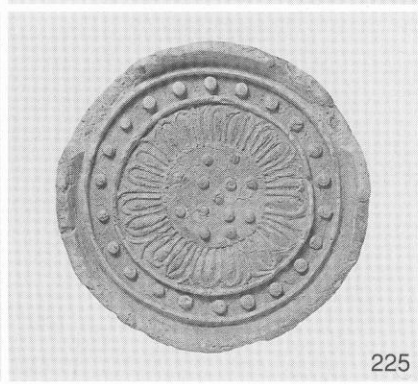

208Bb

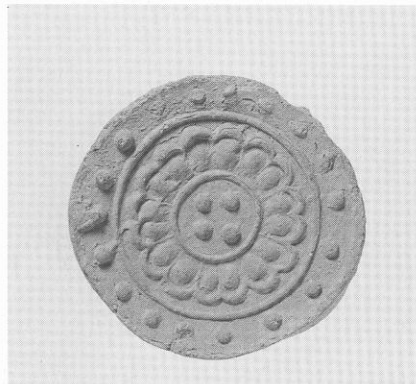

223b


224b


208Ca




225

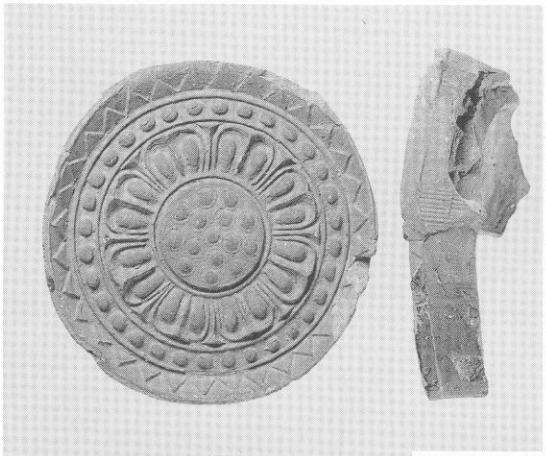

209


223L


276

軒丸瓦（3）

1：4





324B





275B



290Aa



290B



277b



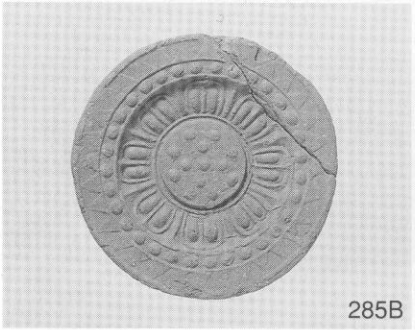


278





324A



285B



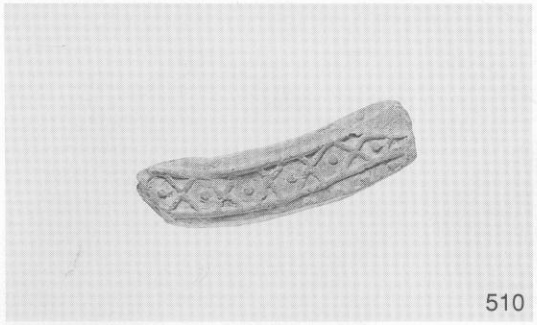
322



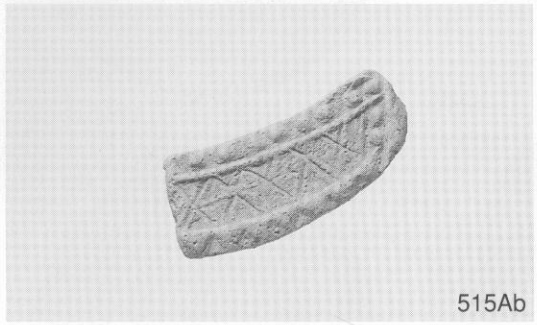
326

軒丸瓦（4）

1：4


510

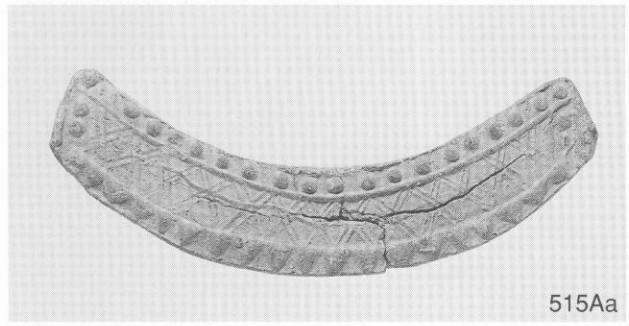

560Aa


515Ab

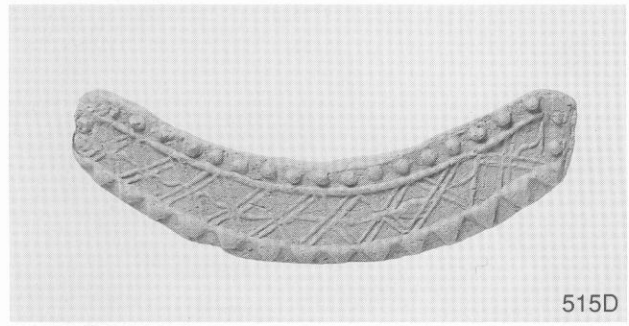

560Ba


515C

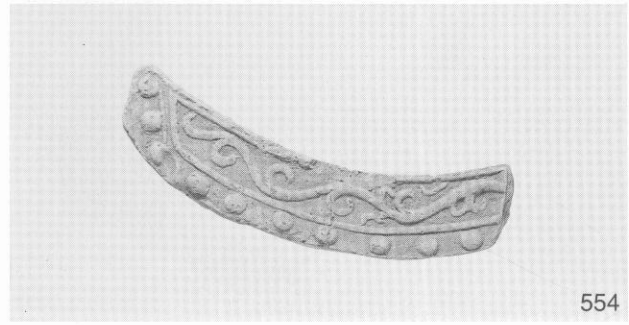

560Bb


515Aa


560Bc


515D


564


554


575A

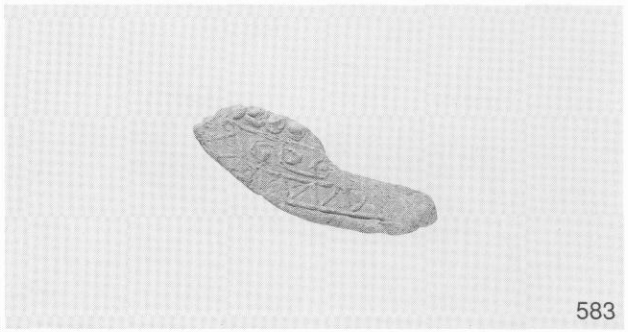
軒平瓦（1）　　1：4


575B


581


576


582


583


600A


578

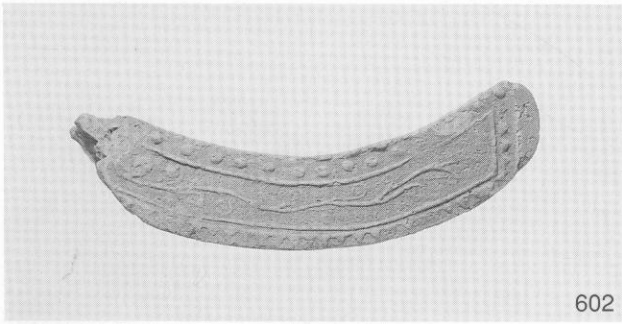

600B


580


601A

軒平瓦（2）

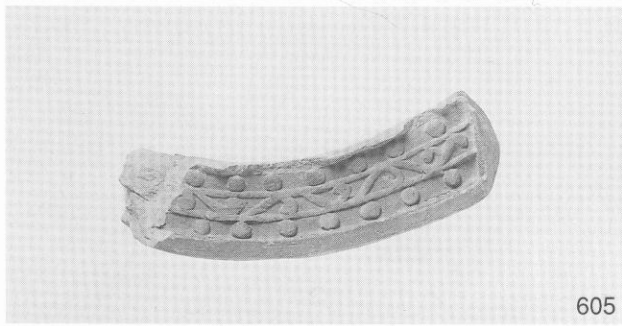
1：4


602

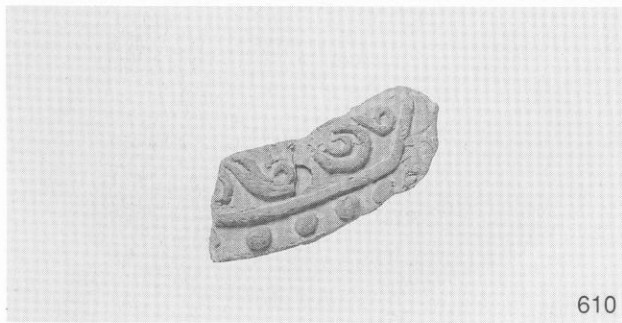

635B


604


635C


605


637


610


642B


625


653

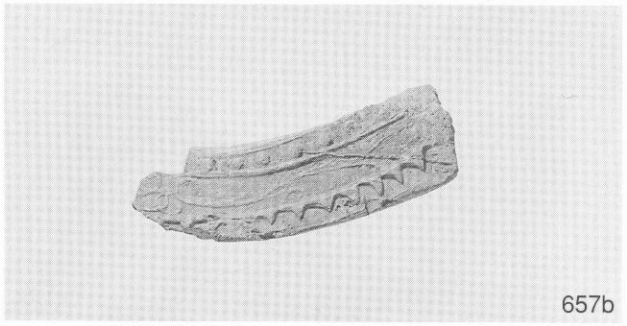

635A


656

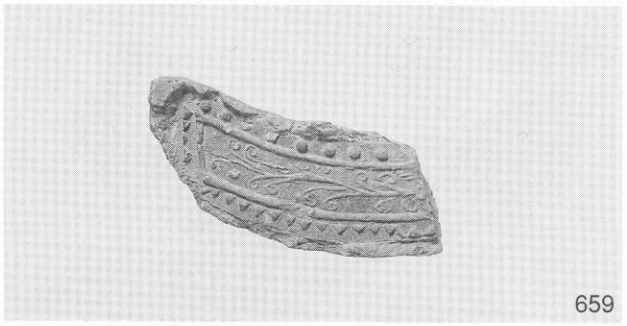
軒平瓦（3）　　1：4

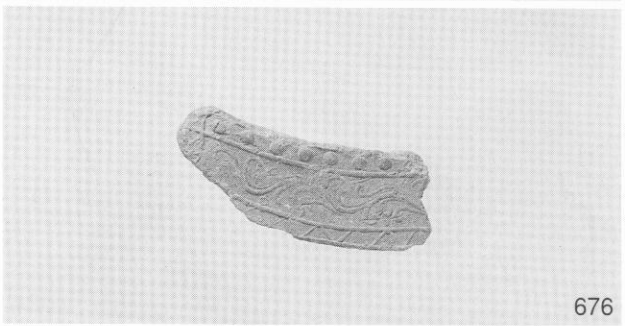

657a


673a


657b

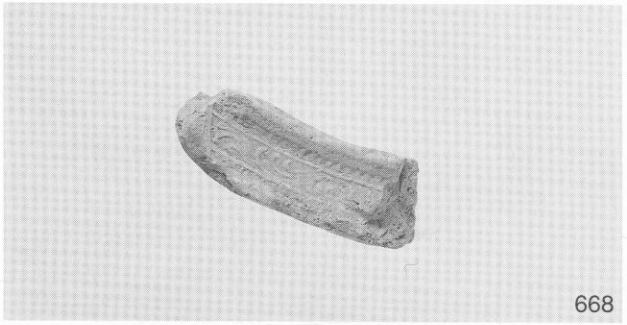

675

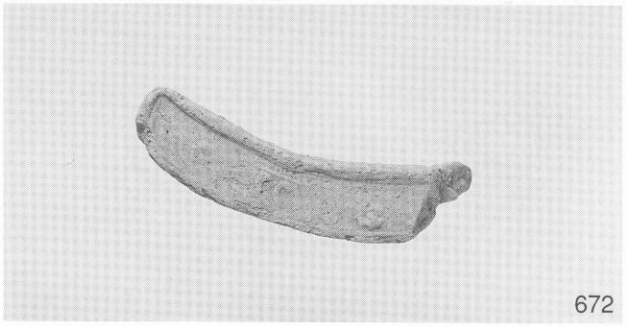

659


676


662Ba


685A

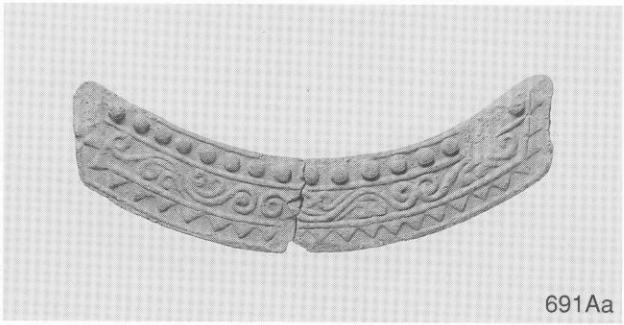

668

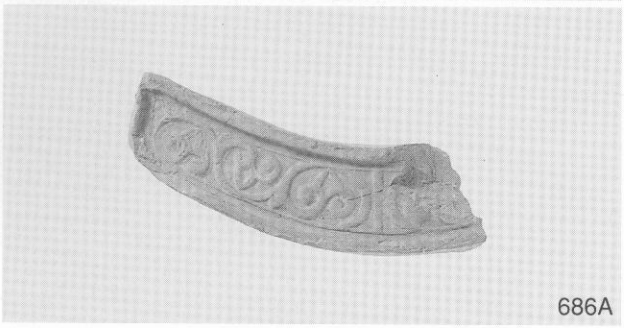

672

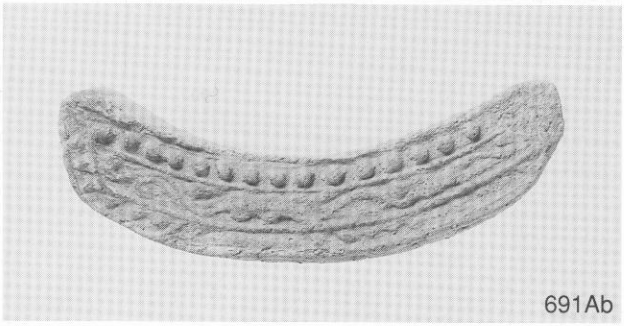
軒平瓦（4）

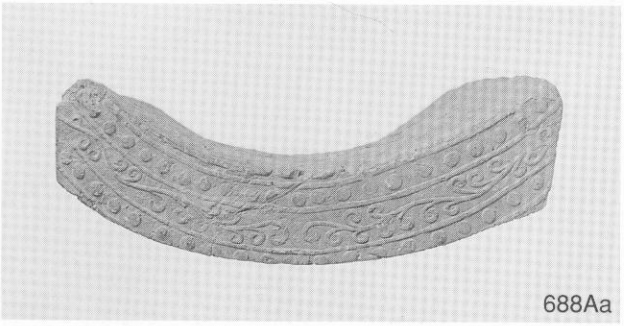
1：4


685B

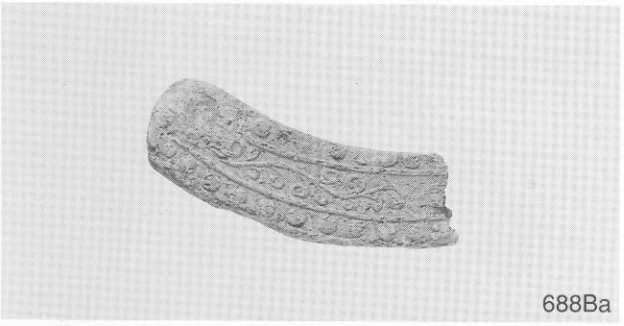

691Aa


686A


691Ab

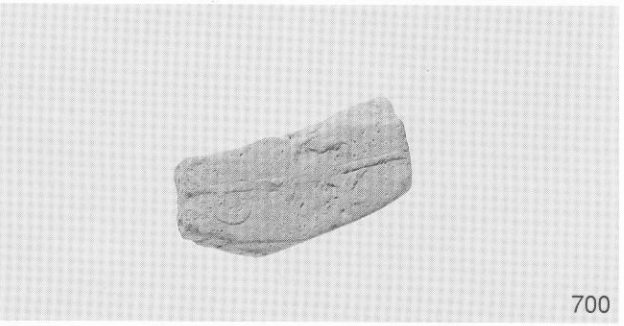

688Aa

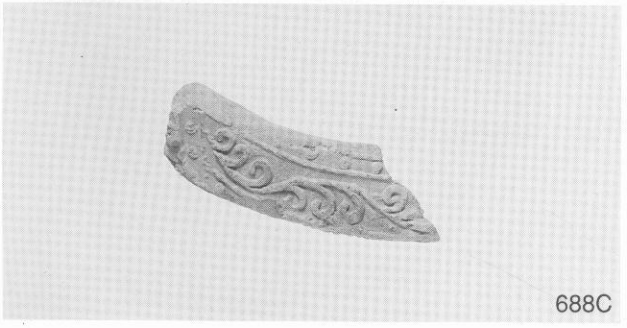

691Ba

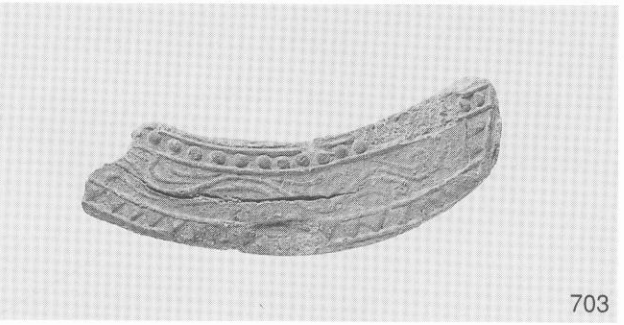

688Ba


691Bb


688Bb

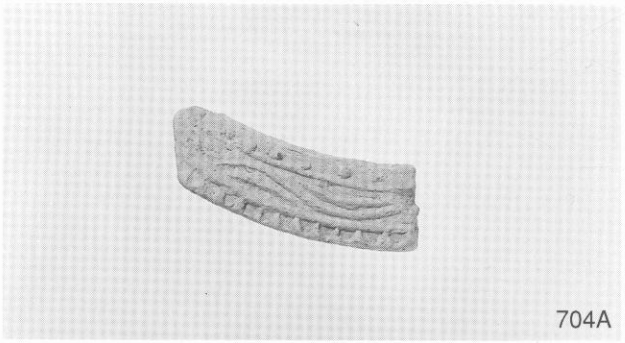

700

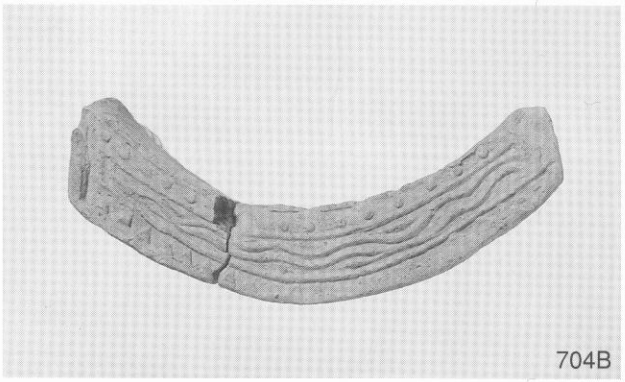

688C

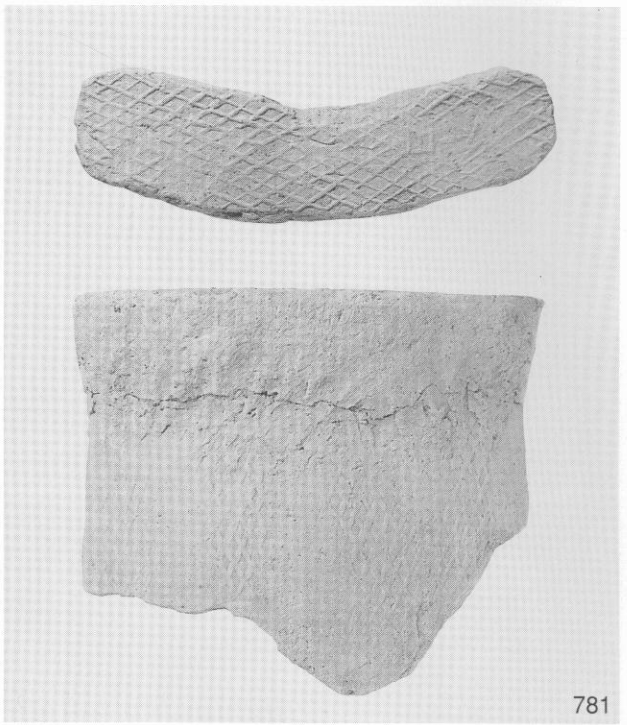

703

軒平瓦（5）

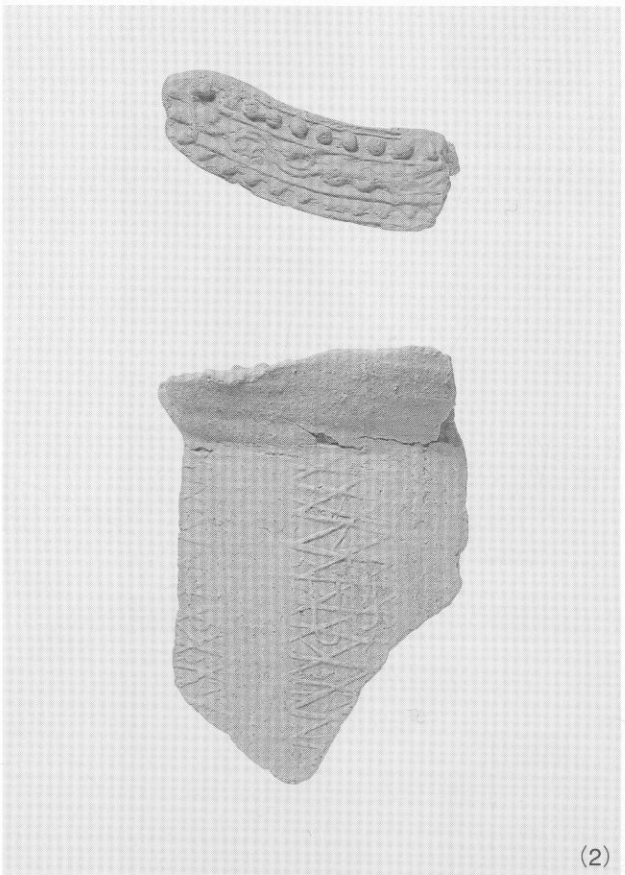
1：4



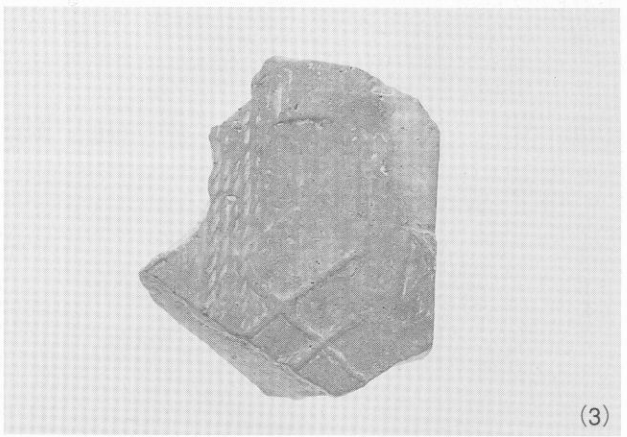


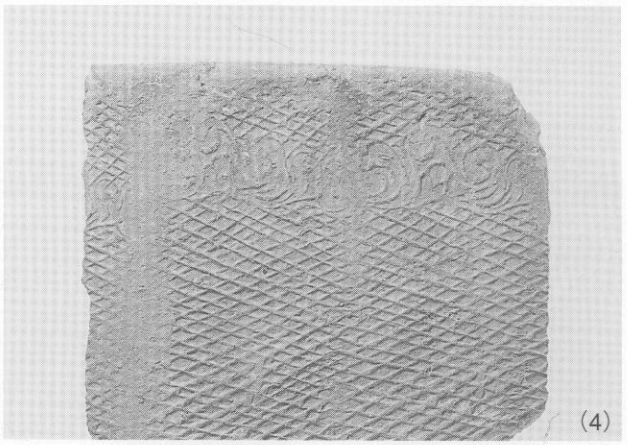


（1）軒平瓦（6）

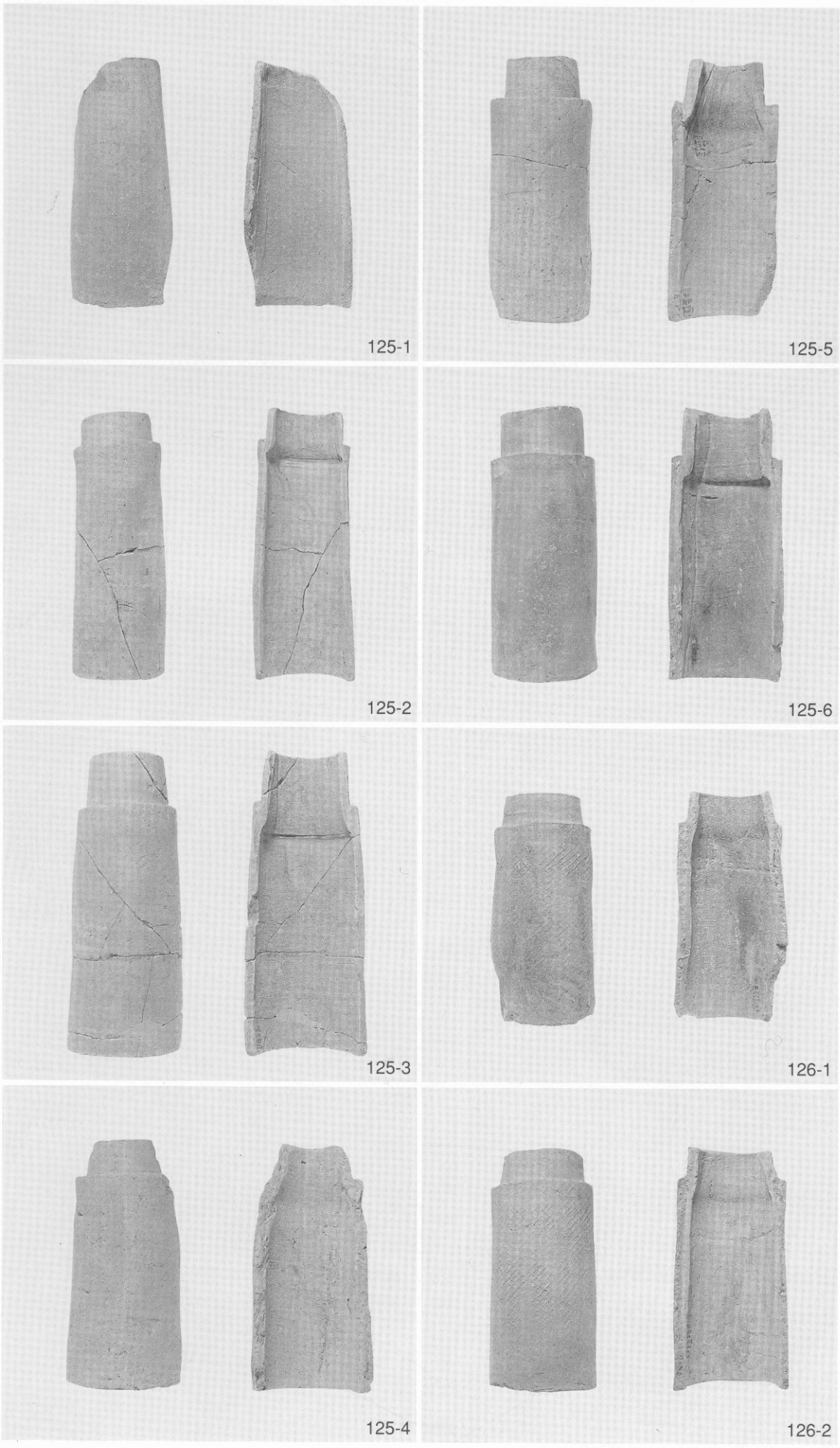


（2）　軒平瓦691Ab瓦当と平瓦部叩打痕





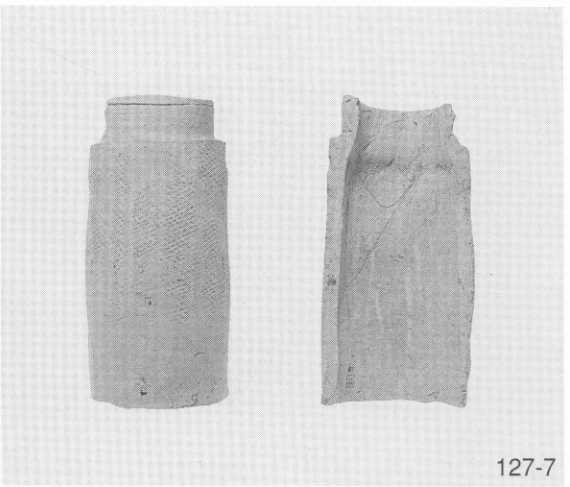
（3）　縄目文・斜格子文のある平瓦片　　1：4
（4）　斜格子の一部に渦巻文のある平瓦片

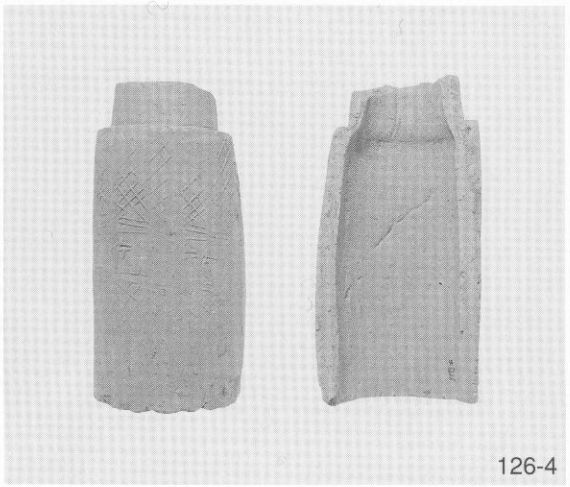


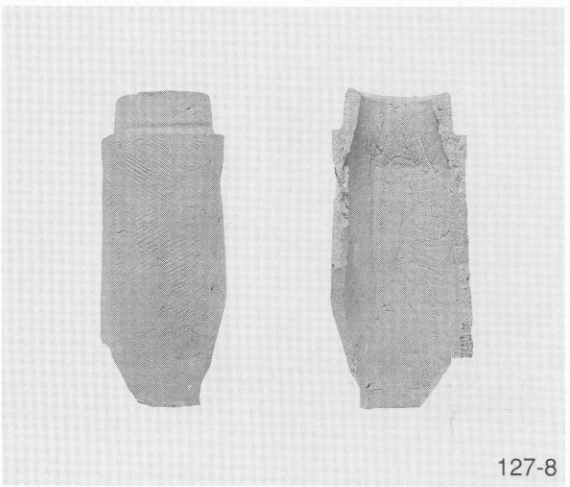
丸瓦（1）縄目文丸瓦・斜格子文丸瓦

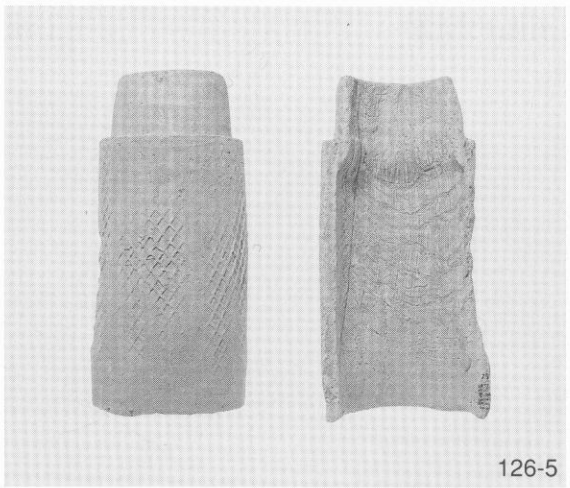
1：8

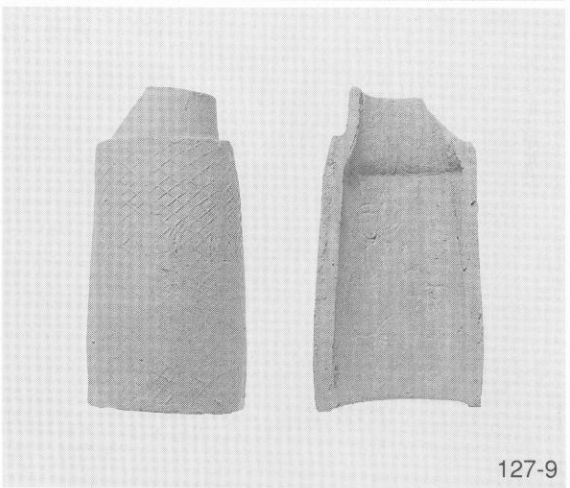

126-3

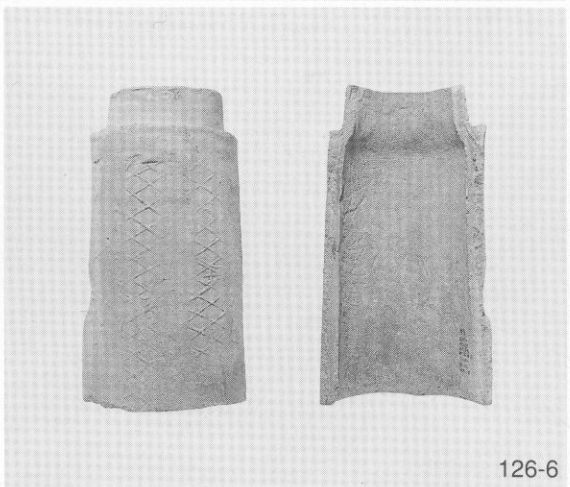

127-7

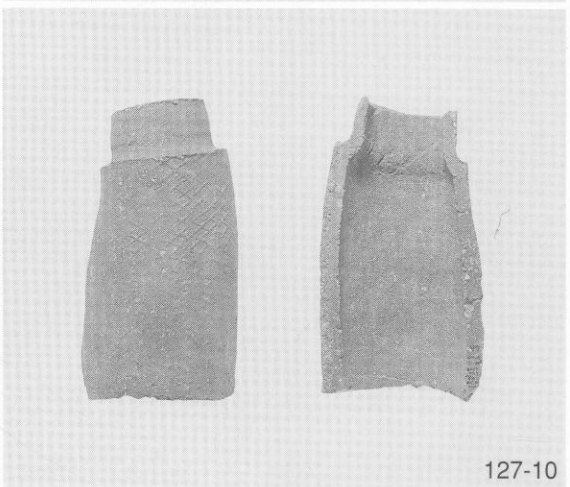

126-4


127-8


126-5

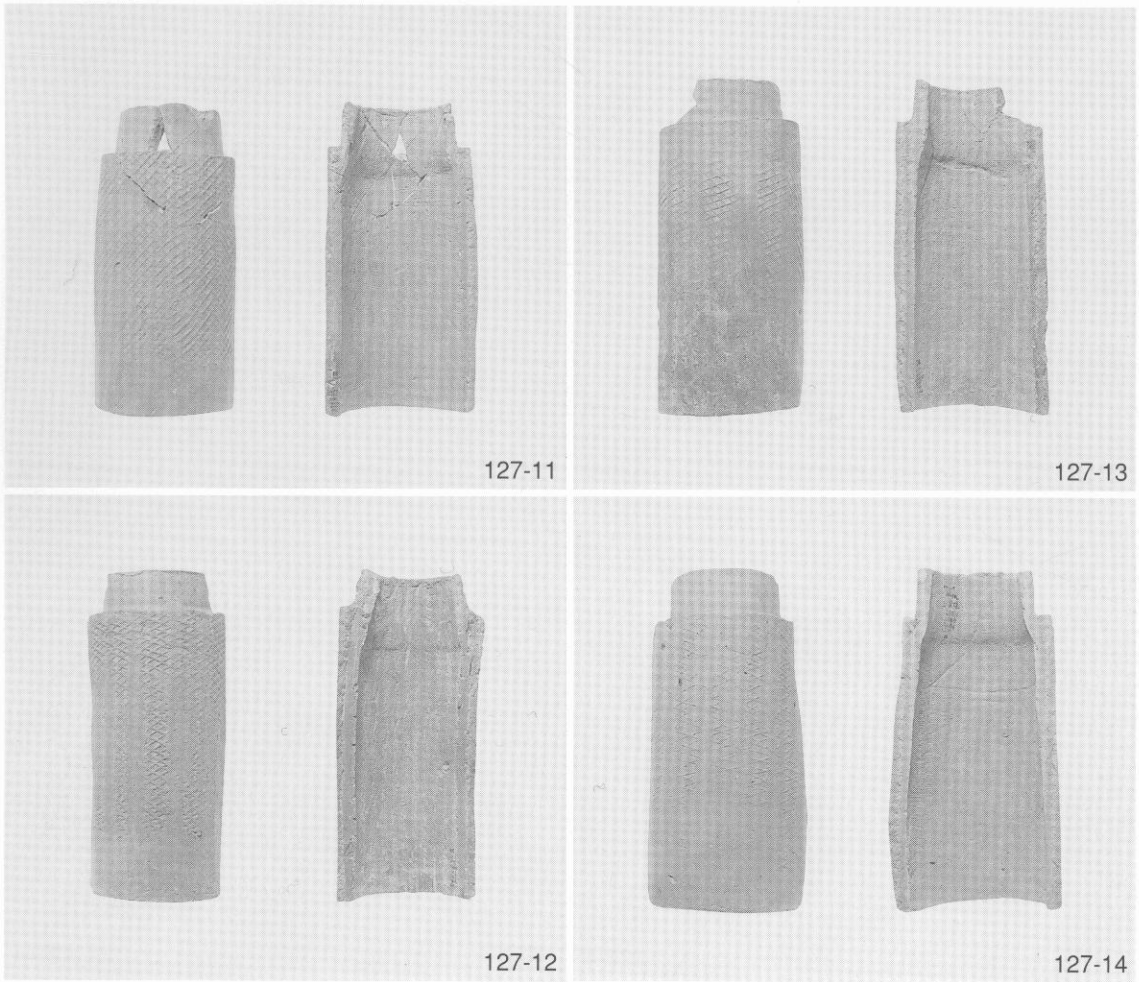

127-9


126-6

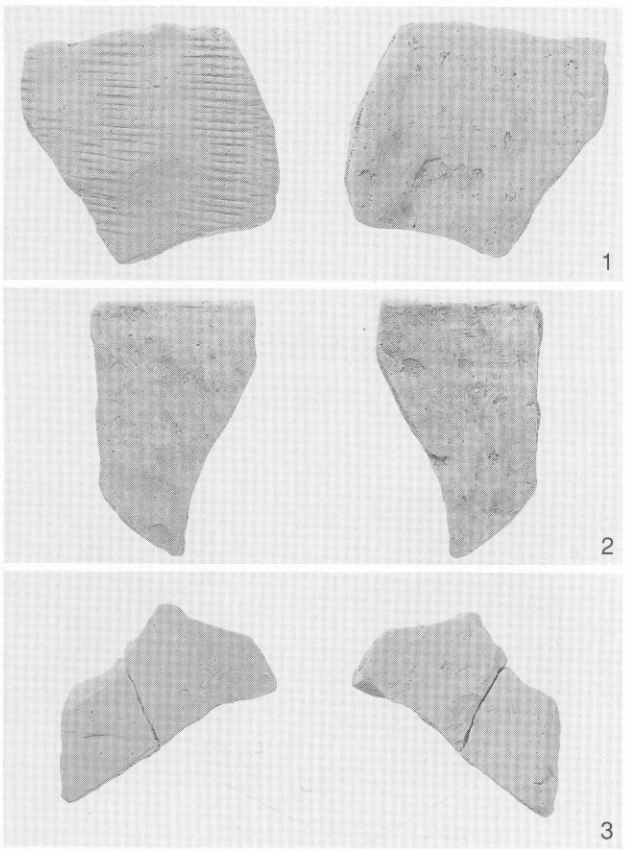

127-10

丸瓦（2）斜格子文丸瓦（S形）

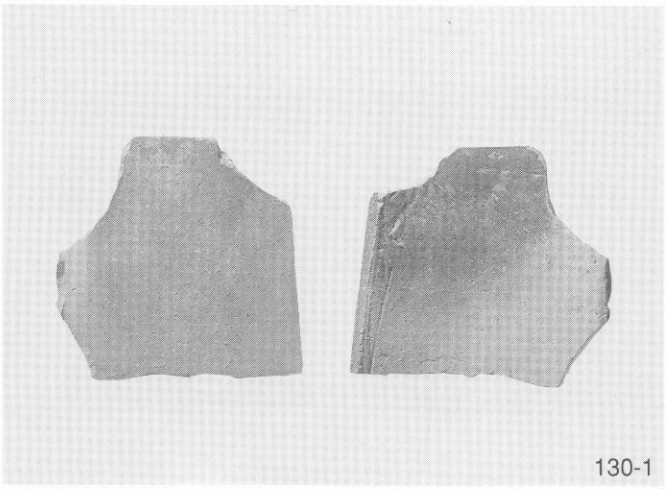
1：8

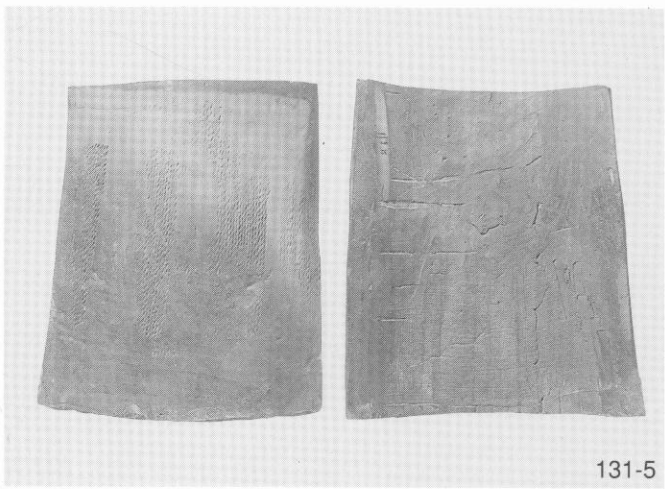


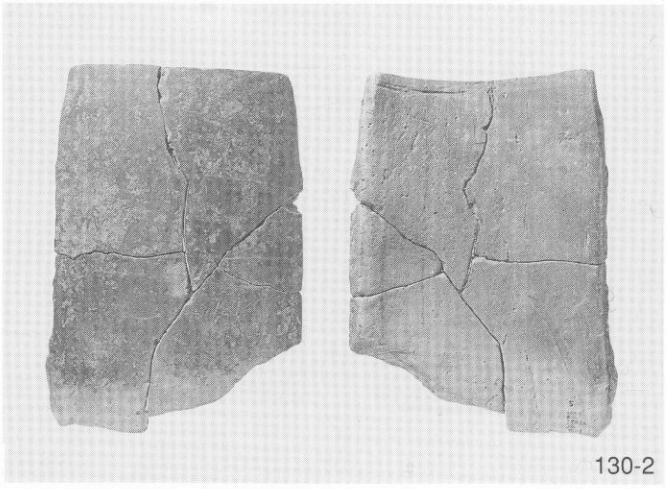
(1)　丸瓦（3）斜格子文丸瓦　　1：8

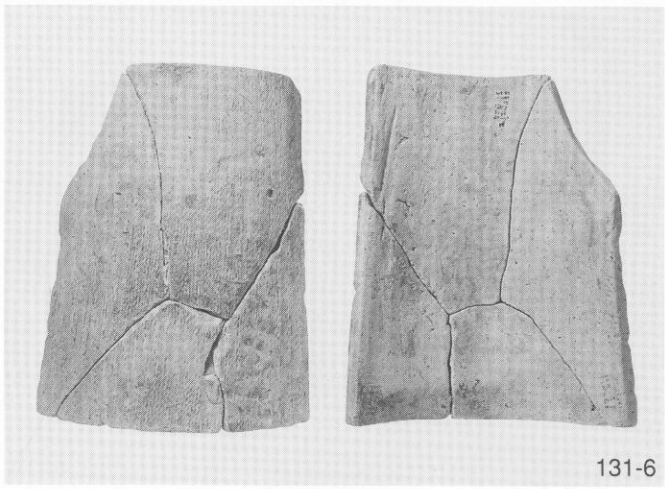


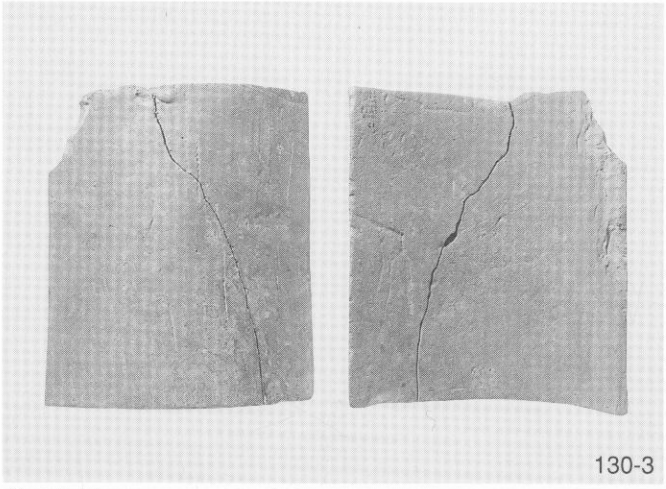
(2)　軒瓦第1段階以前の平瓦

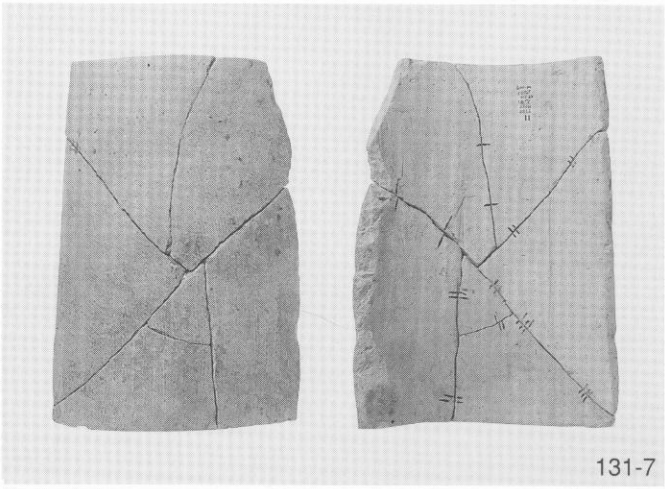

130-1

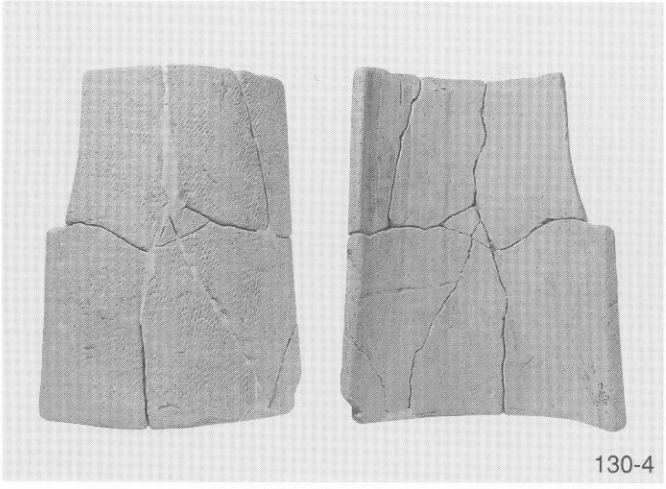

131-5

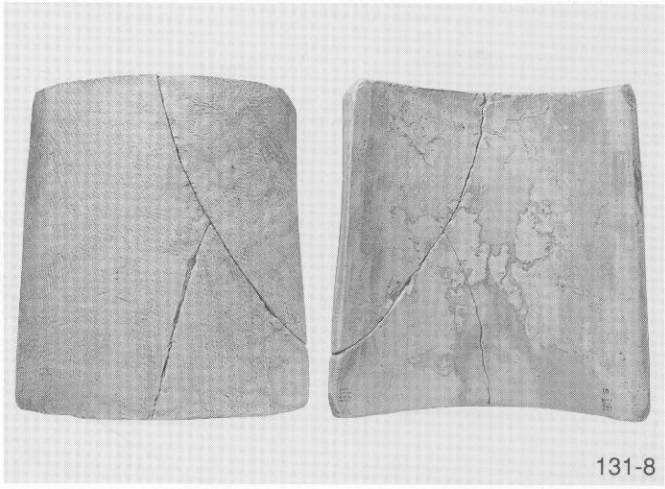

130-2


131-6


130-3

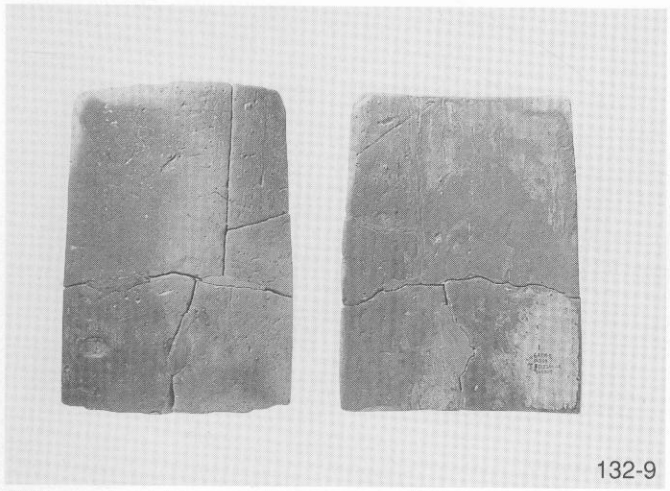

131-7

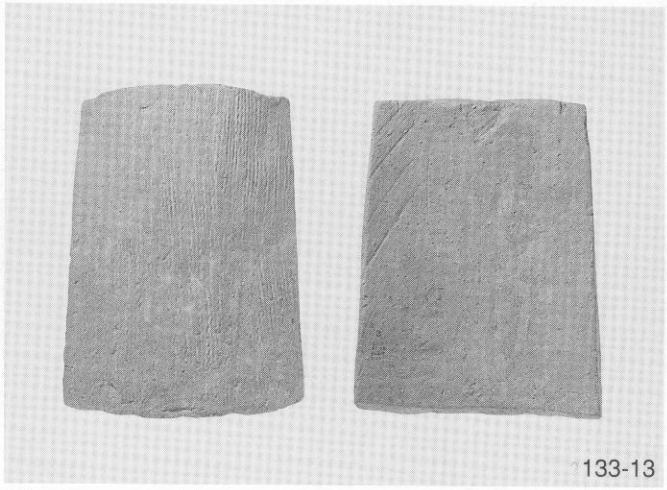

130-4

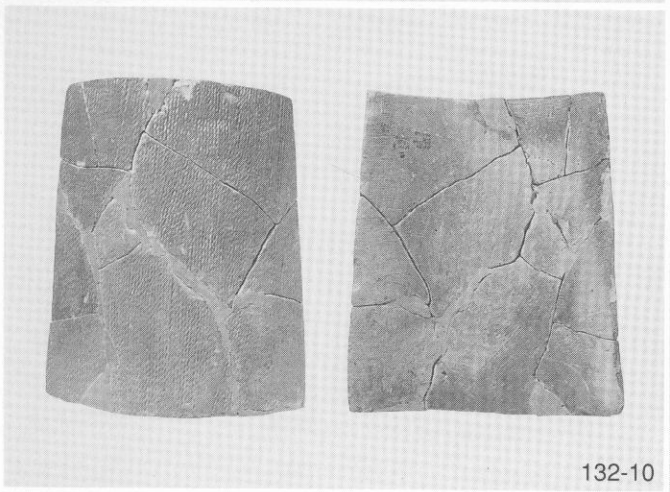

131-8

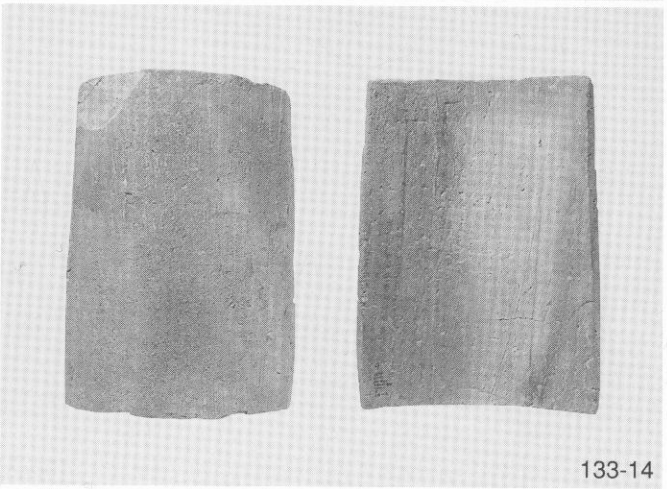
平瓦（1）縄目文平瓦（模骨桶作り平瓦）

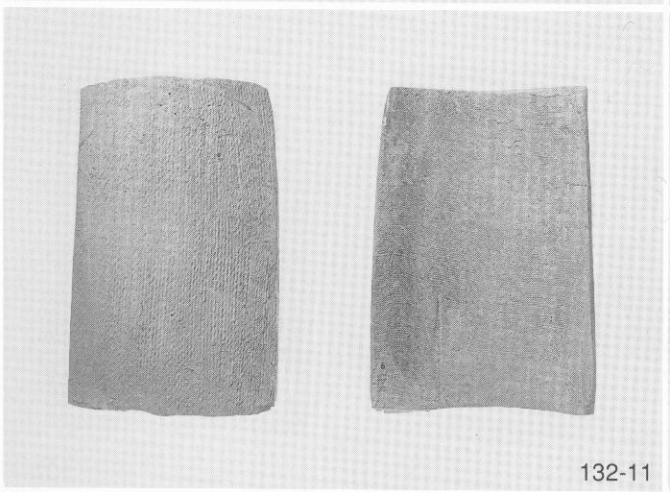
1：8

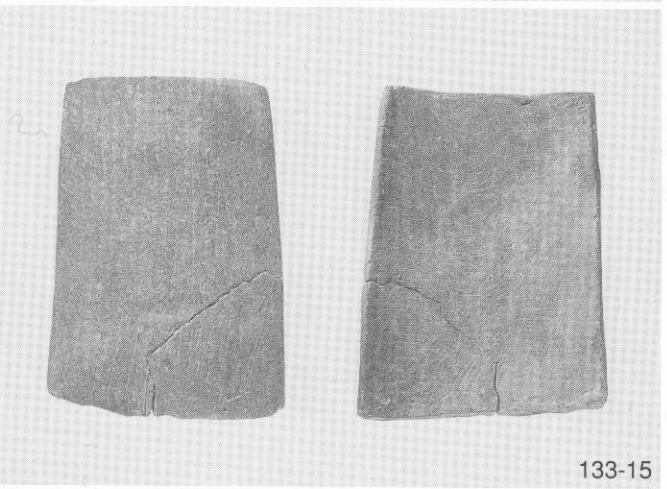

132-9

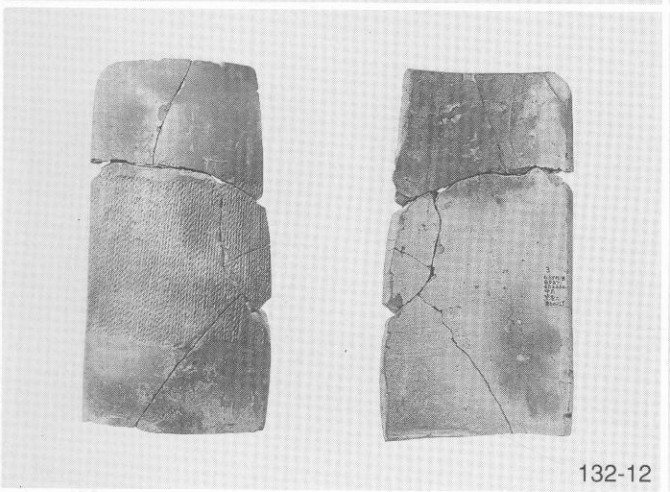

133-13

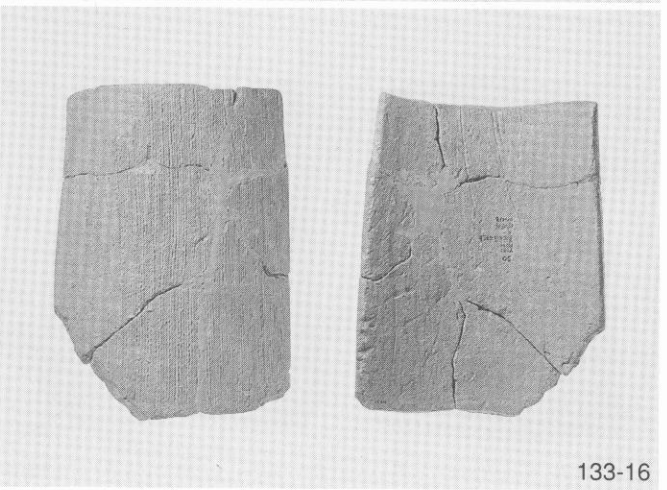

132-10


133-14

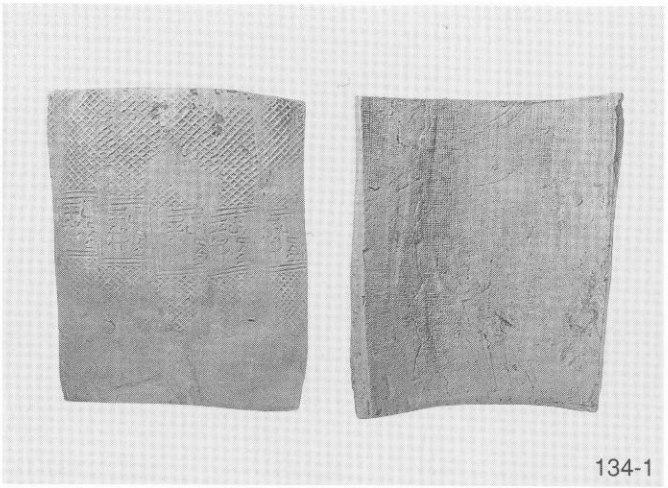

132-11

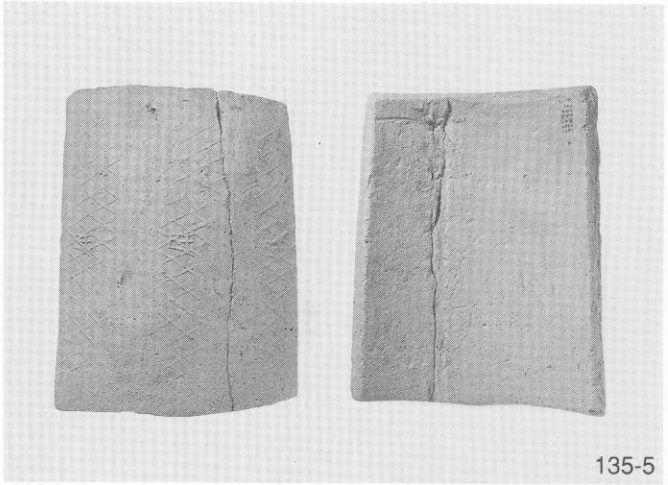

133-15

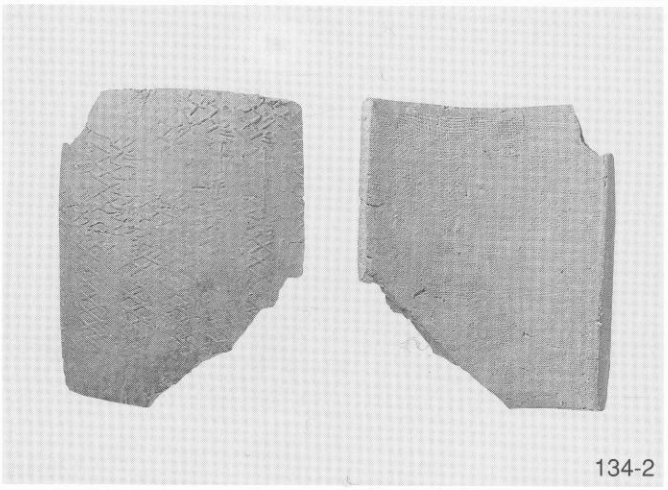

132-12

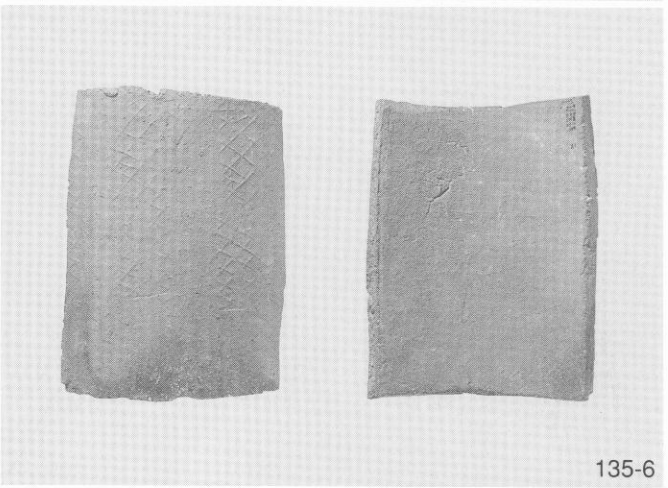

133-16

平瓦（2）縄目文平瓦（一枚作り平瓦）　1：8

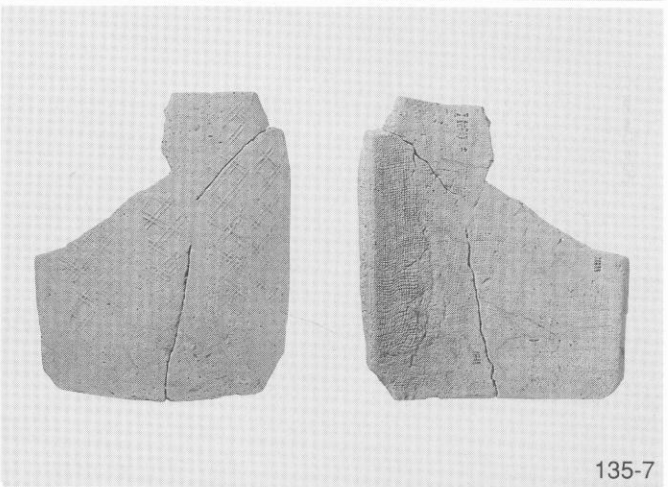

134-1

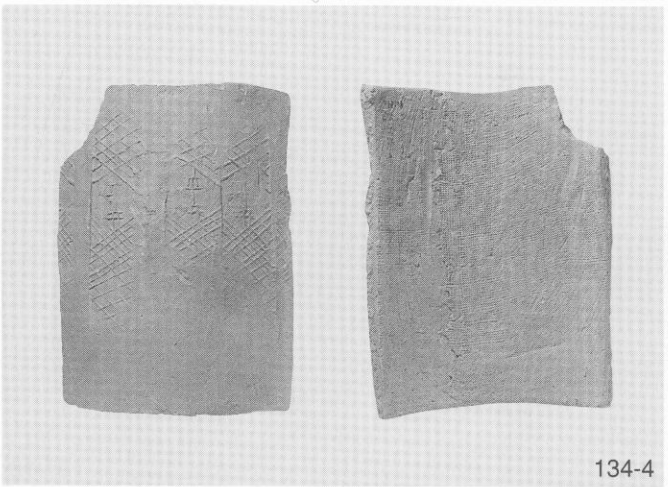

135-5

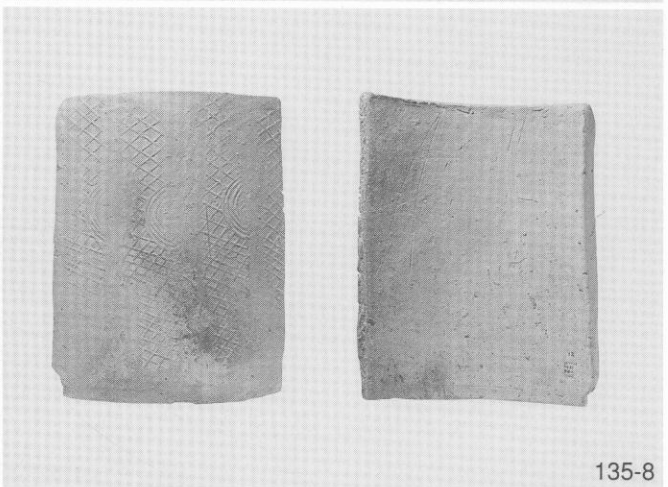

134-2


135-6


134-3

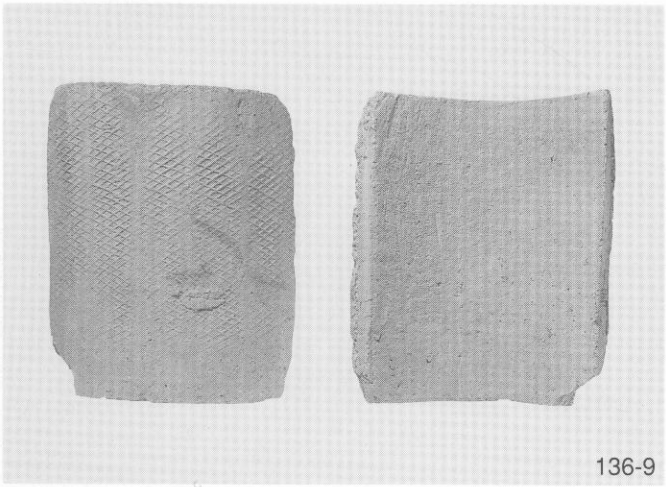

135-7

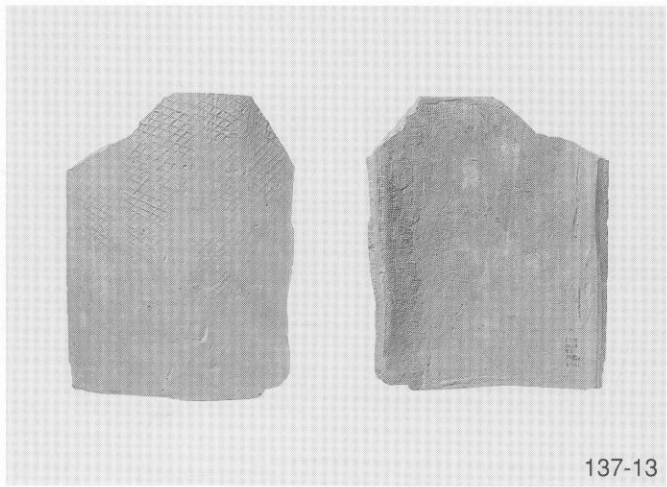

134-4

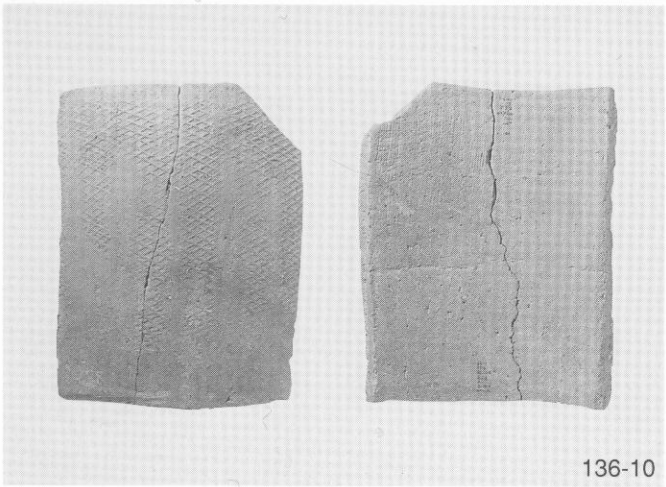

135-8

平瓦（3）斜格子文平瓦（円筒桶製平瓦）

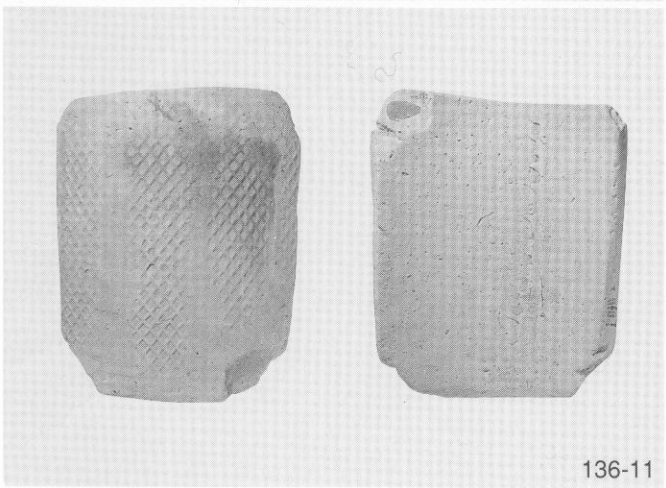
1：8


136-9

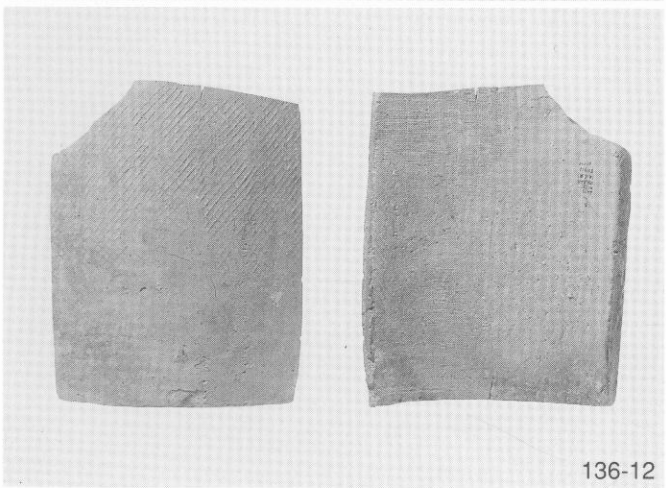

137-13


136-10


137-14

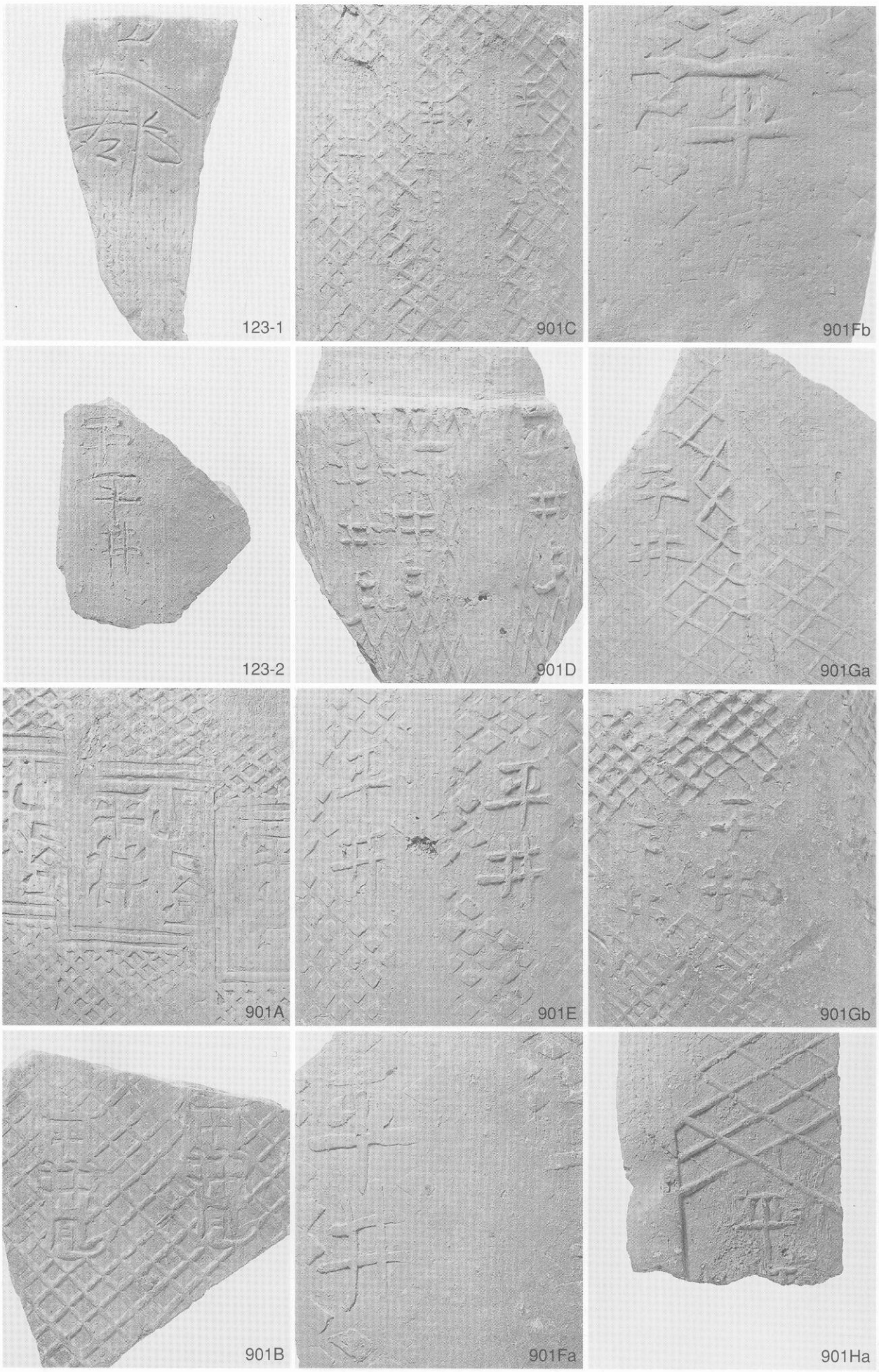

136-11


137-15


136-12

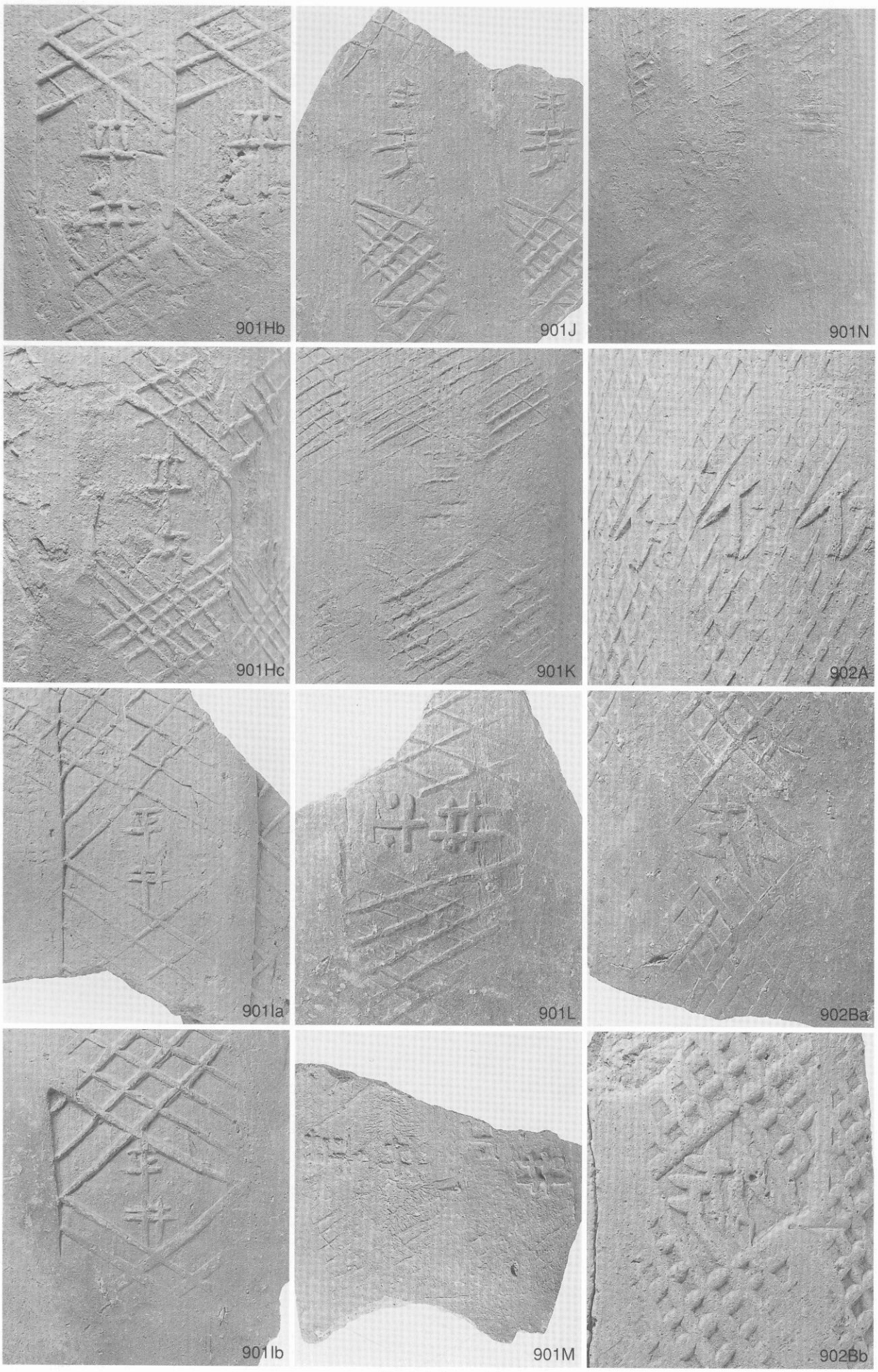

137-16

平瓦（4）斜格子文平瓦（円筒桶製平瓦）　1：8



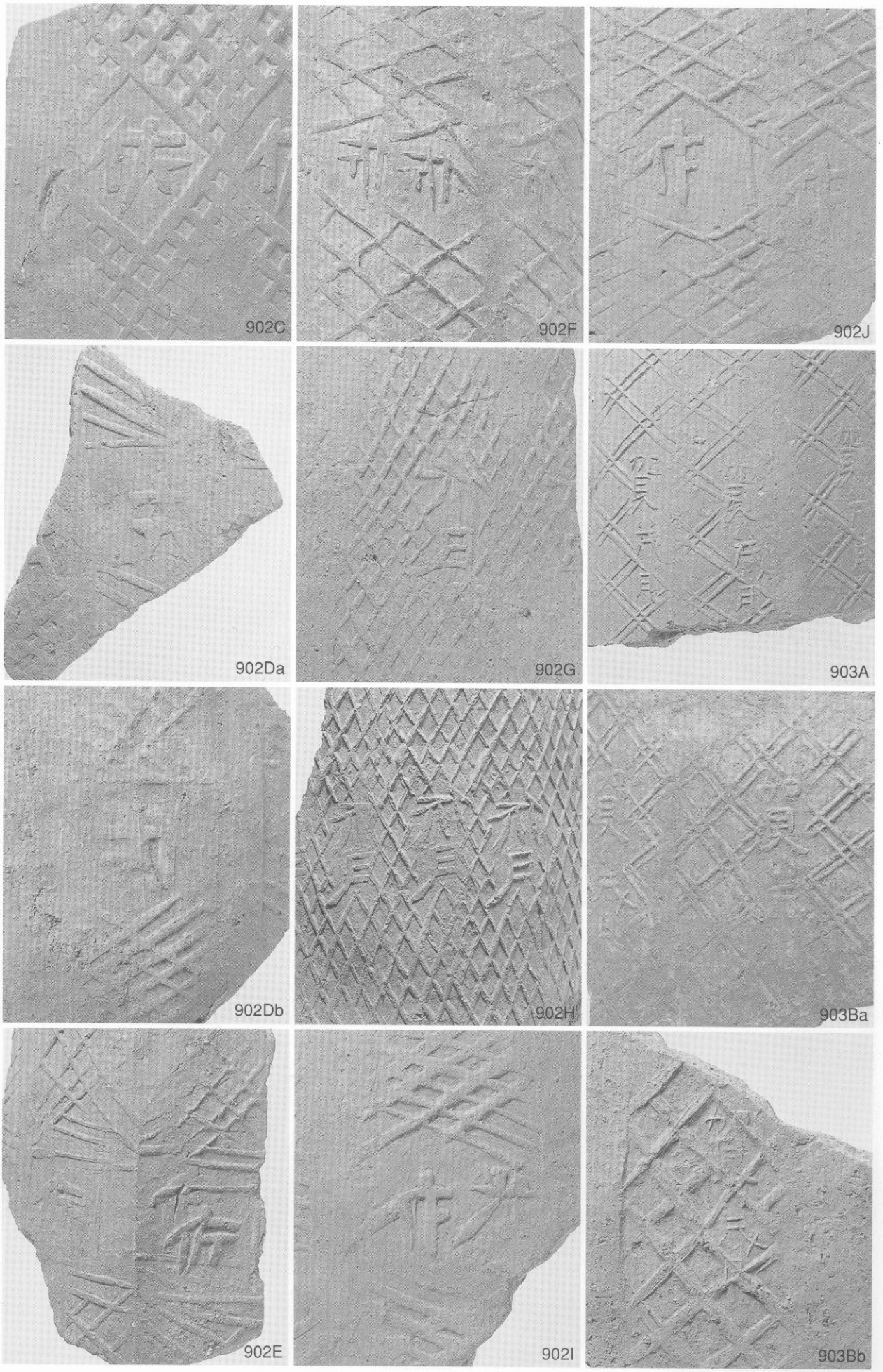
篦書文字瓦と叩打痕文字瓦（1）

1：2


901Hb
901J
901N
901Hc
901K
902A
901Ia
901L
902Ba
901Ib
901M
902Bb

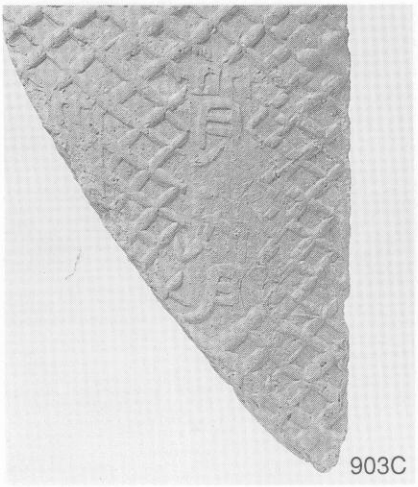
叩打痕文字瓦（2）

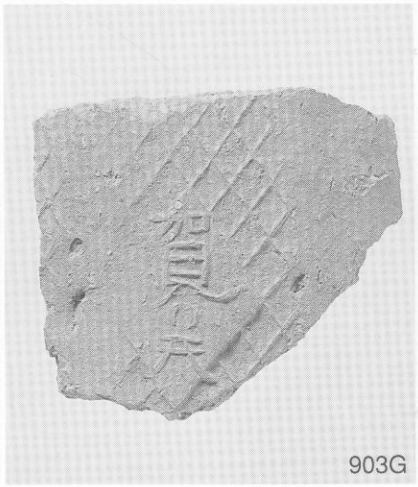
1：2


902C
902F
902J
902Da
902G
903A
902Db
902H
903Ba
902E
902I
903Bb

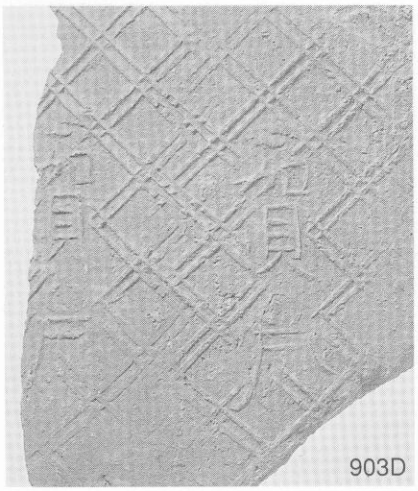
叩打痕文字瓦（3）

1：2

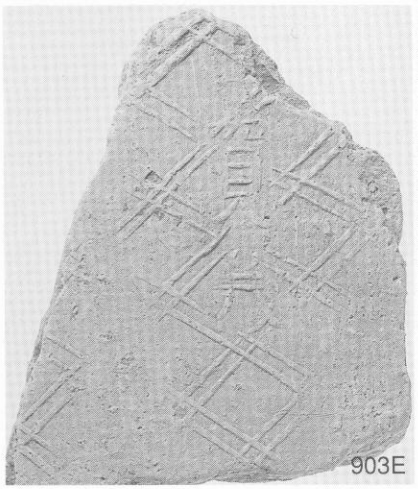

903C


903G

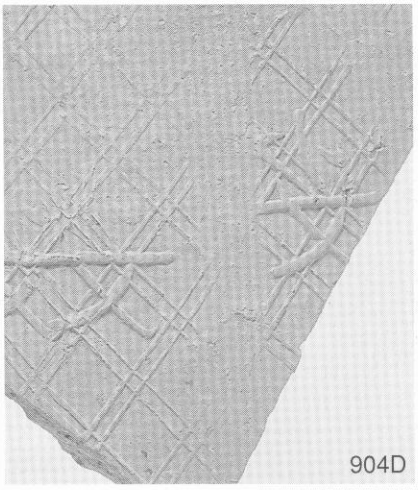

904Ab


903D


903Ha


903E


903Hb

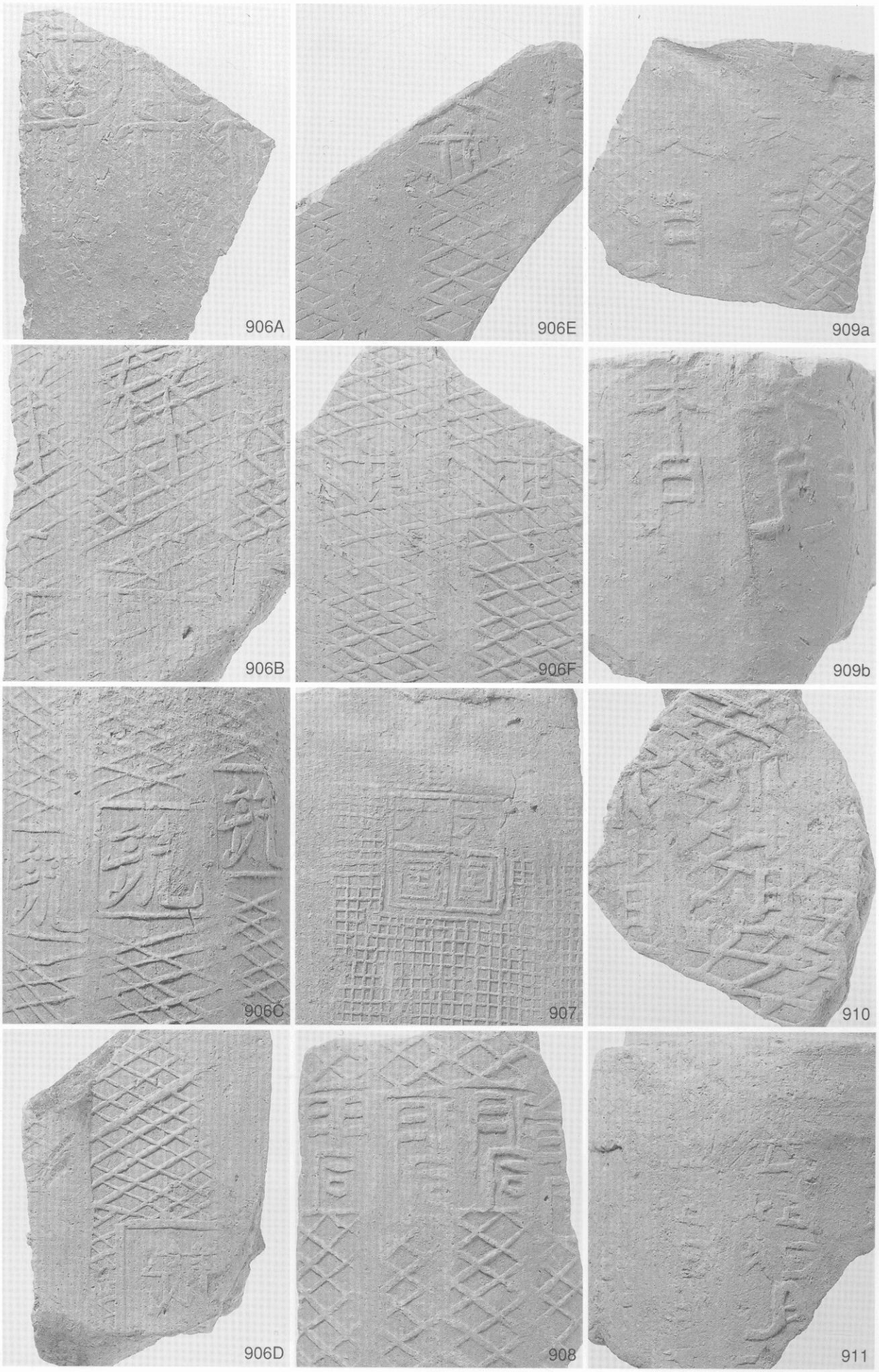

904D


903F


903I


904E

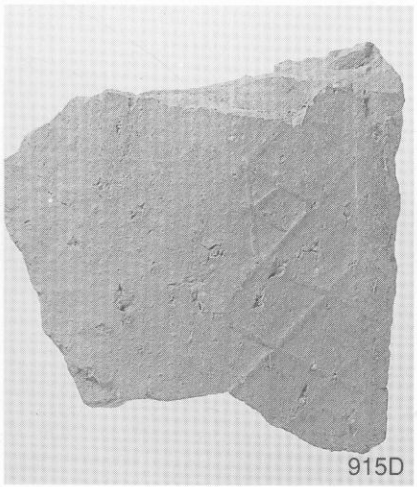
叩打痕文字瓦（4）　　1：2

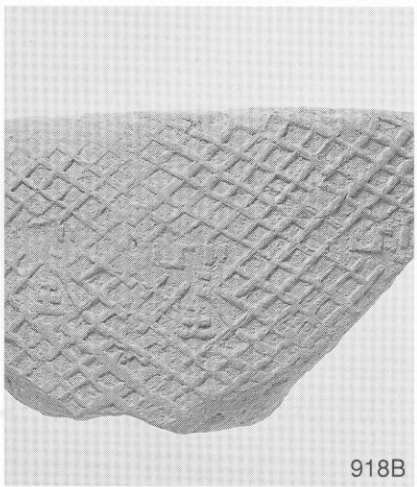


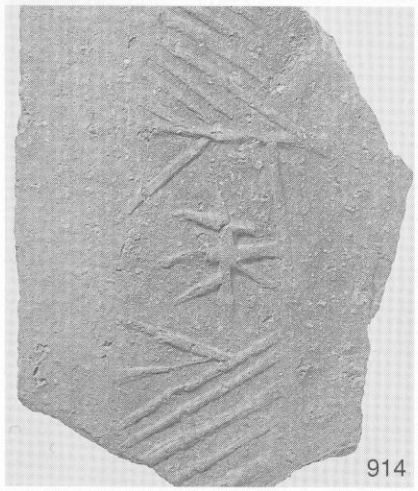
叩打痕文字瓦（5）

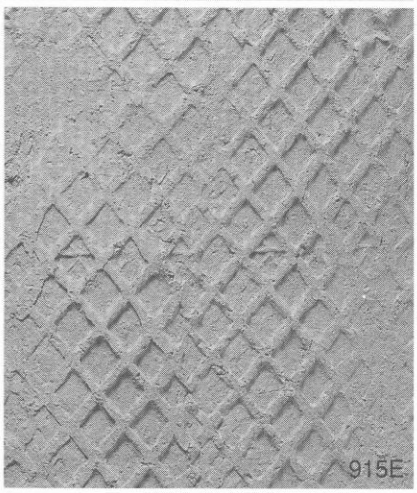
1：2

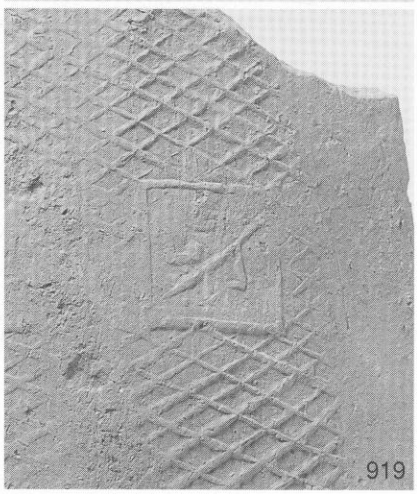

913

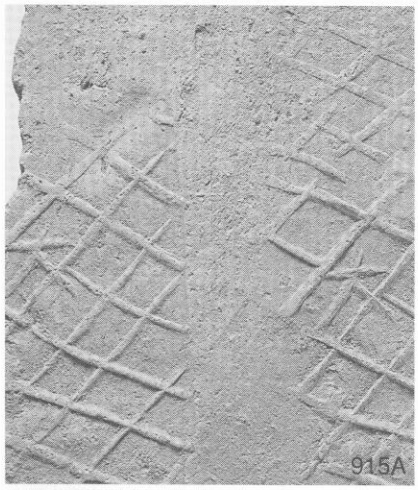

915D


918B


914

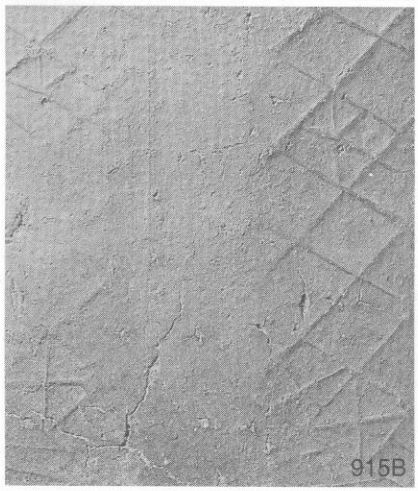

915E

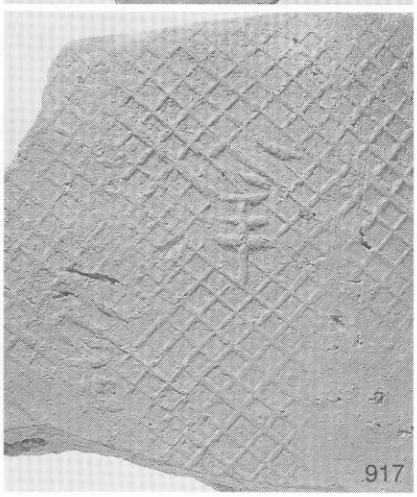

919


915A


916

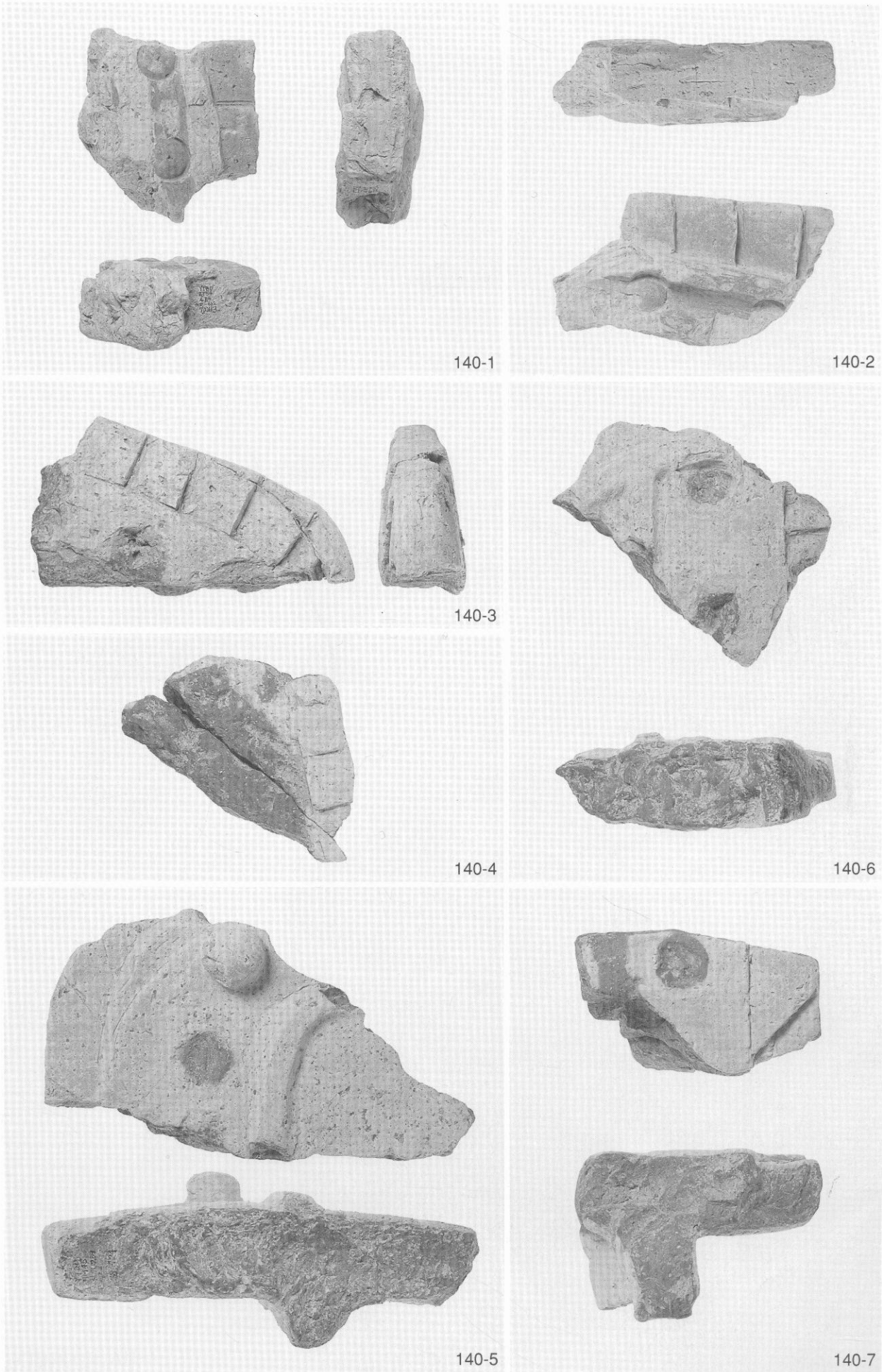

924


915B


917

叩打痕文字瓦（6）

1：2



140-1

140-2

140-3

140-4

140-6

140-5

140-7

鴟　尾

1：4

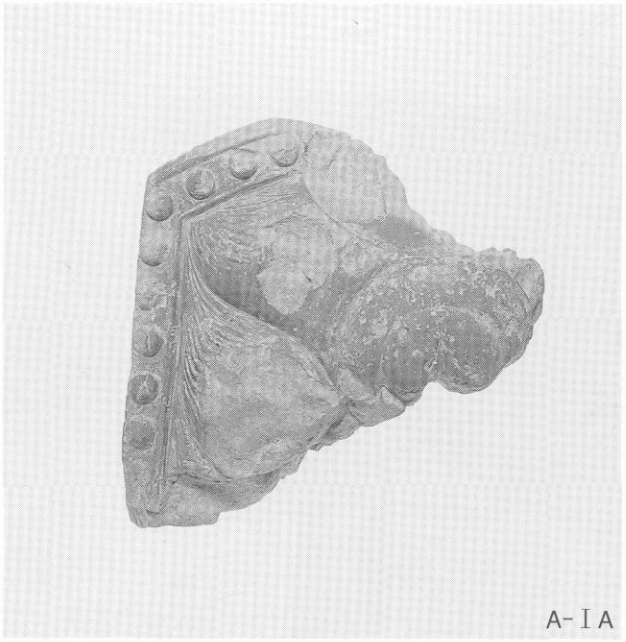


141-1（A-ⅠA）



A-ⅢA（伝水城東門）

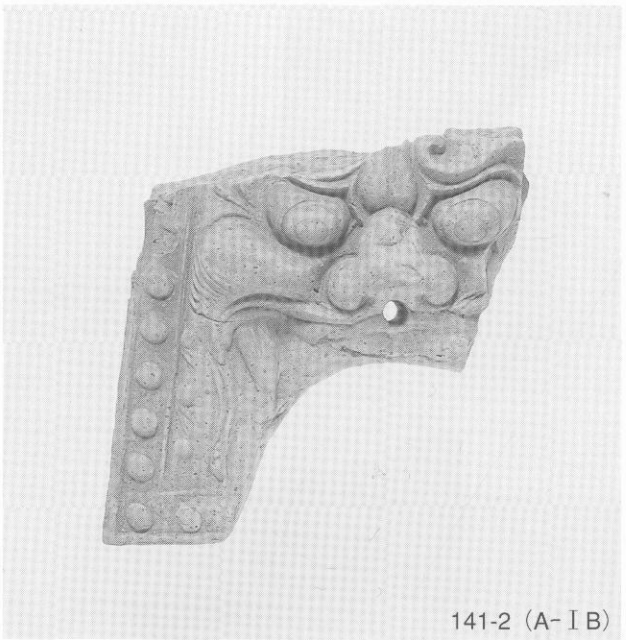
鬼瓦（1）　　1：4



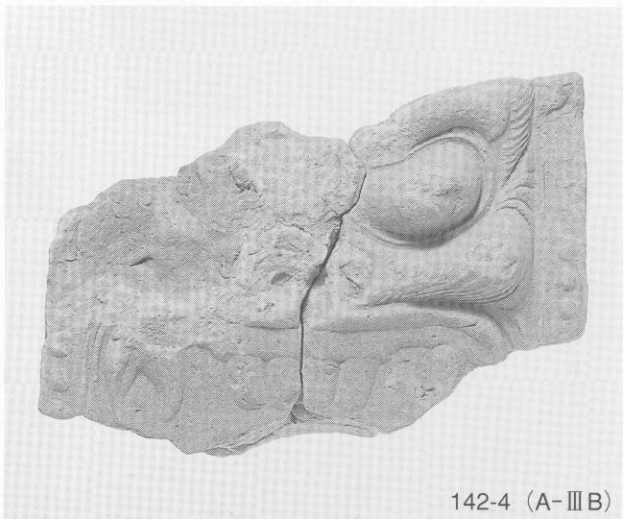
A-ⅠA



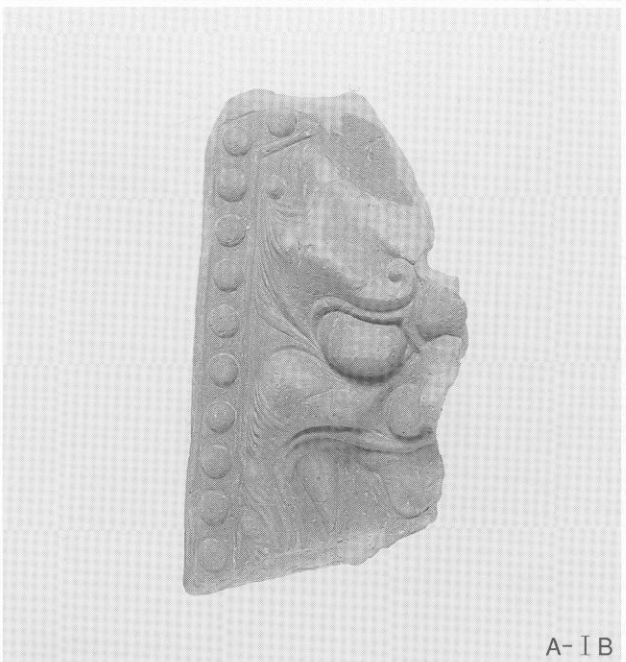
142-3（A-Ⅱ）



141-2（A-ⅠB）



142-4（A-ⅢB）



A-ⅠB



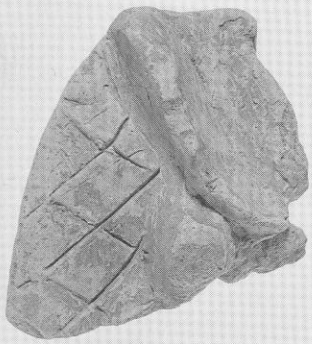
143-5（B-1）

鬼瓦（2）

1：4



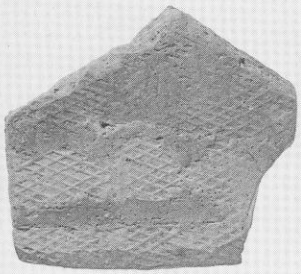
A-Ⅲ（伝政庁出土）

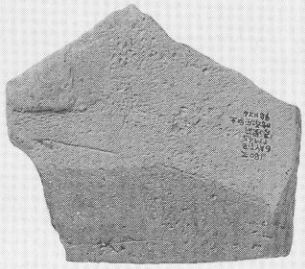


143-6（B-2）



143-7（B-3）





143-8（降棟飾）

鬼　瓦　（3）

1：4



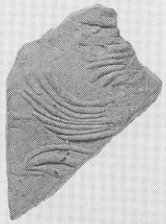
145-1



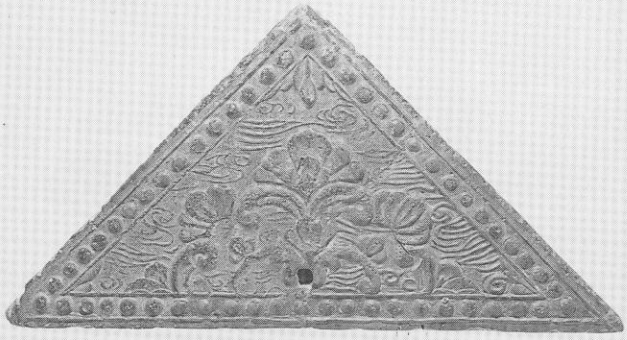
145-4



145-5



145-5



145-2



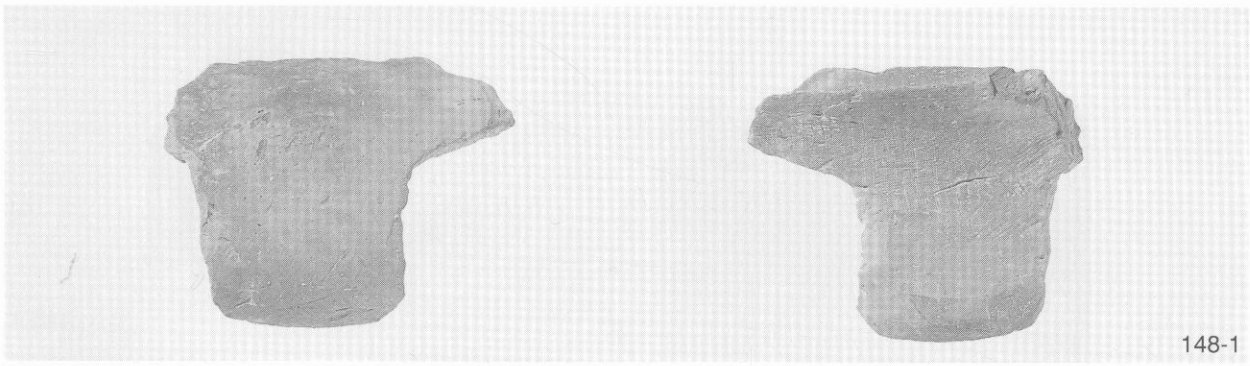
145-3



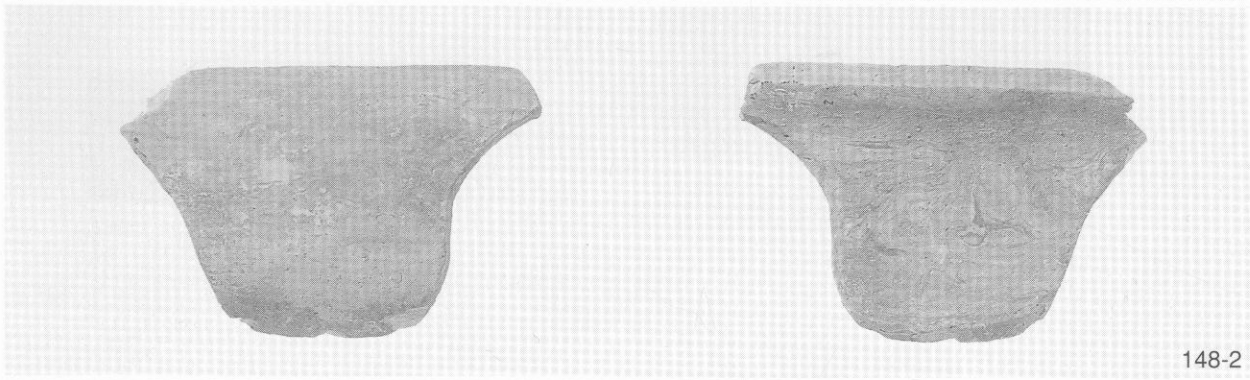
145-6

文 様 塼

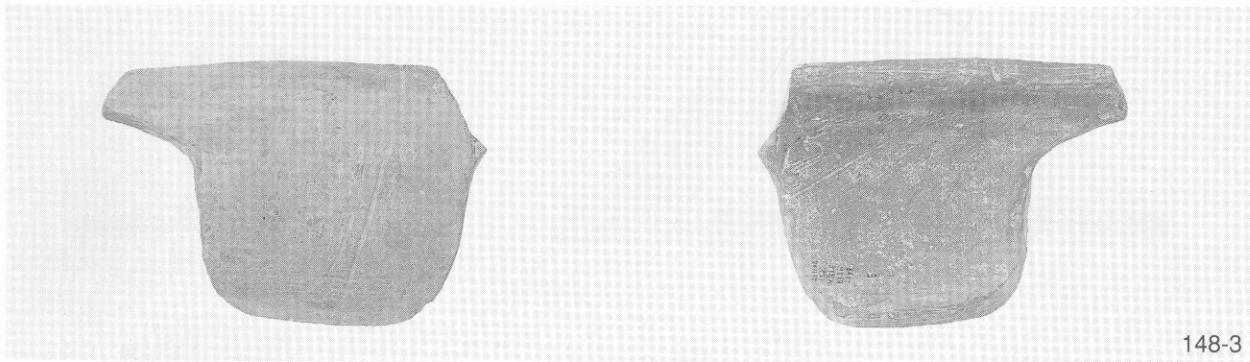
1：4



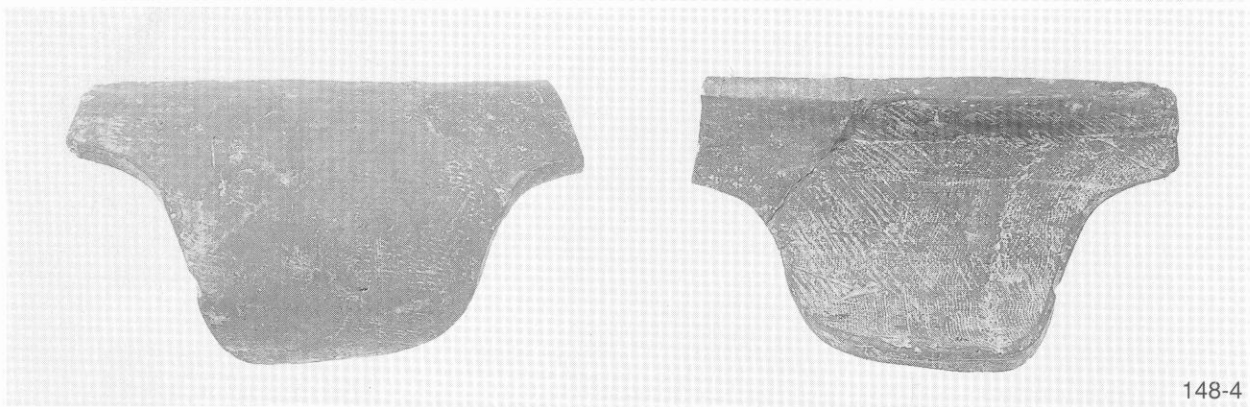
148-1



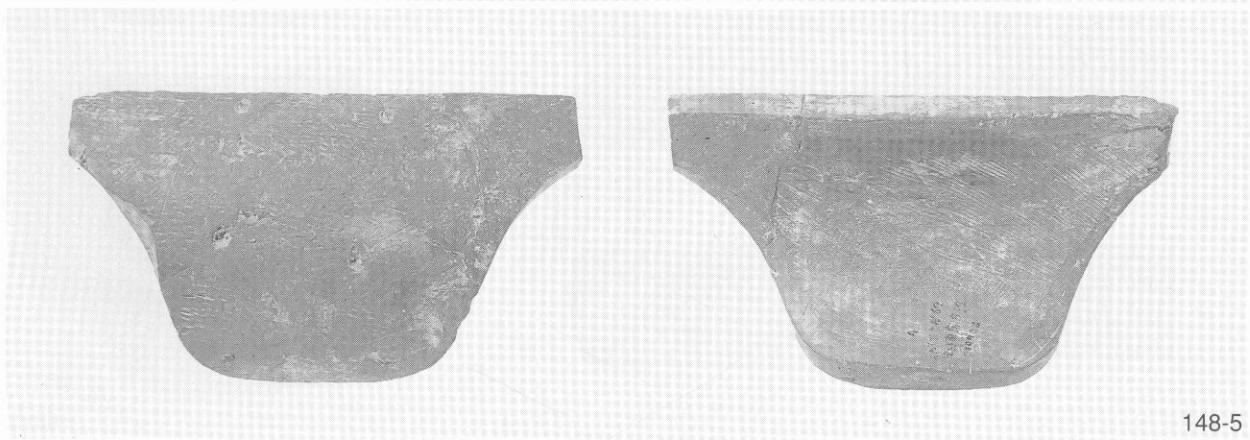
148-2



148-3



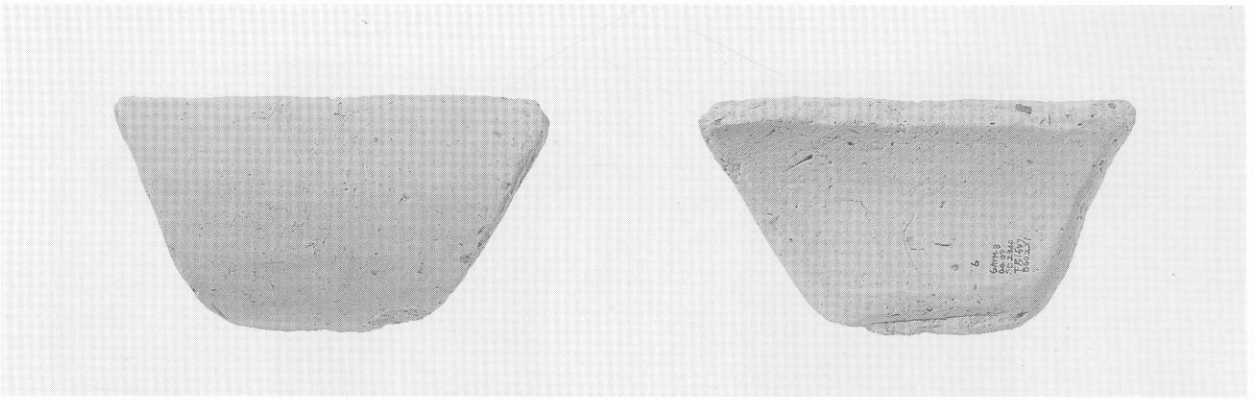
148-4

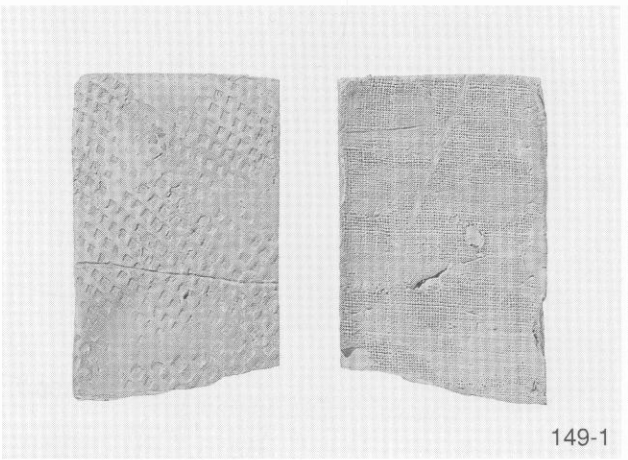


148-5

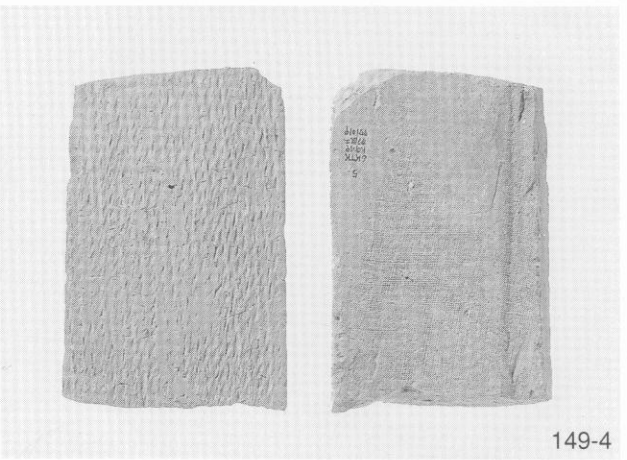
面戸瓦　B

1：4

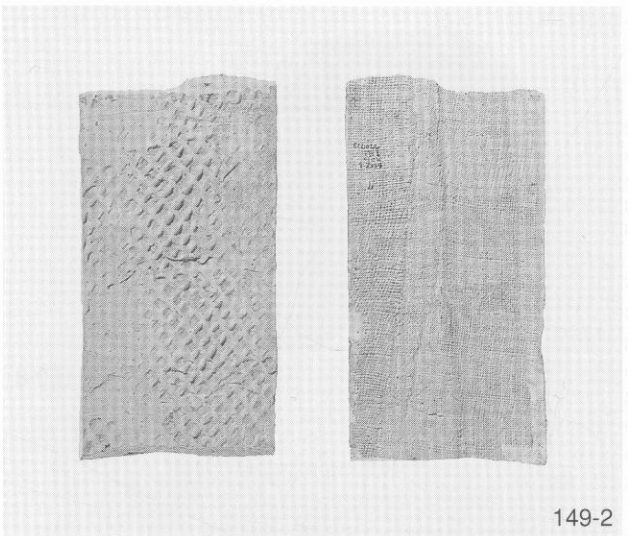




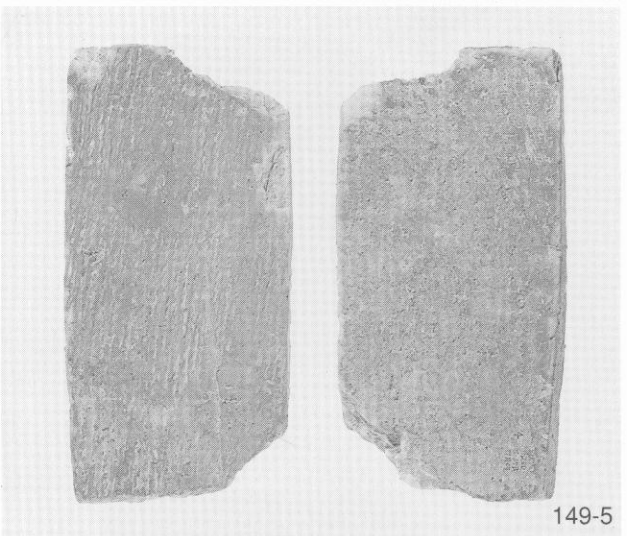
149-1



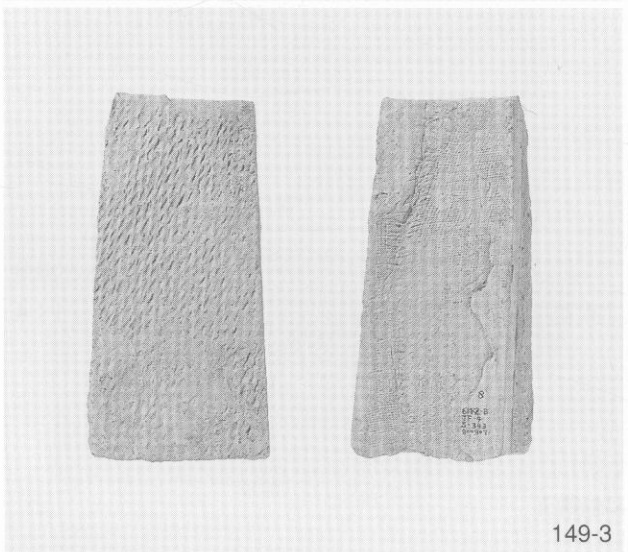
149-4



149-2



149-5



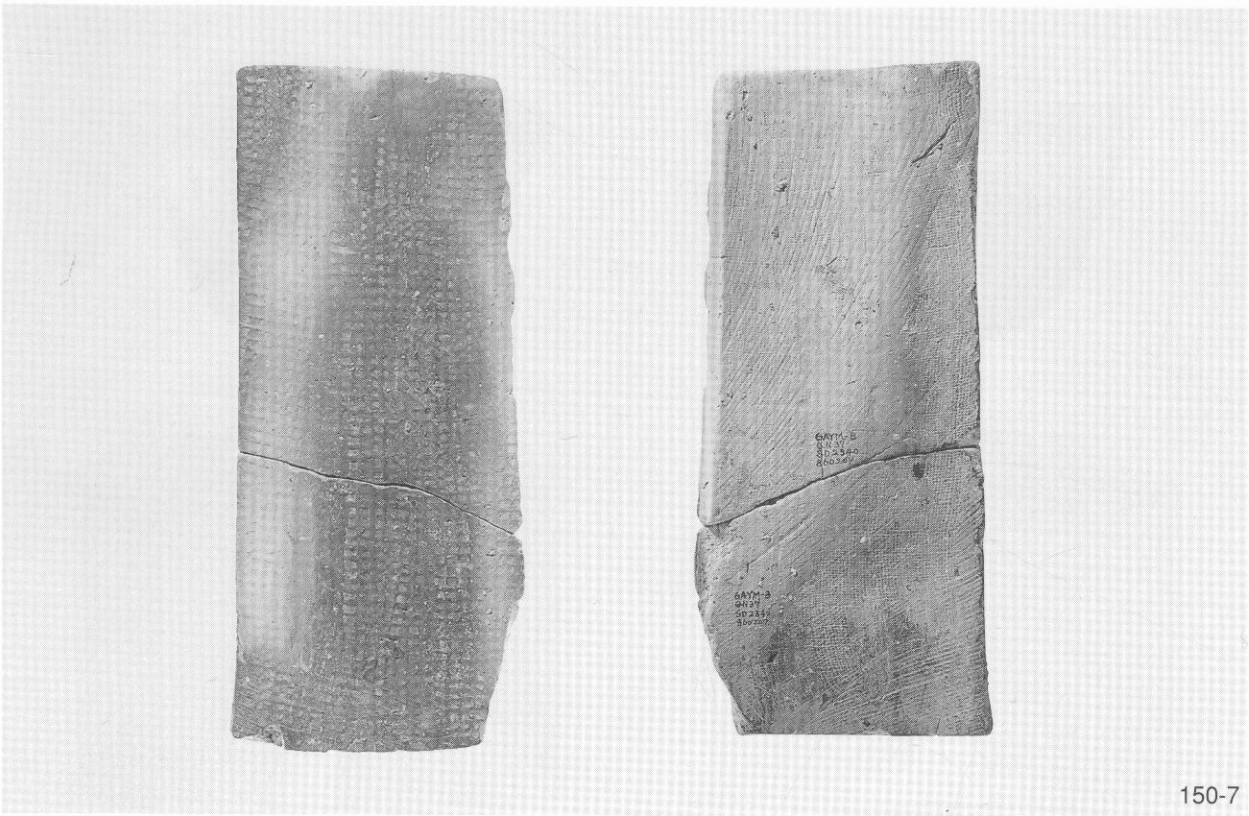
149-3



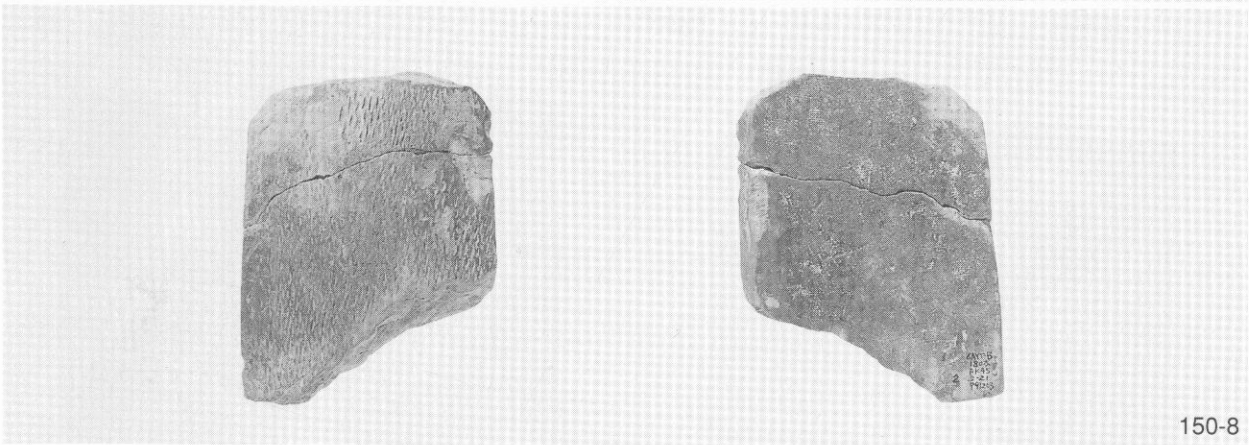
149-6

面戸瓦Aと熨斗瓦（3枚割）

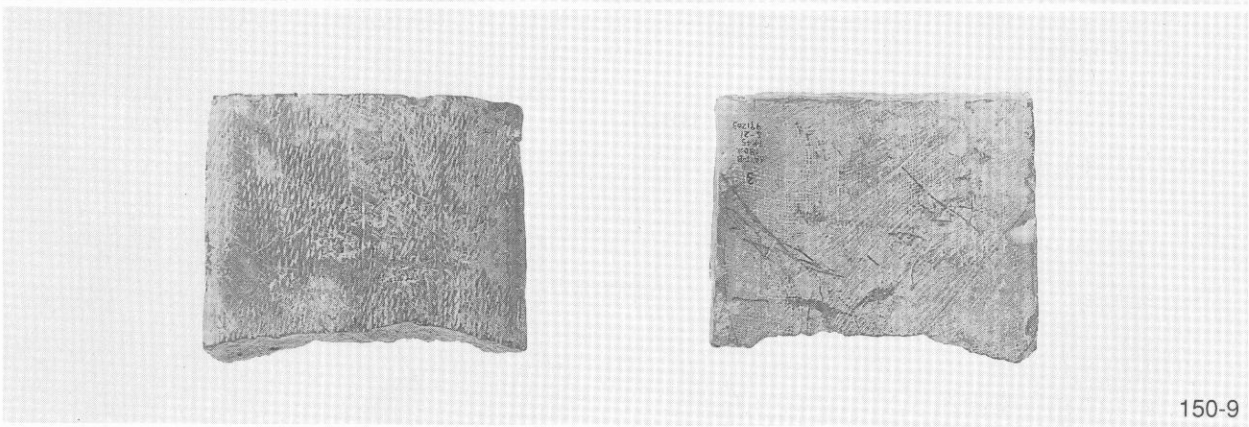
1：4



150-7

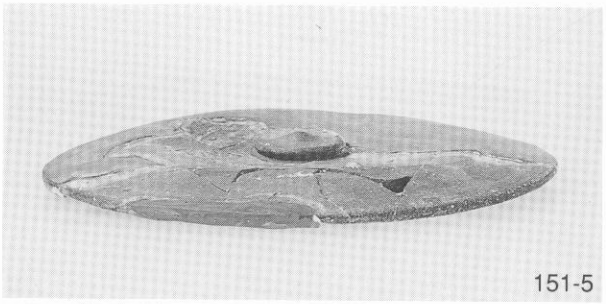


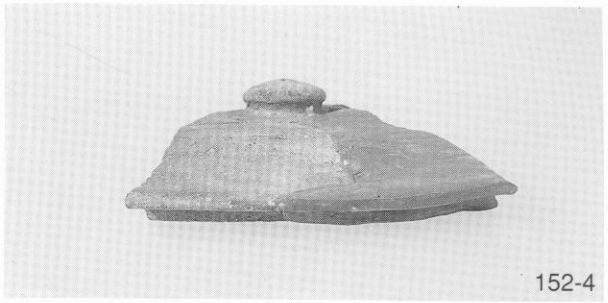
150-8

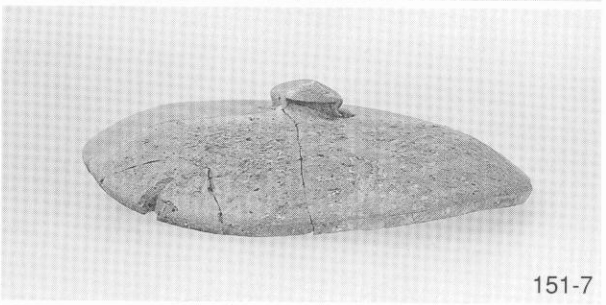


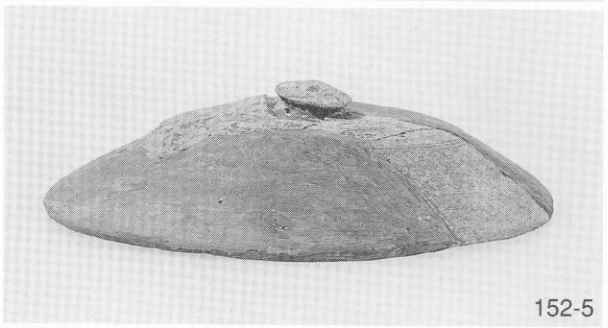
150-9

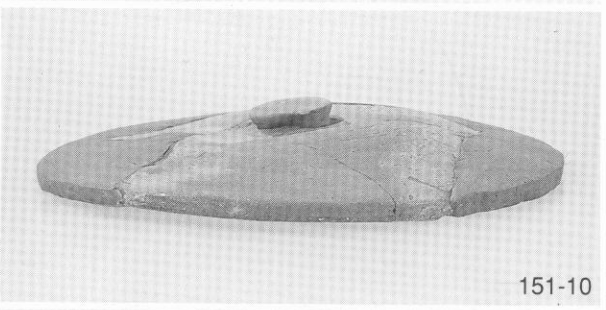
熨斗瓦（2枚割）　　1：4

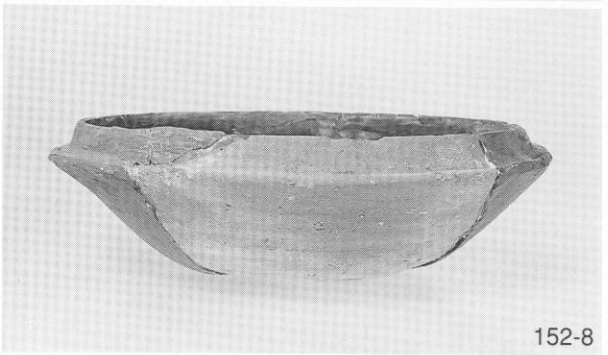

151-5


152-4


151-7

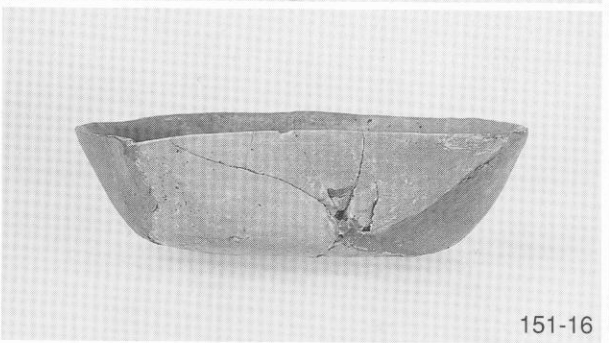

152-5


151-10

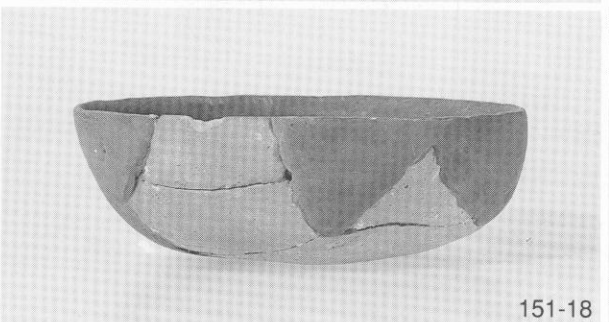

152-8


151-12


152-13

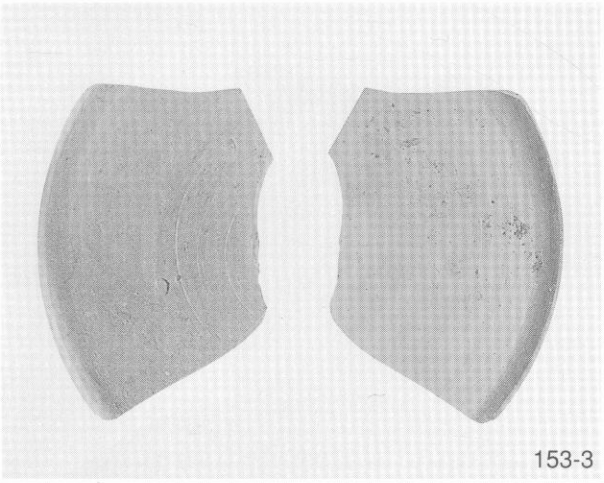

151-16


152-16


151-18

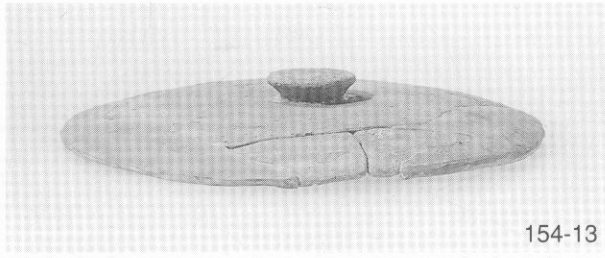

153-2

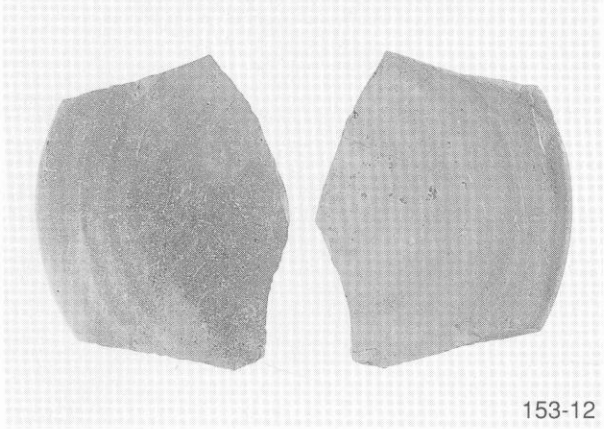
正殿地区出土土器（1）

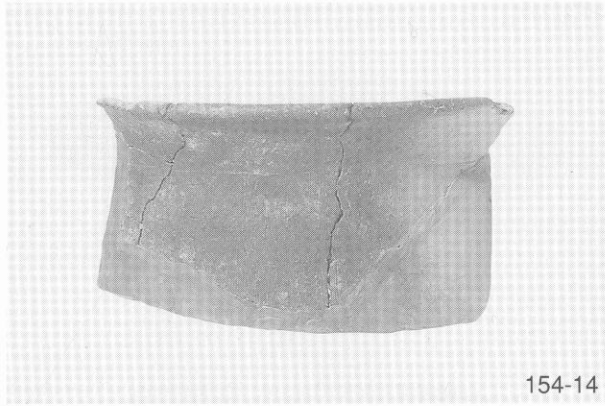

153-3

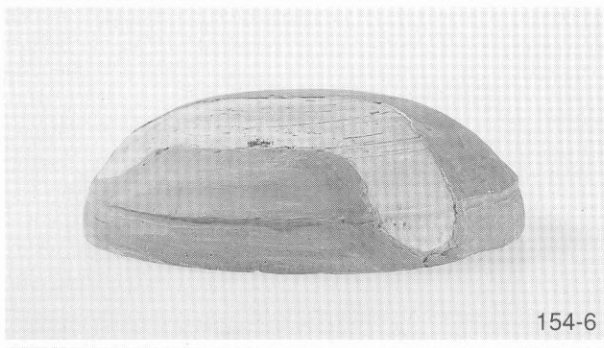

154-12


153-10

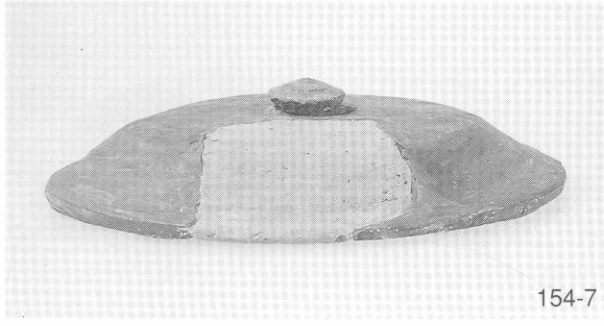

154-13

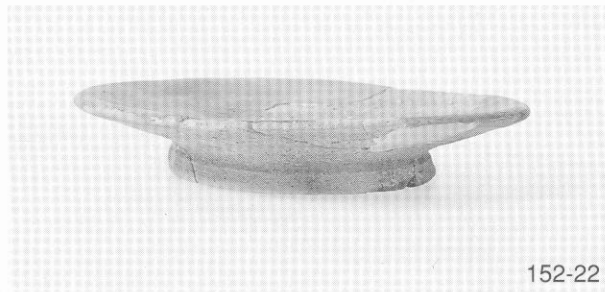

153-12

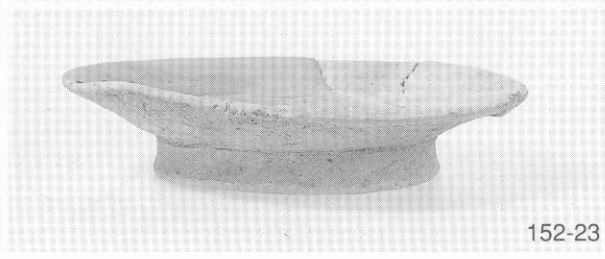

154-14


154-6

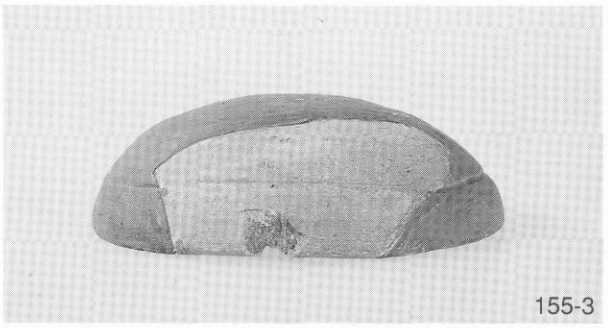

154-17


154-7

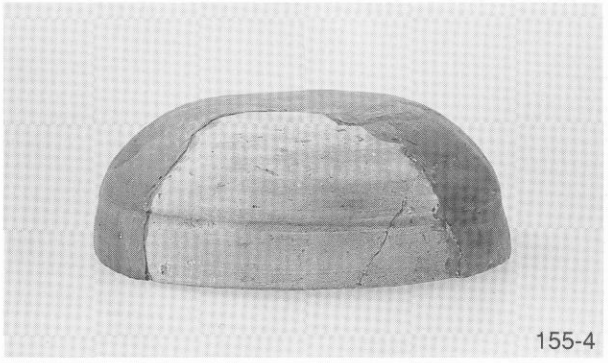

152-22


152-23

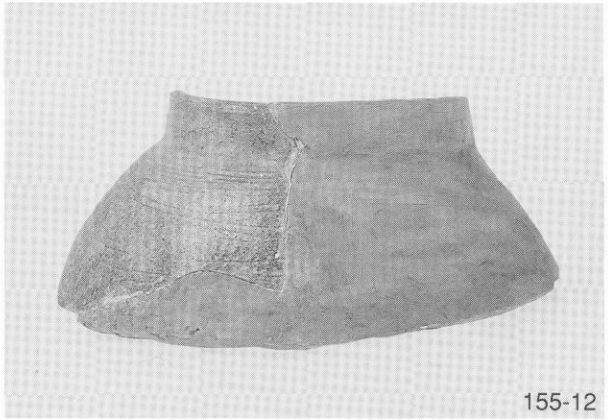
正殿地区出土土器（2）

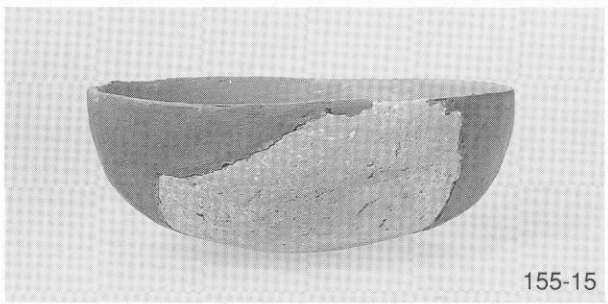

155-3

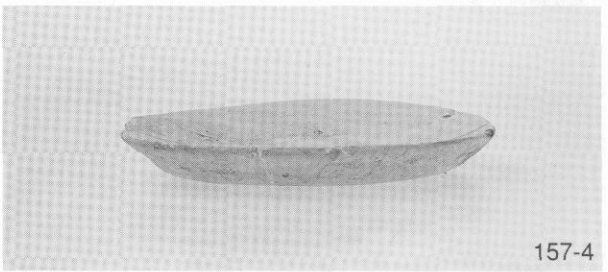

155-25

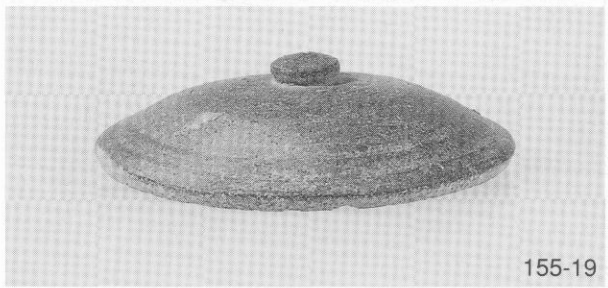

155-4

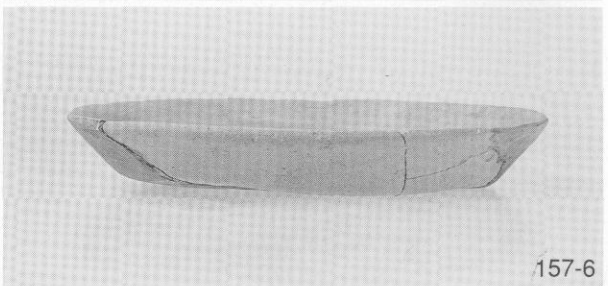

157-1


155-12

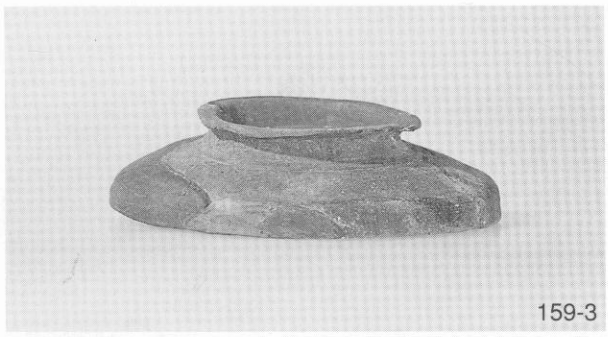

155-15

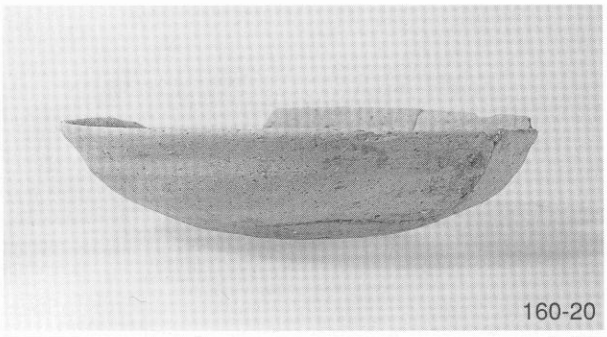

157-4

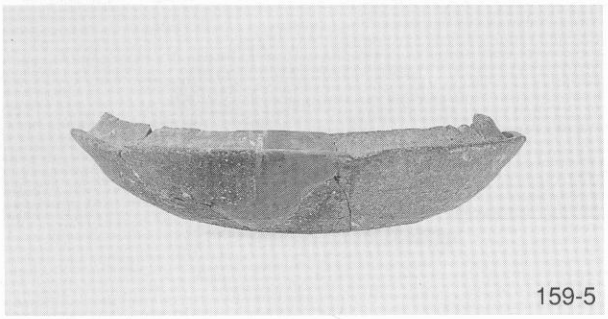

155-19

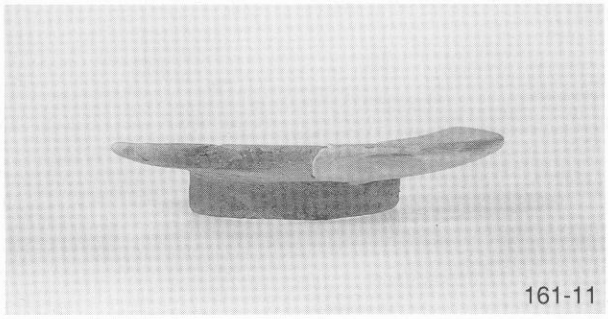

157-6

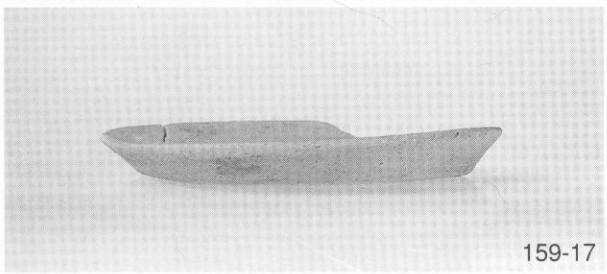
正殿地区出土土器（3）

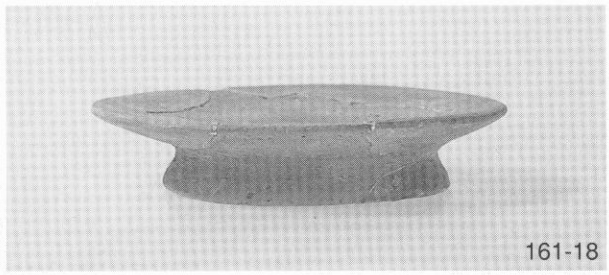

159-3

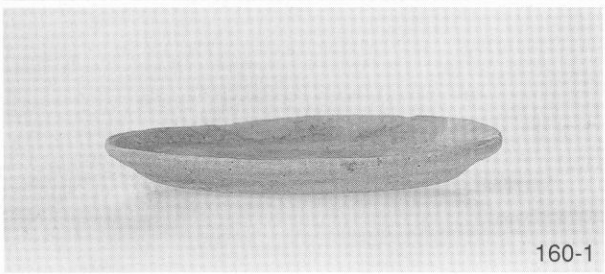

160-20


159-5

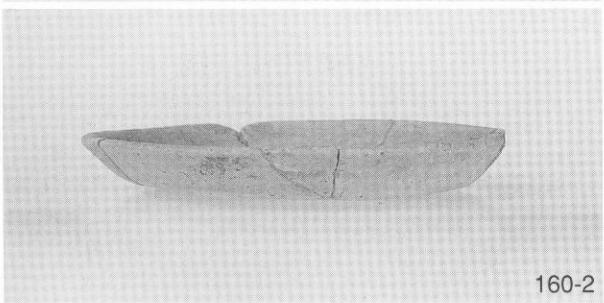

161-11

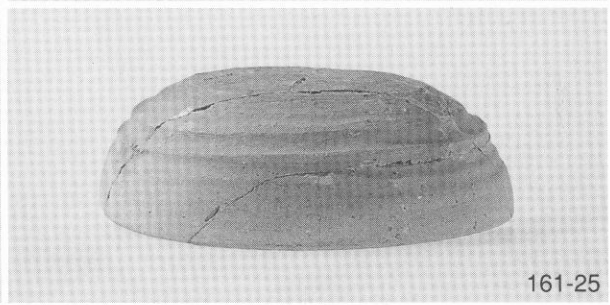

159-17

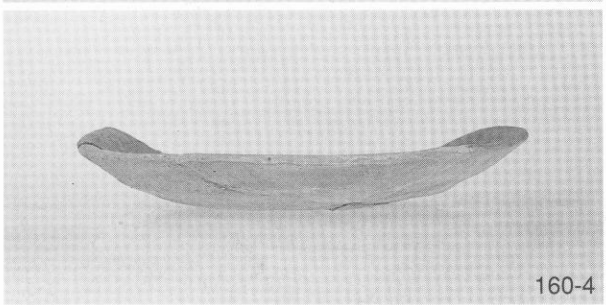

161-18

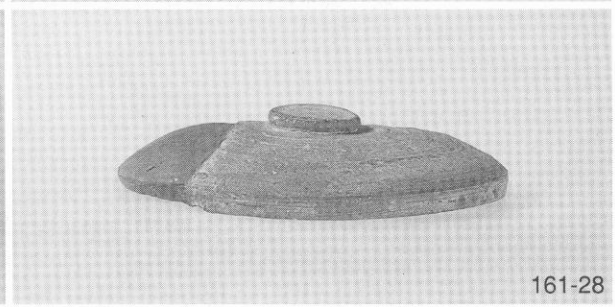

160-1


161-19


160-2

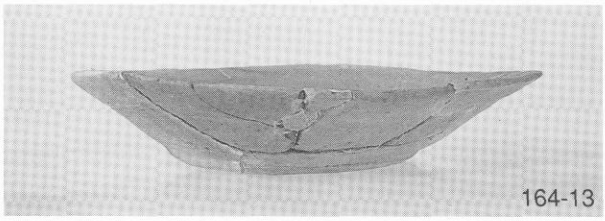

161-25


160-4

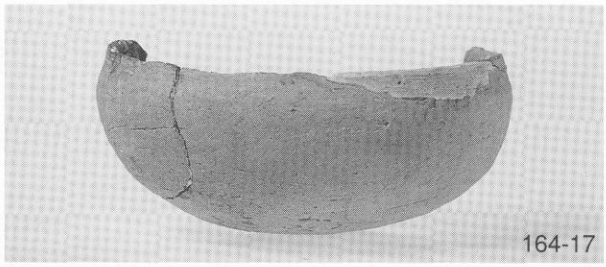

161-28

西脇殿地区出土土器


162-8


164-13

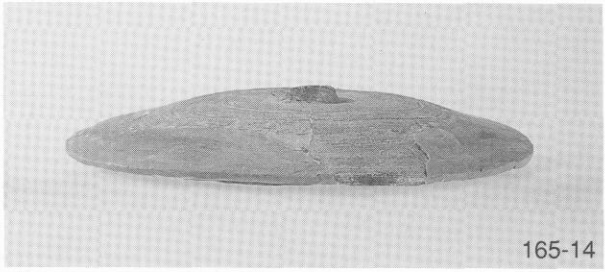

164-14


164-17

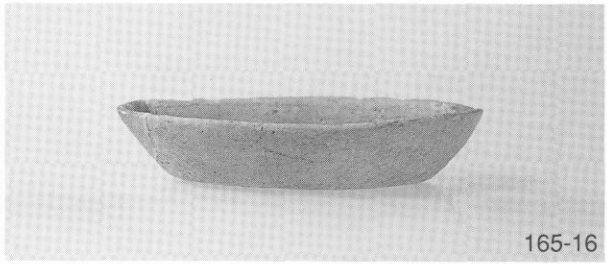

164-18

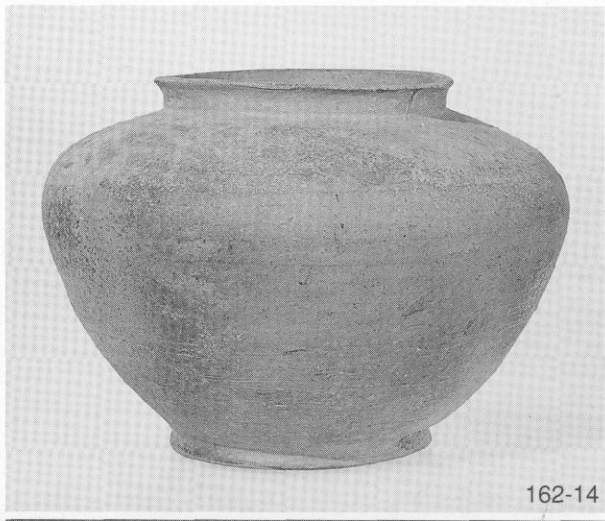

164-19

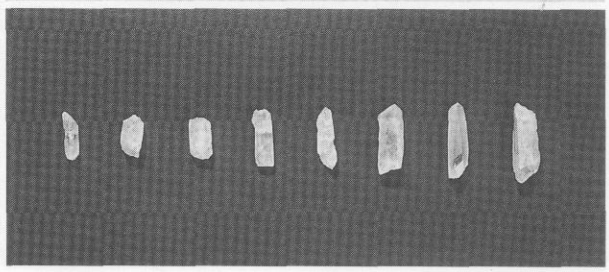

164-20


165-14

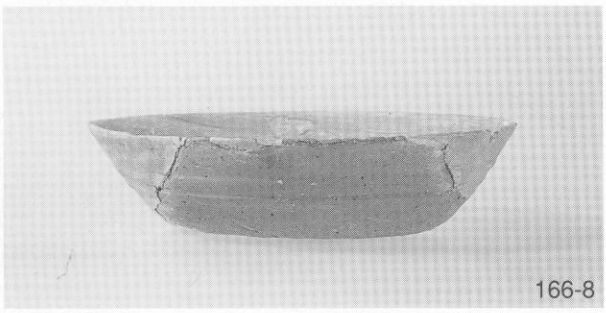

165-15

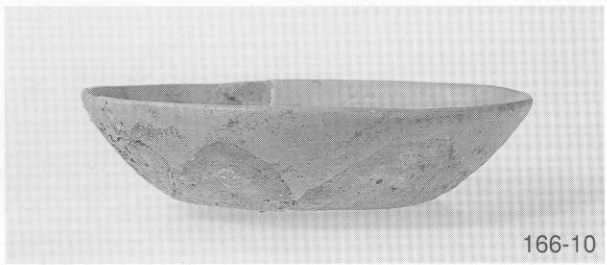

165-16 (1)


162-14 (2)

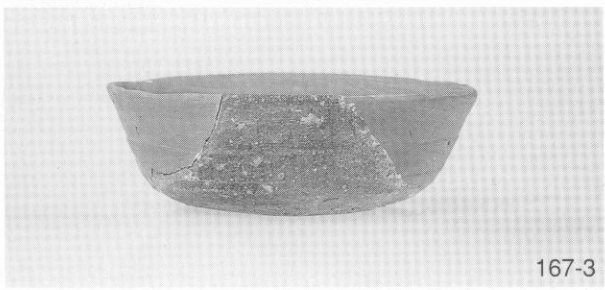


(1) 南門地区出土土器　(2) 南門鎮壇具（短頸壺と内容物）


166-8


166-10

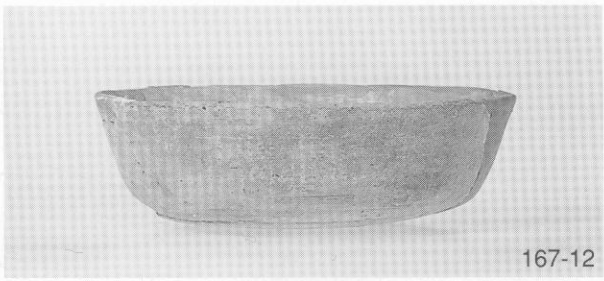

166-20

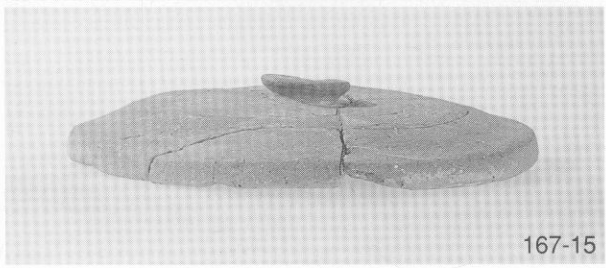

167-3

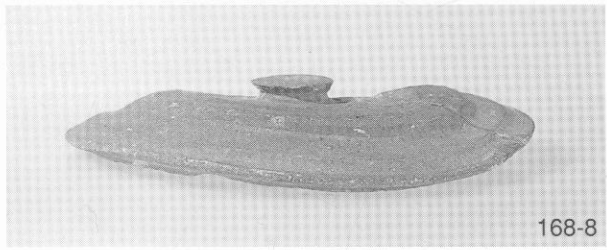
(1)

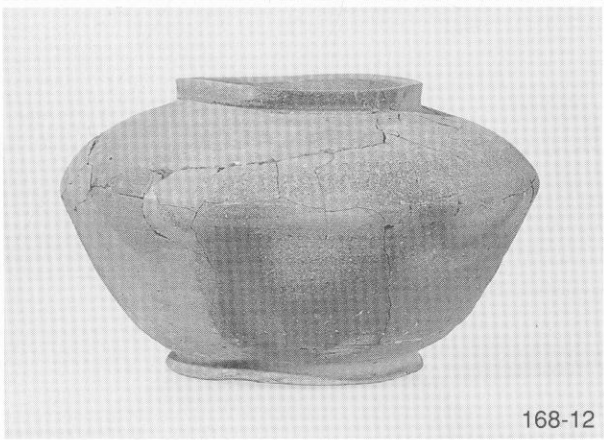

168-11

(2)

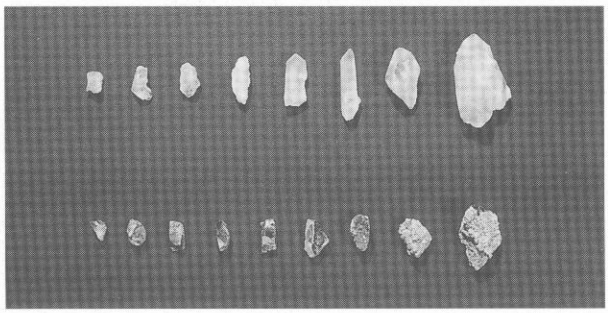

167-12

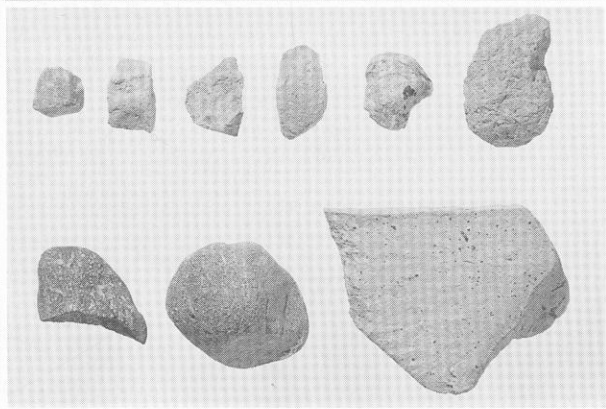

167-15


168-8

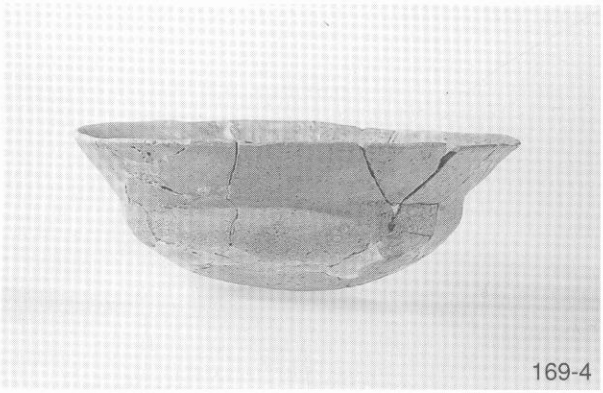

168-12

(3)



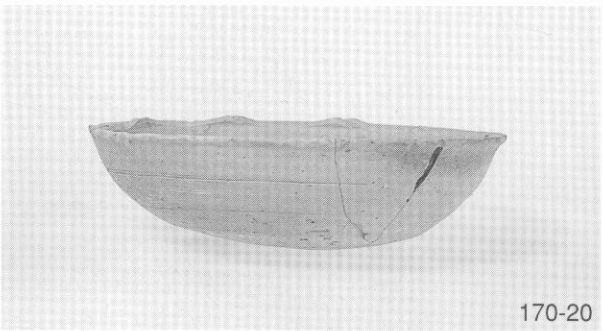


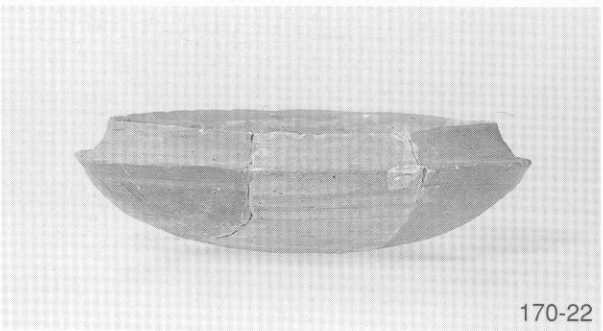
(1) 中門地区出土土器（1）　(2) 中門地鎮具（長頸壺）　(3) 中門鎮壇具（短頸壺と内容物）

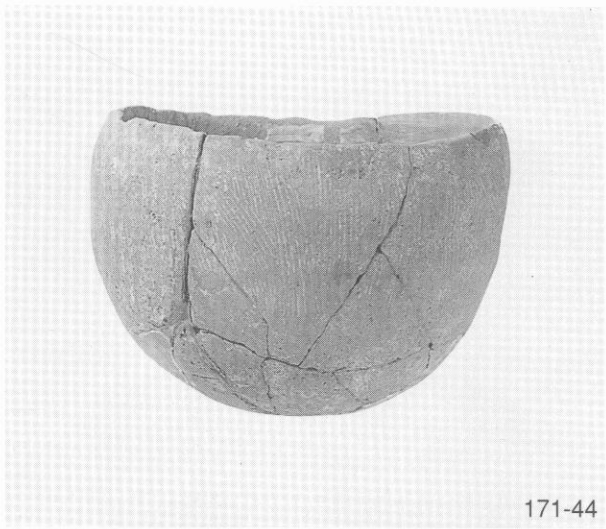

169-4

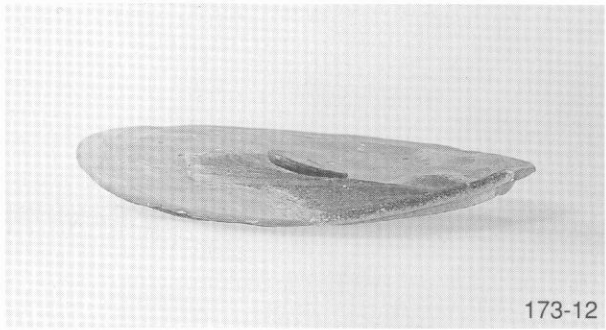

169-5

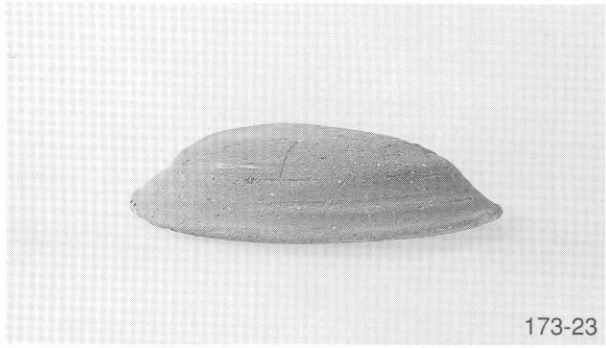

170-2

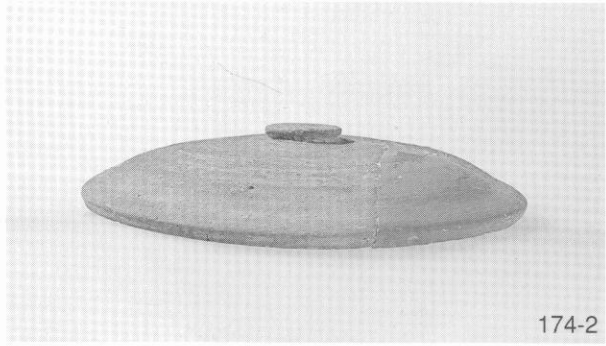

170-20


170-22


171-44

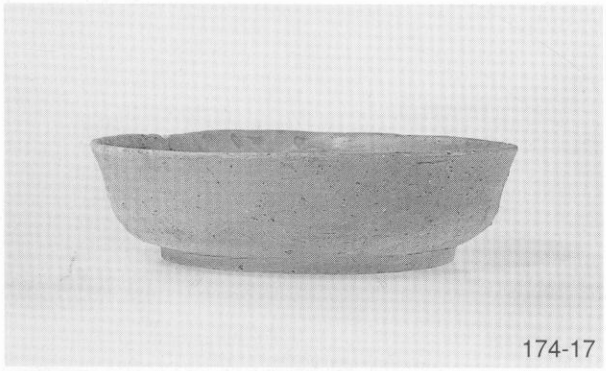

173-12


173-23


174-2


174-16

中門地区出土土器（2）


174-17

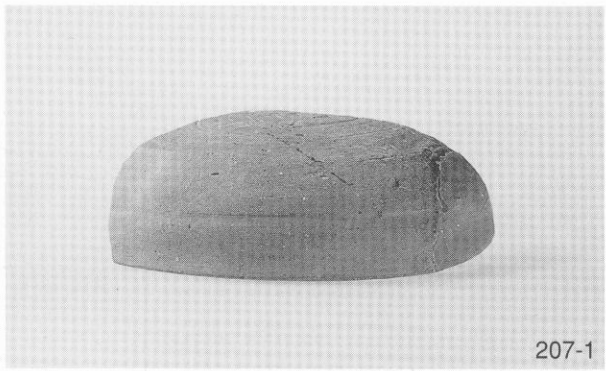

174-18

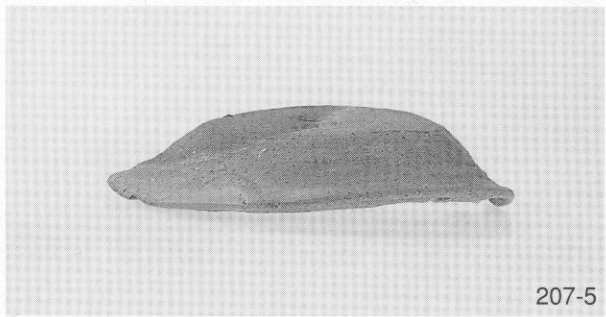

174-19

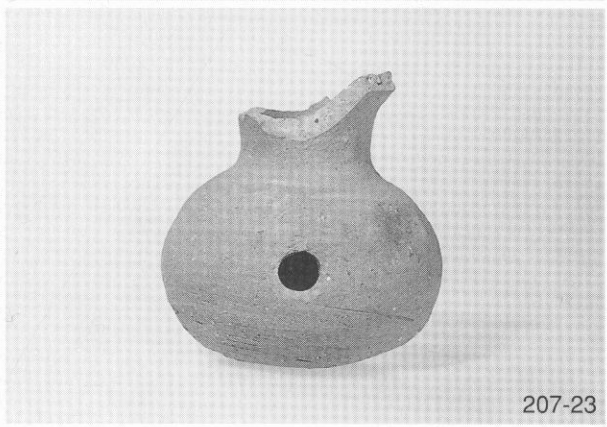

174-23

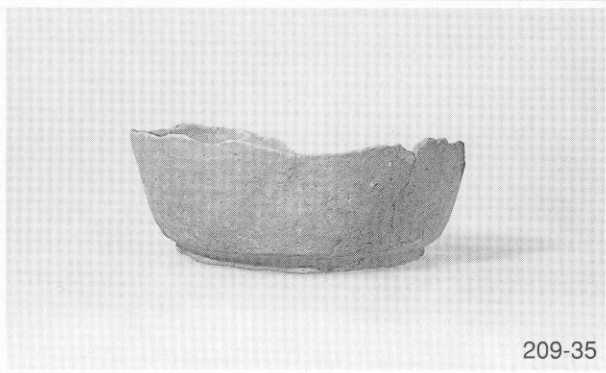

174-29

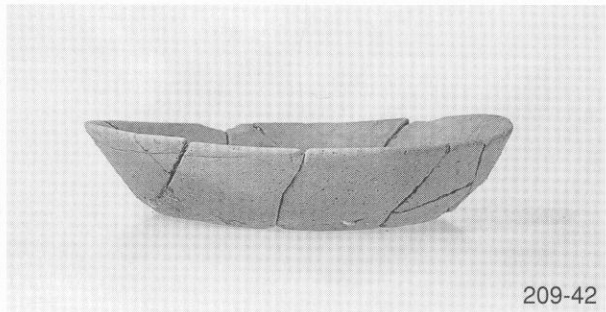
中門地区出土土器（3）


207-1

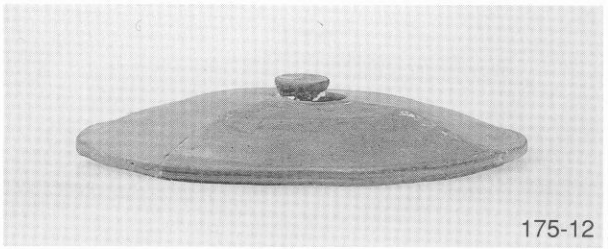

207-5


207-23


209-35


209-42

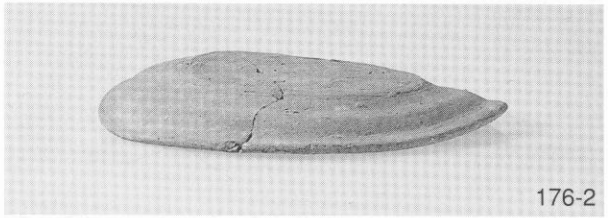
（2）外湟地区出土土器


175-12

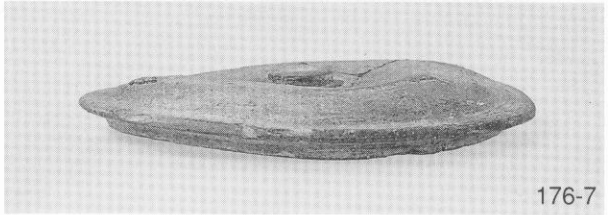

175-13


175-14

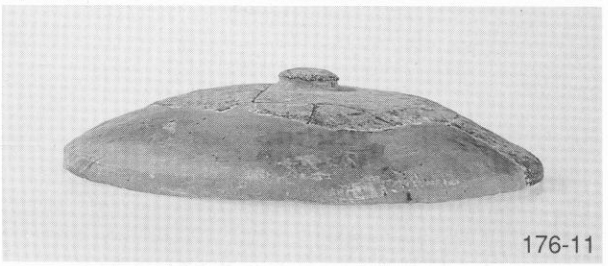

175-23

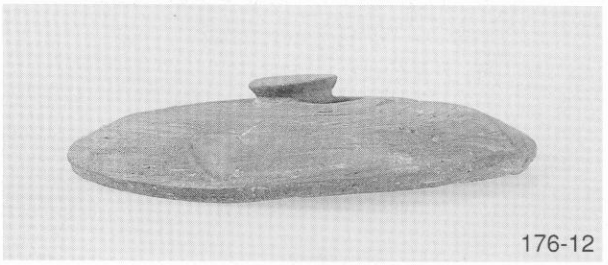

176-2

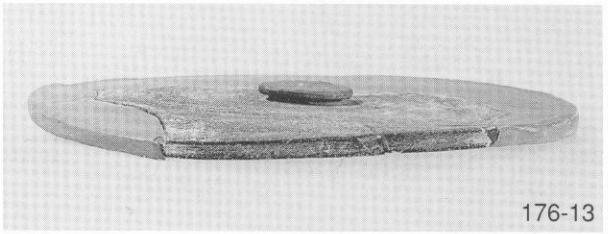

176-5


176-7


176-9

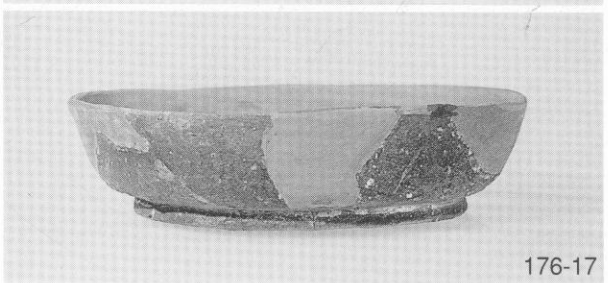

176-11


176-12

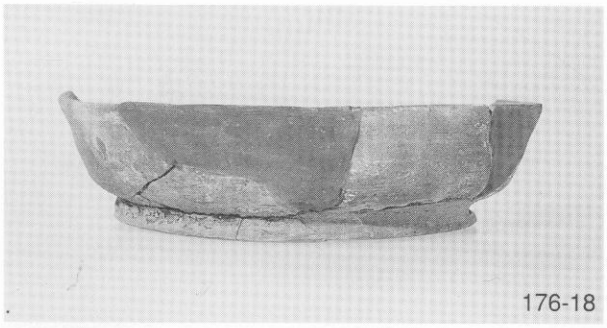

176-13


176-14

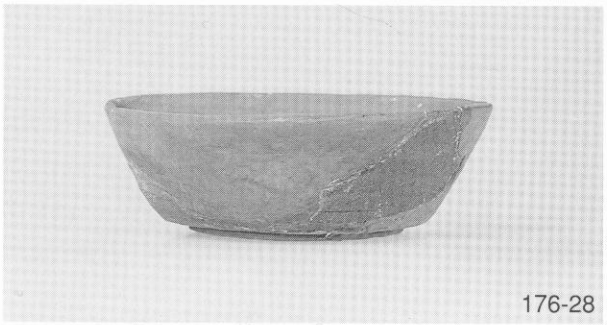

176-15

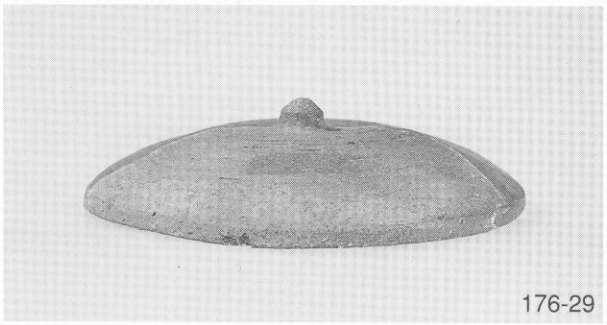

176-17

北門地区出土土器（1）

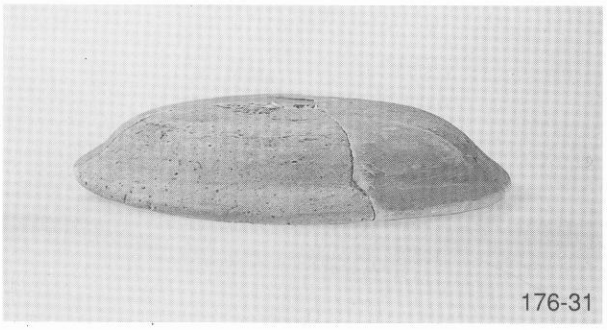

176-18

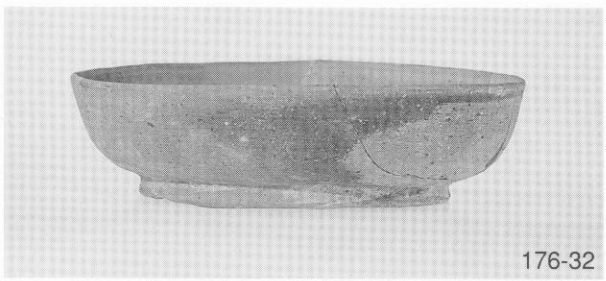

176-21

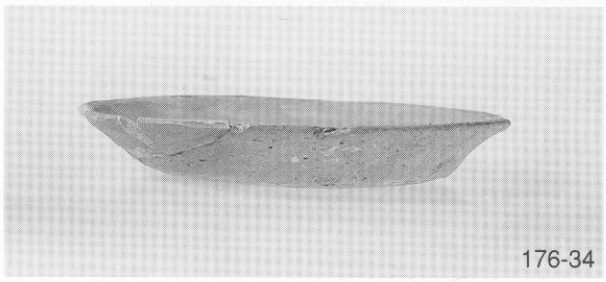

176-28


176-29


176-30


176-31

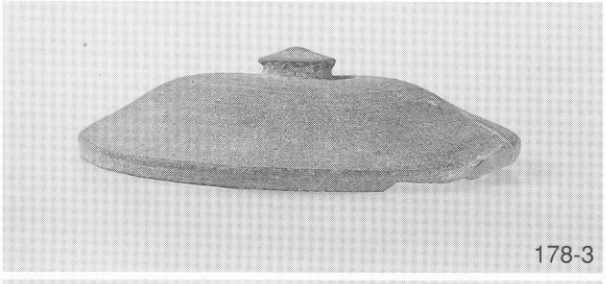

176-32


176-34


176-37

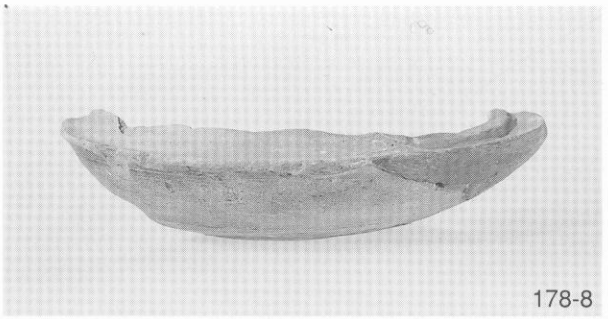

178-1

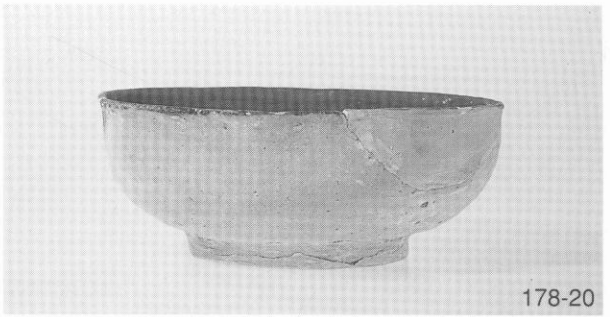

178-2

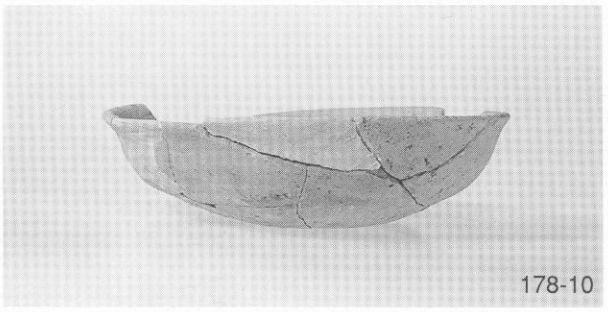

178-3

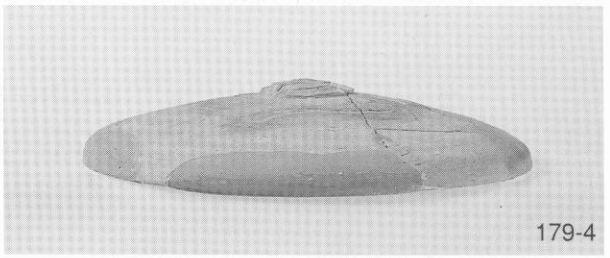

178-4

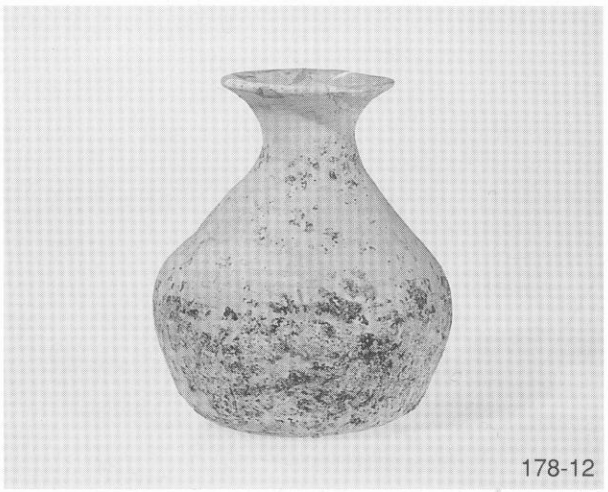
北門地区出土土器（2）


178-8

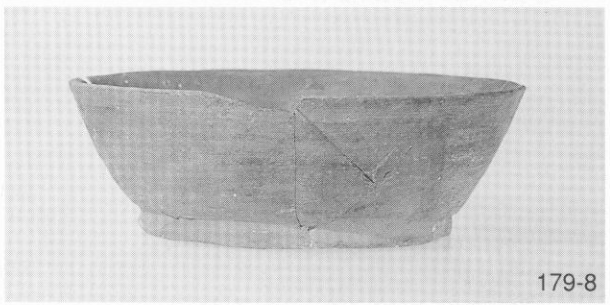

178-20

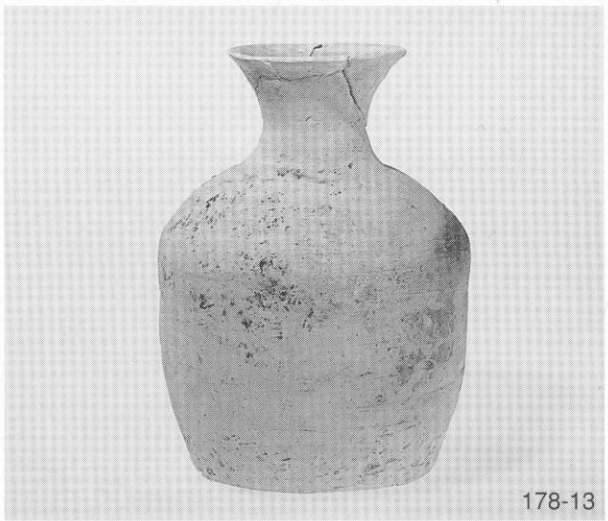

178-10


179-4

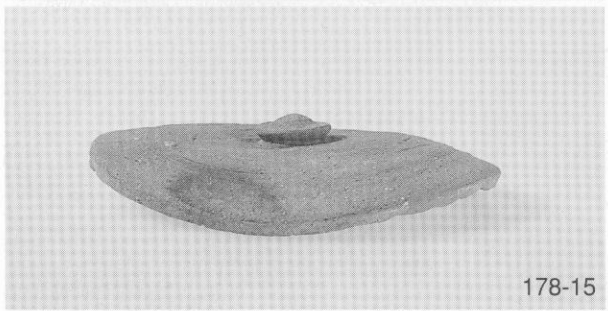

178-12

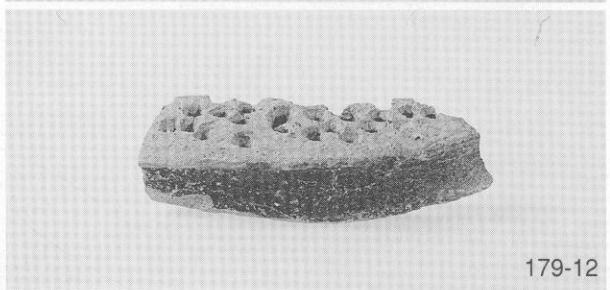

179-7


179-8

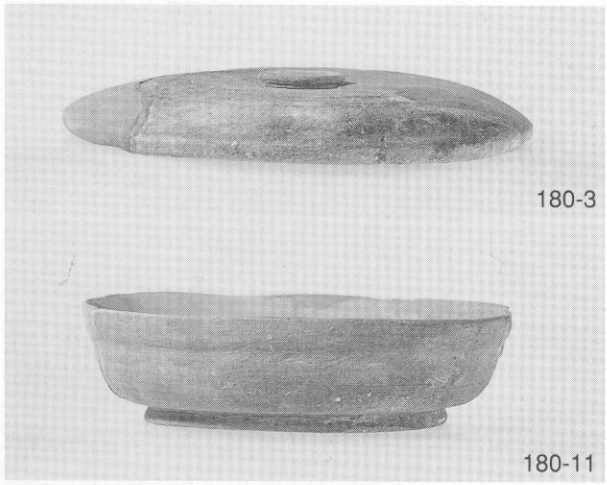

178-13


179-11

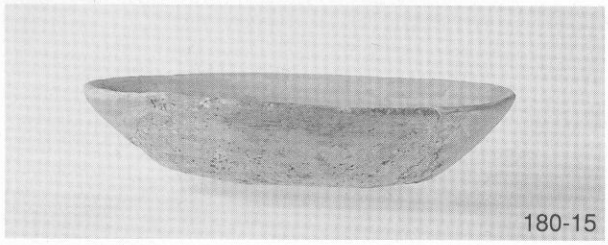

178-15

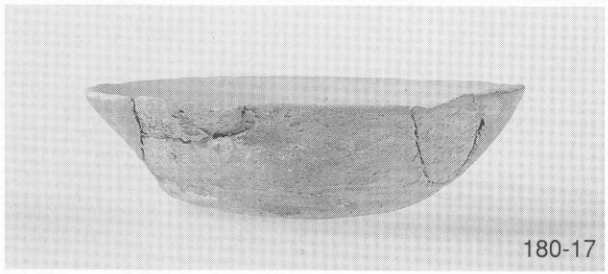

179-12

北門地区出土土器（3）

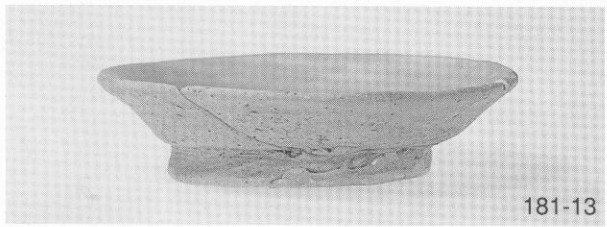

180-3

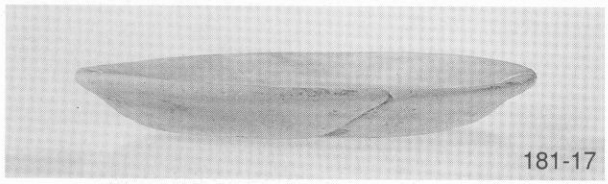
180-11

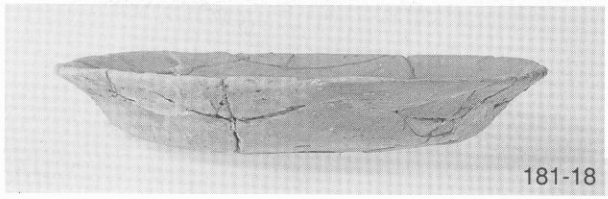

180-15

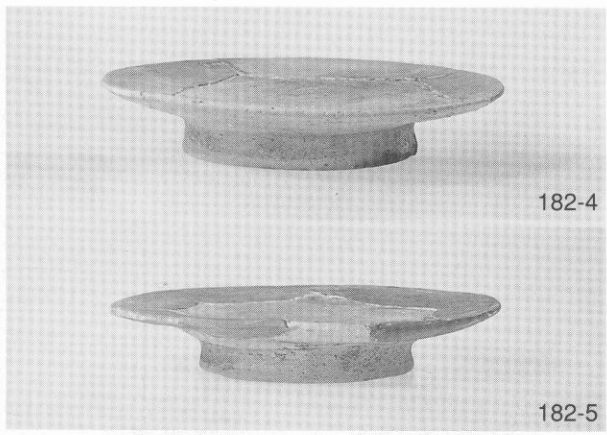

180-17


181-8

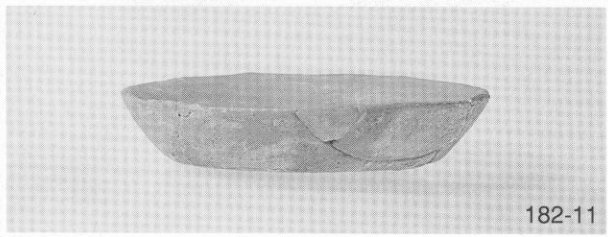

181-13

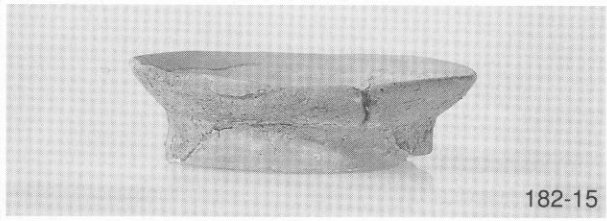

181-17

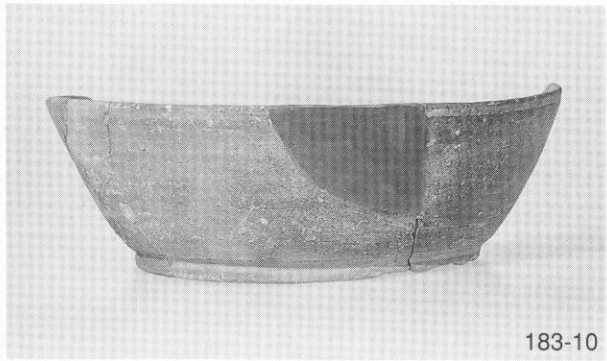

181-18

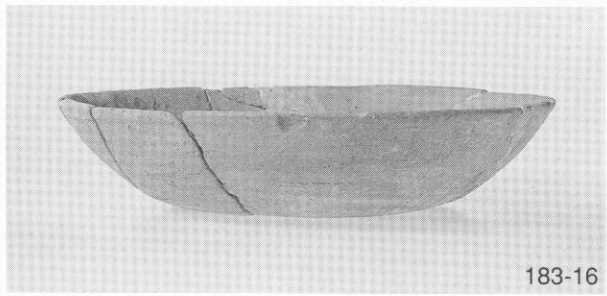

182-4

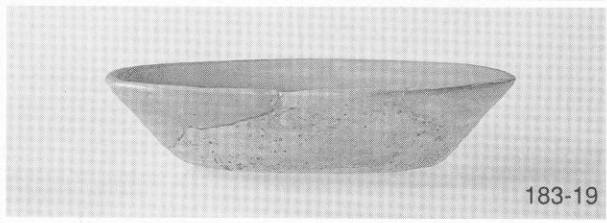
182-5

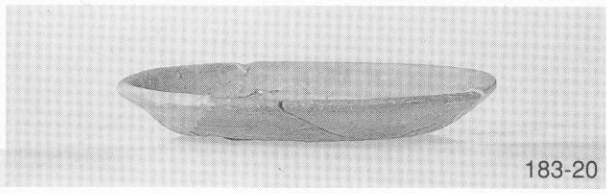

182-11


182-15

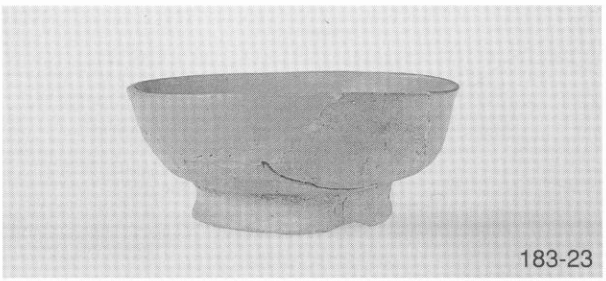

183-10

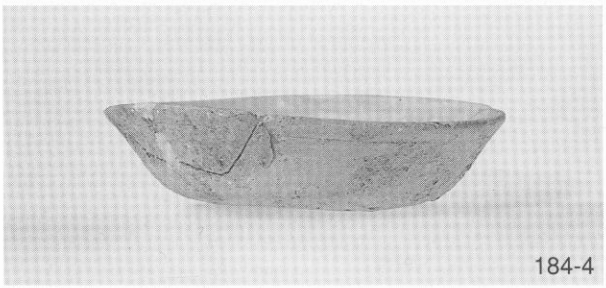

183-16


183-19

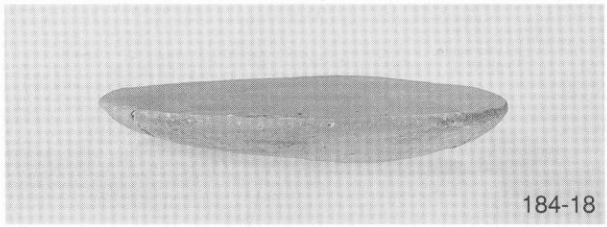

183-20

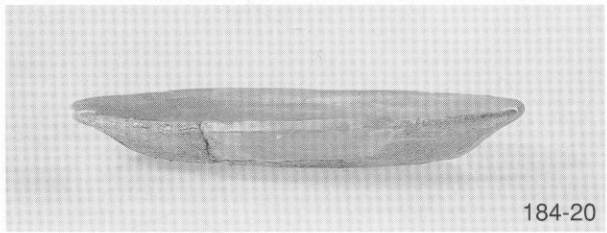
回廊西南隅地区出土土器（1）

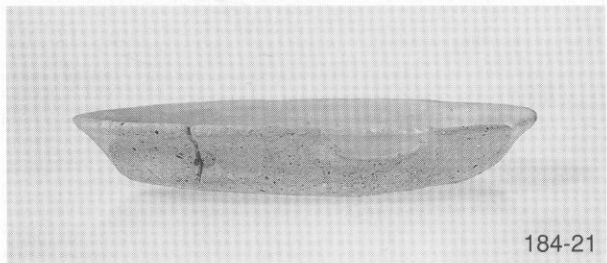

183-23

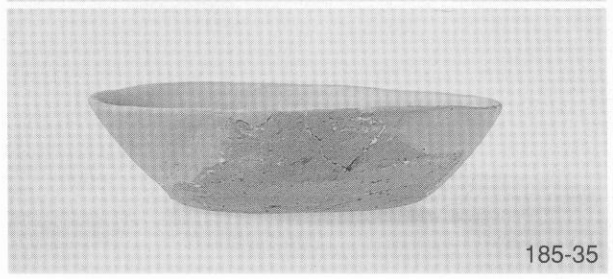

184-4

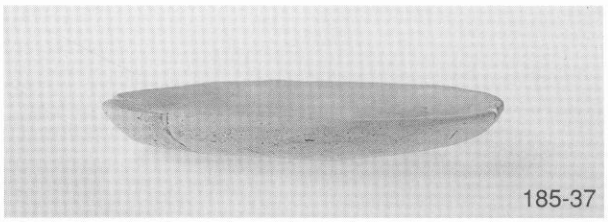

184-5

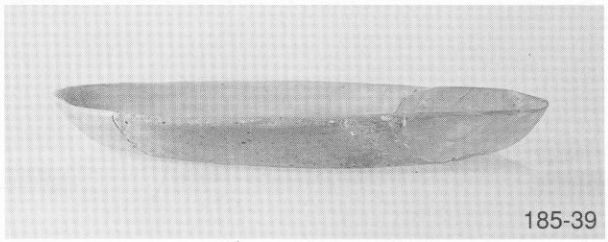

184-18


184-20


184-21

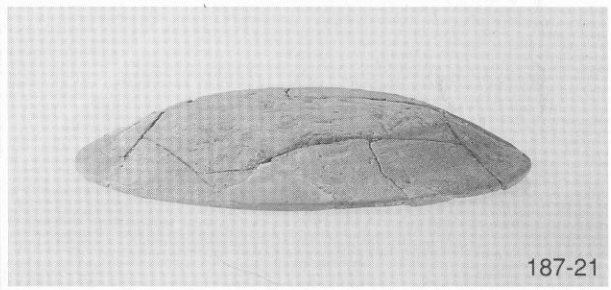

185-35

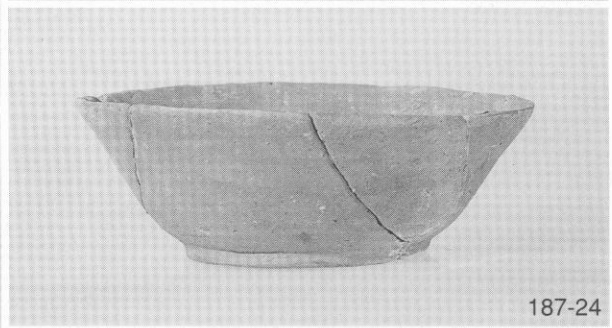

185-37


185-39


186-9

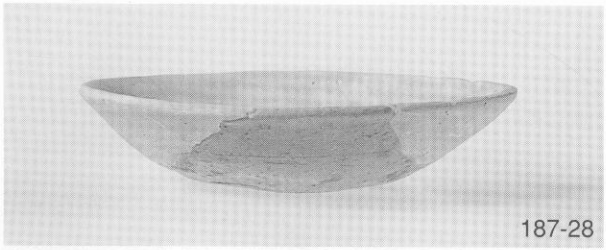

186-12

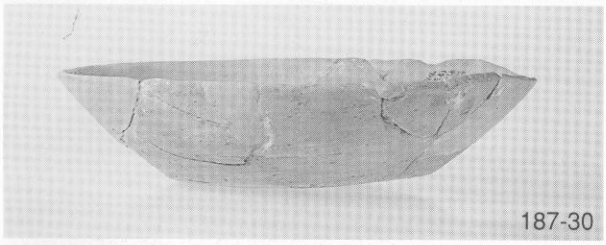

187-21


187-24


187-26

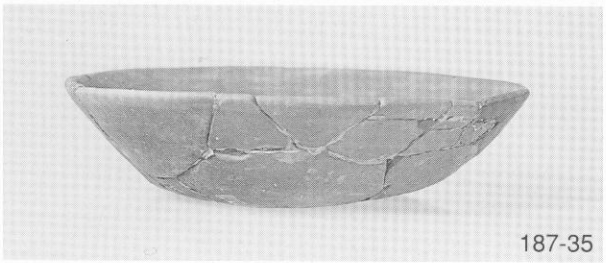
回廊西南隅地区出土土器（2）

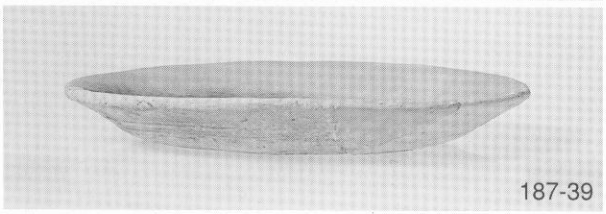

187-28

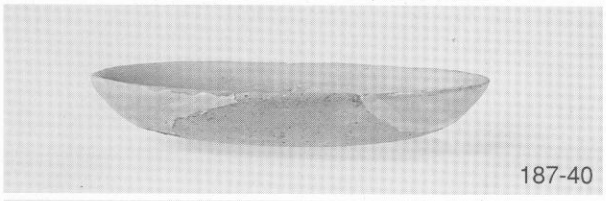

187-30

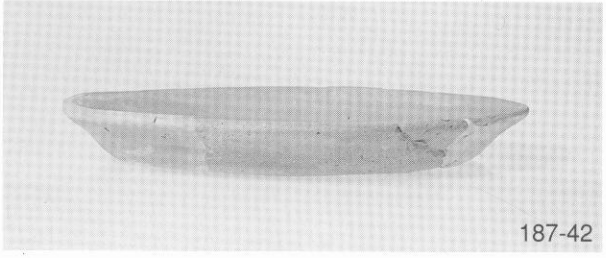

187-32

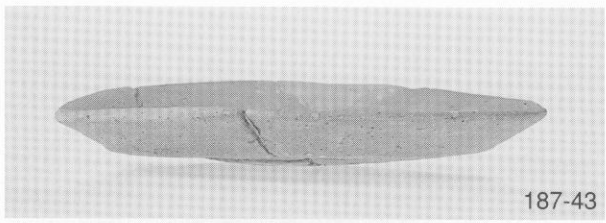

187-34

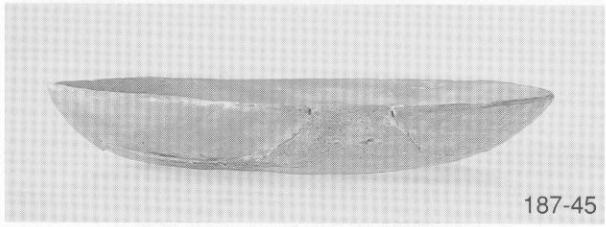

187-35

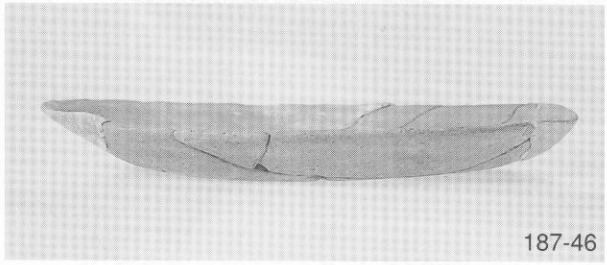

187-39

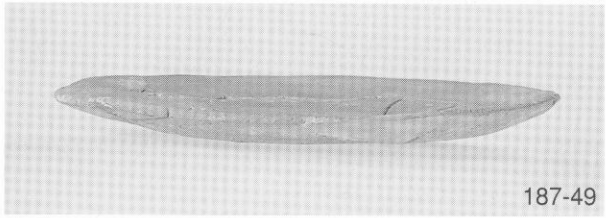

187-40

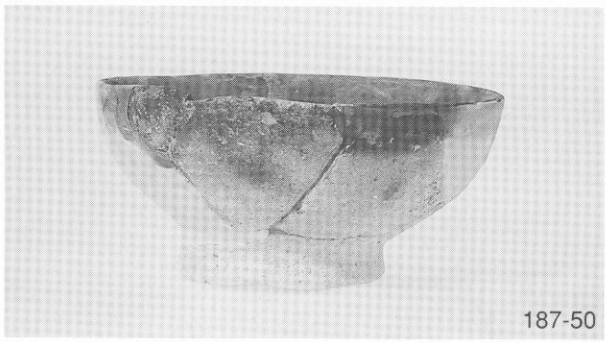

187-42

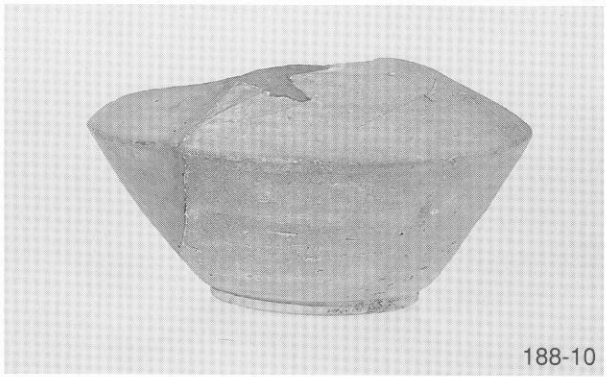

187-43

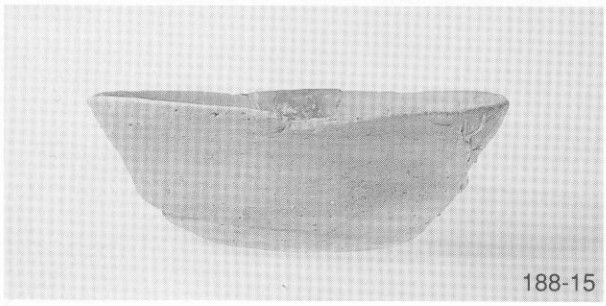

187-45


187-46

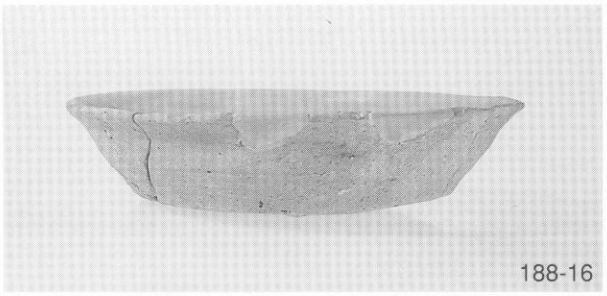

187-49

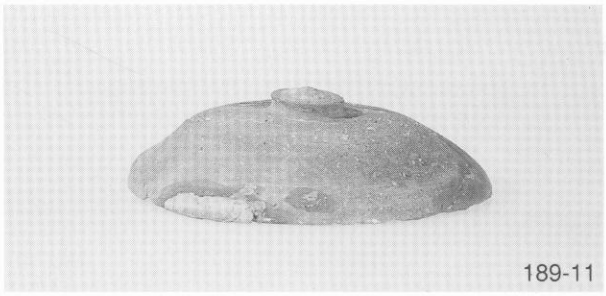

187-50

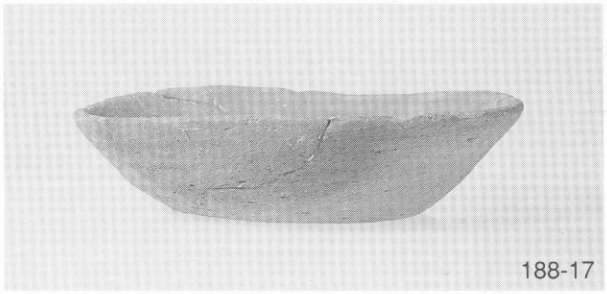

188-10


188-15

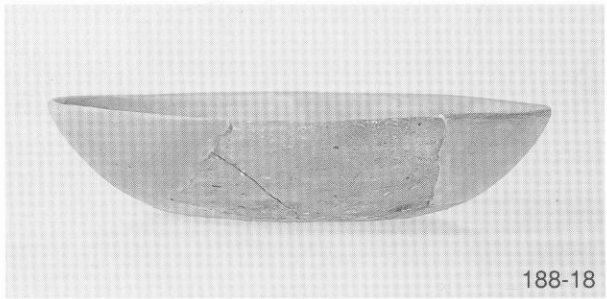
回廊西南隅地区出土土器（3）


188-16

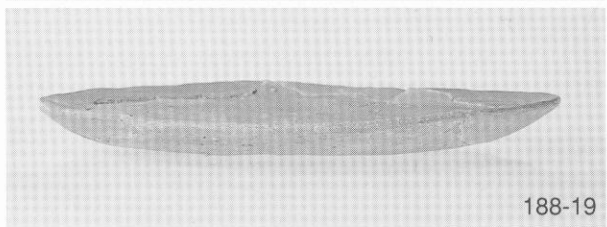

189-11

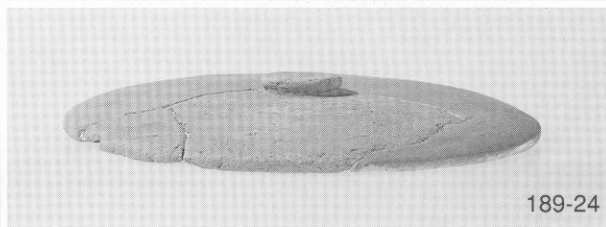

188-17

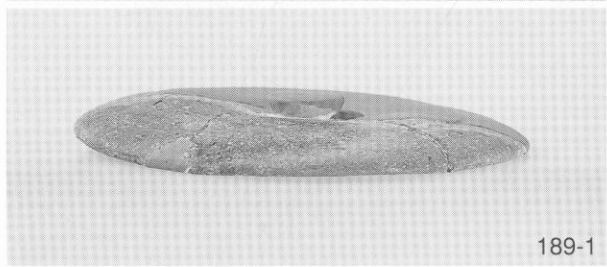

189-15

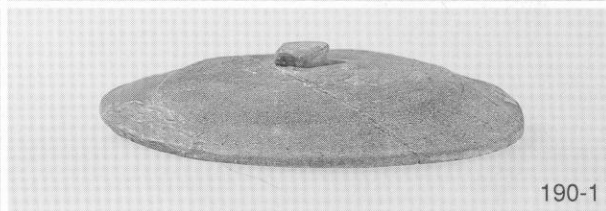

188-18

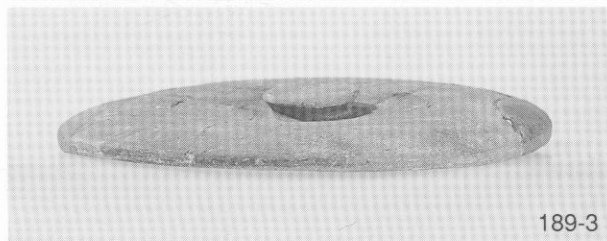

189-18


188-19

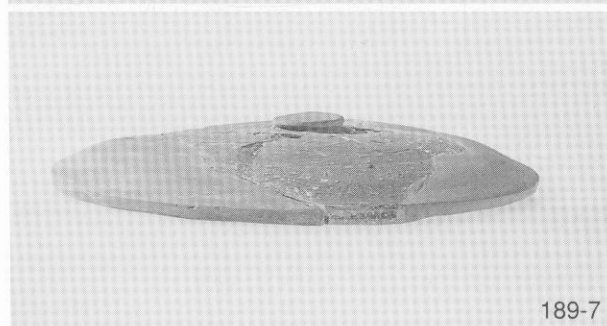

189-24


189-1


190-1


189-3

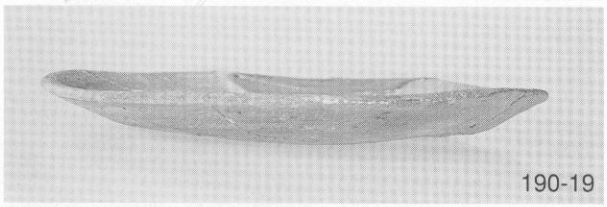

190-10

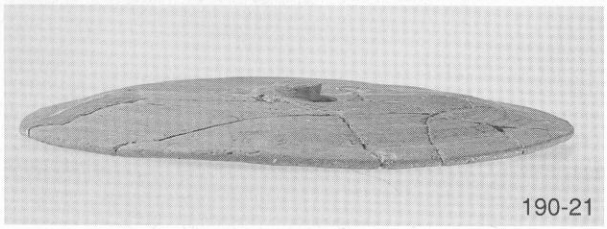

189-7


190-11

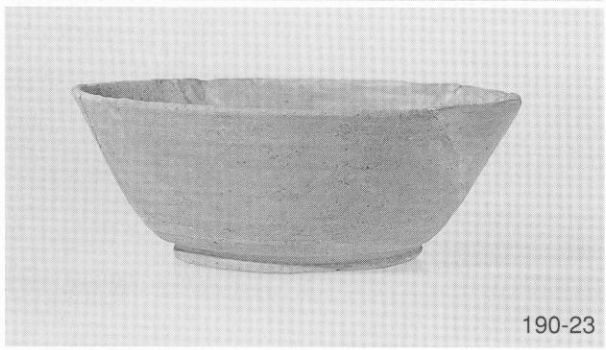
回廊西南隅地区出土土器（4）

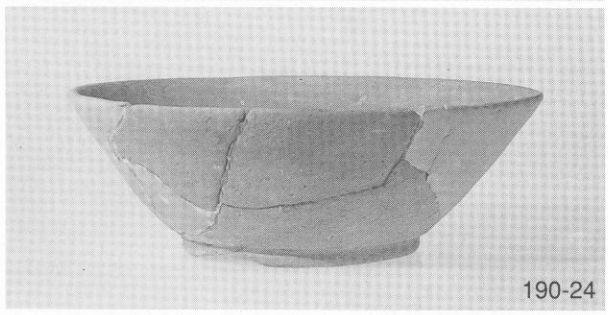

190-15

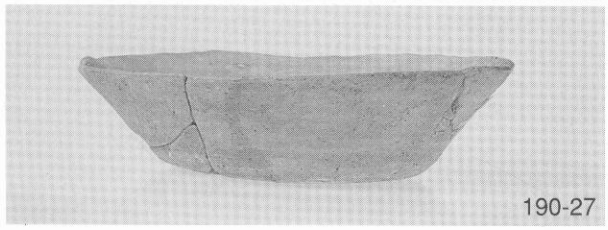

190-19

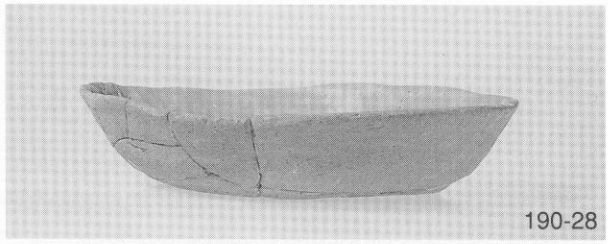

190-21

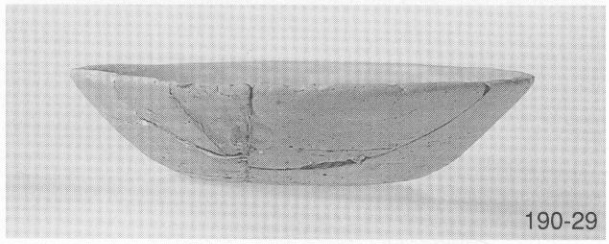

190-22

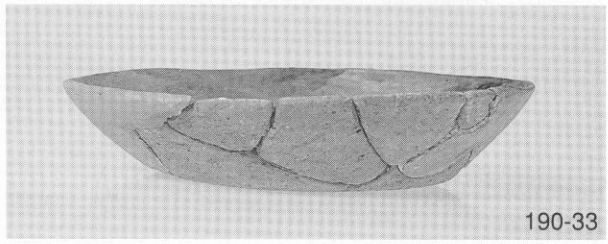

190-23

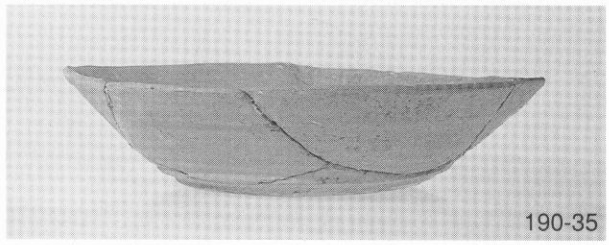

190-24

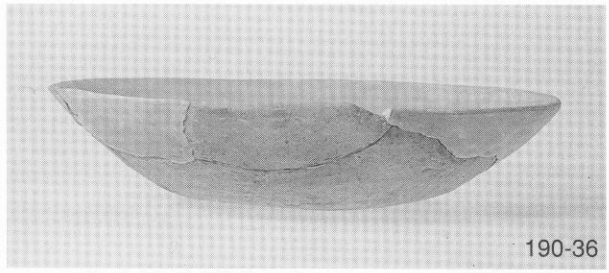

190-27

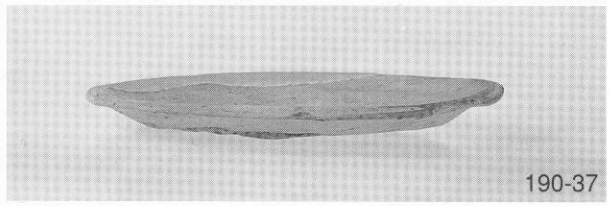

190-28

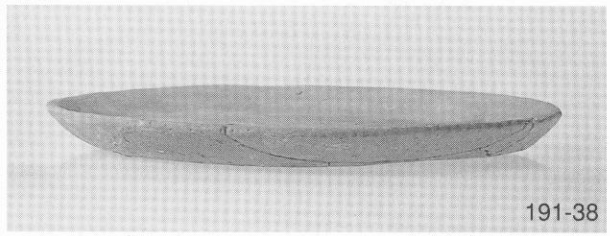

190-29

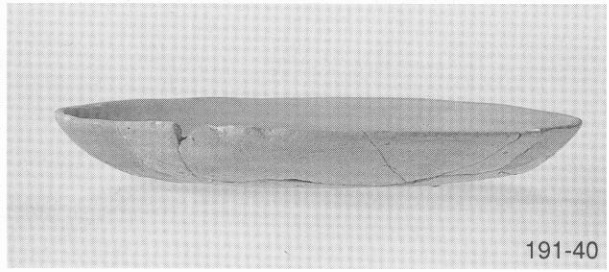

190-33


190-35

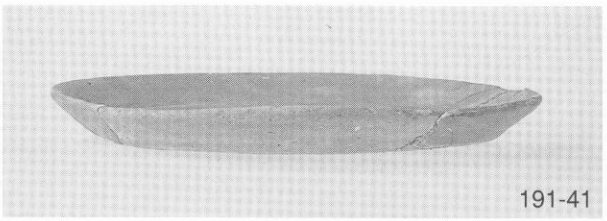

190-36

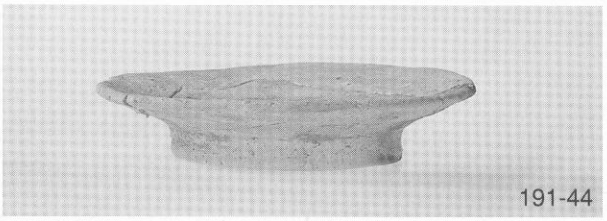

190-37

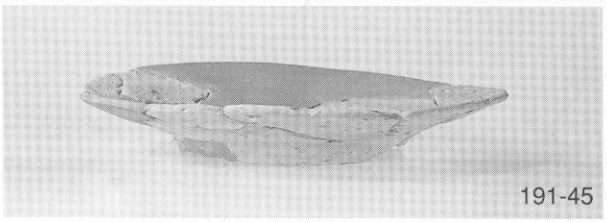

191-38

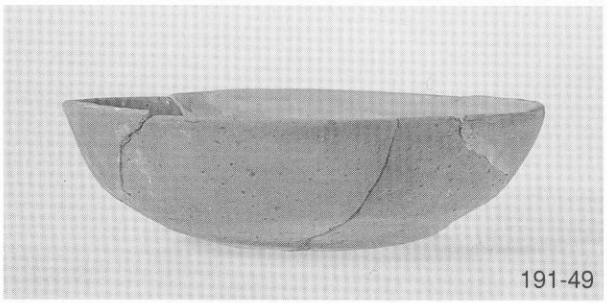

191-40

回廊西南隅地区出土土器（5）

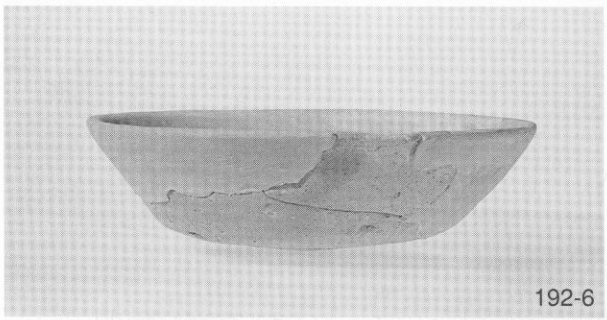

191-41

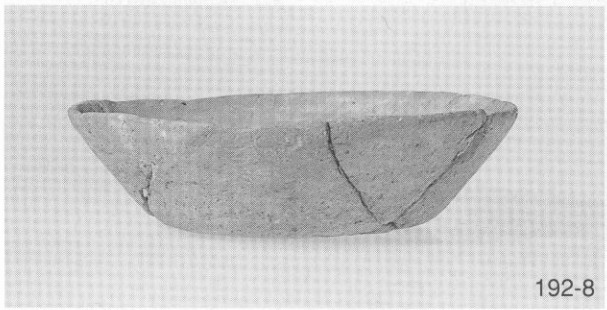

191-44

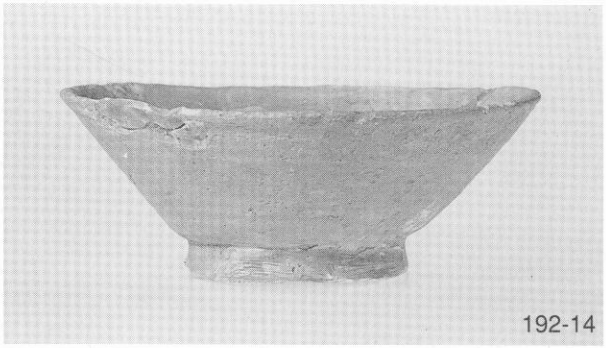

191-45

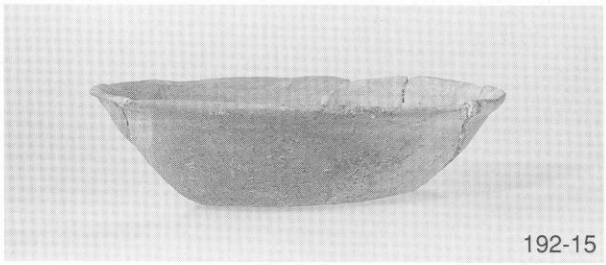

191-49


192-5

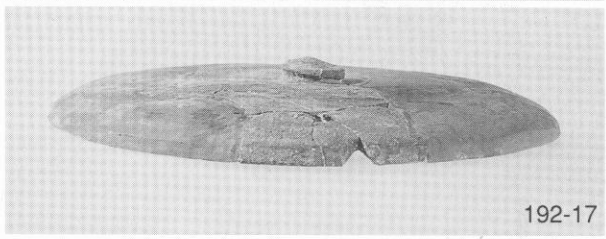

192-6


192-8

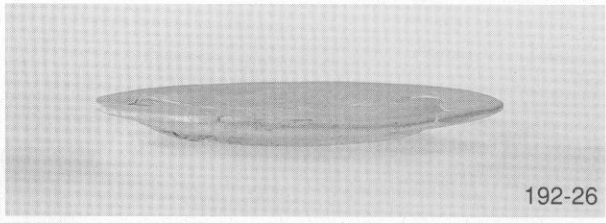

192-14

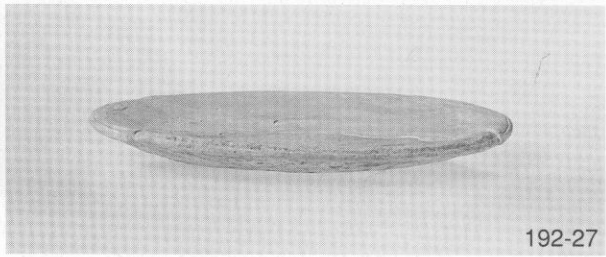

192-15


192-16

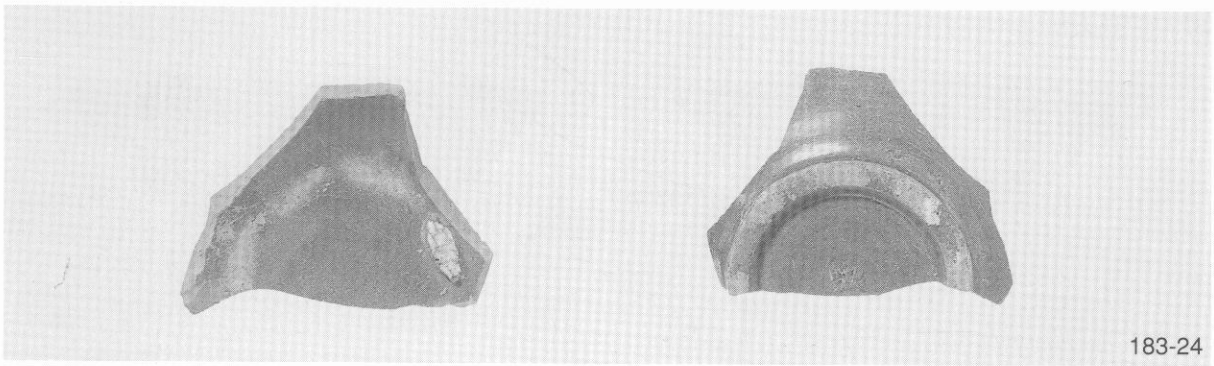

192-17


192-25

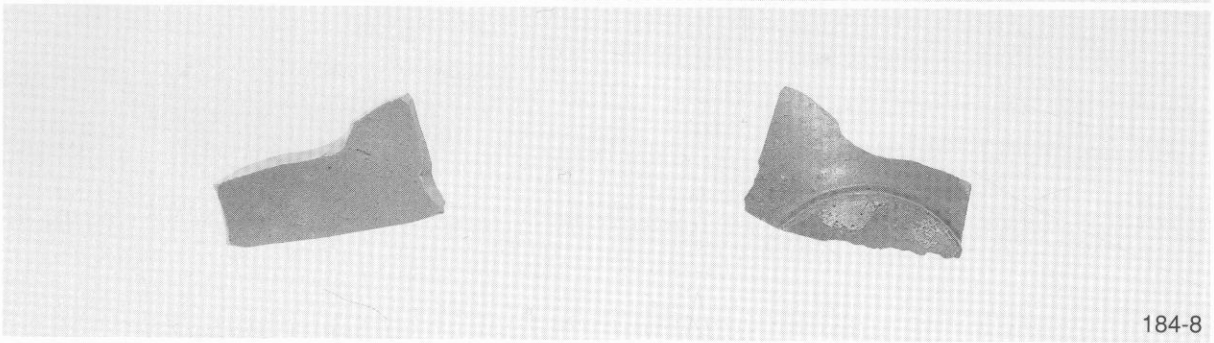

192-26


192-27

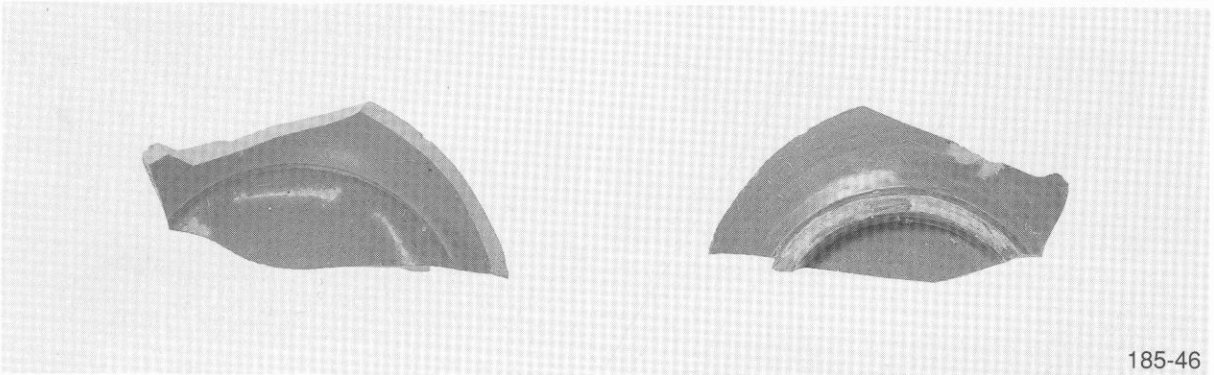
回廊西南隅地区出土土器（6）



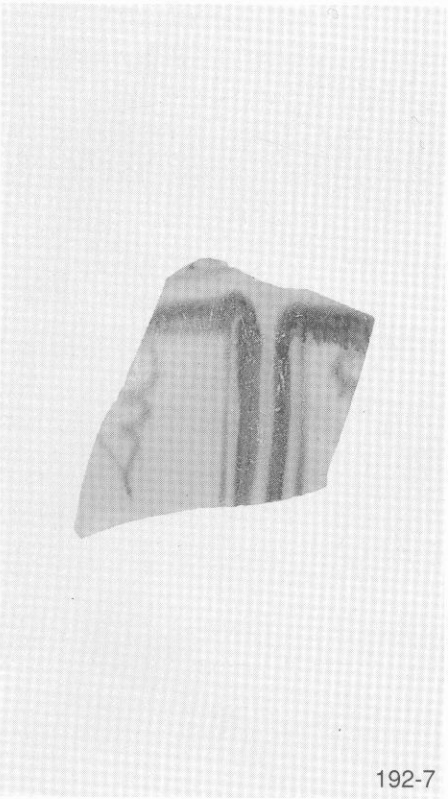
183-24



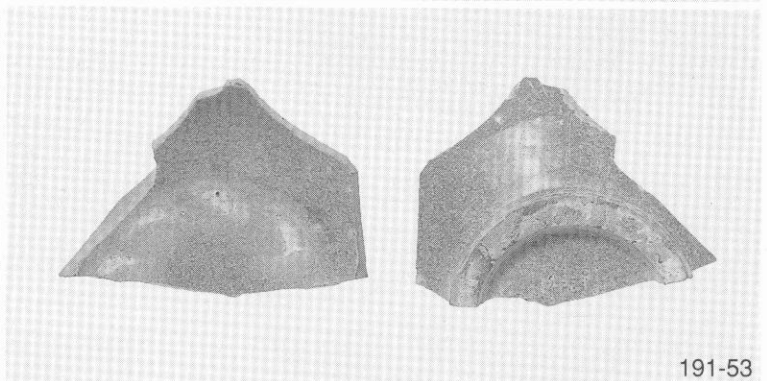
184-8



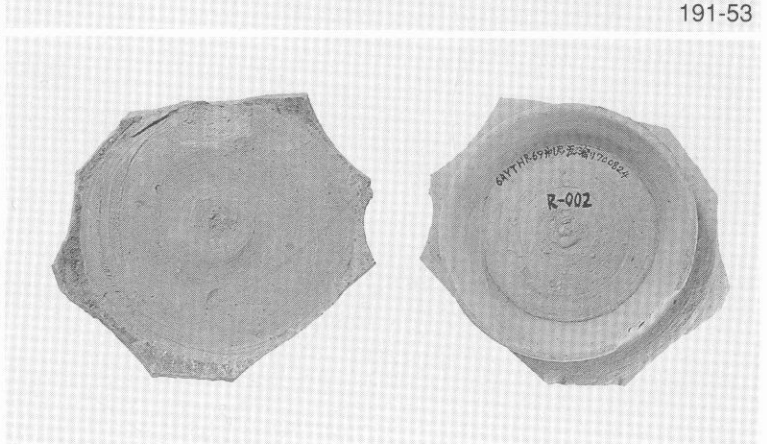
185-46



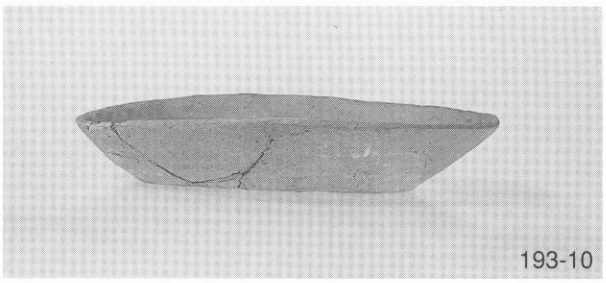
192-7



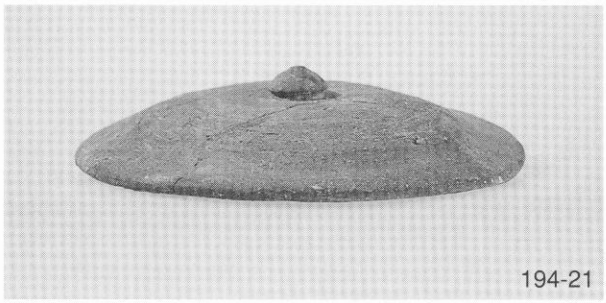
191-53

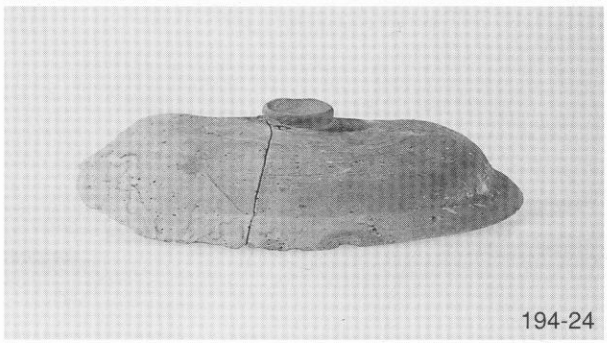


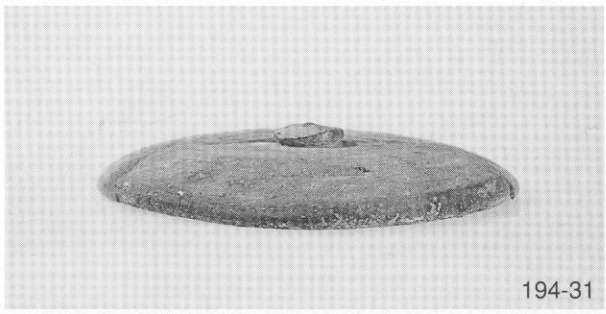
回廊西南隅地区出土陶磁器


193-10


193-16

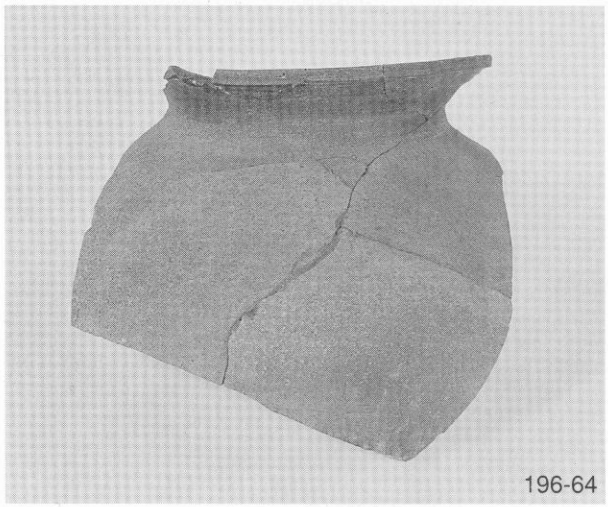

194-21

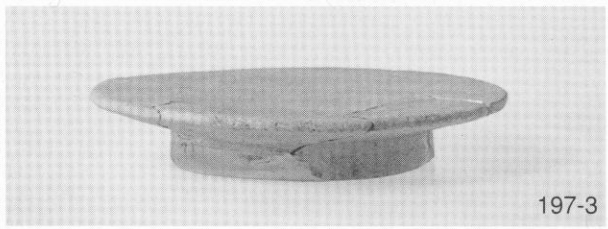

194-24

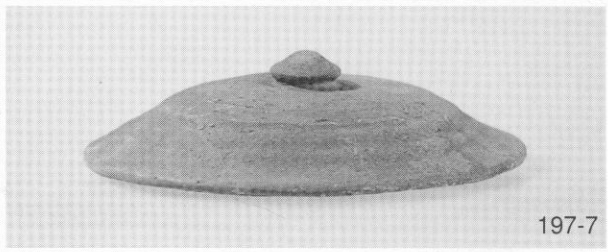

194-31

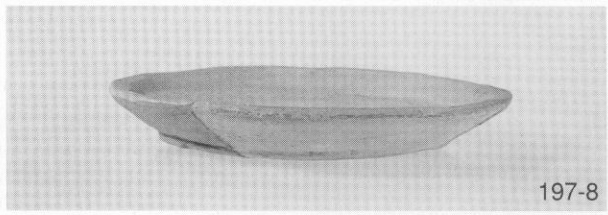

195-48

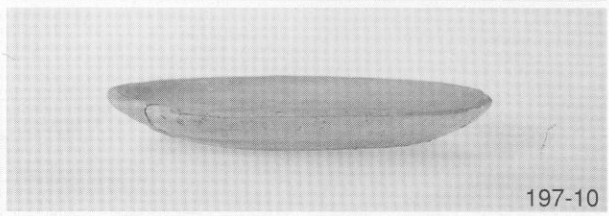

195-57

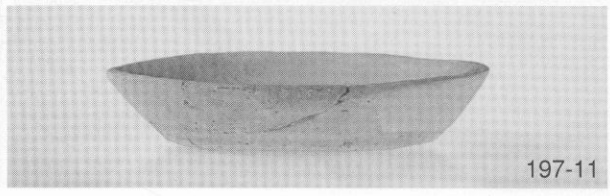

196-64


197-3

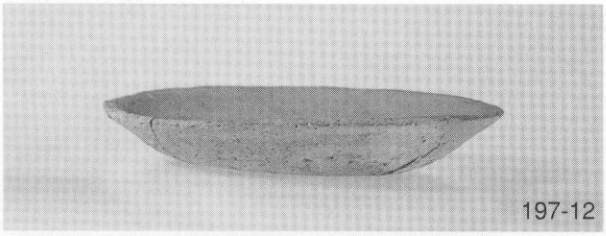

197-7

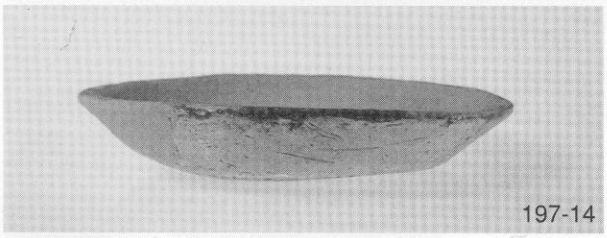

197-8

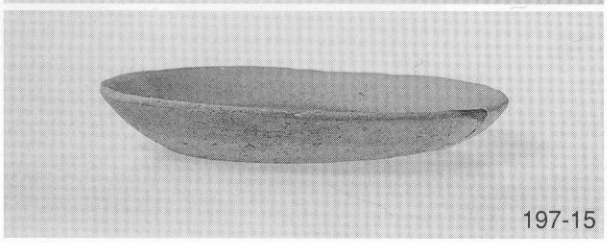

197-10

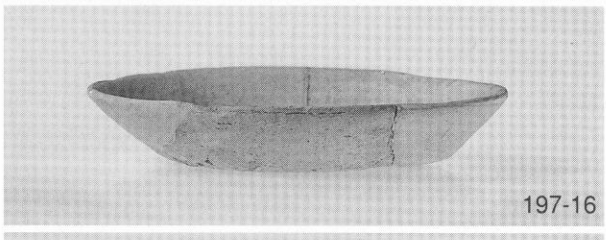

197-11

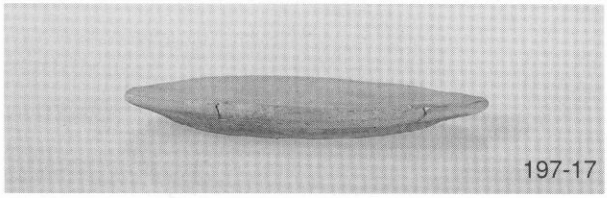
回廊東北隅地区出土土器（1）

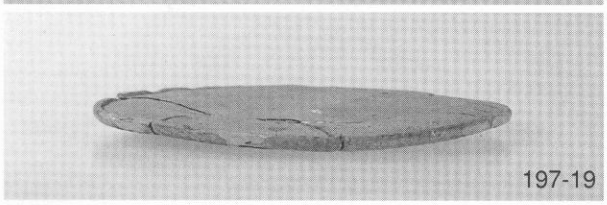

197-12

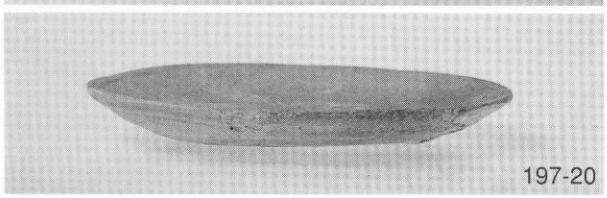

197-14

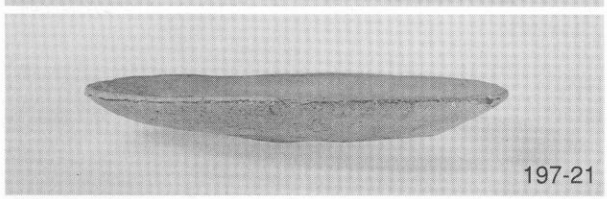

197-15

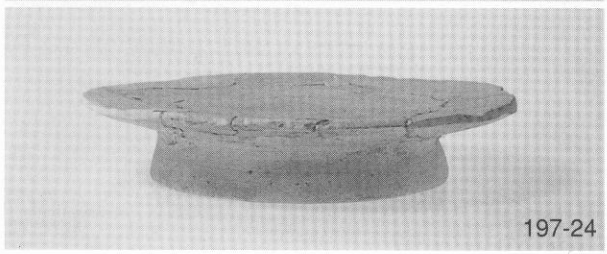

197-16

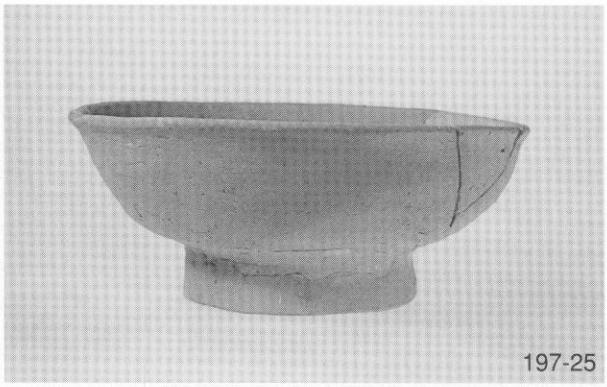

197-17

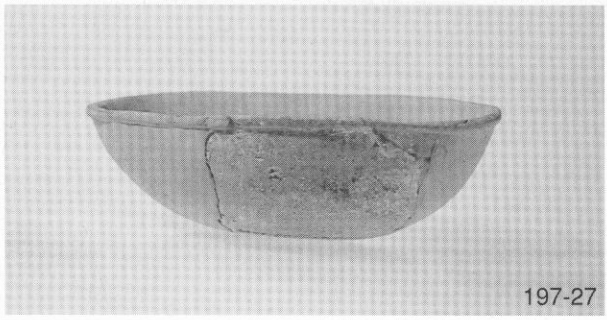

197-19

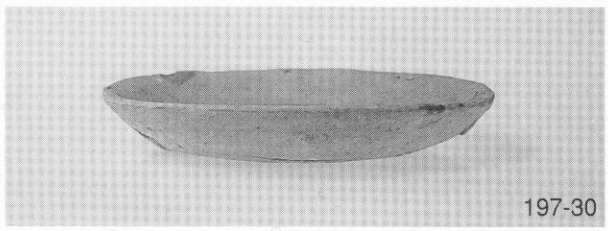

197-20

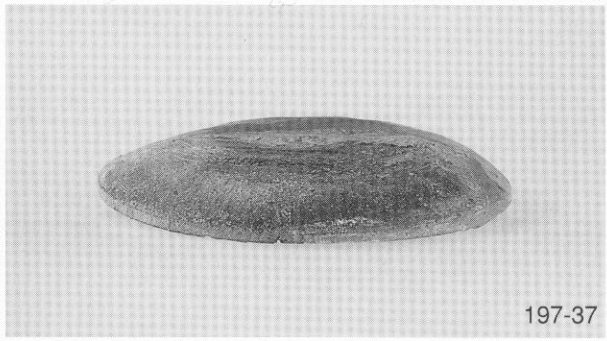

197-21

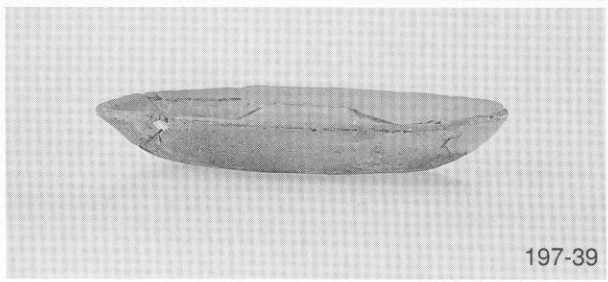

197-24


197-25


197-27

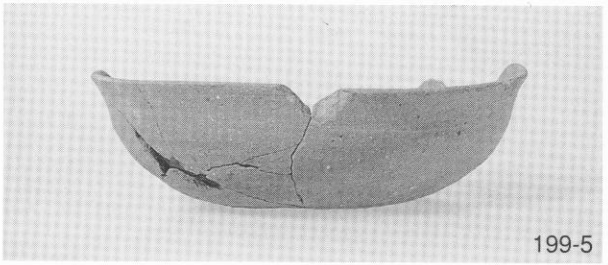

197-30


197-37

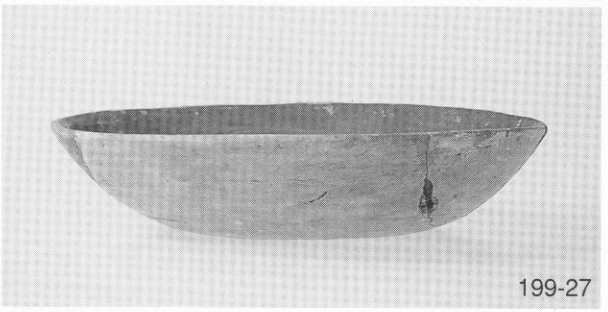

197-39


198-44

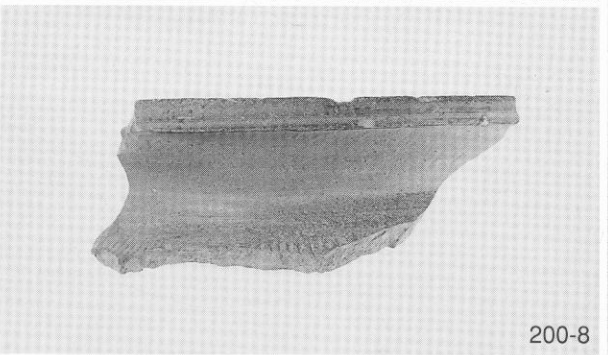
回廊東北隅地区出土土器（2）

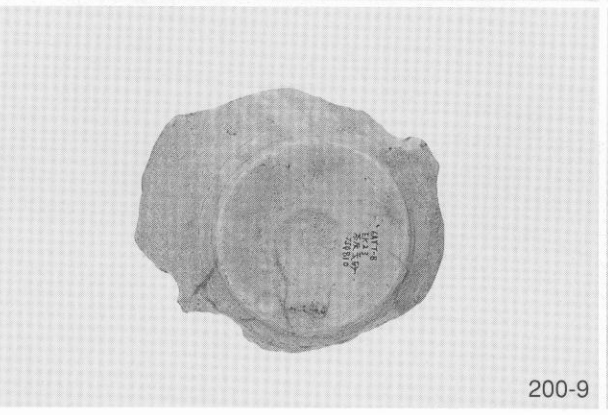

199-5

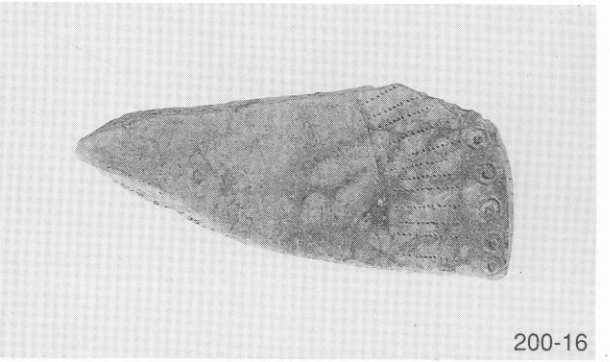

199-6

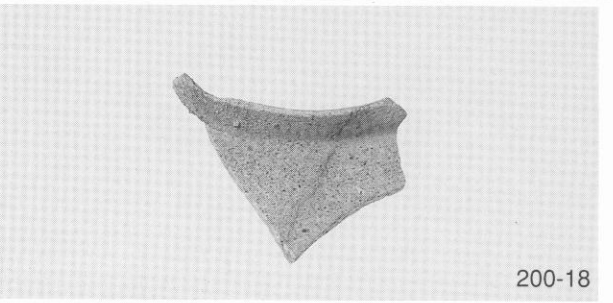

199-27

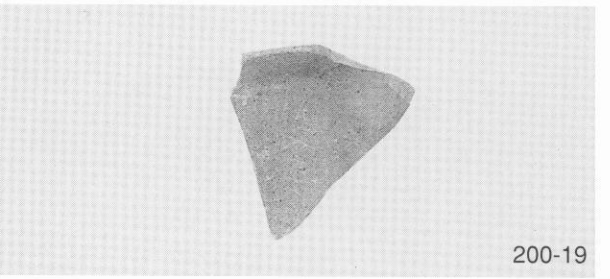

197-28

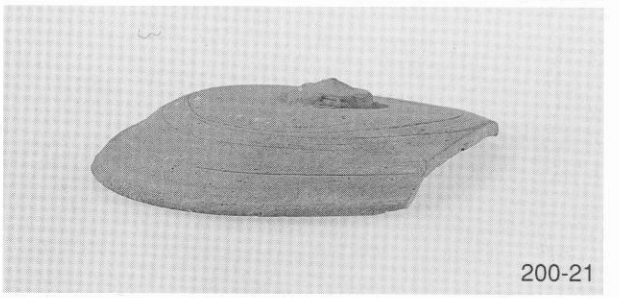

200-8


200-9


200-16


200-18

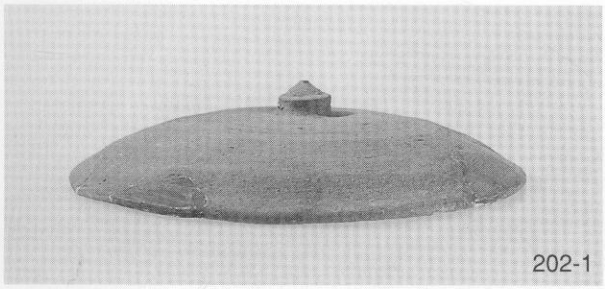

200-19

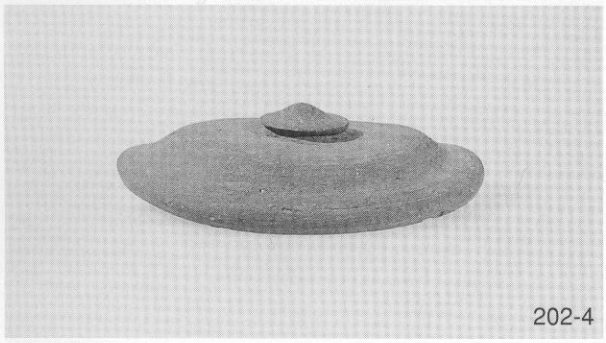

200-21

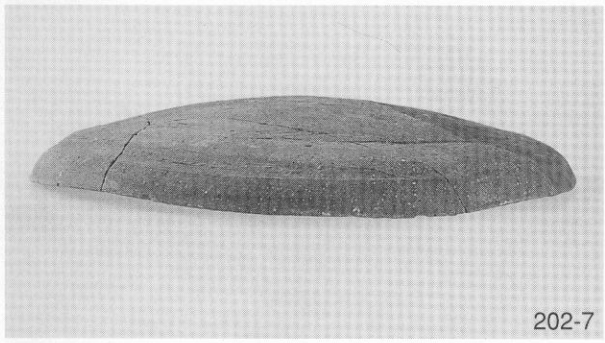

200-25


200-28

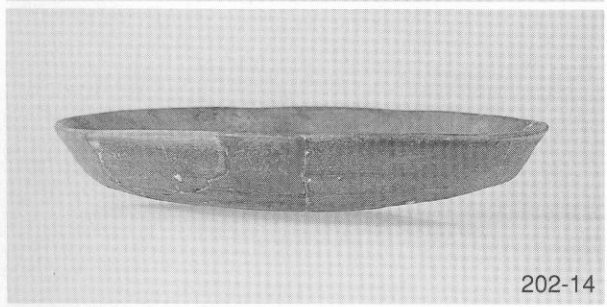
築地東北隅地区出土土器・陶磁器（1）


202-1

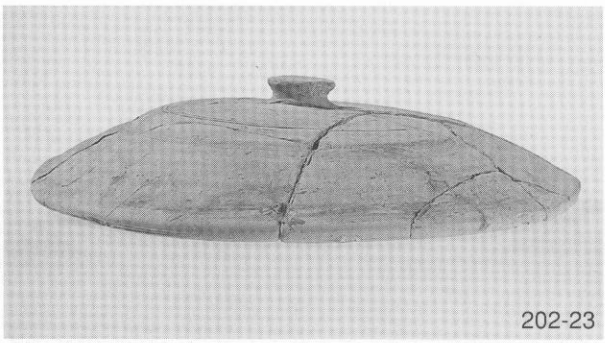

202-4


202-7

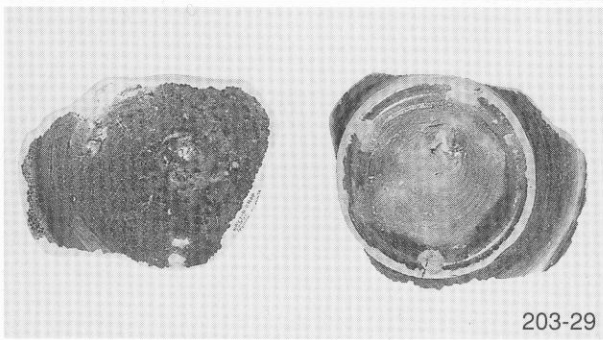

202-11

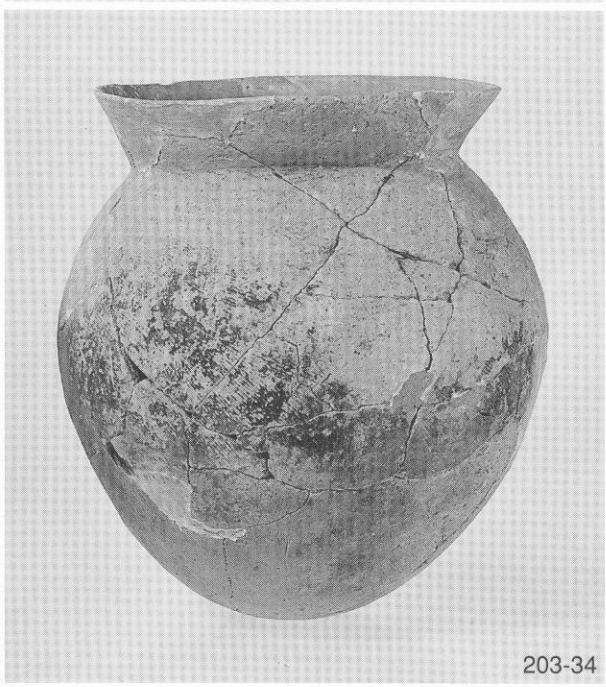

202-14


202-22

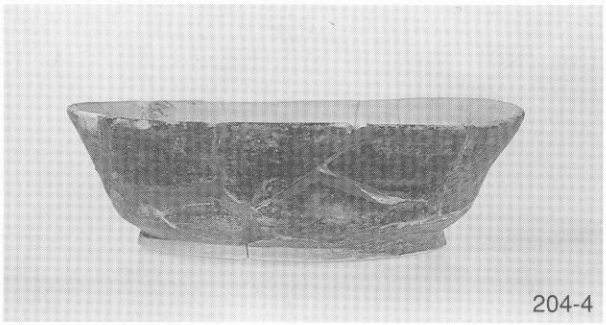

202-23

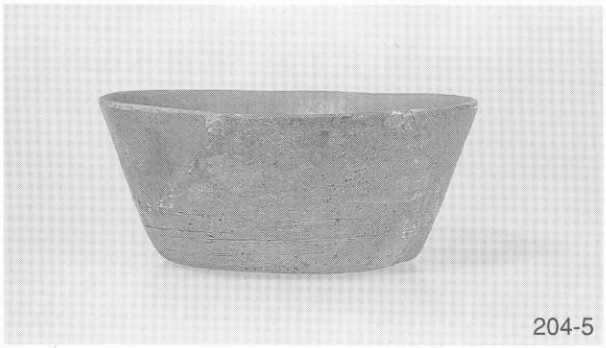

203-28

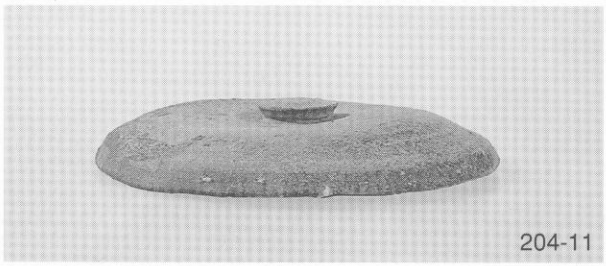

203-29


203-34

築地東北隅地区出土土器・陶磁器（2）

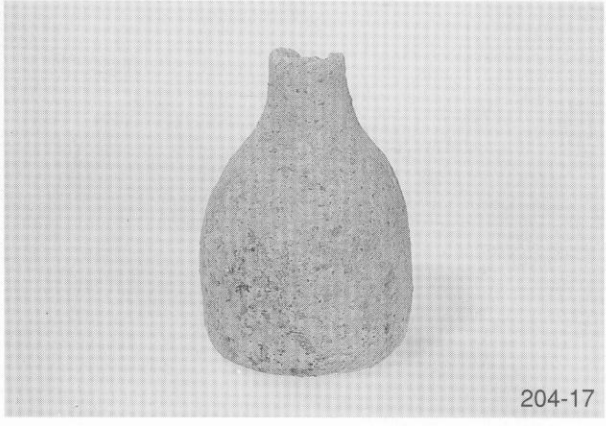

204-4

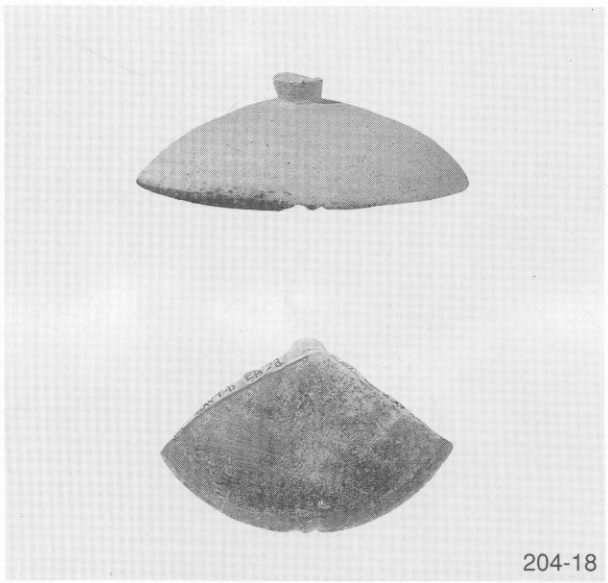

204-5


204-11


204-15


204-16

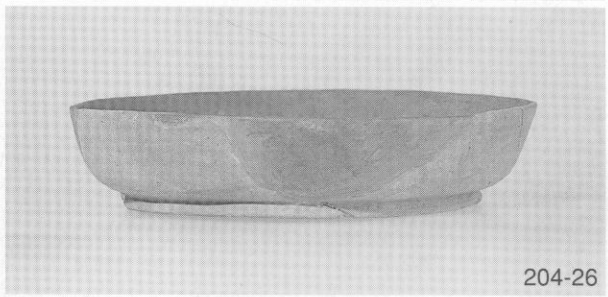

204-17

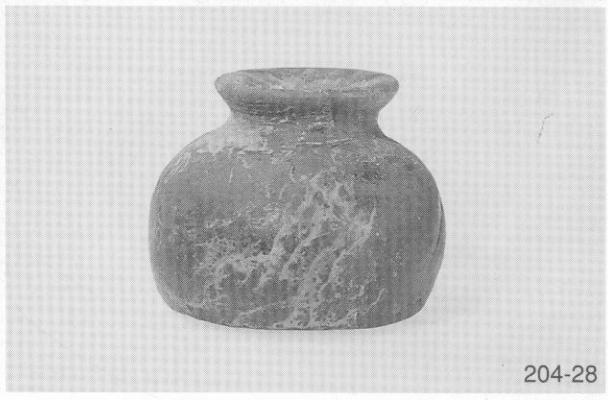

204-18



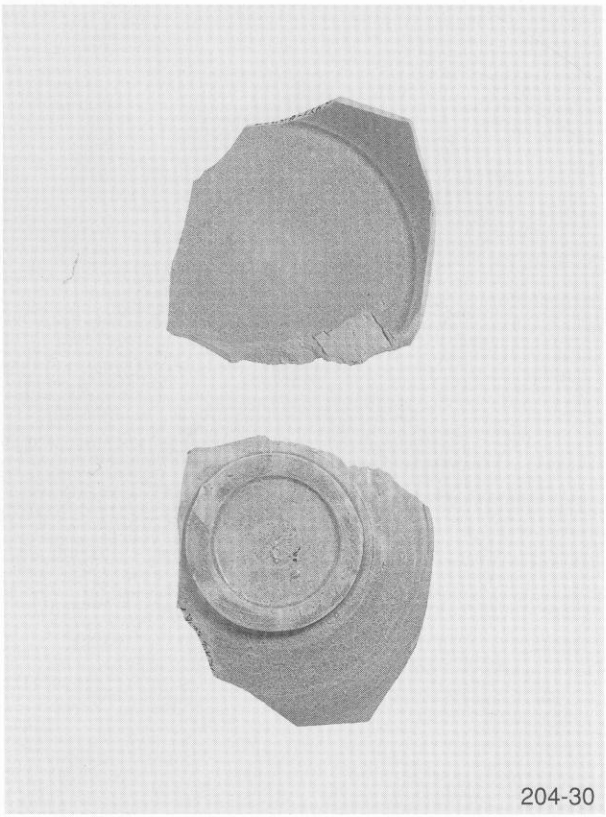
204-19


204-23

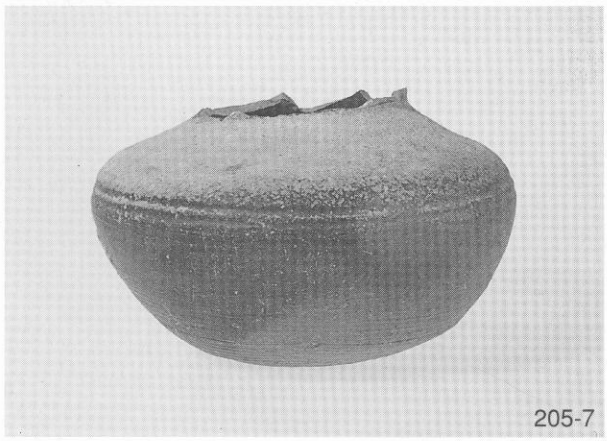

204-26


204-28

築地東北隅地区出土土器・陶磁器（3）

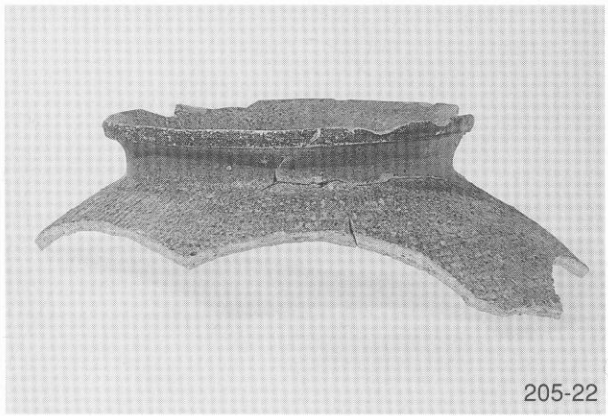

204-30

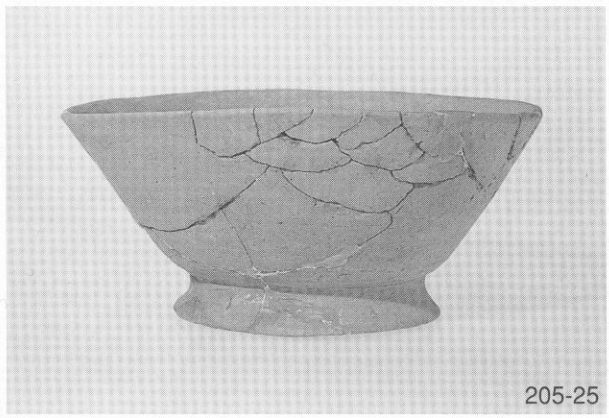

204-31

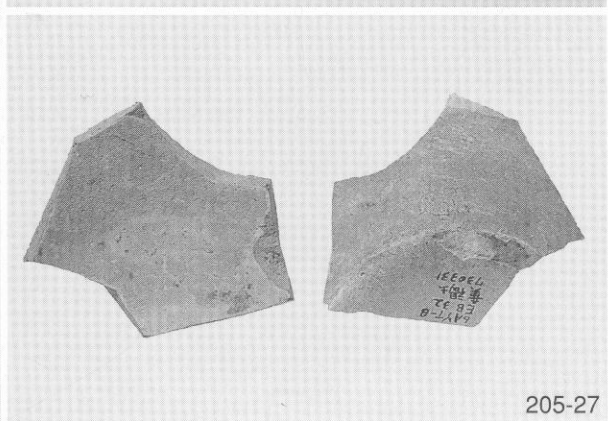

205-7


205-12

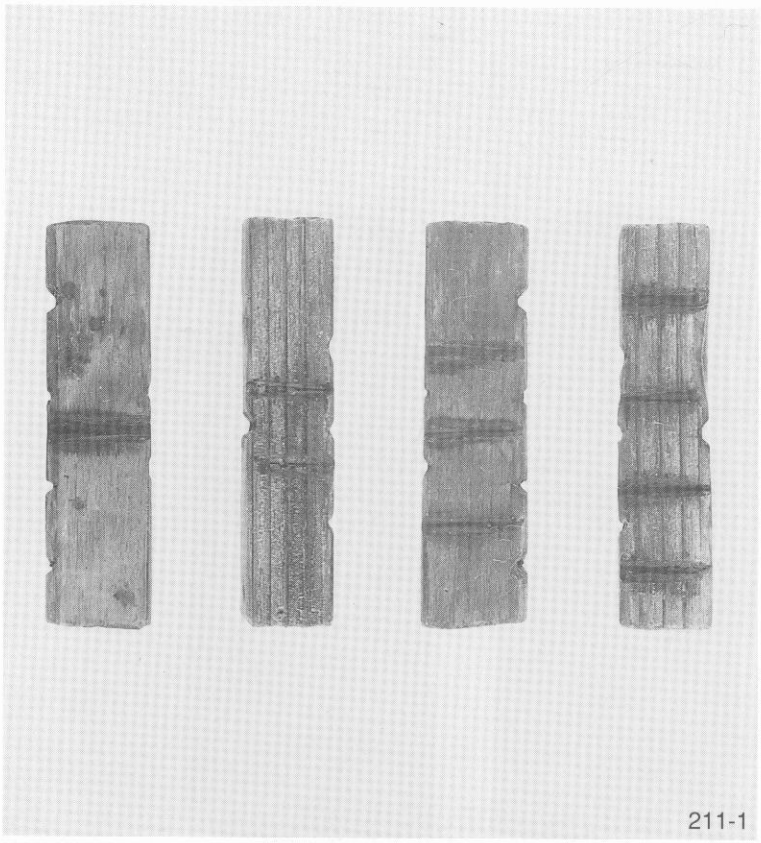

205-13

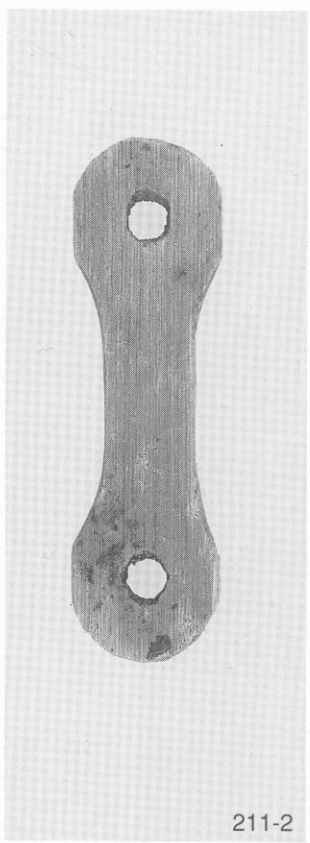

205-22

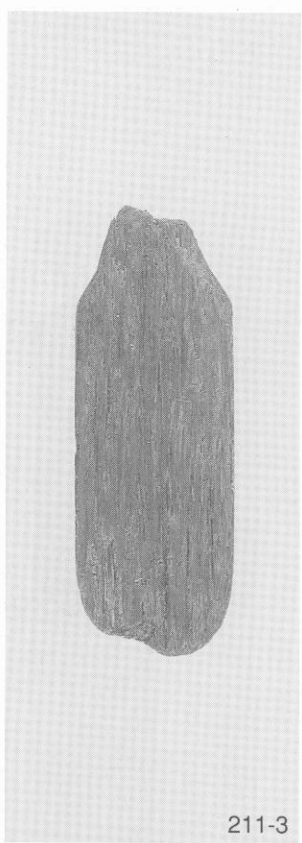

205-25


205-27

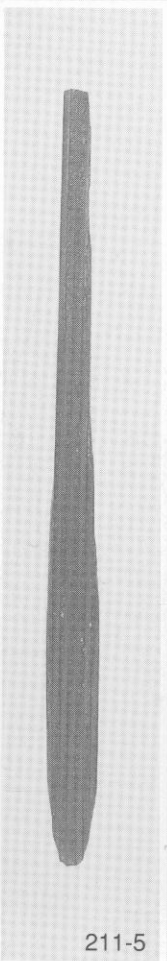
築地東北隅地区出土土器・陶磁器（4）

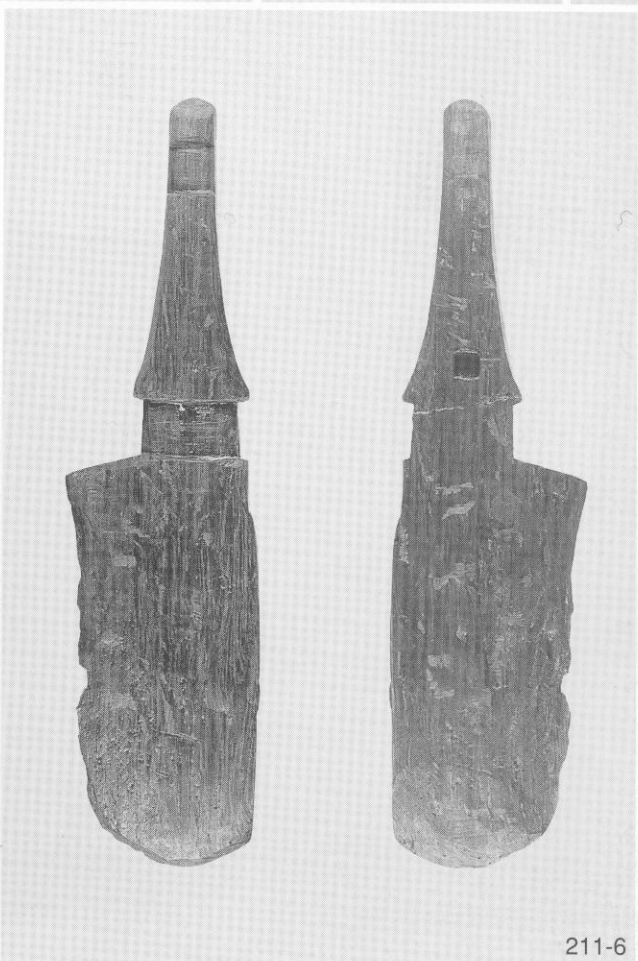

211-1


211-2


211-3

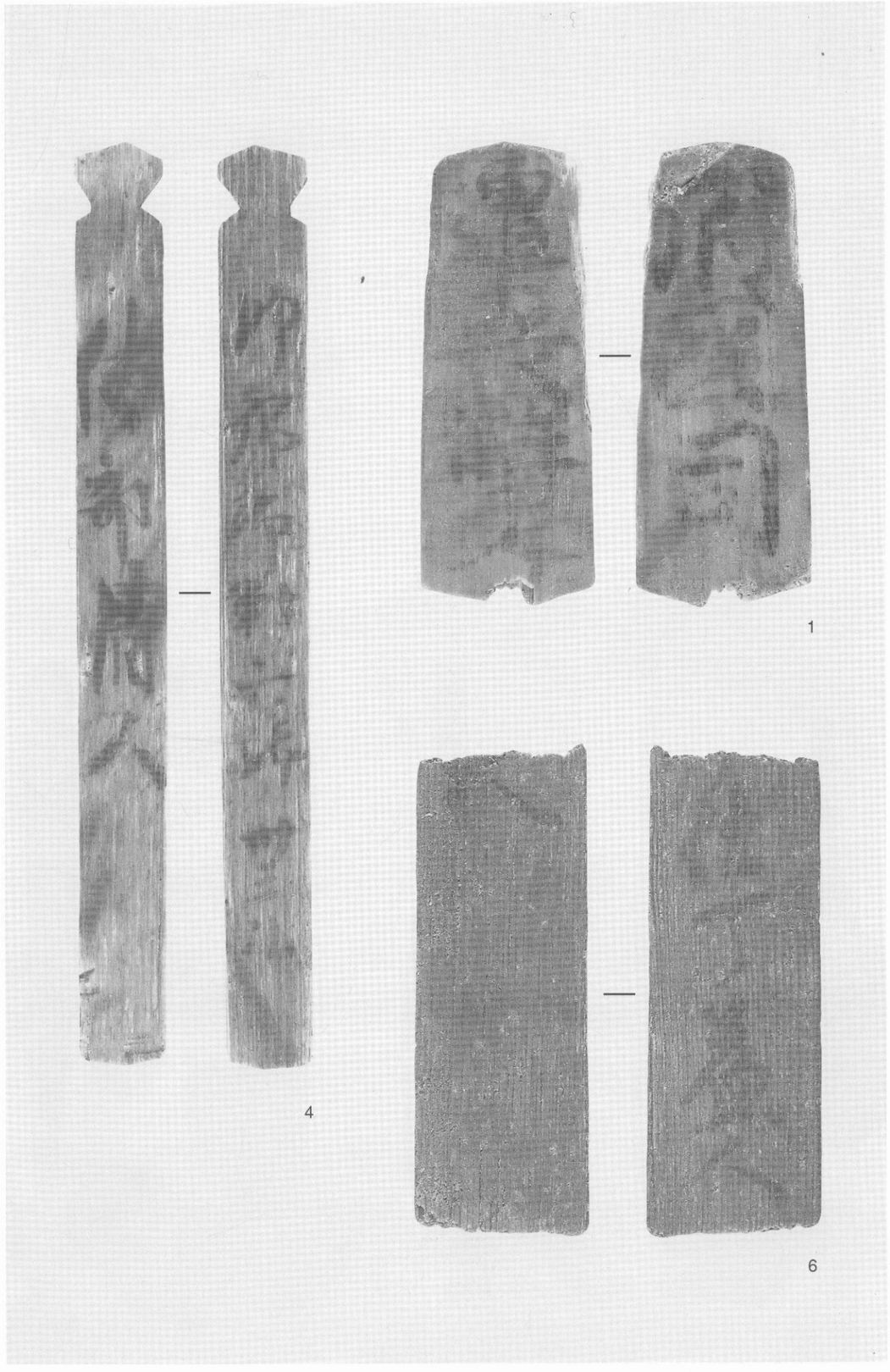

211-4


211-5


211-6


211-7

第26次調査出土木器等



1

4

6

木　簡（1）

（1）・府国司
・遭喪解文

86・33・6　6061

（4）・帥郷御料□（衣カ）□卅三□（所カ）
・使部清人

（92）・33・5　6019

（6）・□仕丁益人
・□人

170・17・3　6032



2

44

木 簡 (2)

(2)・十月廿日竺志前贄驛□□(寸カ)(分カ)留 多比二生鮑六十具 鯖四列都備五十具

・須志毛十古 割軍布一古

(44)・隊廣成 ……□□割□……□□□(事カ)□ ……身□ 宜此状知早速限今日

□□□……□□ ……□ ……□□ □□□ □ □□隊

五十五十…… ……□ ……□

・ 訳首

……

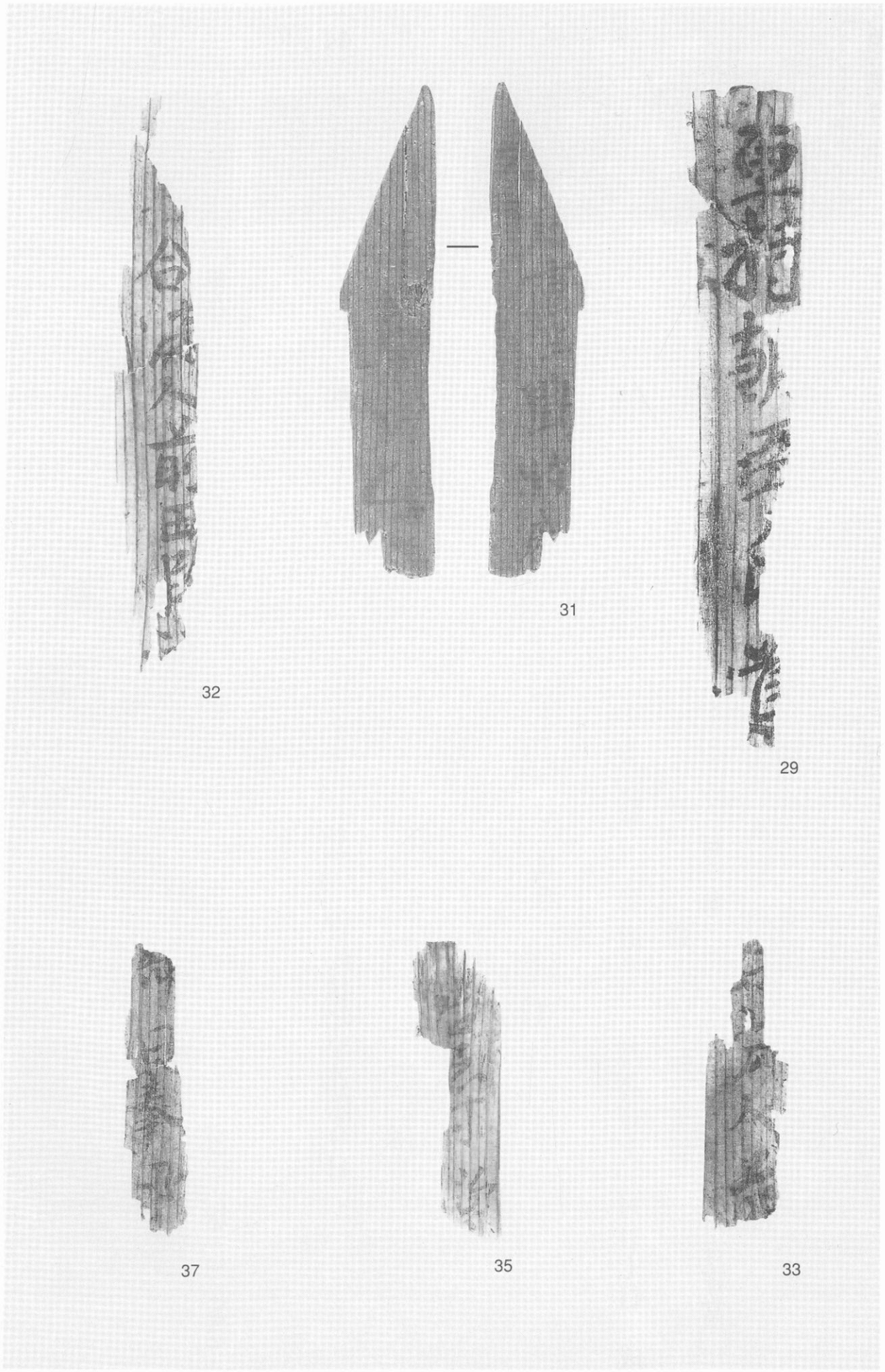
……

……□ ……道□ 澤澤守十一月廿七日 成

……□ □……道□(道カ) ……□道□ 道 身 身

身身身……身身身…… 身 □□(符カ)書生十一月守守當□ 6081

遠賀遠□□(賀カ)□ …身身身身身…… 身 (311)・29・3 6019



木　簡（3）

(29)　車持朝臣氏道　6091

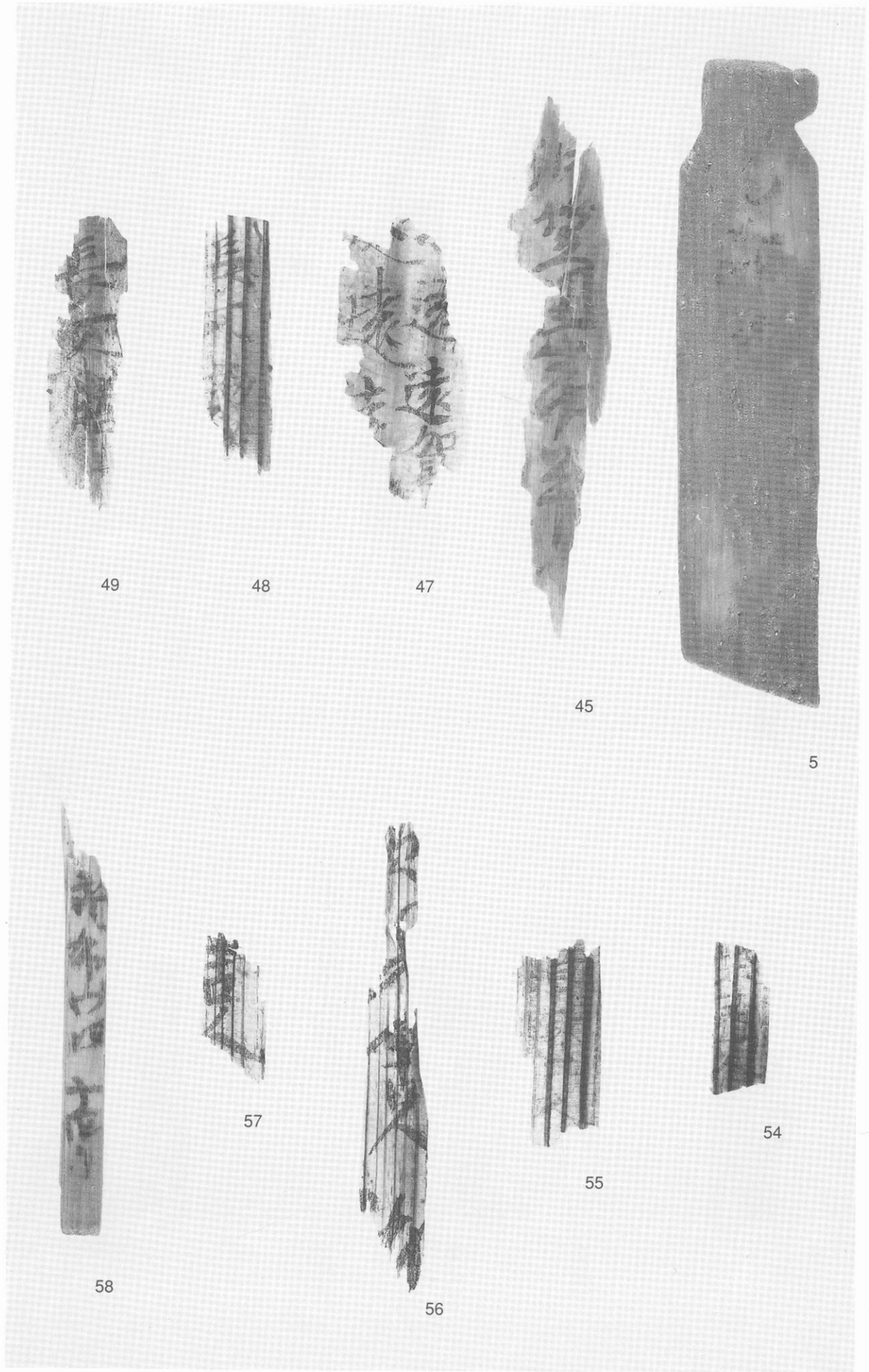
(31)　□（麻カ）　□（國カ）書生　鴨牧麻　95・18・3　6081
□□□

(32)　合漆人前田臣□　6091

(33)　合漆人前　6091

(35)　山口忌寸　當　6091

(37)　部　日奉□（部カ）□　6091



木　簡（4）

(5)　□(筑カ)(国カ)前□　(122)・27・4　6039

(45)　御笠團生ア羊□　6091

(47)　□遠遠賀　遠遠遠　6091

(48)　長一人物守　6091

(49)　長一人膳　6091

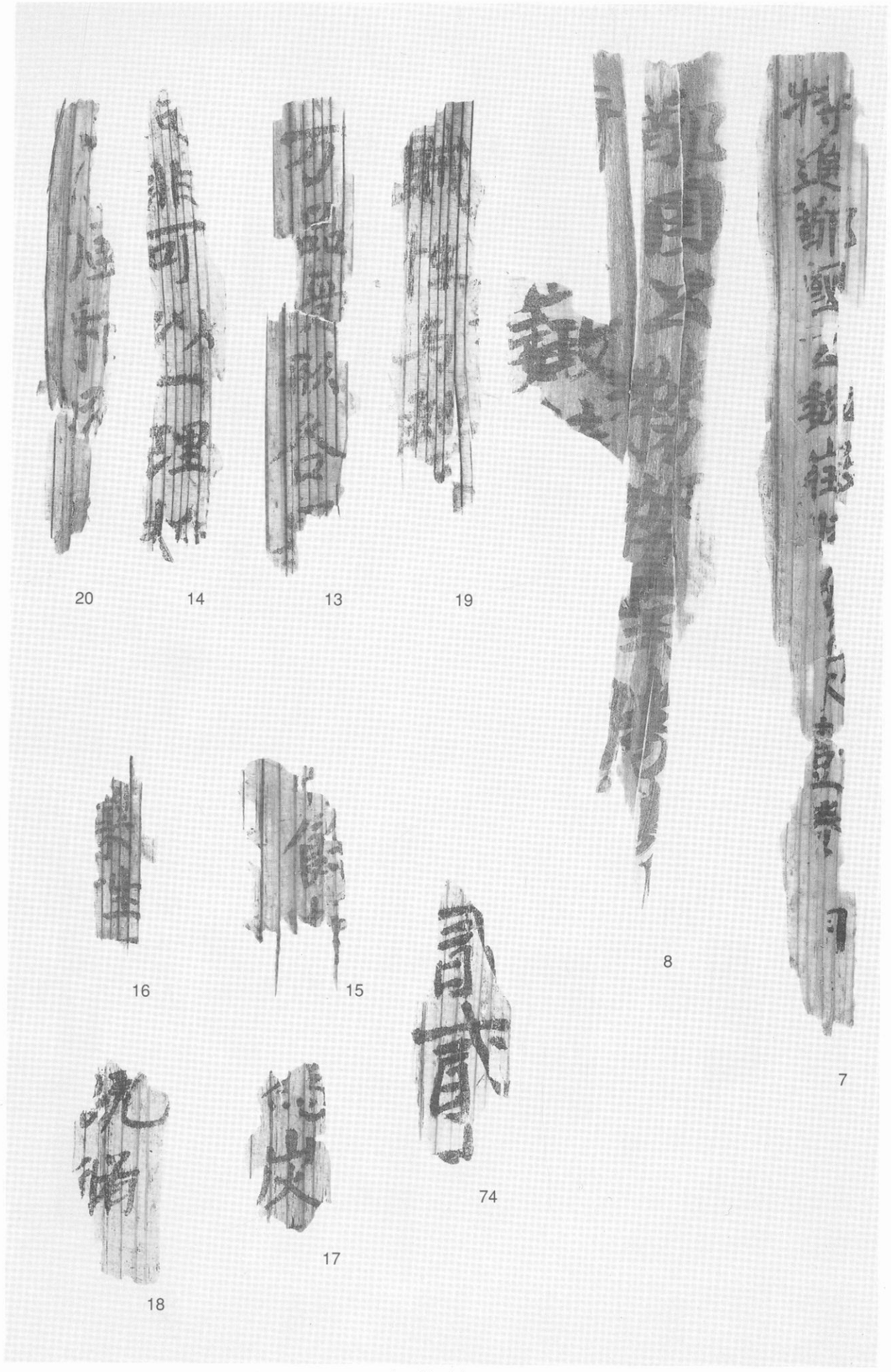
(54)　柴取一人　6091

(55)　草取二人　6091

(56)　□□舍人□　6091

(57)　舍人　6091

(58)　商布廿段　十四□　6091



木　簡（5）

（7）特進鄭国公魏徵□（時カ）務□（策カ）壱□（巻カ）□□　6091

（8）□鄭国公務務□勝（勝カ）□□　6091

□　窺□

（19）賊性与蛇□　6091　（74）弐弐□　6091

□

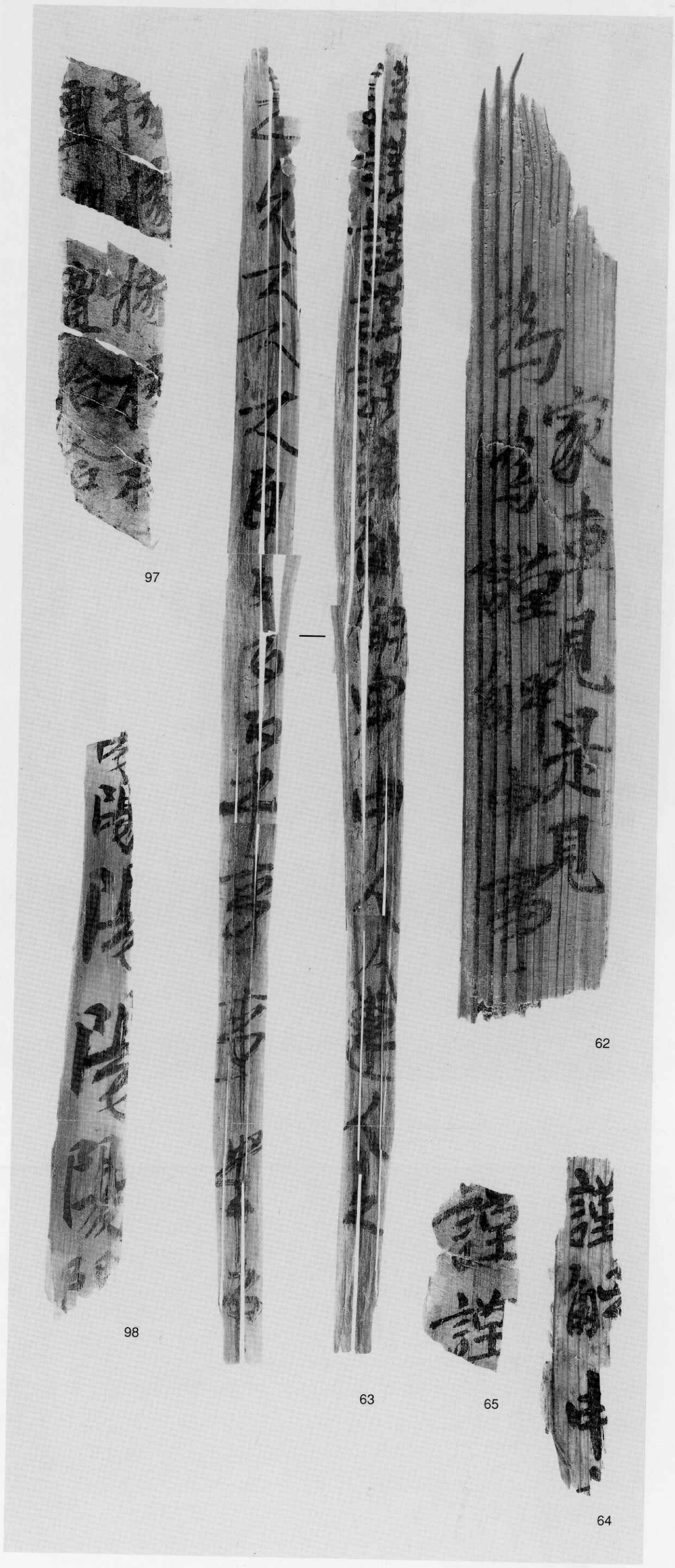
（13）万品受形各□　6091

（14）□非可以一理推　6091　（15）□餘□　6091

（20）□風稍改　6091　（16）□稟性□　6091

（17）為炭□　6091

（18）既脩　6091



(62)　家車見是見

為為謹解申事　(232)・37・3　6081

(63)・謹謹謹謹謹解解申申人人連人之

・久久尺尺尺百百百百□(事カ)事事□□(事カ)　(311)・13・1　6081

(64)　謹解申□　6091

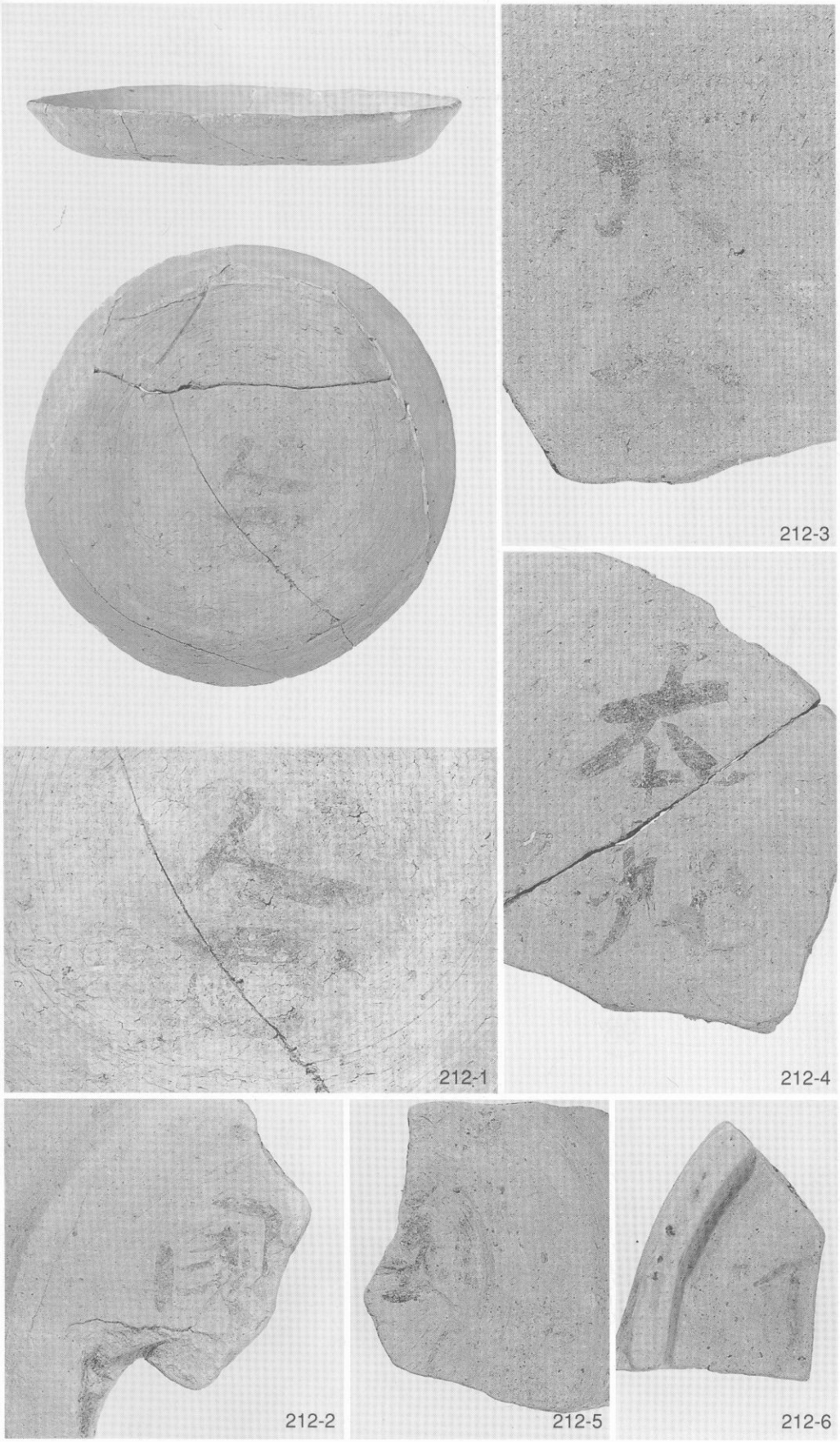
(65)　謹謹　6091

(97)　掾掾……掾掾掾

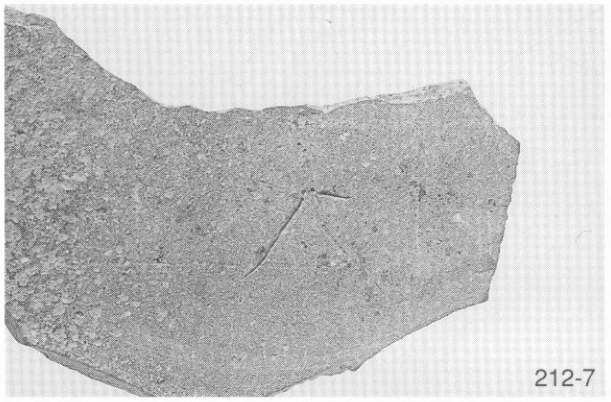
(價カ)(價カ)(價カ)(拾カ)(拾カ)

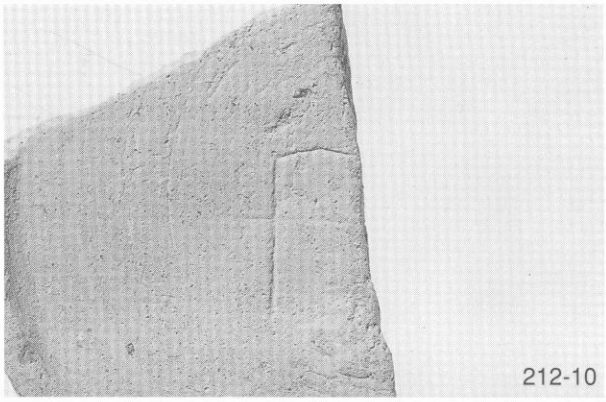
□□……□□□　6091

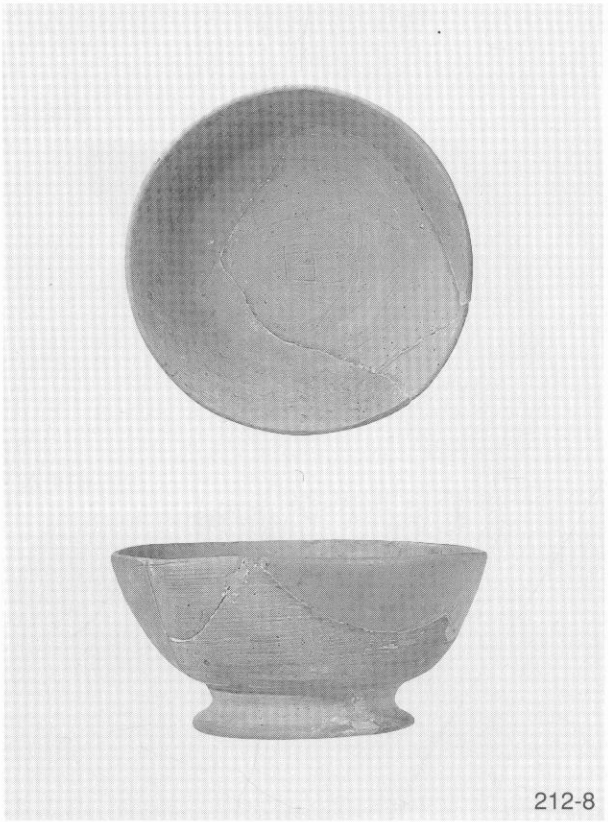
(98)　陽陽陽陽陽陽　6091

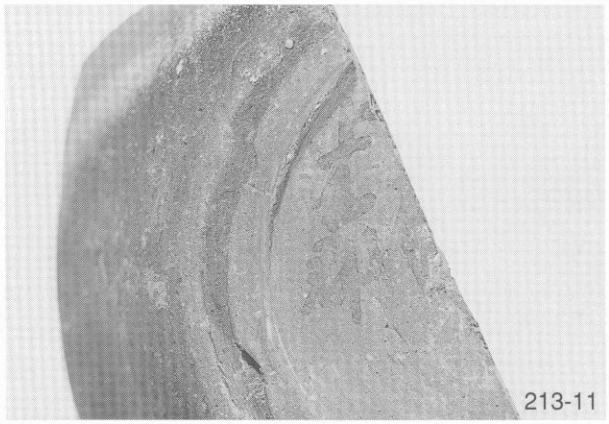


墨書土器・刻書土器（1）

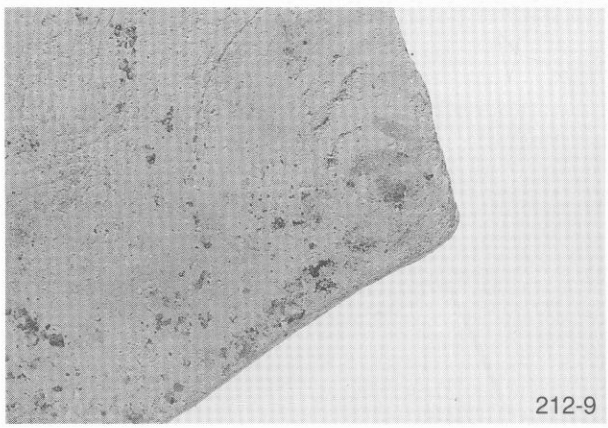

212-7


212-10


212-8

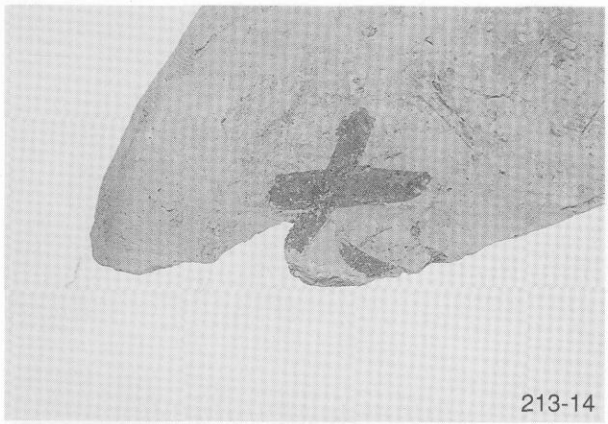

213-11

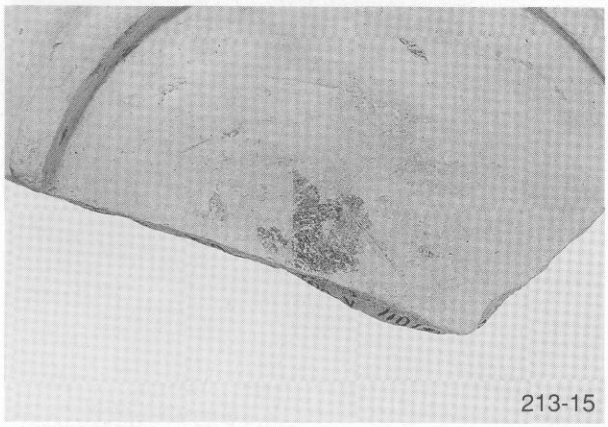

213-12

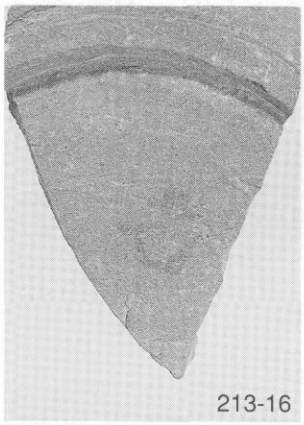

212-9

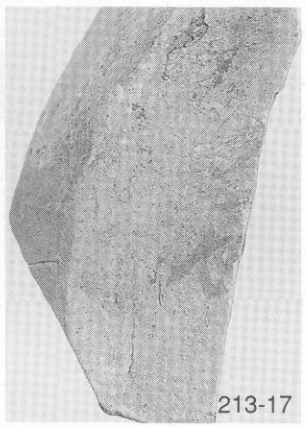

213-13

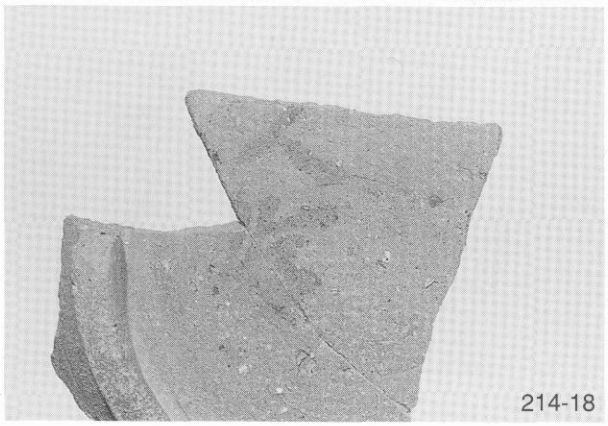
墨書土器・刻書土器（2）

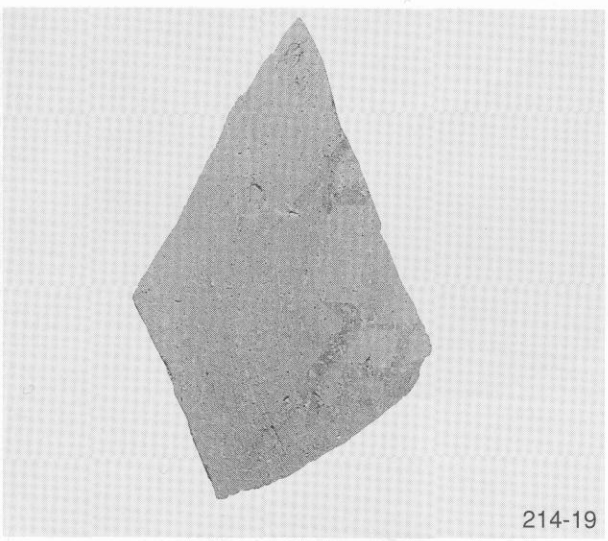

213-14

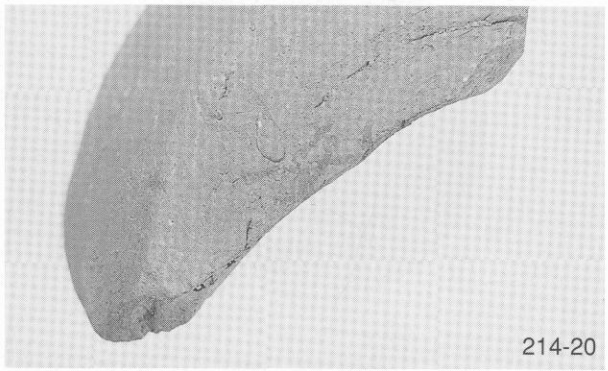

213-15

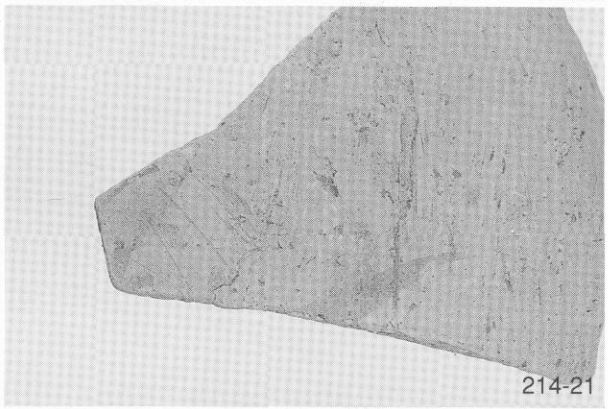

213-16


213-17


214-18

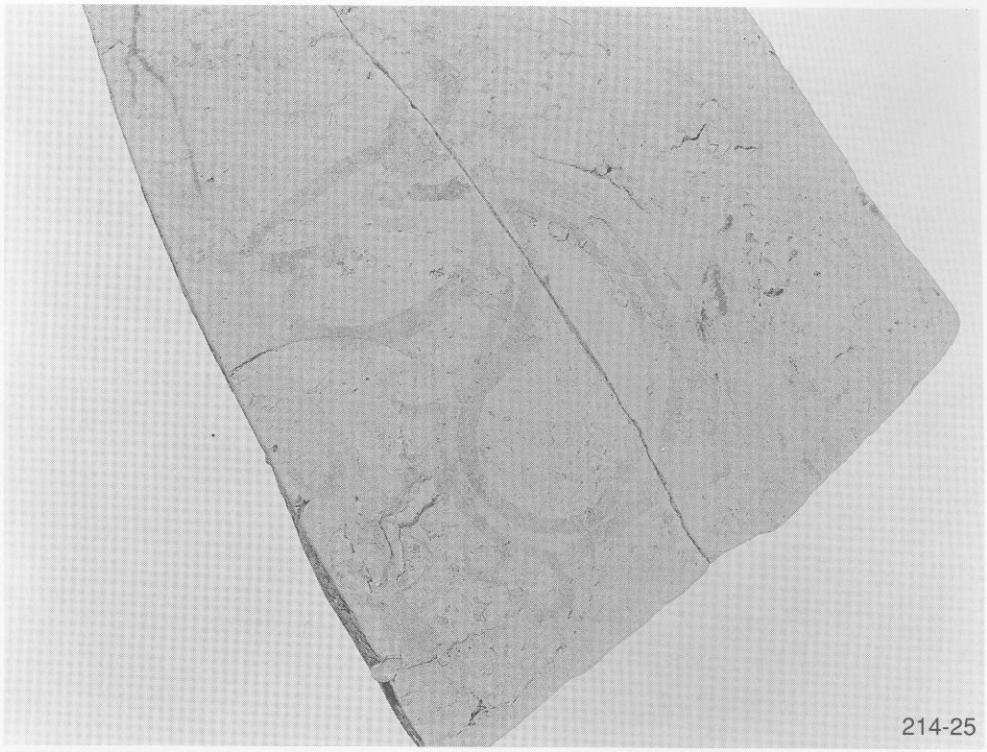

214-19


214-20

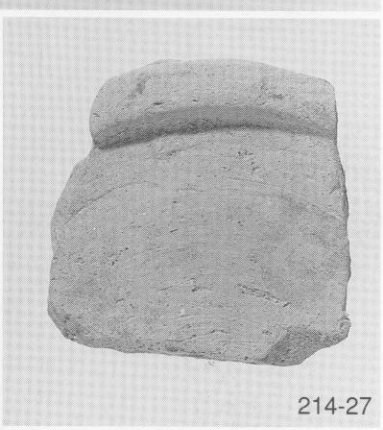

214-21


214-22

墨書土器・刻書土器（3）


214-25

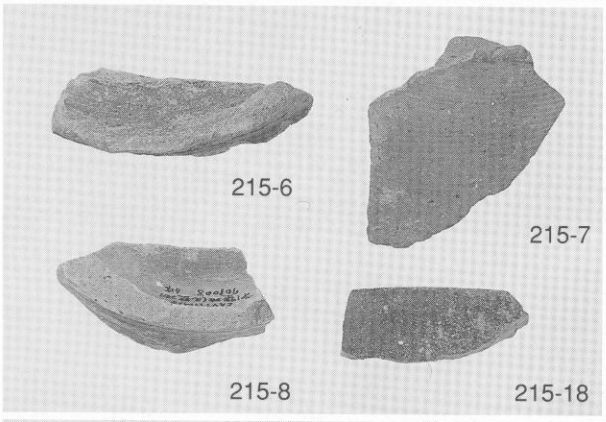

214-26

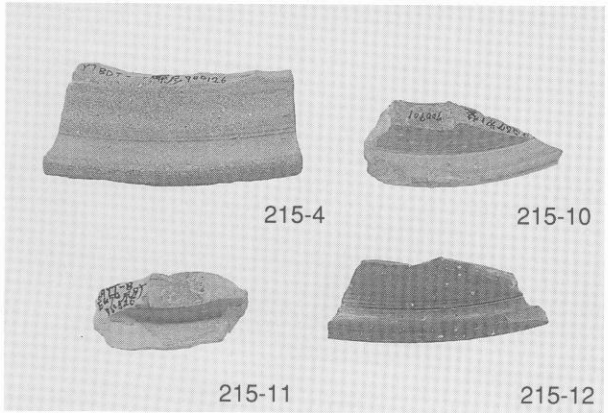

214-27

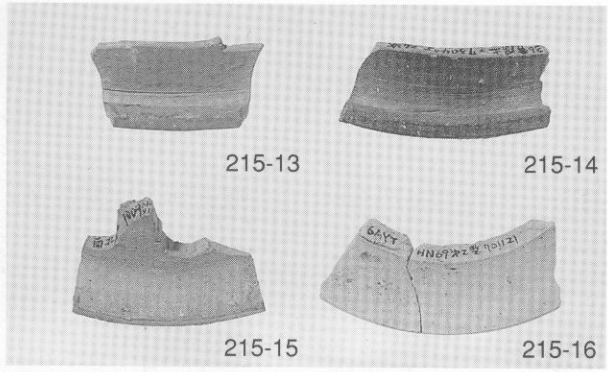

214-28

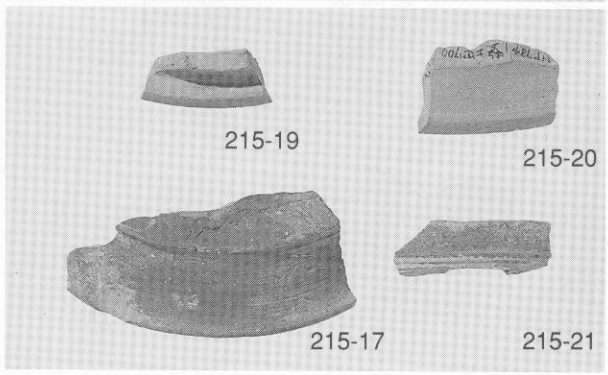
墨書土器・刻書土器（4）

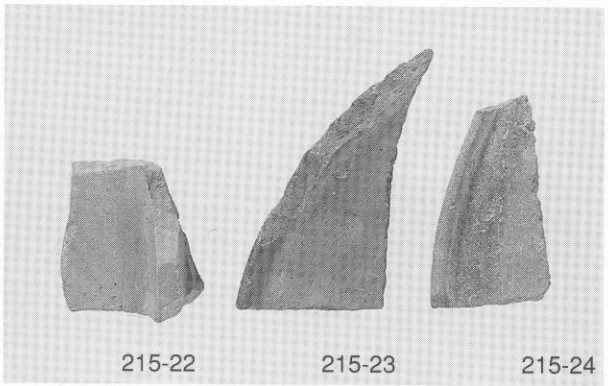

215-5

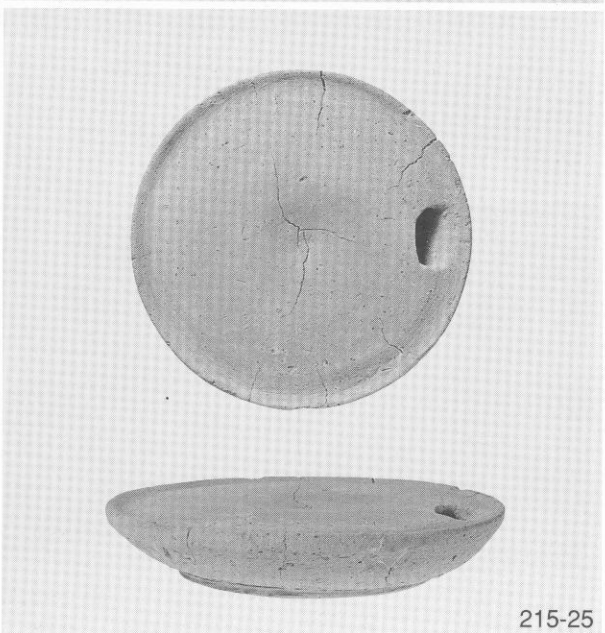

215-6 215-7 215-8 215-18


215-4 215-10 215-11 215-12

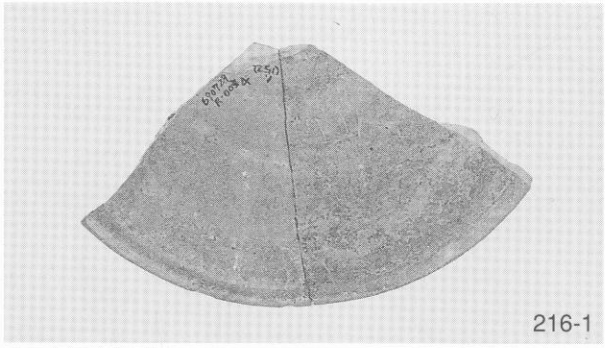

215-13 215-14 215-15 215-16


215-19 215-20 215-17 215-21

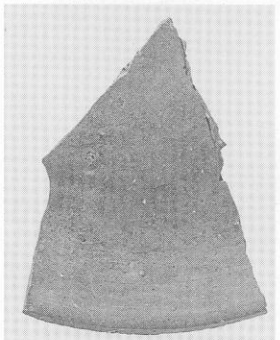

215-22 215-23 215-24


215-25

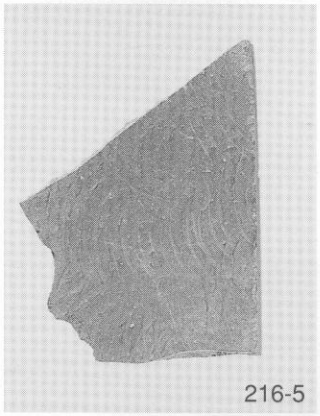
定形硯


216-1


216-2

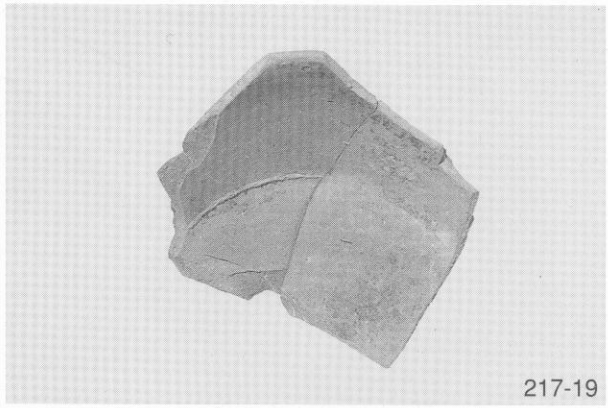

216-3

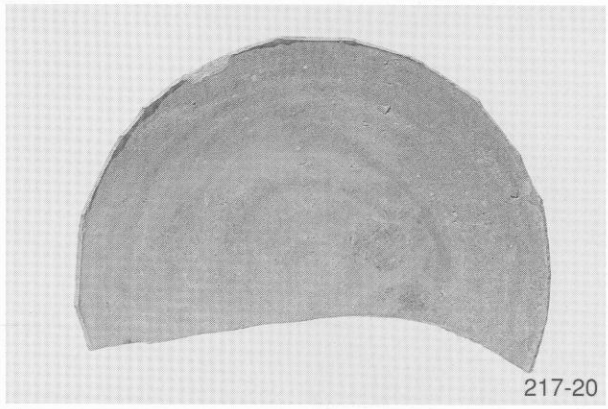

216-4


216-5


216-10

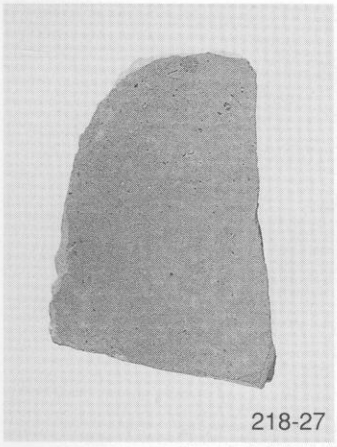

216-9

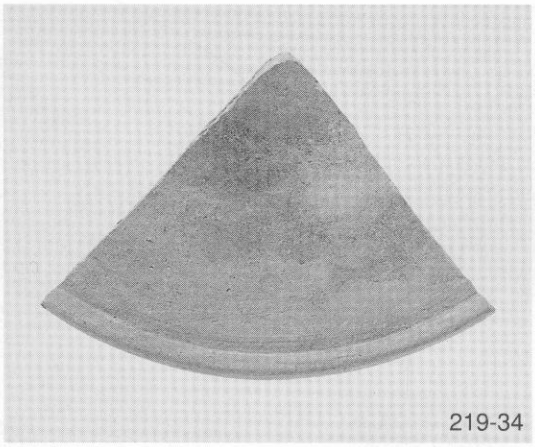

217-19

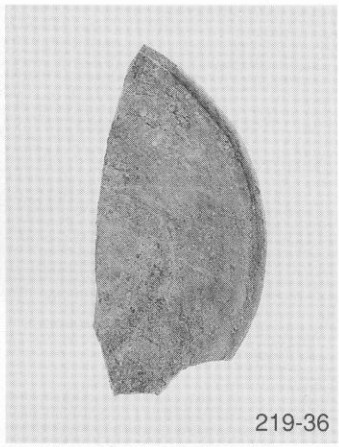

217-20

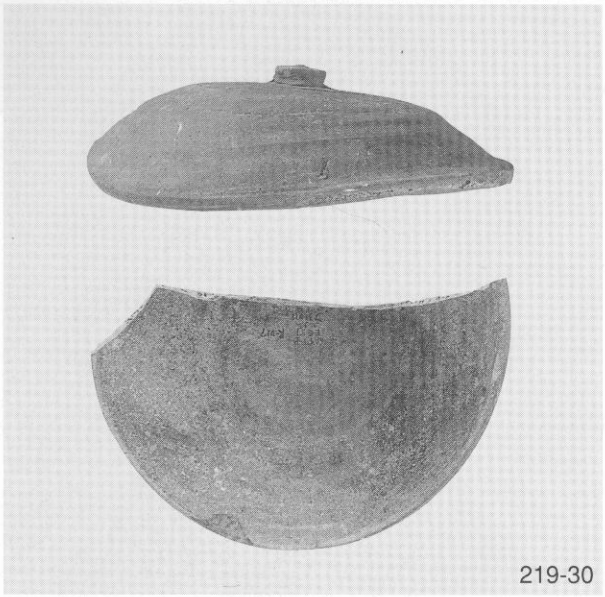

219-29

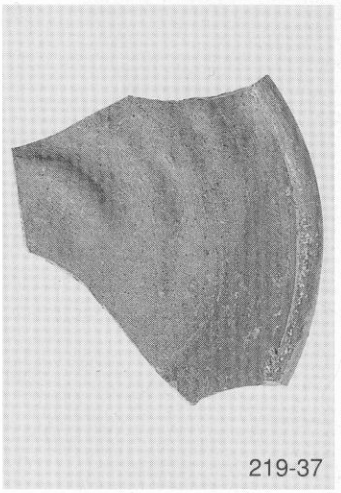
転用硯（1）

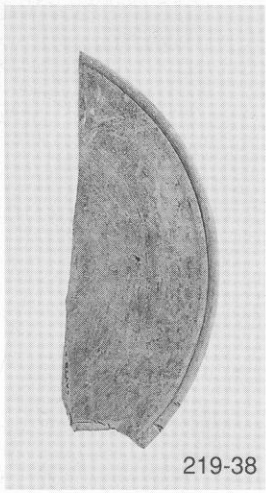

218-27

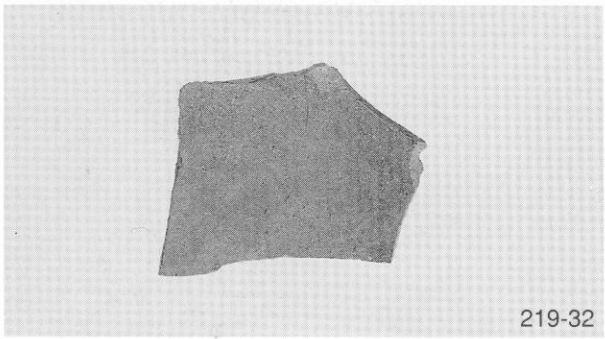

219-34

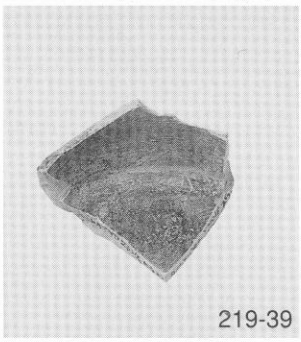

219-36


219-30

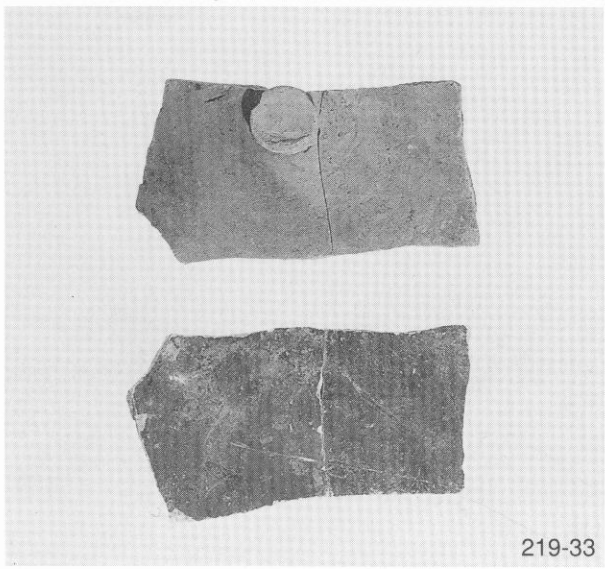

219-37


219-38


219-32

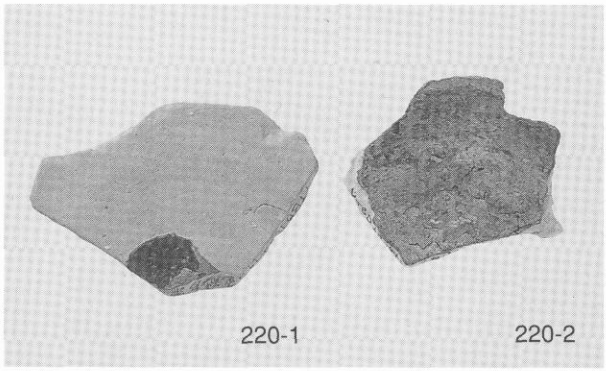

219-39


219-43

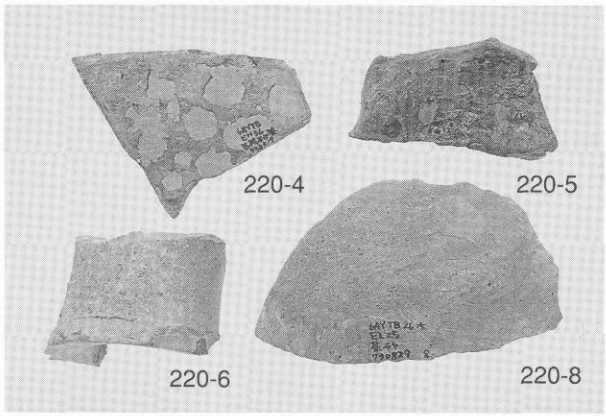

219-33

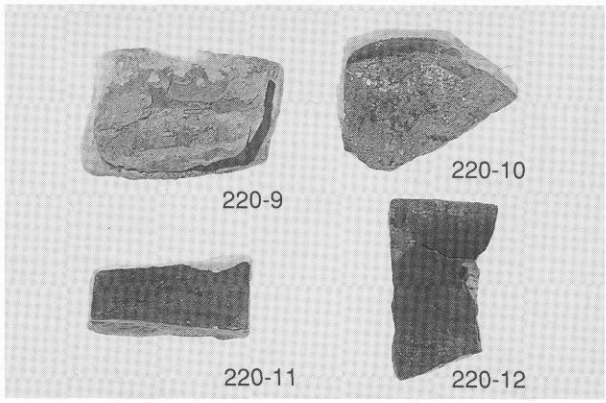

219-42

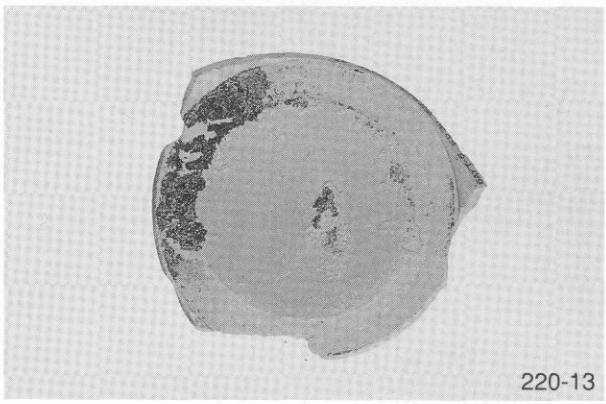
転用硯（2）

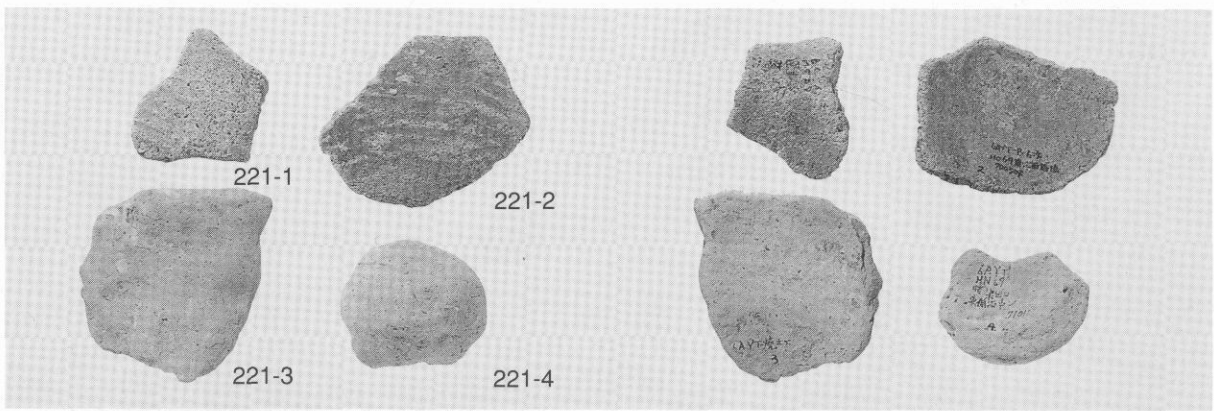

220-1 220-2

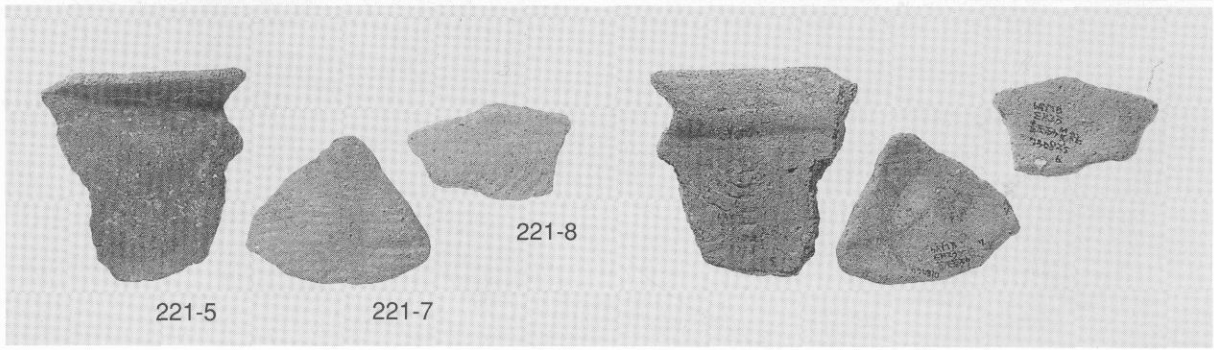

220-7


220-4 220-5 220-6 220-8


220-9 220-10 220-11 220-12

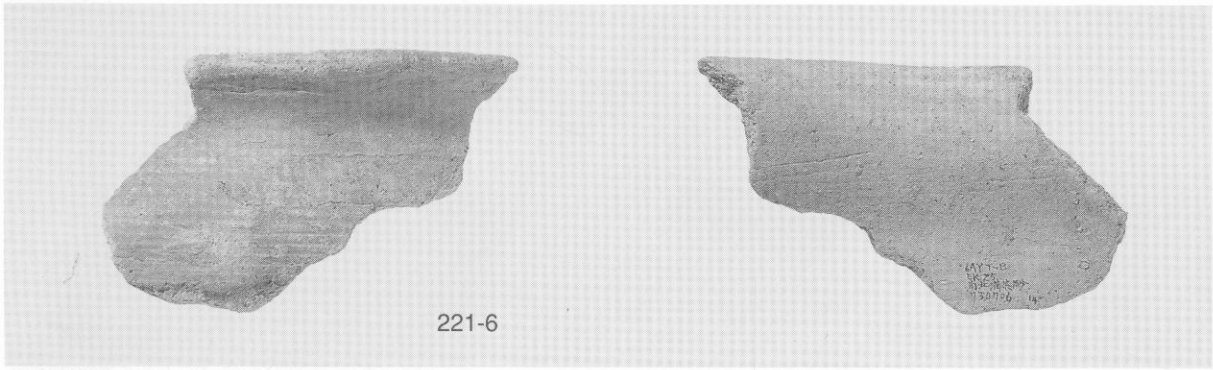

220-13 (1)


221-1 221-2 221-3 221-4


221-5 221-7 221-8

(2)

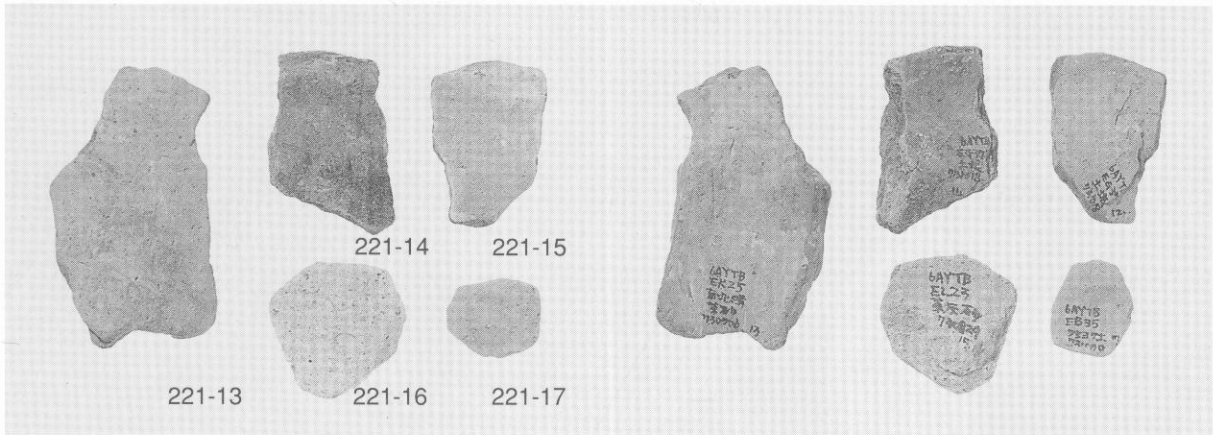
(1) 漆付着土器　(2) 製塩土器(1)



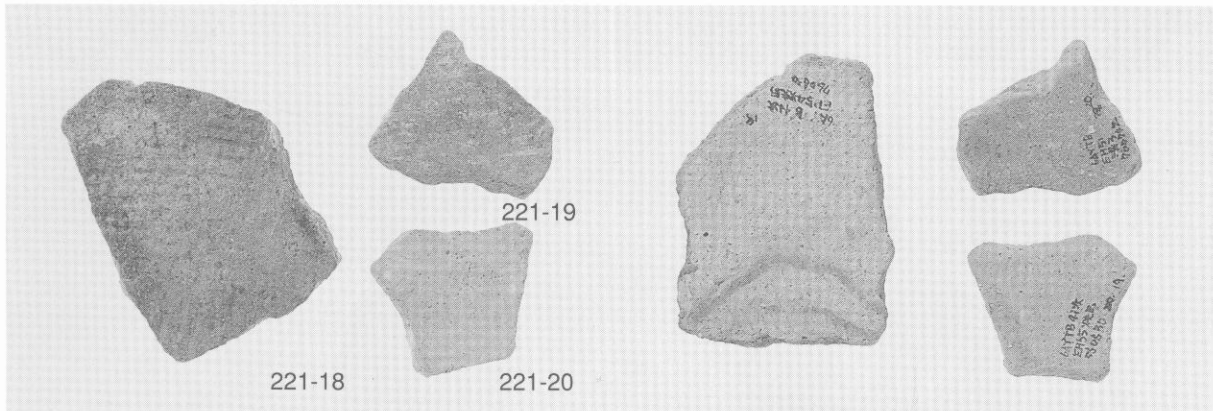
221-6



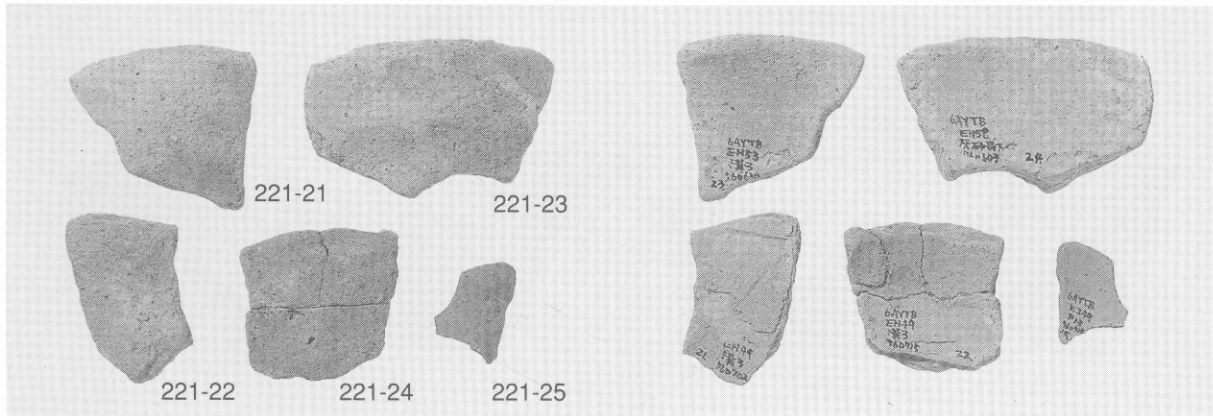
221-10 221-11 221-12



221-13 221-14 221-15 221-16 221-17



221-18 221-19 221-20



221-21 221-22 221-23 221-24 221-25

製塩土器（2）



222-1



222-2



222-5

222-3



222-4



222-7

222-6



223-9

223-8

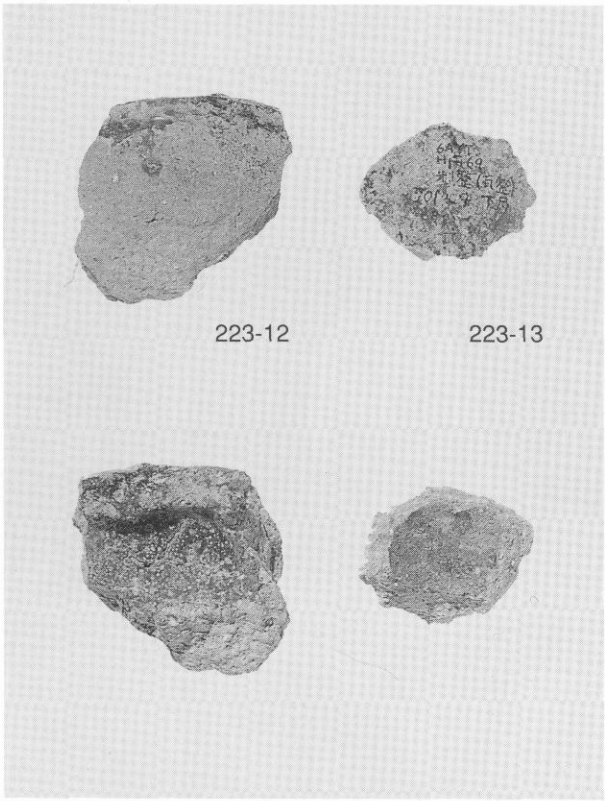


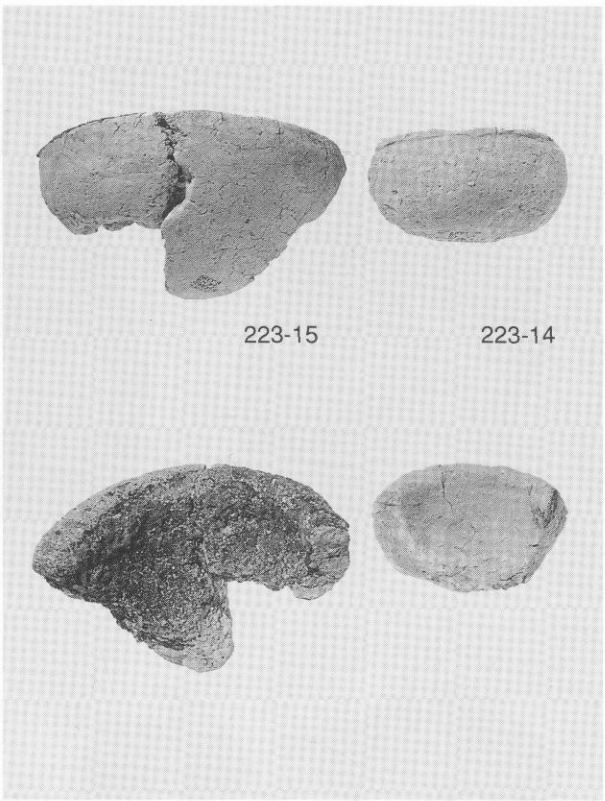
223-10

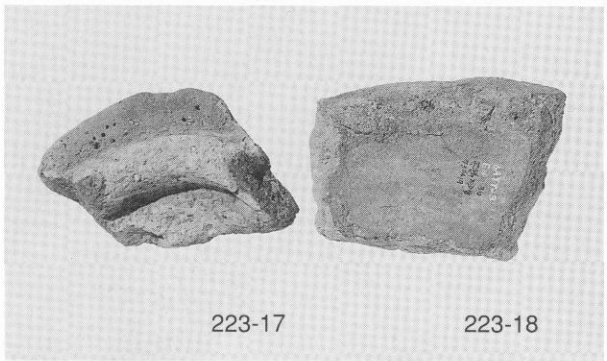


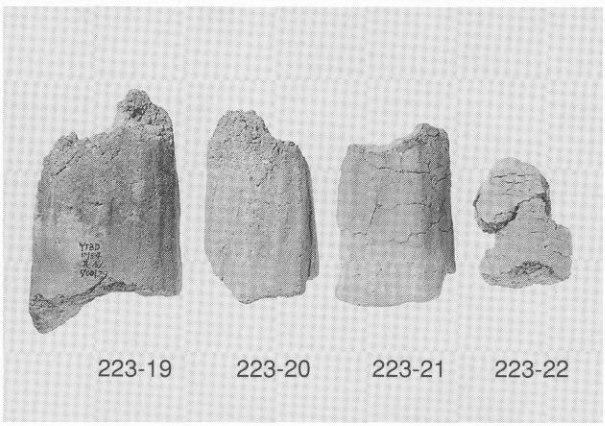
223-11

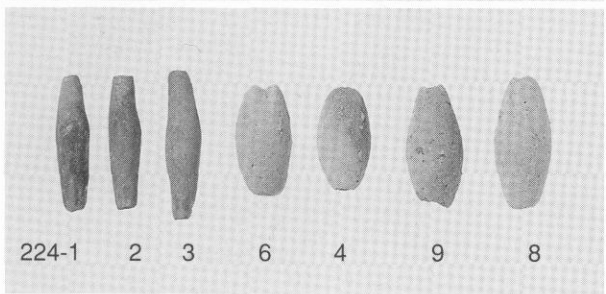
土製鋳型

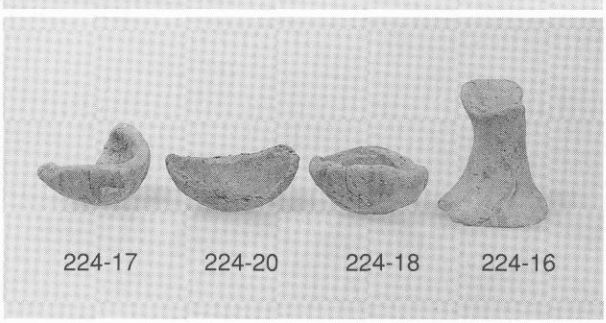


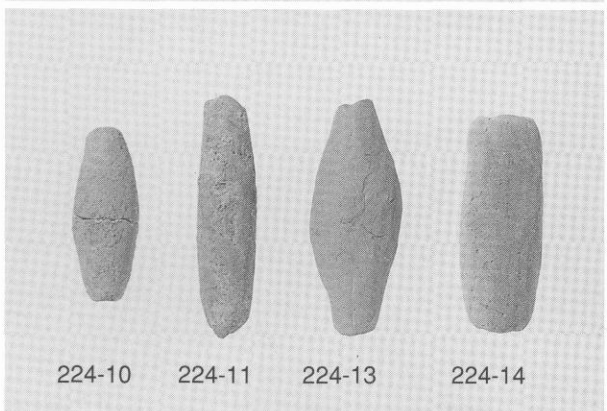






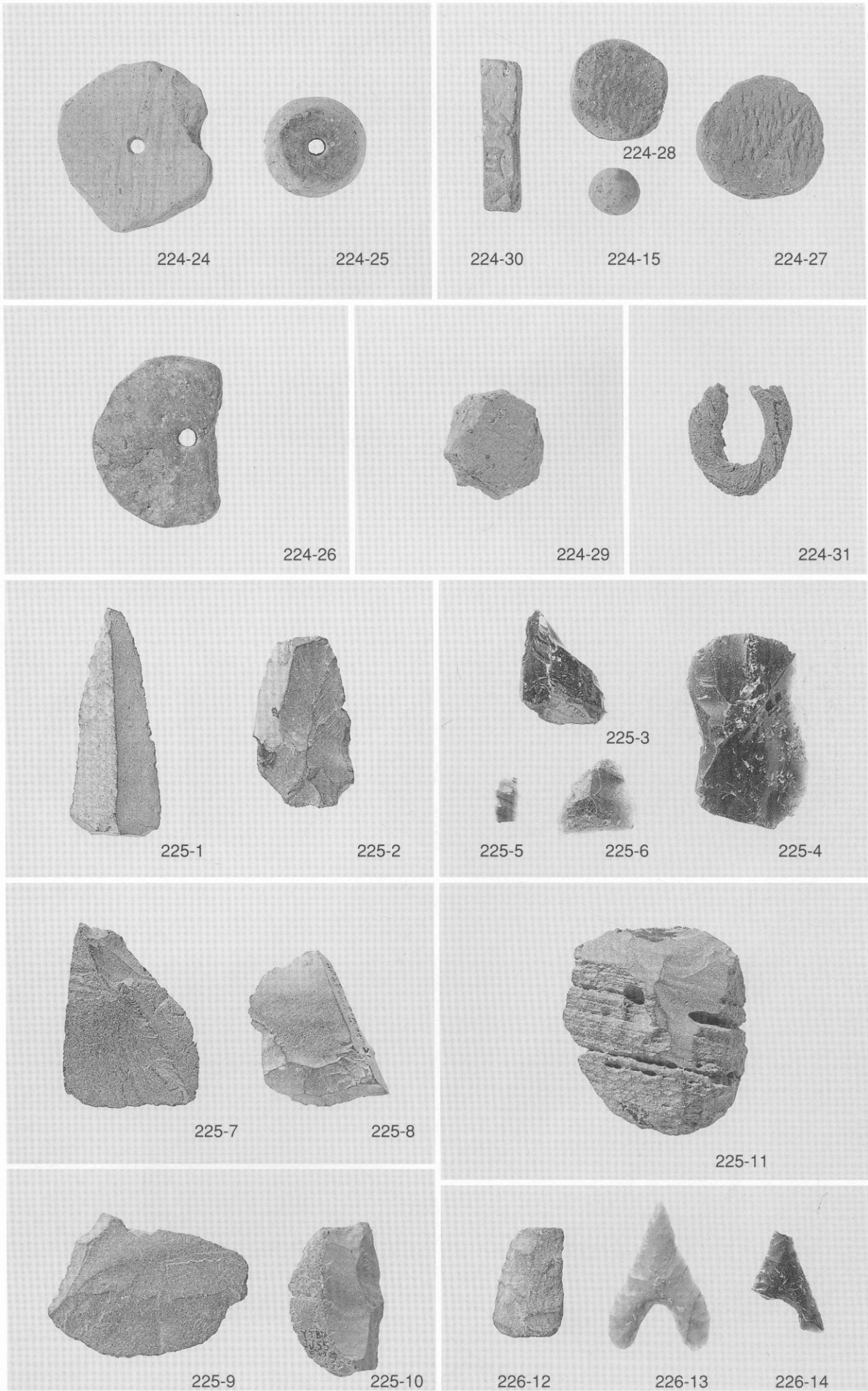




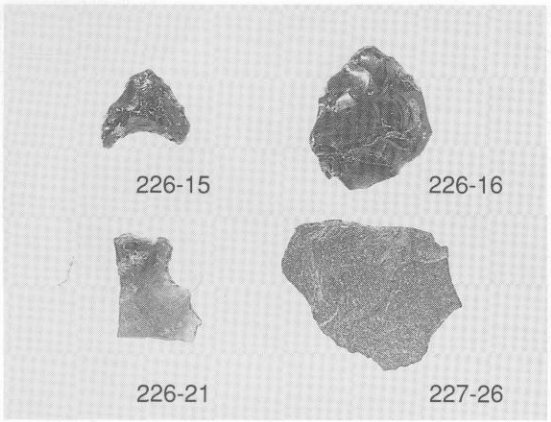


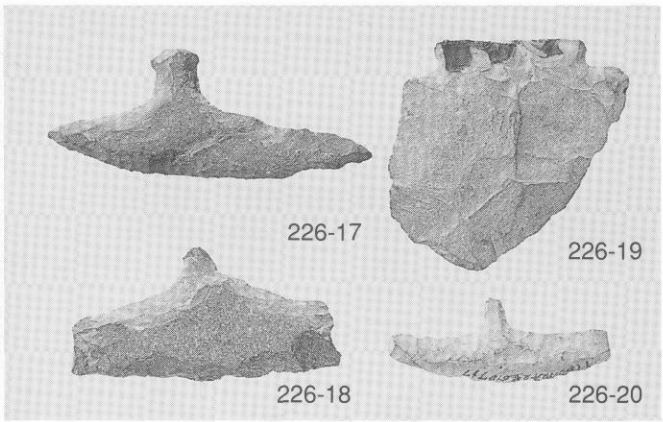


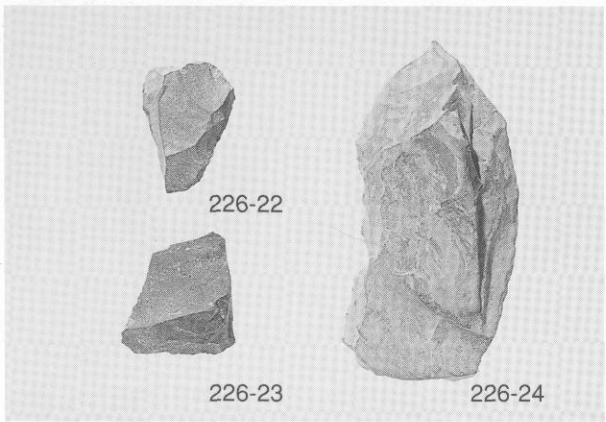
坩堝・鞴羽口・土錘・ミニチュア土器

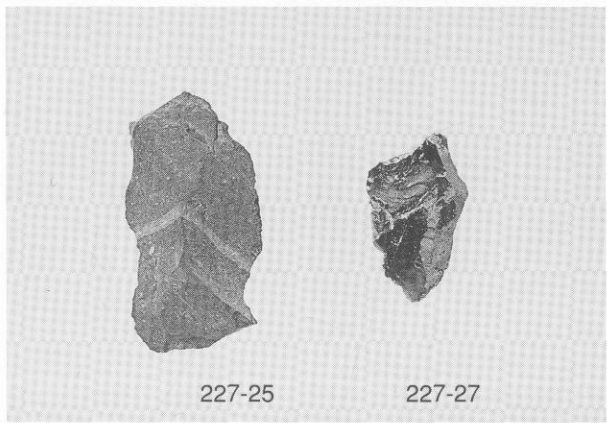


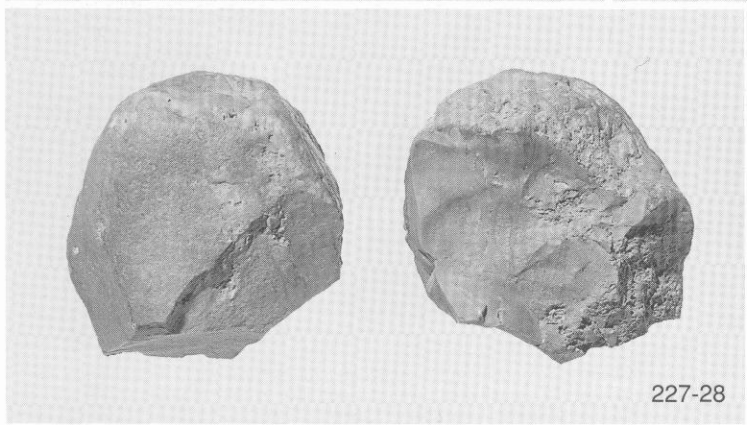
土製紡錘車・土製円盤・紐状製品・剥片尖頭器・掻器・彫器・打製石鏃

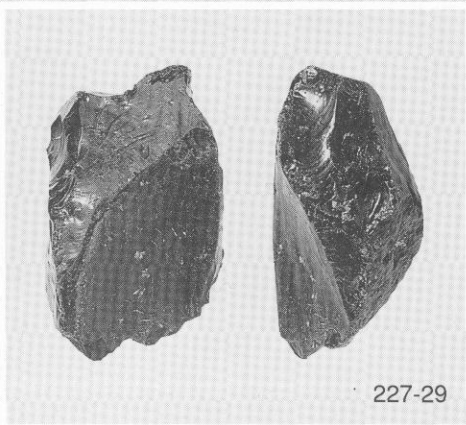


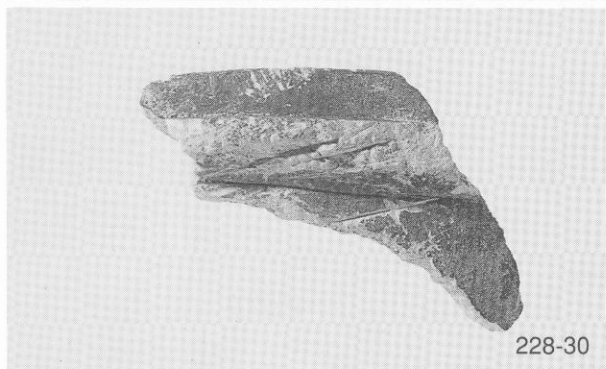




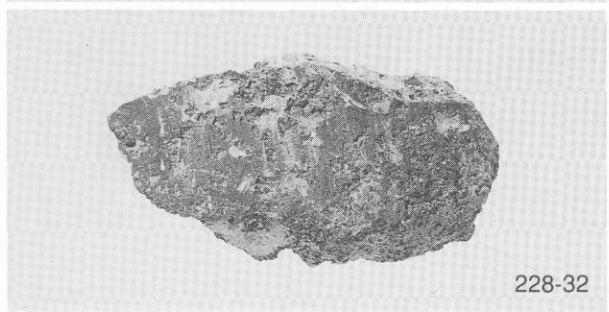


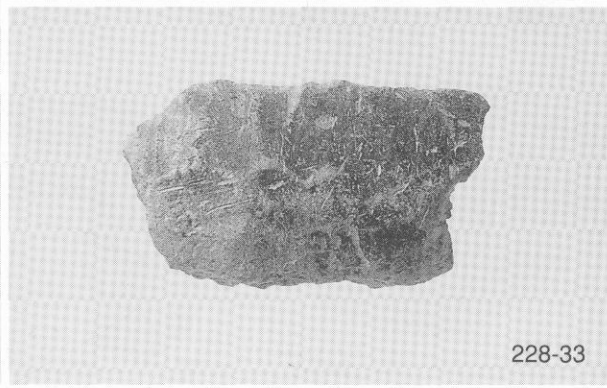




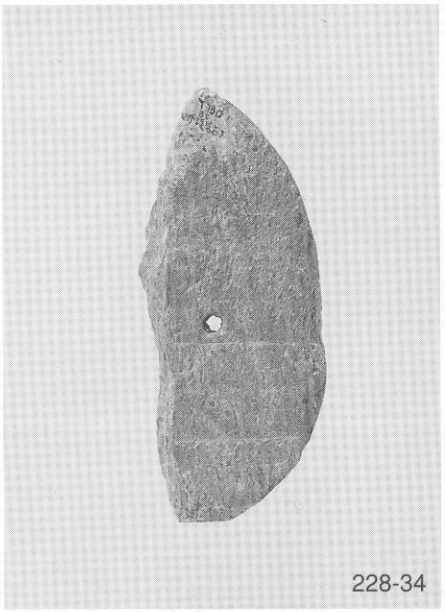




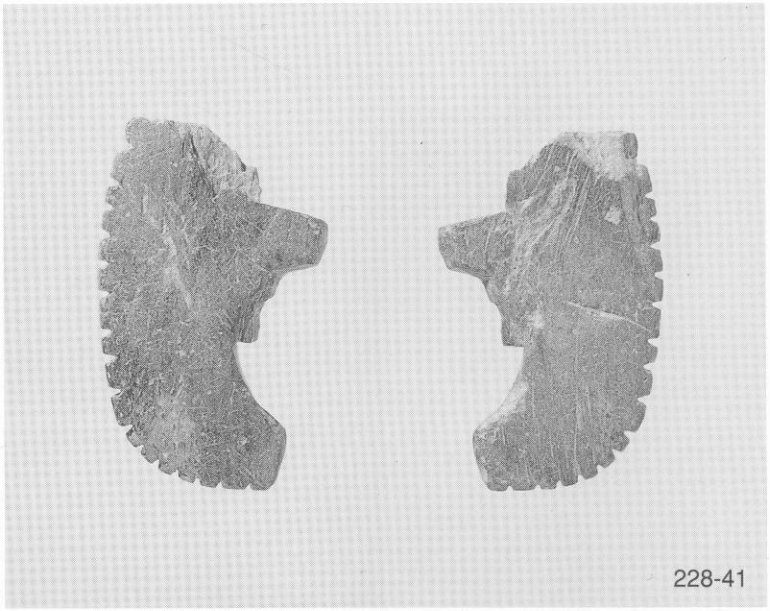




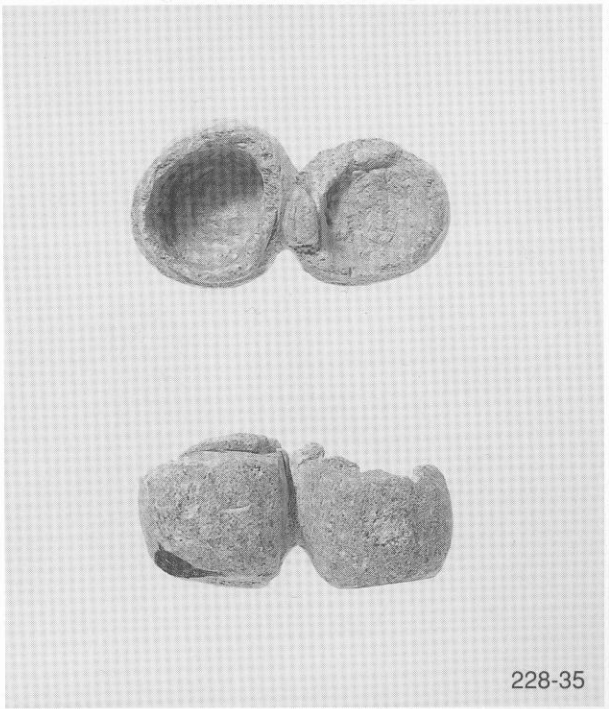
打製石鏃・石匙・掻器・石核・滑石製石鍋



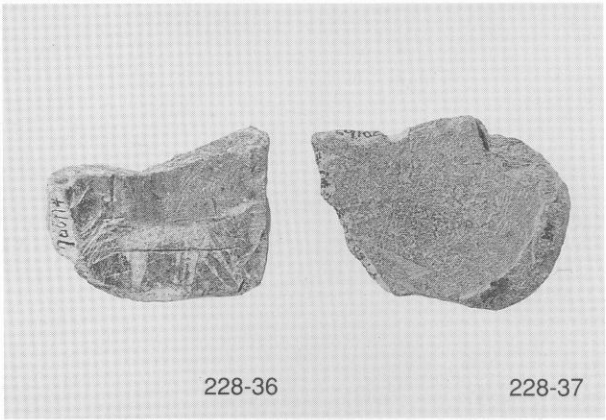
228-34



228-41



228-35



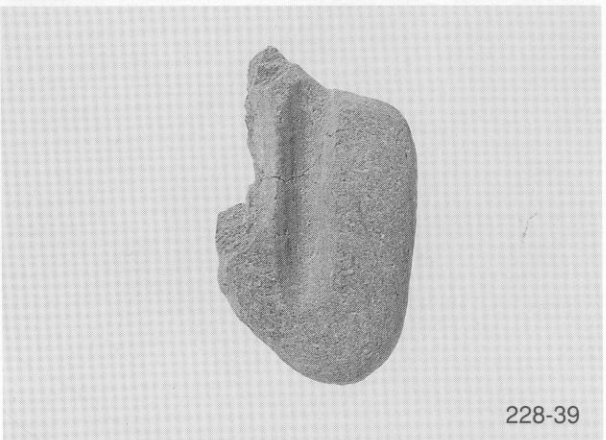
228-36 228-37



228-38



228-40

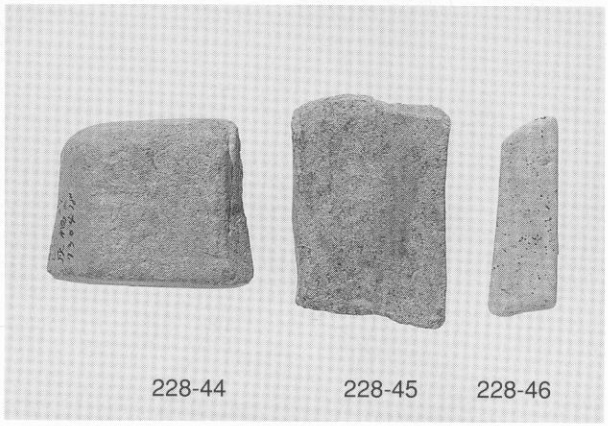


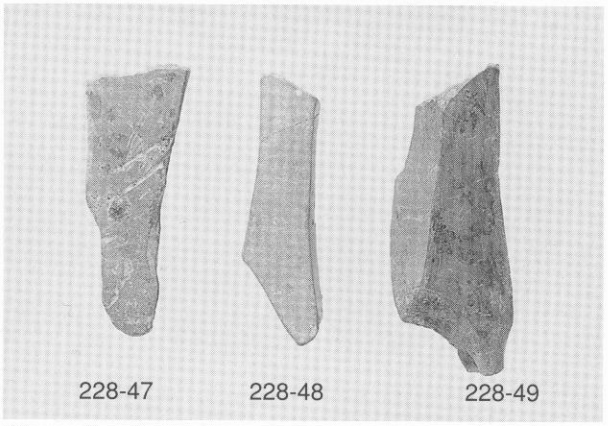
228-39

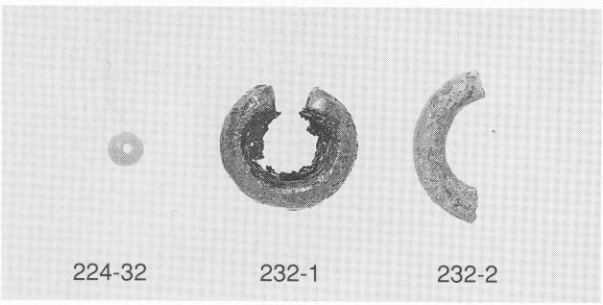
滑石製品各種・他石製品・条溝砥石

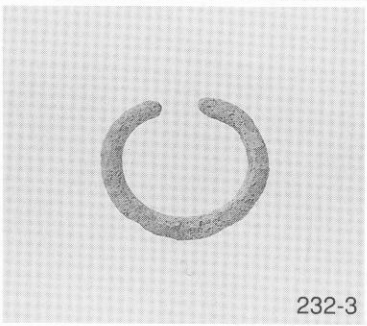

228-42

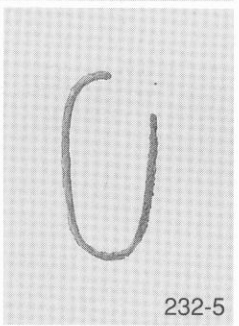

228-43

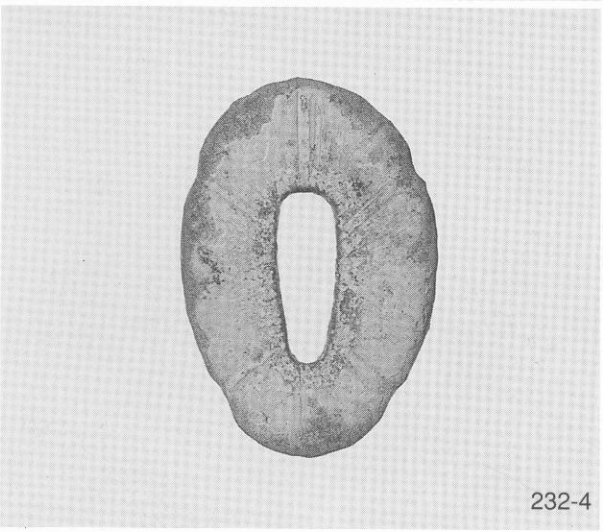

228-44 228-45 228-46

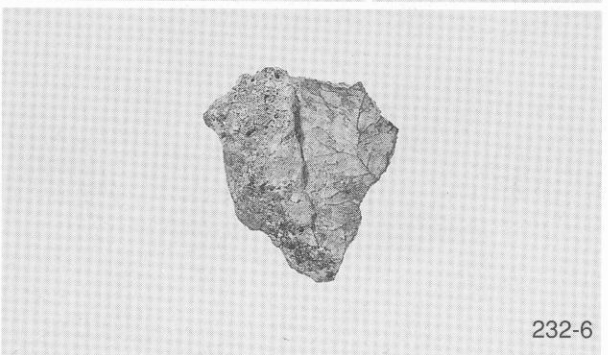

228-47 228-48 228-49


224-32 232-1 232-2

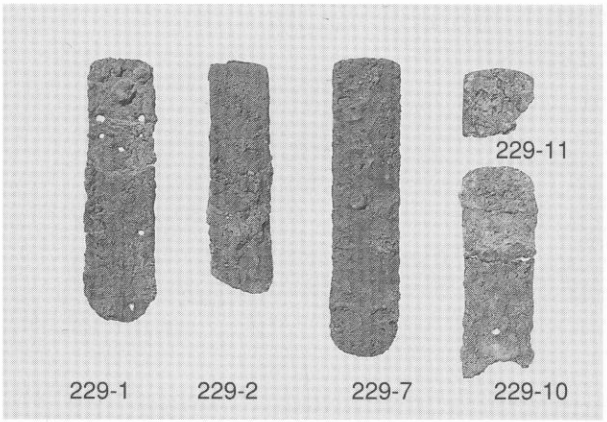

232-3

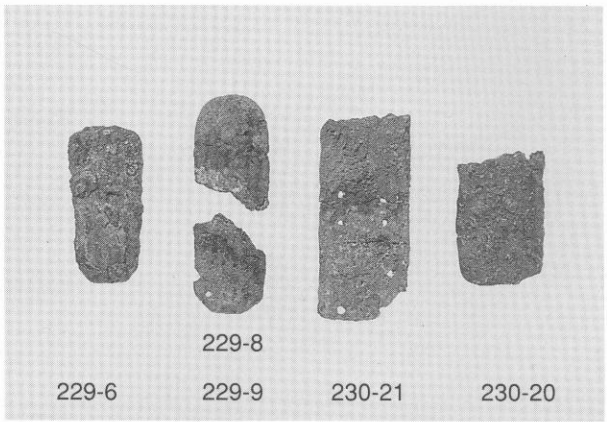

232-5

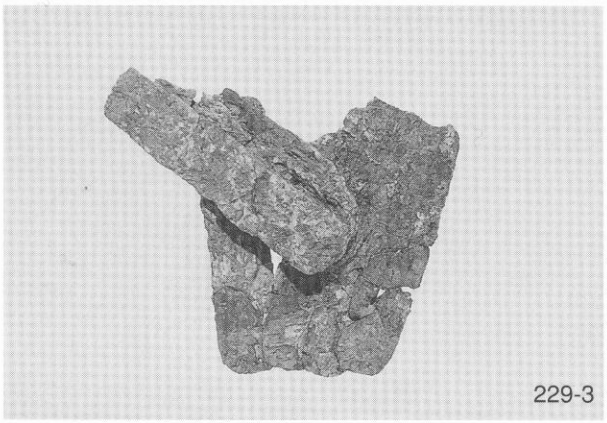

232-4

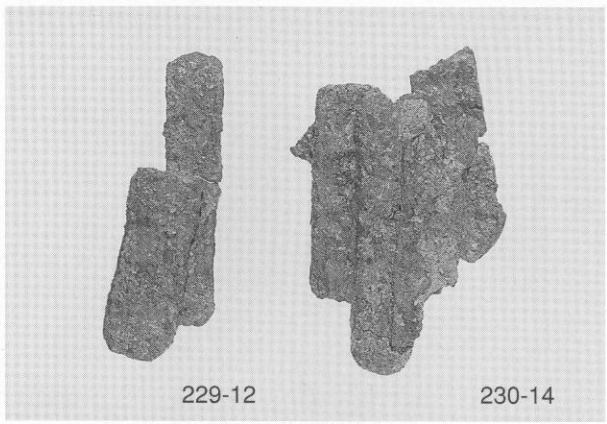

232-6

石製鋳型・砥石・ガラス丸玉・耳環・銅製刀装具等

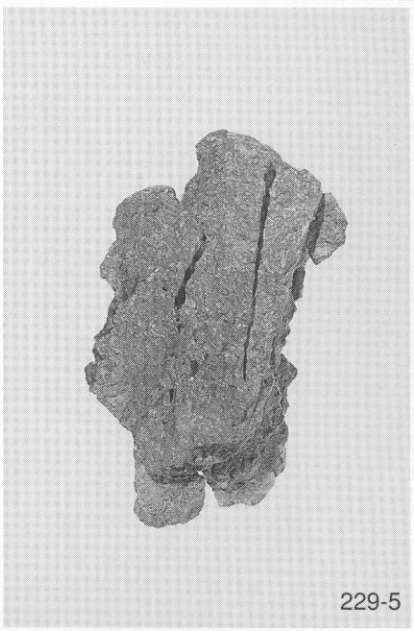

229-11
229-1
229-2
229-7
229-10

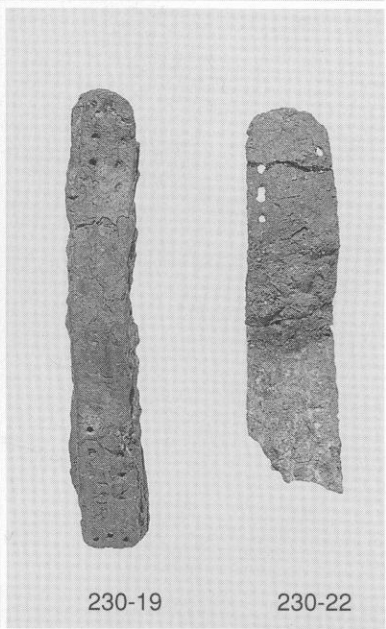

229-8
229-6
229-9
230-21
230-20

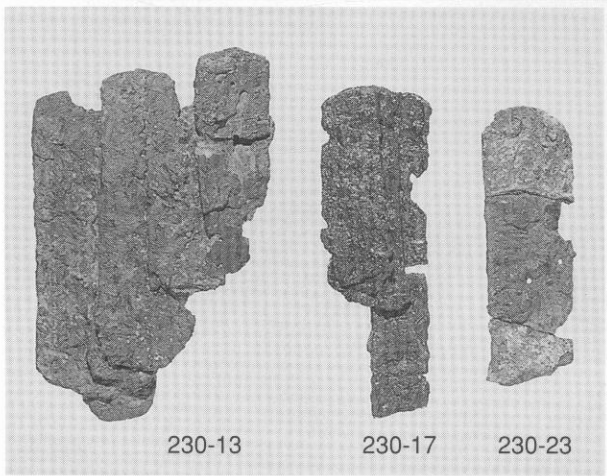

229-3

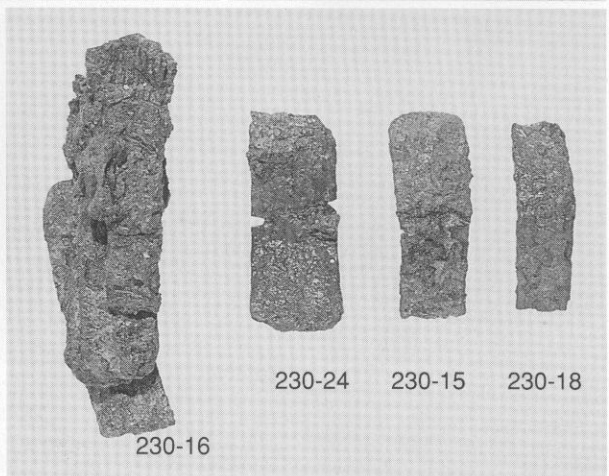

229-12
230-14


229-4


229-5


230-19
230-22


230-13
230-17
230-23

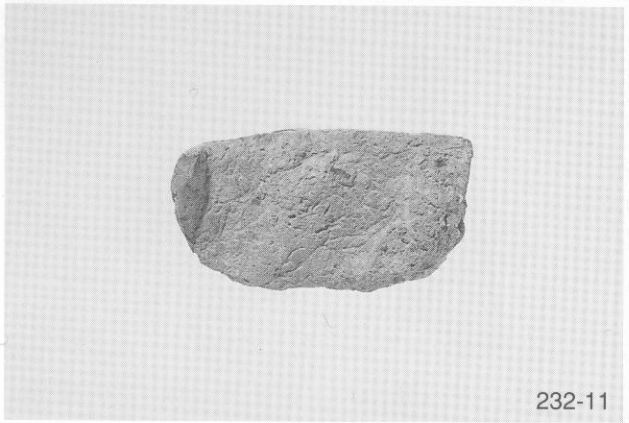

230-24
230-15
230-18
230-16

挂 甲 鉄 札

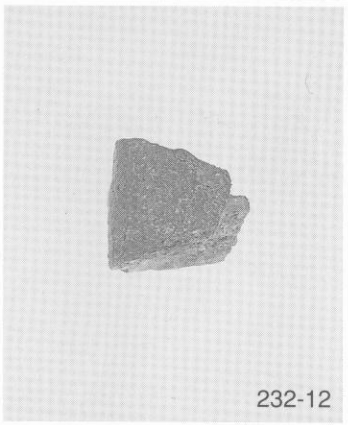

232-7


232-8


232-9

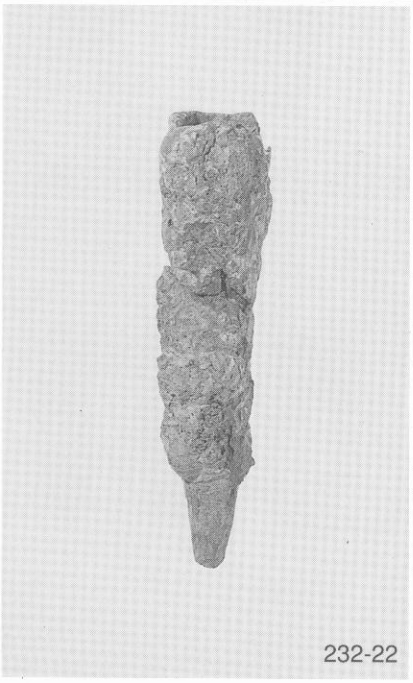

232-11


232-17 232-10


232-12


232-13

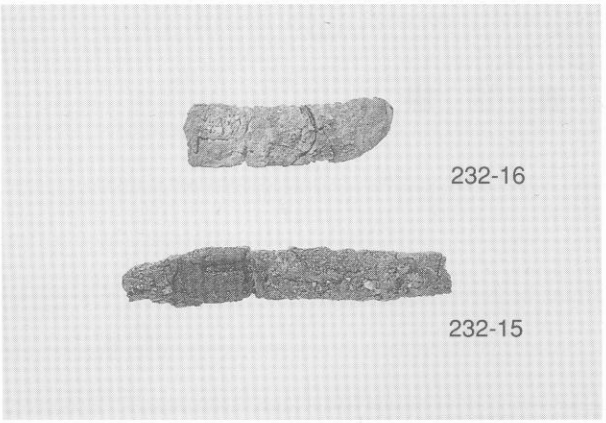

232-14


232-22

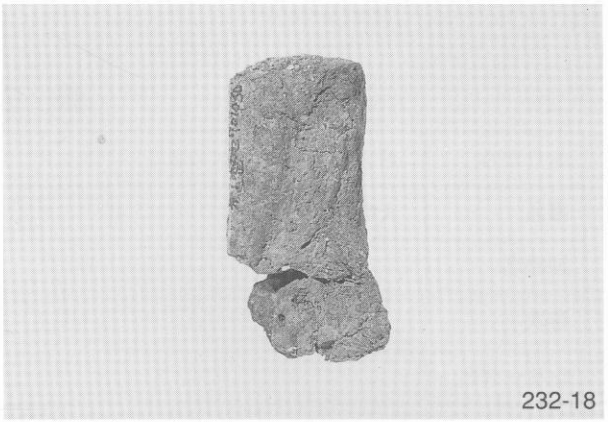

232-23

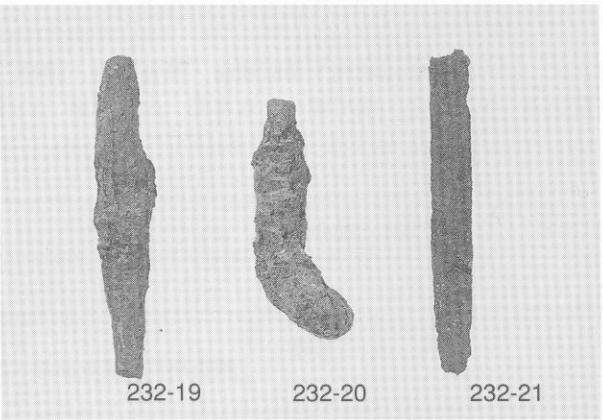

232-24

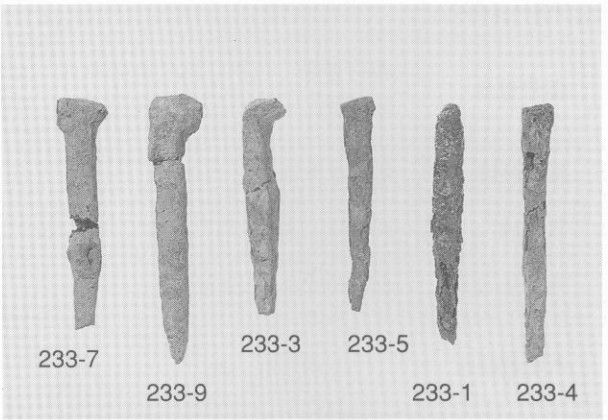
鉄製刀装具・鉄製飾板・鉄鎌・鉄製石突・鉄製工具等・鉄滓

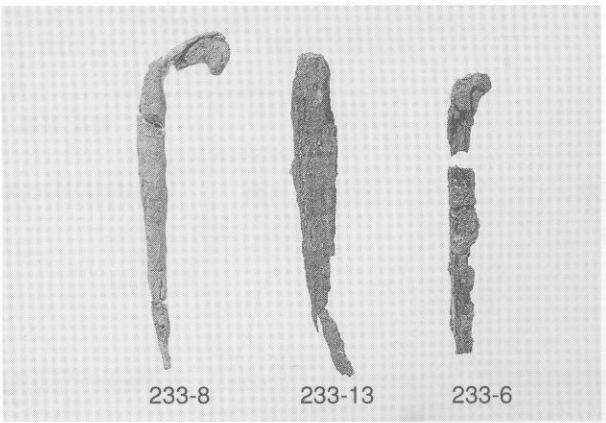

232-16

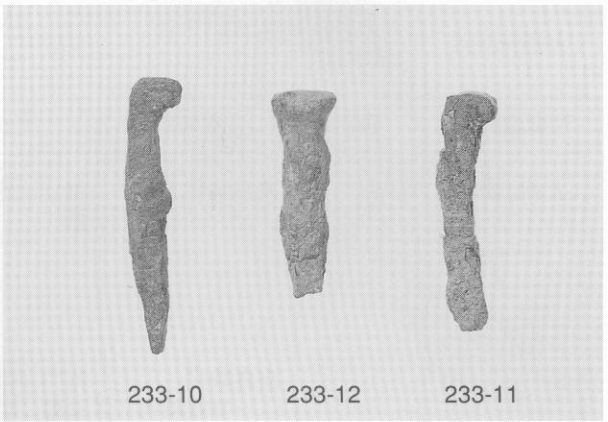
232-15

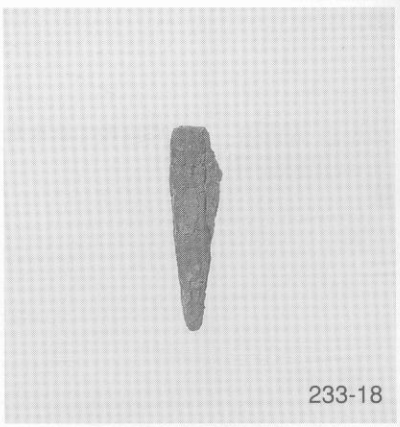

232-18


232-19 232-20 232-21

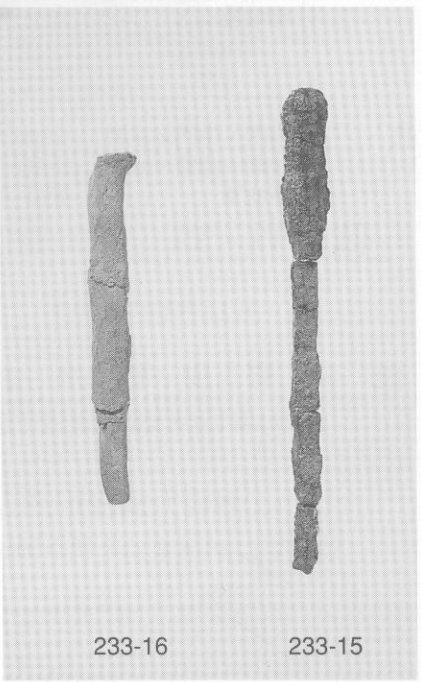

233-7 233-9 233-3 233-5 233-1 233-4


233-8 233-13 233-6


233-10 233-12 233-11


233-18

鉄刀子・鉄斧・鉄工具・鉄釘各種


233-16 233-15


233-14 233-17

報 告 書 抄 録

ふりがな	だざいふせいちょうあと
書名	大宰府政庁跡
副書名	
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	赤司善彦・石松好雄・伊東隆夫・大澤正己・岡寺良・小田和利・栗原和彦・酒井芳司・澤村仁・杉原敏之・須崎民雄・高倉洋彰・横田賢次郎・中間研志・松川博一・八木充・山本輝雄（50音順）
編集機関	九州歴史資料館
所在地	〒818-0118　福岡県太宰府市石坂4丁目7番1号　TEL（092）923-0404
発行年月日	西暦2002年3月31日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号	° ′ ″	° ′ ″			
大宰府政庁跡	太宰府市観世音寺4丁目1553-2他	40221	210045	33° 30′ 42″	130° 31′ 03″	681203～000204	9,710m²	計画調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
大宰府政庁跡	官衙	飛鳥時代	掘立柱建物　8棟 柵　11条	土師器・須恵器・木簡	大宰府創設期の遺構
		奈良時代～平安時代	南門・中門・正殿・後殿・脇殿・回廊・築地等	土師器・須恵器・陶磁器・土製品・瓦・金属製品・木製品・木簡	大宰府政庁第Ⅱ期遺構
		平安時代	南門・中門・正殿・後殿・脇殿・回廊・築地等	土師器・須恵器・陶磁器・土製品・瓦・金属製品・木製品・木簡	大宰府政庁第Ⅲ期の遺構

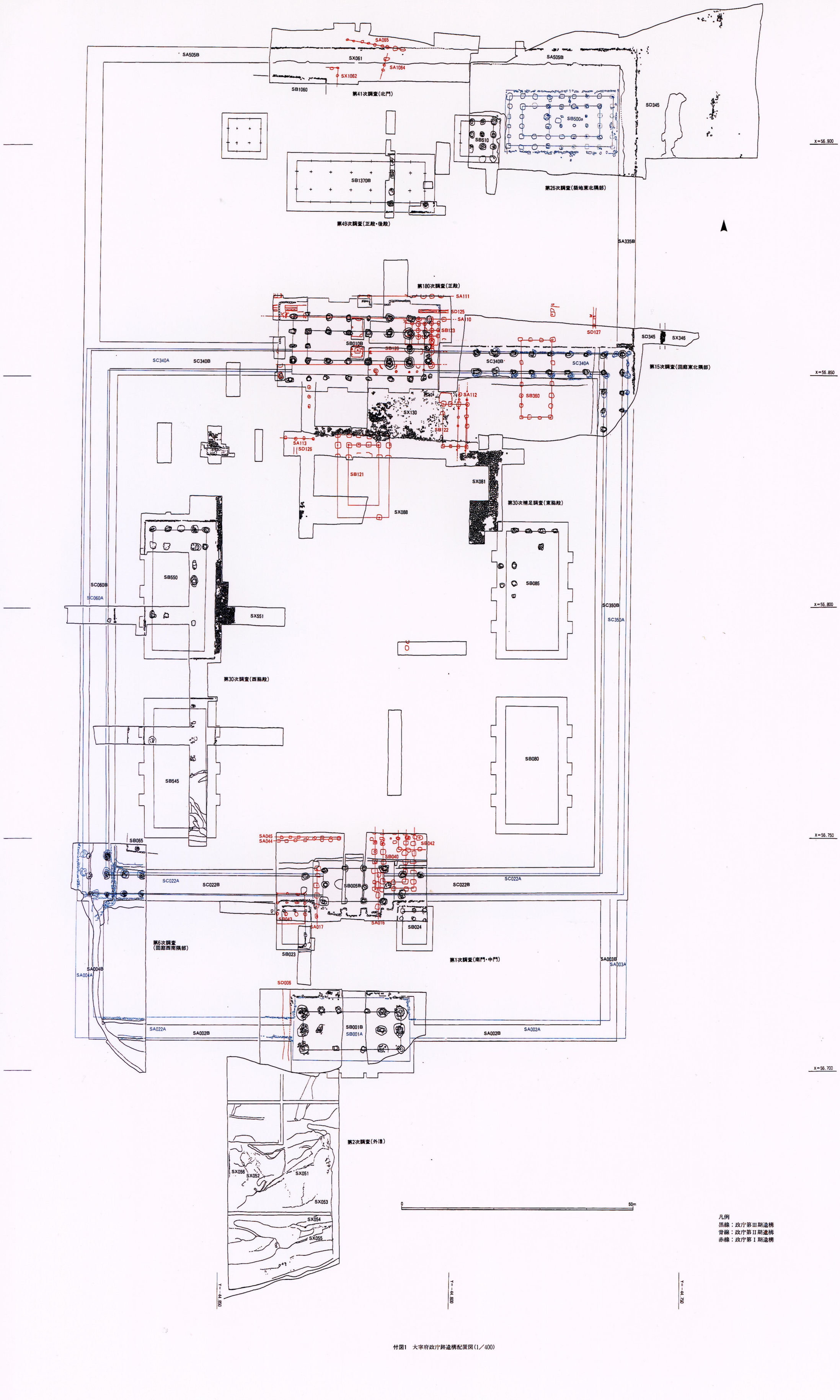
福岡県行政資料	
分類番号 ＪＨ	所属コード 2117104
登録年度 13	登録番号 0002

大宰府政庁跡

平成14年3月31日

発行　九州歴史資料館
太宰府市石坂4丁目7番1号

印刷　大成印刷株式会社
福岡市博多区東那珂3丁目6-62



付図1　大宰府政庁跡遺構配置図(1／400)